明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報　号外

平成六年十二月二日

○第百三十一回国会　衆議院会議録　第十五号（一）

平成六年十二月二日（金曜日）

議事日程　第十号
平成六年十二月二日
午後一時開議
第一　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
第二　著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　農産物価格安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第八　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（内閣提出）
第九　原子爆弾被爆者援護法案（粟屋敏信君外六名提出）
第十　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
日程第二　著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　農産物価格安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第六　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第七　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第八　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（内閣提出）
世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議案（仲村正治君外二十一名提出）
日程第九　原子爆弾被爆者援護法案（粟屋敏信君外六名提出）
日程第十　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（内閣提出）
会期延長の件

午後一時四分開議

○議長（土井たか子君）　これより会議を開きます。

日程第一　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
日程第二　著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　農産物価格安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第六　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第七　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第八　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（内閣提出）

○議長（土井たか子君）　日程第一、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件、日程第二、著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案、日程第四、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案、日程第五、農産物価格安定法の一部を改正する法律案、

日程第六、特許法等の一部を改正する法律案、日程第七、関税定率法等の一部を改正する法律案、日程第八、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案、右八件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長佐藤孝行さん。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

農産物価格安定法の一部を改正する法律案及び同報告書

特許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔佐藤孝行君登壇〕

○佐藤孝行君　ただいま議題となりました八案件につきまして、世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、各案件の概要について、世界貿易機関設立協定から申し上げます。

貿易自由化と貿易ルールの強化を目指して一九八六年九月に開始されたガットのウルグアイ・ラウンド交渉は、昨年十二月に妥結し、本年四月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会合において、交渉の成果を取りまとめた本協定等を添付した最終文書への署名が行われました。

本協定は、世界貿易機関を設立し加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供すること、関税その他の貿易障害を軽減し、国際貿易における差別待遇を廃止すること等を目的とするものであり、従来のガットが対象としていた物品の貿易に加え、サービス、知的所有権といった新しい分野を含む幅広い分野について規律を策定し、貿易ルールについて定める諸協定をすべて附属書に取り入れ単一の国際約束に取りまとめ、一方的措置への規律の強化を初め紛争解決手続を改善強化しようとするものであります。

次に、この協定の実施等に伴う国内法の整備について申し上げます。

まず、著作権法及び万国著作権条約実施特例法改正案は、協定により我が国が保護の義務を負う実演、レコード及び放送を著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送として追加することとするものであります。

次に、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法改正案は、すべての乳製品の国境措置が関税化されること等に対処し、畜産振興事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備しようとするものであります。

次に、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法改正案は、繭及び生糸の国境措置が関税化されること等に対処し、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行う生糸の輸入に係る調整の業務を整備しようとするものであります。

次に、農産物価格安定法改正案は、でん粉の国境措置が関税化されること等に対処し、政府が買い入れたでん粉等の売り渡しに係る規定を整備しようとするものであります。

次に、特許法等改正案は、協定に対応して、特許期間を出願日から二十年とし、ブドウ酒等の地理的表示の保護を強化する等の措置を講ずるとともに、日米合意等を踏まえて、外国語書面により特許出願ができる制度及び特許後に異議申し立てを行う制度を創設する等、工業所有権制度を整備しようとするものであります。

次に、関税定率法等改正案は、農産物のうち現在行っている輸入制限等を関税化する品目について、関税率の引き上げ及び関税割り当て制度等を導入するなど所要の改正を行うとともに、現行の実行税率となっている関税率水準を原則として基本税率とするものであります。

最後に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案は、近年における米穀の生産、流通、消費をめぐる諸情勢の大きな変化並びに協定の実施に伴う新たな国際的規律に対応するため、今後とも米穀の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ、生産者の自主性を生かした稲作生産の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等が図られるよう、食糧管理法を廃止するとともに、新たな制度を構築しようとするものであります。

以上各案件は、本院に提出され、去る十一月二日本会議において各案件を審査するための本特別委員会が設置され、引き続き趣旨説明及びこれに対する質疑が行われました。

本委員会においては、同月七日各案件について政府からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、十七日質疑に入り、二十八日には公聴会、また、同日委員を福島市に派遣して、いわゆる地方公聴会を開催し、有識者から意見を聴取するなど慎重な審査が行われました。その詳細については、会議録に譲ることといたします。

かくて、昨十二月一日質疑を終了し、引き続き討論の後、採決を行いました結果、世界貿易機関設立協定は多数をもって承認すべきものと議決し、著作権法及び万国著作権条約実施特例法改正案及び特許法等改正案は全会一致をもって、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法改正案外四法律案は多数をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土井たか子君）　これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土井たか子君）　起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第二及び第六の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井たか子君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三ないし第五、日程第七及び第八の五案を一括して採決いたします。

五案の委員長の報告はいずれも可決であります。五案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土井たか子君）　起立多数。よって、五案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

仲村正治君外二十一名提出、世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（土井たか子君）　山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井たか子君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議案（仲村正治君外二十一名提出）

○議長（土井たか子君）　世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。仲村正治さん。

世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議案

〔本号(二)に掲載〕

〔仲村正治君登壇〕

○仲村正治君　ただいま議題となりました世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議案につきまして、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び民主新党クラブを代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議案

本院は、世界貿易の発展並びに自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益等を慎重に考慮し、農業協定を含む世界貿易機関設立協定を承認し、また、これに関連する国内法を可決した。しかしながら、これに伴い、農業をはじめとする分野で少なからぬ影響が生ずるおそれがある。

よって政府は、これらの影響を極力緩和し新たな国際環境に対応し得る構造を構築するとともに、特に農業については、予算措置について特別の配慮を払う等万全の国内対策を講ずるほか、食料自給力の強化、食品の安全性の確保等を図り、国民生活の安定に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

以上であります。

我が国は、ガット体制のもとで自由主義経済の恩恵を受け、戦後の廃虚の中から奇跡的に国家の再建に成功し、今や世界経済をリードする主要先進国の一員となる等、目覚ましい経済発展を遂げてまいりました。

しかしながら、戦後四十数年、国際貿易の拡大と進展は目覚ましく、ガットにかわる新たな国際機関設立の必要性が論じられ、一九八六年九月、プンタデルエステ宣言に始まったウルグアイ・ラウンド交渉は、各国のさまざまな利害を乗り越えた末、本年四月、ガットにかわる新たな自由貿易体制を維持強化するための世界貿易機関設立をうたったマラケシュ宣言をもって、その七年七カ月の交渉に幕をおろしました。

世界貿易機関すなわちＷＴＯを設立する今回の協定は、従来のガットが扱ってきた物の貿易に加え、サービス、知的所有権、紛争解決の強化といった分野を取り込み、新たな自由貿易の枠組みをつくるものであります。

ＷＴＯのもとでは、今後、先進国と途上国との対立の調整が必要となる「貿易と環境」「貿易と労働」という新たなテーマの確立作業が予定されるなど、我が国としてもかかる重要な課題に積極的に関与し、先進国として、また、アジアの一員という立場を生かしつつ、ＷＴＯの今後の活動に積極的に参加すべきものと考えます。

一方、我が国内に目を転じますと、米のミニマムアクセスを受け入れるなどにより、農業を初めとする分野で少なからぬ影響が生ずるおそれがあります。このため、特に農業分野においては、政府が六カ年で六兆百億円の事業費をもって講ずる予定の農業合意関連対策について予算に特別の配慮を払うなど万全を期し、これらの影響の緩和と新たな国際環境に対応した農業構造の構築を図ることが不可欠であります。

また、主要先進国が食糧自給率を向上させているのに対し、我が国の食糧自給率は低下しており、人口問題や地球環境問題を考慮した場合、このような事態はまさに憂慮すべきことであります。

このような状況を踏まえて、政府としては、引き続き、基礎的食糧である米は国内自給を基本とするとともに、その他の農産物についても可能な限り国内生産を維持拡大するように努め、食糧自給力の強化を図るべきであります。

さらに、輸入農産物の増大が予想される中、国民に安全・新鮮な食糧の安定供給を図る観点から食品の安全性の確保に従来以上に意を用いるなど、国民生活の安定に遺憾なきを期する必要があるものと考えます。

本院におきましては、過去、第九十一回国会において「国民生活の安全保障体制として食糧自給力の強化を図る」、第百一回国会において「国民生活安定のため、食糧自給の方針を堅持する」、第百十三回国会において「米国内の我が国に対する自由化要求の動きは、極めて遺憾であり、認められない」との決議を行ってまいりました。

今般、世界貿易機関設立協定の承認に当たり、本院としての決意を表明すべきものと考える次第であります。

以上、万全の体制で国民生活と農業経営の安定が図られますよう心から希望いたしまして、本決

議案の趣旨説明とさせていただきます。
何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（土井たか子君）　採決いたします。
本案に賛成の皆さんの起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（土井たか子君）　起立多数。よって、本案は可決いたしました。
この際、農林水産大臣から発言を求められております。これを許します。農林水産大臣大河原太一郎さん。
〔国務大臣大河原太一郎君登壇〕
○国務大臣（大河原太一郎君）　ただいまの御決議に対しまして所信を申し述べます。
政府といたしましては、世界貿易機関設立協定の受諾等に伴い、所要の農業対策を講ずるなど、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、遺憾のないよう対処してまいりたいと考えております。（拍手）

日程第九　原子爆弾被爆者援護法案（粟屋敏信君外六名提出）
日程第十　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（内閣提出）
○議長（土井たか子君）　日程第九、原子爆弾被爆者援護法案、日程第十、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。厚生委員長岩垂寿喜男さん。

原子爆弾被爆者援護法案及び同報告書
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

〔岩垂寿喜男君登壇〕
○岩垂寿喜男君　ただいま議題となりました二法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。
まず、粟屋敏信君外六名提出、原子爆弾被爆者援護法案について申し上げます。
本案は、国家補償的配慮に基づき、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずるとともに、原子爆弾による死没者のとうとい犠牲を銘記するための事業を行うことを目的とするものであり、その主な内容は、
第一に、健康管理及び医療の給付を行うこと、
第二に、所得制限を設けない被爆者年金を支給すること、
第三に、葬祭料制度の発足前に亡くなられた原子爆弾死没者の遺族に対し、国家的関心の表明として、また、核兵器廃絶の祈りを込めて、特別給付金として十万円を二年以内に償還すべき国債をもって交付すること、
第四に、福祉事業として、相談事業、居宅生活支援事業及び養護事業を行うこと、
第五に、原子爆弾によるとうとい犠牲を銘記し、かつ、恒久平和を祈念するための平和祈念事業を行うこと、
第六に、厚生大臣の諮問機関として原子爆弾被爆者援護審議会を設けること、
第七に、都道府県の事業に要する費用に対する補助及び放射線影響研究所に対する補助について法定化すること
等であります。
本案は、去る十一月二十五日の本会議において趣旨説明が行われ、同日付託となり、同日の厚生委員会において提出者斉藤鉄夫君から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十九日には参考人の意見を聴取し、その後広島及び長崎に委員を派遣し、三十日には現地において意見を聴取するなど慎重かつ熱心な審査を行い、昨日の委員会において質疑を終了し、討論の後、採決の結果、本案は賛成少数をもって否決すべきものと議決した次第であります。
次に、内閣提出、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について申し上げます。
本案は、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、恒久平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原爆死没者のとうとい犠牲を銘記するための事業を行うことを目的とするものであり、その主な内容は、
第一に、特に前文を設けて、法制定の趣旨を明らかにするとともに、国の責任において総合的な被爆者対策を実施することを明確にすること、
第二に、被爆者であって、広島及び長崎で被爆し葬祭料制度の対象となる前に死亡した者の遺族である方に対し、特別葬祭給付金を支給すること、
第三に、国は、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験を次の世代に伝えるとともに、原爆死没者の方々に対する追悼の意をあらわす事業を行うこと、
第四に、現行制度における各種の手当等につきましては引き続き支給することとしておりますが、健康管理手当等の手当に現在設けられている所得制限を撤廃すること、
第五に、福祉事業の実施及び補助を法定化するとともに、放射能影響について調査研究の促進のための規定の整備を図ること
等であります。
本案は、去る十一月二十五日の本会議において趣旨説明が行われ、同日付託となり、同日の厚生委員会において井出厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十九日には参考人の意見を聴取し、その後広島及び長崎に委員を派遣し、三十日には現地において意見を聴取するなど慎重かつ熱心な審査を行い、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、日本共産党より、本案に基づく各種の給付は国家補償として行うこととすること等を内容とする修正案が提出され、討論の後、採決の結果、修正案は賛成少数で否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（土井たか子君）　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。石田祝稔さん。
〔石田祝稔君登壇〕

○石田祝稔君　私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者援護法案二法案につきまして、改革を代表して、改革案に賛成、政府案に反対の立場から、討論を行います。

両法案は、現行二法を一本化して被爆者援護法とすること、各種手当の所得制限を撤廃することなど、基本的な骨格では類似したものとなっています。

しかしながら、被爆者の最も強い要求である国家補償に関しては、政府案は前文に「国の責任」という意味不明の言葉を入れることで妥協を図っており、現行二法の条文を単につなぎ合わせただけの内容になってしまっているのであります。与党が政権維持を最優先し、被爆者援護法の最も重要な精神を捨て去ってでき上がったのが政府案であると言わなければなりません。

社会党の従来からの強い主張であった国家補償の精神は一体どこに行ってしまったのでありましょうか。厚生委員会で行った広島、長崎での地方公聴会でも、「国の責任」というわけのわからない言葉には到底納得できないという被爆者の強い意見が出されたのであります。

良識ある議員の皆さん、みずからの公約を捨て去り、被爆者の願いに背を向けるこのような姿勢に、国民の代表として良心の痛みを感じないのでしょうか。みずからの理念まで捨てて維持すべき政権の価値とは、何なのでありましょうか。

十七世紀のイギリスの詩人ミルトンは「やむを得ずというのは圧制の口実である」と述べました。政権維持のためやむを得ず税制改正や年金改正で妥協し、この被爆者援護法まで自民党の主張にすり寄ってしまった社会党に、残るものは一体何なのでしょうか。社会党は、自民党と政権を共有することによって得るものは何もなく、自民党の復権に手をかしていることをこの法案は明確に示しているのであります。

改革案は、この点に関し、最高裁の判例を援用し、「国家補償的配慮に基づき、」援護措置を講ずることとしており、被爆者の願いと法律の体系とのぎりぎりの接点を探ったものとして私は高く評価されるべきものと確信をいたしております。（拍手）

政府案に反対する第二の理由は、政府案は、特別葬祭給付金を被爆者手帳を所持する遺族に支給することとされており、これでは、被爆者の間に支給を受ける者と受けない者という新たな不公平を生じてしまい、被爆によって亡くなったみたまの尊厳を傷つける結果となってしまうからであります。

さらに、現在の葬祭料は、遺族のうち葬祭を行う者一人に対して支給されていますが、今回の政府案は、手帳を所持する二親等内の遺族全員に対し支給するものとしています。これは現行制度と比較して著しく均衡を欠く措置であり、特別措置法以後の事案についても同様の措置を講じなければ整合性を欠いてしまいます。

このような被爆者を分断する措置に反発して、ある被爆者は「自分はこの特別葬祭給付金をもらう資格があるが、もらえない遺族の気持ちを考えると、到底、申請する気持ちにはなれない」と、受け取り拒否を明言しているのであります。

改革案では、この問題を解決するため、新たに創設する特別給付金は、特別措置法制定以前に亡くなったすべての原爆被爆者の遺族に支給することとしており、政府案のような新たな不公平や問題は生じないものとなっております。

最後に、この法案提案に至る経緯について触れたいと思います。

被爆者援護法は、被爆者団体の要望にこたえる形で、社会党を中心とした当時の野党共同法案が何回も提出され、参議院では、その国家補償の精神に基づく法案が、社会党ももちろん賛成して、二回可決されたのであります。

昨年の細川内閣発足に当たり、自民党政権下では実現できなかった最重要な課題として、社会党が提唱して、被爆者援護法に関する旧連立与党のプロジェクトチームが設置されました。改革案は、このような経緯から、もともとの社会党案を基礎にしつつ、慎重な討議を踏まえてつくられたものであり、法律的な整合性を図る観点から、国家補償的配慮に基づく援護措置を講ずるものとしたものであります。

昭和四十九年に被爆者援護法が本院に初めて提案されてから今日まで、二十年にわたる長い期間、この問題の解決に向けて積極的に取り組んでこられた社会党の関係議員の長年の御努力には敬意を表します。これまでの皆さんの努力を無にしないためにも、政権維持のためやむを得ず政府案に賛成することなく、党の立場を超えて、「国家補償」という言葉を盛り込んだ改革案に賛成していただくよう強くお願いを申し上げまして、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（土井たか子君）　衛藤晟一さん。

〔衛藤晟一君登壇〕

○衛藤晟一君　私は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけを代表して、ただいま議題となっております政府提案の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案につきまして賛成の討論を行い、改革提出の原子爆弾被爆者援護法案に対しては反対の討論を行うものであります。（拍手）

我が国は、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界恒久平和の確立を全世界に訴え続けてまいりました。また、被爆者の方々に対しましては、医療の給付、手当等の支給を初めとする各般の施策を講じ、その健康の保持増進と福祉を図ってきたところでありますが、高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の施策を充実発展させた総合的な対策を講ずることが強く求められてきております。

政府案は、こうした状況を踏まえ、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原爆死没者のとうとい犠牲を銘記するためのものであります。

具体的には、特に前文を設け、国の責任において総合的な被爆者対策を実施することを明確にするほか、特別葬祭給付金の支給、平和を祈念するための事業の実施、諸手当に係る所得制限の撤廃、福祉事業の実施及び補助の法定化並びに調査研究の促進などをその内容としており、被爆者対策を大きく前進、充実させるものであります。

特に、原爆死没者の方々全体に対して、国として弔意を表し、恒久の平和を念願する観点から、平和を祈念するための事業の実施を法律上規定したことは画期的なものであると考えます。（拍手）

さらに、こうした死没者全体に対する慰霊とあわせ、被爆者対策の充実を見るまでの間に亡くな

られた方が経験された苦難は想像に余りあるものがあることから、自分自身も被爆者としてこうした死没者の苦難をともに経験され、いわば二重の犠牲を払ってこられた遺族の方に対しては、特別葬祭給付金を支給することとし、その特別の不安や精神的苦悩を和らげることとしている点は高く評価できるものであります。

被爆後五十年という節目の年を迎えるに当たり、こうした法律が制定されることはまことに時宜を得たものであり、私どもといたしましては、本案に賛意を表するものであります。

次に、改革の提出された原子爆弾被爆者援護法案につきましては、政府案と比較した場合、幾つかの問題点があると考えております。

まず、前文において、政府案が「国の責任において、」との表現をとっているのとは異なり、改革案では「国家補償的配慮に基づき、」とされております。「国家補償」という用語については、不法行為責任に基づく国家賠償、適法行為に基づく損失補償、使用者として行う補償及び結果責任に基づく補償といった多くの意味があり、その意味するところは必ずしも明らかではありません。改革の皆さんは、昭和五十三年の最高裁判決や昭和五十五年の原爆被爆者対策基本問題懇談会報告書で「国家補償」の語が用いられていることから、本法案の場合も「国家補償」の意味するところは明確であると主張されていますが、判決や報告書全体で意味内容を明らかにできる場合に「国家補償」の語を用いることはできても、簡明で紛れの生じにくい表現が求められる法文においては、こうした用語を用いることは不適切であり、改革の皆さんも否定しておられる国の戦争責任に基づく補償と受け取られる可能性の強いものであります。

一方、政府案においては、前文に「国の責任において、」の表現を盛り込んでいますが、これは、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割を明確にし、被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずるという国の姿勢を、新法全体を通じる基本原則として明らかにしたものであり、被爆者対策における国の役割を積極的に位置づけたものとして評価することができるものです。

また、改革案では、原爆死没者の遺族に特別給付金を支給することとされており、これは改革案の柱となる施策として位置づけられておりますが、この給付金の趣旨や性格については明確な説明が行われておりません。この点で、政府案における特別葬祭給付金は、生存被爆者対策の枠組みの中で、被爆者の方のいわゆる二重の苦しみに着目して支給するものであるとの趣旨が明らかにされております。

さらに、制度の仕組み自体を見ても、改革案では、一人の死没者について、その遺族の間で優先順位の高い一人だけが受給できる仕組みであるのに対し、政府案では対象となる遺族全員が受給できることとなっており、この点でも政府案の方がすぐれたものであると考えます。

このように、改革案には幾つかの基本的な問題点があり、私どもといたしましては、本案に反対の意を表するものであります。（拍手）

なお、最後になりましたが、広島、長崎において原爆の惨禍の犠牲となられた方々を初めとして、さきの大戦における多くの方々の犠牲の上に今日の平和が開かれたことを深く心に刻み、改めて心から御冥福を申し上げるとともに、哀悼の意を表する次第であります。

さらに、人類史上初めて原子爆弾の惨禍を経験され、半世紀近くを経た今なおその後遺症に苦しんでおられる被爆者の方々に思いをいたしますと、まことに胸の張り裂ける思いであります。心からの御慰労の気持ちを申し上げます。

今回のこの画期的な政府案をもとに、今後とも被爆者対策の一層の充実に全力を尽くしてまいることをお誓いして、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（土井たか子君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（土井たか子君）　これより採決に入ります。

まず、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土井たか子君）　起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土井たか子君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（土井たか子君）　この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十四分休憩

午後十時四十分開議

○議長（土井たか子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会期延長の件

○議長（土井たか子君）　会期延長の件につきお諮りいたします。

本国会の会期を十二月九日まで六日間延長いたしたいと存じ、これを発議いたします。

採決いたします。

会期を十二月九日まで六日間延長するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土井たか子君）　起立多数。よって、会期は六日間延長することに決まりました。（拍手）

○議長（土井たか子君）　本日は、これにて散会いたします。

午後十時四十一分散会

出席国務大臣

外務大臣　河野　洋平君
大蔵大臣　武村　正義君
文部大臣　与謝野　馨君

厚生大臣　井出　正一君
農林水産大臣　大河原太一郎君
通商産業大臣　橋本龍太郎君

○議長の報告

（議決通知）

一、昨一日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、昨一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任		補欠	
塩崎	恭久君	斎藤	文昭君
森井	忠良君	秋葉	忠利君
秋葉	忠利君	森井	忠良君
斎藤	文昭君	塩崎	恭久君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、昨一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員

辞任		補欠	
栗原	博久君	長勢	甚遠君
遠藤	乙彦君	倉田	栄喜君
田名部匡省君		石破	茂君
山本	拓君	矢上	雅義君
長勢	甚遠君	栗原	博久君
石破	茂君	田名部匡省君	
倉田	栄喜君	遠藤	乙彦君
矢上	雅義君	山本	拓君

（議案提出）

一、昨一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

（議案送付）

一、昨一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（第百二十九回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件（第百二十九回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件（第百二十九回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

千九百九十三年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件（第百二十九回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成六年十二月二日

○第百三十一回国会 衆議院会議録 第十五号(二)

〔本号(二)参照〕

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成六年十月二十一日

内閣総理大臣　村山　富市

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この協定は、昭和六十一年九月に開始されたウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果作成されたものであり、世界貿易機関を設立し加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供すること、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止すること等を目的とするものである。我が国がこの協定を締結することは、我が国が世界の主要な貿易国であることにかんがみ、多角的貿易体制の発展に寄与するとともに、我が国の国民生活に多大の利益をもたらすこととなるという見地から極めて有意義であると認められる。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

この協定の締約国は、

貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高水準の実質所得及び有効需要並びにこれらの着実な増加を確保し並びに物品及びサービスの生産及び貿易を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、他方において、経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し、

更に、成長する国際貿易において開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため、積極的に努力する必要があることを認め、

関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、前記の目的の達成に寄与することを希望し、

よって、関税及び貿易に関する一般協定、過去の貿易自由化の努力の結果及びウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉のすべての結果に立脚する統合された一層永続性のある多角的貿易体制を発展させることを決意し、

この多角的貿易体制の基礎を成す基本原則を維持し及び同体制の基本目的を達成することを決意して、

次のとおり協定する。

第一条　機関の設立

この協定により世界貿易機関（ＷＴＯ）を設立する。

第二条　世界貿易機関の権限

1　世界貿易機関は、附属書に含まれている協定及び関係文書に関する事項について、加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供する。

2　附属書一、附属書二及び附属書三に含まれている協定及び関係文書（以下「多角的貿易協定」という。）は、この協定の不可分の一部を成し、すべての加盟国を拘束する。

3　附属書四に含まれている協定及び関係文書（以下「複数国間貿易協定」という。）は、これらを受諾した加盟国についてはこの協定の一部を成し、当該加盟国を拘束する。複数国間貿易協定は、これらを受諾していない加盟国の義務又は権利を創設することはない。

4　附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「千九百九十四年のガット」という。）は、国際連合貿易雇用会議準備委員会第二会期の終了の時に採択された最終議定書に附属する千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定がその後訂正され、改正され又は修正されたもの（以下「千九百四十七年のガット」という。）と法的に別個のものである。

第三条　世界貿易機関の任務

1　世界貿易機関は、この協定及び多角的貿易協定の実施及び運用を円滑にし並びにこれらの協定の目的を達成するものとし、また、複数国間貿易協定の実施及び運用のための枠組みを提供する。

2　世界貿易機関は、附属書に含まれている協定で取り扱われる事項に係る多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する。同機関は、また、閣僚会議の決定するところに従い、多角的貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉のための場及びこれらの交渉の結果を実施するための枠組みを提供することができる。

3　世界貿易機関は、附属書二の紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）を運用する。

4　世界貿易機関は、附属書三の貿易政策検討制度を運用する。

5　世界貿易機関は、世界的な経済政策の策定が一層統一のとれたものとなるようにするため、適当な場合には、国際通貨基金並びに国際復興開発銀行及び同銀行の関連機関と協力する。

第四条　世界貿易機関の構成

1　すべての加盟国の代表で構成する閣僚会議を設置するものとし、同会議は、少なくとも二年に一回会合する。閣僚会議は、世界貿易機関の任務を遂行し、そのために必要な措置をとる。閣僚会議は、加盟国から要請がある場合には、意思決定につきこの協定及び関連する多角的貿易協定に特に定めるところに従い、多角的貿易協定に関するすべての事項について決定を行う権限を有する。

2　すべての加盟国の代表で構成する一般理事会を設置するものとし、同理事会は、適当な場合に会合する。

閣僚会議の会合から会合までの間においては、その任務は、一般理事会が遂行する。一般理事会は、また、この協定によって自己に与えられる任務を遂行する。一般理事会は、その手続規則を定め、及び7に規定する委員会の手続規則を承認する。

3　一般理事会は、紛争解決了解に定める紛争解決機関としての任務を遂行するため、適当な場合に会合する。紛争解決機関に、議長を置くことができるものとし、同機関は、その任務を遂行するために必要と認める手続規則を定める。

4　一般理事会は、貿易政策検討制度に定める貿易政策検討機関としての任務を遂行するため、適当な場合に会合する。貿易政策検討機関に、議長を置くことができるものとし、同機関は、その任務を遂行するために必要と認める手続規則を定める。

5　物品の貿易に関する理事会、サービスの貿易に関する理事会及び知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会（以下「貿易関連知的所有権理事会」という。）を設置するものとし、これらの理事会は、一般理事会の一般的な指針に基づいて活動する。物品の貿易に関する理事会は、附属書一Aの多角的貿易協定の実施に関することをつかさどる。サービスの貿易に関する理事会は、サービスの貿易に関する一般協定（以下「サービス貿易一般協定」という。）の実施に関することをつかさどる。貿易関連知的所有権理事会は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）の実施に関することをつかさどる。これらの理事会は、それぞれの協定及び一般理事会によって与えられる任務を遂行する。これらの理事会は、一般理事会の承認を条件として、それぞれの手続規則を定める。これらの理事会の構成員の地位は、すべての加盟国の代表に開放する。これらの理事会は、その任務を遂行するため、必要に応じて会合する。

6　物品の貿易に関する理事会、サービスの貿易に関する理事会及び貿易関連知的所有権理事会は、必要に応じて補助機関を設置する。これらの補助機関は、それぞれの理事会の承認を条件として、それぞれの手続規則を定める。

7　閣僚会議は、貿易及び開発に関する委員会、国際収支上の目的のための制限に関する委員会及び予算、財政及び運営に関する委員会を設置する。これらの委員会は、この協定及び多角的貿易協定によって与えられる任務並びに一般理事会によって与えられる追加的な任務を遂行する。また、閣僚会議は、適当と認める任務を有する追加的な委員会を設置することができる。貿易及び開発に関する委員会は、その任務の一部として、定期的に、多角的貿易協定の後発開発途上加盟国のための特別な規定を検討し、適当な措置について一般理事会に報告する。これらの委員会の構成員の地位は、すべての加盟国の代表に開放する。

8　複数国間貿易協定に定める機関は、これらの協定によって与えられる任務を遂行するものとし、世界貿易機関の制度上の枠組みの中で活動する。これらの機関は、その活動について一般理事会に定期的に通報する。

第五条　他の機関との関係

1　一般理事会は、世界貿易機関の任務と関連する任務を有する他の政府間機関との効果的な協力のために、適当な取決めを行う。

2　一般理事会は、世界貿易機関の取り扱う事項に関係のある非政府機関との協議及び協力のために、適当な取決めを行うことができる。

第六条　事務局

1　事務局長を長とする世界貿易機関事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

2　閣僚会議は、事務局長を任命し、並びに事務局長の権限、任務、勤務条件及び任期を定める規則を採択する。

3　事務局長は、閣僚会議が採択する規則に従い、事務局員を任命し、並びにその任務及び勤務条件を決定する。

4　事務局長及び事務局員の責任は、専ら国際的な性質のものとする。事務局長及び事務局員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又は世界貿易機関外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局長及び事務局員は、国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。同機関の加盟国は、事務局長及び事務局員の責任の国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が任務を遂行するに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。

第七条　予算及び分担金

1　事務局長は、予算、財政及び運営に関する委員会に対し世界貿易機関の年次予算見積り及び会計報告を提出する。予算、財政及び運営に関する委員会は、事務局長が提出した年次予算見積り及び会計報告を審査し、一般理事会に対しこれらに関する勧告を行う。年次予算見積りについては、一般理事会の承認を得なければならない。

2　予算、財政及び運営に関する委員会は、次の事項に関する規定を含む財政規則を一般理事会に提案する。財政規則は、実行可能な限り千九百四十七年のガットの規則及び慣行に基づくものでなければならない。

(a)　世界貿易機関の経費を加盟国間で割り当てるための分担率

(b)　分担金を滞納している加盟国についてとる措置

3　一般理事会は、過半数の加盟国を含む三分の二以上の多数による議決で財政規則及び年次予算見積りを採択する。

4　各加盟国は、一般理事会が採択した財政規則に従い、世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う。

第八条　世界貿易機関の地位

1　世界貿易機関は、法人格を有するものとし、その任務の遂行のために必要な法律上の能力を各加盟国によって与えられる。

2　世界貿易機関は、その任務の遂行のために必要な特権及び免除を各加盟国によって与えられる。

3　2と同様に、世界貿易機関の職員及び加盟国の代表は、同機関に関連する自己の任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を各加盟国によって与えられる。

4　世界貿易機関、その職員及びその加盟国の代表に対して加盟国が与える特権及び免除は、千九百四十七年十一月二十一日に国際連合総会が採択した専門機関の特権及び免除に関する条約に定める特権及び免除と同様のものとする。

5　世界貿易機関は、本部協定を締結することができる。

第九条　意思決定

1　世界貿易機関は、千九百四十七年のガットの下でのコンセンサス方式による意思決定の慣行（注1）を維持する。コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となっている事項は、別段の定めがある場合を除くほか、投票によって決定する。世界貿易機関の各加盟国は、閣僚会議及び一般理事会の会合において一の票を有する。欧州共同体が投票権を行使する場合には、同共同体は、世界貿易機関の加盟国であるその構成国の数と同数の票を有する（注2）。閣僚会議及び一般理事会の決定は、この協定又は関連する多角的貿易協定に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の過半数による議決で行う。（注3）

注1　いずれかの内部機関がその審議のために提出された事項について決定を行う時にその会合に出席しているいずれの加盟国もその決定案に正式に反対しない場合には、当該内部機関は当該事項についてコンセンサス方式によって決定したものとみなす。

注2　欧州共同体及びその構成国の有する票数は、いかなる場合にも同共同体の構成国の数を超えないものとする。

注3　一般理事会が紛争解決機関として会合する場合には、その決定は、紛争解決了解第二条4の規定にのみ従って行う。

2　閣僚会議及び一般理事会は、この協定及び多角的貿易協定の解釈を採択する排他的権限を有する。附属書一の多角的貿易協定の解釈については、閣僚会議及び一般理事会は、当該協定の実施に関することをつかさどる理事会の勧告に基づいてその権限を行使する。解釈を採択する決定は、加盟国の四分の三以上の多数による議決で行う。この2の規定は、改正に関する次条の規定を害するように用いてはならない。

3　閣僚会議は、例外的な場合には、この協定又はいずれかの多角的貿易協定によって加盟国に課される義務を免除することを決定することができる。その決定は、この3に別段の定めがない限り、加盟国の四分の三（注）による議決で行う。

(a)　この協定に関する免除の要請は、審議（コンセンサス方式による意思決定の慣行に従う。）のため、閣僚会議に提出される。閣僚会議は、その要請を審議するために、九十日を超えない範囲でその期間を定める。その期間内にコンセンサスに達しない場合には、免除の決定は、加盟国の四分の三（注）による議決で行う。

(b)　附属書一A、附属書一B又は附属書一Cの多角的貿易協定及びこれらの協定の附属書に関する免除の要請は、審議（その期間は、九十日を超えないものとする。）のため、まず、物品の貿易に関する理事会、サービスの貿易に関する理事会又は貿易関連知的所有権理事会にそれぞれ提出する。当該理事会は、審議の期間の終了に当たって、閣僚会議に報告を提出する。

注　経過期間又は段階的な実施のための期間が設けられている義務であって、その免除を要請する加盟国が当該期間の終了までに履行しなかったものに関する免除の決定は、コンセンサス方式によってのみ行う。

4　閣僚会議による免除の決定には、その決定を正当化する例外的な事情、免除の適用に関する条件及び免除が終了する日を示すものとする。免除の期間が一年を超える場合には、当該免除の開始後一年以内に、及びその後は当該免除が終了するまで毎年、閣僚会議の審査を受ける。閣僚会議は、審査において、免除を正当化する例外的な事情が引き続き存在するかしないか及び免除に付された条件が満たされているかいないかを検討する。閣僚会議は、毎年の審査に基づき、免除を延長し、変更し又は終了させることができる。

5　複数国間貿易協定に関する決定（解釈及び免除に関する決定を含む。）については、当該協定の定めるところによる。

第十条　改正

1　世界貿易機関の加盟国は、この協定又は附属書一の多角的貿易協定を改正する提案を、閣僚会議に提出することによって行うことができる。第四条5に規定する理事会も、自己が実施に関することをつかさどる附属書一の多角的貿易協定を改正する提案を閣僚会議に提出することができる。改正案を加盟国に対し受諾のために送付することについての閣僚会議の決定は、同会議が一層長い期間を定めない限り、提案が正式に同会議に提出された後九十日の間にコンセンサス方式によって行う。2、5又は6の規定が適用される場合を除くほか、当該決定には、3又は4のいずれの規定が適用されるかを明示するものとする。コンセンサスに達した場合には、閣僚会議は、直ちに改正案を加盟国に対し受諾のために送付する。定められた期間内にコンセンサスに達しない場合には、閣僚会議は、加盟国の三分の二以上の多数による議決で、改正案を加盟国に対し受諾のために送付するかしないかを決定する。2、5又は6の規定が適用される場合を除くほか、3の規定が改正案について適用される。ただし、閣僚会議が加盟国の四分の三以上の多数

による議決で4の規定が適用されると決定する場合は、この限りでない。

2　この条及び次に掲げる規定の改正は、すべての加盟国が受諾した時に効力を生ずる。

この協定の第九条

千九百九十四年のガットの第一条及び第二条

サービス貿易一般協定第二条1

貿易関連知的所有権協定第四条

3　この協定又は附属書一A及び附属書一Cの多角的貿易協定の改正（2及び6に掲げる規定の改正を除く。）であって、加盟国の権利及び義務を変更する性質のものは、加盟国の三分の二が受諾した時に当該改正を受諾した加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。閣僚会議は、加盟国の四分の三以上の多数による議決で、この3の規定に基づいて効力を生じた改正が、それぞれの場合について閣僚会議の定める期間内に当該改正を受諾しなかった加盟国が世界貿易機関から脱退し又は閣僚会議の同意を得て加盟国としてとどまり得る性質のものである旨を決定することができる。

4　この協定又は附属書一A及び附属書一Cの多角的貿易協定の改正（2及び6に掲げる規定の改正を除く。）であって、加盟国の権利及び義務を変更しない性質のものは、加盟国の三分の二が受諾した時にすべての加盟国について効力を生ずる。

5　2の規定が適用される場合を除くほか、サービス貿易一般協定の第一部から第三部までの規定及び同協定の各附属書の改正は、加盟国の三分の二が受諾した時に当該改正を受諾した加盟国について効力を生じ、その後は、その他の加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。閣僚会議は、加盟国の四分の三以上の多数による議決で、前段の規定に基づいて効力を生じた改正が、それぞれの場合について閣僚会議の定める期間内に当該改正を受諾しなかった加盟国が世界貿易機関から脱退し又は閣僚会議の同意を得て加盟国としてとどまり得る性質のものである旨を決定することができる。サービス貿易一般協定の第四部から第六部までの規定及び同協定の各附属書の改正は、加盟国の三分の二が受諾した時にすべての加盟国について効力を生ずる。

6　この条の他の規定にかかわらず、貿易関連知的所有権協定の改正であって同協定第七十一条2の要件を満たすものは、閣僚会議が採択することができるものとし、その後の正式な受諾の手続を要しない。

7　この協定又は附属書一の多角的貿易協定の改正を受諾する加盟国は、閣僚会議が定める受諾の期間内に受諾書を世界貿易機関事務局長に寄託する。

8　世界貿易機関の加盟国は、附属書二及び附属書三の多角的貿易協定を改正する提案を、閣僚会議に提出することによって行うことができる。附属書二の多角的貿易協定の改正を承認する決定は、コンセンサス方式によって行うものとし、当該改正は、閣僚会議が承認した時にすべての加盟国について効力を生ずる。附属書三の多角的貿易協定の改正を承認する決定は、閣僚会議が承認した時にすべての加盟国について効力を生ずる。

9　閣僚会議は、いずれかの貿易協定の締約国である加盟国の要請に基づき、当該協定を附属書四に追加することをコンセンサス方式によってのみ決定することができる。閣僚会議は、いずれかの複数国間貿易協定の締約国である加盟国の要請に基づき、当該協定を附属書四から削除することを決定することができる。

10　複数国間貿易協定の改正については、当該協定の定めるところによる。

第十一条　原加盟国

1　この協定が効力を生ずる日における千九百四十七年のガットの締約国及び欧州共同体であって、この協定及び多角的貿易協定を受諾し、かつ、千九百九十四年のガットに自己の譲許表が附属され及びサービス貿易一般協定に自己の特定の約束に係る表が附属されているものは、世界貿易機関の原加盟国となる。

2　国際連合が後発開発途上国として認める国は、個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズ又は行政上及び制度上の可能性と両立する範囲において、約束及び譲許を行うことを要求される。

第十二条　加入

1　すべての国又は対外通商関係その他この協定及び多角的貿易協定に規定する事項の処理について完全な自治権を有する独立の関税地域は、自己と世界貿易機関との間において合意した条件によりこの協定に加入することができる。加入は、この協定及び多角的貿易協定の双方に係るものとする。

2　加入に関する決定は、閣僚会議が行う。閣僚会議は、世界貿易機関の加盟国の三分の二以上の多数による議決で、加入の条件に関する合意を承認する。

3　複数国間貿易協定への加入については、当該協定の定めるところによる。

第十三条　特定の加盟国の間における多角的貿易協定の不適用

1　いずれかの加盟国が加盟国となった時に、当該いずれかの加盟国又はその他のいずれかの加盟国が、これらの加盟国の間におけるこの協定並びに附属書一及び附属書二の多角的貿易協定の適用に同意しなかった場合には、これらの協定は、これらの加盟国の間においては適用されない。

2　1の規定は、千九百四十七年のガットの締約国であった世界貿易機関の原加盟国の間において適用することができる。ただし、千九百四十七年のガット第三十五条の規定が、当該締約国の間において、当該締約国についてこの協定の効力発生前に適用され、かつ、効力発生時に有効であった場合に限る。

3　1の規定は、いずれかの加盟国と前条の規定に従って加入したその他のいずれかの加盟国との間においては、加入の条件に関する合意が閣僚会議によって承認される前にこれらの加盟国のいずれかが同会議に

対し1に規定する協定の適用に同意しない旨を通報した場合に限り、適用する。

4　閣僚会議は、加盟国の要請に基づいて、特定の事案におけるこの条の規定の運用を検討し、適当な勧告を行うことができる。

5　複数国間貿易協定の締約国の間における当該協定の不適用については、当該協定の定めるところによる。

第十四条　受諾、効力発生及び寄託

1　この協定は、第十一条の規定に基づき世界貿易機関の原加盟国となる資格を有する千九百四十七年のガットの締約国及び欧州共同体が署名その他の方法によって行う受諾のために開放しておく。受諾は、この協定及び多角的貿易協定の双方に係るものとする。この協定及び多角的貿易協定は、ウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書の3に従って閣僚が決定する日に効力を生ずるものとし、閣僚が別段の決定を行う場合を除くほか、効力を生じた日の後二年間受諾のために開放しておく。この協定が効力を生じた後の受諾は、受諾の日の後三十日目に効力を生ずる。

2　この協定が効力を生じた後にこの協定を受諾する加盟国は、この協定が効力を生じた日に受諾したならば実施すべき多角的貿易協定上の譲許及び義務（この協定が効力を生じた日に開始する期間に係るもの）を実施する。

3　この協定が効力を生ずるまでの間、この協定及び多角的貿易協定の原本は、千九百四十七年のガットの締約国団の事務局長に寄託する。同事務局長は、この協定を受諾した政府及び欧州共同体に対し、この協定及び多角的貿易協定の認証謄本並びにこの協定の受諾に関する通告書を速やかに送付する。この協定が効力を生じたときは、この協定及び多角的貿易協定並びにこれらの改正は、世界貿易機関事務局長に寄託する。

4　複数国間貿易協定の受諾及び効力発生については、当該協定の定めるところによる。複数国間貿易協定は、千九百四十七年のガットの締約国団の事務局長に寄託する。この協定が効力を生じたときは、複数国間貿易協定は、世界貿易機関事務局長に寄託する。

第十五条　脱退

1　加盟国は、この協定から脱退することができる。脱退は、この協定及び多角的貿易協定の双方に係るものとし、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六箇月を経過した時に、効力を生ずる。

2　複数国間貿易協定からの脱退については、当該協定の定めるところによる。

第十六条　雑則

1　世界貿易機関は、この協定又は多角的貿易協定に別段の定めがある場合を除くほか、千九百四十七年のガットの締約国団及び千九百四十七年のガットの枠組みの中で設置された機関が従う決定、手続及び慣行を指針とする。

2　実行可能な範囲において、千九百四十七年のガットの事務局は、世界貿易機関の事務局となるものとし、かつ、千九百四十七年のガットの締約国団の事務局長は、第六条2の規定に従って閣僚会議が事務局長を任命する時まで、世界貿易機関の事務局長としての職務を遂行する。

3　この協定の規定といずれかの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、この協定の規定が優先する。

4　加盟国は、自国の法令及び行政上の手続を附属書の協定に定める義務に適合したものとすることを確保する。

5　留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。多角的貿易協定の規定についての留保は、これらの協定に定めがある場合に限り、その限度において付することができる。複数国間貿易協定の規定についての留保は、当該協定の定めるところによる。

6　この協定は、国際連合憲章第百二条の規定に従って登録する。

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

注釈

この協定及び多角的貿易協定において用いられる「国」には、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域を含む。この協定及び多角的貿易協定において「国」を含む表現（例えば、「国内制度」、「内国民待遇」）は、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。

附属書の一覧表

附属書一

附属書一A　物品の貿易に関する多角的協定

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定

農業に関する協定

衛生植物検疫措置の適用に関する協定

繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定

貿易の技術的障害に関する協定
貿易に関連する投資措置に関する協定
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定
船積み前検査に関する協定
原産地規則に関する協定
輸入許可手続に関する協定
補助金及び相殺措置に関する協定
セーフガードに関する協定
附属書一B　サービスの貿易に関する一般協定
附属書一C　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
附属書二
紛争解決に係る規則及び手続に関する了解
附属書三
貿易政策検討制度
附属書四　複数国間貿易協定
民間航空機貿易に関する協定
政府調達に関する協定
国際酪農品協定
国際牛肉協定

附属書一

附属書一A　物品の貿易に関する多角的協定

附属書一Aに関する解釈のための一般的注釈

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の規定と世界貿易機関を設立する協定（附属書一Aの協定において「世界貿易機関協定」という。）附属書一Aのその他の協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該その他の協定の規定が優先する。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定

1　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（千九百九十四年のガット）は、次のものにより構成される。

(a)　国際連合貿易雇用会議準備委員会第二会期の終了の時に採択された最終議定書（暫定的適用に関する議定書を除く。）に附属する千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定（世界貿易機関協定の効力発生の日前に効力を生じた法的文書により訂正され、改正され又は修正されたもの）

(b)　世界貿易機関協定の効力発生の日前に千九百四十七年のガットの下で効力を生じた次に掲げる法的文書

(i)　関税譲許に関連する議定書及び確認書

(ii)　加入議定書（暫定的適用に関する規定（当該加入議定書の日付の日に有効な法令に反しない最大限度において千九百四十七年のガット第二部の規定を暫定的に適用する旨定める規定を含む。）及び暫定的適用の撤回に関する規定を除く。）

(iii)　義務の免除に関する決定（千九百四十七年のガット第二十五条の規定に基づいて行われたもの）であって、世界貿易機関協定の効力発生の日に効力を有しているもの（注）

注　この規定の対象となる義務の免除については、千九百九十三年十二月十五日の文書（文書番号MTN-FA）の第二部の十一ページ及び十二ページの脚注7並びに千九百九十四年三月二十一日の文書（文書番号MTN-FA-I訂正6）に掲げる。同様会議は、その第一回の会合においてこの規定の対象となる義務の免除に関するリストを改定する。その改定されたリストにおいては、千九百九十三年十二月十六日から世界貿易機関協定の効力発生の日までに千九百四十七年のガットに基づいて決定される義務の免除を追加し、かつ、世界貿易機関協定の効力発生の日前に効力を失う義務の免除を削除する。

(iv)　その他千九百四十七年のガットの締約国団が行った決定

(c)　次に掲げる了解

(i)　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二条1(b)の解釈に関する了解

(ii)　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解

(iii)　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解

(iv)　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解

(v)　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に基づく義務の免除に関する了解

(vi)　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十八条の解釈に関する了解

(d)　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書

2　注釈

(a)　千九百九十四年のガットの規定中「締約国」とあるのは「加盟国」と、「低開発締約国」及び「先進締約国」とあるのはそれぞれ「開発途上加盟国」及び「先進加盟国」と、「書記局長」とあるのは「世界貿易機関事務局長」と読み替えるものとする。

(b)　千九百九十四年のガットの第十五条の1、2及び8の規定、第三十八条の規定、附属書I（注釈及び補足規定）の「第十二条について」及び「第十八条について」の規定並びに第十五条の2、3、6、7及び9における特別為替取極に関する規定中「締約国団」（共同して行動する締約国をいう。）とあるのは、「世界貿易機関」と読み替えるものとする。千九百九十四年のガットが定める締約国団のその他の任務については、閣僚会議が割り振る。

(c)(i)　千九百九十四年のガットの条約文は、英語、フランス語及びスペイン語を正文とする。

(a)　千九百九十四年のガットのフランス語による条約文は、文書番号MTN・TNC/四一の文書の附属書Aの規定に従って訂正される。

(ii)　ガット基本文書集（BISD）第四巻に含まれている条約文が文書番号MTN・TNC/四一の文書の附属書Bの規定に従って訂正されたものを、千九百九十四年のガットのスペイン語による正文とする。

3(a)　千九百九十四年のガット第二部の規定は、加盟国が千九百四十七年のガットの締約国となる前に制定した特定の義務的法令であって、外国で製造され又は改造された船舶を国内の水域内及び排他的経済水域内のいずれかの点の間において商業用目的のために使用し、又はその使用のために販売し若しくは賃貸することを禁止するものに基づいて当該加盟国がとる措置については、適用しない。このような免除は、当該法令の千九百四十七年のガット第二部の規定に適合しない規定が継続して存在する場合又は即時に更新される場合及び当該規定が改正される場合に適用する。ただし、改正については、千九百四十七年のガット第二部の規定との適合性を減少させないものに限る。このような免除は、当該法令に基づいてとられる措置であって、世界貿易機関協定の効力発生の日前に通報され、かつ、特定されるものについて適用する。当該法令は、その後千九百九十四年のガット第二部の規定との適合性を減少させるように改正される場合には、この(a)の規定の対象とはならない。

(b)　閣僚会議は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後五年以内に、及びその後は(a)に規定する免除が効力を有している間は二年ごとに、当該免除の必要性を生じさせた事情が引き続き存在するかしないかを検討する。

(c)　(a)に規定する免除の対象となる措置をとる加盟国は、対象となる船舶の実際の及び予想される引渡しに関する五年間の移動平均から成る詳細な統計並びに当該船舶の使用、販売、賃貸又は修繕に関する追加の情報を毎年提出する。

(d)　加盟国は、(a)に規定する免除の対象となる措置をとる他の加盟国の領域において製造された船舶の使用、販売、賃貸又は修繕に対し相互的なかつ均衡のとれた制限を課することを正当化するように当該措置が運用されていると認める場合には、そのような制限を導入することができる。ただし、当該制限を導入する加盟国は、閣僚会議に対して事前に通報を行わなければならない。

(e)　(a)に規定する免除は、当該免除が対象とする法令の特定の側面に関する解決（分野別の協定の枠組みその他の場において交渉されるもの）に影響を及ぼすものではない。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二条1(b)の解釈に関する了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

1　第二条1(b)の規定に基づく法的な権利及び義務の透明性を確保するため、関税譲許品目に課される同条1(b)に規定する「その他の租税又は課徴金」の性質及び水準については、当該「その他の租税又は課徴金」が課される関税品目ごとに、千九百九十四年のガットに附属する譲許表に記録する。譲許表に記録することは、「その他の租税又は課徴金」の法的性質を変更するものではないと了解する。

2　第二条の規定の適用上、「その他の租税又は課徴金」に係る適用の日は、千九百九十四年四月十五日とする。したがって、「その他の租税又は課徴金」については、同日に適用される水準で譲許表に記録する。譲許に関するその後の再交渉又は新たな譲許に関する交渉において対象となる関税品目については、新たな譲許が譲許表に収録される日を当該関税品目の「その他の租税又は課徴金」に係る適用の日とする。特定の関税品目に関する譲許が千九百四十七年のガット又は千九百九十四年のガットに最初に収録された文書の日付についても、ルースリーフ式の譲許表6欄に引き続き記録する。

3　「その他の租税又は課徴金」は、すべての関税譲許について記録されるものとする。

4　関税品目が既に譲許の対象となっていた場合には、該当の譲許表に記録する「その他の租税又は課徴金」の水準は、当該譲許を最初に譲許表に収録した時の水準を超えるものであってはならない。加盟国は、「その他の租税又は課徴金」が当該関税品目の最初の譲許の時に存在しなかったことを理由として、他の加盟国に対し、「その他の租税又は課徴金」の存在について及び「その他の租税又は課徴金」の記録される水準の適合性について異議を申し立てることができる。ただし、その異議の申立ては、世界貿易機関協定の効力発生の日の後三年間又は千九百九十四年のガットに当該譲許表を附属させる文書を世界貿易機関事務局長に寄託する日が世界貿易機関協定の効力発生の日よりも遅い場合には当該寄託する日の後三年間にするものとする。

5　「その他の租税又は課徴金」を譲許表に記録することは、当該「その他の租税又は課徴金」の千九百九十

四年のガットに基づく権利及び義務との適合性に影響を及ぼすものではない。ただし、4の規定により影響を受けるものは、この限りでない。すべての加盟国は、「その他の租税又は課徴金」の千九百九十四年のガットに基づく義務（4の規定により影響を受けるものを除く。）との適合性について、いつでも異議を申し立てる権利を保持する。

6　この了解の適用に当たっては、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定が適用される。

7　千九百九十四年のガットに譲許表を附属させる文書を、世界貿易機関協定の効力発生の日までは千九百四十七年のガットの締約国団の事務局長に、その後は世界貿易機関事務局長に寄託する時に当該譲許表に記載されない「その他の租税又は課徴金」は、その後当該譲許表に追加されないものとし、また、適用の日に実施されている水準よりも低い水準で記載される「その他の租税又は課徴金」は、当該実施されている水準に回復されないものとする。ただし、追加又は変更がその寄託の日から六箇月以内に行われる場合は、この限りでない。

8　千九百九十四年のガット第二条1(b)の規定の適用上、それぞれの「その他の租税又は課徴金」に係る適用の日に関する2の規定は、千九百八十年三月二十六日に行われた適用の日に関する決定（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十七巻二十四ページ）に代わる。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解

加盟国は、

第十七条が、同条1に規定する国家貿易企業の活動に関する加盟国の義務として、国家貿易企業の活動を、民間貿易業者による輸入又は輸出に影響を及ぼす政府の措置に関して千九百九十四年のガットが定める無差別待遇の一般原則に適合させることを定めていることに留意し、

更に、国家貿易企業に影響を及ぼす政府の措置に関する千九百九十四年のガットに基づく義務に従うことに留意し、

この了解が同条に規定する実質的な規律の適用を妨げないことを認めて、

ここに、次のとおり協定する。

1　加盟国は、国家貿易企業の活動の透明性を確保するため、5の規定に基づいて設置される作業部会が行う検討のために、作業のための次の定義に従って、物品の貿易に関する理事会に対しこれらの企業を通報する。その通報は、政府又は次に定める企業が直接又は最終的に消費するための産品であって、再販売するため又は販売のための物品の生産に使用するためのものではないものの輸入については、適用しない。

「政府又は非政府の企業（販売に従事する機関を含む。）であって、購入及び販売を通じ輸入又は輸出の水準又は仕向け先に影響を及ぼす排他的又は特別な権利又は特権（法令又は憲法上の権限を含む。）を付与されたもの」

2　各加盟国は、この了解の規定を考慮して、物品の貿易に関する理事会に対する国家貿易企業についての通報に関する自国の方針について検討する。各加盟国は、その検討を行うに当たり、通報した企業の運営及びその運営の国際貿易への影響を明確に評価することが可能となるように最大限に可能な透明性を確保する必要性に考慮を払うべきである。

3　通報については、千九百六十年五月二十四日に採択された国家貿易に関する質問表（ガット基本文書選集（BISD）追録第九巻百八十四ページ及び百八十五ページ）に従って行う。この場合において、加盟国は、1に規定する企業によって輸入又は輸出が実際に行われたか行われなかったかを問わず、当該企業を通報する。

4　他の加盟国が通報義務を十分に履行していないと信ずるに足る理由がある場合には、加盟国は、当該他の加盟国にその問題を提起することができる。問題の満足すべき解決が得られない場合には、当該問題を提起した加盟国は、5の規定に基づいて設置される作業部会における検討のため、物品の貿易に関する理事会に対して対抗的に通報することができるものとし、同時に、その旨を当該他の加盟国に通報する。

5　物品の貿易に関する理事会のために通報及び対抗的な通報を検討することを目的として、作業部会を設置する。同理事会は、作業部会の検討を踏まえ、通報の妥当性及び追加の情報の必要性に関して勧告を行うことができる。ただし、この勧告は、第十七条4(c)の規定の適用を妨げるものではない。作業部会は、受領した通報を踏まえ、3に規定する国家貿易に関する質問表及び1の規定に従って通報される国家貿易企業の範囲の妥当性を検討する。作業部会は、また、政府と企業との関係及びこれらの企業が行う活動の類型について、第十七条の目的に資する例示表を作成する。事務局は、作業部会のため、国家貿易企業の国際貿易に関係する運営に関して一般的な背景を説明する文書を作成する。作業部会の構成国の地位は、希望するすべての加盟国に開放する。作業部会は、世界貿易機関協定の効力発生の日から一年以内に、及びその後は少なくとも年一回会合する。作業部会は、毎年物品の貿易に関する理事会に報告を行う。（注）

注　この作業部会の活動については、千九百九十四年四月十五日に採択された通報手続に関する閣僚決定の項に定める作業部会の活動と調整する。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解

加盟国は、

千九百九十四年のガットの第十二条及び第十八条B並びに千九百七十九年十一月二十八日に採択された国際収支上の目的のためにとられる貿易上の措置に関する宣言（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十六巻二百五ページから二百九ページまで。この了解において「千九百七十九年の宣言」という。）の規定を認識し、これらの規定を明確にするために、（注）

ここに、次のとおり協定する。

注　この了解の規定は、千九百九十四年のガットの第十二条及び第十八条Bの規定に基づく加盟国の権利及び義務を変更することを意図するものではない。紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の適用から生ずる問題について、適用することができる。

措置の適用

1　加盟国は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の撤廃の時期についての予定を可能な限り速やかに公表する約束を確認する。加盟国は、国際収支の状況の変化を考慮し、適当な場合には、当該予定を変更することができるものと了解する。加盟国は、予定を公表しない場合には、その理由を正当とする根拠を示す。

2　加盟国は、貿易の流れを乱す影響が最も少ない措置を優先してとる約束を確認する。このような措置（この了解において「価格を基礎とする措置」という。）は、輸入課徴金、輸入供託金その他輸入される物品の価格に影響を及ぼすこれらと同様の貿易上の措置をいうものと了解する。加盟国は、第二条の規定にかかわらず、自国の譲許表に記載されている水準を超えて、国際収支上の目的のためにとられる価格を基礎とする措置をとることができるものと了解する。更に、当該加盟国は、この了解に定める通報のための手続に従い、価格を基礎とする措置が譲許税率を超える額を個々に明示する。

3　加盟国は、危機的な国際収支の状況が存在するため価格を基礎とする措置により対外支払の状況の急速な悪化を阻止することができない場合を除くほか、国際収支上の目的のための新たな数量制限を課することを避けるよう努める。加盟国は、数量制限を課する場合には、価格を基礎とする措置が国際収支の状況に対処するために妥当な手段ではない理由を正当とする根拠を示す。数量制限を維持している加盟国は、その後の累次の協議において、数量制限が対象とする範囲及び数量制限の制限的効果を著しく減少させる上でいかなる進展があったかを示す。加盟国は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置に関しては、同一の産品について二種類以上のものをとることはできないことを了解する。

4　加盟国は、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置を輸入の全般的な水準を管理するためにのみとることができること及び当該措置が国際収支の状況に対処するために必要な限度を超えてはならないことを確認する。加盟国は、付随する保護主義的な効果を最小限にするため、透明性を確保するように制限を運用する。輸入加盟国の当局は、制限の対象とする産品を決定するに当たって用いる基準を正当とする十分な根拠を示す。加盟国は、第十二条3及び第十八条10に定めるところにより、特定の重要な産品の場合には、一律に課される課徴金その他国際収支上の目的のためにとられる措置の適用を除外し又は制限することができる。「重要な産品」とは、基本的な消費に必要な産品又は加盟国の国際収支の状況を改善する努力に資する産品（例えば、生産のために必要な資本財又は投入物）をいうものと了解する。加盟国は、数量制限を運用するに当たり、避けることができない場合に限り裁量的な輸入許可制度を用いるものとし、同制度を段階的に廃止する。輸入可能な数量又は価額を決定するに当たって用いる基準については、正当とする十分な根拠を示す。

国際収支上の目的のための制限に関する協議のための手続

5　国際収支上の目的のための制限に関する委員会（この了解において「委員会」という。）は、国際収支上の目的のためにとられるすべての輸入制限的な措置を審査するために協議を行う。委員会の構成国の地位は、希望するすべての加盟国に開放する。委員会は、次の諸規定に定めるところにより、千九百七十年四月二十八日に承認された国際収支上の目的のための制限に関する協議のための手続（ガット基本文書選集（BISD）追録第十八巻四十八ページから五十三ページまで。この了解において「通常の協議手続」という。）に従う。

6　新たな制限を課し又は既存の制限の実質的な強化により当該制限の全般的な水準を引き上げる加盟国は、これらの措置をとった時から四箇月以内に委員会との協議を開始する。当該措置をとった加盟国は、遅滞、協議が第十二条4(a)又は第十八条12(a)の規定に従って行われるよう要請することができる。要請が行われない場合には、委員会の議長は、そのような協議を行うよう当該加盟国を招請する。協議において審査することができる事項には、特に、国際収支上の目的のための新たな種類の制限的な措置の導入、制限の水準の引上げ又は制限の対象とする産品の範囲の拡大を含むものとする。

7　国際収支上の目的のために課されるすべての制限は、第十二条4(b)又は第十八条12(b)の規定に従い委員会が行う定期的な審査を受ける。この場合において、協議を行う加盟国との合意によって変更することができるものとし、また、当該審査は、一般理事会が特別の審査手続を勧告するときは、これに従う。

8　後発開発途上加盟国又は従前の協議において委員会に提出した予定に従って自由化のための努力を継続している開発途上加盟国は、千九百七十二年十二月十九日に承認された簡易な手続（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十巻四十七ページから四十九ページまで。この了解において「簡易な協議手続」という。）に従って協議を行うことができる。簡易な協議手続は、開発途上加盟国の貿易政策に関する検討が協議と同一の暦年に予定されている場合にも用いることができる。この場合において、通常の協議手続を用

いるべきであるかないかについての決定は、千九百七十九年の宣言の8に定める事項に基づいて行われるものとする。後発開発途上加盟国の場合を除くほか、簡易な協議手続を連続して三回以上用いることはできない。

通報及び文書

9　加盟国は、一般理事会に対し、国際収支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の導入又はその措置の適用に当たって加えた変更及び1の規定に従って公表された措置の撤廃の時期についての予定の変更を通報する。重要な変更については、その公表の前に又はその公表の後三十日以内に一般理事会に通報する。各加盟国は、法令、政策に関する文書又は公告のすべての変更を含む包括的な通報を、毎年、加盟国による審査のために事務局に対して行う。通報には、可能な限り、措置の種類、措置の運用に当たって用いる基準、対象産品及び影響を受ける貿易の流れに関する関税品目ごとの十分な情報を含める。

10　委員会は、いずれかの加盟国の要請に基づき、通報を検討することができる。その検討の対象は、通報によって提起される特定の問題の明確化又は第十二条4(a)若しくは第十八条12(a)に規定する協議の必要性の有無に限定する。加盟国は、他の加盟国の輸入制限的な措置が国際収支上の目的のためにとられたものであると信ずるに足りる理由を有する場合には、委員会の注意を喚起することができる。委員会の議長は、当該輸入制限的な措置に関する情報の提供を要請し、当該情報をすべての加盟国が入手することができるようにする。委員会の構成国は、協議において適当な明確化を求める権利を害されることなく、委員会と協議を行う加盟国の検討に資するため、事前に質問を提出することができる。

11　委員会と協議を行う加盟国は、次の情報その他適当と認める情報を記載した協議のための基本文書を作成する。簡易な協議手続に従う場合には、協議を行う加盟国は、基本文書に記載されるべき事項に関する重要な情報を記載した文書を提出する。

(a)　国際収支の状況及び見通しに関する概要（健全かつ永続的な基礎の上に国際収支の均衡を回復するためにとられる国内政策上の措置及び国際収支の状況に関係する国内的及び対外的な要因についての考察を含む。）

(b)　国際収支上の目的のために課される制限、当該制限の法的根拠及び当該制限に付随する保護主義的効果を減ずるためにとられる措置に関する十分な記述

(c)　前回の協議の後、委員会の結論を踏まえて輸入制限を緩和するためにとられた措置

(d)　残存する制限の撤廃及び段階的な緩和に関する計画

12　事務局は、委員会における協議を促進するため、事実に即して背景を説明する文書（協議の計画中の様々な側面を取り扱うもの）を作成する。開発途上加盟国の場合には、事務局が作成する当該文書には、背景及び分析に関する資料（協議を行う加盟国の国際収支の状況に関連する対外的な貿易の環境及び国際収支の状況についての当該加盟国の見通しに関するもの）を含める。事務局の技術援助部門は、開発途上加盟国の要請に基づき、協議のための文書の作成を援助する。

国際収支上の目的のための制限に関する協議の結論

13　委員会は、一般理事会に対し協議に関して報告する。通常の協議手続が用いられた場合には、報告には、協議の計画中の様々な事項についての委員会の結論並びに当該結論の基礎となる事実及び理由を示すべきである。委員会は、その結論に、第十二条及び第十八条Bの規定、千九百七十九年の宣言並びにこの了解の実施を促進することを目的とする勧告案を含めるよう努める。国際収支上の目的のためにとられる制限的な措置の撤廃の時期についての予定が示された場合において、一般理事会は、加盟国が当該予定に従っているときは千九百九十四年のガットに基づく義務を遵守しているものとみなすよう勧告することができる。一般理事会が具体的な勧告を行う場合には、加盟国の権利及び義務については、当該勧告に照らして評価する。一般理事会が行う具体的な勧告の案を委員会が提示しない場合には、委員会の結論には、委員会において表明された様々な見解を記録すべきである。簡易な協議手続が用いられた場合には、委員会の報告には、委員会における議論の主要な要素の要約及び通常の協議手続に従う必要性の有無についての決定を含める。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解

加盟国は、

千九百九十四年のガット第二十四条の規定を考慮し、

関税同盟及び自由貿易地域が、千九百四十七年のガットが作成されて以来その数及び重要性において大幅に増大し並びに今日世界貿易の相当な部分を占めることを認め、

関税同盟を組織し及び自由貿易地域を設定する協定の締約国の経済の一層密接な統合によって可能となる世界貿易の拡大への貢献を認め、

構成関税地域間における関税その他の制限的な通商規則の撤廃がすべての貿易に及ぶ場合にはそのような貢献が増加し、他方において、貿易の主要な分野が当該撤廃の対象から除外される場合にはそのような貢献が減少することを認め、

これらの協定の目的は、構成関税地域間の貿易を促進することにあって、これらの関税地域と他の加盟国との間の貿易に対する障害を引き上げることにあるべきでないこと、及びこれらの協定の締約国が協定の作成又は拡大に際し他の加盟国の貿易に悪影響を及ぼすことを最大限可能な限り避けるべきであることを再確認し、

新たに作成され又は拡大された協定を評価するための基準及び手続を明確化することにより、第二十四条の規定に従って通報された協定を検討し及び第二十四条に規定するすべての協定の透明性を改善することについての物品の貿易に関する理事会の役割の実効性を補強する必要性を確信し、

第二十四条12の規定に基づく加盟国の義務に関する共通の理解の必要性を認めて、

ここに、次のとおり協定する。

1　第二十四条の規定に適合する関税同盟、自由貿易地域及び関税同盟を組織し又は自由貿易地域を設定するための中間協定は、特に、同条の5から8までの規定を満足するものでなければならない。

第二十四条5

2　関税同盟の組織前及び組織後に適用されている関税及びその他の通商規則の全般的な水準に関する第二十四条5(a)の規定に従って行う判断は、関税及び課徴金に関しては、加重平均関税率及び徴収された関税の全般的な評価に基づく。この評価については、当該関税同盟によって提供される過去の代表的な期間の輸入統計（関税品目分類に従い、かつ、世界貿易機関の原産地規則に基づき国別に区分された価額及び数量によるもの）に基づいて行う。事務局は、ウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉において関税に関する提案の評価に使われた方法に従って、加重平均関税率及び徴収された関税を算定する。その算定のために考慮される関税及び課徴金は、実行税率とする。数量化及び総額の算定が困難であるその他の通商規則の水準の全般的な評価については、個別の措置、規制、対象産品及び影響を受ける貿易の流れに関する検討が必要とされることがあることを認識する。

3　第二十四条5(c)に規定する「妥当な期間」は、例外的な場合を除くほか、十年を超えるべきでない。中間協定の締約国である加盟国が十年では十分でないと認める場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品の貿易に関する理事会に十分な説明を行う。

第二十四条6

4　第二十四条6の規定は、関税同盟を組織する加盟国が譲許税率を引き上げることを提案する場合に従う手続を定めるものである。この点に関し、加盟国は、第二十八条に定められ、かつ、千九百八十年十一月十日に採択された「第二十八条の規定に基づく交渉のための手続」（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十七巻二十六ページから二十八ページまで）及び千九百九十四年のガット第二十八条の解釈に関する了解によって詳細に定められる手続が、関税同盟の組織又は関税同盟を組織するための中間協定の締結に際して関税譲許の修正又は撤回が行われる前に開始されなければならないことを再確認する。

5　第二十四条6に規定する交渉は、相互に満足すべき補償的調整を図るため、誠実に行われる。これらの交渉において、関税同盟を組織するに際し同一の関税品目について当該同盟を構成する他の関税地域が行った関税の引下げに対し、同条6の規定に従って妥当な考慮が払われるものとする。そのような引下げが必要な補償的調整を提供するために十分でない場合には、当該同盟は、補償（他の関税品目の関税の引下げの形をとることができる。）を提供する。その補償の提供は、当該関税品目の譲許の修正又は撤回について交渉する権利を有する加盟国によって考慮されるものとする。補償的調整が受入れ可能なものでない場合には、交渉は、継続されるべきである。そのような努力にもかかわらず、千九百九十四年のガット第二十八条の解釈に関する了解によって詳細に定められる第二十八条に規定する補償的調整に関する交渉において、交渉の開始から妥当な期間内に合意を達成することができない場合には、当該同盟は、譲許を修正し又は撤回することができる。この場合において、影響を受ける加盟国は、同条の規定に従って実質的に等価値の譲許を撤回することができる。

6　千九百九十四年のガットは、関税同盟の組織又は関税同盟を組織するための中間協定の締結の結果生ずる関税の引下げにより利益を受ける加盟国に対し、当該同盟を構成する関税地域に対して補償的調整を行う義務を課するものではない。

関税同盟及び自由貿易地域に関する検討

7　第二十四条7(a)の規定に従って行われるすべての通報については、千九百九十四年のガットの関連規定及び1の規定に照らして作業部会が検討する。作業部会は、その検討の結果についての報告を物品の貿易に関する理事会に提出する。同理事会は、加盟国に対し、適当と認める勧告を行うことができる。

8　作業部会は、中間協定に関し、自己の報告において、関税同盟の組織又は自由貿易地域の設定に至るまでの時間的枠組みの案及びその組織又はその設定を完了するために必要な措置について適当な勧告を行うことができる。作業部会は、必要な場合には、当該協定に関し追加的な検討を行うことができる。

9　中間協定の締約国である加盟国は、物品の貿易に関する理事会に対し、当該協定に含まれる計画及び日程の実質的な変更を通報するものとし、理事会は、要請がある場合には、当該変更を検討する。

10　第二十四条7(a)の規定に従って通報される中間協定が同条5(c)の規定に反して計画及び日程を含まない場合には、作業部会は、その報告において、計画及び日程を勧告する。中間協定の締約国である加盟国は、その勧告に従って当該協定を修正する用意がないときは、状況に応じ、当該協定を維持し又は当該協定の効力を生じさせてはならない。勧告の実施に関するその後の検討のため、措置がとられるものとする。

11　地域的な取極に関する報告に係る千九百四十七年のガットの締約国団の千九百四十七年のガットの理事会への指示（ガット基本文書選集（BISD）追録第十八巻三十八ページ）において同締約国団が定めているように、関税同盟及び自由貿易地域を構成する関税地域は、関係取極の実施に関し、定期的に物品の貿易に関する理事会に報告する。当該取極に関する重要な変更及び進展については、これらが生じたときに報告すべきである。

紛争解決

12　紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、関税同盟、自由貿易地域又は関税同盟を組織し若しくは自由貿易地域を設定するための中間協定に関する第二十四条の規定の適用から生ずる問題について、適用することができる。

第二十四条12

13　各加盟国は、千九百九十四年のガットに基づき、千九百九十四年のガットのすべての規定を遵守する完全な責任を有しており、また、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関によるその遵守を確保するために利用することができる妥当な措置をとる。

14　紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、加盟国の領域内の地域又は地方の政府又は機関によりとられる措置であって千九百九十四年のガットの規定の遵守に影響を及ぼすものについて、適用することができる。紛争解決機関が千九百九十四年のガットの規定が遵守されていないとの裁定を行う場合には、責任を有する加盟国は、その遵守を確保するために利用することができる妥当な措置をとる。そのような遵守を確保することができなかった場合には、代償及び譲許その他の義務の停止に関する規定を適用する。

15　各加盟国は、自国の領域においてとられた措置で千九百九十四年のガットの実施に影響を及ぼすものについて他の加盟国がした申立てに好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のための機会を十分に与えることを約束する。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に基づく義務の免除に関する了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

1　義務の免除のための要請又は既存の義務の免除の延長のための要請には、加盟国がとろうとする措置、加盟国が達成しようとする具体的な政策上の目的及び加盟国が千九百九十四年のガットに基づく義務に適合する措置をとるならばその政策上の目的を達成することができない理由を記載する。

2　世界貿易機関協定の効力発生の日に有効な義務の免除は、1及び同協定第九条に定める手続に従って延長されない限り、当該免除が終了する日又は当該効力発生の日から二年が経過する日のいずれか早い日に終了する。

3　加盟国は、千九百九十四年のガットに基づき自国に与えられた利益が次に掲げるいずれかの結果として無効にされ又は侵害されていると認める場合には、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十三条の規定を適用することができる。

(a)　義務を免除された加盟国がその免除の条件を遵守しなかったこと。

(b)　義務の免除の条件に適合する措置をとったこと。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十八条の解釈に関する了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

1　譲許に関係する輸出（譲許を修正し又は撤回する加盟国の市場への当該譲許の対象となる産品の輸出）が自国の輸出全体に対し最も高い比率を有する加盟国は、当該譲許の修正又は撤回について、第二十八条1に規定する直接に交渉したことから生ずる権利又は同条1に規定する主要供給国としての利害関係を有しない場合には、当該譲許について主要供給国としての利害関係を有するものとみなす。この1に定める基準が中小の輸出加盟国への交渉する権利の再配分を確保する上で十分に機能したかしなかったかについて決定するため、この1の規定については、世界貿易機関協定の効力発生の日から五年以内に物品の貿易に関する理事会が検討する。この1の規定が十分に機能しなかったと決定される場合には、十分な資料が入手可能であるかないかを踏まえ、譲許に関係する輸出と問題となっている産品のすべての市場への輸出との比率に基づく基準の採用を含め、可能な改善が検討されるものとする。

2　加盟国は、自国が1の規定に基づく主要供給国としての利害関係を有すると認める場合には、譲許を修正し又は撤回することを提案する加盟国に対し、自国の主張をこれを立証する証拠と共に書面により通報し、かつ、同時に事務局に通報すべきである。この場合において、千九百八十年十一月十日に採択された「第二十八条の規定に基づく交渉のための手続」（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十七巻二十六ページから二十八ページまで）の4を適用する。

3　いずれの加盟国が主要供給国としての利害関係（1又は第二十八条1に規定するもの）又は実質的な利害関係を有するかについて決定するに当たっては、譲許の対象となる産品の最恵国待遇の下で行われる貿易についてのみ考慮する。ただし、譲許の対象となる産品の貿易であって取決めに基づかない特恵待遇の下で行われていたものが、譲許の修正若しくは撤回のための交渉の際に又は当該交渉の終了時にそのような特恵待遇から生ずる利益を受けなくなり最恵国待遇の下での貿易となる場合には、当該貿易を考慮する。

4　新たな産品（三年間の貿易統計を入手することができない産品(注)）に関する関税譲許が修正され又は撤回される場合には、当該産品が属している又は以前に属していた関税品目について直接に交渉したことから生ずる権利を有する加盟国は、当該産品に関する譲許について直接に交渉したことから生ずる権利を有するものとみなす。主要供給国としての利害関係及び実質的な利害関係についての決定並びに補償の算定に当たっては、特に、譲許の対象となる産品についての輸出加盟国における生産能力、投資及び輸出の伸び

の予測並びに輸入加盟国における当該産品の需要の見通しを考慮する。この4の規定の適用上、「新たな産品」は、現行の関税品目から細分化したことにより創設される関税品目に属する産品を含むものと了解する。

5　加盟国は、自国が4の規定に基づく主要供給国としての利害関係又は実質的な利害関係を有すると認める場合には、譲許を修正し又は撤回することを提案している加盟国に対し、自国の主張をこれを立証する証拠と共に書面により通報し、かつ、同時に事務局に通報すべきである。この場合において、2に規定する「第二十八条の規定に基づく交渉のための手続」の4を適用する。

6　関税割当てが適用数量に制限のない関税譲許に代わる場合には、提供される補償の額については、譲許の修正によって実際に影響を受ける貿易の額を超えるものとすべきである。補償の算定のための基礎については、将来の貿易の見通しが当該関税割当ての水準を超える額を用いるべきである。将来の貿易の見通しの算定は、次のいずれか大きい方に基づくべきであると了解する。ただし、いかなる場合にも、加盟国の補償についての責任は、譲許の完全な撤回によって課される責任を超えてはならない。

(a)　直近の代表的な三年間の平均年間貿易量に、当該貿易量に同一の時期の輸入の平均年間成長率又は十パーセントのいずれか高い方を乗じたものを加えたもの

(b)　直近の年における貿易量にその十パーセントを加えたもの

7　加盟国は、修正され又は撤回される譲許について主要供給国としての利害関係を有する場合（1又は第二十八条1のいずれの規定が適用される場合であるかを問わない。）には、補償的譲許が行われた品目について直接に交渉する権利を与えられる。ただし、他の方法による補償が関係加盟国によって合意される場合は、この限りでない。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書

加盟国は、

ウルグァイ・ラウンドに関する閣僚宣言に従って千九百四十七年のガットの枠組みにおいて交渉を行い、

ここに、次のとおり協定する。

1　この議定書に附属する加盟国の譲許表は、世界貿易機関協定が当該加盟国について効力を生じた日から、千九百九十四年のガットに附属する当該加盟国の譲許表となる。後発開発途上国に対する優遇措置に関する期限決定に基づいて提出される譲許表は、この議定書に附属するものとみなす。

2　各加盟国が同意した関税の引下げについては、加盟国の譲許表に別段の定めがある場合を除くほか、五回の均等な税率の引下げによって実施する。加盟国の譲許表に別段の定めがある場合を除くほか、一回目の引下げについては世界貿易機関協定が効力を生ずる日に実施し、二回目以降の引下げについては同協定が効力を生ずる年の翌年から毎年一月一日に実施するものとし、また、最終税率は、同協定が効力を生じた日の後四年以内に適用する。同協定が効力を生じた後にこれを受諾する加盟国は、自国の譲許表に別段の定めがある場合を除くほか、自国について同協定が効力を生ずる日以前に実施することとされていたすべての税率の引下げ及び第二段の規定に従い翌年一月一日に実施する義務を負うこととなる税率の引下げを、自国について同協定が効力を生ずる日に実施し、また、残余のすべての税率の引下げを第二段の規定に従って実施する。引下げの各段階における引下げ後の税率の端数については、切り上げ又は切り捨てて、小数点以下一位までとすべきである。農業に関する協定第二条に定める農産品に関する関税の段階的な引下げについては、譲許表の関連する部分に定めるところに従って実施する。

3　この議定書に附属する譲許表に定める譲許及び約束の実施は、要請があったときは、加盟国による多角的な検討の対象となる。このことは、世界貿易機関協定附属書一Aの協定に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

4　いずれの加盟国も、この議定書に附属する自国の譲許表が1の規定により千九百九十四年のガットの譲許表となった後は、自国の譲許表に定める譲許であって、その譲許表が千九百九十四年のガットの譲許表となっていない他のウルグァイ・ラウンドの参加国が主要供給国である産品に関する譲許については、いつでも当該譲許の全部又は一部を停止し又は撤回することができる。ただし、当該譲許の停止又は撤回の措置をとるに先立ち、加盟国は、その停止又は撤回につき書面による通報を物品の貿易に関する理事会に行うものとし、また、要請があったときは、その譲許表が千九百九十四年のガットの譲許表となっており、かつ、当該産品について実質的な利害関係を有する加盟国と協議を行わなければならない。譲許がこの4の規定により停止され又は撤回された場合にも、当該譲許については、主要供給国である加盟国の譲許表が千九百九十四年のガットの譲許表となった日から実施する。

5(a)　この議定書に附属する譲許表に定める譲許の対象となっている各産品に関し、千九百九十四年のガット第二条1の(b)及び(c)において言及されている千九百九十四年のガットの日付については、この議定書の日付とする。ただし、農業に関する協定第四条2の規定の適用は妨げられない。

(b)　この議定書に附属する譲許表に関し、千九百九十四年のガット第二条6(a)において言及されている千九百九十四年のガットの日付については、この議定書の日付とする。

6　譲許表第三部に定める非関税措置に関する譲許の修正又は撤回を行う場合には、千九百九十四年のガット第二十八条の規定及び千九百八十年十一月十日に採択された「第二十八条の規定に基づく交渉のための手続」（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十七巻二十六ページから二十八ページまで）を適用する。このことは、千九百九十四年のガットに基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

7　この議定書に附属する譲許表のいずれかの産品についての待遇が、世界貿易機関協定の効力発生前に千九百四十七年のガットの譲許表に定められていた当該産品についての待遇よりも不利なものとなる場合には、当該譲許表を附属させた加盟国は、千九百四十七年又は千九百九十四年のガット第二十八条の関連規定の定めるところにより必要とされる適切な措置をとったものとみなす。この7の規定は、エジプト、ペルー、南アフリカ及びウルグァイのみに適用する。

8　この議定書に附属する譲許表は、各譲許表に定めるところにより、英語、フランス語又はスペイン語を正文とする。

9　この議定書の日付は、千九百九十四年四月十五日とする。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表

ウルグァイ・ラウンド

第三十八表　日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

千九百九十四年四月十五日

第三十八表の日本国の譲許表に関する注釈

1　この譲許表は、次の部分から構成される。この譲許表に定める譲許及び約束については、2から7までの規定及びこの譲許表の関連部分の注釈に従って実施する。

(a)　第一部　最恵国関税率表

第一節　農産品

第一A節　関税

第一B節　関税割当て

第二節　その他の産品

第一部第二節の附属書

(b)　第二部　特恵関税率表

(c)　第三部　非関税譲許表

(d)　第四部　農産品についての補助の制限に関する約束

第一節　国内助成（助成合計総量）に関する約束

第二節　輸出補助金に係る予算上の支出及び数量の削減に関する約束

第三節　輸出補助金の交付の範囲の制限に関する約束

(e)　第三十八表の日本国の譲許表の附属書

2　世界貿易機関協定が千九百九十五年四月一日以前に日本国について効力を生ずる場合には、第一部第一節に定める関税の引下げその他の市場アクセスに関する約束については、その節に別段の定めがある場合を除くほか、千九百九十五年四月一日に開始し二千一年三月三十一日に終了する実施期間を通じて毎年均等に実施する。この場合には、関税の譲許については、千九百九十五年四月一日から実施する。

同協定が千九百九十五年四月二日以後に日本国について効力を生ずる場合には、第一部第一節に定める関税の引下げその他の市場アクセスに関する約束については、日本国政府が決定する千九百九十五年中に開始する実施期間を通じて実施する。

3　第一部第二節に定める関税の引下げについては、その節に別段の定めがある場合を除くほか、次のとおり実施する。

(a)　世界貿易機関協定の効力発生の日に同協定が日本国について効力を生ずる場合には、日本国政府は、同日に、一回目の引下げとして3欄に定める基準税率（以下この注釈において「基準税率」という。）から4欄に定める譲許税率（以下この注釈において「最終税率」という。）までの総引下げ幅の五分の一に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後は、総引下げ幅の五分の四に相当する税率を四等分したものをそれぞれ千九百九十六年、千九百九十七年、千九百九十八年及び千九百九十九年の一月一日に引き下げる。

(b)　世界貿易機関協定の効力発生の後に同協定が日本国について効力を生ずる場合には、日本国政府は、日本国政府が決定する千九百九十五年十二月三十一日より遅くない日に一回目の引下げとして基準税率から最終税率までの総引下げ幅の五分の二に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後は、総引下げ幅の五分の三に相当する税率を三等分したものをそれぞれ千九百九十七年、千九百九十八年及び千九百九十九年の一月一日に引き下げる。

4　(a)　1(e)に掲げる第三十八表の日本国の譲許表の附属書の規定に従い、世界貿易機関協定が日本国について効力を生ずる日に千九百九十四年のガットに基づく譲許として当該附属書の対象となる産品の関税を撤廃する。

(b)　「P」を付した関税率表番号には、当該附属書の(3)から(6)までのいずれかに該当する産品を含む。

(c)　当該附属書の対象となる産品が分類されている関税率表番号に対応する第一部第二節の最終税率が「無税」となっていない場合には、当該附属書の規定が優先する。

5　従価税につき2及び3の規定並びに第一部の第一A節及び第二節の注釈に従って引下げを実施した後の税率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する（〇・〇五パーセントは、〇・一

パーセントとする。）。従量税につき2及び3の規定並びに第一部の第一A節及び第二節の注釈に従って引下げを実施した後の税率に一銭（百分の一円をいう。）未満の端数があるときは、これを四捨五入する（〇・五銭は、一銭とする。）。

6　ウルグアイ・ラウンドに関する閣僚宣言に従って行われたウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉のいずれかの参加国が日本国の関心品目についての譲許若しくは約束の実施又は税率の段階的な引下げを遅延させ、停止し又は撤回する場合には、日本国政府は、妥当な措置をとる権利を留保する。当該多角的貿易交渉のいずれかの参加国がその譲許又は約束の全般的な実施を中断し又は著しく遅延させる場合にも、日本国政府は、その中断又は遅延に対応する措置をとる権利を留保する。

7　この譲許表における品目の名称及び分類システムは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（千九百八十六年六月二十四日に作成された同条約の改正議定書によって改正され、千九百九十二年一月一日に同条約第十六条の規定に従って改正されたもの）の附属書に掲げる統一システムの品目表に基づく。

第一部　最恵国関税率表

第一節　農産品

第一A節　関税

第一部第一A節に関する注釈

1　農業に関する協定附属書五の規定に基づく措置がとられる農産品は、2欄の「ST　附属書五」という記号によって指定されている。

2　農業に関する協定第五条の規定に基づく措置をとることができる農産品は、6欄の「SSG」という記号によって指定されている。

3　一個の星印（＊）を付した基準税率及び譲許税率は、関税と日本国政府又はその代行機関が徴収する額との合計を示す。

4　二個の星印（＊＊）を付した基準税率及び譲許税率は、関税と調整金との合計を示す。

5　5欄に三個の星印（＊＊＊）を掲げた農産品に関する譲許税率は、譲許表に関する注釈2の規定による一回目の引下げを実施する日から適用する。

6　統一システムの第〇一・〇三項、第〇二・〇三項、第〇二・〇六項、第〇二・一〇項又は第一六・〇二項の農産品で、分岐点価格（注）を掲げているものに関しては、それぞれの分岐点価格について、2欄に掲げる額から、毎年、対応する従量税率の毎年の引下げの額と同じ額を引き下げる。

注　「分岐点価格」とは、従価税が課されることとなる物品の課税価格（保険料及び運賃込みのもの）のうち最低のものをいう。

7　四個の星印（＊＊＊＊）を付した譲許税率に関しては、関税の段階的な引下げは、次のとおり実施する。

	基準税率	譲許税率
二〇〇八・二〇　パイナップル（砂糖を加えたもののうち気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）	三九・八％	一キログラムにつき三三円
二〇〇八・二〇　パイナップル（砂糖を加えたもの以外のもののうち気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）	七三％	一キログラムにつき三三円
一九九五年	一キログラムにつき三八円	
一九九六年	一キログラムにつき三七円	
一九九七年	一キログラムにつき三六円	
一九九八年	一キログラムにつき三五円	
一九九九年	一キログラムにつき三四円	
二〇〇〇年	一キログラムにつき三三円	

8　2欄において一個の星印及び1から17までの番号による記号（例えば（＊1））を付した農産品に関する一回目の引下げに関しては、日本国政府は、基準税率から次の表に定める各記号に対応する税率（以下「表の税率」という。）までの引下げの実施と同時にその表の税率から対応する譲許税率までの引下げ幅の六分の一に相当する税率の引下げを実施し、それらの引下げの後は、表の税率から対応する譲許税率までの引下げ幅の六分の五に相当する税率を五等分したものをそれぞれ千九百九十六年、千九百九十七年、千九百九十八年、千九百九十九年及び二千年に引き下げる。日本国政府は、（＊14）を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率について、千九百九十五年における三十四・一パーセント（その率が一キログラムにつき二十六円三十三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）から二千年における二十九・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）までの引下げを毎年均等に分割して実施する。

表

記号	税率
＊1	六％
＊2	一〇％
＊3	一二・五％
＊4	二〇％
＊5	二二・五％
＊6	二五％
＊7	二七％
＊8	二八％
＊9	三〇％

＊10　三五％
＊11　三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
＊12　四〇％
＊13　四〇％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
＊14　四一・六％（その率が一キログラムにつき五五円三〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
＊15　四五％
＊16　五五％
＊17　一キログラムにつき九〇円

9　日本国政府は、五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率について、千九百九十五年における二十四・一パーセントから二千年における二十九・八パーセントまでの引下げを毎年均等に分割して実施する。

10　日本国政府は、六個の星印（＊＊＊＊＊＊）を付した農産品に関する税率の引下げの一部として、関税率について、千九百九十五年における三十四・一パーセント（その率が一キログラムにつき二十六円三十三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）から二千年における二十九・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）までの引下げを毎年均等に分割して実施する。

11　日本国政府は、七個の星印（＊＊＊＊＊＊＊）を付した譲許税率に関しては、更に次のとおり引下げを実施する。

		実施年			
		二〇〇一年	二〇〇二年	二〇〇三年	二〇〇四年
二二〇三・〇〇	ビール	一・九％	無税	無税	無税
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒				
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき一二五円	一リットルにつき七七円	一リットルにつき三八円五〇銭	無税
	その他のもの	一リットルにつき一三六円五〇銭	一リットルにつき九一円〇銭	一リットルにつき四五円五〇銭	無税
二二〇八・三〇	ウイスキー	七・四％	四・九％	二・五％	無税
	バーボンウイスキー（容器には内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）				
	ライウイスキー（容器には内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）				
	その他のもの				
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき一二三円	一リットルにつき八二円六〇銭	一リットルにつき四一円三〇銭	無税
	その他のもの	一リットルにつき一〇二円九〇銭	一リットルにつき六八円六〇銭	一リットルにつき三四円三〇銭	無税
二二〇八・九〇のうち	その他のもの				
	エチルアルコール及び蒸留酒のうち				
	フルーツブランデー				
	アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき一一五円五〇銭	一リットルにつき七七円〇銭	一リットルにつき三八円五〇銭	無税
	その他のもの	一リットルにつき一三六円五〇銭	一リットルにつき九一円〇銭	一リットルにつき四五円五〇銭	無税

関税率表番号	品名	基準税率	譲許税率	実施期間	特別セーフガード	原交渉国	その他の課徴金
1	2	3	4	5	6	7	8
〇一〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）						
〇一〇一・一一	馬						
	純粋種の繁殖用のもの	無税	無税	＊＊＊			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの						
	その他のもの						
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税	無税	＊＊＊			
	その他のもの	一頭につき四、〇〇〇、〇〇〇円	一頭につき三、〇〇〇、〇〇〇円				
〇一〇一・一九	その他のもの						
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	無税	＊＊＊			
	その他のもの						
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供						

〇一〇一・二〇	ろ馬、ら馬及びヒニー	無税	一頭につき四、〇〇〇、〇〇〇円	無税	一頭につき三、四〇〇、〇〇〇円	無税	無税＊＊＊	
〇一〇二	牛（生きているものに限る。）							
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税	無税	無税	無税	無税	無税＊＊＊	
〇一〇二・九〇	その他のもの							
	水牛							
	その他のもの							
	一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	無税	一頭につき四、〇〇〇円	無税	一頭につき三、八二五〇円	無税	無税＊＊＊	
	その他のもの							
〇一〇三	豚（生きているものに限る。）							
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税	一頭につき七、〇〇〇円	無税	一頭につき六、七五〇円	無税	無税＊＊＊	
	その他のもの							
〇一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	一〇％		八・五％		無税	無税＊＊＊	
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの							
	一頭の課税価格が二八、五二二円以下のもの	無税	一頭につき二、九五〇円	無税	一頭につき一、九五〇八円	無税	無税＊＊＊	SSG
	その他のもの	一〇％		八・五％		無税	無税＊＊＊	SSG
〇一〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）							
〇一〇四・一〇	羊	無税		無税		無税	無税＊＊＊	
〇一〇四・二〇	やぎ	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇一〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
	一羽の重量が一八五グラム以下のもの							
〇一〇五・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税		無税		無税	無税＊＊＊	
〇一〇五・一九	その他のもの	無税		無税		無税	無税＊＊＊	
	その他のもの							
〇一〇五・九一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税		無税		無税	無税＊＊＊	
〇一〇五・九九	その他のもの	無税		無税		無税	無税＊＊＊	
〇一〇六・〇〇	その他の動物（生きているものに限る。）	無税		無税		無税	無税＊＊＊	
〇二〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
〇二〇一・一〇	枝肉及び半丸枝肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇一・二〇	その他の骨付き肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇一・三〇	骨付きでない肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）							
〇二〇二・一〇	枝肉及び半丸枝肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇二・二〇	その他の骨付き肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇二・三〇	骨付きでない肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの（骨付きのものに限る。））							
〇二〇三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの							
	枝肉及び半丸枝肉							
	いのししのもの							
	その他のもの							
	課税価格が一キログラムにつき五五三円以下のもの	七・五％	一キログラムにつき四二五円	無税	一キログラムにつき三六一円	無税	九三％	
	その他のもの							
	いのししのもの							
	その他のもの							
	課税価格が一キログラムにつき七三八円以下のもの	七・五％	一キログラムにつき五六七円	五％	一キログラムにつき四八二円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
	その他のもの							
	いのししのもの							
	その他のもの							
	課税価格が一キログラムにつき一、〇一一円以下のもの	七・五％	一キログラムにつき七七三円	五％	一キログラムにつき六六一円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
〇二〇三・一二	骨付きのもの（骨付きのものに限る。）							
	いのししのもの							
	その他のもの							
	課税価格が一キログラムにつき一、一八四円以下のもの	七・五％	一キログラムにつき八八三円	五％	一キログラムにつき七二六円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
	その他のもの							
	いのししのもの							
	その他のもの							
	課税価格が一キログラムにつき一、三二九円以下のもの	七・五％	一キログラムにつき九九二円	五％	一キログラムにつき八一五円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
〇二〇三・一九	その他のもの							
	いのししのもの							
	その他のもの							
	課税価格が一キログラムにつき一、四七六円以下のもの	七・五％	一キログラムにつき一、一〇五円	五％	一キログラムにつき九〇四円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
〇二〇三・二九	その他のもの							
	その他のもの							
	その他のもの							
	課税価格が一キログラムにつき一、六二三円以下のもの	七・五％	一キログラムにつき一、二一六円	五％	一キログラムにつき九九六円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
〇二〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
〇二〇四・一〇	枝肉及び半丸枝肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇四・二〇	その他の骨付き肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇四・三〇	骨付きでない肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇五	家きんの肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
〇二〇五・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）の肉							
	骨付きのもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
	骨付きでないもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇五・一二	七面鳥の肉							
	骨付きのもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
	骨付きでないもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇五・一三	あひるの肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇五・一四	がちょうの肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇五・一五	ほろほろ鳥の肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇五・一九	その他のもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇五・九一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）の肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇五・九九	その他のもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇六	食用の内臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
〇二〇六・一〇	牛のもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇六・二〇	豚のもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇六・三〇	羊及びやぎのもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇六・四〇	馬、ら馬及びヒニーのもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇六・五〇	家きんのもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇六・九〇	その他のもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇七	家きんの肉及び食用の内臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）の粉末及びミール	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇八	その他の肉及び食用の内臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）並びに食用のくず肉	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇八・一〇	馬、ら馬及びヒニーのもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇八・二〇	蛙のもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇八・三〇	霊長類のもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇八・四〇	くじらのもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇八・五〇	らくだのもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇八・九〇	その他のもの	九三％		五〇％＊＊＊		五〇％＊＊＊	五〇％＊＊＊	
〇二〇九	豚の脂肪（脂肪層が赤肉の層に見えるものを除く。）及び家きんの脂肪（生鮮のもの、冷蔵したもの、冷凍したもの、塩漬けしたもの、塩水漬けしたもの、乾燥したもの又は燻製したものに限る。）							
〇二〇九・〇〇	豚の脂肪（脂肪層が赤肉の層に見えるものを除く。）及び家きんの脂肪（生鮮のもの、冷蔵したもの、冷凍したもの、塩漬けしたもの、塩水漬けしたもの、乾燥したもの又は燻製したものに限る。）							
〇二〇九・〇〇・一	豚の脂肪（脂肪層が赤肉の層に見えるものを除く。）（生鮮のもの、冷蔵したもの、冷凍したもの、塩漬けしたもの、塩水漬けしたもの、乾燥したもの又は燻製したものに限る。）							
〇二〇九・〇〇・一一	生鮮のもの、冷蔵したもの又は冷凍したもの	七・五％	一キログラムにつき四二五円	無税	一キログラムにつき三六一円	無税	九三％	
〇二〇九・〇〇・一二	塩漬けしたもの、塩水漬けしたもの、乾燥したもの又は燻製したもの	七・五％	一キログラムにつき五六七円	五％	一キログラムにつき四八二円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
〇二〇九・〇〇・一九	その他のもの	七・五％	一キログラムにつき五六七円	五％	一キログラムにつき四八二円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
〇二〇九・〇〇・二	家きんの脂肪（生鮮のもの、冷蔵したもの、冷凍したもの、塩漬けしたもの、塩水漬けしたもの、乾燥したもの又は燻製したものに限る。）							
〇二〇九・〇〇・二一	生鮮のもの、冷蔵したもの又は冷凍したもの	七・五％	一キログラムにつき四二五円	無税	一キログラムにつき三六一円	無税	九三％	
〇二〇九・〇〇・二二	塩漬けしたもの、塩水漬けしたもの、乾燥したもの又は燻製したもの	七・五％	一キログラムにつき五六七円	五％	一キログラムにつき四八二円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG
〇二〇九・〇〇・二九	その他のもの	七・五％	一キログラムにつき五六七円	五％	一キログラムにつき四八二円	四・三％	五〇％＊＊＊	SSG

○二〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			つき五六七円	つき四八二円	SSG
○二〇四・一〇	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			無税	無税＊＊＊	
	その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
○二〇四・二一	枝肉及び半丸枝肉			無税	無税＊＊＊	
○二〇四・二二	その他の骨付き肉			無税	無税＊＊＊	
○二〇四・二三	骨付きでない肉			無税	無税＊＊＊	
○二〇四・三〇	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）			無税	無税＊＊＊	
	その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）					
○二〇四・四一	枝肉及び半丸枝肉			無税	無税＊＊＊	
○二〇四・四二	その他の骨付き肉			無税	無税＊＊＊	
○二〇四・四三	骨付きでない肉			無税	無税＊＊＊	
○二〇四・五〇	やぎの肉			七・五%	無税＊＊＊	
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			無税	無税＊＊＊	
○二〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			無税	無税＊＊＊	
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			九三%	五〇%＊＊＊	
	ほほ肉及び頭肉					
	その他のもの					
	臓器及び舌					
	その他のもの（＊6）			一五% 三三・一%	一二・八% 二一・三%	
	牛のもの（冷凍したものに限る。）			一五% 一五%	一二・八% 一二・八%	
○二〇六・二一	舌			一五%	一二・八%	SSG
○二〇六・二二	肝臓			一五%	一二・八%	SSG
○二〇六・二九	その他のもの					
	ほほ肉及び頭肉			九三%	五〇%＊＊＊	
	その他のもの					
	臓器			一五%	一二・八%	
	その他のもの（＊6）			三三・一%	二一・三%	
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			七・五%	無税	
	いのししのもの			一〇%	八・五%	
	その他のもの					
	臓器					
	その他のもの					
	課税価格が一キログラムにつき七三円以下のもの			一キログラムにつき五六七円	一キログラムにつき四八二円	SSG
	その他のもの			五%	四・三%	SSG

○二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）			七・五%	無税	
	肝臓			一〇%	八・五%	
	いのししのもの					
	その他のもの					
○二〇六・四九	その他のもの			七・五%	無税	
	いのししのもの			一〇%	八・五%	
	その他のもの					
	臓器					
	その他のもの					
	課税価格が一キログラムにつき七三八円以下のもの			一キログラムにつき五六七円	一キログラムにつき四八二円	SSG
○二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			五%	四・三%	SSG
○二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）			七・五%	無税	
○二〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			七・五%	無税	
○二〇七・一〇	分割してない家きん（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			一四%	一一・九%	
	鶏（ガルス・ドメスティクス）					
	七面鳥			五%	三%	
	その他のもの			一六%	九・六%	
○二〇七・二一	分割してない家きん（冷凍したものに限る。）			一四%	一一・九%	
	鶏（ガルス・ドメスティクス）					
	七面鳥			五%	三%	
	あひる、がちょう及びほろほろ鳥			一六%	九・六%	
○二〇七・二二	家きんの分割した肉及びくず肉（肝臓を含むものとし、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			一四%	一一・九%	
	鶏（ガルス・ドメスティクス）					
	七面鳥			五%	三%	
	あひる、がちょう及びほろほろ鳥			一六%	九・六%	
○二〇七・三一	がちょう又はあひるの脂肪質の肝臓			五%	三%	
○二〇七・三九	その他のもの					
	鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの					
	骨付きのもも			一〇%	八・五%	
	その他のもの			一四%	一一・九%	
	七面鳥のもの			五%	三%	
	その他のもの			一六%	九・六%	
○二〇七・四一	家きんの分割した肉及びくず肉（冷凍したものに限るものとし、肝臓を除く。）					
	鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの					
	骨付きのもも			一〇%	八・五%	
	その他のもの					
	七面鳥のもの			五%	三%	
○二〇七・四二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの			一六%	九・六%	
○二〇七・四三	家きんの肝臓（冷凍したものに限る。）			五%	三%	
○二〇七・五〇	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）					
○二〇八						

○二〇八・一〇	うさぎのもの	三・五%	無税					
○二〇八・九〇	その他のもの							
のうち	鯨のもの以外のもの							
○二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	一〇%	六%					
○二一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール							
○二一〇・一一	豚の肉							
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）							
	課税価格が一キログラムにつき一、二四五円以下のもの	一キログラムにつき一、二一八円	一〇%	八・五%	SSG			
○二一〇・一二	その他のもの							
	ばら肉及びこれを分割したもの							
	課税価格が一キログラムにつき一、二四五円以下のもの	一キログラムにつき一、二一八円	一〇%	八・五%	SSG			
○二一〇・一九	その他のもの							
	その他のもの							
	課税価格が一キログラムにつき一、二四五円以下のもの	一キログラムにつき一、二一八円	一〇%	八・五%	SSG			
○二一〇・二〇	牛の肉							
	その他のもの							
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）							
○二一〇・九〇	豚のもの							
	課税価格が一キログラムにつき一、二四五円以下のもの	一キログラムにつき一、二一八円	一〇%	八・五%	SSG			
	その他のもの							
	その他のもの							
	牛のもの							
	その他のもの							
○四〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	七%	〇銭 四・二%					
○四〇一・一〇	脂肪分が全重量の一%以下のもの							
	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの							
	その他のもの							
○四〇一・二〇	脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの							
	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの							
	その他のもの							
○四〇一・三〇	脂肪分が全重量の六%を超えるもの							
	滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）							
	脂肪分が全重量の四五%以下のもの							
	その他のもの							
○四〇二	その他のもの							
	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）							
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）							
	砂糖を加えたもの							
	その他のもの							
	学校等給食用のもの及び飼料用のもの							
○四〇二・二一	その他のもの							
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）							
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの							
	脂肪分が全重量の五%を超えるもの							
	脂肪分が全重量の三〇%以下のもの							
	その他のもの							

	その他のもの 学校等給食用のもの及び飼料用のもの	＊一キログラム につき五〇〇円	一、二〇四円 につき一、〇二三円	
	その他のもの	＊二五％及び一＊二一・二％及びキログラムにつき五〇〇円	キログラムにつき四二五円	SSG
○四〇二・二九	その他のもの 脂肪分が全重量の五％を超えるもの			
	脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	＊三〇％及び一キログラムにつき七二〇円	＊二五・五％及びキログラムにつき六一二円	SSG
	その他のもの	＊三〇％及び一キログラムにつき一、二〇四円	＊二五・五％及びキログラムにつき一、〇二三円	SSG
	その他のもの	＊三五％及び一キログラムにつき五〇〇円	＊二九・八％及びキログラムにつき四二五円	SSG
○四〇二・九一	その他のもの 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脂肪分が全重量の七・五％を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップドクリーム（＊9）	＊三〇％及び一キログラムにつき一、二〇四円	＊二五・五％及びキログラムにつき四二五円	SSG
	その他のもの	三九・八％ ＊三〇％及び一キログラムにつき五九九円	二五・五％ ＊二五・五％及びキログラムにつき五〇九円	SSG
○四〇二・九九	その他のもの 脂肪分が全重量の八％を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップドクリーム（＊9）	三九・八％ ＊三〇％及び一キログラムにつき一、二九九円	二五・五％ ＊二五・五％及びキログラムにつき一、二五四円	SSG
	その他のもの			
○四〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）			

○四〇三・一〇	ヨーグルト 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）		三五％及び一キログラムにつき一、〇七六円	二九・八％及び一キログラムにつき九一五円	SSG
	その他のもの フローズンヨーグルト 砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が一〇キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）（＊10）	四六・五％	二六・三％ 二九・八％		
	その他のもの（＊10）	四六・五％	二一・三％		
○四〇三・九〇	その他のもの 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの				
	脂肪分が全重量の一・五％以下のもの	＊三五％及び一キログラムにつき四六六円	＊二九・八％及びキログラムにつき三九六円		SSG
	脂肪分が全重量の一・五％を超え二六％以下のもの	＊三五％及び一キログラムにつき六八五円	＊二九・八％及びキログラムにつき五八二円		SSG
	脂肪分が全重量の二六％を超えるもの	＊三五％及び一キログラムにつき一、二〇四円	＊二九・八％及びキログラムにつき一、〇二三円		SSG
○四〇四	その他のもの ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	二五％	二一・三％		
○四〇四・一〇	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの 脂肪分が全重量の五％以下のもの	＊三五％及び一キログラムにつき五〇〇円	＊二九・八％及びキログラムにつき四二五円		SSG

その他のもの					
○四○四・九○　その他のもの					
その他のもの					
滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの					
脂肪分が全重量の一・五%以下のもの	SSG	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき六七九円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき四七〇円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき七九九円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき一、二〇四円
脂肪分が全重量の一・五%を超え三〇%以下のもの	SSG	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき六七九円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき四七〇円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき七九九円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき一、二〇四円
脂肪分が全重量の三〇%を超えるもの	SSG	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき六七九円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき四七〇円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき七九九円	三五%及び一キログラムにつき一二九・八%及び一キログラムにつき一、二〇四円
その他のもの					
○四○五・○○　ミルクから得たバターその他の油脂					
脂肪分が全重量の八五%以下のもの	SSG	三五%及び一キログラムにつき一、一五九円	二五%	二一・三%	二一・三%
その他のもの	SSG	三五%及び一キログラムにつき一、一五九円	二五%	二一・三%	二一・三%
○四○六　チーズ及びカード					
○四○六・一○　フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード					
乾燥固形分が全重量の四八%以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）		三五%	二一・四%	二二・四%	四〇% ***
その他のもの		三五%	二九・八%	二九・八%	二六・三%
○四○六・二○　おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）					
プロセスチーズのもの		七九・七% 三五%			四〇% ***
その他のもの					二六・三%
○四○六・三○　プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）		七九・七% 三五%			四〇% ***
○四○六・四○　ブルーベインドチーズ					二六・三%
○四○六・九○　その他のチーズ		二九・八% 三五%			二九・八%
○四○七・○○　殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）並びに卵黄（食用に適するものとし、乾燥したもの、凍結したもの又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		無税	無税	無税	無税 ***
その他のもの					
生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの					
その他のもの					
○四○八　殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					
卵黄					
○四○八・一一　乾燥したもの					
○四○八・一九　その他のもの					
その他のもの					
○四○八・九一　乾燥したもの					
○四○八・九九　その他のもの					
○四○九・○○　天然はちみつ					
○四一○・○○　食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					
あなつばめの巣					
その他のもの					
○五○一・○○　人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず		無税	無税	無税	無税 ***
○五○二　豚毛、いのしし毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず		無税	無税	無税	無税 ***
○五○二・一○　豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず		無税	無税	無税	無税 ***
○五○二・九○　その他のもの		無税	無税	無税	無税 ***
○五○三・○○　馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）		無税	無税	無税	無税 ***
○五○四・○○　動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片		無税	無税	無税	無税 ***
○五○五　羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず		無税	無税	無税	無税 ***

○五〇五・一〇	植毛及び詰物用の羽毛	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五〇五・九〇	その他のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず								
○五〇六・一〇	オセイン及び酸処理した骨	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五〇六・九〇	その他のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず								
○五〇七・一〇	アイボリー並びにその粉及びくず	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五〇七・九〇	その他のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五一〇	べっこう（くずを含む。）以外のもの								
○五一〇・〇〇	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の限その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五一一	じゃ香及び牛黄								
○五一一・一〇	その他のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五一一・九九	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの								
○五一一・一〇	牛の精液	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○五一一・九九	その他のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇一	蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血								
	その他のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇一・一〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇一・二〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇二	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂及び接き穂								
○六〇二・一〇	根を有しない挿穂及び接き穂	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇二・二〇	樹木及び蘭木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接き木してあるかないかを問わない。）	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇二・三〇	しゃくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接き木してあるかないかを問わない。）	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇二・四〇	ばら（接き木してあるかないかを問わない。）	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇二・九一	その他のもの								
	きのこ菌糸	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇二・九九	その他のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇三	切花及び花蕾（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）								
○六〇三・一〇	生鮮のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇三・九〇	その他のもの	無税	無税	***	***	***	***	***	***
○六〇四	植物の葉、枝その他の部分（花及び花蕾のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）								
○六〇四・一〇	こけ及び地衣								
	その他のもの	五%	三%						
○六〇四・九一	生鮮のもの	五%	三%						
○六〇四・九九	その他のもの	五%	三%						
○七〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
○七〇一・一〇	種ばれいしょ	五%	三%						
○七〇一・九〇	その他のもの	五%	四・二%						
○七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	三%						
○七〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
○七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット	一〇%	八・五%						
	たまねぎ	五%	三%						
	シャロット	五%	三%						
○七〇三・二〇	にんにく	五%	三%						
○七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの	五%	三%						
○七〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶら属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
○七〇四・一〇	カリフラワー	五%	三%						
○七〇四・二〇	芽キャベツ	五%	三%						
○七〇四・九〇	その他のもの	五%	三%						
○七〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
	レタス								
	結球レタス	五%	三%						
	その他のもの	五%	三%						
○七〇五・一一									
○七〇五・一九									

○七〇五・二二	チコリー								
	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	五%	二%						
○七〇五・二九	その他のもの	五%	二%						
○七〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
○七〇六・一〇	にんじん及びかぶ	五%	二%						
○七〇六・九〇	その他のもの	五%	二%						
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%	二%						
○七〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）								
○七〇八・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	五%	二%						
○七〇八・二〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	五%	二%						
○七〇八・九〇	その他の豆	五%	二%						
○七〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
○七〇九・一〇	アーティチョーク	五%	二%						
○七〇九・二〇	アスパラガス	五%	二%						
○七〇九・三〇	なす	五%	二%						
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）	五%	二%						
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ								
	まつたけ	五%	二%						
	その他のもの	五%	四・二%						
○七〇九・五二	トリフ	五%	二%						
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実	五%	二%						
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	五%	二%						
○七〇九・九〇	その他のもの								
	スイートコーン	一〇%	六%	五%	二%				
	その他のもの	一〇%	六%	五%	二%				
○七一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）								
○七一〇・一〇	ばれいしょ	一〇%	八・五%						
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）								
○七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）	一〇%	八・五%						
○七一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%	八・五%						
○七一〇・二九	その他のもの								
	枝豆	一〇%	六%						
	その他のもの	一〇%	八・五%						
○七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇%	六%						
○七一〇・四〇	スイートコーン	一二・五%	一〇・六%						
○七一〇・八〇	その他の野菜								
○七一〇・九〇	野菜を混合したもの								
	スイートコーンを主成分とするもの	一二・五%	一〇・六%						
	その他のもの	一〇%	六%						

○七一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）								
○七一一・一〇	たまねぎ	一五%	九%						
○七一一・二〇	オリーブ	一五%	九%						
○七一一・三〇	ケーパー	一五%	九%						
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン	一五%	九%						
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの								
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび	一〇%	六%						
	その他のもの	一五%	九%						
○七一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）								
○七一二・一〇	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一五%	一二・八%						
○七一二・二〇	たまねぎ	一五%	九%						
○七一二・三〇	きのこ及びトリフ								
	しいたけ	一五%	一二・八%						
	その他のもの	一五%	九%						
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの								
	スイートコーン			無税	無税				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により導ら播種用に適するようにしたもの			一キログラムにつき一五円	一キログラムにつき九円				
	その他のもの			一五%	九%				
○七一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）								
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）								
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により導ら播種用に適するようにしたもの			一〇%	無税				
	その他のもの								
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			一〇%	無税				
	その他のもの			一キログラムにつき四一七円	一キログラムにつき三五四円				
○七一三・二〇	ひよこ豆								
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により導ら播種用に適するようにしたもの			一〇%	六%				
	その他のもの（＊2）			一三・三%	八・五%				

＊＊＊

SSG

○七一三・三一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	無税	無税	***		
○七一三・三二	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアク）	一キログラムにつき四一七円	一キログラムにつき三五四円	SSG		
○七一三・三三	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	一〇%	無税			
○七一三・三九	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇%	一キログラムにつき三五四円	SSG		
	その他のもの	一〇%	六%			
○七一三・四〇	ひら豆 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの（*2） 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇%	一キログラムにつき四一七円	SSG		
	その他のもの	一〇%	無税			
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇%	一キログラムにつき四一七円	SSG		
	その他のもの	一〇%	無税			
○七一三・九〇	その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	一〇%	無税			
	その他のもの	一〇%	無税			
	その他のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇%	無税			
	その他のもの	一〇%	無税			
○七一四・一〇	カッサバ芋 飼料用のもの 注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	無税	無税	***		
	その他のもの 粉又はミールのペレット	二五%	一五%			
	その他のもの	一五%	九%			
○七一四・九〇	かんしょ	一五%	一二・八%			
○八〇一	その他のもの ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	一五%	九%			
○八〇一・一〇	ココやしの実	六%	三%			
○八〇一・二〇	ブラジルナット	六%	三%			
○八〇一・三〇	カシューナット	無税	無税	***		
○八〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） アーモンド					
○八〇二・一一	殻付きのもの	無税	無税	***		
	ピターアーモンド スイートアーモンド	四%	二一・四%			
○八〇二・一二	殻を除いたもの ピターアーモンド	無税	無税	***		
	スイートアーモンド	四%	二一・四%			
○八〇二・二一	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの） 殻付きのもの	一〇%	六%			
○八〇二・二二	殻を除いたもの	一〇%	六%			
○八〇二・三一	くるみ 殻付きのもの	二〇%	一〇%			
○八〇二・三二	殻を除いたもの	二〇%	一〇%			
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）	一六%	九・六%			
○八〇二・五〇	ピスタチオナット	九%	無税			
○八〇二・九〇	その他のもの ぴんろう子	無税	無税	***		

	マカダミアナット	一二%	五%		
	ペカン				
	その他のもの	九%	四・五%		
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	二〇%	一二%		
	生鮮のもの				
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの				
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	四〇%	二〇%		
	乾燥したもの				
	輸入されるもの	五〇%	二五%		
○八〇四	なつめやし の実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	六%	三%		
○八〇四・一〇	なつめやしの実	無税	無税		
○八〇四・二〇	いちじく	一〇%	六%		
○八〇四・三〇	パイナップル				
	生鮮のもの				
	乾燥したもの	二〇%	一七%		
○八〇四・四〇	アボカドー	一二%	七・二%		
	生鮮のもの	六%	三%		
	乾燥したもの				
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	一〇%	三%		
○八〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	六%			
○八〇五・一〇	オレンジ				
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの（＊4）	二六・六%	一六%		
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの（＊12）	五三・一%	三一%		
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種（＊4）	二六・六%	一七%		
○八〇五・三〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア）	五%	無税		
○八〇五・四〇	グレープフルーツ				
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一二%	一〇%		
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	二五%	一〇%		
○八〇五・九〇	その他のもの	二〇%	一七%		
○八〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇六・一〇	生鮮のもの				
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	一三%	七・八%		

	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの				
○八〇六・二〇	乾燥したもの	二〇%	一七%		
○八〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）				
○八〇七・一〇	メロン（すいかを含む。）	一〇%	六%		
○八〇七・二〇	パパイヤ	四%	二%		
○八〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）				
○八〇八・一〇	りんご	二〇%	一七%		
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ	八%	四・八%		
○八〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）				
○八〇九・一〇	あんず	一〇%	六%		
○八〇九・二〇	さくらんぼ	一〇%	八・五%		
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	一〇%	六%		
○八〇九・四〇	プラム及びスロー	一〇%	六%		
○八一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）				
○八一〇・一〇	ストロベリー	一〇%	六%		
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	一〇%	六%		
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	一〇%	六%		
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	一〇%	六%		
○八一〇・九〇	その他のもの				
	キウイフルーツ	八%	六・四%		
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	一〇%	五%		
	その他のもの	一〇%	六%		
○八一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				
○八一一・一〇	ストロベリー				
	砂糖を加えたもの	一六%	九・六%		
	その他のもの	二〇%	一二%		
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー				
	砂糖を加えたもの	一六%	九・六%		
	その他のもの	一〇%	六%		
○八一一・九〇	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	パイナップル				
	パパイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、	二八%	二三・八%		

	レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		二〇%	二%	
	ベリー				
	サワーチェリー		一六%	九・六%	
	桃及びなし		二三%	一三・八%	
	その他のもの		二〇%	七%	
	その他のもの		二〇%	二%	
	パイナップル				
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンベダ、ナンカ、バンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、ジュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		二八%	二三・八%	
	ベリー				
	桃及びなし		一二%	七・二%	
	その他のもの		一〇%	六%	
	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	○八一二	二〇%	七%	
	さくらんぼ	○八一二・一〇	二〇%	二%	
	ストロベリー	○八一二・二〇			
	その他のもの	○八一二・九〇			
	バナナ				
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの		四〇%	二〇%	
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの		五〇%	二五%	
	オレンジ				
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの（＊4）		二六・六%	一六%	
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの（＊12）		五三・一%	三一%	
	グレープフルーツ				
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの		二〇%	一〇%	
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの		四〇%	一〇%	
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）				
	くり		一〇%	無税	
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種（＊4）		一六%	九・六%	
	その他のもの		二六・六%	一七%	
	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	○八一三	二〇%	一二%	
	あんず	○八一三・一〇	一五%	九%	
	プルーン	○八一三・二〇	四%	二・四%	
	りんご	○八一三・三〇	一五%	九%	
	その他の果実	○八一三・四〇			
	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンピ、チャンベダ、ナンカ、バンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		一五%	七・五%	
	その他のもの		一五%	九%	
	この類のナット又は乾燥果実を混合したものナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（ぴんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	○八一三・五〇	一〇%	六%	
	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	○八一四・〇〇	二〇%	一二%	
	コーヒー（いってあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	○九〇一	二・五%	一・五%	
	コーヒー（いったものを除く。）				
	カフェインを除いてないもの	○九〇一・一一	無税	無税	
	カフェインを除いたもの	○九〇一・一二	無税	無税	
	コーヒー（いったものに限る。）				
	カフェインを除いてないもの	○九〇一・二一	二〇%	一二%	
	カフェインを除いたもの	○九〇一・二二	二〇%	一二%	
	コーヒー豆の殻及び皮	○九〇一・三〇	無税	無税	
	コーヒーを含有するコーヒー代用物	○九〇一・四〇	二〇%	一二%	
	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	○九〇二			

○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇%	一七%	無税	無税	三・六%
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）					
	くず（飲用に適するものを除く。）					
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇%	一七%	無税	無税＊＊＊	無税
	紅茶					
	その他のもの	二〇%	一二%	無税	無税＊＊＊	無税
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶					
	くず（飲用に適するものを除く。）					
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	紅茶					
	その他のもの	五%	三%	一五%	一〇%	六%
○九〇三・〇〇	マテ	二〇%	一七%	一〇%	七%	四・五%
○九〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	二〇%	一二%	一〇%	七%	四・五%
	ペッパー					
○九〇四・一一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの					
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三%	三%	二%	一・五%
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
○九〇四・一二	破砕し又は粉砕したもの					
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三%	三%	二%	一・五%
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
○九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）					
	小売用の容器入りにしたもの	一〇%	六%	六%	四%	三%
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
○九〇五・〇〇	バニラ豆	三・五%	無税	三・五%	無税	無税
○九〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花					
○九〇六・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
○九〇六・二〇	破砕し又は粉砕したもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	三・五%	無税	三・五%	無税	無税
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	六%	四・五%	三%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	無税	三・五%	無税	無税
○九〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類					
○九〇八・一〇	肉ずく					
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	六%	四・五%	三%
	その他のもの					
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
○九〇八・二〇	肉ずく花					
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	六%	四・五%	三%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	無税	三・五%	無税	無税
○九〇八・三〇	カルダモン類					
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	六%	四・五%	三%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	無税	三・五%	無税	無税
○九〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー					
○九〇九・一〇	アニス又は大ういきょうの種					
	小売用の容器入りにしたもの	一〇%	六%	一〇%	七%	五%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	五%	三%	五%	三%	二・五%
○九〇九・二〇	コリアンダーの種					
	小売用の容器入りにしたもの	一〇%	六%	一〇%	七%	五%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	五%	三%	五%	三%	二・五%
○九〇九・三〇	クミンの種					
	小売用の容器入りにしたもの	一〇%	六%	一〇%	七%	五%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	五%	三%	五%	三%	二・五%
○九〇九・四〇	カラウエイの種					
	小売用の容器入りにしたもの	一〇%	六%	一〇%	七%	五%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	五%	三%	五%	三%	二・五%
○九〇九・五〇	ういきょうの種及びジュニパーベリー					
	小売用の容器入りにしたもの	一〇%	六%	一〇%	七%	五%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
○九一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料					
○九一〇・一〇	しょうが					
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	一五%	九%	一五%	一〇%	六%
	その他のもの					
	小売用の容器入りにしたもの	一〇%	五%	一〇%	七%	五%
	その他のもの	五%	二・五%	五%	三%	二・五%
○九一〇・二〇	サフラン					
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	六%	四・五%	三%
	その他のもの					
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	無税＊＊＊	無税	無税＊＊＊	無税
	破砕し又は粉砕したもの	三・五%	無税	三・五%	無税	無税

	その他のもの	無税	無税	
〇九一〇・三〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	三・五%	無税	
	破砕し又は粉砕したもの	無税	無税	
	うこん	六%	三・六%	
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	
	その他のもの	無税	無税	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	三・五%	無税	
	破砕し又は粉砕したもの	無税	無税	
〇九一〇・四〇	月けい樹の葉及びタイム	六%	三・六%	
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	
	その他のもの	無税	無税	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	三・五%	無税	
	破砕し又は粉砕したもの	二・五%	七・二%	
〇九一〇・五〇	カレー	六%	三・六%	
	その他の香辛料	六%	三・六%	
〇九一〇・九一	この類の注1(b)の混合物	六%	三・六%	
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	
	その他のもの	無税	無税	
〇九一〇・九九	その他のもの	六%	三・六%	
	小売用の容器入りにしたもの	六%	三・六%	
	その他のもの	無税	無税	
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	三・五%	無税	
	破砕し又は粉砕したもの	無税	無税	
一〇〇一	小麦及びメスリン	＊一キログラムにつき六五円	＊一キログラムにつき五五円	SSG
一〇〇一・一〇	デュラム小麦	＊一キログラムにつき六五円	＊一キログラムにつき五五円	SSG
一〇〇一・九〇	その他のもの	＊一キログラムにつき六五円	＊一キログラムにつき五五円	SSG
一〇〇二・〇〇	ライ麦	七%	四・二%	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	＊一キログラムにつき四六円	＊一キログラムにつき三九円	SSG
	その他のもの	七%	四・二%	
一〇〇三・〇〇	大麦及び燕麦	無税	無税	
一〇〇四・〇〇	オート	無税	無税	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	一〇%	八・五%	
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	
	とうもろこし	無税	無税	
一〇〇五	播種用のもの	無税	無税	
一〇〇五・一〇	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	一キログラムにつき一五円	無税	
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	
一〇〇五・九〇	その他のもの	無税	無税＊＊＊	
	飼料用のもの	無税	無税	
	註　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	一キログラムにつき一五円	無税	
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）		無税＊＊＊	
	その他のもの		五〇%（その率＊＊＊が一キログラムにつき一二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
一〇〇六	米			
一〇〇六・一〇	もみ（ST　附属書五）	無税	無税＊＊＊	
一〇〇六・二〇	玄米（ST　附属書五）	無税	無税＊＊＊	
一〇〇六・三〇	精米（研磨してあるかないか又はつや出してあるかないかを問わない。）（ST　附属書五）	無税	無税＊＊＊	
一〇〇七・〇〇	砕米（ST　附属書五）	無税	無税＊＊＊	
一〇〇六・四〇	グレーンソルガム	無税	無税＊＊＊	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	無税＊＊＊	
	その他のもの			
	飼料用のもの	無税	無税＊＊＊	
	註　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	五%	無税	
一〇〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
一〇〇八・一〇	そば	一五%	九%	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税	無税＊＊＊	
	その他のもの	無税	無税＊＊＊	
一〇〇八・二〇	ミレット	無税	無税＊＊＊	
一〇〇八・三〇	カナリーシード	無税	無税＊＊＊	
一〇〇八・九〇	その他の穀物			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	＊一キログラムにつき六五円	＊一キログラムにつき五五円	SSG
	その他のもの			
	ライ小麦	五%	三%	
	その他のもの	無税	無税	
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉	＊一キログラムにつき一〇六円	＊一キログラムにつき九〇円	SSG

一一〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	二五%					
一一〇二・一〇	ライ麦粉		一五%				
一一〇二・二〇	とうもろこし粉		二一・三%				
一一〇二・三〇	米粉（ST　附属書五）	*一キログラムにつき九八円		SSG			
一一〇二・九〇	その他のもの						
	大麦粉及び裸麦粉	*一キログラムにつき八三円		SSG			
	ライ小麦粉	*一キログラムにつき一〇六円	二一・三%				
	その他のもの						
一一〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット						
	ひき割り穀物及び穀物のミール						
一一〇三・一一	小麦のもの	*一キログラムにつき一〇六円	二一・三%	SSG			
一一〇三・一二	オートのもの	*一キログラムにつき九〇円	二一・三%	SSG			
一一〇三・一三	とうもろこしのもの						
一一〇三・一四	米のもの（ST　附属書五）	*一キログラムにつき九八円		SSG			
一一〇三・一九	その他の穀物のもの	*一キログラムにつき八三円		SSG			
	大麦又は裸麦のもの	*一キログラムにつき九〇円	一七%	SSG			
	ライ小麦のもの	*一キログラムにつき一〇六円	二一・三%	SSG			
	その他のもの						
一一〇三・二二	ペレット	*一キログラムにつき一〇六円	二〇%	SSG			
	小麦のもの						
一一〇三・二九	その他の穀物のもの	*一キログラムにつき一〇六円	二一・三%	SSG			
	オートのもの	*一キログラムにつき九〇円	二一・三%	SSG			
	とうもろこしのもの						
	米のもの（ST　附属書五）	*一キログラムにつき九八円		SSG			
	大麦又は裸麦のもの	*一キログラムにつき八三円		SSG			
	ライ小麦のもの	*一キログラムにつき九〇円	一七%	SSG			
	その他のもの						
一一〇四	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）						
	大麦又は裸麦のもの	*一キログラムにつき一〇七円	二〇%	SSG			
一一〇四・一一	オートのもの	*一キログラムにつき九一円	一二%	SSG			
一一〇四・一二	その他の穀物のもの						
一一〇四・一九	小麦又はライ小麦のもの	*一キログラムにつき一三四円		SSG			
	とうもろこしのもの						
	米のもの（ST　附属書五）						
	その他のもの						
一一〇四・二一	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）						
	大麦又は裸麦のもの	*一キログラムにつき一三〇円	一七%	SSG			
一一〇四・二二	オートのもの	*一キログラムにつき一一四円	一二%	SSG			
一一〇四・二三	とうもろこしのもの						
	コーンフレークの製造に使用するもの		二五%				
	その他のもの		一六・二%				
一一〇四・二九	その他の穀物のもの						
	小麦又はライ小麦のもの	*一キログラムにつき一〇六円	一八%	SSG			
	米のもの（ST　附属書五）	*一キログラムにつき九〇円		SSG			
	その他のもの						
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		二〇%				
一一〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		一七%				
一一〇五・一〇	粉及びミール		二五%				
一一〇五・二〇	フレーク、粒及びペレット		二〇%				
一一〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		二五%				
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）の粉及びミール		一六%				
一一〇六・二〇	サゴやし又は根茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール		一三・六%				
	カッサバ芋の粉及びミール						
	飼料用のもの		無税				
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。						
	その他のもの		一五%				
一一〇六・三〇	第八類の物品の粉及びミール						
	飼料用のバナナの粉及びミール		無税				
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。						
	その他のもの		二五%				
一一〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき二五円					
一一〇七・一〇	いってないもの		一五%				
	いったもの	一キログラムにつき二五円	一キログラムにつき二円三〇銭				
一一〇七・二〇							

一一〇八	でん粉及びイヌリン								
一一〇八・一一	でん粉								
	小麦でん粉	＊一キログラム	＊一キログラムにつき一五八円	SSG	＊一キログラムにつき一三四円	無税	無税	無税	無税＊＊＊
一一〇八・一二	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	一キログラムにつき一四〇円	一キログラムにつき一九円	SSG	一キログラムにつき一九円	無税	無税	無税	無税＊＊＊
一一〇八・一三	ばれいしょでん粉	一キログラムにつき一四〇円	一キログラムにつき一九円	SSG	一キログラムにつき一九円	無税	無税	無税	無税＊＊＊
一一〇八・一四	マニオカ（カッサバ）でん粉	一キログラムにつき一四〇円	一キログラムにつき一九円	SSG	一キログラムにつき一九円	無税	無税	無税	無税＊＊＊
一一〇八・一九	その他のでん粉	一キログラムにつき一四〇円	一キログラムにつき一九円	SSG	一キログラムにつき一九円	無税	無税	無税	無税＊＊＊
一一〇八・二〇	イヌリン	一キログラムにつき一四〇円	一キログラムにつき一九円	SSG	一キログラムにつき一九円	無税	無税	無税	無税＊＊＊
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	二五％	二一・三％	無税＊＊＊					
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	無税	無税	無税＊＊＊	無税	無税	無税	無税	無税＊＊＊
一二〇一	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき七二六円	一キログラムにつき六一七円	SSG	一キログラムにつき六一七円	無税	無税	無税	無税＊＊＊
一二〇二・一〇	栽付きのもの	無税	無税＊＊＊						
	採油用のもの	無税	無税＊＊＊						
	注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。								
	その他のもの	無税	無税＊＊＊						
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき七二六円	一キログラムにつき六一七円	SSG	一キログラムにつき六一七円	無税	無税	無税	無税＊＊＊
	採油用のもの	無税	無税＊＊＊						
	注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。								
	その他のもの	無税	無税＊＊＊						
一二〇三・〇〇	コプラ	無税	無税＊＊＊						
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	無税	無税＊＊＊						
一二〇五・〇〇	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	無税	無税＊＊＊						
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	無税	無税＊＊＊						
一二〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）								
一二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核	無税	無税＊＊＊						
一二〇七・二〇	綿実	無税	無税＊＊＊						
一二〇七・三〇	ひまの種	無税	無税＊＊＊						
一二〇七・四〇	ごま	無税	無税＊＊＊						
一二〇七・五〇	マスタードの種	無税	無税＊＊＊						
一二〇七・六〇	サフラワーの種	無税	無税＊＊＊						
	その他のもの	無税	無税＊＊＊						
一二〇七・九一	けしの種	無税	無税＊＊＊						
一二〇七・九二	シャナット	無税	無税＊＊＊						
一二〇七・九九	その他のもの	無税	無税＊＊＊						
一二〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	四・二％	四・二％	無税＊＊＊					
一二〇八・一〇	大豆のもの	七％	七％	無税					
一二〇八・九〇	その他のもの	四・二％	四・二％	無税＊＊＊					
一二〇九	播種用の種、果実及び胞子								
一二〇九・一一	ビートの種	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・一九	てん菜の種	無税	無税＊＊＊						
	その他のもの	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・二一	飼料用植物の種（ビートの種を除く。）	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・二二	ルーサン（アルファルファ）の種	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・二三	クローバー（トリフォリウム属のもの）の種	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・二四	フェスクの種	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・二五	ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンスィス）の種	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・二六	ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・二九	チモシーの種	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・三〇	その他のもの	無税	無税＊＊＊						
	園芸用草花の種	無税	無税＊＊＊						
一二〇九・九一	その他のもの								
一二〇九・九九	野菜の種	無税	無税＊＊＊						
一二一〇	その他のもの	無税	無税＊＊＊						
	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	五％	四・二％						
一二一〇・一〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	五％	四・二％						
一二一〇・二〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン	五％	四・二％						
一二一一	ホップ								
	ルプリン								
	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）								
一二一一・一〇	甘草	無税	無税＊＊＊						
一二一一・二〇	おたねにんじん	無税	無税＊＊＊						
一二一一・九〇	その他のもの	無税	無税＊＊＊						
	コカ葉、ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラ								

一二一二	サクラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セキガ根、蓮花、甘松香、コロンボ根、浦薬、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、樟花及び大黄	無税	無税	無税	無税
一二一三	除虫菊	二〇％	一二％	無税	無税
	大麻草、けしがら及びはとむぎ	五％	三％	無税	無税
	その他のもの	五％	二・五％	無税	無税
一二一四	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税	無税	無税	無税
一二一二・一〇	ローカストビーン（種を含む。）	無税	無税	無税	無税
一二一二・三〇	あんず、桃又はプラムの核及び仁	五％	三％	無税	無税
一二一二・九一	その他のもの				
一二一二・九二	てん菜	無税	無税	無税	無税
一二一二・九三	さとうきび	無税	無税	無税	無税
一二一二・九九	その他のもの				
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	一キログラムにつき二、二八九円	一キログラムにつき二、七九六円	（SSG）	
一二一三	チコリーの根	一五％	九％	無税	無税
	その他のもの	五％	三％	無税	無税
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	無税	無税	無税	無税
一二一四	ルクバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の牧草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	無税	無税	無税	無税
一二一四・一〇	ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット	無税	無税	無税	無税
一二一四・九〇	その他のもの	無税	無税	無税	無税
一三〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	二〇％	一七％	無税	無税
一三〇一・一〇	ラック	一〇％	無税	無税	無税
	セラックその他の精製ラック	無税	無税	無税	無税
	シードラック	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	無税	無税	無税	無税
一三〇一・二〇	アラビアゴム	無税	無税	無税	無税
一三〇一・九〇	その他のもの	無税	無税	無税	無税
一三〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税	無税	無税	無税
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス				
	生あへん	無税	無税	無税	無税
一三〇二・一二	甘草のもの	無税	無税	無税	無税
一三〇二・一三	ホップのもの	無税	無税	無税	無税
一三〇二・一四	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	一〇％	六％	無税	無税
	除虫菊エキス	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	無税	無税	無税	無税
一三〇二・一九	その他のもの				
	植物性の一種類の原料から得たもの	二七・五％	一〇％	無税	無税
	その他のもの	二七・五％	一六・五％	無税	無税
	アルコール分が五〇％以上のもの（生薬、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカインを除く。）	一〇％	六％	無税	無税
	その他のもの	五％	三％	無税	無税
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	五％	三％	無税	無税
一三〇二・三一	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税	無税	無税	無税
一三〇二・三九	その他のもの	無税	無税	無税	無税
一四〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、藁物のわらで漂白にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）	無税	無税	無税	無税
一四〇一・一〇	竹	一〇％	八・五％	無税	無税
一四〇一・二〇	とう	無税	無税	無税	無税
一四〇一・九〇	その他のもの				
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び蒲草（キュペルス・エクサルタトゥス）	一〇％	八・五％	無税	無税
	その他のもの	五％	三％	無税	無税
一四〇二	主として繊物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	無税	無税	無税	無税
一四〇二・一〇	カポック	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	無税	無税	無税	無税
一四〇二・九一	ベジタブルヘア	無税	無税	無税	無税

一四〇二・九九	その他のもの	無税	無税＊＊＊	
一四〇三	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）			
一四〇三・一〇	ほうきもろこし（ソルガム・ヴルガレ変種テクニクム）	二・五％	無税	
一四〇三・九〇	その他のもの	無税	無税＊＊＊	
一四〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			
一四〇四・一〇	主として染色用又はなめし用に使う植物性原材料	無税	無税	
一四〇四・二〇	コットンリンター	無税	無税	
一四〇四・九〇	その他のもの	五％	無税	
	除虫菊かす			
一五〇一・〇〇	脂肪及びナット（殻をさやのものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	無税	無税＊＊＊	
	ラードその他の豚脂及び家きん脂（溶出したものに限るものとし、圧搾又は抽出により得たものであるかないかを問わない。）	五％	三％	
	豚脂			
	融点が一・三を超えるもの	一〇％	六％	
	その他のもの			
一五〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（粗のもの及び溶出したものに限るものとし、圧搾又は抽出により得たものであるかないかを問わない。）	無税	無税	
	その他のもの			
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（粗のもの及び溶出したものに限るものとし、圧搾又は抽出により得たものであるかないかを問わない。）	一キログラムにつき一〇円	一キログラムにつき八円五〇銭	
	融点が一・三を超えるもの	七・五％	六・四％	
	その他のもの			
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びグロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	無税	無税＊＊＊	
一五〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	五％	四・三％	
一五〇五・一〇	ウールグリース（粗のものに限る。）	二％	一・二％	
一五〇五・九〇	その他のもの	五％	三％	
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	七・五％	六・四％	
一五〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき一〇円九〇銭	
	融価が〇・六を超えるもの			
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一三円二〇銭	
一五〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき八円五〇銭	
一五〇八・一〇	粗油	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一〇円四〇銭	
	融価が〇・六を超えるもの			
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一〇円四〇銭	
一五〇八・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一〇円四〇銭	
一五〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税	無税＊＊＊	
一五〇九・一〇	バージン油	無税	無税	
一五〇九・九〇	その他のもの	七％	三・五％	
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物を混合したもの（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税	無税＊＊＊	
一五一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税	無税＊＊＊	
一五一一・一〇	粗油	七％	三・五％	
一五一一・九〇	その他のもの	五％	二・五％	
	パームステアリン	七％	三・五％	
	その他のもの			
一五一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物			
	粗油	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき八円五〇銭	
	融価が〇・六を超えるもの			
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一〇円四〇銭	

一五一二・一九	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき二〇円四〇銭	
一五一二・二一	綿実油及びその分別物			
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）			
	輸出用の集又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	免税	免税＊＊＊	
	その他のもの	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき八円五〇銭	
一五一二・二九	その他のもの			
	輸出用の集又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	免税	免税＊＊＊	
	その他のもの	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき八円五〇銭	
一五一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてないかを問わない。）	免税	免税＊＊＊	
	やし（コプラ）油及びその分別物	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき八円五〇銭	
一五一三・一一	粗油	九％（その率が四・五％（その一キログラムに率が一キログラムにつき五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	九％（その率が四・五％（その一キログラムに率が一キログラムにつき五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
一五一三・一九	その他のもの	九％（その率が四・五％（その一キログラムに率が一キログラムにつき五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	九％（その率が四・五％（その一キログラムに率が一キログラムにつき五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
一五一三・二一	パーム核油及びパバス油並びにこれらの分別物			
	粗油			
	パーム核油	八％	四％	
	パバス油			
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	無税	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	無税	
一五一三・二九	その他のもの			
	パーム核油及びその分別物	八％	四％	
	パバス油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭	無税	
一五一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一四・一〇	粗油			
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき一〇円九〇銭	
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき三円二〇銭	
一五一四・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき三円二〇銭	
一五一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一五・一一	粗油			
	亜麻仁油及びその分別物	一〇％（その率が一キログラムにつき一円のつき五円五〇銭従量税率より低いときは、当該従量税率）	五％（その率が一キログラムにつき一円のつき五円五〇銭従量税率より低いときは、当該従量税率）	
一五一五・一九	その他のもの			
	一〇％（その率が一キログラムにつき一円のつき五円五〇銭従量税率より低いときは、当該従量税率）	五％（その率が一キログラムにつき一円のつき五円五〇銭従量税率より低いときは、当該従量税率）		
一五一五・二一	とうもろこし油及びその分別物			
	粗油			
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき五円	一キログラムにつき一〇円	
	その他のもの	一キログラムにつき一〇円七〇銭	一キログラムにつき一〇円四〇銭	
一五一五・二九	その他のもの	一キログラムにつき一〇円七〇銭	一キログラムにつき一〇円四〇銭	
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物	九％	四・五％	
一五一五・四〇	桐油及びその分別物	無税	無税＊＊＊	
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき八円五〇銭	
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一〇円四〇銭	
	その他のもの			

一五一五・六〇	ホホバ油及びその分別物	七・五%	無税	五%
一五一五・九〇	その他のもの			
	オイチシカ油及びその分別物	無税	無税	五%
	カメリヤ油及びその分別物	五%	四%	二・五%
	桐ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物			
	その他のもの			
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円	一キログラムにつき八円五〇銭	五%
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一〇円四〇銭	五%
一五一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	五%	四%	二・五%
一五一六・一〇	動物性油脂及びその分別物	五%	三・五%	二・五%
一五一六・二〇	植物性油脂及びその分別物			
一五一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	三五%	二九・八%	二・五%
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	七・五%	六・四%	二・五%
一五一七・九〇	その他のもの			
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	一キログラムにつき二〇円七〇銭	一キログラムにつき一三円一〇銭	四・八%
	植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）			二・五%
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	五%	二・八%	二・五%
一五一九	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸及び工業用の脂肪性アルコール	無税	無税	無税
一五一九・一〇	ステアリン酸	五%	二・五%	二・五%
一五一九・二〇	オレイン酸	五%	三%	二・五%
一五一九・三〇	トール油脂肪酸	五%	二・五%	二・五%
一五一九・九〇	その他のもの			
一五二〇	工業用の脂肪性アルコール（純粋であるかないかを問わない。）、グリセリン（純粋であるかないかを問わない。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	五%	二・五%	二・五%
一五二〇・一〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	一〇%	五%	五%
一五二〇・九〇	その他のもの（合成グリセリンを含む。）	一〇%	五%	五%
一五二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないかを問わない。）	無税	無税	無税
一五二一・一〇	植物性ろう			
	カルナバろう	五%	二・八%	二・五%
	その他のもの	七・五%	無税	無税
一五二一・九〇	その他のもの			
	みつろう	一五%	一二・八%	二・五%
	その他のもののうち			
	鯨ろう以外のもの	七・五%	四・五%	二・五%
一五二二・〇〇	アグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物			
	アグラス	七・五%	四・五%	二・五%
	その他のもの	無税	無税	無税
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	二五%	一〇%	二・五%
一六〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	三三・二%	二一・三%	二・五%
一六〇二・一〇	均質調製品（＊6）	三三・二%	二一・三%	二・五%
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの			
	牛又は豚のもの（＊6）	三三・二%	二一・三%	二・五%
	その他のもの	一〇%	六%	二・五%
	第〇一・〇五項の家きんのもの			
一六〇二・三一	七面鳥のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税	無税	無税
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの（＊6）	三三・二%	二一・三%	二・五%
	その他のもの			
	その他のもの	一〇%	六%	二・五%
一六〇二・三九	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税	無税	無税
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの（＊6）	三三・二%	二一・三%	二・五%

一六〇二・四一	豚のもの もも肉及びこれを分割したもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。） 課税価格が一キログラムにつき一、二四五円以下のもの	一〇%	一キログラムにつき一、二一八円	六%	SSG	
			一キログラムにつき一、〇三五円	八・五%	SSG	
	その他のもの その他のもの	一〇%		二〇%		
	肩肉及びこれを分割したもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。） 課税価格が一キログラムにつき一、二四五円以下のもの	一〇%	一キログラムにつき一、二一八円	八・五%	SSG	
			一キログラムにつき一、〇三五円	八・五%	SSG	
	その他のもの その他のもの	一〇%		二〇%		
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。） 課税価格が一キログラムにつき一、二四五円以下のもの	一〇%	一キログラムにつき一、二一八円	六%	SSG	
			一キログラムにつき一、〇三五円	八・五%	SSG	
	その他のもの その他のもの	一〇%		二〇%		
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。） 肩、ばら又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	無税		無税		
		一〇%		八・五%	SSG	
		二五%		二〇%		
	その他のもの その他のもの（混合物を含む。）	無税		無税		
	肩、ばら又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一〇%		八・五%	SSG	
		二五%		二〇%		
	その他のもの その他のもの（混合物を含む。）	無税		無税		

	課税価格が一キログラムにつき一、二四五円以下のもの その他のもの その他のもの	一〇%	一キログラムにつき一、二一八円	六%	SSG	
			一キログラムにつき一、〇三五円	八・五%	SSG	
		二五%		二〇%		
一六〇二・五〇	牛のもの 肩、ばら又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）及びコーンビーフ（＊6） その他のもの 単に水煮したもの	無税		無税		
		九三%		五〇%＊＊＊		
	その他のもの 気密容器入りのもの 肉及び食用のくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの並びに臓器及び舌（＊6）	三三・二%		二二・二%		
	その他のもの 冷蔵及び冷凍のいずれもしてないもの（＊15） その他のもの 臓器及び舌、肉及び食用のくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの並びに単に水煮した後に乾燥したもの（＊6） 調味した後に乾燥したもの その他のもの	五九・八%		三八・二%		
		九三%		五〇%＊＊＊		
		三三・二%		二二・二%		
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 肩、ばら又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの 牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの（＊6） その他のもの	三三・二%		二二・二%		
		無税		無税		
		三三・二%		二一・二%		
一六〇三・〇〇のうち	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース	一〇%		六%		
一七〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。） 粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）	二〇%		一二%		
一七〇一・一	甘しゃ糖					

乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの		
分みつ糖		
その他のもの	＊＊一キログラムにつき八四円八〇銭	＊＊一キログラムにつき七二円五〇銭
その他のもの	＊＊一キログラムにつき四一円五〇銭	＊＊一キログラムにつき三五円三〇銭
てん菜糖	＊＊一キログラムにつき一二円三〇銭	＊＊一キログラムにつき一〇円三〇銭
乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	＊＊一キログラムにつき八四円八〇銭	＊＊一キログラムにつき七一円五〇銭
その他のもの	＊＊一キログラムにつき一二円三〇銭	＊＊一キログラムにつき一〇円三〇銭
その他のもの		
香味料又は着色料を加えたもの	＊＊一キログラムにつき一二円三〇銭	＊＊一キログラムにつき一〇円四九〇銭
その他のもの		
氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	＊＊一キログラムにつき一二円四九〇銭	＊＊一キログラムにつき一〇円六二〇銭
その他のもの	＊＊一キログラムにつき一二円三〇銭	＊＊一キログラムにつき一〇円三〇銭
その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	一〇％	八・五％
乳糖及び乳糖水		
かえで糖及びかえで糖水		
かえで糖	一キログラムにつき四一円五〇銭	一キログラムにつき二〇円八〇銭
かえで糖水	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の一キログラムにつき一三円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	一七・五％（その率が一キログラムにつき一四円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

一七〇二・三〇		
ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）		
香味料又は着色料を加えたもの	三五％（その率二九・八％が一キログラムにつき二七円の一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	＊＊一五九・三％（その率が一キログラムにつき九円六四九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの		
砂糖を加えたもの	三三・二％	＊＊八五・七％
その他のもの		
精製したもの（＊6）	九三％（その率五〇％が一キログラムにつき三九円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二一・三％
その他のもの	＊＊一四六％（その率が一キログラムにつき二三円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	＊＊七八・五％（その率が一キログラムにつき五三円七〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・四〇		
ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限る。）		
香味料又は着色料を加えたもの	三五％（その率二九・八％が一キログラムにつき二七円の一キログラムにつき一三円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	＊＊一四六％（その率が一キログラムにつき九三円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの		
砂糖を加えたもの	九三％（その率五〇％が一キログラムにつき三九円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	＊＊七八・五％（その率が一キログラムにつき五三円七〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの	九三％（その率五〇％が一キログラム	＊＊＊

	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	一七〇二・五〇
	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限る。）	一七〇二・六〇
	香味料又は着色料を加えたもの	
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	分みつ糖（＊＊＊＊＊）	一七〇二・九〇
	その他のもの	
	砂糖水	
	分みつ糖のもの（＊14）	
	その他のもの（＊15）	

	人造はちみつ及びカラメル	
	甘しや糖みつ	一七〇三
	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	一七〇三・一〇
無税	飼料用のもの	
無税＊＊＊	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	
五％	その他のもの	
一キログラムにつき一八円	ソルボース	
	その他のもの	
三％	麦芽糖	
一キログラムにつき一五円三〇銭	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	ハイ・テスト・モラセス	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	
	その他のもの	
	香味料又は着色料を加えたもの	
	その他のもの	
	ショ糖	
	分みつ糖（＊＊＊＊＊）	
	その他のもの（＊16）	

一七〇三・九〇	その他のもの	無税		無税＊＊＊		
	飼料用のもの					
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	グルタミン酸及びその塩、糖蜜、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの					
	その他のもの					
一七〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	五％	一キログラムにつき一八円	一キログラムにつき一五円三〇銭	二〇％	無税＊＊＊
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で被ってあるかないかを問わない。）	三〇％			二四％	
一七〇四・九〇	その他のもの	無税		無税＊＊＊		
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	三五％		二五％		
	その他のもの					
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	無税		無税＊＊＊		
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず	無税		無税＊＊＊		
一八〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）					
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	一〇％		五％		
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	二〇％		一〇％		
一八〇四・〇〇	カカオ脂	二・五％		無税		
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	二二・五％		二二・九％		
一八〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品					
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	三五％		二九・八％		
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの	三五％		二五％		
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	三五％		二九・八％		
	砂糖を加えたもの					
	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品	三五％		二八％		
	その他のもの					
	その他のもの	三五％		二二・三％		
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）					

一八〇六・三二	詰物をしたもの	三〇％		一〇％		
	詰物をしてないもの					
	チョコレート菓子	二〇％		一〇％		
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	三五％		二九・八％		
	その他のもの	二五％		二二・三％		
一八〇六・九〇	その他のもの					
	チョコレート菓子	三〇％		一〇％		
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	三五％		二九・八％		
	その他のもの	二五％		二二・三％		
一九〇一	麦芽エキス並びに穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあってはその含有量が全重量の五〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあってはその含有量が全重量の一〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）					
	その他のもの					
	穀物をしたもの	二八％及び一キログラムにつき七九九円		二三・八％及びSSG		
	穀物をしてないもの	二八％及び一キログラムにつき一、三六三円		二三・八％及びSSG		
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）					
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）					
	乳脂肪分が全重量の三〇％以上のもの	二八％及び一キログラムにつき六七九円		二三・八％及びSSG		
	その他のもの	二八％及び一キログラムにつき一、三六三円		二三・八％及びSSG		
	その他のもの					
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの	二八％		二三・八％		
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	二五％		二一・三％		
	その他のもの	三〇％		二四％		
一九〇二・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の複合物及び練り生地	一六％		一三・六％		
	穀物、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、					

ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）				
第〇四・〇二項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）				
乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	二八％及び一キログラムにつき一三・八％及び七九九円	SSG		
その他のもの	二八％及び一キログラムにつき一三・八％及び一、三六三円	SSG		
米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	一キログラムにつき六七九円			
米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（裸麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、米菓品が最大の重量を占めるもの（ST　附属書五）	一キログラムにつき一、一五九円	SSG		
米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（裸麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）が最大の重量を占めるもの	＊一キログラムにつき一〇六円	SSG		
米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（裸麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、大麦菓品（裸麦菓品を含む。）が最大の重量を占めるもの	＊一キログラムにつき九八円	SSG		
米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（裸麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	＊一キログラムにつき八三円	SSG		
小麦でん粉を含有するもの	＊一キログラムにつき一五八円	SSG		
その他のもの	＊一キログラムにつき二三四円	SSG		

米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）（ST　附属書五）				つき一四〇円
その他のもの				
第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品				
砂糖を加えたもの			二八％	つき一九円
その他のもの			二五％	二三・八％
ケーキミックス				二一・三％
砂糖を加えたもの			二八％	二三・八％
その他のもの			二〇％	一二％
砂糖を加えたもの				
しょ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの			三〇％	二四％
その他のもの			二八％	二三・八％
その他のもの				
小売用の容器入りにしたもの（容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）			一六％	一三・六％
その他のもの			二〇％	一六％
穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんご				
その他これらに類する米菓品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）				
第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態においてその重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				
乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき七九九円	SSG		
その他のもの	三五％及び一キログラムにつき一、三六三円	SSG		

米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	キログラムにつき	一、三六三円	キログラムにつき	一、二五九円
米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの（ST　附属書五）	キログラム		キログラム	
米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	キログラム	一〇六円	キログラム	九〇円
米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	キログラム	九八円	キログラム	八三円
米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	キログラム	一五八円	キログラム	一三四円
小麦でん粉を含有するもの	キログラム	一四〇円	キログラム	一一九円
その他のもの				
もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）（ST　附属書五）		三五%		二八%
その他のもの				
第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品				
砂糖を加えたもの				
しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの				
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		三五%		二八%
その他のもの				
加圧容器入りにしたホイップドクリーム（＊8）		三七・二%		二三・八%

その他のもの				
その他のもの（＊10）		四六・五%		二九・八%
加圧容器入りにしたホイップドクリーム（＊6）		三三・二%		二一・三%
その他のもの		二五%		二一・三%
麦芽エキス		一五%		九%
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
しょ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの		三〇%		一四%
その他のもの				
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		三五%		二八%
その他のもの		二八%		二三・八%
その他のもの				
小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）		一六%		一三・六%
その他のもの		一〇%		一六%
スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）				
パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）				
卵を含有するもの	キログラムにつき	四〇円	キログラムにつき	三〇円
その他のもの	キログラムにつき	三一円	キログラムにつき	二七円一〇銭
ビーフン	キログラムにつき	四〇円	キログラムにつき	三〇円
その他のもの				
マカロニ及びスパゲッティ	キログラムにつき	四〇円	キログラムにつき	三〇円
その他のもの	キログラムにつき	四〇円	キログラムにつき	三四円
パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）				
砂糖を加えたもの				
ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇				

%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの					
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（＊1）	八%	五・一%	三七・二%	二三・八%	
その他のもの	六%	五・一%	二八%	二三・八%	
その他のもの					
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（＊3）			三三・二%	二一・三%	
その他のもの			二五%	二一・三%	
その他のもの					
ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの					
牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（＊1）	八%	五・一%	三七・二%	二三・八%	
その他のもの	六%	五・一%	二八%	二三・八%	
その他のもの					
牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（＊3）			三三・二%	二一・三%	
その他のもの			二五%	二一・三%	
一九〇二・三〇　その他のパスタ					
砂糖を加えたもの					
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（＊3）			三三・二%	二一・三%	
その他のもの			二五%	二一・三%	
その他のもの					
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（＊6）			三三・二%	二一・三%	
その他のもの			二五%	二一・三%	
一九〇二・四〇　クースクース	一キログラムにつき四〇円		三三・二%	二一・三%	
一九〇三・〇〇　タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	一キログラムにつき二四円		二五%	二一・三%	
穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）及び粒状の	一六%	九・六%	二八%	二三・八%	

穀物（とうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの					
一九〇四・一〇　穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品					
朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は燕麦を単に膨張させて又はいって得たものを除く。）	一九・二%	一一・五%			
米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨張させて又はいって得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品					
米のもの（ST　附属書五）	＊一キログラムにつき一〇〇円	＊一キログラムにつき八五円	SSG	SSG	
小麦（ライ小麦を含む。）のもの	＊一キログラムにつき七五円	＊一キログラムにつき六四円	SSG	SSG	
大麦（裸麦を含む。）のもの	一九・二%	一六・三%			
その他のもの	＊一キログラムにつき一〇〇円	＊一キログラムにつき八五円	SSG	SSG	
その他のもの（粒状の穀物（とうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものに限る。）	＊一キログラムにつき七五円	＊一キログラムにつき六四円	SSG	SSG	
米のもの（ST　附属書五）					
小麦又はライ小麦のもの					
大麦又は裸麦のもの					
その他のもの	二五%	二一・三%			
一九〇五・一〇　パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品					
クリスプブレッド	一五%	九%			
一九〇五・二〇　ジンジャーブレッドその他これに類する物品	三〇%	一八%			
一九〇五・三〇　スイートビスケット、ワッフル及びウエハー					
スイートビスケット	三四%	二〇・四%			
ワッフル及びウエハー	三〇%	一八%			
一九〇五・四〇　ラスク、トーストパンその他これに類する焼いた物品	一五%	九%			
一九〇五・九〇　その他のもの					
パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	一五%	九%			
聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品					
その他のもの					
砂糖を加えたもの	一〇%	六%			

あられ、せんべいその他これらに類する米菓	四〇%	三四%	
ビスケット、クッキー及びクラッカー	三四%	一五%	
その他のもの			
ピザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	三〇%	二四%	
その他のもの	三〇%	二五・五%	
その他のもの			
あられ、せんべいその他これらに類する米菓	三五%	二九・八%	
ビスケット、クッキー及びクラッカー	三〇%	一三%	
その他のもの	二五%	二一・三%	
二〇〇一			
食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分			
きゅうり及びガーキン			
砂糖を加えたもの	二五%	一五%	
その他のもの	二〇%	一二%	
二〇〇一・一〇			
たまねぎ			
砂糖を加えたもの	二五%	一五%	
その他のもの	二〇%	一二%	
二〇〇一・九〇			
その他のもの			
砂糖を加えたもの			
パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一五%	七・五%	
スイートコーン	一七・五%	一〇・五%	
ヤングコーンコブ	二八%	一六・八%	
その他のもの	二五%	一五%	
その他のもの			
パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一二%	六%	
スイートコーン	一二・五%	七・五%	
ヤングコーンコブ	二五%	一五%	
その他のもの	二〇%	一二%	
二〇〇二			
調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	一五%	九%	
二〇〇二・一〇			
トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	一五%	九%	
二〇〇二・九〇			
その他のもの			
砂糖を加えたもの			
その他のもの			
トマトピューレ及びトマトペースト	二五%	一六%	
気密容器入りのもの			
注　保税工場において輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用し、かつ、積み戻したものは、関税法（昭和二九年法律第六一号）により輸入貨物とせず、関税を課さない。			
その他のもの	二〇%	一六%	
その他のもの	一五%	九%	
二〇〇三			
調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
二〇〇三・一〇			
きのこ			
砂糖を加えたもの			
その他のもの			
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二二・四%	一三・四%	
フレンチマッシュルーム			
その他のもの	一六%	一三・六%	
その他のもの	一七・五%	一〇・五%	
二〇〇三・二〇			
トリフ			
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六%	九・六%	
その他のもの	一七・五%	一〇・五%	
二〇〇四			
調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
二〇〇四・一〇			
ばれいしょ			
単に加熱による調理をしたもの	一〇%	八・五%	
その他のもの			
マッシュポテト	一六%	一三・六%	
その他のもの	一五%	九%	
二〇〇四・九〇			
その他の野菜及び野菜を混合したもの			
砂糖を加えたもの			
スイートコーン	一七・五%	一〇・五%	
その他のもの	二八%	二三・八%	
その他のもの			
アスパラガス及び豆	二〇%	一七%	
たけのこ	一六%	一三・六%	

二〇〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）								
	その他のもの	一五%	九%	一五%	一五%	二〇%	一五%	二二・五%	七・五%
二〇〇五・一〇	均質調製野菜								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの	二〇%	一二%	二〇%	二〇%	二八%	一六・八%		
二〇〇五・二〇	ばれいしょ								
	マッシュポテト及びポテトフレーク								
	その他のもの								
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一五%	九%	一五%	一五%	二〇%	一三・六%		
	その他のもの	一五%	九%	一五%	一五%	二〇%	一三・六%		
二〇〇五・三〇	サワークラウト								
	砂糖を加えたもの	二〇%	一二%	二〇%	二〇%	二二・四%	一三・四%		
	その他のもの	二〇%	一二%	二〇%	二〇%	二二・四%	一三・四%		
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）								
	砂糖を加えたもの								
	さや付きのもの	二〇%	一二%	二〇%	二〇%	二二・四%	一三・四%		
	その他のもの								
	その他のもの								
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）								
	さや付きのもの	二〇%	一二%	二〇%	二〇%	二二・四%	一三・四%		
	その他のもの								
	その他のもの								
	さや付きのもの	二〇%	一二%	二〇%	二〇%	二二・四%	一三・四%		
	その他のもの								
二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆								
	さやを除いた豆								
	砂糖を加えたもの								
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の脂肪を含有するものに限る。）	一四%	一四%	一四%	一四%	二八%	一六・八%		
	その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	二八%	一六・八%		
	その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	二〇%	一六・八%		
二〇〇五・五九	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一五%	一〇%	一五%	一五%	二二・四%	一三・四%		
二〇〇五・六〇	アスパラガス								
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	二〇%	一五%	一五%	一二%
	その他のもの	一二%	一二%	一二%	一二%	一六%	九%	九%	九%
二〇〇五・七〇	オリーブ								
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一五%	九%	一五%	一五%	一五%	九%	五・四%	二%
	その他のもの	一五%	九%	一五%	一五%	一五%	九%	九%	一八%
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）								
	砂糖を加えたもの	一二・五%	一〇%	一二・五%	一二・五%	一七・五%	一四・九%	一〇%	三〇%
	その他のもの	一二・五%	一〇%	一二・五%	一二・五%	一七・五%	一四・九%	一〇%	三〇%
二〇〇五・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの								
	砂糖を加えたもの								
	豆（さや付きのものを除く。）								
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の脂肪を含有するものに限る。）	一四%	一四%	一四%	一四%	二八%	一六・八%		
	その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	二八%	一六・八%		
	その他のもの	一四%	一四%	一四%	一四%	二〇%	一六・八%		
	たけのこ								
	ヤングコーンコブ								
	豆（さや付きのものを除く。）								
	その他のもの								
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六%	一〇%	一六%	一六%	二〇%	一三・六%		
	にんにくの粉								
	その他のもの	一六%	一〇%	一六%	一六%	二〇%	一三・六%		
	その他のもの								
	にんにくの粉								
	その他のもの	一六%	一〇%	一六%	一六%	二〇%	一三・六%		
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）								
	マロングラッセ								
	その他のもの	一七・五%	一〇・五%	一七・五%	一七・五%	二一・四%	一五%	一五%	一二・六%
二〇〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱による調理をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）								
	均質調製果実								
	砂糖を加えたもの（※12）	二〇%	一二%	二〇%	二〇%	二三・八%	一四・九%	一二・六%	一八%
二〇〇七・一〇		五二・一%	三四%						

	その他のもの（＊6）	三三・二%			
二〇〇七・九二	その他のもの				
	かんきつ類の果実				
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード				
	砂糖を加えたもの	二八%	一六・八%	二一・三%	
	その他のもの	二〇%	一二%		
	フルーツピューレー及びフルーツペースト				
	砂糖を加えたもの（＊12）	五三・一%	三四%		
二〇〇七・九九	その他のもの（＊6）	三三・二%	二一・三%		
	その他のもの				
	ジャム及びフルーツゼリー				
	砂糖を加えたもの	二八%	一六・八%		
	その他のもの	二〇%	一二%		
	フルーツピューレー及びフルーツペースト				
	砂糖を加えたもの（＊12）	五三・一%	三四%		
二〇〇八	その他のもの（＊6）	三三・二%	二一・三%		
	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）				
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）				
二〇〇八・一一	落花生				
	砂糖を加えたもの	二七・五%	一二%		
	ピーナツバター	二八%	一三・八%		
	その他のもの				
	その他のもの	二二・五%	一〇%		
	ピーナツバター	二五%	一一・三%		
	その他のもの（混合したものを含む。）				
二〇〇八・一九	砂糖を加えたもの	二二・四%	一一%		
	パルプ状のもの	二八%	一六・八%		
	その他のもの				
	カシューナット及びその他のいったナット	二〇%	一〇%		
	その他のもの				
	その他のもの	三五%	二一%		
	パルプ状のもの				
	その他のもの				
	その他のもの	二〇%			
	アーモンド（いったものに限る。）及びマカダミアナット	一〇%	五%		
	ペカン（いったものに限る。）	二〇%			
	その他のもの				

	ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット及びカシューナット	二〇%	一〇%		
	その他のもの				
	いったもの				
	ぎんなん	二〇%	一二%		
	その他のもの	二〇%	五%		
	その他のもの	二〇%	一二%		
二〇〇八・二〇	パイナップル				
	砂糖を加えたもの	三九・八%	二五・五%	二九・八%	
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）	＊＊＊＊一キログラムにつき三円			
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下で、細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものに限る。）（＊9）	三九・八%	二五・五%	二三・八%	
	その他のもの（＊16）	七三%	四六・八%		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）	七三%	＊＊＊＊一キログラムにつき三円	二一・三%	
二〇〇八・三〇	その他のもの（＊9）	七三%	二五・五%	一七%	
	かんきつ類の果実				
	砂糖を加えたもの	四六・五%	二九・八%		
	パルプ状のもの（＊10）	二八%	二三・八%		
	その他のもの				
	パルプ状のもの（＊6）	三三・二%	二一・三%		
	その他のもの	二〇%	一七%		
二〇〇八・四〇	なし				
	砂糖を加えたもの	二五%	一五%		
	パルプ状のもの	三五%	二二%		
	気密容器入りのもの				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの				
	その他のもの	一八%	一〇・八%		
	パルプ状のもの	二五%	一五%		

気密容器入りのもの			二〇%	二〇%
その他のもの			二五%	二五%
気密容器入りのもの			一五%	一五%
その他のもの			一八%	九%
	二〇〇八・五〇			
あんず				一〇・八%
砂糖を加えたもの			二五%	一五%
その他のもの			二〇%	一二%
	二〇〇八・六〇			
さくらんぼ				
砂糖を加えたもの			二五%	一五%
その他のもの			二〇%	一二%
	二〇〇八・七〇			
桃				
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの				
気密容器入りのもの（＊6）			二三・二%	二一・三%
その他のもの（＊10）			四六・五%	二九・八%
気密容器入りのもの				
容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの			丁五%	六・七%
その他のもの			一八%	八%
その他のもの			二一・四%	一三・四%
パルプ状のもの				
気密容器入りのもの（＊4）			二六・六%	一七%
その他のもの（＊6）			三三・一%	二一・三%
その他のもの				
気密容器入りのもの			二〇%	六・七%
その他のもの			一六%	九・六%
	二〇〇八・八〇			
ストロベリー				
砂糖を加えたもの			三五%	二一%
パルプ状のもの			一八・四%	一一%
その他のもの				
その他のもの				
パルプ状のもの			二五%	一五%
その他のもの			二〇%	一二%
その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）				
パームハート				
混合したもの			二五%	一五%
	二〇〇八・九一			
	二〇〇八・九二			
ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル				
砂糖を加えたもの			一四%	六%
その他のもの			二〇%	六%
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの（＊10）			四六・五%	二九・八%

その他のもの			二八%	二三・八%
その他のもの				
パルプ状のもの（＊6）			三三・二%	二一・三%
その他のもの			二〇%	一七%
	二〇〇八・九九			
梅				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの				
バナナ及びアボカド―				
その他のもの（＊10）			三五%	二一%
その他のもの				
ベリー及びプルーン				
バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			四六・五%	二九・八%
その他のもの				
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし			一八・四%	一一%
その他のもの				
その他のもの				
パルプ状のもの				
バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ、マンゴスチン及びプルーン			二二・四%	一二%
その他のもの（＊6）				
その他のもの				
プルーン				
バナナ、アボカド―、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			二八%	一四%
その他のもの				
さといも（冷凍したものに限る。）、ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし			二八%	一六・八%
			二〇%	一〇%
重要種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）				
その他のもの			二〇%	一〇%
	二〇〇九			
果実又は野菜のジュース（ぶどう神汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				
オレンジジュース				
冷凍したもの			二〇%	九%
砂糖を加えたもの				
しょ糖（天然に含有するものを含む。）			二〇%	一二%
	二〇〇九・一二			

	の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊9）	
	その他のもの（＊11）	三九・八%
		四六・五%（その二九・八%（その率が一キログラムにつき三三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇九・一九	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊9）	三九・八%
	その他のもの（＊11）	四六・五%（その二九・八%（その率が一キログラムにつき三三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊6）	三三・二%
	その他のもの（＊9）	三九・八%
	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊6）	三三・二%
	その他のもの（＊9）	三九・八%
二〇〇九・二〇	グレープフルーツジュース	
	砂糖を加えたもの	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二七%
	その他のもの	三五%（その率二九・八%（その率が一キログラムの率が一キログラムにつき一七円のラムにつき三三従量税率より低円の従量税率よいときは、当該従量税率）
	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二一・五%
	その他のもの	三〇%
二〇〇九・三〇	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	
	砂糖を加えたもの	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）	一九・一%
		二五・五%

	の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊7）	
	その他のもの（＊11）	三五・九%
		四六・五%（その二九・八%（その率が一キログラムにつき三三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	
	レモンジュース	一〇%
	ライムジュース	二〇%
	その他のもの（＊5）	二九・九%
	その他のもの（＊9）	三九・八%
二〇〇九・四〇	パイナップルジュース	
	砂糖を加えたもの	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三五・九%
	その他のもの（＊11）	四六・五%（その二九・八%（その率が一キログラムにつき三三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	
	その他のもの（＊5）	二九・九%
	その他のもの（＊9）	三九・八%
二〇〇九・五〇	トマトジュース	
	砂糖を加えたもの（＊10）	四六・五%
	その他のもの（＊6）	三三・二%
二〇〇九・六〇	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）	
	砂糖を加えたもの	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三五・九%
	その他のもの（＊11）	四六・五%（その二九・八%（その率が一キログラムにつき三三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）

		一三%
		六%
		一二%
		一九・一%
		二五・五%
		一三%
		一九・一%
		二五・五%
		一三%
		二九・八%
		二一・二%
		一三%
		二三・二%

	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊5）	二九・九%	一九・一%	
	その他のもの（＊9）	三九・八%	二五・五%	
二〇〇九・七〇	りんごジュース			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊7）	五三・一%	三五・九%	一三%
	その他のもの（＊13）			
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊5）	二九・九%	一九・一%	
	その他のもの（＊10）	四六・五%	二九・八%	
二〇〇九・八〇	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）			
	果汁			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊7）	四六・五%	三五・九%	一三%
	その他のもの（＊11）			
二〇〇九・九〇	混合ジュース			
	混合果汁			
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	プルーンジュース			
	その他のもの（＊5）	二二・五%	一四・四%	
	その他のもの（＊9）	二九・九%	一九・一%	
	野菜ジュース	三九・八%	二五・五%	
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの	一三・五%	八・一%	九%
	気密容器入りのもの			
	その他のもの	一七%		
		一二%	七・二%	

	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊7）	四六・五%	三五・九%	一三%
	その他のもの（＊11）			
二一〇一				
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊5）	二九・九%	一九・一%	
	その他のもの（＊9）	三九・八%	二五・五%	
	混合野菜ジュース			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの	一三・五%	八・一%	九%
	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物			
二一〇一・一〇	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの	三〇%	二四%	
	インスタントコーヒー			
	その他のもの	一七・五%	八・八%	
	コーヒーをもととした調製品	二五%	一五%	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの			
	乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの	三五%及び一キログラムにつき七九九円	二九・八%及び一キログラムにつき六七九円	SSG
	その他のもの	三五%及び一キログラムにつき一、三六三円	二九・八%及び一キログラムにつき一、一五九円	SSG
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの			

各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	三五%	二八%			
その他のもの					
その他のもの（＊10）	二〇・二〇	四六・五%	一九・六%		
その他のもの		二五%	二九・八%		
茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品			一五%		
茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品					
インスタントティー		二〇%	一〇%		
その他のもの		一六%	八%		
茶又はマテをもととした調製品					
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの					
乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの		三五%及び一キログラムにつき二九・八%及び一キログラムにつき六七九円	SSG		
その他のもの		三五%及び一キログラムにつき二九・八%及び一キログラムにつき一、三六三円	SSG		
その他のもの					
砂糖を加えたもの					
しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの		三五%	二一%		
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		二八%	一六・八%		
その他のもの		四六・五%	二九・八%		
その他のもの（＊10）		二五%	一五%		
その他のもの					
チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	二一〇一・三〇	一〇%	六%		
酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	二一〇二				
酵母（活性のものに限る。）	二一〇二・一〇	一七・五%	一〇・五%		
酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	二一〇二・二〇	一七・五%	一〇・五%		
酵母		六・四%	三・八%		
その他のもの		無税	無税＊＊＊		
調製したベーキングパウダー	二一〇二・三〇	一七・五%	一〇・五%		
ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	二一〇三				

番茄	二一〇三・一〇	一二%	七・二%		
トマトケチャップその他のトマトソース					
トマトケチャップ（＊6）	二一〇三・二〇	三三・二%	二一・三%		
その他のトマトソース（＊4）		二六・六%	一七%		
マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	二一〇三・九〇				
小売用の容器入りにしたもの		一五%	九%		
その他のもの		二二・五%	七・五%		
ソース					
マヨネーズ		二五%	一二・八%		
フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		一五%	一〇・五%		
その他のもの		一二%	七・二%		
その他のもの					
インスタントカレーその他のカレー調製品		一二%	七・二%		
その他のもの					
グルタミン酸ソーダを主成分とするもの		一六%	九・六%		
その他のもの	二一〇四	一七・五%	一〇・五%		
スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品					
スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	二一〇四・一〇				
野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）		一九%	七%		
その他のもの		一二%	八・四%		
均質混合調製食料品	二一〇四・二〇	二〇%	一二%		
アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	二一〇五・〇〇				
砂糖を加えたもの					
しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの					
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		四六・五%	二二%		
アイスクリーム（＊8）		三五%	二八%		
その他のもの					
アイスクリーム（＊8）		三七・二%	二二%		
その他のもの		二八%	二三・八%		
アイスクリーム（＊10）		四六・五%	二九・八%		
その他のもの		三五%	二九・八%		
その他のもの					
アイスクリーム（＊6）		三三・二%	二一・三%		
その他のもの		二五%	二一・二%		
調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	二一〇六				
たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質	二一〇六・一〇				

| | | |

	の以外のもの	二八%	一三・八%	
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器とものの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、輸入後成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器とものの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）（＊17）	一キログラムにつき一九円五〇銭	一キログラムにつき七六円五〇銭	
	その他のもの			
	乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの（小売用の容器入りにしたもの（容器とものの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）（＊9）	四六・五%	二九・八%	
	その他のもの（＊10）	四六・五%	二九・八%	
	その他のもの			
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）	二五%	二一・三%	
	アルコールを含有しない飲料のもとおたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一五%	一二%	
	その他のもの	一五%	一〇%	
	その他のもの			
	第〇四・一〇項の物品のもの	一五%	九%	
	その他のもの			
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	二五%	一二・五%	
	その他のもののうち			
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）その他の第一二一二・二〇号の物品以外のもの	二五%	一五%	
二二〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪			
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	五%	三%	
二二〇一・九〇	その他のもの			
二二〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	二二・四%	一三・四%	
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	一六%	九・六%	
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			
二二〇二・九〇	その他のもの	二二・四%	一三・四%	
	砂糖を加えたもの	一六%	九・六%	
	その他のもの			
二二〇三・〇〇	ビール	一五%	八・八%	
二二〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから醸造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）			
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき四五五円	一リットルにつき一八二円	
二二〇四・二一	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの			
	二リットル以下の容器入りにしたもの			
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	一リットルにつき二八〇円	一リットルにつき一二円	
	その他のもの	五五% （その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき一五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	一五% （その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき一五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	
二二〇四・二九	その他のもの			
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	五五% （その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき一五〇円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	一五% （その率が一リットルにつき二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	
	その他のもの	一リットルにつ	一リットルにつ	

二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁		
	アルコール分が一%未満のもの		
	砂糖を加えたもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊7）	三五・九%	き二六〇円
	その他のもの（＊11）	二三%	き四五円
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの（＊5）	二九・九%	き二六〇円
	その他のもの（＊9）	一九・一%	き四五円
	その他のもの	二五・五%	き二五六円
二二〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	四六・五%（その率が一キログラムにつき三五・九%の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き四五円
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき二六円	き六九円三〇銭
二二〇五・九〇	その他のもの		
	アルコール分が一%未満のもの（＊5）	二九・九%	き二六〇円
	その他のもの	一九・一%	き六九円三〇銭
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
	アルコール分が一%未満のもの（＊11）	四六・五%（その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き七七円
	その他のもの		
	清酒及び濁酒	一リットルにつき一一〇円	き四四円八〇銭
	その他のもの		
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	一リットルにつき七七円	き四四円八〇銭
	その他のもの	一リットルにつき二七円	き三八円一〇銭
二二〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）	三二%	き四四円八〇銭
	アルコール分が九〇%以上のもの	一リットルにつき四四円八〇銭	き三八円一〇銭
	その他のもの		
二二〇七・一〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
	アルコール分が九〇%以上のもの	三二%	き四四円八〇銭
	その他のもの	一リットルにつき四四円八〇銭	き三八円一〇銭
二二〇七・二〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの	二七・二%	き三八円一〇銭
二二〇八	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの		
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）（＊11）	四六・五%（その率が一キログラムにつき三五円九〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	き七七円
二二〇八・一〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		
	アルコール分が五〇%以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一〇%	き二四・五%
	その他のもの	一リットルにつき三八五円	＊＊＊＊＊＊
二二〇八・二〇	その他のもの		
	ウイスキー		
	バーボンウイスキー（容器には内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）	一リットルにつき一五四円	＊＊＊＊＊＊
	その他のもの	一リットルにつき四五円	き一八二円

| | | |

二三〇六・六〇	パーム油かす及びパーム核油かす	無税	無税	無税＊＊＊
二三〇六・九〇	その他のもの	無税	無税	無税＊＊＊
二三〇七・〇〇	おどう酒かす及びアーゴル	無税	無税	無税＊＊＊
二三〇八	飼料用に供する植物性原材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
二三〇八・一〇	かし又はとちの実	無税	無税	無税＊＊＊
二三〇八・九〇	その他のもの	無税	無税	無税＊＊＊
二三〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、七〇円	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに七円を加えた額	無税＊＊＊
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税	無税＊＊＊	無税＊＊＊
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	一五％	無税	無税＊＊＊
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	一五％	無税	無税＊＊＊
	その他のもの	一キログラムにつき六〇円	一キログラムにつき三六円	無税
二三〇九・九〇	その他のもの			
のうち	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	五％	無税	三％
	その他のもの			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの			
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの			
	その他のもの			
	第二二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）及びアルファルファ繊維たんぱく濃縮物	無税	無税＊＊＊	無税＊＊＊
	その他のもののうち			
	魚又は海獣哺乳動物のソリュブル以外のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税	無税＊＊＊	無税＊＊＊
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	一五％	無税	無税
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	無税	無税＊＊＊	無税＊＊＊
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動			

二四〇一	他用のもの	一五%	無税	無税	
二四〇一・一〇	その他のもの	一五%	一二・八%	無税	
二四〇一・二〇	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	一キログラムにつき六〇円	一キログラムにつき三八円	無税	
二四〇一・二〇・一〇	たばこ（全部又は一部の脈を除いたものに限る。）	無税	無税	無税	
二四〇一・二〇・二〇	くずたばこ	無税	無税	無税	
二四〇一・三〇	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	二〇%	一六%	無税	
二四〇二・一〇	葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	一〇%及び一、八〇〇本につき一、〇〇〇本につき二九〇円	一、〇〇〇本につき三四二円	無税	
二四〇二・二〇	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	四%	三・四%	無税	
二四〇二・九〇	その他のもの				
二四〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス				
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	三五%	二九・八%	無税	
	パイプたばこ	四%	三・四%	無税	
	その他のもの				
二四〇三・九	その他のもの				
二四〇三・九一	シートたばこ	無税	無税	無税	
二四〇三・九九	その他のもの				
	たばこのエキス及びエッセンス	無税	無税	無税	
二九〇五	その他のもの	四%	三・四%	無税	
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
	その他の多価アルコール				
二九〇五・四三	マンニトール	四・六%	二・八%	無税	
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）	二〇%	一七%	無税	
三三〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を希釈剤としているものに限る。）、精油からテルペンを除く脱に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスティレート及びアキュアスソリューション				
	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）				
三三〇一・一一	ベルガモットのもの	無税	無税	無税	
三三〇一・一二	オレンジのもの	無税	無税	無税	
三三〇一・一三	レモンのもの	無税	無税	無税	
三三〇一・一四	ライムのもの	五・八%	三・二%	無税	
三三〇一・一九	その他のもの	五・八%	三・二%	無税	
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）				
三三〇一・二一	ゼラニウムのもの	三・七%	無税	無税	
三三〇一・二二	ジャスミンのもの	五・八%	三・二%	無税	
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの	三・七%	二・二%	無税	
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	一五%	三・二%	無税	
三三〇一・二五	その他のミントのもの				
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。）				
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの	一五%	無税	無税	
	その他のもの	一五%	九%	無税	
三三〇一・二六	その他のペパーミント油	一五%	三・二%	無税	
三三〇一・二九	その他のもの	三・七%	二・二%	無税	
	ベチベルのもの	二・四%	無税	無税	
	その他のもの				
	ベイ油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びゃくだん油、イランイラン油、けい樹油、ジンジャグラス油、バルマローザ油、タイム油、牛模油及びレモングラス油	無税	無税	無税	
	その他のもの				
	パチュリ油	二・四%	無税	無税	
	芳油	三・七%	二・二%	無税	
	その他のもの	五・八%	三・二%	無税	
三三〇一・三〇	レジノイド	三・七%	無税	無税	
三三〇一・九〇	その他のもの	四・七%	無税	無税	
三三〇二	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー				
三三〇二・一〇	カゼイン	無税	無税	無税	
三三〇二・九〇	その他のもの	六・四%	五・四%	無税	
	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体	無税	無税	無税	
三五〇一・一〇	卵白	一〇%	八%	無税	
三五〇一・九〇	その他のもの	四・九%	二・九%	無税	
三五〇三・〇〇	ゼラチン（展方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼ				

	ラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）及びにかわ（魚類及びアイシングラスを除く。）		二〇％	一七％		
	魚類及びアイシングラス		三・七％	二・二％		
	その他のもの		四・九％	四・二％		
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）		四・九％	二・九％		
	ペプトン、その誘導体及び皮粉		八・五％	五・一％		
	その他のもの					
三五〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化澱でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤					
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉		八％	六・八％		
	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体					
	その他のもの		二五％（その率が一キログラムにつき二〇円のラムにつき二従量税率より低いときは、当該従量税率）	二一・三％（その率が一キログラムにつき三〇円のラムにつき二五円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
三五〇五・二〇	膠着剤					
			二五％（その率が一キログラムにつき三〇円のラムにつき二従量税率より低いときは、当該従量税率）	二一・三％（その率が一キログラムにつき二五円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
三八〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の他の製品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		二五％（その率が一キログラムにつき二〇円のラムにつき二従量税率より低いときは、当該従量税率）	二一・三％（その率が一キログラムにつき二五円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの					
			二五％（その率が一キログラムにつき二〇円のラムにつき二従量税率より低いときは、当該従量税率）	二一・三％（その率が一キログラムにつき二五円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
三八二三	脂肪酸の精製又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに当該工業において生じる残留物（他の項に該当するものを除く。）					
三八二三・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）					
四一〇一	牛又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないかを問わない。）				無税	三・八％
四一〇一・一〇	全形の牛皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一四キログラム以下のものに限る。）及び湿式塩蔵をしたもの（生鮮のもの及びその他の牛皮に限る。）				無税	二・三％
四一〇一・二一	全形のもの				無税	
四一〇一・二二	バット及びベンズ				無税	
四一〇一・二九	その他のもの				無税	
四一〇一・三〇	その他の牛皮（その他の保存に適する処理をしたものに限る。）				無税	
四一〇一・四〇	馬類の動物の皮				無税	
四一〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）				無税	
四一〇二・一〇	毛が付いているもの				無税	
	毛が付いていないもの					
四一〇二・二一	酸漬けしたもの				無税	
四一〇二・二九	その他のもの				無税	
四一〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）				無税	
四一〇三・一〇	やぎのもの				無税	
四一〇三・二〇	爬虫類のもの				無税	
四一〇三・九〇	その他のもの				無税	
四三〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）				無税	

四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	一五%	三一・五%	***	***
四三〇一・二〇	うさぎのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	三一・五%	無税	***	***
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	三一・五%	無税	***	***
四三〇一・四〇	ビーバーのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	三一・五%	二一%	***	***
四三〇一・五〇	マスクラットのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	三一・五%	二一%	***	***
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	三一・五%	二一%	***	***
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	三一・五%	二一%	***	***
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	三一・五%	二一%	***	***
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	無税	三一・五%	二一%	***	***
五〇〇一・〇〇	子羊又はやぎのもの	無税	三一・五%	無税	***	***
	うさぎ又はミンクのもの	無税	三一・五%	無税	***	***
	うさぎのもの	無税	三一・五%	無税	***	***
	ミンクのもの	無税	三一・五%	無税	***	***
	その他のもの	無税	三一・五%	無税	***	***
五〇〇二・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	一キログラムにつき一、九六八円	一キログラムにつき一、五一三円	SSG		
	生糸（よってないものに限る。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
	野蚕のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五〇〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	一キログラムにつき八、二〇円	一キログラムにつき六、九七八円	SSG		
五〇〇三・一〇	カード及びコームのいずれもしてないもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***

五〇〇三・九〇	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇一	羊毛（カード又はコームしたものを除く。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
	脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇一・一〇	剪毛したもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇一・二〇	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇一・二一	剪毛したもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇一・二九	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇一・三〇	化炭処理をしたもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇二	繊獣毛及び粗獣毛（カード又はコームしたものを除く。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇二・一〇	繊獣毛	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇二・二〇	粗獣毛	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇三	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇三・一〇	羊毛又は繊獣毛のノイル	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇三・二〇	羊毛又は繊獣毛のその他のくず	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇三・三〇	粗獣毛のくず	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇三・〇〇	実綿及び綿棉（カード又はコームしたものを除く。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇五	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇五・一〇	糸くず	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇五・九一	反毛した繊維	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五一〇五・九九	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五二〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五二〇一・一〇	亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五二〇一・二九	亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
	破茎し又はスカッチングしたもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五二〇一・三〇	精紡したもの	四・九%	三一・五%	二一・一%	***	***
	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五三〇一	亜麻のトウ及びくず	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五三〇二・一〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税	三一・五%	二一・一%	***	***
五三〇二・九〇	その他のもの	無税	三一・五%	二一・一%	***	***

第一Ｂ節　関税割当て

第一部第一Ｂ節に関する注釈

1　一個の星印及び1から8までの番号による記号（例えば（＊1））は、次のことを示す。

（＊1）　乳製品に関しては、3欄及び4欄に掲げる割当数量には、1欄に掲げる物品について、国際航海に従事する船舶及び国際航空に従事する航空機の航行中における消費の用に供される数量（脱脂粉乳について一トン、全粉乳について〇・三トン、無糖れん乳について八十五トン、加糖れん乳について十三トン及びバターについて二十九トン）並びに加工貿易の用に供される数量（脱脂粉乳について一万九百四トン並びにバター及びバターオイルについて千二百六十三トン）が含まれる。これらのアクセス機会に係る条件については、従来の条件と同等のものを実施期間中において維持する。

（＊2）　3欄及び4欄に掲げる割当数量は、1欄に掲げる物品であって輸入差益を徴収する制度の対象とならないもののみに係る数量である。

（＊3）　飼料の原料として輸入される脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイについては、一定の手続に従うことにより、関税を免除する。

（＊4）　7欄に掲げる数字は、1欄に掲げる物品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。（例えば、「第〇四〇二・一〇号のうち」に分類される物品の一キログラムの全乳換算数量は、六・四八キログラムである。）

（＊5）　3欄及び4欄に掲げる割当数量には、1欄に掲げる物品について、国際航海に従事する船舶の航行中における消費の用に供される十一トンが含まれる。

（＊6）　3欄及び4欄に掲げる割当数量には、小麦について、加工貿易の用に供される四十三万千トン並びに小麦粉について、国際観光ホテルにおける消費及び国際航海に従事する船舶の航行中における消費の用に供される百七十二トンが含まれる。これらのアクセス機会に係る条件については、従来の条件と同等のものを実施期間中において維持する。

（＊7）　3欄及び4欄に掲げる割当数量には、大麦及び裸麦について、加工貿易の用に供される三千トンが含まれる。これらのアクセス機会に係る条件については、従来の条件と同等のものを実施期間中において維持する。

（＊8）　3欄及び4欄に掲げる割当数量には、米の粉、ひき割りしたもの及びミールについて、繊維の浸染の用に供される三千トンが含まれる。これらのアクセス機会に係る条件については、従来の条件と同等のものを実施期間中において維持する。

2　正文（英語）において1欄に掲げる「ＳＭＰ」とは、脱脂粉乳をいう。

3　1欄において「脂肪分」とは、関係する物品の乳脂肪分が当該物品の全重量に占める比率をいう。

4　「トン」とは、メートル・トンをいう。

1	品名	2	3	4	5	6	7
		関税率表番号	当初割当数量及び枠内税率	最終割当数量及び枠内税率	実施期間	原文	その他の条件
			（＊1）	（＊1）			（＊2）
	脱脂粉乳（学校等給食用のものに限る。）		七、二六四トン　無税	七、二六四トン　無税			
	脱脂粉乳（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇二・一〇	無税	無税			
	脱脂粉乳（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％を超え五％以下のものに限る。）	〇四〇二・二一	無税	無税			
	脱脂粉乳（学校等給食用のものを除く。）		八五、八七八トン　三五％	八五、八七八トン　三五％			（＊2）
	脱脂粉乳（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇二・一〇	三五％	三五％			
	脱脂粉乳（飼料用のものに限る。）（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇二・一〇	（＊3）無税	（＊3）無税			
	脱脂粉乳（飼料用のものを除く。）（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇二・一〇	二五％	二五％			
	脱脂粉乳（飼料用のものに限る。）（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％を超え五％以下のものに限る。）	〇四〇二・二一	（＊3）無税	（＊3）無税			
	脱脂粉乳（飼料用のものを除く。）（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％を超え五％以下のものに限る。）	〇四〇二・二一	二五％	二五％			
	脱脂粉乳（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％を超え五％以下のものに限る。）	〇四〇二・二九	三五％	三五％			
	粉乳　脂肪分が五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇二・一一	〇・三トン　三〇％	〇・三トン　三〇％			（＊2）

粉乳（砂糖を加えてないもので、〇四〇二・二一脂肪分が三〇%を超えるものに限る。）のうち	三〇%					
粉乳（砂糖を加えたもので、脂肪分が五%を超え三〇%以下のものに限る。）〇四〇二・二九のうち	三〇%					
粉乳（砂糖を加えたもので、脂肪分が三〇%を超えるものに限る。）〇四〇二・二九のうち	三〇%					
無糖れん乳						
無糖れん乳（脂肪分が七・五%を超えるものに限る。）〇四〇二・九一のうち	三〇%	一、五八五トン	一、五八五トン	（＊2）		
無糖れん乳（脂肪分が七・五%以下のものに限る。）〇四〇二・九一のうち	二五%					
加糖れん乳						
加糖れん乳（脂肪分が八%を超えるものに限る。）〇四〇二・九九のうち	三〇%	一三トン	一三トン	（＊2）		
加糖れん乳（脂肪分が八%以下のものに限る。）〇四〇二・九九のうち	三〇%					
ホエイ及び調製ホエイ（飼料用のものに限る。）〇四〇四・一〇のうち		一八、五〇〇トン	一八、五〇〇トン	（＊3）		
ホエイ及び調製ホエイ（脂肪分が五%以下のものに限る。）〇四〇四・一〇のうち	（＊3）無税					
ホエイ及び調製ホエイ（脂肪分が五%を超えるものに限る。）〇四〇四・一〇のうち	（＊3）無税					
ホエイを調製した物品（乳幼児用調製乳の製造用のものに限る。）ホエイを調製した物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が五%以下のものに限る。）〇四〇四・一〇	一〇%	二、〇二〇二五、〇〇〇トン	二、〇二〇二五、〇〇〇トン	（＊2）		
ホエイを調製した物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が五%を超えるものに限る。）〇四〇四・一〇	一〇%					
ホエイを調製した物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%以下のものに限る。）〇四〇四・九〇	一〇%					
ホエイを調製した物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%を超え三〇%以下のものに限る。）〇四〇四・九〇	一〇%					
ホエイを調製した物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が三〇%を超えるものに限る。）〇四〇四・九〇	一〇%					

（＊2）
最終割当数量は、日本国の一九九五会計年度から適用する。

（＊2）
最終割当数量は、日本国の一九九五会計年度から適用する。

（＊2）
最終割当数量は、日本国の一九九五会計年度から適用する。

〇%を超えるものに限る。）						
バター及びバターオイル						
バター（脂肪分が八五%以下のものに限る。）〇四〇五・〇〇のうち	三五%	一、八七三トン	一、八七三トン	（＊2）		
バター及びバターオイル（脂肪分が八五%を超えるものに限る。）〇四〇五・〇〇のうち	三五%					
無糖粉を濃縮したホエイ						
無糖粉を濃縮したホエイ（砂糖を加えたもので、脂肪分が五%以下のものに限る。）〇四〇四・一〇のうち	三五%	一、三三三トン	一四、〇〇〇トン	（＊2）		
無糖粉を濃縮したホエイ（砂糖を加えたもので、脂肪分が五%を超えるものに限る。）〇四〇四・一〇のうち	三五%					
無糖粉を濃縮したホエイ（砂糖を加えてないもので、脂肪分が五%以下のものに限る。）〇四〇四・一〇のうち	二五%					
無糖粉を濃縮したホエイ（砂糖を加えてないもので、脂肪分が五%を超えるものに限る。）〇四〇四・一〇のうち	二五%					
調製食用脂						
調製食用脂（脂肪分が三〇%を超え七〇%以下のものに限る。）二一〇六・九〇のうち	二五%	一七、〇六九トン	一八、九七七トン	（＊2）		
一般の用途に供される乳製品（指定乳製品等を除く。）						
ミルク及びクリーム（脂肪分が一%以下のものに限る。）〇四〇一・一〇のうち	二五%	一二四、六四一三三、九四〇トン（注）	一二四、六四一三三、九四〇トン（注）	（＊2）		
ミルク及びクリーム（脂肪分が一%を超え六%以下のものに限る。）〇四〇一・二〇のうち	二五%					
ミルク及びクリーム（脂肪分が六%を超え四五%以下のものに限る。）〇四〇一・三〇のうち	二五%					
ミルク及びクリーム（脂肪分が四五%を超えるものに限る。）〇四〇一・三〇のうち	二五%					
無糖れん乳（脂肪分が七・五%を超えるものに限る。）〇四〇二・九一のうち	三〇%					
無糖れん乳（脂肪分が七・五%以下のものに限る。）〇四〇二・九一のうち	二五%					

（＊2）
最終割当数量は、日本国の一九九五会計年度から適用する。
割当数量の配分
ニュー・ジーランド　一一、五五〇トン
その他の国　七、四二七トン

（注）全乳換算数量
一般の用途に供される乳製品（指定乳製品等を除く。）の割当数量の範囲内で輸入される物品の全乳換算数量は、乳脂肪分の含有量に一五・一二を乗じて得た値に無脂乳固形分の含有量に六・五九を乗じて得た値を加えて得た値である。

以下のものに限る。）	のうち			
ヨーグルト（フローズンヨーグルトを除く。）（砂糖を加えたものに限る。）	〇四〇三・一〇のうち	三五％	三五％	
ヨーグルト（フローズンヨーグルトを除く。）（砂糖を加えてないものに限る。）	〇四〇三・一〇のうち	二五％	二五％	
発酵させたミルクその他の物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇三・九〇のうち	三五％	三五％	
バターミルク、凝固したミルクその他の物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％を超え二六％以下のものに限る。）	〇四〇三・九〇のうち	三五％	三五％	
バターミルク、凝固したミルクその他の物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇三・九〇のうち	三五％	三五％	
発酵させたミルクその他の物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が二六％を超えるものに限る。）	〇四〇三・九〇のうち	二五％	二五％	
バターミルク、凝固したミルクその他の物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が二六％を超えるものに限る。）	〇四〇三・九〇のうち	三五％	三五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	三五％	三五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	三五％	三五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が三〇％を超えるものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	三五％	三五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が三〇％を超えるものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	三五％	三五％	
物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	三五％	三五％	
物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が三〇％を超えるものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が三〇％を超えるものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が三〇％を超えるものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が三〇％を超えるものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が三〇％を超えるものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が一・五％を超え三〇％以下のものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
ミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖を加えたもので、脂肪分が三〇％を超えるものに限る。）	〇四〇四・九〇のうち	二五％	二五％	

もと、ビタミンをもとした栄のうち					
栄補助食品及び植物性たんぱく					
を加水分解したもの（脂肪分が					
三〇%を超えるものに限る。）					
その他の調製品（脂肪分が三〇	二一〇六・九〇	二一%	二一%	ミルクの天然の組成分を含有するもの	
%を超えるものに限る。）	のうち				
一般の用途に供される特定乳製品		三七、二〇	三七、二〇		
等		二トン（重）	二トン（重）		
脱脂粉乳（砂糖を加えたもので、	〇四〇二・一〇	三五%	三五%		
脂肪分が一・五%以下のものに	のうち				
限る。）					
脱脂粉乳（砂糖を加えてないも	〇四〇二・一〇	二五%	二五%	（重）全乳換算数量	
ので、脂肪分が一・五%以下の	のうち			（＊4）六・四八	
ものに限る。）				1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三五八円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。	
				当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき九円引き下げる。	
				当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率による枠内関税を課する。	
				（＊4）六・四八	

で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一〇円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 （＊4）八・九〇 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五七三円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一〇円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 （＊4）一三・四三 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき九八四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一五円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する	粉乳その他の固形状の物品（砂〇四〇二・二糖を加えてないもので、脂肪分のうちが五%を超え三〇%以下のものに限る。）	三〇%	三〇%
	粉乳その他の固形状の物品（砂〇四〇二・二糖を加えてないもので、脂肪分のうちが三〇%を超えるものに限る。）	三〇%	三〇%
	粉乳その他の固形状の物品（砂〇四〇二・二糖を加えたもので、脂肪分が五%を超え三〇%以下のものに限る。）	三〇%	三〇%
	粉乳その他の固形状の物品（砂〇四〇二・二九糖を加えたもので、脂肪分が三〇%を超えるものに限る。）	三〇%	三〇%

制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
（＊4）八・九〇
1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五七三円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一〇円引き下げる。
当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
（＊4）一三・四三
1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき九八四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。
当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一五円引き下げる。
当該物品について輸入差益を徴収する | | | |

加糖れん乳（脂肪分が八％を超えるものに限る。）	○四○二・九九のうち	三〇％	三〇％
加糖れん乳（脂肪分が八％以下のものに限る。）	○四○二・九九のうち	三〇％	三〇％
バターミルクパウダーその他の○四○三・九○固形状の物品（砂糖を加えたものので、脂肪分が一・五％以下のものに限る。）		三五％	三五％

関税を課する。

（＊4）六・六九

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき四七七円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該物品の日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊4）三・六五

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三三五円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき六円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊4）六・四八

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三八円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

バターミルクパウダーその他の○四○三・九○固形状の物品（砂糖を加えたものので、脂肪分が一・五％を超え二六％以下のものに限る。）		三五％	三五％
バターミルクパウダーその他の○四○三・九○固形状の物品（砂糖を加えたものので、脂肪分が二六％を超えるものに限る。）		三五％	三五％

の）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき九円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊4）八・五七

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五四三円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊4）一二・四三

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき九八四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有してい

バターミルクパウダーその他の固形状の物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%以下のものに限る。）	〇四〇三・九〇	二五%	二五%	
バターミルクパウダーその他の固形状の物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が一・五%を超え二六%以下のものに限る。）	〇四〇三・九〇	二五%	二五%	
バターミルクパウダーその他の	〇四〇三・九〇	二五%	二五%	

た枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率による枠内関税を課する。

（＊4）六・四八

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三五八円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき九円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊4）八・五七

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき五四三円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊4）一三・四三

固形状の物品（砂糖を加えてないもので、脂肪分が二六%を超えるものに限る。）				
ホエイ及び調製ホエイ（砂糖を〇四〇四・一〇加えたもので、脂肪分が五%以下のものに限る。）	〇四〇四・一〇	三五%	三五%	
ホエイ及び調製ホエイ（砂糖を〇四〇四・一〇加えたもので、脂肪分が五%をこえるものに限る。）	〇四〇四・一〇	三五%	三五%	

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき九八四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一三円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊4）六・八四

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二八六円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一〇円引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊4）九・七三

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六四八円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件

ホエイ及び調製ホエイ（砂糖を〇四〇四・一〇加えてないもので、脂肪分が五%以下のものに限る。）	二五%	二五%			として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二六円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
ホエイ及び調製ホエイ（砂糖を〇四〇四・一〇加えてないもので、脂肪分が五%を超えるものに限る。）	二五%	二五%			（＊4）六・八四 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三八六円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一〇円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 （＊4）九・七三 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六四八円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一六円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴

バター（脂肪分が八五%以下のものに限る。）	〇四〇五・〇〇のうち	三五%	三五%		収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 （＊4）一二・三四 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき九五〇円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一二四円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 （＊4）一五・〇五 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき一、一一七円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガットの第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一六円引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
バター及びバターオイル（脂肪分が八五%を超えるものに限る。）	〇四〇五・〇〇のうち	三五%	三五%		
		二一〇・〇〇	二一〇・〇〇		
乾燥した豆					（＊5）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

小麦粉及びメスリン粉（アルタミン酸モノナトリウム製造用のものに限る。）	一一〇一・〇〇	一二・五%	一二・五%	
小麦粉及びメスリン粉（アルタミン酸モノナトリウム製造用のものを除く。）	一一〇一・〇〇	二五%	二五%	
ライ小麦粉	一一〇二・九〇	二五%	二五%	

定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する

小麦のひき割りしたもの及びミール	一一〇三・一一	二五%	二五%	
ライ小麦のひき割りしたもの及びミール	一一〇三・一九のうち	二〇%	二〇%	

小麦のペレット	一一〇三・二二	二五%	二五%	制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する

その他の加工をしたライ小麦（例えば、粒を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	一一〇四・二九	二〇%	二〇%	を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二一七円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二円九〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が
小麦でん粉	一一〇八・一一	二五%	二五%	

小麦又はライ小麦の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粒、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る。）（ベーカリー製品製造用のものに限る。）	一九〇一・二〇	二五%	二五%	廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
小麦でん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粒、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る。）（ベーカリー製品製造用のものに限る。）	一九〇一・二〇	二五%	二五%	

小麦又はライ小麦の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る。）（育児食用又はベーカリー製品製造用のものを除く。）	一九〇一・九〇のうち	二五%	二五%
小麦でん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る。）（育児食用又はベーカリー製品製造用のものを除く。）	一九〇一・九〇のうち	二五%	二五%
小麦又はライ小麦を単に膨張させて又はいって得た物品の含有量の合計が全重量の五〇%以上の調製食料品	一九〇四・一〇のうち	一九・二%	一九・二%

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき七四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき一一七円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき一一七円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二四九〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

粒状の小麦及びライ小麦であつてかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの	一九〇四・九〇のうち	二五%	二五%
小麦及びライ小麦の含有量の合計が全重量の三〇%を超える調製食料品	二一〇六・九〇のうち	二五%	二五%

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六九円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円七〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六九円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円七〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有してい

						た枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
大麦及び裸麦並びにこれらの加工品及び調製品						
大麦及び裸麦	一〇〇三・〇〇	一、三二六、五〇〇トン（米）	無税	一、三二六、〇〇〇トン（米）	無税	（＊7）
大麦粉及び裸麦粉	一一〇二・九〇のうち	二五%	二五%			（米）大麦換算数量 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき九〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四五〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同

大麦又は裸麦のひき割りしたもの及びミール	一一〇三・一九のうち	二〇%	二〇%			等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一四五〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六八円を超えない額の範囲内で
大麦又は裸麦のペレット	一一〇三・二九のうち	二〇%	二〇%			
ロールにかけ又はフレーク状にした大麦及び裸麦	一一〇四・一一	二〇%	二〇%			

輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円七〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。			
1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき八五円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二円一〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。	その他の加工をした大麦及び裸麦（例えば、糠を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	一一〇四・二二	二〇%	二〇%
1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき八五円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二円一〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。	大麦又は裸麦の調製食料品（米、一九〇一・二〇小麦、ライ小麦、大麦若しくはのうち裸麦の粒、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る。）（ベーカリー製品製造用のものに限る。）	二五%	二五%
1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき八五円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき二円一〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。	大麦又は裸麦の調製食料品（米、一九〇一・九〇小麦、ライ小麦、大麦若しくはのうち裸麦の粒、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る。）（育児食用又はベーカリー製品製造用のものを除く。）	二五%	二五%
1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき六一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五〇銭引き下げる。	大麦又は裸麦を単に膨潤させて一九〇四・一〇合計が全重量の五〇%以上の調製食料品	一九・二%	一九・二%
当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき四四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一〇銭引き下げる。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で			

	粒状の大麦及び裸麦であらかじめ加熱による調理その他の調製のうちをしたもの	一九〇四・九〇	二五%	二五%	
	大麦及び裸麦の含有量の合計が全重量の三〇%を超える調製食料品	二一〇六・九〇	二五%	二五%	
ST 附属書五	米並びにこれを加工し及び（又は）調製した物品	一〇〇六・一〇	三七九、〇〇〇トン（米）	七五八、〇〇〇トン（米）	無税
	もみ		無税	無税	

定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき四四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき四四円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

（＊8）

（米）精米換算数量

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一〇銭引き下げる。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

	玄米	一〇〇六・二〇	無税	無税	
	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）	一〇〇六・三〇	無税	無税	

砕米	一〇〇六・四〇	無税	無税
米粉	一一〇二・二〇	二五%	二五%
米のひき割りしたもの及びミー ル	一一〇三・一四	二五%	二五%

等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三二一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三一一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

米のペレット	一一〇三・二九のうち	二五%	二五%
ロールにかけ又はフレーク状にした米	一一〇四・一九のうち	二五%	二五%
その他の加工をした米（例えば、一一〇四・二九殻を除き、真珠形にとう精し、のうち薄く切り又は粗くひいたもの）		二五%	二五%

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三二一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三一一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三一一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1個の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

米の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限る。）（ベーカリー製品製造用のものに限る。）	一九〇一・二〇のうち	二五％	二五％
麦芽生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	一九〇一・二〇のうち	二五％	二五％
米の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、	一九〇一・九〇のうち	二五％	二五％

の）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三二一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三二一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三二一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき三二一円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。

当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。

ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限る。）（育児食用又はベーカリー製品製造用のものを除く。）			
もち、だんごその他これらに類する米原品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	一九〇一・九〇のうち	二五％	二五％
米を単に膨脹させて又はいって得た物品の含有量の合計が全重量の五〇％以上の調製食料品	一九〇四・一〇	一九・二％	一九・二％

					定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。 1欄の物品に関する枠内税率は、日本国政府又はその代行機関が当該物品の日本国内における販売について一キログラムにつき二九二円を超えない額の範囲内で輸入差益（千九百九十四年のガット第十七条4(b)についての注釈に定めるもの）を徴収することができることを条件として適用する。 当該物品について輸入差益を徴収する制度が廃止される場合には、当該制度が廃止される時点において効力を有していた枠内譲許税率に、当該時点において徴収されていた輸入差益の額を超えない範囲内で、かつ、日本国政府が実質的に同等の水準のアクセス機会を与える目的で定める税率を加えて得た税率による枠内関税を課する。
粒状の米であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの	のうち	一九〇四・九〇	二五%	二五%	
米の含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品	のうち	二一〇六・九〇	二五%	二五%	
でん粉及びイヌリン並びにこれらの調製品					
とうもろこしでん粉（コーンスターチ）		一一〇八・一二	二五% 〇トン	二五% 〇トン	二五七、〇〇〇トン
ばれいしょでん粉		一一〇八・一三	二五%	二五%	
マニオカ（カッサバ）でん粉		一一〇八・一四	二五%	二五%	
その他のでん粉		一一〇八・一九	二五%	二五%	
イヌリン		一一〇八・二〇	二五%	二五%	
でん粉（小麦でん粉を除く。）の調製品（砂糖を加えたものに限る。）	のうち	一九〇一・二〇	二五%	二五%	

					る。）
でん粉（小麦でん粉を除く。）の調製品（砂糖を加えてないものに限る。）	のうち	一九〇一・二〇	一六%	一六%	
	のうち	一九〇一・九〇	一六%	一六%	
落花生			五七、〇〇〇トン	五七、〇〇〇トン	最終割当数量は、日本国の一九九五会計年度から適用する。
	のうち	二〇二一・一〇	一〇%	一〇%	
	のうち	二〇二一・二〇	一〇%	一〇%	
こんにゃく芋			二六七トン（注）	二六七トン（注）	（注）荒粉換算数量
	のうち	一二一二・九九	四〇%	四〇%	
繭及び生糸			七九八トン（注）	七九八トン（注）	（注）生糸換算数量
繭		五〇〇一・〇〇	一キログラムにつき一四〇円	一キログラムにつき一四〇円	
生糸	のうち	五〇〇二・〇〇	七・五%	七・五%	

第二節　その他の産品

第一部第二節に関する注釈

1　この節に掲げる各産品について4欄に定める譲許税率（以下この注釈において「最終税率」という。）は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、千九百九十九年一月一日から適用する。

2　この節において一個の星印（*）を付した最終税率は、譲許表に関する注釈3に従って一回目の引下げを実施する日から適用する。

3(a)　譲許表に関する注釈3(a)の規定に従って一回目の引下げを実施する場合には、日本国政府は、この節に関する注釈の5、6、8及び11に規定する一回目の引下げを譲許表に関する注釈3(a)に規定する一回目の引下げの実施の日に実施し、その後の各年についての引下げをそれぞれ一月一日に実施する。

(b)　譲許表に関する注釈3(b)の規定に従って一回目の引下げを実施する場合には、日本国政府は、この節に関する注釈の5、6、8及び11に規定する一回目の引下げ及び千九百九十六年一月一日に実施するこ

ととされている引下げを譲許表に関する注釈3(b)に規定する一回目の引下げの実施の日に同時に実施し、その後の各年についての引下げをそれぞれ一月一日に実施する。

4 (a) 譲許表に関する注釈3(a)の規定に従って一回目の引下げを実施する場合には、日本国政府は、この節に関する注釈の7、9、10及び12に規定する千九百九十五年についての税率を譲許表に関する注釈3(a)に規定する一回目の引下げの実施の日から適用し、その後の各年についての税率をそれぞれ一月一日から適用する。

(b) 譲許表に関する注釈3(b)の規定に従って一回目の引下げを実施する場合には、日本国政府は、この節に関する注釈の7、9、10及び12に規定する千九百九十六年についての税率を譲許表に関する注釈3(b)に規定する一回目の引下げの実施の日から適用し、その後の各年についての税率をそれぞれ一月一日から適用する。

5 第四一類、第四二類及び第六四類の産品の最終税率並びに第九一類において二個の星印（＊＊）を付した最終税率に関しては、日本国政府は、一回目の引下げとして3欄に定める基準税率（以下この注釈において「基準税率」という。）から最終税率までの総引下げ幅の八分の一に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後は、総引下げ幅の八分の七に相当する税率を七等分したものをそれぞれ千九百九十六年から二千二年までの間の各年の一月一日に引き下げる。

6 第四七類から第六三類までの産品の最終税率並びに第二九類及び第九五類において二個の星印（＊＊）を付した最終税率に関しては、日本国政府は、一回目の引下げとして基準税率から最終税率までの総引下げ幅の十分の一に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後は、総引下げ幅の十分の九に相当する税率を九等分したものをそれぞれ千九百九十六年から二千四年までの間の各年の一月一日に引き下げる。

7 三個の星印（＊＊＊）を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。

一九九五年	二一・三％（その率が一キログラムにつき六七八円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一九九六年	二〇・一％（その率が一キログラムにつき六三七円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一九九七年	一九％（その率が一キログラムにつき五九六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一九九八年	一七・九％（その率が一キログラムにつき五五五円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一九九九年	一六・八％（その率が一キログラムにつき五一四円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇〇年	一五・六％（その率が一キログラムにつき四七二円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇一年	一四・五％（その率が一キログラムにつき四三一円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇二年	一三・四％（その率が一キログラムにつき三九〇円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇三年	一二・三％（その率が一キログラムにつき三四九円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇四年	一一・一％（その率が一キログラムにつき三〇八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇五年	一〇％（その率が一キログラムにつき二六六円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇六年	八・九％（その率が一キログラムにつき二三五円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇七年	七・八％（その率が一キログラムにつき一八四円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇八年	六・六％（その率が一キログラムにつき一四三円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇九年	五・五％

8 第二八類から第三九類までにおいて一個の星印及び1から29までの番号による記号（例えば＊1）を付した最終税率、第二八類から第三九類までにおいて二個の星印及び1又は2の番号による記号（例えば＊＊1）を付した最終税率並びに第七二類及び第七三類において一個の星印及び1から6までの番号による記号（例えば＊1）を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。

(a) 第二八類から第三九類までにおいて一個の星印及び1から29までの番号による各記号に対応する税率（以下「第一表の税率」という。）までの引下げの実施と同時にその第一表の税率から対応する最終税率までの引下げ幅の五分の一に相当する税率の引下げを実施し、それらの引下げの後は、第一表の税率から対応する当該最終税率までの引下げ幅の五分の四に相当する税率を四等分したものをそれぞれ千九百九十六年、千九百九十七年、千九百九十八年及び千九百九十九年の一月一日に引き下げる。

(b) 第二八類から第三九類までにおいて二個の星印及び1又は2の番号による記号を付した最終税率並びに第七二類及び第七三類において一個の星印及び1から6までの番号による記号を付した最終税率に関しては、日本国政府は、基準税率から第二表に定める各記号に対応する税率（以下「第二表の税率」という。）までの引下げの実施と同時にその第二表の税率から対応する最終税率までの引下げ幅の十分の一に相当する税率の引下げを実施し、それらの引下げの後は、第二表の税率から対応する当該最終税率までの引下げ幅の十分の九に相当する税率を九等分したものをそれぞれ千九百九十六年から二千四年までの間の各年の一月一日に引き下げる。

第一表

第一八類から第三九類までの次の各記号（一個の星印及び1から29までの番号）に対応する税率

記号	税率
＊1	一・六％
＊2	二・三％
＊3	二・五％
＊4	二・九％
＊5	三％
＊6	三・二％
＊7	三・八％
＊8	三・九％
＊9	四・一％
＊10	四・二％
＊11	四・三％
＊12	四・六％
＊13	四・八％
＊14	四・九％
＊15	五％

＊16	五・二％
＊17	五・三％
＊18	五・四％
＊19	五・五％
＊20	五・六％
＊21	五・八％
＊22	六％
＊23	六・二％
＊24	六・四％
＊25	六・六％
＊26	六・七％
＊27	八・四％
＊28	八・五％
＊29	九・六％

第二表

(a)　第二八類から第三九類までの次の各記号（二個の星印及び1又は2の番号）に対応する税率

記号	税率
＊＊1	一一・二％
＊＊2	一二・八％

(b)　第七二類及び第七三類の次の各記号（一個の星印及び1から6までの番号）に対応する税率

記号	税率
＊1	三・九％
＊2	四・六％
＊3	五・二％
＊4	五・八％
＊5	六・三％
＊6	六・六％

9　第二八類から第三九類までにおいて一個の星印及び30から34までの番号による記号（例えば＊30）を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。

記号		
＊30	一九九五年	一キログラムにつき一円六〇銭
	一九九六年	一キログラムにつき一円五三銭
	一九九七年	一キログラムにつき一円四五銭
	一九九八年	一キログラムにつき一円三八銭
	一九九九年	五・五％
＊31	一九九五年	一キログラムにつき一〇円六七銭
	一九九六年	一キログラムにつき一〇円一四銭
	一九九七年	一キログラムにつき九円六一銭
	一九九八年	一キログラムにつき九円八銭
	一九九九年	一キログラムにつき八円五五銭
	二〇〇〇年	一キログラムにつき八円二銭
	二〇〇一年	一キログラムにつき七円四九銭
	二〇〇二年	一キログラムにつき六円九六銭
	二〇〇三年	一キログラムにつき六円四三銭
	二〇〇四年	五・五％
＊32	一九九五年	一個につき八銭
	一九九六年	一個につき七銭
	一九九七年	一個につき七銭
	一九九八年	一個につき六銭
	一九九九年	四・四％
＊33	一九九五年	一キログラムにつき二〇円九九銭
	一九九六年	一キログラムにつき一九円五八銭
	一九九七年	一キログラムにつき一八円一七銭
	一九九八年	一キログラムにつき一六円七六銭
	一九九九年	一キログラムにつき一五円三五銭
	二〇〇〇年	一キログラムにつき一三円九四銭
	二〇〇一年	一キログラムにつき一二円五三銭
	二〇〇二年	一キログラムにつき一一円一二銭
	二〇〇三年	一キログラムにつき九円七一銭
	二〇〇四年	六・五％
＊34	一九九五年	一キログラムにつき二四円六銭
	一九九六年	一キログラムにつき二二円五二銭
	一九九七年	一キログラムにつき二〇円九八銭
	一九九八年	一キログラムにつき一九円四四銭
	一九九九年	一キログラムにつき一七円九〇銭
	二〇〇〇年	一キログラムにつき一六円三六銭
	二〇〇一年	一キログラムにつき一四円八二銭
	二〇〇二年	一キログラムにつき一三円二八銭
	二〇〇三年	一キログラムにつき一一円七四銭
	二〇〇四年	六・五％

10　第四四類において一個の星印及び1から13までの番号による記号（例えば＊1）を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。ただし、産品が特定されている場合には、当該産品のみを対象とする。

記号		一九九五年	一九九六年	一九九七年	一九九八年	一九九九年
＊1		七％	六・五％	五・九％	五・四％	四・八％
＊2	かんながけし又はやすりがけしたもの	七％	六・八％	六・五％	六・三％	六％
	その他のもの	九％	八％	七％	六・五％	六％
＊3		四・五％	四・三％	四・一％	三・八％	三・六％
＊4		七％	六・五％	六％	五・五％	五％
＊5		八・八％	七・五％	六・五％	五・六％	五％
＊6		七％	六・八％	六・五％	六・三％	六％
＊7		四・六％	四・一％	三・六％	三・一％	二・六％
＊8		三・一％	三％	二・八％	二・七％	二・六％
＊9	側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	九％	八・三％	七・五％	六・八％	六％

＊10	その他のもの	一二・六%	一〇・二%	八%	七・一%	六%
＊11	ワニス塗装、プリント、焼付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	一三%	一一・三%	八%	七・八%	六%
＊12	横面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	八・八%	八・一%	七・四%	六・七%	六%
	その他のもの	九%	八・三%	七・五%	六・八%	六%
	その他のもの	一二・六%	一〇・三%	八%	七・一%	六%
	厚さが六ミリメートル未満のもの	一二・六%	一〇・三%	八%	七・一%	六%
	その他のもの	九%	八・三%	七・五%	六・八%	六%
＊13	集成材	一三%	一一・三%	八%	七・八%	六%
	その他のもの	一六%	一二%	八%	七%	六%

11　第七四類において二個の星印（＊＊）を付した最終税率に関しては、日本国政府は、一回目の引下げとして基準税率から一キログラムにつき十一円九十六銭の従量税率までの引下げ幅の四分の一に相当する税率の引下げを実施し、その引下げの後は、当該引下げ幅の四分の三に相当する税率を三等分したものをそれぞれ千九百九十六年、千九百九十七年及び千九百九十八年の一月一日に引き下げ、一キログラムにつき十一円九十六銭の従量税率から最終税率までの引下げを千九百九十九年の一月一日に実施する。

12　第七八類において二個の星印（＊＊）を付した最終税率に関しては、関税の段階的な引下げを次のとおり実施する。

一九九五年	五・八%
一九九六年	五%
一九九七年	四・二%
一九九八年	三・五%
一九九九年	二・八%

13　この節の附属書の品名欄に掲げる産品に対しては、民間航空機又は航空用地上訓練装置の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造の過程で使用されるものであって機体又は装置の一部を構成することとなるものである場合には、世界貿易機関協定が日本国について効力を生ずる日から千九百九十四年のガットに基づく譲許として免税待遇を与える。この節の1欄に付された一個の星印（＊）は、その星印が付された産品にはこの節の附属書の品名欄に掲げる産品を含むことを示す。

14　千九百九十四年のガットに基づく譲許としての免税待遇は、民間航空機の修理に対しても与える。

5、6及び8の規定に従って引下げを実施した後の税率の端数の処理については、この譲許表に関する注釈5の規定を適用する。

15　基準税率で「B」を付したものは、千九百九十四年のガットのマラケシュ議定書の日付の日において千九百四十七年のガットに基づいて譲許されていたことを意味し、「U」を付したものは、同日において千九百四十七年のガットに基づいて譲許されていたものではないことを意味する。

1	2	3	4	5	6
関税率表番号	品名	基準税率（UまたはB）	譲許税率	原交渉国	その他の租税及び課徴金
○二○八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	B	三・五%	無税	
○二○八・二○	かえるの脚				
○二○八・九○	その他のもの				
のうち	鯨のもの	B	無税	無税	
○二○一	魚（生きているものに限る。）				
○三○一・一○	観賞用の魚	B	五%	三・五%	
	こい及び金魚	B	五%	三・五%	
	その他のもの		二・五%	一・七%	
○三○一・九一	その他の魚（生きているものに限る。）				
	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アクアボニタ及びサルモ・ギラエ）				
	養魚用の稚魚	B	無税	無税	
	その他のもの	U	五%	三・五%	
○三○一・九二	うなぎ（アンギイラ属のもの）				
	養魚用の稚魚	B	無税	無税	
	その他のもの	U	五%	三・五%	
○三○一・九三	こい				
	養魚用の稚魚	B	無税	無税	
	その他のもの	U	五%	三・五%	
○三○一・九九	養魚用の稚魚	B	無税	無税	
のうち	その他のもののうち	U	無税	無税	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、おり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	B	五%	三・五%	
○三○二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
○三○二・一一	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アクアボニタ及びサルモ・ギラエ）	B	五%	三・五%	
○三○二・一二	太平洋さけ（オンコヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさ				

〇三〇二・一九	け（フコ・フコ）	B	五%	三・五%	
	その他のもの	B	五%	三・五%	
〇三〇二・二一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、さきうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）				
	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・二三	ソール（ソレア属のもの）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・二九	その他のもの	B	五%	三・五%	
〇三〇二・三一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・三二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・三三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・三九	かつお	B	五%	三・五%	
	その他のもの	B	五%	三・五%	
〇三〇二・六一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
のうち	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	B	五%	三・五%	
	サルディノプス属以外のもの	B	五%	三・五%	
〇三〇二・六二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・六五	さめ	B	三・五%	二・五%	
〇三〇二・六六	うなぎ（アンギイルラ属のもの）	B	五%	三・五%	
〇三〇二・六九	その他のもの	B	五%	三・五%	
のうち	パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	B	三%	二%	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ほり（セリオーラ属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい以外のもの	B	五%	三・五%	
〇三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ	B	八%	五・六%	
のうち	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	B	五%	三・五%	
〇三〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・一〇	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	B	五%	三・五%	
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
〇三〇三・一一	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アクアボニタ及びサルモ・ギラエ）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・一二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・一九	その他のもの	B	五%	三・五%	
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、さきうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）				
〇三〇三・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・二三	ソール（ソレア属のもの）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・二九	その他のもの	B	五%	三・五%	
〇三〇三・四一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・四二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・四三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・四九	かつお	B	五%	三・五%	
〇三〇三・五〇	その他のもの	B	五%	三・五%	
〇三〇三・六〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	B	六%	三・五%	
	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	B	六%	六%	
〇三〇三・七一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）				
のうち	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	B	五%	三・五%	
	サルディノプス属以外のもの	B	五%	三・五%	
〇三〇三・七二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・七五	さめ	B	三・五%	二・五%	
〇三〇三・七六	うなぎ（アンギイルラ属のもの）	B	五%	三・五%	
〇三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス	B	五%	三・五%	

○三〇三・七八	及びディケントラルクス・プンクタトゥス）（ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	B	五%	三・五%	
	メルルシウス属のもの	B	六%	六%	
	その他のもの	B	五%	三・五%	
○三〇三・七九のうち	にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）	B	六%	六%	
	パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたいしゃも	B	三%	二%	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、おり（セリオーラ属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃも以外のもの	B	四%	二・八%	
○三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ	B	五%	三・五%	
	にしん（クルペア属のもの）の卵	B	六%	四%	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	B	六%	六%	
	その他のもの	B	五%	三・五%	
○三〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	B	五%	二%	
○三〇四・一〇のうち	生鮮のもの及び冷蔵したものフィレのうち				
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、おり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	B	五%	三・五%	
	その他のもののうち				
	パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたいさめ	B	三%	二・五%	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、おり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	B	三%	二・五%	

	さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ以外のもの	B	五%	三・五%	
○三〇四・二〇のうち	冷凍したフィレ				
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、おり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	B	五%	三・五%	
○三〇四・九〇のうち	その他のもの				
	にしん（クルペア属のもの）及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	B	六%	六%	
	パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたいさめ	B	三%	二・五%	
	ししゃも	B	三・五%	二・五%	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、おり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、パラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも以外のもの	B	五%	三・五%	
○三〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	U	一五%	一〇%	
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）				
○三〇五・二〇	肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）				
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	B	一二%	八・四%	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルル				

シウス属のもの）の卵	B	七・五%	七・五%		
さけ科のものの卵	B	五%	三・五%		
こんぶかずのこ	U	一五%	一〇%		
その他のもの	B	四%	二・八%		
〇三〇五・三〇のうち					
魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）					
さけ科のもの	U	一二%	八・四%		
さけ科のもの、にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ほっけ（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	U	一五%	一〇・五%		
〇三〇五・四一					
太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	U	一五%	一〇・五%		
〇三〇五・四二					
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	U	一五%	一〇%		
〇三〇五・四九					
その他のもの					
たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	U	一五%	一〇%		
その他のもの					
乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	U	一五%	一〇%		
〇三〇五・五九のうち					
その他のもの					
さけ科のもの	U	一二%	八・四%		
さけ科のもの、にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ほっけ（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの	U	一五%	一〇・五%		
〇三〇五・六九					
塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚					
その他のもの					
さけ科のもの	U	一二%	八・四%		
その他のもの	U	一五%	一〇・五%		
〇三〇六					
甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした焼付きの					

甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）					
冷凍したもの					
いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	B	二%	一%		
ロブスター（ホマルス属のもの）	B	二%	一%		
シュリンプ及びプローン	B	二%	一%		
かに	B	六%	四%		
その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）					
えび	B	二%	一%		
その他のもの	U	一〇%	七%		
冷凍してないもの					
いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	B	二%	一%		
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	B	七・五%	五%		
その他のもの					
ロブスター（ホマルス属のもの）					
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	B	三%	一%		
その他のもの	B	七・五%	五%		
シュリンプ及びプローン					
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	B	三%	一%		
その他のもの	B	七・五%	五%		
かに					
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	B	六%	四%		
その他のもの					
その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）					
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	U	一五%	一〇%		
〇三〇七					
軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及					

	び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）				
〇三〇七・一〇	かき				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	U	U	一〇%	七%
	その他のもの	U	U	一五%	一〇・五%
〇三〇七・二一	いた貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	U	U	一〇%	七%
〇三〇七・二九	その他のもの				
	冷凍したもの	U	U	一〇%	七%
	その他のもの	U	U	一五%	一〇%
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）				
〇三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	B	B	五%	三・五%
	もんごういか	B	B	五%	三・五%
	その他のもの				
〇三〇七・四九	冷凍したもの	B	B	五%	三・五%
のうち	もんごういか	B	B	五%	三・五%
	その他のもの				
〇三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの）				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	U	U	一〇%	七%
〇三〇七・五九	その他のもの				
	冷凍したもの	U	U	一〇%	七%
	その他のもの	U	U	一五%	一〇%
〇三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	U	U	一〇%	七%
	その他のもの				
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	U	U	一五%	一〇%
〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				
のうち	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	B	B	無税	無税
	いか	B	B	五%	三・五%
	もんごういか	B	B	五%	三・五%
	その他のもの	B	B	五%	三・五%
	その他のもの（貝柱を除く。）	B	B	五%	三・五%
	はまぐり	B	B	五%	三・五%

	赤貝（生きているものに限る。）	U	U	一〇%	七%
	うに	U	U	一〇%	七%
	くらげ	U	U	一〇%	七%
	あわび	U	U	一〇%	七%
	その他のもの				
〇三〇七・九九	冷凍したもののうち				
のうち	いか	B	B	五%	三・五%
	もんごういか	B	B	五%	三・五%
	その他のもの	B	B	五%	三・五%
	うに、くらげ及びなまこ	U	U	一〇%	七%
	その他のもの（貝柱を除く。）	U	U	五%	三・五%
	はまぐり	U	U	一〇%	七%
	その他のもの				
	その他のもののうち				
	うに、くらげ及びなまこ	U	U	一〇%	七%
	その他のもの（貝柱及びいかを除く。）	U	U	七・五%	五・二五%
	はまぐり				
	塩蔵し又は塩水漬けしたもの	U	U	一五%	一〇・五%
	乾燥したもの				
〇五〇七	その他のもの	U	U	一五%	一〇・五%
	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	B	B	無税	無税
〇五〇七・九〇	その他のもの				
のうち	べっこう（くずを含む。）	B	B	無税	無税
〇五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の骨及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	B	B	無税	無税
〇五〇九・〇〇	さんご				
	その他のもの				
	動物性の海綿	B	B	二〇%	無税
〇五一一	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円以上のもの	B	B	無税	無税
	その他のもの				
	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの	B	B	五%	三・五%
〇五一一・九一	その他のもの				
	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの				

一二一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、でん粉及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティウム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	B	無税	二・五%	無税
一二一二・二〇のうち	海草その他の藻類（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）のうち				
	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの以外のものであってあまのり属のもの及びこれを交えたもの以外のもののうち	U	一五%	一〇・五%	無税
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	U	一五%	一〇・五%	無税
	わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）	U	一五%	一〇・五%	無税
	その他のもの				
	ふのり属、あまのり属、おおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	U	五%	三・五%	無税
	その他のもの	U	五%	三・五%	無税
一三〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）				
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）				
	寒天	U	一キログラムにつき一六〇円	一キログラムにつき一二円	
一三〇二・三一	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五〇四	魚の肝油及びその分別物（肝油を除く。）	B	五%	三・五%	無税
一五〇四・一〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	U	一〇%（その率が一キログラムにつき六円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税
一五〇四・二〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物				
	鯨油	B	無税	無税	
	その他のもの	B	五%	三・五%	無税
一五〇四・三〇	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないかを問わない。）				
	その他のもの				
	みつろう以外のもののうち				
	鯨ろう	B	七・五%	五・三%	九・六%
一五〇四・九〇のうち	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース				
	肉のもの以外のもの	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇二・〇〇のうち	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇四	さけ	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇四・一一	にしん	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇四・一二	いわし	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇四・一三	まぐろ、かつお（サルダ属のもの）及びかつお	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇四・一四	さば	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇四・一五	かたくちいわし	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇四・一六	その他のもの	B	一五%	九・六%	九・六%
一六〇四・一九	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	B	一六%	一一%	一五%
一六〇四・二〇	卵				
	にしん（クルペア属のもの）のもの	B	一六%	一一%	一五%
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	U	二二・八%	九%	一五%
	その他のもの	B	一〇%	六・四%	一〇%
	その他のもの	B	一五%	九・六%	一五%
	キャビア及びその代用物	B	一〇%	六・四%	一〇%
一六〇四・三〇	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）				
一六〇五	かに				
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	B	七・五%	五%	七・五%
一六〇五・一〇	その他のもの	B	一五%	九・六%	七・五%
	シュリンプ及びプローン				
	くん製したもの及び単に冷若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	B	一五%	四・八%	七・五%
一六〇五・二〇	その他のもの	B	一五%	五・三%	七・五%
	ロブスター				
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	B	七・五%	四・八%	七・五%
一六〇五・四〇	その他のもの	B	七・五%	四・八%	七・五%
	その他の甲殻類				

	えび	B	七・五%	四・八%	
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	B	七・五%	五%	
一六〇五・九〇	その他のもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの	U	九・六%	六・七%	
	くん製したもの	B	一五%	一〇%	
	その他のもの	B	一五%	一〇・五%	
	いか及びくらげ	B	一五%	一〇%	
	くらげ	B	一五%	九・六%	
	いか	B	一五%	一〇%	
	なまこ及びうに	B	一五%	九・六%	
	その他のもの	B	一五%	一〇%	
二一〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）				
二一〇六・九〇のうち	その他のもの				
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム及びこんにゃく以外のもののうち	B	一五%	九・六%	
	砂糖を加えたもの以外のもののうち				
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。）及びアルコールを含有しない飲料のもと以外のもののうち				
	第〇四・一〇項の物品のもの以外のもののうち				
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの以外のもののうち				
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	U	二五%	一七・五%	
二三〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	U	無税	無税	
二三〇一・一〇のうち	肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす				
	鯨の肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット	U	無税	無税	
二三〇一・二〇	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット	B	無税	無税	
	魚の粉、ミール及びペレット	U	無税	無税	
	その他のもの	B	無税	無税	
二三〇九	飼料用に供する種類の調製品				
二三〇九・九〇のうち	その他のもの				
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）以外のもののうち				
	乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの以外のもののうち				

二五〇一・〇〇	魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	B	無税	無税	
二五〇三	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	B	無税	無税	
	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	B	五・八%	五・八%	
二五〇三・一〇	粗のもの及び精製してないもの	B	無税	無税	
二五〇三・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
二五〇四	天然黒鉛	B	無税	無税	
二五〇四・一〇	粉状又はフレーク状のもの	B	無税	無税	
二五〇四・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
二五〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	B	無税	無税	
二五〇五・一〇	けい砂	B	無税	無税	
二五〇五・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
二五〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
二五〇六・一〇	石英				
	けい岩				
二五〇六・二一	粗のもの及び粗削りしたもの	B	無税	無税	
二五〇六・二九	その他のもの	B	無税	無税	
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
二五〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	B	無税	無税	
二五〇八・一〇	ベントナイト	B	無税	無税	
二五〇八・二〇	デカラライジングアース及びフーラーズアース	B	無税	無税	
二五〇八・三〇	耐火粘土	B	無税	無税	
二五〇八・四〇	その他の粘土	B	無税	無税	
二五〇八・五〇	アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	B	無税	無税	
	ムライト	B	無税	無税	
二五〇八・六〇	シャモット及びダイナスアース	B	無税	無税	
二五〇八・七〇	白亜	B	二・一%	一・四%	
二五〇九・〇〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	B	無税	無税	
二五一	粉砕してないもの	B	無税	無税	
二五一・一〇	粉砕したもの	B	無税	無税	
二五一・二〇	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	B	無税	無税	
二五一一・一〇	天然の硫酸バリウム（重晶石）	B	無税	無税	
二五一一・二〇	天然の炭酸バリウム（毒重石）	B	無税	無税	
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見	B	無税	無税	

二五一三	紛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税		
	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストン及びエメリー					
二五一三・一一	パミストーン					
	粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ピムスキー）を含む。）	B	無税	無税		
二五一三・一九	その他のもの	B	無税	無税		
	エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料					
二五一三・二一	粗のもの及び不規則な形状のもの	B	無税	無税		
二五一三・二九	その他のもの	B	無税	無税		
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	B	無税	三・八％	二・六％	
二五一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	無税	
二五一五・一一	大理石及びトラバーチン					
	粗のもの及び粗削りしたもの	B	無税	無税	無税	
二五一五・一二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの	B	無税	無税	無税	
二五一五・二〇	エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	B	無税	無税	無税	
二五一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）					
二五一六・一一	花こう岩					
	粗のもの及び粗削りしたもの	B	無税	無税	無税	
二五一六・一二	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの	B	無税	無税	無税	
二五一六・二二	砂岩					
	粗のもの及び粗削りしたもの	B	無税	無税	無税	
二五一六・二三	のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったもの	B	無税	無税	無税	
二五一六・九〇	その他の石碑用又は建築用の岩石	B	無税	無税	無税	
二五一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	無税	
二五一七・一〇	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	無税	
二五一七・二〇	スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	無税	
二五一七・三〇	タールマカダム	B	無税	無税	無税	
	第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）					
二五一七・四一	大理石のもの	B	無税	無税	無税	
二五一七・四九	その他のもの	B	無税	無税	無税	
二五一八	ドロマイト（焼いたものを除く。）及び焼結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）	B	無税	無税	無税	
二五一八・一〇	ドロマイト（焼いたものに限る。）	B	無税	無税	無税	
二五一八・二〇	焼結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）	B	無税	無税	無税	
二五一八・三〇	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）					
二五一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）	B	無税	無税	無税	
二五一九・一〇	その他のもの	B	無税	無税	無税	
二五一九・九〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅					

二五二〇・一〇	緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税				
二五二〇・二〇	天然石膏及び天然無水石膏							
	プラスター	B	無税	無税				
	天然石膏を焼いたもの							
二五二一・〇〇	その他のもの	B	三・七％	二・五％				
	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	B	無税	無税				
二五二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	B	無税	無税				
二五二三・一〇	生石灰	B	無税	無税				
二五二三・二〇	消石灰	B	無税	無税				
二五二三・三〇	水硬性石灰	B	無税	無税				
二五三・一〇	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	B	三・二％	二・二％				
	セメントクリンカー							
二五二三・二一	ポートランドセメント							
	白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）	B	三・二％	二・二％				
二五二三・二九	その他のもの	B	三・二％	二・二％				
二五二三・三〇	アルミナセメント	B	三・二％	二・二％				
二五二三・九〇	その他の水硬性セメント	B	三・二％	二・二％				
二五二四・〇〇	石綿	B	無税	無税				
二五二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず							
二五二五・一〇	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	B	無税	無税				
二五二五・二〇	粉	B	無税	無税				
二五二五・三〇	くず	B	無税	無税				
二五二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びクルク							
二五二六・一〇	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの	B	無税	無税				
二五二六・二〇	破砕し又は粉状にしたもの	B	無税	無税				
二五二七・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	B	無税	無税				
二五二八	天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税				
二五二八・一〇	その他のもの							
二五二九・九〇	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	B	無税	無税				
二五二九・一〇	長石	B	無税	無税				
二五二九・二一	ほたる石							
	ふっ化カルシウムの含有量が全重量の九七％以下のもの	B	無税	無税				
二五二九・二二	ふっ化カルシウムの含有量が全重量の九七％を超えるもの	B	無税	無税				
二五二九・三〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	B	無税	無税				
二五三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）							
二五三〇・一〇	蛭石、真珠岩及び綠泥岩（膨脹させてないものに限る。）	B	無税	無税				
二五三〇・二〇	キーゼル石及び滅利塩（天然の硫酸マグネシウム）	B	無税	無税				
二五三〇・三〇	アースカラー	B	無税	無税				
二五三〇・四〇	天然の雲母酸化鉄	B	無税	無税				
二五三〇・九〇	その他のもの	B	無税	無税				
二六〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）							
二六〇一・一一	凝結させてないもの	B	無税	無税				
二六〇一・一二	凝結させたもの	B	無税	無税				
二六〇一・二〇	焼いた硫化鉄鉱	B	無税	無税				
二六〇二・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含マンガン鉄鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）	B	無税	無税				
	マンガン鉱（精鉱を含む。）	U	無税	無税				
	含マンガン鉄鉱							
二六〇三・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六〇四・〇〇	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六〇五・〇〇	コバルト鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六〇六・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六〇七・〇〇	鉛鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六〇八・〇〇	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六〇九・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六一〇・〇〇	クロム鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六一一・〇〇	タングステン鉱（精鉱を含む。）	U	無税	無税				
二六一二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）							
二六一二・一〇	ウラン鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六一二・二〇	トリウム鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六一三	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六一三・一〇	焼いたもの	B	無税	無税				
二六一三・九〇	その他のもの	B	無税	無税				
二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六一五	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六一五・一〇	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税				
二六一五・九〇	その他のもの	B	無税	無税				

二六・一六	貴金属鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税	
二六・一六・一〇	銀鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税	
二六・一六・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
二六・一七	その他の鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税	
二六・一七・一〇	アンチモン鉱（精鉱を含む。）	B	無税	無税	
二六・一七・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
二六・一八・〇〇	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	B	無税	無税	
二六・一九・〇〇	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	B	無税	無税	
二六・二〇	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）				
二六・二〇・一一	亜鉛を主成分とするもの ハードジンクスペルター	B	無税	無税	
二六・二〇・一九	その他のもの	B	無税	無税	
二六・二〇・二〇	鉛を主成分とするもの	B	無税	無税	
二六・二〇・三〇	銅を主成分とするもの	B	無税	無税	
二六・二〇・四〇	アルミニウムを主成分とするもの	B	無税	無税	
二六・二〇・五〇	バナジウムを主成分とするもの	B	無税	無税	
二六・二〇・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
二六・二一・〇〇	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）	B	無税	無税	
二七〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	B	五・八％	二・九％	
二七〇一・一〇	無煙炭	U	無税	無税	
二七〇一・一一	歴青炭 灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のもの	B	無税	無税	
二七〇一・一九	その他のもの	U	無税	無税	
二七〇一・二〇	その他の石炭 灰分の含有量が乾燥状態において全重量の八％以下のもの	B	無税	無税	
二七〇一・九〇	その他のもの	U	無税	無税	
二七〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	B	五・八％	二・九％	
二七〇二・一〇	亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）	U	無税	無税	
二七〇二・二〇	亜炭（凝結させたものに限る。）	U	無税	無税	
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン				
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス	U	三・二％	三・二％	
二七〇四・〇〇	レトルトカーボン	U	無税	無税	
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	B	二％	無税	
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
二七〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	B	無税	無税	
二七〇七・一〇	ベンゾール	B	二％	無税	
二七〇七・二〇	トルオール	B	二％	無税	
二七〇七・三〇	キシロール	B	二％	無税	
二七〇七・四〇	ナフタレン	B	三・七％	二・五％	
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの	B	三・七％	無税	
二七〇七・六〇	フェノール	B	二％	無税	
二七〇七・九一	その他のもの クレオソート油	B	二％	無税	
二七〇七・九九	その他のもの 温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	B	三・七％	無税	
二七〇八	その他のもの ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	B	二％	無税	
二七〇八・一〇	ピッチ	B	無税	無税	
二七〇八・二〇	ピッチコークス	B	二％	無税	
二七一〇・〇〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）のうち				
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、当該物品の含有量が全重量の五％未満のものを含む。）のうち				
	揮発油				
	低重合度の混合アルキレン	B	無税	無税	
	トリプロピレン	B	無税	無税	
	その他のもの	B	三・二％	二・二％	
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のも				

	の（低重合度の混合アルキレンを除く。）	B	五・八%	三・九%	
	その他のもののうち				
	航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち	B	一キロリットルにつき二、〇三三円	一キロリットルにつき二、〇三三円	
	温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	B	三・七%	二・五%	
	灯油のうち				
	低重合度の混合アルキレン	B	五・八%	三・九%	
	潤滑油（流動パラフィンを含む。）	B	一キロリットルにつき二、〇三三円	一キロリットルにつき二、〇三三円	
	温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	B	五・八%	三・九%	
	を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに燃入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	B	四・九%	三・三%	
	その他のもの	B	五・八%	三・九%	
	揮発油、灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油（流動パラフィンを含む。）以外のもの	B	五・八%	三・九%	
	その他のもの	B	四・九%	三・三%	
	石油ガスその他のガス状炭化水素				
	液化したもの				
	天然ガス	B	三%	無税	
	プロパン	B	一トンにつき九三〇円	無税	
	ブタン	B	一トンにつき九三〇円	無税	
	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン	B	一トンにつき九三〇円	一トンにつき六二四円	
	エチレン				
	その他のもの	B	一トンにつき九三〇円	無税	
	その他のもの	B	一トンにつき九三〇円	無税	
	石油ガス	B	一トンにつき九三〇円	無税	
	その他のもの				
	ガス状のもの	B	六・二%	四・一%	
	天然ガス	B	六・二%	四・一%	
	その他のもの	B	六・二%	四・一%	
	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	B	五・八%	三・九%	

二七一二・一〇	ペトロラタム	B	三・七%	二・五%	
二七一二・二〇	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る。）	B	四%	二・七%	
二七一二・九〇	その他のもの	B	四%	二・七%	
二七一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物				
二七一三・一一	石油コークス				
二七一三・一一	焼いてないもの	B	無税	無税	
二七一三・二〇	石油アスファルト	B	無税	無税	
二七一三・九〇	その他の石油又は歴青油の残留物	B	無税	無税	
	潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）	B	五・八%	三・九%	
二七一四	その他のもの	B	無税	無税	
二七一四・一〇	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック	B	無税	無税	
二七一四・九〇	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド	B	無税	無税	
二七一五・〇〇	その他のもの	B	無税	無税	
	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	B	一・九%	無税	
二八〇一	ふっ素、塩素、臭素及びよう素				
二八〇一・一〇	塩素	B	三・七%	*5 二・五%	
二八〇一・二〇	よう素	B	三・七%	無税	
二八〇一・三〇	ふっ素及び臭素	B	三・七%	無税	
二八〇二・〇〇	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	B	三・七%	無税	
二八〇三・〇〇	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）	B	五・八%	*12 三・九%	
二八〇四	水素、希ガスその他の非金属元素	B	四・九%	*8 三・二%	
二八〇四・一〇	水素				
二八〇四・二一	希ガス				
二八〇四・二九	アルゴン	B	三・七%	*無税	
二八〇四・三〇	その他のもの	B	三・七%	*無税	
二八〇四・四〇	窒素	B	四・九%	*8 三・二%	
二八〇四・五〇	酸素	B	四・九%	*8 三・二%	
二八〇四・六九	ほう素及びテルル	B	四・九%	*8 三・二%	
二八〇四・七〇	けい素				
二八〇四・八〇	けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの				
	単結晶のもの	B	七・二%	*無税	
	その他のもの	B	四・九%	*8 無税	
	その他のもの	B	四・九%	*無税	
	りん	B	四・九%	*無税	
	砒素	B	四・九%	*8 三・二%	

二八〇四・九〇	セレン	B	五・八%						
二八〇五	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀								
二八〇五・一一	アルカリ金属	B	五・八%	*12	二・九%				
二八〇五・一九	ナトリウム	B	三・七%	*5	二・五%				
	その他のもの								
二八〇五・二一	アルカリ土類金属	B	三・七%						
	カルシウム	B	三・七%	無税					
	ストロンチウム及びバリウム	B	三・七%	無税					
二八〇五・三〇	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	B	四・九%	*8	二・二%				
二八〇五・四〇	水銀	B	八・二%	*24	五・四%				
二八〇六	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸								
二八〇六・一〇	塩化水素（塩酸）	B	三・七%	*5	二・五%				
二八〇六・二〇	クロロ硫酸	B	三・七%	無税					
二八〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸	B	三・七%	*5	二・五%				
二八〇八・〇〇	硝酸及び硫硝酸	B	三・七%	*5	二・五%				
二八〇九	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸								
二八〇九・一〇	五酸化二りん	B	四・九%	*8	二・二%				
二八〇九・二〇	りん酸及びポリりん酸	B	四・九%	*8	二・二%				
二八一〇・〇〇	ほう素の酸化物及びほう酸	B	三%	無税					
二八一一	その他の無機酸及び無機非金属酸化物								
二八一一・一一	ふっ化水素（ふっ化水素酸）	B	四・九%	*8	二・二%				
二八一一・一九	その他のもの								
	臭化水素酸	B	四・九%	無税					
	その他のもの	B	四・九%	*8	二・二%				
	その他の無機非金属酸化物								
二八一一・二二	二酸化炭素	B	四・九%	*8	二・二%				
二八一一・二三	二酸化けい素	B	四・九%	*8	二・二%				
二八一一・二九	二酸化硫黄	B	三・七%	*11	三・六%				
	その他のもの	B	五・四%	無税					
二八一二	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物								
二八一二・一〇	塩化物及び塩化酸化物	B	四・九%	*8	二・二%				
二八一二・九〇	その他のもの	B	四・九%	*8	二・二%				
二八一三	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品								
二八一三・一〇	二硫化炭素	B	三・七%	*8	無税				
二八一三・九〇	その他のもの	B	四・九%	*8	三・二%				
二八一四	無水アンモニア及びアンモニア水								
二八一四・一〇	無水アンモニア	B	三・七%	*5	二・五%				
二八一四・二〇	アンモニア水	B	三・七%	*5	二・五%				
二八一五	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物								
二八一五・一一	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）								
二八一五・一二	固体のもの	B	八%	*24	五・二%				
二八一五・二〇	水溶液のもの（ソーダ液）	B	八%	*12	三・九%				
二八一五・三〇	水酸化カリウム（かせいカリ）	B	五・八%	*12	三・九%				
二八一六	ナトリウム又はカリウムの過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物								
二八一六・一〇	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	B	四・九%	*8	三・二%				
二八一六・二〇	ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	B	四・九%	*8	三・二%				
二八一六・三〇	バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	B	五・八%	*12	三・九%				
二八一七・〇〇	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	B	六・五%	*16	四・二%				
二八一八	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム								
二八一八・一〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）	B	四・九%	*8	三・二%				
二八一八・二〇	酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）	B	四・九%	無税					
二八一八・三〇P	水酸化アルミニウム	B	四・九%	*8	三・二%				
二八一九	クロムの酸化物及び水酸化物								
二八一九・一〇	三酸化クロム	B	四・九%	*8	三・二%				
二八一九・九〇	その他のもの	B	四・九%	*8	三・二%				
二八二〇	マンガンの酸化物								
二八二〇・一〇	二酸化マンガン	B	四・九%	*8	三・二%				
二八二〇・九〇	その他のもの	B	四・九%	*8	三・二%				
二八二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物								
二八二一・一〇	鉄の酸化物及び水酸化物	B	四・九%	*8	三・二%				
二八二一・二〇	アースカラー	B	四・九%	*8	三・二%				
二八二一・〇〇	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	B	無税	*13	四%				
二八二二	チタンの酸化物								
二八二二・一〇	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	B	六%	無税					
二八二四	一酸化鉛（リサージ）	B	七%	*20	四・七%				
二八二四・一〇	鉛丹及びオレンジ鉛	B	七%	*20	四・七%				
二八二四・二〇	その他のもの	B	三・七%	*8	無税				
二八二四・九〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩								
二八二五	金属水酸化物及び金属過酸化物	B	五・八%	*12	三・九%				
二八二五・一〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	B	六・六%	無税					
二八二五・二〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	B	無税	*8	無税				
二八二五・三〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物	B	七・二%	*21	四・八%				
二八二五・四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	B	七・二%	*21	四・八%				
二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	B	七・二%	*21	四・八%				

二八二五・六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム	B	二・一%	＊無税		
	二酸化ゲルマニウム	B	五・八%	＊12・三・九%		
二八二五・七〇	その他のもの	B	三・七%	＊無税		
二八二五・八〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物					
	アンチモンの酸化物					
	三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円未満のものに限る。）	B	一キログラムにつき二一円	＊28・五・五%		
	その他のもの	B	七・二%	＊21・四・八%		
二八二五・九〇	その他のもの					
	酸化ベリリウム	B	五・八%	＊無税		
	水銀の酸化物	B	七・二%	＊21・四・八%		
	酸化第二すず及び酸化第二すず	B	四・九%	＊8・三・三%		
	その他のもの	B	五・八%	＊12・無税		
二八二六	ふっ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふっ素塩類					
	ふっ化物					
	アンモニウム又はナトリウムのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二六・一一	アルミニウムのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二六・一九	その他のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二六・二〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二六・三〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）	B	無税	＊無税		
二八二六・九〇	その他のもの	B	二・一%	＊無税		
二八二七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物					
	塩化アンモニウム	B	無税	＊無税		
	塩化カルシウム	B	四・九%	＊8・三・三%		
	その他の塩化物					
	マグネシウムのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
	アルミニウムのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
	コバルトのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
	ニッケルのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
	亜鉛のもの	B	四・九%	＊12・三・九%		
	すずのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
	バリウムのもの	B	四・九%	＊12・三・九%		
	その他のもの					
	水銀の塩化物	B	七・二%	＊21・四・八%		
	その他のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
	塩化酸化物及び塩化水酸化物	B	四・九%	＊8・三・三%		
	銅のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
	その他のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
	臭化物及び臭化酸化物					
	ナトリウム又はカリウムの臭化物	B	五・八%	＊無税		
	その他のもの	B	五・八%	＊無税		
	臭化アンモニウム	B	五・八%	＊無税		

二八二七・六〇	よう化物及びよう化酸化物	B	五・八%	＊12・三・九%		
二八二八	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二八・一〇	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二八・九〇	その他のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二九	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩					
二八二九・一一	塩素酸塩					
	ナトリウムのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二九・一九	その他のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八二九・九〇	その他のもの					
	臭素酸塩	B	五・八%	＊無税		
	その他のもの	B	五・八%	＊12・三・九%		
二八三〇	硫化物及び多硫化物					
二八三〇・一〇	ナトリウムの硫化物	B	三・七%	＊5・二・五%		
二八三〇・二〇	硫化亜鉛	B	三・七%	＊無税		
二八三〇・三〇	硫化カドミウム	B	三・七%	＊無税		
二八三〇・九〇	その他のもの					
	三硫化アンチモン	B	無税	＊無税		
	水銀の硫化物	B	五・八%	＊12・三・九%		
	その他のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩					
二八三一・一〇	ナトリウムのもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八三一・九〇	その他のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八三二	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩					
二八三二・一〇	ナトリウムの亜硫酸塩	B	八・二%	＊25・五・四%		
二八三二・二〇	その他の亜硫酸塩	B	八・二%	＊25・五・四%		
二八三二・三〇	チオ硫酸塩	B	八・二%	＊25・五・四%		
二八三三	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）					
二八三三・一一	硫酸二ナトリウム	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八三三・一九	その他のもの	B	四・九%	＊8・三・三%		
二八三三・二一P	その他の硫酸塩					
	マグネシウムのもの	B	四・九%	＊無税		
二八三三・二三	アルミニウムのもの	B	四・九%	＊無税		
二八三三・二四	クロムのもの	B	四・九%	＊無税		
二八三三・二五	ニッケルのもの	B	五・八%	＊12・三・九%		
二八三三・二六	銅のもの	B	五・八%	＊12・三・九%		
二八三三・二七	重鉛のもの	B	五・八%	＊12・三・九%		
二八三三・三〇	バリウムのもの	B	四・九%	＊無税		
二八三三・四〇	その他のもの	B	四・九%	＊無税		
二八三四	みょうばん	B	四・九%	＊無税		
	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	B	四・九%	＊無税		
	亜硝酸塩及び硝酸塩					

二八三四・一〇	亜硝酸塩	B	四・九%		*8 三・三%	
二八三四・二一	硝酸塩					
二八三四・二二	カリウムのもの	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三四・二九	ビスマスのもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
	その他のもの					
二八三五	硝酸カルシウム	B	無税	無税	*8 三・三%	
	硝酸バリウム	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
	その他のもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三五・一〇	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩、ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	B	五・八%	*12 三・九%		
二八三五・二一	二アンモニウムのもの	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三五・二二	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三五・二三	三ナトリウムのもの	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三五・二四	カリウムのもの	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三五・二五	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三五・二六	カルシウムのその他のりん酸塩	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三五・二九	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三五・三一	ポリりん酸塩					
	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	B	七%	*20 四・七%	*12 三・九%	
二八三五・三九	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三六	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの、商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩	B	四・九%	*8 三・三%		
二八三六・一〇	炭酸二ナトリウム					
二八三六・二〇	ソーダ灰	B	一キログラムにつき二円一〇銭	*30 五・五%		
	その他のもの					
二八三六・三〇	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三六・四〇	カリウムの炭酸塩	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三六・五〇	炭酸カルシウム	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三六・六〇	炭酸バリウム	B	五・八%	*12 三・九%	*8 三・三%	
二八三六・七〇	炭酸鉛	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
	その他のもの					
二八三六・九一	リチウムの炭酸塩	B	六・六%	* 無税		
二八三六・九二	炭酸ストロンチウム	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三六・九三	炭酸ビスマス	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三六・九九	その他のもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三七	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩					
二八三七・一一	シアン化物及びシアン化酸化物					
	ナトリウムのもの	B	六・五%	*16 四・二%		

二八三七・一九	その他のもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三七・二〇	シアノ錯塩	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三八・〇〇	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品					
	ナトリウムのもの					
二八三九・一一	メタけい酸塩	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三九・一九	その他のもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三九・二〇	カリウムのもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八三九・九〇	その他のもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八四〇	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）					
	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）					
二八四〇・一一	無水物	B	無税	無税	無税	
二八四〇・一九	その他のもの	B	無税	無税	無税	
二八四〇・二〇	その他のほう酸塩	B	無税	無税	無税	
二八四〇・三〇	ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	B	無税	無税	無税	
二八四一	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩					
二八四一・一〇P	アルミン酸塩	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八四一・二〇	クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）	B	六%	*13 四%	*13 四%	
二八四一・三〇	二クロム酸ナトリウム	B	六%	*13 四%	*13 四%	
二八四一・四〇	二クロム酸カリウム	B	六%	*13 四%	*13 四%	
二八四一・五〇	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	B	六%	*13 四%	*13 四%	
二八四一・六〇	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	B	五・八%	*12 三・九%		
二八四一・七〇	モリブデン酸塩	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八四一・八〇	タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八四一・九〇	その他のもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八四二	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アジ化物を除く。）					
二八四二・一〇P	けい酸の複塩及び錯塩	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八四二・九〇P	その他のもの	B	四・九%	*8 三・三%	*8 三・三%	
二八四三	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム					
二八四三・一〇	コロイド状貴金属	B	三・七%	*5 二・五%		
	銀化合物					
二八四三・二一	硝酸銀	B	三・七%	*5 二・五%		
二八四三・二九	その他のもの	B	三・七%	*5 二・五%		
二八四三・三〇P	金化合物	B	三・七%	*5 二・五%		
二八四四	その他の化合物及びアマルガム	B	三・七%	*5 二・五%		
	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素をさむ。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物					
	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーショ					

二八四四	ン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	U	無税		
二八四四・二〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	B	無税		
	核分裂性同位元素				
	その他のもの	U	無税		
二八四四・三〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	B	無税		
二八四四・四〇P	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	B	三・七%	＊無税	
	放射性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	U	無税	無税	
二八四四・五〇	その他のもの	B	無税	無税	
	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）				
	核分裂性同位元素のもの	B	無税	無税	
	その他のもの	U	無税	無税	
二八四五	同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	B	三・七%	＊無税	
二八四五・一〇	重水（酸化重水素）	B	無税	無税	
二八四五・九〇P	その他のもの				
二八四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物	B	四・九%	＊8 三・三%	
二八四六・一〇	セリウム化合物				
二八四六・九〇P	その他のもの				
	粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料用に使用する種類のものに限る。）	B	無税	無税	
	及び硝酸ランタン	B	無税	無税	
	その他のもの				
二八四七・〇〇	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	B	四・九%	＊8 三・三%	
二八四八	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）	B	四・九%	＊8 三・三%	
二八四八・一〇	銅のもの（りん銅、りんの含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。）	B	四・九%	＊8 三・三%	
	その他の金属又は非金属のもの	B	四・九%	＊8 三・三%	
二八四九	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）				
二八四九・一〇	カルシウムのもの	B	三・七%	＊5 二・五%	
二八四九・二〇	けい素のもの	B	四・九%	＊8 三・三%	
二八四九・九〇	その他のもの	B	三・七%	＊5 二・五%	
二八五〇・〇〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。）	B	四・九%	＊8 三・三%	
二八五一・〇〇	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧縮空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	B	四・九%	＊8 三・三%	
二九〇一	非環式炭化水素				
二九〇一・一〇	飽和のもの	B	五・八%	＊12 無税	
	不飽和のもの				
二九〇一・一一	エチレン	B	五・八%	＊12 無税	
二九〇一・一二	プロペン（プロピレン）及びその異性体	B	五・八%	＊12 無税	
二九〇一・一三	ブテン（ブチレン）及びその異性体	B	五・八%	＊12 無税	
二九〇一・一四	ブタ―一・三―ジエン及びイソプレン	B	五・八%	＊2 無税	
	ブタ―一・三―ジエン	B	五・八%	＊2 無税	
	イソプレン	B	五・八%	＊2 無税	
二九〇一・一九	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
二九〇二	環式炭化水素				
二九〇二・一一	飽和脂環式炭化水素及びシクロアルケン炭化水素	B	四・九%	＊8 無税	
二九〇二・一九P	シクロヘキサン	B	五・八%	＊12 無税	
	その他のもの				
	五―エチリデン―二―ノルボルネン	B	五・八%	＊12 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊12 無税	
二九〇二・二〇	ベンゼン	B	三・七%	＊5 無税	
二九〇二・三〇	トルエン	B	三・七%	＊5 無税	
	キシレン				
二九〇二・四一	オルト―キシレン	B	二%	＊無税	
二九〇二・四二	メタ―キシレン	B	二%	＊無税	
二九〇二・四三	パラ―キシレン	B	一・六%	＊無税	
二九〇二・四四	キシレン異性体の混合物	B	二%	＊無税	
二九〇二・五〇	スチレン	B	八%	＊24 無税	
二九〇二・六〇	エチルベンゼン	B	二%	＊無税	
二九〇二・七〇	クメン	B	五・八%	＊12 無税	
二九〇二・九〇P	その他のもの				
	ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン	B	二%	＊無税	
	その他のもの				
二九〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体	B	五・八%	＊12 無税	

二九〇三・一一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）						
二九〇三・一二	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	B	四・六%	三・一%			
二九〇三・一三	ジクロロメタン（塩化メチレン）	B	四・六%	三・一%			
二九〇三・一四	クロロホルム（トリクロロメタン）	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇三・一五	四塩化炭素	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇三・一六	一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇三・一九	一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロプタン	B	四・六%	三・一%			
	その他のもの	B	四・六%	三・一%			
二九〇三・二一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）						
二九〇三・二二P	塩化ビニル（クロロエチレン）	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇三・二三	テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇三・二九	その他のもの	B	四・六%	三・一%			
二九〇三・三〇P	非環式炭化水素のふっ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体						
	臭素化誘導体	B	四・六%	*無税			
二九〇三・四〇P	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）						
	ブロモクロロメタン	B	四・六%	*無税			
	その他のもの	B	四・六%	三・一%			
二九〇三・五一P	飽和鎖環式炭化水素、不飽和鎖環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体						
	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇三・五九P	その他のもの						
	オクタクロロテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）	B	無税	無税			
	ジブロモエチルジブロモシクロヘキサン、テトラブロモシクロオクタン及びヘキサブロモシクロドデカン	B	四・六%	*無税			
	その他のもの	B	四・六%	三・一%			
二九〇三・六一	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体						
	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン	B	四・六%	二・一%			
二九〇三・六二P	ヘキサクロロベンゼン及びDDT（一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇三・六九P	その他のもの						
	ペンタブロモエチルベンゼン及びデカブロモジフェニルエタン	B	四・六%	*無税			
	その他のもの	B	四・六%	三・一%			
二九〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びハロゲン化してあるかないかを問わない。）						
	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	B	四・六%	三・一%			
二九〇四・一〇P	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体						
二九〇四・二〇	その他のもの	B	四・六%	三・一%			
二九〇四・九〇P	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						
二九〇五	飽和一価アルコール						
	メタノール（メチルアルコール）	B	四・九%	*無税			
二九〇五・一一	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	B	四・六%	三・一%			
二九〇五・一二	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	B	一〇・五%	*27 五・五%			
二九〇五・一三	その他のブタノール	B	一〇・五%	*27 五・五%			
二九〇五・一四	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	B	七%	*20 四・七%			
二九〇五・一五	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	B	七%	*20 四・七%			
二九〇五・一六	二―エチルヘキシルアルコール（二―エチル―ヘキサン―一―オール）	B	一キログラムにつき一四円	*31 五・五%			
二九〇五・一七	その他のもの						
	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇五・一九	その他のもの						
	不飽和一価アルコール	B	七%	*20 四・七%			
二九〇五・二一	アリルアルコール	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇五・二二P	非環式テルペンアルコール	B	六・六%	*17 四・四%			
二九〇五・二九P	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%			
二九〇五・三一	二価アルコール						
	エチレングリコール（エタンジオール）	B	一二%	*29 五・五%			
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	B	八・四%	五・五%			
二九〇五・三九P	その他のもの	B	四・六%	三・一%			
二九〇五・四一	その他の多価アルコール						
	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	B	四・六%	三・一%			
二九〇五・四九P	ペンタエリトリトール	B	四・六%	三・一%			
	その他のもの	B	四・六%	三・一%			
二九〇五・五〇P	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘						

二九〇六・一二	導体	B	五・八%	＊12 三・九%	四・六%
二九〇六	ジブロモネオペンチルグリコール（二・二―ジブロモメチル―一・三―プロパンジオール）	B	五・八%	＊無税	四・六%
	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%	四・六%
二九〇六・一一P	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	U	二二・四%（その率が一キログラムにつき七二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	＊＊＊五・五%	三・一%
	飽和鎖環式アルコール、不飽和鎖環式アルコール				
	メントール	B	五・八%	＊12 三・九%	四・六%
	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	B	五・八%	＊12 三・九%	四・六%
二九〇六・一二	ステロール及びイノシトール	B	三・七%	＊無税	四・六%
二九〇六・一四	テルピネオール	B	六・六%	＊17 四・四%	四・六%
二九〇六・一九P	その他のもの	B	六・六%	＊17 四・四%	四・六%
	ボルネオール	B	六・六%	＊17 四・四%	四・六%
	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%	四・六%
	芳香族アルコール及びその誘導体	B	六・六%	＊17 四・四%	四・六%
二九〇六・二一P	ベンジルアルコール	B	六・六%	＊17 四・四%	四・六%
二九〇六・二九P	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%	四・六%
二九〇七	フェノール及びフェノールアルコール				
	一価フェノール	B	四・六%	三・一%	四・六%
	石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇七・一一	クレゾール及びその塩	B	一・六%	＊無税	四・六%
二九〇七・一二	オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇七・一三	キシレノール及びその塩	B	二%	＊無税	四・六%
二九〇七・一四	ナフトール及びその塩	B	五・八%	＊12 三・九%	四・六%
二九〇七・一五	その他のもの	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇七・一九P	多価フェノール				
二九〇七・二一	レソルシノール及びその塩	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇七・二二	ヒドロキノン（キノール）及びその塩	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇七・二三	四・四'―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇七・二九P	その他のもの	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇七・三〇	フェノールアルコール	B	五・八%	＊12 三・九%	四・六%
二九〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九〇八・一〇P	ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇八・二〇P	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇八・九〇P	その他のもの	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	四・六%	三・一%	四・六%
	非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九〇九・一一	ジエチルエーテル	B	四・六%	三・一%	四・六%
	その他のもの	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇九・一九P	飽和鎖環式エーテル、不飽和鎖環式エーテル及びシクロデルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇九・二〇P	芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	四・六%	三・一%	四・六%
	ベンダプロモジフェニルオキシド及びテトラデカプロモジフェノキシベンゼン	B	四・六%	三・一%	四・六%
	その他のもの	B	四・六%	＊無税	四・六%
二九〇九・三〇P	エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	七・二%	＊21 四・八%	四・六%
二九〇九・四一	二・二'―オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）	B	五・六%	三・七%	四・六%
二九〇九・四二	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル	B	五%	三・四%	四・六%
二九〇九・四三	エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	B	五・六%	三・七%	四・六%
二九〇九・四四	エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	B	五・六%	三・七%	四・六%
二九〇九・四九P	その他のもの	B	五・六%	三・七%	四・六%
二九〇九・五〇P	エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九〇九・六〇	アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	四・六%	三・一%	四・六%
二九一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニト	B	四・六%	三・一%	四・六%

二九一〇・一〇	ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	五・八%	*12	三・九%
二九一〇・二〇	オキシラン（エチレンオキシド）	B			
二九一〇・三〇	メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	B	七%	*20	四・七%
	一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	B	五・六%		三・七%
二九一〇・九〇P	その他のもの	B	五・六%		三・七%
二九一一・〇〇P	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	五・八%	*12	三・九%
二九一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド				
	非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				
二九一二・一一	メタナール（ホルムアルデヒド）	B	四・九%	*8	三・三%
二九一二・一二	エタナール（アセトアルデヒド）	B	四・六%		三・一%
二九一二・一三	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマル―ブチルアルデヒド）	B	四・六%		三・一%
二九一二・一九P	その他のもの	B	四・六%		三・一%
	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				
二九一二・二一	ベンズアルデヒド	B	四・六%		三・一%
二九一二・二九P	その他のもの	B	四・六%		三・一%
二九一二・三〇	アルデヒドアルコール				
	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	B	四・六%	*17	四・四%
二九一二・四一	バニリン（四―ヒドロキシ―三―メトキシベンズアルデヒド）				
	エチルバニリン（三―エトキシ―四―ヒドロキシベンズアルデヒド）	B	六・六%	*17	四・四%
二九一二・四二	メチルバニリン	B	六・六%	*17	四・四%
	その他のもの	B	四・六%		三・一%
二九一二・五〇	アルデヒドの環式重合体	B	四・六%		三・一%
二九一二・六〇	パラホルムアルデヒド	B	四・六%		三・一%
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				
二九一四・一一	アセトン	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・一二	ブタノン（メチルエチルケトン）	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・一三	四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	B	五・八%	*12	三・九%

二九一四・一九P	その他のもの	B	五・八%	*12	三・九%
	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロアルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				
二九一四・二一	しょう脳	B	八・二%	*	無税
	融点が一七五度未満のもの				
二九一四・二二	融点が一七五度以上のもの	B	八・二%	*25	五・四%
	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・二三	イオノン及びメチルイオノン	B	六・六%	*17	四・四%
二九一四・二九P	その他のもの	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・三〇P	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・四一	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド				
	四―ヒドロキシ―四―メチルペンタン―二―オン（ジアセトンアルコール）	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・四九P	その他のもの	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・五〇P	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・六一	キノン				
	アントラキノン	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・六九P	その他のもの	B	五・八%	*12	三・九%
二九一四・七〇P	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	B	五・八%	*12	三・九%
二九一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
	ぎ酸並びにその塩及びエステル	B	六・四%	*12	四・二%
二九一五・一一	ぎ酸	B	六・四%	*12	四・二%
二九一五・一二	ぎ酸の塩	B	六・四%	*12	四・二%
二九一五・一三	ぎ酸のエステル	B	六・四%	*12	四・二%
	酢酸及びその塩並びに無水酢酸				
二九一五・二一	酢酸	B	三%		二%
二九一五・二二	酢酸ナトリウム	B	五・八%	*12	三・九%
二九一五・二三	酢酸コバルト	B	五・八%	*12	三・九%
二九一五・二四	無水酢酸	B	六・四%	*12	四・二%
二九一五・二九P	その他のもの	B	五・八%	*12	三・九%
	酢酸のエステル				
二九一五・三一	酢酸エチル	B	五・六%	*12	三・七%
二九一五・三二	酢酸ビニル	B	五・六%	*12	三・七%
二九一五・三三	酢酸ノルマル―ブチル	B	五・六%	*12	三・七%
二九一五・三四	酢酸イソブチル	B	五・六%	*12	三・七%
二九一五・三五	酢酸一―エトキシエチル	B	五・八%	*12	三・九%
二九一五・四〇	その他のもの	B	五・八%	*12	三・九%
	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	B	六・四%		四・三%

二九一五・五〇P	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	B	六・四%	四・二%
二九一五・六〇P	酢酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル	B	六・四%	四・二%
二九一五・七〇P	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	B		
	ステアリン酸	B	四・九%	*8 三・二%
	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%
二九一五・九〇P	その他のもの			
	カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	B	五・八%	*12 三・九%
	その他のもの	B	六・四%	四・二%
二九一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
二九一六・一一	アクリル酸及びその塩	B	六・四%	四・二%
二九一六・一二	アクリル酸のエステル	B	六・四%	四・二%
二九一六・一三	メタクリル酸及びその塩	B	五・八%	*12 三・九%
二九一六・一四	メタクリル酸のエステル	B	五・八%	*12 三・九%
二九一六・一五P	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	B	四・九%	*8 三・二%
	その他のもの	B	六・四%	四・二%
二九一六・一九P	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	B	六・四%	四・二%
二九一六・二〇P	芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
二九一六・三一	安息香酸並びにその塩及びエステル	B	六・二%	*21 四・一%
二九一六・三二	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	B	六・四%	四・二%
二九一六・三三	フェニル酢酸並びにその塩及びエステル	B	六・四%	無税
二九一六・三九P	その他のもの	B	六・四%	四・二%
二九一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
二九一七・一一	しゅう酸並びにその塩及びエステル	B	四・九%	*8 三・二%
二九一七・一二	アジピン酸並びにその塩及びエステル	B	五・八%	*12 三・九%
二九一七・一三P	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	B	四・六%	三・一%
二九一七・一四	無水マレイン酸	B	五・八%	*12 三・九%
二九一七・一九P	その他のもの	B	四・六%	三・一%
二九一七・二〇P	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	B	四・六%	三・一%
二九一七・二一	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
二九一七・二二	オルトフタル酸ジオクチル	B	四・六%	三・一%
二九一七・二三	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	B	四・六%	三・一%
二九一七・二四P	その他のオルトフタル酸エステル	B	四・六%	三・一%
二九一七・二五	無水フタル酸	B	四・九%	*8 三・二%
二九一七・二六	テレフタル酸及びその塩	B	八%	*24 五・二%
二九一七・二七	テレフタル酸ジメチル	B	八%	*24 五・二%
二九一七・二九P	その他のもの	B	四・六%	* 無税
二九一八	テトラブロモ無水フタル酸	B	四・六%	* 無税
	その他のもの	B	四・六%	三・一%
	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九一八・一一P	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	B	六・六%	*17 四・四%
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル	B	五・八%	*12 三・九%
二九一八・一四	酒石酸の塩及びエステル	B	五・八%	*12 三・九%
二九一八・一五	くえん酸	B	二四%	* 六・五%
	くえん酸の塩及びエステル			
	くえん酸カルシウム	B	二%	* 六・五%
	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%
二九一八・一六P	グルコン酸並びにその塩及びエステル	B	五・八%	*12 三・九%
二九一八・一七P	フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル	B	五・八%	*12 三・九%
	その他のもの			
二九一八・一九P	コール酸	B	四・九%	* 無税
	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこ			

| | | |

二九二二・四九P	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%	
二九二二・五〇P	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	B	五・八%	*12 三・九%	
二九二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド	B	五・八%	*12 三・九%	
二九二三・一〇P	コリン及びその塩	B	五・八%	*12 三・九%	
二九二三・二〇P	レシチンその他のホスホアミノリピド	B	一〇%	*24 六%	
二九二三・九〇P	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%	
二九二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物				
二九二四・一〇P	非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩				
二九二四・二一P	二―アクリルアミド―二―メチルプロパンスルホン酸	B	四・六%	*無税	
二九二四・二九P	オキサミド	B	四・六%	*無税	
二九二五	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
二九二五・一一	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩				
二九二五・一九P	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%	
二九二六	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
二九二六・一〇	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物				
二九二六・二〇	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩				
二九二六・九〇P	サッカリン及びその塩	B	五・八%	*12 三・九%	
二九二七・〇〇P	その他のもの				
二九二八・〇〇P	エチレンビスプロモノルボルナンジカルボキシミド及びエチレンビステトラブロモフタルイミド	B	五・八%	*無税	
二九二九	その他のもの	B	五・八%	*12 無税	
二九二九・一〇	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩				
二九二九・九〇P	その他のもの	B	三・七%	*無税	
二九三〇	クロルヘキシジン及びその塩	B	三・七%	*無税	
二九三〇・一〇	その他のもの	B	六・四%	四・三%	
二九三〇・二〇P	ニトリル官能化合物	B	四・六%	三・一%	
二九三〇・二九P	アクリロニトリル	B	四・六%	三・一%	
	一―シアノグアニジン（ジシアンジアミド）	B	四・六%	三・一%	
	その他のもの	B	五・八%	*12 二・九%	
	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	B	五・八%	*12 三・九%	
	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	B	五・八%	*12 三・九%	
	その他の窒素官能基を有する化合物				
	イソシアナート	B	四・六%	三・一%	
	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
	有機硫黄化合物				
	ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	B	五・八%	*無税	
	チオカルバマート及びジチオカルバマート	B	六・六%	*17 四・四%	
	チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	B	六・六%	*17 四・四%	

二九三〇・四〇P	メチオニン	B	五・八%	*12 三・九%	
二九三〇・九〇P	その他のもの	B	四・六%	無税	
二九三一・〇〇P	その他のオルガノインオルガニック化合物	B	四・六%	三・一%	
二九三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）				
	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物				
	テトラヒドロフラン	B	四・六%	三・一%	
	二―フルアルデヒド（フルフラール）	B	四・八%	*無税	
	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	B	四・六%	三・一%	
	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
	ラクトン				
	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	B	六・六%	*17 四・四%	
	その他のラクトン	B	八・二%	*無税	
	サントニン	B	四・六%	三・一%	
	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
二九三二・九〇P	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
二九三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）並びに核酸及びその塩				
	非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物				
二九三三・一一P	フェナゾン（アンチピリン）及びその誘導体	B	四・六%	三・一%	
二九三三・一九P	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物				
二九三三・二一P	ヒダントイン及びその誘導体				
	二―ブロモ―二―クロロ―五―ジメチルヒダントイン	B	四・六%	*無税	
	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
二九三三・二九P	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
	非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物				
	ピリジン及びその塩	B		*無税	
二九三三・三一	その他のもの				
二九三三・三九P	ピコリン	B		*無税	
	O・O―ジエチル―O―二・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―ホスホロチオエート（クロルピリホス）	B		無税	
	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
二九三三・四〇P	キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	B	四・六%	三・一%	
	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩				

二九三三・五一P	マロニル尿素（バルビツル酸）及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・六%	三・一%				
二九三三・五九P	その他のもの							
	一・三―ジメチル―一・六―ジオキソ―四―ナミノ―五―ホルミルアミノピリミジン	B	五・八%	＊無税				
	その他のもの							
	非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	B	四・六%	三・一%				
	その他のもの							
二九三三・六一	メラミン	B	四・六%	三・一%				
二九三三・六九P	その他のもの							
	ラクタム	B	四・六%	三・一%				
二九三三・七一	六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	B	七%	＊20 四・七%				
二九三三・七九P	その他のラクタム	B	五・八%	＊12 三・九%				
二九三三・九〇P	その他のもの							
	塩酸ヒドラジン、デキストロ―二―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―二―メトキシ―N―メチルモルヒナン	B	四・九%	＊8 三・三%				
二九三四	その他の複素環式化合物							
二九三四・一〇P	非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	B	四・六%	＊6 三・一%				
二九三四・二〇P	ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	B	四・六%	三・一%				
二九三四・三〇P	フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	B	六・六%	＊17 四・四%				
二九三四・九〇P	その他のもの	B	四・六%	三・一%				
二九三五・〇〇P	スルホンアミド							
	その他のもの	B	四・六%	＊無税				
二九三六	スルトン及びスルタム	B	四・六%	三・一%				
	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の他の品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	B	四・六%	五・八% ＊12 三・九%				
二九三六・一〇	プロビタミン（混合してないものに限る。）	B	五・八%	＊無税				
	ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）							
二九三六・二二	ビタミンA及びその誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三六・二三	ビタミンB1及びその誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三六・二四	ビタミンB2及びその誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三六・二五	D―パントテン酸及びDL―パントテン酸（ビタミンB3又はビタミンB3）並びにこれらの誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三六・二六	ビタミンB6及びその誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三六・二七	ビタミンB12及びその誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三六・二八	ビタミンC及びその誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三六・二九	ビタミンE及びその誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三六・九〇	その他のビタミン及びその誘導体	B	四・九%	＊無税				
二九三七	その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	B	四・九%	＊無税				
	ホルモン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの							
二九三七・一〇	脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	B	五・八%	＊無税				
二九三七・二一	副腎皮質ホルモン及びその誘導体							
	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）	B	五・八%	＊無税				
二九三七・二二	副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	B	五・八%	＊無税				
二九三七・二九	その他のもの							
	その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	B	六・六%	＊無税				
二九三七・九一	インスリン及びその塩	B	五・八%	＊無税				
二九三七・九二	エストロゲン及びプロゲストゲン	B	五・八%	＊無税				
二九三七・九九	その他のもの							
二九三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	B	五・八%	＊12 三・九%				
二九三八・一〇P	ルトシド（ルチン）及びその誘導体	B	五・八%	＊二・三%				
二九三八・九〇P	その他のもの	B	五・八%	＊無税				
二九三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	B	五・八%	＊無税				
二九三九・一〇	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	B	五・八%	＊無税				
二九三九・二〇	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	B	無税	無税				
二九三九・二一	キニーネ及びその塩	B	無税	無税				
二九三九・二九	その他のもの	B	八・二%	＊無税				
二九三九・三〇	カフェイン及びその塩	B	無税	無税				
二九三九・四〇	エフェドリン類及びその塩	B	八・二%	＊無税				

二九三九・五〇	テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン―エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体	B	五・八%	*	無税	
二九三九・六〇	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	B	無税		無税	
二九三九・七〇	ニコチン及びその塩	B	七・七%	*	無税	
二九三九・九〇	その他のもの エクゴニン、コカイン、塩酸コカイン、硫酸コカイン及びテオブロミン	B	五・八%	*	無税	
	コカ葉アルカロイド、一―フェニル―一―クロロ―二―メチルアミノプロパン、一―フェニル―一―クロロ―二―ジメチルアミノプロパン、一―フェニル―二―ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩	B	八・二%	*	無税	
	ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	B	四・九%	*	無税	
二九四〇・〇〇P	その他のもの 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、よどう糖及び果糖を除く。）	B	五・八%	*	無税	
	並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	B	一〇%	*	24 六%	
	糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	B	二〇%	**	2 六・五%	
	ソルボース	U	一二・八%	**	六・五%	
	その他のもの					
二九四一	抗生物質 ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	B	五・八%	*	無税	
二九四一・一〇	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	五・八%	*	無税	
二九四一・二〇	ストレプトマイシン	B	五・八%	*	無税	
	その他のもの	B	四・二%	*	無税	
二九四一・三〇	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・二%	*	無税	
二九四一・四〇	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	B	四・二%	*	無税	
二九四一・五〇	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	B	三・七%	*	無税	
二九四一・九〇	その他のもの	B	四・二%	*	無税	
二九四二・〇〇P	その他の有機化合物	B	五・八%	*	12 三・九%	
三〇〇一	腺器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で腺器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	B	五・八%	*	無税	
三〇〇一・一〇	腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）	B	五・八%	*	無税	

三〇〇一・二〇	腺その他の器官又はその分泌物の抽出物	B	三・七%	*	無税	
三〇〇一・九〇	その他のもの せんそ及び移植用の骨、器官その他の人体組織	B	無税		無税	
	ヘパリン及びその塩	B	五・一%	*	無税	
	その他のもの	B	三・七%	*	無税	
三〇〇二	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	B	無税		無税	
三〇〇二・一〇	免疫血清その他の血液分画物 免疫血清	B	無税		無税	
	ヘモグロビン、血液グロブリン及び血清グロブリン	B	八・五%	*	無税	
	加熱人血漿たんぱく製剤及び加熱人血漿アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）	B	六・六%	*	無税	
三〇〇二・二〇	その他のもの 人用のワクチン	B	三・七%	*	無税	
三〇〇二・三二	動物用のワクチン	B	無税		無税	
三〇〇二・三九	口蹄疫ワクチン	B	無税		無税	
三〇〇二・九〇	その他のもの 毒素、培養微生物その他これらに類する物品（微生物から得た診断用試薬を含む。）	B	無税		無税	
三〇〇三	その他のもの 医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	B	三・七%	*	無税	
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	B	五・八%	*	無税	
三〇〇三・二〇	その他の抗生物質を含有するもの 第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	B	五・三%	*	無税	
三〇〇三・三一	インスリンを含有するもの	B	七・二%	*	無税	
三〇〇三・三九	その他のもの アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	B	五・八%	*	無税	
三〇〇三・四〇	その他のもの ビタミン製剤	B	五・八%	*	無税	
三〇〇三・九〇	その他のもの	B	四・九%	*	無税	

三〇〇四	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	B	五・八%	＊無税	
三〇〇四・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	B	五・八%	＊無税	
三〇〇四・二〇	その他の抗生物質を含有するもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有しないものに限る。）	B	五・二%	＊無税	
三〇〇四・三一	インスリンを含有するもの	B	七・二%	＊無税	
三〇〇四・三二	副腎皮質ホルモンを含有するもの	B	五・八%	＊無税	
三〇〇四・三九	その他のもの	B	五・八%	＊無税	
三〇〇四・四〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	B	五・八%	＊無税	
三〇〇四・五〇	その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	B	四・九%	＊無税	
三〇〇四・九〇	その他のもの				
	麻薬、大麻又はあせいアミンのもの	B	一〇%	＊無税	
	その他のもの				
	小売用の形状又は包装にしたもの	B	六・六%	＊無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊無税	
三〇〇五	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの）	B	五・八%	＊無税	
三〇〇五・一〇	接着性を有する被覆材その他の接着層を有する製品	B	五・八%	＊無税	
三〇〇五・九〇	その他のもの	B	五・八%	＊無税	
三〇〇六	この類の注3の医薬用品				
三〇〇六・一〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）	B	五・八%	＊無税	
三〇〇六・二〇	血液型判定用試薬	B	五・八%	＊無税	
三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬				
	診断用試薬（微生物から得たものに限る。）	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四%	＊無税	
三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント				
	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料	B	五・八%	＊無税	
	その他のもの	B	三・八%	＊無税	
三〇〇六・五〇	救急箱及び救急袋	B	五・八%	＊無税	
三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	B	三・八%	＊無税	
三一〇一・〇〇	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	B	無税	無税	
三一〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）				
三一〇二・一〇	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
三一〇二・二一	硫酸アンモニウム				
三一〇二・二九	その他のもの	B	無税	無税	
三一〇二・三〇	硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
三一〇二・四〇	硫酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物	B	無税	無税	
三一〇二・五〇	硝酸ナトリウム	B	無税	無税	
三一〇二・六〇	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	B	無税	無税	
三一〇二・七〇P	カルシウムシアナミド	B	五・八%	＊無税	
三一〇二・八〇	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）	B	無税	無税	
三一〇二・九〇	その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）	B	無税	無税	
三一〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）				
三一〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰				
	重過りん酸石灰（五酸化りんとして計算したりん酸分が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）	B	五・八%	＊無税	
	その他のもの	B	無税	無税	
三一〇三・二〇	塩基性スラグ	B	無税	無税	
三一〇三・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
三一〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）				
三一〇四・一〇	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）	B	無税	無税	
三一〇四・二〇	塩化カリウム	B	無税	無税	
三一〇四・九〇	硫酸カリウム	B	無税	無税	
三一〇五	その他のもの				
	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	B	無税	無税	
三一〇五・一〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	B	無税	無税	

三一〇五・二〇	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	B	無税	無税	
三一〇五・三〇	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	B	一〇%	＊無税	
三一〇五・四〇	オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	B	一〇%	＊無税	
三一〇五・五一	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。） 硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの りん酸アンモニウムを主成分とするもの	B	一〇%	＊無税	
	その他のもの	B	無税	無税	
三一〇五・五九	その他のもの	B	無税	無税	
三一〇五・六〇	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	B	無税	無税	
三一〇五・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
三二〇一	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	B	無税	無税	
三二〇一・一〇	ケブラチョエキス	B	無税	無税	
三二〇一・二〇	ワットルエキス	B	無税	無税	
三二〇一・三〇	オークエキス及びチェスナットエキス	B	無税	無税	
三二〇一・九〇	その他のもの タンニン及びその誘導体	B	三・七%	＊5 二・五%	
	その他のもの	B	無税	無税	
三二〇二	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし剤を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	B	無税	無税	
三二〇二・一〇	合成有機なめし剤	B	無税	無税	
三二〇二・九〇	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
三二〇三・〇〇P	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの 天然あい及びバターダイ	B	無税	無税	
	その他のもの	B	二%	＊無税	
三二〇四	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） 有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇四・一〇	分散染料及びこれをもととした調製品	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇四・二P	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇四・一三P	塩基性染料及びこれをもととした調製品	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇四・一四	直接染料及びこれをもととした調製品	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇四・一五	建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇四・一六	反応染料及びこれをもととした調製品	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇四・一七	顔料及びこれをもととした調製品	B	五・三%	三・五%	
三二〇四・一九P	その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇四・二〇	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇五・〇〇P	その他のもの レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	B	六・六%	＊17 四・四%	
三二〇六	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	B	四・八%	三・二%	
三二〇六・一〇	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品 二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇%以上のもの	B	四・八%	三・二%	
	その他のもの	B	三・九%	二・六%	
三二〇六・二〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	B	三・九%	二・六%	
三二〇六・三〇	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品	B	三・九%	二・六%	
三二〇六・四一	その他の着色料及び調製品 ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	B	六・六%	＊17 四・四%	
	ウルトラマリンブルー（群青）	B	三・九%	二・六%	
三二〇六・四二	その他のもの 硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	B	六・六%	＊17 四・四%	
	リトポン	B	五・八%	＊12 三・九%	
三二〇六・四三	その他のもの ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品	B	三・九%	二・六%	
三二〇六・四九	その他のもの ルミノホアとして使用する種類の無機物	B	三・七%	＊5 二・五%	
三二〇六・五〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	B	四・九%	＊8 三・三%	
三二〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品 ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品	B	四・九%	＊三・二%	
三二〇七・一〇		B	三・二%	二・一%	

三二〇七・三〇	粒状ラスターその他これに類する調製品	B	三・二%	二・二%		
三二〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	B	三・七%	＊5 二一・五%		
三二〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液	B	四・八%	三・二%		
三二〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの	B	四・六%	三・一%		
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	B	四・六%	三・一%		
三二〇八・九〇	その他のもの	B	四・八%	三・二%		
三二〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	B	六%	＊13 四%		
三二〇九・一〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	B	六%	＊13 四%		
三二〇九・九〇	その他のもの	B	六%	＊13 四%		
三二一〇・〇〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一一	壁青塗塗料	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一一・〇〇	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一二	調製ドライヤー（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一二・一〇	スタンプ用のはく	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一二・九〇	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一三	パールエッセンス	B	三・一%	＊3 二・一%		
三二一四	その他のもの	B	六・二%	＊15 四・一%		
三二一五	顔家用、雪画用、着色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一五・一一	絵の具セット	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一五・一九	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一五・九〇	ガラス用又は焼き木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	B	四・九%	＊8 三・三%		
三二一四・一〇	マスチック及び塗装用の充てん料	B	七・二%	＊26 四・八%		
三二一四・九〇	その他のもの	B	四・九%	＊8 三・三%		
三二一五	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一五・一一	印刷用インキ	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一五・一九	黒色のもの	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二一五・九〇	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%		
三二二一	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）	B	七・八%	＊23 無税		
三二二一・一〇	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの	B	七・八%	＊23 無税		
三二二一・九〇	アルコール分が一〇%以上のもの	B	六・六%	＊17 無税		
三二二四	その他のもの	B	五・三%	無税		
三二二四・一〇	食品工業において使用する種類のもの	B	五・三%	無税		
三二二四・九〇	その他のもの	B	五・三%	無税		
三二三〇	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	B	七・二%	＊21 無税		
三二三〇・一〇	香のメーキャップ用の調製品	B	七・二%	＊21 無税		
三二三〇・二〇	眼のメーキャップ用の調製品	B	八・二%	＊25 無税		
三二三〇・三〇	マニキュア用又はペディキュア用の調製品	B	七・二%	＊21 無税		
三二三〇・四〇	その他のもの	B	七・二%	＊21 無税		
三二三〇・四九	パウダー（固形にしたものを含む。）	B	七・二%	＊21 無税		
三二三〇・五〇	その他のもの	B	七・二%	＊21 無税		
三二三〇五・一〇	頭髪用の調製品	B	七・二%	＊21 無税		
三二三〇五・二〇	シャンプー	B	五・八%	無税		
三二三〇五・三〇	パーマネント用の調製品	B	五・八%	無税		
三二三〇五・九〇	ヘアラッカー	B	五・八%	無税		
三二三〇六	その他のもの	B	五・八%	無税		
三二三〇六・一〇	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）	B	四・九%	無税		
三二三〇六・九〇	歯磨き	B	五・八%	無税		
三二三〇七	その他のもの	B	五・八%	無税		
三二三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するかを問わない。）	B	七・二%	＊26 四・八%		

三三〇七・二〇	身体用の防臭剤及び汗止め	B	五・八%	三・九%	
三三〇七・三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	B			
三三〇七・四一	室内に芳香を付けるためのは室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）				
	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するもの	B	八・二%	*25 五・四%	
三三〇七・四九	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%	
三三〇七・九〇	その他のもの				
	油、脂又はろうをもととした調製品	B	七・二%	*21 四・八%	
三四〇一	その他のもの	B	六・九%	四%	
	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	B		*19 無税	
三四〇一・一一	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布				
三四〇一・一九	その他のもの（薬用のものを含む。）	B	六・九%		
	化粧用のもの（薬用のものを含む。）	B	七・二%	*21 無税	
三四〇一・二〇	その他のもの	B	五・八%	*12 無税	
	せっけん（その他の形状のもの）	B	七・二%	*21 無税	
三四〇一	化粧用のもの（薬用のものを含む。）	B	五・八%	*12 無税	
	その他のもの	B	六・二%	*19 無税	
三四〇一・一一	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）	B	六・二%	無税	
三四〇一・一二P	有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）				
	陰イオン（アニオン）系のもの	B	六・二%	無税	
三四〇一・一三P	陽イオン（カチオン）系のもの	B	六・二%	無税	
三四〇一・一九	非イオン系のもの	B	六・二%	無税	
三四〇一・二〇	その他のもの				
	調製界面活性剤（小売用にしたものに限る。）	B	六・二%	無税	
	その他のもの	B	五・八%	*12 無税	
三四〇二・九〇	その他のもの				
	調製界面活性剤	B	六・二%	無税	
	その他のもの	B	五・八%	*12 無税	
三四〇三	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離型剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び防錆用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製潤滑剤及び当該調製品を除く。）				
	石油又は歴青油を含有するもの				
三四〇三・一一	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	B	六・六%	*13 四・四%	
三四〇三・一九	その他のもの	B	四・八%	三・二%	
	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	B	六・六%	*13 四・四%	
三四〇三・九一	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
三四〇三・九九	人造ろう及び調製ろう				
三四〇四	化学的に変性させたモンタンろうのもの	B	五・八%	*2 無税	
三四〇四・一〇	ポリエチレングリコールのもの	B	五・八%	*12 無税	
三四〇四・二〇	その他のもの	B	五・八%	*2 無税	
三四〇四・九〇	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、練り磨き用のペースト及び特並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）	B	五・八%	*12 無税	
三四〇五	その他のもの	B	五・八%	*12 無税	
三四〇五・一〇	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	B	五・八%	*12 無税	
三四〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	B	五・八%	*12 無税	
三四〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）	B	五・八%	*12 無税	
三四〇五・四〇	練り磨き用のペースト、粉その他の調製品	B	五・八%	*12 無税	
三四〇五・九〇	その他のもの	B	三・七%	無税	
三四〇六・〇〇	ろうそく及びこれに類する物品	B	四・九%	*8 無税	
三四〇七・〇〇	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品	B	五・八%	*12 無税	
三五〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）				
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品				

三五〇六・九一	（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	B							
	その他のもの								
	ゴム又はプラスチック（人造樹脂を含む。）をもとした接着剤	B	五・八%						
三五〇六・九九	その他のもの	B	五・八%						
三五〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	B	五・八%						
三五〇七・一〇	レンネット及びその濃縮物	B	五・八%						
三五〇七・九〇P	その他のもの	B	六・四%						
三六〇一・〇〇	火薬	U	六・四%						
三六〇二・〇〇	爆薬	U	六・四%						
三六〇三・〇〇	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	U	六・四%						
三六〇四	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品	U	六・四%						
三六〇四・一〇	花火	B	六%						
三六〇四・九〇	その他のもの	B	*13 四%						
三六〇五・〇〇	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）	B	*13 四%						
	七〇本以下入りのもの	B	一個につき一〇銭	*32 四・四%					
	その他のもの	B	六・六%	*17 四・四%					
三六〇六	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する揮発性の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の密閉入りにしたものに限る。）	B	四・九%	*8 三・三%					
三六〇六・一〇	その他のもの	B	四・九%	*8 三・三%					
三七〇一	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	B	三・七%	*無税					
三七〇一・一〇	エックス線用のもの								
三七〇一・二〇	インスタントプリントフィルム								
	感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの								
	カラー写真用のもの（ポリクローム）	B	四%	*無税					
	その他のもの	B	三・七%	*無税					
	その他のもの	B	六%	*無税					
三七〇一・二〇	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）	B	三・七%	*無税					
	その他のもの								
	カラー写真用のもの（ポリクローム）	B	三・七%	*無税					
	その他のもの	B	三・七%	*無税					
三七〇一・九一	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	B	八・二%	*25 無税					
三七〇一・九九									
三七〇二	エックス線用のもの	B	三・七%	*無税					
	インスタントプリントフィルム								
	感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの								
	その他のもの	B	四・九%	*無税					
	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）								
	カラー写真用のもの（ポリクローム）	B	三・七%	*無税					
	その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使用したものに限る。）	B	三・七%	*無税					
	その他のもの								
三七〇二・一一	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）								
	幅が六一〇ミリメートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	B	四%	*無税					
三七〇二・一二	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	B	三・七%	*無税					
三七〇二・一三	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートル以下のもの	B	三・七%	*無税					
三七〇二・一四	幅が一〇五ミリメートルを超え六一〇ミリメートル以下のもの	B	三・七%	*無税					
	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）								
三七〇二・一五	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	B	三・七%	*無税					
三七〇二・一六	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）	B	三・七%	*無税					
三七〇二・一九	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの（スライド用のものを除く。）	B	三・七%	*無税					
三七〇二・二一	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	B	三・七%	*無税					
三七〇二・二九	幅が三五ミリメートルを超えるもの	B	三・七%	*無税					
	その他のもの								
三七〇二・九一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	B	三・七%	*無税					
三七〇二・九二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四								

三七〇二・九三	メートルを超えるもの	B	三・七%	* 無税	
	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下のもの	B	三・七%	* 無税	
三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	B	三・七%	* 無税	
三七〇二・九五	幅が三五ミリメートルを超えるもの	B	三・七%	* 無税	
三七〇三	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。）				
三七〇三・一〇	ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの				
	カラー印画紙	B	三・七%	* 無税	
	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクロームに限る。）	B	三・七%	* 無税	
三七〇三・二〇	その他のもの	B	六・六%	*17 無税	
三七〇三・九〇	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）				
三七〇四・〇〇	映画用フィルム				
	幅が三五ミリメートル以上のもの	B	一メートル（その端数は、一メートルとする。以下、この類において同じ。）につき九円	* 無税	
	その他のもの	B	一メートルにつき七円五〇銭	* 無税	
三七〇五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）				
	オフセット用のもの	B	七・二%	* 無税	
三七〇五・一〇	マイクロフィルム	B	七・二%	* 無税	
三七〇五・二〇	その他のもの	B	七・二%	* 無税	
三七〇六	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックのみを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）				
三七〇六・一〇	幅が三五ミリメートル以上のもの	B	無税	無税	
	幅が四〇ミリメートル以下のもの	B	一メートルにつき三〇円	* 無税	
	その他のもの	B	一メートルにつき一円五〇銭	* 無税	
三七〇六・九〇	その他のもの				
	幅が一〇ミリメートル以下のもの	B	一メートルにつき七円五〇銭	* 無税	
	その他のもの	B	一メートルにつき	* 無税	
三七〇七	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤を				

	の他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	B	五・八%	*12 無税	
三七〇七・一〇	感光性の乳剤	B	五・八%	*12 無税	
三七〇七・九〇	その他のもの				
三八〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもとした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）				
三八〇一・一〇	人造黒鉛	B	三・七%	*5 二・五%	
三八〇一・二〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	B	三・七%	*5 二・五%	
三八〇一・三〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	B	三・八%	二・六%	
三八〇一・九〇	その他のもの	B	五・八%	*三・二%	
三八〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）				
三八〇二・一〇	活性炭	B	五・八%	*二・九%	
三八〇二・九〇	その他のもの	B	三・七%	*5 二・五%	
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	B	二・一%	*無税	
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	B	二%	*無税	
三八〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）				
三八〇五・一〇	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油	B	三・七%	*無税	
三八〇五・二〇	パイン油	B	二%	*無税	
三八〇五・九〇	その他のもの	B	三・七%	*5 二・五%	
三八〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム				
三八〇六・一〇	ロジン及び樹脂酸	B	無税	無税	
三八〇六・二〇	ロジン又は樹脂酸の塩	B	三・七%	*無税	
三八〇六・三〇	エステルガム	B	四・九%	*8 三・三%	
三八〇六・九〇	その他のもの	B	三・七%	*無税	
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	B	無税	無税	
三八〇八	殺虫剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、清毒剤その他これらに類する物				

三八〇八・一〇	品（不売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた綿、しん及びひうそく並びにはえ取り紙）に限る。）	B	五・八%	*14	二・九%
三八〇八・二〇	殺虫剤	B	五・八%	*14	二・九%
三八〇八・三〇	殺菌剤	B	五・八%	*14	三・九%
三八〇八・四〇P	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	B	五・八%	*14	三・九%
三八〇八・九〇	消毒剤	B	五・八%	*14	三・九%
三八〇九	その他のもの	B	五・八%	*14	三・九%
三八〇九・九一	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	B	四・七%	*10	三・二%
三八〇九・九二	その他のもの 繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	B	五・八%	*12	三・九%
三八〇九・九三	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	B	五・八%	*12	三・九%
三八一〇	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの	B	五・八%	*12	三・九%
三八一〇・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は被覆に使用する種類の調製品 金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	B	五・八%	*12	三・九%
三八一〇・九〇	その他のもの アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	B	五・八%	*12	三・九%
三八一一・一一	アンチノック剤 船化合物をもととしたもの	B	五・八%	*	無税
三八一一・一九	その他のもの 潤滑油用の添加剤	B	五・八%	*	無税
三八一一・二二	石油又は歴青油を含有するもの	B	四・六%	*	無税
三八一一・二九	その他のもの その他のもの	B	四・六%	*	無税
三八一一・九〇	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	B	五・八%	*	無税
三八一二	調製したゴム加硫促進剤	B	六・六%	*17	四・四%
三八一二・一〇	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	B	三・八%		二・六%
三八一二・二〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	B	六・六%	*17	四・四%
三八一二・三〇	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤	B	三・八%		二・六%
三八一三・〇〇	消火弾	B	三・八%		二・六%
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	B	五・八%	*12	三・九%
三八一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	B	五・八%	*12	三・九%
三八一五・一一	担体付き触媒 活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	B	三・二%		二・二%
三八一五・一二	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの 白金触媒	B	無税		無税
三八一五・一九	その他のもの 自動車の排気ガス浄化用のもの	B	無税		無税
	その他のもの	B	三・二%		二・二%
	鉄酸鉄	B	無税		無税
	その他のもの	B	三・二%		二・二%
三八一五・九〇	その他のもの 鉄触媒及び白金触媒	B	無税		無税
三八一六・〇〇	シリカ・アルミナ触媒 その他のもの	B	五・八%	*12	三・九%
	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	B	三・二%		二・二%
三八一七	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項の物品を除く。）	B	四・九%	*8	三・三%
三八一七・一〇	混合アルキルベンゼン	B	四・九%	*8	三・三%
三八一七・二〇	混合アルキルナフタレン	B	四・九%	*8	三・三%
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	B	無税		無税
三八一九・〇〇	けい素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。） その他のもの	B	無税		無税
三八二〇・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）	B	三・八%		二・六%
三八二一・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	B	三・八%		二・六%
	寄生動物の調製忌避剤	B	二・七%	*5	二・五%

三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の調合試薬（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）	B	三・八%	無税	
三八二三	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）				
三八二三・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	B	三・七%	＊5 二・五%	
三八二三・二〇	ナフテン酸並びにその塩（不溶性のものを除く。）及びエステル				
三八二三・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（焼結させてないものに限る。）	B	四・九%	＊8 三・三%	
	金属炭化物の混合物				
	その他のもの	B	五・八%	＊三・二%	
三八二三・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	B	三・八%	二・六%	
三八二三・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	B	三・八%	二・六%	
三八二三・九〇P	その他のもの				
	チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）	B	無税	無税	
	セレンさい及びテルルさい	B	無税	無税	
	アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する硫酸化鉄	B	三・八%	＊無税	
	脂肪酸混合物の誘導体	B	五・八%	＊12 三・九%	
	その他のもの				
	オクタブロモジフェニル＝オキシド及びヘプタブロモジフェニル＝オキシドを主成分とする混合物並びにジブロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物	B	三・八%	＊無税	
	その他のもの	B	三・八%	二・六%	
三九〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	一キログラムにつき二八円	＊33 六・五%	
	その他のもの				
	比重が〇・九四以上のポリエチレン	B	一キログラムにつき二八円	＊33 六・五%	
三九〇一・二〇	エチレン＝酢酸ビニル共重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇一・三〇	その他のもの	B	四・一%	二・八%	
三九〇一・九〇P	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）				
	ポリプロピレン	B	一キログラムにつき三二円	＊34 六・五%	
三九〇二・一〇	ポリイソブチレン	B	四・一%	二・八%	
三九〇二・二〇	プロピレンの共重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇二・九〇P	その他のもの				
三九〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	B	四・一%	二・八%	
三九〇三・一一	ポリスチレン				
	多孔性のもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇三・一九	その他のもの				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	一四%	＊1 六・五%	
	その他のもの	B	四・一%	二・八%	
三九〇三・二〇	スチレン＝アクリロニトリル（SAN）共重合体	B	四・六%	三・一%	
三九〇三・三〇	アクリロニトリル＝ブタジエン＝スチレン（ABS）共重合体	B	四・六%	三・一%	
三九〇三・九〇	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
三九〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇四・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇四・一一	その他のポリ塩化ビニル				
三九〇四・一二	可塑化してないもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇四・一三	可塑化したもの	B	四・六%	三・一%	
三九〇四・二〇	塩化ビニル＝酢酸ビニル共重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇四・六一P	ふっ素樹脂その他のもの				
	ポリテトラフルオロエチレン	B	八・四%	五・六%	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	八・四%	五・六%	
	その他のもの				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	八・四%	五・六%	
	その他のもの	B	八・四%	五・六%	
三九〇四・九〇	その他のもの	B	八・四%	五・六%	
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）				
	酢酸ビニルの重合体				
	水に分散しているもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇五・一一	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇五・一九	その他のもの	B	四・一%	二・八%	
三九〇五・二〇	プロピレンの共重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇五・九〇P	その他のもの				
三九〇六	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	B	四・一%	二・八%	
三九〇六・一〇	ポリスチレン				
	多孔性のもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇六・九〇	その他のもの				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	一四%	＊1 六・五%	
	その他のもの	B	四・一%	二・八%	
三九〇七	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	B	四・六%	三・一%	
三九〇七・一〇	アクリロニトリル＝ブタジエン＝スチレン（ABS）共重合体	B	四・六%	三・一%	
三九〇七・九〇	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
三九〇八	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇八・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇八・二〇	その他のポリ塩化ビニル				
三九〇八・二一	可塑化してないもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇八・二九	可塑化したもの	B	四・六%	三・一%	
三九〇八・三〇	塩化ビニル＝酢酸ビニル共重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇八・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇八・五〇	塩化ビニリデンの重合体	B	四・一%	二・八%	
三九〇八・六一P	ふっ素樹脂その他のもの				
	ポリテトラフルオロエチレン	B	八・四%	五・六%	
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	八・四%	五・六%	
	その他のもの				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	八・四%	五・六%	
	その他のもの	B	八・四%	五・六%	
三九〇八・九〇	その他のもの	B	八・四%	五・六%	
三九〇九	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）				
三九〇九・一〇	酢酸ビニルの重合体				
	水に分散しているもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
	その他のもの	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇九・二〇	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）	B	五・八%	＊12 三・九%	
三九〇九・九〇	その他のもの	B	四・一%	二・八%	

三九〇五・九〇P	その他のもの				
	ポリビニルブチラールのもの（塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	B	五・八%	*12 三・九%	
	その他のもの	B	四・一%	二・八%	
三九〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）	B	五・一%	*9 三・四%	
三九〇六・一〇	ポリメタクリル酸メチル				
三九〇六・九〇P	その他のもの				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	四・一%	二・八%	
	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%	
三九〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）				
三九〇七・一〇P	ポリアセタール	B	四・一%	二・八%	
三九〇七・二〇P	その他のポリエーテル				
	ポリプロモフェニレンオキシド	B	四・一%	*無税	
	その他のもの	B	四・一%	二・八%	
三九〇七・三〇P	エポキシ樹脂	B	四・一%	二・八%	
三九〇七・四〇	ポリカーボネート				
	テトラブロモビスフェノールAポリカーボネート	B	四・一%	*無税	
	その他のもの	B	四・一%	二・八%	
三九〇七・五〇	アルキド樹脂				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B	四・一%	二・八%	
	その他のもの	B	五・八%	*12 三・九%	
三九〇七・六〇P	ポリエチレンテレフタレート				
	その他のもの	B	四・六%	*12 三・九%	
三九〇七・九〇P	その他のポリエステル				
	不飽和のもの	B	四・六%	三・一%	
	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
三九〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）				
三九〇八・一〇P	ポリアミド―六、―一一、―一二、―六・六、―六・九、―六・一〇又は―六・一二	B	五・八%	*12 三・九%	
三九〇八・九〇	その他のもの	B	五・六%	三・七%	
三九〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）				
三九〇九・一〇P	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	B	五・八%	*12 三・九%	
三九〇九・二〇	メラミン樹脂	B	五・八%	*12 三・九%	
三九〇九・三〇	その他のアミノ樹脂	B	五・八%	*12 三・九%	
三九〇九・四〇P	フェノール樹脂	B	五・八%	*12 三・九%	
三九〇九・五〇	ポリウレタン	B	四・六%	三・一%	
三九一〇・〇〇P	シリコーン（一次製品に限る。）	B	五・八%	三・九%	

三九一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	B	四・一%	二・八%	
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン―インデン樹脂及びポリテルペン	B	四・一%	二・八%	
三九一一・九〇P	その他のもの				
三九一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
	酢酸セルロース				
	可塑化してないもの	B	六・九%	*19 四・六%	
三九一二・一一	可塑化したもの	B	五・八%	*12 三・九%	
三九一二・一二	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）	B	五・八%	*12 三・九%	
三九一二・二〇P	セルロースエーテル				
三九一二・三一P	カルボキシメチルセルロース及びその塩	B	四・六%	三・一%	
三九一二・三九P	その他のもの	B	四・六%	三・一%	
三九一二・九〇P	その他のもの	B	四・六%	二・一%	
三九一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
三九一三・一〇	アルギン酸並びにその塩及びエステル	B	四・九%	*8 三・三%	
三九一三・九〇P	その他のもの	B	五・一%	三・一%	
三九一四・〇〇P	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもとにしたイオン交換体（一次製品に限る。）	B	七・五%	*22 五%	
三九一五	プラスチックのくず				
三九一五・一〇	エチレンの重合体のもの	B	七・二%	*21 四・八%	
三九一五・二〇	スチレンの重合体のもの	B	七・二%	*21 四・八%	
三九一五・三〇	塩化ビニルの重合体のもの	B	七・二%	*21 四・八%	
三九一五・九〇	その他のプラスチックのもの	B	六%	*17 四%	
三九一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）				
三九一六・一〇	エチレンの重合体のもの	B	七・二%	*21 四・八%	
三九一六・二〇	塩化ビニルの重合体のもの	B	五・八%	*12 三・九%	
三九一六・九〇	その他のプラスチックのもの	B	六・四%	*20 四・三%	
三九一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）				
三九一七・一〇	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	B	六%	*13 四%	
	硬化たんぱく質製のもの	B	五・八%	*無税	
	その他のもの				
	管及びホース（被覆のものに限る。）	B	七・二%	*21 四・八%	
	エチレンの重合体製のもの				
三九一七・二〇	その他のもの	B	七・二%	*21 四・八%	

三九一七・二二	プロピレンの重合体製のもの	B	七・二%			
三九一七・二三	塩化ビニルの重合体製のもの	B	五・八%			
三九一七・二九	その他のプラスチック製のもの	B	五・八%			
三九一七・二一	その他の管及びホース					
	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）	B	五・八%			
三九一七・二二	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	B	六・六%			
三九一七・三三	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	B	五・八%			
三九一七・三九	その他のもの					
	塩化ビニル又は酢酸ビニルの重合体製のもの	B	五・八%			
	その他のもの	B	五・八%			
三九一七・四〇	継手	B	四・二%			
三九一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	B	四・六%			
三九一八・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの	B	四・六%			
三九一八・九〇	その他のプラスチック製のもの					
三九一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）					
三九一九・一〇	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの	B	四・二%	*7	二・八%	
三九一九・九〇	その他のもの	B	四・二%	*7	二・八%	
三九二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、積層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・一〇	エチレンの重合体製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・二〇	プロピレンの重合体製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・三〇	スチレンの重合体製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・四一	塩化ビニルの重合体製のもの					
	硬質のもの	B	六・二%	*15	四・二%	
三九二〇・四二	軟質のもの	B	五・八%	*12	三・九%	
三九二〇・五一	アクリル重合体製のもの					
	ポリメタクリル酸メチル製のもの	B	七・八%	*23	五・二%	
三九二〇・五九	その他のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・六一	ポリカーボネート製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・六二	ポリエチレンテレフタレート製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・六三	その他の不飽和ポリエステル製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・六九	その他のポリエステル製のもの及びその化学的誘導体製のもの	B	五・二%			
三九二〇・七一	再生セルロース製のもの	B	五・八%	*12	三・九%	
三九二〇・七二	バルカナイズドファイバー製のもの	B	五・八%	*12	三・九%	
三九二〇・七三	酢酸セルロース製のもの	B	五・八%	*12	三・一%	
三九二〇・七九	その他のセルロース誘導体製のもの	B	四・六%			
三九二〇・九一	ポリビニルブチラール製のもの	B	五・八%			
三九二〇・九二	ポリアミド製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・九三	アミノ樹脂製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・九四	フェノール樹脂製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二〇・九九	その他のプラスチック製のもの	B	五・六%	*18	三・七%	
三九二一	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ					
三九二一・一一	多泡性のもの					
	スチレンの重合体製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二一・一二	塩化ビニルの重合体製のもの	B	五・八%	*12	三・九%	
三九二一・一三	ポリウレタン製のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二一・一四	再生セルロース製のもの	B	五・八%	*12	三・九%	
三九二一・一九	その他のプラスチック製のもの	B	六・七%	*18	四・五%	
三九二一・九〇	その他のもの	B	六・一%	*17	四・一%	
三九二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品					
三九二二・一〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二二・二〇	便座及び便器用の覆い	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二二・九〇	その他のもの	B	七・二%	*21	四・八%	
三九二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品					
三九二三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	B	五・八%			
	袋（円すい状のものを含む。）	B	五・八%			
三九二三・二一	エチレンの重合体製のもの	B	五・八%			
三九二三・二九	その他のプラスチック製のもの	B	五・八%			
三九二三・三〇	瓶、フラスコその他これらに類する製品	B	五・八%			
三九二三・四〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	B	四・九%	*8	二・三%	
三九二三・五〇	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	B	五・八%		三・九%	
三九二三・九〇	その他のもの	B	五・八%		三・九%	
三九二四・一〇	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品					
	食卓用品及び台所用品	B	五・八%		三・九%	

三九二四・九〇	その他のもの	B	五・八%	三・九%	無税	無税
三九二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）					
三九二五・一〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）	B	五・八%	三・九%	無税	無税
三九二五・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品	B	七・二%	*21 四・八% 三・九%	無税	無税
三九二五・九〇	その他のもの					
	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	B	七・二%	*21 四・八% 三・九%	無税	無税
三九二六・一〇	事務用品及び学用品	B	七・二%	*21 四・八% 三・九%	無税	無税
三九二六・二〇	衣類及び衣類附属品（手袋を含む。）	B	五・八%	三・九%	無税	無税
三九二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	B	七・二%	*21 四・八% 三・九%	無税	無税
三九二六・四〇	小像その他の装飾品	B	五・八%	三・九%	無税	無税
三九二六・九〇*	その他のもの					
	自動車用のシャシばね及びそのばね板	B	五・八%	*無税 三・九%	無税	無税
四〇〇一	その他のもの					
	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇一・一〇	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇一・二一	その他の形状の天然ゴム					
	スモークドシート	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇一・二二	技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇一・二九	その他のもの	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇一・三〇	バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）					
	スチレン―ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン―ブタジエンゴム（XSBR）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・一一	ラテックス	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・一九	その他のもの	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・二〇	ブタジエンゴム（BR）	B	無税	無税	無税	無税
	イソプテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）及びハロ―イソプテン―イソプレンゴム（CIIR及びBIIR）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・三一	イソプテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・三九	その他のもの	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・四一	クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又はCR）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・四九	ラテックス	B	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・五一	アクリロニトリル―ブタジエンゴム（NBR）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・五九	ラテックス	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・六〇	その他のもの	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・七〇	イソプレンゴム（IR）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・八〇	エチレン―プロピレン―非共役ジエンゴム（EPDM）	B	無税	無税	無税	無税
	第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・九一	その他のもの					
	ラテックス	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇二・九九	その他のもの（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇三・〇〇	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	B	三・七%	無税	無税	無税
四〇〇四・〇〇	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇五	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇五・一〇	カーボンブラック又はシリカを配合したものディスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇五・二〇	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇五・九一	板、シート及びストリップ	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇五・九九	その他のもの					
	天然ゴムのもの	B	無税	無税	無税	無税
四〇〇六	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇六・一〇	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇六・九〇	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇七・〇〇	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇八	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	B	四・九%	四・九%	無税	無税
	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇八・一一	セルラーラバーのもの	B	四・六%	四・六%	無税	無税
四〇〇八・一九	板、シート及びストリップ	B	四・六%	四・六%	無税	無税
四〇〇八・二一	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇八・二九*	セルラーラバー以外のゴムのもの	B	四・九%	四・九%	無税	無税
四〇〇九	板、シート及びストリップ	B	四・九%	四・九%	無税	無税
	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税	無税
	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるもの	B	四・九%	四・九%	無税	無税

								かないかを問わない。）
四〇〇九・一〇		B	四・六%	二・三%				他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの（継手なしのものに限る。）
四〇〇九・二〇		B	四・六%	二・五%				金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
四〇〇九・三〇		B	四・六%	二・五%				紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
四〇〇九・四〇		B	四・六%	二・五%				他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）
四〇〇九・五〇	*	B	四・六%	無税				継手付きのもの
四〇一〇								コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）
四〇一〇・一〇		B	四・九%	無税				横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）
四〇一〇・九一		B	四・九%	四・九%				その他のもの
四〇一〇・九九		B	四・九%	四・九%				幅が二〇センチメートルを超えるもの
四〇一一								その他のもの
四〇一一・一〇		B	無税	無税				ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
四〇一一・二〇		B	無税	無税				乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの
四〇一一・三〇	*	B	無税	無税				バス又は貨物自動車に使用する種類のもの
四〇一一・四〇		B	無税	無税				航空機に使用する種類のもの
								モーターサイクルに使用する種類のもの
								公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるもの
四〇一一・五〇		B	無税	無税				その他のもの
								自転車に使用する種類のもの
		B	四・二%	四・二%				その他のもの
四〇一一・九一								杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもの
		B	無税	無税				自動車に使用する種類のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）
		B	四・二%	無税				その他のもの
四〇一一・九九								その他のもの
		B	無税	無税				自動車に使用する種類のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）
		B	四・二%	無税				その他のもの
四〇一二								ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤトレッド及びタイヤフラップ
四〇一二・一〇	*	B	四・二%	無税				更生タイヤ
四〇一二・二〇		B	四・二%	無税				空気タイヤ（中古のものに限る。）
								自動車に使用する種類のもの（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）
		B	四・二%	無税				その他のもの
四〇一二・九〇	*	B	五・八%	無税				その他のもの
								ソリッドタイヤ及びクッションタイヤ（自動車に使用する種類のもので公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超えるものに限る。）並びにタイヤフラップ（公称の幅が一〇一・六ミリメートルを超える自動車に使用する種類のタイヤのものに限る。）
		B	六・五%	無税				その他のもの
四〇一三								ゴム製のインナーチューブ
四〇一三・一〇		B	六・五%	無税				乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの
四〇一三・二〇		B	四・二%	無税				自転車に使用するもの
四〇一三・九〇		B	四・二%	無税				その他のもの
四〇一四								衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）
四〇一四・一〇		B	四・二%	無税				コンドーム
四〇一四・九〇		B	四・二%	無税				その他のもの
四〇一五								衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）
四〇一五・一一		B	四・二%	無税				手袋
四〇一五・一九		B	四・二%	無税				外科用のもの
四〇一五・九〇		B	四・二%	無税				その他のもの
四〇一六								その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）
四〇一六・一〇	*	B	五・八%	無税				セルラーラバー製のもの
四〇一六・九一		B	二・四%	無税				その他のもの
四〇一六・九二	*	B	三・四%	無税				床用敷物及びマット
四〇一六・九四		B	三・四%	無税				消しゴム
								ガスケット、ワッシャーその他のシール
		B	三・四%	無税				防紙材（膨らませることができないかを問わない。）
四〇一六・九五		B	三・四%	無税				その他の製品（膨らませることができないものに限る。）
四〇一六・九九	*	B	三・四%	無税				その他のもの
四〇一七・〇〇	*	B	四・二%	無税				硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品
四一・〇四								牛又は馬類の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）

四一〇四・一〇	全形の牛革（表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のものに限る。）					
	なめしたもの及び再なめしたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）					
	クロムなめしたもの	U	無税	無税		
	その他のもの					
	各年度において政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの	U	一五％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
	バーチメント仕上げをしたもの	B	七・五％	六％		
	その他のもの					
	染色し、着色し又は機縫付けしたもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）					
	各年度において政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量（第二種のもの）」という。）以内のもの	B	二〇％	一六％		
	註　各年度において政令で定める数量（共通の限度数量（第二種のもの）は、三四二、〇〇〇平方メートルを下らない数量とする。					
	その他のもの	B	六〇％	三〇％		
	その他のもの					
	共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	U	一六％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
	その他のもの					
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	U	一五％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
四一〇四・一二	牛革（機械性削なめしをしたものに限る。）					
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	U	一五％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
四一〇四・二二	牛革（その他の前なめしをしたものに限る。）					
	クロムなめしたもの	U	無税	無税		
	その他のもの	U	一五％	一二％		
		U	六〇％	三〇％		

四一〇四・二九	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	U	一五％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
	その他のもの					
	クロムなめしたもの	U	無税	無税		
	その他のもの					
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	U	一五％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
四一〇四・三一	その他の牛革及び馬類の動物の革（パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したものに限る。）					
	フルグレーン及びグレーンスプリット	B	七・五％	六％		
	パーチメント仕上げをしたもの					
	その他のもの					
	染色し、着色し又は機縫付けしたもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）					
	共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	B	二〇％	一三・三％		
	その他のもの	B	六〇％	三〇％		
四一〇四・三九	その他のもの					
	共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	U	一五％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
	その他のもの					
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	U	一五％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
四一〇五	羊革（毛が付いていないものに限るものとし、羔					
	パーチメント仕上げをしたもの	B	七・五％	六％		
	その他のもの					
	染色し、着色し又は機縫付けしたもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）					
	共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	B	二〇％	一六％		
	その他のもの	B	六〇％	三〇％		
	その他のもの					
	共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	U	二〇％	一六％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		
	その他のもの					
	共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	U	一五％	一二％		
	その他のもの	U	六〇％	三〇％		

四一〇五・一一	四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）なめしたもの及び再なめしたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	B	五%	無税	
四一〇五・一二	植物性前なめしをしたもの	B	五%	無税	
四一〇五・一九	その他の前なめしをしたもの	B	五%	無税	
四一〇五・二〇	その他のもの	B	五%	無税	
	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	B	七・五%	六%	
	その他のもの				
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	U	二〇%	一六%	
	羊革及びやぎ革について、各年度において政令で定める数量（第四一〇六・二〇号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	U	六〇%	二〇%	
	その他のもの	U	五%	無税	
四一〇六	やぎ革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）なめしたもの及び再なめしたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	B	五%	無税	
四一〇六・一一	植物性前なめしをしたもの	B	五%	無税	
四一〇六・一二	その他の前なめしをしたもの	B	五%	無税	
四一〇六・一九	その他のもの	B	五%	無税	
四一〇六・二〇	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	B	七・五%	六%	
	その他のもの				
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	U	二〇%	一六%	
	共通の限度数量以内のもの	U	六〇%	二〇%	
	その他のもの	U	五%	無税	
四一〇七	その他の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）				
四一〇七・一〇	豚のもの	B	七・五%	六%	
	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	B	一〇%	八%	
	その他のもの	B	七・五%	六%	
	爬虫類のもの				
四一〇七・二二	植物性前なめしをしたもの	B	一二・五%	無税	
	わに又はとかげのもの	B	七・五%	無税	
	その他のもの				
四一〇七・二九	その他のもの	B	七・五%	六%	

	パーチメント仕上げをしたもの	B	七・五%	六%	
	その他のもの				
	わに又はとかげのもの	B	一二・五%	一〇%	
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	B	一二・五%	無税	
	その他のもの				
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	B	七・五%	六%	
	その他のもの	B	七・五%	無税	
四一〇七・九〇	その他の動物のもの				
	パーチメント仕上げをしたもの	B	七・五%	六%	
	その他のもの				
	染色し、着色し又は模様付けしたもの	B	七・五%	六%	
	その他のもの	B	七・五%	無税	
四一〇八・〇〇	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）	U	二五%	二五%	
四一〇九・〇〇	パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー				
	メタライズドレザー	U	二五%	二〇%	
	その他のもの	U	三五%	二八%	
四一一〇・〇〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	B	三・七%	三%	
四一一一・〇〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもとして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	B	七・五%	六%	
四一〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひき当て、口輪、くら敷き、くら綱、犬用のコートその他これらに類する物品をきむものとし、材料を問わない。）	B	六・六%	五・三%	
四二〇二	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器				
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパ				

テントレザー製のもの					
携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	B	一〇%	一六%	四二〇二・一二	
その他のもの	B	二二・五%	一〇%		
外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの					
携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	B	二〇%	一六%		
その他のもの					
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B	一〇%	八%	四二〇二・一九	
その他のもの	B	五・八%	四・六%		
ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）	B	五・一%	四・一%		
外面が革製、コンポジションレザー製又はテントレザー製のもの				四二〇二・一二	
貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	B	二〇%	一六%		
その他のもの	B	一〇%	八%		
その他のもの	B	一〇%	八%		
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの				四二〇二・二三	
貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	B	一七・五%	一四%		
その他のもの	B	二〇%	一六%		
その他のもの	B	一〇%	八%		
革製又はパテントレザー製のもの	B	二二・五%	一〇%		
その他のもの				四二〇二・二九	
革製又はパテントレザー製のもの	B	二〇%	一六%		
その他のもの	B	一〇%	八%		
その他のもの	B	一〇%	八%		
ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品					
外面が革製、コンポジションレザー製又はテントレザー製のもの				四二〇二・三二	

財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	B	二〇%	一六%	四二〇二・三二	
その他のもの	B	二二・五%	一〇%		
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの					
財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	B	二〇%	一六%		
その他のもの	B	一〇%	八%		
その他のもの	B	五・一%	四・一%	四二〇二・三九	
外面が革製、コンポジションレザー製又はテントレザー製のもの	B	二二・五%	一〇%	四二〇二・九一	
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	B	一〇%	八%	四二〇二・九二	
その他のもの				四二〇二・九九	
アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	B	五・一%	三・四%	四二〇三	
木製のもの	B	四%	二・七%		
その他のもの	B	五・八%	四・六%		
衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）				四二〇三・一〇	
衣類					
毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	二〇%	一六%		
その他のもの	B	二二・五%	一〇%		
手袋、ミトン及びミット				四二〇三・二二	
特に運動用に製造したもの					
毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	二〇%	一六%		
その他のもの	B	二二・五%	一〇%		
その他のもの				四二〇三・二九	
毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	二〇%	一六%		
その他のもの	B	二二・五%	一〇%		

	革製のもの				
	コンポジションレザー製のもの				
	その他のもの				
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革	B	一七・五%	一四%	
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	二〇%	一六%	
	その他のもの	B	一〇%	一〇%	
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品				
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	二〇%	一六%	
	その他のもの	B	二一・五%	二一・五%	
四二〇四・〇〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品				
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	B	二一・五%	一八%	
	その他のもの	B	四・九%	三・三%	
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	B	一二・五%	一〇%	
四二〇六	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は靱の製品				
	カットガット	B	四・九%	三・三%	
四二〇六・一〇	その他のもの		四・九%	三・三%	
四二〇六・九〇	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）				
四三〇一	全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）				
	ミンクのもの	B	一五%	一五%	
四三〇一・一一	うさぎのもの	B	一五%	一五%	
四三〇一・一二	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。）	B	一五%	一五%	
四三〇一・一三	その他のもの	B	一五%	一五%	
四三〇一・一九	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの	B	一五%	一五%	
四三〇一・二〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの				
	ドロップスキン	B	二〇%	二〇%	
	その他のもの	B	一五%	一五%	
四三〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	B	二〇%	二〇%	
四三〇三・一〇	衣類及び衣類附属品	B	二〇%	二〇%	
四三〇三・九〇	その他のもの	B	二〇%	二〇%	
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	B	七・五%	五%	無税
四四〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	B	無税	無税	
四四〇一・一〇	薪材	B	無税	無税	
四四〇一・三〇	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
四四〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）				
四四〇三・一〇	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	U	無税	無税	
	針葉樹のもの				
	桐（きり属のもの）のもの	B	二・五%	無税	
	ふたばがき科のもの	U	無税	無税	
	その他のもの（次の熱帯産木材のものに限る。）	B	無税	無税	
四四〇三・一一	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ				
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	B	無税	無税	
	その他のもの	U	無税	無税	
四四〇三・一二	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン				
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	B	無税	無税	
	その他のもの	U	無税	無税	
四四〇三・一三	クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス				
	クルイン又はカプールのもの				
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	B	無税	無税	
	その他のもの	U	無税	無税	
四四〇三・三四	その他のもの				
	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョ	B	無税	無税	
四四〇三・三五	アフリカ、マコレ及びイロコ	B	無税	無税	
	ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ	B	無税	無税	
	その他のもの				
四四〇三・九一	オーク（コナラ属のもの）のもの	B	無税	無税	
四四〇三・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	B	無税	無税	
四四〇三・九九	その他のもの				
	桐（きり属のもの）のもの	B	二・五%	無税	
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	U	五%	三・五%	無税
	その他のもの	B	無税	無税	
	ふたばがき科のもの				
	粗く角にし又は太鼓落としたもの	B	無税	無税	

四四〇四	その他のもの		B	無税	無税	無税	無税
	その他のもの		U	無税	無税	無税	無税
四四〇四・一〇	たが材、割ったポール、木製のくい（線をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッド		B	無税	無税	無税	無税
	その他これに類するもの						
四四〇四・二〇	針葉樹のもの						
	割ったポール、くい及びたが材		B	無税	無税	無税	無税
	その他のもの						
	木製の棒		B	五％	五％	五％	五％
	その他のもの		B	七・五％	七・五％	七・五％	七・五％
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉		B	無税	無税	無税	無税
四四〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木		B	七・五％	七・五％	七・五％	七・五％
四四〇六・一〇	染み込ませてないもの		B	二・五％	二・五％	二・五％	二・五％
四四〇六・九〇	その他のもの		B	無税	無税	無税	無税
四四〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）						
四四〇七・一〇	針葉樹のもの						
のうち	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）		U	一〇％	一〇％	一〇％	一〇％
	かんながけし又はやすりがけしたもの		B	無税	無税	無税	無税
	その他のもの		U	六％	四・八％	＊1 四・八％	＊2 六％
	からまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）						
	インセンスシダーのもの		B	無税	無税	無税	無税
	その他のもののうち						
	熱帯産木材（次のものに限る。）のもの						
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、メランチバカウ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ、アラン、グルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパスチークのもの		B	無税	無税	無税	無税
	かんながけし又はやすりがけしたもの		U	無税	無税	無税	無税
	その他のもの		B	無税	無税	無税	無税
	ふたばがき科のもの		U	無税	無税	無税	無税
	その他のもの		U	一〇％	六％	六％	六％
	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ、イロコ、ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアソベ		U	無税	無税	無税	無税
	バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ		U	無税	無税	無税	無税
	その他のもの						
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの		B	無税	無税	無税	無税
	桐（きり属のもの）のもの		U	二・五％	二・五％	無税	無税
	ふたばがき科のもの		B	無税	無税	無税	無税
	リグナムバイタのもの		U	一〇％	一〇％	無税	無税
	かんながけし又はやすりがけしたもの		U	無税	無税	無税	無税
	その他のもの		B	無税	無税	無税	無税
	その他のもの		U	無税	無税	無税	無税
四四〇八	薄板及び合板用単板（はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）						
四四〇八・一〇	針葉樹のもの						
	インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）		U	無税	無税	無税	無税
	その他のもの						
	合板用単板		B	一五％	五％	無税	無税
	その他のもの		U	一五％	五％	無税	無税
四四〇八・二〇	熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの						
	合板用単板		B	一五％	五％	無税	無税
	その他のもの		U	一五％	五％	無税	無税
四四〇八・九〇	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの		B	八％	五・六％	無税	無税
	チークのもの		B	無税	無税	無税	無税

	ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）	U	無税		
	その他のもの				
四四〇九	合板用単板	B	無税		
	その他のもの	U	一五%	五%	
	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）				
四四〇九・一〇	針葉樹のもの				
	引抜材	B	七・五%	三・七%	
	玉縁及び繰形	B	七・二%	*3 三・六%	
	その他のもの				
	まつ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びバンクスシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	U	一〇%	*4 五%	
	その他のもの	U	無税	無税	
四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの				
	引抜材				
	竹製のもの	B	七・五%	七・五%	
	その他のもの	B	七・五%	三・七%	
	玉縁及び繰形	B	七・二%	*3 三・六%	
	その他のもの				
	かりん、つげ、たがやさん（カスイア・スィアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの	B	無税	無税	
	柳（きり属のもの）のもの	B	二・五%	無税	
	ふたばがき科のもの	U	一〇%	*5 五%	
	その他のもの	U	無税	無税	
四四一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）				
四四一〇・一〇	木材のもの				
	板状のもの	B	二%	*6 六%	
	その他のもの	B	一〇%	*5 五%	
四四一〇・九〇	その他の木質の材料のもの				
	板状のもの	B	二%	七・九%	
	その他のもの	B	一〇%	六・六%	
四四一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）				
四四一一・一一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。）				
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	B	六・五%	六・五%	*7 二・六%
	その他のもの	B	六・五%	六・五%	*7 二・六%
四四一一・一九	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）				
	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	B	六・五%	六・五%	*8 二・六%
	その他のもの	B	六・五%	六・五%	*8 二・六%
四四一一・二九	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）				
四四一一・二一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	B	六・五%	*8 二・六%	*8 二・六%
	その他のもの	B	六・五%	*8 二・六%	*8 二・六%
四四一一・三九	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	B	六・五%	*8 二・六%	*8 二・六%
	その他のもの	B	六・五%	*8 二・六%	*8 二・六%
四四一一・九一	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	B	六・五%	*8 二・六%	*8 二・六%
	その他のもの	B	六・五%	*8 二・六%	*8 二・六%
四四一一・九九	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材				
四四一二	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）				
四四一二・一一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、パポン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの				
	ワニス塗装、プリント、染付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	B	一五%	二〇%	*9 六%
	その他のもの				
	厚さが六ミリメートル未満のもの	B	二〇%	一〇%	*10 六%
	その他のもの	B	一七%	八・五%	*11 六%
四四一二・一二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）				
	ワニス塗装、プリント、染付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	B	一五%	一〇%	*9 六%
	その他のもの				
	厚さが六ミリメートル未満のもの	B	二〇%	一〇%	*10 六%
	その他のもの	B	一七%	八・五%	*11 六%
四四一二・一九	その他のもの	B	一五%	一〇%	*12 六%

四四一二・二二	その他のもの（少なくとも一の外面の層板が針葉樹以外のものに限る。）	U	二〇％	＊13 六％	
四四一二・二九	少なくとも一層がパーティクルボードのもの	U	二〇％	＊13 六％	
	その他のもの				
四四一二・九一	少なくとも一層がパーティクルボードのもの	U	二〇％	＊13 六％	
四四一二・九九	その他のもの	U	二〇％	＊13 六％	
四四一三・〇〇	改良木材（繊状、板状、ストリップ状又は彫材のものに限る。）	B	七％	七％	
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	B	六・五％	三・二％	
四四一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード				
四四一五・一〇	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム	B	四・二％	二・八％	
四四一五・二〇	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	B	五・八％	三・九％	
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材をを含む。）	B	三・二％	二・二％	
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	B	三・二％	二・二％	
	靴の木型				
	その他のもの	B	四・二％	二・八％	
四四一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）				
四四一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	B	無税	無税	
四四一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居	B	無税	無税	
四四一八・三〇	寄せ木パネル	B	三・九％	二％	
四四一八・四〇	コンクリート型枠	B	三・九％	二％	
四四一八・五〇	こけら板	B	五・八％	二・九％	
四四一八・九〇	その他のもの				
	セルラーウッドパネル	B	一〇％	＊5 五％	
	その他のもの				
	木製の建具及び床柱	B	無税	無税	
	その他のもの				
	個開	B	三・九％	二％	
	その他のもの	B	三・九％	二％	
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	B	七％	四・七％	
	割りばし	B	四％	二・七％	
	その他のもの				
四四二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具				

四四二〇・一〇	木製の小像その他の製品	B	四％	無税	
四四二〇・九〇	その他のもの	U	一〇％	一〇％	
	寄せ木し又は象眼した木材	U	四％	二・七％	
	その他の木製品				
四四四二	衣類用ハンガー	B	五・八％	三・九％	
四四四二・一〇	その他のもの	B	五・八％	無税	
四四四二・九〇	マッチの軸木	B	五・八％	無税	
	その他のもの				
	かりん、つげ、たがやさん（カスィア・スィアメア、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	B	五・七％	三・八％	
	その他のもの	B	一〇％	一〇％	
	竹製のくし	B	五・八％	三・九％	
	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	B	五・八％	二・九％	
	その他のもの	B	五・八％	二・九％	
四五〇一	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク	B	無税	無税	
四五〇一・一〇	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）	B	無税	無税	
四五〇一・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
四五〇二・〇〇	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の薄状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）	B	三・七％	無税	
四五〇三	天然コルクの製品				
四五〇三・一〇	栓	B	四・八％	無税	
四五〇三・九〇	その他のもの	B	四・八％	無税	
四五〇四	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品				
四五〇四・一〇	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）	B	四・八％	無税	
四五〇四・九〇＊	その他のもの	B	四・八％	無税	
四六〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料の物品を編つた物品（シート状のものに限るものとし、整理、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）				
四六〇一・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）	B	四％	二・七％	
	ばっかんさなだ				

四六〇一・二〇	その他のもの	B	五・七%	三%	
	竜脳及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）				
四六〇一・九九	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島いぐさ（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	B	七・五%	六%	
	その他のもの	B	四・九%	三・三%	
四六〇二	その他のもの				
四六〇一・九一	植物性材料製のもの	B	無税	無税	
	むしろ、こも及びアンペラ				
四六〇一・九九	その他のもの	B	七・五%	六%	
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島いぐさ（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	B	四・九%	三・三%	
	その他のもの	B	五・七%	三・八%	
四六〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品				
四六〇二・一〇	植物性材料製のもの	B	五・一%	三・四%	
	扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	B	四・九%	三・三%	
	瓶用のわらづと	B	一二%	七・九%	
四六〇二・九〇	その他のもの				
	その他のもの	B	五・一%	三・四%	
	扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	B	五・七%	三・八%	
	その他のもの	B	二・五%	一・八%	
四七〇一・〇〇	機械木材パルプ	B	無税	無税	
四七〇二・〇〇	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	B	二・二%	無税	
四七〇三	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）				
四七〇三・一一	針葉樹のもの				
	さらしてないもの	B	二・二%	無税	
四七〇三・一九	針葉樹以外のもの				
	半さらしのもの及びさらしたもの	B	二・二%	無税	
四七〇三・二一	針葉樹以外のもの				
	針葉樹のもの				
四七〇三・二九	さらしてないもの	B	二・二%	無税	
四七〇四	針葉樹以外のもの				
	半さらしのもの及びさらしたもの	B	二・二%	無税	
	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に属するものとし、溶解用のものを除く。）				
四七〇四・一一	さらしてないもの				
	針葉樹のもの	B	二・二%	無税	
四七〇四・一九	針葉樹以外のもの				
	半さらしのもの及びさらしたもの	B	二・二%	無税	
四七〇四・二一	針葉樹のもの	B	二・二%	無税	
四七〇四・二九	針葉樹以外のもの	B	二・二%	無税	
四七〇五・〇〇	セミケミカル木材パルプ	B	二・二%	無税	
四七〇六	その他の繊維素繊維を原料とするパルプ				
	コットンリンターパルプ	B	無税	無税	
	その他のもの				
四七〇六・九一	機械パルプ	B	二・二%	無税	
四七〇六・九二	化学パルプ	B	二・二%	無税	
四七〇六・九三	セミケミカルパルプ	B	二・二%	無税	
四七〇七	古紙				
四七〇七・一〇	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの	B	無税	無税	
	その他の紙又は板紙のもの（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）	B	無税	無税	
四七〇七・二〇	主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	B	無税	無税	
四七〇七・三〇	その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）	B	無税	無税	
四七〇七・九〇	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	B	無税	無税	
四八〇一・〇〇	幅が八〇センチメートルを超えるロール状のもの	B	三・一%	無税	
	その他のもの	B	五・八%	無税	
四八〇二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	B	四・二%	無税	
四八〇二・一〇	手すきの紙及び板紙	B	五・二%	無税	
四八〇二・二〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	B	五・二%	無税	
四八〇二・三〇	カーボン原紙	B	五・二%	無税	
四八〇二・四〇	壁紙原紙	B	五・二%	無税	
四八〇二・五一	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。）				
	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	B	六・六%	無税	
四八〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの	B	五・八%	無税	
四八〇二・五三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	B	五・八%	無税	
四八〇二・六〇	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。）	B	五・八%	無税	
四八〇三・〇〇	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）	B	五・八%	無税	
四七〇六・一〇					

	のシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）				
四八〇四	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）	B	四・二%	無税	
四八〇四・一一	クラフトライナー				
	さらしてないもの				
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	B	三・二五%	無税	
	その他のもの	B	二・二五%	無税	
四八〇四・一九	その他のもの				
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	B	三・二五%	無税	
	その他のもの	B	二・二五%	無税	
四八〇四・二一	重袋用クラフト紙				
	さらしてないもの	B	三・二五%	無税	
	その他のもの	B	三・二五%	無税	
四八〇四・二九	その他のもの				
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）	B	三・二五%	無税	
四八〇四・三一	さらしてないもの	B	三・二五%	無税	
四八〇四・三九	その他のもの	B	三・二五%	無税	
四八〇四・四一	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）				
	さらしてないもの				
	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの	B	三・二五%	無税	
四八〇四・四二	その他のもの	B	三・二五%	無税	
四八〇四・四九	その他のもの				
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）				
四八〇四・五一	さらしてないもの				
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	B	三・二五%	無税	
	その他のもの	B	二・二五%	無税	
四八〇四・五二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超えるもの				
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	B	三・二五%	無税	
	その他のもの	B	二・二五%	無税	
四八〇四・五九	その他のもの				
	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの	B	三・二五%	無税	
	その他のもの	B	二・二五%	無税	

四八〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限る。）				
四八〇五・一〇	段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）	B	一二%	無税	
	多層ずきの紙及び板紙				
四八〇五・一一	各層をさらしたもの	B	二・二五%	無税	
四八〇五・一二	外層の一方のみをさらしたもの				
	ジュートライナー	B	一〇%	無税	
	その他のもの	B	二・二五%	無税	
四八〇五・一三	三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの	B	二・二五%	無税	
四八〇五・二九	その他のもの				
	ジュートライナー及び中しん原紙	B	一〇%	無税	
	その他のもの	B	五・二五%	無税	
四八〇五・三〇	サルファイト包装紙	B	一二%	無税	
四八〇五・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード				
	重量が一平方メートルにつき一二〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	B	六%	無税	
	その他のもの	B	五・二%	無税	
四八〇五・五〇	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード				
	重量が一平方メートルにつき一二〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	B	六%	無税	
	その他のもの	B	五・二%	無税	
四八〇五・六〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）	B	六%	無税	
	中しん原紙				
	その他のもの	B	一〇%	無税	
四八〇五・七〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）	B	六%	無税	
四八〇五・八〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）	B	八%	無税	
四八〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）				
四八〇六・一〇	硫酸紙	B	四・二%	無税	
四八〇六・二〇	耐脂紙	B	四・二%	無税	
四八〇六・三〇	トレーシングペーパー	B	四・二%	無税	
四八〇六・四〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	B	四・二%	無税	
四八〇七	積層紙（印刷、防水加工、検湿剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）				
	ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙	B	四・二%	無税	
四八〇七・一〇	その他のもの				

四八〇七・九一	わらパルプ製の紙及び板紙（わらパルプ製の紙以外の紙で被覆してあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
四八〇七・九九	その他のもの				
四八〇八	コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項又は第四八・一八項のものを除く。）	B	四・二%	無税	
四八〇八・一〇	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）	B	三・四%	無税	
四八〇八・二〇	重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
四八〇八・三〇	その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
四八〇八・九〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
四八〇九	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の基布し又は染み込ませた紙を含み、幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
四八〇九・一〇	カーボン紙	B	三・四%	無税	
	その他のもの				
四八〇九・二〇	セルフコピーペーパー	B	無税	無税	
四八〇九・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
四八一〇	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないかを問わない。）筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。）	B	無税	無税	
四八一〇・一	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	B	四・一%	無税	
四八一〇・二	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	B	四・一%	無税	
四八一〇・二一	軽量コート紙	B	四・一%	無税	
四八一〇・二九	その他のもの	B	四・一%	無税	
四八一〇・三一	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）	B	無税	無税	
四八一〇・三二	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	B	無税	無税	
四八一〇・三九	その他のもの	B	無税	無税	
四八一〇・九一	多層すきのもの	B	無税	無税	
四八一〇・九九	その他のもの	B	無税	無税	
四八一一	紙、板紙、セルロースウォッティング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項、第四八・一〇項又は第四八・一八項の物品を除く。）	B	無税	無税	
四八一一・一〇	タール、ピチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	B	二・五%	無税	
四八一一・二一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	B	三・九%	無税	
四八一一・二九	セルフアドヒーシブのもの	B	三・九%	無税	
四八一一・三一	その他のもの	B	無税	無税	
	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙				
四八一一・三九	きらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	B	無税	無税	
四八一一・四〇	その他のもの	B	無税	無税	
	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙				
四八一一・九〇	ワックス、パラフィン又は油により処理した紙及び板紙	B	二・五%	無税	
	その他のもの				
四八一二・〇〇	その他の紙、板紙、セルロースウォッティング及びセルロース繊維のウェブ	B	無税	無税	
四八一三	製紙用パルプ製のフィルタープロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート	B	無税	無税	
	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小巻子	B	二%	無税	

四八一三・一〇	状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	B	五・八%	無税
四八一三・二〇	ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）	B	五・八%	無税
四八一三・九〇	その他のもの	B	五・八%	無税
四八一四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	B	三・一%	無税
四八一四・一〇	イングレインペーパー			
四八一四・二〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）	B	三・四%	無税
四八一四・三〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（紙物材料で表を覆った紙から成るものに限るものとし、当該紙物材料を平行につなぎ又は織ってあるかないかを問わない。）	B	五・七%	無税
四八一四・九〇	その他のもの	B	三・一%	無税
四八一五・〇〇	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切ってあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税
四八一六	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税
四八一六・一〇	カーボン紙その他これに類する複写紙	B	四・二%	無税
四八一六・二〇	セルフコピーペーパー	B	四・二%	無税
四八一六・三〇	謄写版原紙	B	四・二%	無税
四八一六・九〇	その他のもの	B	四・二%	無税
四八一七	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	B	四・二%	無税
四八一七・一〇	封筒	B	四・二%	無税
四八一七・二〇	通信用カード	B	四・二%	無税
四八一七・三〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	B	四・二%	無税
四八一八	製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品			
四八一八・一〇	トイレットペーパー	B	四%	無税
四八一八・二〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	B	三・六%	無税
四八一八・三〇	テーブルクロス及びナプキン	B	三・六%	無税
四八一八・四〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品	B	二%	無税
	タンポン、おむつ及びおむつ中敷き	B	三・六%	無税
	その他のもの	B	三・六%	無税
四八一九	衣類及び衣類附属品	B	三・一%	無税
四八一九・一〇	その他のもの			
四八一九・二〇	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用するものの	B	五・四%	無税
四八一九・三〇	段ボール製の箱及びケース	B	五・四%	無税
四八一九・四〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）	B	五・四%	無税
四八一九・五〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）	B	五・七%	無税
四八一九・六〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）	B	五・七%	無税
四八二〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	B	五・四%	無税
四八二〇・一〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	B	三・八%	無税
四八二〇・二〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文綴、領収綴、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、綴込表紙、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	B	四・二%	無税
四八二〇・三〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文綴、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	B	四・二%	無税
四八二〇・四〇	練習帳	B	四・二%	無税
四八二〇・五〇	バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー	B	四・二%	無税
四八二〇・九〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	B	四・二%	無税
四八二一	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	B	四・八%	無税
四八二一・一〇	その他のもの	B	四・二%	無税
四八二一・九〇	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税
四八二二	印刷したもの	B	四・二%	無税
	その他のもの			
	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないか			

四八二二・一〇	を問わない。）	B	四・二%	無税	
四八二二・九〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	B	四・二%	無税	
四八二三	その他のもの				
	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品				
四八二三・一一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）	B	二・七%	無税	
四八二三・一九	セルフアドヒーシブのもの	B	二・七%	無税	
四八二三・二〇	その他のもの				
	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	B	三・二%	無税	
四八二三・三〇	せん孔カード式機械用のカード（せん孔してないものに限るものとし、ストリップ状であるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
四八二三・四〇	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	B	三・六%	無税	
四八二三・五一	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）				
四八二三・五九	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	B	二・七%	無税	
四八二三・六〇	その他のもの				
	紙製又は板紙製の皿、コップその他これらに類する製品	B	二・七%	無税	
四八二三・七〇	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	B	三・六%	無税	
四八二三・九〇	その他のもの				
	せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	B	無税	無税	
四九〇一	その他のもの				
	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）	B	三・二%	無税	
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
四九〇一・九一	その他のもの				
	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）	B	無税	無税	
四九〇一・九九	その他のもの				
四九〇二	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）	B	無税	無税	
四九〇二・一〇	一週に四回以上発行するもの	B	無税	無税	
四九〇二・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
四九〇三・〇〇	幼児用の絵本及び習画本	B	無税	無税	
四九〇四・〇〇	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
四九〇五	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）				
四九〇五・一〇	地球儀、天球儀その他これらに類するもの	B	無税	無税	
四九〇五・九一	その他のもの				
四九〇五・九九	製本したもの	B	無税	無税	
四九〇六・〇〇	その他のもの	B	無税	無税	
	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写しては感光紙に写真複写したもの	B	無税	無税	
四九〇七・〇〇	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（輸入する国において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手観並びに、株券、債券その他これらに類する有価証券	B	無税	無税	
四九〇八	デカルコマニア				
四九〇八・一〇	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）	B	四・二%	無税	
四九〇九	書信				
四九〇九・〇〇	その他のもの				
	書信（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）並びにカレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）	B	四・二%	無税	
四九一〇・〇〇	紙製又は板紙製のもの				
四九一一	その他のもの				
四九一一・一〇	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）広告、商業用カタログその他これらに類する物品	B	四・二%	無税	
四九一一・九一	その他のもの				
四九一一・九九	絵画、デザイン及び写真	B	無税	無税	
五〇〇四・〇〇	その他のもの				
	絹糸（紡絹糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。）	B	六%	無税	
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものを除く。）	U	一五%	九・六%	
五〇〇六・〇〇	絹紡糸				
	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天蚕糸	U	一四%	九・六%	
	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに	B	七・五%	四・八%	

五〇〇七	天然でくず	B	一〇・五%	六・九%		
五〇〇七・一〇	絹繊物 絹ノイル織物 経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一二・五%	一〇%		
五〇〇七・二〇	その他のもの その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	B	一〇%	八%		
五〇〇七・九〇	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの その他のもの その他の織物 経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの その他のもの	B	一二・五% 一〇%	一二・五% 一〇%		
五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	B	無税	無税		
五一〇五	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カード又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	B	無税	無税		
五一〇五・一〇	羊毛（カードしたものに限る。） 羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）	B	無税	無税		
五一〇五・二一	小塊状のもの（コームしたものに限る。）	B	無税	無税		
五一〇五・二九	その他のもの ローピング その他のもの	B	三・五% 無税	無税		
五一〇五・三〇	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	B	無税	無税		
五一〇五・四〇	ローピング その他のもの 粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	B	三・五% 無税	無税		
五一〇六	ローピング その他のもの 紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	B	無税	無税		
五一〇六・一〇	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	B	四%	二・七%		
五一〇六・二〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	B	四%	二・七%		
五一〇七	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	B	四%	二・七%		
五一〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五%以上のもの	B	四%	二・七%		
五一〇七・二〇	羊毛の重量が全重量の八五%未満のもの	B	四%	二・七%		
五一〇八	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	B	三・七%	二・五%		
五一〇八・一〇	紡毛糸	B	三・七%	二・五%		
五一〇八・二〇	梳毛糸	B	三・七%	二・五%		
五一〇九	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	B	一〇・五%	六・九%		
五一〇九・一〇	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの 一個の重量が二五グラム以下のもの	B	六%	四%	二・四%	二・七%
五一〇九・九〇	その他のもの 一個の重量が二五グラム以下のもの	B	六%	四%	二・四%	二・七%
五一〇・〇〇	その他のもの 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンアヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	B	三・七%		二・五%	
五一一	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの 紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	B	一〇%		六・六%	
五一一・一一	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの 絹（絹ノイルその他の絹のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	一二%	七・九%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
五一一・一九	その他のもの 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B	一二%	七・九%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
五一一・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。） 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	一二%	七・九%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		

五一一・三〇	その他のもの			
	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	B	八%	五・二%
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの			
	その他のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	一〇%	六・六%
		B	一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・九%（その率が一平方メートルにつき二三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一一・九〇	その他のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの			
	その他のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	一〇%	六・六%
		B	一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・九%（その率が一平方メートルにつき二三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一一二	その他のもの			
	梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）			
	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	B	一〇%	六・六%
		B	八%	五・三%
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	八%	五・三%
五一二・一一	その他のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・九%（その率が一平方メートルにつき二三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一二・一九	その他のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・九%（その率が一平方メートルにつき二三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一二・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・九%（その率が一平方メートルにつき二三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

五一二・三〇	その他のもの			
	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	B	八%	五・二%
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの			
	その他のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	一〇%	六・六%
		B	一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・九%（その率が一平方メートルにつき二三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一二・九〇	その他のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの			
	その他のもの			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	B	八%	五・二%
		B	一二%（その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	七・九%（その率が一平方メートルにつき二三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	B	八%	五・二%
五二〇四	絹製の糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）			
	小売用にしたものでないもの			
五二〇四・一一	絹の重量が全重量の八五%以上のもの	B	八・四%	五・六%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
五二〇四・一九	その他のもの	B	四・四%	三%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
五二〇四・二〇	その他のもの	B	四・四%	三%
五二〇五	小売用にしたもの	B	八・四%	五・六%
五二〇五・一一	綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	B	四・四%	三%
	単糸（コームした繊維製のものを除く。）			
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）	B	四・四%	三%

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・一二				
二三三・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四二以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	一・九%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・一三				
一九二・三二デシテックス以上二三三・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・一四				
一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・一五				
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
綿のみから成るもの（マーセライズしたものを除く。）	B	八・四%	五・六%	
	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
他の繊維を混ぜたもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
綿のみから成るもの（マーセライズしたものを除く。）	B	八・四%	五・六%	
	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・三%（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
他の繊維を混ぜたもの				
単糸（コームした繊維製のものに限る。）				
七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

れらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
五二〇五・二二				
二三三・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手一四四を超え四三以下のもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%	
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
五二〇五・二三				
一九二・三二デシテックス以上二三三・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%	
その他のもの				
綿のみから成るもの漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	B	八・四%	五・六%	
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
他の繊維を混ぜたもの	B	八・四%	五・六%	
五二〇五・二四				
一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%	
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
綿のみから成るもの漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	B	八・四%	五・六%	
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
他の繊維を混ぜたもの	B	八・四%	五・六%	
五二〇五・二五				
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%	
その他のもの				
綿のみから成るもの漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	B	八・四%	五・六%	
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
他の繊維を混ぜたもの	B	八・四%	五・六%	
五二〇五・三一				
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）構成する単糸が七二四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四四以下のもの）	B	八・四%	五・六%	

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
構成する単糸が二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）				五二〇五・三二
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）				五二〇五・三三
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
綿のみから成るもの	B	八・四%	五・六%	
他の繊維を混ぜたもの	B	八・四%	五・六%	
構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）				五二〇五・三四
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
綿のみから成るもの	B	二・八%	一・九%	
他の繊維を混ぜたもの	B	二・八%	一・九%	
構成する単糸が二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）				五二〇五・三五
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
綿のみから成るもの	B	二・八%	二・二%	
他の繊維を混ぜたもの	B	二・八%	一・九%	
マルチアルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）				五二〇五・四一
構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四四以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
構成する単糸が二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）				五二〇五・四二
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの				
その他のもの	B	八・四%	五・六%	
綿のみから成るもの	B	二・八%	一・九%	

			五二〇五・四三	
構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの				
綿のみから成るもの	B	八・四％	五・六％	が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いとき は、当該従量税率）
他の繊維を混ぜたもの	B	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・八％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
			五二〇五・四四	
構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの				
綿のみから成るもの	B	八・四％	五・六％	
他の繊維を混ぜたもの	B	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・八％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
			五二〇五・四五	
構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	五・六％	
他の繊維を混ぜたもの	B	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・八％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
			五二〇六	
綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、繊糸及び小売用にしたものを除く。）				
単糸（コームした繊維製のものを除く。）				
七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	五・六％	
他の繊維を混ぜたもの	B	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・八％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
			五二〇六・一一	
二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	五・六％	
他の繊維を混ぜたもの	B	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・八％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
			五二〇六・一二	
一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	五・六％	
他の繊維を混ぜたもの	B	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・八％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
			五二〇六・一四	
一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を				

超え八〇以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
五二〇六・一五				
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
五二〇六・二二				
単糸（コームした繊維製のものに限る。）				
七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
五二〇六・二三				
一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四二を超え五二以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四二以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
五二〇六・二四				
一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
五二〇六・二五				
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
五二〇六・三一				
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）				
構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
五二〇六・三二				
構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの				
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％
その他のもの	B	八・四％	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六％

五二〇六・三三	構成する単糸が一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五六デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・三四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・三五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製ものに限る。）			
	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・四一	その他のもの			
	構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四三を超え五二以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・四二	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・四四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・四五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五・六%（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

	その他のもの	B	二・八%（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）			
	綿の重量が全重量の八五%以上のもの			
五二〇七・一〇	一個の重量が一二五グラム以下のもの			
	その他のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	四・四%	三%
	その他のもの	B	八・四%	五・六%
五二〇七・九〇	その他のもの			
	一個の重量が一二五グラム以下のもの			
	その他のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	四・四%	三%
	その他のもの	B	八・四%	五・六%
五二〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）			
五二〇八・一一	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの			
	ポプリン	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率が二・七%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率が二・七%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・一二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの			
	その他のもの			
	ポプリン	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率が二・七%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率が二・七%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・一三	三枚綾織り又は四枚綾織り（綾杉状又は変化のある綾織りを含む。）のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率が二・七%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・一九	その他の織物			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%	五・六%

	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・二二	漂白したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%
五二〇八・二三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ポプリン	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%
五二〇八・二九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B	八・四%
		B	五・六%
	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B	八・四%
		B	五・六%
五二〇八・三一	漂染したもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 先染めしたもの	B	八・四%
		B	五・六%
	平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	B	八・四%
		B	五・六%
	平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	B	八・四%
		B	五・六%
	平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	B	八・四%
		B	五・六%
	平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	B	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	八・四%
		B	五・六%

	その他のもの ポプリン	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率により低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率により低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・三二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 先染めしたもの	B　八・四%（その率が五・六%）
	その他のもの ポプリン	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率により低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率により低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇八・三三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 一	B　八・四%（その率が五・六%）
		B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率により低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・三九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	B　八・四%（その率が五・六%）
		B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率により低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの ギンガム及びポプリン	B　八・四%（その率が五・六%）
		B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率により低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B　八・四%（その率が五・六%）
		B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率により低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇八・四二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ギンガム及びポプリン	B	八・四％
	その他のもの	B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇八・五一	なせんしたもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの	B	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの		
	ポプリン	B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五二	その他のもの	B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの	B	八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の

五二〇八・五三	その他のもの ポプリン	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五九	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B　八・四%
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B　八・四%
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九	綿織物（一細の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるものに限る。） 漂白してないもの	八・四%　五・六%

五二〇九・一一	平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B　八・四%
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B　八・四%
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・一九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B　八・四%
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・二二	漂白したもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B　八・四%
	その他のもの	B　五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇九・二二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	八・四％
五二〇九・二九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	八・四％
五二〇九・三一	漂白したもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	八・四％
五二〇九・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	八・四％

	より低いときは、当該従価従量併用の税率）		五・六％
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五・二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五・二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	八・四％	五・六％
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五・二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	八・四％	五・六％

五二〇九・三九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	八・四％
五二〇九・四一	異なる色の糸から成るもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	八・四％
五二〇九・四二	デニム		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	B	八・四％
五二〇九・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ		

	が四・四％及び一平方メートルにつき一四五・二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		五・六％
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五・二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五・二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	八・四％	五・六％
		B	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一四五・二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		B	八・四％	五・六％

五二〇九・四九	れらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他の繊物		五・六%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五一	なせんしたもの		五・六%
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		五・六%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇九・五九	その他の繊物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のものに限る。）		
	漂白してないもの		
	平織りのもの		
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一〇・一一	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一〇・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		七・四%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

		平方メートルにつき一四一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	平方メートルにつき一四一銭の従価従量併用の税率）
五二〇・一九	その他の織物 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B　一一・二％	七・四％
	その他のもの	B　八・四％	五・六％
五二〇・二一	漂白したもの 平織りのもの 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B　一一・二％	七・四％
	その他のもの	B　八・四％	五・六％
五二〇・二二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ	B　一一・二％	七・四％

		平方メートルにつき一四一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	平方メートルにつき一四一銭の従価従量併用の税率）
五二〇・二九	その他の織物 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B　一一・二％	七・四％
	その他のもの	B　八・四％	五・六％
五二〇・三一	漂染したもの 平織りのもの 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B　一一・二％	七・四％
	その他のもの	B　八・四％	五・六％

五二〇・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	B	一一・二%
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・三九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・四一	異なる色の糸から成るもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇・四一	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	B	一一・二%
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・四九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・五一	なせんしたもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ		

れらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%
その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・五一			
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの			
経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	八・四%	五・六%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
その他のもの	B	一一・二%	七・四%
五二〇・五九			
その他の織物			
経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	八・四%	五・六%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
その他のもの	B	一一・二%	七・四%
五二一			
綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるものに限る。）			
漂白してないもの			
平織りのもの			
経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
その他のもの	B	一一・二%	七・四%
五二一・一二			
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの			
経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
その他のもの	B	一一・二%	七・四%
五二一・一九			
その他の織物			
経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうち	B	一一・二%	七・四%

	いずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・二一	漂白したもの		
	平織りのもの		
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・二二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・二九	その他の織物		

	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・二二	漂白したもの		
	平織りのもの		
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・二三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%
	その他のもの	B	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・二九	その他の織物		

五二一一・二九	その他の織物 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一・四二	デニム 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一・四九	その他の織物 経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一・五一	なせんしたもの 平織りのもの	B	一一・二%	七・四%

経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%
その他のもの	B	五・六%（その率三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・五二			
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの			
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%
その他のもの	B	五・六%（その率三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・五九			
その他の織物			
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%
その他のもの	B	五・六%（その率三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二・一二			
その他の組織物			
重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの			
漂白してないもの			
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%
その他のもの	B	五・六%（その率三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二・一一			
漂白したもの			
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%
その他のもの	B	五・六%（その率三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六%（その率三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二・一三			
染色したもの			
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重	B	八・四%	五・六%

五二二二・一四	量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%	三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	異なる色の糸から成るもの				
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%	三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	一一・二%	七・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二二・一五	なせんしたもの				
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%	三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%	五・六%	三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの				

五二二二・二二	漂白してないもの				
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%	三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%	五・六%	三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二二・二三	漂白したもの				
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%	三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	B	八・四%	五・六%	三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価

五二一二・二四	異なる色の糸から成るもの			
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	一一・二%	七・四%
	その他のもの	B	八・四%	五・六%
五二一二・二五	なせんしたもの			
	経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	一一・二%	七・四%
	その他のもの	B	八・四%	五・六%
五三〇二	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	B	無税	無税
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	B	無税	無税
五三〇三・九〇	その他のもの	B	無税	無税
五三〇四	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	B	無税	無税
五三〇四・一〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（生のものに限る。）	B	無税	無税
五三〇四・九〇	その他のもの	B	無税	無税
五三〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）			
五三〇五・一一	ココやし（コイヤ）			
	生のもの	B	無税	無税
五三〇五・一九	その他のもの	B	無税	無税
五三〇五・二一	アバカ（マニラ麻）			
	生のもの	B	無税	無税
五三〇五・二九	その他のもの	B	無税	無税
五三〇五・九一	その他のもの			
	生のもの	B	無税	無税
	ラミー（精繊したものを除く。）	U	無税	無税
	その他のもの	B	無税	無税
五三〇五・九九	ラミー（精繊したものに限る。）	B	四・九%	無税
	その他のもの			
	ラミー並びにラミーのノイル及びくず	U	無税	無税
	その他のもの	B	無税	無税
五三〇六	亜麻糸			
五三〇六・一〇	単糸	B	二%	七・九%
五三〇六・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	B	二%	七・九%
五三〇七	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸			
五三〇七・一〇	単糸	B	一〇%	無税
五三〇七・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	B	一〇%	無税
五三〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸			
五三〇八・一〇	コイヤヤーン	B	三%	無税
五三〇八・二〇	大麻糸	B	二%	無税
五三〇八・三〇	紙糸	B	三・七%	二・五%
五三〇八・九〇	その他のもの	B	二%	七・九%
五三〇九	亜麻織物			
五三〇九・一一	漂白してないもの及び漂白したもの			
	亜麻の重量が全重量の八五%以上のもの	B	二〇%	一〇%
五三〇九・一九	その他のもの	B	二〇%	一〇%
五三〇九・二一	亜麻の重量が全重量の八五%未満のもの			
	漂白してないもの及び漂白したもの	B	二〇%	一〇%
五三〇九・二九	その他のもの	B	二〇%	一〇%
五三一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物			
五三一〇・一〇	漂白してないもの	B	二〇%	一〇%
五三一〇・九〇	その他のもの	B	二〇%	一〇%
五三一一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	B	二〇%	一〇%

	ラミー織物	B	二〇%	一〇%	
	大麻織物及び紙糸の織物	B	五・二%	三・五%	
五四〇一	その他のもの	B	三・七%	二・五%	
	縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	B			
五四〇一・一〇	合成繊維の長繊維のもの				
	細（朝ノイルその他の綿のくずをきむ。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五四〇一・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの				
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五四〇二	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものをきむものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				
	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）	B	七・五%	五%	
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	アラミド繊維のもの	B	四%	二・七%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	八%	五・三%	
	よってないもの及びより数が一メートルにつき五〇以下のもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
	その他のもの				
五四〇二・一〇	強力糸（ポリエステルのものに限る。）	B	七・五%	五%	
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
	テクスチャード加工糸				
五四〇二・二〇	ナイロンその他のポリアミドのもの（繊度する単糸が五〇デックス以下のものに限る。）	B	七・五%	五%	
	その他のもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五四〇二・三一	ナイロンその他のポリアミドのもの（繊度する単糸が五〇デックスを超えるものに限る。）				
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五四〇二・三三	ポリエステルのもの				
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五四〇二・三九	その他のもの				
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五四〇二・四一	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）				
	ナイロンその他のポリアミドのもの				
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	アラミド繊維のもの	B	四%	二・七%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	八%	五・三%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五四〇二・四二	ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）				
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	

五四〇二・四三	その他のポリエステルのもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの			
五四〇二・四九	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの			
	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）	B	七・五%	五%
五四〇二・五一	ナイロンその他のポリアミドのもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇二・五二	ポリエステルのもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇二・五九	その他のもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇二・六一	その他のマルチフルヤーン及びケーブルヤーン			
	ナイロンその他のポリアミドのもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇二・六二	ポリエステルのもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%

五四〇二・六九	その他のもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七アシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			
	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）	B	七・五%	五%
五四〇三・一〇	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇三・二〇	テクスチャード加工糸			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇三・三一	その他の単糸			
	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。）			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇三・三二	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。）			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇三・三三	アセテートのもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五四〇三・三九	その他のもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%

五四〇三・四一	その他のもの	B	六%	四%	
	その他のマルチフルヤーン及びケーブルヤーン				
	ビスコースレーヨンのもの				
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	アセテートのもの	B	六%	四%	
五四〇三・四二	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの				
五四〇三・四九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの				
五四〇四	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	B	一〇%	六・六%	
五四〇四・一〇	単繊維	B	一〇%	六・六%	
五四〇四・九〇	その他のもの	B	一〇%	六・六%	
五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	B	一〇%	六・六%	
五四〇六	合成繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	B	五・三%	三・五%	
五四〇六・一〇	合成繊維の長繊維の糸				
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	八・七%	五・八%	
	その他のもの	B	五・二%	三・五%	
五四〇六・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸				
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの				
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	八・七%	五・八%	

五四〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	B	五・二%	三・五%	
五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物				
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
	その他のもの				
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八%	五・三%	
	注　この類において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。				
	その他のもの	B	一〇%	六・六%	
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物				
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維材料又はこれとアセテート繊維材料を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸材のうちいずれか一方がこれらの繊維材料のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
	その他のもの				
	ナイロンその他のポリアミド、ポリアクリロニトリル（アクリル又はモダクリルに限る。）、ポリエステル、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニリデン若しくはビニロンの繊維材料又はこれとアセテート繊維材料を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸材のうちいずれか一方がこれらの繊維材料のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	八%	五・三%	
	ナイロンその他のポリアミド、ポリアクリロニトリル（アクリル又はモダクリルに限る。）、ポリエステル、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニリデン又はビニロンのみから成るもの並びにこれらの繊維材料及びアセテート繊維材料のみから成るもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの				
	その他のもの	B	一六%	八%	
五四〇七・三〇	この部の柱9の織物				

	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び紡績糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五％	八・二％
	その他のもの			
	特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの、紡績糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・二％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	B	一六％	八％
五四〇七・四一	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・八％
	その他のもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・七％
	その他のもの	B	一〇％	七・一％
	浸染したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・二％
	その他のもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・三％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・二％
	その他のもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びにその他のもの	B	八％	五・三％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
五四〇七・四四	なせんしたもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・二％
	その他のもの			
	特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・三％

五四〇七・五一	その他のもの	B	一〇％	六・六％
	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）			
	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・八％
	その他のもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・七％
	その他のもの	B	一〇％	七・一％
五四〇七・五二	浸染したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・二％
	その他のもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・三％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・二％
	その他のもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・三％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
五四〇七・五四	なせんしたもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・二％
	その他のもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・三％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
五四〇七・六〇	その他の織物（テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・八％
	その他のもの			
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八％	五・七％
	その他のもの	B	一〇％	七・一％
五四〇七・七一	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）			
	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	B	一二・五％	八・二％
	その他のもの			
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊	B	一〇％	六・六％

五四〇七・七一	維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	B	八%	五・三%
	その他のもの	B	一六%	八%
五四〇七・七二	浸染したもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	B	八%	五・三%
	その他のもの	B	一六%	八%
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	B	八%	五・三%
	その他のもの	B	一六%	八%
五四〇七・七四	なせんしたもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	B	八%	五・三%
	その他のもの	B	一六%	八%
五四〇七・八一	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が絹のものに限る。）			
	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五四〇七・八二	浸染したもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五四〇七・八三	異なる色の糸から成るもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%

五四〇七・八四	（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
	なせんしたもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
	その他の織物			
	漂白してないもの及び漂白したもの			
五四〇七・九一	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
	浸染したもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維の			

					ものを除く。）
五四〇七・九三	B	二〇%	一〇%	六・六%	その他のもの
	B	一二・五%	八・二%		異なる色の糸から成るもの
					絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）
	B	二〇%	一〇%	六・六%	その他のもの
					合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）
五四〇七・九四	B	二〇%	一〇%	六・六%	その他のもの
					なせんしたもの
	B	一二・五%	八・二%		絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）
					その他のもの
					合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）
	B	二〇%	一〇%	六・六%	その他のもの
					再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）
五四〇八	B	二〇%	一〇%	六・六%	その他のもの
					強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物
	B	一〇%	六%	六・六%	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇八・一〇	B	一〇%	六%	四%	その他のもの
					その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）
五四〇八・二一	B	一〇%	七・一%	六・六%	漂白してないもの及び漂白したもの
					絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの（これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）
	B	一二・五%	八・八%		その他のもの
					アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇八・二二	B	一〇%	六%	四・三%	その他のもの
					染染したもの
	B	一二・五%	八・二%		絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）
					その他のもの
	B	一〇%	六%	六・六%	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇八・二三	B	一〇%	六%	四%	その他のもの
					異なる色の糸から成るもの
	B	一二・五%	八・二%		絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）
					その他のもの
	B	一〇%	六%	六・六%	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの
五四〇八・二四	B	一〇%	六%	四%	その他のもの
					なせんしたもの
	B	一二・五%	八・二%		絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を

超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%		
その他のもの					
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び網の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%		
その他のもの	B	六%	四%		
五四〇八・三二					
漂白してないもの及び漂白したもの					
網の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%		
その他のもの					
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び網の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	七・一%		
その他のもの	B	六%	四・三%		
捺染したもの					
網の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・一%		
その他のもの					
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び網の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%		
その他のもの	B	六%	四%		
五四〇八・三三					
異なる色の糸から成るもの					
網の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・一%		

その他のもの					
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び網の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%		
その他のもの	B	六%	四%		
なせんしたもの					
網の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%		
その他のもの					
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び網の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%		
その他のもの	B	六%	四%		
五四〇八・三四					
その他のもの					
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び網の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%		
その他のもの	B	六%	四%		
五五〇一					
合成繊維の長繊維のトウ					
ナイロンその他のポリアミドのもの	B	一〇%	六・六%		
ポリエステルのもの	B	一〇%	六・六%		
アクリル又はモダクリルのもの	B	一〇%	六・六%		
その他のもの	B	一〇%	六・六%		
五五〇一・一〇					
再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	B	八・七%	五・八%		
五五〇一・二〇					
アセテートのもの	B	五・二%	三・五%		
五五〇一・九〇					
その他のもの					
五五〇一・三〇					
合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）					
ナイロンその他のポリアミドのもの	B	八%	五・三%		
五五〇二					
ポリエステルのもの	B	一〇%	六・六%		
五五〇二・一〇					
アクリル又はモダクリルのもの	B	一〇%	六・六%		
五五〇二・二〇					
ポリプロピレンのもの	B	一〇%	六・六%		
五五〇二・三〇					
その他のもの					
五五〇二・九〇					
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%		
五五〇二・四〇					
その他のもの	B	六%	四%		
五五〇四					
再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）					
五五〇四・一〇					
ビスコースレーヨンのもの	B	六%	四%		
五五〇四・九〇					
その他のもの					
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わ					

	せたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
五五〇五	その他のもの	B	六・六%	四%
	人造繊維のくず（フイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	B	一〇%	六・六%
五五〇五・一〇	合成繊維のもの	B	四・三%	無税
五五〇五・二〇	再生繊維又は半合成繊維のもの	B	無税	無税
五五〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	B	一〇%	六・六%
五五〇六・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	B	一〇%	六・六%
五五〇六・二〇	ポリエステルのもの	B	一〇%	六・六%
五五〇六・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	B	一〇%	六・六%
五五〇六・九〇	その他のもの	B	一〇%	六・六%
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	五・二%
五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	B	一〇%	六・六%
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	五・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇八	繊糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	B	一〇%	六・六%
五五〇八・一〇	合成繊維の短繊維のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇八・二〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	B	一〇%	六・六%
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九	合成繊維の紡績糸（繊糸及び小売用にしたものを除く。）	B	一〇%	六・六%
	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・一一	単糸	B	一〇%	六・六%
五五〇九・一二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	B	一〇%	六・六%
	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・二一	単糸	B	一〇%	六・六%
五五〇九・二二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	B	一〇%	六・六%
	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・三一	単糸	B	一〇%	六・六%
五五〇九・三二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	B	一〇%	六・六%
	その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	B	一〇%	六・六%
五五〇九・四一	単糸	B	一〇%	六・六%
五五〇九・四二	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	B	一〇%	六・六%
	その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）			
五五〇九・五一	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・五二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・五九	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・六一	その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）			
	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・六二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・六九	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五〇九・九一	その他の紡績糸			
	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合			

五五〇九・九二	わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五五〇九・九九	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
	その他のもの				
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	六%	四%	
五五一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	B	六%	四%	
五五一〇・一一	マルチプルヤーン及びケープルヤーン	B	六%	四%	
五五一〇・一二	その他の撚糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）	B	六%	四%	
五五一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	B	六%	四%	
五五一〇・九〇	その他の紡績糸	B	六%	四%	
五五一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	B	一〇%	六・六%	
五五一一・一〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	B	一〇%	六・六%	
五五一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものに限る。）	B	一〇%	六・六%	
五五一一・三〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	B	一〇%	四・九%	
五五一二	合成繊維の短繊維の繊物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）				
	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの	B	一二・五%	八・八%	
五五一二・一一	漂白してないもの及び漂白したもの				
	綿（綿ノイルその他の綿のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・八%	
	その他のもの	B	八%	五・七%	
五五一二・一九	その他のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%	
	その他のもの	B	八%	五・三%	
	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの				
	漂白してないもの及び漂白したもの	B	一二・五%	八・二%	
五五一二・二一	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%	

五五一二・二九	その他のもの	B	八%	五・三%	
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%	
	その他のもの	B	八%	五・三%	
五五一二・九一	漂白してないもの及び漂白したもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%	
	その他のもの				
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの				
	注　この類において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。				
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八%	五・三%	
	その他のもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	一六%	八%	
五五一二・九九	その他のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一二・五%	八・二%	
	その他のもの				
	特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	B	八%	五・三%	
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八%	五・三%	
	その他のもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	一六%	八%	
五五一三	合成繊維の短繊維の繊物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）				
	漂白してないもの及び漂白したもの				
五五一三・一一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	

五五一三・一二	その他のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	B	一〇%	七・一%
五五一三・一三	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%
	その他のもの	B	一〇%	七・一%
	ポリエステルの短繊維のその他の織物			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%
	その他のもの	B	一〇%	七・一%
五五一三・一九	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五一三・二一	漂染したもの			
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五一三・二二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%

五五一三・二三	合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五一三・二九	ポリエステルの短繊維のその他の織物			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五一三・三一	その他の織物			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	一〇%	六・六%
	異なる色の糸から成るもの			
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五一三・三二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五一三・三三	ポリエステルの短繊維のその他の織物			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの			

五五一三・三九	（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・二％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
	その他の繊物			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・二％
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	二〇％	一〇％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
	なせんしたもの			
五五一三・四一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・二％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）			
五五一三・四二	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・二％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％
	ポリエステルの短繊維のその他の繊物			
五五一三・四三	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・二％
	その他のもの	B	一〇％	六・六％

五五一三・四九	その他の繊物			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・二％
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	二〇％	一〇％
五五一四	その他のもの	B	一〇％	六・六％
	合成繊維の短繊維の繊物（合成繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	B	二〇％	一〇％
五五一四・一一	漂白してないもの及び漂白したもの			
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・八％
五五一四・一二	その他のもの	B	一〇％	七・一％
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・八％
五五一四・一三	その他のもの	B	一〇％	七・一％
	ポリエステルの短繊維のその他の繊物			
	絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	二二・五％	八・八％
五五一四・一九	その他のもの	B	一〇％	七・一％

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	二〇%	一〇%	
浸染したもの				
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）				五五一四・二一
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）				五五一四・二二
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
ポリエステルの短繊維のその他の織物				五五一四・二三
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
その他の織物				五五一四・二九
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	

合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	二〇%	一〇%	
その他のもの			六・六%	
異なる色の糸から成るもの				
ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）				五五一四・三一
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）				五五一四・三二
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
ポリエステルの短繊維のその他の織物				五五一四・三三
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
その他の織物				五五一四・三九
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を				

五五一四・四一	超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	二〇%	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一二・五%	八・二%	
五五一四・四二	なせんしたもの				
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%		
	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%		
五五一四・四三	ポリエステルの短繊維のその他の織物				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%		
五五一四・四九	その他の織物				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%		
五五一五	合成繊維のその他の織物				
	ポリエステルの短繊維のもの				
五五一五・一一	混用繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	七・一%
	その他のもの	B	一〇%		
五五一五・一二	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	七・一%
	その他のもの	B	一〇%		
五五一五・一三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	七・一%
	その他のもの	B	一〇%		
五五一五・一九	その他のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	七・一%
	その他のもの	B	一〇%		
五五一五・二二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	七・一%
	その他のもの	B	一〇%		
	アクリル又はモダクリルの短繊維のもの				
	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%		
	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの				
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を				

五五一五・二九	超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五五一五・九一	その他の繊物			
	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	一〇%	六・六%
五五一五・九二	その他のもの			
	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	二〇%	一〇%

五五一五・九九	その他のもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	B	二〇%	一〇%
五五一六	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の繊物			
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のもの			
	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	七・一%
五五一六・一二	その他のもの	B	一〇%	四・三%
	漂染したもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%

五五一六・一三	その他のもの	B	六%	四%
	異なる色の糸から成るもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五五一六・一四	なせんしたもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五五一六・二二	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの			
	漂白してないもの及び漂白したもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%
	その他のもの			
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	七・一%
	その他のもの	B	六%	四・三%
五五一六・二二	浸染したもの			
	綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの			

五五一六・三一	（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五五一六・二三	異なる色の糸から成るもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
五五一六・二四	なせんしたもの			
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六%	四%
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの			
	漂白してないもの及び漂白したもの			

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一〇%	七・一%	
その他のもの				
漂白したもの	B	一〇%	四・三%	
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの				
異なる色の糸から成るもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの				
なせんしたもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%	B	一二・五%	八・二%	

五五一六・三一

五五一六・三三

五五一六・三四

を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの				
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの				
漂白してないもの及び漂白したもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	七・一%	
その他のもの				
漂染したもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの				
異なる色の糸から成るもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの				
なせんしたもの				

五五一六・四一

五五一六・四二

五五一六・四四

絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの	B	六%	四%	
五五一六・九一				
漂白してないもの及び漂白したもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・八%	
その他のもの				
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	七・一%	
その他のもの	B	六%	四・三%	
五五一六・九二				
染色したもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・一%	
その他のもの				
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの	B	六%	四・四%	
五五一六・九三				
異なる色の糸から成るもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全	B			

重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの	B	六%	四%	
五五一六・九四				
なせんしたもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八・二%	
その他のもの				
アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの	B	六%	四%	
五六〇一				
紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ				
五六〇一・一〇				
生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷その他これらに類する衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）	B	一・五%	無税	
その他のウォッディング製品及びウォッディング				
五六〇一・二一				
綿製のもの	B	一・五%	無税	
五六〇一・二二				
人造繊維製のもの	B	一・五%	無税	
五六〇一・二九				
その他のもの	B	一・五%	無税	
五六〇一・三〇				
紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ				
ミルネップ	B	無税	無税	
五六〇二				
その他のもの	B	三・七%	二・五%	
フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）				
五六〇二・一〇				
ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した繊物類	B	八・四%	五・六%	
その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）				
五六〇二・二一				
羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	八・四%	五・六%	

五六〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの	B	八・四%	五・六%			
五六〇二・九〇	その他のもの						
五六〇三・〇〇	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	B	八・四%	五・六%			
	芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	B	七%	無税			
	その他のもの	B	六・四%	四・三%			
五六〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	B	四・九%	三・三%			
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）	B	四・九%	三・三%			
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）	B	四%	二・七%			
五六〇四・九〇	アラミド繊維製のもの	B	四・九%	三・三%			
	その他のもの						
	ゴムを染み込ませ又は塗布したもの	B	四・九%	三・三%			
	その他のもの						
	ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	B	四・九%	三・三%			
	その他のもの						
	紡製のもの	B	二・八%（その率一・九%（その率が一キログラムにつき二四の従量税率より低いときは、当該従量税率）より低いときは、当該従量税率）	五・二%			
五六〇五・〇〇	金属を支えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	B	七%	四・七%			
五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	B	八%	五・三%			
	その他のもの						
五六〇七	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）						
五六〇七・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの	B	一〇%	無税			
	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもの						
	結束用又は包装用のひも	B	六%	無税			
	その他のもの						
五六〇七・二九	アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）	B	六%	四%			
五六〇七・三〇	その他の硬質繊維のもの	B	三・七%	二・五%			
	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの						
五六〇七・四一	結束用又は包装用のひも	B	八%	五・三%			
五六〇七・四九	その他のもの	B	八%	五・三%			
五六〇七・五〇	その他の合成繊維製のもの	B	八%	五・三%			
五六〇七・九〇	その他のもの	B	四・九%	三・三%			
五六〇八	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）						
五六〇八・一一	人造繊維製のもの	B	八%	五・三%			
五六〇八・一九	漁網（製品にしたものに限る。）						
	その他のもの						
五六〇八・九〇	結び網地及び結び網（ひも又は綱から製造したものに限る。）	B	八%	五・三%			
	合成繊維製のもの						
	その他のもの	B	三・七%	二・五%			
	その他のもの						
	結び網地及び結び網（ひも又は綱から製造したものに限る。）並びに漁網（製品にしたものに限る。）	B	九・六%	六・三%			
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	B	四・九%	三・三%			
五七〇一	亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュートその他の紡織用靱皮繊維製、マニラ麻製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	B	六%	四%			
	その他のもの						
	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	B	八%	五・三%			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一一%	七・二%			
	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	七・九%			
五七〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	七・九%			
五七〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	七・九%			

五七〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	B	一二%	無税	八・一%	七・九%
五七〇二・二〇	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	B	一〇・五%	無税	八・一%	七・九%
五七〇二・三一	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三一・二〇	人造繊維材料製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三一・九〇	綿製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
	その他のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三九	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三九・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三九・二〇	人造繊維材料製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三九・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・三九・九〇	綿製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
	その他のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四一	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四一・二〇	人造繊維材料製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四一・九〇	綿製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
	その他のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四九	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四九・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四九・二〇	人造繊維材料製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四九・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・四九・九〇	綿製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
	その他のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五一	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五一・二〇	人造繊維材料製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五一・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五一・九〇	綿製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
	その他のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五九	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五九・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五九・二〇	人造繊維材料製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五九・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・五九・九〇	綿製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
	その他のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・九二	人造繊維材料製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇三	綿製のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
	その他のもの	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇三・一〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	B	一二%	六%	八・一%	七・九%
五七〇三・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	九・六%	六・三%	八・四%	七・九%
五七〇三・三〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	B	九・六%	六・三%	八・四%	七・九%
五七〇三・九〇	その他の人造繊維材料製のもの	B	九・六%	六・三%	八・四%	七・九%
	その他の紡織用繊維製のもの	B	一六・八%	一一・二%	八・四%	七・九%
	綿製のもの	B	一六・八%	一一・二%	八・四%	七・九%
	その他のもの	B	一二%	八%	六・四%	五・三%
五七〇四	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	B	一一・二%	七・四%	五・六%	四・二%
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・二平方メートル以下のものに限る。）	B	一一・二%	七・四%	五・六%	四・二%
五七〇四・九〇	その他のもの	B	一一・二%	七・四%	五・六%	四・二%
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	B	一六・八%	八・四%	五・六%	四・二%
五八〇一	綿製のもの	B	一二%	七・九%	五・六%	四・二%
五八〇一・一〇	その他のもの					
	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	B	一〇%	六・四%	五・二%	四・二%
五八〇一・二一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一〇%	六・四%	五・二%	四・二%
	綿（綿ノイルその他の綿のくずを含む。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・四%	五・二%	四・二%
五八〇一・二二	その他のもの					
	綿製のもの	B	一〇%	六・四%	五・二%	四・二%
	よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	B	一〇%	六・四%	五・二%	四・二%
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	二・一%	一・四%
	その他のもの	B	一一・二%	五・六%	四・二%	二・八%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	一一・二%	五・六%	四・二%	二・八%
五八〇一・二三	その他のもの					
	コール天（パイルを切ったものに限る。）	B	五・二%	三・五%	二・一%	一・四%
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	二・一%	一・四%
	その他のもの					
	その他のよこパイル織物	B	五・二%	三・五%	二・一%	一・四%
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	二・一%	一・四%
	その他のもの					
	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	B	五・二%	三・五%	二・一%	一・四%
五八〇一・二四	その他のもの	B	五・二%	四・二%	二・八%	一・四%

プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	五八〇一・二五
その他のもの	B	五・二%	三・五%	
たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）				
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	五八〇一・二六
その他のもの	B	五・二%	三・五%	
シェニール織物				
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	五八〇一・三一
その他のもの	B	五・二%	三・五%	
人造繊維製のもの				
よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）				
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの				
絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの（合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものに限る。）	B	一二・五%	八%	
その他のもの				
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%	
特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	B	二〇%	八%	
その他のもの	B	六%	四%	
その他のもの				
コール天（パイルを切ったものに限る。）				五八〇一・三二
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの				
添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一〇%	六・六%	五八〇一・三三
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
その他のよこパイル織物				
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの				
添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）				五八〇一・三四
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの				
添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）				五八〇一・三五
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの				
添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
シェニール織物				五八〇一・三六
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの				
添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一〇%	六・六%	
その他のもの	B	一〇%	六・六%	
その他の紡織用繊維製のもの				五八〇一・九〇
プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
その他のもの				
添加糸が絹のもの	B	一二・五%	八%	
その他のもの				
絹製のもの				
経糸のうちいずれか一方が合成繊				

	繊維又はアセテート繊維のもの	B	一二・五%	六・四%
	その他のもの	B	一〇%	六・四%
五八〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）	B	八%	五・三%
五八〇二・一一	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）			
	漂白してないもの			
	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	九・八%	四・五%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	七・三%	四・五%
	その他のもの	B	五・六%	三・七%
五八〇二・一九	その他のもの			
	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	九・八%	四・五%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	七・三%	四・五%
	その他のもの	B	五・六%	三・七%
五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%
	その他のもの			
	添加糸が綿のもの	B	二一・五%	八%
	その他のもの	B	八%	五・三%
五八〇二・三〇	タフテッド織物類（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）	B	五・六%	三・七%
五八〇三	綿製のもの			
五八〇三・一〇	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	B	八・四%	五・六%
	その他のもの	B	五・六%	三・七%
五八〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの			
	絹製のもの			
	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一一・二%	七・四%
	その他のもの	B	八%	五・三%
	その他のもの	B	八%	六・四%
	はアセテート繊維のもの	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの			
	絹ノイル製のもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	一〇%	六・六%
五八〇四	チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限る。）			
	チュールその他の網地			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%
	その他のもの			
	機械製のレース			
	人造繊維製のもの			
五八〇四・一〇	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%
五八〇四・二〇	その他のもの	B	一四%	九・一%
五八〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%
	その他のもの			
	絹製のもの	B	一九・六%	一二・六%
五八〇四・三〇	その他のもの	B	一四%	九・一%
	手製のレース			
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%
	その他のもの			
	絹製のもの	B	一九・六%	一二・六%
	その他のもの	B	一四%	九・一%
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	B	五・二%	三・五%
五八〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	B	一〇・五%	六・九%
五八〇六・一〇	パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物	B	八%	五・三%
五八〇六・二〇	その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限る。）	B	六%	四%
五八〇六・三一	その他の織物			
	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%
五八〇六・三二	人造繊維製のもの	B	八%	五・三%
五八〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	B	八%	六・四%

五八〇六・四〇	接着剤により接着したたて糸のみから成る織幅	B	八%	五・二%	
五八〇七	織物類（ボルダック）				
	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）	B	八%	五・二%	
五八〇七・一〇	織ったもの	B	八%	五・二%	
五八〇七・九〇	その他のもの		一六・八%	一〇・九%	
五八〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあっては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	B			
五八〇八・一〇	組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）	B	一〇%	六・六%	
五八〇八・九〇	その他のもの		一〇%	六・六%	
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	B	七%	四・七%	
五八一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	B	二二・四%	一四・二%	
五八一〇・一〇	その他のししゅう布				
	綿製のもの	B	二二・四%	一四・二%	
五八一〇・九一	人造繊維製のもの	B	二二・四%	一四・二%	
五八一〇・九二	その他の紡織用繊維製のもの	B	二二・四%	一四・二%	
五八一〇・九九	綿製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。）	B	二二・四%	一四・二%	
五八一一・〇〇	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
	その他のもの				
	綿製のもの				
	細の重量が全重量の一〇%を超えるもの（絣製のものを除く。）	B	一二・五%	八・二%	
	経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	B	一〇%	六・六%	
	その他のもの	B	五・六%（その率三・七%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一四五グラムの従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率））	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一四五グラムの従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
	絹製のもの	B	八%	五・二%	
	その他のもの				
五九〇一	書籍表丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	B	四・九%	三・二%	
	書籍表丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの	B	六%	四%	
五九〇一・一〇	その他のもの				
	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	B	五・二%	三・五%	
五九〇二・九〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの				
五九〇二・一〇	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
	その他のもの				
	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	B	八・七%	五・八%	
	注　「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル又はモダクリルの繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維及びビニロン繊維をいう。				
	その他のもの				
五九〇二・二〇	ポリエステル製のもの	B	一〇%	六・六%	
五九〇二・九〇	その他のもの	B	五・二%	三・五%	
五九〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	B	五・二%	三・五%	
五九〇三・一〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
五九〇三・二〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	B	五・二%	三・五%	
五九〇三・九〇	その他のもの	B	五・二%	三・五%	
五九〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）	B	五・八%	三・九%	
五九〇四・一〇	リノリウム	B	五・八%	三・九%	
五九〇四・九一	その他のもの				
	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの	B	五・八%	三・九%	
五九〇四・九二	その他の紡織用繊維を基布とするもの	B	五・八%	三・九%	
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材	B	八%	五・三%	
五九〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）				
五九〇六・一〇	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のもの				

五九〇六・九一	のに限る。） その他のもの メリヤス編み又はクロセ編みのもの				
	綿製のもの	B	九・八%	六・五%	五・二%
	その他のもの	B	七%	四・七%	三・五%
五九〇六・九九	その他の	B	五・二%	三・五%	二・三%
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	B	四・九%	三・二%	二・五%
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	B	七・二%	四・九%	三・二%
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	B	五・八%	三・九%	二・六%
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	B	七・二%	四・九%	三・二%
五九一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。） 綿製のもの	B	七・二%	四・九%	三・二%
	その他のもの	B	五・二%	三・五%	二・三%
五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの 綿製のもの	B	七・三%	四・九%	三・二%
	その他のもの	B	五・二%	三・五%	二・三%
五九一一・二〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）	B	五・二%	三・五%	二・三%
五九一一・三一	エンドレス状又は通結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用するものに限る。） 重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの 製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	B	六%	四%	
	その他のもの 綿製のもの	B	七・三%	四・九%	二・八%
	その他のもの	B	四・二%	二・八%	二・八%

五九一一・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの 製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	B	六%	四%	
	その他のもの 綿製のもの	B	七・三%	四・九%	二・八%
	その他のもの	B	四・二%	二・八%	二・八%
五九一一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人毛製のものを含む。）	B	七・三%	四・九%	二・八%
五九一一・九〇	綿製のもの その他のもの	B	七・三%	四・九%	二・八%
	綿製のもの その他のもの	B	七・三%	四・九%	二・八%
六〇〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	B	一二%	七・九%	
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物 ループドパイル編物 綿製のもの	B	一九・六%	九・八%	七・八%
六〇〇一・二一	人造繊維製のもの	B	一二%	七・九%	五・六%
六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの その他のもの	B	一二%	七・九%	五・六%
六〇〇一・九一	綿製のもの	B	一九・六%	九・八%	七・八%
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの	B	一二%	七・九%	五・六%
六〇〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの	B	一二%	七・九%	五・六%
六〇〇二	その他のメリヤス編物及びクロセ編物				
六〇〇二・一〇	幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	B	一九・六%	九・八%	七・八%
	その他のもの	B	一九・六%	九・八%	七・八%
	その他のもの ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	B	一二%	七・九%	五・六%
	その他のもの	B	一二%	七・九%	五・六%
	綿製又は人造繊維製のもの	B	八・二%	五・四%	三・八%
	その他のもの	B	八%	五・三%	三・七%
六〇〇二・二〇	その他のもの（幅が三〇センチメートル以下のものに限る。） 横後編みの組織を有するもの 綿製のもの	B	一九・六%	九・八%	七・八%
	その他のもの	B	一二%	七・九%	五・六%
	その他のもの				

六〇〇二・三〇	綿製又は人造繊維製のもの	B	八・二%	五・四%		
	その他のもの	B	八%	五・二%		
	幅が二〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの					
	横様編みの組織を有するもの					
	綿製のもの					
	ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	B	一九・六%	七・八%		
	その他のもの	B	一九・六%	九・八%		
	その他のもの					
	ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	B	一二%	五・六%		
	その他のもの	B	一二%	七・九%		
	その他のもの					
	綿製又は人造繊維製のもの	B	八・二%	五・四%		
	その他のもの	B	八%	五・三%		
六〇〇二・四一	その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。）					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	一二%	七・九%		
六〇〇二・四二	綿製のもの	B	一九・六%	九・八%		
六〇〇二・四三	人造繊維製のもの	B	一二%	七・九%		
六〇〇二・四九	その他のもの	B	一二%	七・九%		
六〇〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	横様編みの組織を有するもの	B	一二%	八%		
	その他のもの	B	一九・六%	九・八%		
六〇〇二・九二	綿製のもの					
	横様編みの組織を有するもの	B	一九・六%	八・四%		
	その他のもの	B	一二%	九・六%		
六〇〇二・九三	人造繊維製のもの					
	横様編みの組織を有するもの	B	一二%	九・六%		
	その他のもの					
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	B	一〇%	六・六%		
六〇〇二・九九	その他のもの	B	六%	四%		
	その他のもの					
	横様編みの組織を有するもの	B	一二%	七・九%		
	その他のもの	B	八%	五・三%		
六一〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）					
六一〇二・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
六一〇二・二〇	綿製のもの					
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
六一〇二・三〇	人造繊維製のもの					
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
六一〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの					
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%		
	その他のもの	B	一四%	八・四%		
六一〇三	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）					
六一〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
六一〇三・一二	綿製のもの					
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
六一〇三・一九	人造繊維製のもの					
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%		
	その他のもの	B	一四%	八・四%		
六一〇三・二二	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					
	スーツ					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
	合成繊維製のもの					

六二〇三・一九	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・二一	その他の繊維用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六二〇三・二二	アンサンブル				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・二三	絹製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・二九	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・三一	その他の繊維用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六二〇三・三二	ジャケット及びブレザー				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・三三	絹製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・三九	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・四一	その他の紡織用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・四二	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・四九	絹製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・四三	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇三・五九	その他の繊維用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	B	一六・八%	八・四%	
六二〇四・一一	スーツ				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇四・一二	綿製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇四・一三	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇四・一九	その他の繊維用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇四・二二	アンサンブル				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇四・二三	絹製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び横編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	

六一〇四・三二	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・三一	ジャケット及びブレザー				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・三二	絹製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・三三	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	八・四%	
六一〇四・四一	ドレス				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	八・四%	
六一〇四・四二	絹製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・四三	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	八・四%	
六一〇四・五一	スカート及びキュロットスカート				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・五二	絹製のもの				

六一〇四・五三	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・五九	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	八・四%	
六一〇四・六一	その他の紡織用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・六二	絹製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・六三	合成繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	八・四%	
六一〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
	絹製のもの				
六一〇五・一〇	オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%	
六一〇五・二〇	人造繊維製のもの				
	オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	七・四%	
六一〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの				
	オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	B	一一・二%	七・四%	

	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇六	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	B	一一・二%	七・四%	
六二〇六・一〇	絹製のもの				
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%	
六二〇六・二〇	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	ブラウス、シャツブラウス、オーブンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇七	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
	絹製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇七・一一	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇七・一二	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇七・一九	ナイトシャツ及びパジャマ				
	絹製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇七・二一	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇七・二二	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇七・二九	その他のもの				
	絹製のもの				
六二〇七・九一	パスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇七・九二	絹製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇七・九九	その他のもの				
	その他の紡織用繊維製のもの				
	パスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六二〇八	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
	スリップ及びペティコート				
六二〇八・一一	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇八・二一	ブリーフ及びパンティ				
六二〇八・二二	絹製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇八・二九	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇八・三一	ナイトドレス及びパジャマ				
六二〇八・三二	絹製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇八・三九	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六二〇八・九一	その他のもの				
	絹製のもの				
六二〇八・九二	ネグリジェ、パスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
	その他のもの				
	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	ネグリジェ、パスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	

六二〇八・九九	その他のもの	B	一一・二%	七・四%		
	その他の結織用織維製のもの					
	ネグリジェ、パスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品					
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%		
	その他のもの	B	一四%	八・四%		
	その他のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇九	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					
	綿製のもの					
六二〇九・一〇	異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの					
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇九・九〇	その他の結織用織維製のもの					
	異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの					
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二一〇	ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
六二一〇・一〇	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
六二一〇・二〇	綿製のもの					
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの					
	トレーナー	B	一四%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二一〇・三〇	人造繊維製のもの					
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの					
	トレーナー	B	一四%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二一〇・九〇	その他の結織用織維製のもの					
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%		
六二一一	乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
六二一一・一〇	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	一一・二%	七・四%		
	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	八%	五・三%		
	その他のもの	B	一一・二%	七・四%		
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%		
	その他のもの	B	一三%	一〇・九%		
六二一一・二〇	綿製のもの					
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	一一・二%	七・四%		
	手袋、ミトン及びミット					
	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	一一・二%	七・四%		
	その他のもの					
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・七%	一〇・八%		
	その他のもの	B	一四%	一〇・八%		
六二一一・三〇	合成繊維製のもの					
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	八%	五・三%		
	手袋、ミトン及びミット					
	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	一一・二%	七・四%		
	パンティストッキング及びタイツ	B	一〇%	六・六%		
	その他のもの					
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び機械編みの組織を有するもの	B	一六・五%	一〇・七%		
	その他のもの	B	一三・六%	一〇・七%		
六二一一・九〇	その他の結織用織維製のもの					
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	八%	五・三%		
	手袋、ミトン及びミット					
	パンティストッキング、タイツ、ストッ					

	キング、ソックスその他の靴下類	B	一一・二%	七・四%	
	パンティストッキング及びタイツ	B	八%	五・三%	
	その他のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六一一二	トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
六一一二・一一	トラックスーツ				
	綿製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六一一二・一二	合成繊維製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六一一二・一九	その他の紡織用繊維製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六一一二・二〇	スキースーツ				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	合成繊維製のもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
	合成繊維製のもの	B	一四%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六一一二・三一	男子用の水着				
	合成繊維製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六一一二・三九	その他の紡織用繊維製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六一一二・四一	女子用の水着				
	合成繊維製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	一〇・九%	
六一一二・四九	その他の紡織用繊維製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	

六一一三・〇〇	その他のもの	B	一四%	七・九%	
	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）				
	第五九・〇六項の編物製のもの	B	八・四%	五・六%	
	その他のもの	B	一六%	一〇・四%	
六一一四	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
六一一四・一〇	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・五%	八・二%	
	その他のもの	B	一三・五%	八・二%	
	綿製のもの				
六一一四・二〇	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・三%	八・一%	
	その他のもの	B	一二%	八・一%	
六一一四・三〇	人造繊維製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・二%	八・一%	
	その他のもの	B	一三・一%	八・一%	
六一一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの				
	しゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一四%	八・一%	
	その他のもの	B	一二・六%	八・一%	
六一一五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
六一一五・一一	パンティストッキング及びタイツ				
	合成繊維製のもの（機成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	B	一一・二%	七・四%	
六一一五・一二	合成繊維製のもの（機成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	B	一一・二%	七・四%	
六一一五・一九	その他の紡織用繊維製のもの				
六一一五・二〇	女子用の長靴下（機成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）				
	合成繊維製のもの	B	一二%	七・九%	
	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	その他のもの	B	八%	五・三%	
六一一五・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	八%	五・三%	
六一一五・九二	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%	
六一一五・九三	合成繊維製のもの	B	一〇%	六・六%	
六一一五・九九	その他の紡織用繊維製のもの	B	七・五%	五%	
六一一六	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				

六一一六・一〇	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋	B	一一・二%	七・四%	
六一一六・九一	綿製のもの	B	八%	五・三%	
	その他のもの	B	一六・八%	一四%	
六一一六・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	八%	五・三%	
六一一六・九三	合成繊維製のもの	B	八%	七・四%	
六一一六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	B	八%	五・三%	
六一一七	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	B	七・五%	五%	
六一一七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六一一七・二〇	ネクタイ				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六一一七・八〇	その他の附属品				
	ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	B	一六・八%	八・四%	
	綿製のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	七・八%	
	その他のもの	B	一四%	七・八%	
	その他のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	五・六%	
	その他のもの	B	一四%	五・六%	
六一一七・九〇	部分品				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
	その他のもの				
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	八・四%	
	その他のもの	B	一四%	八・四%	
六二〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）				
	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇一・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇一・一二	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇一・一三	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇一・一九	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇一・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇一・九二	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇一・九三	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）				
	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品				
	羊毛製又は繊獣毛製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇二・一一	綿製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇二・一三	人造繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの				
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%	
	その他のもの	B	二〇%	一四%	
六二〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの				

六二〇一・一一	ケープ、クロークその他これらに類する製品			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇一・一二	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇一・一三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇一・一九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇一・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇一・九二	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇一・九三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）			
	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品			
	羊毛製又は繊獣毛製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇二・一一	綿製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇二・一三	人造繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの			
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一四%
	その他のもの	B	二一・八%	九・一%
六二〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの			

六二〇二・九二	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇二・九三	人造繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）					
六二〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・一二	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・二一	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・二二	アンサンブル					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・二三	ジャケット及びブレザー					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・三三	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%

六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・四二	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・四三	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）					
六二〇四・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇四・一二	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇四・一三	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇四・二一	アンサンブル					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇四・二二	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇四・二三	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
六二〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	その他のもの	B	一四%	二〇%	九・一%	一二・八%
	ジャケット及びブレザー					

六二〇四・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一二・八%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・三三	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一二・八%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・三二	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一二・八%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一二・八%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・四一	ドレス					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一二・八%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・四二	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・四三	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・五一	スカート及びキュロットスカート					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・五二	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・五三	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・六二	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・六三	合成繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇五	男子用のシャツ					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	B	二〇%	一一・二%	七・四%	
六二〇五・一〇	綿製のもの	B	二〇%	一一・二%	七・四%	
六二〇五・二〇	人造繊維製のもの	B	二〇%	一一・二%	七・四%	
六二〇五・三〇	その他の紡織用繊維製のもの	B	二〇%	一一・二%	七・四%	
六二〇五・九〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス					
六二〇六	絹（絹のくずを含む。）製のもの	B	二〇%	一一・二%	七・四%	
六二〇六・一〇	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九%		
六二〇六・二〇	ブラウス、シャツブラウス、オーバンシャツその他これらに類するシャツ					
	その他のもの	B	一四%	一一・二%	九・一%	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇六・三〇	ブラウス、シャツブラウス、オーバンシャツその他これらに類するシャツ					
	その他のもの	B	一四%	一一・二%	七・四%	
	綿製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇六・四〇	ブラウス、シャツブラウス、オーバンシャツその他これらに類するシャツ					
	その他のもの	B	一四%	一一・二%	七・四%	
	人造繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇六・九〇	ブラウス、シャツブラウス、オーバンシャツその他これらに類するシャツ					
	その他のもの	B	一四%	一一・二%	七・四%	
	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇七	ブラウス、シャツブラウス、オーバンシャツその他これらに類するシャツ					
	その他のもの	B	一四%	一一・二%	七・四%	
	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%	九・一%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%		

六二〇七・一一	パンツ、ズボン下及びブリーフ					
	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	九%		
	ナイトシャツ及びパジャマ					
六二〇七・二一	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇七・二二	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	九%		
	その他のもの					
六二〇七・九一	綿製のもの	B	二〇%	一〇%		
	毛皮付きのもの					
	その他のもの					
	シングレットその他これに類する肌着	B	一一・二%	七・四%		
六二〇七・九二	人造繊維製のもの	B	一四%	九・一%		
	毛皮付きのもの					
	その他のもの					
	シングレットその他これに類する肌着	B	二〇%	一〇%		
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの	B	二〇%	一〇%		
	毛皮付きのもの					
	その他のもの					
	シングレットその他これに類する肌着	B	一一・二%	九%		
六二〇八	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品					
	スリップ及びペティコート					
六二〇八・一一	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	九%		
	ナイトドレス及びパジャマ					
六二〇八・二一	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇八・二二	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの	B	一一・二%	九%		
	その他のもの					
六二〇八・九一	綿製のもの	B	二〇%	一〇%		
	毛皮付きのもの					
	その他のもの					
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	B	一一・二%	七・四%		
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇八・九二	人造繊維製のもの	B	二〇%	一〇%		
	毛皮付きのもの					
	その他のもの					
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	B	一一・二%	七・四%		

六二〇八・九九	その他のもの					
	その他の紡織用繊維製のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%		
	その他のもの					
	シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	B	一一・二%	九%		
	その他のもの	B	一四%	一〇%		
六二〇九・一〇	乳児用の衣類及び衣類附属品					
	羊毛製又は繊獣毛製のもの					
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	九・八%	六・五%		
	その他のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%		
	その他のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇九・二〇	綿製のもの					
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	九・八%	六・五%		
	その他のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%		
	その他のもの	B	一一・二%	七・四%		
六二〇九・三〇	合成繊維製のもの					
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	九・八%	六・五%		
	その他のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%		
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの					
	手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	B	九・八%	六・五%		
	その他のもの					
	毛皮付きのもの	B	二〇%	一〇%		
	その他のもの	B	一四%	九・一%		
六二一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇二項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）	B	一四%	九・一%		
六二一〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの					

| | | |

六二一五	真珠を使用したもの	B	八・二%	五・四%
六二一五・一〇	その他のもの			
	編製のもの	B	一四%	九・一%
六二一五・二〇	その他のもの			
	ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	B	一〇%	六・六%
	その他のもの	B	六・六%	四・四%
六二一五・九〇	ネクタイ	B	二一%	一三・四%
	絹（細のくずを含む。）製のもの	B	一六・八%	八・四%
六二一六・〇〇	人造繊維製のもの	B	一六・八%	八・四%
	その他の紡織用繊維製のもの	B	九・八%	六・五%
六二一七	手袋、ミトン及びミット			
	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）	B	一一・二%	九%
六二一七・一〇	附属品	B	一一・二%	九%
六二一七・九〇	部分品			
六三〇一	毛布及びひざ掛け			
六三〇一・一〇	電気毛布	B	八%	五・三%
六三〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	B	八%	五・三%
六三〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）	B	一一・二%	九%
六三〇一・四〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）	B	八%	五・三%
六三〇一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け	B	八%	五・三%
六三〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン			
六三〇二・一〇	ベッドリネン（メリヤス編みのものに限る。）			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%
	その他のもの	B	一四%	九・一%
六三〇二・一二	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇二・一九	人造繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%
	その他の繊維用繊維製のもの	B	八%	五・三%
	亜麻製又はラミー製のもの	B	八%	五・三%
六三〇二・二一	その他のもの			
六三〇二・二二	綿製のもの	B	八%	五・三%
六三〇二・二九	その他のベッドリネン			
	綿製のもの	B	八%	五・三%
六三〇二・三一	人造繊維製のもの	B	八%	五・三%
六三〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの			
	亜麻製又はラミー製のもの	B	八%	五・三%
六三〇二・四〇	その他のもの			
	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	B	一四・七%	六・四%
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%
	その他のもの	B	一四%	九・一%
六三〇二・五一	その他のテーブルリネン			
	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇二・五二	亜麻製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇二・五三	人造繊維製のもの	B	一四・七%	六・四%
	ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	B	一四・七%	六・四%
	その他のもの	B	八%	五・三%
六三〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの			
	ラミー製のもの	B	一二%	七・九%
六三〇二・九一	その他のもの			
	ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	B	一四・七%	六・四%
六三〇二・九二	その他のもの	B	八%	五・三%
六三〇二・九九	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）	B	一四・七%	六・四%
六三〇三	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	B	八%	五・三%
六三〇三・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの			
	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇三・一二	その他のもの			
	合成繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇三・一九	その他の繊維用繊維製のもの			
	亜麻製又はラミー製のもの	B	一二%	七・九%
六三〇三・九一	その他のもの			
	ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	B	一四・七%	六・四%
六三〇三・九二	その他のもの	B	八%	五・三%
六三〇三・九九	その他のもの			
	ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%
	その他のもの	B	一四%	九・一%
六三〇四	その他の繊維製品			
六三〇四・一〇	電気毛布	B	一六・八%	一〇・九%
六三〇四・二〇	蚊帳	B	一六・八%	一〇・九%
六三〇四・三〇	寝袋	B	一一・二%	七・四%
六三〇四・四〇	帆布製のテント	B	一一・二%	七・四%
六三〇四・五〇	帆布製の帆、サンブラインド、日よけ及びキャンピング用品	B	一六・八%	一〇・九%
六三〇四・九〇	その他のもの	B	一六・八%	一〇・九%
六三〇五	包装用の袋	B	一一・二%	七・四%
六三〇五・一〇	ジュート又はその他の紡織用の靭皮繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇五・二〇	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇五・三二	その他の合成繊維製のもの			
	可とう性中間ばら積容器	B	一一・二%	七・四%
六三〇五・三九	その他のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇五・九〇	その他のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇六	その他のシート、天幕及びサンブラインド			
六三〇六・一〇	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇六・二〇	合成繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇六・三〇	その他の繊維用繊維製のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇六・九〇	その他のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇七	その他の製品（洋服の型紙を含む。）			
六三〇七・一〇	雑巾、ふきん、モップ及びこれらに類するもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命ボート	B	一一・二%	七・四%
六三〇七・三〇	旗、吹流し及び国旗、国章その他これらに類するもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇七・四〇	野営用品	B	一一・二%	七・四%
六三〇七・五〇	手袋、作業用のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇七・六〇	救命胴衣及び救命ボート以外のライフジャケット	B	一一・二%	七・四%
六三〇七・七〇	衣類	B	一一・二%	七・四%
六三〇七・八〇	衣類附属品	B	一一・二%	七・四%
六三〇七・九〇	その他のもの	B	一一・二%	七・四%
六三〇八	布地、糸及び繊維を使用したセット	B	一一・二%	七・四%
六三〇九	古着及び古繊維品	B	一一・二%	七・四%
六三一〇	古着及び古繊維品の仕分けをしたもの	B	一一・二%	七・四%

六三〇四	その他のもの（第九四・〇四項のものを除く。）	B	八%	五・三%	
六三〇四・一一	ベッドスプレッド				
	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	しぼうしたもの、レースを使用したもの及び積層編みの組織を有するもの	B	一四%	九・一%	
	その他のもの	B	一一・二%	七・四%	
六三〇四・一九	その他のもの				
	綿製のもの	B	一一・二%	七・四%	
	亜麻製又はラミー製のもの	B	一二%	七・九%	
	その他のもの				
	しぼうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	B	一四・七%	九・一%	
	その他のもの	B	八%	五・三%	
六三〇四・九一	その他のもの				
	メリヤス編み又はクロセ編みのもの				
	しぼうしたもの、レースを使用したもの及び積層編みの組織を有するもの	B	一六・八%	一〇・九%	
	その他のもの	B	一四%	九・一%	
六三〇四・九二	綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	B	一一・二%	七・四%	
六三〇四・九三	合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	B	八%	五・三%	
六三〇四・九九	その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				
	亜麻製又はラミー製のもの	B	一二%	七・九%	
	その他のもの				
	しぼうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	B	一四・七%	九・一%	
	その他のもの	B	八%	五・三%	
六三〇五	包装に使用する種類の袋				
六三〇五・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの				
	使用したもの	B	無税	無税	
	その他のもの	B	二〇%（その率が一キログラムにつき二一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	四%	
六三〇五・二〇	綿製のもの	B	六%	四%	
六三〇五・三一	人造繊維材料製のもの				
	ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの	B	四・九%	三・三%	
六三〇五・三九	その他のもの	B	八%	五・三%	
六三〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの				
	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）	B	四・九%	三・三%	
六三〇六	その他のもの				
六三〇六・一一	綿製のもの	B	八・四%	五・六%	
六三〇六・一二	合成繊維製のもの	B	六%	四%	
六三〇六・一九	その他の紡織用繊維製のもの	B	六%	四%	
	テント				
六三〇六・二一	綿製のもの	B	八・四%	五・六%	
六三〇六・二二	合成繊維製のもの	B	六%	四%	
六三〇六・二九	その他の紡織用繊維製のもの	B	六%	四%	
	帆				
六三〇六・三一	合成繊維製のもの	B	六%	四%	
六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	B	六%	四%	
六三〇六・四一	空気マットレス				
	綿製のもの	B	八・四%	五・六%	
六三〇六・四九	その他の紡織用繊維製のもの	B	六%	四%	
	その他のもの				
六三〇六・九一	綿製のもの	B	八・四%	五・六%	
六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	B	六%	四%	
六三〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	B	九・八%	六・五%	
六三〇七・一〇	床拭雑用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布				
	綿製のもの	B	九・八%	六・五%	
	その他のもの	B	七%	四・七%	
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯				
	綿製のもの	B	九・八%	六・五%	
	その他のもの	B	七%	四・七%	
六三〇七・九〇	その他のもの				
	綿製のもの	B	九・八%	六・五%	
	その他のもの	B	七%	四・七%	
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、しぼうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	B	五・五%	三・七%	
六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品	B	八・七%	五・八%	
六三一〇	ぼろ及びひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のもの（紡織用繊維のものに限る。）				
	選別したもの	B	無税	無税	
六三一〇・一〇	その他のもの	B	無税	無税	
六三一〇・九〇	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）				
六四〇一	履物（保護用の金属製トーキャップを有するもの及び第九五・〇六項のものを除く。）				
六四〇一・一〇					

のに限る。）				
スキー靴				
その他のもの	B	二七%	二七%	
六四〇一・九一 その他の履物				
ひさを覆うもの	B	一〇%	六・七%	
六四〇一・九二 くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）	B	二七%	二七%	
スキー靴	B	一〇%	六・七%	
六四〇一・九九 その他のもの				
その他のもの	B	一〇%	八%	
六四〇二 その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
スポーツ用の履物				
スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）	B	二七%	二七%	
六四〇二・一一 その他のもの	B	一〇%	六・七%	
六四〇二・一九 履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	B	一〇%	六・七%	
六四〇二・二〇 その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	B	一〇%	六・七%	
六四〇二・三〇 その他の履物				
くるぶしを覆うもの	B	一〇%	八%	
六四〇二・九一 その他のもの				
短靴	B	一〇%	八%	
六四〇二・九九 その他のもの	B	一〇%	一〇%	
六四〇三 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）				
スポーツ用の履物				
スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）	B	二七%	二七%	
六四〇三・一一 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	B	二七%	二七%	
六四〇三・一九 その他のもの	U	三〇%	三〇%	
その他のもの				
本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	B	二七%	二七%	
六四〇三・二〇 その他のもの	U	三〇%	三〇%	
履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）				
室内用履物				
各年度において政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	U	三〇%	二四%	
注　各年度において政令で定める数量（共通の限度数量）は、二、四五三、〇〇〇足を下らない数量とする。				
その他のもの	U	六〇%（その率が三〇%（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率	〇〇円の従量税率	

その他のもの			
共通の限度数量以内のもの			
その他のもの	B	二七%	二一・六%
六四〇三・三〇 履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）			
本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製の履物（スリッパその他の室内用履物を除く。）			
共通の限度数量以内のもの	B	二七%（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率	二一・六%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率
その他のもの	U	三〇%	二四%
その他のもの			
スリッパ			
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの	U	三〇%（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率	二四%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの			
その他のもの	U	六〇%（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率
六四〇三・四〇 その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）			
本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製の履物			
共通の限度数量以内のもの	B	六〇%（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率	二七%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率
その他のもの			
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの	U	六〇%（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率
その他のもの			
その他のもの	U	六〇%（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率

六四〇三・五一			
その他の履物（本底が革製のものに限る。）			
くるぶしを覆うもの			
室内用履物			
共通の限度数量以内のもの	U	三〇%	二四%
その他のもの	U	六〇%（その率が一足につき四、八一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの			
体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	B	二七%	二七%
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの	B	二七%	二一・六%
その他のもの	B	六〇%（その率が一足につき四、八一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇三・五九			
その他のもの			
スリッパその他の室内用履物			
スリッパ	U	三〇%	三〇%
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの	U	六〇%（その率が一足につき四、八一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの			
その他のもの			
体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの	B	二七%	二七%
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの	B	二七%	二一・六%
その他のもの			
中底の長さが一九センチメートル以下のもの	B	六〇%（その率が一足につき四、八一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの			
その他のもの	B	六〇%（その率が一足につき四、八一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他の履物			

六四〇三・九一			
くるぶしを覆うもの			
本底がゴム製又はコンポジションレザー製の履物（室内用履物を除く。）			
体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの	B	二七%	二七%
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの	B	六〇%（その率が一足につき四、八一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二一・六%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの			
その他のもの	U	三〇%	三〇%
六四〇三・九九			
その他のもの			
本底がゴム製又はコンポジションレザー製の履物（スリッパその他の室内用履物を除く。）			
体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	B	二七%	二七%
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの	B	二七%	二一・六%
その他のもの			
中底の長さが一九センチメートル以下のもの	B	六〇%（その率が一足につき四、八一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの			
その他のもの	B	六〇%（その率が一足につき四、八一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇%（その率が一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
その他のもの			
スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	U	三〇%	三〇%
その他のもの			
共通の限度数量以内のもの	U	三〇%	二四%

	その他のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	B	一〇％	八％
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			
六四〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	B	一〇％	八％
六四〇四・一九	その他のもの			
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	共通の限度数量以内のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二四％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二四％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの			
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	共通の限度数量以内のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二四％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの			
	地下たび及びキャンバスシューズ	B	一〇％	六・七％
	その他のもの	B	一〇％	八％
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）			
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	共通の限度数量以内のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二四％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの			
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）	B	一〇％	八％
	キャンバスシューズ			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	共通の限度数量以内のもの	B	二一・六％	一七・三％
	その他のもの	B	二一・六％	一七・三％
	その他のもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	共通の限度数量以内のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二四％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの			
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	B	一〇％	八％
六四〇五	その他の履物			
六四〇五・一〇	甲が紡織用繊維製のもの	B	四・三％	三・四％
	その他のもの			
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの			
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	共通の限度数量以内のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二四％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	U	六〇％（その率が三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇％（その率が一足につき四、八一足につき四、三〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの			
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	B	一〇％	六・七％
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの	B	四・三％	三・四％
六四〇五・九〇	その他のもの			
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの			
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びス			

| | | |

の部分及び扇の羽毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）		B	五・八%	三・九%	無税	
六七〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品		B	五・八%	三・九%	無税
六七〇二・一〇	プラスチック製のもの	B	B	一〇%	六・六%	無税
六七〇二・九〇	その他の材料製のもの			五・八%	三・九%	無税
六七〇三・〇〇	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）					
六七〇四	人髪	B	B	無税	無税	無税
	その他のもの					
	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）			三・二%	無税	無税
六七〇四・一一	合成繊維材料製のもの	B	B	四・八%	無税	無税
六七〇四・一九	かつら（完成品に限る。）	B	B	四・八%	無税	無税
六七〇四・二〇	その他のもの	B	B	四・八%	無税	無税
六七〇四・九〇	人髪製のもの	B	B	四・八%	無税	無税
六八〇一・〇〇	その他の材料製のもの					
	建築用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）		B	一・九%	無税	無税
六八〇二	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（着色してあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉					
六八〇二・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	B		無税	無税	無税
	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）					
六八〇二・二一	大理石、トラバーチン及びアラバスター	B	B	無税	無税	無税
六八〇二・二二	その他の石灰質の石	B	B	無税	無税	無税
六八〇二・二三	花こう岩	B	B	無税	無税	無税
六八〇二・二九	その他の石	B	B	無税	無税	無税
	その他のもの					
六八〇二・九一	大理石、トラバーチン及びアラバスター	B	B	無税	無税	無税
六八〇二・九二	その他の石灰質の石	B	B	無税	無税	無税
六八〇二・九三	花こう岩	B	B	無税	無税	無税
六八〇二・九九	その他の石	B	B	無税	無税	無税
六八〇三・〇〇	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び疑結スレート製品	B	B	三・二%	無税	無税
六八〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）					
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）	B	B	四・二%	二・三%	無税
	人造研磨材料製のもの					
	その他のもの	B	B	二・七%	一・五%	無税
	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品					
六八〇四・二一	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	B	B	四・二%	二・三%	無税
六八〇四・二二	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの					
	凝結させた人造研磨材料製のもの	B	B	四・二%	二・三%	無税
	その他のもの	B	B	二・七%	一・五%	無税
六八〇四・二三	天然石製のもの	B	B	二・七%	一・五%	無税
六八〇五	手研ぎ用砥石	B	B	四・九%	二・六%	無税
	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紙繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、継い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）					
六八〇五・一〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの	B	B	六・五%	三・五%	無税
六八〇五・二〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	B	B	六・五%	三・五%	無税
六八〇五・三〇	その他の材料に付着させたもの	B	B	六・五%	三・五%	無税
六八〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）					
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）	B	B	四・二%	無税	無税
六八〇六・二〇	はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに					

六八〇六・九〇	類する影響させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	B	四・二%	無税		
六八〇七	その他のもの					
	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品	B	四・二%	無税		
六八〇七・一〇	ロール状のもの	B	四・二%	無税		
六八〇七・九〇	その他のもの					
六八〇八・〇〇	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	B	四・二%	無税		
六八〇九	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品	B	四・二%	無税		
六八〇九・一一	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）	B	四・九%	無税		
六八〇九・一九	紙又は板紙のみを張ったもの及びこれらのみにより補強したもの	B	四・九%	無税		
六八〇九・九〇	その他のもの	B	四・九%	無税		
六八一〇	その他の製品					
	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	B	四・九%	無税		
六八一〇・一一	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	B	四・九%	無税		
六八一〇・一九	建築用のブロック及びれんが	B	四・九%	無税		
六八一〇・二〇	その他のもの	B	四・九%	無税		
六八一〇・九一	管					
六八一〇・九九	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	B	四・九%	無税		
六八一一	その他のもの	B	四・九%	無税		
	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	B	四・九%	無税		
六八一一・一〇	波板	B	四・九%	二・六%		
六八一一・二〇	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	B	四・九%	二・六%		
六八一一・三〇	管及び管用継手	B	四・九%	二・六%		
六八一一・九〇	その他の製品	B	四・九%	二・六%		
六八一二	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）					
六八一二・一〇	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一三項の物品を除く。）					
六八一二・二〇	糸	B	四・九%	二・六%		
六八一二・三〇	ひも（組んであるかないかを問わない。）	B	四・九%	二・六%		
六八一二・四〇	織物及び編物	B	四・九%	二・六%		
六八一二・五〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	B	四・九%	二・六%		
六八一二・六〇	紙、厚紙及びフェルト	B	四・九%	二・六%		
六八一二・七〇	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	B	四・九%	二・六%		
六八一二・九〇	その他のもの	B	四・九%	二・六%		
六八一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）					
六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド					
	自動車の部分品	B	五・七%	無税		
六八一三・九〇	その他のもの	B	四・二%	二・三%		
	自動車の部分品	B	五・七%	無税		
	その他のもの	B	四・二%	二・三%		
六八一四	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	B	四・九%	二・六%		
六八一四・一〇	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）	B	一・九%	無税		
六八一四・九〇	その他のもの	B	一・九%	無税		
六八一五	石その他の鉱物性材料の製品（陶磁製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）					
六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	B	二・四%	無税		
六八一五・二〇	窯業製品					
	その他の製品					
六八一五・九一	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの	B	六%	無税		
六八一五・九九	その他のもの	B	六%	無税		
六九〇一・〇〇	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）	B	三・二%	無税		
六九〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する優質耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）					
六九〇二・一〇	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して					

六九〇二・二〇	全重量の五〇％を超えるもの	B	二・七％	一・五％		
六九〇二・九〇	アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの	B	二・七％	一・五％		
六九〇三	その他のもの	B	二・七％	一・五％		
六九〇三・一〇	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これらに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	B	六・五％	三・五％		
六九〇三・二〇	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの	B	六・五％	三・五％		
六九〇三・九〇	アルミナ（Al_2O_3）又はアルミナとシリカ（SiO_2）との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの	B	六・五％	三・五％		
六九〇四	その他のもの	B	六・五％	三・五％		
六九〇四・一〇	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品	B	三・二％	無税		
六九〇四・九〇	建設用れんがその他のもの	B	三・二％	無税		
六九〇五	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	B	三・七％	二％		
六九〇五・一〇	かわら	B	三・七％	二％		
六九〇五・九〇	その他のもの	B	三・七％	二％		
六九〇六・〇〇	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	B	三・二％	無税		
六九〇七	陶磁製の建設用品及び炉用又は誘用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	B	三・二％	無税		
六九〇七・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	B	三・二％	無税		
六九〇七・九〇	その他のもの	B	三・二％	一・七％		
六九〇八	陶磁製の建設用品及び炉用又は誘用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	B	三・二％	無税		
六九〇八・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	B	四％	二・一％		
六九〇八・九〇	その他のもの	B	四％	二・一％		
六九〇九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する穀類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する製品	B	四％	二・一％		
六九〇九・一一	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品	B	四・二％	無税		
	磁器製のもの	B	四・二％	無税		
	触媒の製造に使用する触媒担体	B	四・二％	無税		
	その他のもの	B	四・二％	無税		
六九〇九・一九	触媒の製造に使用する触媒担体	B	四・二％	無税		
	その他のもの	B	四・二％	無税		
六九〇九・九〇	その他のもの	B	四・二％	無税		
六九一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品	B	四・二％	無税		
六九一〇・一〇	磁器製のもの	B	四・二％	無税		
六九一〇・九〇	その他のもの	B	四・二％	無税		
六九一一	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	B	四・二％	無税		
六九一一・一〇	食卓用品及び台所用品	B	四・二％	二・二％		
六九一一・九〇	その他のもの	B	四・二％	二・二％		
六九一二・〇〇	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	B	四・二％	二・二％		
六九一三	陶磁製の小像その他の装飾品	B	四・二％	二・二％		
六九一三・一〇	磁器製のもの	B	四・二％	二・二％		
六九一三・九〇	その他のもの	B	四・二％	二・二％		
六九一四	その他の陶磁製品	B	四・二％	無税		
六九一四・一〇	磁器製のもの	B	四・二％	無税		
六九一四・九〇	その他のもの	B	四・二％	無税		
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び屑	B	無税	無税		
七〇〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	B	四・二％	一・六％		
七〇〇二・一〇	球	B	無税	無税		
七〇〇二・二〇	棒	B	無税	無税		
	石英ガラスのもの	B	無税	無税		
	その他のもの	B	三・二％	無税		
七〇〇二・三一	管	B	三・二％	無税		
七〇〇二・三二	石英ガラスのもの	B	無税	無税		
	その他のガラス（線膨張係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）のもの	B	無税	無税		
七〇〇二・三九	その他のもの	B	無税	無税		
七〇〇三	得込み法又はロール法により製造した板ガラス及び湾型ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をした					

七〇〇三・一一	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。） 色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するもの	B	四・二%	無税	無税	無税
七〇〇三・一九	その他のもの	B	四・八%	無税	無税	無税
七〇〇三・二〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）	B	四・二%	無税	無税	無税
七〇〇三・三〇	湾型ガラス	B	四・二%	無税	無税	無税
七〇〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）					
七〇〇四・一〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。）	B	四・二%	無税		
七〇〇四・九〇	その他のもの					
	厚さが四ミリメートル以下のもの	B	三・二%	無税		
	その他のもの	B	四・八%	無税		
七〇〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	B	七・九%	四・二%		
七〇〇五・一〇	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層又は反射層を有するもの	B	七・九%	四・二%		
七〇〇五・二一	金属の線又は網を入れてないその他のガラス 色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	B	七・九%	四・二%		
七〇〇五・二九	その他のもの 厚さが四ミリメートル以下のもの	B	五・八%	三・一%		
	その他のもの	B	七・九%	四・二%		
七〇〇五・三〇	金属の線又は網を入れたもの	B	七・九%	四・二%		
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇二項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	B	一・九%	無税		
七〇〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）					
七〇〇七・一一	強化ガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	B	六・六%	無税		
	自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状のもの	B	六・六%	三・五%		
	その他のもの	B	六・六%	無税		
七〇〇七・一九	その他のもの 合わせガラス	B	六・六%	三・五%		
七〇〇七・二一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	B	無税	無税		
七〇〇七・二九	その他のもの	B	六・六%	三・五%		
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	B	一・九%	無税		
七〇〇九	ガラス繊（絆付きであるかないかを問わないものとし、バックミラー（車両用のものに限る。）を含む。）	B	四・二%	無税		
七〇〇九・一〇	バックミラー（車両用のものに限る。） その他のもの	B	四・八%	無税		
七〇〇九・九一	枠付きでないもの	B	四・八%	無税		
七〇〇九・九二	枠付きのもの	B	四・八%	無税		
七〇一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品					
七〇一〇・一〇	アンプル	B	四・二%	無税		
七〇一〇・九〇	その他のもの ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	B	四・九%	無税		
七〇一一	電灯用のもの	B	四・九%	無税		
七〇一一・一〇	陰極線管用のもの	B	四・九%	無税		
七〇一一・九〇	その他のもの	B	四・九%	無税		
七〇一二・〇〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	B	四・二%	無税		
七〇一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）					
七〇一三・一〇	ガラスセラミックス製のもの コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	B	五・八%	三・一%		
七〇一三・二一	鉛ガラス製のもの 食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	B	五・八%	三・一%		
七〇一三・二九	その他のもの	B	五・八%	三・一%		
七〇一三・三一	鉛ガラス製のもの 線膨張係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの	B	七・二%	三・九%		
七〇一三・三九	その他のもの その他のガラス製品	B	七・二%	三・九%		
七〇一三・九一	鉛ガラス製のもの	B	七・二%	三・九%		
七〇一三・九九	その他のもの ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	B	七・二%	三・九%		
七〇一四・〇〇	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	B	四・五%	無税		
七〇一五						

七〇一五・一〇	視力矯正眼鏡用のガラス	B	二・六%	無税		
七〇一五・九〇	その他のもの	B	三・六%	無税		
七〇一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	B	四・二%	無税		
七〇一六・一〇	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税		
七〇一六・九〇	その他のもの					
	ステンドグラスその他これに類するガラス	B	一・九%	無税		
	その他のもの	B	五・八%	三・一%		
七〇一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	B	四・九%	無税		
七〇一七・一〇	石英ガラス製のもの	B	四・九%	無税		
七〇一七・二〇	その他のガラス（線膨張係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）	B	三・六%	無税		
七〇一七・九〇	その他のもの	B	三・六%	無税		
七〇一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	B	一〇%	八%		
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	B	一〇%	六・六%		
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	B	一〇%	六・六%		
七〇一八・九〇	その他のもの					
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	B	一〇%	六・六%		
	その他のもの	B	四・二%	無税		
七〇一九	ガラス繊維（ガラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）					
七〇一九・一〇	スライバー、ローピング、糸及びチョップドストランド	B	四・六%	無税		
七〇一九・二〇	織物（編物機物を含む。）	B	五・一%	無税		
七〇一九・三一	薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織ってない物品	B	四・六%	無税		
七〇一九・三二	マット	B	四・六%	無税		
七〇一九・三九	薄いシート（ボイル）	B	四・六%	無税		
七〇一九・九〇	その他のもの	B	四・六%	無税		
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品	B	四・六%	無税		
七〇二	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	B	一・七%	無税		
七〇二・一〇	天然真珠	B	三・七%	無税		
	養殖真珠					
七〇二・二一	加工してないもの	B	三・七%	無税		
七〇二・二二	加工したもの	B	三・七%	無税		
七〇二・三	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）					
七〇二・三一	選別してないもの					
	工業用のもの	B	無税	無税		
七〇二・三二	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	B	無税	無税		
七〇二・三九	その他のもの					
	工業用以外のもの					
七〇二・三三	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	B	無税	無税		
	その他のもの					
	貴石及び半貴石（加工してあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）					
七〇二三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く彫作ったもの	B	無税	無税		
	その他の加工をしたもの					
七〇二三・九一	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	B	三・二%	無税		
七〇二三・九九	その他のもの	B	三・二%	無税		
七〇二四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）					
七〇二四・一〇	ピエゾエレクトリッククオーツ	B	無税	無税		
七〇二四・二〇	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く彫作ったものに限る。）	B	無税	無税		

七一〇四・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
七一〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	B	無税	無税	
七一〇五・一〇	ダイヤモンドのもの	B	無税	無税	
七一〇五・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
七一〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	B	二％	無税	
七一〇六・一〇	粉	B	二％	無税	
七一〇六・九一	その他のもの	B	二・五％	無税	
七一〇六・九二	加工してないもの	B	二・五％	無税	
	一次製品				
	棒、形材、板、シート及びストリップ	B	五・八％	無税	
	合金のもの	B	二・五％	無税	
	その他のもの	B	五・八％	無税	
七一〇七・〇〇	棒を乗った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	B	五・八％	無税	
七一〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	B	無税	無税	
	マネタリーゴールド以外のもの				
七一〇八・一一	粉	B	無税	無税	
七一〇八・一二	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）	B	無税	無税	
七一〇八・一三	その他の形状のもの（一次製品に限る。）	B	無税	無税	
七一〇八・二〇	マネタリーゴールド	B	無税	無税	
七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・八％	無税	
七一一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	B	無税	無税	
	加工してないもの及び粉状のもの				
七一一〇・一一	その他のもの	B	無税	無税	
七一一〇・一九	棒、形材、板、シート及びストリップ	B	無税	無税	
	その他のもの				
七一一〇・二〇	パラジウム	B	無税	無税	
七一一〇・二九	加工してないもの及び粉状のもの	B	無税	無税	
	その他のもの				
七一一〇・三〇	棒、形材、板、シート及びストリップ	B	無税	無税	
	その他のもの				
七一一〇・三九	ロジウム	B	無税	無税	
	加工してないもの及び粉状のもの				
七一一〇・四〇	その他のもの	B	無税	無税	
	棒、形材、板、シート及びストリップ				
七一一〇・四九	その他のもの	B	無税	無税	
	イリジウム、オスミウム及びルテニウム				
七一一〇・四二	加工してないもの及び粉状のもの	B	無税	無税	
七一一〇・四九	その他のもの	B	無税	無税	

七一一一・〇〇	棒、形材、板、シート及びストリップ	B	無税	無税	
	その他のもの				
七一一二	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	B	三・七％	無税	
七一一二・一〇	貴金属又は貴金属を張った金属のくず	B	五・八％	無税	
	金のくず（金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）				
七一一二・二〇	白金のくず（白金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）	B	無税	無税	
七一一二・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
七一一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	B	無税	無税	
七一一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）				
七一一三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）	B	七・八％	五・二％	
	白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）				
七一一四	製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）	B	七・八％	五・二％	
	その他のもの				
七一一三・二〇	貴金属を張った卑金属製のもの	B	七・八％	五・二％	
七一一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	B	八・二％	五・四％	
七一一四・一一	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）	B	八・二％	五・四％	
	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）				
七一一四・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）	B	八・二％	五・四％	
七一一四・二〇	貴金属を張った卑金属製のもの	B	八・二％	五・四％	
七一一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	B	八・二％	三・二％	
七一一五・一〇	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）	B	三・七％	無税	
七一一五・九〇	その他のもの	B	三・七％	無税	
七一一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品				
七一一六・一〇	天然又は養殖の真珠製のもの	B	無税	無税	

七一六・二〇	格付けした真珠を輸送のために一時的に糸に通したもの	B	八・二%	無税	
	その他のもの	B	七・八%	五・二%	
七一七	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	B	三・七%	二・五%	
	理化学用又は工業用のもの	B	七・八%	五・二%	
	その他のもの				
七一七・一一	身辺用模造細貨類				
	卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）	B	八・二%	五・四%	
	カフスボタン及び飾りボタン				
七一七・一九	貴金属をめっきした金属、さんご、ぜっ皮又はべっこうを使用したもの	B	八・二%	五・四%	
	その他のもの	B	八%	五・三%	
七一七・九〇	その他のもの	B	五・六%	三・七%	
	木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに供する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめっきしたものを除く。）	B	一二・五%	一〇%	
	その他のもの				
	木製のもの	B	四%	二・七%	
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	B	五・一%	三・四%	
	その他のもの	B	六・三%	五%	
七二一八	貨幣				
七二一八・一〇	貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）	B	無税	無税	
	その他のもの	B	無税	無税	
七二一八・九〇	純鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）	B	三・七%	無税	
七二〇一	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%以下のものに限る。）	B	三・七%	無税	
七二〇一・一〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%を超えるものに限る。）	B	三・七%	無税	
七二〇一・二〇	合金銑鉄	B	三・七%	無税	
七二〇一・四〇	スピーゲル	B	三・七%	無税	
七二〇二	フェロアロイ				
七二〇二・一一	フェロマンガン				
	炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの	B	九・六%	六・三%	
七二〇二・一九	その他のもの	B	九・六%	六・三%	
七二〇二・二一	フェロシリコン				
	けい素の含有量が全重量の五五%を超えるもの	B	三・七%	無税	
	その他のもの	B	三・七%	無税	
七二〇二・二九	その他のもの	B	三・七%	無税	
七二〇二・三〇	フェロシリコンマンガン	B	三・七%	二・五%	
	フェロクロム				
七二〇二・四一	炭素の含有量が全重量の四%を超えるもの	B	八%	五・三%	
	その他のもの	B	八%	五・三%	
七二〇二・四九	フェロシリコクロム	B	三・七%	二・五%	
七二〇二・五〇	フェロニッケル	B	六・五%	四・二%	
七二〇二・六〇	フェロモリブデン	B	四・九%	三・三%	
七二〇二・七〇	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン				
七二〇二・八〇	フェロタングステン	B	四・九%	三・三%	
	フェロシリコタングステン	B	三・七%	二・五%	
七二〇二・九一	その他のもの				
	フェロチタン及びフェロシリコチタン	B	三・七%	二・五%	
七二〇二・九二	フェロバナジウム	B	三・七%	二・五%	
七二〇二・九三	フェロニオブ	B	三・七%	二・五%	
七二〇二・九九	その他のもの	B	三・七%	二・五%	
七二〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	B	三・七%	二・五%	
七二〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	B	三・七%	無税	
七二〇三・九〇	その他のもの	B	三・七%	無税	
七二〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	B	無税	無税	
七二〇四・一〇	鋳鉄のくず	B	無税	無税	
	合金鋼のくず				
七二〇四・二一	ステンレス鋼のもの	B	無税	無税	
七二〇四・二九	その他のもの	B	無税	無税	
七二〇四・三〇	すずをめっきした鉄鋼のくず	B	無税	無税	
七二〇四・四一	その他のくず				
	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
七二〇四・四九	その他のもの	B	無税	無税	
七二〇四・五〇	再溶解用のインゴット				
	合金鋼のもの	B	七・一%	四・七%	
	その他のもの	B	五・一%	三・四%	
七二〇五	鉄鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	B	三・七%	無税	
七二〇五・一〇	粒	B	三・七%	無税	
七二〇五・二一	粉				
	合金鋼のもの	B	三・七%	無税	
七二〇五・二九	その他のもの	B	三・七%	無税	
七二〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）				
七二〇六・一〇	インゴット				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・二%	五・八%	
	その他のもの	B	無税	無税	
			＊2	＊2	

七二〇六・九〇	その他のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの				
	その他のもの	B	四・三％	無税	
		B	五・八％	三・九％	
七二〇七	鉄又は非合金鋼の半製品				
	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの				
七二〇七・一一	横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの二倍未満のもの	B	四・三％	＊無税	
七二〇七・一二	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）	B	四・三％	＊無税	
七二〇七・一九	その他のもの	B	四・三％	＊無税	
七二〇七・二〇	炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの				
	その他のもの	B	四・三％	＊無税	
七二〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）				
	厚さが三ミリメートル未満のものにあっては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）				
七二〇八・一一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
七二〇八・一二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
七二〇八・一三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
七二〇八・一四	厚さが三ミリメートル未満のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	B	四・九％	＊1無税	
七二〇八・二二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	B	四・九％	＊1無税	
七二〇八・二三	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	B	四・九％	＊1無税	
	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	B	四・九％	＊1無税	
七二〇八・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの	B	四・九％	＊1無税	
	厚さが二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いていないものに限る。）				
七二〇八・三一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
七二〇八・三二	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
七二〇八・三三	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
七二〇八・三四	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
七二〇八・三五	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	B	四・九％	＊1無税 ＊2無税	
七二〇八・四一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）	B	四・九％	＊1無税	
	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）	B	四・九％	＊1無税	
七二〇八・四二	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）	B	四・九％	＊1無税	

七二〇八・四四	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）	B	四・九%	※1 無税			
七二〇八・四五	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）	B	四・九%	※1 無税			
七二〇八・九〇	その他のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）						
七二〇九・一一	厚さが三ミリメートル未満のものにあっては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあっては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）						
	厚さが三ミリメートル以上のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※1 無税			
	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九・一二	厚さが一ミリメートル未満のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九・一三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※2 無税			
七二〇九・一四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	B	四・九%	※2 無税			
七二〇九・二一	厚さが三ミリメートル未満のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※2 無税			
七二〇九・二二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※2 無税			
七二〇九・二三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九・二四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九・三一	厚さが三ミリメートル以上のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※2 無税			
七二〇九・三二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※2 無税			
七二〇九・三三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※2 無税			
七二〇九・三四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの						
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九・四一	厚さが三ミリメートル以上のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九・四二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九・四三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二〇九・四四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二一〇・九〇	その他のもの						
	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）						
七二一〇・一一	すずをめっきしたもの						
	厚さが〇・五ミリメートル以上のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二一〇・一二	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
七二一〇・二〇	船をめっきしたもの（ターンプレートを含む。）	B	四・九%	※1 無税			
七二一〇・三一	亜鉛を電気めっきしたもの						
	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあっては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあっては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの						
七二一〇・三九	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	※1 無税			
	その他のもの	B	四・九%	※2 無税			
	亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）						
七二一〇・四一	波形にしたもの	B	四・九%	※1 無税			
七二一〇・四九	その他のもの	B	四・九%	※1 無税			

七二〇・五〇	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二〇・六〇	アルミニウムをめっきしたもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二〇・七〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二〇・九〇	その他のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっき又は被覆したものを除く。）	B	四・九%	＊1 無税	
		B	五・八%	＊2 無税	
七二一・一一	厚さが三ミリメートル未満のものにあっては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあっては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1 無税	
	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一・一二	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一・一九	その他のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二一・二一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一・二二	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一・二九	その他のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二一・三〇	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一・四一	したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊2 無税	
七二一・四九	炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二一・九〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっき又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二二	すずをめっきしたもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二二・一〇	亜鉛を電気めっきしたもの				
七二二・二一	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあっては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあっては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二・二九	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二二・三〇	亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二二・四〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二二・五〇	その他のもの（めっき又は被覆したものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二二・六〇	クラッドしたもの				
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊2 無税	
七二二三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二二三・一〇	筒、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの	B	四・九%	＊1 無税	
七二二三・二〇	非合金快削鋼のもの				
	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二二三・三一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二二三・三九	その他のもの				
	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
七二二三・四一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメート				

七二二・四九	ル未満のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二・五〇	その他のもの					
	（炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	B	五・八%	＊2	無税	
七二四・一〇	鍛造したもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二四・二〇	前、リア、歯その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじったもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二四・三〇	非合金快削鋼のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二四・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二四・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二四・六〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のものに限る。）	B	五・八%	＊2	無税	
七二二五	鉄又は非合金鋼のその他の棒					
七二二五・一〇	非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二五・二〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二五・三〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二五・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	五・八%	＊2	無税	
七二二五・九〇	その他のもの					
	炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	B	四・九%	＊1	無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2	無税	
七二二六	鉄又は非合金鋼の形鋼					
七二二六・一〇	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1	無税	
	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二六・二二	T形鋼	B	四・九%	＊1	無税	
	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）					
七二二六・三一	U形鋼	B	四・九%	＊1	無税	
七二二六・三二	I形鋼	B	四・九%	＊1	無税	
七二二六・三三	H形鋼	B	四・九%	＊1	無税	
七二二六・四〇	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二六・五〇	その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二六・六〇	形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二六・九〇	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二二七	鉄又は非合金鋼の線					
七二二七・一一	炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のものめっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二七・一二	亜鉛をめっきしたもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二二七・一三	その他の卑金属をめっきしたもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二二七・一九	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
	炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のもの					
七二二七・二一	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	B	四・九%	＊1	無税	
七二二七・二二	亜鉛をめっきしたもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二二七・二三	その他の卑金属をめっきしたもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二二七・二九	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七二二七・三一	炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のもの					
	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	B	五・八%	＊2	無税	
七二二七・三二	亜鉛をめっきしたもの	B	五・八%	＊2	無税	
七二二七・三九	その他の卑金属をめっきしたもの	B	五・八%	＊2	無税	
七二二八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品					
七二二八・一〇	インゴットその他の一次形状のもの	B	五・八%	＊2	無税	
七二二八・九〇	その他のもの	B	五・八%	＊2	無税	
七二二九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）					
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの	B	五・八%	＊2	無税	
七二二九・一一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	B	五・八%	＊2	無税	

七二一九・一二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・一三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・一四	厚さが三ミリメートル未満のもの（更に加工したものを除く。）	B	五・八%	＊2 無税	
	熱間圧延をしたもので巻いてないもの				
七二一九・二一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの	B	五・八%	＊2 無税	
	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）				
七二一九・三一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・三二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・三三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・三五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二一九・九〇	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）				
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）				
七二二〇・一一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二〇・一二	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二〇・二〇	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	B	五・八%	＊2 無税	
七二二〇・九〇	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	B	五・八%	＊2 無税	
七二二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼				
七二二二・一〇	棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	五・八%	＊2 無税	
七二二二・二〇	棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	B	五・八%	＊2 無税	
七二二二・三〇	その他の棒	B	五・八%	＊2 無税	
七二二二・四〇	形鋼	B	五・八%	＊2 無税	
七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線	B	五・八%	＊2 無税	
七二二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	B	八・二%	＊6 無税	
七二二四・一〇	インゴットその他の一次形状のもの				
	高速度鋼のもの				
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	七・二%	＊4 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
	その他のもの	B	七・二%	＊4 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二四・九〇	その他のもの	B	八・二%	＊6 無税	
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	七・二%	＊4 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）				
	その他のもの	B	七・二%	＊4 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二五・一〇	高速度鋼のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二五・二〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	B	八・二%	＊6 無税	
七二二五・三〇	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	七・二%	＊4 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二五・四〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）				
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	七・二%	＊4 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二五・五〇	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）				
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	七・二%	＊4 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二五・九〇	その他のもの				
	バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）	B	七・九%	＊5 無税	
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	七・二%	＊4 無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊2 無税	
七二二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）				
	けい素電気鋼のもの	B	五・八%	＊2 無税	
	高速度鋼のもの	B	八・二%	＊6 無税	
七二二六・一〇	けい素電気鋼のもの	B	七・二%	＊4 無税	
七二二六・二〇	高速度鋼のもの	B	五・八%	＊2 無税	

七二二六・九二	その他のもの					
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）					
	のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二六・九二	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）					
	のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二六・九九	その他のもの					
	バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）	B		七・九%		＊5 無税
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）					
	のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）					
	高速度鋼のもの	B	B	八・二%	五・八%	＊6 無税 ＊2 無税
	シリコマンガン鋼のもの	B	B	八・二%	五・八%	＊6 無税 ＊2 無税
七二二七・九〇	その他のもの					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒					
	高速度鋼の棒	B	B	八・二%	五・八%	＊6 無税 ＊2 無税
七二二八・一〇	シリコマンガン鋼の棒	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二八・二〇	その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二八・四〇	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二八・五〇	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二八・六〇	その他の棒					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二八・七〇	形鋼					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	七・二%	＊4 無税 ＊4 無税
七二二八・八〇	中空ドリル棒	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二九	その他の合金鋼の線	B	B	八・二%	五・八%	＊6 無税 ＊2 無税
七二二九・一〇	高速度鋼のもの					
七二二九・二〇	シリコマンガン鋼のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七二二九・九〇	その他のもの					
	合金工具鋼（タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの重量が全重量の〇・五%以上のものに限る。）のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七三〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼					
七三〇一・一〇	鋼矢板					
	合金鋼製のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
	その他のもの	B	B	七・二%	五・八%	＊4 無税 ＊2 無税
七三〇一・二〇	形鋼					
七三〇一・三	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、軌条、転轍棒その他の分岐器の精度部分（鉄鋼製の軌設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付	B	B	五・八%	四・九%	＊2 無税 ＊1 無税

七三〇二・一〇	鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）の敷設用のもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道				
七三〇二・二〇	レール	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇二・三〇	まくら木	B	四・九%	＊1 無税	
	トングレール、ウイング（ガード）レール、ポイント（ガード）レール、ポイントロッド、クロッシングピースその他の分岐器の敷設部分	B	四・九%	三・二%	
七三〇二・四〇	継目板及びソールプレート	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇二・九〇	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇三・〇〇	鋳鉄製の管及び中空の形材	B	四・九%	三・二%	
七三〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）				
七三〇四・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇四・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チューピング及びドリルパイプ				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	ドリルパイプ	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	ドリルパイプ	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇四・三一 ＊	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの				
	ドリルパイプ	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇四・三九 ＊	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	ドリルパイプ	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇四・四一 ＊	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの				
	ドリルパイプ	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	六・五%	＊3 無税	
七三〇四・四九 ＊	その他のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	ドリルパイプ	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	B	六・五%	＊3 無税	
七三〇四・五一 ＊	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの				
	ドリルパイプ	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	六・五%	＊3 無税	
七三〇四・五九 ＊	その他のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	ドリルパイプ	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	六・五%	＊3 無税	

七三〇四・九〇 ＊	その他のもの				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	ドリルパイプ	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇五 ＊	ドリルパイプ	B	四・九%	＊1 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）				
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ				
七三〇五・一一	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇五・一二	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇五・一九	その他のもの				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇五・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇五・三一	縦方向に溶接したもの				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇五・三九	その他のもの				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇五・九〇	その他のもの				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）				
	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ				
七三〇六・一〇	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇六・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチューピング				
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3 無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1 無税	
七三〇六・三〇 ＊	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、				

七三〇六・四〇＊	横断面が円形のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇六・五〇＊	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	B	六・五%	＊3	無税	
七三〇六・六〇＊＊	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	B	六・五%	＊3	無税	
七三〇六・九〇＊＊	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	B	六・五%	＊3	無税	
	合金鋼製のもの	B	六・五%	＊3	無税	
	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七・一一	鋳造した継手	B	五・八%	＊3	無税	
七三〇七・一九	非可鍛鋳鉄製のもの	B	五・八%	＊3	無税	
	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七・二一	フランジ	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七・二二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七・二三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七・二九	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
	その他のもの					
七三〇七・九一	フランジ	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七・九三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇七・九九	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七三〇八	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品					
七三〇八・一〇	橋及び橋げた	B	四・九%	＊無税		
七三〇八・二〇	塔及び格子柱	B	四・九%	無税		
七三〇八・三〇	戸及び敷並びにこれらの枠並びに戸敷居	B	四・九%	無税		
七三〇八・四〇	足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品	B	四・九%	＊無税		
七三〇八・九〇	その他のもの	B	四・九%	＊無税		
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	B	四・九%	無税		
七三一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	B	四・九%	三・二%		
七三一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの	B	四・九%	三・二%		
七三一〇・二一	内容積が五〇リットル未満のもの	B	四・九%	三・二%		
	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）	B	四・九%	三・二%		
七三一〇・二九	その他のもの	B	四・九%	三・二%		
七三一一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	B	四・九%	無税		
七三一二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）					
七三一二・一〇＊	より線、ロープ及びケーブル	B	四・九%	＊1	無税	
七三一二・九〇＊	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七三一三・〇〇	鉄鋼製の有刺鉄線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のものであるかないかを問わない。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル					
	織った物品					
七三一四・一一	ステンレス鋼製のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七三一四・一九	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七三一四・二〇	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三一四・三〇	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）	B	四・九%	＊1	無税	
七三一四・四一	その他のワイヤグリル、網及び柵					
七三一四・四二	亜鉛をめっきしたもの	B	四・九%	＊1	無税	
七三一四・四九	プラスチックを被覆したもの	B	四・九%	＊1	無税	
七三一四・五〇	その他のもの	B	四・九%	＊1	無税	
七三一五	エキスパンデッドメタル					
七三一五・一一	鉄鋼製の鎖及びその部分品					
七三一五・一九	連接リンクチェーン及びその部分品					
七三一五・二〇	ローラーチェーン	B	四・九%	無税		
	その他の鎖	B	四・九%	無税		
	部分品	B	四・九%	無税		
七三一五・八一	スキッドチェーン	B	四・九%	無税		
七三一五・八二	その他の鎖	B	四・九%	無税		
七三一五・八九	スタッド付きチェーン	B	四・九%	無税		
	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）	B	四・九%	無税		
	その他のもの	B	四・九%	無税		

七三二五・九〇	その他の部分品	B	四・九%	無税		
七三二六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	B	四・九%	三・三%		
七三二七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	B	四・九%	＊1 無税		
七三二八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品					
七三二八・一一	ねじを切ったコーチスクリュー	B	四・二%	二・八%		
七三二八・一二	その他の木ねじ	B	四・二%	二・八%		
七三二八・一三	スクリューフック及びスクリューリング	B	四・二%	二・八%		
七三二八・一四	セルフタッピングスクリュー	B	四・二%	二・八%		
七三二八・一五	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	B	四・二%	二・八%		
七三二八・一六	ナット	B	四・二%	二・八%		
七三二八・一九	その他のもの	B	四・二%	二・八%		
七三二八・二一	ねじを切ってない製品	B	四・二%	二・八%		
七三二八・二二	ばね座金その他の止め座金	B	四・二%	二・八%		
七三二八・二三	その他の座金	B	四・二%	二・八%		
七三二八・二四	リベット	B	四・二%	二・八%		
七三二八・二九	コッター及びコッターピン	B	四・二%	二・八%		
	その他のもの	B	四・二%	二・八%		
	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、しゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品					
七三一九・一〇	縫針、かがり針及びしゅう針	B	三・七%	無税		
七三一九・二〇	安全ピン	B	三・七%	無税		
七三一九・三〇	その他のピン	B	三・七%	無税		
七三一九・九〇	その他のもの	B	三・七%	無税		
七三二〇	鉄鋼製のばね及びばね板	B	七・二%	無税		
七三二〇・一〇	板ばね及びそのばね板	B	四・九%	三・二%		
	自動車用のシャシばね及びそのばね板					
七三二〇・二〇	その他のもの	B	七・二%	無税		
	コイルばね					
	自動車用のシャシばね	B	七・二%	無税		
	その他のもの	B	四・九%	三・二%		
七三二〇・九〇	その他のもの	B	七・二%	無税		
	自動車用のシャシばね	B	四・九%	三・二%		
	その他のもの	B	七・二%	無税		
	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、風呂釜その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）					
七三二一・一一	調理用加熱器具及び温め器					
	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	B	四・九%	無税		
七三二一・一二	液体燃料用のもの	B	四・九%	無税		
七三二一・一三	固体燃料用のもの	B	四・九%	無税		
	その他の器具					
七三二一・八一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	B	四・九%	無税		
七三二一・八二	液体燃料用のもの	B	四・九%	無税		
七三二一・八三	固体燃料用のもの	B	四・九%	無税		
七三二一・九〇	部分品	B	四・九%	無税		
七三二二	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調和した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）					
七三二二・一一	ラジエーター及びその部分品					
	鋳鉄製のもの	B	四・九%	無税		
七三二二・一九	その他のもの	B	四・九%	無税		
七三二二・九〇＊	その他のもの	B	四・九%	無税		
七三二三	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄綱のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品					
七三二三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品					
	その他のもの	B	五・八%	無税		
七三二三・九一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）	B	三・九%	無税		
七三二三・九二	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）	B	三・九%	無税		
七三二三・九三	ステンレス鋼製のもの	B	三・九%	無税		
七三二三・九四	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	B	三・九%	無税		
七三二三・九九	その他のもの	B	三・九%	無税		
七三二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）					
七三二四・一〇＊	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	B	四・九%	無税		
	浴槽					
七三二四・二一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きしてあるかないかを問わない。）	B	四・九%	無税		
七三二四・二九	その他のもの	B	四・九%	無税		
七三二四・九〇＊	その他のもの（部分品を含む。）	B	四・九%	無税		
七三二五	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）					
七三二五・一〇	非可鍛鋳鉄製のもの	B	五・八%	無税		

七三二五・九一	その他のもの				
	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	B	五・八%	無税	
七三二五・九九	その他のもの				
七三二六	その他の鉄鋼製品（鍛造又は型打ちをしたものを除く。）				
七三二六・一一	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	B	五・八%	無税	
七三二六・一九	その他のもの	B	五・八%	無税	
七三二六・二〇※	鉄鋼の線から製造したもの	B	五・八%	無税	
七三二六・九〇	その他のもの				
	エンドレスコンベヤベルト（巻いた未完成のコンベヤベルトで両端にリベットの穴を有するものを含む。）	B	四・九%	無税	
	その他のもの	B	五・八%	無税	
七四〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）				
七四〇一・一〇	銅のマット	B	無税	無税	
七四〇一・二〇	セメントカッパー（沈殿銅）	B	無税	無税	
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅				
	課税価格が一キログラムにつき四九〇円以下のもの	B	七・二%	三%	
	課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	B	七・二%	無税	
七四〇三	精製銅又は銅合金の塊				
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二一円	※※三%	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二一円	無税	
七四〇三・一二	ワイヤバー				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二一円	※※三%	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二一円	無税	
七四〇三・一三	ビレット				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二一円	※※三%	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二一円	無税	
七四〇三・一九	その他のもの				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二一円	※※三%	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二一円	無税	
七四〇三・二一	銅合金				
	銅・亜鉛合金（黄銅）	B	一キログラムにつき二一円	無税	
七四〇三・二二	銅・すず合金（青銅）				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二一円	※※三%	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二一円	無税	
七四〇三・二三	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二一円	※※三%	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二一円	無税	
七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	B	一キログラムにつき二一円	※※三%	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき二一円	無税	
七四〇四・〇〇	銅のくず	B	無税	三%	
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	B	無税	六%	
七四〇六	銅の粉及びフレーク				
七四〇六・一〇	粉（薄片状のものを除く。）	B	七・二%	三%	
七四〇六・二〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	B	七・二%	三%	
七四〇七	銅の棒及び形材				
七四〇七・一〇	精製銅のもの	B	七・二%	三%	
	銅合金のもの				
七四〇七・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	B	七・二%	三%	
七四〇七・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	B	五・八%	三%	
七四〇七・二九	その他のもの	B	七・二%	三%	
七四〇八	銅の線				
	精製銅のもの				

七四〇八・一一					横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの
七四〇八・一九	B	七・二%	三%		その他のもの
					銅合金のもの
七四〇八・二一	B	七・二%	三%		銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
七四〇八・二二	B	五・八%	三%		銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四〇八・二九	B	七・二%	三%		その他のもの
七四〇九					銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）
					精製銅のもの
七四〇九・一一	B	六・五%	三%		巻いたもの
七四〇九・一九	B	六%	三%		その他のもの
					銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
七四〇九・二一	B	六%	二%		巻いたもの
七四〇九・二九	B	六%	三%		その他のもの
					銅・すず合金（青銅）のもの
七四〇九・三一	B	六%	三%		巻いたもの
七四〇九・三九	B	六%	三%		その他のもの
七四〇九・四〇	B	五・八%	三%		銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四〇九・九〇	B	六%	三%		その他の銅合金のもの
七四一〇					銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）
					裏張りしてないもの
七四一〇・一一	B	六%	三%		精製銅のもの
七四一〇・一二	B	六%	三%		銅合金のもの
					裏張りしたもの
七四一〇・二一	B	六%	三%		精製銅のもの
七四一〇・二二	B	六%	三%		銅合金のもの
七四一一					銅の管
七四一一・一〇	B	六・五%	三%		精製銅のもの
					銅合金のもの
七四一一・二一	B	六・五%	三%		銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
七四一一・二二	B	六・五%	三%		銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
七四一一・二九	B	六・五%	八・二%		その他のもの
七四一二					銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）
七四一二・一〇	B	五・八%	五・八%		精製銅のもの
七四一二・二〇	B	無税	無税		銅合金のもの
七四一三・〇〇＊	B	七・二%	三%		銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたもの及びワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）を除く。）
七四一四					ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル
七四一四・一〇	B	四・九%	無税		機械用ワイヤエンドレスバンド
七四一四・九〇	B	五・八%	無税		その他のもの
七四一五					銅製のくぎ、びょう、面びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の脚部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品
七四一五・一〇	B	五・八%	無税		くぎ、びょう、面びょう、またくぎ及びその他これらに類する製品
七四一五・二一	B	五・八%	無税		その他のもの（ねじを切ったものを除く。）
七四一五・二九	B	五・八%	無税		座金（ばね座金を含む。）
					その他のもの（ねじを切ったものに限る。）
七四一五・三一	B	五・八%	無税		木ねじ
七四一五・三二	B	五・八%	無税		その他のねじ、ボルト及びナット
七四一五・三九	B	五・八%	無税		その他のもの
七四一六・〇〇	B	五・八%	無税		銅製のばね
七四一七・〇〇	B	五・八%	無税		銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）
七四一八	B	五・八%	無税		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）（銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）
七四一八・一〇	B	五・一%	無税		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
七四一八・二〇	B	五・八%	無税		衛生用品及びその部分品
七四一九	B	五・八%	無税		その他の銅製品
七四一九・一〇	B	五・八%	無税		銅及びその部分品
					その他のもの
七四一九・九一	B	五・八%	無税		鋳造、型打ち又は機造をしたもの（更に加工したものを除く。）
七四一九・九九	B	五・八%	無税		その他のもの
					貴金属をめっきしたもの
七五〇一	B	一〇%	無税	一キログラムにつき	その他のもの
					ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物
七五〇一・一〇	B	無税	無税		ニッケルのマット
七五〇一・二〇	B	無税	無税		焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物
					焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限る。）

	その他のもの	B	七・二%	き八一円	き四四円	
	酸化ニッケル（鋼の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。）	B	七・二%	無税	二%	無税
	その他のもの					
七五〇二	ニッケルの塊	B	一キログラムにつき八一円		一キログラムにつき四四円	
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）					
七五〇二・二〇	ニッケル合金					
	ニッケルの含有量が全重量の五〇%未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの	B	無税	無税	無税	無税
	その他のもの	B	九%	無税	三%	無税
七五〇三・〇〇	ニッケルのくず	B	無税	無税	無税	無税
七五〇四・〇〇	ニッケルの粉及びフレーク					
	真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの	B	無税	無税	無税	無税
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もっとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。					
	その他のもの					
	ニッケル（合金を除く。）のもの	B	一キログラムにつき六五円	六%	一キログラムにつき四一円	三%
七五〇五	ニッケルの棒、形材及び線					
	棒及び形材					
七五〇五・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの	B	七・二%	七・二%	二%	二%
七五〇五・一二	ニッケル合金のもの	B	五・八%	五・八%	二%	二%
	線					
七五〇五・二一	ニッケル（合金を除く。）のもの	B	七・二%	七・二%	二%	二%
七五〇五・二二	ニッケル合金のもの	B	五・八%	五・八%	二%	二%
七五〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく					
七五〇六・一〇	ニッケル（合金を除く。）のもの					
	真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの	B	無税	無税	無税	無税
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もっとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。					

七五〇六・二〇	その他のもの	B	七・二%	七・二%	三%	三%
七五〇七	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	B	五・八%	五・八%	三%	三%
	管					
七五〇七・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの	B	七・二%	七・二%	三%	三%
七五〇七・一二	ニッケル合金のもの	B	六・五%	六・五%	無税	無税
七五〇七・二〇	管用継手	B	五・八%	五・八%	三%	三%
七五〇八・〇〇	その他のニッケル製品	B	五・八%	五・八%	三%	三%
七六〇一	アルミニウムの塊	B	無税	無税	無税	無税
七六〇一・一〇	アルミニウム（合金を除く。）	B	一%	一%	無税	無税
七六〇一・二〇	アルミニウム合金	B	一%	一%	無税	無税
七六〇二・〇〇	アルミニウムのくず	B	無税	無税	無税	無税
七六〇三	アルミニウムの粉及びフレーク					
七六〇三・一〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	B	五・八%	五・八%	三%	三%
七六〇三・二〇	粉（薄片状のものに限る。）	B	五・八%	五・八%	三%	三%
七六〇四	アルミニウムの棒及び形材					
七六〇四・一〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの	B	一一・五%	一一・五%	七・五%	七・五%
七六〇四・二〇	アルミニウム合金のもの	B	一二・八%	一二・八%	七・五%	七・五%
七六〇五	中空の形材					
七六〇五・一一	その他のもの					
	アルミニウムの線					
	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの					
七六〇五・一九	アルミニウム（合金を除く。）のもの	B	一一・五%	一一・五%	七・五%	七・五%
	その他のもの					
七六〇五・二一	アルミニウム合金のもの	B	一二・八%	一二・八%	七・五%	七・五%
	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの					
七六〇五・二九	その他のもの	B	一一・五%	一一・五%	七・五%	七・五%
七六〇六	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）					
	長方形（正方形を含む。）のもの					
七六〇六・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの	B	一二・五%	一二・八%	七・五%	七・五%
七六〇六・一二	アルミニウム合金のもの	B	一二・五%	一二・八%	七・五%	七・五%
	大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（輸が二・三メートル以上のものに限る。）（注）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）					
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もっとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する					

	結果をもたらさないようにする。			
七六〇六・九一 七六〇六・九二	その他のもの	B	三%	二%
	アルミニウム（合金を除く。）のもの			
	アルミニウム合金のもの			
	大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が一・三メートル以上のものに限る。）（注）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）	B	無税	無税
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もっとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての評価を無効に又は低減する結果をもたらさないようにする。			
七六〇七	その他のもの	B	三%	二%
	アルミニウムのはく（裏ま（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）			
七六〇七・一一	裏張りしてないもの	B	一二・八%	七・五%
七六〇七・一九	圧延したもの（更に加工したものを除く。）	B	一二・八%	七・五%
七六〇七・二〇	その他のもの	B	一二・八%	七・五%
七六〇八	裏張りしたもの	B	一二・八%	七・五%
七六〇八・一〇＊	アルミニウム製の管	B	一二・八%	七・五%
七六〇八・二〇＊	アルミニウム（合金を除く。）のもの	B	一二・八%	七・五%
七六〇九・〇〇	アルミニウム合金のもの	B	一二・八%	七・五%
	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	B	五・八%	三%
七六一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			
	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	B	五・一%	無税
七六一〇・一〇	その他のもの	B	五・一%	三%
七六一〇・九〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のものに限る。）			
七六一一・〇〇				
七六一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内張りしてあるかないかのものに限るものとし、内張りしてあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）			
七六一二・一〇	折畳み可能なチューブ状のもの	B	五・八%	三%
七六一二・九〇	その他のもの	B	五・八%	三%
七六一三・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	B	五・八%	三%
七六一四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）			
七六一四・一〇	しんに鋼を使用したもの	B	七・九%	三%
七六一四・九〇	その他のもの	B	七・九%	三%
七六一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）			
七六一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	B	五・一%	無税
七六一五・二〇	衛生用品及びその部分品	B	五・一%	無税
七六一六	その他のアルミニウム製品			
七六一六・一〇	くぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッタービン、座金その他これらに類する製品	B	五・一%	三%
七六一六・九〇	その他のもの	B	五・一%	三%
七八〇一	鉛の地			
七八〇一・一〇	精製鉛			
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円以下のもの	B	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき二円七〇銭
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき八円	無税
七八〇一・九一	その他のもの			
	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの			
	電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）			
	注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途			

方式を関税行政において採用する権利を留保する。もっとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。				
課税価格が一キログラムにつき一七〇円以下のもの	B	六・五%（その率が一キログラムにつき五円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	＊＊二・八%	
課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	B	六・五%（その率が一キログラムにつき五円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	
七八〇一・九九				
その他のもの				
鉛合金のもの	B	四・七%（その率が一キログラムにつき八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二・八%	
その他のもの	B	六・五%（その率が一キログラムにつき五円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税	
電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）	B	六%	無税	
注　日本国は、この税率の適用に当たり、関係国内法令に基づき特定用途方式を関税行政において採用する権利を留保する。もっとも、当該方式を採用する場合には、この物品についての譲許を無効にし又は侵害する結果をもたらさないようにする。				
その他のもの				
課税価格が一キログラムにつき一七〇円以下のもの	B	六%	二・八%	
課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	B	六%	無税	
その他のもの				

課税価格が一キログラムにつき一八〇円以下のもの	B	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき一円七〇銭	
課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき八円	無税	
七八〇二・〇〇	B	三・二%	二・一%	
七八〇三・〇〇	B	五・八%	三%	
七八〇四				
板、シート、ストリップ及びはく（厚さ（裁断済みのものに限る。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）	B	六・五%	三%	
七八〇四・一九	B	八・二%	三%	
七八〇四・二〇	B	六・五%	三%	
七八〇五・〇〇	B	七・二%	三%	
七八〇六・〇〇	B	五・八%	三%	
七九〇一				
亜鉛の塊				
亜鉛（合金を除く。）				
亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの				
課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	B	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき四円三〇銭	
課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき八円	無税	
七九〇一・一一				
亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの				
課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	B	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき四円三〇銭	
課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	B	一キログラムにつき八円	無税	
七九〇一・一二				
亜鉛合金				
アルミニウムの含有量が全重量の三%を超えるもの	B	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき四円三〇銭	
七九〇一・二〇	B	一キログラムにつき八円	無税	
亜鉛のくず				
その他のもの				
亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの	B	一キログラムにつき七円一〇銭	無税	
七九〇二・〇〇	B	一キログラムにつき七円八〇銭	一キログラムにつき四円三〇銭	
その他のもの	B	一キログラムにつき八円	無税	
亜鉛のくず	B	一キログラムにつき八円	一・九%	

七九〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	B	五・八%	三%	
七九〇三・一〇	亜鉛のダスト	B	五・八%	三%	
七九〇三・九〇	その他のもの	B	五・八%	三%	
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線	B	四・八%	三%	
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	B	七・二%	三%	
七九〇六・〇〇	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	B	四・八%	二%	
七九〇七	その他の亜鉛製品				
七九〇七・一〇	といし、ルーフキャッピング、天窓用枠その他加工した建築用材料	B	四・九%	二%	
七九〇七・九〇	その他のもの	B	五・八%	二%	
八〇〇一	すずの塊				
八〇〇一・一〇	すず（合金を除く。）	B	無税	無税	
八〇〇一・二〇	すず合金	B	三・二%	二・一%	無税
八〇〇二	すずのくず	B	無税	無税	
八〇〇二・〇〇	すずの棒、形材及び線	B	三・七%	二・五%	無税
八〇〇三・〇〇	すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	B	三・七%	二・五%	無税
八〇〇四・〇〇	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク	B	四・九%	二%	
八〇〇五	すずの管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	B	四・九%	二%	
八〇〇五・一〇	すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	B	四・九%	二%	
八〇〇六・〇〇	その他のすず製品	B	四・九%	二%	
八〇〇七・〇〇	タングステン及びその製品（くずを含む。）				
八一〇一	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	B	三・七%	二・五%	無税
八一〇一・一〇	粉	B	三・七%	二・五%	無税
八一〇一・九一	その他のもの				
八一〇一・九二	タングステンの棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	B	五・八%	三%	
八一〇一・九三	線	B	五・八%	三%	
八一〇一・九九	その他のもの	B	五・八%	三%	
八一〇二	モリブデン及びその製品（くずを含む。）				
八一〇二・一〇	粉	B	三・七%	二%	
	その他のもの				
八一〇二・九一	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	B	三・七%	二%	
八一〇二・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	B	四・九%	二%	
八一〇二・九三	線	B	四・九%	二%	
八一〇二・九九	その他のもの	B	四・九%	二%	
八一〇三	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）、くず及び粉	B	五・八%	三%	
八一〇三・一〇	タンタルの塊及び粉	B	無税	無税	
八一〇三・九〇	その他のもの				
	くず	B	無税	無税	
	その他のもの				
	フレーク	B	五・八%	三%	
	その他のもの	B	七・二%	二%	
八一〇四	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）				
	マグネシウムの塊				
	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	B	六・五%	三%	
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円以下のもの	B	六・五%	三%	
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	B	六・五%	無税	
	その他のもの				
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円以下のもの	B	六・五%	三%	
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	B	六・五%	無税	
八一〇四・一九	その他のもの	B	六・五%	三%	
八一〇四・二〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	B	三・二%	二・一%	
八一〇四・三〇	その他のもの	B	七・二%	三%	
八一〇四・九〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）				
八一〇五	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）	B	七・二%	三%	
八一〇五・一〇	亜鉛並びにコバルトの塊、くず及び粉	B	無税	無税	
八一〇五・九〇	その他のもの	B	六・一%	無税	
八一〇六・〇〇	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	B	五・一%	三%	
八一〇七	カドミウム及びその製品（くずを含む。）				
八一〇七・一〇	カドミウムの塊、くず及び粉	B	五・一%	三%	
八一〇七・九〇	その他のもの	B	六・五%	三%	
八一〇八	チタン及びその製品（くずを含む。）				
八一〇八・一〇	チタンの塊、くず及び粉	B	五・一%	三%	
八一〇八・九〇＊	その他のもの	B	六・五%	三%	
八一〇九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）				
八一〇九・一〇	ジルコニウムの塊、くず及び粉	B	四・八%	三%	
八一〇九・九〇	その他のもの	B	六・五%	無税	
八一一	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	B	一キログラムにつき八円	一キログラムにつき八円八〇銭	
八一一・〇〇	マンガン及びその製品（くずを含む。）	B	五・五%	三%	
八一二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）				
八一二・一一	ベリリウム				
	塊、くず及び粉	B	三・二%	無税	

八二二・一九	その他のもの	B	五・八%	無税	
八二二・二〇	クロム				
	クロムの塊、くず及び粉	B	五・一%	二%	
	その他のもの	B	六・五%	三%	
八二二・三〇	ゲルマニウム				
	くず	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・八%	無税	
八二二・四〇	バナジウム				
	その他のもの	B	六・五%	三%	
八二二・九一	塊、くず及び粉				
	インジウムのもの	B	三・七%	二・五%	
	その他のもの	B	五・一%	三%	
	その他のもの	B	六・五%	三%	
八二二・九九	サーメット及びその製品（くずを含む。）	B	六・五%	三%	
八二三・〇〇	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	B	六・五%	三%	
八二〇一・一〇	スペード及びショベル	B	三・六%	無税	
八二〇一・二〇	フォーク	B	三・六%	無税	
八二〇一・三〇	つるはし、くわ及びレーキ	B	三・六%	無税	
八二〇一・四〇	なた、なたがまその他のおの類	B	三・六%	無税	
八二〇一・五〇	片手剪定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のものを含む。）	B	五・五%	無税	
八二〇一・六〇	鳥込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	B	三・六%	無税	
八二〇一・九〇	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	B	三・六%	無税	
八二〇二	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、漉彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり	B	四・二%	無税	
八二〇二・一〇	手のこぎり	B	三・六%	無税	
八二〇二・二〇	帯のこぎりのブレード	B	三・六%	無税	
	サーキュラーソーのブレード（切開き用又は漉彫り用ののこぎりのブレードを含む。）				
八二〇二・三一	作用する部分に鋼を使用したもの	B	三・六%	無税	
八二〇二・三二	作用する部分にその他の材料を使用したもの	B	三・六%	無税	
八二〇二・四〇	チェーンソーのブレード	B	三・六%	無税	
	その他ののこぎりのブレード				
八二〇二・九一	ストレートソーのブレード（金属加工用のもの（ハックソーブレードを除く。）、機械式ののこぎりのブレード（厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。）及びその他のものに限る。）	B	三・六%	無税	

八二〇三	その他のもの	B	三・六%	無税	
八二〇三・一〇	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具				
	やすりその他これに類する手工具	B	三・六%	無税	
八二〇三・二〇	プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具	B	三・六%	無税	
八二〇三・三〇	金属切断用ばさみその他これに類する手工具	B	三・六%	無税	
八二〇三・四〇	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	B	三・六%	無税	
八二〇四	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）				
	スパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）				
八二〇四・一一	調節式でないもの	B	三・六%	無税	
八二〇四・一二	調節式のもの	B	三・六%	無税	
八二〇四・二〇	互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	B	三・六%	無税	
八二〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの				
八二〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	B	三・六%	無税	
八二〇五・二〇	ハンマー	B	三・六%	無税	
八二〇五・三〇	かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）	B	三・六%	無税	
八二〇五・四〇	ねじ回し	B	三・六%	無税	
	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）				
八二〇五・五一	家庭用のもの	B	三・六%	無税	
八二〇五・五九	その他のもの	B	三・六%	無税	
八二〇五・六〇	――クランプ	B	三・六%	無税	
八二〇五・七〇	万力、クランプその他これらに類する物品	B	三・六%	無税	
八二〇五・八〇	金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	B	三・六%	無税	
八二〇五・九〇	手道具又は手工具のセット（この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。）	B	三・六%	無税	
八二〇六・〇〇	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）	B	三・六%	無税	
八二〇七	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）	B	三・六%	無税	

八二〇七・一一	用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）	B	四・八%	無税		
八二〇七・一二	削岩用又は土壌せん孔用の工具					
八二〇七・二〇	作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	B	四・八%	無税		
八二〇七・三〇	作用する部分にその他の材料を使用したもの	B	四・二%	無税		
八二〇七・四〇	金属の引抜き用又は押出し用のダイス	B	四・二%	無税		
八二〇七・五〇	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具	B	四・二%	無税		
八二〇七・六〇	ねじ立て用又はねじ切り用の工具	B	四・八%	無税		
八二〇七・七〇	穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）	B	四・四%	無税		
八二〇七・八〇	中ぐり用又はブローチ削り用の工具	B	五・五%	無税		
八二〇七・九〇	フライス削り用工具	B	四・二%	無税		
八二〇八	切削用工具	B	四・二%	無税		
八二〇八・一〇	その他の互換性工具	B	四・二%	無税		
八二〇八・二〇	裁縫用又は編具用のナイフ及び刃					
八二〇八・三〇	金属加工用のもの	B	四・二%	無税		
八二〇八・四〇	木工用のもの	B	四・二%	無税		
	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	B	四・二%	無税		
八二〇八・九〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	B	四・二%	無税		
八二〇九・〇〇	その他のもの	B	四・二%	無税		
	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。）	B	五・八%	無税		
八二一〇・〇〇	手動式農具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	B	四・二%	無税		
八二一一	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか否かを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃					
八二一一・一〇	詰合せセット	B	五・五%	無税		
	その他のもの					
八二一一・九一	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）	B	五・五%	三・七%		
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	B	五・五%	三・七%		
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	B	五・五%	三・七%		
八二一一・九四	刃	B	四・六%	三・一%		
八二一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）					
八二一二・一〇	かみそり	B	一・九%	無税		
八二一二・二〇	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）					
	ストリップ状のもの	B	四・八%	無税		
	その他のもの	B	一枚につき五〇銭	無税		

八二一二・九〇	その他の部分品	B	五・八%	無税		
八二一三・〇〇	はさみ、テーラースシザーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	B	五・五%	三・七%		
八二一四	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は白所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）					
八二一四・一〇	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	B	五・五%	三・七%		
八二一四・二〇	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	B	五・八%	三・九%		
八二一四・九〇	その他のもの	B	五・五%	三・七%		
八二一五	スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具					
八二一五・一〇	詰合せセット（食金属をめっきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）	B	五・八%	三・九%		
八二一五・二〇	その他の詰合せセット	B	五・八%	三・九%		
八二一五・九一	その他のもの 貴金属をめっきしたもの	B	八・二%	四・六%		
八二一五・九九	その他のもの	B	五・八%	三・九%		
八二〇一	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のものの並びにこれらの卑金属製のかぎ					
八二〇一・一〇	南京錠	B	五・一%	二・七%		
八二〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠	B	五・一%	無税		
八二〇一・三〇	家具に使用する種類の錠	B	五・一%	二・七%		
八二〇一・四〇	その他の錠	B	五・一%	二・七%		
八二〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	B	五・一%	二・七%		
八二〇一・六〇	部分品	B	五・一%	二・七%		
八二〇一・七〇	かぎ（単独で提示するものに限る。）	B	五・一%	二・七%		
八二〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これらに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、鞄具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー					
八二〇二・一〇＊	ちょうつがい	B	五・一%	二・七%		
八二〇二・二〇＊	キャスター	B	五・一%	二・七%		
八二〇二・三〇	その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）	B	三%	無税		
	その他の取付具その他これに類する物品（建築物に適するもの	B	五・一%	二・七%		
八二〇二・四一＊	その他のもの（家具に適するものに限る。）	B	五・一%	二・七%		

八三〇二・四九＊	その他のもの	B	五・一%	二・七%	
八三〇二・五〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	B	五・一%	二・七%	
八三〇三・六〇＊	ドアクローザー	B	五・一%	二・七%	
八三〇三・〇〇	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	B	四・八%	無税	
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	B	五・八%	三・一%	
八三〇五	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は製袋用のもの）	B	四・八%	無税	
八三〇五・一〇	書類とじ込み用金具	B	四・八%	無税	
八三〇五・二〇	ストリップ状ステープル	B	四・八%	無税	
八三〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	B	四・八%	無税	
八三〇六	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	B	四・八%	無税	
八三〇六・一〇	ベル、ゴングその他これらに類する物品	B	四・八%	無税	
八三〇六・二一	小像その他の装飾品	B	一〇%	三・一%	
八三〇六・二九	貴金属をめっきしたもの	B	五・八%	三・一%	
八三〇六・三〇	その他のもの	B	五・八%	三・一%	
八三〇七	額縁その他これに類するフレーム及び鏡	B	五・八%	三・一%	
八三〇七・一〇＊	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	B	三・六%	四・三%	
八三〇七・九〇＊	鉄鋼製のもの	B	無税	無税	
八三〇八	その他の卑金属製のもの	B	無税	無税	
八三〇八・一〇	卑金属製のびん、缶、箱等容器（管状又は袋状のものを含む。）、栓、蓋、キャップ、ストッパー、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）	B	五・八%	無税	
八三〇八・二〇	管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	B	五・八%	無税	
八三〇八・九〇	フック、アイ及びアイレット	B	五・八%	無税	
	管リベット及びふたまたリベット	B	五・八%	無税	
	その他のもの（部分品を含む。）	B	五・八%	無税	
	ビーズ及びスパングル（貴金属をめっきしたものに限る。）	B	一〇%	五・三%	
	その他のもの	B	五・八%	三・一%	
八三〇九	卑金属製の巻及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の製具	B	四・九%	二・六%	
八三〇九・一〇	王冠	B	四・九%	二・六%	

八三〇九・九〇	その他のもの	B	四・八%	二・五%	
八三一〇・〇〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	B	四・八%	無税	
八三一一	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を焼結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	B	四・九%	三・二%	
八三一一・一〇	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	B	四・九%	三・二%	
八三一一・二〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）	B	四・九%	三・二%	
八三一一・九〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）	B	四・九%	三・二%	
八四〇一	その他のもの（部分品を含む。）	B	五・八%	三・九%	
八四〇一・一〇	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	B	六・五%	無税	
八四〇一・二〇	原子炉	B	六・五%	無税	
八四〇一・三〇	同位体分離用機器及びその部分品	B	六・五%	無税	
八四〇一・四〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	B	七・二%	無税	
八四〇一・四〇・一	原子炉の部分品	B	六・五%	無税	
八四〇一・四〇・二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	B	四・二%	無税	
八四〇一・一一	蒸気発生ボイラー				
	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	B	四・二%	無税	
八四〇一・一二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	B	四・二%	無税	
八四〇一・一九	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーをふくむ）	B	四・二%	無税	
八四〇一・二〇	過熱水ボイラー	B	四・二%	無税	
八四〇一・九〇	部分品	B	五・七%	無税	
八四〇二	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	B	四・九%	無税	
八四〇二・一〇	ボイラー	B	四・九%	無税	
八四〇二・九〇	部分品	B	四・九%	無税	
八四〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器				
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項				

八四〇四・二〇	のボイラー用のものに限る。）	B	五・七%	無税	
八四〇四・九〇	蒸気原動機用復水器の部分品	B	七・二%	無税	
八四〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する瓦式ガス発生機（精滓機を有するか有しないかを問わない。）（精滓機を有するか有しないかを問わない。）	B	五・七%	無税	
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する瓦式ガス発生機（精滓機を有するか有しないかを問わない。）の部分品	B	四・二%	無税	
八四〇五・九〇	蒸気タービン	B	四・二%	無税	
八四〇六	船舶推進用のもの	B	四・二%	無税	
八四〇六・一一	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四〇六・一九	部分品	B	五・七%	無税	
八四〇六・九〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	B	五%	無税	
八四〇七	航空機用エンジン	B	五%	無税	
八四〇七・一〇*	船舶推進用エンジン	B	四・九%	無税	
八四〇七・二一	船外機	B	五%	無税	
八四〇七・二九	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四〇七・三一	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用するものに限る。）	B	二%	無税	
八四〇七・三二	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	B	二%	無税	
八四〇七・三三	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	B	二%	無税	
八四〇七・三四	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	B	二%	無税	
八四〇七・九〇	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	B	二%	無税	
八四〇八	その他のエンジン	B	四・九%	無税	
八四〇八・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	B	四・九%	無税	
八四〇八・二〇	船舶推進用エンジン	B	四・九%	無税	
八四〇八・三〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	B	二%	無税	
八四〇八・九〇*	その他のエンジン	B	四・九%	無税	
八四〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品				
八四〇九・一〇*	航空機用エンジンのもの	B	五%	無税	
八四〇九・九一	その他のもの				
	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの				
	自動車用のもの	B	三%	無税	
	その他のもの	B	無税	無税	

八四〇九・九九	その他のもの				
	自動車用のもの	B	三%	無税	
八四一〇	その他のもの	B	無税	無税	
	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機				
八四一〇・一一	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	B	五・七%	無税	
八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	B	五・七%	無税	
八四一〇・一三	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	B	四・二%	無税	
八四一〇・九〇	部分品（調速機を含む。）	B	四・二%	無税	
八四一一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン				
八四一一・一一*	ターボジェット				
八四一一・一二*	推力が二五キロニュートン以下のもの	B	五%	無税	
	推力が二五キロニュートンを超えるもの	B	五%	無税	
八四一一・二一*	ターボプロペラ				
八四一一・二二*	出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	B	五%	無税	
八四一一・八一*	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	B	五%	無税	
八四一一・八二*	その他のガスタービン				
	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	B	四・八%	無税	
	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	B	四・八%	無税	
八四一一・九一*	部分品				
八四一一・九九*	ターボジェット又はターボプロペラのもの	B	五%	無税	
八四一二	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四一二・一〇*	その他の原動機				
	反動エンジン（ターボジェットを除く。）	B	四・八%	無税	
八四一二・二一*	液体原動機				
八四一二・二九*	直線運動式（シリンダー式）のもの	B	五・七%	無税	
八四一二・三一*	その他のもの	B	五・七%	無税	
八四一二・三九*	気体原動機				
八四一二・八〇*	直線運動式（シリンダー式）のもの	B	四・八%	無税	
八四一二・九〇	その他のもの	B	四・八%	無税	
	部分品				
*	液体原動機のもの	B	五・七%	無税	
	その他のもの				
	航空機用のもの	B	五%	無税	
八四一三	その他のもの	B	無税	無税	
	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター				
八四一三・一一	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）	B	五・七%	無税	
	燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	B	四・二%	無税	
八四一三・一九	その他のもの				
*	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く。）	B	五・七%	無税	

八四一三・二〇	*	その他のもの	B	無税	無税
八四一三・二〇	*	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	B	無税	無税
八四一三・三〇		燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	B	五・七%	無税
	*	ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ（油圧ポンプを除く。）	B	三・六%	無税
		その他のもの	B	五・七%	無税
八四一三・四〇	*	コンクリートポンプ	B	無税	無税
八四一三・五〇		その他の往復容積式ポンプ	B	無税	無税
	*	油圧ポンプ	B	三・六%	無税
		その他のもの	B	無税	無税
八四一三・六〇	*	その他の回転容積式ポンプ	B	無税	無税
		油圧ポンプ			
		かじ取り倍力装置用のもの（ギヤ式又はベーン式のもので第八七・〇三項の乗用自動車用のものに限る。）	B	三・六%	無税
		その他のもの	B	無税	無税
	*	その他のもの			
		ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリューポンプ	B	五・七%	無税
		その他のもの	B	三・六%	無税
八四一三・七〇	*	その他の遠心ポンプ	B	無税	無税
	*	過給ポンプ	B	無税	無税
		その他のもの	B	三・六%	無税
八四一三・八一	*	その他のポンプ及び液体エレベーター			
八四一三・八一	*	ポンプ	B	三・六%	無税
		液体エレベーター	B	四・二%	無税
八四一三・九一	*	部分品	B	無税	無税
八四一三・九二		ポンプのもの	B	三・六%	無税
八四一四		液体エレベーターのもの	B	四・二%	無税
		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを目詰まするものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税
八四一四・一〇	*	真空ポンプ	B	無税	無税
八四一四・二〇	*	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	B	三・六%	無税
八四一四・三〇	*	圧縮機（冷凍用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）	B	無税	無税
	*	重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（往復式のものを除く。）	B	五・七%	無税
		その他のもの	B	無税	無税
八四一四・四〇	*	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）	B	無税	無税
		重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（往復式のものを除く。）	B	五・七%	無税
		その他のもの	B	無税	無税

八四一四・五一	*	ファン			
		卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	B	四%	無税
八四一四・五九		その他のもの			
		自動車用排気タービン過給機	B	三・六%	無税
		その他のもの			
	*	ピストン式圧縮点火内燃機関用排気タービン過給機	B	四・二%	無税
	*	その他のもの	B	無税	無税
八四一四・六〇	*	フード（水平面の最大幅長が二一〇センチメートル以下のものに限る。）	B	無税	無税
八四一四・八〇		その他のもの			
		気体圧縮機（重量が一、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）	B	五・七%	無税
	*	往復式のもの	B	無税	無税
	*	その他のもの	B	三・六%	無税
	*	その他のもの	B	無税	無税
八四一四・九〇	*	部分品			
	*	ファン（第八四一四・五一号のものに限る。）又は自動車用排気タービン過給機のもの	B	三・六%	無税
	*	その他のもの	B	無税	無税
八四一五	*	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	B	四%	無税
八四一五・一〇		窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のものに限る。）			
		定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの	B	四%	無税
		その他のもの	B	無税	無税
八四一五・八一	*	その他のもの			
		冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブを自蔵するもの			
		自動車用のもの及び定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの	B	三%	無税
	*	その他のもの	B	無税	無税
八四一五・八二	*	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）			
		自動車用のもの及び定格冷房消費電力が三キロワット以下のもの	B	三%	無税
		その他のもの			
	*	パッケージ型のもの（圧縮式のものに限る。）	B	三%	無税
	*	その他のもの	B	無税	無税
八四一五・八三	*	冷却ユニットを自蔵しないもの	B	無税	無税
八四一五・九〇	*	部分品	B	無税	無税

八四一六	炉用バーナー（液体燃料用、各種した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機構を含む。）	B	四・二%	無税	
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー				
八四一六・一〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	B	四・二%	無税	
八四一六・二〇	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機構を含む。）	B	四・二%	無税	
八四一六・九〇	部分品	B	四・二%	無税	
八四一七	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）				
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	B	四・二%	無税	
八四一七・二〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	B	四・二%	無税	
八四一七・八〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四一七・九〇	部分品	B	四・二%	無税	
八四一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	B	四・二%	無税	
八四一八・一〇*	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	B	二・七%	無税	
八四一八・一一	家庭用冷蔵庫				
八四一八・一一	圧縮式のもの	B	二・七%	無税	
八四一八・一二	吸収式のもの（電気式のものに限る。）	B	二・七%	無税	
八四一八・一九	その他のもの	B	二・七%	無税	
八四一八・二〇*	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	B	二・七%	無税	
八四一八・四〇*	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	B	二・七%	無税	
八四一八・五〇	その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）	B	二・七%	無税	
八四一八・六〇	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ				
八四一八・六一*	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）	B	無税	無税	
八四一八・六九	その他のもの				
*	冷蔵庫及び冷凍庫	B	二・七%	無税	
*	アイスクリームフリーザー及び製氷機	B	三・六%	無税	
*	その他のもの				
*	冷蔵用又は冷凍用の機器（容量が一〇〇キログラム以下のものに限る。）	B	三・六%	無税	
*	その他のもの	B	無税	無税	
	部分品				

八四一八・九一	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器	B	三・六%	無税	
八四一八・九九	その他のもの				
八四一九	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	B	三・六%	無税	
八四一九・一一	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）				
八四一九・一九	その他のもの	B	六%	無税	
八四一九・二〇	医療用又は理化学用の滅菌器	B	無税	無税	
八四一九・三一	乾燥機				
八四一九・三二	農産物用のもの	B	無税	無税	
八四一九・三九	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	B	無税	無税	
八四一九・四〇	その他のもの	B	無税	無税	
八四一九・五〇*	蒸留用又は精留用の機器	B	無税	無税	
八四一九・六〇	熱交換装置	B	無税	無税	
八四一九・八一*	気体液化装置	B	無税	無税	
八四一九・八九	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	B	無税	無税	
八四一九・九〇*	その他のもの	B	無税	無税	
八四二〇	部分品	B	無税	無税	
八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー				
八四二〇・九一	カレンダーその他のロール機	B	四・二%	無税	
八四二〇・九九	部分品				
八四二一	シリンダー	B	四・二%	無税	
八四二一・一一	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四二一・一二	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機				
八四二一・一九*	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）				
八四二一・二一*	クリーム分離機	B	四・二%	無税	
八四二一・二二	衣類脱水機	B	無税	無税	
八四二一・二九	その他のもの	B	無税	無税	
*	液体のろ過機及び清浄機				
八四二一・三一	木のろ過用又は清浄用のもの	B	無税	無税	
八四二一・三二	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	B	無税	無税	
八四二一・三三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機				
*	自動車用のもの	B	四・二%	無税	
	その他のもの	B	無税	無税	
八四二一・三九	その他のもの	B	無税	無税	

八四二一・三一＊	自動車用のもの	B	四・二％	無税	
八四二一・三九＊	その他のもの	B	無税	無税	
八四二一・九一	気体のろ過機及び清浄機	B	無税	無税	
八四二一・九九	内燃機関の吸気用のろ過機	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・二％	無税	
	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	B	無税	無税	
	部分品	B	四・二％	無税	
八四二一・二二	皿洗機	B	無税	無税	
	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	B	四・九％	無税	
八四二一・一一	皿洗機	B	四・九％	無税	
八四二一・一九	家庭用のもの	B	三・九％	無税	
八四二一・二〇	その他のもの	B	三・九％	無税	
	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	B	三・九％	無税	
八四二一・三〇	充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	B	三・九％	無税	
八四二一・四〇	その他の包装機械	B	三・九％	無税	
八四二一・九〇	部分品	B	三・九％	無税	
八四二三	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	B	四・二％	無税	
八四二三・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	B	四・二％	無税	
八四二三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	B	四・二％	無税	
八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	B	四・二％	無税	
	その他の重量測定機器	B	四・二％	無税	
八四二三・八一	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	B	四・二％	無税	
八四二三・八二	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	B	四・二％	無税	
八四二三・八九	その他のもの	B	四・二％	無税	
八四二三・九〇	分銅及び重量測定機器の部分品	B	四・二％	無税	
八四二四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消化剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	B	四・二％	無税	
八四二四・一〇＊	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	B	四・二％	無税	
八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する噴霧器	B	四・二％	無税	
八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	B	四・二％	無税	
八四二四・八一	その他の機器	B	無税	無税	
八四二四・八九	農業用又は園芸用のもの	B	四・二％	無税	
	その他のもの	B	無税	無税	
八四二四・九〇	ニューマチックマシン	B	四・二％	無税	
八四二五	その他のもの	B	四・二％	無税	
	部分品	B	四・九％	無税	
八四二五・一一＊	ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ、ブーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）	B	四・九％	無税	
八四二五・一九＊	電動機により作動するもの	B	四・九％	無税	
八四二五・二〇	その他のもの	B	四・九％	無税	
	ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置	B	四・九％	無税	
八四二五・三一＊	その他のウインチ及びキャプスタン	B	四・九％	無税	
八四二五・三九＊	電動機により作動するもの	B	四・九％	無税	
	その他のもの	B	四・九％	無税	
八四二五・四一	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト	B	四・九％	無税	
	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）	B	四・九％	無税	
八四二五・四二＊	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）	B	四・九％	無税	
八四二五・四九＊	その他のもの	B	四・九％	無税	
八四二六	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック	B	四・九％	無税	
八四二六・一一	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラドルキャリヤー	B	四・九％	無税	
八四二六・一二	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	B	四・九％	無税	
八四二六・一九	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラドルキャリヤー	B	四・九％	無税	
八四二六・二〇	その他のもの	B	四・九％	無税	
八四二六・三〇	タワークレーン	B	四・九％	無税	
	門形ジブクレーン	B	四・九％	無税	
八四二六・四一	その他の機械（自走式のものに限る。）	B	四・九％	無税	
	タイヤ付きのもの	B	四・九％	無税	
八四二六・四九	その他のもの	B	四・九％	無税	
	その他の機械				

八四二六・九一	道路走行車両に装着するために設計したもの	B	四・九%	無税	
八四二六・九九*	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四二七	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック				
八四二七・一〇	自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）	B	四・八%	無税	
八四二七・二〇	その他の自走式トラック	B	四・八%	無税	
八四二七・九〇	その他のトラック	B	四・八%	無税	
八四二八	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びローブウェー）				
八四二八・一〇*	昇降機及びスキップホイスト	B	四・九%	無税	
八四二八・二〇*	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	B	四・九%	無税	
八四二八・三九*	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）				
八四二八・三一	地下で使用するために特に設計したもの	B	四・九%	無税	
八四二八・三二	その他のもの（バケット型のものに限る。）	B	四・九%	無税	
八四二八・三三*	その他のもの（ベルト型のものに限る。）	B	四・九%	無税	
八四二八・四〇	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四二八・五〇	エスカレーター及び移動式歩道	B	四・九%	無税	
	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の連車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器				
八四二八・六〇	ローブウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用け引装置	B	四・九%	無税	
八四二八・九〇*	その他の機械	B	四・九%	無税	
八四二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）ブルドーザー及びアングルドーザー				
八四二九・一一	無限軌道式のもの	B	四・二%	無税	
八四二九・一九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四二九・二〇	地ならし機	B	四・二%	無税	
八四二九・三〇	スクレーパー	B	四・九%	無税	
八四二九・四〇	突固め用機械及びロードローラー				
	突固め用機械	B	無税	無税	
	ロードローラー	B	四・二%	無税	
	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー				
	フロントエンド型ショベルローダー	B	無税	無税	
八四二九・五一	上部機造が三六〇度回転するもの	B	無税	無税	
八四二九・五九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及びくい抜き機	B	四・二%	無税	
八四三〇・一〇	除雪機	B	四・二%	無税	
八四三〇・二〇	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機				
八四三〇・三一	自走式のもの	B	四・九%	無税	
八四三〇・三九	その他のもの	B	三・七%	無税	
八四三〇・四一	その他のせん孔用又は掘削用の機械				
八四三〇・四九	自走式のもの	B	無税	無税	
八四三〇・五〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
	その他の機械（自走式のものに限る。）				
八四三〇・六一	突固め用機械	B	四・二%	無税	
八四三〇・六二	スクレーパー	B	四・二%	無税	
八四三〇・六九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品				
八四三一・一〇	第八四・二五項の機械のもの	B	四・九%	無税	
八四三一・二〇	第八四・二七項の機械のもの	B	四・八%	無税	
八四三一・二九	第八四・二八項の機械のもの				
	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの	B	四・九%	無税	
八四三一・三九	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四三一・四一	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のもの				
八四三一・四二	バケット、ショベル、グラブ及びグリップ	B	三・六%	無税	
	ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード	B	三・六%	無税	
八四三一・四三	第八四三〇・四一号又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	B	三・六%	無税	
八四三一・四九	その他のもの				
	第八四・二六項の機械のもの	B	四・九%	無税	
	その他のもの	B	三・六%	無税	
八四三二	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー				
八四三二・一〇	プラウ	B	四・二%	無税	
	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー				
八四三二・一九	ディスクハロー	B	四・二%	無税	
八四三二・二〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四三二・四〇	播種機、植付け機及び移植機	B	四・二%	無税	
八四三二・八〇	肥料散布機	B	四・二%	無税	
八四三二・九〇	その他の機械	B	四・二%	無税	
八四三三	部分品	B	四・二%	無税	
	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の選別用、分類用又は格付け用の機械（第八四・				

八四三二・一一	三七項の機械を除く。）	B	六%	無税	
八四三二・一九	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	B	六%	無税	
八四三二・二〇	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	B	六%	無税	
八四三二・三〇	その他のもの	B	六%	無税	
八四三二・四〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	B	六%	無税	
八四三三・五一	その他の牧草製造用機械	B	六%	無税	
八四三三・五二	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）	B	六%	無税	
八四三三・五三	その他の収穫機及び脱穀機	B	六%	無税	
八四三三・五九	コンバイン	B	六%	無税	
八四三三・六〇	その他の脱穀機	B	六%	無税	
八四三三・九〇	根菜類又は果菜の収穫機	B	六%	無税	
八四三四	その他のもの	B	六%	無税	
八四三四・一〇	搾乳機及び酪農機械	B	四・二%	無税	
八四三四・二〇	搾乳機	B	四・二%	無税	
八四三四・九〇	酪農機械	B	四・二%	無税	
八四三五	部分品	B	六%	無税	
八四三五・一〇	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	B	四・二%	無税	
八四三五・九〇	機械	B	四・二%	無税	
八四三六	部分品	B	四・二%	無税	
八四三六・一〇	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器	B	四・二%	無税	
八四三六・二一	飼料調製用機械	B	四・二%	無税	
八四三六・二九	家きんのふ卵器及び育すう器	B	四・二%	無税	
八四三六・八〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四三六・九一	部分品	B	四・二%	無税	
八四三六・九九	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	B	四・二%	無税	
八四三七	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四三七・一〇	穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	B	五・七%	無税	
八四三七・八〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	B	四・九%	無税	
八四三七・九〇	その他の機械	B	五・六%	無税	
八四三八	部分品				

八四三八・一〇	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	B	五・五%	無税	
八四三八・二〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	B	五・五%	無税	
八四三八・三〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	B	五・五%	無税	
八四三八・四〇	砂糖製造機械	B	五・五%	無税	
八四三八・五〇	醸造用機械	B	五・五%	無税	
八四三八・六〇	肉又は家きんの調製用機械	B	五・五%	無税	
八四三八・八〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械	B	五・五%	無税	
八四三八・九〇	その他の機械	B	五・五%	無税	
八四三九	部分品	B	五・五%	無税	
八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造機械	B	四・二%	無税	
八四三九・二〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	B	四・九%	無税	
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械	B	四・二%	無税	
八四三九・九一	部分品				
	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの	B	四・二%	無税	
八四三九・九九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）	B	六%	無税	
八四四〇・一〇	機械	B	六%	無税	
八四四〇・九〇	部分品	B	六%	無税	
八四四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	B	無税	無税	
八四四一・一〇	切断機	B	無税	無税	
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械	B	無税	無税	
八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	B	無税	無税	
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	B	無税	無税	
八四四一・九〇	その他の機械	B	四・二%	無税	
八四四二	部分品	B	四・二%	無税	
八四四二・一〇	活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	B	四・二%	無税	
八四四二・二〇	写真植字機	B	四・二%	無税	
八四四二・三〇	その他の植字用機器（活字鋳造用装置を有するかしないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
八四四二・四〇	その他の機器	B	四・二%	無税	

八四四二・四〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機械の部分品	B	四・二%	無税	
八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	B	四・二%	無税	
八四四三	印刷機及び印刷用補助機械				
八四四三・一一	オフセット印刷機				
八四四三・一二	巻紙式のもの	B	四・二%	無税	
	枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦二二センチメートル、横三六センチメートル以下のものに限る。）	B	六%	無税	
八四四三・一九	その他のもの				
	自動枚葉式のもの	B	六%	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四四三・二一	凸版印刷機（フレキソ印刷機を除く。）				
八四四三・二九	巻紙式のもの	B	四・二%	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
八四四三・三〇	フレキソ印刷機	B	四・二%	無税	
八四四三・四〇	グラビア印刷機	B	四・二%	無税	
八四四三・五〇	その他の印刷機	B	四・二%	無税	
八四四三・六〇	印刷用補助機械	B	六%	無税	
八四四三・九〇	部分品	B	四・二%	無税	
八四四四・〇〇	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	B	四・二%	無税	
八四四五	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械				
八四四五・一一	紡績準備機械				
八四四五・一二	カード	B	四・九%	無税	
八四四五・一三	コーマ	B	四・九%	無税	
八四四五・一九	練条機及び粗紡機	B	四・九%	無税	
八四四五・二〇	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四四五・三〇	精紡機	B	四・九%	無税	
八四四五・四〇	合糸機及びねん糸機	B	四・九%	無税	
八四四五・九〇	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機	B	四・九%	無税	
八四四六	その他のもの				
八四四六・一〇	織機				
	織幅が三〇センチメートル以下のもの（シャットル式のものに限る。）	B	四・九%	無税	
八四四六・二九	力織機				
八四四六・三〇	その他のもの				
	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）	B	四・九%	無税	
八四四七	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、しゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	B	四・九%	無税	
八四四七・一一	丸編機				
	シリンダーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	B	四・九%	無税	
八四四七・一二	シリンダーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	B	四・九%	無税	
八四四七・二〇	平型編機及びステッチボンディングマシン	B	四・九%	無税	
八四四七・九〇	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四四八	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）				
八四四八・一一	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械				
	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙製版機、写彫機、紋彫り機及び綜成機	B	四・九%	無税	
八四四八・一九	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四四八・二〇	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品				
	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	B	四・九%	無税	
八四四八・三一	針布	B	四・九%	無税	
八四四八・三二	紡織準備機械のもの（針布を除く。）	B	四・九%	無税	
八四四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	B	四・九%	無税	
八四四八・三九	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四四八・四一	織機又はその補助機械の部分品及び附属品				
八四四八・四二	シャットル	B	四・九%	無税	
八四四八・四九	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	B	四・九%	無税	
	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四四八・五一	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品				
	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）				
	メリヤス針	B	五・八%	無税	
	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四四八・五九	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四四九・〇〇	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の				

八四五〇	製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	B	四・九%	無税	
八四五〇	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）				
八四五〇・一一	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）				
八四五〇・一二	全自動のもの	B	四・九%	無税	
	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	B	四・九%	無税	
八四五〇・一九	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	B	四・九%	無税	
八四五〇・九〇	部分品	B	四・九%	無税	
八四五一	洗浄用、清浄用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械				
八四五一・一〇	ドライクリーニング機	B	六%	無税	
八四五一・一一	乾燥機				
	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	B	六%	無税	
八四五一・一九	その他のもの	B	六%	無税	
八四五一・二〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	B	六%	無税	
八四五一・四〇	洗浄用、清浄用又は染色用の機械	B	六%	無税	
八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	B	四・九%	無税	
八四五一・八〇	その他の機械				
	清浄用（ドライクリーニング用のものを除く。）、絞り用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限る。）	B	六%	無税	
	その他のもの	B	四・九%	無税	
八四五一・九〇	部分品				
	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限る。）のもの	B	六%	無税	
	その他のもの	B	四・九%	無税	

八四五二	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー				
八四五二・一〇	家庭用ミシン	B	四・九%	無税	
八四五二・二〇	その他のミシン				
八四五二・二一	自動式のもの				
	単針直縫いのもの	B	四・九%	無税	
	その他のもの	B	六%	無税	
八四五二・二九	その他のもの				
	単針直縫いのもの	B	四・九%	無税	
	その他のもの	B	六%	無税	
八四五二・三〇	ミシン針	B	三・七%	無税	
八四五二・四〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	B	四・九%	無税	
八四五三					
八四五三・九〇	ミシンのその他の部分品	B	四・九%	無税	
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）				
	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	B	六・八%	無税	
八四五三・二〇	履物の製造機械及び修理機械	B	六・八%	無税	
八四五三・八〇	その他の機械	B	六・八%	無税	
八四五三・九〇	部分品	B	六・八%	無税	
八四五四	転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金又は金属鋳造に使用するものに限る。）				
八四五四・一〇	転炉	B	四・二%	無税	
八四五四・二〇	インゴット用鋳型及び取鍋	B	四・二%	無税	
八四五四・三〇	鋳造機	B	四・二%	無税	
八四五四・九〇	部分品	B	四・二%	無税	
八四五五	金属圧延機及びそのロール				
八四五五・一〇	管圧延機	B	四・二%	無税	
八四五五・二一	その他の圧延機				
	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	B	四・二%	無税	
八四五五・二二	冷間圧延のもの	B	四・二%	無税	
八四五五・三〇	圧延機用ロール	B	四・二%	無税	
八四五五・九〇	その他の部分品	B	四・二%	無税	
八四五六	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械				
八四五六・一〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	B	無税	無税	
八四五六・二〇	超音波によるもの	B	六%	無税	
八四五六・三〇	放電によるもの	B	無税	無税	
八四五六・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
八四五七	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションの				

八四五七・一〇	ものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	B	無税	無税
八四五七・二〇	マシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）	B	無税	無税
八四五七・三〇	マルチステーショントランスファーマシン（金属切削用のものに限る。）	B	無税	無税
八四五八	旋盤（金属切削用のものに限る。）			
八四五八・一一	数値制御式のもの	B	無税	無税
八四五八・一九	その他のもの			
	普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）、単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）及び自動ならい旋盤	B	五・四％	無税
	その他のもの			
八四五八・九一	数値制御式のもの	B	無税	無税
八四五八・九九	その他のもの	B	四・六％	無税
八四五九	金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く。）			
八四五九・一〇	ウェイタイプユニットヘッド機	B	無税	無税
八四五九・一九	その他のボール盤			
八四五九・一一	数値制御式のもの	B	無税	無税
八四五九・一九	その他のもの	B	無税	無税
八四五九・二一	その他の中ぐりフライス盤			
八四五九・二九	数値制御式のもの	B	無税	無税
八四五九・三一	その他のもの	B	無税	無税
八四五九・三九	その他の中ぐり盤	B	無税	無税
八四五九・四〇	ひざ形フライス盤	B	無税	無税
八四五九・五一	数値制御式のもの	B	無税	無税
八四五九・五九	その他のもの			
	万能工具フライス盤及びならいフライス盤	B	無税	無税
	その他のもの	B	四・二％	無税
	その他のフライス盤			
	数値制御式のもの	B	無税	無税
	その他のもの			
八四五九・六一	プラノミラー	B	五・四％	無税
八四五九・六九	その他のもの	B	無税	無税
八四五九・七〇	その他のねじ切り盤及びねじ立て盤	B	無税	無税
八四六〇	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の鋳造りバ、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）			
八四六〇・一一	数値制御式のもの	B	無税	無税
八四六〇・一九	その他のもの	B	無税	無税
八四六〇・二一	その他のもの			
	ねじ研削盤	B	三・二％	無税
八四六〇・二九	その他のもの	B	無税	無税
八四六〇・三一	工具研削盤			
八四六〇・三九	数値制御式のもの	B	無税	無税
八四六〇・四〇	その他のもの			
八四六〇・九〇	ホーニング盤及びラップ盤	B	無税	無税
八四六一	その他のもの			
八四六一・一〇	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	B	五・四％	無税
八四六一・二〇	平削り盤	B	無税	無税
八四六一・三〇	形削り盤及び立削り盤	B	無税	無税
八四六一・四〇	ブローチ盤	B	五・四％	無税
八四六一・五〇	歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	B	無税	無税
八四六一・九〇	金切り盤及び切断機	B	無税	無税
八四六二	その他のもの	B	無税	無税
八四六二・一〇	鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	B	無税	無税
八四六二・一一	鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	B	無税	無税
八四六二・一九	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）	B	無税	無税
八四六二・二一	数値制御式のもの	B	無税	無税
八四六二・二九	その他のもの	B	無税	無税
八四六二・三一	打抜機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。）	B	無税	無税
八四六二・三九	数値制御式のもの	B	無税	無税
	その他のもの			
	パンチングマシン及びノッチングマシン（パン			

八四六二・四一	チング機並び断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	B	無税	無税	無税	無税	
八四六二・四九	鍛造機械式のもの	B	無税	無税	無税	無税	
	その他のもの						
八四六二・九一	液圧プレス	B	無税	無税	無税	無税	
八四六二・九九	その他のもの	B	無税	無税	無税	無税	
八四六三	その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	B	無税	無税	無税	無税	
八四六三・一〇	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）	B	無税	無税	無税	無税	
八四六三・二〇	ねじ転造盤	B	無税	無税	無税	無税	
八四六三・三〇	線の加工機械	B	無税	無税	無税	無税	
八四六三・九〇	ばね成形機（鍛造機械式のものを除く。）	B	二・二%	無税	無税	無税	
八四六四	その他のもの	B	無税	無税	無税	無税	
	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械						
八四六四・一〇	のこ盤	B	四・二%	無税	無税	無税	
八四六四・二〇	研削盤及び研磨盤	B	四・二%	無税	無税	無税	
八四六四・九〇	その他のもの	B	四・二%	無税	無税	無税	
八四六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチック又はその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、検査用その他の組立て用のものを含む。）						
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）	B	無税	無税	無税	無税	
八四六五・九一	その他のもの	B	無税	無税	無税	無税	
	のこ盤						
八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）	B	無税	無税	無税	無税	
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	B	六%	六%	六%	無税	
八四六五・九四	ベンディングマシン及び組立て用機械	B	六%	六%	六%	無税	
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	B	六%	六%	六%	無税	
八四六五・九六	ひき割り機、帯切り機及び削り機	B	六%	六%	六%	無税	
八四六五・九九	その他のもの	B	六%	六%	六%	無税	
八四六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	B	四・二%	無税			
八四六六・一〇	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド	B	四・二%	無税			
八四六六・二〇	工作物保持具	B	四・二%	無税			
八四六六・三〇	割出台その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限る。）	B	四・二%	無税			
八四六六・九一	その他のもの	B	四・二%	無税			
八四六六・九二	その他のもの	B	四・二%	無税			
八四六六・九三	第八四・六一項の機械に使用するもの	B	四・二%	無税			
八四六六・九四	第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用するもの	B	四・二%	無税			
八四六七	手持工具（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	B	四・二%	無税			
八四六七・一一	ニューマチックツール	B	四・二%	無税			
八四六七・一九	回転工具（回転切削式工具を含む。）	B	四・二%	無税			
	その他のもの						
八四六七・八一	チェーンソー	B	三・六%	無税			
八四六七・八九	その他のもの	B	三・六%	無税			
八四六七・九一	部分品	B	四・二%	無税			
八四六七・九二	チェーンソーのもの	B	四・二%	無税			
八四六七・九九	ニューマチックツールのもの	B	三・六%	無税			
八四六八	その他のもの	B	四・二%	無税			
	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器						
八四六八・一〇	手持ち式トーチ	B	四・二%	無税			
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	B	四・二%	無税			
八四六八・八〇	その他の機器	B	四・二%	無税			
八四六八・九〇	部分品	B	四・二%	無税			
八四六九	タイプライター及びワードプロセッサ						
八四六九・一〇	自動タイプライター及びワードプロセッサ	B	四・二%	無税			
八四六九・二一	その他のタイプライター（電動式のものに限る。）						
	重量（ケースの重量を除く。）が二キログラム以下のもの	B	四・九%	無税			
八四六九・二九	その他のもの	B	四・九%	無税			
八四六九・三一	その他のタイプライター（電動式のものを除く。）						
	重量（ケースの重量を除く。）が二キログラム以下のもの	B	四・二%	無税			
八四六九・三九	その他のもの	B	四・二%	無税			
八四七〇	計算機及び会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機						
八四七〇・一〇	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）	B	四・九%	無税			
八四七〇・二一	その他の電子式計算機						
	印字機構を有するもの	B	四・九%	無税			
八四七〇・二九	その他のもの	B	四・九%	無税			
八四七〇・三〇	その他の計算機	B	三・六%	無税			

八四七〇・四〇	金計機	B	無税		
八四七〇・五〇	金銭登録機	B	無税		
八四七〇・九〇	その他のもの	B	四・九％	無税	
八四七一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	B	無税		
八四七一・一〇＊	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	B	四・九％	無税	
八四七一・二〇＊	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。）	B	四・九％	無税	
八四七一・九一＊	その他のもの ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	B	四・九％	無税	
八四七一・九二＊	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないか及び同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）	B	四・九％	無税	
八四七一・九三＊	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	B	六％	無税	
八四七一・九九	その他のもの	B	六％	無税	
八四七二	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣又は札機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	B	無税		
八四七二・一〇	謄写機	B	四・二％	無税	
八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機	B	無税		
八四七二・三〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	B	無税		
八四七二・九〇	その他のもの	B	無税		
八四七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	B	無税		
八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品	B	四・二％	無税	
八四七三・二二	第八四七〇・一〇号、第八四七〇・二一号又は第八四七〇・二九号の電子式計算機のもの	B	四・九％	無税	
八四七三・二九	その他のもの	B	四・二％	無税	
八四七三・三〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品 自動データ処理機械又はこれを構成する機器のもの	B	四・九％	無税	
八四七三・四〇	その他のもの 第八四・七二項の機械の部分品及び附属品	B	四・二％	無税	
八四七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び練和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性鉱質の処理用のものに限る。）、塑性機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機	B	四・二％	無税	
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	B	四・二％	無税	
八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機 混合機及び練和機 コンクリート又はモルタルの混合機	B	四・二％	無税	
八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	B	四・二％	無税	
八四七四・三九	その他のもの	B	四・二％	無税	
八四七四・八〇	その他の機械	B	四・二％	無税	
八四七四・九〇	部分品	B	四・二％	無税	
八四七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	B	四・二％	無税	
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	B	四・二％	無税	
八四七五・二〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	B	四・二％	無税	
八四七五・九〇	部分品	B	四・二％	無税	
八四七六	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	B	四・八％	無税	
八四七六・一一	自動販売機	B	四・八％	無税	
八四七六・一九	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	B	四・八％	無税	
八四七六・九〇	その他のもの	B	四・八％	無税	
八四七七	部分品	B	四・八％	無税	
八四七七・一〇	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	B	四・二％	無税	
八四七七・二〇	射出成形機	B	四・二％	無税	
八四七七・三〇	押出成形機	B	四・二％	無税	
八四七七・四〇	吹込み成形機	B	四・二％	無税	
八四七七・五一	真空成形機及びその他の熱成形機	B	四・二％	無税	
	その他の機械（成形用機械に限る。）				
	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	B	四・二％	無税	

八四七七・五九	その他のもの	B	四・二%	無税		
八四七七・八〇	その他の機械	B	四・八%	無税		
八四七七・九〇	部分品	B	四・二%	無税		
	第八四七七・一〇号から第八四七七・五九号までの機械のもの及び第八四七七・八〇号の控和機のもの	B	四・二%	無税		
	その他のもの	B	四・二%	無税		
八四七八	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	B	九%	無税		
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械	B	九%	無税		
八四七八・九〇	部分品	B	無税	無税		
八四七九	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	B	四・二%	無税		
八四七九・一〇	土木建築、建築その他これらに類する用途に供する機械	B	四・二%	無税		
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	B	四・二%	無税		
八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は繊維用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械（切又はケーブルの製造機械	B	四・五%	無税		
八四七九・四〇	その他の機械類	B	四・二%	無税		
八四七九・八一	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	B	四・五%	無税		
八四七九・八二	混合用、撹和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	B	無税	無税		
八四七九・八九＊	その他のもの	B	無税	無税		
八四七九・九〇＊	部分品	B	無税	無税		
八四八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	B	四・二%	無税		
八四八〇・一〇	金属鋳造用鋳型枠	B	四・二%	無税		
八四八〇・二〇	鋳型ベース	B	四・二%	無税		
八四八〇・三〇	鋳造用パターン	B	五・八%	無税		
八四八〇・四一	金属又は金属炭化物の成形用の型	B	四・二%	無税		
八四八〇・四九	射出式又は圧縮式のもの	B	四・二%	無税		
八四八〇・五〇	その他のもの	B	四・二%	無税		
八四八〇・六〇	ガラスの成形用の型	B	四・二%	無税		
八四八〇・七一	鉱物性材料の成形用の型	B	四・二%	無税		
八四八〇・七九	ゴム又はプラスチックの成形用の型	B	四・二%	無税		
八四八一	射出式又は圧縮式のもの	B	四・二%	無税		
	その他のもの	B	四・二%	無税		
	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん嵌、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	B	無税	無税		
八四八一・一〇	減圧弁	B	無税	無税		

八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	B	無税	無税		
八四八一・三〇	逆止弁	B	無税	無税		
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	B	無税	無税		
八四八一・八〇	その他の物品	B	無税	無税		
八四八一・九〇	部分品	B	無税	無税		
八四八二	玉軸受及びころ軸受	B	六・六%	無税		
八四八二・一〇	玉軸受	B	六・六%	無税		
八四八二・二〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	B	六・六%	無税		
八四八二・三〇	球面ころ軸受	B	六・六%	無税		
八四八二・四〇	針状ころ軸受	B	六・六%	無税		
八四八二・五〇	その他の円筒ころ軸受	B	六・六%	無税		
八四八二・八〇	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	B	六・六%	無税		
八四八二・九一	部分品	B	六・六%	無税		
八四八二・九九	玉、針状ころ及びころ	B	六・六%	無税		
八四八三	その他のもの	B	六・六%	無税		
	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	B	四・二%	無税		
八四八三・一〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	B	四・二%	無税		
	自動車用のもの	B	四・二%	無税		
	その他のもの	B	四・二%	無税		
	クランクシャフト	B	四・二%	無税		
	その他のもの	B	四・二%	無税		
八四八三・二〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	B	六・六%	無税		
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	B	四・二%	無税		
	自動車用のもの	B	四・二%	無税		
	その他のもの	B	四・二%	無税		
八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する直付きボイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の機械部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	B	四・二%	無税		
	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く。）及び逆転機並びに無段変速機	B	四・二%	無税		
	その他のもの	B	無税	無税		

八四八三・五〇＊	はずみ車及びプーリー（テーリーブロックを含む。）	B	四・二%	無税	無税	
八四八三・六〇＊	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	B	四・二%	無税	無税	
八四八三・九〇	部分品	B	四・二%	無税	無税	
	自動車用のもの	B	四・二%	無税	無税	
	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限る。）のもの	B	四・二%	無税	無税	
	その他のもの					
	無段変速機、クランクシャフト、はずみ車又はプーリー（テーリーブロックを含む。）のもの	B	四・二%	無税	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	無税	
八四八四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）及び材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの	B	四・二%	無税	無税	
八四八四・一〇＊	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	B	四・八%	無税	無税	
八四八四・九〇＊	その他のもの	B	四・八%	無税	無税	
八四八五	機械類の部分品（検銃子、絶縁体、コイル、接点子その他の電気用物品を有するもの及びこの項の他の項に該当するものを除く。）	B	四・九%	無税	無税	
八四八五・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根	B	四・九%	無税	無税	
八四八五・九〇	その他のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・一〇	電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・二〇＊	交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）	B	四・九%	無税	無税	
	その他の直流電動機及び直流発電機					
八五〇一・三一＊	出力が七五〇ワット以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・三二＊	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・三三＊	出力が七五キロワットを超え二七五キロワット以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・二四＊	出力が二七五キロワットを超えるもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・四〇＊	その他の単相交流電動機	B	四・九%	無税	無税	
	その他の多相交流電動機					
八五〇一・五一＊	出力が七五〇ワット以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・五二＊	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・五三	出力が七五キロワットを超えるもの	B	四・九%	無税	無税	

＊	＊	B	四・九%	無税	無税	
八五〇一・六一＊	容量が五〇〇キログラム以下のもの	B	五・八%	無税	無税	
八五〇一・六二＊	その他のもの	B	五・八%	無税	無税	
八五〇一・六三＊	交流発電機	B	五・八%	無税	無税	
八五〇一・六四	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	B	五・八%	無税	無税	
八五〇一・六九	出力が七五キロボルトアンペアを超え二七五キロボルトアンペア以下のもの	B	五・八%	無税	無税	
八五〇一・七〇	出力が二七五キロボルトアンペアを超えるもの	B	五・八%	無税	無税	
八五〇一・九〇	その他のもの	B	五・八%	無税	無税	
八五〇二	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	B	五・八%	無税	無税	
八五〇二・一一＊	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）	B	四・九%	無税	無税	
八五〇二・一二＊	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇二・一三＊	出力が七五キロボルトアンペアを超え二七五キロボルトアンペア以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇二・一九＊	出力が二七五キロボルトアンペアを超えるもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇二・二〇＊	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）	B	四・九%	無税	無税	
八五〇二・三〇＊	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）	B	四・九%	無税	無税	
八五〇二・四〇＊	ロータリーコンバーター	B	四・九%	無税	無税	
八五〇三・〇〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	B	四・九%	無税	無税	
八五〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	B	四・九%	無税	無税	
八五〇四・一〇＊	放電管用安定器	B	四・九%	無税	無税	
	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）					
八五〇四・二一	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
	容量が一〇〇キロボルトアンペアを超え二〇〇キロボルトアンペア未満のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇四・二二	その他のもの	B	五・八%	無税	無税	
	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	B	五・八%	無税	無税	
八五〇四・二三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	B	五・八%	無税	無税	
	その他のトランスフォーマー					
八五〇四・三一＊	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇四・三二＊	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	B	四・九%	無税	無税	
八五〇四・三三	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇	B	四・九%	無税	無税	

	キロボルトアンペア以下のもの	B	四・九%	無税	
	容量が五〇キロボルトアンペア以下のもの	B	四・九%	無税	
*	容量が五〇キロボルトアンペアを超え二〇〇キロボルトアンペア未満のもの	B	四・九%	無税	
*	その他のもの	B	五・八%	無税	
八五〇四・三四	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	B	五・八%	無税	
八五〇四・四〇	スタティックコンバーター	B	五・八%	無税	
*	整流器	B	四・九%	無税	
*	その他のもの	B	四・九%	無税	
八五〇四・五〇*	その他のインダクター	B	四・九%	無税	
八五〇四・九〇	部分品	B	四・九%	無税	
八五〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド				
八五〇五・一一	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	B	四・二%	無税	
八五〇五・一九	金属製のもの	B	四・二%	無税	
八五〇五・二〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五〇五・三〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	B	四・二%	無税	
八五〇五・九〇	電磁式のリフティングヘッド	B	四・二%	無税	
八五〇六	その他のもの（部分品を含む。）	B	四・二%	無税	
八五〇六・一一	一次電池				
八五〇六・一二	外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの	B	四・九%	無税	
八五〇六・一三	二酸化マンガンを使用したもの	B	四・九%	無税	
八五〇六・一九	酸化水銀を使用したもの	B	四・九%	無税	
八五〇六・二〇	その他のもの	B	四・九%	無税	
八五〇六・九〇	外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの	B	四・九%	無税	
八五〇七	部分品	B	四・九%	無税	
八五〇七・一〇	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	B	四・九%	無税	
*	公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	B	無税	無税	
*	その他のもの	B	四・六%	無税	
八五〇七・二〇	その他の鉛蓄電池	B	無税	無税	
*	公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	B	四・六%	無税	
*	その他のもの	B	四・六%	無税	
八五〇七・三〇*	ニッケル・カドミウム蓄電池	B	四・六%	無税	
八五〇七・四〇*	ニッケル・鉄蓄電池	B	四・六%	無税	
八五〇七・八〇*	その他の蓄電池	B	四・六%	無税	
八五〇七・九〇*	部分品	B	五・八%	無税	

八五〇八	手持電動工具（電動装置を自蔵するものに限る。）	B	三・六%	無税	
八五〇八・一〇	ドリル	B	三・六%	無税	
八五〇八・二〇	のこぎり	B	三・六%	無税	
八五〇八・八〇	その他の工具	B	三・六%	無税	
八五〇八・九〇	部分品	B	三・六%	無税	
八五〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	B	三・一%	無税	
八五〇九・一〇	真空式掃除機	B	三・一%	無税	
八五〇九・二〇	床磨き機	B	三・一%	無税	
八五〇九・三〇	台所用ディスポーザー	B	三・一%	無税	
八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	B	三・一%	無税	
八五〇九・八〇	その他の機器	B	三・一%	無税	
八五〇九・九〇	部分品	B	三・一%	無税	
八五一〇	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）	B	四%	無税	
八五一〇・一〇	かみそり	B	四%	無税	
八五一〇・二〇	バリカン	B	四%	無税	
八五一〇・九〇	部分品	B	四・八%	無税	
八五一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び調整器				
八五一一・一〇*	点火プラグ	B	三%	無税	
八五一一・二〇*	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	B	四・八%	無税	
八五一一・三〇*	ディストリビューター及びイグニションコイル	B	四・二%	無税	
八五一一・四〇*	スターター及び始動充電発電機	B	四・八%	無税	
八五一一・五〇*	その他の発電機	B	四・八%	無税	
八五一一・八〇*	その他の機器	B	四・二%	無税	
八五一一・九〇	部分品	B	四・二%	無税	
八五一二	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・二九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用するものに限る。）				
八五一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用するものに限る。）	B	四・二%	無税	
八五一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	B	三%	無税	
八五一二・三〇	音響信号機器	B	三%	無税	
八五一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	B	三%	無税	
八五一二・九〇	部分品	B	三%	無税	
八五一三	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）				

八五一三・一〇	ランプ	B	四・八%	無税	
八五一三・九〇	部分品	B	四・八%	無税	
八五一四	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導式又は誘電式のものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）	B	無税	無税	
八五一四・一〇	抵抗加熱炉	B	無税	無税	
八五一四・二〇	電磁誘導式又は誘電式の炉	B	無税	無税	
八五一四・三〇	その他の炉	B	無税	無税	
八五一四・四〇	その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）	B	無税	無税	
八五一四・九〇	部分品	B	無税	無税	
八五一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができないかを問わない。）及び金属又は焼結した金属炭化物の融接付け用電気機器	B	四・二%	無税	
八五一五・一一	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	B	四・二%	無税	
八五一五・一九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五一五・二一	金属用抵抗溶接機器	B	四・二%	無税	
八五一五・二九	全自動式又は半自動式のもの	B	四・二%	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五一五・三一	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）	B	四・二%	無税	
八五一五・三九	全自動式又は半自動式のもの	B	四・二%	無税	
八五一五・八〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
	その他の機器	B	無税	無税	
八五一五・九〇	超音波式機器	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
	部分品	B	無税	無税	
	超音波式機器のもの	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、電気機器及び土壌加熱器、電熱式の調理用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	B	三・一%	無税	
八五一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	B	三・一%	無税	
八五一六・二一	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	B	三・一%	無税	
八五一六・二九	書架式ラジエーター	B	三・一%	無税	
	その他のもの	B	三・一%	無税	

八五一六・三一	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	B	三・一%	無税	
	ヘアドライヤー	B	三・一%	無税	
	その他の調髪用機器	B	三・一%	無税	
八五一六・三二	手用ドライヤー	B	三・一%	無税	
八五一六・三三	電気アイロン	B	三・一%	無税	
八五一六・四〇	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、金網リング、グリル及びロースター	B	三・一%	無税	
八五一六・五〇	その他の電熱機器	B	三・一%	無税	
八五一六・七一	コーヒーメーカー及びティーメーカー	B	三・一%	無税	
八五一六・七二	トースター	B	三・一%	無税	
八五一六・七九	その他のもの	B	三・一%	無税	
八五一六・八〇	電熱用抵抗体	B	三・一%	無税	
八五一六・九〇	部分品	B	三・一%	無税	
八五一七	電気通信用又は有線電信用の電気機器（有線搬送電気通信機器を含む。）	B	無税	無税	
八五一七・一〇	電話機	B	無税	無税	
八五一七・二〇	テレプリンター	B	無税	無税	
八五一七・三〇	電話用又は電信用の交換機	B	無税	無税	
八五一七・四〇	その他の有線搬送通信機器	B	無税	無税	
八五一七・八一	その他の機器	B	無税	無税	
八五一七・八二	電話用のもの	B	無税	無税	
八五一七・九〇	電信用のもの	B	無税	無税	
八五一八	部分品	B	無税	無税	
	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	B	四・二%	無税	
八五一八・一〇*	マイクロホン及びそのスタンド	B	四・二%	無税	
八五一八・二*	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
八五一八・二九*	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	B	四・二%	無税	
八五一八・三〇*	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	B	四・二%	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五一八・四〇*	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン	B	四・二%	無税	
八五一八・五〇*	可聴周波増幅器	B	四・二%	無税	
八五一八・九〇	電気式音響増幅装置	B	四・二%	無税	
八五一九	部分品	B	四・二%	無税	
	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）	B	四%	無税	
八五一九・一〇	硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー	B	四%	無税	

八五一九・二一	その他のレコードプレーヤー	B	九%	無税	
八五一九・二九	拡声器を有しないもの	B	九%	無税	
	その他のもの				
	レコードデッキ				
八五一九・三一	自動レコード交換機構を有するもの	B	九%	無税	
八五一九・三九	その他のもの	B	九%	無税	
八五一九・四〇	トランスクライビングマシン	B	四・二%	無税	
	その他の音声再生機				
八五一九・九一	カセット式のもの	B	四・二%	無税	
八五一九・九九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五二〇・一〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
	ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	B	四・二%	無税	
八五二〇・二〇	留守番電話装置	B	四・二%	無税	
	その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。）	B	四・二%	無税	
八五二〇・三一	カセット式のもの	B	四・二%	無税	
八五二〇・三九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五二〇・九〇＊	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五二一	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）	B	四・二%	無税	
八五二一・一〇＊	磁気テープ式のもの	B	四・二%	無税	
八五二一・九〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五二二	第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品及び附属品	B	四・八%	無税	
八五二三・一〇	ピックアップカートリッジ	B	四・二%	無税	
八五二三・九〇＊	その他のもの				
	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。）				
	磁気テープ				
八五二三・一一	幅が四ミリメートル以下のもの	B	無税	無税	
八五二三・一二	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	B	無税	無税	
八五二三・一三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	B	無税	無税	
八五二三・二〇	磁気ディスク	B	無税	無税	
八五二三・九〇	その他のもの	B	一・七%	無税	
	書音機用レコード製造用のレコードプランク	B	無税	無税	
	その他のもの				
八五二四	レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）	B	一枚につき二五円	無税	
八五二四・一〇	書音機用レコード				
	回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルを超えるもの	B	一枚につき六四円四〇銭	無税	
	その他のもの	B	六〇銭	無税	
八五二四・二一	磁気テープ				
八五二四・二二	幅が四ミリメートル以下のもの	B	一・七%	無税	
	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	B	一・七%	無税	
八五二四・二三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	B	一・七%	無税	
八五二四・九〇	その他のもの	B	一・七%	無税	
八五二五	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）				
八五二五・一〇＊	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	B	無税	無税	
八五二五・二〇＊	テレビジョンカメラ	B	五・一%	無税	
八五二六	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器				
八五二六・一〇	船舶用のもの	B	六%	無税	
	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	B	六・五%	無税	
	その他のもの				
八五二六・九一＊	航行用無線機器				
	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	B	五・一%	無税	
	その他のもの				
八五二六・九二＊	無線遠隔制御機器				
	航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
	その他のもの	B	五・一%	無税	
八五二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
	ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	B	四%	無税	
八五二七・一一	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	B	四%	無税	
	その他のもの				
八五二七・一九	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	B	四%	無税	
	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	B	四%	無税	
八五二七・二一					

八五二七・二九	その他のもの	B	四%	無税	
八五二七・三一	その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）	B	四%	無税	
八五二七・三二	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの 時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）	B	四%	無税	
八五二七・三九	その他のもの	B	四%	無税	
八五二七・九〇＊	その他の機器	B	四%	無税	
八五二八	テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	B	四%	無税	
八五二八・一〇	カラーのもの	B	四%	無税	
八五二八・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	B	四%	無税	
八五二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	B	無税	無税	
八五二九・一〇＊	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	B	無税	無税	
八五二九・九〇＊	その他のもの	B	無税	無税	
八五三〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	B	四・二%	無税	
八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	B	四・二%	無税	
八五三〇・八〇	その他の機器	B	四・二%	無税	
八五三〇・九〇	部分品	B	四・二%	無税	
八五三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	B	四%	無税	
八五三一・一〇＊	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	B	無税	無税	
八五三一・二〇＊	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	B	無税	無税	
八五三一・八〇＊	その他の機器	B	無税	無税	
八五三一・九〇	部分品	B	無税	無税	
八五三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー				
八五三二・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る。（電力用コンデンサー））	B	四・二%	無税	
八五三二・二一	その他の固定式コンデンサー タンタルコンデンサー	B	無税	無税	
八五三二・二二	アルミニウム電解コンデンサー	B	無税	無税	
八五三二・二三	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	B	無税	無税	
八五三二・二四	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	B	無税	無税	
八五三二・二五	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	B	無税	無税	

八五三二・二九	その他のもの	B	無税	無税	
八五三三	可変式又は半固定式のコンデンサー	B	無税	無税	
八五三三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。） その他の固定式抵抗器	B	二・九%	無税	
八五三三・二一	容量が二〇ワット以下のもの	B	二・九%	無税	
八五三三・二九	その他のもの	B	二・九%	無税	
八五三三・三一	巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。） 容量が二〇ワット以下のもの	B	二・九%	無税	
八五三三・三九	その他のもの	B	二・九%	無税	
八五三三・四〇	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	B	二・九%	無税	
八五三四・〇〇	部分品	B	無税	無税	
八五三五	印刷回路	B	無税	無税	
八五三五・一〇	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。） ヒューズ	B	無税	無税	
八五三五・二一	自動遮断器	B	無税	無税	
八五三五・二九	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの その他のもの	B	無税	無税	
八五三五・三〇	断路器及び開閉スイッチ	B	無税	無税	
八五三五・四〇	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器	B	無税	無税	
八五三五・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
八五三六	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	B	無税	無税	
八五三六・一〇	ヒューズ	B	無税	無税	
八五三六・二〇	自動遮断器	B	無税	無税	
八五三六・三〇	電気回路保護用のその他の機器	B	無税	無税	
八五三六・四一	継電器	B	無税	無税	
八五三六・四九	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	B	無税	無税	
八五三六・五〇	その他のもの その他のスイッチ	B	三・六%	無税	
八五三六・六一	電磁開閉器及びマイクロスイッチ	B	無税	無税	
八五三六・六九	その他のもの	B	無税	無税	
八五三六・九〇	ランプホルダー、プラグ及びソケット ランプホルダー	B	無税	無税	
八五三七	その他のもの その他の機器 電気制御用又は配電用の盤、パネル（数値制御用のものをきむ。）、コンソール、机、キャビネット	B	無税	無税	

八五三七・一〇	その他の物品（第九〇類の機器を自動車両に装備するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限るものとし、第八五・一七項の交換機を除く。）	B	三・六%	無税	
八五三七・二〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの	B	三・六%	無税	
八五三七・九〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの	B	三・六%	無税	
八五三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品				
八五三八・一〇	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）	B	無税	無税	
八五三八・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
八五三九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯				
八五三九・一〇	シールドビームランプ	B	三%	無税	
	自動車用のもの	B	三・四%	無税	
	その他のもの				
	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	B	三・四%	無税	
八五三九・二一	タングステンハロゲン電球	B	三・四%	無税	
八五三九・二二	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	B	三・四%	無税	
八五三九・二九	その他のもの	B	三・四%	無税	
八五三九・三一	放電管（紫外線ランプを除く。）	B	四・八%	無税	
八五三九・三九	無機質発光放電管	B	四・八%	無税	
八五三九・四〇	その他のもの	B	四・八%	無税	
八五三九・九〇	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	B	四・八%	無税	
	部分品				
	自動車用シールドビームランプのもの	B	三%	無税	
	その他のもの				
八五四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	B	四・八%	無税	
	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）				
八五四〇・一一	カラーのもの	B	四・二%	無税	
八五四〇・一二	白黒その他のモノクロームのもの	B	四・二%	無税	
八五四〇・二〇	テレビジョン用撮像管、イメージ増倍管その他の光電管	B	無税	無税	
	テレビジョン用撮像管	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五四〇・三〇	その他の陰極線管	B	無税	無税	
	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）	B	無税	無税	

八五四〇・四一	磁電管	B	無税	無税	
八五四〇・四二	クライストロン	B	無税	無税	
八五四〇・四九	その他のもの	B	無税	無税	
八五四〇・八一	その他の管	B	無税	無税	
八五四〇・八九	受信管及び増幅管	B	無税	無税	
	その他のもの	B	無税	無税	
八五四〇・九一	部分品	B	無税	無税	
八五四〇・九九	陰極線管のもの	B	無税	無税	
八五四一	その他のもの	B	無税	無税	
	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子				
八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	B	四・二%	無税	
八五四一・二一	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）定格消費電力が一ワット未満のもの	B	四・二%	無税	
八五四一・二九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五四一・三〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）	B	四・二%	無税	
八五四一・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	B	四・二%	無税	
	発光ダイオード				
八五四一・五〇	光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）	B	六・五%	無税	
	その他のもの				
八五四一・六〇	その他の半導体デバイス	B	四・三%	無税	
八五四一・九〇	圧電結晶素子	B	四・二%	無税	
	部分品	B	四・三%	無税	
八五四二	集積回路及び超小形組立モノリシック集積回路	B	無税	無税	
八五四二・一一	ディジタル式のもの	B	四・二%	無税	
八五四二・一九	その他のもの	B	四・二%	無税	
八五四二・二〇	ハイブリッド集積回路	B	四・三%	無税	
八五四二・八〇	その他のもの	B	四・三%	無税	
八五四二・九〇	部分品	B	四・二%	無税	
八五四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	B	無税	無税	
八五四三・一〇	粒子加速器	B	無税	無税	
八五四三・二〇	信号発生器	B	三・六%	無税	
八五四三・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	B	無税	無税	
八五四三・八〇＊	その他の機器	B	無税	無税	
八五四三・九〇＊	部分品	B	無税	無税	
八五四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含				

八五四四・一一	むう。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	B	七・二%	四・八%	無税
八五四四・一九	巻線				
八五四四・二〇	銅のもの	B	七・二%	四・八%	無税
八五四四・三〇	その他のもの	B	七・二%	四・八%	無税
	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	B	七・二%	四・八%	無税
	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用するものに限る。）	B	無税	無税	無税
	自動車用のもの	B	七・二%	四・八%	無税
	その他のもの	B	七・二%	四・八%	無税
八五四四・四一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）	B	七・二%	四・八%	無税
八五四四・四九	接続子を取り付けてあるもの	B	七・二%	四・八%	無税
	その他のもの	B	七・二%	四・八%	無税
八五四四・五一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	B	七・二%	四・八%	無税
八五四四・五九	接続子を取り付けてあるもの	B	七・二%	四・八%	無税
	その他のもの	B	七・二%	四・八%	無税
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	B	七・二%	四・八%	無税
	自動車用のもの	B	無税	無税	無税
	その他のもの	B	七・二%	四・八%	無税
八五四四・七〇	光ファイバーケーブル	B	三・九%	無税	無税
八五四五	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	B	四・九%	四・八%	無税
	電極				
八五四五・一一	炉に使用する種類のもの	B	四・九%	三・二%	無税
八五四五・一九	その他のもの	B	四・九%	三・二%	無税
八五四五・二〇	ブラシ	B	四・九%	四・九%	無税
八五四五・九〇	その他のもの				
	カーボン電熱抵抗体	B	四・九%	四・九%	無税
	その他のもの	B	四・九%	三・二%	無税
八五四六	がい子（材料を問わない。）				
八五四六・一〇	ガラス製のもの	B	四・二%	無税	無税
八五四六・二〇	陶磁製のもの	B	四・二%	無税	無税
八五四六・九〇	その他のもの	B	四・二%	無税	無税
八五四七	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のき細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を等ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）	B	四・二%	無税	無税
八五四七・一〇	陶磁製の電気絶縁用物品	B	四・二%	無税	無税
八五四七・二〇	プラスチック製の電気絶縁用物品	B	四・二%	無税	無税
八五四七・九〇	その他のもの	B	四・二%	無税	無税
八五四八・〇〇	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	B	四・二%	無税	無税
八六〇一	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇一・一〇	外部電源により走行するもの	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇一・二〇	蓄電池により走行するもの	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇二	その他の鉄道用機関車及び炭水車	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇二・一〇	電気式ディーゼル機関車	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇二・九〇	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇三	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇三・一〇	外部電源により走行するもの	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇三・九〇	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇四・〇〇	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道試測車）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇五・〇〇	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇六	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇六・一〇	タンク車その他これに類する車両	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇六・二〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第八六〇六・一〇号のものを除く。）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇六・三〇	荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・二〇号のものを除く。）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇六・九九	その他のもの				
八六〇六・九一	有がい車	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇六・九二	無がい車（高さが六〇センチメートルを超える開口を有するものに限る。）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇六・九九	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇七	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品				
八六〇七・一一	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇七・一二	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇七・一九	その他のボギー台車及びビッセル台車	B	四・九%	四・九%	無税
	その他のもの（部分品を含む。）	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇七・二一	ブレーキ及びその部分品	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇七・二九	エアブレーキ及びその部分品	B	四・九%	四・九%	無税
八六〇七・三〇	その他のもの	B	四・九%	四・九%	無税
	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれら				

八六〇七・九一	の部分品	B	四・九%	無税	
八六〇七・九九	その他のもの	B	四・九%	無税	
八六〇八・〇〇	機関車のもの	B	四・九%	無税	
	その他のもの	B	四・九%	無税	
八六〇九・〇〇	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品	B	四・二%	無税	
八七〇一	コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）	B	四・九%	無税	
八七〇一・一〇	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	B	四・二%	無税	
八七〇一・二〇	歩行操縦式トラクター	B	五・八%	無税	
八七〇一・三〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	B	四・九%	無税	
八七〇一・九〇	無限軌道式トラクター	B	四・二%	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
八七〇二	農業用のもの	B	四・二%	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車				
八七〇二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの	B	三%	無税	
八七〇二・九〇	その他のもの	B	三%	無税	
八七〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）				
八七〇三・一〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	B	三%	無税	
八七〇三・二一	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）				
	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	B	無税	無税	
八七〇三・二二	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	B	無税	無税	
八七〇三・二三	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	B	無税	無税	
八七〇三・二四	シリンダー容積が二、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	B	無税	無税	
	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）				
八七〇三・三一	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	B	無税	無税	
八七〇三・三二	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超えるもの	B	無税	無税	
八七〇四・一〇	貨物自動車				
	ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）	B	無税	無税	
八七〇四・二一	その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）				
	車両総重量が五トン以下のもの	B	三%	無税	
八七〇四・二二	運転室を有する原動機付きシャシ、無限軌道式貨物自動車及びシャットルカー	B	三%	無税	
	その他のもの				
	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの	B	三%	無税	
八七〇四・二三	運転室を有する原動機付きシャシ、無限軌道式貨物自動車及びシャットルカー	B	三%	無税	
	その他のもの				
	車両総重量が二〇トンを超えるもの	B	三%	無税	
八七〇四・三一	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）				
	車両総重量が五トン以下のもの	B	無税	無税	
八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超えるもの	B	無税	無税	
八七〇四・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
八七〇五	特殊用途自動車（例えば、救護車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	B	無税	無税	
八七〇五・一〇	クレーン車	B	無税	無税	
八七〇五・二〇	せん孔デリック車	B	無税	無税	
八七〇五・三〇	消防車	B	無税	無税	
八七〇五・四〇	コンクリートミキサー車	B	無税	無税	
八七〇五・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
八七〇六・〇〇	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	B	五・七%	無税	
八七〇七	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	B	無税	無税	
八七〇七・一〇	第八七・〇三項の車両用のもの	B	二%	無税	
八七〇七・九〇	その他のもの	B	三%	無税	
八七〇八	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）				
八七〇八・一〇	バンパー及びその部分品	B	三%	無税	
	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び				

八七〇八・二二	附属品	B	三%	無税	
八七〇八・二九	シートベルト	B	三%	無税	
	その他のもの				
八七〇八・三一	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	B	三%	無税	
八七〇八・三九	ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）	B	三%	無税	
八七〇八・四〇	その他のもの	B	三%	無税	
八七〇八・五〇	ギヤボックス	B	三%	無税	
	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）	B	三%	無税	
八七〇八・六〇	非駆動軸及びその部分品	B	三%	無税	
八七〇八・七〇	車軸並びにその部分品及び附属品	B	三%	無税	
八七〇八・八〇	懸架装置用ショックアブソーバー	B	三%	無税	
	その他の部分品及び附属品				
八七〇八・九一	ラジエーター	B	三%	無税	
八七〇八・九二	消音装置及び排気管	B	三%	無税	
八七〇八・九三	クラッチ及びその部分品	B	三%	無税	
八七〇八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	B	三%	無税	
八七〇八・九九	その他のもの	B	三%	無税	
八七〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品				
八七〇九・一一	車両	B	四・八%	無税	
八七〇九・一九	電気式のもの	B	四・八%	無税	
八七〇九・九〇	その他のもの	B	四・八%	無税	
八七一〇・〇〇	部分品	B	四・八%	無税	
	観車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	U	一二・八%	八・四%	
八七一一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー				
八七一一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	B	五%	無税	
八七一一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	B	五%	無税	
八七一一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	B	五%	無税	

八七一一・四〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	B	五%	無税	
八七一一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	B	五%	無税	
八七一二・九〇	その他のもの	B	五%	無税	
八七一二・〇〇	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	B	四・八%	無税	
八七一三	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）				
八七一三・一〇	機械式駆動機構を有しないもの	B	三・二%	無税	
八七一三・九〇	その他のもの	B	三・二%	無税	
八七一四	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）				
八七一四・一一	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	B	四・八%	無税	
八七一四・一九	サドル	B	四・八%	無税	
八七一四・二〇	その他のもの	B	三・二%	無税	
	身体障害者用又は病人用の車両のもの				
八七一四・九一	その他のもの				
	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	B	四・八%	無税	
八七一四・九二	リム及びスポーク	B	四・八%	無税	
八七一四・九三	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール	B	四・八%	無税	
八七一四・九四	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品	B	四・八%	無税	
八七一四・九五	サドル	B	四・八%	無税	
八七一四・九六	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	B	四・八%	無税	
八七一四・九九	その他のもの	B	四・八%	無税	
八七一五・〇〇	乳母車及びその部分品	B	三・二%	無税	
八七一六	両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品				
八七一六・一〇	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）	B	五・七%	無税	
八七一六・二〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）	B	五・七%	無税	
八七一六・三九	貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー				
八七一六・四〇	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー	B	五・七%	無税	
八七一六・八〇	その他のもの	B	五・七%	無税	
八七一六・九〇	その他のトレーラー及びセミトレーラー	B	四・二%	無税	
	その他の車両				
	部分品	B	四・二%	無税	

八八〇一	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機		B	六・五%	無税		
八八〇一・一〇*	グライダー及びハンググライダー		B	七・二%	無税		
八八〇一・九〇*	その他のもの		B				
八八〇二	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット		B	五%	無税		
八八〇二・一一*	ヘリコプター						
	自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの		B	五%	無税		
八八〇二・一二*	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの		B	五%	無税		
八八〇二・二〇*	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの）		B	五%	無税		
八八〇二・三〇*	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え二五、〇〇〇キログラム以下のもの）		B	五%	無税		
八八〇二・四〇*	飛行機その他の航空機（自重が二五、〇〇〇キログラムを超えるもの）		B	五%	無税		
八八〇二・五〇	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット		B	六・五%	無税		
八八〇三	部分品（第八八・〇二項又は第八八・〇三項の物品のものに限る。）		B	七・二%	無税		
八八〇三・一〇*	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品						
	飛行機用プロペラ並びにヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード		B	五%	無税		
	その他のもの						
八八〇三・二〇*	着陸装置及びその部分品		B	五%	無税		
八八〇三・三〇*	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品		B	五%	無税		
八八〇三・九〇*	その他のもの		B	五%	無税		
八八〇四・〇〇	落下傘（可導式滑下傘を含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品		B	八・二%	無税		
八八〇五	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品		B	七・二%	無税		
八八〇五・一〇	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品		B	七・二%	無税		
八八〇五・二〇*	航空用地上訓練装置及びその部分品		B	七・二%	無税		
八九〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけ（その他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）		B	無税	無税		
八九〇一・一〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート		B	無税	無税		
八九〇一・二〇	タンカー		B	無税	無税		
八九〇一・三〇	冷蔵船及び冷凍船（第八九〇一・二〇号のものを除く。）		B	無税	無税		
八九〇一・九〇	その他の貨物船及び貨客船		B	無税	無税		
八九〇二・〇〇	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の		B	無税	無税		

八九〇三	船舶（ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫂船及びカヌー）		B	無税	無税		
八九〇三・一〇	膨脹式のもの		B	三%	無税		
八九〇三・九一	その他のもの						
	セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わない。）		B	三%	無税		
	モーターボート（船外機付きのものを除く。）		B	三%	無税		
八九〇三・九二	その他のもの		B	三%	無税		
八九〇三・九九	漁船用又は押船用の船舶		B	三%	無税		
八九〇四・〇〇	曳船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は滑水式の掘削用又は生産用のプラットホーム		B	無税	無税		
八九〇五	浮遊式又は滑水式の掘削用又は生産用のプラットホーム		B	無税	無税		
八九〇五・一〇	しゅんせつ船		B	無税	無税		
八九〇五・二〇	浮遊式又は滑水式の掘削用又は生産用のプラットホーム		B	無税	無税		
八九〇五・九〇	その他のもの		B	無税	無税		
八九〇六・〇〇	その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、機帆船を除く。）		B	無税	無税		
八九〇七	総トン数が一〇〇トン未満のもの		B	二%	無税		
	その他のもの						
	革張						
	その他のもの		U	無税	無税		
八九〇七・一〇	その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標）		B	二%	無税		
八九〇七・九〇	膨脹式いかだ		B	二%	無税		
八九〇八・〇〇	その他のもの		B	二%	無税		
九〇〇一	解体用の船舶その他の浮き構造物		B	無税	無税		
九〇〇一・一〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、個光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたものを含む。）及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）		B	四%	無税		
九〇〇一・二〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル		B	四・八%	無税		
九〇〇一・三〇	個光材料製のシート及び板		B	四・八%	無税		
九〇〇一・四〇	コンタクトレンズ		B	四・九%	無税		
九〇〇一・五〇	ガラス製の眼鏡用レンズ		B	四・八%	無税		
九〇〇一・九〇*	その他の材料製の眼鏡用レンズ		B	四・八%	無税		
九〇〇二	その他のもの						
	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除		B	無税	無税		

九〇〇二・一一	対物レンズ	B	四・二%	無税	
九〇〇二・一九	写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	B	四・二%	無税	
九〇〇二・二〇	その他のもの	B	四・二%	無税	
九〇〇二・九〇*	フィルター	B	四・二%	無税	
九〇〇三	その他のもの	B	四・二%	無税	
九〇〇三・一一	眼鏡のフレーム及びその部分品	B	七%	四・七%	
	フレーム				
	プラスチック製のもの	B	七%	四・七%	
	その他の材料製のもの	B	七%	四・七%	
九〇〇三・一九	金属製のもの	B	七%	四・九%	
	その他のもの	B	七%	四・七%	
九〇〇三・九〇	部分品	B	七%	四・七%	
九〇〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	B	八%	五・三%	
九〇〇四・一〇	サングラス	B	八%	五・三%	
九〇〇四・九〇	その他のもの	B	八%	五・三%	
九〇〇五	双眼鏡、望遠鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	B	四・二%	無税	
九〇〇五・一〇	双眼鏡	B	四・二%	無税	
九〇〇五・八〇	その他の機器	B	四・二%	無税	
九〇〇五・九〇	部分品及び附属品（支持具を含む。）	B	四・二%	無税	
九〇〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	B	五・七%	無税	
九〇〇六・一〇	製版に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）	B	五・七%	無税	
九〇〇六・二〇	文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）	B	五・七%	無税	
九〇〇六・三〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	B	五・七%	無税	
九〇〇六・四〇	内臓の医学的検診用のもの（エックス線用のものを除く。）	B	二・三%	無税	
	水中用のもの及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	B	五・七%	無税	
	その他のもの	B	四・二%	無税	
	インスタントプリントカメラ	B	五・七%	無税	
	その他の写真機				
九〇〇六・五一	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	B	五・七%	無税	
九〇〇六・五二	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	B	五・七%	無税	
九〇〇六・五三	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	B	五・七%	無税	
九〇〇六・五九	その他のもの	B	五・七%	無税	
九〇〇六・六〇	写真用のせん光器具及びせん光電球	B	五・七%	無税	
九〇〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	B	五・七%	無税	
九〇〇六・六二	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの	B	四・八%	無税	
九〇〇六・六九	その他のもの	B	五・七%	無税	
九〇〇六・九一	部分品及び附属品	B	五・七%	無税	
九〇〇六・九九	写真機用のもの	B	五・七%	無税	
九〇〇七	その他のもの	B	五・七%	無税	
九〇〇七・一一	映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）				
	撮影機				
	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	B	五・七%	無税	
九〇〇七・一九	その他のもの	B	四%	無税	
九〇〇七・二一	映写機				
	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの	B	四%	無税	
九〇〇七・二九	その他のもの	B	四%	無税	
九〇〇七・九一	部分品及び附属品	B	五・七%	無税	
九〇〇七・九二	撮影機用のもの	B	五・七%	無税	
九〇〇八	映写機用のもの	B	五・七%	無税	
	その他のもの				
九〇〇八・一〇	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	B	四%	無税	
九〇〇八・二〇	スライド映写機	B	四%	無税	
	マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）				
九〇〇八・三〇	その他の投影機	B	四%	無税	
九〇〇八・四〇	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	B	四%	無税	
九〇〇八・九〇	部分品及び附属品	B	無税	無税	
九〇〇九	投影機用のもの	B	四%	無税	
	その他のもの				
九〇〇九・一一	感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感熱式複写機	B	四%	無税	
	静電式の感光式複写機				
	原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの	B	無税	無税	
九〇〇九・一二	原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの	B	無税	無税	
	その他の感光式複写機				
九〇〇九・二一	光学的機構を有するもの	B	無税	無税	
九〇〇九・二二	密着式のもの	B	四%	無税	
九〇〇九・三〇	感熱式複写機	B	無税	無税	
九〇〇九・九〇	部分品及び附属品	B	無税	無税	

九〇一〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン					
九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	B	無税			
九〇一〇・二〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	B	無税			
九〇一〇・三〇	映写用又は投影用のスクリーン	B	無税			
九〇一〇・九〇	部分品及び附属品	B	無税			
九〇一一	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	B	無税			
九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡	B	無税			
九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	B	無税			
九〇一一・八〇	その他の顕微鏡	B	無税			
九〇一一・九〇	部分品及び附属品	B	無税			
九〇一二	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	B	無税			
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器の部分品及び附属品	B	無税			
九〇一二・九〇	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）	B	無税			
九〇一三	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第十六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	B	無税			
九〇一三・一〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	B	無税			
九〇一三・二〇	その他の機器	B	無税			
九〇一三・八〇	部分品及び附属品	B	無税			
九〇一三・九〇	羅針盤その他の航行用機器	B	無税			
九〇一四・一〇＊＊	羅針盤	B	無税			
九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	B	無税			
九〇一四・八〇	電気式のもの	B	無税			
九〇一四・九〇＊＊	その他のもの	B	無税			
九〇一五	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	B	無税			
九〇一五・一〇	測距儀	B	無税			
九〇一五・二〇	経緯儀及び視距儀	B	無税			
九〇一五・三〇	水準器	B	無税			
九〇一五・四〇	写真測量用機器	B	無税			
九〇一五・八〇	その他の機器	B	無税			
九〇一五・九〇	部分品及び附属品	B	無税			
九〇一六・〇〇	電気式機器用のもの	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）	B	無税			
九〇一七	電気式はかり並びにその部分品及び附属品	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
	製図機械、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びバス。この類の他の項に該当するものを除く。）	B	無税			
九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	B	無税			
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	B	無税			
九〇一七・三〇	マイクロメーター、バス及びゲージ	B	無税			
九〇一七・八〇	電気式のもの	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
	その他の機器	B	無税			
九〇一七・九〇	電気式のもの	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
九〇一八	部分品及び附属品	B	無税			
	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	B	無税			
	診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）	B	無税			
九〇一八・一一	心電計	B	無税			
九〇一八・一九	その他のもの	B	無税			
	超音波診断装置	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
	眼医用のもの	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
	紫外線又は赤外線を使用する機器	B	無税			
九〇一八・二〇	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品	B	無税			
九〇一八・三一	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	B	無税			
	歯科用のもの	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
九〇一八・三二	金属製の管針及び縫合用の針	B	無税			
	歯科用のもの	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
九〇一八・三九	その他のもの	B	無税			
	歯科用のもの	B	無税			
	その他のもの	B	無税			
	その他の機器（歯科用のものに限る。）	B	無税			

九〇一八・四一	歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
九〇一八・四九	その他のもの				
	歯科用のいす	B	四・八％	無税	
	その他の歯科用の電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	B	五・八％	無税	
	その他のもの	B	無税	無税	
九〇一八・五〇	その他の機器（歯科用のものに限る。）	B	三・九％	無税	
九〇一八・九〇	その他の機器				
	外科用のもの（電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）及び鉗子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。）	B	無税	無税	
	その他のもの	B	三・九％	無税	
九〇一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器				
九〇一九・一〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器	B	四・九％	無税	
九〇一九・二〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	B	無税	無税	
九〇二〇・〇〇＊	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	B	四・九％	無税	
九〇二一	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補綴器その他身体の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具	B	無税	無税	
九〇二一・一一	人造関節	B	無税	無税	
九〇二一・一九	その他のもの	B	無税	無税	
九〇二一・二一	義歯及び歯用の取付用品	B	四％	無税	
九〇二一・二九	その他のもの	B	無税	無税	
九〇二一・三〇	その他の人造の人体の部分	B	無税	無税	
九〇二一・四〇	補聴器（部分品及び附属品を除く。）	B	四％	無税	
九〇二一・五〇	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）	B	無税	無税	
九〇二一・九〇	その他のもの				
	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は治療用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管	B	無税	無税	
九〇二二	その他のエックス線の発生機器を取り付けてあるかないかを問わない。）	B	無税	無税	
九〇二二・一一	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）				
	医療用又は獣医用のもの				
	コンピュータ断層撮影装置	B	無税	無税	
	その他のもの	B	三・四％	無税	
	獣医用のもの	B	五・八％	無税	
	その他のもの	B	三・四％	無税	
九〇二二・一九	その他の用途に供するもの				
	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	B	四・六％	無税	
九〇二二・二九	医療用又は獣医用のもの	B	四・六％	無税	
九〇二二・三〇	その他の用途に供するもの				
	エックス線管	B	五・八％	無税	
九〇二二・九〇	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	B	三・四％	無税	
	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器の部分品及び附属品	B	四・六％	無税	
	その他のもの	B	五・八％	無税	
	医療用のもの	B	三・四％	無税	
	その他のもの	B	五・八％	無税	
九〇二三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する器具及び模型	B	四・二％	無税	
九〇二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	B	無税	無税	
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	B	無税	無税	
	電気式のもの	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・二％	無税	
九〇二四・八〇	その他の機器	B	無税	無税	
	電気式のもの	B	四・二％	無税	
	その他のもの	B	四・二％	無税	
九〇二四・九〇	部分品及び附属品	B	四・二％	無税	
九〇二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品				
	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）				
	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	B	四・二％	無税	
九〇二五・一一＊	その他のもの				

九〇二五・二〇＊	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	B	無税	四・二％	無税		
九〇二五・八〇＊	その他の機器	B	無税	無税	無税		
九〇二五・九〇＊	部分品及び附属品	B	無税	無税	無税		
九〇二六	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	B	無税	四・二％	無税		
九〇二六・一〇＊	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	B	無税	四・九％	無税		
九〇二六・二〇＊	圧力の測定用又は検査用のもの	B	無税	四・九％	無税		
九〇二六・八〇＊	その他のもの	B	無税	四・九％	無税		
九〇二六・九〇＊	その他のもの	B	無税	四・九％	無税		
九〇二七	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム	B	無税	四・九％	無税		
九〇二七・一〇	ガス又は煙の分析機器	B	無税	無税	無税		
九〇二七・二〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置	B	無税	無税	無税		
九〇二七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	B	無税	四・二％	無税		
九〇二七・四〇	電気式のもの	B	無税	四・二％	無税		
九〇二七・五〇	その他のもの	B	無税	無税	無税		
九〇二七・六〇	露出計	B	無税	無税	無税		
九〇二七・八〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	B	無税	無税	無税		
九〇二七・九〇	その他のもの	B	無税	無税	無税		
九〇二七	電気式のもの	B	無税	四・二％	無税		
	その他のもの	B	無税	四・二％	無税		
九〇二八	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	B	無税	四・二％	無税		
九〇二八・一〇	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	B	無税	四・二％	無税		
九〇二八・二〇	ガス用計器	B	無税	四・二％	無税		
九〇二八・三〇	液体用計器	B	無税	四・二％	無税		
九〇二八・九〇	電気用計器	B	無税	四・二％	無税		
九〇二九	部分品及び附属品	B	無税	四・二％	無税		
	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ						
九〇二九・一〇	電気式のもの	B	無税	四・二％	無税		
	その他のもの	B	無税	無税	無税		
九〇二九・二〇＊	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	B	無税	四・二％	無税		
九〇二九・九〇＊	部分品及び附属品	B	無税	四・二％	無税		
九〇三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	B	無税	無税	無税		
九〇三〇・一〇＊	電離放射線の測定用又は検出用の機器	B	無税	無税	無税		
九〇三〇・二〇＊	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ	B	無税	無税	無税		
九〇三〇・二一＊	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）	B	無税	無税	無税		
九〇三〇・二九＊	マルチメーター	B	無税	無税	無税		
	その他のもの	B	無税	四・九％	無税		
	電圧計及び電流計	B	無税	四・九％	無税		
	その他のもの	B	無税	四・九％	無税		
九〇三〇・四〇＊	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	B	無税	無税	無税		
九〇三〇・八一＊	その他の機器	B	無税	無税	無税		
	記録装置を有するもの	B	無税	無税	無税		
九〇三〇・八九＊	その他のもの	B	無税	無税	無税		
九〇三〇・九〇＊	部分品及び附属品	B	無税	四・二％	無税		
九〇三一	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	B	無税	無税	無税		
九〇三一・一〇	釣合試験機	B	無税	無税	無税		
九〇三一・二〇	テストベンチ	B	無税	無税	無税		
九〇三一・三〇	輪郭投影機	B	無税	四・八％	無税		
九〇三一・四〇＊	その他の光学式機器	B	無税	四・二％	無税		
九〇三一・八〇＊	その他の機器	B	無税	無税	無税		
	電気式のもの	B	無税	四・二％	無税		
	その他のもの	B	無税	無税	無税		
九〇三一・九〇＊	部分品及び附属品	B	無税	四・二％	無税		
九〇三二	自動調整機器	B	無税	無税	無税		
九〇三二・一〇＊	サーモスタット	B	無税	無税	無税		
九〇三二・二〇＊	マノスタット	B	無税	無税	無税		
九〇三二・八一＊	その他の機器	B	無税	無税	無税		
	液体式又は気体式のもの	B	無税	無税	無税		
九〇三二・八九＊	その他のもの	B	無税	無税	無税		

九〇三二・九〇＊	部分品及び附属品	B	四・二％	無税	
九〇三三・〇〇	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）				
九一〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	B	四・二％	無税	
九一〇一・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）				
九一〇一・一二	機械式表示部のみを有するもの	B	五・四％	無税	
九一〇一・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	B	五・四％	無税	
	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一〇一・二一	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）				
九一〇一・二九	自動巻きのもの	B	五・四％	無税	
	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一〇一・九一	電池により作動するもの	B	五・四％	無税	
九一〇一・九九	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）				
九一〇二・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）				
九一〇二・一二	機械式表示部のみを有するもの	B	五・四％	無税	
	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	B	五・四％	無税	
九一〇二・一九	その他のもの	B	五・四％	無税	
	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）				
九一〇二・二一	自動巻きのもの	B	五・四％	無税	
九一〇二・二九	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一〇二・九一	電池により作動するもの	B	五・四％	無税	
九一〇二・九九	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）				
九一〇三・一〇	電池により作動するもの	B	四・八％	無税	
九一〇三・九〇	その他のもの	B	五・六％	無税	
九一〇四・〇〇＊	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	B	五・六％	無税	
九一〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）				
九一〇五・一一	目覚まし時計				
	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	B	四・八％	無税	
九一〇五・一九	その他のもの	B	五・六％	無税	
九一〇五・二一	掛時計				
	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	B	四・八％	無税	
九一〇五・二九	その他のもの	B	五・六％	無税	
九一〇五・九一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	B	四・八％	無税	
九一〇五・九九	その他のもの	B	五・六％	無税	
九一〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）				
九一〇六・一〇	タイムレジスター及びタイムレコーダー	B	四・八％	無税	
九一〇六・二〇	パーキングメーター	B	四・八％	無税	
九一〇六・九〇	その他のもの	B	四・八％	無税	
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	B	四・八％	無税	
九一〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）				
九一〇八・一一	電池により作動するもの	B	五・四％	無税	
九一〇八・一二	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	B	五・四％	無税	
	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	B	五・四％	無税	
九一〇八・一九	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一〇八・二〇	自動巻きのもの	B	五・四％	無税	
九一〇八・九一	その他のもの				
	幅、長さ又は直径が三二・八ミリメートル以下のもの	B	五・四％	無税	
九一〇八・九九	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）				
	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	B	五・四％	無税	
九一〇九・一一	目覚まし時計のもの	B	五・四％	無税	
九一〇九・一九＊	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一〇九・九〇＊	その他のもの	B	五・四％	無税	
九一一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント				
九一一〇・一一	携帯用時計のもの				
	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）	B	五・九％	無税	

九二〇・二二	未完成のムーブメントで組み立てたもの	B	五・四%	無税					
九二〇・一九	ラフムーブメント	B	五・九%	無税					
九二〇・九〇	その他のもの	B	五・四%	無税					
九二一一	携帯用時計のケース及びその部分品								
九二一・一〇	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	B	五・七%	無税					
九二一・二〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	B	五・七%	無税					
九二一・八〇	その他のケース	B	五・七%	無税					
九二一・九〇	部分品	B	五・七%	無税					
九二二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに属するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品								
九二二・一〇	金属製のケース	B	七・二%	無税					
九二二・八〇	その他のケース	B	七・二%	無税					
九二二・九〇	部分品	B	七・二%	無税					
九二三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品								
九二三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	B	七・八%	無税					
	銀製又は白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）製のもの	B	八・二%	無税					
	その他のもの	B	五・二%	無税					
九二三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）								
	貴金属をめっきしたもの	B	五・六%	無税					
	その他のもの	B	六・六%	無税					
九二三・九〇	その他のもの								
	革製又はコンポジションレザー製のもの	B	二〇%	無税					
	毛皮付きのもの及び貴金属、貴石、半貴石、若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	一二・五%	無税					
	その他のもの								
	その他のもの								
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	B	一二・五%	無税					
	その他のもの	B	三・四%	無税					
九二四・一〇	その他の時計の部分品	B	三・二%	無税					
九二四・二〇	ばね（ひげぜんまいを含む。）	B	一・九%	無税					
九二四・三〇	石	B	五・四%	無税					
九二四・四〇	文字板	B	五・九%	無税					
九二四・九〇	地板及び受け	B	五・四%	無税					
九二〇一	その他のもの								
	ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器								
九二〇一・一〇	アップライトピアノ	B	四・八%	無税					
九二〇一・二〇	グランドピアノ	B	四・八%	無税					
九二〇一・九〇	その他のもの	B	四・二%	無税					
九二〇二	その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）								
九二〇二・一〇	弓で弾くもの	B	四・二%	無税					
九二〇二・九〇	その他のもの	B	四・二%	無税					
九二〇三・〇〇	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	B	四・八%	無税					
九二〇四	アコーディオンその他これに類する楽器								
九二〇四・一〇	ハーモニカ	B	四・八%	無税					
九二〇四・二〇	その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）	B	四・八%	無税					
九二〇五・一〇	金管楽器	B	四・八%	無税					
九二〇五・九〇	その他のもの	B	四・八%	無税					
九二〇六・〇〇	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）	B	三・六%	無税					
九二〇七	電気的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）								
九二〇七・一〇	鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）	B	四・一%	無税					
九二〇七・九〇	その他のもの	B	三・六%	無税					
九二〇八	オルガン、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛								
九二〇八・一〇	オルゴール	B	四・八%	無税					
九二〇八・九〇	その他のもの	B	四・八%	無税					
九二〇九	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛								
九二〇九・一〇	メトロノーム、音さ及び調子笛	B	四・二%	無税					
九二〇九・二〇	オルゴールの機構	B	四・二%	無税					
九二〇九・三〇	楽器用の弦	B	四・二%	無税					
九二〇九・九一	その他のもの ピアノの部分品及び附属品	B	四・二%	無税					
九二〇九・九二	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品	B	四・二%	無税					
九二〇九・九三	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品	B	四・二%	無税					
九二〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品	B	四・二%	無税					
九二〇九・九九	その他のもの	B	四・二%	無税					
九二〇一・〇〇	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	U	一二・八%	八・四%					
九二〇二・〇〇	けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のも								

九三〇三	のを除く。）	U	一二・八%	八・四%
	その他の火器及びこれに類する発射具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口径の火薬、ペリー氏式けん銃その他の信号せん光信発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無薬莢及び装填並びに装着射銃）	B	八・二%	五・四%
九三〇三・一〇	口径の火器			
九三〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）	B	九・五%	六・三%
九三〇三・三〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	B	八・二%	五・四%
九三〇三・九〇	その他のもの	B	八・二%	五・四%
九三〇四・〇〇	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）	B	八・二%	五・四%
九三〇五	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品			
九三〇五・一〇	けん銃のもの	U	一二・八%	八・四%
	軍用の武器のもの			
	その他のもの			
	第九三・〇三項の散弾銃の銃身	B	八・二%	五・四%
九三〇五・二一	散弾銃の銃身	B	八・二%	五・四%
九三〇五・二九	その他のもの	B	八・二%	五・四%
九三〇五・九〇	その他のもの			
	軍用の武器のもの			
	その他のもの	U	一二・八%	八・四%
	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）	B	八・二%	五・四%
九三〇六	革製又はコンポジションレザー製のもの	B	一二・五%	八・二%
	その他のもの	B	八・二%	五・四%
九三〇六・一〇	弾薬筒（びょう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無薬莢と装填用のものに限る。）	U	一二・八%	八・四%
	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸	B	八・二%	五・四%
九三〇六・二一	弾薬筒			
九三〇六・二九	その他のもの	B	八・二%	五・四%
九三〇六・三〇	その他の弾薬筒及びその部分品			
	狩猟用又はスポーツ用のもの	B	八・二%	五・四%
	その他のもの			
九三〇七・九〇	その他のもの	U	一二・八%	八・四%
	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	U	一二・八%	八・四%
九三〇七・〇〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）	U	一二・八%	八・四%

九四〇一・一〇*	航空機に使用する種類の腰掛け	B	四・八%	無税
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	B	四・八%	無税
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	B	四・八%	無税
九四〇一・四〇	籐張りのもの	B	五・四%	無税
	とう製のもの	B	五・七%	無税
	その他のもの	B	四・八%	無税
	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、屋面用又はキャンプ道具用のものを除く。）	B	四・八%	無税
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	B	五・七%	無税
	とう製のもの	B	四・八%	無税
	その他のもの			
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）			
	アップホルスターのもの			
	籐張りのもの	B	五・四%	無税
	その他のもの	B	四・八%	無税
九四〇一・六九	その他のもの	B	四・八%	無税
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）			
	アップホルスターのもの	B	四・八%	無税
九四〇一・七九	その他のもの	B	四・八%	無税
九四〇一・八〇	その他の腰掛け			
	大理石製のもの	B	四・八%	無税
	その他のもの			
九四〇一・九〇	部分品			
	革製のもの	B	四・八%	無税
	その他のもの	B	四・八%	三・八%
九四〇二	医療用又は歯医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	B	四・八%	無税
九四〇二・一〇	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品	B	四・八%	無税
九四〇二・九〇	その他のもの	B	四・八%	無税
九四〇三	その他の家具及びその部分品			
九四〇三・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具	B	四・八%	無税
九四〇三・二〇*	その他の金属製家具	B	四・八%	無税
九四〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具	B	四・八%	無税
九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具	B	四・八%	無税
九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具	B	四・八%	無税
九四〇三・六〇	その他の木製家具	B	四・八%	無税
	棚付き家具（食器棚及び本箱を除く。掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものに			

九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具	B	無税	無税	
	大理石製のもの	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・八%	無税	
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	B	四・八%	無税	
	ガラス製のもの	B	五・五%	無税	
	水製のもの	B	四%	無税	
	鼈甲、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は腸製のもの	B	四・九%	無税	
	その他のもの	B	七・二%	無税	
九四〇五・九一	部分品	B	四・八%	無税	
九四〇五・九二	ガラス製のもの	B	五・八%	無税	
九四〇五・九九	プラスチック製のもの	B	五・八%	無税	
	その他のもの	B	三・九%	無税	
	木製のもの	B	無税	無税	
	大理石製のもの	B	四%	無税	
	その他のもの	B	四・八%	無税	
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	B	三・九%	無税	
九五〇一・〇〇	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車	B	四・八%	＊＊無税	
九五〇二	人形（人間を模したものに限る。）並びにその部分品及び附属品	B	五・八%	三・九%	
九五〇二・一〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	B	五・八%	＊＊無税	
九五〇二・九一	その他のもの	B	五・八%	＊＊無税	
九五〇二・九九	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	B	五・八%	＊＊無税	
九五〇三	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）	B	五・八%	＊＊無税	
九五〇三・一〇	車金属製又はプラスチック製のもの	B	五・八%	＊＊無税	
	その他のもの	B	四・二%	＊＊無税	
九五〇三・二〇	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）	B	五・八%	＊＊無税	
	車金属製又はプラスチック製のもの	B	四・二%	＊＊無税	
	その他のもの	B	五・八%	＊＊無税	
	その他の組立てセット及び組立てがん具	B	四・二%	＊＊無税	
九五〇三・三〇	車金属製又はプラスチック製のもの	B	五・八%	＊＊無税	
	その他のもの	B	四・二%	＊＊無税	
九五〇三・四〇	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	B	五・八%	＊＊無税	
	詰物をしたもの	B	三・九%	＊＊無税	
	紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	B	五・八%	＊＊無税	
	その他のもの	B	四・二%	＊＊無税	

	限る。）				
	その他のもの	B	四%	無税	
九四〇三・七〇 ＊	プラスチック製家具	B	四・八%	無税	
九四〇三・八〇	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	B	四・三%	無税	
	とう製のもの	B	五・七%	無税	
	大理石製のもの	B	四・三%	無税	
	その他のもの	B	四・八%	無税	
九四〇三・九〇	部分品	B			
九四〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	B	五・七%	無税	
九四〇四・一〇	マットレスサポート	B	四・八%	三・二%	
	マットレス				
九四〇四・二一	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	B	五・七%	三・八%	
九四〇四・二九	その他の材料製のもの	B	五・七%	三・八%	
九四〇四・三〇	寝袋	B	五・七%	三・八%	
九四〇四・九〇	その他のもの	B	五・七%	三・八%	
九四〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）				
九四〇五・一〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	B	無税	無税	
	大理石製のもの	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・八%	無税	
九四〇五・二〇 ＊	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ				
	木製のもの	B	四%	無税	
	大理石製のもの	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・八%	無税	
	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	B	四・八%	無税	
九四〇五・三〇	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）				
九四〇五・四〇	サーチライト及びスポットライト	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四%	無税	
	木製のもの	B	無税	無税	
	大理石製のもの	B	無税	無税	
	その他のもの	B	四・八%	無税	

九五〇三・四九	その他のもの					
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	B	五・八%	** 無税		
九五〇三・五〇	その他のもの	B	四・二%	** 無税		
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	B	五・八%	** 無税		
九五〇三・六〇	その他のもの	B	四・二%	** 無税		
	パズル					
	卑金属製又はプラスチック製のもの	B	五・八%	** 無税		
九五〇三・七〇	その他のもの	B	四・二%	** 無税		
	その他のがん具（セットにしたものに限る。）	B	五・八%	** 無税		
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	B	四・二%	** 無税		
九五〇三・八〇	その他のもの	B	五・八%	** 無税		
	その他のがん具及び模型（原動機を具備するものに限る。）	B	四・二%	** 無税		
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	B	五・八%	** 無税		
九五〇三・九〇	その他のもの	B	四・二%	** 無税		
	その他のもの					
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	B	五・八%	** 無税		
	その他のもの	B	四・二%	** 無税		
九五〇四	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ビンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	B	五・八%	** 無税		
九五〇四・一〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	B	無税	無税		
九五〇四・二〇	ビリヤード用の物品及び附属品	B	無税	無税		
九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	B	無税	無税		
九五〇四・四〇	遊戯用カード	B	四・八%	三・二%		
九五〇四・九〇	その他のもの					
	チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	B	四・八%	** 無税		
	ボーリングボール	B	五・七%	** 無税		
	その他のもの	B	無税	無税		
九五〇五	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）	B	四・八%	三・二%		
九五〇五・一〇	クリスマス用品	B	四・八%	三・二%		
九五〇五・九〇	その他のもの					
九五〇六	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	B	二・四%	無税		
	スキー	B	二・四%	無税		
九五〇六・一一	スキーの締め具	B	二・四%	無税		
九五〇六・一二	その他のもの	B	二・四%	無税		
九五〇六・一九	水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具	B	無税	無税		
	セールボード	B	無税	無税		
九五〇六・二一	その他のもの	B	無税	無税		
九五〇六・二九	ゴルフクラブその他のゴルフ用具	B	無税	無税		
	クラブ（完成品に限る。）	B	無税	無税		
九五〇六・三一	ボール	B	無税	無税		
九五〇六・三九	その他のもの	B	無税	無税		
九五〇六・四〇	卓球用具	B	四・八%	無税		
九五〇六・五一	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）	B	無税	無税		
	テニスラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）	B	無税	無税		
九五〇六・五九	その他のもの	B	四・八%	無税		
	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）	B	四・八%	無税		
九五〇六・六一	テニスボール	B	四・八%	三・二%		
九五〇六・六二	空気入れ式のもの	B	四・八%	三・二%		
九五〇六・六九	その他のもの	B	四・八%	三・二%		
九五〇六・七〇	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）	B	四・八%	無税		
	その他のもの					
	身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具	B	四・八%	無税		
九五〇六・九一	その他のもの	B	無税	無税		
九五〇六・九九	釣りさお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）	B	四・八%	無税		
九五〇七	その他これに類する狩猟用具	B	四・八%	三・二%		
九五〇七・一〇	釣りざお	B	四・八%	三・二%		
九五〇七・二〇	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）	B	四・八%	三・二%		
九五〇七・三〇	釣り用リール	B	四・八%	三・二%		
九五〇七・九〇	その他のもの	B	四・八%	三・二%		
九五〇八・〇〇	回転木馬、スイング、射的場その他の遊行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	B	四・八%	無税		
九六〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）					
	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品					
九六〇一・一〇						

	ぞうげのもの	B	七・五%	五%	
	その他のもの	B	五・八%	三・九%	
九六〇一・九〇	その他のもの	B	八・二%	四・一%	
	べっこう又はさんごの加工品及び製品	B	無税	無税	
	真珠光沢を有する貝殻の加工品及び製品（ボタンの製造に適する形状にしたものに限る。）	B	四・八%	無税	
	その他のもの	B	五・一%	無税	
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの誘導品	B	三・七%	二・五%	
九六〇三	ゼラチンカプセル	B	五・八%	三・九%	
	その他のもの				
	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	B	一〇%	六・六%	
	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）	B	三・七%	二・五%	
	歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）	B	一〇%	六・六%	
九六〇三・二一	歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）	B	一〇%	六・六%	
九六〇三・二九	その他のもの				
九六〇三・三〇	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	B	一〇%	六・六%	
九六〇三・四〇	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー	B	一〇%	六・六%	
九六〇三・五〇	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）	B	四・九%	三・三%	
九六〇三・九〇	その他のもの				
	羽毛ダスター	B	八・二%	五・四%	
	ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品	B	三・二%	二・二%	無税
	床掃除機	B	無税	無税	

九六〇四・〇〇	手ふるい	B	一〇%	一〇%	
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴磨き用のものに限る。）	B	四・八%	四・八%	
九六〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	B	一〇%	六・六%	
九六〇六・一〇	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品	B	八%	五・三%	
九六〇六・二二	ボタン				
	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	B	八%	五・三%	
九六〇六・二九	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	B	八%	五・三%	
	その他のもの				
	貝殻製のもの	B	四・九%	三・二%	
	その他のもの	B	八%	五・三%	
九六〇六・三〇	ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク	B	無税	無税	
九六〇七	スライドファスナー及びその部分品				
九六〇七・一一	スライドファスナー	B	四・二%	二・八%	
九六〇七・一九	卑金属製の務歯を取り付けたもの	B	四・二%	二・八%	
九六〇七・二〇	その他のもの	B	四・二%	二・八%	
九六〇八	部分品	B	七・五%（その率が一本につき一円二五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税（その率が一本につき一円二五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
九六〇八・二〇	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	B	五・八%	三・九%	
九六〇八・一〇	ボールペン				
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	七・五%（その率が一本につき一円二五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	無税（その率が一本につき一円二五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
	その他のもの	B	五・八%	三・九%	
九六〇八・二二	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー				
	万年筆その他のペン				
	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）				
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使				

	用したもの	B	無税		
九六〇八・三九	その他のもの	B	八・二%		
	その他のもの				
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	無税		
九六〇八・四〇	その他のもの	B	五・四%		
	シャープペンシル				
	軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	無税		
九六〇八・五〇	その他のもの	B	八・二%		
	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	B	無税		
九六〇八・六〇	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	B	七・五%		
	その他のもの				
	ペン先及びニブポイント	B	四・二%		
九六〇八・九一	その他のもの	B	五・一%		
九六〇八・九九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、チャースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	B	無税		
九六〇九	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）	B	四・八%		
九六〇九・一〇	鉛筆のしん（色を問わない。）	B	四・八%		
九六〇九・二〇	その他のもの	B	四・八%		
九六〇九・九〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	B	四・八%		
九六〇一〇・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印字又は刻押しをする機具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	B	四・二%		
九六一一・〇〇	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないかを問わない。）を箱に入れてあるかないかを問わない。）	B	無税		
九六一二	リボン	B	無税		
	インキパッド	B	四・八%		
九六一二・一〇	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	B	六・四%		
九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	B	二・六%		
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）				
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	B	八・二%		
九六一三・三〇	その他のもの	B	五・一%		
九六一三・八〇	卓上用ライター	B	五・一%		
九六一三・九〇	その他のライター	B	三・四%		
九六一四	一部分品	B	五・八%		
	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	B	五・八%		
九六一四・一〇	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊	B	八%		
九六一四・二〇	パイプ及びパイプボール	B	五・二%		
九六一四・九〇	その他のもの	B	三・九%		
九六一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	B	五・八%		
九六一五・一一	硬質ゴム製又はプラスチック製のもの	B	五・八%		
九六一五・一九	その他のもの	B	五・八%		
九六一五・九〇	その他のもの	B	三・九%		
	木製のもの				
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	B	四%		
九六一六	鉄鋼製のもの	B	五・一%		
	アルミニウム製のもの	B	三・七%		
	その他の卑金属製のもの（貴金属をめっきしたものを除く。）	B	五・一%		
	その他のもの	B	五・八%		
	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	B	六・四%		
九六一六・一〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	B	五・八%		
	化粧用のパフ及びパッド	B	五・八%		
九六一六・二〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	B	五・八%		
九六一七・〇〇		B	三・九%		

九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	B	四・八%	無税	
九七〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）及びコラージュその他これに類する装飾板				
九七〇一・一〇	書画	B	無税	無税	
九七〇一・九〇	その他のもの	B	無税	無税	
九七〇二・〇〇	彫版画、木版画、石版画その他の版画	B	無税	無税	
九七〇三・〇〇	彫刻、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	B	無税	無税	
九七〇四・〇〇	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用したもの並びに使用してないもののうち仕向国において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。）	B	無税	無税	
九七〇五・〇〇	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）	B	無税	無税	
九七〇六・〇〇	こっとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）	B	無税	無税	

第一部第二節の附属書

この節に関する注釈13に規定する産品の表

注　この附属書において「関税率表番号のうち」とは、当該番号に対応して品名欄に掲げる産品には統一システムの下における当該番号の産品のすべてを含むものではないことを意味する。

関税率表番号のうち	品名
三九一七・二一	硬質の管及びホース（継手付きのものでエチレンの重合体製のものに限る。）
三九一七・二二	硬質の管及びホース（継手付きのものでプロピレンの重合体製のものに限る。）
三九一七・二三	硬質の管及びホース（継手付きのもので塩化ビニルの重合体製のものに限る。）
三九一七・二九	硬質の管及びホース（継手付きのものでその他のプラスチック製のものに限る。）
三九一七・三一	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）
三九一七・三二	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）
三九一七・三九	プラスチック製のフレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（継手付きのもので他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものに限る。）
三九二七・四〇	管及びホースの継手（プラスチック製のものに限る。）
三九二六・九〇	その他のプラスチック製品
四〇〇八・二九	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）の形材（特定の大きさに切ったものに限る。）
四〇〇九・五〇	加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四〇一一・二〇	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
四〇一二・一〇	ゴム製の空気タイヤ（更生したものに限る。）
四〇一二・二〇	ゴム製の空気タイヤ（中古のものに限る。）
四〇一六・一〇	その他の加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製品（セルラーラバー製のものに限る。）
四〇一六・九三	加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製のガスケット、ワッシャーその他のシール
四〇一六・九九	その他の加硫したゴム（セルラーラバー及び硬質ゴムを除く。）製品
四〇一七・〇〇	硬質ゴム製の管及びホース（継手付きのもので液体用又は気体用のものに限る。）
四五〇四・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（圧縮コルク製のものに限る。）
四八一三・九〇	ガスケット、ワッシャーその他のシール（紙製又は板紙製のものに限る。）
六八一二・九〇	その他の石綿製品
六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）
六八一三・九〇	クラッチ用その他これに類する用途に供するその他の製品（取り付けてないもので石綿その他の鉱物性材料をもととした摩擦材料のものに限る。）
七〇〇七・二一	風防ガラス（合わせガラスのものに限る。）
七三〇四・三一	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及び鋳鉄製のものを除く。）
七三〇四・三九	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・四一	鉄製又は非合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるものを除く。）
七三〇四・四九	ステンレス鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・五一	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、液体用又は気体用に供し、かつ、冷間引抜き又は冷間圧延をしたものに限るものとし、継目があるもの及びステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇四・五九	合金鋼製の管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、ステンレス鋼製のもの及び冷間引抜き又は冷間圧延をしたものを除く。）
七三〇四・九〇	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、継目があるもの、鋳鉄製のもの及び円形の横断面を有するものを除く。）
七三〇六・三〇	鉄鋼製又は非合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三〇六・四〇	ステンレス鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
七三〇六・五〇	合金鋼製の溶接管（円形の横断面を有し、継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、ステンレス鋼製のものを除く。）
七三〇六・六〇	鉄鋼製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、円形の横断面を有するものを除く。）
七三二二・一〇	鉄鋼製のより線、ロープ及びケーブル（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三二二・九〇	鉄鋼製の組ひも、スリングその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）
七三二二・九〇	動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（鉄鋼製のものに限るものとし、電気加熱式のもの及び部分品を除く。）
七三二四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
七三二四・九〇	その他の衛生用品（鉄鋼製のものに限る。）
七三二六・二〇	鉄鋼のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する物品（継手付きのものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）

七六〇八・一〇	アルミニウム製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限るものとし、アルミニウム合金製のものを除く。）
七六〇八・九〇	アルミニウム合金製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八一〇八・九〇	チタン製の管（継手付きであり、かつ、液体用又は気体用に供するものに限る。）
八三〇二・一〇	卑金属製のちょうつがい
八三〇二・二〇	卑金属製の取付具付きキャスター
八三〇二・四二	卑金属製の取付具その他これに類する物品（家具に適するものに限る。）
八三〇二・四九	その他の卑金属製の取付具その他これに類する物品
八三〇二・六〇	卑金属製のドアクローザー
八三〇七・一〇	鉄鋼製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限る。）
八三〇七・九〇	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手付きのものに限るものとし、鉄鋼製のものを除く。）
八四〇七・一〇	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四〇八・九〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジンで、航空機用のものに限る。）
八四〇九・一〇	第八四〇七・一〇号又は第八四〇八・九〇号の航空機用エンジンに専ら又は主として使用する部分品
八四一一・一一	ターボジェット（推力が二五キロニュートン以下のものに限る。）
八四一一・一二	ターボジェット（推力が二五キロニュートンを超えるものに限る。）
八四一一・二一	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワット以下のものに限る。）
八四一一・二二	ターボプロペラ（出力が一、一〇〇キロワットを超えるものに限る。）
八四一一・八一	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワット以下のものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四一一・八二	ガスタービン（出力が五、〇〇〇キロワットを超えるものに限るものとし、ターボジェット及びターボプロペラを除く。）
八四一一・九一	ターボジェット又はターボプロペラの部分品
八四一一・九九	ガスタービンの部分品（ターボジェット又はターボプロペラのものを除く。）
八四一二・一〇	反動エンジン（ターボジェットを除く。）
八四一二・二一	液体原動機（直線運動式（シリンダー式）のものに限る。）
八四一二・二九	液体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四一二・三一	気体原動機（直線運動式のものを除く。）
八四一二・三九	気体原動機（直線運動式でないものに限るものとし、反動エンジン、液体原動機及び気体原動機を除く。）
八四一二・八〇	電気式でない原動機（反動エンジン、液体原動機及び気体原動機を除く。）
八四一二・九〇	部分品（反動エンジン、液体エンジン、気体エンジンその他の電気式でない原動機のものに限る。）
八四一三・一九	液体ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
八四一三・二〇	液体ハンドポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものを除く。）
八四一三・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却装置用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）
八四一三・五〇	往復容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・六〇	回転容積式液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・七〇	液体遠心ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号又は第八四一三・三〇号のポンプを除く。）
八四一三・八一	液体ポンプ（第八四一三・一九号、第八四一三・二〇号、第八四二三・五〇号、第八四一三・六〇号又は第八四一三・七〇号のポンプを除く。）
八四一三・九一	液体ポンプの部分品
八四一四・一〇	真空ポンプ
八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
八四一四・三〇	気体圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）
八四一四・五一	ファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）
八四一四・五九	ファン（第八四一四・五一号のものを除く。）
八四一四・八〇	その他の気体ポンプ及び気体圧縮機
八四一四・九〇	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファンの部分品

八四一五・八一	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
八四一五・八二	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有し、かつ、冷却ユニットを自蔵するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却加熱サイクルの切替え用バルブを自蔵するものを除く。）
八四一五・八三	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含み、冷却ユニットを自蔵するものを除く。）
八四一五・九〇	エアコンディショナー（第八四一五・八一号、第八四一五・八二号又は第八四一五・八三号のものに限る。）の部分品
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
八四一八・六一	圧縮式の冷蔵用機器（凝縮機が熱交換器であるものに限る。）
八四一八・六九	冷蔵用又は冷凍用の機器（家庭用冷蔵庫及び第八四二八・一〇号、第八四一八・三〇号、第八四一八・四〇号又は第八四一八・六一号のものを除く。）
八四一九・五〇	熱交換装置
八四一九・八一	ホットトリング製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器
八四一九・九〇	部分品（第八四一九・五〇号の熱交換装置のものに限る。）
八四二一・一九	遠心分離機
八四二一・二二	水のろ過機及び清浄機
八四二一・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機
八四二一・二九	水及び飲料以外の液体のろ過機及び清浄機（第八四二一・二三号のものを除く。）
八四二一・三一	内燃機関の吸気用のろ過機
八四二一・三九	気体のろ過機及び清浄機（内燃機関の吸気用のろ過機を除く。）
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
八四二五・一一	ブーリータックル及びホイスト（電動機により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四二五・一九	ブーリータックル及びホイスト（電動機以外の動力により作動するものに限るものとし、スキップホイストを除く。）
八四二五・三一	ウインチ及びキャプスタン（電動機により作動するものに限る。）
八四二五・三九	ウインチ及びキャプスタン（電動機以外の動力により作動するものに限る。）
八四二五・四二	ジャッキ（液圧式のものに限る。）
八四二五・四九	ジャッキ（液圧式のものを除く。）
八四二六・九九	その他のクレーン
八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイスト
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
八四二八・三三	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものでベルト型のものに限る。）
八四二八・三九	連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限るものとし、ベルト型のものを除く。）
八四二八・九〇	その他の荷上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械
八四七一・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械
八四七一・二〇	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となっているかないかを問わない。）
八四七一・九一	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものをいうものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九二	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）
八四七一・九三	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）

八四七九・八九	次の機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、第八四類の第八四・七九項以外の項に該当するものを除く。）
八四七九・九〇	始動装置（電気式でないものに限る。） プロペラ調整器（電気式でないものに限る。） サーボ機構（電気式でないものに限る。） ウインドスクリーンワイパー（電気式でないものに限る。） 油圧―空気圧式増圧器 空気圧式始動装置（ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン用のものに限る。） トイレットユニット（航空機用に設計されたものに限る。） 逆スラスト装置用作動機 空気加湿装置及び空気除湿装置
八四八三・一〇	部分品（前号に掲げる機器のものに限る。）及びクランク
八四八三・三〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク
八四八三・四〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受
八四八三・五〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
八四八三・六〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
八四八三・七〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
八四八三・九〇	部分品（第八四八三・一〇号、第八四八三・三〇号、第八四八三・四〇号、第八四八三・五〇号又は第八四八三・六〇号の製品のものに限る。）
八四八四・一〇	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）
八四八四・九〇	材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの
八五〇一・二〇	交直両用電動機（出力が七三五ワットを超え一五〇キロワット以下のものに限る。）
八五〇一・三一	直流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限る。）及び直流発電機（出力が七五〇ワット以下のものに限る。）
八五〇一・三二	直流電動機及び直流発電機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）及び直流発電機（出力が七五キロワットを超え二七五キロワット以下のものに限る。）
八五〇一・三四	直流発電機（出力が二七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・四〇	単相交流電動機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・五一	多相交流電動機（出力が七三五ワットを超え七五〇ワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・五二	多相交流電動機（出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・五三	多相交流電動機（出力が七五キロワットを超え一五〇キロワット以下のものに限るものとし、第八五〇一・二〇号のものを除く。）
八五〇一・六一	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇一・六二	交流発電機（出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇一・六三	交流発電機（出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・一一	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・一二	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のものに限る。）
八五〇二・一三	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関とセットにしたもので出力が三七五キロボルトアンペアを超えるものに限る。）
八五〇二・一九	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）
八五〇二・二〇	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）
八五〇二・三〇	ロータリーコンバーター
八五〇四・一〇	放電管用安定器
八五〇四・二一	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・二二	トランスフォーマー（容量が一キロボルトアンペアを超え二六キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・二三	トランスフォーマー（容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のものに限るものとし、絶縁性の液体を使用するものを除く。）
八五〇四・四〇	スタティックコンバーター
八五〇四・五〇	インダクター（放電管用安定器を除く。）
八五〇七・一〇	鉛蓄電池（ピストンエンジンの始動に使用する種類のものに限る。）
八五〇七・二〇	その他の鉛蓄電池
八五〇七・三〇	ニッケル・カドミウム蓄電池
八五〇七・四〇	ニッケル・鉄蓄電池
八五〇七・八〇	その他の蓄電池
八五〇七・九〇	部分品（蓄電池のものに限る。）
八五一一・一〇	点火プラグ
八五一一・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
八五一一・三〇	ディストリビューター及びイグニションコイル
八五一一・四〇	スターター及び始動充電発電機
八五一一・五〇	その他の発電機（火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関に使用する種類のものに限る。）
八五一一・八〇	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類のその他の電気機器及びこれらの内燃機関に使用する種類の開閉器
八五一六・八〇	電熱用抵抗体（単に絶縁物と接続子とを取り付けたもので湯水の防止用又は除去用のものに限る。）
八五一八・一〇	マイクロホン及びそのスタンド
八五一八・二二	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・二三	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）
八五一八・二九	拡声器（エンクロージャーと組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン
八五一八・三〇	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン
八五一八・四〇	可聴周波増幅器
八五一八・五〇	電気式音響増幅装置
八五二〇・九〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するものを除く。）
八五二二・一〇	ビデオの記録用又は再生用の機器（磁気テープ式のものに限る。）
八五二二・九〇	第八五二〇・九〇号の製品の部分組立品（二以上の部品を固定し又は接続したものに限る。）
八五二五・一〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものを除く。）
八五二五・二〇	無線電話用又は無線電信用の送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
八五二六・一〇	航行用無線機器
八五二六・九一	無線遠隔制御機器
八五二六・九二	無線電話用又は無線電信用の受信機器（ラジオ放送用受信機器を除く。）
八五二七・九〇	アンテナ及びアンテナ反射器（第八五・二五項から第八五・二七項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）
八五二九・九〇	第八五・二六項の機器の部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したもので、民間航空機用に改計したものに限る。）
八五三二・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器

八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）
八五三一・八〇	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（第八五三一・一〇号又は第八五三一・二〇号のものを除く。）
八五三九・一〇	シールドビームランプ
八五四三・八〇	フライトレコーダー、電気式シンクロ及び電気式変換器並びに電気抵抗体を使用した巻り除去装置（航空機用のものに限る。）
八五四三・九〇	フライトレコーダーの部分組立品（二以上の部分品又は部品を固定し又は接続したものに限る。）
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（航空機に使用する種類のものに限る。）
八八〇一・一〇	グライダー及びハンググライダー
八八〇一・九〇	原動機を有しない航空機（グライダー及びハンググライダーを除く。）、気球及び飛行船
八八〇二・一一	ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・一二	ヘリコプター（自重が二、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）
八八〇二・二〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・三〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のものに限る。）
八八〇二・四〇	飛行機その他の原動機を有する航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるものに限る。）
八八〇三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
八八〇三・二〇	着陸装置及びその部分品
八八〇三・三〇	飛行機又はヘリコプターの部分品（第八八〇三・二〇号又は第八八〇三・二〇号のものを除く。）
八八〇三・九〇	その他の部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）
八八〇五・二〇	航空用地上訓練装置及びその部分品
九〇〇一・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇〇二・九〇	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わず、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限るものとし、対物レンズ、フィルター及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）
九〇一四・一〇	羅針盤
九〇一四・二〇	空中航行用の機器（羅針盤を除く。）
九〇一四・九〇	部分品及び附属品（羅針盤又は空中航行用の機器（羅針盤を除く。）のものに限る。）
九〇二〇・〇〇	呼吸用具類及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスク並びに部分品を除く。）
九〇二五・一一	温度計（液体封入のもので直読式のものに限るものとし、その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・一九	その他の温度計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
九〇二五・二〇	気圧計（その他の機器と組み合せたものを除く。）
九〇二五・八〇	その他の電気式又は電子式機器（第九〇・二五項のものに限る。）
九〇二五・九〇	部分品及び附属品（第九〇二五・一一号、第九〇二五・一九号、第九〇二五・二〇号又は第九〇二五・八〇号のものに限る。）
九〇二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用の機器
九〇二六・二〇	液体又は気体の圧力の測定用又は検査用の機器
九〇二六・八〇	液体又は気体の変量の測定用又は検査用の機器（第九〇二六・一〇号又は第九〇二六・二〇号の機器を除く。）
九〇二六・九〇	部分品（第九〇二六・一〇号、第九〇二六・二〇号又は第九〇二六・八〇号の機器のものに限る。）
九〇二九・一〇	積算回転計（電気式又は電子式のものに限る。）
九〇二九・二〇	速度計及び回転速度計
九〇二九・九〇	部分品及び附属品（積算回転計、速度計又は回転速度計のものに限る。）
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器
九〇三〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ
九〇三〇・三一	マルチメーター（電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のもので、記録装置を有しないものに限る。）
九〇三〇・三九	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものを除く。）
九〇三〇・四〇	電気的量の測定用又は検査用の機器（遠隔通信用に特に設計したものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・三九号のものを除く。）
九〇三〇・八一	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有するものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇三〇・八九	電気的量の測定用又は検査用の機器（記録装置を有しないものに限るものとし、第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号又は第九〇三〇・四〇号のものを除く。）
九〇三〇・九〇	部分品及び附属品（第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三〇・八一号又は第九〇三〇・八九号の機器のものに限る。）
九〇三一・八〇	測定用又は検査用の機器（第九〇・三〇項に該当するものを除く。）
九〇三一・九〇	部分品及び附属品（第九〇三一・八〇号の機器のものに限る。）
九〇三二・一〇	サーモスタット
九〇三二・二〇	マノスタット
九〇三二・八一	自動調整機器（液体式又は気体式のものに限る。）
九〇三二・八九	その他の自動調整機器
九〇三二・九〇	部分品及び附属品（第九〇・三二項の自動調整機器のものに限る。）
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（航空機用のものに限る。）
九一〇九・一九	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であって、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有し、かつ、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものに限る。）
九一〇九・九〇	時計（目覚まし時計を除く。）用ムーブメント（完成品であって、五〇ミリメートル以下の幅又は直径を有するものに限るものとし、電池又は送配電系統により供給される電力により作動するものを除く。）
九四〇一・一〇	腰掛け（木製りのものを除く。）
九四〇三・二〇	金属製家具（腰掛けを除く。）
九四〇三・七〇	プラスチック製家具（腰掛けを除く。）
九四〇五・一〇	天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これに類する物品（卑金属製又はプラスチック製のものに限る。）
九四〇五・九二	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、プラスチック製のものに限る。）
九四〇五・九九	部分品（第九四〇五・一〇号又は第九四〇五・六〇号の製品のもので、卑金属製のものに限る。）

第二部　特恵関税率表

該当するものはない。

第三部　非関税譲許表

関税率表番号	品名	譲許

第四部　農産品についての補助の制限に関する約束（農業に関する協定第三条）

第一節　国内助成（助成合計総量）に関する約束

第四部第一節に関する注釈

世界貿易機関協定が千九百九十五年四月一日以前に効力を生ずる場合には、この節に定める助成合計総量の削減に関する約束は、補助的文書（AGST/JPN）において各基礎農産品について明記されている日本国の会計年度又は市場年度に基づいて、千九百九十五年に開始する六年間の実施期間を通じて毎年均等に分割して実施する。

同協定が千九百九十五年四月二日以後に効力を生ずる場合には、当該約束は、日本国政府が決定する実施期間を通じて実施する。

基準助成合計総量（十億円）	年次譲許約束水準及び最終譲許約束水準（十億円）					関係補助表及び文書記号
	一九九五年	一九九六年	一九九七年	一九九八年	一九九九年	二〇〇〇年	
1	2						3
四、九六六・一	四、八〇〇・六	四、六三五・〇	四、四六九・五	四、三〇四・〇	四、一三八・四	三、九七二・九	AGST/JPN

第二節　輸出補助金に係る予算上の支出及び数量の削減に関する約束

該当するものはない。

第三節　輸出補助金の交付の範囲の制限に関する約束

品名	約束の内容
1	2
	日本国政府は、農業に関する協定第九条1に規定する輸出補助金を導入しないことを約束する。

第三十八表の日本国の譲許表の附属書

日本国政府は、千九百九十四年のガットに基づく譲許として、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する品目の関税を撤廃する。

(1)　第三〇類に分類されているか又は分類されることとなるすべての品目

(2)　第二九・三六項、第二九・三七項、第二九・三九項及び第二九・四一項に分類されているか又は分類されることとなるすべての品目（ジヒドロストレプトマイシン並びにその塩、エステル及び水和物を除く。）

(3)　世界保健機関の「国際一般名称」（以下「INN」という。）を有する医薬の有効成分であって、この附属書の付表Iで指定するもの

(4)　付表Iに掲げるINNを有する医薬の有効成分とこの附属書の付表IIで指定する接頭語又は接尾語との組合せにより表記される当該有効成分の塩、エステル又は水和物であって、当該有効成分と同一の号に分類されるもの（グルタミン酸一ナトリウムを除く。）

(5)　INNを有する有効成分の塩、エステル又は水和物であって、当該有効成分と同一の号に分類されないもの（この附属書の付表IIIに別個に掲げるものに限る。）

(6)　完成品である医薬の生産又は製造に用いられるその他の産品（この附属書の付表IVで指定するものに限る。）

付表I　指定を受けた医薬の有効成分

号	品名
二八一八・三〇	アルゲルドラート
二八二三・二二	アルスルフ
二八四一・一〇	カルバルドラート
二八四二・一〇	アルマシラート
二八四二・一〇	シマルドラート
二八四二・九〇	硫酸アルマドラート
二八四二・九〇	アルマガート
二八四二・九〇	ヒドロタルシト
二八四二・九〇	マガルドラート
二八四三・二〇	オーラノフィン
二八四三・二〇	金チオグリカニド
二八四三・二〇	金チオりんご酸ナトリウム
二八四三・二〇	金チオ硫酸ナトリウム
二八四三・九〇	カルボプラチン
二八四三・九〇	シスプラチン
二八四三・九〇	デキソルマプラチン
二八四三・九〇	エンロプラチン
二八四三・九〇	イプロプラチン
二八四三・九〇	ロバプラチン
二八四三・九〇	ミボプラチン
二八四三・九〇	ネダプラチン
二八四三・九〇	オルマプラチン
二八四三・九〇	オキサリプラチン
二八四三・九〇	セプリプラチン
二八四三・九〇	スピロプラチン
二八四三・九〇	ゼニプラチン
二八四四・四〇	アルツモマブ
二八四四・四〇	塩化セシウム(注)
二八四四・四〇	クロルメロドリン(注)
二八四四・四〇	シアノコバラミン(注)
二八四四・四〇	シアノコバラミン(注)

二八四四・四〇	シアノコバラミン(42)
二八四四・四〇	エチオダイズド油(43)
二八四四・四〇	くえん酸第二鉄(42)注射液
二八四四・四〇	フィブリノゲン(44)
二八四四・四〇	フルデオキシグルコース(42)
二八四四・四〇	フルオロドパ(42)
二八四四・四〇	くえん酸ガリウム(45)
二八四四・四〇	金コロイド(45)
二八四四・四〇	イオベングアン(44)
二八四四・四〇	ヨウ化人血清アルブミン(44)
二八四四・四〇	ヨードヒプル酸(44)
二八四四・四〇	ヨードコレステロール(44)
二八四四・四〇	イオフェタミン(44)
二八四四・四〇	イオマゼニール(44)
二八四四・四〇	イオメチン(44)
二八四四・四〇	イオメチン(44)
二八四四・四〇	マクロサルブ(44)
二八四四・四〇	マクロサルブ(44)
二八四四・四〇	メリソプロール(45)
二八四四・四〇	ローズベンガルナトリウム(44)
二八四四・四〇	サッモマブ
二八四四・四〇	セレノメチオニン(46)
二八四四・四〇	クロム酸ナトリウム(45)
二八四四・四〇	ヨウ化ナトリウム(45)
二八四四・四〇	ヨウ化ナトリウム(45)
二八四四・四〇	ヨウ化ヒプル酸ナトリウム(45)
二八四四・四〇	イオタラム酸ナトリウム(45)
二八四四・四〇	イオタラム酸ナトリウム(45)
二八四四・四〇	リん酸ナトリウム(45)
二八四四・四〇	ピンサートテクネチウム(45)
二八四四・四〇	セスタミビテクネチウム(45)
二八四四・四〇	シボロキシムテクネチウム(45)
二八四四・四〇	テボロキシムテクネチウム(45)
二八四四・四〇	トルポビドン(46)
二八四四・四〇	キセノン(45)
二八四五・九〇	フルグラニン
二八四五・九〇	ボロカプタートナトリウム(45)
二八四五・九〇	ジラスコルブ(46)
二八四六・九〇	ガドペン酸
二八四六・九〇	ガドブトロール
二八四六・九〇	ガドジアミド
二八四六・九〇	ガドペナミド
二八四六・九〇	ガドペンテト酸
二八四六・九〇	ガドテナル酸
二八四六・九〇	ガドテリドール
二九〇二・一九	シクロプロパン

二九〇二・一九〇	テマロテン
二九〇三・二二〇	トリクロロエチレン
二九〇三・四〇	ノルフルラン
二九〇三・四〇	クリオフルオラン
二九〇三・四〇	ハロタン
二九〇三・四〇	ペルフルブロン
二九〇三・四〇	チフルラン
二九〇三・五一	リンダン
二九〇三・五九	ブロモシクレン
二九〇三・五九	ペルフルナフェン
二九〇三・六二	クロフェノダン
二九〇三・六九	ブロパレストロール
二九〇三・六九	塩化フェニオジウム
二九〇三・六九	フルレトフェン
二九〇三・六九	ミトタン
二九〇四・一〇	エクアレン
二九〇四・一〇	ジアナートエチル
二九〇四・一〇	ジアレナートナトリウム
二九〇四・一〇	グアレナートナトリウム
二九〇四・一〇	ジメチオダールナトリウム
二九〇四・九〇	メチオダールナトリウム
二九〇五・二九	メチルペンチノール
二九〇五・三九	ゲムカジオール
二九〇五・三九	ブラウノトール
二九〇五・四九	マンノスルファン
二九〇五・五〇	ブロノポール
二九〇五・五〇	ブスルファン
二九〇五・五〇	クロロブタノール
二九〇五・五〇	デアロポール
二九〇五・五〇	エトクロルビノール
二九〇五・五〇	ロブロジオール
二九〇五・五〇	ミトブロニトール
二九〇五・五〇	ミトラクトール
二九〇五・五〇	トレオスルファン
二九〇六・一一	ラセメントール
二九〇六・一九	ボランジオール
二九〇六・一九	カルシポトリオール
二九〇六・一九	シメパノール
二九〇六・一九	ジヒドロタキステロール
二九〇六・二二	レボメノール
二九〇六・二二	ベンジルアルコール
二九〇六・二九	ドレチネル
二九〇六・二九	フェニペントール
二九〇六・二九	フェンベンタジオール
二九〇六・二九	フルメシノール
二九〇六・二九	メタグリコドール
二九〇六・二九	フェナグリコドール

二九〇六・二九	ブロクロノール
二九〇七・一九	アミルメタクレゾール
二九〇七・一九	シクロメノール
二九〇七・一九	ブロボフォール
二九〇七・一九	キシボルノール
二九〇七・二九	ベンゼストロール
二九〇七・二九	ジエネストロール
二九〇七・二九	ジエチルスチルベストロール
二九〇七・二九	ゲロキノール
二九〇七・二九	ヘキセストロール
二九〇七・二九	マソプロコール
二九〇七・二九	メチストロール
二九〇八・一〇	ピプロカトール
二九〇八・一〇	ピクロチモール
二九〇八・一〇	ビフルラノール
二九〇八・一〇	クロロクレゾール
二九〇八・一〇	クロロキシレノール
二九〇八・一〇	シクリオノノール
二九〇八・一〇	クロホクトール
二九〇八・一〇	クロリンダノール
二九〇八・一〇	クロロフェン
二九〇八・一〇	ジクロロフェン
二九〇八・一〇	ジクロロキシレノール
二九〇八・一〇	エノフェラスト
二九〇八・一〇	ヘキサクロロフェン
二九〇八・一〇	ペンタフルラノール
二九〇八・一〇	テルフルラノール
二九〇八・二〇	ドベシル酸カルシウム
二九〇八・二〇	ジクレスレン
二九〇八・二〇	ベルシル酸
二九〇八・二〇	スルトシル酸
二九〇八・九〇	ニクロホラン
二九〇八・九〇	ニトロクロフェン
二九〇九・一九	デスフルラン
二九〇九・一九	エンフルラン
二九〇九・一九	フルロチル
二九〇九・一九	フルロキセン
二九〇九・一九	イソフルラン
二九〇九・一九	メトキシフルラン
二九〇九・一九	ロフルラン
二九〇九・一九	セボフルラン
二九〇九・二〇	アリフルラン
二九〇九・二〇	クロロトリアニセン
二九〇九・二〇	エントスポン
二九〇九・二〇	エトフェンプロクス
二九〇九・二〇	ハロプロジン
二九〇九・二〇	プロメストリエン

二九〇九・四九	パチロール
二九〇九・四九	クロラロドール
二九〇九・四九	クロルフェネシン
二九〇九・四九	ジププロール
二九〇九・四九	フェププロール
二九〇九・四九	フェノシノール
二九〇九・四九	フロペリン
二九〇九・四九	グアイエトリン
二九〇九・四九	グアイフェネシン
二九〇九・四九	メフェネシン
二九〇九・四九	ナプロキソール
二九〇九・四九	ニレストリオール
二九〇九・四九	ペトリクロラール
二九〇九・四九	テルププロール
二九〇九・四九	トロキシクロリノール
二九〇九・五〇	フラメノール
二九〇九・五〇	メキノール
二九〇九・五〇	モノペンゾン
二九〇九・五〇	スルホガヤコール
二九〇九・五〇	トリクロサン
二九一〇・九〇	ジエルドリン
二九一〇・九〇	エトクルシド
二九一二・一九	グルタラール
二九一四・一九	テプレノン
二九一四・二九	ボルネロン
二九一四・二九	デランテロン
二九一四・二九	ブロメスタン
二九一四・三〇	コリメシクリン
二九一四・三〇	ジアシノン
二九一四・三〇	フルインダロール
二九一四・三〇	フェニンジオン
二九一四・三〇	キセニペントン
二九一四・四九	アルファドロン
二九一四・四九	アルファキサロン
二九一四・四九	アマジノン
二九一四・四九	ペノルチロン
二九一四・四九	ブドチタン
二九一四・四九	クロブレドノール
二九一四・四九	コレストロン
二九一四・四九	コルトドキソン
二九一四・四九	シクロプレグノール
二九一四・四九	ジメプレグネン
二九一四・四九	エルタノロン
二九一四・四九	エンドリソン
二九一四・四九	ホルメスタン
二九一四・四九	ゲスタジエノール
二九一四・四九	イソプレドニデン

二九一四・四九	ノメゲストロール
二九一四・四九	オキセンドロン
二九一四・四九	レナノロン
二九一四・四九	リオプロスチル
二九一四・四九	トレンボロン
二九一四・四九	キセニグロキサール
二九一四・五〇	アニシンジオン
二九一四・五〇	アポベンゾン
二九一四・五〇	ブタントロン
二九一四・五〇	シオテロネル
二九一四・五〇	クロフェノキシド
二九一四・五〇	シクロバロン
二九一四・五〇	ジオキシベンゾン
二九一四・五〇	ジトラノール
二九一四・五〇	エキシホン
二九一四・五〇	フロプロピオン
二九一四・五〇	ケトキサール
二九一四・五〇	メトカルコン
二九一四・五〇	メキセノン
二九一四・五〇	ナプメトン
二九一四・五〇	ナフトノン
二九一四・五〇	オクタベンゾン
二九一四・五〇	オキソプロストール
二九一四・五〇	オキシベンゾン
二九一四・五〇	パロキシプロピオン
二九一四・五〇	キンポロン
二九一四・五〇	テプフェロン
二九一四・六九	ブパルバクォン
二九一四・六九	ダントロン
二九一四・六九	デスアスピジン
二九一四・六九	ドセベノン
二九一四・六九	イデベノン
二九一四・六九	メナテトレノン
二九一四・六九	メノクトン
二九一四・六九	パルバクォン
二九一四・六九	テトロキノン
二九一四・六九	ユビデカレノン
二九一四・七〇	アリルドン
二九一四・七〇	アトバクォン
二九一四・七〇	ブロミンジオン
二九一四・七〇	クロリンジオン
二九一四・七〇	ドキシベクソール
二九一四・七〇	フルインジオン
二九一四・七〇	フルメトロキソン
二九一四・七〇	ハロコルトロン
二九一四・七〇	ヒドロマジノン

二九一四・七〇	イソプロミンジオン
二九一四・七〇	重亜硫酸メナジオンナトリウム
二九一四・七〇	ニテカポン
二九一四・七〇	ニビメドン
二九一四・七〇	スリソベンゾン
二九一四・七〇	トルカポン
二九一五・二九	塩基性酢酸亜鉛
二九一五・二九	アセプロコール
二九一五・二九	アセフルラノール
二九一五・二九	アナプロラスト
二九一五・二九	シクロフェニル
二九一五・二九	フェナプテン
二九一五・二九	ロナパレン
二九一五・二九	トリアセチン
二九一五・五〇	オレストラート
二九一五・七〇	トリパルミチン
二九一五・九〇	ヨーデトリル
二九一五・九〇	オクタン酸
二九一五・九〇	パルプロ酸ピボキシル
二九一五・九〇	パルプロ酸セミナトリウム
二九一六・一五	パルプロ酸
二九一六・一五	トリオレイン酸ソルビタン
二九一六・一九	ドコネキセント
二九一六・一九	ガモレン酸
二九一六・一九	ゲファルナート
二九一六・一九	イコサペント
二九一六・一九	モルファルナート
二九一六・二〇	シクロト酸
二九一六・二〇	フェンフルスリン
二九一六・二〇	ロキサナスト
二九一六・二〇	ペルメトリン
二九一六・二〇	フェノトリン
二九一六・二九	ブチプフェン
二九一六・二九	シクロプロフェン
二九一六・二九	クリダナク
二九一六・二九	エカペト
二九一六・二九	エスフルルピプロフェン
二九一六・二九	フェルビナク
二九一六・二九	フェンクロラク
二九一六・二九	フェネリトロール
二九一六・二九	フェネストレル
二九一六・二九	フルプロフェン
二九一六・二九	フルルピプロフェン
二九一六・二九	ヘキサプロフェン
二九一六・二九	イプフェナク
二九一六・二九	イオフェンジラート
二九一六・二九	イソプロフェン

二九一六・三九　メキソプロフェン
二九一六・三九　ナフカプロ酸
二九一六・三九　ペルレチン
二九一六・三九　テトリプロフェン
二九一六・三九　キセナリピン
二九一六・三九　キセンアシン
二九一六・三九　キセニヘキセン酸
二九一七・一三　アゼライン酸
二九一七・一九　ドクサートナトリウム
二九一七・一九　こはく酸ヒドロキシジオンナトリウム
二九一七・二〇　トカンフィル
二九一七・三四　フタロフィン
二九一八・一一　シクラクタート
二九一八・一六　グルカルドラートカリウム
二九一八・一七　シクランデレート
二九一八・一九　アセアル酸
二九一八・一九　アルファプロストール
二九一八・一九　アタプロスト
二九一八・一九　グルコヘプトナートカルシウム
二九一八・一九　サッカラートカルシウム
二九一八・一九　フェリクラートカルシウムナトリウム
二九一八・一九　カルボプロスト
二九一八・一九　ケノデオキシコール酸
二九一八・一九　シクロキシル酸
二九一八・一九　シプロステン
二九一八・一九　クリンプロスト
二九一八・一九　シクロプト酸
二九一八・一九　シクロプチロール
二九一八・一九　デロキソロン
二九一八・一九　ジノプロスト
二九一八・一九　フェンシプチロール
二九一八・一九　イプベリン
二九一八・一九　イロプロスト
二九一八・一九　ラタノプロスト
二九一八・一九　ロデラベン
二九一八・一九　メグルトール
二九一八・一九　メチネプロスト
二九一八・一九　ナキサプロステン
二九一八・一九　ノクロプロスト
二九一八・一九　プレウロムリン
二九一八・一九　プラバスタチン
二九一八・一九　プロスタグレン
二九一八・一九　ロサプロストール
二九一八・一九　ヘキサシクロナートナトリウム
二九一八・一九　トレトカン酸
二九一八・一九　ウルソデオキシコール酸
二九一八・二二　グアセチサール

二九一八・二二　サラフィブラート
二九一八・二三　ホモサラート
二九一八・二三　サルサラート
二九一八・二三　スルプロサール
二九一八・二九　クロリンダン酸
二九一八・二九　シナリン
二九一八・二九　ジフルニサル
二九一八・二九　ジピロセチル
二九一八・二九　フルフェニサール
二九一八・二九　ゲンチジン酸
二九一八・二九　ヒドロキシトルイル酸
二九一八・二九　イオフェノ酸
二九一八・二九　フェニオドールナトリウム
二九一八・二九　ゲンチジン酸ナトリウム
二九一八・二九　テルプフィシン
二九一八・二九　トリフルサール
二九一八・三〇　ブクロクス酸
二九一八・三〇　デヒドロコール酸
二九一八・三〇　フェンブフェン
二九一八・三〇　フロランチロン
二九一八・三〇　ヘキサシプロン
二九一八・三〇　イタノキソン
二九一八・三〇　ケトプロフェン
二九一八・三〇　レキソフェナク
二九一八・三〇　ロキソプロフェン
二九一八・三〇　メンブトン
二九一八・三〇　メトプフェン
二九一八・三〇　ピペカルブ
二九一八・三〇　デヒドロコール酸ナトリウム
二九一八・九〇　アセチロマート
二九一八・九〇　アシトレチン
二九一八・九〇　アダパレン
二九一八・九〇　アルクロフェナク
二九一八・九〇　アルプロスタジル
二九一八・九〇　クロフィブラートアルミニウム
二九一八・九〇　アニサクリル
二九一八・九〇　アルバプロスチル
二九一八・九〇　バケプロフェン
二九一八・九〇　バキトジン
二九一八・九〇　ベクロブラート
二九一八・九〇　ブロメブル酸
二九一八・九〇　ブタプロスト
二九一八・九〇　クロフィブラートカルシウム
二九一八・九〇　カンレノ酸
二九一八・九〇　カルベノキソロン
二九一八・九〇　シカプロスト
二九一八・九〇　シクロキソロン

二九一八・九〇	シナメト酸
二九一八・九〇	シンフェノアク
二九一八・九〇	シノキサート
二九一八・九〇	シノキソロン
二九一八・九〇	シプロフィブラート
二九一八・九〇	クリノフィブラート
二九一八・九〇	クロブザリット
二九一八・九〇	クロフィブラート
二九一八・九〇	クロフィブル酸
二九一八・九〇	クロモキシル
二九一八・九〇	クロプロステノール
二九一八・九〇	デルプロステナート
二九一八・九〇	デアプロステル
二九一八・九〇	ジアセレイン
二九一八・九〇	ジメクロト酸
二九一八・九〇	ジモキサプロスト
二九一八・九〇	ジノプロストン
二九一八・九〇	ドキサプロスト
二九一八・九〇	デュロフィブラート
二九一八・九〇	エニソプロスト
二九一八・九〇	エノキソロン
二九一八・九〇	エンプロスチル
二九一八・九〇	エアクロプロスト
二九一八・九〇	エタクリン酸
二九一八・九〇	エトモキシル
二九一八・九〇	エトレチナート
二九一八・九〇	エキシプロペン
二九一八・九〇	フェンクロフェナク
二九一八・九〇	フェニロフィブラート
二九一八・九〇	フェノフィブラート
二九一八・九〇	フェノプロフェン
二九一八・九〇	フェンプロスタレン
二九一八・九〇	フェベントール酸
二九一八・九〇	フルノプロスト
二九一八・九〇	フルオコルチン
二九一八・九〇	フルプロスチノール
二九一八・九〇	フロキシプロスト
二九一八・九〇	ゲメプロスト
二九一八・九〇	ゲンフィブロジル
二九一八・九〇	インダクリノン
二九一八・九〇	ヨードフタレインナトリウム
二九一八・九〇	リフィプロール
二九一八・九〇	リマプロスト
二九一八・九〇	ロナプロフェン
二九一八・九〇	ロスミプロフェン
二九一八・九〇	クロフィブラートマグネシウム
二九一八・九〇	メングリタート

二九一八・九〇	メタレネストリル
二九一八・九〇	メトプレン
二九一八・九〇	メキシプロスチル
二九一八・九〇	ミソプロストール
二九一八・九〇	ナフェノピン
二九一八・九〇	ナプロキセン
二九一八・九〇	オルノプロスチル
二九一八・九〇	オキシンダナク
二九一八・九〇	オクスプレノアートカリウム
二九一八・九〇	パルモキシル酸
二九一八・九〇	ペンプロスチン
二九一八・九〇	フェノプチオジル
二九一八・九〇	カンレノ酸カリウム
二九一八・九〇	レミプロストール
二九一八・九〇	シンフィブラート
二九一八・九〇	シトフィブラート
二九一八・九〇	グルカスバルドラートナトリウム
二九一八・九〇	ソファルコン
二九一八・九〇	テルプフィブロール
二九一八・九〇	チロプロプ酸
二九一八・九〇	チラトリコール
二九一八・九〇	トレピプトン
二九一八・九〇	トリモプロスチル
二九一八・九〇	ツカレソール
二九一八・九〇	ウノプロストン
二九一八・九〇	ベラレソール
二九一八・九〇	ビプロストール
二九一九・〇〇	アトリノシトール
二九一九・〇〇	プロモフェノホス
二九一九・〇〇	クロルフェンビンホス
二九一九・〇〇	ジクロルボス
二九一九・〇〇	フルホサール
二九一九・〇〇	ホスフェストロール
二九一九・〇〇	ホスホサール
二九一九・〇〇	フィチン酸
二九一九・〇〇	トリクロホス
二九一九・〇〇	ピンコホス
二九二〇・一〇	プロモホス
二九二〇・一〇	フェンクロルホス
二九二〇・九〇	クロニトラート
二九二〇・九〇	四硝酸エリトリチル
二九二〇・九〇	六硝酸マンニトール
二九二〇・九〇	硫酸メナジオールナトリウム
二九二〇・九〇	四硝酸ペンタエリトリチル
二九二〇・九〇	ペントリニトロール
二九二〇・九〇	プロパチルニトラート

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二九二・〇・九〇	エタスルファートナトリウム
二九二・〇・九〇	硫酸テトラデシルナトリウム
二九二・〇・九〇	ウルスルコール酸
二九二・一・二	エタンシラート
二九二・一・九	ブチナミン
二九二・一・九	クロルメチン
二九二・一・九	デクタフルル
二九二・一・九	ジマンチン
二九二・一・九	ジブロアチン
二九二・一・九	ヘタフルル
二九二・一・九	イブロヘプチン
二九二・一・九	イソメトヘプチン
二九二・一・九	オクタミルアミン
二九二・一・九	オクトドリン
二九二・一・九	ペルフルアミン
二九二・一・九	タウリン
二九二・一・九	ツアミノヘプタン
二九二・一・九	臭化ヘキサジメトリン
二九二・二・九	トリクロルメチン
二九二・二・九	トリエンチン
二九二・二・三〇	アマンタジン
二九二・二・三〇	シクロペンタミン
二九二・二・三〇	ジメカミン
二九二・二・三〇	レボブロピルヘキセドリン
二九二・二・三〇	メカミルアミン
二九二・二・三〇	メマンチン
二九二・二・三〇	ブロピルヘキセドリン
二九二・二・三〇	リマンタジン
二九二・二・三〇	ソマンタジン
二九二・二・四五	クロルナファジン
二九二・二・四五	セルトラリン
二九二・二・四五	タメトラリン
二九二・二・四九	アルフェタミン
二九二・二・四九	アルペリン
二九二・二・四九	アンフェペントレクス
二九二・二・四九	アンフェタミン
二九二・二・四九	アミトリプチリン
二九二・二・四九	ベンツフェタミン
二九二・二・四九	ベンゾクタミン
二九二・二・四九	ブテナフィン
二九二・二・四九	ブチキシラート
二九二・二・四九	ブトリプチリン
二九二・二・四九	クロルフェンテルミン
二九二・二・四九	クロペンゾレクス
二九二・二・四九	クロルテルミン
二九二・二・四九	シクロペンザプリン
二九二・二・四九	シペナミン

二九二・二・四九	デメルペリン
二九二・二・四九	デキサンフェタミン
二九二・二・四九	ジペメチン
二九二・二・四九	ジイソプロミン
二九二・二・四九	ジメファダン
二九二・二・四九	ジメタンフェタミン
二九二・二・四九	ドロプレニラミン
二九二・二・四九	エチシクリジン
二九二・二・四九	エチフェルミン
二九二・二・四九	エチランフェタミン
二九二・二・四九	フェンカンファミン
二九二・二・四九	フェンジリン
二九二・二・四九	フェンフルラミン
二九二・二・四九	フルオトラセン
二九二・二・四九	ガンフェキシン
二九二・二・四九	ヘプタペリン
二九二・二・四九	イグメシン
二九二・二・四九	インダトラリン
二九二・二・四九	インドリリン
二九二・二・四九	イントリプチリン
二九二・二・四九	レフェタミン
二九二・二・四九	レバンフェタミン
二九二・二・四九	レボフェンフルラミン
二九二・二・四九	リトラセン
二九二・二・四九	マプロチリン
二九二・二・四九	メフェノレクス
二九二・二・四九	メリトラセン
二九二・二・四九	メフェンテルミン
二九二・二・四九	モフェギリン
二九二・二・四九	ナフチフィン
二九二・二・四九	ノルトリプチリン
二九二・二・四九	オクトリプチリン
二九二・二・四九	オルテタミン
二九二・二・四九	パルギリン
二九二・二・四九	ペントレクス
二九二・二・四九	フェンプロメタミン
二九二・二・四九	フェンチルミン
二九二・二・四九	プラミペリン
二九二・二・四九	プレニラミン
二九二・二・四九	プロトリプチリン
二九二・二・四九	セレギリン
二九二・二・四九	シプトラミン
二九二・二・四九	テルビナフィン
二九二・二・四九	テロジリン
二九二・二・四九	トルプロパミン
二九二・二・四九	トラニルシプロミン

二九二一・四九	トリメキシリン
二九二一・五九	アミフラミン
二九二一・五九	アプリンジン
二九二一・五九	ブロムヘキシン
二九二一・五九	フェクレミン
二九二一・一一	オレイン酸モノエタノールアミン
二九二一・一九	アセチルメサドール
二九二一・一九	アダフェノキサート
二九二一・一九	アジフェニン
二九二一・一九	アリマドール
二九二一・一九	アルファセチルメサドール
二九二一・一九	アルファメサドール
二九二一・一九	アンプロキソール
二九二一・一九	アミフロベリン
二九二一・一九	アミテロール
二九二一・一九	アプロフェン
二九二一・一九	アルノロール
二九二一・一九	アプリジン
二九二一・一九	アザコステロール
二九二一・一九	ベナクチジン
二九二一・一九	ベナプリジン
二九二一・一九	ベンシクラン
二九二一・一九	ベンフルオレクス
二九二一・一九	ベータセチルメサドール
二九二一・一九	ベータメサドール
二九二一・一九	ビフェメラン
二九二一・一九	ボルナプリン
二九二一・一九	ブロマジン
二九二一・一九	ブフェナドリン
二九二一・一九	ブテタマート
二九二一・一九	ブチドリン
二九二一・一九	ブトベンジン
二九二一・一九	カラミフェン
二九二一・一九	セリクラミン
二九二一・一九	クロルフェノキサミン
二九二一・一九	シロバミン
二九二一・一九	シンフェニン
二九二一・一九	シンナベリン
二九二一・一九	シンナメドリン
二九二一・一九	クレメプロール
二九二一・一九	クレンブテロール
二九二一・一九	クロプチノール
二九二一・一九	クロフェダノール
二九二一・一九	クロフェンシクラン
二九二一・一九	クロフェネタミン
二九二一・一九	クロミフェン
二九二一・一九	クロルギリン

二九二一・一九	クリスナトール
二九二一・一九	シプロテナート
二九二一・一九	タボキセチン
二九二一・一九	デラムシクラン
二九二一・一九	デキスプロキシプテン
二九二一・一九	デキストロフェミン
二九二一・一九	デキストロプロポキシフェン
二九二一・一九	ジシクロベリン
二九二一・一九	ジメフェダノール
二九二一・一九	ジメプラノール
二九二一・一九	ジフェンヒドラミン
二九二一・一九	ドロプリン
二九二一・一九	ドロフェン
二九二一・一九	エデトール
二九二一・一九	エルカイン
二九二一・一九	エンプラミン
二九二一・一九	エンクロミフェン
二九二一・一九	エタンプトール
二九二一・一九	エトロレクス
二九二一・一九	エトロキサミン
二九二一・一九	フェプラジノール
二九二一・一九	フレロプテロール
二九二一・一九	フルドレクス
二九二一・一九	フルナミン
二九二一・一九	フルオキセチン
二九二一・一九	ハロファントリン
二九二一・一九	ハロナミン
二九二一・一九	ヘプタミノール
二九二一・一九	ヘキサプラドール
二九二一・一九	ヘキシルカイン
二九二一・一九	インプロスルファン
二九二一・一九	インダノレクス
二九二一・一九	トシル酸イトラミン
二九二一・一九	ラウリキサミン
二九二一・一九	レバセチルメサドール
二九二一・一九	レボプロポキシフェン
二九二一・一九	レボプロチリン
二九二一・一九	マプテロール
二九二一・一九	マンノムスチン
二九二一・一九	メクロフェノキサート
二九二一・一九	メクロキサミン
二九二一・一九	メクルミン
二九二一・一九	メプリルカイン
二九二一・一九	メキシレチン
二九二一・一九	モキサプリンジン
二九二一・一九	モキサスチン

二九二・一九	ミラクト
二九二・一九	ミルテカイン
二九二・一九	ナモキシラート
二九二・一九	ネキセリジン
二九二・一九	ニフェナロール
二九二・一九	ニソキセチン
二九二・一九	ノルアシメサドール
二九二・一九	オラフルル
二九二・一九	オルフェナドリン
二九二・一九	オキサプロヒリン
二九二・一九	フェノキシベンズアミン
二九二・一九	フェニルトロキサミン
二九二・一九	ブレノベリン
二九二・一九	ブロアジフェン
二九二・一九	ブロネタロール
二九二・一九	ブロパノカイン
二九二・一九	ブロキシプテン
二九二・一九	ラセフェミン
二九二・一九	ラムシクラン
二九二・一九	リトロスルファン
二九二・一九	サフィンゴール
二九二・一九	セプロキセチン
二九二・一九	セタジンドール
二九二・一九	スチパラジル
二九二・一九	タモキシフェン
二九二・一九	トフェナシン
二九二・一九	トモキセチン
二九二・一九	トレミフェン
二九二・一九	トレカドリン
二九二・一九	トレプチラミン
二九二・一九	トロールニトラート
二九二・一九	トロマンタジン
二九二・一九	トロメタモール
二九二・一九	ツロブテロール
二九二・一九	ボグリボース
二九二・一九	ズクロミフェン
二九二・二九	アレンテモール
二九二・二九	アミノキシトリフェン
二九二・二九	ビアラミコール
二九二・二九	ブロランフェタミン
二九二・二九	デゾシン
二九二・二九	ドプダミン
二九二・二九	ドパミン
二九二・二九	ドベキサミン
二九二・二九	ゲベフリン
二九二・二九	ヒドロキシアンフェタミン
二九二・二九	イポパミン

二九二・二九	レプドプタミン
二九二・二九	ロメトラリン
二九二・二九	メトキシフェナミン
二九二・二九	ミトクロミン
二九二・二九	オキシドパミン
二九二・二九	フォレドリン
二九二・二九	シメチン
二九二・二九	トルテロジン
二九二・二九	トリモキサミン
二九二・二九	ベトラプチン
二九二・三〇	アンフェプタモン
二九二・三〇	アンフェブラモン
二九二・三〇	カチノン
二九二・三〇	コトリプチリン
二九二・三〇	デキストフェノドン
二九二・三〇	ドリニデン
二九二・三〇	イソメサドン
二九二・三〇	ケタミン
二九二・三〇	レボメサドン
二九二・三〇	メタンフェブラモン
二九二・三〇	メサドン
二九二・三〇	ナフェノドン
二九二・三〇	ノルメサドン
二九二・四一	リジン
二九二・四二	グルタミン酸
二九二・四九	アセクロフェナク
二九二・四九	アラニン
二九二・四九	アラブロクラート
二九二・四九	アルミノプロフェン
二九二・四九	アミネプチン
二九二・四九	アミノカプロン酸
二九二・四九	アモキセカイン
二九二・四九	アラプロフェン
二九二・四九	アスパラギン酸
二九二・四九	バクロフェン
二九二・四九	ベンゾカイン
二九二・四九	ベンゾナタート
二九二・四九	ベトキシカイン
二九二・四九	ブタカイン
二九二・四九	ペンテタートカルシウム三ナトリウム
二九二・四九	カミロフィン
二九二・四九	セタペン
二九二・四九	セトラキサート
二九二・四九	クロランプシル
二九二・四九	クロプロカイン
二九二・四九	クロフェナム酸
二九二・四九	クロルメカイン

二九二二・四九	デキスチリジン
二九二二・四九	ジクロフェナク
二九二二・四九	エデト酸二コバルト
二九二二・四九	エデト酸
二九二二・四九	エフロルニチン
二九二二・四九	エンフェナム酸
二九二二・四九	フェンタロニン
二九二二・四九	フルフェナム酸
二九二二・四九	ガバペンチン
二九二二・四九	グリシン
二九二二・四九	イオパノ酸
二九二二・四九	イソプタンベン
二九二二・四九	イソロイシン
二九二二・四九	ロイシン
二九二二・四九	ロイシノカイン
二九二二・四九	ロベンザリット
二九二二・四九	メクロフェナム酸
二九二二・四九	メフェナム酸
二九二二・四九	メルファラン
二九二二・四九	メタメルファラン
二九二二・四九	オルニチン
二九二二・四九	バジマート
二九二二・四九	ペンテト酸
二九二二・四九	フェニルアラニン
二九二二・四九	プレフェナマート
二九二二・四九	プロカイン
二九二二・四九	リソカイン
二九二二・四九	サルコリシン
二九二二・四九	エデト酸ナトリウムカルシウム
二九二二・四九	フェレデートナトリウム
二九二二・四九	チトラカイン
二九二二・四九	チリジン
二九二二・四九	トルフェナム酸
二九二二・四九	トラネキサム酸
二九二二・四九	ウフェナマート
二九二二・四九	パリン
二九二二・四九	ピガバトリン
二九二二・四九	ザフレプチン
二九二二・五〇	アタプロロール
二九二二・五〇	アドレナロン
二九二二・五〇	アリフェドリン
二九二二・五〇	アルプラフェノン
二九二二・五〇	アルプレノロール
二九二二・五〇	アマホロン
二九二二・五〇	アンプカイン
二九二二・五〇	アメタントロン
二九二二・五〇	アンフェナク

二九二二・五〇	硝酸アミノエチル
二九二二・五〇	アミトリプチリノキシド
二九二二・五〇	カンシル酸アモキシドラミン
二九二二・五〇	アルプタミン
二九二二・五〇	アトリムスチン
二九二二・五〇	バメタン
二九二二・五〇	ベルラフェノン
二九二二・五〇	ベタキソロール
二九二二・五〇	ベバントロール
二九二二・五〇	ビソプロロール
二九二二・五〇	ビトルテロール
二九二二・五〇	ボルナプロロール
二九二二・五〇	ブロンフェナク
二九二二・五〇	ブフェニオド
二九二二・五〇	ブノロール
二九二二・五〇	ブフェニン
二九二二・五〇	ブプラノロール
二九二二・五〇	ブタミラート
二九二二・五〇	ブタキサミン
二九二二・五〇	ブトフィロロール
二九二二・五〇	アトバミン
二九二二・五〇	シクロプロロール
二九二二・五〇	シナモロール
二九二二・五〇	シラマドール
二九二二・五〇	クリロバミン
二九二二・五〇	クロミフェノキシド
二九二二・五〇	クロラノロール
二九二二・五〇	コルテロール
二九二二・五〇	コルバドリン
二九二二・五〇	シクロペントレート
二九二二・五〇	デコミノール
二九二二・五〇	テンプレキシン
二九二二・五〇	テナベリン
二九二二・五〇	テナバミン
二九二二・五〇	テクノサール
二九二二・五〇	テテレノール
二九二二・五〇	テトロチロニン
二九二二・五〇	デキスホスホセリン
二九二二・五〇	デキスプロプラノロール
二九二二・五〇	デキスセコベリン
二九二二・五〇	デキストロチロキシンナトリウム
二九二二・五〇	ジエチフェン
二九二二・五〇	ジフェメリン
二九二二・五〇	ジフェテロール
二九二二・五〇	ジメノキサドール
二九二二・五〇	ジメトフリン
二九二二・五〇	ジオキセテドリン

二九二・二一・五〇	ジオキシフェドリン
二九二・二一・五〇	ジピベフリン
二九二・二一・五〇	ジプラフェノン
二九二・二一・五〇	ジパプテロール
二九二・二一・五〇	ドロロキシフェン
二九二・二一・五〇	ドロキシドパ
二九二・二一・五〇	エシプラミジル
二九二・二一・五〇	エクタズ錠
二九二・二一・五〇	エリコロール
二九二・二一・五〇	エスモロール
二九二・二一・五〇	エタフェノン
二九二・二一・五〇	エタンテロール
二九二・二一・五〇	エチレフリン
二九二・二一・五〇	ピバル酸エチレフリン
二九二・二一・五〇	エチロキサート
二九二・二一・五〇	エトフェナマート
二九二・二一・五〇	エキサプロロール
二九二・二一・五〇	フェドトジン
二九二・二一・五〇	フェナルコミン
二九二・二一・五〇	フェナミサール
二九二・二一・五〇	フェノテロール
二九二・二一・五〇	フルソキソロール
二九二・二一・五〇	ホルフェニメクス
二九二・二一・五〇	ホソバミン
二九二・二一・五〇	ガングレフェン
二九二・二一・五〇	グアフェカイノール
二九二・二一・五〇	グアイアクタミン
二九二・二一・五〇	ヘキソベンジン
二九二・二一・五〇	ヘキソプレナリン
二九二・二一・五〇	ヒドロキシプロカイン
二九二・二一・五〇	ヒドロキシテトラカイン
二九二・二一・五〇	イプテロール
二九二・二一・五〇	イドロブラノロール
二九二・二一・五〇	インデノロール
二九二・二一・五〇	イプロキサミン
二九二・二一・五〇	イソエタリン
二九二・二一・五〇	イソプレナリン
二九二・二一・五〇	イソクスプリン
二九二・二一・五〇	ケトカイン
二九二・二一・五〇	ケトカイノール
二九二・二一・五〇	レピンプレナリン
二九二・二一・五〇	レボベタキソロール
二九二・二一・五〇	レボブノロール
二九二・二一・五〇	レボドパ
二九二・二一・五〇	レボモプロロール
二九二・二一・五〇	リロプリストン
二九二・二一・五〇	リサジマート

二九二・二一・五〇	メベベリン
二九二・二一・五〇	メジホキサミン
二九二・二一・五〇	メドリルアミン
二九二・二一・五〇	メプラミジル
二九二・二一・五〇	メサラジン
二九二・二一・五〇	メタテロール
二九二・二一・五〇	メトキサミン
二九二・二一・五〇	メチルドパ
二九二・二一・五〇	メチプラノロール
二九二・二一・五〇	メチプレナリン
二九二・二一・五〇	メチロジン
二九二・二一・五〇	メトプロロール
二九二・二一・五〇	ミナキソロン
二九二・二一・五〇	ミネベンタート
二九二・二一・五〇	ミトキサントロン
二九二・二一・五〇	モプロロール
二九二・二一・五〇	モキシシリト
二九二・二一・五〇	ナドロール
二九二・二一・五〇	ナフェトロール
二九二・二一・五〇	ナミンチロール
二九二・二一・五〇	ニスプテロール
二九二・二一・五〇	ノルプドリン
二九二・二一・五〇	ノルフェネフリン
二九二・二一・五〇	オナプリストン
二九二・二一・五〇	オルシプレナリン
二九二・二一・五〇	オキサプレキシン
二九二・二一・五〇	オキセラジン
二九二・二一・五〇	オクスフェニシン
二九二・二一・五〇	オキシフェントレクス
二九二・二一・五〇	オキシロフリン
二九二・二一・五〇	オクスプレノロール
二九二・二一・五〇	オキシプロカイン
二九二・二一・五〇	オキシプチニン
二九二・二一・五〇	オキシフェドリン
二九二・二一・五〇	パクリノロール
二九二・二一・五〇	パノミフェン
二九二・二一・五〇	パレトキシカイン
二九二・二一・五〇	パルゲベリン
二九二・二一・五〇	パルゴロール
二九二・二一・五〇	ペンプトロール
二九二・二一・五〇	ペントキシベリン
二九二・二一・五〇	フェニレフリン
二九二・二一・五〇	ピペンフリン
二九二・二一・五〇	ブナルテロール
二九二・二一・五〇	ブロシノロール
二九二・二一・五〇	ブロパフェノン
二九二・二一・五〇	プロポキシカイン

二九二二・五〇	プロプラノロール
二九二二・五〇	プロキシメタカイン
二九二二・五〇	ラセメチロシン
二九二二・五〇	ラクトパミン
二九二二・五〇	リトドリン
二九二二・五〇	ロシベリン
二九二二・五〇	ロトラキサート
二九二二・五〇	ロキサジマート
二九二二・五〇	サルブタモール
二九二二・五〇	サルメファモール
二九二二・五〇	サルメテロール
二九二二・五〇	サルポグレラート
二九二二・五〇	セコベリン
二九二二・五〇	セリン
二九二二・五〇	ソルベカイノール
二九二二・五〇	スピレンドロール
二九二二・五〇	テルブタリン
二九二二・五〇	テロフェナマート
二九二二・五〇	トレオニン
二九二二・五〇	チロロン
二九二二・五〇	トプテロール
二九二二・五〇	トリプロロール
二九二二・五〇	トラマドール
二九二二・五〇	トリメプチン
二九二二・五〇	トリメタノール
二九二二・五〇	チロメダン
二九二二・五〇	チロシン
二九二二・五〇	ベンラファキシン
二九二二・五〇	キセナゾ酸
二九二二・五〇	キセニサラート
二九二二・五〇	キシベノロール
二九二二・五〇	キシブラノロール
二九二二・五〇	キシロキセミン
二九二二・五〇	ゾカイノン
二九三三・一〇	コリンアルホスセラート
二九三三・一〇	塩化コリン
二九三三・一〇	グルコン酸コリン
二九三三・一〇	サリチル酸コリン
二九三三・一〇	フェロコリナート
二九三三・一〇	サルコレクス
二九三三・一〇	パルミチン酸コルホスセリル
二九三三・九〇	塩化アセチルコリン
二九三三・九〇	ナパジシル酸アクラトニウム
二九三三・九〇	臭化アマンタニウム
二九三三・九〇	臭化アザメトニウム
二九三三・九〇	塩化ベンゼトニウム
二九三三・九〇	塩化ベンゾドデシニウム
二九三三・九〇	塩化ベンゾキソニウム
二九三三・九〇	ヒドロキシナフト工酸ベフェニウム
二九三三・九〇	臭化ビベンゾニウム
二九三三・九〇	トシル酸プレチリウム
二九三三・九〇	カルバコール
二九三三・九〇	カルニチン
二九三三・九〇	塩化カルプロニウム
二九三三・九〇	塩化セタルコニウム
二九三三・九〇	塩化セトヘキソニウム
二九三三・九〇	臭化セトリモニウム
二九三三・九〇	アムソン酸クロルフェノクチウム
二九三三・九〇	臭化シクロニウム
二九三三・九〇	りん酸クロフィリウム
二九三三・九〇	クロラールベタイン
二九三三・九〇	臭化デカメトニウム
二九三三・九〇	臭化デジトニウム
二九三三・九〇	臭化ジボニウム
二九三三・九〇	臭化ドテクロニウム
二九三三・九〇	臭化ドミフェン
二九三三・九〇	エデルホシン
二九三三・九〇	塩化エドロホニウム
二九三三・九〇	臭化エメアロニウム
二九三三・九〇	トシル酸エミリウム
二九三三・九〇	ガラミントリエチオジド
二九三三・九〇	塩化ハロペニウム
二九三三・九〇	臭化ヘキサフルロニウム
二九三三・九〇	臭化ヘキサメトニウム
二九三三・九〇	塩化ラウラルコニウム
二九三三・九〇	レボカルニチン
二九三三・九〇	よう化メペゾニウム
二九三三・九〇	エチル硫酸メセトロニウム
二九三三・九〇	メチル硫酸メフェニドラミウム
二九三三・九〇	塩化メタコリン
二九三三・九〇	臭化メチルベナクチジウム
二九三三・九〇	塩化メチルベンゼトニウム
二九三三・九〇	よう化メトシニウム
二九三三・九〇	ミルテホシン
二九三三・九〇	塩化ミリスタルコニウム
二九三三・九〇	過塩素酸ニトリコリン
二九三三・九〇	塩化オクタホニウム
二九三三・九〇	オキシペタイン
二九三三・九〇	塩化オキシジベントニウム
二九三三・九〇	臭化オキシフェノニウム
二九三三・九〇	臭化ペノクトニウム
二九三三・九〇	臭化ペンタメトニウム
二九三三・九〇	塩化プラノリウム
二九三三・九〇	臭化プロアコニウム

二九二三・九〇	よう化プロピウム
二九二三・九〇	よう化スチロニウム
二九二三・九〇	塩化スキサメトニウム
二九二三・九〇	塩化スキセトニウム
二九二三・九〇	臭化デトラドニウム
二九二三・九〇	臭化デトリルアンモニウム
二九二三・九〇	メチル硫酸トロコニウム
二九二三・九〇	塩化トリクロビソニウム
二九二三・九〇	よう化トリジヘキセチル
二九二三・九〇	トシル酸トロキソニウム
二九二三・九〇	よう化トルキシクリウム
二九二四・一〇	アカンプロサート
二九二四・一〇	アセカルブロマール
二九二四・一〇	アセグルタミド
二九二四・一〇	アセネウラム酸
二九二四・一〇	アセチルロイシン
二九二四・一〇	アセキサム酸
二九二四・一〇	ビソルシク
二九二四・一〇	ブロマクリリド
二九二四・一〇	ブロミソバール
二九二四・一〇	ブトクタミド
二九二四・一〇	カルジアミド
二九二四・一〇	カプリド
二九二四・一〇	カルボクロラール
二九二四・一〇	カルブロマール
二九二四・一〇	カリソプロドール
二九二四・一〇	カルムスチン
二九二四・一〇	セデフィンゴール
二九二四・一〇	クロプロパミド
二九二四・一〇	クロテタミド
二九二四・一〇	ゲアノールアセグルマート
二九二四・一〇	ジクロラール尿素
二九二四・一〇	エクチル尿素
二九二四・一〇	エルムスチン
二九二四・一〇	エミルカマート
二九二四・一〇	グルタウリン
二九二四・一〇	臭化ヘキスカルバコリン
二九二四・一〇	ホバンテン酸
二九二四・一〇	イプロタミド
二九二四・一〇	イソスパグルム酸
二九二四・一〇	レボグルタミド
二九二四・一〇	メプタメート
二九二四・一〇	メクロラール尿素
二九二四・一〇	メプロパメート
二九二四・一〇	ミラセミド
二九二四・一〇	ネプタムスチン
二九二四・一〇	ニソバマート
二九二四・一〇	パルミドロール
二九二四・一〇	ペンテカマイン
二九二四・一〇	ペンタバマート
二九二四・一〇	ペプスタチン
二九二四・一〇	ピメラウチド
二九二四・一〇	ピバガビン
二九二四・一〇	スパグルム酸
二九二四・一〇	タピラウチド
二九二四・一〇	チバマート
二九二四・一〇	ウレタン
二九二四・一〇	バルデアミド
二九二四・一〇	バルジプロミド
二九二四・一〇	バルノクタミド
二九二四・一〇	バルブロミド
二九二四・一一	カルブアロール
二九二四・一一	セリプロロール
二九二四・一一	クランフェヌル
二九二四・一一	フレストロール
二九二四・一一	ハロカルバン
二九二四・一一	ロムスチン
二九二四・一一	ロジル尿素
二九二四・一一	ルフェヌロン
二九二四・一一	レカイナム
二九二四・一一	セムスチン
二九二四・一一	タリノロール
二九二四・一一	トリクロカルバン
二九二四・一一	アセブトロール
二九二四・一一	アセカイニド
二九二四・一一	アセドペン
二九二四・一一	アセトアミノサロール
二九二四・一一	アクタリット
二九二四・一一	アダメキシン
二九二四・一一	アジピオドン
二九二四・一一	アファラニン
二九二四・一一	アクロミド
二九二四・一一	アレストラムスチン
二九二四・一一	アリペンドール
二九二四・一一	アロクラミド
二九二四・一一	アロキシスタチン
二九二四・一一	塩化アンペノニウム
二九二四・一一	アンプセタミド
二九二四・一一	アメルトリド
二九二四・一一	アニラマート
二九二四・一一	アルクロフェニン
二九二四・一一	アスパルタム
二九二四・一一	アチノロール
二九二四・一一	アトリド

二九二四・二九	アピザホン
二九二四・二九	バンテロール
二九二四・二九	バタノプリド
二九二四・二九	ベクラミド
二九二四・二九	ベノリラート
二九二四・二九	ベンサラン
二九二四・二九	ベンチロミド
二九二四・二九	ベンズマレセン
二九二四・二九	ベタミプロン
二九二四・二九	ベザフィブラート
二九二四・二九	ビフェプラミド
二九二四・二九	ブロマドリン
二九二四・二九	ブロマミド
二九二四・二九	ブロモプリド
二九二四・二九	ブロモサニド
二九二四・二九	ブロソタミド
二九二四・二九	ブロバネキシン
二九二四・二九	ブロキシタラム酸
二九二四・二九	ブセチン
二九二四・二九	ブクロサミド
二九二四・二九	ブナフチン
二九二四・二九	ブナミオジル
二九二四・二九	ブラマート
二九二四・二九	ブクニリカイン
二九二四・二九	ブチルフェニン
二九二四・二九	ベンズアミドサリチル酸カルシウム
二九二四・二九	カンドキサトリル
二九二四・二九	カンドキサトリラト
二九二四・二九	カボベン酸
二九二四・二九	カルバリル
二九二四・二九	カルバサラートカルシウム
二九二四・二九	カルビフェン
二九二四・二九	塩化カルカイニウム
二九二四・二九	カルフィマート
二九二四・二九	カソケファミド
二九二四・二九	セタモロール
二九二四・二九	セトフェニコール
二九二四・二九	クロルベタミド
二九二四・二九	シンフルミド
二九二四・二九	シンロミド
二九二四・二九	シントラミド
二九二四・二九	シプラザホン
二九二四・二九	シテナミド
二九二四・二九	クラミドクス酸
二九二四・二九	クラノプチン
二九二四・二九	クレファミド
二九二四・二九	クリノラミド

二九二四・二九	クリオキサニド
二九二四・二九	クロカンファミド
二九二四・二九	クロダカイン
二九二四・二九	クロフェキサミド
二九二四・二九	クロフィブリド
二九二四・二九	クロホレクス
二九二四・二九	クロボノン
二九二四・二九	クロラセタドール
二九二四・二九	クロキサセプリド
二九二四・二九	コルフェナマート
二九二四・二九	クレソタミド
二九二四・二九	クロタミトン
二九二四・二九	シクラルバマート
二九二四・二九	シヘプタミド
二九二四・二九	デシメミド
二九二四・二九	デラプリル
二九二四・二九	臭化デメカリウム
二九二四・二九	安息香酸デナトニウム
二九二四・二九	デキスロキシグルミド
二九二四・二九	ジアセタマート
二九二四・二九	ジアセトロール
二九二四・二九	ジアンフェネチド
二九二四・二九	ジアンブロミド
二九二四・二九	ジブロムサラン
二九二四・二九	ジアサドール
二九二四・二九	ジカルフェン
二九二四・二九	ジクロメチド
二九二四・二九	ジエチルトルアミド
二九二四・二九	ジレバロール
二九二四・二九	ジロキサニド
二九二四・二九	ジメバミド
二九二四・二九	ジナリン
二九二四・二九	ジナザホン
二九二四・二九	ジニトルミド
二九二四・二九	ジフェナン
二九二四・二九	ジソフェニン
二九二四・二九	塩化ドファミウム
二九二四・二九	ドパマンチン
二九二四・二九	ズロザホン
二九二四・二九	エカベピド
二九二四・二九	エクラナミン
二九二四・二九	エンプトラミド
二九二四・二九	エンシプラート
二九二四・二九	エンドミド
二九二四・二九	エンブロマート
二九二四・二九	エストラムスチン
二九二四・二九	エタミバン

二九二四・二九	エテルサラート
二九二四・二九	エチンザミド
二九二四・二九	エチナメート
二九二四・二九	カルトリゾ酸エチル
二九二四・二九	エチドカイン
二九二四・二九	エチフェニン
二九二四・二九	エトファミド
二九二四・二九	エトサラミド
二九二四・二九	エキサラミド
二九二四・二九	フェルバマート
二九二四・二九	フェナセチノール
二九二四・二九	フェナクロン
二九二四・二九	フェナフト酸
二九二四・二九	フェナラミド
二九二四・二九	フェノキセジル
二九二四・二九	フェンレチニド
二九二四・二九	フルアラミド
二九二四・二九	フルバニラート
二九二四・二九	フルセトレクス
二九二四・二九	フルランテル
二九二四・二九	フルサラン
二九二四・二九	フルタミド
二九二四・二九	ホルメトレクス
二九二四・二九	フォルモテロール
二九二四・二九	フタキシリド
二九二四・二九	ガルチフェニン
二九二四・二九	ハロフェナート
二九二四・二九	ヘキサプロピマート
二九二四・二九	イドロシラミド
二九二四・二九	インデカイニド
二九二四・二九	イオベンザム酸
二九二四・二九	イオビトリドール
二九二四・二九	イオカルム酸
二九二四・二九	イオセタム酸
二九二四・二九	ヨーダミド
二九二四・二九	イオデシモール
二九二四・二九	イオジキサノール
二九二四・二九	ヨードキサム酸
二九二四・二九	イオフラトール
二九二四・二九	イオグリク酸
二九二四・二九	イオグルコール
二九二四・二九	イオグルコミド
二九二四・二九	イオグルニド
二九二四・二九	イオグリカム酸
二九二四・二九	イオヘキソール
二九二四・二九	イオリキサン酸
二九二四・二九	イオメグラム酸

二九二四・二九	イオメプロール
二九二四・二九	イオパミドール
二九二四・二九	イオペントール
二九二四・二九	イオプロセム酸
二九二四・二九	イオプロミド
二九二四・二九	イオプロン酸
二九二四・二九	イオサルコール
二九二四・二九	イオセファム酸
二九二四・二九	イオセル酸
二九二四・二九	イオシミド
二九二四・二九	イオスメト酸
二九二四・二九	イオクラム酸
二九二四・二九	イオチトル酸
二九二四・二九	イオトラン酸
二九二四・二九	イオトリシド
二九二四・二九	イオトリゾ酸
二九二四・二九	イオトロラン
二九二四・二九	イオトロクス酸
二九二四・二九	イオベルゾール
二九二四・二九	イオキサプロール酸
二九二四・二九	イオキサクル酸
二九二四・二九	イオキシラン
二九二四・二九	イオキシクラム酸
二九二四・二九	イオキソトリゾ酸
二九二四・二九	イオゾム酸
二九二四・二九	よう化イソプロパミド
二九二四・二九	イトプリド
二九二四・二九	ラベタロール
二九二四・二九	リドカイン
二九二四・二九	リドフェニン
二九二四・二九	ロルバマート
二九二四・二九	ロルグルミド
二九二四・二九	ロルザホン
二九二四・二九	ロキシグルミド
二九二四・二九	マプロフェン
二九二四・二九	メプロフェニン
二九二四・二九	メフェキサミド
二九二四・二九	メグリチニド
二九二四・二九	メリナミド
二九二四・二九	メクプロムサラン
二九二四・二九	メクセクモール
二九二四・二九	塩化メタルコニウム
二九二四・二九	メトカルバモール
二九二四・二九	メトクロプラミド
二九二四・二九	ミドドリン
二九二四・二九	ミルナシプラン
二九二四・二九	モクタミド

二九二四・二九	モトレチニド
二九二四・二九	ナフチブタミド
二九二四・二九	臭化ネオスチグミン
二九二四・二九	ニクロサミド
二九二四・二九	ノニバミド
二九二四・二九	オクタカイン
二九二四・二九	オルバニル
二九二四・二九	オサルミド
二九二四・二九	臭化オチロニウム
二九二四・二九	オキサリナスト
二九二四・二九	オキサナミド
二九二四・二九	オキサザホン
二九二四・二九	オキセタカイン
二九二四・二九	オキシトリプチリン
二九二四・二九	オキシクロザニド
二九二四・二九	オキシフェナマート
二九二四・二九	パフェノロール
二九二四・二九	パマトロール
二九二四・二九	パラプロパモール
二九二四・二九	パルサルミド
二九二四・二九	パキサマート
二九二四・二九	ペンタラミド
二九二四・二九	フェナセミド
二九二四・二九	フェナセチン
二九二四・二九	フェネトリド
二九二四・二九	フェンプロパメート
二九二四・二九	ブラクトロール
二九二四・二九	ブリロカイン
二九二四・二九	ブロカインアミド
二九二四・二九	ブロシマート
二九二四・二九	ブロガピド
二九二四・二九	ブログルミド
二九二四・二九	ブロパセタモール
二九二四・二九	ブロパニジド
二九二四・二九	プロペタミド
二九二四・二九	ドセトリゾ酸プロピル
二九二四・二九	カタカイン
二九二四・二九	ラホキサニド
二九二四・二九	レマセミド
二九二四・二九	レソランテル
二九二四・二九	ロナクトロール
二九二四・二九	サラセタミド
二九二四・二九	サランテル
二九二四・二九	サレタミド
二九二四・二九	サルフルペリン
二九二四・二九	サリチルアミド
二九二四・二九	サルベリン

二九二四・二九	セボブラミド
二九二四・二九	アセトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	アミドトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	ジアロトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	メトリゾ酸ナトリウム
二九二四・二九	チロパノ酸ナトリウム
二九二四・二九	スチラマート
二九二四・二九	スラミンナトリウム
二九二四・二九	テクロザン
二九二四・二九	チアプリド
二九二四・二九	チロプラミド
二九二四・二九	トカイニド
二九二四・二九	トラモロール
二九二四・二九	トリカイン
二九二四・二九	トモグルミド
二九二四・二九	トラニラスト
二九二四・二九	トリプロムサラン
二九二四・二九	トリクラセタモール
二九二四・二九	トリゲボロール
二九二四・二九	トリメカイン
二九二四・二九	トリメトベンズアミド
二九二四・二九	ウベニメクス
二九二四・二九	ウレフィブラート
二九二五・一九	アロニミド
二九二五・一九	アルレスタチン
二九二五・一九	アミノグルテチミド
二九二五・一九	アモナフィド
二九二五・一九	アンホタリド
二九二五・一九	ベメグリド
二九二五・一九	ブロスキシミド
二九二五・一九	シプロキシミド
二九二五・一九	エトスクシミド
二九二五・一九	フェニミド
二九二五・一九	グルテチミド
二九二五・一九	メスキシミド
二九二五・一九	ミチンドミド
二九二五・一九	ミトナフィド
二九二五・一九	ノレキシミド
二九二五・一九	フェングルタリミド
二九二五・一九	フェンスキシミド
二九二五・一九	タグルチミド
二九二五・一九	テシカム
二九二五・一九	テシミド
二九二五・一九	テトラメトリン
二九二五・一九	サリドマイド
二九二五・二〇	アレキシジン
二九二五・二〇	アンフェクロラール

二九二五・二〇	アミカルバリド
二九二五・二〇	アミダンテル
二九二五・二〇	アミトラズ
二九二五・二〇	アルギニン
二九二五・二〇	L―アルタミン酸アルギニン
二九二五・二〇	バチアラスト
二九二五・二〇	ベネキサート
二九二五・二〇	ベタニジン
二九二五・二〇	ビクロジル
二九二五・二〇	ブホルミン
二九二五・二〇	ブナミジン
二九二五・二〇	カモスタット
二九二五・二〇	カルバンテル
二九二五・二〇	クロルヘキシジン
二九二五・二〇	クロルプログアニル
二九二五・二〇	クレアチノールホスファート
二九二五・二〇	ジアロムプロパミジン
二九二五・二〇	エトホルミン
二九二五・二〇	フェンガピン
二九二五・二〇	ガベキサート
二九二五・二〇	グアンクロフィン
二九二五・二〇	グアンファシン
二九二五・二〇	グアノクチン
二九二五・二〇	グアノキシフェン
二九二五・二〇	グスペリムス
二九二五・二〇	ヘキサミジン
二九二五・二〇	ヒドロキシスチルバミジン
二九二五・二〇	ラウログアジン
二九二五・二〇	リダミジン
二九二五・二〇	メオベンチン
二九二五・二〇	メトホルミン
二九二五・二〇	ミトグアゾン
二九二五・二〇	ナファモスタット
二九二五・二〇	ナパクタジン
二九二五・二〇	ノルレチモール
二九二五・二〇	オレチモール
二九二五・二〇	エンボン酸パラロザニリン
二九二五・二〇	ペンタミジン
二九二五・二〇	フェナカイン
二九二五・二〇	フェンホルミン
二九二五・二〇	プログアニル
二九二五・二〇	プロパミジン
二九二五・二〇	レニトリン
二九二五・二〇	イオボダートナトリウム
二九二五・二〇	イセチオン酸スチルバミジン
二九二五・二〇	チモトリナン
二九二五・二〇	チホルミン

二九二五・二〇	トルガビド
二九二五・二〇	トシル酸キシラミジン
二九二六・九〇	アロザホン
二九二六・九〇	アンフェタミニル
二九二六・九〇	アニパミル
二九二六・九〇	ブクリラート
二九二六・九〇	アニトロール
二九二六・九〇	シマテロール
二九二六・九〇	クログアナミル
二九二六・九〇	クロサンテル
二九二六・九〇	ダガバミル
二九二六・九〇	デババミル
二九二六・九〇	デクスペラバミル
二九二六・九〇	エモバミル
二九二六・九〇	エンプクリラート
二九二六・九〇	エンタカポン
二九二六・九〇	エパノロール
二九二六・九〇	エポスタン
二九二六・九〇	エタミニル
二九二六・九〇	エトクリレン
二九二六・九〇	フェンプロポレクス
二九二六・九〇	フルクリラート
二九二六・九〇	ガロパミル
二九二六・九〇	グアンジン
二九二六・九〇	イソアミニル
二九二六・九〇	レベモパミル
二九二六・九〇	ロドキサミド
二九二六・九〇	メクリラート
二九二六・九〇	ネキソパミル
二九二六・九〇	ニトロキシニル
二九二六・九〇	オクリラート
二九二六・九〇	オクトクリレン
二九二六・九〇	ペニロール
二九二六・九〇	ロニパミル
二九二六・九〇	サチグレル
二九二六・九〇	ベラパミル
二九二七・〇〇	バルサラジド
二九二七・〇〇	クロラゾジン
二九二七・〇〇	ジミナゼン
二九二七・〇〇	エトキサゼン
二九二七・〇〇	イプサラジド
二九二八・〇〇	アセトヒドロキサム酸
二九二八・〇〇	アラノシン
二九二八・〇〇	アニドキシム
二九二八・〇〇	ベロキサミド
二九二八・〇〇	ベンモキシン
二九二八・〇〇	ベンセラジド

二九二八・〇〇	ベヌレスタット
二九二八・〇〇	ボラジン
二九二八・〇〇	ブロクレシン
二九二八・〇〇	ブフェキサマク
二九二八・〇〇	ブマジゾン
二九二八・〇〇	カプロキサミン
二九二八・〇〇	カラセミド
二九二八・〇〇	カルベンジド
二九二八・〇〇	カルビドパ
二九二八・〇〇	セトキシム
二九二八・〇〇	シメモキシン
二九二八・〇〇	クロボキサミン
二九二八・〇〇	クロキシマート
二九二八・〇〇	シアセタシド
二九二八・〇〇	デフェロキサミン
二九二八・〇〇	デメキシプチリン
二九二八・〇〇	ジボキサジド
二九二八・〇〇	エロカイニド
二九二八・〇〇	エキサメタジム
二九二八・〇〇	ファリントロール
二九二八・〇〇	フェノキシプロバジン
二九二八・〇〇	フルボキサミン
二九二八・〇〇	グアナベンズ
二九二八・〇〇	グアノクロル
二九二八・〇〇	グアノキサベンズ
二九二八・〇〇	ヒドロキシカルバミド
二九二八・〇〇	イプロキサム
二九二八・〇〇	イドラプリル
二九二八・〇〇	イプロクロジド
二九二八・〇〇	マリプチリン
二九二八・〇〇	メバナジン
二九二八・〇〇	ナドキソロール
二九二八・〇〇	ナホミン
二九二八・〇〇	ナフタゾン
二九二八・〇〇	ナプロドキシム
二九二八・〇〇	ニステリム
二九二八・〇〇	ノキシプチリン
二九二八・〇〇	オクタモキシン
二九二八・〇〇	フェネルジン
二九二八・〇〇	フェニカルバジド
二九二八・〇〇	フェニプラジン
二九二八・〇〇	ホキシム
二九二八・〇〇	ピマゲジン
二九二八・〇〇	プロカルバジン
二九二八・〇〇	ロベニジン
二九二八・〇〇	ルバゾン
二九二八・〇〇	シムトラゼン

二九二八・〇〇	スチロカイニド
二九二八・〇〇	キシモプロフェン
二九二九・九〇	ベンホスホルミン
二九二九・九〇	ベンザプリノキシド
二九二九・九〇	クルホマート
二九二九・九〇	デホスファミド
二九二九・九〇	フェロトレニン
二九二九・九〇	フルロファミド
二九二九・九〇	ナフタロホス
二九二九・九〇	シクラミン酸ナトリウム
二九二九・九〇	トルファミド
二九三〇・二〇	ジチオカルブナトリウム
二九三〇・二〇	フェンカルバミド
二九三〇・三〇	ジスルフィラム
二九三〇・三〇	スルフィラム
二九三〇・三〇	チラム
二九三〇・四〇	メチオニン
二九三〇・九〇	アセグアゾン
二九三〇・九〇	アセジアスルホンナトリウム
二九三〇・九〇	アセチルシステイン
二九三〇・九〇	アドラフィニル
二九三〇・九〇	アルデスルホンナトリウム
二九三〇・九〇	アロクプレイドナトリウム
二九三〇・九〇	アリルナオ尿素
二九三〇・九〇	アルモカラント
二九三〇・九〇	アンバムスチン
二九三〇・九〇	アンバゾン
二九三〇・九〇	アミダゾン
二九三〇・九〇	アミホスチン
二九三〇・九〇	アモスカナート
二九三〇・九〇	アンナオリミン
二九三〇・九〇	アルギメスナ
二九三〇・九〇	ベンシステイン
二九三〇・九〇	ベチアチド
二九三〇・九〇	ビペナモール
二九三〇・九〇	ビチオノール
二九三〇・九〇	ビチオノロキシド
二九三〇・九〇	ビトスカナート
二九三〇・九〇	ブロチアニド
二九三〇・九〇	ブシラミン
二九三〇・九〇	カプタミン
二九三〇・九〇	カプトジアム
二九三〇・九〇	カルボシステイン
二九三〇・九〇	カルボフェノチオン
二九三〇・九〇	カウルモスルホン
二九三〇・九〇	シラスタチン
二九三〇・九〇	シナンセリン

二九三〇・九〇	シナプロキセン
二九三〇・九〇	システネキシン
二九三〇・九〇	クロチカゾン
二九三〇・九〇	システィン
二九三〇・九〇	ダシステイン
二九三〇・九〇	ダノステイン
二九三〇・九〇	ダプゾン
二九三〇・九〇	ジアチモスルホン
二九三〇・九〇	ジメルカプロール
二九三〇・九〇	ジメスナ
二九三〇・九〇	ジメチルスルホキシド
二九三〇・九〇	ジプロフェン
二九三〇・九〇	ジチオムスチン
二九三〇・九〇	ジトファール
二九三〇・九〇	ジキサントゲン
二九三〇・九〇	ドカルバミン
二九三〇・九〇	エカドトリル
二九三〇・九〇	よう化エコチオパート
二九三〇・九〇	エタクロチン
二九三〇・九〇	エトカルリド
二九三〇・九〇	フェバンチル
二九三〇・九〇	フェンチクロル
二九三〇・九〇	フロルフェニコール
二九三〇・九〇	フロサチジル
二九三〇・九〇	フルオレソン
二九三〇・九〇	フルチカゾン
二九三〇・九〇	グロキサゾン
二九三〇・九〇	グルコスルホン
二九三〇・九〇	よう化ヘキサゾニウム
二九三〇・九〇	イルモホシン
二九三〇・九〇	イムカルボホス
二九三〇・九〇	イオスラミド
二九三〇・九〇	イオタスル
二九三〇・九〇	レミドスル
二九三〇・九〇	リナロテン
二九三〇・九〇	ロフルカルバン
二九三〇・九〇	ルブロスチオール
二九三〇・九〇	メシスティン
二九三〇・九〇	メルカプタミン
二九三〇・九〇	メルチアチド
二九三〇・九〇	メスナ
二九三〇・九〇	メタリプル
二九三〇・九〇	メトケファミド
二九三〇・九〇	モダフィニル
二九三〇・九〇	ナグリバン
二九三〇・九〇	ネトピミン
二九三〇・九〇	ニトロスカナート

二九三〇・九〇	ノキシチオリン
二九三〇・九〇	オンチアニル
二九三〇・九〇	オスマジゾン
二九三〇・九〇	オキシグルタチオン
二九三〇・九〇	よう化オキシソニウム
二九三〇・九〇	パタモスタット
二九三〇・九〇	ペニシラミン
二九三〇・九〇	ピボブリル
二九三〇・九〇	プレニスティン
二九三〇・九〇	プロブコール
二九三〇・九〇	リチオメタン
二九三〇・九〇	サルミスティン
二九三〇・九〇	セルフィプラート
二九三〇・九〇	ピチオノラートナトリウム
二九三〇・九〇	ソラスルホン
二九三〇・九〇	スパチゾン
二九三〇・九〇	スクシマー
二九三〇・九〇	スクシスルホン
二九三〇・九〇	スルフィナロール
二九三〇・九〇	スルホンテロール
二九三〇・九〇	スリンダク
二九三〇・九〇	スロクチジル
二九三〇・九〇	スロキシフェン
二九三〇・九〇	スマセタモール
二九三〇・九〇	スマロテン
二九三〇・九〇	トシル酸スプラタスト
二九三〇・九〇	スリカイニド
二九三〇・九〇	テメホス
二九三〇・九〇	チアンアトシン
二九三〇・九〇	チオアセタゾン
二九三〇・九〇	チオジグリコール
二九三〇・九〇	チアデノール
二九三〇・九〇	チアフィプラート
二九三〇・九〇	よう化チアメトニウム
二九三〇・九〇	チペグリセン
二九三〇・九〇	チペンザート
二九三〇・九〇	チフェナミル
二九三〇・九〇	チフロレクス
二九三〇・九〇	チルドロン酸
二九三〇・九〇	チオカルリド
二九三〇・九〇	チオクチラート
二九三〇・九〇	チオプロニン
二九三〇・九〇	チオプロパミン
二九三〇・九〇	チオサラン
二九三〇・九〇	チプレノロール
二九三〇・九〇	チプロピジル
二九三〇・九〇	チプロスタニド

二九二〇・九〇	トルシクラート
二九二〇・九〇	トリンダート
二九二〇・九〇	トルメソキシド
二九二〇・九〇	トルナフテート
二九二〇・九〇	トルレスタット
二九二〇・九〇	キセンチオラート
二九二〇・九〇	ジランテル
二九二一・〇〇	アセタルソール
二九二一・〇〇	アラホスファリン
二九二一・〇〇	アレンドロン酸
二九二一・〇〇	アルサニル酸
二九二一・〇〇	ベルホスジル
二九二一・〇〇	ブタホスファン
二九二一・〇〇	ブテドロン酸
二九二一・〇〇	ブトナート
二九二一・〇〇	カルバルソン
二九二一・〇〇	クロルメロドリン
二九二一・〇〇	クロドロン酸
二九二一・〇〇	ジクロロフェナルシン
二九二一・〇〇	ジシフェロン
二九二一・〇〇	ジフェタルソン
二九二一・〇〇	塩化ジシクォニウム
二九二一・〇〇	エチドロン酸
二九二一・〇〇	ホサリラート
二九二一・〇〇	ホスカルネトナトリウム
二九二一・〇〇	ホスコル酸
二九二一・〇〇	ホセナジド
二九二一・〇〇	ホスホネトナトリウム
二九二一・〇〇	ホスメン酸
二九二一・〇〇	ホテムスチン
二九二一・〇〇	グリコピアルソール
二九二一・〇〇	ヒドラルガフェン
二九二一・〇〇	メドロン酸
二九二一・〇〇	メルカプトメリン
二九二一・〇〇	メルクテラミド
二九二一・〇〇	メルクロプトール
二九二一・〇〇	メルサリル
二九二一・〇〇	ミホバート
二九二一・〇〇	ネオアルスフェナミン
二九二一・〇〇	ネリドロン酸
二九二一・〇〇	ニタルソン
二九二一・〇〇	オキシドロン酸
二九二一・〇〇	オキソフェナルシン
二九二一・〇〇	パミドロン酸
二九二一・〇〇	スルホキシル酸フェナルソン
二九二一・〇〇	ほう酸フェニル第二水銀
二九二一・〇〇	クアドロシラン

二九二一・〇〇	ロキサルソン
二九二一・〇〇	チメルホナートナトリウム
二九二一・〇〇	スパルホス酸
二九二一・〇〇	スチバミングルコシド
二九二一・〇〇	スチボサミン
二九二一・〇〇	スルファルスフェナミン
二九二一・〇〇	タウロセルコール酸
二九二一・〇〇	テトロホスミン
二九二一・〇〇	チアセタルサミドナトリウム
二九二一・〇〇	チオメルサール
二九二一・〇〇	トルボキサン
二九二一・〇〇	トルゾムホス
二九二一・〇〇	塩化トリオジウム
二九二一・〇〇	トリクロルホン
二九二一・〇〇	トリパルサミド
二九二一・一九	アンフラン
二九二一・一九	アンカロール
二九二一・一九	ビオレスメトリン
二九二一・一九	ブフェトロール
二九二一・一九	クロベノシド
二九二一・一九	ジクロフリム
二九二一・一九	フェナミフリル
二九二一・一九	よう化プロゴニウム
二九二一・一九	フルフェノレクス
二九二一・一九	フリダロン
二九二一・一九	フロスチルベストロール
二九二一・一九	フルサラン
二九二一・一九	よう化フルトレニウム
二九二一・一九	メベノシド
二九二一・一九	ナフチドロフリル
二九二一・一九	ニドロキシゾン
二九二一・一九	ニフラルデゾン
二九二一・一九	ニフラトロン
二九二一・一九	ニフレダゾン
二九二一・一九	ニフルメロン
二九二一・一九	ニフロキサジド
二九二一・一九	ニフロキシム
二九二一・一九	ニフルセミゾン
二九二一・一九	ニフルソール
二九二一・一九	ニヒドラゾン
二九二一・一九	ニペロチジン
二九二一・一九	ニトラフダム
二九二一・一九	ニトロフラール
二九二一・一九	オルパノキシン
二九二一・一九	ラニチジン
二九二一・一九	サルブロトシド
二九二一・一九	スピロキサゾン

二九三一・一九	トリベノシド
二九三一・一九	ベンリナジン
二九三一・一九	ジロフラミン
二九三一・二九	アセグラトン
二九三一・二九	アセノクマロール
二九三一・二九	アクリヘリン
二九三一・二九	アフロロール
二九三一・二九	アモラノン
二九三一・二九	ベンフロジルヘミスクシナート
二九三一・二九	アクモロール
二九三一・二九	ブホゲニン
二九三一・二九	カンレノン
二九三一・二九	カルボクロメン
二九三一・二九	クロクマロール
二九三一・二九	クロフラク
二九三一・二九	クロリクロメン
二九三一・二九	クマホス
二九三一・二九	クメタロール
二九三一・二九	ダルバスタチン
二九三一・二九	ジアルバロン
二九三一・二九	ジクマロール
二九三一・二九	ドロスピレノン
二九三一・二九	エラグ酸
二九三一・二九	エスクラミン
二九三一・二九	エスプロン
二九三一・二九	ビスクマセタートエチル
二九三一・二九	フィリピン
二九三一・二九	ホストリエシン
二九三一・二九	ギバルメン
二九三一・二九	グルクロラクトン
二九三一・二九	ハロキソン
二九三一・二九	ヒメクロモン
二九三一・二九	ロメバクトン
二九三一・二九	ロシガモン
二九三一・二九	ロバスタチン
二九三一・二九	メスピレノン
二九三一・二九	メチスクレトール
二九三一・二九	メバスタチン
二九三一・二九	モキサドレン
二九三一・二九	オルリスタット
二九三一・二九	オキサマリン
二九三一・二九	フェノールフタレイン
二九三一・二九	フェンプロクモン
二九三一・二九	プロピオラクトン
二九三一・二九	ラムノジギン
二九三一・二九	シンバスタチン
二九三一・二九	スピロノラクトン

二九三一・二九	スピロレノン
二九三一・二九	スルマリン
二九三一・二九	タレラノール
二九三一・二九	タロサラート
二九三一・二九	テトロナシン
二九三一・二九	トリオキシサレン
二九三一・二九	パロファン
二九三一・二九	ビスナジン
二九三一・二九	ワルファリン
二九三一・二九	キシロクマロール
二九三一・二九	ゼラノール
二九三一・九〇	アプルカスト
二九三一・九〇	アカルボース
二九三一・九〇	アセバルトラート
二九三一・九〇	アンベノキサン
二九三一・九〇	アンピクロミル
二九三一・九〇	アミケリン
二九三一・九〇	アミオダロン
二九三一・九〇	アンソキセチン
二九三一・九〇	アプロスラートナトリウム
二九三一・九〇	アルテメチル
二九三一・九〇	アルテミシニン
二九三一・九〇	アルテスナート
二九三一・九〇	ベフノロール
二九三一・九〇	ベナキシピン
二九三一・九〇	ベンシアノール
二九三一・九〇	ベンダカロール
二九三一・九〇	ベンザロン
二九三一・九〇	ベンズブロマロン
二九三一・九〇	ベンジオダロン
二九三一・九〇	ベンズクェルシン
二九三一・九〇	ベラプロスト
二九三一・九〇	ベルモプロフェン
二九三一・九〇	ベシゴムシン
二九三一・九〇	ボフムスチン
二九三一・九〇	ブクロマロン
二九三一・九〇	ブフラロール
二九三一・九〇	ブタモキサン
二九三一・九〇	ブチカシン
二九三一・九〇	ブトクロロール
二九三一・九〇	グルビオナートカルシウム
二九三一・九〇	カンビソール
二九三一・九〇	カンナビノール
二九三一・九〇	クロラロース
二九三一・九〇	クロモカルブ
二九三一・九〇	シアニダノール
二九三一・九〇	シコルトニド

二九三二・九〇	シドキセビン
二九三二・九〇	シヘプトラン
二九三二・九〇	シタロプラム
二九三二・九〇	クロリダロール
二九三二・九〇	コルホルシン
二九三二・九〇	クロモグリク酸
二九三二・九〇	デトルビシン
二九三二・九〇	ジドロバルトラート
二九三二・九〇	ジメフリン
二九三二・九〇	ジメブロザン
二九三二・九〇	ジオキサシロール
二九三二・九〇	ジオキサマート
二九三二・九〇	ジオキサチオン
二九三二・九〇	ジプロクル酸
二九三二・九〇	ドセタキセル
二九三二・九〇	ドミオドール
二九三二・九〇	ドモキシン
二九三二・九〇	ドスマルファート
二九三二・九〇	ドキサミノール
二九三二・九〇	ドキセピン
二九三二・九〇	ドロナビノール
二九三二・九〇	エコムスチン
二九三二・九〇	エジホロン
二九三二・九〇	エフロキサート
二九三二・九〇	エポプロスチノール
二九三二・九〇	エタベンザロン
二九三二・九〇	エトモキサン
二九三二・九〇	エチプロストン
二九三二・九〇	エキセパノール
二九三二・九〇	フェニソレクス
二九三二・九〇	臭酸第二鉄
二九三二・九〇	フラバミン
二九三二・九〇	フラボド酸
二九三二・九〇	フラボジロール
二九三二・九〇	フルラドリン
二九三二・九〇	フラクリン酸
二九三二・九〇	フラプロフェン
二九三二・九〇	フルクプロフェン
二九三二・九〇	フロプフェン
二九三二・九〇	フロフェナク
二九三二・九〇	ガラムスチン
二九三二・九〇	グルコサミン
二九三二・九〇	グルクロナミド
二九三二・九〇	グアペンキサン
二九三二・九〇	グアイメサール
二九三二・九〇	グアナドレル
二九三二・九〇	グアノキサン

二九三二・九〇	ホマリラミン
二九三二・九〇	イプリフラボン
二九三二・九〇	イプロクロロール
二九三二・九〇	イサルスタイン
二九三二・九〇	イソクロミル
二九三二・九〇	イソソルビド
二九三二・九〇	硝酸イソソルビド
二九三二・九〇	一硝酸イソソルビド
二九三二・九〇	イソキセパク
二九三二・九〇	ケリン
二九三二・九〇	ラクチトール
二九三二・九〇	ロイコシアニドール
二九三二・九〇	メシアダノール
二九三二・九〇	メシナロン
二九三二・九〇	メドロキサロール
二九三二・九〇	メラレインナトリウム
二九三二・九〇	メルブロミン
二九三二・九〇	臭化メタンテリニウム
二九三二・九〇	メチルクロモン
二九三二・九〇	メトリザミド
二九三二・九〇	ミトフラキソン
二九三二・九〇	ミトポドジド
二九三二・九〇	ムラプチド
二九三二・九〇	ナビロン
二九三二・九〇	ナポクタート
二九三二・九〇	ナナフロシン
二九三二・九〇	ネビボロール
二九三二・九〇	ニプロキサン
二九三二・九〇	ニレプロスト
二九三二・九〇	ニプラジロール
二九三二・九〇	オルミジン
二九三二・九〇	よう化オキサプロパニウム
二九三二・九〇	オキセピナク
二九三二・九〇	オキセトロン
二九三二・九〇	パクリタキセル
二九三二・九〇	パルセクサール
二九三二・九〇	ペンタモキサン
二九三二・九〇	ペントリクロラール
二九三二・九〇	ペントモン
二九三二・九〇	ピランダミン
二九三二・九〇	ピルナビン
二九三二・九〇	ポンフィブラート
二九三二・九〇	プロリゲストン
二九三二・九〇	プロモキソラン
二九三二・九〇	臭化プロパンテリン
二九三二・九〇	プロトキロール
二九三二・九〇	プロキシクロミル

二九三一・九〇	ラニムスチン
二九三一・九〇	ラキソフェラスト
二九三一・九〇	ロムルチド
二九三一・九〇	シリビニン
二九三一・九〇	シリクリスチン
二九三一・九〇	シリジアニン
二九三一・九〇	シトグルシド
二九三一・九〇	スピロキセピン
二九三一・九〇	スピゾフロン
二九三一・九〇	スチリペントール
二九三一・九〇	ストレプトゾシン
二九三一・九〇	スチキサノクス
二九三一・九〇	タロアラム
二九三一・九〇	タプロステン
二九三一・九〇	チムルチド
二九三一・九〇	テナンフェタミン
二九三一・九〇	テルブクロミル
二九三一・九〇	テキサクロミル
二九三一・九〇	チオコルチコシド
二九三一・九〇	チフラク
二九三一・九〇	チメフロン
二九三一・九〇	チキサノクス
二九三一・九〇	トコフィプラート
二九三一・九〇	トピラマート
二九三一・九〇	トレペンゾミン
二九三一・九〇	トレロキシナート
二九三一・九〇	バルトラート
二九三一・九〇	キサノクス酸
二九三二・一一	アミノフェナゾン
二九三二・一一	シクラミン酸アミノフェナゾン
二九三二・一一	ビスフェナゾン
二九三二・一一	よう化プトピルアンモニウム
二九三二・一一	ジアピロン
二九三二・一一	ファンプロファゾン
二九三二・一一	メタミゾールナトリウム
二九三二・一一	ニフェナゾン
二九三二・一一	フェナゾン
二九三二・一一	プロピフェナゾン
二九三二・一一	ラミフェナゾン
二九三二・一九	ベタゾール
二九三二・一九	ブフェゾラク
二九三二・一九	クロフェゾン
二九三二・一九	グルプラミノール
二九三二・一九	ダゾブリド
二九三二・一九	ジフェナミゾール
二九三二・一九	フェクロブゾン
二九三二・一九	フェプラゾン

二九三二・一九	フェゾラミン
二九三二・一九	ホメピゾール
二九三二・一九	イパジリド
二九三二・一九	イソフェゾラク
二九三二・一九	ケアゾン
二九三二・一九	ロナゾラク
二九三二・一九	メリペンダン
二九三二・一九	メトキジン
二九三二・一九	モフェブタゾン
二九三二・一九	ムゾリミン
二九三二・一九	ナファザトロム
二九三二・一九	オキシフェンブタゾン
二九三二・一九	フェニルブタゾン
二九三二・一九	ピラゾラク
二九三二・一九	ブラキサジン
二九三二・一九	ブロキシフェゾン
二九三二・一九	スルフィンピラゾン
二九三二・一九	スキシブゾン
二九三二・一九	チボキサリン
二九三二・一九	トリブゾン
二九三二・一九	トリフェゾラク
二九三二・一九	クラゾリミン
二九三二・二二	クロダントイン
二九三二・二二	エトトイン
二九三二・二二	ホスフェニトイン
二九三二・二二	イミレスタット
二九三二・二二	メフェニトイン
二九三二・二二	ニルタミド
二九三二・二二	フェニトイン
二九三二・二二	スピリプロスチル
二九三二・二二	スピロムスチン
二九三二・二九	アデダゾール
二九三二・二九	アルブトイン
二九三二・二九	アルクロキサ
二九三二・二九	アルジオキサ
二九三二・二九	アリコナゾール
二九三二・二九	アリニジン
二九三二・二九	アンジオテンシンⅡ
二九三二・二九	アンジオテンシンアミド
二九三二・二九	アンタゾリン
二九三二・二九	アプラクロニジン
二九三二・二九	アルファラシン
二九三二・二九	アチパメゾール
二九三二・二九	アゾリミン
二九三二・二九	バムニダゾール
二九三二・二九	ベンクロニジン
二九三二・二九	ベンテマゾール

二九二三・二九	ベンズニダゾール
二九二三・二九	ピホナゾール
二九二三・二九	ピサントレン
二九二三・二九	ビスフェンチジン
二九二三・二九	ブリモニジン
二九二三・二九	ブロラコナゾール
二九二三・二九	ブトコナゾール
二九二三・二九	カモナグレル
二九二三・二九	カルビマゾール
二九二三・二九	カルニダゾール
二九二三・二九	シペンゾリン
二九二三・二九	シランセトロン
二九二三・二九	シルグゾリン
二九二三・二九	シメチジン
二九二三・二九	シラゾリン
二九二三・二九	クリンバゾール
二九二三・二九	クロナゾリン
二九二三・二九	クロニジン
二九二三・二九	クロトリマゾール
二九二三・二九	クロコナゾール
二九二三・二九	ダカルバジン
二九二三・二九	ダズメグレル
二九二三・二九	ダゾキシペン
二九二三・二九	デモコナゾール
二九二三・二九	デンジモール
二九二三・二九	デリグリドール
二九二三・二九	デトミジン
二九二三・二九	デキスロフェキシジン
二九二三・二九	デキスメデトミジン
二九二三・二九	ジメトリダゾール
二九二三・二九	ドマゾリン
二九二三・二九	ドキセニトイン
二九二三・二九	エベルコナゾール
二九二三・二九	エコナゾール
二九二三・二九	エフェトゾール
二九二三・二九	エナルキレン
二九二三・二九	エニルコナゾール
二九二三・二九	エノキシモン
二九二三・二九	エクニダゾール
二九二三・二九	エチンチジン
二九二三・二九	エトミダート
二九二三・二九	エトナム
二九二三・二九	フェンフルミゾール
二九二三・二九	フェンメトゾール
二九二三・二九	フェノバム
二九二三・二九	フェノキサゾリン
二九二三・二九	フェンチコナゾール

二九二三・二九	フェルチレリン
二九二三・二九	フェキシナダゾール
二九二三・二九	塩化フルダゾニウム
二九二三・二九	フルミゾール
二九二三・二九	フルニダゾール
二九二三・二九	フルトミダート
二九二三・二九	フルトニジン
二九二三・二九	フルトリマゾール
二九二三・二九	ホスホクレアチン
二九二三・二九	ギラコダゾール
二九二三・二九	グリプチミン
二九二三・二九	ゴナドレリン
二九二三・二九	ヒスチジン
二九二三・二九	イバゾシン
二九二三・二九	イドラルフィジン
二九二三・二九	イマゾダン
二九二三・二九	イミダプリル
二九二三・二九	サリチル酸イミダゾール
二九二三・二九	イミドカルブ
二九二三・二九	イミドリン
二九二三・二九	インプロミジン
二九二三・二九	インタナゾリン
二九二三・二九	インダニジン
二九二三・二九	イプロニダゾール
二九二三・二九	イルテマゾール
二九二三・二九	イサグリドール
二九二三・二九	イソコナゾール
二九二三・二九	レダゼロール
二九二三・二九	レプロフェキシジン
二九二三・二九	リアロゾール
二九二三・二九	リントプリド
二九二三・二九	ロフェミゾール
二九二三・二九	ロフェキシジン
二九二三・二九	ロンバゾール
二九二三・二九	ロサルタン
二九二三・二九	メデトミジン
二九二三・二九	メフェニジル
二九二三・二九	メタザミド
二九二三・二九	メチトイン
二九二三・二九	メチアミド
二九二三・二九	メトミダート
二九二三・二九	メトラファゾリン
二九二三・二九	メトロニダゾール
二九二三・二九	ミコナゾール
二九二三・二九	ミダフルル
二九二三・二九	ミダゾグレル
二九二三・二九	ミフェンチジン

二九三二・二九	ミヒマゾール
二九三二・二九	ミソニダゾール
二九三二・二九	ミパゼロール
二九三二・二九	ナファグレル
二九三二・二九	ナフィミドン
二九三二・二九	ナパメゾール
二九三二・二九	ナファゾリン
二九三二・二九	ネマゾリン
二九三二・二九	ネチコナゾール
二九三二・二九	ニマゾン
二九三二・二九	ニトレファゾール
二九三二・二九	ニゾフェノン
二九三二・二九	オクチミバート
二九三二・二九	オダルプロフェン
二九三二・二九	オモコナゾール
二九三二・二九	オンダンセトロン
二九三二・二九	オルコナゾール
二九三二・二九	オルニダゾール
二九三二・二九	オキシコナゾール
二九三二・二九	オキシメタゾリン
二九三二・二九	オザグレル
二九三二・二九	フェナマゾリン
二九三二・二九	フェントラミン
二九三二・二九	酢酸プレザチド前
二九三二・二九	プロペニダゾール
二九三二・二九	プロポキサート
二九三二・二九	レミキレン
二九三二・二九	ロラファグレル
二九三二・二九	ロミフィジン
二九三二・二九	ロニダゾール
二九三二・二九	サララシン
二九三二・二九	セクニダゾール
二九三二・二九	塩化セパゾニウム
二九三二・二九	セピモスタット
二九三二・二九	ソブロミジン
二九三二・二九	スチリマゾール
二九三二・二九	スルコナゾール
二九三二・二九	スルニダゾール
二九三二・二九	テファゾリン
二九三二・二九	テリパラチド
二九三二・二九	テルニダゾール
二九三二・二九	テトリゾリン
二九三二・二九	チアマゾール
二九三二・二九	チフラミゾール
二九三二・二九	チナゾリン
二九三二・二九	チニダゾール
二九三二・二九	トラゾリン

二九三二・二九	トロニジン
二九三二・二九	トラマゾリン
二九三二・二九	トリクロダゾール
二九三二・二九	トリフェナグレル
二九三二・二九	トリレチド
二九三二・二九	バルコナゾール
二九三二・二九	キシロメタゾリン
二九三二・二九	ゼチドリン
二九三二・二九	ジミドペン
二九三二・二九	ゾフィコナゾール
二九三二・二九	アセクリジン
二九三二・二九	アセペロン
二九三二・二九	アコニアジド
二九三二・二九	アクリバスチン
二九三二・二九	アレブリド
二九三二・二九	アルフェンタニル
二九三二・二九	アリルプロジン
二九三二・二九	アルファメプロジン
二九三二・二九	アルファプロジン
二九三二・二九	アルタピゾン
二九三二・二九	アンバシリド
二九三二・二九	アミペロン
二九三二・二九	アムロジピン
二九三二・二九	アナゾシン
二九三二・二九	アニレリジン
二九三二・二九	アンピルトリン
二九三二・二九	アラニジピン
二九三二・二九	アルプロミジン
二九三二・二九	アステミゾール
二九三二・二九	アザシクロノール
二九三二・二九	アザタジン
二九三二・二九	アゼルニジピン
二九三二・二九	バミピン
二九三二・二九	バルニジピン
二九三二・二九	ベニジピン
二九三二・二九	ベンペリドール
二九三二・二九	ベンプロペリン
二九三二・二九	ベンリキサート
二九三二・二九	ベンゼチジン
二九三二・二九	ベンゼチミド
二九三二・二九	ベンジンドピリン
二九三二・二九	ベンゾクリジン
二九三二・二九	ベンズピペリロン
二九三二・二九	臭化ベンズピペリニウム
二九三二・二九	ベルトサミル
二九三二・二九	ベタヒスチン
二九三二・二九	ベータメプロジン

二九二三・二九　ベータプロジン
二九二三・二九　メチル硫酸ベボニウム
二九二三・二九　ベジトラミド
二九二三・二九　ビシファジン
二九二三・二九　ビジゾミド
二九二三・二九　ビエタミベリン
二九二三・二九　ビニフィプラート
二九二三・二九　ビベリナン
二九二三・二九　ビサコジル
二九二三・二九　ビサラミル
二九二三・二九　ピチバゾン
二九二三・二九　ブレマゾシン
二九二三・二九　ブリフェンタニル
二九二三・二九　ブロクレプリド
二九二三・二九　ブロマゼパム
二九二三・二九　ブロムベリドール
二九二三・二九　ブロンフェニラミン
二九二三・二九　プロペラモール
二九二三・二九　プジピン
二九二三・二九　プピコミド
二九二三・二九　プピバカイン
二九二三・二九　ブタニキシン
二九二三・二九　ブタベリン
二九二三・二九　ブチナゾシン
二九二三・二九　ブトピプリン
二九二三・二九　ブトキシラート
二九二三・二九　カバスチン
二九二三・二九　カンホタミド
二九二三・二九　カルバゼラン
二九二三・二九　カルピノキサミン
二九二三・二九　カレバスチン
二九二三・二九　カルフェンタニル
二九二三・二九　カルモキシロール
二九二三・二九　カルベリジン
二九二三・二九　カルベロン
二九二三・二九　カルピプラミン
二九二三・二九　カルボトロリン
二九二三・二九　塩化セチルピリジニウム
二九二三・二九　クロピラミン
二九二三・二九　クロルフェナミン
二九二三・二九　シアメキソン
二九二三・二九　シクロニカート
二九二三・二九　臭化シクロピウム
二九二三・二九　シルニジピン
二九二三・二九　シニクアリド
二九二三・二九　シンベレン
二九二三・二九　シサプリド

二九二三・二九　クレボプリド
二九二三・二九　クリプカイン
二九二三・二九　臭化クリジニウム
二九二三・二九　クロカプラミン
二九二三・二九　クロフルベロール
二九二三・二九　クロニキセリル
二九二三・二九　クロニキシン
二九二三・二九　クロベラスチン
二九二三・二九　クロピドール
二九二三・二九　クロピモジド
二九二三・二九　クロロベロン
二九二三・二九　コガゾシン
二九二三・二九　クロトニアジド
二九二三・二九　シクラゾシン
二九二三・二九　シクリラミン
二九二三・二九　シクロメチカイン
二九二三・二九　シクリミン
二九二三・二九　シプロヘプタジン
二九二三・二九　シプロリドール
二九二三・二九　臭化ダクロニウム
二九二三・二九　ダニトラセン
二九二三・二九　ダザドロール
二九二三・二九　デクレンベロン
二九二三・二九　デフェリプロン
二九二三・二九　デルバニカート
二九二三・二九　デキスブロンフェニラミン
二九二三・二九　デキスクロルフェニラミン
二九二三・二九　デキセチミド
二九二三・二九　デキシバカイン
二九二三・二九　デキスニグルジピン
二九二三・二九　ジアモカイン
二九二三・二九　ジクロニキシン
二九二三・二九　ようル化ジコリニウム
二九二三・二九　ジフェメトレクス
二九二三・二九　ジフェニドール
二九二三・二九　ジフェノキシミド
二九二三・二九　ジフェノキシン
二九二三・二九　ジヘキシベリン
二九二三・二九　ジルメホン
二九二三・二九　ようル化ジメコロニウム
二九二三・二九　ジメチンデン
二九二三・二九　ジオドン
二九二三・二九　ジペロドン
二九二三・二九　メチル硫酸ジフェマニル
二九二三・二九　ジフェノキシレート
二九二三・二九　ジフェニルピラリン
二九二三・二九　ジピパノン

二九二三・二九	ジピプロペリン
二九二三・二九	ジピリチオン
二九二三・二九	ジソプタミド
二九二三・二九	ジソピラミド
二九二三・二九	臭化ジスチグミン
二九二三・二九	ジスプラゾール
二九二三・二九	ジチキレン
二九二三・二九	塩化ジテルカリニウム
二九二三・二九	ドラセトロン
二九二三・二九	ドンペリドン
二九二三・二九	ドラスチン
二九二三・二九	ドキシクミン
二九二三・二九	臭化ドロクリジニウム
二九二三・二九	ドロペンピン
二九二三・二九	ドロペリドール
二九二三・二九	ドロキシカイニド
二九二三・二九	ドロキシプロピン
二九二三・二九	ジクロニン
二九二三・二九	エバスチン
二九二三・二九	エリプロジル
二九二三・二九	エミグリタート
二九二三・二九	エンカイニド
二九二三・二九	エンジキサプリン
二九二三・二九	エネフェキシン
二九二三・二九	エニクロプラート
二九二三・二九	エンピロリン
二九二三・二九	エペリゾン
二九二三・二九	エスパトロパート
二九二三・二九	エストラプロニカート
二九二三・二九	エチオナミド
二九二三・二九	エトフィプラート
二九二三・二九	エトキセリジン
二九二三・二九	ユーカトロピン
二九二三・二九	フェロジピン
二九二三・二九	フェモキセチン
二九二三・二九	メチル硫酸フェンクレキソニウム
二九二三・二九	フェノクチミン
二九二三・二九	フェンベラート
二九二三・二九	フェンピプラミド
二九二三・二九	フェンピプラン
二九二三・二九	臭化フェンピペリニウム
二九二三・二九	フェンタニール
二九二三・二九	フェニラミドール
二九二三・二九	フェピトリゾール
二九二三・二九	フェルビホサートナトリウム
二九二三・二九	フェトキシラート
二九二三・二九	フラザロン

二九二三・二九	フレカイニド
二九二三・二九	フルアズロン
二九二三・二九	フルメリドン
二九二三・二九	フルニキシン
二九二三・二九	フルペラミド
二九二三・二九	フルピルチン
二九二三・二九	フルプラノン
二九二三・二九	フルスピペロン
二九二三・二九	ホスピラート
二九二三・二九	フチバジド
二九二三・二九	ガピコミン
二九二三・二九	ガプロミジン
二九二三・二九	ゲマゾシン
二九二三・二九	ゲボトロリン
二九二三・二九	グレマンセリン
二九二三・二九	グラニセトロン
二九二三・二九	グアヤバーム
二九二三・二九	グアナクリン
二九二三・二九	ハロペミド
二九二三・二九	ハロペリドール
二九二三・二九	ヘプロニカート
二九二三・二九	ヘプゾジン
二九二三・二九	ヘキサジリン
二九二三・二九	ヒドロキシベチジン
二九二三・二九	酒石酸ヒドロキシピリジン
二九二三・二九	イダベリン
二九二三・二九	イフェンプロジル
二九二三・二九	イホキセチン
二九二三・二九	インダルピン
二九二三・二九	インドピン
二九二三・二九	インドラミン
二九二三・二九	ニコチン酸イノシトール
二九二三・二九	イオピドール
二九二三・二九	イオピドン
二九二三・二九	イプラグラチン
二九二三・二九	イプロニアジド
二九二三・二九	イスボグレル
二九二三・二九	イソニアジド
二九二三・二九	イソニキシン
二九二三・二九	ケタゾシン
二九二三・二九	ケトベミドン
二九二三・二九	ラシジピン
二九二三・二九	ラムチジン
二九二三・二九	ランソプラゾール
二九二三・二九	塩化ラピリウム
二九二三・二九	ラボルチジン
二九二三・二九	ラザベミド

二九二三・二九	レミルジピン
二九二三・二九	レンペロン
二九二三・二九	レブタクリン
二九二三・二九	レルカニジピン
二九二三・二九	レボカバスチン
二九二三・二九	レボファセトペラン
二九二三・二九	リフィアラート
二九二三・二九	リラナフタート
二九二三・二九	リトキセチン
二九二三・二九	ロダキサブリン
二九二三・二九	ロフェンタニル
二九二三・二九	ロペラミド
二九二三・二九	ロペラミドオキシド
二九二三・二九	ロヨタジン
二九二三・二九	ロルカイニド
二九二三・二九	ルフィロニル
二九二三・二九	メレチミド
二九二三・二九	メルペロン
二九二三・二九	臭化メペンゾラート
二九二三・二九	メピロキソール
二九二三・二九	メピバカイン
二九二三・二九	メピラミン
二九二三・二九	メスジピン
二九二三・二九	メタニキシン
二九二三・二九	メタジド
二九二三・二九	メタゾシン
二九二三・二九	メタニアジド
二九二三・二九	メチルフェニデート
二九二三・二九	メチピロクス
二九二三・二九	メチラポン
二九二三・二九	メチリジン
二九二三・二九	メザコプリド
二九二三・二九	ミシュカート
二九二三・二九	ミダグリゾール
二九二三・二九	ミダグリトール
二九二三・二九	ミレンペロン
二九二三・二九	ミルリノン
二九二三・二九	ミルベリン
二九二三・二九	ミンドジロール
二九二三・二九	ミンドペロン
二九二三・二九	塩化ミリピリウム
二九二三・二九	モダリン
二九二三・二九	モデカイニド
二九二三・二九	モジバファント
二九二三・二九	モペロン
二九二三・二九	モサプラミン
二九二三・二九	モキサゾシン

二九二三・二九	ミファドール
二九二三・二九	ナジフロキサシン
二九二三・二九	ナノフィン
二九二三・二九	ネビナロン
二九二三・二九	ニアラミド
二九二三・二九	ニカメタート
二九二三・二九	ニカラペン
二九二三・二九	ニカルジピン
二九二三・二九	ニセリトロール
二九二三・二九	ニコボキシル
二九二三・二九	ニコクロナート
二九二三・二九	ニコフィブラート
二九二三・二九	ニコゴレラート
二九二三・二九	ニコモール
二九二三・二九	ニコランジル
二九二三・二九	ニコチアゾン
二九二三・二九	ニコキサマト
二九二三・二九	ニクチンドール
二九二三・二九	ニフェジピン
二九二三・二九	ニフルム酸
二九二三・二九	ニグルジピン
二九二三・二九	ニケタミド
二九二三・二九	ニルジピン
二九二三・二九	ニルバジピン
二九二三・二九	ニモジピン
二九二三・二九	ニオメタシン
二九二三・二九	ニプロファゾン
二九二三・二九	ニソルジピン
二九二三・二九	ニトレンジピン
二九二三・二九	ニキシル酸
二九二三・二九	ノメリジン
二九二三・二九	ノルピパノン
二九二三・二九	ヌベンゼピン
二九二三・二九	塩化オピドキシム
二九二三・二九	オクフェンタニル
二九二三・二九	オクタピノール
二九二三・二九	オクテニジン
二九二三・二九	オホルニン
二九二三・二九	オメプラゾール
二九二三・二九	オピニアジド
二九二三・二九	オチンゼピド
二九二三・二九	オキシニアク酸
二九二三・二九	オキシペロミド
二九二三・二九	オキシラミド
二九二三・二九	オキシラン
二九二三・二九	オクスフェネリジン
二九二三・二九	オキシクリピン

二九二三・二九	パロニジピン
二九二三・二九	パンコプリド
二九二三・二九	臭化パンクロニウム
二九二三・二九	パニダゾール
二九二三・二九	パンテニカート
二九二三・二九	パントプラゾール
二九二三・二九	パヌラミン
二九二三・二九	臭化パラベンゾラート
二九二三・二九	パリドカイン
二九二三・二九	パシニアジド
二九二三・二九	ペメリド
二九二三・二九	ペンピジン
二九二三・二九	ペンフルリドール
二九二三・二九	ペンタピペリド
二九二三・二九	メチル硫酸ペンタピペリウム
二九二三・二九	ペンタゾシン
二九二三・二九	ペンチソミド
二九二三・二九	ペラスチン
二九二三・二九	ペルホメジル
二九二三・二九	ペルヘキシリン
二九二三・二九	ペチジン
二九二三・二九	フェナンプロミド
二九二三・二九	フェナゾシン
二九二三・二九	フェナゾピリジン
二九二三・二九	フェンシクリジン
二九二三・二九	フェネリジン
二九二三・二九	フェニラミン
二九二三・二九	フェノペリジン
二九二三・二九	ピパキシジン
二九二三・二九	ピガフィブラート
二九二三・二九	ピセナドール
二九二三・二九	ピコペンジド
二九二三・二九	ピコドララジン
二九二三・二九	ピコラミン
二九二三・二九	ピコノール
二九二三・二九	ピコペリン
二九二三・二九	ピコプラゾール
二九二三・二九	ピコトリン
二九二三・二九	ピクノテロール
二九二三・二九	ピフェナート
二九二三・二九	ピホキシム
二九二三・二九	ピケトプロフェン
二九二三・二九	ピメクロン
二九二三・二九	ピメタシン
二九二三・二九	ピメチン
二九二三・二九	ピメトレミド
二九二三・二九	ピミノジン

二九二三・二九	ピモニアゾール
二九二三・二九	ピモジド
二九二三・二九	ピナシジル
二九二三・二九	ピノールカイン
二九二三・二九	ピバンペロン
二九二三・二九	臭化ピペンゾラート
二九二三・二九	ピペリドレート
二九二三・二九	ピペロカイン
二九二三・二九	ピペリロン
二九二三・二九	ピペタナート
二九二三・二九	ピポクタノン
二九二三・二九	ピポキシジン
二九二三・二九	ピプラジマドール
二九二三・二九	ピプラドロール
二九二三・二九	ピプラマドール
二九二三・二九	よう化ピプロクラリウム
二九二三・二九	ピルプテロール
二九二三・二九	臭化ピルドニウム
二九二三・二九	ピリドカイン
二九二三・二九	ピリドキシラート
二九二三・二九	ピリドロン酸
二九二三・二九	ピリフィブラート
二九二三・二九	ピリニダゾール
二九二三・二九	ピリスタノール
二九二三・二九	ピリトラミド
二九二三・二九	ピルメノール
二九二三・二九	ピログビル
二九二三・二九	ピロキシモン
二九二三・二九	ピロザジル
二九二三・二九	ピルテニジン
二九二三・二九	ピトフェノン
二九二三・二九	ピツキサート
二九二三・二九	よう化プラリドキシム
二九二三・二九	プラニジピン
二九二三・二九	プレクラモール
二九二三・二九	プリペカイン
二九二三・二九	プリデペロン
二九二三・二九	プリジノール
二九二三・二九	プリマペロン
二九二三・二九	プリソチノール
二九二三・二九	プロジピン
二九二三・二九	プロペリジン
二九二三・二九	プロピネチジン
二九二三・二九	プロピカイン
二九二三・二九	プロピラム
二九二三・二九	プロピベリン
二九二三・二九	プロピリオドン

二九二三・二九	プロピベロン
二九二三・二九	プロチオナミド
二九二三・二九	ピリカルバート
二九二三・二九	臭化ピリドスチグミン
二九二三・二九	ピリノリン
二九二三・二九	ピリチオン亜鉛
二九二三・二九	ピリチノール
二九二三・二九	ビタミン
二九二三・二九	クァダゾシン
二九二三・二九	キフェナジン
二九二三・二九	臭化キヌクリウム
二九二三・二九	キヌプラミン
二九二三・二九	ラベプラゾール
二九二三・二九	レミフェンタニル
二九二三・二九	レンザプリド
二九二三・二九	レバグリニド
二九二三・二九	リドグレル
二九二三・二九	リロピロクス
二九二三・二九	リミテロール
二九二三・二九	リオジピン
二九二三・二九	リセドロン酸
二九二三・二九	リスペンゼピン
二九二三・二九	リスチアノール
二九二三・二九	ログレチミド
二九二三・二九	ロニフィブラート
二九二三・二九	ロピトイン
二九二三・二九	ロピバカイン
二九二三・二九	ロトキサミン
二九二三・二九	ロキサチジン
二九二三・二九	ロキシンドール
二九二三・二九	ロキソベロン
二九二三・二九	サフィロユル
二九二三・二九	サリナジド
二九二三・二九	サメリジン
二九二三・二九	サンピルチン
二九二三・二九	セルホテル
二九二三・二九	セキフェナジン
二九二三・二九	セルチンドール
二九二三・二九	シボピルジン
二九二三・二九	ピコホスファードナトリウム
二九二三・二九	ピコスルファートナトリウム
二九二三・二九	ソルピニカート
二九二三・二九	スピペロン
二九二三・二九	スピラミド
二九二三・二九	スピルゲチン
二九二三・二九	スピリレン
二九二三・二九	よう化スチルバジウム

二九二三・二九	スホチジン
二九二三・二九	スキセメリド
二九二三・二九	タミチノール
二九二三・二九	テジサミル
二九二三・二九	テフェンペラート
二九二三・二九	テルジピン
二九二三・二九	チピリンドール
二九二三・二九	チルフェナジン
二九二三・二九	チブル酸
二九二三・二九	チカルボジン
二九二三・二九	チミペロン
二九二三・二九	チモプラゾール
二九二三・二九	トルパドール
二九二三・二九	トルペリゾン
二九二三・二九	トルブロニン
二九二三・二九	トナゾシン
二九二三・二九	トランスカイニド
二九二三・二九	トラゾロプリド
二九二三・二九	トレフェンタニル
二九二三・二九	トリフロシン
二九二三・二九	トリフルペリドール
二九二三・二九	トリヘキシフェニジル
二九二三・二九	臭化トリメドキシム
二九二三・二九	トリメペリジン
二九二三・二九	トリメタミド
二九二三・二九	トリメチジニウムメトスルファート
二九二三・二九	トリベレナミン
二九二三・二九	トリプロリジン
二九二三・二九	トロピカミド
二九二三・二九	トロキシピド
二九二三・二九	ようか化トルキシピクリウム
二九二三・二九	ウフィプラゾール
二九二三・二九	バドカイン
二九二三・二九	バミカミド
二九二三・二九	バピプロスト
二九二三・二九	臭化ベクロニウム
二九二三・二九	ベラジド
二九二三・二九	ボラゾシン
二九二三・二九	ザピシプリル
二九二三・二九	ザピシプリラト
二九二三・二九	ザコプリド
二九二三・二九	ジメルジン
二九二三・二九	ジンドトリン
二九二三・四〇	アバノキル
二九二三・四〇	アセキノリン
二九二三・四〇	アクチノキノール
二九二三・四〇	アミノキノール

二九三二・四〇	アミノキヌリド
二九三二・四〇	アミキンシン
二九三二・四〇	アモジアキン
二九三二・四〇	アモピロキン
二九三二・四〇	アムキナート
二九三二・四〇	ベシル酸アトラクリウム
二九三二・四〇	ベンゾキシキン
二九三二・四〇	ピンフロキサシン
二九三二・四〇	ピソプリン
二九三二・四〇	プレキナル
二九三二・四〇	プロキナルドール
二九三二・四〇	プロキサルジン
二九三二・四〇	プロキシキノリン
二九三二・四〇	プキノラート
二九三二・四〇	ブトルファノール
二九三二・四〇	カルバゾシン
二九三二・四〇	セテフロキサシン
二九三二・四〇	クロロキン
二九三二・四〇	クロルキナルドール
二九三二・四〇	シカルベロン
二九三二・四〇	シンコカイン
二九三二・四〇	シンコフェン
二九三二・四〇	シプレファドール
二九三二・四〇	シプロキナート
二九三二・四〇	クラモキシキン
二九三二・四〇	グレトキン
二九三二・四〇	クリミクアリン
二九三二・四〇	クリナフロキサシン
二九三二・四〇	クリオキノール
二九三二・四〇	クロフェベリン
二九三二・四〇	クロキナート
二九三二・四〇	クロキシキン
二九三二・四〇	クプロキソリン
二九三二・四〇	デプリソキン
二九三二・四〇	デコキナート
二九三二・四〇	塩化デカリニウム
二九三二・四〇	デキストロノートルファン
二九三二・四〇	デキストロルファン
二九三二・四〇	ジクロフェンシン
二九三二・四〇	ジヨードヒドロキシキノリン
二九三二・四〇	ジモキシリン
二九三二・四〇	ジゾシルピン
二九三二・四〇	塩化ドキサクリウム
二九三二・四〇	ドロタベリン
二九三二・四〇	ドロナバノール
二九三二・四〇	エスプロキン
二九三二・四〇	エタベリン

二九三二・四〇	ファモチン
二九三二・四〇	フロクタフェニン
二九三二・四〇	フロリフェニン
二九三二・四〇	フロセキナン
二九三二・四〇	グラフェニン
二九三二・四〇	グアニソキン
二九三二・四〇	塩化ヘタキニウム
二九三二・四〇	ヒドロキシクロキン
二九三二・四〇	イキンダミン
二九三二・四〇	イルロキサシン
二九三二・四〇	イソチキミド
二九三二・四〇	イトロカイニド
二九三二・四〇	イボクアリン
二九三二・四〇	ケトルファノール
二九三二・四〇	メチル硫酸ラウアキシウム
二九三二・四〇	酢酸ラウロリニウム
二九三二・四〇	レニキンシン
二九三二・四〇	レバロルファン
二九三二・四〇	レボメソルファン
二九三二・四〇	レボフェナシルモルファン
二九三二・四〇	レボルファノール
二九三二・四〇	メピキン
二九三二・四〇	メフロキン
二九三二・四〇	メモチン
二九三二・四〇	メラフロキサシン
二九三二・四〇	メトホリン
二九三二・四〇	塩化ミバクリウム
二九三二・四〇	モエキシプリル
二九三二・四〇	モエキシプリラト
二九三二・四〇	モキサベリン
二九三二・四〇	ネオシンコフェン
二九三二・四〇	ネキナート
二九三二・四〇	ニカフェニン
二九三二・四〇	ニカイノプロール
二九三二・四〇	ニセベリン
二九三二・四〇	ニトロキソリン
二九三二・四〇	ノミフェンシン
二九三二・四〇	ノルレボルファノール
二九三二・四〇	オクタベリン
二九三二・四〇	オキサムニキン
二九三二・四〇	オキシシンコフェン
二九三二・四〇	パマキン
二九三二・四〇	パパベロリン
二九三二・四〇	ペンタキン
二九三二・四〇	フェノモルファン
二九三二・四〇	ピペクアリン
二九三二・四〇	プリマキン

二九二三・四〇	ブロキノラート
二九二三・四〇	塩化ビルビニウム
二九二三・四〇	キナカイノール
二九二三・四〇	キナルジンブルー
二九二三・四〇	キナプリル
二九二三・四〇	キナプリラト
二九二三・四〇	キンアカミン
二九二三・四〇	キネタラート
二九二三・四〇	キニソカイン
二九二三・四〇	キノシド
二九二三・四〇	キンプレナリン
二九二三・四〇	キンチオホス
二九二三・四〇	ラセメソルファン
二九二三・四〇	ラセモルファン
二九二三・四〇	ロソキサシン
二九二三・四〇	サキナビル
二九二三・四〇	ソキノロール
二九二三・四〇	テプキン
二九二三・四〇	テルペキニル
二九二三・四〇	チルプロキノール
二九二三・四〇	チリキノール
二九二三・四〇	チキナミド
二九二三・四〇	チソクォン
二九二三・四〇	トシル酸トレチニウム
二九二三・四〇	トレトキノール
二九二三・四〇	ベラドリン
二九二三・四〇	ベルカスト
二九二三・四〇	ピクアリン
二九二三・五一	アロバルビタール
二九二三・五一	アモバルビタール
二九二三・五一	アプロバルビタール
二九二三・五一	バルペキサクロン
二九二三・五一	バルビタール
二九二三・五一	バルビタールナトリウム
二九二三・五一	ベンゾバルビタール
二九二三・五一	ブラロバルビタール
二九二三・五一	ブコローム
二九二三・五一	ブタルビタール
二九二三・五一	カルプバルプ
二九二三・五一	シクロバルビタール
二九二三・五一	ジフェバルバマート
二九二三・五一	エテロバルプ
二九二三・五一	ヘプタバルプ
二九二三・五一	ヘキソバルビタール
二九二三・五一	メタルビタール
二九二三・五一	メチツラール
二九二三・五一	メトヘキシタール

二九二三・五一	メチルフェノバルビタール
二九二三・五一	ネアルバルビタール
二九二三・五一	ペントバルビタール
二九二三・五一	フェノバルビタール
二九二三・五一	フェノバルビタールナトリウム
二九二三・五一	フェタルビタール
二九二三・五一	ブラジトン
二九二三・五一	ブロバルビタールナトリウム
二九二三・五一	ブロキシバルバール
二九二三・五一	セクブタバルビタール
二九二三・五一	セコバルビタール
二九二三・五一	タルブタール
二九二三・五一	テトラバルビタール
二九二三・五一	チアルバルビタール
二九二三・五一	チオペンタールナトリウム
二九二三・五一	チオチトラバルビタール
二九二三・五一	ビンバルビタール
二九二三・五一	ビニルビタール
二九二三・五一	アカプラジン
二九二三・五一	アセチアミン
二九二三・五一	アシクロビル
二九二三・五一	アシテマート
二九二三・五一	アクチソミド
二九二三・五一	アジチレン
二九二三・五一	アジトプリム
二九二三・五一	アフロクァロン
二九二三・五一	アロプリノール
二九二三・五一	アルベルチン
二九二三・五一	アルクンセリン
二九二三・五一	アミフロキサシン
二九二三・五一	アミノメトラジン
二九二三・五一	アミノプテリンナトリウム
二九二三・五一	アミソメトラジン
二九二三・五一	アモカルジン
二九二三・五一	アンペロジド
二九二三・五一	アンプロリウム
二九二三・五一	アンピリミン
二九二三・五一	アナグレリド
二九二三・五一	アニソピロール
二九二三・五一	アントラフェニン
二九二三・五一	アプタザピン
二九二三・五一	アロニキシル
二九二三・五一	アルプリノシド
二九二三・五一	アテピルジン
二九二三・五一	アチプロシン
二九二三・五一	アザペロン
二九二三・五一	アザニダゾール

二九三二・五九	アザペロン
二九三二・五九	アザプロシン
二九三二・五九	アザキンゾール
二九三二・五九	アザチオプリン
二九三二・五九	バキロプリム
二九三二・五九	バテラピン
二九三二・五九	ベラリジン
二九三二・五九	ベマリノン
二九三二・五九	ベミトラジン
二九三二・五九	ベンテリジン
二九三二・五九	ベンフォチアミン
二九三二・五九	ベンチアミン
二九三二・五九	ベンチピミン
二九三二・五九	ビフェプロフェン
二九三二・五九	ビニゾプラスト
二九三二・五九	ビスベンチアミン
二九三二・五九	ブリンドキシム
二九三二・五九	ブロジモプリム
二九三二・五九	ブロピリミン
二九三二・五九	ブカイニド
二九三二・五九	ブシクロピル
二九三二・五九	ブクリジン
二九三二・五九	ブメピジル
二九三二・五九	ブナゾシン
二九三二・五九	ブキネラン
二九三二・五九	ブキチリン
二九三二・五九	ブスピロン
二九三二・五九	ブタンセリン
二九三二・五九	ブテリジン
二九三二・五九	ブタリタールナトリウム
二九三二・五九	レボホリン酸カルシウム
二九三二・五九	カルモフール
二九三二・五九	カルサトリン
二九三二・五九	セチリジン
二九三二・五九	クロルベンゾキサミン
二九三二・五九	クロルシクリジン
二九三二・五九	シアピロム
二九三二・五九	シクラジンドール
二九三二・五九	シラドパ
二九三二・五九	シルトプラジン
二九三二・五九	シネパゼト
二九三二・五九	シネパズ酸
二九三二・五九	シネパジド
二九三二・五九	シンナリジン
二九三二・五九	クロフィブル酸シンナリジン
二九三二・五九	シンプラゾール
二九三二・五九	シンプロパジド

二九三二・五九	シタペロン
二九三二・五九	シプロフロキサシン
二九三二・五九	シプロクアゾン
二九三二・五九	クロシニジン
二九三二・五九	クロベリドン
二九三二・五九	クロロクアロン
二九三二・五九	クロザピン
二九三二・五九	シクリジン
二九三二・五九	ダノフロキサシン
二九三二・五九	ダピプラゾール
二九三二・五九	デクロキシジン
二九三二・五九	デルファプラジン
二九三二・五九	デスシクロピル
二九三二・五九	デキスラノキサン
二九三二・五九	ジアベリジン
二九三二・五九	ジアジノン
二九三二・五九	塩化ジプロスピジウム
二九三二・五九	ジエチルカルバマジン
二九三二・五九	ジフロキサシン
二九三二・五九	ジフルアナジン
二九三二・五九	ジメトリジン
二九三二・五九	ジプロクアロン
二九三二・五九	ジピリダモール
二九三二・五九	ジパプロン
二九三二・五九	ドクアラスト
二九三二・五九	ドラフラジン
二九三二・五九	ドロプロピジン
二九三二・五九	エダトレキサート
二九三二・五九	エルバニジン
二九三二・五九	エルジベリン
二九三二・五九	エミチフル
二九三二・五九	エナザドレム
二九三二・五九	エンシプラジン
二九三二・五九	エノキサシン
二九三二・五九	エンヒプラゾール
二九三二・五九	エンロフロキサシン
二九三二・五九	エピリゾール
二九三二・五九	エピロプリム
二九三二・五九	エプラジノン
二九三二・五九	エプロジノール
二九三二・五九	エプシプランテル
二九三二・五九	エサプラゾール
二九三二・五九	エクアロン
二九三二・五九	エトロキシジン
二九三二・五九	エトペリドン
二九三二・五九	ファムシクロピル
二九三二・五九	フェバルバマート

二九三三・五九	フェブペリン
二九三三・五九	フェナペロン
二九三三・五九	フェネトラジル
二九三三・五九	フェンブリナスト
二九三三・五九	フェニリポール
二九三三・五九	フレロキサシン
二九三三・五九	フロトレニジン
二九三三・五九	フルアニソン
二九三三・五九	フルシプラジン
二九三三・五九	フルシトシン
二九三三・五九	フルナリジン
二九三三・五九	フルオロウラシル
二九三三・五九	フルペルラピン
二九三三・五九	フルプラジン
二九三三・五九	フルブロクァゾン
二九三三・五九	フルクァゾン
二九三三・五九	フラプロフェン
二九三三・五九	ガンシクロビル
二九三三・五九	ゲピロン
二九三三・五九	グレパフロキサシン
二九三三・五九	ハロフギノン
二九三三・五九	ヘキセチジン
二九三三・五九	メチル硫酸ヘキソシクリウム
二九三三・五九	ホキジル
二九三三・五九	ヒドロキシジン
二九三三・五九	イデナスト
二九三三・五九	イマニキシル
二九三三・五九	イミノフェニド
二九三三・五九	インバカルジン
二九三三・五九	ヨードチオウラシル
二九三三・五九	イペキシジン
二九三三・五九	イプロジラミン
二九三三・五九	イリンダロン
二九三三・五九	イサキソニン
二九三三・五九	ケタンセリン
二九三三・五九	ケトトレキサート
二九三三・五九	レリセトロン
二九三三・五九	レソピトロン
二九三三・五九	レボドロプロピジン
二九三三・五九	リドフラジン
二九三三・五九	リファリジン
二九三三・五九	リキサジノン
二九三三・五九	ロプロフェン
二九三三・五九	ロジニキシル
二九三三・五九	ロメフロキサシン
二九三三・五九	ロメリジン
二九三三・五九	ロメトレキソール

二九三三・五九	ロプラゾラム
二九三三・五九	ロルシナドール
二九三三・五九	ロルピラゾール
二九三三・五九	ロスラジン
二九三三・五九	マホプラジン
二九三三・五九	マニジピン
二九三三・五九	メクロカロン
二九三三・五九	メクロジン
二九三三・五九	メフェクロラジン
二九三三・五九	メルキナスト
二九三三・五九	メピプラゾール
二九三三・五九	メルカプトプリン
二九三三・五九	メタカロン
二九三三・五九	メトトレキサート
二九三三・五九	メチルチオウラシル
二九三三・五九	メチオプリム
二九三三・五九	メトレンペロン
二九三三・五九	メジラミン
二九三三・五九	ミアンセリン
二九三三・五九	ミリペルチン
二九三三・五九	ミノキシジル
二九三三・五九	ミオフラジン
二九三三・五九	ミルタザピン
二九三三・五九	ミソプラスチン
二九三三・五九	モペンゾキサミン
二九三三・五九	モシプラジン
二九三三・五九	モピダモール
二九三三・五九	モキシプラキン
二九三三・五九	モキソニジン
二九三三・五九	ナフィペリン
二九三三・五九	ナフトピジル
二九三三・五九	ネファゾドン
二九三三・五九	ネルダゾシン
二九三三・五九	ニアプラジン
二九三三・五九	ニルプラゾール
二九三三・五九	ニムスチン
二九三三・五九	ニトラクアゾン
二九三三・五九	ノナピリミン
二九三三・五九	ノルフロキサシン
二九三三・五九	ノルフロキサシンスクシニル
二九三三・五九	ノサンチン
二九三三・五九	オピプラモール
二九三三・五九	オラザミド
二九三三・五九	オルピフロキサシン
二九三三・五九	オルメトプリム
二九三三・五九	オロチン酸
二九三三・五九	オロチレリン

二九三二・五九　オキサンテル
二九三二・五九　オキサトミド
二九三二・五九　オキシブリノール
二九三二・五九　オキシペルチン
二九三二・五九　オキシフェンサイクリミン
二九三二・五九　ペフロキサシン
二九三二・五九　ペランセリン
二九三二・五九　ペルリノン
二九三二・五九　ペミロラスト
二九三二・五九　ペンシクロピル
二九三二・五九　ペラクロポン
二九三二・五九　ペラドキシム
二九三二・五九　ペラフェンシン
二九三二・五九　ペラキンシン
二九三二・五九　ペルラピン
二九三二・五九　ペキサンテル
二九三二・五九　ピペラリン
二九三二・五九　ピクロバスチン
二九三二・五九　ピクロキシジン
二九三二・五九　ピペブゾン
二九三二・五九　臭化ピペクロニウム
二九三二・五九　ピペミド酸
二九三二・五九　ピペラミド
二九三二・五九　エテト酸ピペラジンカルシウム
二九三二・五九　ピボブロマン
二九三二・五九　ピボスルファン
二九三二・五九　ピブラテコール
二九三二・五九　ピキジル
二九三二・五九　ピレンペロン
二九三二・五九　ピレンゼピン
二九三二・五九　ピレボロール
二九三二・五九　ピリニクス酸
二九三二・五九　ピリニキシル
二九三二・五九　ピリクアロン
二九三二・五九　ピリトレキシム
二九三二・五九　ピルリンドール
二九三二・五九　ピロラート
二九三二・五九　ピロラザミド
二九三二・五九　ピロミド酸
二九三二・五九　ピルキノゾール
二九三二・五九　ブラジカンテル
二九三二・五九　ブリミドロール
二九三二・五九　ブリノキゾダン
二九三二・五九　プログルメタシン
二九三二・五九　プロピルチオウラシル
二九三二・五九　プロクアゾン
二九三二・五九　臭化プロスピジウム

二九三二・五九　ブミテパ
二九三二・五九　ピリメタミン
二九三二・五九　ピリミタート
二九三二・五九　臭化ピリチジウム
二九三二・五九　クアジノン
二九三二・五九　グアゾジン
二九三二・五九　キナゾシン
二九三二・五九　キネロラン
二九三二・五九　キネザミド
二九三二・五九　キベジン
二九三二・五九　ラノラジン
二九三二・五九　ラノキサン
二九三二・五九　レベナスト
二九三二・五九　レピジノン
二九三二・五九　リバミノール
二九三二・五九　リラピン
二九三二・五九　メチル硫酸リマゾリウム
二九三二・五九　リムカゾール
二九三二・五九　リモプロギン
二九三二・五九　ロシクロピル
二九三二・五九　ロフェロジン
二九三二・五九　ロピジン
二九三二・五九　ロピジン
二九三二・五九　サプロプテリン
二九三二・五九　サラフロキサシン
二九三二・五九　セガン・セリン
二九三二・五九　セラザピン
二九三二・五九　シファプラジン
二九三二・五九　シメトリド
二九三二・五九　ソブゾキサン
二九三二・五九　スパルフロキサシン
二九三二・五九　スルプチアミン
二九三二・五九　スナグレル
二九三二・五九　タルメトプリム
二九三二・五九　タモラリジン
二九三二・五九　タンドスピロン
二九三二・五九　タスルジン
二九三二・五九　テフルダジン
二九三二・五九　テマフロキサシン
二九三二・五九　ティラスチン
二九三二・五九　テルシプラジン
二九三二・五九　テロキサレン
二九三二・五九　テトロキソプリム
二九三二・五九　トンジルアミン
二九三二・五九　チアクリラスト
二九三二・五九　チアミプリン
二九三二・五九　チオグアニン

二九三二・五九	チオペリドン
二九三二・五九	チリラザド
二九三二・五九	チソプリン
二九三二・五九	トリミドン
二九三二・五九	トルナペルシン
二九三二・五九	トルピプラゾール
二九三二・五九	臭化トンゾニウム
二九三二・五九	トプリリジン
二九三二・五九	トラピジル
二九三二・五九	トラジチリン
二九三二・五九	トラゾドン
二九三二・五九	トレルナリジン
二九三二・五九	トレニジン
二九三二・五九	トレキンシン
二九三二・五九	トリアンピジン
二九三二・五九	トリアムテレン
二九三二・五九	トリクロフェノールピペラジン
二九三二・五九	トリマゾシン
二九三二・五九	トリメタジジン
二九三二・五九	トリメトプリム
二九三二・五九	トリメトレキサート
二九三二・五九	ウメスピロン
二九三二・五九	ウラムスチン
二九三二・五九	ウラピジル
二九三二・五九	バラシクロビル
二九三二・五九	バネプリム
二九三二・五九	パノキセリン
二九三二・五九	ペプフロキサシン
二九三二・五九	ペロフィリン
二九三二・五九	ピンチアモール
二九三二・五九	ザロスピロン
二九三二・五九	ザプリナスト
二九三二・五九	ゼナレスタット
二九三二・五九	ジペプロール
二九三二・五九	ゾレンゼピン
二九三二・五九	ゾレルチン
二九三二・五九	ゾピクロン
二九三二・六九	アルミトリン
二九三二・六九	アルトレタミン
二九三二・六九	アマノジン
二九三二・六九	アニトラザフェン
二九三二・六九	クロラザニル
二九三二・六九	クラズリル
二九三二・六九	クロシグアニル
二九三二・六九	エンボン酸シクロクアニル
二九三二・六九	シロマジン
二九三二・六九	ジクラズリル

二九三二・六九	ジザトリホン
二九三二・六九	イルソグラジン
二九三二・六九	ラモトリギン
二九三二・六九	レトラズリル
二九三二・六九	メラドラジン
二九三二・六九	メラルソミン
二九三二・六九	メトラジホン
二九三二・六九	オキソナジン
二九三二・六九	パラトリギン
二九三二・六九	スピラジン
二九三二・六九	スラズリル
二九三二・六九	シムクロセン
二九三二・六九	チアズリル
二九三二・六九	トルトラズリル
二九三二・六九	トレタミン
二九三二・六九	トロクロセンカリウム
二九三二・七九	アジベンダン
二九三二・七九	アドソピン
二九三二・七九	アロセトロン
二九三二・七九	アメダリン
二九三二・七九	アンフェニドン
二九三二・七九	アムリノン
二九三二・七九	アニラセタム
二九三二・七九	ベナゼプリル
二九三二・七九	ベナゼプリラト
二九三二・七九	ボメトロール
二九三二・七九	ブレホナロール
二九三二・七九	カルテオロール
二九三二・七九	セパラセタム
二九三二・七九	シクロピロクス
二九三二・七九	シロプラジン
二九三二・七九	シロスタミド
二九三二・七九	シロスタゾール
二九三二・七九	クロバザム
二九三二・七九	コフィサチン
二九三二・七九	クリルバスタチン
二九三二・七九	ダニキドン
二九三二・七九	ダレンゼピン
二九三二・七九	デキシンドプロフェン
二九三二・七九	デザグアニン
二九三二・七九	ジミラセタム
二九三二・七九	ドリラセタム
二九三二・七九	ドラキノロール
二九三二・七九	デュプラセタム
二九三二・七九	エクゼピン
二九三二・七九	エチピコン
二九三二・七九	エチラセタム

二九三三・七九	エトミドリン
二九三三・七九	ファリバミル
二九三三・七九	ファントリドン
二九三三・七九	フェリピリン
二九三三・七九	フィナステリド
二九三三・七九	フルカルバリル
二九三三・七九	イムラゼタム
二九三三・七九	インドプフェン
二九三三・七九	インドリダン
二九三三・七九	インドプロフェン
二九三三・七九	イオリドン酸
二九三三・七九	ラウロカプラム
二九三三・七九	レベチラセタム
二九三三・七九	リベンザリル
二九三三・七九	リダンセリン
二九三三・七九	リノピルジン
二九三三・七九	ルロセトロン
二九三三・七九	メドリノン
二九三三・七九	メチアリロン
二九三三・七九	メチサゾン
二九三三・七九	ナンテリノン
二九三三・七九	ネプラセタム
二九三三・七九	ネフィラセタム
二九三三・七九	ニコヲセタム
二九三三・七九	ノフェカイニド
二九三三・七九	ノナチムリン
二九三三・七九	オミドリン
二九三三・七九	オキシラセタム
二九三三・七九	オキシフェニサチン
二九三三・七九	ピドベンゾン
二九三三・七九	ピドラセタモール
二九三三・七九	ピドール酸
二九三三・七九	ピラセタム
二九三三・七九	ピラキセラート
二九三三・七九	ピルフェニドン
二九三三・七九	ピロクトン
二九三三・七九	ピロドマスト
二九三三・七九	プラミラセタム
二九三三・七九	プリミドン
二九三三・七九	プロカテロール
二九三三・七九	ピリチルジオン
二九三三・七九	キノトラスト
二九三三・七九	ラゾバザム
二九三三・七九	レバミピド
二九三三・七九	ロリシプリン
二九三三・七九	ロリプラム
二九三三・七九	ロルジラセタム

二九三三・七九	ロピニロール
二九三三・七九	ロキニメクス
二九三三・七九	サテリノン
二九三三・七九	セグリチド
二九三三・七九	セルプラジン
二九三三・七九	スリサチン
二九三三・七九	テプロチド
二九三三・七九	チリソロール
二九三三・七九	トリフルバザム
二九三三・七九	ツロステリド
二九三三・七九	ウピシンジン
二九三三・七九	ベスナリノン
二九三三・七九	ザテプラジン
二九三三・七九	ゾメバザム
二九三三・九〇	アベカルニル
二九三三・九〇	アセメタシン
二九三三・九〇	アセトリプチン
二九三三・九〇	アシビモクス
二九三三・九〇	アコダゾール
二九三三・九〇	アクリドレクス
二九三三・九〇	アクリソルシン
二九三三・九〇	アジモロール
二九三三・九〇	アジナゾラム
二九三三・九〇	アガノジン
二九三三・九〇	アラセプリル
二九三三・九〇	アルベンダゾール
二九三三・九〇	アルベンダゾールオキシド
二九三三・九〇	アリザプリド
二九三三・九〇	アロラセタム
二九三三・九〇	アルピダム
二九三三・九〇	アルプラゾラム
二九三三・九〇	アルチコナゾール
二九三三・九〇	アメゼピン
二九三三・九〇	メチル硫酸アメジニウム
二九三三・九〇	アンホテル酸
二九三三・九〇	アミシポン
二九三三・九〇	アミロリド
二九三三・九〇	アミンドカート
二九三三・九〇	アミノアクリジン
二九三三・九〇	アミピゾン
二九三三・九〇	アミスルプリド
二九三三・九〇	アミキセトリン
二九三三・九〇	アモガストリン
二九三三・九〇	アンピジン
二九三三・九〇	アムトルメチングアシル
二九三三・九〇	アンドラスト
二九三三・九〇	アニロパム

二九二三・九〇	アニロラク
二九二三・九〇	アプトカイン
二九二三・九〇	アルフェンダザム
二九二三・九〇	アルギプレシン
二九二三・九〇	アソカイノール
二九二三・九〇	アザムリン
二九二三・九〇	アザプロパゾン
二九二三・九〇	アゼラスチン
二九二三・九〇	アゼピンドール
二九二三・九〇	アジメキソン
二九二三・九〇	アジンタミド
二九二三・九〇	アジプラミン
二九二三・九〇	バマルゾール
二九二三・九〇	ベナフェントリン
二九二三・九〇	ベンダムスチン
二九二三・九〇	ベンダザック
二九二三・九〇	ベンダゾール
二九二三・九〇	ベンヘパゾン
二九二三・九〇	ベノリジム
二九二三・九〇	臭化ベンジロニウム
二九二三・九〇	ベンゾアパ
二九二三・九〇	臭化ベンゾピロニウム
二九二三・九〇	ベンゾトリプト
二九二三・九〇	ベンズキナミド
二九二三・九〇	ベンジダミン
二九二三・九〇	ベプリジル
二九二三・九〇	ピクロフィブラート
二九二三・九〇	ピンダリット
二九二三・九〇	ピネグリン
二九二三・九〇	ヒリベロン
二九二三・九〇	ビスベンダゾール
二九二三・九〇	ビゼレシン
二九二三・九〇	ボピンドロール
二九二三・九〇	ボチアクリン
二九二三・九〇	ボキシジン
二九二三・九〇	ブレクゼニル
二九二三・九〇	ブリナザロン
二九二三・九〇	ブロメチナミン
二九二三・九〇	ブシンドロール
二九二三・九〇	ブクリカイン
二九二三・九〇	ブドララジン
二九二三・九〇	ブフロメジル
二九二三・九〇	ブフロリン
二九二三・九〇	ブメカイン
二九二三・九〇	ブメトリゾール
二九二三・九〇	ブロジリン

二九二三・九〇	ブタクラモール
二九二三・九〇	ブチノリン
二九二三・九〇	ブセピドメチオジド
二九二三・九〇	カドララジン
二九二三・九〇	カルテリドール
二九二三・九〇	カマゼパム
二九二三・九〇	カミベリン
二九二三・九〇	カプトプリル
二九二三・九〇	カラゾロール
二九二三・九〇	カルバドクス
二九二三・九〇	カルバマゼピン
二九二三・九〇	カルバゾクロム
二九二三・九〇	スルホン酸カルバゾクロムナトリウム
二九二三・九〇	カルボコン
二九二三・九〇	カルプラゼパム
二九二三・九〇	カルゲトシン
二九二三・九〇	カルマンタジン
二九二三・九〇	カロベリン
二九二三・九〇	カルビンドロール
二九二三・九〇	カルプロフェン
二九二三・九〇	カルタゾラート
二九二三・九〇	カルベジロール
二九二三・九〇	セロナプリル
二九二三・九〇	セルレチド
二九二三・九〇	セトヘキサジン
二九二三・九〇	クロルジアゼポキシド
二九二三・九〇	塩化クロリソンダミン
二九二三・九〇	クロルミダゾール
二九二三・九〇	シアドクス
二九二三・九〇	シアノプラミン
二九二三・九〇	シクリンドール
二九二三・九〇	シクロベンダゾール
二九二三・九〇	シクロプラミン
二九二三・九〇	シクロスポリン
二九二三・九〇	シラザプリル
二九二三・九〇	シラザプリラト
二九二三・九〇	シンメタジン
二九二三・九〇	シンノペンダゾン
二九二三・九〇	シノクトラミド
二九二三・九〇	シノラゼパム
二九二三・九〇	シノキドクス
二九二三・九〇	シプラファミド
二九二三・九〇	クラゾラム
二九二三・九〇	クレマスチン
二九二三・九〇	クレミゾール
二九二三・九〇	クレンピリン

二九三三・九〇	クリマゾラム
二九三三・九〇	クロペンゼパム
二九三三・九〇	クロダゾン
二九三三・九〇	クロファジミン
二九三三・九〇	クロマクラン
二九三三・九〇	クロメタシン
二九三三・九〇	クロミプラミン
二九三三・九〇	クロナゼパム
二九三三・九〇	クロニタゼン
二九三三・九〇	クロピラク
二九三三・九〇	クロキノジン
二九三三・九〇	クロシラミン
二九三三・九〇	コルチスゾール
二九三三・九〇	コルチバゾール
二九三三・九〇	クプリミキシン
二九三三・九〇	臭化シクロピロニウム
二九三三・九〇	シプラゼパム
二九三三・九〇	ダレグリン
二九三三・九〇	ダメトララスト
二九三三・九〇	塩化ダリプチウム
二九三三・九〇	ダゼピニル
二九三三・九〇	ダジダミン
二九三三・九〇	ダゾキナスト
二九三三・九〇	デポキサメト
二九三三・九〇	デルメタシン
二九三三・九〇	デロラゼパム
二九三三・九〇	デモキセパム
二九三三・九〇	デンピダゾン
二九三三・九〇	デプラミン
二九三三・九〇	デスグルガストリン
二九三三・九〇	デシプラミン
二九三三・九〇	デバゼピド
二九三三・九〇	デキスクラモール
二九三三・九〇	デキシマフェン
二九三三・九〇	デジナミド
二九三三・九〇	ジアゼパム
二九三三・九〇	ジアジクォン
二九三三・九〇	ジベンゼピン
二九三三・九〇	ジカルピン
二九三三・九〇	ジフクロン
二九三三・九〇	ジヒドラジン
二九三三・九〇	ジラゼプ
二九三三・九〇	ジメモルファン
二九三三・九〇	ジメタクリン
二九三三・九〇	臭化ジメチピリウム
二九三三・九〇	クロラゼプ酸二カリウム
二九三三・九〇	ドミピゾン

二九三三・九〇	ドプロピジル
二九三三・九〇	ドレブチド
二九三三・九〇	ドキセファゼパム
二九三三・九〇	ドラメジロール
二九三三・九〇	ドラジドクス
二九三三・九〇	ドリペンダゾール
二九三三・九〇	ドロメトリゾール
二九三三・九〇	デュオメタシン
二九三三・九〇	エフルマスト
二九三三・九〇	エラントリン
二九三三・九〇	エランゼピン
二九三三・九〇	エレドイシン
二九三三・九〇	エルファゼパム
二九三三・九〇	エメダスチン
二九三三・九〇	エナラプリル
二九三三・九〇	エナラプリラト
二九三三・九〇	エンドララジン
二九三三・九〇	エンプラゼピン
二九三三・九〇	エンピラデン
二九三三・九〇	エンピロキシム
二九三三・九〇	エピカイニド
二九三三・九〇	エピナスチン
二九三三・九〇	エプロキシンジン
二九三三・九〇	エプタスチグミン
二九三三・九〇	エプタゾシン
二九三三・九〇	エリゼピン
二九三三・九〇	エサフロキサシン
二九三三・九〇	エスタゾラム
二九三三・九〇	エクセプリド
二九三三・九〇	エクゾラート
二九三三・九〇	エトヘプタジン
二九三三・九〇	カルフルゼプ酸エチル
二九三三・九〇	ジラゼプ酸エチル
二九三三・九〇	ロフラゼプ酸エチル
二九三三・九〇	エチクロプリド
二九三三・九〇	よう化エチピリウム
二九三三・九〇	エトニタゼン
二九三三・九〇	エトプリンドール
二九三三・九〇	エトリプタミン
二九三三・九〇	ファドロゾール
二九三三・九〇	塩化ファミラプリニウム
二九三三・九〇	ファントファロン
二九三三・九〇	臭化ファザジニウム
二九三三・九〇	フェナモール
二九三三・九〇	フェンベンダゾール
二九三三・九〇	フェンドサール

二九三二・九〇	フェンハルマン
二九三二・九〇	フェノールドパム
二九三二・九〇	フェプロミド
二九三二・九〇	フェキシカイン
二九三二・九〇	フレタゼパム
二九三二・九〇	フレゼラスチン
二九三二・九〇	フロキサクリン
二九三二・九〇	フルベンダゾール
二九三二・九〇	フルシンドール
二九三二・九〇	フルコナゾール
二九三二・九〇	フルジアゼパム
二九三二・九〇	フルマゼニル
二九三二・九〇	フルメキン
二九三二・九〇	フルニトラゼパム
二九三二・九〇	フルラゼパム
二九三二・九〇	フルスピリレン
二九三二・九〇	フルテマゼパム
二九三二・九〇	フルトプラゼパム
二九三二・九〇	フルトロリン
二九三二・九〇	フルバスタチン
二九三二・九〇	フルジナミド
二九三二・九〇	ホサゼパム
二九三二・九〇	ホシノプリル
二九三二・九〇	ホシノプリラト
二九三二・九〇	ホスキドン
二九三二・九〇	フロネピジル
二九三二・九〇	ゲドカルニル
二九三二・九〇	ギリソパム
二九三二・九〇	グラジオピン
二九三二・九〇	グルカメタシン
二九三二・九〇	臭化グリコピロニウム
二九三二・九〇	グアナゾジン
二九三二・九〇	グアネチジン
二九三二・九〇	ハラゼパム
二九三二・九〇	ヘキセジン
二九三二・九〇	臭化ヘキソピロニウム
二九三二・九〇	ヒスタピロジン
二九三二・九〇	臭化ホミジウム
二九三二・九〇	ホモクロルシクリジン
二九三二・九〇	ホモピプラモール
二九三二・九〇	ヒドラカルバジン
二九三二・九〇	ヒドララジン
二九三二・九〇	ヒドロキシインダサート
二九三二・九〇	ヒドロキシインダゾール
二九三二・九〇	ヒドロキシステノゾール
二九三二・九〇	イバフロキサシン
二九三二・九〇	イブジラスト

二九三二・九〇	イクラゼパム
二九三二・九〇	イコスピラミド
二九三二・九〇	イドキシフェン
二九三二・九〇	イマフェン
二九三二・九〇	イメキソン
二九三二・九〇	イミプラミン
二九三二・九〇	イミプラミンオキシド
二九三二・九〇	イミキモド
二九三二・九〇	イモキシテロール
二九三二・九〇	イナベリソン
二九三二・九〇	インドカート
二九三二・九〇	インドラプリル
二九三二・九〇	インドメタシン
二九三二・九〇	インドパノロール
二九三二・九〇	インドレナート
二九三二・九〇	インドキソール
二九三二・九〇	インプロクオン
二九三二・九〇	インドアリシン
二九三二・九〇	インドラゾール
二九三二・九〇	イプラゾクロム
二九三二・九〇	イプリンドール
二九三二・九〇	イロプアリド
二九三二・九〇	イサンファゾン
二九三二・九〇	イサモルタン
二九三二・九〇	イソマゾール
二九三二・九〇	塩化イソメタミジウム
二九三二・九〇	イソプラゾン
二九三二・九〇	カイニン酸
二九三二・九〇	ケトイミプラミン
二九三二・九〇	ケトロラク
二九三二・九〇	レイネピロール
二九三二・九〇	レミノプラゾール
二九三二・九〇	レルゴトリル
二九三二・九〇	レボナントラドール
二九三二・九〇	レボシメンダン
二九三二・九〇	リロルジン
二九三二・九〇	リシノプリル
二九三二・九〇	ロベンダゾール
二九三二・九〇	ロダゼカル
二九三二・九〇	ロフェンダザム
二九三二・九〇	ロフェプラミン
二九三二・九〇	ロニダミン
二九三二・九〇	ロピラゼパム
二九三二・九〇	ロラゼパム
二九三二・九〇	ロレクレソール
二九三二・九〇	ロルメタゼパム
二九三二・九〇	ロシンドール

二九三二・九〇	ロソキサントロン
二九三二・九〇	ロトリフェン
二九三二・九〇	ロツカイン
二九三二・九〇	ルキサベンダゾール
二九三二・九〇	マジンドール
二九三二・九〇	メベンダゾール
二九三二・九〇	メプヒドロリン
二九三二・九〇	メカルビナート
二九三二・九〇	メクロナゼパム
二九三二・九〇	メダゼパム
二九三二・九〇	メダゾミド
二九三二・九〇	メフェセルビン
二九三二・九〇	メリザム
二九三二・九〇	メニトラゼパム
二九三二・九〇	メバクリン
二九三二・九〇	メピンドロール
二九三二・九〇	メプタジノール
二九三二・九〇	メキドクス
二九三二・九〇	メタクラゼパム
二九三二・九〇	メタンファゾン
二九三二・九〇	メタブラミン
二九三二・九〇	メテルゴリン
二九三二・九〇	メテトヘプタジン
二九三二・九〇	メテナミン
二九三二・九〇	メトヘプタジン
二九三二・九〇	メチンジザート
二九三二・九〇	メトラリンドール
二九三二・九〇	メツレデパ
二九三二・九〇	メセピン
二九三二・九〇	ミダマリン
二九三二・九〇	ミダゾラム
二九三二・九〇	ミンバン
二九三二・九〇	ミロプロフェン
二九三二・九〇	ミトキドン
二九三二・九〇	ミトゾロミド
二九三二・九〇	ミキシシン
二九三二・九〇	モノメタクリン
二九三二・九〇	モトラゼパム
二九三二・九〇	モベルチプリル
二九三二・九〇	ナネキシシン
二九三二・九〇	ナリクス酸
二九三二・九〇	ナントラドール
二九三二・九〇	ナビリムス
二九三二・九〇	ナルデコロール
二九三二・九〇	ネビドラジン
二九三二・九〇	ネコピデム
二九三二・九〇	ネレザプリン

二九三二・九〇	ネモナプリド
二九三二・九〇	ネラミノール
二九三二・九〇	ネリソパム
二九三二・九〇	ネビラピン
二九三二・九〇	ニメタゼパム
二九三二・九〇	ニラポリン
二九三二・九〇	ニトラクリン
二九三二・九〇	ニトラゼパム
二九三二・九〇	ニトロミフェン
二九三二・九〇	ニパコルトール
二九三二・九〇	臭化ノリニウム
二九三二・九〇	ノナペロン
二九三二・九〇	ノルダゼパム
二九三二・九〇	ノルナトラゼパム
二九三二・九〇	オクタスチン
二九三二・九〇	オクトリゾール
二九三二・九〇	オラキンドクス
二九三二・九〇	オルラジピン
二九三二・九〇	オルプトプリル
二九三二・九〇	オキサセプロール
二九三二・九〇	オキサクレラート
二九三二・九〇	オキサメタシン
二九三二・九〇	オキサミゾール
二九三二・九〇	オキサルパゾール
二九三二・九〇	オキサゼパム
二九三二・九〇	オクスカルバゼピン
二九三二・九〇	オクスドラジン
二九三二・九〇	オクスフェンダゾール
二九三二・九〇	オキシペンダゾール
二九三二・九〇	オキシフンギン
二九三二・九〇	オキシトリプタン
二九三二・九〇	臭化オキシピロニウム
二九三二・九〇	パルペンダゾール
二九三二・九〇	パレプチド
二九三二・九〇	パロジロール
二九三二・九〇	パゼリプチン
二九三二・九〇	ペンタゲストリン
二九三二・九〇	ペンテトラゾール
二九三二・九〇	ペンチゲチド
二九三二・九〇	酒石酸ペントロニウム
二九三二・九〇	ペントプリル
二九三二・九〇	ペリンドプリル
二九三二・九〇	ペリンドプリラト
二九三二・九〇	ファンキノン
二九三二・九〇	フェニンダミン
二九三二・九〇	ピシロレクス
二九三二・九〇	ピルドラジン

二九二三・九〇	ピルシカイニド
二九二三・九〇	ピモベンダン
二九二三・九〇	ピナフィド
二九二三・九〇	ピナゼパム
二九二三・九〇	ピンカイニド
二九二三・九〇	ピンドロール
二九二三・九〇	ピキンドン
二九二三・九〇	ピリプロスト
二九二三・九〇	ピルマグレル
二九二三・九〇	ピログリド
二九二三・九〇	ピロヘプチン
二九二三・九〇	ピロキサントロン
二九二三・九〇	ピルプロフェン
二九二三・九〇	臭化ピラルコニウム
二九二三・九〇	ピボキサゼパム
二九二三・九〇	メチル硫酸ボルジン
二九二三・九〇	ボナルレスタット
二九二三・九〇	ニトラゼパム酸カリウム
二九二三・九〇	プラノサール
二九二三・九〇	プラゼパム
二九二三・九〇	プラゼピン
二九二三・九〇	プレマゼパム
二九二三・九〇	プリデフィン
二九二三・九〇	臭化プリフィニウム
二九二三・九〇	プリノミド
二九二三・九〇	プリジジロール
二九二三・九〇	プロコダゾール
二九二三・九〇	プロシクリジン
二九二三・九〇	プロジリジン
二九二三・九〇	プロファドール
二九二三・九〇	プロフラピン
二九二三・九〇	プロフラゼパム
二九二三・九〇	プロヘプタジン
二九二三・九〇	プロリン
二九二三・九〇	プロリンタン
二九二三・九〇	プロピゼピン
二九二三・九〇	プロテルグリド
二九二三・九〇	プロザピン
二九二三・九〇	ピラジナミド
二九二三・九〇	ピロフェンダン
二九二三・九〇	ピロパレロン
二九二三・九〇	ピロキサミン
二九二三・九〇	ピロカイン
二九二三・九〇	ピロリフェン
二九二三・九〇	ファゼパム
二九二三・九〇	キリホリン
二九二三・九〇	キナゴリド

二九二三・九〇	臭化キンドニウム
二九二三・九〇	キンドキシン
二九二三・九〇	キンピロール
二九二三・九〇	ラクロプリド
二九二三・九〇	ラミプリル
二九二三・九〇	ラミプリラト
二九二三・九〇	レモキシプリド
二九二三・九〇	レシメトール
二九二三・九〇	レチリプチン
二九二三・九〇	リダゾロール
二九二三・九〇	リルマザホン
二九二三・九〇	リロザロン
二九二三・九〇	リバゼパム
二九二三・九〇	臭化リトロピロニウム
二九二三・九〇	ロドカイン
二九二三・九〇	ロレタミド
二九二三・九〇	ロルガミジン
二九二三・九〇	ロリシクリジン
二九二三・九〇	メチル硫酸ロキソロニウム
二九二三・九〇	サリピアム
二九二三・九〇	サルマゼニル
二九二三・九〇	セルメタシン
二九二三・九〇	セタスチン
二九二三・九〇	セチプチリン
二九二三・九〇	シグアゾダン
二九二三・九〇	シルデンゼピン
二九二三・九〇	シメングン
二九二三・九〇	シンカリド
二九二三・九〇	よう化ステルクロニウム
二九二三・九〇	ストリノリン
二九二三・九〇	スラゼパム
二九二三・九〇	スルマゾール
二九二三・九〇	スルトプリド
二九二三・九〇	スルカスト
二九二三・九〇	スリトゾール
二九二三・九〇	スロナクリン
二九二三・九〇	タクラミン
二九二三・九〇	タクリン
二九二三・九〇	タラスチン
二九二三・九〇	タリムスチン
二九二三・九〇	タロキシミン
二九二三・九〇	タンプラミン
二九二三・九〇	タラゼピド
二九二三・九〇	タザドレン
二九二三・九〇	タザノラスト
二九二三・九〇	テロキサントロン
二九二三・九〇	テマゼパム

二九三二・九〇	テモドクス
二九三二・九〇	テモゾロミド
二九三二・九〇	テルグリド
二九三二・九〇	テトラベナジン
二九三二・九〇	テトラゼパム
二九三二・九〇	テトラゾラスト
二九三二・九〇	テトリダミン
二九三二・九〇	チオテパ
二九三二・九〇	チモクトナン
二九三二・九〇	よう化チベゾニウム
二九三二・九〇	チルスプロスト
二九三二・九〇	チラシジン
二九三二・九〇	チラバザミン
二九三二・九〇	トドラジン
二九三二・九〇	トフェトリジン
二九三二・九〇	トフィソパム
二九三二・九〇	トルメチン
二九三二・九〇	トルニダミン
二九三二・九〇	トルキンソール
二九三二・九〇	トルファゼパム
二九三二・九〇	トメルカスト
二九三二・九〇	トモキシプロール
二九三二・九〇	トスフロキサシン
二九三二・九〇	トラカゾラート
二九三二・九〇	トランドラプリル
二九三二・九〇	トランドラプリラト
二九三二・九〇	トラペンカイン
二九三二・九〇	エシル酸トラジウム
二九三二・九〇	トレピパム
二九三二・九〇	よう化トレピリウム
二九三二・九〇	トリアフンギン
二九三二・九〇	トリアゾラム
二九三二・九〇	トリアゾンジロール
二九三二・九〇	トリクラベンダゾール
二九三二・九〇	トリクラザート
二九三二・九〇	塩化トリシクラモール
二九三二・九〇	トリミプラミン
二九三二・九〇	トリオキシフェン
二九三二・九〇	トリゾキシム
二九三二・九〇	トロシミン
二九三二・九〇	トロキソラミド
二九三二・九〇	トシル酸トロキシピロリウム
二九三二・九〇	トリプトファン
二九三二・九〇	ツクラゼパム
二九三二・九〇	ウルダゼパム
二九三二・九〇	ウレデパ

二九三三・九〇	バルサルタン
二九三三・九〇	ベルナクリン
二九三三・九〇	ベリロパム
二九三三・九〇	ヒミノール
二九三三・九〇	ビンコナート
二九三三・九〇	ビントペロール
二九三三・九〇	ピロキシム
二九三三・九〇	ボロゾール
二九三三・九〇	キシロパム
二九三三・九〇	キシニダミン
二九三三・九〇	ザピゾラム
二九三三・九〇	ザルダベリン
二九三三・九〇	ジドメタシン
二九三三・九〇	ジルバチロール
二九三三・九〇	ジンドキシフェン
二九三三・九〇	ジンピロキシム
二九三三・九〇	ゾフェノプリル
二九三三・九〇	ゾフェノプリラト
二九三三・九〇	ゾラゼパム
二九三三・九〇	ゾリミジン
二九三三・九〇	ゾルピデム
二九三三・九〇	ゾメピラク
二九三四・一〇	アロナシク
二九三四・一〇	アンフルチゾール
二九三四・一〇	アミニトロゾール
二九三四・一〇	アミノチアゾール
二九三四・一〇	アミフェナゾール
二九三四・一〇	アンタゾニット
二九三四・一〇	アロチノロール
二九三四・一〇	アソバマスト
二九三四・一〇	ベクロチアミン
二九三四・一〇	ベンペノリシン
二九三四・一〇	よう化ピジマジウム
二九三四・一〇	ブロフェジル
二九三四・一〇	カンベンダゾール
二九三四・一〇	シクリタゾン
二九三四・一〇	クロメチアゾール
二九三四・一〇	クロプロチアゾール
二九三四・一〇	チキセトゾリン
二九三四・一〇	エングリタゾン
二九三四・一〇	エノキサマスト
二九三四・一〇	エパルレスタット
二九三四・一〇	エトゾリン
二九三四・一〇	ファモチジン
二九三四・一〇	ファネチゾール
二九三四・一〇	フェンクロズ酸
二九三四・一〇	フェンチアザク

二九三四・一〇　フェザチオン
二九三四・一〇　ホルミニトラゾール
二九三四・一〇　グアイステイン
二九三四・一〇　イコデュリン
二九三四・一〇　イタジグレル
二九三四・一〇　レトステイン
二九三四・一〇　リベシリド
二九三四・一〇　ロチファゾール
二九三四・一〇　メロキシカム
二九三四・一〇　モグイステイン
二九三四・一〇　ネソステイン
二九三四・一〇　ニフラリド
二九三四・一〇　ニフルチアゾール
二九三四・一〇　ニリダゾール
二九三四・一〇　ニクゾキサニド
二九三四・一〇　ニトロダン
二九三四・一〇　ニザチジン
二九三四・一〇　オゾリノン
二九三四・一〇　ペプロマイシン
二九三四・一〇　ペラチゾール
二九三四・一〇　ピドチモド
二九三四・一〇　ピオグリタゾン
二九三四・一〇　ピプロゾリン
二九三四・一〇　ポジルフェン
二九三四・一〇　ようレプレタマジウム
二九三四・一〇　ラリトリン
二九三四・一〇　レンチアプリル
二九三四・一〇　クゾロール
二九三四・一〇　チバチゾール
二九三四・一〇　テルメスティン
二九三四・一〇　テノニトロゾール
二九三四・一〇　チアベンダゾール
二九三四・一〇　チアゾスルホン
二九三四・一〇　チアゾフリン
二九三四・一〇　チジアシク
二九三四・一〇　チノガジン
二九三四・一〇　チミルジン
二九三四・一〇　チモフィプラート
二九三四・一〇　チモナシク
二九三四・一〇　チオチジン
二九三四・一〇　チオキサマスト
二九三四・一〇　チゾプロチモド
二九三四・一〇　チゾプロール酸
二九三四・一〇　トログリタゾン
二九三四・一〇　ツバチジン
二九三四・一〇　ザルチジン
二九三四・一〇　ゾラミン

二九三四・一〇　ゾリプロフェン
二九三四・二〇　ジマゾール
二九三四・二〇　ようレプチアザニン
二九三四・二〇　エトラバミン
二九三四・二〇　エバングミン
二九三四・二〇　ホステジル
二九三四・二〇　フレンチゾール
二九三四・二〇　ハレタゾール
二九三四・二〇　イプサピロン
二九三四・二〇　マノゾジル
二九三四・二〇　ブラミペキソール
二九三四・二〇　レボスピロン
二九三四・二〇　リルゾール
二九三四・二〇　サベルゾール
二九三四・二〇　えビジミド
二九三四・二〇　タザスプラート
二九三四・二〇　タゼプロフェン
二九三四・二〇　チアラミド
二九三四・二〇　チオキシダゾール
二九三四・二〇　ゾボルレスタット
二九三四・三〇　アセプロマジン
二九三四・三〇　アセプロメタジン
二九三四・三〇　アセトフェナジン
二九三四・三〇　アリメマジン
二九三四・三〇　アミノプロマジン
二九三四・三〇　アザクロルジン
二九三四・三〇　アザフトジン
二九三四・三〇　アタペラジン
二九三四・三〇　カルフェナジン
二九三四・三〇　クロラジジン
二九三四・三〇　クロルプロエタジン
二九三四・三〇　クロルプロマジン
二九三四・三〇　シクロフェナジン
二九三四・三〇　シアノマジン
二九三四・三〇　ダセマジン
二九三四・三〇　ジエタジン
二九三四・三〇　ジメラジン
二九三四・三〇　ジメトキサナート
二九三四・三〇　デュオペロン
二九三四・三〇　エチメマジン
二九三四・三〇　フェネタジン
二九三四・三〇　フェノベリン
二九三四・三〇　フルアジジン
二九三四・三〇　フルフェナジン
二九三四・三〇　フルピマジン
二九三四・三〇　フルチアジン
二九三四・三〇　フトルメタジン

二九二四・二〇	フトルプロパジン
二九二四・二〇	フロマジン
二九二四・二〇	ホモフェナジン
二九二四・二〇	イミクロパジン
二九二四・二〇	レボメプロマジン
二九二四・二〇	レボメチオメプラジン
二九二四・二〇	よう化メキタミウム
二九二四・二〇	メキタジン
二九二四・二〇	メソリダジン
二九二四・二〇	メトジラジン
二九二四・二〇	メチオメプラジン
二九二四・二〇	メトプロマジン
二九二四・二〇	塩化メチルチオニニウム
二九二四・二〇	メチアジン酸
二九二四・二〇	メトフェナザート
二九二四・二〇	メトピマジン
二九二四・二〇	モラシジン
二九二四・二〇	オキサフルマジン
二九二四・二〇	オキソメマジン
二九二四・二〇	オキシリダジン
二九二四・二〇	パラチアジン
二九二四・二〇	ペカジン
二九二四・二〇	ペリシアジン
二九二四・二〇	ペリメタジン
二九二四・二〇	ペルフェナジン
二九二四・二〇	フェノチアジン
二九二四・二〇	ピパマジン
二九二四・二〇	ピペラセタジン
二九二四・二〇	プロクロルペラジン
二九二四・二〇	プロフェナミン
二九二四・二〇	プロマジン
二九二四・二〇	プロメタジン
二九二四・二〇	テオクル酸プロメタジン
二九二四・二〇	プロピオマジン
二九二四・二〇	臭化プロピロマジン
二九二四・二〇	プロチジン酸
二九二四・二〇	ソピタジン
二九二四・二〇	スピクロマジン
二九二四・二〇	スルホリダジン
二九二四・二〇	メチル硫酸チアジナミウム
二九二四・二〇	チエチルペラジン
二九二四・二〇	チオプロパザート
二九二四・二〇	チオリダジン
二九二四・二〇	トリフルオメプラジン
二九二四・二〇	トリフロペラジン
二九二四・二〇	トリフルプロマジン
二九二四・九〇	アカデシン

二九二四・九〇	アセフルチアミン
二九二四・九〇	アセスルファム
二九二四・九〇	アシビシン
二九二四・九〇	アクランタート
二九二四・九〇	アコキサトリン
二九二四・九〇	アクロニン
二九二四・九〇	アデメチオニン
二九二四・九〇	りん酸アデノシン
二九二四・九〇	アドゼシン
二九二四・九〇	アルフゾシン
二九二四・九〇	アロメタジオン
二九二四・九〇	アルモキサトン
二九二四・九〇	アロプジン
二九二四・九〇	アルトクァリン
二九二四・九〇	アミノレクス
二九二四・九〇	アミナピル
二九二四・九〇	アンレキサノクス
二九二四・九〇	アモブロキサン
二九二四・九〇	アモロルフィン
二九二四・九〇	アモキサピン
二九二四・九〇	アンピロキシカム
二九二四・九〇	アナリチド
二九二四・九〇	アナキンロン
二九二四・九〇	アンシタピン
二九二四・九〇	アンタフェニット
二九二四・九〇	アンチエニット
二九二四・九〇	アバファント
二九二四・九〇	アプリカリム
二九二四・九〇	アプロチニン
二九二四・九〇	アラノチン
二九二四・九〇	アルスチノール
二九二四・九〇	アルチカイン
二九二四・九〇	アトシバン
二九二四・九〇	アキサモジド
二九二四・九〇	アザシチジン
二九二四・九〇	アザコナゾール
二九二四・九〇	アザロキサン
二九二四・九〇	アザナトル
二九二四・九〇	アザリピン
二九二四・九〇	アザセトロン
二九二四・九〇	塩化アザスピリウム
二九二四・九〇	アザステン
二九二四・九〇	アザテパ
二九二四・九〇	アゼペキソール
二九二四・九〇	アズモレン
二九二四・九〇	バルマスチン
二九二四・九〇	バルカイニド

二九二四・九〇	パトプラジン
二九二四・九〇	バジナプリン
二九二四・九〇	ペカントン
二九二四・九〇	ペシバルシル
二九二四・九〇	ペクリコナゾール
二九二四・九〇	ペフィペリド
二九二四・九〇	ペフロキサトン
二九二四・九〇	ペフラリン
二九二四・九〇	ペモラクン
二九二四・九〇	ペノキサボス
二九二四・九〇	ペノキサプロフェン
二九二四・九〇	ペンスルダズ酸
二九二四・九〇	ペンクゼパム
二九二四・九〇	ペバファント
二九二四・九〇	ヨう化ペベリジウム
二九二四・九〇	ペビアスチン
二九二四・九〇	ペレフリン
二九二四・九〇	ヒアペネム
二九二四・九〇	ヒマカリム
二九二四・九〇	ヒノスピロン
二九二四・九〇	ヒソキサチン
二九二四・九〇	ブリアジン
二九二四・九〇	ブロクリナト
二九二四・九〇	ブロファロミン
二九二四・九〇	ブロホキシン
二九二四・九〇	ブロムクロレノン
二九二四・九〇	ブロチゾラム
二九二四・九〇	ブロキサチロール
二九二四・九〇	ブロクスウリジン
二九二四・九〇	ブクラチシン
二九二四・九〇	ブタミソール
二九二四・九〇	カミクリボース
二九二四・九〇	カロカイニド
二九二四・九〇	カロキサゾン
二九二四・九〇	カルベリチド
二九二四・九〇	カルブラジリル
二九二四・九〇	カルサラム
二九二四・九〇	カルゼレシン
二九二四・九〇	セチェジル
二九二四・九〇	クロルジモリン
二九二四・九〇	クロルメザノン
二九二四・九〇	クロロピリレン
二九二四・九〇	クロルプロチキセン
二九二四・九〇	クロルテノキサジン
二九二四・九〇	クロルゾキサゾン
二九二四・九〇	シクラフリン

二九二四・九〇	シクレタニン
二九二四・九〇	シクロシドミン
二九二四・九〇	シクロチゾラム
二九二四・九〇	シホストジン
二九二四・九〇	シモキサトン
二九二四・九〇	シネグロメン
二九二四・九〇	シネパキサジル
二九二四・九〇	シンノフラジオン
二九二四・九〇	シノキサシン
二九二四・九〇	シノキソバジド
二九二四・九〇	シプロキレン
二九二四・九〇	シスコナゾール
二九二四・九〇	シタチピン
二九二四・九〇	シチナゾン
二九二四・九〇	シチコリン
二九二四・九〇	シチオロン
二九二四・九〇	クラドリビン
二九二四・九〇	クランチフェン
二九二四・九〇	クラブラン酸
二九二四・九〇	クレンチアゼム
二九二四・九〇	クリダフィジン
二九二四・九〇	クリプロフェン
二九二四・九〇	クロダノレン
二九二四・九〇	クロドキンボン
二九二四・九〇	クロミノレクス
二九二四・九〇	クロペンチキソール
二九二四・九〇	クロピドグレル
二九二四・九〇	クロピバザン
二九二四・九〇	クロロテピン
二九二四・九〇	クロサアピン
二九二四・九〇	クロチアゼパム
二九二四・九〇	クロチオキソン
二九二四・九〇	クロチキサミド
二九二四・九〇	クロキサゾラム
二九二四・九〇	クロキシベンジル
二九二四・九〇	クマゾリン
二九二四・九〇	クロマカリム
二九二四・九〇	クロミトリル
二九二四・九〇	クロニジピン
二九二四・九〇	シクラゾドン
二九二四・九〇	シクレキソノン
二九二四・九〇	シクロホスファミド
二九二四・九〇	シクラピン
二九二四・九〇	ダコパファント
二九二四・九〇	ダルホプリスチン
二九二四・九〇	ダモチピン
二九二四・九〇	ダントロレン

二九二四・九〇	グルグリタゾン
二九二四・九〇	グロジピン
二九二四・九〇	ダゾリシン
二九二四・九〇	デシタビン
二九二四・九〇	デルモピノール
二九二四・九〇	デニプリド
二九二四・九〇	デスメチルモラミド
二九二四・九〇	デキサミゾール
二九二四・九〇	デキソキサドロール
二九二四・九〇	デキストロモラミド
二九二四・九〇	ジアゾキシド
二九二四・九〇	ジクロルメザノン
二九二四・九〇	ジダノシン
二九二四・九〇	ジエタジオン
二九二四・九〇	ジエチルチアンブテン
二九二四・九〇	ジフェンクロキサジン
二九二四・九〇	ジルチアゼム
二九二四・九〇	ジメタジオン
二九二四・九〇	ジメチルチアンブテン
二九二四・九〇	ジオキサセロール
二九二四・九〇	ジオキサフェルブチレート
二九二四・九〇	ジプロキサドロール
二九二四・九〇	ジソキサリル
二九二四・九〇	ジタゾール
二九二四・九〇	ドプブリド
二九二四・九〇	ドコナゾール
二九二四・九〇	ドネチジン
二九二四・九〇	ドスレピン
二九二四・九〇	ドタリジン
二九二四・九〇	臭化ドネネシウム
二九二四・九〇	ドキサプラム
二九二四・九〇	ドキサゾシン
二九二四・九〇	ドキシフルリジン
二九二四・九〇	ドクスピコミン
二九二四・九〇	ドロキサシン
二九二四・九〇	ドロキシカム
二九二四・九〇	デュロキセチン
二九二四・九〇	エプセレン
二九二四・九〇	エカストロール
二九二四・九〇	エクラゾラスト
二九二四・九〇	エドクスジン
二九二四・九〇	エファロキサン
二九二四・九〇	エホニジピン
二九二四・九〇	エルゴジピン
二九二四・九〇	エルナジピン
二九二四・九〇	エルテナク
二九二四・九〇	エルトプラジン

二九二四・九〇	エマカリム
二九二四・九〇	エモルファゾン
二九二四・九〇	エナドリン
二九二四・九〇	エニロスピロン
二九二四・九〇	エノシタピン
二九二四・九〇	エノリカム
二九二四・九〇	エペルプジン
二九二四・九〇	エピプロピジン
二九二四・九〇	エピチオスタノール
二九二四・九〇	エプロペミド
二九二四・九〇	エプロパフェン
二九二四・九〇	エルドスティン
二九二四・九〇	エタスリン
二九二四・九〇	エチルメチルチアンブテン
二九二四・九〇	エチペンダゾール
二九二四・九〇	エチホキシン
二九二四・九〇	エチサゾール
二九二四・九〇	エチゾラム
二九二四・九〇	エトドラク
二九二四・九〇	エトフラジン
二九二四・九〇	エトロチフェン
二九二四・九〇	エトキサドロール
二九二四・九〇	ファナンセリン
二九二四・九〇	ファシプロン
二九二四・九〇	ファザラピン
二九二四・九〇	フェドリラート
二九二四・九〇	フェナジアゾール
二九二四・九〇	フェンブトラザート
二九二四・九〇	フェンメトラミド
二九二四・九〇	フェノゾロン
二九二四・九〇	フェンピパロン
二九二四・九〇	フェンスピリド
二九二四・九〇	フェブロシドニン
二九二四・九〇	フィアシタピン
二九二四・九〇	フィアルリジン
二九二四・九〇	フィレナドール
二九二四・九〇	フィペキシド
二九二四・九〇	フラボキサート
二九二四・九〇	フレシノキサン
二九二四・九〇	フロルジピン
二九二四・九〇	フロレジル
二九二四・九〇	フロクスウリジン
二九二四・九〇	フルアザコルト
二九二四・九〇	フルダラビン
二九二四・九〇	フルドキソポン
二九二四・九〇	フルメトラミド
二九二四・九〇	フルメキサドール

二九三四・九〇	フルメザピン
二九三四・九〇	フルミノレクス
二九三四・九〇	フルモキソニド
二九三四・九〇	フルノキサプロフェン
二九三四・九〇	フルバロキサン
二九三四・九〇	フルペンチキソール
二九三四・九〇	フルロシタピン
二九三四・九〇	フルタゾラム
二九三四・九〇	フルチゼノール
二九三四・九〇	フルゾベリン
二九三四・九〇	ホレスクトール
二九三四・九〇	ホミノベン
二九三四・九〇	ホモカイン
二九三四・九〇	ホピルトリン
二九三四・九〇	ホトレタミン
二九三四・九〇	ブプラゾール
二九三四・九〇	フララジン
二九三四・九〇	フラルダドン
二九三四・九〇	フラザボール
二九三四・九〇	フラゾリドン
二九三四・九〇	塩化フラゾリウム
二九三四・九〇	フレグレラート
二九三四・九〇	フレチジン
二九三四・九〇	フルメトキサドン
二九三四・九〇	フルニジピン
二九三四・九〇	フロダゾール
二九三四・九〇	フルスルチアミン
二九三四・九〇	フルテレン
二九三四・九〇	ガボキサドール
二九三四・九〇	ガロシクピン
二九三四・九〇	ゲムシタピン
二九三四・九〇	グルニカート
二九三四・九〇	ハロキサゾラム
二九三四・九〇	臭化ヘテロニウム
二九三四・九〇	ヒカントン
二九三四・九〇	イバシタピン
二九三四・九〇	イカチバント
二九三四・九〇	イダゾキサン
二九三四・九〇	イドクスウリジン
二九三四・九〇	イホスファミド
二九三四・九〇	イラトレオチド
二九三四・九〇	イリバルシル
二九三四・九〇	イロペリドン
二九三四・九〇	イミロキサン
二九三四・九〇	イモラミン
二九三四・九〇	インデロキサジン
二九三四・九〇	イニカロン

二九三四・九〇	イノシン
二九三四・九〇	イオプト酸
二九三四・九〇	イオモリン酸
二九三四・九〇	イブラミジル
二九三四・九〇	イブロチアゼム
二九三四・九〇	イリノテカン
二九三四・九〇	イサモキソール
二九三四・九〇	イソカルボキサジド
二九三四・九〇	イソモルバン
二九三四・九〇	イソチペンジル
二九三四・九〇	イソキサプロロール
二九三四・九〇	イソキシカム
二九三四・九〇	イスロジピン
二九三四・九〇	イトラコナゾール
二九三四・九〇	イバリモド
二九三四・九〇	ケタゾラム
二九三四・九〇	ケトコナゾール
二九三四・九〇	ケトチフェン
二九三四・九〇	ラミブジン
二九三四・九〇	ラノコナゾール
二九三四・九〇	ランレオチド
二九三四・九〇	レフルノミド
二九三四・九〇	レチミド
二九三四・九〇	レバミソール
二九三四・九〇	レプクロマカリム
二九三四・九〇	レプシクロセリン
二九三四・九〇	レボフロキサシン
二九三四・九〇	レボフラルダドン
二九三四・九〇	レボモラミド
二九三四・九〇	レボキサドロール
二九三四・九〇	リマゾシク
二九三四・九〇	リノグリリド
二九三四・九〇	リンシドミン
二九三四・九〇	ロジベロン
二九三四・九〇	ロルノキシカム
二九三四・九〇	ロルクラミン
二九三四・九〇	ロキサピン
二九三四・九〇	ロキソリピン
二九三四・九〇	ルカントン
二九三四・九〇	ルカルタミド
二九三四・九〇	ルフラドム
二九三四・九〇	ルピチジン
二九三四・九〇	マホスファミド
二九三四・九〇	マイタンシン
二九三四・九〇	マロチラート
二九三四・九〇	マルボフロキサシン
二九三四・九〇	マロキセピン

二九三四・九〇	マザチコール
二九三四・九〇	メジバジン
二九三四・九〇	メラルソニルカリウム
二九三四・九〇	メラルソプロール
二九三四・九〇	メナピタン
二九三四・九〇	メフェノキサロン
二九三四・九〇	メピキサノクス
二九三四・九〇	メプロチキソール
二九三四・九〇	メセクラゾン
二九三四・九〇	メソカルブ
二九三四・九〇	メスルフェン
二九三四・九〇	メタキサロン
二九三四・九〇	メタフェニレン
二九三四・九〇	メタピリレン
二九三四・九〇	メタスチリドン
二九三四・九〇	メチアピン
二九三四・九〇	メチオキサート
二九三四・九〇	メチテピン
二九三四・九〇	メチキセン
二九三四・九〇	メチゾリン
二九三四・九〇	メトスチレノール
二九三四・九〇	メトキセピン
二九三四・九〇	メトリフジル
二九三四・九〇	メキサゾラム
二九三四・九〇	ミデスティン
二九三四・九〇	ミロキサシン
二九三四・九〇	ミナプリン
二九三四・九〇	ミノクロミル
二九三四・九〇	ミルフェンタニル
二九三四・九〇	ミトテナミン
二九三四・九〇	ミゾリビン
二九三四・九〇	モベカルブ
二九三四・九〇	モクロベミド
二九三四・九〇	モフェゾラク
二九三四・九〇	モフロベリン
二九三四・九〇	モホキシム
二九三四・九〇	モリナゾン
二九三四・九〇	モリンドン
二九三四・九〇	モルラセタム
二九三四・九〇	モルシドミン
二九三四・九〇	モナテピル
二九三四・九〇	モンチレリン
二九三四・九〇	モビドラジン
二九三四・九〇	モキゾン
二九三四・九〇	モランテル
二九三四・九〇	モラゾン
二九三四・九〇	モルクロホン

二九三四・九〇	モルホレクス
二九三四・九〇	モリナミド
二九三四・九〇	モルニフルマート
二九三四・九〇	モロクロメン
二九三四・九〇	モロキシジン
二九三四・九〇	モルフェリジン
二九三四・九〇	モルスクシミド
二九三四・九〇	モサプリド
二九三四・九〇	モタピゾン
二九三四・九〇	モキシクモン
二九三四・九〇	モキシラプリン
二九三四・九〇	モクスニダゾール
二九三四・九〇	ムロカイニド
二九三四・九〇	ナバゼニル
二九三四・九〇	ナピタン
二九三四・九〇	ナダイド
二九三四・九〇	ナホキサドール
二九三四・九〇	ナフトキサート
二九三四・九〇	ナミロテン
二九三四・九〇	ナラノール
二九三四・九〇	ナロパルシル
二九三四・九〇	ナキサゴリド
二九三四・九〇	ネドクロミル
二九三四・九〇	ネフルモジド
二九三四・九〇	ネホパム
二九三四・九〇	ネルテネキシン
二九三四・九〇	ネルバカドール
二九三四・九〇	ネサピジル
二九三四・九〇	ニコフラート
二九三四・九〇	ニクチアゼム
二九三四・九〇	ニフラデン
二九三四・九〇	ニフラテル
二九三四・九〇	ニフルダジル
二九三四・九〇	ニフルホリン
二九三四・九〇	ニフリミド
二九三四・九〇	ニフリゾン
二九三四・九〇	ニフルマゾール
二九三四・九〇	ニフロキン
二九三四・九〇	ニフルピボン
二九三四・九〇	ニフルピリノール
二九三四・九〇	ニフルプラジン
二九三四・九〇	ニフルキナゾール
二九三四・九〇	ニフルチモクス
二九三四・九〇	ニフルトイノール
二九三四・九〇	ニフルピジン
二九三四・九〇	ニフルジド
二九三四・九〇	ニミデン

二九二四・九〇	ニモラゾール
二九二四・九〇	ニトラミゾール
二九二四・九〇	ニトロフラントイン
二九二四・九〇	ノベラスチン
二九二四・九〇	ノコダゾール
二九二四・九〇	ノナピン
二九二四・九〇	ヌクロメドン
二九二四・九〇	ヌクロチキセン
二九二四・九〇	ヌフェノキソール
二九二四・九〇	オカペリドン
二九二四・九〇	オシルチド
二九二四・九〇	オクタザミド
二九二四・九〇	オクビバム
二九二四・九〇	オフロキサシン
二九二四・九〇	オランザピン
二九二四・九〇	オルピメドン
二九二四・九〇	オルチプラズ
二九二四・九〇	オルモナスティン
二九二四・九〇	オルメロキシフェン
二九二四・九〇	オチメラートナトリウム
二九二四・九〇	オキサジメジン
二九二四・九〇	オキサフロザン
二九二四・九〇	オキサパドール
二九二四・九〇	よう化オキサピウム
二九二四・九〇	オキサプロジン
二九二四・九〇	オキサジオン
二九二四・九〇	オキサゾラム
二九二四・九〇	オキサゾロン
二九二四・九〇	臭化オキシテホニウム
二九二四・九〇	オクスメチジン
二九二四・九〇	オキゾピン
二九二四・九〇	オキソラミン
二九二四・九〇	オキソリン酸
二九二四・九〇	オキシペンジル
二九二四・九〇	バナジプロン
二九二四・九〇	パラメタジオン
二九二四・九〇	パラキサゾン
二九二四・九〇	パルコナゾール
二九二四・九〇	パロキセチン
二九二四・九〇	ペメドラク
二九二四・九〇	ペモリン
二九二四・九〇	塩化ペンタシニウム
二九二四・九〇	ペンチトレオチド
二九二四・九〇	ペンチアピン
二九二四・九〇	ペンチジドン
二九二四・九〇	ペントスタチン
二九二四・九〇	ペラロブリド

二九二四・九〇	ペルホスファミド
二九二四・九〇	ペリソキサール
二九二四・九〇	フェナドキソン
二九二四・九〇	フェンジメトラジン
二九二四・九〇	フェンメトラジン
二九二四・九〇	フェニチロン
二九二四・九〇	ピカルタミド
二九二四・九〇	ピクロニジン
二九二四・九〇	ピクマスト
二九二四・九〇	ピファルニン
二九二四・九〇	ピフェキソール
二九二四・九〇	ピフルチキソール
二九二四・九〇	ピメチキセン
二九二四・九〇	ピナドリン
二九二四・九〇	臭化ピナベリウム
二九二四・九〇	ピノキセピン
二九二四・九〇	ピペゼタート
二九二四・九〇	ピペロキサン
二九二四・九〇	ピポフェジン
二九二四・九〇	ピポキソラン
二九二四・九〇	ピプロプロール
二九二四・九〇	ピラゾフリン
二九二四・九〇	ピレノキシン
二九二四・九〇	ピリベジル
二九二四・九〇	ピロキシカム
二九二四・九〇	ピルシドミン
二九二四・九〇	ピテノジル
二九二四・九〇	ピゾチフェン
二九二四・九〇	プラフィブリド
二九二四・九〇	プラモカイン
二九二四・九〇	プランルカスト
二九二四・九〇	プラノプロフェン
二九二四・九〇	プラバドリン
二九二四・九〇	プラゾシン
二九二四・九〇	プレノクスジアジン
二九二四・九〇	プレチアジル
二九二四・九〇	プリフェロン
二九二四・九〇	プリフロリン
二九二四・九〇	プロドール酸
二九二四・九〇	プロフェキサロン
二九二四・九〇	プロモラート
二九二四・九〇	プロロキサン
二九二四・九〇	プロチペンジル
二九二四・九〇	プロチキセン
二九二四・九〇	プロチオファート
二九二四・九〇	プロキサゾール
二九二四・九〇	プロキソルファン

二九三四・九〇　ピランテル
二九三四・九〇　ピリダロン
二九三四・九〇　クアゾラスト
二九三四・九〇　キンカルベート
二九三四・九〇　キンファミド
二九三四・九〇　ラセモラミド
二九三四・九〇　ラロキシフェン
二九三四・九〇　ラミキソチジン
二九三四・九〇　ラジノジル
二九三四・九〇　レボキセチン
二九三四・九〇　レクラゼパム
二九三四・九〇　レビリナスト
二九三四・九〇　リバビリン
二九三四・九〇　リボプリン
二九三四・九〇　リファブチン
二九三四・九〇　リルマカリム
二九三四・九〇　リルメニジン
二九三四・九〇　リスペリドン
二九三四・九〇　リタンセリン
二九三四・九〇　ロカスチン
二九三四・九〇　臭化ロクロニウム
二九三四・九〇　ロマザリット
二九三四・九〇　ロミフェノン
二九三四・九〇　ルフロキサシン
二九三四・九〇　サガンジピン
二九三四・九〇　塩化サングイナリウム
二九三四・九〇　サベルコナゾール
二九三四・九〇　サピアラゾール
二九三四・九〇　サボキセピン
二九三四・九〇　セクラゾン
二九三四・九〇　セクリニン
二九三四・九〇　セモチアジル
二九三四・九〇　セルタコナゾール
二九三四・九〇　セトペロン
二九三四・九〇　シラチアゼム
二九三四・九〇　シロリムス
二九三四・九〇　スチボカプタートナトリウム
二九三四・九〇　ソリベルチン
二九三四・九〇　ソルビニル
二九三四・九〇　ソリブジン
二九三四・九〇　ソルニジピン
二九三四・九〇　スピクラミン
二九三四・九〇　スピラドリン
二九三四・九〇　スピラブリル
二九三四・九〇　スピラブリラート
二九三四・九〇　スピロゲルマニウム
二九三四・九〇　スピロキサトリン

二九三四・九〇　スタブジン
二九三四・九〇　ステプロニン
二九三四・九〇　スベンダゾール
二九三四・九〇　スフェンタニル
二九三四・九〇　スホスファミド
二九三四・九〇　スルペノクス
二九三四・九〇　スルペンチン
二九三四・九〇　スプロクロン
二九三四・九〇　スプロフェン
二九三四・九〇　スリクロン
二九三四・九〇　タクロリムス
二九三四・九〇　タリペキソール
二九三四・九〇　タルメタシン
二九三四・九〇　タルニフルマート
二九三四・九〇　タルスプラム
二九三四・九〇　タンゲミン
二九三四・九〇　タニプロン
二九三四・九〇　タウロリジン
二九三四・九〇　タウロスティン
二九三四・九〇　タウルルタム
二九三四・九〇　タジプリノン
二九三四・九〇　テフルチキソール
二九三四・九〇　テガフル
二九三四・九〇　テレンゼピン
二九三四・九〇　テモカプリル
二九三四・九〇　テニダプ
二九三四・九〇　テニラピン
二九三四・九〇　テニロキサジン
二九三四・九〇　テニルセタム
二九三四・九〇　テニポシド
二九三四・九〇　テノシクリジン
二九三四・九〇　テノサール
二九三四・九〇　テノシブロール
二九三四・九〇　テノキシカム
二九三四・九〇　テニリドン
二九三四・九〇　テラゾシン
二九三四・九〇　テルコナゾール
二九三四・九〇　テルフラポキサート
二九三四・九〇　テリカラント
二九三四・九〇　テリジドン
二九三四・九〇　テルラキレン
二九三四・九〇　テルリブレシン
二九三四・九〇　テロキシロン
二九三四・九〇　テルタトロール
二九三四・九〇　テトラミソール
二九三四・九〇　テナリジン
二九三四・九〇　クロシル酸テニウム

二九三四・九〇	テニルジアミン
二九三四・九〇	臭化メチルチヘキシノール
二九三四・九〇	チオフラデン
二九三四・九〇	チアガビン
二九三四・九〇	チアメニジン
二九三四・九〇	チアナファク
二九三四・九〇	チアネプチン
二九三四・九〇	チアパミル
二九三四・九〇	チアピリノール
二九三四・九〇	チアプロフェン酸
二九三四・九〇	チアプロスト
二九三四・九〇	チアゼシム
二九三四・九〇	チバロシン
二九三四・九〇	チベネラスト
二九三四・九〇	チアロファン
二九三四・九〇	チクラトン
二九三四・九〇	チクロピジン
二九三四・九〇	よう化チエモニウム
二九三四・九〇	チエニル酸
二九三四・九〇	チエノカルビン
二九三四・九〇	チエノプラミン
二九三四・九〇	チエノキソロール
二九三四・九〇	チフェモキソン
二九三四・九〇	チフルアドム
二九三四・九〇	チフルカルビン
二九三四・九〇	チレタミン
二九三四・九〇	チロミソール
二九三四・九〇	チロゼピン
二九三四・九〇	チメロテム
二九三四・九〇	臭化チメピジウム
二九三四・九〇	チモロール
二九三四・九〇	チナピノール
二九三四・九〇	チノフェドリン
二九三四・九〇	チノリジン
二九三四・九〇	チオクロマロール
二九三四・九〇	チオコナゾール
二九三四・九〇	チオダゾシン
二九三四・九〇	塩化チオドニウム
二九三四・九〇	チオピナク
二九三四・九〇	チオスピロン
二九三四・九〇	チオキサシン
二九三四・九〇	チオキサプロフェン
二九三四・九〇	チオキソロン
二九三四・九〇	チペントシン
二九三四・九〇	チペピジン
二九三四・九〇	臭化チペトロピウム
二九三四・九〇	チピンドール

二九三四・九〇	チプリナスト
二九三四・九〇	臭化チキジウム
二九三四・九〇	チソクロミド
二九三四・九〇	チバニダゾール
二九三四・九〇	チキサジル
二九三四・九〇	チザプリン
二九三四・九〇	チサニジン
二九三四・九〇	トロキサトン
二九三四・九〇	トボテカン
二九三四・九〇	トザリノン
二九三四・九〇	トラボキソピン
二九三四・九〇	臭化トランテリニウム
二九三四・九〇	トラキサノクス
二九三四・九〇	トリンリピン
二九三四・九〇	トリフルリジン
二九三四・九〇	カンシル酸トリメタファン
二九三四・九〇	トリメタジオン
二九三四・九〇	トリメトジン
二九三四・九〇	トリチオジン
二九三四・九〇	トリトクアリン
二九三四・九〇	トリキソラン
二九三四・九〇	トロホスファミド
二九三四・九〇	トロバテピン
二九三四・九〇	トロキダゾール
二九三四・九〇	ツアロゾール
二九三四・九〇	ツロバファント
二九三四・九〇	ウラリチド
二九三四・九〇	ウチバプリル
二九三四・九〇	ウチバプリラト
二九三四・九〇	バルペリノール
二九三四・九〇	バニチオリド
二九三四・九〇	バプレオチド
二九三四・九〇	ピグラピン
二九三四・九〇	ピロキサジン
二九三四・九〇	ボキセルゴリド
二九三四・九〇	キサモテロール
二九三四・九〇	キサンチオール
二九三四・九〇	キシノミリン
二九三四・九〇	キンラジン
二九三四・九〇	ザルシタビン
二九三四・九〇	ザルダリド
二九三四・九〇	ザルトプロフェン
二九三四・九〇	ザミフェナシン
二九三四・九〇	ゼバスチン
二九三四・九〇	ジドブジン
二九三四・九〇	ジレウトン
二九三四・九〇	ジノコナゾール

二九三四・九〇	ゾロペロン
二九三四・九〇	ゾニクレゾール
二九三四・九〇	ゾチピン
二九三四・九〇	ゾキサゾラミン
二九三四・九〇	ズクロペンチキソール
二九三五・〇〇	アセタゾラミド
二九三五・〇〇	アセトヘキサミド
二九三五・〇〇	アリパミド
二九三五・〇〇	アルピロプリド
二九三五・〇〇	アルチシド
二九三五・〇〇	アンプシド
二九三五・〇〇	メシル酸アミデアリン
二九三五・〇〇	アモスラロール
二九三五・〇〇	アムサクリン
二九三五・〇〇	アルガトロバン
二九三五・〇〇	アルチリド
二九三五・〇〇	アザボン
二九三五・〇〇	アゾセミド
二九三五・〇〇	ベメチシド
二九三五・〇〇	ベンドロフルメチアジド
二九三五・〇〇	ベンズチアジド
二九三五・〇〇	ベンジルスルファミド
二九三五・〇〇	ベスルパミド
二九三五・〇〇	ベスニド
二九三五・〇〇	ブメクニド
二九三五・〇〇	ブタジアザミド
二九三五・〇〇	ブチシド
二九三五・〇〇	カルブタミド
二九三五・〇〇	カルメチシド
二九三五・〇〇	カルゼニド
二九三五・〇〇	クロロチアジド
二九三五・〇〇	クロルプロパミド
二九三五・〇〇	クロルタリドン
二九三五・〇〇	シプロプリド
二九三五・〇〇	クロフェナミド
二九三五・〇〇	クロパミド
二九三五・〇〇	クロレキソロン
二九三五・〇〇	クロルスロン
二九三五・〇〇	シクロペンチアジド
二九三五・〇〇	シクロチアジド
二九三五・〇〇	ダルトロバン
二九三五・〇〇	デルファントリン
二九三五・〇〇	ジクロフェナミド
二九三五・〇〇	ジフルミドン
二九三五・〇〇	ジメトチアジン
二九三五・〇〇	ジンセド
二九三五・〇〇	ジスレルギン

二九三五・〇〇	ジスルファミド
二九三五・〇〇	ジトラミド
二九三五・〇〇	ドフェチリド
二九三五・〇〇	ドルゾラミド
二九三五・〇〇	エアロチジン
二九三五・〇〇	エピチジド
二九三五・〇〇	エテベネシド
二九三五・〇〇	エチアジド
二九三五・〇〇	エチスレルギン
二九三五・〇〇	ファスジル
二九三五・〇〇	フェンキゾン
二九三五・〇〇	フロスリド
二九三五・〇〇	フルペアリド
二九三五・〇〇	フルメチアジド
二九三五・〇〇	フロセミド
二九三五・〇〇	ガロセミド
二九三五・〇〇	グリアミリド
二九三五・〇〇	グリペンクラミド
二九三五・〇〇	グリボルヌリド
二九三五・〇〇	グリカラミド
二九三五・〇〇	グリセタニル
二九三五・〇〇	グリクラジド
二九三五・〇〇	グリコンタミド
二九三五・〇〇	グリダザミド
二九三五・〇〇	グリフルミド
二九三五・〇〇	グリメピリド
二九三五・〇〇	グリパラミド
二九三五・〇〇	グリペンチド
二九三五・〇〇	グリピジド
二九三五・〇〇	グリキドン
二九三五・〇〇	グリサムリド
二九三五・〇〇	グリシンダミド
二九三五・〇〇	グリソラミド
二九三五・〇〇	グリソキセピド
二九三五・〇〇	グルコスルファミド
二九三五・〇〇	グリプチアゾール
二九三五・〇〇	グリプゾール
二九三五・〇〇	グリクロピラミド
二九三五・〇〇	グリシクラミド
二九三五・〇〇	グリヘキサミド
二九三五・〇〇	グリミジンナトリウム
二九三五・〇〇	グリオクタミド
二九三五・〇〇	グリピナミド
二九三五・〇〇	グリプロチアゾール
二九三五・〇〇	グリソアゾール
二九三五・〇〇	ハラゾン
二九三五・〇〇	ヘプトラミド

二九三五・〇〇	ヒドロベンチジド
二九三五・〇〇	ヒドロクロロチアジド
二九三五・〇〇	ヒドロフルメチアジド
二九三五・〇〇	イプチリド
二九三五・〇〇	インダパミド
二九三五・〇〇	イソスルプリド
二九三五・〇〇	レボスルピリド
二九三五・〇〇	リノトロバン
二九三五・〇〇	ロラプリド
二九三五・〇〇	マフェニド
二九三五・〇〇	マレイルスルファチアゾール
二九三五・〇〇	メプチジド
二九三五・〇〇	メフルシド
二九三五・〇〇	メスルファミド
二九三五・〇〇	メスプリン
二九三五・〇〇	メタヘキサミド
二九三五・〇〇	メタゾラミド
二九三五・〇〇	メチクロチアジド
二九三五・〇〇	メチプリド
二九三五・〇〇	メトクラン
二九三五・〇〇	モナラゾン二ナトリウム
二九三五・〇〇	ナラトリプタン
二九三五・〇〇	ニメスリド
二九三五・〇〇	ニトロスルファチアゾール
二九三五・〇〇	パラフルチジド
二九三五・〇〇	パゾキシド
二九三五・〇〇	ペンフルチジド
二九三五・〇〇	フタリルスルファメチゾール
二九三五・〇〇	フタリルスルファチアゾール
二九三五・〇〇	ピポチアジン
二九三五・〇〇	ピレタニド
二九三五・〇〇	ポリチアジド
二九三五・〇〇	プロペネシド
二九三五・〇〇	プロパゾラミド
二九三五・〇〇	プロスルプリド
二九三五・〇〇	キネタゾン
二九三五・〇〇	キスルタジン
二九三五・〇〇	リソチリド
二九三五・〇〇	リトルカスト
二九三五・〇〇	サラゾジン
二九三五・〇〇	サラゾスルファジミジン
二九三五・〇〇	サラゾスルファミド
二九三五・〇〇	サラゾスルファチアゾール
二九三五・〇〇	サトラニダゾール
二九三五・〇〇	セマチリド
二九三五・〇〇	セゾラミド

二九三五・〇〇	シダリドン
二九三五・〇〇	ソタロール
二九三五・〇〇	ソテレノール
二九三五・〇〇	ステアリルスルファミド
二九三五・〇〇	スクシニルスルファチアゾール
二九三五・〇〇	スクロフェニド
二九三五・〇〇	スドキシカム
二九三五・〇〇	スルクラミド
二九三五・〇〇	スルファベンズ
二九三五・〇〇	スルファベンズアミド
二九三五・〇〇	スルファカルバミド
二九三五・〇〇	スルファセコール
二九三五・〇〇	スルファセタミド
二九三五・〇〇	スルファクロルピリダジン
二九三五・〇〇	スルファクリソイジン
二九三五・〇〇	スルファシチン
二九三五・〇〇	スルファクロミド
二九三五・〇〇	スルファクロラゾール
二九三五・〇〇	スルファクロジン
二九三五・〇〇	スルファジアスルホンナトリウム
二九三五・〇〇	スルファジアジン
二九三五・〇〇	スルファジクラミド
二九三五・〇〇	スルファジメトキシン
二九三五・〇〇	スルファジミジン
二九三五・〇〇	スルファドキシン
二九三五・〇〇	スルファエチドール
二九三五・〇〇	スルファフラゾール
二九三五・〇〇	スルファグアニジン
二九三五・〇〇	スルファグアノール
二九三五・〇〇	スルファレン
二九三五・〇〇	スルファロクス酸
二九三五・〇〇	スルファマゾン
二九三五・〇〇	スルファメラジン
二九三五・〇〇	スルファメラジンナトリウム
二九三五・〇〇	スルファメチゾール
二九三五・〇〇	スルファメトキサゾール
二九三五・〇〇	スルファメトキシピリダジン
二九三五・〇〇	スルファメトミジン
二九三五・〇〇	スルファメトキシジアジン
二九三五・〇〇	スルファメトロール
二九三五・〇〇	スルファモノメトキシン
二九三五・〇〇	スルファモキソール
二九三五・〇〇	スルファニトラン
二九三五・〇〇	スルファペリン
二九三五・〇〇	スルファフェナゾール
二九三五・〇〇	スルファブロキシリン
二九三五・〇〇	スルファピラゾール

二九三五・〇〇	スルファピリジン
二九三五・〇〇	スルファキノキサリン
二九三五・〇〇	スルファサラジン
二九三五・〇〇	スルファソミゾール
二九三五・〇〇	スルファスクシナミド
二九三五・〇〇	スルファシマジン
二九三五・〇〇	スルファチアゾール
二九三五・〇〇	スルファチオ尿素
二九三五・〇〇	スルファトラミド
二九三五・〇〇	スルファトロキサゾール
二九三五・〇〇	スルファトロゾール
二九三五・〇〇	スルフイソミジン
二九三五・〇〇	スリクリナト
二九三五・〇〇	スルメブリド
二九三五・〇〇	スロカルピラート
二九三五・〇〇	スロフェヌル
二九三五・〇〇	スロセミド
二九三五・〇〇	スロトロバン
二九三五・〇〇	スルピリド
二九三五・〇〇	スルプロストン
二九三五・〇〇	スルチアム
二九三五・〇〇	スルベラプリド
二九三五・〇〇	スマトリプタン
二九三五・〇〇	スメチジド
二九三五・〇〇	タルトリミド
二九三五・〇〇	タムスロシン
二九三五・〇〇	タウロムスチン
二九三五・〇〇	テクロチアジド
二九三五・〇〇	チオペキサミド
二九三五・〇〇	チオプロペラジン
二九三五・〇〇	チアミジド
二九三五・〇〇	チニスルプリド
二九三五・〇〇	チオチキセン
二九三五・〇〇	チゾレミド
二九三五・〇〇	トラザミド
二九三五・〇〇	トルブタミド
二九三五・〇〇	トルペンタミド
二九三五・〇〇	トルピラミド
二九三五・〇〇	トラセミド
二九三五・〇〇	トシフェン
二九三五・〇〇	トスルル
二九三五・〇〇	トシルクロラミドナトリウム
二九三五・〇〇	トリクロルメチアジド
二九三五・〇〇	トリフルミダート
二九三五・〇〇	トリパミド
二九三五・〇〇	ウレドホス
二九三五・〇〇	バニルジスルファミド

二九三五・〇〇	ベラリプリド
二九三五・〇〇	キシパミド
二九三五・〇〇	ジダノミド
二九三五・〇〇	ジンテロール
二九三五・〇〇	ゾニサミド
二九三八・一〇	ジオスミン
二九三八・一〇	エトキサゾルトシド
二九三八・一〇	モノキセルチン
二九三八・一〇	ルトシド
二九三八・一〇	トロキセルチン
二九三八・九〇	アセチルジギトキシン
二九三八・九〇	アクトジギン
二九三八・九〇	デスラノシド
二九三八・九〇	ジギトキシン
二九三八・九〇	ジゴキシン
二九三八・九〇	ジソダルシド
二九三八・九〇	エトポシド
二九三八・九〇	無晶性ケタリン
二九三八・九〇	ギタロキシン
二九三八・九〇	ギトホルマート
二九三八・九〇	ケラシアニン
二九三八・九〇	ケロシド
二九三八・九〇	ラナトシドC
二九三八・九〇	メプロスシラリン
二九三八・九〇	メチルジゴキシン
二九三八・九〇	ミプラゴンド
二九三八・九〇	ペンギトキシン
二九三八・九〇	ポリサポニン
二九三八・九〇	プロスシラリジン
二九三八・九〇	シアゴシド
二九三八・九〇	チクェシド
二九四〇・〇〇	アルファデクス
二九四〇・〇〇	アミプリロース
二九四〇・〇〇	ベータデクス
二九四〇・〇〇	ラクタルファート
二九四〇・〇〇	ラクツロース
二九四〇・〇〇	ニコフラノース
二九四〇・〇〇	スクラルファート
二九四〇・〇〇	スクロソファート
二九四一・〇〇	グルカロクス
二九四一・〇〇	スチボグルコナートナトリウム
二九四一・〇〇	スクラロクス
三一〇二・七〇	カルビドカルシウム
三二〇三・〇〇	パルミチン酸キサントフィル
三二〇四・一二	アナゾレントナトリウム
三二〇四・一二	オルサラジン
三二〇四・一三	塩化メチルロザニリニウム

三二〇四・一三	塩化トロニウム
三二〇四・一九	ベータカロチン
二四〇二・一二	塩化ベンザルコニウム
二四〇二・一三	セトマクロゴール一〇〇〇
二四〇二・一三	ラウロマクロゴール四〇〇
二四〇二・一三	メンフェゴール
二四〇二・一三	ノノキシノール
二四〇二・一三	オクトキシノール
三五〇七・九〇	アルグルセラーゼ
三五〇七・九〇	アルテプラーゼ
三五〇七・九〇	アンクロド
三五〇七・九〇	アニストレプラーゼ
三五〇七・九〇	バトロキソビン
三五〇七・九〇	アリナーゼ
三五〇七・九〇	ブロメライン
三五〇七・九〇	キモパパイン
三五〇七・九〇	キモトリプシン
三五〇七・九〇	デュテプラーゼ
三五〇七・九〇	フィブリノリシン（人）
三五〇七・九〇	ヒアロシダーゼ
三五〇七・九〇	ヒアルロニダーゼ
三五〇七・九〇	カリジノゲナーゼ
三五〇七・九〇	ナサルプラーゼ
三五〇七・九〇	オクラーゼ
三五〇七・九〇	オルゴテイン
三五〇七・九〇	ペガスパルガーゼ
三五〇七・九〇	ペニシリナーゼ
三五〇七・九〇	ブロメラーゼ
三五〇七・九〇	レテプラーゼ
三五〇七・九〇	リソリバーゼ
三五〇七・九〇	サルプラーゼ
三五〇七・九〇	セラペプターゼ
三五〇七・九〇	スフェリカーゼ
三五〇七・九〇	シルテプラーゼ
三五〇七・九〇	ストレプトドルナーゼ
三五〇七・九〇	ストレプトキナーゼ
三五〇七・九〇	スジスマーゼ
三五〇七・九〇	スチライン
三五〇七・九〇	トロンビン
三五〇七・九〇	チラクターゼ
三五〇七・九〇	ウロキナーゼ
三八〇八・四〇	セトリミド
三八二三・九〇	塩化アルキルフラビニウム
三八二三・九〇	ポルフィマーナトリウム
三八二三・九〇	ラウリン酸ソルビタン
三八二三・九〇	オレイン酸ソルビタン
三八二三・九〇	パルミチン酸ソルビタン
三八二三・九〇	セスキオレイン酸ソルビタン
三八二三・九〇	ステアリン酸ソルビタン
三八二三・九〇	トリステアリン酸ソルビタン
三九〇一・九〇	アポラートナトリウム
三九〇二・九〇	スルホマー
三九〇四・六一	ポリテフ
三九〇五・九〇	ポリビドン
三九〇六・九〇	カルボマー
三九〇六・九〇	ポリカルボフィル
三九〇七・一〇	ポリペンザルソール
三九〇七・二〇	マクロゴール
三九〇七・二〇	マクロゴールエステル
三九〇七・二〇	ポロキサレン
三九〇七・二〇	ポリソルベート
三九〇七・二〇	チロキサポール
三九〇七・三〇	ポリエタデン
三九〇七・六〇	ペゴテラート
三九〇七・九九	ポリグリコール酸
三九〇八・一〇	ポリカプラム
三九〇九・一〇	ポリノキシリン
三九〇九・四〇	ポリクレスレン
三九一〇・〇〇	ジメチコン
三九一一・九〇	カルベチマー
三九一一・九〇	フェロポリマレル
三九一一・九〇	グルソフェロン
三九一一・九〇	レウシグルマー
三九一一・九〇	マレタマー
三九一一・九〇	ポラプレ亜鉛
三九一一・九〇	塩化ポリドロニウム
三九一一・九〇	ポリフェプロサン
三九一一・九〇	ポリグレカプロン
三九一一・九〇	ポリヘキサニド
三九一二・二〇	ヒロキシリン
三九一二・二一	カルメロース
三九一二・三九	セルクロラール
三九一二・三九	ヒプロメロース
三九一二・三九	メチルセルロース
三九一二・九〇	セラフェート
三九一二・九〇	セラフィート
三九一三・九〇	アセマンナン
三九一三・九〇	アルデパリンナトリウム
三九一三・九〇	シデフェロン
三九一三・九〇	コレキストラン
三九一三・九〇	ダルテパリンナトリウム
三九一三・九〇	デトラルファート
三九一三・九〇	デキストラン

三九一三・九〇	デキストラノマー
三九一三・九〇	デキストリフェロン
三九一三・九〇	エノキサパリンナトリウム
三九一三・九〇	グレプトフェロン
三九一三・九〇	ポリゲナン
三九一三・九〇	ポリグルサム
三九一三・九〇	ポリゲリン
三九一三・九〇	シプフィラン
三九一三・九〇	スレパロイドナトリウム
三九一四・〇〇	コレスチポール
三九一四・〇〇	コレスチラミン
三九一四・〇〇	ポラクリリン
三九一四・〇〇	硫酸ポリデキシド

付表Ⅱ　ＩＮＮを有する有効成分の塩、エステル又は水和物を表すための接頭語及び接尾語

アセタート
アセトニド
一―アセトキシエチル
アセチルサリチラート
アジパート
アリル
アリル　ブロミド
アリル　ヨージド
アルミニウム
アミノサリチラート
アンモニウム
アンモニウム　フシダート
アンチピラート
アルギニン
アスコルバート
アキセチル
バルビツラート
ベンゼンスルホナート
ベンゾアセタート
ベンジル
ベンジル　ブロミド
ベンジル　ヨージド
ベシラート
ビキナート
ビス（ヒドロゲン　マラート）
ビス（ヒドロゲン　マレアート）
ビス（ヒドロゲン　マロナート）
ビス（ホスファート）
ビスマス
ビタルトラート
ボラート
ブロミド
ブチル
t―ブチル
t―ブチル　アセタート
タート―ブチル　アセタート
ターシャリイ　ブチル　アセタート
ターシャリイ　ブチルアミン
t―ブチル　エステル
タート―ブチル　エステル
ターシャリイ　ブチル　エステル
ブチルブロミド
ブチラート
カルシウム
カルシウム　クロリド
カルシウム　ジヒドラート
カンホル―十―スルホナート
カンホラート
カンホルスホナート
カンシラート
カンシラート
カプロアート
カルバマート
カルボナート
クロリド
八―クロロテオフィリナート
コリン
シンナマート
シトラート
シクロヘキサンプロピオナート
シクロヘキシルアンモニウム
シクロヘキシルプロピオナート
デカノアート
ジアセタート
ジアンモニウム
ジベンゾアート
ジブチラート
ジコリン
ジシクロヘキシルアンモニウム
ジエチルアミン
ジエチルアンモニウム
ジフロアート
ジヒドラート
ジヒドロブロミド
ジヒドロクロリド

ジヒドロクロリド　ホスファート
ジヒドロゲン　シトラート
ジヒドロゲン　ホスファート
ジヒドロキシベンゾアート
ジマラート
ジマレアート
ジマロナート
ジメシラート
ジニトラート
ジニトロベンゾアート
ジオキシド
ジホスファート
ジプロピオナート
ジソジウム
ジソジウム　ホスファート
ジスルファート
ジスルフィド
ジウンデカノアート
エジシラート
エンボナート
エナンタート
エナンタート
エシラート
エストラート
エシラート
エタンスルホナート
一・二―エタンジスルホナート
エトブロミド
エチル
エチル　エステル
エチル　ヨージド
エチルアミン
エチルアンモニウム
エチレナンタート
エチルヘキサノアート
エチルスクシナート
フェルス　シトラート
フルオリド
フルオロスルホナート
ホルマート
ホルマート　ソジウム
ホスファテックス
フマラート
フロアート
グルカラート
グルセプタート
グルコヘプトナート

グルコナート
グルコシド
グリコラート
グリオキシラート
ゴールド
ヘミヒドラート
ヘミスルファート
ヘプタノアート
ヘキサアセタート
ヘキサヒドラート
ヘキサノアート
ヒプラート
ヒドラート
ヒドロブロミド
ヒドロクロリド
ヒドロクロリド　ジヒドラート
ヒドロクロリド　ヘミヒドラート
ヒドロクロリド　モノヒドラート
ヒドロクロリド　ホスファート
ヒドロクロリド　エジシラート
ヒドロゲン　フマラート
ヒドロゲン　マラート
ヒドロゲン　マレアート
ヒドロゲン　マロナート
ヒドロゲン　オキサラート
ヒドロゲン　スクシナート
ヒドロゲン　スルファート
ヒドロゲン　スルフィット
ヒドロゲン　タルトラート
ヒドロオキシド
ヒドロキシベンゾアート
二―ヒドロキシエタンスルホナート
ヒドロキシナフトアート
ヨージド
アイアン　クロリド
イセチオナート
イセチオナート
イソブチラート
イソニコチナート
イソフタラート
イソプロピオナート
イソプロピル
ラクタート
ラクトビオナート
ラウラート
レブリナート
リチウム

リシナート
マグネシウム
マラート
マレアート
マロナート
マンデラート
メグルミン
メシラート
メタンスルホナート
メチルスルファート
メチル　エステル
メチルブロミド
四・四―メチレンビス（三―ヒドロキシ―二―ナフトアート）
メチレンジサリチラート
N―メチルグルカミン
メチルヨージド
メチルスルファート
メチルスルファート
モノヒドラート
モノヒドロクロリド
モノニトラート
N―シクロヘキシルスルファマート
N―オキシド　ヒドロクロリド
ナファート
ナパジシラート
ナパジシラート
一・五―ナフタレンスルホナート
二―ナフタレンスルホナート
ナプシラート
ニコチナート
ニトラート
ニトロベンゾアート
オレアート
オルトホスファート
オロタート
オキサラート
オキシド
四―オキソペンタノアート
パルミタート
パルミタート　ヒドロクロリド
パモアート
パントテナート
パントテナート　スルファート
ペンタヒドラート
ペルクロラート

フェニルプロピオナート
ホスファート
ホスフィット
フタラート
ピクラート
ピバラート
（ピバロイルオキシ）メチル
ピボキシル
ピボキシル　ヒドロクロリド
ポタシウム
ポタシウム　スルファート
プロピオナート
プロピオナート　ドデシル　スルファート
プロピオナート　ラウリル　スルファート
プロピル
プロピル　エステル
ピリジルアセタート
キナート
レシナート
サッカラート
サリチラート
サリチロイルアセタート
ソジウム
ソジウム
ソジウム　二―スルホベンゾアート
ソジウム　ヒドラート
ソジウム　ヒドロゲン　ホスファート
ソジウム　メタンスルホナート
ソジウム　モノヒドラート
ソジウム　ホスファート
ソジウム　スクシナート
ソジウム　スルファート
ソジウム　スルホベンゾアート
ソジウム　スルファート
ステアラート
スクシナート
スクシニル
スルファート
スルフィナート
スルフィット
スルホサリチラート
スルファート
スルホサリチラート
タンナート
タルトラート
テプタート
テオクラート
テトラヒドラート

テトラヒドロフタラート
テトラソジウム
テオクラート
チオシアナート
ｄ－トルエンスルホナート
トシラート
トシラート
トリフルオロアセタート
トリヒドラート
トリヨージド
トリメチルアセタート
トリニトラート
トリパルミタート
ウンデク－１０－エノアート
ウンデカノアート
ウンデシレナート
バレラート
ジンク

付表Ⅲ　ＩＮＮを有する有効成分の塩、エステル又は水和物であって当該有効成分と同一の号に分類されていないもの

号	ＩＮＮ	ＩＮＮを有する有効成分の塩、エステル又は水和物	号
二九一八・九〇	カルベノキソロン	カルベノキソロン　ジコリン塩	二九二三・一〇
二九〇九・四九	クロルフェネシン	カルバミン酸クロルフェネシン	二九二四・二九
二九〇七・二九	ジエネストロール	二酢酸ジエネストロール	二九二五・三九
二九〇七・二九	ジエチルスチルベストロール	二酪酸ジエチルスチルベストロール	二九二五・六〇
二九〇七・二九	ジエチルスチルベストロール	ジフル酸ジエチルスチルベストロール	二九二三・一九
二九〇七・二九	ジエチルスチルベストロール	ジプロピオン酸ジエチルスチルベストロール	二九二五・五〇
二九一八・九〇	エノキソロン	りん酸二水素エノキソロン	二九二九・〇〇
二九〇五・五〇	エトクロルビノール	カルバミン酸エトクロルビノール	二九二四・一〇
二九三三・三九	ハロペリドール	デカン酸ハロペリドール	二九三三・九〇
二九〇七・二九	ヘキセストロール	二酪酸ヘキセストロール	二九二五・六〇
二九〇七・二九	ヘキセストロール	ジプロピオン酸ヘキセストロール	二九二五・五〇
二九三四・九〇	フェンメトラジン	テオクル酸フェンメトラジン	二九二九・五〇
二九三四・三〇	ブロメタジン	テオクル酸ブロメタジン	二九二九・五〇

付表Ⅳ　完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品

号	品名
二九〇三・六九	一・一―（四―クロロブチリデン）ビス（四―フルオロベンゼン）
二九〇三・六九	ｍ―クロロベンジル　クロリド
二九〇四・九〇	四―クロロ―二―ニトロトリフルオロメチルベンゼン
二九〇五・二二	イソフィトール
二九〇五・五〇	ヘキサフルオロイソプロパノール
二九〇六・二九	ナトリウム　四―クロロ―一―ヒドロキシ―一―ブタン　スルホナート
二九〇九・三〇	二―フェニル―一・三―プロパンジオール
二九〇九・三〇	二―ブロモ―六―メトキシナフタレン
二九〇九・三〇	二―クロロプロピル―一・五―キシリル　エーテル
二九〇九・五〇	三―メトキシ―四―ヒドロキシ―フェニル　アセトンの一―ナトリウム塩
二九一〇・九〇	オキシラン（四―（二―メトキシエチル）フェノキシ）メチル）―
二九一一・〇〇	一・一―ジメトキシ―一―（二―メトキシエトキシ）エタン
二九一一・〇〇	二―ニトロベンズアルデヒド　ジメチル　アセタール
二九一一・〇〇	ジイソプロポキシシクロヘキサン
二九一二・二九	九・十―エタノアントラセン―九（十Ｈ）―アクロレイン
二九一二・四九	六―メトキシ―二―ナフトアルデヒド
二九一四・三〇	十・十一―ジヒドロ―五Ｈ―ジベンゾ［ａ・ｄ］―シクロヘプテン―五―オン
二九一四・三〇	五―Ｈ―ジベンゾ［ａ・ｄ］―シクロヘプテン―五―オン
二九一四・三〇	イソプチル　アセトフェノン
二九一四・四九	ブレグナ―一・四―ジエン―三・二十―ジオン、十一・十七・二十一―トリヒドロキシ―六―メチル―、（十一・アルファ・、十六・ベータ・）―
二九一四・五〇	九―ベータ、十一―ベーターエポキシ　十七―アルファ、二十一―ジヒドロキシ―十六―ベーターメチルプレグナ―一・四―ジエン―三・二十―ジオン（九・十一―エポキシド）
二九一四・七〇	二―クロロ―一（二・四―ジクロロフェニル）エタノン
二九一四・七〇	四―（三・四―ジクロロフェニル）―テトラロン
二九一四・七〇	四―クロロ―一―（四―フルオロフェニル）―一―ブタノン
二九一四・七〇	四―クロロ―一―（四―（二・一―ジメチルエチル）フェニル）―一―ブタノン
二九一五・三九	十六―アルファ―メチル―一・四―プレグナジエン―十七―アルファ、二十一―ジオール―三・二十―ジオン、二十一―アセタート
二九一五・三九	二―アセトキシメチル―四―ベンジルオキシブチル―一―アセタート
二九一五・三九	二―アセトキシメチル―四―ヨードブチル―一―アセタート
二九一五・三九	二十一―アセトキシ―十七―アルファ―ヒドロキシ―十六―ベーターメチルプレグナ―一・四・九―トリエン―三・二十―ジオン
二九一五・三九	二十一―アセトキシ―十七―アルファ―ヒドロキシ―十六―ベーターメチルプレグナ―一・四―ジエン―三・二十一―ジオン
二九一五・三九	デルタ―九・十一―アンヒドロ―十六―アルファ　メチルプレドニソロンアセタート
二九一六・三九	二―クロロ―四・五―ジフルオロ安息香酸
二九一六・三九	アルファ―（二―ブロモエチル）―ナルファ―フェニルベンゼン酢酸
二九一七・一九	モノ―四―ニトロベンジル　マロナート　マグネシウム塩　二水和物
二九一七・三九	モノフェニル　フェニル　マロナート
二九一八・一六	乳酸グルコン酸カルシウム
二九一八・一七	Ｄ―マンデル酸
二九一八・一九	一・二・六・七・八・八―アルファ―（キサヒドロ　ベータ　ベータ、デルタ　ベータ―ジヒドロキシ―一　ベータ、六　アルファ―ジメチル―八　アルファ―（二　ベーターメチル―一―オキソブトキシ）―一　ベーターナフタレンヘプタノン酸　アンモニウム塩
二九一八・一九	八（Ｓ）―（二・二―ジメチル―一―オキソブトキシ）―一・二・六・七、八・八―アルファ（Ｒ）、ヘキサヒドロ―ベータ（Ｒ）、デルタ（Ｒ）―ジヒドロキシ―二（Ｓ）・六（Ｒ）―ジメチル―一（Ｓ）―ナフタレンヘプタノン酸、アンモニウム塩
二九一八・一九	Ｄ（－）アルファ―ホルミルオキシ―アルファ―フェニルアセチル　クロリド
二九一八・一九	メチル―（Ｒ）―（－）―二―ヒドロキシプチラート

二九一八・三〇　三―(二―クロロ―四・五―ジフルオロフェニル)―二―オキソプロピオン酸　エチルエステル
二九一八・三〇　エチル二―(三―メトキシ―一―メチル―三―オキソ―一―プロペニル)―アミノ)―四―ヒドロキシフェニル　アセタート
二九一八・九〇　四―(フェニルブトキシ)安息香酸
二九一八・九〇　(六―アルファ、十一―ベータ、十六―アルファ)―六・九―ジフルオロ―十一・十七―ジヒドロキシ―十六―メチル―三―オキソアンドロスタ―一・四―ジエン―十七―カルボン酸
二九一八・九〇　ジエチル　エトキシメチレン　マロナート
二九一八・九〇　イソブチル―三・四―エポキシブタノアート
二九一八・九〇　メチル　五―グリオキシリル―二―ヒドロキシベンゾアート　水和物
二九一九・〇〇　ホスホロフルオリド酸　ビス(一―メチルエチル)　エステル
二九二一・四二　五―クロロアニリン―一、四―ジスルホネル　クロリド
二九二一・四九　一―ナフタレンアミン、四―(三、四―ジクロロフェニル)―一・二・三・四―テトラヒドロ―N―メチル―ヒドロクロリド、トランス―(±)―
二九二一・四九　アルファ・アルファ・、アルファ―トリフルオロ―二・三―キシリジン
二九二一・四九　N―ベンジルメチルアミン
二九二一・四九　N―メチルプロトリプチリン　ヒドロクロリド
二九二一・一九　(一S・二R)―一―ベンジル―三―ジメチルアミノ―二―メチル―一―フェニルプロパン―一―オール
二九二一・一九　(三S・三R)―(±)―四―ジメチルアミノ―三―メチル―一・二―ジフェニル―二―ブタノール
二九二一・一九　一―デオキシ―一―(オクチルアミノ)―D―グルシトール
二九二一・一九　二―(三・四―ジメトキシフェニル)エチルアミン
二九二一・三〇　二―アミノ―一―クロロ―五―ニトロベンゾフェノン
二九二一・四一　ベンゼン酢酸、アルファ―メチル―四―(二―メチルプロピル)―(S)―、及びL―リジンとからなる一：一化合物
二九二二・四九　(S・S)―H―(一―(カルボエトキシ)―三―フェニルプロピル)アラニン
二九二二・四九　二―アセチン酸、三―アミノ―、メチルエステル
二九二二・四九　四―アミノ酪酸
二九二二・四九　D(―)―アルファ―フェニルグリシン
二九二二・四九　ジヒドロ　フェニル　グリシン
二九二二・四九　カリウム　D(―)―アルファ―(三―メトキシ―一―メチル―三―オキソ―一―プロペニル)―アミノ)―フェニル　アセタート
二九二二・四九　ナトリウム　D(―)―アルファ―(三―メトキシ―一―メチル―三―オキソ―一―プロペニル)―アミノ)―フェニル　アセタート
二九二二・五〇　(三(S・三R)―(±)―一―(三S)―ヒドロキシエチル―三―アミノ―一・五―ペンタン―一酸―五―メチルエステル
二九二二・五〇　二―(N―ベンジル―N―三級アセチルアミノ)―四―ヒドロキシ―三―ヒドロキシメチルアセトフェノン　ヒドロクロリド
二九二二・五〇　三―アミノ―一―ヒドロキシアセトフェノン　ヒドロクロリド
二九二二・五〇　四―アミノ―五―クロロ―一―メトキシ安息香酸
二九二二・五〇　四―ヒドロキシ―アルファ―一―(二(六―(四―フェニルブトキシ)ヘキシル)―アミノ)メチル)―一・三―ベンゼンジメタノール
二九二二・五〇　ベンゼン―エタナミン―三・四―ジメトキシ―ベタメチル
二九二二・五〇　D(―)―四―ヒドロキシフェニル　グリシン
二九二二・五〇　d(―)―四―ヒドロキシフェニル　グリシン・クロリド　ヒドロクロリド
二九二二・五〇　エチル―二―(二―クロロ―四・五―ジフルオロ―ベンゾイル)―三―(二・四―ジフルオロ　フェニル―アミノ)―二―アクリラート
二九二二・五〇　N―ベンジル―N―三級アセチル―二―ヒドロキシ―二―(三―ヒドロキシメチル―四―ヒドロキシフェニル)エチルアミン
二九二二・五〇　カリウム　D(―)―アルファ―(三―メトキシ―一―メチル―三―オキソ―一―プロペニル)―アミノ)―四―ヒドロキシフェニル　アセタート
二九二二・五〇　ナトリウム　D(―)―アルファ―(三―メトキシ―一―メチル―二―オキソ―一―プロペニル)―アミノ)―四―ヒドロキシフェニル　アセタート
二九二三・九〇　三―(ジメチルアミノ)メチル)―一・二・三・九―テトラヒドロ―九―メチル―四H―カルバゾール―四―オン
二九二四・一〇　一―プロパンアミニウム、二―[(アミノカルボニル)オキシ]―N・N・N―トリメチル―、クロリド
二九二四・一〇　L―ナスパラギン　一水和物
二九二四・一〇　N・O―ジホルミル―(S)―イソセリン
二九二四・一〇　N―(二―ヒドロキシエチル)ラクトアミド
二九二四・二九　二・二―ジメチルシクロプロピルカルボキサミド
二九二四・二九　二―(四―(二―ヒドロキシ―二―イソプロピル　アミノプロポキシ)フェニル)アセトアミド
二九二四・二九　二―メチル―N―(三―(トリフルオロメチル)フェニル)プロパンアミド
二九二四・二九　三―(一四―(フェニルブトキシ)ベンゾイルアミノ)―二―ヒドロキシアセトフェノン
二九二四・二九　四―ホルミル―N―イソプロピルベンズアミド
二九二四・二九　五―(N・N―ジベンジルグリシル)サリチルアミド
二九二四・二九　五―グリオキシル―二―ヒドロキシベンズアミド　水和物
二九二四・二九　メチル　三―クロロ―四―アセトアミド―二―ハイドロキシ―ベンゾアート
二九二四・二九　N―(ベンジル　オキシカルボニル)―DL―バリン
二九二四・二九　N―アセチルスルファニリル　クロリド
二九二五・一九　二・六―ピペリジンジオン　四―(四―クロロフェニル)
二九二六・九〇　(一)―N―(アルファ―シアノ―四―ヒドロキシ―三―メトキシ―アルファ　メチルフェネチル)アセトアミド
二九二六・九〇　(一・一―ビフェニル)―二―カルボニトリル、四―メチル
二九二六・九〇　一―(四―フルオロフェニル)―四―オキソシクロヘキサン―カルボニトリル
二九二六・九〇　二―(三―フェノキシフェニル)プロピオノニトリル
二九二六・九〇　三・四・五―トリメトキシフェニルアセトニトリル
二九二六・九〇　三―シアナ―N―(二・一―ジメチルエチル)―アンドロスタ―三・五―ジエン―十七　ベータ―カルボキサミド
二九二六・九〇　アルファ―イソプロピル―二・四・五―トリメトキシベンジル　シアニド
二九二六・九〇　アルファ―イソプロピル―三・四―ジメトキシ　ベンジルシアニド
二九二六・九〇　エチル　エトキシメチレン　シアノアセタート
二九二八・〇〇　二―(テノイルオキシ)―二―メチルプロパノ酸　モノヒドロクロリド
二九二八・〇〇　N―パラ―クロロベンゾイル―N―パラ―メトキシフェニル―ヒドラジン
二九三〇・九〇　二―トリフルオロ―一―(パラ―メチルチオ―ベンジリデン)―インデン―二―酢酸
二九三〇・九〇　シス―五―トリフルオロ―二―メチル―一―(パラ―メチルチオ―ベンジリデン)―インデン―二―酢酸
二九三〇・九〇　D(―)―三―アセチルチオ―二―メチル　プロパノ酸
二九三〇・九〇　D(―)―三―アセチルチオ―二―メチル―プロパニル　クロリド
二九三〇・九〇　D(―)―トレオ―二―アミノ―三(四―メチルスルホニルフェニル)―一・三―プロパンジオール　ヒドロクロリド
二九三〇・九〇　ジメチル　N―シアノジチオイミノカルボナート
二九三〇・九〇　DL―二―ヒドロキシ―四―(メチルチオ)酪酸
二九三〇・九〇　メチル―二―メトキシ―五―メチルスルホニル　ベンゾアート
二九三〇・九〇　N・N―ジメチルアミノチオアセトアミド　ヒドロクロリド
二九三〇・九〇　N―(二―メルカプトエチル)―プロパンアミド
二九三〇・九〇　N―メチル―二―(メチルチオ)―二―ニトロエテナミン
二九三一・〇〇　(三―メチル―一)―一―オキシル　プロポキシ(プロポキシ)―(四―フェニルブチル　一)―ホスフィニル)アセタート
二九三二・〇〇　(ヒドロキシ(四―フェニルブチル)ホスフィニル)酢酸、ベンジル　エステル

二九三二・〇〇　(二)―メチル―一―(二―オキソプロポキシ)―プロポキシ)―(四―フェニルブチル)　ホスフィニル)　酢酸
二九三二・〇〇　三級ブチル　(トリフェニルホスホルアニリデン)　アセタート
二九三二・一九　五―(二―(二―(二―アミノエチル)　チオ)　メチル―N・N―ジメチル―一―フラン　メタンアミド　ジアミン
二九三二・一九　N―(二―(二―(二―(ジメチルアミノ)　メチル)　―一―フラニルメチル)　チオ)　―エチル)　―N―メチル―一―ニトロ―一・一―エテンジアミン
二九三二・二九　(三S・四S)　―三―ヘキシル―四―(R)　―一―ヒドロキシトリデシル)　―一―オキセタノン
二九三二・二九　アルファ―(二・四―ジクロロフェニル)　―一H―イミダゾール―一―エタノール
二九三二・二九　D―(―)―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―四・四―ジメチル―一・(三H)　―フラノン
二九三二・二九　DL―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―四・四―ジメチル―一・(三H)　―フラノン
二九三二・二九　インペラトリン
二九三二・二九　ハ―メトキシジアゾラレン
二九三二・九〇　二・三・四・六―テトラ―O―アセチル―A―D―グルコピラノシル　カルバムイミドチオアート　モノヒドロブロミド
二九三二・九〇　カルシウム　ラクトビオナート　二水和物
二九三二・九〇　カルシウム―ブロミド　ラクトビオナート
二九三二・九〇　ラクトビオン酸
二九三二・九〇　N―(ジヒドロ―三・三―ジフェニル―二・(三H)　―フラニリデン)　―N―メチルメタンアミニウム　ブロミド
二九三二・一九　一・二―ジフェニル―四―(二―フェニルチオエチル)　―三・五―ピラゾリジンジオン
二九三二・二九　一・二・三・九―テトラヒドロ―九―メチル―二―(二―メチル―一H―イミダゾール―一―イル)　メチル)　―四H―カルバゾロン
二九三二・二九　一H―イミダゾール―五―メタノール、二―ブチル―四―クロロ―一―(二・二―(トリフェニルメチル)―二H―テトラゾール―五―イル)　(一・一―ビフェニル)　―四―イル―メチル)
二九三二・二九　二―メチル―四―(又は五)　―ニトロ―イミダゾール
二九三二・二九　二―プロピル―四―(五)　―カルボメトキシ―五―(四)　―ペンタフルオロエチル　イミダゾール
二九三二・二九　三―エチル―五―メチル―四―(二―クロロフェニル)　―一・四―ジヒドロ―一―(二・三―ジヒドロ―一・三―ジオキソ―(一H―イソインドール―二―イル)　エトキシ(メチル)　―一H―メチル―三・五―ピリジンジカルボキシラート
二九三二・二九　四―メチルイミダゾール
二九三二・二九　N―(二・四―ジフルオロフェニル)　―N―(三五―(四・五―ジフェニル―一H―イミダゾール―一―イルチオ)　ペンチル)　―N―ヘプチル尿素
二九三三・二九　(±)―シス―四―アミノ―五―クロロ―N―(一―(三―(四―フルオロフェノキシ)　プロピル)　―三―メトキシ―四―ピペリジニル)　―二―メトキシベンズアミド　メタノール(一:一)
二九三三・二九　(―)―トランス―三―メチル―四―フェニル―四―ピペリジン―カルボン酸　ヒドロブロミド
二九三三・二九　(四―フルオロフェニル)　(四―ピペリジニル)　メタノン　四―メチルベンゼンスルホナート(一:一)
二九三三・二九　一・三―ジヒドロ―一―(一・二・三・六―テトラヒドロ―四―ピリジニル)　―二H―ベンズイミダゾール―二―オン
二九三三・二九　一・三―ジヒドロ―一―(四―ピペリジル)　―二H―ベンズイミダゾール―二―オン
二九三三・二九　一―(三―クロロプロピル)　―一・六―ジメチルピペリジン　ヒドロクロリド
二九三三・二九　一―(四―フルオロフェニル)　メチル)　―N―(四―ピペリジニル)　―一H―ベンズイミダゾール―一―アミン
二九三三・二九　一H―イミダゾール―四―カルボキシアルデヒド、二―ブチル―五―クロロ―
二九三三・二九　二・六―ジクロロ―五―フルオロニコチン酸
二九三三・二九　二―クロロニコチン酸
二九三三・二九　三・五―ジメチル―二―ヒドロキシメチル―四―メトキシピリジン
二九三三・二九　四―(四―クロロフェニル)　―四―ピペリジノール
二九三三・二九　四―(メトキシメチル)　―N―フェニル―一―(フェニルメチル)　―四―ピペリジンアミン
二九三三・二九　五・五―ビス(四―ピリジニルメチル)　―五H―シクロペンタ(二・一―b:三・四―b)　ジピリジン　一水和物

二九三三・二九　五―クロロ―一・二―ジヒドロ―一―(四―ピペリジル)　―二H―ベンズイミダゾール―二―オン
二九三三・二九　アルファ・アルファ―ジフェニル―四―ピペリジンメタノール　ヒドロクロリド
二九三三・二九　アルファ―フェニル―(二―(四―フルオロフェノキシ)　プロピル)　―二―メトキシ―四―ピペリジンアミン
二九三三・二九　ジベンゾシクロヘプタトリエン―ピペリジン　カルビノール
二九三三・二九　エチル　四―(五―クロロ―一・二―ジヒドロ―二―オキソ―一H―ベンズイミダゾール―一―イル)　―一―ピペリジンカルボキシラート
二九三三・二九　エチル　四―(二―アミノ―四―クロロフェニル)　アミノ)　―一―ピペリジンカルボキシラート
二九三三・二九　エチル　四―(二―(四―フルオロフェニルメチル)　―一H―ベンズイミダゾール―二―イル)　アミノ)　―一―ピペリジンカルボキシラート
二九三三・二九　エチル　四―オキソ―一―ピペリジンカルボキシラート
二九三三・二九　N―(四―(メトキシメチル)　―四―ピペリジニル)　―N―フェニル―プロパンアミド　モノヒドロクロリド
二九三三・二九　N―フェニル―N―(四―ピペリジニル)　プロパンアミド
二九三三・二九　キヌクリジン
二九三三・二九　テルフェナドン
二九三三・四〇　(三S・四a　アルファ・八a　ベータ)　―N―三級ブチルデカヒドロ―二―イソキノリンカルボキサミド
二九三三・四〇　(S)　―N―三級ブチル―一・二・三・四―テトラヒドロ―二―イソキノリンカルボキサミド
二九三三・四〇　(R)　―(E)　―一―(二―(二―(七―クロロ―一―キノリル)　エテニル)　フェニル)　―三―(二―ヒドロキシ―一―メチルエチル)　フェニル)　プロピル)　チオ)　メチル)　シクロプロパン酢酸　ナトリウム塩
二九三三・四〇　一・三―ジメチル―四―アミノ―五―ホルミルアミノウラシル
二九三三・四〇　一―シクロプロピル―六・七―ジフルオロ―一・四―ジヒドロ―四―オキソ―三―キノリン　カルボン酸
二九三三・四〇　二―キノリンメタンアミン、一・二・三・四―テトラヒドロ―六―メチル―N―(一―メチルエチル)　七―ニトロ―モノメタンスルホナート
二九三三・四〇　三―(一―(四―クロロベノイル)　―二―(三級ブチルチオ)　―五―(二―キノリニルメトキシ)　インドール―二―イル)　―二・二―ジメチルプロパン酸　ナトリウム塩
二九三三・四〇　三―イソキノリンカルボン酸　S―一・二・三・四―テトラヒドロ、ベンジルエステル、パラ―トルエンスルホン酸塩
二九三三・四〇　六・七―ジフルオロ―一―(二・四―ジヒドロ―四―オキソ―三―キノロン　カルボン酸
二九三三・四〇　七―クロロ―六―フルオロ―一―(四―フルオロフェニル)　―一・四―ジヒドロ―四―オキソ―三―キノリン　カルボン酸
二九三三・四〇　七―クロロキナルジン
二九三三・四〇　クロロ―七―エチル―一―フルオロ―六―オキソ―四―ジヒドロ―一・四―キノリン―三―カルボン酸
二九三三・四〇　エチル、一―エチル―六・七・八―トリフルオロ―四―ジヒドロ―四―オキソ―三―キノリン　カルボキシラート
二九三三・四〇　N―(二―キノリニルカルボニル)　オキシン)　スクシンイミド
二九三三・五九　(一S)　―一―メチル―二・五―ジアザビシクロ(二・二・一)　ヘプタン　ジヒドロブロミド
二九三三・五九　(Z)　―三―(二―(四―(二・四―ジフルオロフェニル)　(ヒドロキシイミノ)　―メチル)　―一―ピペリジニル)　エチル)　―六・七・八・九―テトラヒドロ―一―メチル―四H―ピリド(一・二―a)　ピリミジン―四―オン
二九三三・五九　一・三―プロパンジオール―二―(二―(二―アミノ―六―クロロ―九H―プリン―九―イル)　エチル)　―ジアセタート(エステル)
二九三三・五九　一―(二―フロイル)　ピペラジン
二九三三・五九　一―(三―クロロフェニル)　―四―(三―クロロプロピル)　ピペラジン　ヒドロクロリド
二九三三・五九　一―(ジフェニルメチル)　ピペラジン
二九三三・五九　一―(アルファ・アルファ―ビス(四―フルオロフェニル)　メチル)　―ピペラジン

二九三二・五九　一―アセチル―四―（四―ヒドロキシフェニル）ピペラジン
二九三二・五九　一―アミノ―四―メチルピペラジン
二九三二・五九　一―エチル―六・八―ジフルオロ―一・四―ジヒドロ―七―（三―メチル―一―ピペラジニル）―四―オキソキノリン―三―カルボン酸
二九三二・五九　二・四―ジヒドロ―四―（四―（四―ヒドロキシフェニル）―一―ピペラジニル）フェニル）―一―（二―メチルプロピル）―三Ｈ―一・二・四―トリアゾール―三―オン
二九三二・五九　二・四―ジヒドロキシ―六・七―ジメトキシ　キナゾリン
二九三二・五九　三―（二―クロロエチル）―二―メチル―四Ｈ―ピリド（一・二―ａ）ピリミジン―四―オン
二九三二・五九　三―（二―クロロエチル）―六・七・八・九―テトラヒドロ―二―メチル―四Ｈ―ピリド（一・二―ａ）ピリミジン―四―オン　モノヒドロクロリド
二九三二・五九　三―（二―クロロエチル）―二・四―（一Ｈ・三Ｈ）―キナゾリンジオン
二九三二・五九　四―（四―（一―メチルエチル）―一―ピペラジニル）フェノール
二九三二・五九　四―アミノ―二―クロロ―六・七―ジメトキシ―キナゾリン
二九三二・五九　五・六―ジメトキシ―四―ピリミジンアミン
二九三二・五九　Ｎ―（二―ピリミジル）―ピペラジン　ジヒドロクロリド
二九三二・七九　（ＲＲ・三十五・四Ｒ）―四―アセトキシ―三―（一―（三級ブチル―ジメチル―シリルオキシ）エチル）アゼチジン―二―オン
二九三二・七九　一―（二・六―ジクロロフェニル）―二―インドリノン
二九三二・七九　一―カルボエトキシメチルピロリジン―二―オン
二九三二・七九　二Ｈ―インドール―二―オン、一・三―ジヒドロ―一―フェニル―三・三―ビス（四―ピリジニルメチル）
二九三二・七九　三・三―ジエチル―五―（ヒドロキシメチル）―二・四―（一Ｈ・三Ｈ）―ピリジンジオン
二九三二・七九　三―オキソ―四―アザ―五―アルファ　アンドロステン―十七―ベーター―カルボン酸
二九三二・七九　五―クロロオキシインドール
二九三二・七九　五―エテニル―二―ピロリドン―三―カルボキサミド
二九三二・七九　メチル―三―オキソ―四―アザ―五―アルファ―アンドロスト―一―エン―十七―ベーター―カルボキシラート
二九三二・七九　一・二・三・九―テトラヒドロ―九―メチル―四Ｈ―カルバゾール―四―オン
二九三二・九〇　一・三―ジヒドロ―一―（二―メチルエテニル）―二Ｈ―ベンズイミダゾール―二―オン
二九三二・九〇　一―（四―フルオロフェニル）メチル）―一Ｈ―ベンズイミダゾール―二―アミン
二九三二・九〇　一―エチル―一・四―ジヒドロ―五Ｈ―ピラゾール―五―オン
二九三二・九〇　一―エチル―二―アミノメチルピロリジン
二九三二・九〇　一Ｈ―テトラゾール、五―（四―メチル（二・二―ビフェニル）―二―イル）―一―トリフェニルメチル
二九三二・九〇　二・四―ジフルオロ―二―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）アセトフェノン　ヒドロクロリド
二九三二・九〇　二―（二・四―ジフルオロフェニル）―二・三―ビス―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）―二―プロパノール
二九三二・九〇　二―メルカプト―五―メトキシ　ベンズイミダゾール
二九三二・九〇　二―メチルピラジン―五―カルボン酸
二九三二・九〇　二―（三―アセチルチオ―二―メチル―一―オキソプロピル）―Ｌ―プロリン
二九三二・九〇　二―ナミノピロリジン　ジヒドロクロリド
二九三二・九〇　四―（四―ブロモフェニル）―四―ピペリジノール
二九三二・九〇　五―メルカプト―一―メチル―一・二・三・四―テトラゾール
二九三二・九〇　七―クロロナフチリジン　エチルエステル
二九三二・九〇　八―クロロ―六―（二―フルオロフェニル）―一―メチル―四Ｈ―イミダゾ（一・五―ａ）（一―四）ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸
二九三二・九〇　アントラ（一・九―ｃｄ）ピラゾール―六（二Ｈ）―オン、七・十―ジヒドロキシ―二―（二―（二―ヒドロキシエチル）アミノ）エチル）―五―（二―（メチルアミノ）エチル）アミノ）エチル　テトラゾール―五―カルボキシラート
二九三二・九〇　イミノジベンジル
二九三二・九〇　イミノスチルベン
二九三二・九〇　Ｌ―ナラニル―Ｌ―プロリン
二九三二・九〇　メチル―三―アミノ―五・六―ジクロロ―二―ピラジノアート
二九三二・九〇　Ｎ―（Ｎ―（Ｓ）―一―カルボキシ―二―フェニル―プロピル）―Ｎ′―トリフルオロアセチル）―Ｌ―リシル）―Ｌ―プロリン　エチルエステル
二九三二・九〇　Ｎ―メチル―二―ピロール酢酸　メチルエステル
二九三二・九〇　テトラゾール―一―酢酸
二九三二・九〇　トランス―四―シクロヘキシル―Ｌ―プロリン　ヒドロクロリド
二九三二・九〇　トリフルオロアセチル―Ｌ―リシン―Ｌ―プロリン
二九三二・九〇　トリフルオロアセチル―Ｌ―リシン―Ｌ―プロリン　トシル塩
二九三二・九〇　二―（二―アミノチアゾール―四―イル）―二―メトキシイミノ　酢酸クロリド　ヒドロクロリド（Ｚ）
二九三四・一〇　二―（二―ホルムアミドチアゾール―四―イル）―二―メトキシイミド　酢酸
二九三四・一〇　二―（ホルミルアミノ）―チアゾリル―四―グリオキシル酸　エチルエステル
二九三四・一〇　エチル―二―（二―アミノチアゾール―四―イル）―二―ヒドロキシイミノアセタート
二九三四・二〇　アセチル―二―フェノチアジン
二九三四・二〇　アミノ―二―フェノチアジン
二九三四・二〇　クロロ―二―フェノチアジン
二九三四・九〇　（＋）―六―アミノペニシラン酸、（四―ニトロフェニル）メチルエステル、一―オキシド
二九三四・九〇　（二・七）―（エポキシベンタデカ（二・十一・十三）トリエンイミン）ナフト（二・一―ｂ）フラン―二・四・六・十一―（二Ｈ）―チトロン、五・十七・十九・二十一―チトラヒドロキシ―十三―メトキシ―二・四・十二・十六・十八・二十・二十二―ヘプタメチル―二十一―アセタート
二九三四・九〇　（二ａＳ・六ａＲ）―一・三―ジベンジルテトラヒドロ―四Ｈ―フロ（三・四―ｄ）イミダゾール―二・四（一Ｈ）―オン
二九三四・九〇　（六Ｒ・七Ｒ）―二―アセトキシメチル―七―（Ｒ）―一―ホルミルオキシ―一―フェニルアセトアミド）―八―オキソ―五―チア―一―アザビシクロ（四・二・〇）オクト―二―エン―二―カルボン酸（並びにその塩及びエステル）
二九三四・九〇　（六Ｒ・七Ｒ）―七―（Ｒ）―（―ナミノフェニルアセトアミド）―三―メチル―八―オキサ―五―チア―一―アザビシクロ（四・二・〇）オクト―二―エン―二―カルボン酸　ジソルベート
二九三四・九〇　（六Ｒ・七Ｒ）―七―アミノ―三―クロロ―八―オキサ―四―チア―一―アザビシクロ（四・二・〇）オクト―二―エン―二―カルボン酸、（四―ニトロフェニル）メチルエステル
二九三四・九〇　（七Ｒ）―七―アミノ―三―（（五―メチル―一・三・四―チアジアゾール―二―イル）―チオ）メチル）―三―セフェム―四―カルボン酸
二九三四・九〇　（Ｒ）―二―（二―アオキシ―ベータ―Ｄ―エリトロペントフラノシル）三・四・七・八―テトラヒドロ―イミダゾ―（四・五）ジアゼピン―八―オール
二九三四・九〇　（四Ｓ・五Ｓ）―四―ベンジル―二―オキソ―五―オキサゾリジニル）メチル　ｐ―ニトロベンゼンスルホナート
二九三四・九〇　一・四・七・十―テトラアザシクロドデカン―一・四・七―三酢酸
二九三四・九〇　一―四―ジチア―七―アザスピロ（四・四）ノナン―八―（Ｓ）―カルボン酸
二九三四・九〇　一―エチル―一・四―ジヒドロ―四―オキソ―（一・二）ジオキソロ（四・五―ｇ）シンノリン―三―カルボニトリル
二九三四・九〇　二―チオフェンカルボニル　クロリド
二九三四・九〇　二′・三―ジデオキシイノシン
二九三四・九〇　二・五―ジヒドロ―五―チオキソ―一―Ｈ―テトラゾール―一―メタンスルホン酸、二ナトリウム塩

二九三四・九〇　二―（二・四―ジクロロフェニル）―一―（一Ｈ―イミダゾール―一―イルメチル）―一・三―ジオキソラン―四―メタノール
二九三四・九〇　一―（三・四―ジヒドロキシフェニル）―テトラヒドロ―一・四―オキサジン
二九三四・九〇　二―アセチルベンゾ―（ベータ）―チオフェン
二九三四・九〇　二―クロロ―九―（三―ジメチルアミノ）―プロピル）―九Ｈ―チオキサンチン―九―オール
二九三四・九〇　二―クロロジベンズ―（ベータ・ｆ）―（一・四）―オキサゼピン―十一―（十Ｈ）―オン
二九三四・九〇　二―チオフェン　アセチル　クロリド
二九三四・九〇　二十一―ヒドロキシ―アルタ―四―プレグネン―三・二十―ジオン（十六　アルファ・十七　アルファ）―Ｄ―二―メチルオキサゾリン―二十一―アセタート
二九三四・九〇　二Ｈ―一・二―ベンゾチアジン―三―カルボン酸、四―ヒドロキシ―二―メチル―エチルエステル、一・一―ジオキシド
二九三四・九〇　二―ホルミル―ヘプタメチル　エサヒドロキシ―二十三―メトキシ―二・七―エポキシ―ペンタデカ　トリエン
イミノマフトフラン―一―二Ｈ―十一―ジオン―二・十一―アセタート
二九三四・九〇　二―メチレン―七―（二―フェノキシアセトアミド）セファム―四―カルボン酸、パラ―ニトロベンジルエステル、一―オキシド
二九三四・九〇　二―フェニル―五―メチルイソキサゾール―四―カルボン酸　クロリド
二九三四・九〇　二―チオフェン　マロン酸
二九三四・九〇　四―チア―一―ナザビシクロ（三・二・〇）（ヘプタン―二―カルボン酸、三・三―ジメチル―七―オキソ―、ヨードメチルエステル、四・四―ジオキシド、（二Ｓ―シス）
二九三四・九〇　五―エチル―九―（二―フェノキシエチル）―一―Ｈ―一・二・四―トリアゾール―三（四Ｈ）―オン
二九三四・九〇　五―メチル―一・三・四―チアジアゾール―二―チオール
二九三四・九〇　セファメノ　セファロスポラン酸
二九三四・九〇　セファメノ―三―（シス―一―プロペニル）セフ―三―エム―カルボン酸
二九三四・九〇　セファメノ―三―（二―メチル―テトラゾール―五―イル）―チオメチル）―セファロスポラン酸
二九三四・九〇　セファメノ―三―メトキシメチル　セファロスポラン酸
二九三四・九〇　セファメノ―デスアセトキシセファロスポラン酸
二九三四・九〇　セ―Ｄ（―）―マンデルアミドセファロスポラン酸
二九三四・九〇　セ―フェニルアセトアミド―三―クロロメチル　セフェム―四―カルボキシラート　ｐ―メトキシベンジルエステル
二九三四・九〇　シス―一―（二・四―ジクロロフェニル）―一―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）―一・三―ジオキソラン―四―メタノール
二九三四・九〇　シス―一―（二・四―ジクロロフェニル）―一―（一Ｈ―イミダゾール―一―イルメチル）―一・三―ジオキソラン―四―メタノール　メタンスルホナート（エステル）モノヒドロクロリド
二九三四・九〇　シス―一―（二・四―ジクロロフェニル）―一―（一Ｈ―イミダゾール―一―イルメチル）―一・三―ジオキソラン―四―メタノール　メタンスルホナート　モノヒドロクロリド
二九三四・九〇　Ｎ―（二―テトラヒドロフロイル）―ヒペラジン
二九三四・九〇　Ｎ―（二―（Ｓ）―エトキシカルボニル―二―フェニルプロピル）―Ｓ―アラニル―Ｎ―カルボキシアンヒドリド
二九三四・九〇　ヒペラジン、一―（二・二―ジヒドロ―一・四―ベンゾジオキシン―二―イル）カルボニル）―モノヒドロクロリド
二九三五・〇〇　二―（二―アミノエチル）―Ｎ―メチル―一Ｈ―インドール―五―メタンスルホンアミド
二九三五・〇〇　四―アミノ―Ｎ―メチルペンゼンメタンスルホンアミド　ヒドロクロリド
二九三五・〇〇　四―クロロベンゼンスルホニル尿素、ＰＣＢＳ―尿素
二九三五・〇〇　四―ヒドラジン―Ｎ―メチルペンゼン　メタンスルホンアミド　ヒドロクロリド
二九三五・〇〇　五・六―ジヒドロ―四―オキソ―四・Ｈ―チエノ―（二・三―ベータ）―チオピラン―二―スルホンアミド―七・七―ジオキシド
二九三五・〇〇　五・六―ジヒドロ―四―オキソ―チエノ―（二・三―ベータ）―チオピラン―二―スルホンアミド
二九三五・〇〇　五―クロロ―二・四―ジスルファモイルアニリン
二九三五・〇〇　Ｎ―（二―（四―アミノスルホニル）フェニル）エチル―五―クロロ―二―メトキシベンズアミド
二九三八・九〇　アセチルジゴキシン
二九三八・九〇　カサントラノール
二九三八・九〇　センノシドＡ
二九三八・九〇　センノシドＡ、カルシウム塩
二九三八・九〇　センノシドＢ
二九三八・九〇　センノシドＢ、カルシウム塩
二九四〇・〇〇　二―デオキシ―Ｄ―エリトロ―ペントース
二九四〇・〇〇　Ｄ―リボース
三五〇七・九〇　デスオキシリボヌクレアーゼ
三五〇七・九〇　フィブリヌクレアーゼ粉末
三五〇七・九〇　ムコペプチド　Ｎ―アセチルムラミルヒドラーゼ　ヒドロクロリド
三八二三・九〇　四―（二―アミノエチルチオメチル）―一・三―チアゾール―二―イルメチル　ジメチルアミン（トルエン溶液にしたものに限る。）
三八二三・九〇　四―（六―フルオロ―二―メチルインデン―三―イルメチル）フェニル　メチル　スルフィド（トルエン溶液にしたものに限る。）
三八二三・九〇　クラブラン酸カリウム／ミクロ結晶セルロース（一：一）
三八二三・九〇　クラブラン酸カリウム／二酸化けい素（一：一）
三八二三・九〇　クラブラン酸カリウム／白糖（一：一）

（我が国以外の締約国は省略）

農業に関する協定

加盟国は、

農業貿易の改革過程を開始させるための基礎をプンタ・デル・エステ宣言に掲げる交渉の目的に沿って確立することを決定し、

ウルグァイ・ラウンドの中間検討会合において合意した長期目標が公正で市場指向型の農業貿易体制を確立することであること、並びに助成及び保護に関する約束についての交渉を通じ並びに強化されかつ一層効果的に運用されるガットの規則及び規律の確立を通じて改革過程を開始させるべきであることを想起し、

更に、この長期目標が、合意された期間において農業に対する助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減することを定めることであり、それにより世界の農産品市場における制限及び歪みを是正し並びに防止する結果となることを想起し、

市場アクセス、国内助成及び輸出競争の各分野において拘束力のある具体的な約束を達成し並びに衛生植物検疫に係る問題に関する合意に達することを約束し、

先進加盟国が、市場アクセスに関する約束を実施するに当たって、開発途上加盟国が特別の関心を有する

農産品のためのアクセスの機会及び条件の一層の改善（特に、中間検討会合において合意された熱帯農産品の貿易の最大限の自由化）並びに麻薬となる不法な作物からの転作のために特別に重要な産品のためのアクセスの機会及び条件の一層の改善を行うことにより、開発途上加盟国の特別のニーズ及び状況を十分考慮することを合意し、

改革計画の下における約束が、食糧安全保障、環境保護の必要その他の非貿易的関心事項に配慮しつつ、開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇が交渉の不可欠な要素であるという合意に配慮しつつ、また、改革計画の実施が後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に考慮を払いつつ、すべての加盟国の間で衡平な方法によって行われるべきことに留意して、

ここに、次のとおり協定する。

第一部

第一条　用語の定義

この協定において、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)「助成合計量」とは、基礎農産品の生産者のために農産品について行われる助成又は農業生産者一般のために行われる産品が特定されない助成（附属書二の規定に基づいて削減の対象から除外される施策によって行われる助成を除く。）の毎年の水準（貨幣表示されたもの）をいう。この水準は、

(i) 基準期間中に行われた助成については、加盟国の譲許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の関連する表に明記されている。

(ii) 実施期間中及びその後のいずれかの年に行われる助成については、附属書三の規定に従い、かつ、加盟国の譲許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の表において用いられている基礎的データ及び方法を考慮して算定される。

(b) 国内助成に関する約束との関係において、「基礎農産品」とは、加盟国の譲許表及び関連する補助的文書に掲げられている実行可能な限り最初の販売の段階に近い段階の産品をいう。

(c)「予算上の支出」又は「支出」には、現に徴収されなかった収入を含む。

(d)「助成同等量」とは、基礎農産品の生産者のために一又は二以上の措置をとることによって行われる助成であって助成合計量の算定方法によって算定することができないもの（附属書二の規定に基づいて削減の対象から除外される施策によって行われる助成を除く。）の毎年の水準（貨幣表示されたもの）をいう。この水準は、

(i) 基準期間中に行われた助成については、加盟国の譲許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の関連する表に明記されている。

(ii) 実施期間中及びその後のいずれかの年に行われる助成については、附属書四の規定に従い、かつ、加盟国の譲許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の表において用いられている基礎的データ及び方法を考慮して算定される。

(e)「輸出補助金」とは、第九条に規定する輸出補助金その他輸出が行われることに基づいて交付される補助金をいう。

(f)「実施期間」とは、千九百九十五年に開始する六年間をいう。ただし、第十三条の規定の適用に当たっては、「実施期間」とは、千九百九十五年に開始する九年間をいう。

(g)「市場アクセスに関する譲許」には、この協定に従って行われるすべての市場アクセスに関する約束を含む。

(h)「助成合計総量」とは、農業生産者のために行われるすべての国内助成の総計（基礎農産品についてのすべての助成合計量、産品が特定されないすべての助成合計量及び農産品についてのすべての助成同等量の総計として算定されるもの）をいう。この総計は、

(i) 基準期間中に行われた助成（すなわち、「基準助成合計総量」）並びに実施期間中及びその後のいずれかの年に行うことが認められる助成の限度額（すなわち、「年次譲許約束水準」）については、加盟国の譲許表第四部に明記されている。

(ii) 実施期間中及びその後のいずれかの年に実際に行われる助成の水準（すなわち、「現行助成合計総量」）については、この協定（特に第六条の規定）に従い、かつ、加盟国の譲許表第四部においてその記号が示されている補助的文書の表において用いられている基礎的データ及び方法に従って算定される。

(i)(f)において及び加盟国の個別の約束との関係において「年」とは、当該加盟国の譲許表において明記されている暦年、会計年度又は市場年度をいう。

第二条　対象産品

この協定は、附属書一に掲げる産品（以下「農産品」という。）について適用する。

第二部

第三条　譲許及び約束の収録

1　各加盟国の譲許表第四部に定める国内助成及び輸出補助金に関する約束は、補助の制限についての約束を構成するものであり、千九百九十四年のガットの不可分の一部となる。

2　加盟国は、自国の譲許表第四部第一節に明記されている約束の水準を超えて国内生産者のための助成（第六条の規定により削減の対象とならないものを除く。）を行ってはならない。

3　第九条の2(b)及び4の規定が適用される場合を除くほか、加盟国は、自国の譲許表第四部第二節に掲げられている農産品又は二以上の農産品の組合せについて、同節に明記されている予算上の支出及び数量に

関する約束の水準を超えて同条1に規定する輸出補助金を交付してはならず、また、同節に掲げられていない農産品について、当該輸出補助金を交付してはならない。

第三部

第四条　市場アクセス

1　譲許表に定める市場アクセスに関する譲許は、関税の譲許その他譲許表に明記されている市場アクセスに関する約束に係るものである。

2　加盟国は、次条及び附属書五に別段の定めがある場合を除くほか、通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置（注）も維持し、とり又は再びとってはならない。

注　これらの措置には、輸入数量制限、可変輸入課徴金、最低輸入価格、裁量的輸入許可、国家貿易企業を通じて維持される非関税措置、輸出自主規制その他これらに類する通常の関税以外の国境措置（特定の国について承認された千九百四十七年のガットの規定からの逸脱として維持されているものであるかないかを問わない。）が含まれるが、千九百九十四年のガット又は世界貿易機関協定附属書一Aに含まれている他の多角的貿易協定における国際収支に関する規定その他の農業に特定されない一般的な規定に基づいて維持される措置は含まれない。

第五条　特別セーフガードに関する規定

1　千九百九十四年のガット第二条1(b)の規定にかかわらず、加盟国は、次のいずれかに該当する場合には、農産品の輸入について、4又は5のいずれかの規定に基づく措置をとることができる。ただし、当該農産品がこの条の規定に基づく措置をとることができる譲許の対象として「SSG」という記号によって譲許表において指定されているときに限る。

(a)　当該譲許を与えている加盟国の関税地域に入る当該農産品の輸入量が、いずれかの年において、4に定める発動水準（その時点における市場アクセス機会に関係する。）を超える場合

(b)　輸入される当該農産品が当該譲許を与えている加盟国の関税地域に入る時の価格（当該貨物の保険料及び運賃込みの輸入価格（内国通貨によって表示されたもの）に基づいて決定される。）が、発動価格（当該農産品の千九百八十六年から千九百八十八年までの基準価格（注）の平均に等しい。）を下回る場合

注　この(b)の規定に基づく措置をとるために使用される基準価格は、一般的な場合には、当該農産品の単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均とし、これ以外の場合には、当該農産品の品質及びその加工段階に照らして適切な価格とする。当該基準価格は、最初に使用された後、課される追加の関税を他の加盟国が評価することができるようにするために必要な範囲内で、公表され及び入手可能とされるものとする。

2　1に規定する譲許の一部として行われた現行アクセス機会及び最小限度のアクセス機会に関する約束の下で行われる輸入は、1(a)及び4の規定に基づく措置をとるために必要な輸入量の決定に当たって算入する。ただし、そのような約束の下で行われる輸入は、1(a)及び4又は1(b)及び5の規定に基づく追加の関税の賦課の対象とされない。

3　1(a)及び4の規定に従って追加の関税が課される前に締結された契約に基づいて輸送の途中にあった農産品の輸入については、当該追加の関税の賦課の対象から除外する。ただし、そのような輸入は、翌年において1(a)の規定を発動するに当たって当該翌年における当該農産品の輸入量に算入することができる。

4　1(a)の規定に従って課される追加の関税は、その賦課が行われた年の終了時までに限って維持するものとし、この措置がとられた年において有効な通常の関税の水準の三分の一を超えない水準でのみ課することができる。発動水準は、市場アクセス機会（データが利用可能な過去三年間における輸入量をこれに対応する国内消費量（注）に占める百分率で表したもの）を基礎として次に定めるところによる。

注　国内消費量が考慮されない場合には、(a)に定める基準発動水準が用いられる。

(a)　産品の市場アクセス機会が十パーセント以下である場合には、基準発動水準を百二十五パーセントとする。

(b)　産品の市場アクセス機会が十パーセントを超え三十パーセント以下である場合には、基準発動水準を百十パーセントとする。

(c)　産品の市場アクセス機会が三十パーセントを超える場合には、基準発動水準を百五パーセントとする。

5　1(b)の規定に従って課される追加の関税の額は、次に定めるところによる。

(a)　内国通貨によって表示された貨物の保険料及び運賃込みの輸入価格（以下この5において「輸入価格」という。）と1(b)に定める発動価格との差が発動価格の十パーセント以下である場合には、追加の関税を課してはならない。

(b)　輸入価格と発動価格との差（以下この5において「差」という。）が発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、追加の関税の額は、差が十パーセントを超える部分の額の三十パーセントに相当する額とする。

(c)　差が発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、追加の関税の額は、差が四十パーセントを超える部分の額の五十パーセントに相当する額に、(b)の規定に基づいて認められる追

加の関税の額を加えた額とする。

(d) 差が発動価格の六十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、追加の関税の額は、差が六十パーセントを超える部分の額の七十パーセントに相当する額に、(b)及び(c)の規定に基づいて認められる追加の関税の額を加えた額とする。

(e) 差が発動価格の七十五パーセントを超える場合には、追加の関税の額は、差が七十五パーセントを超える部分の額の九十パーセントに相当する額に、(b)、(c)及び(d)の規定に基づいて認められる追加の関税の額を加えた額とする。

6 腐敗しやすい産品及び季節的な産品については、1から5までに定める条件は、当該産品の個別の特性を考慮した方法で適用する。特に、1(a)及び4の規定の適用に当たっては一層短い期間を基準とされる期間における対応する期間と対比して使用することができるものとし、1(b)の規定の適用に当たっては異なる期間における異なる基準価格を使用することができる。

7 特別セーフガードの適用は、透明性のある方法で行う。1(a)の規定に基づく措置をとる加盟国は、農業に関する委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかに、いかなる場合にも当該措置をとった時から十日以内に、関連するデータを付して書面により通報する。消費量の変化を4の規定に基づく措置の対象となる個別の関税分類上の品目に配分しなければならない場合には、関連するデータには、その配分のために用いられる情報及び方法を含める。4の規定に基づく措置をとる加盟国は、関心を有する加盟国に対し、当該措置をとる条件について協議する機会を与える。1(b)の規定に基づく措置をとる加盟国は、農業に関する委員会に対し、当該措置を最初にとった時から十日以内に又は、腐敗しやすい産品及び季節的な産品については、いずれかの期間において当該措置を最初にとった時から十日以内に、関連するデータを付して書面により通報する。加盟国は、産品の輸入量が減少しているときは、できる限り1(b)の規定に基づく措置をとらないことを約束する。いずれの場合にも、当該措置をとる加盟国は、関心を有する加盟国に対し、当該措置をとる条件について協議する機会を与える。

8 加盟国は、1から7までの規定に従って措置がとられる場合には、これらの措置に関して、千九百九十四年のガット第十九条の1(a)及び3の規定又はセーフガードに関する協定第八条2の規定に基づく措置をとらないことを約束する。

9 この条の規定は、第二十条の規定によって決定される改革過程の期間中、効力を有する。

第四部

第六条　国内助成に関する約束

1 各加盟国の譲許表第四部に定める国内助成の削減に関する約束は、この条及び附属書二に定める基準に照らして削減の対象とならない国内措置を除くほか、農業生産者のためのすべての国内助成措置に係るものとする。これらの約束は、助成合計総量並びに年次譲許約束水準及び最終譲許約束水準によって表示されている。

2 農業及び農村の開発を促進する政府の支援措置（直接的なものであるか間接的なものであるかを問わない。）が開発途上国の開発に係る施策の不可分の一部であるという中間検討会合での合意に基づき、開発途上加盟国において農業について一般的に利用可能な投資に係る補助金及び開発途上加盟国の収入の低い又は貧困の乏しい生産者にとって一般的に利用可能な農業生産に投入される要素に係る補助金は、国内助成の削減に関する約束の対象から除外される。麻薬となる不法な作物からの転作を奨励するための開発途上加盟国の生産者に対する国内助成についても、同様とする。この2に定める基準を満たす国内助成については、加盟国の現行助成合計総量の算定に含めることを要求されない。

3 加盟国は、いずれの年においても、現行助成合計総量によって表示される農業生産者のための国内助成が自国の譲許表第四部に明記されている対応する年次譲許約束水準又は最終譲許約束水準を超えない場合には、国内助成の削減に関する約束を遵守しているものと認められる。

4(a) 加盟国は、次の国内助成を現行助成合計総量の算定に含めること及び削減することを要求されない。

(i) 産品が特定された国内助成（自国の現行助成合計量の算定に含めるべきものに限る。）であって、その総額が当該年における一の基礎農産品の生産総額の五パーセントを超えないもの

(ii) 産品が特定されない国内助成（自国の現行助成合計量の算定に含めるべきものに限る。）であって、その総額が加盟国の農業生産総額の五パーセントを超えないもの

(b) 開発途上加盟国については、この4に定める百分率は、十パーセントとする。

5(a) 生産制限計画による直接支払であって次のいずれかに該当するものは、国内助成を削減する約束の対象とならない。

(i) 一定の面積及び生産に基づいて行われる支払

(ii) 基準となる生産水準の八十五パーセント以下の生産について行われる支払

(iii) 一定の頭数について行われる家畜に係る支払

(b) (a)に定める基準を満たす直接支払に係る削減に関する約束の対象からの除外は、加盟国の現行助成合計総量の算定において当該直接支払の価額を除外することによって行う。

第七条　国内助成に関する一般的規律

1 各加盟国は、農業生産者のための国内助成措置であって、附属書二に定める基準を満たすことにより削減に関する約束の対象とならないものについて、当該基準を引き続き満たすことを確保する。

2(a) 農業生産者のための国内助成措置（修正されたものを含む。）及び後に導入された措置であって、附属書二に定める基準を満たすこと又はこの協定の他の規定に基づいて削減の対象から除外されることを示

すことができないものについては、加盟国の現行助成合計総量の算定に含める。

(b) 助成合計総量に関する約束が加盟国の譲許表第四部に明記されていない場合には、当該加盟国は、前条4に定める該当する百分率を超えて農業生産者に助成を行ってはならない。

第五部

第八条　輸出競争に関する約束

各加盟国は、この協定及び自国の譲許表に明記されている約束に従って行う場合を除くほか、輸出補助金を交付しないことを約束する。

第九条　輸出補助金に関する約束

1　次の(a)から(f)までの類型に該当する輸出補助金は、この協定に基づく削減に関する約束の対象となる。

(a) 政府又はその機関が、企業、産業、農産品の生産者、協同組合その他の農産品の生産者の団体又は販売に従事する機関に対し、輸出が行われることに基づいて直接補助金（現物による支払を含む。）を交付すること。

(b) 政府又はその機関が、農産品の非商業的在庫を、国内市場において買手が負担する同種の産品の比較可能な価格よりも低い価格で、輸出のために売却し又は処分すること。

(c) 政府の措置によって農産品の輸出について行われる支払（当該農産品又はその原料である農産品に対する課徴金による収入から行われる支払を含むものとし、公的勘定による負担があるかないかを問わない。）

(d) 輸出農産品についての市場活動のための費用（取扱い及び品質向上その他の加工のための費用並びに国際運送に係る費用を含むものとし、輸出促進及び助言に関する広く利用可能な役務に係る費用を除く。）を軽減するために補助金を交付すること。

(e) 政府によって定められ又は義務付けられる輸出貨物の国内運送に係る料金であって、輸出貨物を国内貨物よりも有利に扱うもの

(f) 農産品が輸出される産品の一部を成していることに基づいて当該農産品に対して交付される補助金

2(a) (b)に規定する場合を除くほか、加盟国の譲許表に明記されている実施期間中のそれぞれの年についての輸出補助金に関する約束の水準は、1に規定する輸出補助金について、次の額及び数量を示している。

(i) 予算上の支出の削減に関する約束については、農産品又は二以上の農産品の組合せに関してその年に割り当て又は負担することができる当該輸出補助金に係る出費の限度額

(ii) 輸出数量の削減に関する約束については、その年に当該輸出補助金の交付の対象とすることができる農産品又は二以上の農産品の組合せの限度数量

(b) 加盟国は、次の(i)から(iv)までの条件が満たされる場合には、実施期間の二番目の年から五番目の年までのいずれの年においても、自国の譲許表第四部に明記されている農産品又は二以上の農産品の組合せに関する対応する年次約束水準を超えて1に規定する輸出補助金を交付することができる。

(i) 実施期間の開始時からその年までの間における当該輸出補助金に係る予算上の支出の累計額が、当該加盟国の譲許表に明記されている関連する年次支出約束水準が完全に遵守された場合における累計額を基準期間における当該輸出補助金に係る予算上の支出の水準の三パーセントに相当する額を超えて超過しないこと。

(ii) 実施期間の開始時からその年までの間において当該輸出補助金の交付の対象となった輸出数量の累計が、当該加盟国の譲許表に明記されている関連する年次数量約束水準が完全に遵守された場合における数量の累計を基準期間数量の一・七五パーセントに相当する数量を超えて超過しないこと。

(iii) 実施期間全体における当該輸出補助金に係る予算上の支出の累計額及び当該輸出補助金の交付の対象となった数量の累計が、当該加盟国の譲許表に明記されている関連する年次約束水準が完全に遵守された場合における累計額及び数量の累計を超えないこと。

(iv) 実施期間の終了時において、当該加盟国の輸出補助金に係る予算上の支出及び当該輸出補助金の交付の対象となった数量が、それぞれ、千九百八十六年から千九百九十年までの基準期間における水準の六十四パーセントに相当する額及び七十九パーセントに相当する数量を超えないこと。開発途上加盟国については、これらの百分率は、それぞれ七十六パーセント及び八十六パーセントとする。

3　輸出補助金の交付の範囲の拡大の制限に関する約束は、譲許表に明記されているとおりである。

4　開発途上加盟国は、実施期間中、1の(d)及び(e)に規定する輸出補助金について約束を行うことを要求されない。ただし、これらの輸出補助金が、削減に関する約束を回避するような方法で用いられない場合に限る。

第十条　輸出補助金に関する約束の回避の防止

1　前条1に規定する輸出補助金以外の輸出補助金は、輸出補助金に関する約束の回避をもたらし又はもたらすおそれのある方法で用いてはならない。また、非商業的取引は、輸出補助金に関する約束を回避するために用いてはならない。

2　加盟国は、輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険の供与に関する国際的に合意された規律の作成に向けて努力すること、及びそのような規律について合意が得られた後は、当該規律に適合する場合に限って輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険を供与することを約束する。

3　削減に関する約束の水準を超えて輸出された数量について輸出補助金が交付されていない旨を主張する加盟国は、当該数量についていかなる輸出補助金（前条に規定するものであるかないかを問わない。）も交付されていないことを証明しなければならない。

4　国際的な食糧援助を供与する加盟国は、次のことを確保する。

(a)　国際的な食糧援助の供与が、受益国に対する農産品の商業的輸出に直接的にも間接的にも関連付けられていないこと。

(b)　資金供与による二国間の食糧援助を含む国際的な食糧援助に係る取引が、国際連合食糧農業機関の「余剰処理の原則及び協議義務」（適当な場合には通常貿易必要量の制度を含む。）に従って実施されること。

(c)　そのような援助が、可能な限り、完全に贈与の形で又は千九百八十六年の食糧援助規約第四条に定める条件よりも受益国にとって不利でない条件で供与されること。

第十一条　ある産品の一部を成す産品

いかなる場合にも、ある産品の一部を成す一次産品である農産品について支払われる単位当たりの補助金は、当該一次産品である農産品が単独で輸出されたならば支払われるべき単位当たりの輸出補助金を超えてはならない。

第六部

第十二条　輸出の禁止及び制限に関する規律

1　加盟国は、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づいて食糧の輸出の禁止又は制限を新設する場合には、次の規定を遵守する。

(a)　輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、当該禁止又は制限が輸入加盟国の食糧安全保障に及ぼす影響に十分な考慮を払う。

(b)　加盟国は、輸出の禁止又は制限を新設するに先立ち、農業に関する委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかにそのような措置の性質及び期間等の情報を付して書面により通報するものとし、要請があるときは、輸入国として実質的な利害関係を有する他の加盟国と当該措置に関する事項について協議する。輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、要請があるときは、当該他の加盟国に必要な情報を提供する。

2　この条の規定は、ある食糧の純輸出国である開発途上加盟国が当該食糧について1に規定する措置をとる場合を除くほか、開発途上加盟国については適用しない。

第七部

第十三条　妥当な自制

実施期間中、千九百九十四年のガット及び補助金及び相殺措置に関する協定（この条において「補助金協定」という。）の規定にかかわらず、

(a)　附属書三の規定に完全に適合する国内助成措置は、

(i)　相殺関税（注）の対象とならない補助金とする。

注　この条において、「相殺関税」とは、千九百九十四年のガット第六条及び補助金協定第五部の規定の対象となる関税をいう。

(ii)　千九百九十四年のガット第十六条及び補助金協定第三部の規定の適用の対象から除外される。

(iii)　千九百九十四年のガット第二条の規定に基づいて他の加盟国に与えられた関税譲許の利益の無効化又は侵害（千九百九十四年のガット第二十三条1(b)の意味における非違反措置によるもの）を根拠としてとられる措置の対象から除外される。

(b)　各加盟国の譲許表に反映されている国内助成措置（第六条の規定に完全に適合するもの（同条5の要件に適合する直接支払を含む。）に限る。）並びに同条4に定める百分率の範囲内の国内助成及び同条2に適合する国内助成は、

(i)　千九百九十四年のガット第六条及び補助金協定第五部の規定に従って損害又はそのおそれの決定が行われる場合を除くほか、相殺関税の賦課の対象から除外される。相殺関税に係る調査の開始については、妥当な自制が示されるものとする。

(ii)　特定の産品についてのこれらの助成が千九百九十二市場年度中に決定された助成の水準を超えない場合には、千九百九十四年のガット第十六条1又は補助金協定の第五条及び第六条の規定の適用の対象から除外される。

(iii)　特定の産品についてのこれらの助成が千九百九十二市場年度中に決定された助成の水準を超えない場合には、千九百九十四年のガット第二条の規定に基づいて他の加盟国に与えられた関税譲許の利益の無効化又は侵害（千九百九十四年のガット第二十三条1(b)の意味における非違反措置によるもの）を根拠としてとられる措置の対象から除外される。

(c)　各加盟国の譲許表に反映されている輸出補助金（第五部の規定に完全に適合するものに限る。）は、

(i)　千九百九十四年のガット第六条及び補助金協定第五部の規定に従って、数量、価格に及ぼす影響又は結果として生ずる影響に基づいて損害又はそのおそれの決定が行われる場合にのみ、相殺関税の対象となる。相殺関税に係る調査の開始については、妥当な自制が示されるものとする。

(ii)　千九百九十四年のガット第十六条又は補助金協定の第三条、第五条及び第六条の規定の適用の対象から除外される。

第八部

第十四条　衛生植物検疫措置

加盟国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定を実施することを合意する。

第九部

第十五条　特別のかつ異なる待遇

1　開発途上加盟国に対する異なるかつ一層有利な待遇が交渉の不可分の一部であるとの認識に従い、約束に関する特別のかつ異なる待遇が、この協定の関連する規定に定められ及び譲許表に記載されているところに従って与えられる。

2　開発途上加盟国については、削減に関する約束を十年を限度とする期間にわたって実施することが認められる。後発開発途上加盟国は、削減に関する約束を行うことを要求されない。

第十部

第十六条　後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国

1　先進加盟国は、「改革計画が後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に係る措置に関する決定」の枠組みの中で定められるような措置をとる。

2　農業に関する委員会は、1の決定に関するその後の状況を適宜監視する。

第十一部

第十七条　農業に関する委員会

この協定により農業に関する委員会を設置する。

第十八条　約束の実施についての検討

1　農業に関する委員会は、ウルグァイ・ラウンドによる改革計画の下においてその交渉が行われた約束の実施の進捗状況について検討する。

2　検討の過程は、加盟国による通報（その内容及び間隔については、今後定められる。）及びこの検討の過程を円滑にするために事務局が準備することを要請されることのある文書に基づいて進められる。

3　2の規定によって行われる通報のほか、削減の対象から除外されるものとして扱われる新たな国内助成措置又は既存の措置の修正についても、速やかに通報が行われるものとする。この通報においては、新たな又は修正された措置の詳細及び当該措置が第六条又は附属書二に定める合意された基準に適合することを示す。

4　加盟国は、検討の過程において、国内助成に関する約束を遵守することについてのいずれかの加盟国の能力に過度のインフレーション率が及ぼす影響に十分な考慮を払う。

5　加盟国は、農業に関する委員会において、この協定に基づく輸出補助金に関する約束の枠組みの中で世界の農産品貿易の正常な拡大に参加することについて毎年協議することを合意する。

6　加盟国は、検討の過程において、改革計画の下におけるこの協定に規定する約束の実施に関する問題を提起する機会を与えられる。

7　加盟国は、他の加盟国によって通報されるべきであったと考える措置について農業に関する委員会の注意を喚起することができる。

第十九条　協議及び紛争解決

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

第十二部

第二十条　改革過程の継続

加盟国は、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中の過程であることを認識し、次のことを考慮に入れて、実施期間の終了の一年前にその過程を継続するための交渉を開始することを合意する。

(a)　削減に関する約束の実施によってその時点までに得られた経験

(b)　削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響

(c)　非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立するという目標その他前文に規定する目標及び関心事項

(d)　これらの長期目標を達成するために更にいかなる約束が必要であるか。

第十三部

第二十一条　最終規定

1　千九百九十四年のガット及び世界貿易機関協定附属書一Aに含まれている他の多角的貿易協定の規定は、この協定の規定に従うことを条件として適用する。

2　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書一　対象産品

1　この協定は、次に掲げる統一システムの類、項又は号の産品（注）について適用する。

注　(ii)に掲げる番号の後の括弧内の品名は、必ずしも網羅的ではない。

(i)　第一類から第二十四類まで。ただし、魚及び魚製品を除く。

(ii)　第二九〇五・四三号（マンニトール）
第二九〇五・四四号（ソルビトール）
第三三・〇一項（精油）
第三五・〇一項から第三五・〇五項まで（たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤）
第三八〇九・一〇号（仕上剤）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三八二三・六〇号（ソルビトール（他の号に該当するものを除く。））
第四一・〇一項から第四一・〇三項まで（原皮）
第四三・〇一項（原毛皮）
第五〇・〇一項から第五〇・〇三項まで（生糸及び絹のくず）
第五一・〇一項から第五一・〇三項まで（羊毛その他の獣毛）
第五二・〇一項から第五二・〇三項まで（実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿）
第五三・〇一項（亜麻）
第五三・〇二項（大麻）

2　1の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定の対象産品を制限するものではない。

附属書一　国内助成（削減に関する約束の対象からの除外の根拠）

1　削減に関する約束の対象から除外されるものとして扱われる国内助成措置は、貿易を歪めるような影響又は生産に対する影響が全くないか又はあるとしても最小限であるという根本的な要件を満たすものでなければならない。このため、削減に関する約束の対象から除外されるものとして扱われるすべての措置は、次の基本的な基準並びに2から13までに定める政策類型別の基準及び条件に適合するものでなければならない。

(a)　当該助成が、公的な資金（現に徴収されなかった政府の収入を含む。）を用いて実施される政府の施策（消費者からの移転を伴わないものに限る。）を通じて行われること。

(b)　当該助成が、生産者に対して価格支持の効果を有しないこと。

政府による役務の提供に係る施策

2　一般的な役務

この分類に属する政策は、農業又は農村に役務又は利益を提供する施策に関する出費（又は現に徴収されなかった収入）を伴う。当該政策は、生産者又は加工業者に対する直接支払を伴うものであってはならない。そのような施策（次に掲げるものが含まれるが、これらに限られるものではない。）は、1に定める一般的な基準及び、次の(a)から(g)までにおいて政策類型別の条件が規定されている場合には、当該条件を満たすものでなければならない。

(a)　研究（一般的研究、環境に係る施策に関する研究、特定の産品に関する研究に係る施策等）

(b)　有害動植物及び病気の防除（早期警報制度、検疫並びに有害動植物及び病気の根絶その他の一般的な又は産品の特定された有害動植物及び病気の防除の措置等）

(c)　訓練に関する役務（一般的又は専門的訓練に関する便宜等）

(d)　普及及び助言に関する役務（生産者及び消費者に対する情報又は研究結果の提供を容易にする手段の供与等）

(e)　検査に関する役務（一般的検査に関する役務、特定の産品の衛生、安全、格付又は標準化のための検査等）

(f)　市場活動及び販売促進に関する役務（特定の産品に関する市場についての情報、当該産品に関する助言及び販売促進等。ただし、販売価格の引下げ又は買手に対する直接的な経済的利益の供与のために売手により使用され得る目的不特定の出費を除く。）

(g)　基盤整備に関する役務（電力網、道路その他の輸送手段、市場及び港湾に係る施設、水の供給施設、ダム及び排水に係る事業、環境に係る施策に関する基盤整備事業等。この役務に係る出費は、いかなる場合においても、設備の提供又は建設にのみ充てられるものとし、農用地における施設（一般的に利用可能な公益事業に係るものを除く。）の提供に係る補助金に該当するものは含まない。当該出費は、投入される要素若しくは運営費に係る補助金に充てられ又は使用料金の割引のために用いられるものであってはならない。）

3　食糧安全保障のための公的備蓄（注1、注2）

国内法令で定める食糧安全保障に係る施策の不可分の一部を成す産品の備蓄の形成及びその保有に関する出費（又は現に徴収されなかった収入）。当該施策の一部を成す産品の民間備蓄に対する政府の援助もこれに含めることができる。

このような備蓄の量及びその形成は、食糧安全保障のみに関してあらかじめ定められた目標に応じたものとする。備蓄の形成及びその処分の過程は、財政的に透明性のあるものでなければならない。政府による食糧の購入は、その時点における市場価格で行うものとし、食糧安全保障のための備蓄からの売却は、産品及び品質に係るその時点における国内市場価格を下回らない価格で行う。

注1　この3の規定の適用上、透明性のある方法で運用され、かつ、公表された客観的な基準又は指針に従って実施される開発途上国における食糧安全保障のための政府の備蓄に係る施策（食糧安全保障のための食糧の備蓄が管理価格により取得され及び放出される施策を含む。）は、この3の規定に適合するものとみなされる。この場合において、取得価格と外部基準価格との差は、助成合計量に算入される。

注2　この3の規定の適用上、開発途上国において都市及び農村の貧困層の食糧需要を合理的な価格で定期的に満たすことを目的として行われる補助された価格での食糧の供与は、この3の規定に適合するものとみなす。

4　国内における食糧の援助（注）

貧困層に対する国内における食糧の援助の供与に関する出費（又は現に徴収されなかった収入）

食糧の援助を受けるための適格性は、栄養上の目的に関して明確に定められた基準に照らして決定される。この援助は、適格性を有する受益者に対する食糧の直接供与の形態又は当該受益者が市場価格若しくは補助された価格で食糧を購入するための手段の提供の形態で行う。政府による食糧の購入は、その時点における市場価格で行うものとし、援助の資金調達及びその運用は、透明性のあるものとする。

注　この4の規定の適用上、開発途上国において都市及び農村の貧困層の食糧需要を合理的な価格で定期的に満たすことを目的として行われる補助された価格での食糧の供与は、この4の規定に適合するものとみなす。

5　生産者に対する直接支払

生産者に対する直接支払（現物による支払及び現に徴収されなかった収入を含む。）による助成であって削減に関する約束の対象から除外されるものとして扱われるものは、1に定める基本的な基準のほか、6から13までに定める直接支払の個別の類型に係る特定の基準を満たすものでなければならない。6から13までに定める直接支払以外の歴存の又は新たな類型の直接支払であって削減の対象から除外されるものとして扱われるものは、1に定める一般的な基準のほか、6の(b)から(e)までに定める基準に適合するものでなければならない。

6　生産に関連しない収入支持

(a)　この支払を受けるための適格性は、定められた一定の基準期間における収入、生産者又は土地所有者であるという事実、要素の使用、生産水準その他の明確に定められた基準に照らして決定される。

(b)　いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量（家畜の頭数を含む。）に関連し又は基づくものであってはならない。

(c)　いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において行われる生産に係る国内価格又は国際価格に関連し又は基づくものであってはならない。

(d)　いずれの年におけるこの支払の額も、(a)の基準期間後のいずれかの年において使用される生産要素に関連し又は基づくものであってはならない。

(e)　この支払を受けるために、いかなる生産を行うことも要求されてはならない。

7　収入保険及び収入保証に係る施策への政府の財政的な参加

(a)　この支払を受けるための適格性は、農業から得られる収入のみを考慮して、過去三年間における若しくは過去五年間のうち収入が最大及び最小の年を除く三年間における総収入（同一又は同様の施策により受けた支払を除く。）の平均の三十パーセントに相当する価額又は純収入を用いて算定した同等の価額を超える収入の喪失があることに基づいて決定される。この条件を満たす生産者は、支払を受けるための適格性を有する。

(b)　この支払の額は、生産者がこの援助を受けるための適格性を有することとなった年の当該生産者の喪失した収入の七十パーセント以上の額を補償するものであってはならない。

(c)　この支払の額は、収入にのみ関連するものとする。この額は、生産者により行われる生産の形態若しくは量（家畜の頭数を含む。）、当該生産に係る国内価格若しくは国際価格又は使用される生産要素に関連するものであってはならない。

(d)　生産者がこの7の規定に基づく支払及び8の規定（自然災害に係る救済）に基づく支払を同一の年において受ける場合には、これらの支払の総額は、生産者の損失の総額の百パーセント以上であってはならない。

8　自然災害に係る救済のための支払（直接行われるもの又は収穫についての保険に係る事業への政府の財政的な参加により行われるもの）

(a)　この支払を受けるための適格性は、自然災害又はこれに類する災害（病気の発生、有害動植物の大量発生、原子力事故及び当該加盟国の領域における戦争を含む。）が発生し又は発生しつつあることを政府の機関が公式に認めた後にのみ生ずるものとし、過去三年間における又は過去五年間のうち生産が最大及び最小の年を除く三年間における生産の平均の三十パーセントを超える生産の損失があることに基づいて決定される。

(b)　災害の発生に伴って行われる支払は、自然災害による収入、家畜又は土地その他の生産要素に係る損失（獣医による家畜の処置に係る出費を含む。）についてのみ行う。

(c)　支払は、当該損失の補塡のための総費用を超える額を補償するものであってはならず、また、将来の生産について特定の形態又は量を要件とし又は指定して行うものであってはならない。

(d)　災害の発生中に行われる支払の額は、(b)に規定する損失の更なる発生を防止し又は緩和するために必要な水準を超えるものであってはならない。

(e)　生産者がこの8の規定に基づく支払及び7の規定（収入保険及び収入保証に係る施策）に基づく支払を同一の年において受ける場合には、これらの支払の総額は、生産者の損失の総額の百パーセント以上であってはならない。

9　生産者の廃業に係る施策による構造調整援助

(a)　この支払を受けるための適格性は、市場性のある農産品の生産に従事する者の廃業又は農業以外の職業への転業を容易にするための施策において明確に定められた基準に照らして決定される。

(b)　支払は、受益者が市場性のある農産品の生産を完全かつ恒久的に廃業することを条件として行う。

10　資源の使用の中止に係る施策による構造調整援助

(a)　この支払を受けるための適格性は、市場性のある農産品の生産についての土地その他の資源（家畜を含む。）の使用の中止のための施策において明確に定められた基準に照らして決定される。

(b) 支払は、市場性のある農産品の生産について土地の使用を少なくとも三年間中止すること及び、家畜については、とさつ又は完全かつ恒久的に処分することを条件として行う。

(c) 支払は、当該土地その他の資源を市場性のある農産品の生産を伴う代替的な使用に供することを要件とし又はそのような使用の方法を指定して行うものであってはならない。

(d) 支払は、引き続き生産の用に供される土地その他の資源を使用して行われる生産の形態若しくは量又は当該生産に係る国内価格若しくは国際価格に関連するものであってはならない。

11 投資援助による構造調整援助

(a) この支払を受けるための適格性は、生産者の活動に関し客観的に明らかにされた構造上の不利な状況に応じて経済的及び物理的な構造調整を行うことを援助するための政府の施策において明確に定められた基準に照らして決定される。このような施策に係る適格性は、農用地の再私有化のための明確に定められた政府の施策に基づいて決定することもできる。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、(e)に規定する場合を除くほか、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量（家畜の頭数を含む。）に関連し又は基づくものであってはならない。

(c) いずれの年におけるこの支払の額も、基準期間後のいずれかの年において行われる生産に係る国内価格又は国際価格に関連し又は基づくものであってはならない。

(d) 支払は、当該支払に係る投資の実現のために必要な期間についてのみ行う。

(e) 支払は、受益者に特定の産品を生産しないことを要求する場合を除くほか、受益者に対し特定の農産品の生産を義務付け又は何らかの方法で指定して行うものであってはならない。

(f) 支払は、構造上の不利な状況についての補償のために必要な額に限定して行う。

12 環境に係る施策による支払

(a) この支払を受けるための適格性は、明確に定められた環境又は保全に係る政府の施策の一部として決定されるものとし、当該政府の施策に定める具体的な条件（生産方法又は生産に投入される要素に関連するものを含む。）が満たされることによって生ずる。

(b) 支払の額は、政府の施策に従うことに伴う追加の費用又は収入の喪失に限定されるものとする。

13 地域の援助に係る施策による支払

(a) この支払を受けるための適格性は、不利な地域の生産者のみが有する。そのような地域は、経済上及び行政上の明確な同一性を有する明確に指定された地理的に連続する区域であって、法令において明確に規定される中立的かつ客観的な基準（当該地域の困難が一時的な事情にとどまらない事情から生ずることを示すもの）に照らして不利であると考えられるものでなければならない。

(b) いずれの年におけるこの支払の額も、基準期間後のいずれかの年において生産者によって行われる生産の形態又は量（家畜の頭数を含む。）に関連し又は基づくものであってはならない。ただし、当該生産の削減のために行う支払については、この限りでない。

(c) いずれの年におけるこの支払の額も、基準期間後のいずれかの年において行われる生産に係る国内価格又は国際価格に関連し又は基づくものであってはならない。

(d) 支払は、適格性を有する地域の生産者のみが受けることができるものとし、当該地域のすべての生産者が受けることができるものとする。

(e) 生産要素に関連する支払は、当該要素が一定の水準を超える場合には、逓減的に行う。

(f) 支払の額は、所定の地域において農業生産を行うことに伴う追加の費用又は収入の喪失に限定される。

附属書三　国内助成（助成合計量の算定）

1 第六条の規定に従うことを条件として、助成合計量は、市場価格支持、削減の対象から除外されない直接支払及び削減に関する約束の対象から除外されないその他の補助金（「その他の非除外政策」）の対象となる基礎農産品について、産品ごとに算定する。産品が特定されない助成は、産品が特定されない一の助成合計量（総額が貨幣表示されたもの）として合計する。

2 1に規定する補助金は、それぞれ、政府又はその機関による予算上の支出のほか、現に徴収されなかった収入を含む。

3 助成には、全国的規模のもの及び地方的規模のものの双方を含める。

4 生産者が支払う農業に特定された課徴金又は手数料は、助成合計量から差し引く。

5 6から13までに規定するところにより基準期間について算定した助成合計量は、国内助成の削減に関する約束の実施のための基準となる水準を構成する。

6 基礎農産品のそれぞれについて、個別の助成合計量（総額が貨幣表示されたもの）を算定する。

7 助成合計量は、関係する基礎農産品について実行可能な限り最初の販売の段階に近い段階で算定する。農産品の加工業者についての措置は、当該措置が基礎農産品の生産者に利益を与える限度において含める。

8 市場価格支持

市場価格支持は、固定された外部基準価格と用いられた管理価格との差に当該管理価格の対象となる生産量を乗じた価額を用いて算定する。買入れ又は貯蔵に係る費用その他この差を維持するために行われる

予算上の支払は、助成合計量に含めない。

9　固定された外部基準価格については、千九百八十六年から千九百八十八年までの期間を基準とし、一般に、純輸出国においては基準期間における関係する基礎農産品の単位当たりの本船渡し価格の平均、純輸入国においては基準期間における関係する基礎農産品の単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均とする。固定された基準価格は、必要に応じて品質の差によって修正することができる。

10　削減の対象から除外されない直接支払

削減の対象から除外されない直接支払であって価格の差に基づくものは、固定された基準価格と用いられた管理価格との差に当該管理価格の対象となる生産量を乗じた価額又は予算上の支出を用いて算定する。

11　固定された基準価格については、千九百八十六年から千九百八十八年までの期間を基準とし、一般に、支払の額を決定するために用いられた実際の価格とする。

12　削減の対象から除外されない直接支払であって価格以外の要素に基づくものは、予算上の支出を用いて算定する。

13　その他の非除外措置（農業生産に投入される要素に係る補助金及び市場活動に係る費用を軽減する措置その他の措置）

このような措置の価額は、政府の予算上の支出を用いて算定するものとし、予算上の支出を用いた算定が当該補助金の全体を反映しない場合には、補助金を算定する基礎は、補助金の交付を受けた物品又は役務の価格と類似の物品又は役務の代表的な市場価格との差に補助金の交付を受けた物品又は役務の数量を乗じた価額とする。

附属書四　国内助成（助成同等量の算定）

1　第六条の規定に従うことを条件として、助成同等量は、附属書三に規定する市場価格支持が存在する基礎農産品のうち、助成合計量のこの構成要素を算定することができないすべてのものについて算定する。当該基礎農産品については、国内助成の削減に関する約束の実施のための基準となる水準は、2の規定に従って助成同等量により表示される市場価格支持に係る構成要素及び3の規定に従って評価される直接支払その他の削減の対象から除外されない助成から成る。助成には、全国的規模のもの及び地方的規模のものの双方を含める。

2　1に規定する助成同等量は、市場価格支持の対象となるすべての基礎農産品（実行可能な限り最初の販売の段階に近い段階のもの）であって、助成合計量の市場価格支持に係る構成要素を算定することができないものについて、産品ごとに算定する。当該基礎農産品については、市場価格支持に係る助成同等量は、用いられた管理価格及び当該管理価格の対象となる生産量を用いて又は、これが実行可能でない場合には、生産者価格を維持するために用いられた予算上の支出に基づいて算定する。

3　1の規定に該当する基礎農産品が、直接支払その他の産品が特定された補助金であって削減に関する約束の対象から除外されないものの対象である場合には、これらの措置に係る助成同等量は、助成合計量の対応する構成要素（附属書三の10から13までに規定するもの）について行う算定を基礎とする。

4　助成同等量は、関係する基礎農産品の実行可能な限り最初の販売の段階に近い段階における補助金の額に基づいて算定する。農産品の加工業者についての措置は、当該措置が基礎農産品の生産者に利益を与える限度において含める。生産者が支払う農業に特定された課徴金又は手数料は、相当する額を助成同等量から差し引く。

附属書五　第四条2の規定に関する特例措置

第A部

1　第四条2の規定は、一次産品である農産品並びに当該一次産品である農産品を加工し及び（又は）調製した産品（以下「指定産品」という。）であって次の条件を満たすものについては、世界貿易機関協定の効力発生の日から適用されない（以下「特例措置」という。）。

(a)　千九百八十六年から千九百八十八年までの基準期間（以下「基準期間」という。）において、当該指定産品の輸入量が、対応する国内消費量の三パーセント未満であったこと。

(b)　いかなる輸出補助金も、基準期間の開始時から当該指定産品について交付されていないこと。

(c)　効果的な生産制限措置が、当該一次産品である農産品についてとられていること。

(d)　当該指定産品が、マラケシュ議定書に附属する加盟国の譲許表第一部第一B節において、食糧安全保障、環境保護その他の非貿易的関心事項の要素を反映する特例措置の対象として、「ST　附属書五」という記号によって指定されていること。

(e)　当該指定産品に関する最小限度のアクセス機会が、当該加盟国の譲許表第一部第一B節において明記されているとおり、実施期間の最初の年の開始時から基準期間における当該指定産品の国内消費量の四パーセントに相当しており、かつ、その後は実施期間の残余の期間において、毎年、基準期間における対応する国内消費量の〇・八パーセントずつ増大されていること。

2　加盟国は、実施期間中のいずれの年の開始時においても、6に定めるところに従い、当該指定産品に関する特例措置の適用を終了させることができる。この場合において、当該加盟国は、その時点において既

に効力を有している最小限度のアクセス機会を維持し、かつ、実施期間の残余の期間において、毎年、最小限度のアクセス機会を、基準期間における対応する国内消費量の〇・四パーセントずつ増大する。その後、この方法によって実施期間の最後の年について得られる最小限度のアクセス機会の水準を、当該加盟国の譲許表において維持する。

3　1に規定する特例措置を実施期間の終了後において継続することができるかできないかという問題に関する交渉については、非貿易的関心事項の要素を考慮に入れ、第二十条に規定する交渉の一部として実施期間自体の時間的枠組みの中で完了する。

4　3に規定する交渉の結果、加盟国が引き続き特例措置を適用することができることについて合意される場合には、当該加盟国は、当該交渉において決定される追加的かつ受入れ可能な譲許を与える。

5　実施期間の終了時において特例措置が継続されないこととなる場合には、当該加盟国は、6の規定を実施する。この場合において、実施期間の終了後における当該指定産品に関する最小限度のアクセス機会を、当該加盟国の譲許表において、基準期間における対応する国内消費量の八パーセントの水準に維持する。

6　通常の関税以外の国境措置で当該指定産品について維持されているものは、特例措置の適用が終了する年の開始時から第四条2の規定の適用を受ける。当該指定産品は、通常の関税の対象となるものとし、当該通常の関税は、特例措置の適用が終了する年の開始時から及びその後において、実施期間を通じて少なくとも十五パーセントの引下げが毎年均等に分割して実施されていたならば適用されたであろう税率で当該加盟国の譲許表において譲許され及び適用されるものとする。この関税は、付録に定める指針に従って算定される関税相当量に基づいて定める。

第B部

7　第四条2の規定は、開発途上加盟国の伝統的な食事における主要な基本食品である一次産品である農産品に関し、1の(a)から(d)までに規定する条件のほか、次の条件が、該当する農産品について満たされる場合には、世界貿易機関協定の効力発生の日から適用されない。

(a)　当該農産品に関する最小限度のアクセス機会が、当該開発途上加盟国の譲許表第一部第一B節において明記されているとおり、実施期間の最初の年の開始時から基準期間における当該農産品の国内消費量の一パーセントに相当しており、かつ、実施期間の五番目の年の開始時において基準期間における対応する国内消費量の二パーセントに相当するように毎年均等に分割して増大されていること。当該農産品に関する最小限度のアクセス機会が、実施期間の六番目の年の開始時から基準期間における対応する国内消費量の二パーセントに相当しており、かつ、十番目の年の開始時までに基準期間における対応する国内消費量の四パーセントに相当するように毎年均等に分割して増大されていること。その後、この方法によって当該十番目の年について得られる最小限度のアクセス機会の水準が、当該開発途上加盟国の譲許表において維持されること。

(b)　この協定の対象となる他の産品について適当な市場アクセス機会が提供されていること。

8　7に規定する特例措置を実施期間の開始時から十番目の年の終了後において継続することができるかできないかという問題に関する交渉は、当該十番目の年自体の時間的枠組みの中で開始しかつ完了する。

9　8に規定する交渉の結果、加盟国が引き続き特例措置を適用することができることについて合意される場合には、当該加盟国は、当該交渉において決定される追加的かつ受入れ可能な譲許を与える。

10　7に規定する特例措置が実施期間の開始時から十番目の年を超えて継続されないこととなる場合には、当該農産品は、通常の関税（付録に定める指針に従って算定される関税相当量に基づいて定められるもの）の対象となるものとし、当該通常の関税は、当該加盟国の譲許表において譲許されるものとする。その他の点については、6の規定が、この協定に基づいて開発途上加盟国に与えられる関連する特別のかつ異なる待遇に照らして修正された上で適用される。

附属書五の付録　この附属書の6及び10に規定する特定の目的のための関税相当量の算定の指針

1　関税相当量（従価税率又は従量税率のいずれの税率により表示されるものであるかを問わない。）の算定は、国内価格と国際価格との実際の差を用いて透明性のある方法で行う。使用するデータは、千九百八十六年から千九百八十八年までのものとする。関税相当量は、

(a)　原則として、統一システムの四桁(12)番号の水準において設定する。

(b)　適当な場合には、統一システムの六桁(12)番号の又はより詳細な水準において設定する。

(c)　加工され及び（又は）調製された産品については、一般的な場合には、一次産品である農産品に係る特定の関税相当量に、加工され及び（又は）調製された産品において当該一次産品である農産品が価額において又は物理的に占める割合のうちいずれか適当なものを乗ずることによって設定する。必要な場合には、その時点において産業に対して保護を与えている追加の要素が考慮される。

2　国際価格は、一般的な場合には、輸入国における実際の単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均とする。単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均が利用可能又は適当でない場合には、国際価格は、次の(a)又は(b)のいずれかとする。

(a)　近隣国における適当な単位当たりの保険料及び運賃込み価格の平均

(b)　適当な主要輸出国における単位当たりの本船渡し価格の平均に輸入国が負担する保険料、運賃その他の関連費用の見積りを加えることによって調整した価格から推定される価格

3　国際価格は、一般に、価格に関するデータに係る期間と同一の期間についての市場における為替相場の

年次平均を用いて内国通貨に換算する。

4　国内価格は、一般的な場合には、国内市場における代表的な卸売価格とし、十分なデータが利用可能でない場合には、当該卸売価格の見積りとする。

5　当初の関税相当量については、必要な場合には、品質又は品種の違いを考慮に入れるために、適当な係数を用いて調整することができる。

6　これらの指針に従って得られる関税相当量が負の数値である場合又はその時点における譲許税率よりも低い場合には、当初の関税相当量は、その時点における譲許税率の水準とし又は当該産品についての各国の申出に基づいて設定することができる。

7　1から6までに定める指針に従って得られたであろう関税相当量の水準について調整が行われる場合には、関係する加盟国は、要請があるときは、適当な解決策について交渉するため、十分な協議の機会を与える。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定

加盟国は、

いかなる加盟国も、同様の条件の下にある加盟国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件として、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するために必要な措置を採用し又は実施することを妨げられるべきでないことを再確認し、

すべての加盟国において、人及び動物の健康並びに植物の衛生状態が向上することを希望し、

衛生植物検疫措置が二国間の協定又は議定書に基づいてしばしば適用されることに留意し、

衛生植物検疫措置の貿易に対する悪影響を最小限にするため、その企画、採用及び実施に当たっての指針となる規則及び規律の多数国間の枠組みを定めることを希望し、

この点に関し、国際的な基準、指針及び勧告が重要な役割を果たすことができることを認め、

加盟国が人、動物又は植物の生命又は健康に関する自国の適切な保護の水準を変更することを求められることなく、食品規格委員会及び国際獣疫事務局を含む関連国際機関並びに国際植物防疫条約の枠内で活動する関連国際機関及び関連地域機関が作成した国際的な基準、指針及び勧告に基づき、加盟国間で調和のとれた衛生植物検疫措置をとることが促進されることを希望し、

開発途上加盟国が、輸入加盟国による衛生植物検疫措置を遵守し及びその結果として市場へ進出するときに特別の困難に直面すること並びに自国の領域内において衛生植物検疫措置を定め及び適用するときに特別の困難に直面することがあることを認め、また、この点に関する開発途上加盟国の努力を支援することを希望し、

よって、衛生植物検疫措置をとることに関連する千九百九十四年のガットの規定、特にその第二十条(b)の規定（注）の適用のための規則を定めることを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

注　この協定において千九百九十四年のガット第二十条(b)というときは、同条の柱書きを含む。

第一条　一般規定

1　この協定は、国際貿易に直接又は間接に影響を及ぼすすべての衛生植物検疫措置について適用する。衛生植物検疫措置は、この協定に従って定められ、適用されるものとする。

2　この協定の適用上、附属書Aに掲げる用語の意義は、同附属書の定義に従う。

3　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

4　この協定は、その適用範囲外の措置について、貿易の技術的障害に関する協定に基づく加盟国の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条　基本的な権利及び義務

1　加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる権利を有する。ただし、衛生植物検疫措置が、この協定に反しないことを条件とする。

2　加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第五条7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

3　加盟国は、自国の衛生植物検疫措置により同一又は同様の条件の下にある加盟国の間（自国の領域と他の加盟国の領域との間を含む。）において恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。衛生植物検疫措置は、国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用してはならない。

4　衛生植物検疫措置は、この協定の関連規定に適合する場合には、衛生植物検疫措置をとることに関連する千九百九十四年のガットの規定、特にその第二十条(b)の規定に基づく加盟国の義務に適合しているものと推定する。

第三条　措置の調和

1　加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。

2　衛生植物検疫措置は、国際的な基準、指針又は勧告に適合する場合には、人、動物又は植物の生命又は

健康を保護するために必要なものとみなすものとし、この協定及び千九百九十四年のガットの関連規定に適合しているものと推定する。

3　加盟国は、科学的に正当な理由がある場合又は当該加盟国が第五条の1から8までの関連規定に従い自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を決定した場合には、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される水準よりも高い衛生植物検疫上の保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し又は維持することができる（注）。ただし、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される衛生植物検疫上の保護の水準と異なる衛生植物検疫上の保護の水準をもたらすすべての措置は、この協定の他のいかなる規定にも反してはならない。

注　この3の規定の適用上、「科学的に正当な理由がある場合」には、加盟国が、入手可能な科学的情報のこの協定の関連規定に適合する検討及び評価に基づいて、関連する国際的な基準、指針又は勧告が自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために十分ではないと決定した場合を含む。

4　加盟国は、関連国際機関及びその補助機関、特に食品規格委員会及び国際獣疫事務局並びに国際植物防疫条約の枠内で活動する国際機関及び地域機関において、これらの機関における衛生植物検疫措置のすべての側面に関する国際的な基準、指針及び勧告の作成及び定期的な再検討を促進するため、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。

5　第十二条の1及び4に規定する衛生植物検疫措置に関する委員会（この協定において「委員会」という。）は、国際的な措置の調和の過程を監視する手続を作成し、及び関連国際機関とこの点について相互に協力する。

第四条　措置の同等

1　加盟国は、他の加盟国の衛生植物検疫措置が、当該加盟国又は同種の産品の貿易を行っている第三国（加盟国に限る。）の衛生植物検疫措置と異なる場合であっても、輸出を行う当該他の加盟国が輸入を行う当該加盟国に対し、輸出を行う当該他の加盟国の衛生植物検疫措置が輸入を行う当該加盟国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成することを客観的に証明するときは、当該他の加盟国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。このため、要請に応じ、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入を行う当該加盟国に与えられる。

2　加盟国は、要請に応じ、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定について、二国間又は多数国間で合意するために協議を行う。

第五条　危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定

1　加盟国は、関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しつつ、自国の衛生植物検疫措置を人、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において適切なものに基づいてとることを確保する。

2　加盟国は、危険性の評価を行うに当たり、入手可能な科学的証拠、関連する生産工程及び生産方法、関連する検査、試料採取及び試験の方法、特定の病気又は有害動植物の発生、有害動植物又は病気の無発生地域の存在、関連する生態学上及び環境上の状況並びに検疫その他の処置を考慮する。

3　加盟国は、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価を行い及びこれらに対する危険からの衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置を決定するに当たり、関連する経済的な要因として、次の事項を考慮する。

有害動植物又は病気の侵入、定着又はまん延の場合における生産又は販売の減少によって測られる損害の可能性

輸入加盟国の領域における防除又は撲滅の費用

危険を限定するために他の方法をとる場合の相対的な費用対効果

4　加盟国は、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を決定する場合には、貿易に対する悪影響を最小限にするという目的を考慮すべきである。

5　人の生命若しくは健康又は動物及び植物の生命若しくは健康に対する危険からの「衛生植物検疫上の適切な保護の水準」の定義の適用に当たり整合性を図るため、各加盟国は、異なる状況において自国が適切であると認める保護の水準について恣意的又は不当な区別を設けることが、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすこととなる場合には、そのような区別を設けることを回避する。加盟国は、この5の規定の具体的な実施を促進するための指針を作成するため、第十二条の1から3までの規定に従って委員会において協力する。委員会は、指針の作成に当たり、人の健康に対する危険であって人が任意に自らをさらすものの例外的な性質を含むすべての関連要因を考慮する。

6　第三条2の規定が適用される場合を除くほか、加盟国は、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するため衛生植物検疫措置を定め又は維持する場合には、技術的及び経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫措置が当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことを確保する。（注）

注　この6の規定の適用上、一の措置は、技術的及び経済的実行可能性を考慮して合理的に利用可能な他の措置であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿易制限の程度が当該一の措置よりも相当に小さいものがある場合を除くほか、必要である以上に貿易制限的でない。

7　加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価の

ために必要な追加の情報を得るよう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。

8　加盟国は、他の加盟国が導入し又は維持する特定の衛生植物検疫措置が、自国の輸出を抑制し又は抑制する可能性を有すると信ずる理由がある場合において、当該衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、指針若しくは勧告に基づいていないと信じ又は関連する国際的な基準、指針若しくは勧告が存在しないと信ずる理由があるときは、当該衛生植物検疫措置をとる理由について説明を要求することができるものとし、当該衛生植物検疫措置を維持する加盟国は、その説明を行う。

第六条　有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整

1　加盟国は、自国の衛生植物検疫措置を産品の原産地又は仕向地である地域（一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。）の衛生植物検疫上の特性に対応して調整することを確保する。加盟国は、地域の衛生植物検疫上の特性を評価するに当たり、特に特定の病気又は有害動植物の発生の程度、撲滅又は防除の計画の有無及び関連国際機関が作成する適当な規格又は指針を考慮する。

2　加盟国は、特に、有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域の制度を認める。これらの地域の決定は、地理、生態系、疫学的な監視、衛生植物検疫上の防除の有効性等の要因に基づいて行う。

3　自国の領域内の地域が有害動植物又は病気の無発生地域又は低発生地域であると主張する輸出加盟国は、当該地域が有害動植物又は病気の無発生地域又は低発生地域であり、かつ、そのような状況が継続する見込みがあることを輸入加盟国に客観的に証明するため、その主張についての必要な証拠を提供する。このため、要請に応じ、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入加盟国に与えられる。

第七条　透明性の確保

加盟国は、附属書Bの規定に従い、自国の衛生植物検疫措置の変更を通報するものとし、また、自国の衛生植物検疫措置についての情報を提供する。

第八条　管理、検査及び承認の手続

加盟国は、添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関する国内制度を含む自国の管理、検査及び承認の手続の運用に当たり附属書Cの規定を遵守するものとし、これらの手続がこの協定の規定に反しないことを確保する。

第九条　技術援助

1　加盟国は、二国間で又は適当な国際機関を通じて、他の加盟国（特に開発途上加盟国）に対する技術援助の供与を促進することに合意する。当該技術援助は、特に、生産工程関連技術、研究及び基盤の整備（国内の規制機関の設立に関するものを含む。）の分野において、助言、信用供与及び贈与の形態によって行うことができる。当該技術援助には、当該他の加盟国が、その輸出市場において衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要な衛生植物検疫措置に適応し、かつ、これを遵守することができるようにするための技術的な専門知識、訓練及び設備を求めるための技術援助が含まれる。

2　輸入加盟国は、その衛生植物検疫上の要件を開発途上輸出加盟国が満たすために多額の投資が必要な場合には、開発途上加盟国がその関係する産品について市場へ進出する機会を維持し及び拡大することを可能にするような技術援助を与えることを考慮する。

第十条　特別のかつ異なる待遇

1　衛生植物検疫措置の立案及び適用に当たり、加盟国は、開発途上加盟国（特に後発開発途上加盟国）の特別のニーズを考慮する。

2　衛生植物検疫上の適切な保護の水準に照らして新たな衛生植物検疫措置を段階的に導入する余地がある場合には、開発途上加盟国が関心を有する産品については、その輸出の機会が維持されるよう、遵守のための一層長い期間が与えられるべきである。

3　委員会は、開発途上加盟国がこの協定を遵守することができるように、要請に応じ、当該開発途上加盟国の資金上、貿易上及び開発上のニーズを考慮し、この協定に基づく義務を、全部又は一部につき特定し、かつ、一定の期限を付して、免除することを当該開発途上加盟国に認めることができる。

4　加盟国は、関連国際機関への開発途上加盟国の積極的な参加を奨励し、及び促進すべきである。

第十一条　協議及び紛争解決

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

2　科学的又は技術的な問題を含むこの協定に係る紛争において、小委員会が紛争当事国と協議の上選定した専門家からの助言を求めるべきである。このため、小委員会は、適当と認めるときは、いずれか一方の紛争当事国の要請により又は自己の発意に基づいて、技術専門家諮問部会を設置し又は関連国際機関と協議することができる。

3　この協定のいかなる規定も、他の国際的な合意に基づく加盟国の権利（他の国際機関のあっせん若しくは紛争解決又は国際的な合意に基づいて設立するあっせん若しくは紛争解決のための制度を利用する権利を含む。）を害するものではない。

第十二条　運用

1　協議のための定期的な場を設けるため、この協定により衛生植物検疫措置に関する委員会を設置する。委員会は、この協定の実施及びこの協定の目的の達成（特に措置の調和に関するもの）のために必要な任

務を遂行する。委員会は、コンセンサス方式によってその決定を行う。

2　委員会は、特定の衛生植物検疫上の問題について、加盟国間の特別の協議又は交渉を奨励し、及び促進する。委員会は、国際的な基準、指針又は勧告がすべての加盟国において用いられることを奨励し、これに関し、食品添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定のための国際制度と国内制度との間及び国際的な取組方法と国内の取組方法との間の調整及び統合を進めることを目的とする技術的な協議及び研究を支援する。

3　委員会は、この協定の運用のために入手可能な最善の科学上及び技術上の助言を確保することを目的とし、並びに活動における不必要な重複を避けることを確保するため、衛生植物検疫上の保護の分野における関連国際機関、特に食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約事務局との密接な連絡を維持する。

4　委員会は、国際的な措置の調和の過程及び国際的な基準、指針又は勧告の使用を監視する手続を作成する。このため、委員会は、関連国際機関と共に、委員会が貿易に重大な影響があると決定した衛生植物検疫措置に関する国際的な基準、指針又は勧告についての表を作成すべきである。当該表には、国際的な基準、指針又は勧告であって、加盟国が、輸入のための条件として適用し、又は当該基準に適合する輸入産品の当該加盟国への市場進出の根拠とするものについての当該加盟国による記述を含むべきである。加盟国は、国際的な基準、指針又は勧告を輸入のための条件として適用していない場合には、その理由、特に、当該基準が衛生植物検疫上の適切な保護の水準を与えるために十分に厳格ではないと認めるか認めないかを記述すべきである。加盟国は、輸入のための条件として、国際的な基準、指針又は勧告を使用することを表明した後に自国の立場を変更する場合には、事務局及び関連国際機関にその変更を説明し及び通報すべきである。ただし、附属書Bの手続に基づく通報及び説明を行う場合は、この限りでない。

5　委員会は、不必要な重複を避けるために、適当な場合には、関連国際機関が運用している手続、特に通報手続によって得られた情報を利用することを決定することができる。

6　委員会は、一の加盟国の発意に基づき、特定の国際的な基準、指針又は勧告に関する特定の事項（4の規定に従って記述された不適用の説明の根拠を含む。）の検討のため、関連国際機関又はその補助機関を適当な経路を通じて招請することができる。

7　委員会は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後三年で及びその後は必要に応じ、この協定の運用及び実施について検討する。委員会は、適当な場合には、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、この協定を改正する提案を物品の貿易に関する理事会に提出することができる。

第十三条　実施

加盟国は、この協定上のすべての義務の遵守についてこの協定に基づく完全な責任を負う。加盟国は、中央政府機関以外の機関によるこの協定の遵守を支援する積極的な手段及び制度を企画立案し、実施する。加盟国は、自国の領域内の非政府機関及び自国の領域内の関連団体が構成員である地域機関がこの協定の関連規定に従うことを確保するため、利用し得る妥当な手段を講ずる。更に、加盟国は、当該地域機関、非政府機関又は地方政府機関がこの協定に反する態様で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような手段を講じてはならない。加盟国は、非政府機関がこの協定を遵守している場合にのみ、衛生植物検疫措置を実施するために当該非政府機関の役務が利用されることを確保する。

第十四条　最終規定

後発開発途上加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後五年間、自国の衛生植物検疫措置であって輸入又は輸入産品に関するものについて、この協定の適用を延期することができる。他の開発途上加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後二年間、自国の衛生植物検疫措置であって輸入又は輸入産品に関するものについて、この協定の規定（第五条8及び第七条の規定を除く。）の適用が技術的専門知識、技術的基盤又は資金の欠如により妨げられる場合には、当該規定の適用を延期することができる。

附属書A　定義（注）

注　この定義の適用上、「動物」には魚類及び野生動物を、「植物」には樹木及び野生植物を、「有害動植物」には雑草を並びに「汚染物質」には農薬及び動物用医薬品の残留物並びに異物を含む。

1　「衛生植物検疫措置」とは、次のことのために適用される措置をいう。

(a)　有害動植物、病気、病気を媒介する生物又は病気を引き起こす生物の侵入、定着又はまん延によって生ずる危険から加盟国の領域内において動物又は植物の生命又は健康を保護すること。

(b)　飲食物又は飼料に含まれる添加物、汚染物質、毒素又は病気を引き起こす生物によって生ずる危険から加盟国の領域内において人又は動物の生命又は健康を保護すること。

(c)　動物若しくは植物若しくはこれらを原料とする産品によって媒介される病気によって生ずる危険又は有害動植物の侵入、定着若しくはまん延によって生ずる危険から加盟国の領域内において人の生命又は健康を保護すること。

(d)　有害動植物の侵入、定着又はまん延による他の損害を加盟国の領域内において防止し又は制限すること。

衛生植物検疫措置には、関連するすべての法令、要件及び手続を含む。特に、次のものを含む。

最終産品の規格

生産工程及び生産方法

試験、検査、認証及び承認の手続

検疫（動物若しくは植物の輸送に関する要件又はこれらの輸送の際の生存に必要な物に関する要件を含む。）

関連する統計方法、試料採取の手続及び危険性の評価の方法に関する規則

包装に関する要件及びラベル等による表示に関する要件であって食品の安全に直接関係するもの

2　「措置の調和」とは、二以上の加盟国による共通の衛生植物検疫措置の制定、認定及び適用をいう。

3　「国際的な基準、指針及び勧告」とは、次のものをいう。

(a)　食品の安全については、食品規格委員会が制定した基準、指針及び勧告であって、食品添加物、動物用医薬品及び農薬の残留物、汚染物質、分析及び試料採取の方法並びに衛生的な取扱いに係る規準及び指針に関するもの

(b)　動物の健康及び人畜共通伝染病については、国際獣疫事務局の主催の下で作成された基準、指針及び勧告

(c)　植物の健康については、国際植物防疫条約事務局の主催の下で同条約の枠内で活動する地域機関と協力して作成された国際的な基準、指針及び勧告

(d)　(a)から(c)までの機関等が対象としていない事項については、すべての加盟国の加盟のため開放されている他の関連国際機関が定めて委員会が確認した適当な基準、指針及び勧告

4　「危険性の評価」とは、適用し得る衛生植物検疫措置の下での輸入加盟国の領域内における有害動植物若しくは病気の侵入、定着若しくはまん延の可能性並びにこれらに伴う潜在的な生物学上の及び経済的な影響についての評価又は飲食物若しくは飼料に含まれる添加物、汚染物質、毒素若しくは病気を引き起こす生物の存在によって生ずる人若しくは動物の健康に対する悪影響の可能性についての評価をいう。

5　「衛生植物検疫上の適切な保護の水準」とは、加盟国の領域内における人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために衛生植物検疫措置を制定する当該加盟国が適切と認める保護の水準をいう。

注釈　多くの加盟国は、この意義を有する用語として「受け入れられる危険性の水準」も用いている。

6　「有害動植物又は病気の無発生地域」とは、一の地域（一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。）であって、特定の有害動植物又は病気が発生していないことを権限のある当局が確認しているものをいう。

注釈　有害動植物又は病気の無発生地域は、特定の有害動植物又は病気が発生することが知られている場合であって、当該特定の有害動植物又は病気を封じ込め又は撲滅する地域的防除措置（保護及び監視の実施並びに緩衝地帯の設定等）が適用されている地域（一の国の領域の範囲内であるか二以上の国の領域の一部又は全部を含む地域であるかを問わない。）を取り囲むか、これらの地域によって取り囲まれるか又はこれらの地域に隣接することがある。

7　「有害動植物又は病気の低発生地域」とは、一の地域（一の国の領域の全部であるか一部であるか又は二以上の国の領域の全部であるか一部であるかを問わない。）であって、特定の有害動植物又は病気が低い水準で発生し、かつ、効果的な監視、防除又は撲滅の措置が適用されていることを権限のある当局が確認しているものをいう。

附属書B　衛生植物検疫上の規制の透明性の確保

規制の公表

1　加盟国は、制定されたすべての衛生植物検疫上の規制（注）を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように速やかに公表することを確保する。

注　衛生植物検疫措置のうち一般的に適用される法令等をいう。

2　加盟国は、緊急事態の場合を除くほか、輸出加盟国、特に開発途上加盟国の生産者がその産品及び生産方法を輸入加盟国の要求に適合させるための期間を与えるため、衛生植物検疫上の規制の公表と実施との間に適当な期間を置く。

照会所

3　各加盟国は、利害関係を有する加盟国からのすべての妥当な照会に応じ及び次の事項に関する関連文書を提供する責任を有する一の照会所を設けることを確保する。

(a)　自国の領域内において制定され又は提案された衛生植物検疫上の規制

(b)　自国の領域内において適用されている管理及び検査の手続、生産及び検疫に係る処置並びに農薬の許容限度の設定及び食品添加物の承認の手続

(c)　危険性の評価の手続及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定並びにこれらについて考慮に入れる要因

(d)　衛生植物検疫措置に係る国際機関及び国際的な制度並びに地域機関及び地域的な制度並びにこの協定の範囲内の二国間及び多数国間の協定及び取極への自国又は自国の領域内の関連機関の加盟及び参加の状況並びに当該協定及び取極の条文

4　加盟国は、利害関係を有する加盟国が文書の写しを要求した場合には、送付に係る費用を除くほか、当該写しが自国民（注）に要求される価格と同一の価格で提供されることを確保する。

注　この協定において「自国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

通報手続

5　加盟国は、提案された衛生植物検疫上の規制について、国際的な基準、指針若しくは勧告が存在しない場合又は当該提案された衛生植物検疫上の規制の内容が国際的な基準、指針若しくは勧告の内容と実質的に同一でない場合において、当該提案された衛生植物検疫上の規制が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、

(a)　特定の規制を導入しようとしている旨を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように早い段階で公告する。

(b)　提案された規制が対象とする産品を、当該提案された規制の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該提案された規制に対する修正を行うこと及び意見を考慮することが可能な早い段階で行う。

(c)　要請に応じ、提案された規制の写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、国際的な基準、指針又は勧告と実質的に相違する部分を明示する。

(d)　書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその意見及び討議の結果を考慮する。

6　加盟国は、健康の保護に係る緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、5の(a)から(d)までの通報手続のうち必要と認めるものを省略することができる。ただし、次のことを行うことを条件とする。

(a)　特定の規制及びその対象とする産品を、当該規制の目的及び必要性に関する簡潔な記述（緊急の問題の性格についての記述を含む。）と共に事務局を通じて他の加盟国に直ちに通報すること。

(b)　要請に応じ規制の写しを他の加盟国に提供すること。

(c)　他の加盟国に書面による意見の提出を認めるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその意見及び討議の結果を考慮すること。

7　事務局への通報は、英語、フランス語又はスペイン語によって行う。

8　先進加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、特定の通報が対象とする文書の写し又は、当該文書が長大なものであるときは、当該文書の要約を英語、フランス語又はスペイン語によって提供する。

9　事務局は、通報の写しをすべての加盟国及び関係を有する国際機関に速やかに送付するものとし、開発途上加盟国が特に関心を有する産品に関する通報については、開発途上加盟国の注意を喚起する。

10　加盟国は、5から8までの規定に従い通報手続に関するこの協定の規定を国家的規模において実施する責任を負う単一の中央政府当局を指定する。

一般的な留意事項

11　この協定のいかなる規定も、加盟国に対して次のことを要求するものと解してはならない。

(a)　自国の言語以外の言語による原案の詳細若しくは写しの提供又は文書の公表。ただし、8の規定が適用される場合を除く。

(b)　衛生植物検疫措置に係る法令の実施を妨げることとなるような又は特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示

附属書C　管理、検査及び承認の手続（注）

注　管理、検査及び承認の手続には、特に、試料採取、試験及び認証の手続を含む。

1　加盟国は、衛生植物検疫措置の実施を確認し及び確保するための手続について、次の(a)から(i)までに規定することを確保する。

(a)　手続が、不当に遅延することなく、かつ、輸入産品が同種の国内産品よりも不利でない方法で、行われ、完了すること。

(b)　次のことを行うこと。

各手続の処理に要する標準的な期間が公表され、又は要請に応じ処理に要する予想される期間が申請者に通知されること。

権限のある機関が、申請を受理した場合には、書類が不備でないことについての審査を速やかに行い、及びすべての不備について正確かつ十分な方法で申請者に通知すること。

権限のある機関が、必要に応じて是正手段がとられるように、手続の結果を正確かつ十分な方法で申請者にできる限り速やかに伝達すること。

申請に不備がある場合であっても、申請者が要請するときは、権限のある機関が実行可能な限り手続を進めること。

申請者が、その要請により、手続の段階を通知され、及び遅延があればその説明を受けること。

(c)　要求される情報が、適切な管理、検査及び承認の手続（添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関するものを含む。）に必要なものに限られること。

(d)　管理、検査及び承認から得られ又はこれらに関連して提供される輸入産品に関する情報の秘密が、国内原産の産品よりも不利でない方法で、かつ、正当な商業上の利益が保護されるような方法で尊重されること。

(e)　産品の個々の試料の管理、検査及び承認のための要件が妥当かつ必要なものに限られること。

(f)　輸入産品の手続に課されるいかなる手数料も、同種の国内原産の産品又は他のいずれかの加盟国を原産地とする産品に課される手数料との関係において公平なものとし、また、役務の実際の費用よりも高額のものとすべきでないこと。

(g) 手続に用いる施設の場所の選択及び試料の抽出については、申請者、輸入業者若しくは輸出業者又はこれらの代理人に対する不便を最小限にするように輸入産品に係るものと国内原産の産品に係るものとの間において同一の規準が用いられるべきであること。

(h) 適用される規制に照らして産品の管理及び検査が行われた後に当該産品の仕様が変更された場合には、仕様が変更された産品に対する手続が、当該産品が関連する規制に引き続き適合しているという十分な確信が得られるか得られないかを決定するために必要なものに限られること。

(i) 手続の運用に関し申し立てられた不服を審査し及び申し立てられた不服が正当とされた場合に是正手段をとるための手続が用意されていること。

輸入加盟国は、食品添加物の使用の承認のための又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定のための制度であって、承認がなければ産品の自国内における市場への進出を禁止し又は制限するものを運用している場合には、最終的な決定が行われるまでの間、市場への進出を認める根拠として関連する国際的な基準を使用することを考慮する。

2　衛生植物検疫措置が生産の段階における規制について定めている場合には、自国の領域内において生産が行われている加盟国は、当該規制及び規制を行う当局の事務を容易にするために必要な支援を行う。

3　この協定のいかなる規定も、加盟国が自国の領域内において妥当な検査を行うことを妨げるものではない。

繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定

加盟国は、

閣僚がブンタ・デル・エステにおいて、「繊維及び繊維製品（衣類を含む。）の分野における交渉は、強化されたガットの規則及び規律に基づいて、その部門を完璧的にガットに統合することを可能とし、もって貿易の一層の自由化という目的に貢献するような方法を確立することを目標とする」ことを合意したことを想起し、

また、千九百八十九年四月の貿易交渉委員会の決定において、統合の過程がウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉の終了後に開始されるべきであり、かつ、漸進的な性格を有すべきであることが合意されたことを想起し、

更に、後発開発途上加盟国に特別の待遇が与えられるべきであることが合意されたことを想起して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条

1　この協定は、繊維及び繊維製品（衣類を含む。以下「繊維製品等」という。）の部門を千九百九十四年のガットに統合する経過期間中に加盟国により適用される規定を定める。

2　加盟国は、供給の小さい加盟国にとって意義のある市場進出の機会の増大及び繊維製品等の貿易の分野に新たに加わった加盟国にとって商業上重要な貿易の機会の増大を図るため、次条18及び第六条6(b)の規定を利用することを合意する。(注)

注　後発開発途上加盟国も、その輸出について、可能な限りこの2の規定による利益を受けることができる。

3　加盟国は、千九百八十六年以後、繊維製品の国際貿易に関する取極（この協定において「MFA」という。）の有効期間を延長する議定書を受諾していない加盟国の状況につき適当な考慮を払い、この協定の規定を適用するに当たり、これらの加盟国に対し可能な限り特別の待遇を与える。

4　加盟国は、綿の生産輸出加盟国と協議の上、当該生産輸出加盟国の特別の利益がこの協定の実施に当たり反映されるべきであることを合意する。

5　加盟国は、繊維製品等の部門の千九百九十四年のガットへの統合を促進するため、継続的かつ自律的な産業調整及び自国の市場における競争の増進を考慮すべきである。

6　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、世界貿易機関協定及び多角的貿易協定に基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

7　この協定の適用の対象となる繊維製品等は、附属書に掲げる。

第二条

1　MFA第四条の規定に基づいて維持されている二国間取極の範囲内のすべての数量制限又は同第七条若しくは同第八条の規定に基づいて通報されているすべての数量制限であって、世界貿易機関協定の効力発生の日の前日に有効なものは、当該数量制限を維持している加盟国により、世界貿易機関協定の効力発生の日の後六十日以内に、第八条に規定する繊維・繊維製品監視機関（この協定において「TMB」という。）に対し、規制水準及び伸び率並びに弾力性に係る規定を含め詳細に通報されるものとする。加盟国は、千九百四十七年のガットの締約国間で維持されている当該数量制限であって、世界貿易機関協定の効力発生の日の前日に有効なものについては、世界貿易機関協定の効力発生の日からこの協定により規律されることを合意する。

2　TMBは、すべての加盟国に対し、1に規定するTMBへの通報を参考のために送付する。いずれの加盟国も、その送付の後六十日以内に、当該通報に関し適当と認める見解につきTMBの注意を喚起することができる。この見解は、他の加盟国に対し、参考のために送付される。TMBは、関係加盟国に対し、適当な場合には、勧告を行うことができる。

3　1の規定に基づいて通報される制限の十二箇月の期間が世界貿易機関協定の効力発生の日の直前の十二

箇月の期間と一致していない場合には、関係加盟国は、当該制限の期間を協定年（注）に一致させるための措置及びこの条の規定を実施するために当該制限の調整された基準となる水準を設けるための措置につき、相互に合意すべきである。関係加盟国は、合意に達するため、いずれか一方の関係加盟国の要請により、直ちに協議を開始することを合意する。当該措置については、特に、近年の季節ごとの貨物量の推移を考慮に入れる。この協議の結果は、TMBに通報されるものとし、TMBは、関係加盟国に対し適当と認める勧告を行う。

注　「協定年」とは、世界貿易機関協定の効力発生の日から始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月ごとの期間をいう。

4　1の規定に基づいてTMBに通報された制限は、世界貿易機関協定の効力発生の日の前日に各加盟国が適用していた制限の全体を構成するものとみなす。この協定の規定又は千九百九十四年のガットの関連する規定（注）に基づく場合を除くほか、産品又は加盟国に着目した新たな制限は、これを導入してはならない。世界貿易機関協定の効力発生の日から六十日以内に通報されない制限は、直ちに終了する。

注　「千九百九十四年のガットの関連する規定」というときは、千九百九十四年のガットに統合されていない産品については、第十九条の規定を含まない。ただし、附属書3の規定に明記されている産品については、この限りでない。

5　世界貿易機関協定の効力発生の日前にMFA第三条の規定に基づいてとられた一方的措置であって、MFAに基づいて設置された繊維監視機関（この協定において「TSB」という。）により既に審査が行われたものは、当該一方的措置に定められた期間、引き続き効力を有することができる。ただし、その期間は、十二箇月を超えてはならない。TSBがそのような審査を行う機会を有しなかった当該一方的措置は、MFA第三条の規定に基づいてとられた措置に関する規則及び手続に従ってTMBが審査する。世界貿易機関協定の効力発生の日前にMFA第四条の規定に基づいて締結された取極の下でとられた措置であって、TSBが審査する機会を有しなかった紛争の対象であるものは、当該審査に適用されるMFAの規則及び手続に従ってTMBが審査する。

6　各加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日に、統一システム番号又は産品の分類に従い、附属書に掲げる産品の千九百九十年における各加盟国の総輸入量の十六パーセントを下回らない輸入量を占める産品を千九百九十四年のガットに統合する。統合される産品には、トップ及び糸、織物、衣類並びにその他の仕上げられた繊維製品の四の群のそれぞれの産品を含む。

7　関係加盟国は、6の規定に基づいてとる措置の詳細を次の規定に従って通報する。

(a)　世界貿易機関協定の効力発生の日のいかんを問わず、1の規定に該当する制限を維持している加盟国は、千九百九十四年四月十五日の閣僚決定により定められた日以前に6の規定に基づいてとる措置の詳細をガット事務局に通報する。同事務局は、他の参加国に対し、その通報を参考のため直ちに送付する。

(b)　第六条1の規定に従い同条の規定を利用する権利を保持した加盟国は世界貿易機関協定の効力発生の日の後六十日以内に、前条3の規定の対象となる加盟国は世界貿易機関協定の効力発生の日の後十二箇月以内に、6の規定に基づいてとる措置の詳細をTMBに通報する。TMBは、他の加盟国に対し、その通報を参考のため送付し、21に定めるところに従ってその通報の審査を行う。

8　残存産品、すなわち、6の規定により千九百九十四年のガットに統合されることとならない産品は、統一システム番号又は産品の分類により次のとおり三段階で統合される。

(a)　世界貿易機関協定の効力発生の後三十七番目の月の初日に、附属書に掲げる産品の千九百九十年における各加盟国の総輸入量の十七パーセントを下回らない輸入量を占める産品が統合される。加盟国によって統合される産品には、トップ及び糸、織物、衣類並びにその他の仕上げられた繊維製品の四の群のそれぞれの産品を含む。

(b)　世界貿易機関協定の効力発生の後八十五番目の月の初日に、附属書に掲げる産品の千九百九十年における各加盟国の総輸入量の十八パーセントを下回らない輸入量を占める産品が統合される。加盟国によって統合される産品には、トップ及び糸、織物、衣類並びにその他の仕上げられた繊維製品の四の群のそれぞれの産品を含む。

(c)　世界貿易機関協定の効力発生の後百二十一番目の月の初日に、繊維製品等の部門が千九百九十四年のガットに統合され、この協定に基づくすべての制限が撤廃される。

9　第六条1の規定に従い同条の規定を利用する権利を保持しない旨の意図を通報した加盟国は、この協定の適用上、繊維製品等を千九百九十四年のガットに統合しているものとみなす。よって、当該加盟国は、6から8まで及び11の規定を遵守することを免除される。

10　この協定のいかなる規定も、6及び8の規定に基づく統合の計画を提出した加盟国が当該計画に定める日前に産品を千九百九十四年のガットに統合することを妨げるものではない。ただし、そのような統合は、協定年の初めに実施されるものとし、また、その詳細は、すべての加盟国に送付するためその実施の少なくとも三箇月前にTMBに通報される。

11　8の規定に基づく統合のそれぞれの計画は、その実施の少なくとも十二箇月前にTMBにその詳細が通報される。TMBは、すべての加盟国に当該計画を送付する。

12　8に規定する残存産品に関する制限の基準となる水準は、1に規定する規制水準とする。

13　この協定の第一段階（世界貿易機関協定の効力発生の日から同協定が有効な三十六番目の月（同月を含む。）までの間）においては、世界貿易機関協定の効力発生の日前十二箇月間を対象とする有効なMFAの下での二国間取極に基づくそれぞれの制限の規制水準は、各制限に定める伸び率を十六パーセント増加さ

せたものを下回らない伸び率により毎年増加する。

14　物品の貿易に関する理事会又は紛争解決機関が第八条12の規定に基づき別段の決定を行う場合を除くほか、残余のそれぞれの制限の規制水準は、この協定の第二段階及び第三段階においては、それぞれ次の(a)及び(b)に定める伸び率を下回らない伸び率により毎年増加する。

(a)　第二段階（世界貿易機関協定が有効な三十七番目の月から八十四番目の月（両月を含む。）までの間）においては、第一段階におけるそれぞれの制限に係る伸び率を二十五パーセント増加させた伸び率

(b)　第三段階（世界貿易機関協定が有効な八十五番目の月から百二十番目の月（両月を含む。）までの間）においては、第二段階におけるそれぞれの制限に係る伸び率を二十七パーセント増加させた伸び率

15　この協定のいかなる規定も、加盟国が、この条の規定に基づいて維持しているいずれかの制限を経過期間中のいずれかの協定年の初めに撤廃することを妨げるものではない。ただし、その撤廃が、実施される少なくとも三箇月前に関係輸出加盟国及びＴＭＢに対し、通報されている場合に限る。事前の通報の期間は、規制を受けている加盟国との合意により三十日まで短縮することができる。ＴＭＢは、その通報をすべての加盟国に送付する。この15に定める制限の撤廃を検討するに当たり、関係加盟国は、他の加盟国からの類似の輸出品の取扱いについて考慮する。

16　この条の規定に基づいて維持されるすべての制限に適用される弾力性に係る規定、すなわち、振替、繰越し及び繰入れは、世界貿易機関協定の効力発生の日の前十二箇月間を対象とするＭＦＡの下での二国間取極に定められているものと同一とする。振替、繰越し及び繰入れを組み合せて使用することに対しては、いかなる数量的上限も設定してはならず、また、これを維持してはならない。

17　この条の規定の実施に関連して必要と認められる運営管理上の措置は、関係加盟国間で合意される。当該措置は、ＴＭＢに通報される。

18　世界貿易機関協定の効力発生の日の前日に自国の輸出品が制限を受けている加盟国であって、その制限の対象となっている量が、千九百九十一年十二月三十一日の時点において輸入加盟国によって課された制限（この条の規定に基づいて通報されたものに限る。）の対象となっている総量の一・二パーセント以下であったものについては、13及び14に規定する伸び率の一段階早めた適用により又はこれと少なくとも同等の、基準となる水準及び増加並びに弾力性に係る規定の異なる組合せについての相互に合意される変更により、世界貿易機関協定の効力発生の日に及びこの協定の有効期間中、当該加盟国の輸出品の市場進出の機会の有意義な改善を行う。このような改善措置は、ＴＭＢに通報される。

19　この協定の有効期間中、特定の産品がこの条の規定に基づき千九百九十四年のガットに統合された直後の一年の期間のいずれかの時点において当該産品に関し千九百九十四年のガット第十九条の規定に基づくセーフガード措置を加盟国がとる場合には、20の規定に従うことを条件として、セーフガードに関する協定により解釈される千九百九十四年のガット第十九条の規定が適用される。

20　関係輸入加盟国は、19に規定するセーフガード措置を関税以外の手段を用いてとる場合において、輸出加盟国（その特定の産品の輸出が当該措置をとる直前の一年の期間のいずれかの時点においてこの協定に基づく制限を受けていた輸出加盟国に限る。）の要請があるときは、千九百九十四年のガット第十三条2(d)に定める方法で当該措置をとる。関係輸出加盟国は、当該措置の対象となる輸出について適用される規制水準は、最近の代表的な期間における水準、すなわち、原則として、統計が入手可能である最近の代表的な三年間における関係加盟国からの平均輸出水準を下回ってはならない。更に、当該措置が一年を超えてとられる場合には、適用される規制水準は、適用期間中一定の間隔で漸進的に緩和される。この20の規定が適用される場合には、当該関係輸出加盟国は、千九百九十四年のガット第十九条3(a)の規定に基づく実質的に等価値の譲許その他の義務を停止する権利を行使してはならない。

21　ＴＭＢは、この条の実施について検討する。ＴＭＢは、いずれかの加盟国の要請がある場合には、この条の規定の実施に関するいかなる問題についても審査する。ＴＭＢは、関係加盟国の参加を招請した後三十日以内に、当該関係加盟国に対し、適切な勧告又は認定を行う。

第三条

1　繊維製品等に関する制限（注）（ＭＦＡに基づいて維持され、かつ、前条の規定の適用の対象となる制限を除く。）を維持している加盟国は、当該制限が千九百九十四年のガットの規定に合致しているかいないかを問わず、世界貿易機関協定の効力発生の日の後六十日以内に、(a)ＴＭＢに対し当該制限を詳細に通報するか又は(b)当該制限が世界貿易機関の他のいずれかの内部機関に既に通報されている場合には、その通報をＴＭＢに提出する。これらの通報には、可能な限り、当該制限が千九百九十四年のガット上正当とされることについての情報（当該制限の根拠となる千九百九十四年のガットの規定を含む。）を含めるべきである。

注　「制限」とは、すべての一方的な数量制限及び二国間取極並びにこれらと同様の効果を有する他の措置をいう。

2　1の規定に該当する制限（千九百九十四年のガットの規定に基づき正当とされるものを除く。）を維持する加盟国は、次のいずれかの措置をとる。

(a)　世界貿易機関協定の効力発生の後一年以内に当該制限を千九百九十四年のガットの規定に適合させ、ＴＭＢに対し、参考のためにこれを通報する。

(b)　世界貿易機関協定の効力発生の日の後六箇月以内に当該制限を維持する加盟国がＴＭＢに提出する計画に従い、当該制限を段階的に撤廃する。当該計画は、この協定の有効期間内にすべての制限が段階的に撤廃されることを定めるものでなければならない。ＴＭＢは、当該計画につき関係加盟国に対して勧告を行うことができる。

3　この協定の有効期間中、加盟国は、千九百九十四年のガットの規定に基づいてとられた繊維製品等に関する新たな制限の導入又は既存の制限の変更について世界貿易機関の他のいずれかの内部機関に提出された通報を、当該制限の導入又は変更の実施の後六十日以内にＴＭＢに対し、参考のために提出する。

4　加盟国は、制限の千九百九十四年のガットに基づく正当性について又はこの条の規定にかかわらず通報されなかった可能性のある制限について、ＴＭＢに対し、参考のために逆通報を行うことができる。加盟国は、千九百九十四年のガットの関連する規定及び適当な世界貿易機関の内部機関の手続に基づき、当該逆通報についての対応を求めることができる。

5　ＴＭＢは、すべての加盟国に対し、この条の規定に基づいて行われた通報を参考のために送付する。

第四条

1　第二条に規定する制限及び第六条の規定に基づいて適用される制限は、輸出加盟国が管理する。輸入加盟国は、第二条の規定に基づいて通報された制限又は第六条の規定に基づいて適用される制限を超える量の貨物を受け入れる義務を負わない。

2　加盟国は、この協定に基づいて通報され又は適用されている制限の実施又は管理において、慣行、規則、手続及び繊維製品等の分類の変更その他の変更（統一システムに関連するものを含む。）を導入することが、この協定に基づく関係加盟国間の権利及び義務の均衡を損ない、加盟国の利用し得る市場進出の機会に望ましくない影響を及ぼし、当該市場進出の機会の十分な利用を妨げ、又はこの協定に基づく貿易に混乱をもたらすべきでないことを合意する。

3　制限の一部を構成する産品を第二条の規定に基づき統合するために通報する場合には、加盟国は、当該制限の水準のいかなる変更もこの協定に基づく関係加盟国間の権利及び義務の均衡を損なってはならないことを合意する。

4　加盟国は、2及び3に規定する変更が必要な場合には、当該変更を行う加盟国が、その影響を受ける加盟国に対し当該変更の実施前に通報すること及び、可能な限り、適切かつ衡平な調整について相互に受諾可能な解決を図るため、その影響を受ける加盟国と協議を開始することを合意する。加盟国は、更に、当該変更の実施前に協議することが実行可能でない場合には、当該変更を行う加盟国が、その影響を受ける加盟国の要請により、可能な場合には六十日以内に、適切かつ衡平な調整について相互に満足すべき解決を図るため、その影響を受ける関係加盟国と協議することを合意する。相互に満足すべき解決が得られない場合には、いずれの関係加盟国も、第八条に規定する勧告を求めるために当該問題をＴＳＢが審査する機会を有しなかった場合には、当該紛争は、当該審査に適用されるＭＦＡの規則及び手続に従ってＴＭＢが審査することができる。世界貿易機関協定の効力発生前に導入された変更に関する紛争をＴＳＢに付託することを合意する。

第五条

1　加盟国は、積替え、仕向地変更、原産国又は原産地に関する虚偽の申告及び公文書の偽造による阻害行為が繊維製品等の部門を千九百九十四年のガットに統合することを目的とするこの協定の実施の妨げとなることを合意する。したがって、加盟国は、そのような阻害行為に取り組み及びこれに対処するために必要な法令又は行政手続を定めるべきである。更に、加盟国は、阻害行為から生ずる問題に取り組むため、自国の法令及び手続に従って十分に協力することを合意する。

2　加盟国は、積替え、仕向地変更、原産国若しくは原産地に関する虚偽の申告又は公文書の偽造によりこの協定の実施が阻害されており、そのような阻害行為に取り組むための若しくはこれに対処するためのいかなる措置もとられていないか又は十分な措置がとられていないと信ずる場合には、相互に満足すべき解決を求めて、関係加盟国と協議すべきである。その協議は、速やかに、かつ、可能な場合には三十日以内に、行うべきである。相互に満足すべき解決が得られない場合には、いずれの関係加盟国も、勧告を求めるために当該問題をＴＭＢに付託することができる。

3　加盟国は、自国の法令及び手続に従って、自国の領域内における阻害行為を防止し、調査し及び、適当な場合には、法律上又は行政上の措置をとることを合意する。加盟国は、この協定の実施を阻害する行為又は申し立てられた当該行為の事案において、輸入地、輸出地及び場合により積替え地に係る関連事実を立証するため、自国の法令及び手続に従って十分に協力することを合意する。自国の法令及び手続に従って行われる当該協力には、規制を維持している加盟国に対する当該規制に係る輸出の増加をもたらす阻害行為を調査し並びに書類、通信、報告書その他の入手可能な関連情報を交換し並びに要請があったときに、個々の事例について、工場の訪問及び工場との連絡のための便宜を供与することを含むことが合意される。加盟国は、阻害行為又は申し立てられた阻害行為の事案に係る状況（事案に関係した輸出者又は輸入者のそれぞれの役割を含む。）を明らかにするよう努めるべきである。

4　調査の結果阻害行為が行われた十分な証拠がある場合（例えば、真の原産国又は原産地及び当該阻害行為の状況に関する証拠が入手可能である場合）には、加盟国は、当該阻害行為に取り組むため必要な範囲内で適当な措置がとられるべきであることを合意する。このような措置には、物品の輸入を許可しないこと又は、物品が輸入された場合には、真の原産国又は原産地の実状及び関与に十分に留意して、当該真の原産国又は原産地を反映するよう規制水準についての量の調整を行うことを含めることができる。物品の積替えに加盟国の領域が関係していることについての証拠がある場合には、当該措置には、当該加盟国に関する規制の導入を含めることができる。いずれの措置も、関係加盟国間で相互に満足すべき解決を得るため当該措置並びにそのとられる時期及び範囲について協議が行われた後にとることができるものとし、当該措置は、当該時期及び範囲と共に、十分かつ正当な理由を付して、ＴＭＢに通報される。関係加盟国

は、協議の上その他の救済措置について合意することができる。いずれの合意も、ＴＭＢに通報されるものとし、ＴＭＢは、適当と認める勧告を関係加盟国に行うことができる。相互に満足すべき解決が得られなかった場合には、関係加盟国は、迅速な審査及び勧告を求めるため当該解決が得られなかった問題をＴＭＢに付託することができる。

5　加盟国は、阻害行為の事案には、一以上の国又は場所を通過して輸送され、通過地域においてその輸送される物品に対しいかなる変更も行われない事案が含まれることに留意する。加盟国は、当該通過地域においてこのような輸送についての管理を行うことが一般的には実行可能でないことに留意する。

6　加盟国は、商品についての繊維組成、数量、品名又は種類に関する虚偽の申告もこの協定の目的を妨げることを合意する。加盟国は、いかなる虚偽の申告も阻害を目的として行われたとの証拠がある場合には、当該虚偽の申告に関係する輸出者又は輸入者に対し自国の法令及び手続に従って適当な措置がとられるべきであることを合意する。加盟国は、その虚偽の申告によりこの協定の実施が阻害されており、そのような阻害行為に取り組むための若しくはこれに対処するためのいかなる行政上の措置もとられていないか又は十分な措置がとられていないと信ずる場合には、相互に満足すべき解決を求めて、関係加盟国と速やかに協議すべきである。その解決が得られなかった場合には、加盟国は、勧告を求めるため当該解決が得られなかった問題をＴＭＢに付託することができる。この6の規定は、申告において不注意による誤りがあった場合において、加盟国が技術的な調整を行うことを妨げることを意図するものではない。

第六条

1　加盟国は、経過期間中、特定の経過的なセーフガードの制度（この協定において「経過的セーフガード」という。）を適用することが必要となることを認める。第二条の規定に基づき千九百九十四年のガットに統合されている産品を除くほか、いずれの加盟国も、附属書に含まれる産品について経過的セーフガードを適用することができる。第二条の規定に該当する制限を維持していない加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後六十日以内に、ＴＭＢに対し、この条の規定を利用する権利を保持することを希望するかしないかを通報する。千九百八十六年以後ＭＦＡの有効期間を延長する議定書を受諾していない加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の後六箇月以内にその通報を行う。経過的セーフガードは、この条の規定及びこの協定に基づく統合の過程の効果的な実施に反しない範囲内で、可能な限り限定的に適用されるべきである。

2　経過的セーフガードは、特定の産品が、同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害を与え又は与える現実のおそれがあるような増加した数量で自国の領域内に輸入されていることの証明がなされたと加盟国（注）が決定する場合には、この条の規定に基づき適用することができる。重大な損害又はその現実のおそれは、当該特定の産品の総輸入量の増加した数量により生じたことが明白でなければならず、技術上の変化、消費者の選好の変化等の要因によって生じたものであってはならない。

注　関税同盟は、一の単位として又は一の構成国のために経過的セーフガードを適用することができる。関税同盟が一の単位として経過的セーフガードを適用する場合には、この協定に基づく重大な損害又はその現実のおそれの決定のためのすべての要件は、当該関税同盟全体に存在する条件に基づくものとする。経過的セーフガードが一の構成国のために適用される場合には、重大な損害及びその現実のおそれの決定のためのすべての要件は、当該構成国に存在する条件に基づくものとし、また、当該セーフガードの適用は、当該構成国に限定する。

3　2に規定する重大な損害又はその現実のおそれの決定に当たり、加盟国は、生産高、生産性、操業度、在庫、市場占拠率、輸出、賃金、雇用、国内価格、利潤、投資等の関連する経済指標の変化に反映される特定の産業の状態に特定の産品の輸入が与える影響を検討する。これらの経済指標はいずれも、単独でも又は他の経済指標との組み合わせによっても、必ずしも決定的な判断の基準となるものではない。

4　この条の規定に基づく経過的セーフガードは、個々の加盟国に対して適用されるものとする。2及び3に規定する重大な損害又はその現実のおそれの原因となっている加盟国の特定は、当該加盟国からの輸入の急激な、かつ、著しい量の増加（現実の増加であるか差し迫った増加（注）であるかを問わない。）を基礎として、かつ、他の輸入源からの輸入と対比した当該加盟国の輸入水準、市場占拠率並びに商取引の同様な段階における輸入価格及び国内価格を基礎として行う。これらの要因はいずれも、単独でも又は他の要因との組み合わせによっても、必ずしも決定的な判断の基準となるものではない。この協定に基づいて既に規制されている特定の産品の輸出を行っている加盟国からの当該輸出について経過的セーフガードを適用してはならない。

注　このような差し迫った増加は、測定可能なものでなければならず、申立て、推測又は、例えば輸出国に生産能力があることから生ずる、単なる可能性に基づいてその存在を決定してはならない。

5　経過的セーフガードを適用するに当たり、重大な損害又はその現実のおそれの決定の有効期間は、7に規定する最初の通報の日から九十日を超えないものとする。

6　経過的セーフガードの適用に当たり、輸出加盟国の利益について次のとおり特別の考慮を払う。

(a)　後発開発途上加盟国は、できる限りすべての要素において、及び少なくとも総体的条件において、(b)から(d)までのいずれかに該当する加盟国に与えられる待遇より相当に有利な待遇が与えられる。

(b)　自国の繊維製品等の総輸出量が他の加盟国の繊維製品等の総輸出量に比較して少なく、かつ、自国の繊維製品等の輸入加盟国における輸入量が当該輸入加盟国の繊維製品等の総輸入量に占める割合の非常に小さい輸出加盟国は、8、13及び14に規定する経済的条件の決定に当たり、異なる、かつ、一層有利な待遇が与えられる。これらの供給国である加盟国については、第一条の2及び3の規定に従い、将来当該供給国の貿易が発展する可能性及び当該供給国からの商業的に成り立つ輸入量を認めることの必要

性を十分に考慮する。

(c) 羊毛の生産国である開発途上加盟国であって、その経済及び繊維製品等の貿易が羊毛の部門に依存し、その繊維製品等の総輸出がほぼ全部羊毛製品から成っており、かつ、その繊維製品等の貿易量が輸入加盟国の市場において比較的少ないものから輸入される羊毛製品については、割当て水準、伸び率及び弾力性を考慮する際に、当該開発途上加盟国の輸出上のニーズに特別な考慮を払う。

(d) 繊維製品等を加工及びその後の再輸入のために他の加盟国に輸出した加盟国による当該製品等の再輸入については、当該他の加盟国の繊維製品等の総輸出においてこの種の形態の貿易が相当な比率を占める場合には、一層有利な待遇が与えられる。ただし、当該加工及びその後の再輸入が当該再輸入を行う加盟国の法律及び慣行に従い、かつ、十分な管理及び証明手続に従うことを条件とする。

7 経過的セーフガードを適用しようとする加盟国は、当該セーフガードにより影響を受けることとなる加盟国との協議を求める。協議の要請に際しては、できる限り最新の事実関係に関する特定のかつ関連のある情報であって特に次の事項に関するものを併せて提供する。

(a) 当該セーフガードを適用する加盟国が重大な損害又はその現実のおそれがあることについて決定するための根拠となる3に定める経済指標

(b) 当該セーフガードを適用する加盟国が関係加盟国に対して当該セーフガードを適用するための根拠となる4に定める要因

この7の規定に基づいて行われる要請に関し、当該情報は、特定の生産部門及び8に規定する期間にできる限り密接に関連するものとする。当該セーフガードを適用する加盟国は、当該関係加盟国からの産品の輸入について規制されるべき特定の水準も明示する。その水準は、8に規定する水準を下回ってはならない。協議を要請している加盟国は、同時に、TMBの議長に対し、協議の要請を3及び4に示されている関連する事実関係に関するすべてのデータ及び提案した規制水準と共に通報する。同議長は、TMBの構成員に対し、当該協議の要請について、その要請を行っている加盟国、問題となっている産品及びその要請を受けている加盟国を明示して通報する。関係加盟国は、その要請に速やかに応ずるものとし、その協議は、遅滞なく行われ、原則として、その協議の要請が受領された日の後六十日以内に終了する。

8 協議において関係加盟国からの特定の産品の輸出に関し規制が必要な状態にあることが相互に了解される場合には、その規制水準は、協議の要請が行われた月の二箇月前に終了した十二箇月の期間の当該関係加盟国からの実際の輸出又は輸入の水準を下回らない水準に定める。

9 合意された経過的セーフガードの詳細は、当該合意が得られた日から六十日以内にTMBに通報される。TMBは、その合意がこの条の規定に従って正当であるかないかを決定する。TMBは、その決定を行うため、7に定めるところによりTMBの議長に提出された事実関係に関するデータを関係加盟国によって提出された他の関連情報と共に利用する。TMBは、関係加盟国に対し、適当と認める勧告を行うことができる。

10 協議の要請が受領された日から六十日の期間が満了した時までに加盟国間で合意が得られなかった場合には、経過的セーフガードを適用することを提案した加盟国は、この条の規定に従い、協議のための六十日間の後三十日以内に、輸入日又は輸出日を基準とする規制を適用し、同時に、TMBに当該合意が得られなかった問題を付託することができる。いずれの加盟国も、六十日の期間の満了前にTMBにその問題を付託することができる。いずれの場合においても、TMBは、速やかにその問題（重大な損害又はその現実のおそれの決定及びそれらの原因に関する問題を含む。）の審査を行い、三十日以内に関係加盟国に対し適当な勧告を行う。TMBは、その審査を行うため、7に定めるところによりTMBの議長に提出された事実関係に関するデータを関係加盟国によって提出された他のあらゆる関連情報と共に利用する。

11 遅延すれば回復し難い損害を与えるような極めて異常かつ危機的な事態が存在する場合には、10の規定に基づく経過的セーフガードは、その適用後五執務日以内に協議の要請及びTMBに対する通報を行うことを条件として、暫定的に適用することができる。協議により合意が得られなかった場合には、TMBは、当該協議の終了時に、その旨の通報を受ける。ただし、いかなる場合にも遅くとも当該セーフガードの実施の日から六十日以内に通報を受ける。TMBは、速やかに当該問題を審査し、三十日以内に関係加盟国に対し適当な勧告を行う。協議により合意が得られた場合には、関係加盟国は、協議の終了時に、その旨をTMBに通報する。ただし、いかなる場合にも遅くとも当該セーフガードの実施の日から九十日以内に通報する。TMBは、関係加盟国に対し適当と認める勧告を行うことができる。

12 加盟国は、この条の規定に従って適用された経過的セーフガードを(a)三年を超えない期間（延長することはできない。）又は(b)当該セーフガードに係る産品が千九百九十四年のガットに統合されるまでの期間のいずれか短い期間、維持することができる。

13 経過的セーフガードが一年を超えて引き続き効力を有する場合には、その後の年における水準は、TMBに対し別段の正当化が行われない限り、最初の一年における特定された水準を年六パーセントを下回らない伸び率で増加させたものとする。当該セーフガードに係る産品に対する規制水準は、繰入れ若しくは繰越し又はこれらの組合せにより、二の連続する年のうちいずれかの一年において十パーセントを限度として超過することができる。ただし、繰入れによるものについては、五パーセントを超えないものとする。繰入れ、繰越し及び14に規定するものを組み合せて使用することに対しては、いかなる数量的上限も設定してはならない。

14 この条の規定に従い加盟国が他の加盟国からの二以上の産品を規制している場合には、この条の規定に基づいて合意されたこれらの産品のいずれかについての規制水準は、七パーセントを限度として超過する

ことができる。ただし、規制の対象となっている輸出の総量が合意された共通の計算単位を基礎としてこの条の規定に基づいて規制されているすべての産品の水準の合計を超えない場合に限る。これらの産品に対する規制の適用期間が相互に一致していない場合には、この14の規定は、比例配分を基礎として、重複している期間について適用する。

15　世界貿易機関協定の効力発生の日の前十二箇月の間ＭＦＡに基づき規制されていた産品又はこの協定の第二条若しくはこの条の規定に基づき過去において規制されていた産品について、この条の規定に基づき経過的セーフガードが適用される場合には、新たな規制の水準は、8に規定する水準とする。ただし、その新たな規制が次に定める日から一年以内に実施される場合には、当該新たな規制の水準は、(i)当該産品が規制されていた過去十二箇月間の規制水準又は(ii)8に規定する規制水準のいずれか高い方の水準を下回らないものとする。

(a)　第二条15に定める過去の規制の撤廃の通報の日

(b)　この条の規定又はＭＦＡの規定に従って実施された過去の規制の終了の日

16　第二条の規定に基づく規制を維持していない加盟国がこの条の規定に基づき規制を行うことを決定した場合には、当該加盟国は、(a)繊維の構成及び自国の国内市場の同一部門における競争の双方に関し、確立している関税上の分類、輸出入取引における通常の商慣行に基づく数量の単位等の諸要素について十分に考慮し、及び(b)過度の分類を避けて、適当な措置を講ずる。7又は11に規定する協議の要請には、そのような措置についての十分な情報を含む。

第七条

1　統合の過程の一部として及びウルグァイ・ラウンドの結果として加盟国によって行われた特定の約束に関し、すべての加盟国は、次のことを目的として、千九百九十四年のガットの規則及び規律に従うために必要な措置をとる。

(a)　関税の引下げ及び譲許、関税以外の障害の削減又は撤廃、税関手続、行政手続及び輸入許可手続の簡易化等の措置により繊維製品等の市場進出の機会の改善を達成すること。

(b)　ダンピング及びダンピング防止に係る規則又は手続、補助金及び相殺措置、知的所有権の保護等の分野において、繊維製品等に関する公正かつ公平な貿易環境に関連する政策の適用を確保すること。

(c)　一般的な貿易政策上の理由に基づき措置がとられる場合には、繊維製品等の部門における輸入に対する差別を回避すること。

当該必要な措置は、千九百九十四年のガットに基づく加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2　加盟国は、この協定の実施に関連する1に規定する必要な措置をＴＭＢに通報する。当該措置が既に世界貿易機関の他の内部機関に通報されている場合には、その通報に言及した要約の提出により、この2の規定に基づく要件が十分満たされるものとする。いかなる加盟国も、ＴＭＢに対し逆通報を行うことができる。

3　いかなる加盟国も、他の加盟国が1に規定する必要な措置をとっておらず、かつ、この協定に基づく権利及び義務の均衡が損なわれていると認める場合には、そのような問題を世界貿易機関の関係内部機関に付託し、ＴＭＢに通報することができる。世界貿易機関の関係内部機関による当該問題に係るあらゆる認定又は結論は、ＴＭＢの包括的な報告書の一部を成す。

第八条

1　この協定の実施を監視し、この協定により特に求められている活動を行うため、ここに繊維・繊維製品監視機関（「ＴＭＢ」）を設置する。ＴＭＢは、一人の議長及び十人の構成員から成る。その構成は、均衡がとれ、かつ、広範に加盟国を代表するものとし、構成員については、適当な間隔で交替が行われるものとする。構成員は、物品の貿易に関する理事会によって指名される加盟国によって任命され、個人の資格でＴＭＢの任務を遂行する。

2　ＴＭＢは、その運営手続を策定する。ＴＭＢのコンセンサス方式においては、ＴＭＢが審査中の未解決の問題に関係する加盟国によって任命された構成員の賛成又は同意が必要とされないことが了解される。

3　ＴＭＢは、常設機関とするものとし、この協定により求められている任務を遂行するため、必要に応じて会合する。ＴＭＢは、この協定の関連条項に基づき加盟国から提出される通報及び情報並びにこれらを補足する追加的な情報及び必要な詳細な説明であって、加盟国が提出し又はＴＭＢが決定により加盟国に対して提出を求めるものを利用する。ＴＭＢは、また、世界貿易機関の他の内部機関への通報及び当該内部機関その他適当と認める情報源からの報告を利用することができる。

4　加盟国は、この協定の実施に影響を及ぼすいかなる問題についても、関係加盟国との間において相互に協議のための機会を十分に確保する。

5　合意による解決がこの協定に定める二国間協議において得られなかった場合には、ＴＭＢは、いずれかの加盟国の要請により、そのような問題を十分かつ速やかに検討した後、関係加盟国に勧告を行う。

6　ＴＭＢは、一の加盟国がこの協定に基づく自国の利益を害すると認める特定の問題について関係加盟国との間の協議によっても相互に満足すべき解決が得られなかった場合には、当該一の加盟国の要請により、当該問題を速やかに審査する。ＴＭＢは、当該問題に関し、当該問題に関係する加盟国にとって適当であると認める見解を述べることができる。また、ＴＭＢは、これを11に規定する審査のために用いることができる。

7　ＴＭＢは、勧告を行い又は見解を表明する前に、当該勧告又は見解の対象となる問題によって直接に影響を受ける可能性のある加盟国の参加を招請する。

8　ＴＭＢは、勧告又は認定を行うよう要請されたときは、この協定において異なる期限が規定されている場合を除くほか、可能な限り三十日以内に当該勧告又は認定を行う。すべての当該勧告又は認定は、直接に関係する加盟国に通報されるものとし、物品の貿易に関する理事会に対しても参考のために通報される。

9　加盟国は、ＴＭＢの勧告を完全に受け入れるよう努力する。ＴＭＢは、その勧告の実施につき適正な監視を行う。

10　加盟国は、ＴＭＢの勧告に従うことができないと認めた場合には、当該勧告を受領した後一箇月以内にその理由をＴＭＢに提出する。ＴＭＢは、提出された理由を十分に検討した後、適当と認める新たな勧告を直ちに行う。当該新たな勧告の後問題がなお未解決である場合には、いずれか一方の加盟国は、その問題を紛争解決機関に付託し、千九百九十四年のガット第二十三条2の規定及び紛争解決了解の関連規定を利用することができる。

11　この協定の実施を監視するため、物品の貿易に関する理事会は、統合の過程のそれぞれの段階が終了する前に主要な審査を行う。ＴＭＢは、その審査を支援するため、それぞれの段階の終了する少なくとも五箇月前に、同理事会に対し、審査対象の段階におけるこの協定の実施、特に、統合の過程、経過的セーフガードの適用に関する事項並びに第二条、第三条、第六条及び前条にそれぞれ定める千九百九十四年のガットの規則及び規律の適用に関する事項についての包括的な報告書を提出する。当該報告書には、同理事会のためにＴＭＢが適当と認めるあらゆる勧告を含めることができる。

12　物品の貿易に関する理事会は、自己の行った審査を考慮して、この協定に定める権利及び義務の均衡が損なわれないことを確保するため、コンセンサス方式により適当と認める決定を行う。前条に規定する問題に関連して生ずるあらゆる紛争を解決するため、紛争解決機関は、この協定に基づく義務を履行していないことが判明した加盟国について、審査の後の統合の段階に関し、次条に規定する最終期限に影響を与えることなく、第二条14の規定に対する調整を認めることができる。

第九条

この協定及びこの協定に基づくすべての制限は、世界貿易機関協定の効力発生の後百二十一番目の月の初日に終了する。当該日には、繊維製品等の部門が千九百九十四年のガットに完全に統合される。この協定は、延長されない。

附属書　この協定が対象とする産品

1　この附属書は、商品の名称及び分類についての統一システム（統一システム）の六桁の水準の番号によって特定された繊維製品等を掲げるものである。

2　第六条に規定する経過的セーフガードは、特定の繊維製品等についてとられるものであって、統一システム番号自体に従ってとられるものではない。

3　第六条に規定する経過的セーフガードは、次のものに適用しない。

(a)　開発途上加盟国の輸出品であって、家内工業の手織りの織物若しくはこのような手織りの織物を用いた家内手工業産品又は伝統的な民芸手工芸品である繊維製品等であるもの。ただし、これらの産品が関係加盟国間で成立した取極に基づいて適正に認証されることを条件とする。

(b)　千九百八十二年以前において商業的に相当な量で国際的に取引されていた歴史的な交易対象繊維製品、例えば、袋、じゅうたんの基布、綱、かばん、敷物及びじゅうたんであってジュート、コイヤ、サイザル、アバカ（マニラ麻）、マゲー、ヘネケン等の繊維から一般的に製造されるもの

(c)　純絹製の製品

これらの産品については、セーフガードに関する協定により解釈される千九百九十四年のガット第十九条の規定が適用される。

商品の名称及び分類についての統一システム（統一システム）の品目表の第一一部（紡織用繊維及びその製品）に含まれる産品

統一システム番号	品名
第五〇類	絹及び絹織物
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす
五〇〇七・一〇	絹織物のうち、絹ノイル織物
五〇〇七・二〇	その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五〇〇七・九〇	その他の織物
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
五一〇五・一〇	羊毛及び繊獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）のうち、羊毛（カードしたものに限る。）
五一〇五・二一	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）で、小塊状のもの（コームしたものに限る。）
五一〇五・二九	その他のもの
五一〇五・三〇	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。） 紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）のうち、羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの
五一〇六・一〇	

五一〇六・二〇　羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの
梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）のうち、
五一〇七・一〇　羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの
五一〇七・二〇　羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの
紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）のうち、
五一〇八・一〇　紡毛糸
五一〇八・二〇　梳毛糸
五一〇九・一〇　羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）のうち、羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの
五一〇九・九〇　その他のもの
五一一〇・〇〇　粗獣毛製又は馬毛製の糸
紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）のうち、
五一一一・一一　羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもので、重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以下のもの
五一一一・一九　その他のもの
五一一一・二〇　その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）
五一一一・九〇　その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）
梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）のうち、羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもので、
五一一二・一一　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの
五一一二・一九　その他のもの
五一一二・二〇　その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）
五一一二・三〇　その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）
五一一二・九〇　その他のもの
毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）
五一一三・〇〇　綿及び綿織物
第五二類　綿製の繊糸のうち、
小売用にしたものでないもので、
五一〇四・一一　綿の重量が全重量の八五％以上のもの
五一〇四・一九　その他のもの
五一〇四・二〇　綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、繊糸及び小売用にしたものを除く。）のうち、単糸（コームした繊維製のものを除く。）で、
五一〇五・一一　七一四・二九デシテックス以上のもの
五一〇五・一二　二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
五一〇五・一三　一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
五一〇五・一四　一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇五・一五　単糸（コームした繊維製のものに限る。）で、
七一四・二九デシテックス以上のもの
二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇五・二一　七一四・二九デシテックス以上のもの
五一〇五・二二　二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
五一〇五・二三　一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
五一〇五・二四　一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇五・二五　マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）で、構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの
五一〇五・三一　構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
五一〇五・三二　構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
五一〇五・三三　構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇五・三四　構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの
五一〇五・三五　マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）で、構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの
五一〇五・四一　構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
五一〇五・四二　構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
五一〇五・四三　構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇五・四四　構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの
五一〇五・四五　綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものを除く。）で、単糸（コームした繊維製のものを除く。）のうち、繊糸及び小売用にしたものを除く。）のうち、
七一四・二九デシテックス以上のもの
二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
二一五デシテックス未満のもの
単糸（コームした繊維製のものに限る。）で、
七一四・二九デシテックス以上のもの
二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
二一五デシテックス未満のもの
五一〇六・一一　七一四・二九デシテックス以上のもの
五一〇六・一二　二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
五一〇六・一三　一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
五一〇六・一四　一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇六・一五　二一五デシテックス未満のもの
五一〇六・二一　七一四・二九デシテックス以上のもの
五一〇六・二二　二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
五一〇六・二三　一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
五一〇六・二四　一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇六・二五　一二五デシテックス未満のもの
五一〇六・三一　七一四・二九デシテックス以上のもの
五一〇六・三二　二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
五一〇六・三三　一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
五一〇六・三四　一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇六・三五　一二五デシテックス未満のもの
五一〇六・四一　七一四・二九デシテックス以上のもの
五一〇六・四二　二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの
五一〇六・四三　一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの
五一〇六・四四　一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの
五一〇六・四五　二一五デシテックス未満のもの
綿糸（小売用にしたものに限るものとし、繊糸を除く。）のうち、
五一〇七・一〇　綿の重量が全重量の八五％以上のもの
五一〇七・九〇　その他のもの
綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）のうち、漂白してないもので、
五一〇八・一一　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）
五一〇八・一二　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）
五一〇八・一三　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五一〇八・一九　その他の織物
漂白したもので、
五一〇八・二一　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）

五二〇八・二二　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるものに限る。）
五二〇八・二三　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二〇八・二九　その他の織物
五二〇八・三一　浸染したもので、
五二〇八・三二　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のものに限る。）
五二〇八・三三　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるものに限る。）
五二〇八・三九　二枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二〇八・四一　その他の織物
五二〇八・四二　異なる色の糸から成るもので、
五二〇八・四三　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のものに限る。）
五二〇八・四九　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるものに限る。）
五二〇八・五一　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二〇八・五二　その他の織物
五二〇八・五三　なせんしたもので、
五二〇八・五九　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のものに限る。）
五二〇八・五一　平織りのもの（重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるものに限る。）
五二〇八・五二　二枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二〇八・五三　その他の織物
五二〇八・五九　綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）のうち、
五二〇九・一一　漂白してないもので、
五二〇九・一二　平織りのもの
五二〇九・一九　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二〇九・二一　その他の織物
五二〇九・二九　漂白したもので、
五二〇九・三一　平織りのもの
五二〇九・三二　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二〇九・三九　その他の織物
五二〇九・四一　浸染したもので、
五二〇九・四二　平織りのもの
五二〇九・四三　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二〇九・四九　その他の織物
五二〇九・五一　異なる色の糸から成るもので、
五二〇九・五二　平織りのもの
五二〇九・五三　デニム
五二〇九・五九　その他の三枚綾織り又は四枚綾織りの織物
五二一〇・一一　その他の織物
五二一〇・一二　なせんしたもので、
五二一〇・一九　平織りのもの
五二一〇・二一　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二一〇・二二　その他の織物
五二一〇・二九　漂白したもので、
五二一〇・三一　平織りのもの
五二一〇・三二　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二一〇・三九　その他の織物
五二一〇・四一　異なる色の糸から成るもので、
五二一〇・四二　平織りのもの
五二一〇・四九　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二一〇・五一　その他の織物
五二一〇・五二　綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）のうち、
五二一一・一一　漂白してないもので、
五二一一・一二　平織りのもの
五二一一・一九　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二一一・二一　その他の織物
五二一一・二二　漂白したもので、
五二一一・二九　平織りのもの
五二一一・三一　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
五二一一・三二　その他の織物
五二一一・三九　異なる色の糸から成るもので、
五二一一・四一　平織りのもの
五二一一・四二　デニム
五二一一・四三　その他の三枚綾織り又は四枚綾織りの織物
五二一一・四九　その他の織物
五二一一・五一　なせんしたもので、
五二一一・五二　平織りのもの
五二一一・五九　三枚綾織り又は四枚綾織りのもの
その他の織物
その他の綿織物のうち、
重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもので、
五二二二・一一　漂白してないもの
五二二二・一二　浸染したもの
五二二二・一三　異なる色の糸から成るもの
五二二二・一四　なせんしたもの
五二二二・一五　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもので、

五二二二・二二	漂白してないもの
五二二二・二三	漂白したもの
五二二二・二四	浸染したもの
五二二二・二五	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
五三〇六・一〇	亜麻糸のうち、
五三〇六・二〇	単糸
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五三〇七・一〇	統一システムの第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸のうち、
五三〇七・二〇	単糸
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
五三〇八・二〇	その他の植物性紡織用繊維の糸（コイヤヤーンを除く。）のうち、
五三〇八・九〇	大麻糸
	その他のもの
	亜麻織物のうち、
五三〇九・一一	亜麻の重量が全重量の八五％以上のもので、
五三〇九・一九	漂白してないもの及び漂白したもの
	その他のもの
五三〇九・二二	亜麻の重量が全重量の八五％未満のもので、
五三〇九・二九	漂白してないもの及び漂白したもの
	その他のもの
	統一システムの第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物のうち、
五三一〇・一〇	漂白してないもの
五三一〇・九〇	その他のもの
五三一一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物
第五四類	人造繊維の長繊維及びその織物
五四〇一・一〇	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限る。）のうち、
五四〇一・二〇	合成繊維の長繊維のもの
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの
五四〇二・一〇	合成繊維の長繊維の糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）のうち、
五四〇二・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）
	強力糸（ポリエステルのものに限る。）
五四〇二・三一	テクスチャード加工糸で、
五四〇二・三二	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇デックス以下のものに限る。）
五四〇二・三三	ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇デックスを超えるものに限る。）
五四〇二・三九	ポリエステルのもの
	その他のもの
五四〇二・四一	その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）で、
五四〇二・四二	ナイロンその他のポリアミドのもの
五四〇二・四三	ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）
五四〇二・四九	その他のポリエステルのもの
	その他のもの
五四〇三・一一	その他の単糸（より数が一メートルにつき一六〇以下のものに限る。）で、
五四〇三・一九	ナイロンその他のポリアミドのもの
	ポリエステルのもの
五四〇三・二一	その他のもの
五四〇三・二九	その他の単糸で、
五四〇三・三一	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。）
五四〇三・三二	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。）
五四〇三・三三	アセテートのもの
五四〇三・三九	その他のもの
五四〇三・四一	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、
五四〇三・四二	ビスコースレーヨンのもの
五四〇三・四九	アセテートのもの
	その他のもの
五四〇四・一〇	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）のうち、
五四〇四・九〇	単繊維
五四〇五・〇〇	その他のもの
	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）
五四〇六・一〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）のうち、
五四〇六・二〇	合成繊維の長繊維の糸
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸
五四〇七・一〇	合成繊維の長繊維の糸の織物のうち、
五四〇七・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物
五四〇七・三〇	ストリップその他これに類する物品の織物
	統一システムの第一一部の注9の織物
五四〇七・四一	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）で、
五四〇七・四二	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・四三	浸染したもの
五四〇七・四四	異なる色の糸から成るもの
	なせんしたもの
	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）で、
五四〇七・五一	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・五二	浸染したもの
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの
五四〇七・五四	なせんしたもの
五四〇七・六〇	その他の織物（テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）で、
五四〇七・七一	漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・七二	浸染したもの

五四〇七・七三　異なる色の糸から成るもの
五四〇七・七四　なせんしたもの
その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）で、
五四〇七・八一　漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・八二　浸染したもの
五四〇七・八三　異なる色の糸から成るもの
五四〇七・八四　なせんしたもの
その他の織物で、
五四〇七・九一　漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇七・九二　浸染したもの
五四〇七・九三　異なる色の糸から成るもの
五四〇七・九四　なせんしたもの
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物のうち、
五四〇八・一〇　強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物
その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップ等の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）で、
五四〇八・二一　漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇八・二二　浸染したもの
五四〇八・二三　異なる色の糸から成るもの
五四〇八・二四　なせんしたもの
その他の織物で、
五四〇八・三一　漂白してないもの及び漂白したもの
五四〇八・三二　浸染したもの
五四〇八・三三　異なる色の糸から成るもの
五四〇八・三四　なせんしたもの

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

五五〇一・一〇　合成繊維の長繊維のトウのうち、
五五〇一・二〇　ナイロンその他のポリアミドのもの
五五〇一・三〇　ポリエステルのもの
五五〇一・九〇　アクリル又はモダクリルのもの
五五〇二・〇〇　その他のもの
再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ
五五〇三・一〇　合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）のうち、
五五〇三・二〇　ナイロンその他のポリアミドのもの
五五〇三・三〇　ポリエステルのもの
五五〇三・四〇　アクリル又はモダクリルのもの
五五〇三・九〇　ポリプロピレンのもの
その他のもの
五五〇四・一〇　再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）のうち、
五五〇四・九〇　ビスコースレーヨンのもの
その他のもの
五五〇五・一〇　人造繊維のくずのうち、
五五〇五・二〇　合成繊維のもの
再生繊維又は半合成繊維のもの
五五〇六・一〇　合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）のうち、
ナイロンその他のポリアミドのもの

五五〇六・二〇　ポリエステルのもの
五五〇六・三〇　アクリル又はモダクリルのもの
五五〇六・九〇　その他のもの
五五〇七・〇〇　再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）
糸（人造繊維の短繊維のもの
五五〇八・一〇　合成繊維の短繊維のもの
五五〇八・二〇　再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）のうち、
五五〇九・一一　ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、
単糸
五五〇九・一二　マルチプルヤーン及びケープルヤーン
五五〇九・一三　ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、
単糸
五五〇九・二一　マルチプルヤーン及びケープルヤーン
五五〇九・二二　アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、
単糸
五五〇九・二三　マルチプルヤーン及びケープルヤーン
五五〇九・二四　その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）で、
単糸
五五〇九・三一　マルチプルヤーン及びケープルヤーン
五五〇九・三二　その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）で、
五五〇九・三三　混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
五五〇九・三九　混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
その他のもの
五五〇九・四一　その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）で、
五五〇九・四二　混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・四三　混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
その他のもの
五五〇九・四九　その他の紡績糸で、
五五〇九・五一　混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・五二　混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・五三　その他のもの
五五〇九・五九　その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）で、
五五〇九・六一　混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・六二　混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
五五〇九・六九　その他のもの
五五〇九・九一　その他の紡績糸で、
五五〇九・九二　混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五〇九・九九　その他のもの
再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）のうち、
五五一〇・一一　再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、
単糸
五五一〇・一二　マルチプルヤーン及びケープルヤーン
五五一〇・二〇　その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）
五五一〇・三〇　その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）
五五一〇・九〇　その他の紡績糸
人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）のうち、
五五一一・一〇　合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
五五一一・二〇　合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）
五五一一・三〇　再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）のうち、
ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、
漂白してないもの及び漂白したもの

五五一二・一九	その他のもの
五五一二・二一	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、
五五一二・二九	漂白してないもの及び漂白したもの
	その他のもので、
五五一二・九一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一二・九九	その他のもの
五五一三・一一	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）のうち、
五五一三・一二	漂白してないもの及び漂白したもので、
五五一三・一三	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・一九	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織りのものに限る。）
	その他の織物で、
五五一三・二一	浸染したもので、
五五一三・二二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・二三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織りのものに限る。）
五五一三・二九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物で、
五五一三・三一	異なる色の糸から成るもので、
五五一三・三二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・三三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織りのものに限る。）
五五一三・三九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物で、
五五一三・四一	なせんしたもので、
五五一三・四二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一三・四三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織りのものに限る。）
五五一三・四九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物で、
五五一四・一一	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）のうち、
五五一四・一二	漂白してないもの及び漂白したもので、
五五一四・一三	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・一九	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織りのものに限る。）
	その他の織物で、
五五一四・二一	浸染したもので、
五五一四・二二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・二三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織りのものに限る。）
五五一四・二九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物で、
五五一四・三一	異なる色の糸から成るもので、
五五一四・三二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・三三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織りのものに限る。）
五五一四・三九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物で、
五五一四・四一	なせんしたもので、
五五一四・四二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）
五五一四・四三	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織りのものに限る。）
五五一四・四九	ポリエステルの短繊維のその他の織物
	その他の織物のうち、
五五一五・一一	合成繊維の短繊維のその他の織物で、
五五一五・一二	ポリエステルの短繊維又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの
五五一五・一三	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・一九	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
	その他のもの
五五一五・二一	アクリル又はモダクリルの短繊維のもので、
五五一五・二二	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・二三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一五・二九	その他のもので、
五五一五・九一	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
五五一五・九二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
五五一五・九九	その他のもの
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物のうち、
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもので、
五五一六・一一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・一二	浸染したもの
五五一六・一三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・一四	なせんしたもの
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもので、
五五一六・二一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・二二	浸染したもの
五五一六・二三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・二四	なせんしたもの
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもので、
五五一六・三一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・三二	浸染したもの
五五一六・三三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・三四	なせんしたもの
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、
五五一六・四一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・四二	浸染したもの
五五一六・四三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・四四	なせんしたもの
	その他のもので、
五五一六・九一	漂白してないもの及び漂白したもの
五五一六・九二	浸染したもの
五五一六・九三	異なる色の糸から成るもの
五五一六・九四	なせんしたもの

第五六類	
五六〇一・一〇	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロックを含む。）のダスト及びミルネップのうち、 生理用のナプキン及びタンポン等の衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）
五六〇一・二一	その他のウォッディング製品及びウォッディングで、 綿製のもの
五六〇一・二二	人造繊維製のもの
五六〇一・二九	その他のもの
五六〇一・三〇	紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ
五六〇二・一〇	フェルトのうち、 ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類 その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）で、
五六〇二・二一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五六〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの
五六〇二・九〇	その他のもの
五六〇三・〇〇	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆又は積層したものであるかないかを問わない。） ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維の糸及び統一システムの第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び統一システムの第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）のうち、
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）
五六〇四・九〇	その他のもの
五六〇五・〇〇	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び統一システムの第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限る。） ジンプヤーン（統一システムの第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン及びループウェールヤーン
五六〇六・〇〇	ひも、綱及びケーブルのうち、 統一システムの第五三・〇三項のジュートその他の紡織用初靭（じん）皮繊維製のもの サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもので、
五六〇七・一〇	結束用又は包装用のひも
五六〇七・二一	その他のもの
五六〇七・二九	アバカその他の硬質繊維のもの
五六〇七・三〇	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもので、
五六〇七・四一	結束用又は包装用のひも
五六〇七・四九	その他のもの
五六〇七・五〇	その他の合成繊維製のもの
五六〇七・九〇	その他のもの
	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）のうち、
五六〇八・一一	人造繊維製のもので、
五六〇八・一九	漁網（製品にしたものに限る。）
五六〇八・九〇	その他のもの
五六〇九・〇〇	その他のもの
	糸、統一システムの第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（統一システムのこの号以外の号に該当するものを除く。）

第五七類	
五七〇一・一〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限る。）のうち、
五七〇一・九〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの その他の紡織用繊維製のもの じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（織物製のものに限るものとし、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）のうち、
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物
五七〇二・二〇	ゴゴやし繊維（コイヤ）製の床用敷物
五七〇二・三一	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）で、 羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・三二	人造繊維材料製のもの
五七〇二・三九	その他の紡織用繊維製のもの その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）で、
五七〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・四二	人造繊維材料製のもの
五七〇二・四九	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇二・五一	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）で、 羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・五二	人造繊維材料製のもの
五七〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇二・九一	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）で、 羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇二・九二	人造繊維材料製のもの
五七〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの
五七〇三・一〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限る。）のうち、 羊毛製又は繊獣毛製のもの
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維の床用敷物 じゅうたんその他の紡織用繊維製のもの（フェルト製のものに限るものとし、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）のうち、
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）
五七〇四・九〇	その他のもの
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（統一システムの第五七類のこの号以外の号に該当するものを除く。）

第五八類	
五八〇一・一〇	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布 パイル織物及びシェニール織物（統一システムの第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）のうち、 羊毛製又は繊獣毛製のもの
五八〇一・二一	綿製のもので、 よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）
五八〇一・二二	コール天（パイルを切ったものに限る。）
五八〇一・二三	その他のよこパイル織物
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）
五八〇一・二五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）
五八〇一・二六	シェニール織物
五八〇一・三一	人造繊維製のもので、 よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）
五八〇一・三二	コール天（パイルを切ったものに限る。）

五八〇一・三三　その他のよこパイル織物
五八〇一・三四　たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）
五八〇一・三五　たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）
五八〇一・三六　シェニール織物
五八〇一・九〇　その他の紡織用繊維製のもの
五八〇二・一一　テリータオル地その他のテリー織物（統一システムの第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（統一システムの第五七・〇三項の物品を除く。）のうち、
五八〇二・一九　テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）で、
五八〇二・二〇　漂白してないもの
五八〇二・三〇　その他のもの
五八〇二・九〇　テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）
五八〇三・一〇　タフテッド織物類
五八〇三・九〇　もじり織物（統一システムの第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）のうち、
五八〇四・一〇　綿製のもの
　その他の紡織用繊維製のもの
　チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限る。）のうち、
　チュールその他の網地
　機械製のレースで、
五八〇四・二一　人造繊維製のもの
五八〇四・二九　その他の紡織用繊維製のもの
五八〇四・三〇　手製のレース
五八〇五・〇〇　手織りのつづれ織物及び手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）
　細幅織物（統一システムの第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類のうち、
五八〇六・一〇　パイル織物及びシェニール織物
五八〇六・二〇　その他の織物（頭佐糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限る。）
　その他の織物で、
五八〇六・三一　綿製のもの
五八〇六・三二　人造繊維製のもの
五八〇六・三九　その他の紡織用繊維製のもの
五八〇六・四〇　接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類
　紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品のうち、
五八〇七・一〇　織ったもの
五八〇七・九〇　その他のもの
　組みひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあっては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品のうち、
五八〇八・一〇　組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）
五八〇八・九〇　その他のもの
五八〇九・〇〇　金属糸又は統一システムの第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類等に使用する種類のものに限るものとし、統一システムのこの号以外の号に該当するものを除く。）
　ししゅう布（モチーフを含む。）のうち、
五八一〇・一〇　ししゅう布（基布が見えないものに限る。）
　その他のししゅう布で、
五八一〇・九一　綿製のもの
五八一〇・九二　人造繊維製のもの
五八一〇・九三　その他のよこパイル織物
五八一〇・九四　たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）
五八一〇・九五　たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）
五八一〇・九九　その他の紡織用繊維製のもの
五八一一・〇〇　反物状のキルティングした物品（統一システムの第五八・一〇項のししゅう布を除く。）
第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
　書籍装丁等の用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム等を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類のうち、
五九〇一・一〇　当該ガム等を塗布した織物類
五九〇一・九〇　その他のもの
　タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）のうち、
五九〇二・一〇　ナイロンその他のポリアミド製のもの
五九〇二・二〇　ポリエステル製のもの
五九〇二・九〇　その他のもの
　紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、統一システムの第五九・〇二項のものを除く。）のうち、
五九〇三・一〇　ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの
五九〇三・二〇　ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの
五九〇三・九〇　その他のもの
　リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）のうち、
五九〇四・一〇　リノリウム
　その他のもので、
五九〇四・九二　ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの
五九〇四・九三　その他の紡織用繊維を基布とするもの
五九〇五・〇〇　紡織用繊維の壁面被覆材
五九〇六・一〇　ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（統一システムの第五九・〇二項のものを除く。）のうち、
　接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）
　その他のもので、
五九〇六・九一　メリヤス編み又はクロセ編みのもの
五九〇六・九九　その他のもの
五九〇七・〇〇　その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類
五九〇八・〇〇　紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びにガスマントル及びガスマントル用の編物
五九〇九・〇〇　紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品
五九一〇・〇〇　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限る。）
五九一一・一〇　紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、統一システムの第五九類の注7のものに限る。）のうち、
五九一一・二〇　紡織用繊維の織物類等で、針布に使用する種類のもの及びこれらに類する織物類で技術的用途に供するものふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）
　紡織用繊維の織物類等（製紙用その他これに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）で、
五九一一・三一　重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの
五九一一・三二　重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの
五九一一・四〇　搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人毛製のものを含む。）
五九一一・九〇　その他のもの
第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物
六〇〇一・一〇　パイル編物（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）のうち、
　ロングパイル編物
　ループドパイル編物で、

六〇〇一・二二　綿製のもの
六〇〇一・二二　人造繊維製のもの
六〇〇一・二九　その他の紡織用繊維製のもの
その他のもので、
六〇〇一・九一　綿製のもの
六〇〇一・九二　人造繊維製のもの
六〇〇一・九九　その他の紡織用繊維製のもの
六〇〇二・一〇　その他のメリヤス編物及びクロセ編物のうち、幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの
六〇〇二・二〇　その他のもの（幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの
六〇〇二・三〇　その他の編物（たてメリヤス編みのものに限る。）で、
六〇〇二・四一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六〇〇二・四二　綿製のもの
六〇〇二・四三　人造繊維製のもの
六〇〇二・四九　その他のもので、
六〇〇二・九一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六〇〇二・九二　綿製のもの
六〇〇二・九三　人造繊維製のもの
六〇〇二・九九　その他のもの

第六一類

六一〇一・一〇　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六一〇一・二〇　男子用のオーバーコート、アノラック等（統一システムの第六一・〇三項のものを除く。）のうち、羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇一・三〇　綿製のもの
六一〇一・九〇　人造繊維製のもの
その他の紡織用繊維製のもの
六一〇二・一〇　女子用のオーバーコート、アノラック等（統一システムの第六一・〇四項のものを除く。）のうち、羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇二・二〇　綿製のもの
六一〇二・三〇　人造繊維製のもの
六一〇二・九〇　その他の紡織用繊維製のもの
男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン及びショーツのうち、スーツで、
六一〇三・一一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・一二　合成繊維製のもの
六一〇三・一九　その他の紡織用繊維製のもの
アンサンブルで、
六一〇三・二一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・二二　綿製のもの
六一〇三・二三　合成繊維製のもの
六一〇三・二九　その他の紡織用繊維製のもの
ジャケット及びブレザーで、
六一〇三・三一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・三二　綿製のもの
六一〇三・三三　合成繊維製のもの
六一〇三・三九　その他の紡織用繊維製のもの
六一〇三・四一　ズボン及びショーツで、羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇三・四二　綿製のもの
六一〇三・四三　合成繊維製のもの
六一〇三・四九　その他の紡織用繊維製のもの
女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、ズボン及びショーツのうち、スーツで、
六一〇四・一一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・一二　綿製のもの
六一〇四・一三　合成繊維製のもの
六一〇四・一九　その他の紡織用繊維製のもの
アンサンブルで、
六一〇四・二一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・二二　綿製のもの
六一〇四・二三　合成繊維製のもの
六一〇四・二九　その他の紡織用繊維製のもの
ジャケットで、
六一〇四・三一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・三二　綿製のもの
六一〇四・三三　合成繊維製のもの
六一〇四・三九　その他の紡織用繊維製のもの
ドレスで、
六一〇四・四一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・四二　綿製のもの
六一〇四・四三　合成繊維製のもの
六一〇四・四四　再生繊維又は半合成繊維製のもの
六一〇四・四九　その他の紡織用繊維製のもの
スカートで、
六一〇四・五一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・五二　綿製のもの
六一〇四・五三　合成繊維製のもの
六一〇四・五九　その他の紡織用繊維製のもの
ズボン及びショーツで、
六一〇四・六一　羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一〇四・六二　綿製のもの
六一〇四・六三　合成繊維製のもの
六一〇四・六九　その他の紡織用繊維製のもの
男子用のシャツのうち、
六一〇五・一〇　綿製のもの
六一〇五・二〇　人造繊維製のもの
六一〇五・九〇　その他の紡織用繊維製のもの
女子用のブラウス及びシャツのうち、
六一〇六・一〇　綿製のもの
六一〇六・二〇　人造繊維製のもの
六一〇六・九〇　その他の紡織用繊維製のもの
男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウン等のうち、パンツ、ズボン下及びブリーフで、

六一〇七・一一	絹製のもの
六一〇七・一二	人造繊維製のもの
六一〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの
	ナイトシャツ及びパジャマで、
六一〇七・二一	綿製のもの
六一〇七・二二	人造繊維製のもの
六一〇七・二九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもので、
六一〇七・九一	綿製のもの
六一〇七・九二	人造繊維製のもの
六一〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの
	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウン等のうち、
六一〇八・一一	スリップ及びペティコートで、
六一〇八・一九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	ブリーフ及びパンティで、
六一〇八・二一	綿製のもの
六一〇八・二二	人造繊維製のもの
六一〇八・二九	その他の紡織用繊維製のもの
	ナイトドレス及びパジャマで、
六一〇八・三一	綿製のもの
六一〇八・三二	人造繊維製のもの
六一〇八・三九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもので、
六一〇八・九一	綿製のもの
六一〇八・九二	人造繊維製のもの
六一〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの
	Tシャツ、シングレットその他の肌着のうち、
六一〇九・一〇	綿製のもの
六一〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
	プルオーバー、カーディガンその他これらに類する製品のうち、
六一一〇・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一〇・二〇	綿製のもの
六一一〇・三〇	人造繊維製のもの
六一一〇・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
	乳児用の衣類及び衣類附属品のうち、
六一一一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一一・二〇	綿製のもの
六一一一・三〇	合成繊維製のもの
六一一一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
	トラックスーツ、スキースーツ及び水着のうち、
六一一二・一一	トラックスーツで、
	綿製のもの
六一一二・一二	合成繊維製のもの
六一一二・一九	その他の紡織用繊維製のもの
六一一二・二〇	スキースーツ

六一一二・三一	男子用の水着で、
	合成繊維製のもの
六一一二・三九	その他の紡織用繊維製のもの
	女子用の水着で、
六一一二・四一	合成繊維製のもの
六一一二・四九	その他の紡織用繊維製のもの
六一一三・〇〇	衣類（統一システムの第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）
六一一四・一〇	その他の衣類のうち、
六一一四・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一四・三〇	綿製のもの
六一一四・九〇	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	パンティストッキング、タイツその他の靴下類のうち、
六一一五・一一	パンティストッキング及びタイツで、
	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）
六一一五・一二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）
六一一五・一九	その他の紡織用繊維製のもの
六一一五・二〇	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）
六一一五・九一	その他のもので、
六一一五・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一五・九三	綿製のもの
六一一五・九九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六一一六・一〇	手袋、ミトン及びミットのうち、
	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋
六一一六・九一	その他のもので、
六一一六・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六一一六・九三	綿製のもの
六一一六・九九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品のうち、
六一一七・一〇	ショール、スカーフ、ベールその他これらに類する製品
六一一七・二〇	ネクタイ
六一一七・八〇	その他の附属品
六一一七・九〇	部分品
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
	男子用のオーバーコート、アノラックその他これらに類する製品（統一システムの第六二・〇三項のものを除く。）のうち、
六二〇一・一一	オーバーコートその他これに類する製品で、
六二〇一・一二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇一・一三	綿製のもの
六二〇一・一九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	アノラックその他これに類する製品で、
六二〇一・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇一・九二	綿製のもの

六二〇一・九三	人造繊維製のもの	
六二〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	女子用のオーバーコート、アノラックその他これらに類する製品（統一システムの第六二・〇四項のものを除く。）のうち、	
六二〇二・一一	オーバーコートその他これに類する製品で、	
六二〇二・一二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇二・一三	綿製のもの	
六二〇二・一九	人造繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇二・九一	アノラックその他これに類する製品で、	
六二〇二・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇二・九三	綿製のもの	
六二〇二・九九	人造繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇三・一一	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン及びショーツのうち、	
六二〇三・一二	スーツで、	
六二〇三・一九	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	合成繊維製のもの	
六二〇三・二一	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇三・二二	アンサンブルで、	
六二〇三・二三	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇三・二九	綿製のもの	
	合成繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
	ジャケット及びブレザーで、	
六二〇三・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇三・三二	綿製のもの	
六二〇三・三三	合成繊維製のもの	
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	ズボン及びショーツで、	
六二〇三・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇三・四二	綿製のもの	
六二〇三・四三	合成繊維製のもの	
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ドレス、スカート、ズボン及びショーツのうち、	
六二〇四・一一	スーツで、	
六二〇四・一二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇四・一三	綿製のもの	
六二〇四・一九	合成繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇四・二一	アンサンブルで、	
六二〇四・二二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇四・二三	綿製のもの	
六二〇四・二九	合成繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇四・三一	ジャケットで、	
六二〇四・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇四・三三	綿製のもの	
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇四・四一	ブレザーで、	
六二〇四・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇四・四三	綿製のもの	
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇四・五一	スカートで、	
六二〇四・五二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇四・五三	綿製のもの	
六二〇四・五九	合成繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇四・六一	ズボン及びショーツで、	
六二〇四・六二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇四・六三	綿製のもの	
六二〇四・六九	合成繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇五・一〇	男子用のシャツのうち、	
六二〇五・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇五・三〇	綿製のもの	
六二〇五・九〇	人造繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇六・一〇	女子用のブラウス及びシャツのうち、	
六二〇六・二〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	
六二〇六・三〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇六・四〇	綿製のもの	
六二〇六・九〇	人造繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇七・一一	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウン等のうち、	
六二〇七・一九	パンツ、ズボン下及びブリーフで、	
六二〇七・二一	綿製のもの	
六二〇七・二二	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇七・二九	ナイトシャツ及びパジャマで、	
六二〇七・九一	綿製のもの	
六二〇七・九二	人造繊維製のもの	
六二〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	その他のもので、	
	綿製のもの	
	人造繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
	女子用のスリップ、ペティコート、バンティ、ナイトドレス、バジャマ、バスローブ等のうち、	
六二〇八・一一	スリップ及びペティコートで、	
六二〇八・一九	人造繊維製のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	
	ナイトドレス及びバジャマで、	

六二〇八・二二	絹製のもの
六二〇八・二九	人造繊維製のもの
六二〇八・九一	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇八・九二	綿製のもの
六二〇八・九九	人造繊維製のもの
六二〇九・一〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二〇九・二〇	乳児用の衣類及び衣類附属品のうち、
六二〇九・三〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二〇九・九〇	綿製のもの
	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	衣類（統一システムの第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）のうち、
六二一〇・一〇	統一システムの第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの
六二一〇・二〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一編組のものに限る。）
六二一〇・三〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一編組のものに限る。）
六二一〇・四〇	その他の男子用の衣類
六二一〇・五〇	その他の女子用の衣類
	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類のうち、
六二一一・一一	水着で、
六二一一・一二	男子用のもの
六二一一・二〇	女子用のもの
	スキースーツ
六二一一・三一	その他の男子用の衣類で、
六二一一・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二一一・三三	綿製のもの
六二一一・三九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六二一一・四一	その他の女子用の衣類で、
六二一一・四二	羊毛製又は繊獣毛製のもの
六二一一・四三	綿製のもの
六二一一・四九	人造繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダーその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）のうち、
六二一二・一〇	ブラジャー
六二一二・二〇	ガードル及びパンティガードル
六二一二・三〇	コースレット
六二一二・九〇	その他のもの
	ハンカチのうち、
六二一三・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一三・二〇	綿製のもの
六二一三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
	ショール、スカーフ、ベールその他これらに類する製品のうち、
六二一四・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一四・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの

六二一四・三〇	合成繊維製のもの
六二一四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの
六二一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
	ネクタイのうち、
六二一五・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの
六二一五・二〇	人造繊維製のもの
六二一五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
六二一六・〇〇	手袋、ミトン及びミット
	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（統一システムの第六二・一二項のものを除く。）のうち、
六二一七・一〇	附属品
六二一七・九〇	部分品
第六三類	
	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
	毛布及びひざ掛けのうち、
六三〇一・一〇	電気毛布
六三〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）
六三〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）
六三〇一・四〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）
六三〇一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け
	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネンのうち、
六三〇二・一〇	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
	その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）で、
六三〇二・一一	綿製のもの
六三〇二・一二	人造繊維製のもの
六三〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のベッドリネンで、
六三〇二・二一	綿製のもの
六三〇二・二二	人造繊維製のもの
六三〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・三一	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
六三〇二・三九	その他のテーブルリネンで、
六三〇二・四〇	綿製のもの
六三〇二・五一	亜麻製のもの
六三〇二・五二	人造繊維製のもの
六三〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇二・六〇	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）
	その他のもので、
六三〇二・九一	綿製のもの
六三〇二・九二	亜麻製のもの
六三〇二・九三	人造繊維製のもの
六三〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの
	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランスのうち、
六三〇三・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもので、
	綿製のもの
六三〇三・一二	合成繊維製のもの
六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもので、

六三〇三・九一	絹製のもの
六三〇三・九二	合成繊維製のもの
六三〇三・九九	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇四・一一	その他の室内用品（統一システムの第九四・〇四項のものを除く。）のうち、ベッドスプレッドで、
六三〇四・一九	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
	その他のもの
六三〇四・九一	その他のもので、
六三〇四・九二	メリヤス編み又はクロセ編みのもの
六三〇四・九三	綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
六三〇四・九九	合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
	その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
六三〇五・一〇	包装に使用する種類の袋のうち、
六三〇五・二〇	統一システムの第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維製のもの
	綿製のもの
六三〇五・三一	人造繊維材料製のもので、
六三〇五・三九	ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの
六三〇五・九〇	その他のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	ターポリン、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）、日よけ、テント及びキャンプ用品のうち、
六三〇六・一一	ターポリン及び日よけで、
六三〇六・一二	綿製のもの
六三〇六・一九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・二一	テントで、
六三〇六・二二	綿製のもの
六三〇六・二九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・三一	帆で、
六三〇六・三九	合成繊維製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・四一	空気マットレスで、
六三〇六・四九	綿製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
六三〇六・九一	その他のもので、
六三〇六・九九	綿製のもの
	その他の紡織用繊維製のもの
	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）のうち、
六三〇七・一〇	床磨除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯
六三〇七・九〇	その他のもの
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（ラグ、つづれ織物その他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）
六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品

第三〇類から第四九類まで及び第六四類から第九六類までに含まれる繊維製品等

統一システム番号	品名
三〇〇五・九〇	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品
三九二一・一二	のうち、プラスチックで塗布し、被覆し又は積層した織物、メリヤス編物及び不織布を含む製品
三九二一・一三	
三九二一・九〇	
四二〇二・一二	のうち、かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器で、外面の大部分が紡織用繊維製のもの
四二〇二・二二	
四二〇二・三二	
四二〇二・九二	
六四〇五・二〇	のうち、履物で、底及び甲が羊毛のフェルト製のもの
六四〇六・一〇	のうち、履物の甲で、外面の表面の五〇％以上が紡織用繊維製のもの
六四〇六・九九	のうち、紡織用繊維製のレッグウォーマー及びゲートル
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体並びにフェルトのプラトウ及びマンション
六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップを組み合わせて作ったものに限る。）
六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子
六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップを組み合わせて作ったものに限る。）
六五〇五・九〇	帽子（メリヤス編みのもの及びレースその他の紡織用繊維の織物類から作ったものに限る。）
六六〇一・一〇	ビーチパラソルその他これに類する傘
六六〇一・九一	その他の傘で折畳み式のもの
六六〇一・九九	その他の傘
七〇一九・一〇	のうち、ガラス繊維の糸
七〇一九・二〇	のうち、ガラス繊維の織物
八七〇八・二二	自動車用のシートベルト
八八〇四・〇〇	落下傘並びにその部分品及び附属品
九一一三・九〇	携帯用時計のバンド及びブレスレットで、紡織用繊維製のもの
九四〇四・九〇	のうち、綿製のまくら及びクッション並びに布団、羽根布団その他これらに類する紡織用繊維製の物品
九五〇二・九一	人形用の衣類
九六一二・一〇	のうち、人造繊維製の織物のリボン（カートリッジに入れてあるものに限るものとし、幅が三〇ミリメートル未満のものを除く。）

貿易の技術的障害に関する協定

加盟国は、

ウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉に考慮を払い、

千九百九十四年のガットの目的を達成することを希望し、

国際規格及び国際適合性評価制度が生産の効率を改善し及び国際貿易を容易なものにすることによりその目的の達成に重要な貢献をすることができることを認め、

よって、国際規格及び国際適合性評価制度の発展を奨励することを希望し、

あわせて、強制規格及び任意規格（これらの規格には、包装に関する要件及び証票、ラベル等による表示に関する要件を含む。）並びに強制規格又は任意規格の適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保することを希望し、

いかなる国も、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと及びこの協定の規定に従うことを条件として、自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物又は植物の生命又は健康を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要であり、かつ、適当と認める水準の措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、

いかなる国も、自国の安全保障上の重大な利益を保護するために必要な措置をとることを妨げられるべきでないことを認め、

規格の国際的な標準化が先進国から開発途上国への技術の移転に貢献することができることを認め、

開発途上国が、強制規格、任意規格及び強制規格又は任意規格の適合性評価手続の作成及び適用に際して特別の困難に直面することがあることを認め、また、開発途上国の努力を支援することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条　一般規定

1.1　標準化及び適合性評価手続に関し用いられる一般用語は、当該用語が用いられている文脈を考慮し、かつ、この協定の対象及び目的に照らして、原則として、国際連合及びその関連機関において又は国際標準化機関により採用された定義と同一の意味で使用する。

1.2　もっとも、この協定の適用上、附属書一に掲げる用語については、同附属書に定義する意味で使用する。

1.3　工業品及び農産品を含め、すべての産品は、この協定の規定の適用を受ける。

1.4　政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様は、この協定の規定の適用を受けないものとする。もっとも、これらは、政府調達に関する協定の対象とされる範囲内で同協定において取り扱われる。

1.5　この協定の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

1.6　この協定において強制規格、任意規格及び適合性評価手続というときは、これらの改正、これらの対象となる産品の追加及び適合性評価手続の規則の追加を含むものとし、重要でない性格の改正及び追加を除く。

強制規格及び任意規格

第二条　強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用

中央政府機関に関し、

2.1　加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される産品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

2.2　加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に、入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術又は産品の意図された最終用途を含む。

2.3　強制規格は、その制定の契機となった事情若しくは目的が存在しなくなった場合又は事情の変化若しくは目的の変更について一層貿易制限的でない態様で対応することができる場合には、維持されてはならない。

2.4　加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

2.5　他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある強制規格を立案し、制定し又は適用しようとする加盟国は、他の加盟国の要請に応じ、2.2から2.4までに規定する強制規格の正当性について説明する。強制規格が2.2の規定に明示的に示されたいずれかの正当な目的のため立案され、制定され又は適用され、かつ、関連する国際規格に適合している場合には、当該強制規格については、国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないとの推定（反証を許すもの）を行う。

2.6　加盟国は、強制規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、自国が強制規格を制定しており又は制定しようとしている産品についての国際規格を適当な国際標準化機関が立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。

2.7　加盟国は、他の加盟国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他の加盟国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他の加盟国の強制規格が自国の強制規格の目的を十分に達成することを当該加盟国が認めることを条件とする。

2.8　加盟国は、適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目した産品の要件に基づく強制規格を定める。

2.9 関連する国際規格が存在しない場合又は強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、加盟国は、次の措置をとる。

2.9.1 特定の強制規格を導入しようとしている旨を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように適当な早い段階で出版物に公告する。

2.9.2 強制規格案が対象とする産品を、当該強制規格案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該強制規格案を修正すること及び意見を考慮することが可能な適当な早い段階で行う。

2.9.3 要請に応じ、強制規格案の詳細又は写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、関連する国際規格と実質的に相違する部分を明示する。

2.9.4 書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。

2.10 加盟国は、2.9の柱書きに定める条件の下においても、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、2.9に定める措置のうち必要と認めるものを省略することができる。ただし、強制規格の制定に際し、次の措置をとることを条件とする。

2.10.1 特定の強制規格及びその対象とする産品を、当該強制規格の目的及び必要性に関する簡潔な記述（緊急の問題の性格についての記述を含む。）と共に事務局を通じて他の加盟国に直ちに通報する。

2.10.2 要請に応じ強制規格の写しを他の加盟国に提供する。

2.10.3 他の加盟国に書面による意見の提出を差別することなしに認めるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。

2.11 加盟国は、制定されたすべての強制規格を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように速やかに公表すること又は他の方法で利用することができるようにすることを確保する。

2.12 加盟国は、2.10に規定する緊急事態の場合を除くほか、輸出加盟国、特に開発途上加盟国の生産者がその産品又は生産方法を輸入加盟国の要件に適合させるための期間を与えるため、強制規格の公表と実施との間に適当な期間を置く。

第三条　強制規格の地方政府機関及び非政府機関による立案、制定及び適用

加盟国の領域内の地方政府機関及び非政府機関に関し、

3.1 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関及び非政府機関が前条の規定（2.9.2及び2.10.1に規定する通報の義務を除く。）を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3.2 加盟国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府の強制規格が2.9.2及び2.10.1の規定に従って通報されることを確保する。ただし、当該通報が事前に通報された自国の中央政府機関の強制規格の技術的内容と実質的に同一の技術的内容を有する場合には、当該通報が要求されないことに留意する。

3.3 加盟国は、2.9及び2.10に規定する通報、情報の提供、意見の提出及び討議を含め、他の加盟国との連絡が中央政府を通じて行われることを要求することができる。

3.4 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関又は非政府機関が前条の規定に反する態様で行動することを要求し又は助長するような措置をとってはならない。

3.5 加盟国は、前条のすべての規定の遵守についてこの協定の下で完全な責任を負う。加盟国は、中央政府機関以外の機関が同条の規定を遵守することを支援する積極的な措置及び制度を企画立案し、実施する。

第四条　任意規格の立案、制定及び適用

4.1 加盟国は、中央政府標準化機関が附属書三の任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準（この協定において「適正実施規準」という。）を受け入れかつ遵守することを確保する。加盟国は、自国の領域内の地方政府標準化機関及び非政府標準化機関並びに加盟国又は自国の領域内の一若しくは二以上の機関が構成員である地域標準化機関が適正実施規準を受け入れかつ遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。更に、加盟国は、これらの標準化機関が適正実施規準に反する態様で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。標準化機関の適正実施規準の遵守についての加盟国の義務は、標準化機関が適正実施規準を受け入れているか受け入れていないかを問わず適用する。

4.2 適正実施規準を受け入れかつ遵守している標準化機関は、この協定の原則に従っているものと加盟国により認められる。

強制規格及び任意規格への適合

第五条　中央政府機関による適合性評価手続

5.1 加盟国は、強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合には、自国の中央政府機関が他の加盟国の領域を原産地とする産品につき次の規定を適用することを確保する。

5.1.1 適合性評価手続は、他の加盟国の領域を原産地とする産品の供給者に対し、同等の状態において国内原産の同種の産品の供給者又は他のいずれかの国を原産地とする同種の産品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で開放されるように、立案され、制定され及び適用される。当該適合性評価手続の開放は、当該適合性評価手続の規則に従い適合性評価を受けるという供給者の権利を伴うものである。この権利は、当該適合性評価手続により予見される場合には、施設のある場所において適合性評価の活動が行われるようにすることができること及び適合性評価制度の証票を受領することができることを含む。

5.1.2 適合性評価手続は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように立案され、制定され又は適用されることのないようにする。特に、このことは、不適合により生ずる危険性を考慮に入れつつ、産品が適用される強制規格又は任意規格に適合しているとの十分な確信を輸入加盟国に与えるために必要である以上に適合性評価手続が厳重なものであってはならず又は厳重に適用されてはならないことを意味する。

5.2 加盟国は、5.1の規定を実施する場合には、次の規定を適用することを確保する。

5.2.1 適合性評価手続は、できる限り速やかに、かつ、他の加盟国の領域を原産地とする産品が同種の国内原産の産品に与えられる順序よりも不利でない順序で行われ、完了する。

5.2.2 各適合性評価手続の処理に要する標準的な期間は、公表され、又は要請に応じ処理に要する予想される期間は、申請者に通知される。権限のある機関は、申請を受理した場合には、書類が不備でないことについての審査を速やかに行い、及びすべての不備について正確かつ十分な方法で申請者に通知する。権限のある機関は、必要に応じて是正手段がとられるように、評価の結果を正確かつ十分な方法で申請者にできる限り速やかに伝達する。申請に不備がある場合であっても、申請者が要請するときは、権限のある機関は、実行可能な限り適合性評価の手続を進める。申請者は、その要請により、手続の段階を通知され、及び遅延があればその説明を受ける。

5.2.3 要求される情報は、適合性を評価し及び手数料を決定するために必要なものに限られる。

5.2.4 適合性評価手続から得られ又はこれに関連して提供される他の加盟国の領域を原産地とする産品に関する情報の秘密は、国内原産の産品の場合と同様に、かつ、正当な商業上の利益が保護されるような方法で尊重される。

5.2.5 他の加盟国の領域を原産地とする産品の適合性評価のために課するいかなる手数料も、同種の国内原産の又は他のいずれかの国を原産地とする産品に課することのできる手数料との関係において、申請者の施設が適合性評価を行う機関の施設と異なる場所にあることに起因する通信費、交通費その他の費用を考慮し、公平なものとする。

5.2.6 適合性評価手続に用いる施設の場所の選択及び見本の抽出は、申請者又はその代理人に無用な不便を与えないものとする。

5.2.7 適用される強制規格又は任意規格に産品が適合していることを決定した後に当該産品の仕様が変更された場合には、仕様の変更された産品に対する適合性評価手続は、当該産品が関連する強制規格又は任意規格に引き続き適合しているという十分な確信が得られるか得られないかを決定するために必要なものに限られる。

5.2.8 適合性評価手続の運用に関し申し立てられた不服を審査し及び申し立てられた不服が正当とされた場合には、是正手段をとるための手続を用意する。

5.3 5.1及び5.2のいかなる規定も、加盟国が自国の領域内で妥当な抜取り検査を行うことを妨げるものではない。

5.4 加盟国は、産品が強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合において、国際標準化機関によって発表された関連する指針若しくは勧告が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を中央政府機関が適合性評価手続の基礎として用いることを確保する。ただし、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康又は安全の保護、動物又は植物の生命又は健康の保護、環境の保全、気候その他の地理的な基本的要因、基本的な技術上又は社会的生産基盤上の問題等の理由により、当該指針若しくは勧告又はこれらの関連部分が当該加盟国にとって適当でない場合は、この限りでない。もっとも、この場合には、要請に応じ、十分な説明を行う。

5.5 加盟国は、適合性評価手続についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、適合性評価手続のための指針又は勧告を適当な国際標準化機関が立案する場合には、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。

5.6 国際標準化機関により発表された関連する指針若しくは勧告が存在しない場合又は適合性評価手続案の技術的内容が国際標準化機関により発表された関連する指針若しくは勧告の技術的内容に従っていない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、加盟国は、次の措置をとる。

5.6.1 特定の適合性評価手続を導入しようとしている旨を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように適当な早い段階で出版物に公告する。

5.6.2 適合性評価手続案が対象とする産品を、当該適合性評価手続案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該適合性評価手続案を修正すること及び意見を考慮することが可能な適当な早い段階で行う。

5.6.3 要請に応じ、適合性評価手続案の詳細又は写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、国際標準化機関により発表された関連する指針又は勧告と実質的に相違する部分を明示する。

5.6.4 書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。

5.7 加盟国は、5.6の仕書きに定める条件の下においても、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、5.6に定める措置のうち必要と認めるものを省略することができる。ただし、適合性評価手続の制定に際し、次の措置をとることを条件とする

る。

5.7.1 特定の適合性評価手続及びその対象とする産品を、当該適合性評価手続の目的及び必要性に関する簡潔な記述（緊急の問題の性格についての記述を含む。）と共に事務局を通じて他の加盟国に直ちに通報する。

5.7.2 要請に応じ適合性評価手続の規則の写しを他の加盟国に提供する。

5.7.3 他の加盟国に書面による意見の提出を差別することなしに認めるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。

5.8 加盟国は、制定されたすべての適合性評価手続を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように速やかに公表すること又は他の方法で利用することができるようにすることを確保する。

5.9 加盟国は、5.7に規定する緊急事態の場合を除くほか、輸出加盟国、特に開発途上加盟国の生産者がその産品又は生産方法を輸入加盟国の要件に適合させるための期間を与えるため、適合性評価手続に関する要件の公表と実施との間に適当な期間を置く。

第六条　適合性評価の中央政府機関による承認

中央政府機関に関し、

6.1 6.3及び6.4の規定の適用を妨げることなく、加盟国は、他の加盟国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合であっても、可能なときは、当該他の加盟国の適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合しているかどうかについて当該他の加盟国の適合性評価手続によって与えられる保証が自国の適合性評価手続によるものと同等であると当該加盟国が認めることを条件とする。特に、次の事項について、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることが認められる。

6.1.1 輸出加盟国の適合性評価の結果が継続的に信頼できるものであることについて確信が得られるような、輸出加盟国における適合性評価を行う関連する機関の十分かつ永続的な技術的能力。この点に関し、資格認定等により、国際標準化機関によって発表された関連する指針又は勧告の遵守が確認されていることが、十分な技術的能力を示すものとして考慮される。

6.1.2 輸出加盟国において指定される機関により提示された適合性評価の結果の受入れの限度

6.2 加盟国は、自国の適合性評価手続が6.1の規定を実行可能な限り実施することのできるものであることを確保する。

6.3 加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、それぞれの適合性評価手続の結果の相互承認のための合意をすることを目的として交渉するよう奨励される。加盟国は、その合意が6.1の基準を満たすことを要求し、及びその合意により関連する産品の貿易が促進される可能性を有していることを両加盟国が認めることを要求することができる。

6.4 加盟国は、自国の領域内又は他のいずれかの国の領域内に存在する適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他の加盟国の領域内に存在する適合性評価機関が自国の適合性評価手続に参加することを認めるよう奨励される。

第七条　地方政府機関による適合性評価手続

加盟国の領域内の地方政府機関に関し、

7.1 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関が前二条の規定（5.6.2及び5.7.1に規定する通報の義務を除く。）を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

7.2 加盟国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府の適合性評価手続が5.6.2及び5.7.1の規定に従って通報されることを確保する。ただし、当該通報が事前に通報された自国の中央政府機関の適合性評価手続の技術的内容と実質的に同一の技術的内容を有する場合には、当該通報が要求されないことに留意する。

7.3 加盟国は、5.6及び5.7に規定する通報、情報の提供、意見の提出及び討議を含め、他の加盟国との連絡が中央政府を通じて行われることを要求することができる。

7.4 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関が前二条の規定に反する態様で行動することを要求し又は助長するような措置をとってはならない。

7.5 加盟国は、前二条のすべての規定の遵守についてこの協定の下で完全な責任を負う。加盟国は、中央政府機関以外の機関が前二条の規定を遵守することを支援する積極的な措置及び制度を企画立案し、実施する。

第八条　非政府機関による適合性評価手続

8.1 加盟国は、適合性評価手続を用いる自国の領域内の非政府機関が第五条及び第六条の規定（適合性評価手続案を通報する義務に関する規定を除く。）を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。更に、加盟国は、当該非政府機関がこれらの条の規定に反する態様で行動することを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。

8.2 加盟国は、非政府機関が第五条及び第六条の規定（適合性評価手続案を通報する義務に関する規定を除く。）を遵守する場合にのみ自国の中央政府機関が当該非政府機関により用いられる適合性評価手続を認めるものであることを確保する。

第九条　国際制度及び地域制度

9.1 強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合において、実行可能なときは、加盟国は、適合性評価のための国際制度を作成し及び採用し、かつ、これに加盟し又は参加する。

9.2 加盟国は、自国の領域内の関係機関が加盟し又は参加している適合性評価のための国際制度及び地域制

度が第五条及び第六条の規定を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。更に、加盟国は、これらの制度がこれらの条の規定に反する態様で運用されることを直接又は間接に要求し又は助長するような措置をとってはならない。

9.3 加盟国は、国際適合性評価制度又は地域適合性評価制度が、可能な場合において第五条及び第六条の規定を遵守するときにのみ自国の中央政府機関がこれらの制度を認めるものであることを確保する。

情報及び援助

第十条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報

10.1 各加盟国は、他の加盟国及び他の加盟国の利害関係を有する者からの次の事項に関する妥当な照会に応じ並びにこれらに関する関連文書を提供する能力を有する照会所を設けることを確保する。

10.1.1 中央政府機関、地方政府機関、強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関又はこれらの機関が加盟し若しくは参加している地域標準化機関が制定し又は提案した自国の領域内における強制規格

10.1.2 中央政府機関、地方政府機関又はこれらの機関が加盟し若しくは参加している地域標準化機関が制定し又は提案した自国の領域内における任意規格

10.1.3 中央政府機関、地方政府機関、強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関又はこれらの機関が加盟し若しくは参加している地域機関の適合性評価手続又は適合性評価手続案であって自国の領域内で用いるもの

10.1.4 国際標準化機関、地域標準化機関、適合性評価制度並びにこの協定の範囲内の二国間及び多数国間取極への加盟国又はその領域内の関連する中央政府機関若しくは地方政府機関の加盟及び参加の状況（照会所は、当該適合性評価制度及び当該取極についての適当な情報を提供する能力を有するものとする。）

10.1.5 この協定に基づいて行われる公告の場所又は情報を入手することができる場所に関する情報

10.1.6 10.3に規定する照会所の所在地

10.2 加盟国は、法律上又は行政上の理由により二以上の照会所を設ける場合には、他の加盟国に対し、照会所のそれぞれの責任の分担に関する十分かつ明確な情報を提供することを確保する。更に、加盟国は、誤った照会所に対して行われた照会を速やかに正しい照会所に伝達することを確保する。

10.3 各加盟国は、他の加盟国及び他の加盟国の利害関係を有する者からの次の事項に関する妥当な照会に応じ並びにこれらに関する関連文書を提供し並びに当該関連文書の入手が可能な場所に関する情報を提供する能力を有する照会所を設けることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

10.3.1 非政府標準化機関又は非政府機関が加盟し若しくは参加している地域標準化機関が制定し又は提案した自国の領域内における任意規格

10.3.2 非政府機関又は非政府機関が加盟し若しくは参加している地域機関の適合性評価手続又は適合性評価手続案であって自国の領域内で用いるもの

10.3.3 国際標準化機関、地域標準化機関、適合性評価制度並びにこの協定の範囲内の二国間及び多数国間取極への自国の領域内の関連する非政府機関の加盟及び参加の状況（照会所は、当該適合性評価制度及び当該取極についての適当な情報を提供する能力を有するものとする。）

10.4 加盟国は、他の加盟国又は他の加盟国の利害関係を有する者がこの協定の規定に基づいて文書の写しを要求した場合には、送付に係る実費を除くほか、当該写しが自国民又は他の加盟国の国民（注）に要求される価格と同一の公平な価格で提供されることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

注　「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

10.5 先進加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、特定の通報が対象とする文書又は、当該文書が長大なものであるときは、当該文書の要約を英語、フランス語又はスペイン語の翻訳によって提供する。

10.6 事務局は、この協定の規定に基づく通報を受領した場合には、当該通報の写しをすべての加盟国並びに関係を有する国際標準化機関及び国際適合性評価機関に送付するものとし、開発途上加盟国が特に関心を有する産品に関する通報については、開発途上加盟国の注意を喚起する。

10.7 貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある強制規格、任意規格又は適合性評価手続に関する問題について加盟国が他の国と合意に達した場合には、当該合意の当事国である少なくとも一の加盟国は、当該合意が対象とする産品を事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報には、当該合意の簡潔な記述を含む。関係加盟国は、要請に応じ、類似の合意をするために又はそのような合意に参加させるために他の加盟国と協議を行うよう奨励される。

10.8 この協定のいかなる規定も、加盟国に対して次のことを要求するものと解してはならない。

10.8.1 自国の言語以外の言語による文書の公表

10.8.2 自国の言語以外の言語による原案の詳細又は写し（10.5に規定するものを除く。）の提供

10.8.3 その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると認められる情報の提供

10.9 事務局への通報は、英語、フランス語又はスペイン語によって行う。

10.10 加盟国は、この協定に従い通報手続（附属書三に規定するものを除く。）に関するこの協定の規定を国家的規模において実施する責任を負う単一の中央政府当局を指定する。

10.11 加盟国は、法律上又は行政上の理由により、通報手続に関する責任が二以上の中央政府当局によって分担される場合には、これらの機関のそれぞれの責任の分担に関する十分かつ明確な情報を他の加盟国に提供する。

第十一条　他の加盟国に対する技術援助

11.1 加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、強制規格の立案に関し助言を与える。

11.2 加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、国内標準化機関の設立及び国際標準化機関への参加に関し、助言を与え、また、相互に合意する条件で技術援助を与えるものとし、自国の標準化機関が同様の助言及び援助を与えるよう奨励する。

11.3 加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、次の事項に関し、強制規格を遵守させる権限を有する自国の領域内の機関が助言を与えるようにするため、利用し得る妥当な措置をとるものとし、また、相互に合意する条件で技術援助を与える。

11.3.1 強制規格を遵守させる権限を有する機関又は強制規格に係る適合性評価機関の設立

11.3.2 加盟国の強制規格に最もよく適合することとなる方法

11.4 加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、当該要請をした加盟国の領域内で制定された任意規格に係る適合性評価機関の設立に関し、助言が与えられるようにするため、利用し得る妥当な措置をとるものとし、また、相互に合意する条件で技術援助を与える。

11.5 加盟国は、自国の領域内の政府機関又は非政府機関の運用する適合性評価制度への参加を他の加盟国、特に開発途上加盟国の生産者が希望し、これらの国から要請があった場合には、当該生産者のとるべき措置に関し、助言を与えるものとし、また、相互に合意する条件で技術援助を与える。

11.6 国際適合性評価制度又は地域適合性評価制度に加盟し又は参加している加盟国は、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、これらの制度の加盟国又は参加国としての義務を履行することができるようにするための制度及び法的枠組みの制定に関し、助言を与えるものとし、また、相互に合意する条件で技術援助を与える。

11.7 加盟国は、自国の領域内の機関が国際適合性評価制度又は地域適合性評価制度に加盟し又は参加している場合において、要請があったときは、他の加盟国、特に開発途上加盟国に対し、当該他の加盟国の領域内の関係機関がこれらの適合性評価制度の加盟者又は参加者としての義務を履行することができるようにするための制度の設定に関し、当該機関が助言を与えるよう奨励する。この場合において、当該他の加盟国からのそのような制度の設定に関する技術援助の要請を考慮すべきである。

11.8 加盟国は、11.1から11.7までの規定により他の加盟国に対し助言及び技術援助を与えるに当たっては、後発開発途上加盟国のニーズを優先させる。

第十二条　開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇

12.1 加盟国は、開発途上加盟国に対し、12.2から12.10までの規定及びこの協定の他の関連規定により、異なるかつ一層有利な待遇を与える。

12.2 加盟国は、この協定の国内における実施及びこの協定上の機関の設置に関する規定の実施に当たり、開発途上加盟国の権利及び義務に関するこの協定の規定に特別の注意を払い、また、開発途上加盟国の開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する。

12.3 加盟国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案及び適用に当たり、これらの強制規格、任意規格及び適合性評価手続が、開発途上加盟国からの輸出に不必要な障害をもたらすことのないようにするため、開発途上加盟国の開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する。

12.4 加盟国は、国際規格、指針又は勧告が存在する場合であっても、開発途上加盟国が特別の技術的及び社会経済的条件の下にあるときは、当該開発途上加盟国が開発上のニーズと両立する固有の技術、生産方法及び生産工程を維持することを目的とする特定の強制規格、任意規格又は適合性評価手続を制定することを認める。したがって、加盟国は、開発途上加盟国がその開発上、資金上及び貿易上のニーズと両立しない国際規格を自国の強制規格又は任意規格（これらの規格に係る検査方法を含む。）の基礎として用いることを期待すべきではないことを認める。

12.5 加盟国は、開発途上加盟国の特別の問題を考慮して、国際標準化機関及び国際適合性評価制度がすべての加盟国内の関係機関による積極的なかつ代表としての参加を容易にするように組織されかつ運用されることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

12.6 加盟国は、開発途上加盟国の要請に応じ、当該開発途上加盟国が特別の関心を有する産品につき、国際標準化機関が国際規格の立案の可能性を検討すること及び、実行可能なときは、国際規格を立案することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

12.7 加盟国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案及び適用が開発途上加盟国からの輸出の拡大及び多様化に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するため、前条の規定により、開発途上加盟国に対し技術援助を与えるものとし、技術援助の条件の決定に当たっては、要請をした加盟国及び特に後発開発途上加盟国の発展段階を考慮する。

12.8 開発途上加盟国が強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案及び適用に当たって特別の問題（制度及び社会的生産基盤に関する問題を含む。）に直面することのあることが認められ、また、開発途上加盟国の開発上及び貿易上の特別のニーズ並びに技術上の発展の段階がこの協定に基づく義務の十分な履行を妨げることのあることが認められる。よって、加盟国は、この事実を十分に考慮する。このため、第十三条に規定する貿易の技術的障害に関する委員会（この協定において「委員会」という。）は、開発途上加盟国がこの協定を遵守することができるように、要請に応じ、この協定に基づく義務を、全部又は一部につき特定しかつ一定の期限を付して、免除することを認めることができる。委員会は、要請の検討に当たっては、開発途上加盟国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案及び適用に関する特別の問題、開発

上及び貿易上の特別のニーズ並びに技術上の発展の段階がこの協定に基づく義務の十分な履行を妨げることのあることを考慮し、また、特に、後発開発途上加盟国の特別の問題を考慮する。

12.9　先進加盟国は、協議の過程において、開発途上加盟国が強制規格、任意規格及び適合性評価手続を企画立案し及び実施する際に直面する特別の困難に留意し、また、開発途上加盟国のこの方向における努力を支援することを希望して、その開発上、資金上及び貿易上の特別のニーズを考慮する。

12.10　委員会は、その国内面に対する配慮又は国際的配慮の下に開発途上加盟国に対しこの協定において認められている特別のかつ異なる待遇について、定期的に検討する。

機関、協議及び紛争解決

第十三条　貿易の技術的障害に関する委員会

13.1　この協定により、貿易の技術的障害に関する委員会を設置する。委員会は、各加盟国の代表で構成する。委員会は、議長を選出するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与えるため必要に応じ、少なくとも年一回会合し、また、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行する。

13.2　委員会は、作業部会その他の適当な機関を設置する。これらの機関は、委員会によりこの協定の関連規定に基づいて与えられた任務を遂行する。

13.3　この協定に基づく作業と他の専門的な機関における政府の作業との不必要な重複は避けるべきである。委員会は、このような重複を最小限にするため、この問題を検討する。

第十四条　協議及び紛争解決

14.1　この協定の実施に影響を及ぼす問題に関する協議及び紛争解決は、紛争解決機関の主催の下で行われる。紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、これらの協議及び紛争解決について準用する。

14.2　小委員会は、紛争当事国の要請により又は自己の発意に基づいて、専門家による詳細な検討を必要とする技術的な性格を有する事項について援助するための技術専門家部会を設置することができる。

14.3　技術専門家部会は、附属書二に定める手続に従う。

14.4　加盟国は、第三条、第四条及び第七条から第九条までの規定に関して満足すべき結果に他の加盟国が到達していないため自国の貿易上の利益が著しい影響を受けていると認める場合には、紛争解決に関するこの条の規定を用いることができる。この場合において、前段に規定する結果は、これらの条において関係機関を加盟国とみなした場合の結果と同等のものでなければならない。

最終規定

第十五条　最終規定

留保

15.1　この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

検討

15.2　各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生じた日の後速やかに、この協定の実施及び運用を確保するための既存の措置又はそのためにとられた措置を委員会に通報するものとし、これらの措置のその後のいかなる変更も委員会に通報する。

15.3　委員会は、この協定の目的を考慮に入れて、毎年この協定の実施及び運用について検討する。

15.4　委員会は、必要なときは、第十二条の規定の適用を妨げることなく、相互の経済的利益及び権利と義務との間の均衡を確保するためにこの協定に基づく権利及び義務の調整を勧告することを目的として、世界貿易機関協定の効力発生の日の後三年以内に及びその後は三年ごとに、この協定（透明性を確保することに関する規定を含む。）の実施及び運用について検討する。委員会は、適当な場合には、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、この協定を改正する提案を物品の貿易に関する理事会に提出する。

附属書

15.5　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書一　この協定のための用語及びその定義

国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第一巻（ISO・IECガイド2）の第六版（千九百九十一年）の「標準化及び関連する活動に関する一般用語並びにこれらの用語の定義」に提示される用語をこの協定で使用する場合には、サービスがこの協定の対象から除かれていることに留意し、同指針書において定義されるこれらの用語の意味と同一の意味を有する。

もっとも、この協定の適用上、次の定義を適用する。

1　強制規格

産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの（適用可能な管理規定を含む。）。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

注釈　国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻の定義は、個々に完結したものではなく、いくつかの定義の「積上方式」に基づく。

2　任意規格

産品又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないもの。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

注釈　国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻に定義する用語は、産品、工程及びサービスを対象とする。この協定は、産品又は生産工程若しくは生産方法に関する強制規格、任意規格及び適合性評価手続のみを取り扱う。同指針書第二巻に定義する「任意規格」は、義務的な又は任意のものである。この協定の適用上、任意規格は任意の文書として、また、強制規格は義務的な文書として定義されている。国際的な標準化のための機関によって立案される任意規格は、コンセンサス方式によって承認されている。この協定は、コンセンサス方式によって承認されていない文書も対象とする。

3　適合性評価手続

強制規格又は任意規格に関連する要件が満たされていることを決定するため、直接又は間接に用いるあらゆる手続

注釈　適合性評価手続には、特に、試料採取、試験及び検査についての手続、適合性についての評価、確認及び保証、登録、認定及び承認並びにこれらの組合せを含む。

4　国際機関又は国際制度

少なくともすべての加盟国の関係機関が加盟することのできる機関又は制度

5　地域機関又は地域制度

一部の加盟国のみの関係機関が加盟することのできる機関又は制度

6　中央政府機関

中央政府その他この協定に係る活動に関して中央政府の監督の下にある機関（中央政府というときは、中央政府の個別の省庁を含む。）

注釈　欧州共同体については、中央政府機関を規律する規定を適用する。もっとも、欧州共同体の域内において地域機関又は地域適合性評価制度が設立され又は設定される場合には、当該地域機関又は当該地域適合性評価制度は、この協定の地域機関又は地域適合性評価制度に関する規定の適用を受ける。

7　地方政府機関

中央政府以外の政府（例えば、アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ連邦共和国、スイス連邦等の州、地方自治体等）その他この協定に係る活動に関して中央政府以外の政府の監督の下にある機関（中央政府以外の政府というときは、中央政府以外の政府の個別の省庁を含む。）

8　非政府機関

中央政府機関及び地方政府機関以外の機関（強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関を含む。）

附属書二　技術専門家部会

第十四条の規定に基づいて設置される技術専門家部会については、次に定める手続を適用する。

1　技術専門家部会は、小委員会の権限の下に置かれる。技術専門家部会の付託事項及び詳細な作業手続は、小委員会が決定するものとし、また、技術専門家部会は、小委員会に対して報告を行う。

2　技術専門家部会には、問題となっている分野において専門的な能力及び経験を有する者のみが参加することができる。

3　紛争当事国の国民は、紛争当事国の合意がある場合を除くほか、技術専門家部会の構成員となることはできない。ただし、他の者では遂行することができない特別な科学上の専門知識が必要であると小委員会が認める場合は、この限りでない。紛争当事国の公務員は、技術専門家部会の構成員となることはできない。技術専門家部会の構成員は、政府又は機関の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。したがって、政府又は機関は、技術専門家部会に付託された問題につき、技術専門家部会の構成員に指示を与えてはならない。

4　技術専門家部会は、適当と認めるいかなる者とも協議し、並びにこれらの者に対して情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。技術専門家部会は、いずれかの加盟国の管轄内にある者に対して情報又は助言の提供を要請するに先立ち、当該加盟国の政府にその旨を通報する。加盟国は、技術専門家部会が必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、速やかかつ完全に応ずる。

5　紛争当事国は、技術専門家部会に提供されるすべての関連情報（秘密の性質を有するものを除く。）を取得する機会を有する。技術専門家部会に提供された秘密の情報は、当該情報を提供した政府、機関又は個人の正式の同意を得ないで開示してはならない。当該情報の開示が技術専門家部会に対して要求された場合において、当該情報の技術専門家部会による開示について同意が得られないときは、当該情報を提供した政府、機関又は個人は、当該情報の秘密でない要約を提供する。

6　技術専門家部会は、関係加盟国に対し、その意見を得るために報告案を送付し、適当な場合には、最終

報告において当該意見を考慮に入れる。その最終報告は、小委員会に提出される際に当該関係加盟国にも送付される。

附属書三　任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準

一　一般規定

A　適正実施規準の適用上、この協定の附属書一の用語の意義は、同附属書の定義に従う。

B　適正実施規準は、世界貿易機関の加盟国の領域内の標準化機関（中央政府機関であるか地方政府機関であるか非政府機関であるかを問わない。）、一又は二以上の構成員が世界貿易機関の加盟国である政府地域標準化機関及び一又は二以上の構成員が世界貿易機関の加盟国の領域内に所在する非政府地域標準化機関（適正実施規準においてこれらの標準化機関を「標準化機関」という。）の受入れのために開放しておく。

C　適正実施規準を受け入れ又は適正実施規準の受入れを撤回した標準化機関は、その旨をジュネーヴにある国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに通報する。その通報には、関係標準化機関の名称及び所在地並びに現在の及び予定されるその標準化活動の範囲を含める。その通報は、同情報センターに直接若しくは国際標準化機構・国際電気標準会議の国を代表する構成員を通じて又は、可能なときは、国際標準化機構情報ネットワーク（ＩＳＯＮＥＴ）に関係する国の構成員若しくは国際支部のいずれか適当なものを通じて、送付することができる。

二　実体規定

D　標準化機関は、任意規格に関し、いずれの世界貿易機関の加盟国の領域を原産地とする産品についても、同種の国内原産の産品及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

E　標準化機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように任意規格が立案され、制定され及び適用されないことを確保する。

F　標準化機関は、国際規格が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。ただし、当該国際規格又はその関連部分が不十分な保護の水準、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

G　標準化機関は、任意規格についてできる限り広い範囲にわたる調和を図るため、自らが任意規格を制定しており又は制定しようとしている対象事項についての国際規格を国際標準化機関が立案する場合には、適切な方法で、能力の範囲内で十分な役割を果たすものとする。ある加盟国の領域内のすべての標準化機関のための特定の国際標準化活動への参加は、可能なときは、当該国際標準化活動の対象事項について任意規格を制定しており又は制定しようとしている当該加盟国の領域内のすべての標準化機関を代表する一の代表団を通じて行う。

H　加盟国の領域内の標準化機関は、国内の他の標準化機関又は関係する国際標準化機関若しくは地域標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けるよう、及び自己が作成する任意規格につき国内の合意が得られるようあらゆる努力を払う。同様に、地域標準化機関は、関係国際標準化機関の活動との全部又は一部の重複を避けるようあらゆる努力を払う。

I　標準化機関は、適当な場合には、デザイン又は記述的に示された特性よりも性能に着目した産品の要件に基づく任意規格を定める。

J　標準化機関は、少なくとも六箇月に一回、その名称及び所在地、現在立案されている任意規格並びに直前の期間において制定された任意規格を含む作業計画を公表する。立案中の任意規格とは、任意規格を作成することを決定した時から任意規格が制定されるまでのものをいう。特定の任意規格案の表題は、要請に応じ、英語、フランス語又はスペイン語によって提供する。作業計画の存在の通知は、標準化活動に関する、全国的な又は、状況に応じ、地域的な出版物に公表する。

作業計画には、各任意規格について、国際標準化機構情報ネットワークの規則に従い、対象事項に関連する分類、任意規格の作成において到達している段階、基礎として用いた国際規格の出典を表示する。標準化機関は、当該作業計画の公表の時までに、当該作業計画の存在をジュネーヴにある国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに通報する。

通報には、標準化機関の名称及び所在地、作業計画が公表されている出版物の名称及び号、当該作業計画が適用される期間、当該出版物に価格がある場合にはその価格並びに当該出版物の入手方法を含める。その通報は、国際標準化機構・国際電気標準会議情報センターに直接又は、可能なときは、国際標準化機構情報ネットワークに関係する国を代表する構成員若しくは同情報ネットワークの国際支部のいずれか適当なものを通じて、送付することができる。

K　国際標準化機構・国際電気標準会議の国を代表する構成員は、国際標準化機構情報ネットワークの構成員となるために又は他の機関が構成員となることを指名するために及び同情報ネットワークの構成員として可能な最高の類型の構成員となるためにあらゆる努力を払う。他の標準化機関は、同情報ネットワークの構成員と提携するためにあらゆる努力を払う。

L　標準化機関は、任意規格を制定する前に、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者が任意規格案についての意見を提出するために少なくとも六十日の期間を置く。ただし、この期間は、安全上、健康上又は環境上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、短縮することができ

る。標準化機関は、意見の提出期間が開始されるまでに、Jに規定する出版物に意見の提出期間を公告する。その公告には、実行可能な限り、任意規格案が関連する国際規格と相違しているか相違していないかを含める。

M　標準化機関は、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者の要請に応じ、意見を求めるために掲示した任意規格案の写しを速やかに提供し又は提供の便宜を図る。この役務の提供のために課する手数料は、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

N　標準化機関は、意見の提出期間中に受領した意見を任意規格の作成のその後の段階において、考慮する。適正実施規準を受け入れた標準化機関を通じて受領した意見については、要請があった場合には、可能な限り速やかに回答する。その回答には、関連する国際規格と相違する必要がある理由についての説明を含める。

O　任意規格が制定された場合には、速やかに公表する。

P　標準化機関は、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者の要請に応じ、自己の最新の作業計画又は制定した任意規格の写しを速やかに提供し又は提供の便宜を図る。この役務の提供のために課する手数料は、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

Q　標準化機関は、適正実施規準を受け入れた他の標準化機関が行う適正実施規準の実施に関する申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。標準化機関は、不服を解決するために客観的な努力を払う。

貿易に関連する投資措置に関する協定

加盟国は、

閣僚がプンタ・デル・エステ宣言において「投資措置の貿易に対する制限的及び阻害的な影響に関連するガットの条項の運用について検討した上で、適当な場合には、貿易に対するこのような望ましくない影響を回避するために必要となる追加的な規定を交渉において定めるべきである」ことを合意したことを考慮し、

すべての貿易相手国、特に開発途上加盟国の経済成長を拡大させるために、自由な競争を確保しつつ、世界貿易の拡大及び漸進的自由化を促進し並びに国境を越える投資を容易にすることを希望し、

開発途上加盟国、特に後発開発途上加盟国の貿易上、開発上及び資金上の特別のニーズを考慮し、

一部の投資措置が貿易に対し制限的及び阻害的な影響をもたらすことがあることを認めて、

ここに、次のとおり協定する。

第一条　適用範囲

この協定は、物品の貿易に関連する投資措置（この協定において「貿易関連投資措置」という。）についてのみ適用する。

第二条　内国民待遇及び数量制限

1　いかなる加盟国も、千九百九十四年のガットの第三条又は第十一条の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない。ただし、この1の規定は、千九百九十四年のガットに基づく他の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2　千九百九十四年のガット第三条4に規定する内国民待遇についての義務に反する貿易関連投資措置及び千九百九十四年のガット第十一条1に規定する数量制限の一般的廃止の義務に反する貿易関連投資措置の例示表は、この協定の附属書に含められる。

第三条　例外規定

千九百九十四年のガットに基づくすべての例外規定は、適当な場合には、この協定について準用する。

第四条　開発途上加盟国

開発途上加盟国は、千九百九十四年のガット第十八条の規定、千九百九十四年のガットの国際収支に係る規定の解釈に関する了解及び千九百七十九年十一月二十八日に採択された国際収支の擁護を目的とした貿易措置に関する宣言（ガット基本文書選集（BISD）追録第二十六巻二百五ページから二百九ページまで）が、加盟国に対し千九百九十四年のガットの第三条及び第十一条の規定から逸脱することを認めている範囲及び方法で、この協定の第二条の規定から一時的に逸脱することができる。

第五条　通報及び経過措置

1　加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日から九十日以内に、この協定の規定に適合しない貿易関連投資措置であって、現にとられているすべてのものを物品の貿易に関する理事会に通報する。このような貿易関連投資措置（一般的にとられるものであるか個別にとられるものであるかを問わない。）を通報するときは、その概要も通報する。(注)

注　設置的な権限の下でとられる貿易関連投資措置は、個別にとられるものについて通報する。特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報は、開示することを要しない。

2　1の規定に基づいて自己が通報したすべての貿易関連投資措置については、先進加盟国は世界貿易機関協定の効力発生の日から二年以内、開発途上加盟国は当該日から五年以内及び後発開発途上加盟国は当該日から七年以内に、これらを廃止する。

3　物品の貿易に関する理事会は、この協定の規定の実施に当たり特別の困難があることを立証する開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）について、要請に基づき、1の規定に基づいて通報した貿易関連投資措置の廃止に係る経過期間を延長することができる。同理事会は、要請を検討するに当たり、当該開

発途上加盟国の個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズを考慮する。

4　加盟国は、経過期間中、1の規定に基づいて通報したいずれの貿易関連投資措置の条件も、世界貿易機関協定の効力発生の日に適用される条件と比較して、より一層第二条の規定に抵触するように変更してはならない。同協定の効力発生の日の前百八十日の期間内に導入された貿易関連投資措置は、2に規定する経過措置による利益を受けない。

5　第二条の規定にかかわらず、加盟国は、1の規定に基づいて通報した貿易関連投資措置の対象となっている既存の企業を不利な立場に置かないようにするため、次の(i)及び(ii)の規定に該当する場合には、経過期間中新規投資に対し当該既存の企業に対するものと同一の貿易関連投資措置をとることができる。

(i)　新規投資に係る産品が当該既存の企業に係る産品と同種のものであること。

(ii)　新規投資と当該既存の企業との間の競争条件を異ならせることを回避する必要があること。

このようにして新規投資に対してとられたすべての貿易関連投資措置は、物品の貿易に関する理事会に通報する。このような貿易関連投資措置の条件は、競争に与える影響において、当該既存の企業に対して適用される条件と同等とするものとし、また、このような貿易関連投資措置は、当該既存の企業に対してとられる貿易関連投資措置と同時に終了する。

第六条　透明性の確保

1　加盟国は、貿易関連投資措置に関し、千九百九十四年のガット第十条の規定、千九百七十九年十一月二十八日に採択された通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解事項に含まれる「通報」に関する約束及び千九百九十四年四月十五日に採択された通報手続に関する閣僚による決定における透明性の確保及び通報に関する義務についての自国の約束を再確認する。

2　各加盟国は、貿易関連投資措置（地域及び地方の政府及び機関がそれらの地域及び地方においてとるものを含む。）を見いだすことができる出版物を事務局に通報する。

3　各加盟国は、この協定から生じ、かつ、他の加盟国が提起したいかなる問題に関しても、情報提供の要請に好意的な考慮を払うものとし、その問題に関する協議を行うための適当な機会を与える。千九百九十四年のガット第十条の規定に従い、加盟国は、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような情報の開示を要求されない。

第七条　貿易に関連する投資措置に関する委員会

1　この協定により、貿易に関連する投資措置に関する委員会（この協定において「委員会」という。）を設置する。委員会は、すべての加盟国に開放する。委員会は、議長及び副議長を選出するものとし、少なくとも年に一回会合するほか、いずれかの加盟国の要請に基づいて会合する。

2　委員会は、物品の貿易に関する理事会により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の運用及び実施に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。

3　委員会は、この協定の運用及び実施を監視し、物品の貿易に関する理事会に対して毎年これを報告する。

第八条　協議及び紛争解決

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

第九条　物品の貿易に関する理事会による検討

物品の貿易に関する理事会は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後五年以内に、この協定の運用について検討し、適当な場合には、この協定の改正を閣僚会議に提案する。同理事会は、この検討において、この協定に投資政策及び競争政策に関する規定を補足すべきであるかないかを考慮する。

附属書　例示表

1　千九百九十四年のガット第三条4に規定する内国民待遇についての義務に反する貿易関連投資措置には、国内法令若しくは行政上の決定に基づく義務的な若しくは執行可能な貿易関連投資措置又は利益を得るために従うことが必要な貿易関連投資措置であって、次に掲げるものを含む。

(a)　国内原産の産品又は国内供給源からの産品の企業による購入又は使用を要求するもの。特定の産品、産品の数量若しくは価額又は当該企業により国内で生産される産品の数量若しくは価額に対する比率のいずれを定めているかを問わない。

(b)　輸入産品の企業による購入又は使用を当該企業により国内で生産される産品で輸出されるものの数量又は価額に関連することを要求するもの

2　千九百九十四年のガット第十一条1に規定する数量制限の一般的廃止の義務に反する貿易関連投資措置には、国内法令若しくは行政上の決定に基づく義務的な若しくは執行可能な貿易関連投資措置又は利益を得るために従うことが必要な貿易関連投資措置であって、次に掲げるものを含む。

(a)　企業の国内生産に使用される産品又は当該国内生産に関連する産品の当該企業による輸入を一般的に制限するか又は当該企業により国内で生産される産品で輸出されるものの数量若しくは価額に関連する量に制限するもの

(b)　企業が利用することのできる外国為替を当該企業に帰せられる外国為替の流入に関連する量に制限することにより、当該企業の国内生産に使用される産品又は当該国内生産に関連する産品の当該企業による輸入を制限するもの

(c)　産品の企業による輸出又は輸出のための販売を制限するもの。特定の産品、産品の数量若しくは価額

又は当該企業により国内で生産される産品の数量若しくは価額に対する比率のいずれを定めているかを問わない。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

第一部

第一条　原則

ダンピング防止措置は、千九百九十四年のガット第六条に定める条件の下において、かつ、この協定に従って開始し（注）、実施する調査に基づいてのみとることができる。次の諸規定は、ダンピング防止に関する法令に基づいて措置がとられる場合に限り、同条の規定の適用を規律する。

注　以下「開始する」又は「開始」とは、加盟国が第五条の規定に従って正式に調査を始めるための手続上の措置をとることをいう。

第二条　ダンピングの決定

2.1　この協定の適用上、ある国から他の国へ輸出される産品の輸出価格が輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合には、当該輸出される産品は、ダンピングされるもの、すなわち、正常の価額よりも低い価額で他の国に導入されるものとみなす。

2.2　輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の産品の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるため若しくは輸出国の国内市場における販売量が少ないために（注）そのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合には、ダンピングの価格差については、適当な第三国に輸出される同種の産品の比較可能な価格（代表的な価格である場合に限る。）との比較により、又は原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたものとの比較により決定する。

注　輸出国の国内市場において消費に向けられる同種の産品の販売が対象となる産品の輸入加盟国への販売の五パーセント以上である場合には、そのような販売は、通常、正常の価額の決定に十分な量であるとみなす。もっとも、輸出国の国内市場における当該販売の割合が五パーセント未満であっても、その国内販売が適当な比較を行うために十分な量であることが証拠によって明らかにされる場合には、そのような低い割合を受け入れるべきである。

2.2.1　単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の産品の輸出国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間（注1）にわたり相当な量（注2）で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われていると当局（注3）が決定する場合にのみ、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常の価額の決定において無視することができる。販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査の対象となった期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす。

注1　長い期間は、通常一年とすべきである。ただし、いかなる場合にも、六箇月未満であってはならない。

注2　正常の価額を決定するために検討の対象となる取引における販売価格の加重平均が単位当たりの費用の加重平均を下回ること又は単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常の価額を決定するために検討の対象となる取引の二十パーセント以上であることを当局が認める場合には、単位当たりの費用を下回る価格による販売は、相当な量で行われたものとする。

注3　この協定において「当局」とは、適当な上級の当局をいうものと解する。

2.2.1.1　2.2の規定の適用上、費用については、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。当局は、費用の適正な配分に関して入手することができるすべての証拠を考慮する。この証拠には、調査の過程において輸出者又は生産者によって提出されたものを含む。ただし、費用の配分が、特に、無形固定資産及び有形固定資産についての適当な減価償却期間の設定並びに資本的支出その他開発費についての引当金の積立てに関し、輸出者又は生産者によって伝統的に行われてきたものであることを条件とする。立ち上がり段階の操業（注）が調査の対象となった期間中の費用に与える影響又は将来若しくは現在の生産に資する経常外費用が、この2.2.1.1に規定する費用の配分において反映されていない場合には、費用は、それらに応じて適切に調整される。

注　立ち上がり段階の操業のために行われる調整については、立ち上がり期間の終了時における費用又は、その期間が調査の対象となった期間を超える場合には、調査期間中に当局が合理的に考慮することができる最新の費用を反映させる。

2.2.2　2.2の規定の適用上、管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤の額については、調査の対象となる輸出者又は生産者による同種の産品の通常の商取引における生産及び販売に関する実際の情報を基礎とする。その情報を基礎としてこれらの額を決定することができない場合には、当該額については、次のものを基礎として決定することができる。

(i)　当該輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する産品の生産及び販売に関して負担し及び得た実際の額

(ii)　調査の対象となる他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同種の産品の生産及び販売に

関して負担し及び得た実際の額の加重平均

(ii)　その他合理的な方法。ただし、これにより設定される利潤の額が、他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する産品の販売に関して通常得る利潤の額を超えないことを条件とする。

2.3　輸出価格がない場合又は関係当局が輸出者と輸入者若しくは第三者との間の連合若しくは補償取決めのために輸出価格を基準とすることができないと認める場合において、輸入された産品が独立した買手に販売されるときは独立した買手に最初に販売される価格に基づいて又は、当該産品が独立した買手に販売されないとき若しくは輸入された時の状態で販売されないときは当局が決定する合理的な基礎に基づいて、決定することができる。

2.4　輸出価格と正常の価額との比較は、公正に行われるものとする。この比較は、商取引の同一の段階（通常の場合には、工場渡しの段階）において、かつ、できる限り同一の時点で行われた販売について行われる。価格の比較に影響を及ぼす差異（販売条件、課税、商取引の段階、量、物理的な特性における差異その他価格の比較に影響を及ぼしていると立証されたあらゆる差異を含む（注1））に対しては、それぞれの場合に応じて妥当な考慮を払う。2.3に規定する場合には、輸入から販売までの間に生じた費用（関税及び内国税を含む。）及び利潤に対しても考慮を払うべきである。この場合において、価格の比較に影響が及ぼされるときは、当局は、構成された輸出価格の商取引の段階に相当する商取引の段階で正常の価額を定め、又はこの2.4の規定によって正当とされる妥当な考慮を払う。当局は、関係当事者に対して、公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要であるかを示すものとし、また、不合理な立証責任を課してはならない。

注　これらの要因は、一部重複することがあることを了解する。当局は、この2.4の規定に基づいて既に行った調整を重複して行わないことを確保する。

2.4.1　2.4の規定に基づく比較が通貨の換算を必要とする場合には、その換算は、販売の日（注）における為替相場を用いて行われるべきである。ただし、先物市場における外国通貨の取引が輸出のための販売と直接に結び付いている場合には、先物取引における為替相場を用いることを条件とする。為替相場の変動は、無視されるものとし、また、当局は、調査に当たって、調査の対象となった期間中の為替相場の持続的な動向を反映させるよう輸出価格を調整するため、輸出者に対し少なくとも六十日の期間を認める。

注　販売の日は、通常、契約、注文、注文の確認又は送り状の日付のうち、実質的な販売条件が定められる日をいう。

2.4.2　公正な比較について規律する2.4の規定に従うことを条件として、調査の段階において、ダンピングの価格差の存在については、通常、加重平均によって定められた正常の価額と比較可能なすべての輸出取引の価格の加重平均との比較を基礎として、又は個々の取引における正常の価額と輸出価格との比較によって認定する。輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合には、加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる。

2.5　産品が原産国から直接に輸入されず、中間国から加盟国に輸入される場合には、当該産品が輸出国から輸入加盟国へ販売される価格については、通常、輸出国における比較可能な価格と比較する。もっとも、例えば、当該産品が輸出国において単に積み替えられる場合、当該産品が輸出国において生産されていない場合又は輸出国に当該産品についての比較可能な価格がない場合には、原産国における価格と比較することができる。

2.6　この協定において「同種の産品」とは、同一の産品、すなわち、検討の対象となる産品とすべての点で同じである産品又は、そのような産品がない場合には、すべての点で同じではないが当該産品と極めて類似した性質を有する他の産品をいうものと解する。

2.7　この条の規定は、千九百九十四年のガット附属書I（注釈及び補足規定）の「第六条について」の「1について」の2の規定の適用を妨げるものではない。

第三条　損害（注）の決定

注　この協定において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいい、この条の規定により解釈する。

3.1　千九百九十四年のガット第六条の規定の適用上、損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、(a)ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響並びに(b)ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う。

3.2　調査当局は、ダンピング輸入の量については、ダンピング輸入が絶対量において又は輸入加盟国における生産若しくは消費と比較して相対的に著しく増加したかしなかったかを考慮する。調査当局は、ダンピング輸入が価格に及ぼす影響については、ダンピング輸入の価格が輸入加盟国の同種の産品の価格を著しく下回るものであるかないか又は、ダンピング輸入の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかいないか若しくはダンピング輸入がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられているかいないかを考慮する。これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.3　二以上の国からのある産品の輸入が同時にダンピング防止のための調査の対象である場合において、調

査当局は、(a)各国からの輸入について定められるダンピングの価格差が5.8に規定する僅少であるものよりも大きく、かつ、各国からの輸入の量が無視することができるものではなく、また、(b)輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると決定したときにのみ、このような輸入の及ぼす影響を累積的に評価することができる。

3.4　ダンピング輸入の関係国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又はダンピングの価格差の大きさを含む。）についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

3.5　ダンピング輸入が3.2及び3.4に規定するダンピングの及ぼす影響によりこの協定に定義する損害を与えていることが立証されなければならない。ダンピング輸入と国内産業に対する損害との因果関係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。当局は、ダンピング輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めをダンピング輸入に帰してはならない。この点について関連を有することがある要因には、特に、ダンピング価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。

3.6　ダンピング輸入の及ぼす影響については、入手することができる資料により、生産工程、生産者の販売、利潤等に基づいて同種の産品の国内生産を他の産品の国内生産と区別することができる場合には、当該同種の産品の国内生産との関連において評価する。そのような区別を行うことができない場合には、ダンピング輸入の及ぼす影響については、必要な情報を入手することができる最小範囲の産品（同種の産品を含む。）の生産について検討することによって評価する。

3.7　実質的な損害のおそれの決定は、事実に基づくものでなければならず、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。ダンピングが損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならない（注）。当局は、実質的な損害のおそれの存在に関する決定を行うに当たっては、特に、次の要因を考慮すべきである。

注　近い将来においてダンピング価格による産品の輸入が相当に増加すると信ずるに足る確かな理由のあることが一例であるが、これに限らない。

(i)　国内市場へのダンピング輸入の著しい率による増加であって、輸入が相当に増加する可能性を示すもの

(ii)　輸出者の能力の十分な余力又は輸出者の能力の差し迫ったかつ相当な増加であって、輸入加盟国の市場へのダンピング輸出が相当に増加する可能性を示すもの。この点について、追加的な輸出を吸収することができる他の輸出市場の存在に考慮を払う。

(iii)　国内価格を著しく押し下げ又は国内価格の上昇を著しく妨げる影響を有する価格であって、追加的な輸入に対する需要を増加させる可能性がある価格で輸入が行われているかいないか。

(iv)　調査の対象となる産品の在庫

これらの要因のうち一の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならず、考慮された要因が、全体として、追加的なダンピング輸出が差し迫っており、かつ、保護的な措置がとられない限り実質的な損害が生ずるという結論を導くものでなければならない。

3.8　ダンピング輸入が損害を与えるおそれがある事案に関しては、ダンピング防止措置の適用は、特別の注意をもって検討し及び決定する。

第四条　国内産業の定義

4.1　この協定の適用上、「国内産業」とは、同種の産品の国内生産者の全体又はこれらの国内生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、

(i)　生産者がダンピングされていると申し立てられた産品の輸出者若しくは輸入者と関係を有する（注）場合又は生産者自身がダンピングされていると申し立てられた産品の輸入者である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することができる。

注　この4.1の規定の適用上、生産者は、輸出者又は輸入者との間において、(a)両者のいずれか一方の者が他方の者を直接若しくは間接に支配している場合、(b)両者が同一の第三者によって直接若しくは間接に支配されている場合又は(c)両者が共同して同一の第三者を直接若しくは間接に支配している場合にのみ、関係を有するものとみなす。この場合において、生産者が輸出者又は輸入者と関係を有するものであるとみなすためには、その関係による影響が、当該生産者に対して、関係を有しない生産者の行動とは異なる行動をとらせるようなものであることを信じ又は疑うに足りる理由があることを条件とする。この4.1の規定の適用上、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は、当該他方の者を支配しているものとみなされる。

(ii)　例外的な状況においては、一の加盟国の領域を関係産品の生産について二以上の競争的市場に分割し、各市場内の生産者を別個の国内産業とみなすことができる。もっとも、(a)各市場内の生産者が生産した当該産品の全部又はほぼ全部をそれぞれの市場で販売しており、かつ、(b)その領域の当該市場以外

の場所にある生産者が当該市場に当該産品を実質的に供給していないことを条件とする。このような例外的な状況においては、国内産業全体の相当な部分に損害が生じていないときでも、このような分割された市場にダンピング輸入が集中しており、かつ、当該ダンピング輸入がその市場内の当該生産の全部又はほぼ全部を生産する生産者に損害を与えていることを条件として損害の存在を認定することができる。

4.2 国内産業が特定の地域、すなわち、4.1(ii)に規定する市場における生産者をいうものと解される場合には、ダンピング防止税は、最終的な消費のためにその地域に仕向けられる産品についてのみ課する(注)。輸入加盟国の憲法がこのような方法によってダンピング防止税を課することを認めていない場合には、輸入加盟国は、地域についての限定を付することなくダンピング防止税を課することができる。ただし、(a)第八条の規定により、ダンピング価格による当該地域に対する輸出を停止する機会及びその他の保証を与える機会を輸出者に提供したにもかかわらず、この点に関し適当な保証が速やかに得られず、かつ、(b)ダンピング防止税を当該地域に供給を行う特定の生産者の産品に対してのみ課することができない場合に限る。

注　この協定において「課する」とは、関税又は内国税の確定的又は最終的な賦課又は徴収を法令により行うことをいう。

4.3 二以上の国が千九百九十四年のガット第二十四条8(a)に規定する単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された地域全体における産業は、4.1に規定する国内産業とみなされる。

4.4 3.6の規定は、この条について準用する。

第五条　調査の開始及び実施

5.1 5.6に規定する場合を除くほか、申し立てられたダンピングの存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

5.2 5.1の申請には、(a)ダンピング、(b)この協定により解釈される千九百九十四年のガット第六条に規定する損害及び(c)ダンピング輸入と申し立てられた損害との間の因果関係についての証拠を含める。関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、この5.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申請には、申請者が合理的に入手することができる次の事項に関する情報を含むものとする。

(i) 申請者の身元関係事項並びに当該申請者による同種の産品の国内生産の量及び価額に関する記述。書面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の産品の知られているすべての国内生産者（又は同種の産品の国内生産者の団体）の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生産者による同種の産品の国内生産の量及び価額を記述することによって、申請がいずれの産業のために行われているかを明らかにする。

(ii) ダンピングされていると申し立てられた産品に関する完全な記述、関係原産国又は関係輸出国の国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元関係事項及び当該産品を輸入していることが知られている者の名簿

(iii) 産品が原産国若しくは輸出国の国内市場において消費に向けて販売される価格に関する情報（又は、適当な場合には、産品が原産国若しくは輸出国から第三国に販売される価格若しくは産品の構成価額に関する情報）及び輸出価格又は、適当な場合には、産品が輸入加盟国の領域内の独立した買手に最初に販売される価格に関する情報

(iv) ダンピングされていると申し立てられた輸入の量の推移、これらの輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響及びこれらの輸入が国内産業に結果として及ぼす影響（国内産業の状態に関係を有する要因及び指標、例えば、3.2及び3.4に規定するものによって示されるもの）に関する情報

5.3 当局は、調査の開始を正当とするための十分な証拠があるかないかを決定するため、申請の際に提供された証拠の正確さ及び妥当性について検討する。

5.4 5.1の調査については、同種の産品の国内生産者が申請について表明した(注1)支持又は反対の程度の検討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によって又は国内産業のために行われている(注2)と決定しない限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産高の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の産品の総生産の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によって又は国内産業のために」行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によって生産される同種の産品の総生産の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。

注1　非常に多数の生産者から成る産業であって、その生産者が加盟国の領域内に広く分布するものについては、当局は、統計上有効な標本抽出の方法を用いて支持及び反対を決定することができる。

注2　加盟国は、特定の加盟国の領域内においては、同種の産品の国内生産者の被用者又はこれらの代表が5.1の調査のための申請を行い又は支持することができることを認識する。

5.5 当局は、調査を開始する旨の決定が行われない限り、調査の開始を求める申請書を公表しないようにする。もっとも、当局は、適切に作成された申請書を受領した後、調査を開始する前に、関係輸出加盟国の政府に通知する。

5.6 関係当局は、特別な状況において国内産業によって又は国内産業のために行われる調査の開始を求める書面による申請を受領しないで調査を開始することを決定する場合には、調査の開始を正当とする十分な証拠（5.2に規定するダンピング、損害及び因果関係についてのもの）があるときにのみ手続を進める。

5.7 ダンピング及び損害の双方についての証拠は、(a)調査を開始するかしないかを決定するに当たり同時に

考慮するものとし、(b)その後の調査の過程においても、遅くともこの協定に従って暫定措置がとられる日から、同時に考慮する。

5.8 関係当局は、ダンピング又は損害のいずれか一方についての証拠が事案に関する手続の進行を正当とするために十分でないと認める場合には、速やかに5.1の申請を却下するものとし、また、速やかに調査を取りやめる。関係当局は、ダンピングの価格差が僅少であるものと決定し、又は現実の若しくは潜在的なダンピング輸入の量若しくは損害が無視することのできるものであると決定する場合には、直ちに手続を取りやめる。ダンピングの価格差は、輸出価格に対する百分率によって表示した場合において、二パーセント未満であるときは、僅少であるものとみなす。特定の国からのダンピング輸入の量が輸入加盟国における同種の産品の輸入の量の三パーセント未満であると認められる場合には、当該ダンピング輸入の量は、通常、無視することのできるものとみなす。ただし、ダンピング輸入の量が単独では輸入加盟国における同種の産品の輸入の量の三パーセント未満である国からの輸入の量を合計した場合において、当該輸入の量の合計が輸入加盟国における同種の産品の輸入の量の七パーセントを超えるときは、この限りでない。

5.9 ダンピング防止のための手続は、通関手続を妨げるものであってはならない。

5.10 調査については、特別の場合を除くほか、その開始の後一年以内に完結させなければならず、かつ、いかなる場合においても、その開始の後十八箇月を超えてはならない。

第六条　証拠

6.1 ダンピング防止のための調査に利害関係を有するすべての者は、当局が必要とする情報について通知されるものとし、また、当該調査について関連を有すると考えるあらゆる証拠を書面により提出する機会を十分に与えられる。

6.1.1 ダンピング防止のための調査に使用される質問書を受領する輸出者又は外国の生産者は、回答のために少なくとも三十日の期間を与えられる（注）。この三十日の期間の延長に関する要請に対しては、妥当な考慮が払われるべきであり、理由が示される場合には、そのような延長は、実行可能なときはいつでも認められるべきである。

注　輸出者に与えられる期間は、原則として、質問書の受領の日から起算するものとし、このため、質問書は、回答者又は輸出加盟国の適当な外交上の代表者若しくは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、輸出を行う当該関税地域の公式の代表者に送付された日から一週間で受領されたものとみなす。

6.1.2 秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、利害関係を有する一の者が書面によって提出した証拠については、調査に参加している利害関係を有する他の者が速やかに入手することができるようにする。

6.1.3 当局は、調査が開始された場合には、5.1に規定する申請書の全文を知られている輸出者（注）及び輸出加盟国の当局に速やかに提供するものとし、また、要請があったときは、利害関係を有する他の者が当該申請書の全文を入手することができるようにする。6.5に規定する秘密の情報の保護に関する要件に対して、妥当な考慮を払う。

注　関係する輸出者の数が特に多い場合には、申請書の全文は、輸出者に代えて輸出加盟国の当局又は関係する貿易業者の団体にのみ提供されるべきであると了解する。

6.2 ダンピング防止のための調査において、利害関係を有するすべての者は、自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられる。このため、当局は、要請があったときは、利害関係を有するすべての者に対し相反する利害を有する者と会合する機会を与えることにより、対立する見解の表明及び反論の提示が行われ得るようにする。その機会を与えるに際しては、秘密保持の必要性及び利害関係を有する者の便宜を考慮しなければならない。利害関係を有するいずれの者も、会合に出席する義務を負わないものとし、また、会合に出席しないことは、その者の立場を害するものではない。利害関係を有する者は、また、正当な理由がある場合には、書面によって提供した情報以外の情報を口頭で提供する権利を有する。

6.3 6.2の規定に基づき口頭で提供された情報は、その後、書面に作成され、6.1.2に規定するところにより利害関係を有する他の者が入手することができるようにされた場合においてのみ、当局によって考慮される。

6.4 当局は、実行可能なときはいつでも、利害関係を有するすべての者に対し、それぞれの立場の主張に関係があるすべての情報であって、6.5に規定する秘密のものではなく、かつ、ダンピング防止のための調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。

6.5 いかなる情報も、その性質上（例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として）秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われる。当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない（注）。

注　加盟国は、特定の加盟国の領域において厳格な保護命令に定める条件による開示が必要となることのあることを認める。

6.5.1 当局は、秘密の情報を提供した利害関係を有する者に対し当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する。この要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるように十分詳細なものとする。例外的な場合には、当該利害関係を有する者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならない。

6.5.2　当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、情報の提供者が当該情報の公表を望まず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、その情報の正確であることが適当な者から当局に対して十分に立証されない限り、その情報を無視することができる。（注）

注　加盟国は、秘密扱いの要請を恣意的に拒否すべきでないことを合意する。

6.6　当局は、6.3に規定する場合を除くほか、利害関係を有する者が提供した情報であって、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。

6.7　当局は、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため、必要に応じ、他の加盟国の領域において調査を行うことができる。ただし、当局が関係企業の同意を得ること及び当該他の加盟国の政府の代表者に当局がその旨を通知し、かつ、当該他の加盟国が調査に反対しないことを条件とする。他の加盟国の領域において行う調査については、附属書Ⅰに定める手続を適用する。秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に関係する企業がその結果を入手することができるようにするか又は6.9の規定に従ってこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようにすることができる。

6.8　利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて仮の又は最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）を行うことができる。この6.8の規定の適用に当たっては、附属書Ⅱの規定を遵守する。

6.9　当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとらないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

6.10　当局は、原則として、個々の知られている輸出者又は関係する生産者について、調査の対象となる産品のダンピングの価格差を個別に決定する。関係する輸出者、生産者、輸入者又は産品の種類がその決定を行うことが実行可能でないほど多い場合には、当局は、その検討の対象を合理的な数の利害関係を有する者若しくは産品に制限し（その制限を行うに当たっては、標本抽出の際に当局が利用することができる情報に基づいて統計上有効な標本を使用する。）、又は関係国からの輸出の量のうち合理的に調査することができる範囲で最大の量に制限することができる。

6.10.1　この6.10の規定に基づいて輸出者、生産者、輸入者又は産品の種類の標本抽出を行う場合には、関係する輸出者、生産者又は輸入者と協議し、かつ、これらの者の同意を得て行うことが望ましい。

6.10.2　当局は、この6.10の規定に基づいて検討の対象を制限する場合においても、標本として当初抽出されなかった輸出者又は生産者であって、必要な情報を調査の過程において検討のための期限内に提供するものについては、ダンピングの価格差を個別に決定する。ただし、ダンピングの価格差を個別に検討することが、当該当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど輸出者又は生産者の数が多い場合は、この限りでない。自発的な対応は、妨げられてはならない。

6.11　この協定の適用上、「利害関係を有する者」には、次のものを含む。

(i)　調査の対象となる産品の輸出者、外国の生産者、輸入者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であって、その構成員の過半数が当該産品の生産者、輸出者若しくは輸入者であるもの

(ii)　輸出加盟国の政府

(iii)　輸入加盟国における同種の産品の生産者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であって、その構成員の過半数が輸入加盟国の領域において同種の産品を生産しているもの

(i)から(iii)までの規定は、加盟国がこれらの規定に規定する国内又は外国の関係者以外のものを利害関係を有する者に含めることを妨げるものではない。

6.12　当局は、調査の対象となる産品の産業上の使用者及び、調査の対象となる産品が一般に小売段階で販売されている場合には、代表的な消費者団体に対し、ダンピング、損害及び因果関係に係る調査に関連する情報を提供する機会を与える。

6.13　当局は、利害関係を有する者（特に小規模な会社）が要請された情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、また、実行可能な援助を行う。

6.14　6.1から6.13までに定める手続は、加盟国の当局が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び仮の若しくは最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）についての手続の迅速な進行又は暫定措置若しくは最終的な措置の適用を妨げることを目的とするものではない。

第七条　暫定措置

7.1　暫定措置は、次の(i)から(iii)までに定める条件が満たされた場合においてのみ、とることができる。

(i)　第五条の規定に従って調査が開始され、その旨について公告され、並びに利害関係を有する者が情報を提供し及び意見を表明するための十分な機会が与えられること。

(ii)　ダンピング及びその結果生ずる国内産業に対する損害について肯定的な仮の決定が行われること。

(iii)　損害が調査中に生ずることを防止するために暫定措置が必要であると関係当局が認めること。

7.2　暫定措置は、暫定的な税又は、一層望ましいものとしては、現金の供託による若しくは債券等による保証の形式をとることができるものとし、税又は保証の額は、暫定的に算定されたダンピングの価格差を超えない範囲で暫定的に算定されたダンピング防止税の額に等しいものとする。評価差止めは、通常の関税及び算定されたダンピング防止税の額が示され、かつ、他の暫定措置と同一の条件に従う限り、妥当な暫

定措置である。

7.3 暫定措置は、調査の開始の日から六十日が経過するまでは、とってはならない。

7.4 暫定措置の適用は、できる限り短い期間に限るものとし、その期間は、四箇月又は、関係する貿易の著しい割合を占める輸出者からの要請により関係当局が決定する場合であっても、六箇月を超えるものであってはならない。当局が、調査の過程において、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税が損害を除去するために十分であるかないかを検討する場合には、これらの期間については、それぞれ六箇月及び九箇月とすることができる。

7.5 暫定措置の適用に当たっては、第九条の関連規定を準用する。

第八条　価格に関する約束

8.1 当局は、ダンピングの与える損害が除去されると認める価格の修正又は関係地域に対するダンピング価格による輸出の停止についての満足すべき自発的な約束を輸出者がした場合には、暫定措置をとらず又はダンピング防止税を課することなく、手続を停止し又は取りやめることができる(注)。約束に基づく価格の引上げは、ダンピングの価格差を無くすために必要な範囲を超えるものであってはならない。ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額の価格の引上げが国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、当該価格の引上げの額は、その少ない額であることが望ましい。

注　「手続を停止し又は取りやめることができる」とは、8.4に規定する場合を除くほか、価格に関する約束の実施と併せて手続を継続することを許すものと解してはならない。

8.2 輸入加盟国の当局は、ダンピング及びダンピングによって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行わない限り、輸出者に対し価格に関する約束を求め又は認めてはならない。

8.3 当局が、現実の又は潜在的な輸出者が極めて多数であることその他の理由（一般的な政策上の理由を含む。）により、約束を認めることが実際的でないとする場合には、申出のあった約束を認める必要はない。この場合において、当局は、実行可能なときは、約束を認めることが適当でないとするに至った理由を輸出者に提示するものとし、また、可能な限り、輸出者に対しその点について意見を表明する機会を与える。

8.4 約束を認めた場合であっても、輸出者が希望し又は当局が決定するときは、ダンピング及び損害の調査は、完結させる。この場合において、ダンピング又は損害について否定的な決定が行われたときは、約束は、自動的に消滅する。ただし、その決定が主として価格に関する約束の存在によるものである場合は、この限りでなく、その場合には、当局は、この協定に合致する妥当な期間その約束を維持することを要求することができる。ダンピング及び損害について肯定的な決定が行われた場合には、約束は、その条件及びこの協定に従って存続する。

8.5 輸入加盟国の当局は、価格に関する約束を勧奨することができる。もっとも、いかなる輸出者も約束をすることを強制されない。輸出者が約束を申し出ず又は約束を申し出るようにとの勧奨を受け入れないことは、事案を検討する上でいかなる影響も及ぼすものではない。もっとも、当局は、ダンピング輸入が引き続き行われる場合に損害のおそれが現実のものとなる可能性が大きくなると判断することができる。

8.6 輸入加盟国の当局は、約束が認められた輸出者に対し、約束の履行に関連する情報を定期的に提供すること及び当局が関連資料の確認を行うことを認めることを要求することができる。約束の違反があった場合には、輸入加盟国の当局は、この協定に従って迅速な措置（入手可能な最善の情報を用いて暫定措置を直ちにとることを含む。）をとることができる。この場合には、暫定措置がとられた日前九十日を超えない日以後消費のために輸入された産品につき、この協定に従って確定的な税を課することができる。ただし、約束の違反があった日前に輸入された産品については、遡及して課してはならない。

第九条　ダンピング防止税の賦課及び徴収

9.1 ダンピング防止税を課するためのすべての要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか又は当該相当する額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われる。ダンピング防止税の賦課は、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、また、ダンピングの価格差に相当する額よりも少ない額のダンピング防止税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、ダンピング防止税の額は、その少ない額であることが望ましい。

9.2 いずれかの産品についてダンピング防止税を課する場合には、ダンピング防止税については、ダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定された産品の輸入（すべての輸入源からの輸入。ただし、この協定に定める条件による価格に関する約束が認められた輸入源からの輸入を除く。）につき、それぞれの場合において適正な額を無差別に徴収する。当局は、当該産品の供給者を特定する。もっとも、同一の国の複数の供給者が関係している場合において、これらのすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を特定することができる。当局は、二以上の国の複数の供給者が関係している場合には、関係しているすべての供給者を特定し又は、これが実行可能でないときは、関係しているすべての国を特定することができる。

9.3 ダンピング防止税の額は、第二条の規定に基づいて定められるダンピングの価格差に相当する額を超えるものであってはならない。

9.3.1 ダンピング防止税の額を遡及して確定する場合には、ダンピング防止税の最終的な支払額についての決定は、ダンピング防止税の額の最終的な確定についての要請が行われた日の後、できる限り速やかに、通常、十二箇月以内に行われるものとし、いかなる場合においても十八箇月を超えて行われてはならない(注)。いかなる遡付についても、迅速にかつ通常、この9.3.1の規定に基づいて行われた最終的な支払額の

決定の後九十日以内に行う。当局は、九十日以内に還付を行わない場合において、要請があったときはいつでも説明を行う。

注　関係する産品が司法上の審査手続の対象となる場合には、この9.3.1及び9.3.2に規定する期限を遵守することができないことがあると了解する。

9.3.2　ダンピング防止税の額を予測して確定する場合には、ダンピングの価格差に相当する額を超えて支払われた税額を要請に応じて迅速に還付するための措置をとる。実際のダンピングの価格差に相当する額を超えて支払われた税額の還付についての決定は、ダンピング防止税の対象となる産品の輸入者が証拠によって正当に裏付けられた還付の要請を行った日の後、通常、十二箇月以内に行われるものとし、いかなる場合においても十八箇月を超えて行われてはならない。認められた還付については、通常、決定の日から九十日以内に行うべきである。

9.3.3　当局は、2.3の規定に従って輸出価格を決定した場合に還付を行うべきか行うべきでないか及びどの程度行うべきかを決定するに当たっては、正常の価額の変化、輸入から販売までの間の費用の変化及び輸入された産品が独立した買手に最初に販売される価格の変動であってその後の取引における販売価格に正当に反映されるものを考慮すべきであり、かつ、これらの変化及び変動についての明確な証拠が提出される場合には、支払われたダンピング防止税の額を控除することなく輸出価格を計算すべきである。

9.4　当局が6.10の後段の規定に基づいて検討の対象を制限した場合には、当該検討の対象に含まれなかった輸出者又は生産者からの輸入に課するダンピング防止税の額は、次のものを超えてはならない。

(i)　標本抽出された輸出者又は生産者について加重平均によって定められたダンピングの価格差

(ii)　ダンピング防止税の支払額を予測される正常の価額に基づいて計算する場合には、標本抽出された輸出者又は生産者について加重平均によって定められた正常の価額と個別には検討されなかった輸出者又は生産者の輸出価格との差額

この9.4の規定の適用上、当局は、零及び僅少であるダンピングの価格差並びに6.8に規定する状況の下で定められたダンピングの価格差を考慮しないものとする。当局は、検討の対象に含まれなかった輸出者又は生産者であって、6.10.2の規定により調査の過程において必要な情報を提供したものからの輸入については、個別に税額を決定し、又は個別に正常の価額を適用する。

9.5　産品が輸入加盟国においてダンピング防止税の対象となる場合には、当局は、関係輸出国の輸出者又は生産者であって、調査の対象となった期間中に当該輸入加盟国に当該産品を輸出しなかったものについて、ダンピングの価格差を個別に決定するための検討を速やかに行う。ただし、当該輸出者又は生産者が、当該輸出国の輸出者又は生産者であって当該産品に関してダンピング防止税の対象となるもののいずれとも関係を有していないことを示すことができることを条件とする。この検討については、輸入加盟国における通常の税の確定及び見直しの手続に比べて迅速に開始し及び行う。この検討を行っている間は、そのような輸出者又は生産者からの輸入について、いかなるダンピング防止税も課してはならない。もっとも、当局は、この検討の結果として当該輸出者又は生産者に関してダンピングについて決定する場合に当該検討の開始の日に遡及してダンピング防止税を課することができることを確保するため、評価差止め又は保証の要求を行うことができる。

第十条　遡及

10.1　暫定措置又はダンピング防止税は、それぞれ7.1又は9.1の規定に基づいて行われた決定が効力を生じた後に消費のために輸入される産品についてのみ課する。ただし、この条に規定する例外が適用される場合は、この限りでない。

10.2　損害の最終的な決定（損害のおそれ及び産業の確立の実質的な遅延に係るものを除く。）が行われる場合又は、損害のおそれの最終的な決定の場合であって暫定措置がとられなかったとしたならばダンピング輸入の及ぼした影響により損害の決定が行われたであろうと認められるときは、暫定措置がとられていた期間についてダンピング防止税を遡及して課することができる。

10.3　確定的なダンピング防止税の額が支払われた若しくは支払われるべき暫定的な税の額又は保証のために算定された額を上回る場合には、その差額は、徴収してはならない。確定的なダンピング防止税の額が支払われた若しくは支払われるべき暫定的な税の額又は保証のために算定された額を下回る場合には、その差額を還付し又はダンピング防止税の額を再算定する。

10.4　10.2の場合を除くほか、損害のおそれ又は産業の確立の実質的な遅延の決定が行われる場合において、損害がまだ生じていないときは、確定的なダンピング防止税は、損害のおそれ又は産業の確立の実質的な遅延の決定が行われた日からのみ課することができる。この場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

10.5　最終的な決定が否定的である場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

10.6　当局は、ダンピングされた産品について、(i)損害を与えたダンピングの事実が過去に存在し、又は輸出者がダンピングを行っていること及びそのダンピングが損害を与えることを輸入者が知っていたか若しくは知っていたはずであり、かつ、(ii)比較的短期間における産品の大量のダンピング輸入によって当該損害が生じており、当該ダンピング輸入が、その時期及び量その他の状況（輸入産品の在庫の急速な積み増し等）に照らして、適用されるべき確定的なダンピング防止税の救済効果を著しく損なうおそれがあると決定する場合には、暫定措置がとられた日前九十日を超えない日以後消費のために輸入された産品について確定的なダンピング防止税を課することができる。ただし、関係する輸入者が意見を表明する機会を与え

られていることを条件とする。

10.7 当局は、調査の開始の後、10.6に定める条件が満たされていることについて十分な証拠を有している場合には、10.6に定めるところによりダンピング防止税を遡及して徴収するために必要な評価差止め等の措置をとることができる。

10.8 調査の開始の日前に消費のために輸入された産品については、いかなる税も、10.6の規定により遡及して課してはならない。

第十一条　ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し

11.1 ダンピング防止税は、損害を与えているダンピングに対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する。

11.2 当局は、ダンピング防止税の賦課を継続することの必要性につき、正当な理由がある場合には、自己の発意に基づいて又は、確定的なダンピング防止税の賦課の日から合理的な期間が経過しているときは、見直しの必要性を裏付ける実証的な情報を提供する利害関係を有する者の要請に基づいて、見直しを行う(注)。利害関係を有する者は、ダンピング防止税の賦課を継続することがダンピングを相殺するために必要であるかないか若しくはダンピング防止税が撤廃され若しくはその額が変更された場合に損害が存続し若しくは再発する可能性があるかないか又はこれらの双方について検討することを当局に要請する権利を有する。当局は、この11.2の規定に基づく見直しの結果、ダンピング防止税を維持する正当な理由がないと決定する場合には、直ちにダンピング防止税を撤廃する。

注　9.3に規定するダンピング防止税の最終的な支払額の決定は、この条に規定する見直しを意味するものではない。

11.3 11.1及び11.2の規定にかかわらず、いかなる確定的なダンピング防止税も、その賦課の日、11.2の規定に基づく最新の見直しの日（ただし、当該見直しがダンピング及び損害の双方を対象としていた場合に限る。）又はこの11.3の規定に基づく最新の見直しの日から五年以内に撤廃する。ただし、当局が、自己の発意に基づいて又はその撤廃の日に先立つ合理的な期間内に国内産業のために行われた正当に裏付けられた要請に基づいて当該撤廃の日前に開始した見直しにおいて、ダンピング防止税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があると決定する場合は、この限りでない(注)。ダンピング防止税は、この見直しの結果が出るまでの間、効力を有するものとすることができる。

注　ダンピング防止税の額を遡及して確定する場合には、9.3.1に定める最新の確定のための手続においてダンピング防止税を課さないと認定することは、それ自体、当局に対して確定的なダンピング防止税の撤廃を求めるものではない。

11.4 証拠及び手続に関する第六条の規定は、この条の規定に基づいて行われる見直しについて準用する。この見直しは、迅速に行うものとし、通常、この見直しの開始の日から十二箇月以内に完結させる。

11.5 この条の規定は、第八条の規定に基づいて認められた価格に関する約束について準用する。

第十二条　公告及び決定の説明

12.1 当局は、第五条の規定に基づいてダンピング防止のための調査を開始することを正当とするために十分な証拠があると認める場合には、自国の産品が当該調査の対象となる加盟国及び調査当局に知られている利害関係を有するその他の者にその旨を通知するものとし、また、その旨を公告する。

12.1.1 調査の開始についての公告は、次の事項に関する適切な情報を含むものとするか、又は公告とは別の報告書(注)によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。

注　当局は、この条に規定する情報及び説明を別の報告書によって提供する場合には、公衆が当該報告書を容易に入手することができることを確保する。

(i) 輸出国の国名及び関係する産品

(ii) 調査の開始の日

(iii) 申請者におけるダンピングの申立ての根拠

(iv) 損害の申立ての根拠となる要因の要約

(v) 利害関係を有する者による意見の提出先

(vi) 利害関係を有する者が意見を表明することができる期限

12.2 仮の又は最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）、第八条の規定に基づき約束を認めるための決定、その約束の終了及び確定的なダンピング防止税の撤廃は、公告する。この公告は、事実及び法令に係る問題であって調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行う。この公告及び別の報告書はすべて、自国の産品が決定又は約束の対象となる加盟国及び知られている利害関係を有するその他の者に送付されるものとする。

12.2.1 暫定措置の適用についての公告は、ダンピング及び損害に関する仮の決定について十分詳細な説明を記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行うものとし、また、提示された論証の採用又は却下をもたらした事実及び法令に係る事項について言及する。この公告又は別の報告書には、秘密の情報の保護に関する要件に妥当な考慮を払いつつ、特に、次のものを含む。

(i) 供給者の氏名又は、これが実行可能でない場合には、関係供給国の国名

(ii) 通関上十分に明確な産品に関する記述

(iii) 定められたダンピングの価格差並びに第二条の規定に基づく輸出価格及び正常の価額の決定並びにこれらの比較に用いた方法について当該方法を用いた十分な説明

(iv) 第三条に規定する損害の決定に関連して行った検討

(v) 決定に至った主な理由

12.2.2 確定的な税の賦課又は価格に関する約束の承認について肯定的な決定が行われた場合には、調査の完結又は停止についての公告は、秘密の情報の保護に関する要件に十分な考慮を払いつつ、最終的な措置の適用又は価格に関する約束の承認をもたらした事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報を含むものとするか、又は別の報告書によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。この公告又は別の報告書には、特に、12.2.1に規定する情報、輸出者及び輸入者が提示した関連する論証又は主張を採用し又は却下した理由並びに6.10.2の規定に基づいて行った決定の根拠を含む。

12.2.3 第八条の規定に基づいて約束を認めた後に行う調査の完結又は停止についての公告は、その約束のうちの秘密でない部分を含むものとするか、又は別の報告書によって当該部分を入手することができるようにして行う。

12.3 この条の規定は、前条の規定に基づく見直しの開始及び完結並びに第十条に規定するダンピング防止税を遡及して課するための決定について準用する。

第十三条　司法上の審査

加盟国は、自国の法令にダンピング防止措置に関する規定を有する場合には、特に、最終的な決定及び第十一条に規定する決定の見直しに関する行政上の措置を速やかに審査するため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、当該最終的な決定又は見直しについて責任を有する当局から独立したものとする。

第十四条　第三国のためのダンピング防止措置

14.1 第三国のためのダンピング防止措置の申請は、その措置を求める当該第三国の当局が行う。

14.2 14.1の申請は、輸入産品がダンピングされていることを示す価格についての情報及び申し立てられたダンピングが第三国の関係国内産業に損害を与えていることを示す詳細な情報によって裏付けられるものとする。当該第三国の政府は、輸入国の当局が必要とする追加の情報を入手することができるように、その当局にあらゆる援助を与える。

14.3 輸入国の当局は、14.1の申請を検討するに当たり、申し立てられたダンピングが第三国の関係国内産業全体に及ぼす影響を考慮する。すなわち、損害については、申し立てられたダンピングが当該関係国内産業の当該輸入国向けの輸出に及ぼす影響との関連のみにおいて評価してはならず、また、そのダンピングが当該関係国内産業の輸出全体に及ぼす影響との関連のみにおいても評価してはならない。

14.4 事案について手続を進めるか進めないかの決定については、輸入国が行う。輸入国が措置をとる用意があると決定する場合には、その措置について物品の貿易に関する理事会の承認を求めるための同理事会に対する申請については、当該輸入国が行う。

第十五条　開発途上加盟国

先進加盟国は、この協定に基づいてダンピング防止措置をとることを検討する場合には、開発途上加盟国の特別な事情を特に考慮しなければならないことを認める。ダンピング防止税の賦課が開発途上加盟国の重大な利益に影響を及ぼすものである場合には、その賦課に先立ち、この協定に定める建設的な救済措置をとる可能性について検討する。

第二部

第十六条　ダンピング防止措置に関する委員会

16.1 この協定により、各加盟国の代表で構成するダンピング防止措置に関する委員会（この協定において「委員会」という。）を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも年二回会合するほか、この協定の関連規定の定めるところによりいずれかの加盟国の要請に基づき会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

16.2 委員会は、適当な場合には、補助機関を設置することができる。

16.3 委員会及び補助機関は、その任務を遂行するため、適当と認めるいかなる者とも協議し及びこれらの者から情報を求めることができる。もっとも、委員会又は補助機関は、いずれかの加盟国の管轄内にある者から情報を求めるのに先立ち、当該加盟国にその旨を通知するものとし、当該加盟国及び協議を受ける企業の同意を得る。

16.4 加盟国は、ダンピング防止のためにとられたすべての仮の又は最終的な措置を遅滞なく委員会に報告する。その報告は、事務局において、他の加盟国による閲覧に供する。加盟国は、また、半年ごとに、直前の六箇月の期間にとられたすべてのダンピング防止措置に関する報告を提出する。その半年ごとの報告については、合意された標準的な様式で提出する。

16.5 各加盟国は、委員会に対し、(a)第五条に規定する調査を開始し及び実施する権限を有する当局並びに(b)この調査の開始及び実施を規律する国内手続について通報する。

第十七条　協議及び紛争解決

17.1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に係る協議及び紛争解決には、紛争解決了解を適用する。

17.2 各加盟国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関し他の加盟国がした申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議のための機会を十分に与える。

17.3 加盟国は、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が他の加盟国によって無効にされ若しくは侵害されており又はこの協定の目的の達成が他の加盟国によって妨げられていると認める場合

には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、当該他の加盟国に対し書面により協議を要請することができる。各加盟国は、協議の要請に対し好意的な考慮を払う。

17.4　協議を要請した加盟国が17.3の規定に基づく協議において合意による解決が得られなかったとし、かつ、輸入加盟国の行政当局が最終的な措置として確定的なダンピング防止税を課し又は価格に関する約束を認めた場合には、当該協議を要請した加盟国は、問題を紛争解決機関に付託することができる。協議を要請した加盟国は、また、暫定措置が著しい影響を及ぼしている場合において、当該暫定措置が7.1の規定に反してとられたとするときは、問題を同機関に付託することができる。

17.5　紛争解決機関は、申立てをした国の要請により、次の陳述書等に基づいて問題を検討するため、小委員会を設置する。

(i)　要請を行う加盟国の陳述書であって、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益がいかに無効にされ若しくは侵害されているかを示し又はこの協定の目的の達成が妨げられていることを示すもの

(ii)　輸入加盟国の当局が適当な国内手続に従って入手した事実

17.6　17.5の問題を検討する場合には、次のとおりとする。

(i)　小委員会は、問題に関する事実の評価に当たっては、当局による事実の認定が適切であったかなかったか及び当局による事実の評価が公平かつ客観的であったかなかったかについて決定する。当局による事実の認定が適切であり、かつ、当局の評価が公平かつ客観的であった場合には、小委員会が異なった結論に達したときも、当該当局の評価が優先する。

(ii)　小委員会は、この協定の関連規定を解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容し得る解釈を容認していると判断する場合において、当局の措置がこれらの許容し得る解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める。

17.7　小委員会に提供された秘密の情報については、当該情報を提供した者、団体又は当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。秘密の情報の開示が小委員会に対して要求された場合において、小委員会による当該情報の開示が認められないときは、当該情報の秘密でない要約であって当該情報を提供した者、団体又は当局により開示が認められたものが提供される。

第三部

第十八条　最終規定

18.1　他の加盟国からのダンピング輸出に対するいかなる措置も、この協定により解釈される千九百九十四年のガットの規定による場合を除くほか、とることができない。（注）

注　この18.1の規定は、適当な場合には千九百九十四年のガットの他の関連規定による措置をとることを妨げるものではない。

18.2　この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

18.3　次の18.3.1及び18.3.2の規定に従い、この協定は、調査及び既存の措置の見直しであって、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する。

18.3.1　9.3に定める遡付の手続におけるダンピングの価格差の算定については、最新のダンピングの決定又は見直しに用いた方式を適用する。

18.3.2　既存のダンピング防止措置に11.3の規定を適用するに当たっては、当該措置は、遅くとも各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日にとられたものとみなす。ただし、同日に効力を有する加盟国の法令が既に11.3に規定する条項と同様のものを有する場合を除く。

18.4　各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続を当該加盟国について適用されるこの協定に適合したものとすることを確保するため、すべての必要な一般的又は個別的な措置をとる。

18.5　各加盟国は、この協定に関連を有する法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

18.6　委員会は、この協定の目的を考慮して、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となった期間における状況について毎年物品の貿易に関する理事会に報告する。

18.7　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書Ⅰ　6.7の規定に基づく現地調査に関する手続

1　調査の開始に当たっては、現地調査の実施に関する意図を輸出加盟国の当局及び関係があると知られている企業に通知すべきである。

2　例外的な状況において調査団に政府の職員ではない専門家を含めようとする場合には、企業及び輸出加盟国の当局にその旨を通知すべきである。その専門家は、秘密の取扱いに係る要件に違反した場合には、効果的な制裁の対象とされるべきである。

3　訪問調査を最終的に計画する前に輸出加盟国における関係企業の明示の同意を得ることを標準的な慣行とすべきである。

4　調査当局は、関係企業の同意を得たときは、速やかに、訪問調査を受ける企業の名称及び所在地並びに合意された訪問調査の日を輸出加盟国の当局に通知すべきである。

5　訪問調査を行う前に、関係企業に対し十分前もって通知すべきである。

6　質問書について説明するための訪問調査は、輸出企業の要請に基づいてのみ行うべきである。当該訪問調査は、(a)輸入加盟国の当局が関係加盟国の代表者にその旨を通知し、かつ、(b)その代表者が訪問調査に反対しない場合にのみ行うことができる。

7　現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみ、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出加盟国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。

8　輸出加盟国の当局又は企業が行った照会又は質問であって現地調査の成功に不可欠なものについては、可能なときはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである。

附属書Ⅱ　6.8に規定する入手可能な最善の情報

1　調査当局は、調査の開始の後できる限り速やかに、利害関係を有する者から入手することを要する情報の詳細及び利害関係を有する者がその回答において当該情報を記載する際に従うべき方法の詳細を特定すべきである。調査当局は、また、情報が妥当な期間内に提供されない場合には、調査当局が知ることができた事実（調査の開始を求める国内産業の申請書に記載された事実を含む。）に基づいて決定を行うことができる旨を当該利害関係を有する者が認識することを確保すべきである。

2　調査当局は、また、利害関係を有する者がその回答を特定の媒体（例えば、コンピュータ用磁気テープ）又はプログラム言語を使用して行うことを要請することができる。調査当局は、その要請を行う場合には、特定された媒体又はプログラム言語によって当該利害関係を有する者が回答するための妥当な能力を有しているかいないかを考慮すべきであり、また、当該利害関係を有する者に対し、当該利害関係を有する者が使用しているコンピュータシステム以外のコンピュータシステムを回答のために使用することを要請すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用しておらず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を行うことが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらす場合（例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴う場合）には、コンピュータを使用した回答に関する要請に固執すべきではない。調査当局は、利害関係を有する者がその会計の処理に当たってコンピュータを使用しているか否かを問わず、かつ、調査当局の要請に応じた回答を提供することが利害関係を有する者に不合理な追加の負担をもたらす場合（例えば、不合理な追加の費用及び困難を伴うとき）は、当該特定の媒体又はプログラム言語を使用した回答に関する要請に固執すべきではない。

3　調査当局に提供された情報であって、確認が可能であり、適時に提供され、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供され、かつ、場合により、調査当局が要請した媒体又はプログラム言語によって提供されたすべての情報は、決定を行う際に考慮すべきである。調査当局が特定した媒体又はプログラム言語によって利害関係を有する者が回答しない場合であっても、2に定める要件が満たされていると調査当局が認めるときは、当該特定の媒体又はプログラム言語によって回答しないことが調査を著しく妨げているとみなすべきではない。

4　調査当局が特定の媒体（例えば、コンピュータ用磁気テープ）を使用して提供される情報を処理する能力を有しない場合には、情報は、書面の形式その他調査当局が受け入れることができる形式で提供されるべきである。

5　提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係を有する者が最善を尽くしたときは、調査当局が当該情報を無視することは、正当とされるべきではない。

6　証拠又は情報を採用しない場合には、当該証拠又は情報を提供した利害関係を有する者にその理由を直ちに通知すべきであり、また、調査の期限について妥当な考慮を払いつつ、合理的な期間内に更に説明を行う機会を当該利害関係を有する者に与えるべきである。調査当局は、その説明に満足しない場合には、公表する決定において、当該証拠又は情報を採用しない理由を示すべきである。

7　調査当局は、二次的な情報源からの情報（調査の開始を求める申請において提供されたものを含む。）に基づいて認定（正常の価額に関するものを含む。）を行う場合には、特に慎重に行うべきである。この場合において、調査当局は、当該情報を、実行可能なときは、他の独立した情報源からの情報であって利用することができるもの（例えば、公表された価格表、公的な輸入統計及び関税統計）及び調査中に利害関係を有する他の者から入手した情報に照らして確認すべきである。もっとも、利害関係を有する者が協力しないために調査当局が関連情報を入手することができない場合には、この状態が当該利害関係を有する者が協力した場合よりも当該利害関係を有する者にとって不利な結果をもたらすことは、明らかである。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定

序説

1　この協定の下における課税価額の決定のための主たる基礎は、第一条に定める「取引価額」である。第

一条は、関税上の価額の一部を構成すると認められる特定の要素が買手により負担される場合であって、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に当該特定の要素が含まれていないときの調整について特に規定する第八条と併せて解釈される。第八条は、また、金銭の形態ではなく特定の物品又は役務の形態で買手から売手に提供されるものの価額を取引価額に含めることについて定めている。第二条から第七条までの規定は、第一条の規定により課税価額を決定することができない場合におけるその決定方法について定めている。

2　第一条の規定により課税価額を決定することができない場合には、通常、第二条又は第三条の規定に基づき課税価額の基礎について合意に達することを目的として、関税当局と輸入者との間で協議が行われるべきである。例えば、輸入貨物について、関税当局が輸入港で直ちに入手し得ない同種貨物又は類似貨物の課税価額に関する情報を輸入者が有しており、他方、輸入者が容易に入手し得ない同種貨物又は類似貨物の課税価額に関する情報を関税当局が有していることがあり得る。関税当局と輸入者との間の協議は、関税上の価額の適切な基礎を決定するための情報の交換（商業上の秘密を害するものではない。）を可能にする。

3　第五条及び第六条は、輸入貨物、同種貨物又は類似貨物の取引価額に基づいて課税価額を決定することができない場合において、当該課税価額を決定するための二の基礎について定めている。第五条1の規定による課税価額の決定は、貨物が、輸入国において輸入された時の状態で特殊の関係にない買手に販売されたときの価格に基づいて行う。輸入者は、輸入後新たな加工を施される貨物について、自ら要請する場合には、第五条の規定に基づいて評価を受ける権利を有する。第六条の規定による課税価額の決定は、積算価額に基づいて行う。これらの二の方法はいずれもある種の困難を有しているので、輸入者は、第四条の規定によりこれらの二の方法の適用の順序を選択する権利を与えられる。

4　第七条は、第一条から第六条までのいずれの規定によっても課税価額を決定することができない場合における課税価額の決定方法について定めている。

加盟国は、

多角的貿易交渉に考慮を払い、

千九百九十四年のガットの目的を達成すること及び開発途上国の国際貿易上の一層の利益を確保することを希望し、

千九百九十四年のガット第七条の規定の重要性を認め、また、その実施に一層の画一性及び確実性を与えるように、同条の規定の適用のための規則を詳細に定めることを希望し、

貨物についての公正、画一的かつ公平な関税評価のための制度であって恣意的な又は架空の課税価額が用いられないようにする制度の必要性を認め、

貨物の関税評価の基礎として、可能な限り、貨物の取引価額が用いられるべきであることを認め、

課税価額が商慣行に適合する簡明かつ衡平な規準を基礎として決定されるべきであること及び関税評価手続が供給源による区別なしに一般的に適用されるべきものであることを認め、

関税評価手続がダンピングに対抗するために用いられるべきでないことを認めて、

ここに、次のとおり協定する。

第一部　関税評価に関する規則

第一条

1　輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の取引価額、すなわち、貨物が輸入国への輸出のために販売された場合に現実に支払われた又は支払われるべき価格に第八条の規定による調整を加えた額とする。ただし、次のことを条件とする。

(a)　買手による輸入貨物の処分又は使用につき、次の制限以外の制限がないこと。

(i)　法令又は当局により輸入国において課され又は要求される制限

(ii)　輸入貨物の再販売が認められる地域についての制限

(iii)　輸入貨物の価格に実質的な影響を与えない制限

(b)　輸入貨物の販売又は価格に関して輸入貨物の課税価額の決定を不可能とする条件が付されていないこと。

(c)　買手による輸入貨物の再販売、処分又は使用により得られる収益のいかなる部分も、直接的であるか間接的であるかを問わず、売手に帰属しないこと（第八条の規定により適切に調整を加えることができる場合を除く。）。

(d)　売手と買手とが特殊の関係にないこと又は、売手と買手とが特殊の関係にある場合には、輸入貨物の取引価額が2の規定により関税評価上受諾可能なものであること。

2(a)　輸入貨物の取引価額が1の規定の適用上受諾可能なものであるかないかを決定するに当たっては、売手と買手とが第十五条に定める特殊の関係にあるとの事実のみによって、当該取引価額を受諾できないものとみなしてはならない。そのような事実がある場合には、輸出のための販売に係る状況について検討が行われるものとし、その特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしていない場合には、当該取引価額が受諾される。関税当局は、輸入者によって提供される情報に照らし又は他の方法により、当該特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしているとの心証を得た場合には、その理由を輸入者に通知するものとし、また、輸入者は、通知について意見を述べるための適当な機会が与えられる。輸入者が要請する場合には、理由の通知は、書面で行う。

(b)　特殊の関係にある者の間で輸出のための販売が行われた場合において、輸入貨物の取引価額が次の価

額（当該輸入貨物の輸出と同時又はほぼ同時に輸出された貨物であって評価がされたものの価額に限る。）のいずれかに近似していることを輸入者が立証したときは、輸入貨物の取引価額が受諾されるものとし、1の規定により輸入貨物の評価がされる。

(i) 輸入貨物の輸入国への輸出のために同種貨物又は類似貨物が特殊の関係にない買手に販売された場合におけるこれらの取引価額

(ii) 第五条の規定により決定された同種貨物又は類似貨物の課税価額

(iii) 第六条の規定により決定された同種貨物又は類似貨物の課税価額

この検証を行うに当たっては、取引段階、取引数量及び第八条に規定する要素のほか、特殊の関係にある売手と買手との間の販売にあっては売手により負担されないが、特殊の関係にない売手と買手との間の販売にあっては売手により負担される費用に関する立証された差異に妥当な考慮を払う。

(c) (b)に規定する検証は、輸入者の申出により、価額の比較のためにのみ行われるべきものであって、検証価額を課税価額としてはならない。

第二条

1(a) 前条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の輸入国への輸出のために販売され、かつ、当該輸入貨物の輸出と同時又はほぼ同時に輸出された同種貨物の取引価額とする。

(b) この条の規定の適用に当たっては、輸入貨物の取引段階と同一の取引段階において、かつ、輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸出のために販売された同種貨物の取引価額を用いて課税価額を決定する。そのような販売がない場合には、輸入貨物の取引段階と異なる取引段階において及び（又は）輸入貨物の取引数量と異なる取引数量により輸出のために販売された同種貨物の取引価額に取引段階及び（又は）取引数量の差異を考慮に入れて調整を加えた額を用いて課税価額を決定する。ただし、この調整は、適切かつ正確であることを明らかに示す証拠に基づいて行うことができる場合に限るものとし、調整により取引価額が引き上げられることになるか引き下げられることになるかを問わない。

2 第八条2に規定する費用が輸入貨物及び同種貨物の取引価額に含まれている場合において、輸送距離及び輸送形態の差異により当該費用につき相当の差異があるときは、当該差異を考慮に入れて調整を行う。

3 この条の規定の適用に当たり、同種貨物の取引価額が二以上ある場合には、最小の取引価額を用いて輸入貨物の課税価額を決定する。

第三条

1(a) 前二条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の輸入国への輸出のために販売され、かつ、当該輸入貨物の輸出と同時又はほぼ同時に輸出された類似貨物の取引価額とする。

(b) この条の規定の適用に当たっては、輸入貨物の取引段階と同一の取引段階において、かつ、輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸出のために販売された類似貨物の取引価額を用いて課税価額を決定する。そのような販売がない場合には、輸入貨物の取引段階と異なる取引段階において及び（又は）輸入貨物の取引数量と異なる取引数量により輸出のために販売された類似貨物の取引価額に取引段階及び（又は）取引数量の差異を考慮に入れて調整を加えた額を用いて課税価額を決定する。ただし、この調整は、適切かつ正確であることを明らかに示す証拠に基づいて行うことができる場合に限るものとし、調整により取引価額が引き上げられることになるか引き下げられることになるかを問わない。

2 第八条2に規定する費用が輸入貨物及び類似貨物の取引価額に含まれている場合において、輸送距離及び輸送形態の差異により当該費用につき相当の差異があるときは、当該差異を考慮に入れて調整を行う。

3 この条の規定の適用に当たり、類似貨物の取引価額が二以上ある場合には、最小の取引価額を用いて輸入貨物の課税価額を決定する。

第四条

前三条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、輸入貨物の課税価額は、次条の規定により決定する。同条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、第六条の規定により決定する。ただし、輸入者が要請する場合には、次条の規定に先立って第六条の規定を適用する。

第五条

1(a) 輸入貨物、同種貨物又は類似貨物が輸入された時の状態で輸入貨物の輸入国において販売される場合には、輸入貨物の課税価額は、これらの貨物が、輸入貨物の輸入と同時又はほぼ同時に、国内の売手と特殊の関係にない国内の買手に最大の合計数量で販売されたときの単価から次の費用等を控除した額に基づいて決定する。

(i) 輸入貨物の輸入国における同類貨物の販売に関し、通常支払われ若しくはその支払が合意される手数料又は通常付加される利潤及び一般経費

(ii) 輸入貨物の輸入国において負担される通常の輸送費及び保険に係る費用並びにこれらの関連費用

(iii) 第八条2に規定する費用（当該費用の控除を適当と認める場合に限る。）

(iv) 輸入貨物又は国内販売を理由として輸入貨物の輸入国で課される関税及び内国税

(b) 輸入貨物、同種貨物又は類似貨物のいずれもが輸入貨物の輸入と同時又はほぼ同時に国内において販

売されない場合には、輸入貨物の課税価額は、販売の時点以外の要件については(a)の規定によることを条件として、これらの貨物が、輸入貨物の輸入の後九十日以内の最も早い日に、輸入された時の状態で輸入国において販売されたときの単価に基づいて決定する。

2　輸入貨物、同種貨物又は類似貨物のいずれもが輸入された時の状態で輸入貨物の輸入国において販売されない場合において、輸入者が要請するときは、輸入貨物の課税価額は、輸入貨物が、新たな加工が施された後、国内の売手と特殊の関係にない国内の買手に最大の合計数量で販売されたときの単価に基づいて決定する。この場合には、新たな加工により付加された価額及び1(a)に規定する控除に妥当な考慮を払う。

第六条

1　この条の規定による輸入貨物の課税価額の決定は、積算価額に基づいて行う。積算価額は、次の費用等の額の合計額とする。

(a)　輸入貨物の生産のために必要とされた材料及び組立てその他の加工に係る費用

(b)　同類貨物が輸入貨物の輸出国の生産者により輸入国への輸出のために販売される場合において、当該同類貨物の価格に通常含まれる利潤及び一般経費の合計額に相当する額

(c)　その他第八条2の規定により加盟国が採用する関税評価の方式において課税価額に含めるべきすべての費用

2　いずれの加盟国も、積算価額の決定のため、自国の領域に居住していない者に対し、商業帳簿その他これに類する記録を検査のために提出し又は開示することを要求し又は強制してはならない。もっとも、輸入貨物の輸入国の当局は、この条の規定による課税価額の決定のために輸入貨物の生産者により提供された情報について、当該生産者の同意を得て他の国において確認を行うことができる。この場合において、輸入貨物の輸入国の当局が当該他の国の政府に可能な限り速やかに事前の通報をすること及び当該他の国の政府が確認を行うことに反対しないことを条件とする。

第七条

1　前各条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合には、輸入貨物の課税価額は、この協定及び千九百九十四年のガット第七条の原則並びにこれらの一般規定に適合する方法により、輸入貨物の輸入国において入手可能なデータに基づいて決定する。

2　この条の規定による輸入貨物の課税価額の決定は、次の価格等に基づいて行ってはならない。

(a)　輸入貨物の輸入国において生産された貨物の当該輸入国における販売価格

(b)　関税評価のために特定の二の価額のうちいずれか大きい方の価額の採用について定める制度

(c)　輸出国の国内市場における貨物の価格

(d)　前条に定める方法により同種貨物又は類似貨物について既に決定された積算価額以外の積算による価額

(e)　輸入貨物の輸入国以外の国への輸出のために販売される貨物の価格

(f)　最低課税価額

(g)　恣意的な又は架空の価額

3　輸入者が要請する場合には、この条の規定により決定された課税価額及びその決定方法を書面で輸入者に通知する。

第八条

1　第一条の規定による課税価額の決定に当たっては、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に次のものに係る額を加算する。

(a)　次の費用（買手により負担されるこれらの費用の額が輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない場合には、含まれていない限度においてこれらの額が加算される。）

(i)　手数料及び仲介料（買付手数料を除く。）

(ii)　関税評価上輸入貨物と一体を成すものとして取り扱われる容器の費用

(iii)　包装に係る費用（人件費であるか材料費であるかを問わない。）

(b)　輸入貨物の輸出のための生産及び販売に関連して無償で又は値引きをして直接又は間接に買手により提供された次の物品及び役務の価額であって、適切にあん分されたもの（これらの価額が輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない場合には、含まれていない限度においてこれらの価額が加算される。）

(i)　輸入貨物に組み込まれている材料、コンポーネント、部分品及びこれらに類する物

(ii)　輸入貨物の生産に使用された工具、ダイス、鋳型及びこれらに類する物

(iii)　輸入貨物の生産過程で消費された物

(iv)　輸入貨物の生産のために必要とされた技術、考案、工芸、意匠及び設計であって輸入国以外の国において開発されたもの

(c)　輸入貨物に関連のあるロイヤルティ及びライセンス料であって輸入貨物の販売条件として買手が直接又は間接に支払わなければならないもの（ロイヤルティ及びライセンス料が輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない場合には、含まれていない限度においてこれらの料金が加算される。）

(d)　輸入貨物の再販売、処分又は使用により得られる収益の額であって直接又は間接に売手に帰属するもの

2　各加盟国は、自国の法令の制定に当たり、次の費用の額の全部又は一部を課税価額に含めるか含めない

かについて定める。

(a) 輸入貨物の輸入港又は輸入地までの輸送費用

(b) 輸入貨物の輸入港又は輸入地までの輸送に伴う積卸しその他の取扱いに要する費用

(c) 保険に係る費用

3 輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格へのこの条の規定による加算は、客観的かつ数値化されたデータに基づいてのみ行う。

4 この条に規定する場合を除くほか、輸入貨物の課税価額の決定に当たり、現実に支払われた又は支払われるべき価格への加算を行ってはならない。

第九条

1 輸入貨物の課税価額の決定のために通貨の換算が必要な場合において用いられる為替換算率は、輸入貨物の輸入国の権限のある当局が適時に公表する為替換算率とし、当該為替換算率が公表される文書において対象とされる期間における商取引に使用される通貨の時価を可能な限り正確に輸入国の通貨で表示するものでなければならない。

2 為替換算率については、各加盟国の定めるところにより、輸出又は輸入のいずれかの時において有効なものを用いる。

第十条

その性質上秘密とされるべき情報又は秘密のものとして関税評価のために提供された情報は、関係当局により厳重に秘密のものとして取り扱われる。関係当局は、当該情報を提供した者又は政府の明示的な同意を得ないで、当該情報を開示してはならない。ただし、司法手続において当該情報の開示が要求される場合は、この限りでない。

第十一条

1 各加盟国は、自国の法令において、輸入者又は関税を納付すべき他の者が、不利益を受けることなく輸入貨物の課税価額の決定について不服申立てをする権利を定める。

2 各加盟国は、自国の法令において、司法機関に対し不利益を受けることなく不服申立てをする権利を定める。もっとも、不利益を受けることなく行う第一次的な不服申立ては、関税当局内の機関又は独立の機関に対してすることを定めることができる。

3 不服申立てについての裁定は、不服申立てをした者に通知されるものとし、裁定の理由は、書面で通知される。不服申立てをした者は、更なる不服申立てをする権利について通知される。

第十二条

この協定を実施するための法令、司法上の決定及び一般に適用する行政上の決定は、千九百九十四年のガット第十条の規定により輸入国によって公表される。

第十三条

輸入貨物の課税価額の決定過程において、その決定を遅らせる必要が生じた場合には、輸入貨物の輸入者は、必要に応じ、保証人による保証、保証金又は他の適当な保証手段の形態で、輸入貨物に対して課することのできる関税の最高額を担保するために十分な保証を提供することを条件として、輸入貨物を税関から引き取ることができる。このような場合について、各加盟国は、自国の法令において定める。

第十四条

附属書Ⅰは、この協定の不可分の一部を成す。この協定の各条の規定は、当該各条についての注釈に照らして解釈され、適用される。附属書Ⅱ及び附属書Ⅲも、この協定の不可分の一部を成す。

第十五条

1 この協定において、

(a) 「輸入貨物の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入貨物の価額をいう。

(b) 「輸入国」とは、輸入を行う国又は関税地域をいう。

(c) 「生産」には、生育、製造及び採掘を含む。

2 この協定において、

(a) 「同種貨物」とは、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点において輸入貨物と同一である貨物をいう。外見上微細な差異があってもその他の点においてはこの定義に合致する貨物を同種貨物とみなすことは、妨げない。

(b) 「類似貨物」とは、輸入貨物とすべての点においては同一でないが同様の形状及び材質の貨物であって輸入貨物と同一の機能を有し、かつ、輸入貨物との商業上の交換が可能である貨物をいう。貨物の品質、社会的評価及び商標は、当該貨物が類似貨物であるかないかの決定に当たり考慮すべき要素に含まれる。

(c) 「同種貨物」及び「類似貨物」には、輸入貨物の輸入国で開発されたために第八条1(b)(iv)の規定による調整が加えられなかった技術、考案、工芸、意匠又は設計が使用され又は取り入れられている貨物を含めない。

(d) 輸入貨物の生産国において生産された貨物以外の貨物は、「同種貨物」又は「類似貨物」とみなしてはならない。

(e) 輸入貨物の生産者により生産された同種貨物又は類似貨物がない場合に限り、当該生産者以外の者により生産された同種貨物又は類似貨物を考慮に入れる。

3 この協定において「同類貨物」とは、輸入貨物と同一の産業又は産業部門において生産された貨物で

あって輸入貨物と同一の部類に属する貨物をいい、同種貨物及び類似貨物を含む。

4　この協定の適用上、特殊の関係にあるとされる者は、次のいずれかの場合の両者とする。

(a)　両者が相互にそれぞれの事業に係る取締役その他の役員となっている場合

(b)　両者がその行う事業の法的に認められた共同経営者である場合

(c)　両者が雇用者と被用者の関係にある場合

(d)　両者の事業に係る議決権を伴う社外株式のそれぞれ五パーセント以上が、いずれかの者によって直接又は間接に所有され、管理され又は所持されている場合

(e)　両者のいずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合

(f)　両者が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合

(g)　両者が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合

(h)　両者が同一家族の構成員である場合

5　一方の者が、他方の者の総販売代理店、独占販売者又は権利専有者（いかなる名称が付されているかを問わない。）であるという点で両者が業務上の関連を有する場合には、両者は、特殊の関係にあるものとみなされる。もっとも、両者が4の規準に該当する場合に限る。

第十六条

輸入者は、書面で要請する場合には、自己の輸入貨物の課税価額の決定方法についての説明を輸入国の関税当局から書面で受ける権利を有する。

第十七条

この協定のいかなる規定も、関税評価のために行われた陳述若しくは申告又は提出された文書が真実を述べたものであるかないか又は正確なものであるかないかについて検討する関税当局の権利を制限し、又はこの権利について疑義を差し挟むものと解してはならない。

第二部　運用、協議及び紛争解決

第十八条　機関

1　各加盟国の代表で構成する関税評価に関する委員会（この協定において「委員会」という。）をこの協定により設置する。委員会は、議長を選出するものとし、いずれかの加盟国による関税評価制度の運用であってこの協定の実施又はこの協定の目的の達成に影響を及ぼすものに関する事項について協議する機会を加盟国に与えるため、及び加盟国により与えられたその他の任務を遂行するため、通常年一回会合し、また、この協定の関連規定の定めるところにより会合する。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

2　関税協力理事会の主催する関税評価に関する技術委員会（この協定において「技術委員会」という。）を設置する。技術委員会は、附属書Ⅱに定める手続規則に従い、同附属書に規定する任務を遂行する。

第十九条　協議及び紛争解決

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に係る協議及び紛争解決には、紛争解決了解を適用する。

2　加盟国は、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が他の加盟国の措置によって無効にされ若しくは侵害されており又はこの協定の目的の達成が他の加盟国の措置によって妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、当該他の加盟国に対して協議を要請することができる。各加盟国は、協議の要請に対し好意的な考慮を払う。

3　技術委員会は、要請に応じ、協議を行う加盟国に対し、助言及び援助を与える。

4　この協定の規定に係る紛争を検討するために設けられる小委員会は、紛争当事国の要請又は自己の発意により、技術的検討を要する事項を検討するよう技術委員会に対し要請することができる。小委員会は、特定の紛争について技術委員会の付託事項を決定し、及び技術委員会の報告を受理する期間を定める。小委員会は、技術委員会の報告を考慮に入れる。技術委員会においてこの4の規定に基づいて付託された事項についてコンセンサスに達することができない場合には、小委員会は、紛争当事国に対し、当該事項についての見解を小委員会に表明する機会を与えるべきである。

5　小委員会に提供された秘密の情報は、当該情報を提供した者、団体又は当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。秘密の情報の開示が小委員会に対して要求された場合において、小委員会による当該情報の開示につき同意が得られないときは、当該情報の秘密でない要約であってその開示につき当該情報を提供した者、団体又は当局の同意が得られたものが提供される。

第二部　特別のかつ異なる待遇

第二十条

1　千九百七十九年四月十二日に作成された関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締約国でない開発途上加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日から五年以内の期間この協定の規定の適用を延期することができる。当該延期をする開発途上加盟国は、世界貿易機関事務局長にその旨を通報する。

2　千九百七十九年四月十二日に作成された関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締約国でない開発途上加盟国は、1の規定によるほか、第一条2(b)(ii)及び第六条の規定の適用を、この協定の規定（第一条2(b)(ii)及び第六条の規定を除く。）を適用した日から三年以内の期間延期することができる。当該延期をする開発途上加盟国は、世界貿易機関事務局長にその旨を通報する。

3　先進加盟国は、技術援助を要請する開発途上加盟国に対し、相互に合意する条件で技術援助を提供する

ものとし、技術援助に関する計画を立案する。技術援助には、特に、人員の養成、この協定の実施に関する措置に係る準備に対する援助、関税評価方法に関する情報の提供及びこの協定の規定の適用に関する助言を含めることができる。

第四部　最終規定

第二十一条　留保

この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

第二十二条　国内法令

1　各加盟国は、この協定が自国について適用される日以前に、自国の法令及び行政上の手続をこの協定に適合したものとすることを確保する。

2　各加盟国は、この協定に関連を有する法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

第二十三条　検討

委員会は、この協定の目的を考慮に入れて、この協定の実施及び運用について毎年検討する。委員会は、検討の対象となった期間における進展について物品の貿易に関する理事会に毎年通報する。

第二十四条　事務局

この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。ただし、技術委員会に与えられた任務に必要な役務は、関税協力理事会事務局が提供する。

附属書Ⅰ　解釈のための注釈

一般的注釈

関税評価方法の適用の順序

1　第一条から第七条までの規定は、この協定の下における輸入貨物の課税価額の決定方法について定めている。輸入貨物の課税価額の決定に関するこれらの方法は、適用されるべき順序に従って配列されている。関税評価に関する基本的な方法は、第一条に規定されている。同条に定める条件が満たされる場合にはいつでも、輸入貨物は、同条の規定により評価される。

2　第一条の規定により課税価額を決定することができない場合には、順次第二条以下の条の規定により課税価額の決定を試みるものとし、課税価額の決定を可能にする条の規定により課税価額を決定する。第四条ただし書に規定する場合を除くほか、特定の条の規定により課税価額を決定することができない場合に限り、当該特定の条の次の条の規定によることができる。

3　第五条の規定に先立って第六条の規定を適用することを輸入者が要請しない限り、配列の順序に従ってこれらの条の規定を適用する。輸入者がそのような要請を行った場合において、第六条の規定により課税価額を決定することができないと判明したときは、第五条の規定により課税価額の決定（可能である場合に限る。）を行う。

4　第一条から第六条までの規定により課税価額を決定することができない場合には、第七条の規定により課税価額を決定する。

一般的に認められている会計原則の使用

1　「一般的に認められている会計原則」とは、次の事項につき、ある国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。

資産又は負債として記録すべき財産又は債務

記録すべき資産及び負債の変化

資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法

開示すべき情報の範囲及び開示の方法

作成すべき財務書類

これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

2　この協定の適用上、関税当局は、適用する条に応じ、いずれか適当な国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を利用する。例えば、第五条に規定する通常の利潤及び一般経費の額の決定に当たっては、輸入国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を利用するものとする。他方、第六条に規定する通常の利潤及び一般経費の額の決定に当たっては、輸出国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を利用するものとする。更に、第八条1(b)(ii)に規定する工具等であって輸入国において生産されたものの額の決定に当たっては、輸入国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を利用するものとする。

第一条の規定に関する注釈

現実に支払われた又は支払われるべき価格

1　現実に支払われた又は支払われるべき価格とは、輸入貨物につき、売手に対し又は売手のために、買手により行われた又は行われるべき支払の総額をいう。支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。支払は、信用状又は譲渡可能な証書で行うことができる。支払は、直接的なものであるか間接的なものであるかを問わない。間接的な支払の例としては、売手が負っている債務の全部又は一部を買手が弁済することが挙げられる。

2　買手が自己のために行う活動のうち第八条に規定する調整の対象となる活動以外の活動に係る支払は、売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払とはみなされない。したがって、そのような活動に係る費用は、課税価額の決定に当たり、現実に支払われた又は支払われるべき価格に加算しない。

3　次の費用は、課税価額に含めない。ただし、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格と区別されない場合は、この限りでない。

(a)　工業用プラント、機械又は設備等の輸入貨物の輸入の後に行われる建設、組立て、整備又は技術援助に係る費用

(b)　輸入後の輸送費

(c)　輸入国の関税その他の租税

4　現実に支払われた又は支払われるべき価格は、輸入貨物に係る価格をいい、買手による売手への配当金の移転その他の支払であって輸入貨物と関係のないものは、課税価額には含まれない。

第一条1(a)(ii)の規定に関し、

輸入貨物の価格に実質的な影響を与えない制限は、現実に支払われた又は支払われるべき価格の受諾を不可能にする制限には含まれない。このような制限の例としては、自動車の売手が買手に対しモデルイヤーの初日に先立って販売又は展示を行うことを禁止する場合が挙げられる。

第一条1(b)の規定に関し、

1　輸入貨物の販売又は価格に関して輸入貨物の課税価額の決定を不可能にする条件が付されている場合には、取引価額は、関税評価上受諾できないものとする。このような場合の例としては、次の場合が挙げられる。

(a)　輸入貨物の買手が特定の数量の他の貨物をも購入することを条件として、売手が輸入貨物の価格を設定する場合

(b)　輸入貨物の買手が売手に販売する他の貨物の価格に輸入貨物の価格が依存している場合

(c)　輸入貨物の売手が、特定の数量の完成品を受け取ることを条件として、その半製品である輸入貨物を買手に提供する形態その他これに類する特殊な支払の形態を基礎として、輸入貨物の価格が設定される場合

2　もっとも、輸入貨物の生産又は再販売に関連する条件が付されていることにより取引価額の受諾が拒否されてはならない。例えば、第一条の規定の適用上、輸入国で開発された技術及び設計を買手が売手に提供したという事実のみによって、取引価額の受諾が拒否されてはならない。同様に、買手が自己のために輸入貨物の再販売に関連する活動を行う場合には、売手との間に合意があるときでも、当該活動に係る費用は、課税価額には含まれず、また、当該活動により取引価額の受諾が拒否されてはならない。

第一条2の規定に関し、

1　第一条2(a)及び(b)の規定は、それぞれ取引価額が受諾可能なものであるかないかの決定方法について定めている。

2　第一条2(a)の規定は、売手と買手とが特殊の関係にある場合には、販売に係る状況について検討が行われなければならないこと及び、特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしていない場合には、取引価額が課税価額として受諾されなければならないことを定めている。もっとも、売手と買手とが特殊の関係にあるすべての場合において販売に係る状況について検討が行われることが予定されているものではない。検討は、取引価額が受諾可能なものであるかないかについて疑問がある場合においてのみ、必要とされる。取引価額が受諾可能なものであるかないかについて関税当局が疑問を有しない場合には、輸入者に対して追加の情報の提供を要求することなく、当該取引価額が受諾される。このような場合の例としては、関税当局が、売手と買手との間の特殊の関係について従前に検討したことがあること又は売手及び買手について既に詳細な情報を取得していることにより、当該特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしていないと認める場合が挙げられる。

3　関税当局は、追加の調査を行うことなしには取引価額を受諾することができない場合には、販売に係る状況を検討するために必要な詳細な追加の情報を提供するための機会を輸入者に与える。この場合において、関税当局は、売手と買手との間の特殊の関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしているかいないかを決定するため、取引の種々の側面（売手と買手との間の取引関係の実態及び問題となっている輸入貨物の価格の成立の仕組みを含む。）を検討する用意がなければならない。第十五条の規定により特殊の関係にあると認められる売手と買手とが、特殊の関係にはないような状態で取引を行っていることが明らかとなった場合には、輸入貨物の価格は、特殊の関係によって影響を受けていないことが立証されたこととなる。例えば、輸入貨物の価格が、当該輸入貨物の産業における通常の価格設定の慣行又は特殊の関係にない買手に対する販売における売手の価格設定の方式に適合する方法で設定されている場合には、輸入貨物の価格は、特殊の関係によって影響を受けていないことが立証されたこととなる。また、輸入貨物の価格が、すべての費用に利潤（代表的な期間（例えば一年）に同類貨物を販売することにより得られる企業の利潤の総額を反映する単位当たりの利潤）を加えた額を回収するのに十分な価格であることが明らかとなった場合には、輸入貨物の価格は、特殊の関係によって影響を受けていないことが立証されたこととなる。

4　第一条2(b)の規定は、取引価額が、従前に関税当局によって受諾された検証価額に近似しており、したがって、同条の適用上受諾可能なものであることを輸入者が立証するための機会について定めている。同条2(b)に規定する検証に合格した場合には、同条2(a)に規定する影響についての問題を検討する必

要はない。関税当局が、詳細な追加の調査を行うことなく、同条2(b)に規定する検証に合格すると認めるに足りる情報を既に取得している場合には、検証に合格するための立証を輸入者に要請してはならない。同条2(b)に規定する「特殊の関係にない買手」は、いかなる場合においても売手と特殊の関係にない買手を意味する。

第一条2(b)の規定に関し、

取引価額が検証価額に近似しているかいないかの決定に当たっては、種々の要素を考慮に入れなければならない。これらの要素には、輸入貨物の種類、産業の種類、輸入貨物の輸入時期及び取引価額と検証価額との差異が商業上重要であるかないかの問題が含まれる。考慮すべき要素は、場合により異なるので、一定の百分率等の基準をすべての場合に一律に適用することは、適当でない。例えば、取引価額が第一条2(b)に規定する検証価額に近似しているかいないかの決定上、特定の種類の貨物については小さな価額の差異であっても容認することができないことがあるのに対し、他の種類の貨物については大きな価額の差異であっても容認することができることがある。

第二条の規定に関する注釈

1　第二条の規定の適用に当たっては、関税当局は、できる限り、輸入貨物の取引段階と同一の取引段階において、かつ、輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸出のための販売が行われた同種貨物の取引価額を用いて課税価額を決定する。そのような販売がない場合には、次の三の場合のいずれかに該当する輸出のための販売に係る同種貨物の取引価額を用いて課税価額を決定することができる。

(a)　取引段階は同一であるが、取引数量が異なる場合

(b)　取引段階は異なるが、取引数量が実質的に同一である場合

(c)　取引段階及び取引数量のいずれもが異なる場合

2　1に規定する三の場合のいずれかに該当する輸出のための販売があるときは、場合に応じ、次の要素について調整を加える。

(a)　取引数量

(b)　取引段階

(c)　取引段階及び取引数量

3　1に規定する三の場合のいずれかに該当する輸出のための販売に係る同種貨物の取引価額を用い、必要な調整を行って課税価額を決定することを可能にするため、「及び（又は）」という文言が用いられている。

4　第二条の規定の適用上、同種貨物の取引価額とは、第一条の規定により従前に受諾された課税価額に第二条の1(b)及び2に定める調整を加えた額をいう。

5　取引段階又は取引数量が異なることによる調整（調整により取引価額が引き上げられることになるか引き下げられることになるかを問わない。）は、適切かつ正確であることを明らかに示す証拠（例えば、異なる取引段階又は取引数量に対応する価格を示す有効な価格表）に基づく場合にのみ、行うことができる。例えば、輸入貨物が十単位で構成されている場合において、取引価額の存在する唯一の同種貨物が五百単位で輸出のために販売されており、かつ、売手が数量による割引をしていると認められるときは、調整は、当該売手の価格表中、十単位の輸出のための販売に適用される価格を用いて行うことができる。すなわち、その他の単位で行われた輸出のための販売を通じて当該価格表が有効なものであることが立証される場合には、輸出のための販売が十単位で行われたことがあることを要しない。このような客観的な手段がない場合には、第二条の規定による課税価額の決定は、適当でない。

第三条の規定に関する注釈

1　第三条の規定の適用に当たっては、関税当局は、できる限り、輸入貨物の取引段階と同一の取引段階において、かつ、輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸出のための販売が行われた類似貨物の取引価額を用いて課税価額を決定する。そのような販売がない場合には、次の三の場合のいずれかに該当する輸出のための販売に係る類似貨物の取引価額を用いて課税価額を決定することができる。

(a)　取引段階は同一であるが、取引数量が異なる場合

(b)　取引段階は異なるが、取引数量が実質的に同一である場合

(c)　取引段階及び取引数量のいずれもが異なる場合

2　1に規定する三の場合のいずれかに該当する輸出のための販売があるときは、場合に応じ、次の要素について調整を加える。

(a)　取引数量

(b)　取引段階

(c)　取引段階及び取引数量

3　1に規定する三の場合のいずれかに該当する輸出のための販売に係る類似貨物の取引価額を用い、必要な調整を行って課税価額を決定することを可能にするため、「及び（又は）」という文言が用いられている。

4　第三条の規定の適用上、類似貨物の取引価額とは、第一条の規定により従前に受諾された課税価額に第三条の1(b)及び2に定める調整を加えた額をいう。

5　取引段階又は取引数量が異なることによる調整（調整により取引価額が引き上げられることになるか引き下げられることになるかを問わない。）は、適切かつ正確であることを明らかに示す証拠（例えば、異なる取引段階又は取引数量に対応する価格を示す有効な価格表）に基づく場合にのみ、行うことができる。例えば、輸入貨物が十単位で構成されている場合において、取引価額の存在する唯一の類似貨物が五百単位で輸出のために販売されており、かつ、売手が数量による割引をしていると認められるときは、調整は、

当該売手の価格表中、十単位の輸出のための販売に適用される価格を用いて行うことができる。すなわち、その他の単位で行われた輸出のための販売を通じて当該価格表が有効なものであることが立証される場合には、輸出のための販売が十単位で行われたことがあることを要しない。このような客観的な手段がない場合には、第三条の規定による課税価額の決定は、適当でない。

第五条の規定に関する注釈

1　「最大の合計数量で販売されたときの単価」とは、輸入貨物等が、輸入後における最初の取引段階において、国内の売手と特殊の関係にない国内の買手に販売されたときの最大の販売数量に対応する単価をいう。

2　第一の例としては、大きな数量で貨物を購入した者の単価が有利となる次のような価格表により貨物が販売される場合が挙げられる。

販売単位	単価	販売回数	各単価での総販売数量
一単位以上一〇単位以下	一〇〇	五単位で一〇回及び三単位で五回	六五
一一単位以上二五単位以下	九五	一一単位で五回	五五
二五を超える単位	九〇	三〇単位で一回及び五〇単位で一回	八〇

特定の単価の下での最大の総販売数量は八十であるので、最大の合計数量で販売されたときの単価は九十となる。

3　第二の例としては、販売が二回に分けて行われる場合、すなわち、一回目の販売では九十五通貨単位の単価で五百単位が販売され、二回目の販売では九十通貨単位の単価で四百単位が販売される場合が挙げられる。この例においては、特定の単価の下での最大の総販売数量は五百であるので、最大の合計数量で販売されたときの単価は九十五となる。

4　第三の例としては、種々の価格で種々の数量が販売される次のような場合が挙げられる。

(a)　販売

販売単位	単価
四〇単位	一〇〇
三〇単位	九〇
一五単位	一〇〇
五〇単位	九五
二五単位	一〇五
三五単位	九〇
五単位	一〇〇

(b)　単価別の合計

各単価での総販売数量	単価
六五	九〇
五〇	九五
六〇	一〇〇
二五	一〇五

この例においては、特定の単価の下での最大の総販売数量は六十五であるので、最大の合計数量で販売されたときの単価は九十となる。

5　第五条の規定の適用上、輸入貨物等の単価を設定するに当たっては、1に規定する販売であって、輸入貨物の輸出のための生産及び販売に関連して第八条1(b)に規定する物品及び役務のいずれかを無償で又は値引きをして直接又は間接に提供した者に対して行われた販売は、考慮すべきでない。

6　第五条1に規定する「利潤及び一般経費」は、一体のものとみなされるべきことに留意すべきである。その控除のための数値は、輸入者により又は輸入者のために提供された資料に基づいて決定されるべきである。ただし、当該資料に基づいて得られる数値が輸入国における同類貨物の販売において得られる数値と乖離している場合は、この限りでない。この場合において、利潤及び一般経費の額は、輸入者により又は輸入者のために提供された資料以外の適当な資料に基づいて決定することができる。

7　「一般経費」には、検討の対象となっている輸入貨物等の国内販売に係る直接又は間接の費用が含まれる。

8　輸入貨物等の国内販売を理由として課される地方税（第五条1(a)(ii)の規定による控除の対象とされないもの）は、同条1(a)(i)の規定により控除しなければならない。

9　第五条1の規定による手数料又は通常の利潤及び一般経費の決定に当たり、特定の貨物が「同類貨物」であるかないかについては、状況に応じて個別に決定されなければならない。この場合においては、必要な資料が入手可能であり、かつ、輸入貨物に最も近似している同類貨物（輸入貨物を含む。）の輸入国における販売について検討すべきである。同条の規定の適用上、「同類貨物」には、輸入貨物の輸出国から輸入される貨物のほか、輸入貨物の輸出国以外の国から輸入される貨物をも含む。

10　第五条1(b)の規定の適用上、「最も早い日」とは、輸入貨物、同種貨物又は類似貨物がこれらの貨物の単価を設定するに足りる数量で国内において販売されるに至った日をいう。

11　第五条2の規定により輸入貨物の課税価額が決定される場合には、新たな加工により付加された価額についての控除は、加工の費用に関する客観的かつ数値化されたデータに基づいて行われなければならない。一般に受け入れられている産業上の製法、組立方法及び慣習は、控除の額の算定の基礎として認めら

れる。

12　第五条2に定める関税評価方法は、新たな加工が施されたため輸入貨物の同一性が失われた場合には、原則として適用することができない。もっとも、同一性が失われた輸入貨物についても、新たな加工により付加された価額を過大な困難を伴うことなく正確に決定することができる場合がある。他方、輸入貨物の同一性が維持されている場合において、輸入国において販売される貨物に当該輸入貨物が微細な要素として組み込まれているにすぎないためこの関税評価方法を用いることが適当でない場合がある。これらの事情に配慮して、個別の考慮がされなければならない。

第六条の規定に関する注釈

1　この協定において、課税価額は、原則として、輸入国において入手可能な資料に基づいて決定される。もっとも、積算価額の決定のためには、輸入国以外の国から入手せざるを得ない輸入貨物の生産費等についての資料について検討する必要がある場合がある。更に、輸入貨物の生産者は、通常輸入国の当局の管轄外にある。積算価額方式の使用は、一般的に、売手と買手とが特殊の関係にある場合において、生産者が輸入国の当局に対して必要な原価計算に関する資料を提供し、かつ、必要とされることのある事後の確認のための便宜を提供する用意があるときに限定される。

2　第六条1(a)に規定する「費用」は、生産者により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、生産者の商業帳簿（輸入貨物の生産国において一般的に認められている会計原則に適合する商業帳簿に限る。）に基づいて決定されるべきである。

3　2の「費用」は、第八条1(a)の(ii)及び(iii)に規定する費用を含むものとし、同条1(b)に規定する物品及び役務であって、輸入貨物の生産に関連して買手により直接又は間接に提供されたものの価額を同条の規定に関する注釈に従って適切にあん分したものを含む。同条1(b)(iv)に規定する技術等であって輸入国において開発されたものの価額は、生産者により負担される限度において、「費用」に含まれる。この3に規定する費用並びに物品及び役務の価額は、積算価額の決定に当たり二重に計算されてはならないものと了解される。

4　第六条1(b)に規定する「利潤及び一般経費の合計額に相当する額」は、生産者により又は生産者のために提供された資料に基づいて決定される。ただし、当該資料に示された数値が、輸入貨物の輸出国の生産者が輸入国への輸出のために同類貨物を販売する際に当該同類貨物の価格に通常含まれる利潤及び一般経費の合計額に係る数値と乖離している場合は、この限りでない。

5　4の「利潤及び一般経費の合計額に相当する額」は、一体のものとみなされるべきことに留意すべきである。したがって、生産者の利潤の額が低く、かつ、生産者の一般経費が高い場合においても、生産者の利潤及び一般経費の合計額が全体としては、同類貨物の販売において当該同類貨物の価格に通常含まれる利潤及び一般経費の合計額と乖離しないことがあり得る。このような状況は、例えば、ある産品を輸入国に進出させる場合において、生産者が当該産品の進出に係る一般経費が高額であることを考慮して利潤を低額又は零にするときに、起こり得る。生産者が、特定の商業上の理由により、貨物の輸出のための販売に際し低い利潤を設定したことを立証できる場合であって、生産者が現実の利潤の額を正当化するに足りる妥当な商業上の理由を有しており、かつ、生産者の価格政策が関係産業部門における通常の価格政策を反映したものであるときは、生産者の現実の利潤の額を考慮に入れるべきである。このような状況は、例えば、生産者が、予見し得なかった需要の減少を理由として、価格を一時的に引き下げなければならない場合、又は生産者が輸入国における貨物の生産を補うための貨物を販売している場合で競争力を維持するために利潤を低くしているときに、起こり得る。生産者により又は生産者のために提供された資料に示された数値が、輸入貨物の輸出国の生産者が輸入国への輸出のために同類貨物を販売する際に当該同類貨物の価格に通常含まれる利潤及び一般経費の合計額に係る数値と乖離している場合には、利潤及び一般経費の合計額に相当する額は、生産者により又は生産者のために提供された資料以外の適当な資料に基づいて決定することができる。

6　積算価額の決定のために生産者により又は生産者のために提供された資料以外の資料が用いられた場合において、輸入者が要請するときは、輸入国の当局は、輸入者に対し、第十条の規定に従うことを条件として、当該用いられた資料の出所、用いられたデータ及びそのデータに基づいて行われた計算について通知する。

7　第六条1(b)に規定する「一般経費」とは、貨物の輸出のための生産及び販売に係る直接的及び間接的な費用であって同条1(a)に規定する費用以外の費用をいう。

8　特定の貨物が「同類貨物」であるかないかについては、状況に応じて個別に決定されなければならない。第六条の規定による通常の利潤及び一般経費の合計額の決定に当たっては、必要な資料が入手可能であり、かつ、輸入貨物に最も近似している貨物（輸入貨物を含む。）の輸入国への輸出のための販売について検討すべきである。同条の規定の適用上、「同類貨物」は、輸入貨物の輸出国から輸入されるものでなければならない。

第七条の規定に関する注釈

1　第七条の規定により決定される輸入貨物の課税価額は、可能な限り、従前に決定された課税価額に基づいたものとすべきである。

2　第七条の規定により用いられる関税評価方法は、第一条から第六条までに定める方法のいずれかとすべきであるが、これらの方法の弾力的な使用は、合理的なものである限り、第七条の規定及びその目的に適合するものと認められる。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

3　2に規定する弾力的な使用の例としては、次のものがある。

(a)　同種貨物　輸入貨物の輸出と同時又はほぼ同時に輸出された貨物でなければならないとの同種貨物に関する要件は、弾力的に解釈することができる。輸入貨物の輸出国以外の国で生産された同種貨物の取引価額も、関税評価の基礎とすることができる。第五条及び第六条に定める方法により従前に決定された同種貨物の課税価額を用いることもできる。

(b)　類似貨物　輸入貨物の輸出と同時又はほぼ同時に輸出された貨物でなければならないとの類似貨物に関する要件は、弾力的に解釈することができる。輸入貨物の輸出国以外の国で生産された類似貨物の取引価額も、関税評価の基礎とすることができる。第五条及び第六条に定める方法により従前に決定された類似貨物の課税価額を用いることもできる。

(c)　控除方式　貨物が「輸入された時の状態」で販売されたものでなければならないとの第五条1(a)に規定する要件は、弾力的に解釈することができる。「九十日」に係る要件は、弾力的に運用することができる。

第八条の規定に関する注釈

第八条1(a)(i)の規定に関し、

「買付手数料」とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わって業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいう。

第八条1(b)(ii)の規定に関し、

1　第八条1(b)(ii)に規定する工具等の価額の輸入貨物へのあん分に当たっては、工具等の価額それ自体及びこれらの価額を輸入貨物にあん分する方法を考慮する。工具等の価額のあん分は、状況により適当と認められる合理的な方法により、かつ、一般的に認められている会計原則に従って行うべきである。

2　第八条1(b)(ii)に規定する工具等の価額に関しては、買手が特殊の関係にない工具等の売手からこれらを特定の価格で取得する場合には、当該特定の価格を工具等の価額とする。工具等が買手又は買手と特殊の関係にある者によって生産されたものである場合には、当該工具等の生産費をその価額とする。工具等が従前に買手によって使用されたことがあるものである場合には、当初の取得価格又は生産費は、工具等が買手により取得されたものであるか生産されたものであるかを問わず、工具等の価額の算定に当たり使用度に応じて減額修正されなければならない。

3　第八条1(b)(ii)に規定する工具等の価額が決定されたときは、当該価額を輸入貨物にあん分することが要請される。あん分については、種々の可能性が存在する。例えば、買手が工具等の価額の総額に対する関税を一括して納付することを希望する場合には、工具等の価額の総額を最初に到着した輸入貨物にあん分することができる。買手は、また、工具等の価額の総額を最初の輸入貨物の到着の時までに生産された貨物の数量にあん分することを要請することができる。買手は、貨物の総生産量について契約又は他の確たる約束がある場合には、工具等の価額の総額を当該総生産量にあん分することを要請することもできる。用いられるあん分の方法は、買手の提供する資料に基づいて決められる。

4　3の例としては、買手が、生産者に対し輸入貨物の生産に使用すべき鋳型を提供し、かつ、一万単位の貨物を購入することを生産者と契約した場合において、生産者が千単位から成る最初の輸入貨物の到着の時までに四千単位の貨物を生産する場合が挙げられる。この場合において、買手は、関税当局に対し、鋳型の価額を千単位の貨物、四千単位の貨物又は一万単位の貨物のいずれかにあん分することを要請することができる。

第八条1(b)(iii)の規定に関し、

1　第八条1(b)(iii)に規定する技術等について行われる加算は、客観的かつ数値化されたデータに基づくべきである。加算の額の決定に当たっては、買手及び関税当局の負担を最小にするため、できる限り買手の商業帳簿から入手可能なデータを用いるべきである。

2　買手が購入し又は賃借した技術等が、買手によって提供される場合には、加算の額は、購入費又は賃借料とする。権利消滅の状態にある技術等については、当該技術等に係る資料の写しを入手するための費用以外の費用は、加算してはならない。

3　加算の額の計算がどの程度容易に行われるかは、企業の組織、経営慣行及び経理方式によって決まる。

4　例えば、数箇国から種々の産品を輸入する企業が、輸入国以外の国に有する意匠センターの帳簿であって特定の産品に係る費用を正確に示すものを保持している場合がある。この場合には、第八条の規定による調整を直接かつ適切に行うことができる。

5　また、企業が輸入国以外の国に有する意匠センターの経費を産品別に計上することなく、一般経費として計上する場合がある。この場合には、意匠センターの経費を当該意匠センターから利益を受けているすべての産品にあん分し、そのあん分された費用を単位当たりで輸入貨物の価格に加算することにより、第八条の規定による調整を輸入貨物について適切に行うことができる。

6　前記のとおり多様な事例が存在するため、適切なあん分方法の決定に当たっては、事例に応じて異なった要素が考慮される必要がある。

7　技術等の開発が複数の国に関係し、かつ、一定の期間を要するものである場合には、第八条の規定による調整は、輸入国以外の国において当該技術等に現実に付加された価額のみについて行われるべきである。

第八条1(c)の規定に関し、

1　第八条1(c)に規定するロイヤルティ及びライセンス料には、特許権、商標権及び著作権に係る支払額を

含めることができる。もっとも、輸入貨物を輸入国において複製する権利に係る支払額は、課税価額の決定に当たり輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に加算してはならない。

2　輸入貨物を頒布し又は再販売する権利を取得するための買手による支払額は、輸入貨物の輸入国への輸出のための販売の条件とされていない限り、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に加算してはならない。

第八条3の規定に関し、

第八条の規定により行われるべき加算について客観的かつ数値化されたデータがない場合には、第一条に規定する取引価額を決定することができない。この例としては、キログラム単位で輸入され、輸入の後に溶液にされた特定の産品について、輸入国におけるリットル単位での販売価格に基づいてロイヤルティが支払われる場合が挙げられる。ロイヤルティが一部については輸入貨物に基づき、また、一部については輸入貨物と無関係の要素に基づいて支払われている場合（例えば、輸入貨物が輸入国原産の材料と混合されたため輸入貨物を区別することが不可能となった場合、又は売手と買手との間の特殊な財政上の取決めとロイヤルティとの区別が不可能な場合）には、ロイヤルティについての加算を試みることは、不適当である。もっとも、ロイヤルティが輸入貨物のみに基づいているため計算が可能な場合には、現実に支払われた又は支払われるべき価格への加算が、可能となる。

第九条の規定に関する注釈

第九条の規定の適用上、「輸入の時」には、輸入申告の時を含めることができる。

第十一条の規定に関する注釈

1　第十一条は、輸入貨物について関税当局が行った関税評価について不服申立てをする権利を輸入者に与えている。輸入者は、不服申立てを、第一次的には関税当局に対して、最終的には司法機関に対して、することができる。

2　「不利益を受けることなく」とは、輸入者が不服申立ての権利を行使した事実のみを理由として、輸入者に罰金が科されないこと又は罰金を科するとの脅しがされないことを意味する。通常の裁判費用及び弁護料の支払は、罰金とはみなされない。

3　第十一条のいかなる規定も、加盟国が不服申立てに先立って関税の全額を納付することを要求することを妨げるものではない。

第十五条の規定に関する注釈

第十五条4の規定に関し、

第十五条の規定の適用上、「者」には、適当な場合には、法人を含む。

第十五条4(e)の規定に関し、

この協定の適用上、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は、当該他方の者を支配しているものとみなされる。

附属書Ⅱ　関税評価に関する技術委員会

1　加盟国によるこの協定の解釈及び適用の統一を技術的に確保するため、第十八条の規定により、関税協力理事会の主催する技術委員会を設置する。

2　技術委員会は、次の任務を有する。

(a)　加盟国の関税評価制度の日々の運用に起因する特定の技術的事項を検討し、及び提示された事実関係を考慮に入れた問題の適切な解決についての勧告的意見を述べること。

(b)　要請に応じ、この協定と関係のある関税評価に関する法令、手続及び慣行を検討し、並びにその検討の結果に関する報告を作成すること。

(c)　この協定の運用に関する技術的側面についての年次報告を作成し及び配布すること。

(d)　輸入貨物の関税評価に関する問題につき、加盟国又は委員会の要請する情報及び助言を提供すること。情報及び助言は、勧告的意見、解説又は説明ノートの形式によることができる。

(e)　この協定の受諾を国際的に推進するため、要請に応じ、加盟国に技術援助を行うこと。

(f)　第十九条の規定に基づき小委員会により付託される事項の検討を行うこと。

(g)　その他委員会により付託される任務を遂行すること。

一般

3　技術委員会は、特定の事項、特に加盟国、委員会又は小委員会により付託された事項に関する作業を妥当な期間内に完了するよう努める。第十九条4に定めるところにより、小委員会は、技術委員会の報告を受理する具体的な期間を定めるものとし、技術委員会は、その期間内に報告を提出する。

4　技術委員会は、適当な場合には、その活動につき、関税協力理事会事務局の援助を受けるものとする。

代表

5　各加盟国は、技術委員会に代表を出す権利を有する。各加盟国は、技術委員会における自国の代表として、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を指名することができる。技術委員会に代表を出した加盟国は、この附属書において「技術委員会の構成国」という。技術委員会の構成国の代表は、顧問を同席させることができる。世界貿易機関事務局は、オブザーバーの資格で会合に出席することができる。

6　関税協力理事会の構成国であって世界貿易機関の加盟国でない国は、技術委員会の会合に一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を出すことができる。これらの代表及び代表代理は、技術委員会の会合に

オブザーバーとして出席する。

7　関税協力理事会の事務総局長（この附属書において「事務総局長」という。）は、技術委員会の議長の承認を得て、世界貿易機関の加盟国でなく関税協力理事会の構成国でもない国の代表及び貿易に関する政府間機関の代表に対し、オブザーバーとして技術委員会の会合に出席するよう招請することができる。

8　技術委員会の会合に対する代表、代表代理及び顧問の指名については、事務総局長に通報する。

技術委員会の会合

9　技術委員会は、必要に応じ（少なくとも年二回）会合する。各会合の日程は、直前の技術委員会の会期において決定する。会合の日程は、技術委員会の構成国でその過半数の同意を得たものの要請により又は緊急の場合には、議長の要請により、変更することができる。技術委員会は、第一段に定める会合とは別に、第十九条の規定に基づき小委員会により付託された事項を検討するため必要に応じて会合する。

10　技術委員会の会合は、別段の決定がある場合を除くほか、関税協力理事会の本部において開催される。

11　事務総局長は、技術委員会のすべての構成国並びに6及び7に規定する国又は機関に対し、技術委員会の各会期の開始日を少なくともその三十日前に通報する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

議題

12　各会期の仮議題は、事務総局長によって起案され、緊急の場合を除くほか、少なくとも当該会期の三十日前に、技術委員会の構成国並びに6及び7に規定する国又は機関に対し配布される。仮議題は、直前の技術委員会の会期中に仮議題に含めることが承認されたすべての事項、議長の発意により仮議題に含められたすべての事項及び事務総局長若しくは委員会により又は技術委員会のいずれかの構成国により仮議題に含めることが要請されたすべての事項から成るものとする。

13　技術委員会は、各会期の冒頭に、議題を決定するものとし、会期中いつでも、議題を変更することができる。

役員及び議事

14　技術委員会は、構成国の代表のうちから、議長及び一人又は二人以上の副議長を選出する。議長及び副議長は、一年間在任するものとし、再選されることができる。議長又は副議長が技術委員会の構成国を代表しなくなった場合には、その資格は、自動的に終了する。

15　議長がいずれかの会合に欠席した場合には、副議長が議長を務める。この場合において、副議長は、議長と同一の権限を有し、同一の義務を負う。

16　議長は、技術委員会の構成国の代表としてではなく、議長として技術委員会の議事に参加する。

17　議長は、この附属書に定める規則により自己に付与された権限を行使するほか、各会合の開会及び閉会を宣言し、討議を指揮し、発言を許し、及びこの規則に従って議事を監督する。議長は、また、発言の内容が適当でないと認める場合には、発言者に対し注意を与えることができる。

18　代表団は、いかなる事項の討議中においても緊急動議を提出することができる。この場合において、議長は、直ちに裁定を下す。裁定について異議が提出された場合には、議長は、その裁定を会合の表決に付する。議長の裁定は、否決されない限り有効なものとする。

19　技術委員会の会合の庶務は、事務総局長又は事務総局長により指名された関税協力理事会事務局の職員が行う。

定足数及び投票

20　技術委員会の定足数は、構成国の過半数とする。

21　技術委員会の各構成国は、一の投票権を有する。技術委員会の決定は、出席する構成国の少なくとも三分の二の多数による議決で行う。技術委員会は、特定の事項に関する投票の結果にかかわらず、当該事項につき関連の討議において表明された異なった意見を十分に明らかにする報告を、委員会及び関税協力理事会に対し行うことができる。前記の規定にかかわらず、技術委員会は、小委員会により付託された事項について、コンセンサス方式により決定を行う。小委員会により付託された問題について技術委員会において合意に至らなかった場合には、技術委員会は、当該問題の事実関係を詳細に述べ、かつ、技術委員会の構成国の見解を示す報告を提出する。

言語及び記録

22　技術委員会の公用語は、英語、フランス語及びスペイン語とする。これらの三の言語のいずれかによって行われる演説又は発言は、すべての代表団が翻訳の省略につき合意をした場合を除くほか、直ちに他の公用語に翻訳される。公用語以外の言語で行われる演説又は発言は、翻訳の省略につき合意がされた場合を除くほか、英語、フランス語及びスペイン語に翻訳されるものとし、これらの公用語のいずれかへの翻訳は、当該演説又は発言を行った代表団により提供されなければならない。技術委員会の公文書には、英語、フランス語及びスペイン語のみを用いる。技術委員会による検討のために提出される覚書及び書簡は、いずれかの公用語によらなければならない。

23　技術委員会は、すべての会期の報告及び議長が必要と認める会合の議事録又は議事の要約を起草する。議長又は議長により指名された者は、委員会及び関税協力理事会の各会合において、技術委員会の活動について報告を行う。

附属書Ⅲ

1　この協定の適用の延期につき第二十条1の規定により開発途上加盟国に対し認められている五年の期間

が、一部の開発途上加盟国にとって現実に不十分であることがあり得る。このような場合に、当該一部の開発途上加盟国は、同条1に規定する期間が満了する前に、当該期間を延長するための要請をすることができる。この場合において、要請をした開発途上加盟国がその要請について妥当な理由を明らかにしたときは、他の加盟国は、その要請に対し好意的な考慮を払う。

2　公定の最低課税価額に基づいて関税評価を行っている開発途上国は、加盟国により合意される条件に従って、限られた範囲内でかつ過渡的な期間内で、当該最低課税価額を引き続き適用するための留保を付することができる。

3　第四条ただし書の規定に基づき輸入者の行う要請に応じて関税評価方法の適用順序を逆にすることが真に困難であると認める開発途上国は、同条ただし書の規定について次の留保を付することができる。

「……国政府は、関税当局が第五条の規定に先立って第六条の規定を適用することに同意する場合においてのみ第四条ただし書の規定を適用することを定める権利を留保する。」

開発途上国がこの留保を付した場合には、他の加盟国は、第二十一条の規定の適用上、この留保に同意する。

4　開発途上国は、第五条2の規定について次の留保を付すことができる。

「……国政府は、第五条2の規定（同条の規定に関する注釈を含む。）については、輸入者の要請の有無にかかわらず適用することを定める権利を留保する。」

開発途上国がこの留保を付した場合には、他の加盟国は、第二十一条の規定の適用上、この留保に同意する。

5　一部の開発途上国は、総販売代理店、独占販売者及び権利専有者により輸入される貨物に第一条の規定を適用するに当たって困難に直面することがあり得る。開発途上加盟国が同条の規定を適用するに当たって現実に困難に直面した場合において、当該開発途上加盟国が要請したときは、適当な解決を図るため、その問題について検討が行われる。

6　関税当局が協定の規定を適用するに当たり、関税評価のために行われた陳述若しくは申告又は提出された文書が真実を述べたものであるかないか又は正確なものであるかないかについて検討することの必要性が第十七条の規定により認められている。また、例えば、輸入貨物の課税価額の決定に関連して、申告された又は文書により提出された貨物の価額の構成要素が十分かつ正確なものであるかないかについての関税当局による確認を目的とする検討が同条の規定により認められている。加盟国は、当該検討を行うに当たり、自国の法令及び手続に従い、輸入者に十分な協力を求める権利を有する。

7　現実に支払われた又は支払われるべき価格とは、買手が売手に対して又は買手が売手の負っている債務を弁済するために第三者に対して、輸入貨物の販売条件として現実に支払った又は支払うべきすべての額をいう。

船積み前検査に関する協定

加盟国は、

閣僚がウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉においては「世界貿易の一層の自由化及び拡大を実現すること」、「ガットの役割を強化すること」及び「変化する国際的な経済環境へのガット体制の対応を増進させること」を目標とすべきであることを千九百八十六年九月二十日に合意したことに留意し、

多数の開発途上加盟国が船積み前検査を利用していることに留意し、

輸入貨物の品質、数量又は価格を審査するために必要である限りにおいて開発途上国が船積み前検査を利用する必要性を認め、

このような検査の制度が不必要な遅延又は不平等な取扱いをもたらすことのないよう実施されなければならないことに留意し、

この検査がその用語の意義のとおり輸出加盟国の領域において実施されるものであることに留意し、

利用加盟国及び輸出加盟国の双方の権利及び義務に関する合意された国際的な枠組みを設定する必要性を認め、

千九百九十四年のガットの原則及び義務が世界貿易機関の加盟国の政府により委任された船積み前検査の機関の活動について適用されることを認め、

船積み前検査の機関の運営及び船積み前検査に関する法令について透明性を確保することが望ましいことを認め、

この協定の下で生ずる輸出者と船積み前検査の機関との間の紛争の迅速、効果的かつ衡平な解決について定めることを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条　適用範囲及び定義

1　この協定は、加盟国の領域において実施されるすべての船積み前検査の活動（加盟国の政府又は政府機関との契約によるものであるかこれらからの委任によるものであるかを問わない。）について適用する。

2　「利用加盟国」とは、自国の政府又は政府機関が船積み前検査の活動の利用について契約し又は委任する加盟国をいう。

3　「船積み前検査の活動」とは、利用加盟国の領域に輸出される貨物の品質、数量、価格（通貨の為替換算率及び支払条件を含む。）又は関税のための分類の審査に関連するすべての活動をいう。

4　「船積み前検査の機関」とは、加盟国が契約し又は委任する主体であって船積み前検査の活動を実施するものをいう。(注)

注　この4の規定は、加盟国に対し、自国の領域において他の加盟国の政府機関が船積み前検査の活動を実施することを認める義務を負わせるものではないと了解する。

第二条　利用加盟国の義務

無差別待遇

1　利用加盟国は、船積み前検査の活動が無差別な態様で実施されること並びに当該活動の実施に当たって用いられる手続及び規準が客観的であり、かつ、当該活動により影響を受けるすべての輸出者に対して平等に適用されることを確保する。利用加盟国は、自国が契約し又は委任した船積み前検査の機関のすべての検査員により検査が統一的に実施されることを確保する。

政府が課する要件

2　利用加盟国は、自国の法令及び要件に関連する船積み前検査の活動の過程においては、千九百九十四年のガット第三条4の規定が当該活動に関連を有する限りにおいて、同規定が遵守されることを確保する。

検査の場所

3　利用加盟国は、すべての船積み前検査の活動（検査結果の最終証明書の発行及びこれを発行しない旨の通知を行うことを含む。）が、貨物の輸出される関税地域において実施されること又は、船積み前検査が貨物の関連産品の複雑な性質にかんがみその輸出される関税地域において実施することができない場合若しくは当事者双方が合意する場合には、当該貨物の製造される関税地域において実施されることを確保する。

規格

4　利用加盟国は、数量及び品質の検査においては、購入契約において売手及び買手が定めた規格について当該検査が実施されること及び、このような規格がない場合には、関連する国際規格（注）が適用されることを確保する。

注　「国際規格」とは、すべての加盟国が加盟することのできる政府機関又は非政府機関であって、その認められた活動の一の活動が標準化であるものにより制定された規格をいう。

透明性の確保

5　利用加盟国は、船積み前検査の活動が透明性のある態様で実施されることを確保する。

6　利用加盟国は、船積み前検査の機関が輸出者から最初に連絡を受けたときに、検査の要件を満たすために当該輸出者にとって必要なすべての情報の表を当該機関が当該輸出者に提供することを確保する。船積み前検査の機関は、輸出者の要請に応じ、これらの情報を提供する。これらの情報には、船積み前検査の活動に関する利用加盟国の法令を含めるものとし、検査並びに価格及び通貨の為替換算率の審査のために用いられる手続及び規準、船積み前検査の機関に対する輸出者の権利並びに21の規定に基づき定める不服申立ての手続を含む。追加の手続上の要件又は存在する手続の変更は、検査の日が取り決められた時において関係輸出者がこれらの要件又は変更を通知されていない限り、当該船積みについては、適用しない。もっとも、千九百九十四年のガットの第二十条及び第二十一条に定める種類の緊急事態においては、当該追加の要件又は変更は、当該関係輸出者が通知される前の船積みについて適用することができるものとし、また、この6の適用除外は、輸入に関連する利用加盟国の規則の遵守について輸出者の義務を免除するものではない。

7　利用加盟国は、6の情報を輸出者が適当な態様で入手することができること及びこの情報を入手することができる窓口としての役割を船積み前検査の機関の維持する船積み前検査の事務所が果たすことを確保する。

8　利用加盟国は、政府（自国の政府を除く。）及び貿易業者が知ることができるような態様で、船積み前検査の活動に関連するすべての関係法令を速やかに公表する。

業務上の秘密の情報の保護

9　利用加盟国は、船積み前検査の機関が船積み前検査の過程において得たすべての情報が、公開されていない場合、第三者にとって一般に入手することができない場合又は公に知られていない場合には、当該機関が当該情報を業務上の秘密として取り扱うことを確保する。利用加盟国は、船積み前検査の機関がこのための手続を維持することを確保する。

10　利用加盟国は、9の規定を実施するためにとっている措置に関し、要請により加盟国に対して情報を提供する。この10の規定は、いかなる加盟国に対しても、秘密の情報の開示であって、船積み前検査の制度の効果を損なうこととなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を要求するものではない。

11　利用加盟国は、船積み前検査の機関が業務上の秘密の情報を第三者に対して漏らさないことを確保する。ただし、当該機関が自己と契約し又は自己に委任した政府機関に対しこの情報を提供することのある場合を除く。利用加盟国は、自国が契約し又は委任した船積み前検査の機関から得る業務上の秘密の情報が十分に保護されることを確保する。船積み前検査の機関は、業務上の秘密の情報が、信用状若しくは他の支払の形式のために慣習的に必要とされる情報又は税関の手続上、輸入許可上若しくは為替管理上の目的のために慣習的に必要とされる情報である限度において、当該情報を自己と契約し又は自己に委任した政府に対し提供する。

12　利用加盟国は、船積み前検査の機関が輸出者に対し次の事項に関する情報を提供するよう要請しないこ

とを確保する。

(a) 特許、免許若しくは公開されていない製造工程又は特許出願中の製造工程に関連する製造上の資料

(b) 強制規格又は任意規格に適合していることを示すために必要な資料以外の未公表の技術上の資料

(c) 内部価格（製造に係る費用を含む。）

(d) 利益水準

(e) 輸出者とその供給者との間の契約条件。ただし、船積み前検査の機関が検査を実施することができない場合は、この限りでない。この場合において、当該機関は、このために必要な情報のみを要請する。

13 12の情報で船積み前検査の機関が要請することができないものは、特定の事案を例証するため輸出者が自発的に公表することができる。

利益相反

14 利用加盟国は、船積み前検査の機関が9から13までに定める業務上の秘密の情報の保護に関する規定に留意して、次の利益相反を回避するための手続を維持することを確保する。

(a) 船積み前検査の機関とその関連機関であってその船積みを当該船積み前検査の機関が検査することとなっているもの（当該関連機関が資金上又は商業上の利害関係を有する機関及び当該船積み前検査の機関に資金上の利害関係を有する機関を含む。）との間の利益相反

(b) 船積み前検査の機関と他のいずれかの機関（船積み前検査の対象者を含み、その検査について契約し又は委任した政府機関を除く。）との間の利益相反

(c) 船積み前検査の過程の実施に必要な活動以外の活動に従事する船積み前検査の機関の部署間の利益相反

遅延

15 利用加盟国は、船積み前検査の機関が検査に当たり不当な遅延を回避することを確保する。利用加盟国は、船積み前検査の機関及び輸出者が検査の日について合意した場合には、当該機関がその日に検査を実施することを確保する。ただし、当該輸出者及び当該機関が相互の合意により検査の日を繰り延べる場合又は当該機関が当該輸出者若しくは不可抗力（注）により合意した検査の日に検査を実施することを妨げられた場合は、この限りでない。

注　この協定の適用上、「不可抗力」とは、契約の履行を免除することとなるような抵抗することができない強要又は強制及び予見することができない事態の進展をいう。

16 利用加盟国は、船積み前検査の機関が最終の書類を受領し、かつ、検査を完了した後五執務日以内に検査結果の最終証明書を発行すること又は発行しない理由を明記する詳細な説明書を提供することを確保する。利用加盟国は、後者の場合において、船積み前検査の機関が、輸出者に対し書面で自己の見解を提示する機会を与えること及び、当該輸出者が要請した場合には、双方に適当な最も早い日に再検査を実施するための措置をとることを確保する。

17 利用加盟国は、輸出者が要請した場合にはいつでも、船積み前検査の機関が貨物自体の検査の日前に輸出者と輸入者との間の契約、見積送り状及び可能なときは輸入許可申請書に基づき、価格及び可能なときは通貨の為替換算率の予備的な審査を行うことを確保する。利用加盟国は、貨物が輸入書類又は輸入許可書に合致している場合には、当該予備的な審査に基づき船積み前検査の機関が受け入れた価格又は通貨の為替換算率が取り消されないことを確保する。利用加盟国は、船積み前検査の機関が予備的な審査を行った後に価格若しくは通貨の為替換算率の受入れ又は、この受入れを行うことができない場合には、その詳細な理由のいずれかを書面により直ちに輸出者に通知することを確保する。

18 利用加盟国は、支払の遅延を回避するために船積み前検査の機関が輸出者又は輸出者の指定代理人に対しできる限り速やかに検査結果の最終証明書を送付することを確保する。

19 利用加盟国は、検査結果の最終証明書に誤記がある場合において、船積み前検査の機関が当該誤記を訂正し、かつ、訂正された情報を適当な当事者に対しできる限り速やかに送付することを確保する。

価格の審査

20 利用加盟国は、価格が過大及び過小に見積もられた送り状の作成及び詐欺を防止するため、船積み前検査の機関が次の指針により価格の審査（注）を行うことを確保する。

注　関税評価に関連して船積み前検査の機関が行う役務の提供に関し、利用加盟国は、千九百九十四年のガット及び世界貿易機関協定の附属書一Aに掲げられている他の多角的貿易協定において受け入れた義務を負う。

(a) 船積み前検査の機関は、自己が行った輸出者と輸入者との間で合意された契約価格についての不満足の認定が(b)から(e)までに定める規準に合致する審査手続に基づいたものであることを証明することができる場合にのみ、当該契約価格を拒否する。

(b) 船積み前検査の機関は、輸出価格の審査のための価格の比較を、同一の輸出国から同時又はほぼ同時に、競争的なかつ同等の販売条件の下で、商慣行に従い、かつ、適用可能な水準の割引を行って輸出した同種又は類似の貨物の価格に基づいて行う。この比較は、次のことに基づかなければならない。

(i) 輸入国及び価格の比較のために用いられた国に関する関連の経済的要素を考慮に入れて、比較の有効な基礎となる価格のみを用いること。

(ii) 船積み前検査の機関が積荷に対して最低価格を恣意的に課するため他の輸入国への輸出のために提供された貨物の価格を援用しないこと。

(iii) 船積み前検査の機関が(c)に掲げる特定の要素を考慮に入れること。

(iv) 船積み前検査の機関が審査手続のいずれの段階においても、輸出者に対しその価格を説明する機会

を与えること。

(c) 船積み前検査の機関は、価格の審査を行う場合には、売買契約の条件及び取引に係る一般に適用可能な調整要素について適当な考慮を払う。これらの要素には、売買の商業上の水準及び数量、引渡しの期間及び条件、価格の自動調整条項、品質についての仕様、特別なデザイン特性、特別な船積み又は梱包についての仕様、受注量、スポット販売、季節的影響、ライセンス料又は知的所有権に係る他の使用料並びに契約の一部として提供される役務（慣習的にこれらの役務に係る送り状が別立てにされない場合に限る。）を含むが、これらに限定されない。また、これらの要素には、輸出価格に関連する要素、例えば、輸出者と輸入者との間の契約上の関係を含める。

(d) 運送費の審査は、輸送方法についての、合意された輸出国の価格であって、売買契約に記載されているもののみ関して行われるものとする。

(e) 次のものは、価格の審査のために用いてはならない。

(i) 輸入国において生産された貨物の当該輸入国における販売価格

(ii) 輸出国以外の国から輸出される貨物の価格

(iii) 生産費

(iv) 恣意的な又は架空の価格又は価額

不服申立ての手続

21 利用加盟国は、船積み前検査の機関が輸出者によって提起される苦情を受け付け及び審査し並びにこれについて決定を行うための手続を定めること並びに当該手続に関する情報が6及び7の規定に従って輸出者に提供されることを確保する。利用加盟国は、次の指針に従って当該手続が定められ及び維持されることを確保する。

(a) 船積み前検査の機関は、船積み前検査に係る管理運営事務所を維持する各都市又は各港において通常の執務時間中に輸出者の不服申立て又は苦情を受け付け及び審査し並びにこれについて決定を行うことができる一人以上の職員を指名する。

(b) 輸出者は、指名された職員に対し、問題となっている特定の取引に関する事実、苦情の性質及び解決案を記載した文書を提出する。

(c) 指名された職員は、輸出者の苦情に好意的な配慮を払うものとし、(b)の文書の受領後できる限り速やかに決定を行う。

特例

22 利用加盟国は、例外的な場合を除くほか、積荷（分割船積みによるものを除く。）の価額が自国の定める最低価額であってそのような積荷に適用されるものを下回るときは、この条の規定の特例として当該積荷に関し船積み前検査が実施されてはならないことを定める。6の規定に基づいて輸出者に提供される情報には、この最低価額を含める。

第三条　輸出加盟国の義務

無差別待遇

1 輸出加盟国は、船積み前検査の活動に関する自国の法令を無差別に適用することを確保する。

透明性の確保

2 輸出加盟国は、政府（自国の政府を除く。）及び貿易業者が知ることのできるような態様で船積み前検査の活動に関する適用可能なすべての法令を速やかに公表する。

技術援助

3 輸出加盟国は、要請があった場合には、利用加盟国に対し、相互に合意する条件でこの協定の目的を達成するための技術援助を供与することを提案する。(注)

注　この技術援助は、二国間、複数国間又は多数国間で供与することができるものと了解する。

第四条　独立の審査手続

加盟国は、船積み前検査の機関及び輸出者が相互に当事者間の紛争を解決することを促進する。もっとも、第二条21の規定に基づく苦情の提出の後二執務日目の日からいずれの当事者もその紛争を独立の審査に付することができる。このため、加盟国は、次の手続が定められ及び維持されることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(a) この(a)から(h)までに規定する手続は、この協定の適用上、船積み前検査の機関を代表する団体及び輸出者を代表する団体が共同で設置する独立の機関が運用する。

(b) (a)の独立の機関は、次の部から成る専門家の名簿を作成する。

(i) 船積み前検査の機関を代表する団体が指名する委員の部

(ii) 輸出者を代表する団体が指名する委員の部

(iii) (a)の独立の機関が指名する独立の貿易専門家の部

この名簿の専門家の地理的配分は、(a)から(h)までに規定する手続に基づいて提起される紛争を速やかに処理することができるようなものとする。この名簿は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後二箇月以内に作成し、毎年更新する。この名簿は、公に入手可能なものとする。この名簿は、事務局に通報され、すべての加盟国に配布される。

(c) 紛争を提出することを希望する輸出者又は船積み前検査の機関は、(a)の独立の機関に連絡し、小委員会の設置を要請する。(a)の独立の機関は、小委員会の設置について責任を負う。小委員会は、三人の委員で構成する。小委員会の委員の選定は、不必要な支出及び遅延を回避するように行う。第一の委員は、

当該船積み前検査の機関が(b)(i)の名簿の部から選定する。ただし、当該委員は、当該船積み前検査の機関と関係を有しない者とする。第二の委員は、当該輸出者が(b)(ii)の名簿の部から選定する。ただし、当該委員は、当該輸出者と関係を有しない者とする。第三の委員は、(a)の独立の機関が(b)(iii)の名簿の部から選定する。(b)(iii)の名簿の部から選定された独立の貿易専門家については、その選定に対し異議を申し立てることができない。

(d) (b)(iii)の名簿の部から選定された独立の貿易専門家は、小委員会の議長として職務を遂行する。その独立の貿易専門家は、小委員会による紛争の迅速な解決を確保するための必要な決定（例えば、事案に関する事実について委員の会合が必要であるかないか及び、これが必要である場合には、問題となっている検査の場所を考慮に入れて当該会合をどこで開催するかについての決定）を行う。

(e) 紛争当事者が合意する場合には、(a)の独立の機関は、問題となっている紛争を審査するため、(b)(iii)の名簿の部から一人の独立の貿易専門家を選定することができる。当該独立の貿易専門家は、例えば、問題となっている検査の場所を考慮に入れて、紛争の迅速な解決を図るための必要な決定を行う。

(f) 審査は、紛争に係る検査の過程において紛争当事者がこの協定の規定を遵守していたかいなかったかを決定することを目的とする。この手続は、迅速に行われ、及び双方の当事者に対し直接に又は書面により自己の意見を述べる機会が与えられるものとする。

(g) 三人の委員で構成される小委員会の決定は、過半数による議決で行う。紛争に関する決定は、独立の審査を要請した日から八執務日以内に行い、紛争当事者に通知する。この期限は、紛争当事者の合意により延長することができる。小委員会又は独立の貿易専門家は、事案の決定内容に基づき、費用を割り当てる。

(h) 小委員会の決定は、紛争当事者である船積み前検査の機関及び輸出者を拘束する。

第五条　通報

加盟国は、世界貿易機関協定が当該加盟国について効力を生ずる日に、この協定を実施するための自国の法令の写し及び船積み前検査に関するその他の法令の写しを事務局に提出する。船積み前検査に関する法令の変更は、その変更が正式に公表される前に実施してはならない。当該変更は、その公表後速やかに事務局に通報する。事務局は、この情報を入手することができる旨を加盟国に通報する。

第六条　検討

閣僚会議は、世界貿易機関協定の効力発生の日から二年を経過した後に、及びその後は三年ごとに、この協定の目的及びこの協定の運用により得られた経験を考慮に入れて、この協定の規定、実施及び運用について検討する。閣僚会議は、その検討の結果、この協定の規定を改正することができる。

第七条　協議

加盟国は、要請により、この協定の運用に影響を及ぼす事項に関して他の加盟国と協議する。この場合において、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条の規定は、この協定について準用する。

第八条　紛争解決

この協定の運用に関する加盟国間の紛争は、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十三条の規定に従うものとする。

第九条　最終規定

1　加盟国は、この協定の実施のために必要な措置をとる。

2　加盟国は、自国の法令がこの協定の規定に反しないことを確保する。

原産地規則に関する協定

加盟国は、

閣僚がウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉においては「世界貿易の一層の自由化及び拡大を実現すること」、「ガットの役割を強化すること」及び「変化する国際的な経済環境へのガット体制の対応を増進させること」を目標とすべきであることを千九百八十六年九月二十日に合意したことに留意し、

千九百九十四年のガットの目的を達成することを希望し、

明確な、かつ、予見可能性のある原産地規則及びその適用が国際貿易の流れを促進することを認め、

原産地規則自体が貿易に対する不必要な障害とならないことを確保することを希望し、

原産地規則が千九百九十四年のガットに基づく加盟国の権利を無効にし又は侵害しないことを確保することを希望し、

原産地規則に関する法令及び慣行に透明性を与えることが望ましいことを認め、

原産地規則の作成及び適用について、公平性、透明性、予見可能性、一貫性及び中立性を確保することを希望し、

この協定の下で生ずる紛争の迅速、効果的かつ衡平な解決のための手続及び協議の機構が利用可能であることを認め、

原産地規則を調和させ及び明瞭（注）なものとすることを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一部　定義及び適用範囲

第一条　原産地規則

1　第一部から第四部までの規定の適用上、「原産地規則」とは、物品の原産国を決定するために加盟国が適用する法令及び一般に適用される行政上の決定をいう。ただし、千九百九十四年のガット第一条1の規定の適用を受けない特恵関税を供与するための自律的な又は合意に基づく貿易制度に関連する原産地規則を除く。

2　1に規定する原産地規則には、次のものの適用に当たり非特恵的な通商政策の手段において用いられるすべての原産地規則を含む。

千九百九十四年のガットの第一条から第三条まで並びに第十一条及び第十三条のいずれかの規定に基づく最恵国待遇

千九百九十四年のガット第六条の規定に基づくダンピング防止税又は相殺関税

千九百九十四年のガット第十九条の規定に基づくセーフガード措置

千九百九十四年のガット第九条の規定に基づく原産地表示の要件

差別的数量制限又は関税割当て

当該原産地規則には、政府調達又は貿易統計のために用いられる原産地規則も含む（注）。

注　この2の規定は、「国内産業」若しくは「国内産業の同種の産品」又はこれらと同様の用語（その適用対象のいかんを問わない。）を定義するために行われる決定を妨げるものではない。

第二部　原産地規則の適用を律する規律

第二条　経過期間における規律

加盟国は、第四部に定める原産地規則の調和のための作業計画が完了するまでの間、次のことを確保する。

(a)　一般に適用される行政上の決定を行う場合において、満たされるべき要件を明確に定めること。特に、

(i)　関税上の分類の変更に係る基準を適用するときは、そのような原産地規則及びその例外の対象となる関税品目表の号又は項を明確に特定すること。

(ii)　従価比率に係る基準を適用するときは、従価比率を計算する方法も原産地規則において示すこと。

(iii)　製造作業又は加工作業に係る基準を定めるときは、物品の原産地を決定する製造作業又は加工作業を正確に特定すること。

(b)　自国の原産地規則を、関連する通商政策の措置又は手段のいかんを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いないこと。

(c)　原産地規則自体が国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるような結果をもたらさないこと。原産国を決定するための前提として、原産地規則が不当に厳格な要件を課するものでないこと及び製造又は加工に関連のない一定の条件を満たすことを要求するものでないこと。ただし、(a)の規定に適合した従価比率に係る基準の適用上、製造又は加工に直接関連のない費用を含めることができる。

(d)　輸入品及び輸出品について適用する原産地規則が、物品が国内産品であるかないかを決定するために適用する原産地規則よりも厳しいものでないこと及び当該物品の製造者の提携関係にかかわらず、他の加盟国の間で差別的でないこと（注）。

注　政府調達について適用する原産地規則に関しては、この(d)の規定は、千九百九十四年のガットに基づき加盟国が既に負っている義務以外の義務を生じさせるものではない。

(e)　原産地規則を一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用すること。

(f)　原産地規則が積極的な基準に基づくこと。原産地とならない場合を示す原産地規則（消極的な基準）は、積極的な基準の明確化の一部として又は積極的な基準による原産地の決定が必要でない個別の事例において許容される。

(g)　原産地規則に関連する自国の法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を千九百九十四年のガット第十条1の規定の対象となる法令及び決定と同様に公表すること。

(h)　必要なすべての情報が提出されている場合には、輸出者、輸入者又は正当な事由を有するいずれかの者の要請により、物品について付与することとなる原産地の認定をできる限り速やかに、遅くとも当該認定の要請の後百五十日（注）以内に行うこと。当該認定の要請については、当該物品の貿易が開始される前に受理することとするが、その後のいずれの時点においても受理することができる。当該認定を行う基礎となった事実及び条件（原産地規則を含む。）が引き続き同様である場合には、当該認定は、三年間有効とする。ただし、(j)に規定する審査において当該認定に反する決定が行われた場合には、関係当事者が事前に通知されることを条件として、当該認定は、効力を失う。当該認定は、(k)の規定に従うことを条件として、公に入手可能なものとする。

注　世界貿易機関協定の効力発生の日から一年間に行われた要請については、加盟国は、その要請に関する認定をできる限り速やかに行うことのみが要求される。

(i)　原産地規則を変更し又は新たな原産地規則を導入する場合には、自国の法令が適用されるときを除くほか、当該原産地規則の変更又は新たな原産地規則について遡及適用（その意味は自国の法令による。）を行わないこと。

(j)　原産地の決定に関連してとる行政上のいかなる措置も、この決定を行う当局から独立した司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって当該決定を修正し又は覆すことができるものによって速やかに審査され得ること。

(k)　その性質上秘密とされるべき情報又は秘密のものとして原産地規則の適用のために提供された情報が関係当局により厳重に秘密のものとして取り扱われること。関係当局が、その情報を提供した者又は政府の明示的な同意を得ないで、その情報の内容を開示しないこと。ただし、司法手続において情報の開

示が要求される場合は、この限りでない。

第三条　経過期間後の規律

加盟国は、第四部に定める規則の調和のための作業計画の成果として調和のとれた原産地規則の確立を達成するというすべての加盟国の目的を考慮して、当該作業計画の結果の実施に当たり、次のことを確保する。

(a)　第一条に定めるすべての目的のために原産地規則を平等に適用すること。

(b)　原産地規則に基づき特定の物品の原産地であると決定される国は、当該物品が完全に生産された国又は、当該物品の生産に二以上の国が関与している場合には、最後の実質的な変更が行われた国のいずれかとすること。

(c)　輸入品及び輸出品について適用する原産地規則が、物品が国内産品であるかないかを決定するために適用する原産地規則よりも厳しいものでないこと及び当該物品の製造者の提携関係にかかわらず、他の加盟国の間で差別的でないこと。

(d)　原産地規則を一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用すること。

(e)　原産地規則に関連する自国の法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を千九百九十四年のガット第十条1の規定の対象となる法令及び決定と同様に公表すること。

(f)　必要なすべての情報が提出されている場合には、輸出者、輸入者又は正当な事由を有するいずれかの者の要請により、物品について付与することとなる原産地の認定をできる限り速やかに、遅くとも当該認定の要請の後百五十日以内に行うこと。当該認定の要請については、当該物品の貿易が開始される前に受理することとするが、その後のいずれの時点においても受理することができる。当該認定を行う基礎となった事実及び条件（原産地規則を含む。）が引き続き同様である場合には、当該認定は、三年間有効とする。ただし、(h)に規定する審査において当該認定に反する決定が行われた場合には、関係当事者が事前に通知されることを条件として、当該認定は、効力を失う。当該認定は、(i)の規定に従うことを条件として、公に入手可能なものとする。

(g)　原産地規則を変更し又は新たな原産地規則を導入する場合には、自国の法令が適用されるときを除くほか、当該原産地規則の変更又は新たな原産地規則について遡及適用（その意味は自国の法令による。）を行わないこと。

(h)　原産地の決定に関連してとる行政上のいかなる措置も、この決定を行う当局から独立した司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって当該決定を修正し又は覆すことができるものによって速やかに審査され得ること。

(i)　その性質上秘密とされるべき情報又は秘密のものとして原産地規則の適用のために提供された情報が関係当局により厳重に秘密のものとして取り扱われること。関係当局が、その情報を提供した者又は政府の明示的な同意を得ないで、その情報の内容を開示しないこと。ただし、司法手続において情報の開示が要求される場合は、この限りでない。

第三部　通報、検討、協議及び紛争解決の手続に関する制度

第四条　機関

1　この協定により、各加盟国の代表で構成する原産地規則に関する委員会（この協定において「委員会」という。）を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、第一部から第四部までの規定の実施又はこれらの部に定める目的の達成に関連する事項について協議する機会を加盟国に与えるため必要に応じ（少なくとも年一回）会合し、この協定に基づく任務又は物品の貿易に関する理事会により与えられた任務を遂行する。委員会は、適当な場合には、2に規定する技術委員会に対し、この協定に関連する事項に関する情報及び助言を要請する。委員会は、また、技術委員会に対し、この協定の目的の達成のために適当と認めるその他の作業を要請することができる。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

2　附属書Ⅰに定めるところにより、関税協力理事会の主催する原産地規則に関する技術委員会（この協定において「技術委員会」という。）を設置する。技術委員会は、第四部及び附属書Ⅰに定める技術的作業を実施する。技術委員会は、適当な場合には、委員会に対し、この協定に関連する事項に関する情報及び助言を要請する。技術委員会は、また、委員会に対し、この協定の目的の達成のために適当と認めるその他の作業を要請することができる。関税協力理事会事務局は、技術委員会の事務局として行動する。

第五条　原産地規則の変更又は新たな原産地規則の導入のための情報及び手続

1　加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生じた日の後九十日以内に、同協定が自国について効力を生じた日に有効な自国の原産地規則並びに原産地規則に関連する司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を事務局に提出する。加盟国は、過失により原産地規則を提出しなかった場合には、その事実が判明した後直ちに当該原産地規則を提出する。事務局が受領した情報であって提供し得るものの一覧表は、事務局が加盟国に送付する。

2　第二条に規定する経過期間中に原産地規則（この条の規定の適用上、事務局に提出されていないものを含め、1に規定されたすべての原産地規則を含む。）を変更し（軽微な変更を除く。）又は新たな原産地規則を導入する加盟国は、その意図を、利害関係を有する者が知ることのできるように、変更された又は新たな原産地規則の効力発生の少なくとも六十日前に公告する。ただし、当該加盟国について例外的な状況が生じ又は生ずるおそれがある場合は、この限りでない。このような例外的な場合において、当該加盟国は、当該変更された又は新たな原産地規則を可能な限り速やかに公表する。

第六条　検討

1　委員会は、この協定の目的を考慮に入れて、毎年第二部及び第三部の規定の実施及び運用について検討

する。委員会は、その検討の対象となった期間における進展について物品の貿易に関する理事会に毎年通報する。

2　委員会は、第一部から第三部までの規定を検討し、及び必要に応じ、規則の調和のための作業計画の結果を反映させるための改正を提案する。

3　委員会は、技術委員会と協力の上、第九条に定める目的及び原則を考慮して、規則の調和のための作業計画の結果を検討し及びその改正を提案するための仕組みを設ける。この仕組みは、技術の変化の影響を受けた新たな生産工程を考慮するため、原産地規則を一層機能的なものとし又は最新のものとすることが必要な場合をも対象とすることができる。

第七条　協議

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条の規定は、この協定について準用する。

第八条　紛争解決

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十三条の規定は、この協定について準用する。

第四部　原産地規則の調和

第九条

目的及び原則

1　閣僚会議は、原産地規則を調和させること及び特に世界貿易の運営に一層の確実性を与えることを目的として、関税協力理事会との連携により、次の原則に基づき2に定める作業計画を実施する。

(a)　原産地規則には、特定の物品の原産地であると決定される国は、当該物品が完全に生産された国又は、当該物品の生産に二以上の国が関与している場合には、最後の実質的な変更が行われた国のいずれかとすることを規定すべきであること。

(b)　原産地規則が第一条に定めるすべての目的のために平等に適用されるべきであること。

(c)　原産地規則が客観的な、理解し易く、かつ、予見可能性のあるものであるべきであること。

(d)　原産地規則を、関連する措置又は手段のいかんを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いるべきではないこと。原産地規則自体が国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるような結果をもたらすものであってはならないこと。原産国を決定するための前提として、原産地規則が不当に厳格な要件を課するものであってはならないこと及び製造又は加工に関連のない一定の条件を満たすことを要求するものであってはならないこと。ただし、従価比率に係る基準の適用上、製造又は加工に直接関連のない費用を含めることができる。

(e)　原産地規則が一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用し得るものであるべきであること。

(f)　原産地規則が整合性のあるものであるべきであること。

(g)　原産地規則が積極的な基準に基づくべきであること。消極的な基準は、積極的な基準を明確にするために用いることができる。

作業計画

2(a)　作業計画は、世界貿易機関協定の効力発生の後できる限り速やかに開始することとし、その開始後三年以内に完了するものとする。

(b)　第四条に規定する委員会及び技術委員会は、この作業を実施するための適当な機関とする。

(c)　委員会は、関税協力理事会による詳細な資料の提供が行われるようにするため、1に掲げる原則に基づき次の作業から生ずる解釈及び意見を提供するよう技術委員会に要請する。これらの作業については、規則の調和のための作業計画を適時に完了することを確保するため、統一システム品目表の種々の類又は部によって表示される産品部門ごとに実施する。

(i)　一の国において完全に生産された物品及び軽微な作業又は加工

技術委員会は、次の事項について調和のとれた定義を作成する。

一の国において完全に生産されたと認められる物品。このような物品について定義を作成する作業は、可能な限り具体的なものとする。

軽微な作業又は加工（ある物品に対しそれ自体では当該物品の原産地を決定しないもの）

この(i)の規定に基づく作業の結果については、委員会からの要請を受けた後三箇月以内に委員会に提出する。

(ii)　実質的変更（関税分類の変更）

技術委員会は、実質的変更基準に基づき、特定の産品又は産品部門の原産地規則を作成するに当たって、統一システム品目表の号又は項の変更を用いること及び、適当な場合には、実質的変更基準を満たす統一システム品目表における最小限の変更について検討し、及び詳細に定める。

技術委員会は、この(ii)の規定に基づく作業の結果を少なくとも四半期ごとに委員会に提出するため、統一システム品目表の類又は部を考慮しつつ、産品に従って当該作業を割り当てる。技術委員会は、委員会からの要請を受けた後一年三箇月以内に当該作業を完了する。

(iii)　実質的変更（補足的な基準）

統一システム品目表を用いることのみによっては実質的変更を明確に定めることができない場合には、技術委員会は、各産品部門又は個々の産品の部類について(ii)の作業を行った後、次のことを行う。

実質的変更基準に基づき、特定の産品又は産品部門の原産地規則を作成するに当たって従価比率(注1)、製造作業又は加工作業(注2)その他の要件を補足的に又は単独で用いることについて検討し、及び詳細に定めること。

注1　従価比率に係る基準を設ける場合には、従価比率を計算する方法も原産地規則において示す。

注2　製造作業又は加工作業に係る基準を設ける場合には、産品の原産地を決定する製造作業又は加工作業を正確に特定する。

自己の提案について必要に応じ説明を行うこと。

この(a)の規定に基づく作業の結果を少なくとも四半期ごとに委員会に提出するため、統一システム品目表の類又は部を考慮しつつ、産品に従って当該作業を割り当てること。技術委員会は、委員会からの要請を受けた後二年三箇月以内に当該作業を完了する。

委員会の役割

3　1に掲げる原則に基づき、

(a)　委員会は、技術委員会の解釈及び意見を承認するため2(c)の(i)から(iii)までに定める時間的枠組みに従い、当該解釈及び意見を定期的に検討する。委員会は、技術委員会の作業を精緻若しくは入念なものとし又は新たな方法を作成するよう技術委員会に要請することができる。技術委員会を支援するため、委員会は、追加的な作業を要請する理由を提示し、及び適当な場合には代わりの方法を提案すべきである。

(b)　委員会は、2(c)の(i)から(iii)までに規定するすべての作業が完了した後、その結果を全体の整合性の観点から検討する。

規則の調和のための作業計画の結果及びその後の作業

4　閣僚会議は、この協定の不可分の一部として、規則の調和のための作業計画の結果を附属書に定める(注)。閣僚会議は、この附属書の効力発生のための時間的枠組みを定める。

注　閣僚会議は、関税分類に関連する紛争解決に関する取決めを行うことについて同時に検討する。

附属書I　原産地規則に関する技術委員会

任務

1　技術委員会は、次の通常の任務を有する。

(a)　技術委員会の構成国の要請に応じ、加盟国の原産地規則の日々の運用に起因する特定の技術的事項を検討し、及び提示された事実関係を考慮に入れた問題の適切な解決についての勧告的意見を述べること。

(b)　物品の原産地の決定に関する問題につき、加盟国又は委員会の要請する情報及び助言を提供すること。

(c)　この協定の運用に関する技術的側面についての定期的な報告を作成し、及び配布すること。

(d)　第二部及び第三部の規定の実施及び運用に関する技術的側面を毎年検討すること。

2　技術委員会は、委員会が要請するその他の任務を遂行する。

3　技術委員会は、特定の事項、特に加盟国又は委員会により付託された事項に関する作業を妥当な期間内に完了するよう努める。

代表

4　各加盟国は、技術委員会に代表を出す権利を有する。各加盟国は、技術委員会における自国の代表として、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を指名することができる。技術委員会に代表を出した加盟国は、以下、技術委員会の「構成国」という。技術委員会の構成国の代表は、技術委員会の会合において顧問を同席させることができる。世界貿易機関事務局は、オブザーバーの資格で会合に出席することができる。

5　関税協力理事会の構成国であって世界貿易機関の加盟国でない国は、技術委員会の会合に一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を出すことができる。これらの代表及び代表代理は、技術委員会の会合にオブザーバーとして出席する。

6　関税協力理事会の事務総局長（この附属書において「事務総局長」という。）は、技術委員会の議長の承認を得て、世界貿易機関の加盟国でなく関税協力理事会の構成国でもない国の代表及び貿易に関する政府間機関の代表に対し、オブザーバーとして技術委員会の会合に出席するよう招請することができる。

7　技術委員会の会合に対する代表、代表代理及び顧問の指名については、事務総局長に通報する。

会合

8　技術委員会は、必要に応じ（少なくとも年一回）会合する。

手続

9　技術委員会は、議長を選出するものとし、その手続を定める。

附属書II　特恵に係る原産地規則に関する共同宣言

1　加盟国は、一部の加盟国が非特恵に係る原産地規則と別個の特恵に係る原産地規則を適用していることを認め、ここに次のとおり合意する。

2　この共同宣言の適用上、「特恵に係る原産地規則」とは、千九百九十四年のガット第一条1の規定の適用

を受けない特恵関税を供与するための自律的な又は合意に基づく貿易制度の下で、物品が特恵的な待遇を受けるための連絡性の有無を決定するため加盟国が適用する法令及び一般に適用される行政上の決定をいう。

3　加盟国は、次のことを確保することを合意する。

(a)　一般に適用される行政上の決定を行う場合において、満たされるべき要件を明確に定めること。特に、

(i)　関税上の分類の変更に係る基準を適用するときは、特恵に係るそのような原産地規則及びその例外の対象となる関税品目表の号又は項を明確に特定すること。

(ii)　従価比率に係る基準を適用するときは、従価比率を計算する方法も特恵に係る原産地規則において示すこと。

(b)　特恵に係る原産地規則が積極的な基準に基づくこと。特恵に係る原産地とならない場合を示す特恵に係る原産地規則（消極的な基準）は、積極的な基準の明確化の一部として又は積極的な基準による特恵に係る原産地の決定が必要でない個別の事例において許容される。

(c)　特恵に係る原産地規則に関連する自国の法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を千九百九十四年のガット第十条1の規定の対象となる法令及び決定と同様に公表すること。

(d)　必要なすべての情報が提出されている場合には、輸出者、輸入者又は正当な事由を有するいずれかの者の要請により、物品について付与することとなる特恵に係る原産地の認定をできる限り速やかに、遅くとも当該認定の要請の後百五十日（注）以内に行うこと。当該認定の要請については、当該物品の貿易が開始される前に受理することとするが、その後のいずれの時点においても受理することができる。当該認定を行う基礎となった事実及び条件（特恵に係る原産地規則を含む。）が引き続き同様である場合には、当該認定は、三年間有効とする。ただし、(f)に規定する審査において当該認定に反する決定が行われた場合には、関係当事者が事前に通知されることを条件として、当該認定は、効力を失う。当該認定は、(g)の規定に従うことを条件として、公に入手可能なものとする。

注　世界貿易機関協定の効力発生の日から一年間に行われた要請については、加盟国は、その要請に関する認定をできる限り速やかに行うことのみが要求される。

(e)　特恵に係る原産地規則を変更し又は特恵に係る新たな原産地規則を導入する場合には、自国の法令が適用されるときを除くほか、当該特恵に係る原産地規則の変更又は特恵に係る新たな原産地規則について遡及適用（その意味は自国の法令による。）を行わないこと。

(f)　特恵に係る原産地の決定に関連してとる行政上のいかなる措置も、この決定を行う当局から独立した司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって当該決定を修正し又は覆すことができるものによって速やかに審査され得ること。

(g)　その性質上秘密とされるべき情報又は秘密のものとして特恵に係る原産地規則の適用のために提供された情報が関係当局により厳重に秘密のものとして取り扱われること。関係当局が、その情報を提供した者又は政府の明示的な同意を得ないで、その情報の内容を開示しないこと。ただし、司法手続において情報の開示が要求される場合は、この限りでない。

4　加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生じた日に有効な特恵に係る自国の原産地規則（自国が適用する特恵的な取極、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定であって当該特恵に係る原産地規則に関連するものの一覧表を含む。）を事務局に対し速やかに提出することを合意する。更に、加盟国は、特恵に係る自国の原産地規則の変更又は特恵に係る新たな原産地規則をできる限り速やかに事務局に送付することを合意する。事務局が受領した情報であって提供し得るものの一覧表は、事務局が加盟国に送付する。

輸入許可手続に関する協定

加盟国は、

多角的貿易交渉に考慮を払い、

千九百九十四年のガットの目的を達成することを希望し、

開発途上加盟国の貿易上、開発上及び資金上の特別のニーズに留意し、

自動輸入許可は一定の目的のために有用であること及び自動輸入許可が貿易を制限するために用いられるべきでないことを認め、

千九百九十四年のガットの関連規定によりとられた措置等を実施するために輸入許可を用いることができることを認め、

輸入許可手続に適用される千九百九十四年のガットの規定を認め、

輸入許可手続が千九百九十四年のガットの原則及び義務に反する方法で用いられないことを確保することを希望し、

輸入許可手続の運用が適当でないことが国際貿易の流れを妨げることのあることを認め、

輸入許可手続、特に非自動輸入許可の手続が透明かつ予見可能な方法で運用されるべきであることを確信し、

非自動輸入許可の手続が関連措置を実施するために絶対に必要とされる限度を超えて事務的に負担となる

べきでないことを認め、

国際貿易における行政上の手続及び慣行を簡易にし、かつ、透明なものにすること並びにこれらの手続及び慣行の公正かつ衡平な実施及び適用を確保することを希望し、

協議のための機構を定めること及びこの協定の下で生ずる紛争の迅速、効果的かつ衡平な解決について定めることを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条　一般規定

1　この協定の適用上、「輸入許可手続」とは、輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続であって、輸入加盟国の関税地域への輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するもの（注）をいう。

注　「許可手続」その他これに類する行政上の手続

2　加盟国は、輸入許可制度を実施するための行政上の手続の運用が適当でないことから生ずることのある貿易阻害を防止するため、開発途上加盟国の経済開発上の目的並びに資金上及び貿易上のニーズを念頭に置きつつ、これらの手続がこの協定によって解釈される千九百九十四年のガット（附属書及び議定書を含む。）の関連規定に適合することを確保する（注）。

注　この協定のいかなる規定も、輸入許可手続により実施される措置の根拠、適用対象又は適用期間がこの協定の下で問題とされることを意味するものと解してはならない。

3　輸入許可手続に関する規則は、公平に適用され、かつ、公正かつ衡平な方法で運用されるものとする。

4(a)　申請者が赴くべき行政機関並びに輸入許可の対象とされる産品の表は、第四条の規定に基づいて設置される輸入許可に関する委員会（この協定において「委員会」という。）に通報された刊行物において政府（注）及び貿易業者がこれらを知ることができるような方法で公表する。この公表は、実行可能な限り申請書の受理が開始される日の二十一日前に行うものとし、いかなる場合にも当該開始される日以前に行う。輸入許可手続に関する規則及び輸入許可の対象とされる産品の表についての例外、特別の取扱い及び変更の公表についても同様とする。更に、公表のための刊行物は、事務局が利用することができるようにしておく。

注　この協定の適用上、「政府」には、欧州共同体の権限のある当局を含むものとする。

(b)　書面による意見の提出を希望する加盟国は、要請することにより、その意見について討議する機会を与えられる。関係加盟国は、その意見及び討議の結果に妥当な考慮を払う。

5　申請書及び更新のための文書（適用がある場合）の様式は、可能な限り簡単なものでなければならない。輸入許可制度が適正に機能するために真に必要と認められる書類及び情報は、申請の際に要求されることがある。

6　申請及び更新（適用がある場合）の手続は、可能な限り簡単なものでなければならない。申請者は、申請のための適当な期間を与えられる。申請の締切日が設けられる場合には、その期間は、二十一日以上とし、かつ、その期間内に十分な数の申請が受理されなかったときは延長し得るものとすべきである。申請者は、一の申請について、一の行政機関にのみ赴けば足りるものとする。申請者が一の申請について二以上の行政機関に赴くことが真に不可欠である場合にも、四以上の行政機関に赴く必要があってはならない。

7　いかなる申請も、申請書の基本的な記載内容を変更することとはならない軽微な書類上の誤りを理由として却下されることはない。書類上又は手続上の脱漏又は誤りであっても不正な意図又は甚だしい怠慢によるものでないことが明らかなものに対する罰は、単なる警告に相当するものを超えるものであってはならない。

8　輸入許可を受けた輸入貨物は、運送中に生ずる差異、ばら積みに伴って生ずる差異その他の通常の商慣行において許容される差異により、その価額、数量又は重量が当該輸入許可に係る価額、数量又は重量とわずかに相違していることを理由として、拒否されることはない。

9　輸入許可を受けた輸入貨物の代金の支払に必要な外国為替については、当該輸入許可を受けた者が輸入許可を要しない貨物の輸入者と同様の条件で入手することができるようにしなければならない。

10　安全保障のための例外については、千九百九十四年のガット第二十一条の規定を準用する。

11　この協定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

第二条　自動輸入許可（注）

注　担保が要求される輸入許可手続であって輸入に対する制限的効果を有しないものについては、この条の規定を適用する。

1　「自動輸入許可」とは、申請に対する承認がすべての場合に与えられる輸入許可であって、かつ、2(a)に定める要件を満たすものをいう。

2　自動輸入許可の手続については、前条及び1の規定のほか、次の(a)及び(b)の規定（注）を適用する。

注　千九百七十九年の輸入許可手続に関する協定の締約国以外の開発途上加盟国であって(a)の(ii)及び(b)に定める要件を満たすことが困難であるものは、委員会に通告をすることにより、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日から二年を超えない期間、(a)の(ii)及び(b)の規定の適用を延期することができる。

(a)　自動輸入許可の手続は、自動輸入許可の対象とされる輸入に対して制限的効果を有することとなるよ

うな方法で運用してはならない。自動輸入許可の手続は、特に(i)から(iii)までに定める要件が満たされない場合には、貿易制限的な効果を有するものとみなす。

(i) 自動輸入許可の対象とされる産品に係る輸入業務に従事するために必要な輸入加盟国における法的要件を満たしている個人、企業及び団体が、自動輸入許可の申請及び取得についてひとしく資格を有すること。

(ii) 自動輸入許可の申請書を、貨物の通関前のいずれの執務日においても提出することができること。

(iii) 自動輸入許可の申請書が、適当な様式により、かつ、完全に記載された上提出された場合には、受理の後行政上可能な限り速やかに、かつ、遅くとも十執務日以内に承認されること。

(b) 加盟国は、他の適当な手続を用いることができない場合においては自動輸入許可の手続が必要となることのあることを認める。自動輸入許可の手続は、その導入を必要とした事情が存続する間、及びその背景にある行政上の目的をより適当な方法によって達成することができない間、維持することができる。

第三条　非自動輸入許可

1 非自動輸入許可の手続については、第一条の規定のほか、次の規定を適用する。「非自動輸入許可」とは、前条1に定める自動輸入許可以外の輸入許可をいう。

2 非自動輸入許可は、輸入制限を課することによって生ずる貿易制限的又は貿易阻害的な効果に加えて、輸入に対する貿易制限的又は貿易阻害的な効果を有するものであってはならない。非自動輸入許可の手続は、適用対象及び適用期間について、その手続によって実施される措置に見合ったものでなければならず、また、当該措置を実施するために絶対に必要とされる限度を超えて事務的に負担となってはならない。

3 輸入許可手続が数量制限の実施以外のことを目的とする場合には、加盟国は、他の加盟国及び貿易業者が輸入許可の付与又は分配の条件を知ることができるように十分な情報を公表する。

4 加盟国は、個人、企業又は団体が輸入許可手続に係る例外又は特別の取扱いを要請することを可能とする場合には、その事実を当該要請の方法に関する情報及び、可能な限りにおいて、当該要請が検討されることとなる状況の記述とともに第一条4の規定に従って公表する情報に含める。

5(a) 加盟国は、特定の産品の貿易について利害関係を有するいずれかの加盟国の要請があった場合には、次の事項に関するすべての情報を提供する。

(i) 輸入制限の実施

(ii) 最近の期間に係る与えられた輸入許可

(iii) (ii)の輸入許可の供給国間における分配

(iv) 実行可能なときは、輸入許可の対象とされる産品についての輸入統計（価額又は数量による統計）。

開発途上加盟国は、このために、追加的な行政上又は資金上の負担を求められない。

(b) 輸入許可によって割当てを実施している加盟国は、第一条4に定める期間内に、かつ、政府及び貿易業者が知ることができるような方法で、割当ての総数量又は総価額、割当ての開始日及び締切日並びにこれらについての変更を公表する。

(c) 輸入制限を実施している加盟国は、割当てを供給国間に配分する場合には、対象となっている産品の供給について利害関係を有する他のすべての加盟国に対し、その時における割当ての各供給国への配分に係る数量又は価額を速やかに通報するものとし、また、この情報を第一条4に定める期間内に、かつ、政府及び貿易業者が知ることができるような方法で公表する。

(d) 割当てを早急に開始する必要が生じた場合には、第一条4に規定する情報は、同条4に定める期間内に、かつ、政府及び貿易業者が知ることができるような方法で公表すべきである。

(e) 輸入加盟国における法的及び行政上の要件を満たしている個人、企業又は団体は、輸入許可の申請及び審査についてひとしく資格を有する。申請者は、輸入許可の申請が承認されなかった場合において、要請したときは、その理由を示されるものとし、また、輸入国の法令又は手続により異議を申し立て又は審査を請求する権利を有する。

(f) 申請の処理に要する期間は、加盟国にとってやむを得ない理由により不可能である場合を除くほか、申請を先着順に処理する場合には三十日以内でなければならず、また、すべての申請を同時に処理する場合には六十日以内でなければならない。後者の場合には、申請の処理に要する期間は、公表された申請期間の最終日の翌日から開始する。

(g) 輸入許可の有効期間は、合理的な期間でなければならず、輸入が行われることを妨げるような短い期間であってはならない。輸入許可の有効期間は、予見できない一時的な要求を満たすために輸入が必要とされる特別の場合を除くほか、遠隔地からの輸入が行われることを妨げるものであってはならない。

(h) 加盟国は、割当てを実施する場合には、与えられた輸入許可により輸入が行われることを妨げてはならず、また、割当ての完全な消化を阻害してはならない。

(i) 加盟国は、輸入許可を与える場合には、経済的に有意の量の産品について輸入許可を与えることが望ましいことを考慮に入れる。

(j) 加盟国は、輸入許可の分配に当たり、申請者の輸入実績を考慮すべきである。このことに関連し、過去に申請者に与えられた輸入許可が最近の代表的な期間において完全に消化されているかいないかを考慮すべきである。加盟国は、輸入許可が完全に消化されていない場合には、その理由を検討し、新規の輸入許可の分配に当たり、その理由を考慮に入れる。経済的に有意の量の産品について輸入許可を与えることが望ましいことを念頭に置きつつ、輸入許可の適当な分配を新規の輸入者に対して確保すること

についても考慮を払う。このことに関連し、開発途上加盟国、特に、後発開発途上加盟国の原産に係る産品を輸入する者に対しては、特別の考慮を払うべきである。

(k) 輸入許可によって実施される割当てが供給国間に配分されない場合には、輸入許可を受けた者（注）は、輸入する産品の供給国を選択することができるものとする。割当てが供給国間に配分される場合には、輸入許可は、供給国を指定して与える。

注　「割当てを受けた者」という場合もある。

(l) 第一条8の規定の適用において、輸入の量又は価額が輸入許可に係る量又は価額を超えた場合には、将来の輸入許可の分配においてその超えた分に見合った調整を行うことができる。

第四条　機関

各加盟国の代表で構成する輸入許可に関する委員会をこの協定により設置する。委員会は、議長及び副議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与えるため、必要に応じて会合する。

第五条　通報

1　加盟国は、輸入許可手続を新設し又は変更する場合には、その公表の後六十日以内に委員会に通報する。

2　輸入許可手続の新設の通報には、次の情報を含める。

(a) 輸入許可手続の対象とされる産品の表

(b) 資格に関する情報を得るための窓口

(c) 申請書の提出先である行政機関

(d) 輸入許可手続を公表する刊行物の日付及び名称

(e) 輸入許可手続が第二条に定める自動輸入許可又は第三条に定める非自動輸入許可のいずれに係るものであるか

(f) 自動輸入許可の手続の場合には、その行政上の目的

(g) 非自動輸入許可の手続の場合には、その手続により実施される措置

(h) ある程度の確度をもって推定することができる場合には、輸入許可手続の予想される適用期間。推定することができない場合には、当該適用期間についての情報が提供されない理由

3　輸入許可手続の変更の通報には、2に掲げる事項のうち変更の生ずるものを示す。

4　加盟国は、委員会に対し、第一条4の規定により要求される情報が公表されることとなる刊行物を通報する。

5　利害関係を有するいずれの加盟国も、他の加盟国が輸入許可手続の新設又は変更を1から3までの規定に従って通報していないと認める場合には、当該他の加盟国の注意を喚起することができる。その後速やかに通報が行われなかった場合には、当該利害関係を有する加盟国は、当該輸入許可手続の新設又は変更（すべての利用可能な関連情報を含む。）を通報することができる。

第六条　協議及び紛争解決

この協定の実施に影響を及ぼす問題に関する協議及び紛争解決については、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の例によるものとする。

第七条　検討

1　委員会は、この協定の目的、権利及び義務を考慮に入れて、必要に応じ、少なくとも二年に一回、この協定の実施及び運用について検討する。

2　事務局は、委員会の検討の基礎とするため、第五条の規定により提供される情報、輸入許可手続に関する年次質問書（注）への回答その他委員会が利用可能な信頼し得る関連情報に基づき事実関係についての報告書を作成する。この報告書には、これらの情報（特に検討の対象となった期間中における変更又は進展を示すもの）その他委員会が合意する情報の概要を含める。

注　当初は千九百七十一年三月二十三日付けの千九百四十七年のガット文書（文書番号L－三五一五）として配布されたもの

3　加盟国は、輸入許可手続に関する年次質問書に速やかにかつ十分に回答することを約束する。

4　委員会は、検討の対象となった期間における進展について物品の貿易に関する理事会に通報する。

第八条　最終規定

留保

1　この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

国内法令

2(a)　各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続をこの協定に適合したものとすることを確保する。

(b)　各加盟国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

補助金及び相殺措置に関する協定

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

第一部　一般規定

第一条　補助金の定義

1.1　この協定の適用上、次の(a)の(1)又は(2)のいずれか及び(b)の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。

(a)(1)　加盟国の領域における政府又は公的機関（この協定において「政府」という。）が資金面で貢献していること。すなわち、

(i)　政府が資金の直接的な移転を伴う措置（例えば、贈与、貸付け及び出資）、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置（例えば、債務保証）をとること。

(ii)　政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと（例えば、税額控除等の財政による奨励）。（注）

注　千九百九十四年のガット第十六条（第十六条の注釈及び補足規定）及びこの協定の附属書Ⅰから附属書Ⅲまでの規定に基づき、いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課される関税若しくは内国税を免除されること又はこれらの関税若しくは内国税が課されたときにその額を超えない額だけ払戻しを受けることは、補助金とはみなさない。

(iii)　政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること。

(iv)　政府が資金調達機関に支払を行うこと、又は政府が民間団体に対し、通常政府に属する任務であって(i)から(iii)までに規定するものの一若しくは二以上を遂行すること若しくは政府が通常とる措置と実質上異ならないものをとることを委託し若しくは指示すること。

(2)　千九百九十四年のガット第十六条に規定する何らかの形式による所得又は価格の支持があること。

(b)　(a)の(1)又は(2)の措置によって利益がもたらされること。

1.2　1.1に規定する補助金は、次条の規定に基づいて特定性を有する場合に限り、第二部の規定又は第三部若しくは第五部の規定の適用を受ける。

第二条　特定性

2.1　1.1に規定する補助金が当該補助金を交付する当局（この協定において「交付当局」という。）の管轄の下にある一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団（この協定において「特定企業」という。）について特定性を有するか有しないかを決定するため、次の原則を適用する。

(a)　交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付の対象を明示的に特定企業に限定している場合には、当該補助金は、特定性を有するものとする。

(b)　交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付を受ける資格及び補助金の額を規律する客観的な基準又は条件（注）を定めている場合には、特定性は、存在しないものとする。ただし、当該資格が自動的に付与されるものであり、かつ、当該基準及び条件が厳格に遵守されていることを条件とする。当該基準又は条件については、確認することができるように、法令その他の公文書に明確に定めなければならない。

注　この(b)に規定する「客観的な基準又は条件」とは、中立的であり、特定企業を他のものよりも有利に扱うものではなく、本質的に経済に係るものであり、かつ、一様に適用される基準又は条件（例えば、被用者の数又は企業の規模）をいう。

(c)　(a)及び(b)に定める原則の適用の結果として特定性が存在しないと認められるにもかかわらず、補助金が実際には特定性を有するものである可能性があると信ずるに足りる理由がある場合には、他の要因を考慮することができる。この要因とは、限定された数の特定企業による補助金制度の利用、特定企業による補助金制度の支配的な利用、特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付及び補助金の交付を決定するに当たって交付当局が裁量的な方法をとっていること（注）をいう。この(c)の規定の適用に当たっては、交付当局の管轄の下にある経済活動の多機性の程度及び補助金制度を運用している期間の長さを考慮する。

注　この点に関し、特に、補助金の申請が拒否され又は承認される頻度及びそのような決定の理由に関する情報を考慮する。

2.2　交付当局の管轄の下にある地理的に指定された地域内にある特定企業のみに交付される補助金は、特定性を有するものとする。この協定の適用上、権限を有するすべての段階の政府が行う一般的に適用される税率の決定又は変更は、特定性を有する補助金とはみなさないと了解する。

2.3　次条の規定に該当する補助金は、特定性を有するものとみなす。

2.4　この条に規定する特定性については、実証的な証拠に基づく明確な裏付けによって決定する。

第三部　禁止される補助金

第三条　禁止

3.1　農業に関する協定に定める場合を除くほか、第一条に規定する補助金のうち次のものについては、禁止する。

(a)　法令上又は事実上（注1）、輸出が行われることに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。）交付される補助金（附属書Ⅰに掲げるものを含む（注2））。

注1　補助金の交付が法的には輸出が行われることに基づいたものではない場合においても、当該補助金の交付が実際の又は予想される輸出又は輸出収入と事実上結び付いていることが事実によって立証されるときは、この基準は、満たされるものとする。輸出を行う企業に補助金を交付するという単なる事実のみを理由として、この3.1に規定する輸出補助金とみなされることはない。

注2　輸出補助金には当たらないものとして附属書Ⅰに規定する措置は、この条の規定又はこの協定の他のいかなる

規定によっても禁止されない。

(b)　輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて（唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。）交付される補助金

3.2　加盟国は、3.1に規定する補助金を交付し又は維持してはならない。

第四条　救済措置

4.1　加盟国は、他の加盟国が禁止される補助金を交付し又は維持していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他の加盟国に対し協議を要請することができる。

4.2　4.1の規定に基づく協議の要請には、禁止される補助金の存在及び性格についての入手可能な証拠を付する。

4.3　関係する補助金を交付し又は維持しているとされた加盟国は、4.1の規定に基づく協議の要請を受けた場合には、できる限り速やかに協議に応ずる。協議は、事実関係を明らかにすること及び相互に合意する解決を得ることを目的とする。

4.4　協議の要請から三十日（注）以内に相互に合意する解決が得られなかった場合には、協議の当事者である加盟国は、小委員会を直ちに設置するため、問題を紛争解決機関に付託することができる。もっとも、同機関が小委員会を設置しないことをコンセンサス方式によって決定する場合には、小委員会は、設置されない。

注　この条に定める期間は、合意によって延長することができる。

4.5　小委員会は、設置された場合には、関係する措置が禁止される補助金であるかないかの問題に関し、常設専門家部会（注）の援助を要請することができる。同部会は、その要請を受けた場合には、当該措置の存在及び性格についての証拠を直ちに検討するものとし、また、当該措置をとり又は維持している加盟国に対し、当該措置が禁止される補助金ではないことを立証する機会を与える。同部会は、小委員会が決定する期限内に小委員会に結論を報告する。小委員会は、当該措置が禁止される補助金であるかないかの問題に関する同部会の結論を修正することなく受諾する。

注　第二十四条の規定に基づいて設置する。

4.6　小委員会は、紛争当事国に最終的な報告を送付する。当該報告については、小委員会の機構及び付託事項の確定の日から九十日以内にすべての加盟国に送付する。

4.7　関係する措置が禁止される補助金であると認める場合には、小委員会は、補助金を交付している加盟国に対し、当該補助金を遅滞なく廃止するよう勧告する。この点に関し、小委員会は、当該措置を廃止しなければならない期限をその勧告において特定する。

4.8　小委員会の報告は、すべての加盟国への送付から三十日以内に、紛争解決機関によって採択される。ただし、一の紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を同機関に正式に通報し又は同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

4.9　小委員会の報告について申立てがされた場合には、上級委員会は、紛争当事国が当該申立ての意思を正式に通報した日から三十日以内に決定を行う。上級委員会は、三十日以内に報告を作成することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。この期間は、いかなる場合にも、六十日を超えてはならない。同機関は、上級委員会の報告を、加盟国への送付の後二十日以内に採択し（注）、紛争当事国は、これを無条件で受諾する。ただし、同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注　紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

4.10　小委員会が定めた期限（小委員会又は上級委員会の報告の採択の日から起算する。）内に紛争解決機関の勧告が実施されない場合には、同機関は、申立てをした加盟国（この協定において「申立加盟国」という。）に対し、適当な対抗措置をとることを承認する（注）。ただし、同機関が対抗措置に係る申請を却下することをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注　この4.10の前段の規定は、この条に規定する補助金が禁止されているという事実に照らして均衡を失する対抗措置を認めることを意味するものではない。

4.11　紛争当事国が紛争解決了解第二十二条6に規定する仲裁を要請する場合には、仲裁人は、対抗措置が適当であるかないかを決定する。（注）

注　この4.11の規定は、この条に規定する補助金が禁止されているという事実に照らして均衡を失する対抗措置を認めることを意味するものではない。

4.12　この条の規定に従って紛争を処理するに当たっては、紛争解決了解に従って紛争処理のために適用される期間については、この条に特に定める期間を除くほか、同了解に定める期間の半分の期間とする。

第三部　相殺措置の対象となる補助金

第五条　悪影響

加盟国は、1.1及び1.2に規定する補助金によって、他の加盟国の利益に次のいずれの悪影響も及ぼすべきではない。

(a)　他の加盟国の国内産業に対する損害（注）

注　「国内産業に対する損害」の語は、第五部におけるものと同一の意味で用いる。

(b)　他の加盟国に対し千九百九十四年のガットに基づいて直接又は間接に与えられた利益、特に、千九百九十四年のガット第二条の規定に基づく譲許の利益の無効化又は侵害（注）

注　この協定において、「無効化又は侵害」の語は、千九百九十四年のガットの関連規定におけるものと同一の意味で用

いるものとし、無効化又は侵害の存在は、当該関連規定の適用に関する慣行に従って認定する。

(c) 他の加盟国の利益に対する著しい害（注）

注　この協定において、「他の加盟国の利益に対する著しい害」の語は、千九百九十四年のガット第十六条1におけるものと同一の意味で用い、著しい害のおそれを含む。

この条の規定は、農業に関する協定第十三条に規定する農産品に関して維持される補助金については、適用しない。

第六条　著しい害

6.1 次のいずれかの場合には、前条(c)に規定する著しい害は、存在するものとみなす。

(a) 補助金の総額が産品の価額の五パーセントを超える場合（注1、注2）

注1　産品の価額に対する補助金の総額の割合は、附属書Ⅳの規定に従って算定する。

注2　民間航空機は、多数国間の特定の規律に服すると見込まれるので、この(a)に定める基準は、民間航空機については、適用しない。

(b) 補助金がいずれかの産業の営業上の損失を補てんするものである場合

(c) 補助金がいずれかの企業の営業上の損失を補てんするものである場合。ただし、当該企業について繰り返されることのない一回限りの措置であって、長期的な解決を図るための時間を与え、かつ、深刻な社会的問題を避けるためにのみとるものを除く。

(d) 債務の直接的な免除（注）、すなわち、政府に対して負っている債務を免除する場合及び債務の返済を補てんする贈与を行う場合

注　加盟国は、民間航空機の製造に対するロイヤルティに係る融資は、実際の販売の水準が予想される販売の水準を下回るために全額返済されていない場合には、それ自体、この(d)に定める著しい害を構成するものではないことを認める。

6.2 6.1の規定にかかわらず、補助金を交付している加盟国が、当該補助金が6.3に規定する影響のいかなるものももたらさなかったことを立証する場合には、著しい害は、存在するとは認めない。

6.3 前条(c)に規定する著しい害は、次に規定するもののうち一又は二以上に該当する場合には、生ずることがある。

(a) 補助金の効果が、補助金を交付している加盟国の市場への他の加盟国からの同種の産品の輸入を代替し又はその輸入を妨げるものであること。

(b) 補助金の効果が、第三国市場において他の加盟国の同種の産品の輸出を代替し又はその輸出を妨げるものであること。

(c) 補助金の効果が、補助金の交付を受けた産品の価格を同一の市場における他の加盟国の同種の産品の価格よりも著しく下回らせるものであること又は同一の市場における価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ若しくは販売を著しく減少させるものであること。

(d) 補助金の効果が、当該補助金の交付を受けた特定の一次産品（注）について、当該補助金を交付している国の世界市場における占拠率を当該国が過去三年間に有していた平均的な占拠率よりも増加させるものであり、かつ、その増加が、補助金が交付された期間を通じて一貫したものであること。

注　ただし、多数国間で合意された他の特定の規律が当該産品の貿易に適用される場合は、この限りでない。

6.4 6.3(b)の規定の適用上、輸出を代替すること又は妨げることには、6.7に規定する場合を除くものとし、(しかるべき代表的な期間であって、関係産品の市場の拡大の傾向を明確に立証するために十分な期間（この期間は、通常の場合には、少なくとも一年とする。）を通じて）相対的な市場占拠率の変化が補助金の交付を受けていない同種の産品にとって不利益となるように生じたことが立証される場合を含む。「相対的な市場占拠率の変化」には、(a)補助金の交付を受けた産品の市場占拠率が増加すること、(b)補助金が存在しなかったとしたならば補助金の交付を受けた産品の市場占拠率が減少したであろうという状況において、当該市場占拠率が一定であること及び(c)補助金の交付を受けた産品の市場占拠率が、補助金が存在しなかったとした場合の市場占拠率の減少の速度よりも遅い速度で減少していることを含む。

6.5 6.3(c)の規定の適用上、価格を下回らせることには、補助金の交付を受けた産品の価格と同一の市場に供給される補助金の交付を受けていない同種の産品の価格との比較によって立証される場合を含む。この比較については、商取引の同一の段階で、かつ、同等な時点で行うものとし、価格の比較に影響を及ぼすその他の要因に妥当な考慮を払う。もっとも、このような直接的な比較を行うことができない場合には、価格を下回らせることについては、単位当たりの輸出価額に基づいて立証することができる。

6.6 自国の市場において著しい害が生じたと申し立てる加盟国は、附属書Ⅴ3の規定に従うことを条件として、紛争当事国の市場占拠率の変化及び関係産品の価格について入手することができるすべての関連情報を次条に規定する紛争当事国及び7.4の規定に基づいて設置される小委員会に提供する。

6.7 6.3の規定の適用上、関係する期間中に次のいずれかの状況が存在する（注）場合には、輸出又は輸入を代替し又は妨げることが著しい害をもたらすことはない。

注　特定の状況がこの6.7に規定されているという事実は、それ自体、千九百九十四年のガット又はこの協定において、当該特定の状況にいかなる法的地位も与えるものではない。これらの状況は、単発的なもの、突発的なものその他重要でないものであってはならない。

(a) 申立加盟国からの同種の産品の輸出又は関係する第三国の市場への申立加盟国からの輸入の禁止又は制限

(b) 関係産品について、貿易を独占し又は国家貿易を実施している輸入国の政府が、非商業的理由により、

申立加盟国からの輸入を他の国からの輸入に転換することを決定すること。

(c) 自然災害、同盟罷業、輸送上の混乱その他の不可抗力であって、申立加盟国から輸出することができる産品の生産、品質、数量又は価格に相当な影響を与えるものが生じていること。

(d) 申立加盟国からの輸出を制限する取決めが存在すること。

(e) 申立加盟国が輸出することができる関係産品の量を自発的に減少させること（特に、申立加盟国の企業が自主的に当該産品の輸出を新たな市場に割り当てる場合を含む。）。

(f) 輸入国における基準その他の法的な規制を遵守しないこと。

6.8 6.7に規定する状況が存在しない場合には、著しい害の存在については、小委員会に提供された情報又は小委員会が入手した情報（附属書Ⅴの規定に従って提供されたものを含む。）に基づいて決定すべきである。

6.9 この条の規定は、農業に関する協定第十三条に規定する農産品に関して維持される補助金については、適用しない。

第七条　救済措置

7.1 農業に関する協定第十三条に定める場合を除くほか、加盟国は、第一条に規定する補助金であって他の加盟国が交付し又は維持するものが自国の国内産業に対する損害、無効化若しくは侵害又は著しい害をもたらしていると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他の加盟国に対し協議を要請することができる。

7.2 7.1の規定に基づく協議の要請には、(a)補助金の存在及び性格についての入手可能な証拠並びに(b)国内産業に対する損害、無効化若しくは侵害又は協議を要請する加盟国の利益に対する著しい害（注）についての入手可能な証拠を付する。

注　要請が6.1に規定する著しい害をもたらすものとみなされる補助金に関係する場合には、著しい害についての入手可能な証拠は、6.1の条件を満たしているかいないかについての入手可能な証拠に限定することができる。

7.3 関係する補助金を交付し又は維持しているとされた加盟国は、7.1の規定に基づく協議の要請を受けた場合には、できる限り速やかに協議に応ずる。協議は、事実関係を明らかにすること及び相互に合意する解決を得ることを目的とする。

7.4 協議により六十日（注）以内に相互に合意する解決が得られなかった場合には、協議の当事者である加盟国は、小委員会を設置するため、問題を紛争解決機関に付託することができる。もっとも、同機関が小委員会を設置しないことをコンセンサス方式によって決定する場合には、小委員会は、設置されない。小委員会の構成及び付託事項については、小委員会が設置された日から十五日以内に確定する。

注　この条に定める期間は、合意によって延長することができる。

7.5 小委員会は、問題を検討するものとし、紛争当事国に最終的な報告を送付する。当該報告については、小委員会の構成及び付託事項の確定の日から百二十日以内にすべての加盟国に送付する。

7.6 小委員会の報告は、すべての加盟国への送付から三十日以内に、紛争解決機関によって採択される（注）。ただし、一の紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を同機関に正式に通報し又は同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注　紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

7.7 小委員会の報告について申立てがされた場合には、上級委員会は、紛争当事国が当該申立ての意思を正式に通報した日から六十日以内に決定を行う。上級委員会は、六十日以内に報告を作成することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。この期間は、いかなる場合にも、九十日を超えてはならない。同機関は、上級委員会の報告を、加盟国への送付の後二十日以内に採択し（注）、紛争当事国は、これを無条件で受諾する。ただし、同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注　紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

7.8 補助金が第五条に規定する他の加盟国の利益に対する悪影響をもたらしたと決定する旨の小委員会又は上級委員会の報告が採択される場合には、当該補助金を交付し又は維持している加盟国は、当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する。

7.9 紛争解決機関が小委員会又は上級委員会の報告を採択した日から六箇月以内に加盟国が補助金の悪影響を除去し又は補助金を廃止するための適当な措置をとらず、かつ、代償についての合意が存在しない場合には、同機関は、申立加盟国に対し、存在すると決定された悪影響の程度及び性格に応じた対抗措置をとることを承認する。ただし、同機関が対抗措置に係る申請を却下することをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

7.10 紛争当事国が紛争解決了解第二十二条6に規定する仲裁を要請する場合には、仲裁人は、対抗措置が、存在すると決定された悪影響の程度及び性格に応じたものであるかないかを決定する。

第四部　相殺措置の対象とならない補助金

第八条　相殺措置の対象とならない補助金の特定

8.1 次の補助金は、相殺措置の対象とならない補助金とみなす。（注）

注　加盟国が種々の目的のための政府による援助を広く提供していること及びこのような援助がこの条に規定する相殺措置の対象とならない補助金の取扱いの条件を満たすことができないという事実は、それ自体、加盟国が当該援助を提供することを制限するものではないことを認める。

(a) 第二条に規定する特定性を有しない補助金

(b) 第二条に規定する特定性を有する補助金であって、8.2の(a)、(b)又は(c)に定めるいずれかの条件を満たすもの

8.2 第三部及び第五部の規定にかかわらず、次の補助金は、相殺措置の対象とならないものとする。

(a) 企業が行う研究活動又は高等教育機関若しくは研究機関が企業との契約に基づいて行う研究活動に対する援助であって（注1、注2、注3）、産業上の研究（注4）に係るものについては当該研究の費用の七十五パーセント以下であり又は競争前の段階の開発活動（注5）に係るものについては当該活動の費用の五十パーセント以下であるもの（注6、注7）。ただし、当該援助の対象が次の事項に限定されていることを条件とする。

注1 民間航空機は、多数国間の特定の提案に服すると見込まれるので、この(a)の規定は、民間航空機については、適用しない。

注2 第二十四条に規定する補助金及び相殺措置に関する委員会（この協定において「委員会」という。）は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後十八箇月以内に、この(a)の規定の適用を改善するために必要なあらゆる変更を行うため、同規定の適用について検討する。委員会は、この変更を行う可能性を検討するに当たり、研究計画の適用に関する加盟国の経験及び他の適当な国際機関の活動に照らして、この(a)に規定する定義を慎重に検討する。

注3 この協定は、高等教育機関又は研究機関が独立して行う基礎的な研究活動については、適用しない。「基礎的な研究」とは、工業上又は商業上の目的と関連を有しない科学上及び技術上の一般的な知識の拡大を目的とする研究をいう。

注4 「産業上の研究」とは、新たな産品、工程若しくは役務の開発又は既存の産品、工程若しくは役務の相当な改善に有用となり得る新たな知識の発見を目的とする計画的な研究又は詳細な調査をいう。

注5 「競争前の段階の開発活動」とは、産業上の研究の成果を新たな、修正された又は改善された産品、工程又は役務のための計画、青写真又は企画に具体化すること（販売を目的とするか使用を目的とするかを問わない。）をいい、商業的に使用することができない第一段階の原型を作ることを含む。「競争前の段階の開発活動」には、更に、代わりの産品、工程又は役務の編制及び企画並びに事業の第一段階の実施又は実験的な実施を含む。ただし、これらの事業が工業への適用又は商業上の活用のために転用され又は利用される場合は、この限りでない。既存の産品、生産ライン、製造工程、役務その他進行中の作業の日常的又は定期的な変更は、改善をもたらし得るものであっても、「競争前の段階の開発活動」には含めない。

注6 この(a)に規定する相殺措置の対象とならない援助が許容される水準については、個別の事業の存続期間中に要した対象となる費用の総額に照らして設定する。

注7 産業上の研究及び競争前の段階の開発活動の両者にまたがる計画については、相殺措置の対象とならない援助が許容される水準は、この両者に適用される相殺措置の対象とならない援助が許容される水準（この(a)の(i)から(v)までに規定するすべての対象となる費用に基づいて算定する。）の単純平均を超えてはならない。

(i) 人件費（専ら当該研究活動のために雇用される研究者、技術者その他補助的な要員に関する費用）

(ii) 専ら当該研究活動のために永続的に使用される（商業的な原則に基づいて処分される場合を除く。）器具、装置、土地及び建物に関する費用

(iii) 専ら当該研究活動のために使用されるコンサルタントの役務及びこれと同等の役務（既成の研究、技術上の知識及び特許を含む。）に関する費用

(iv) 当該研究活動の結果として直接生ずる追加的な間接費

(v) その他当該研究活動の結果として直接生ずる運営費（例えば、材料、需品その他これらに類するものに関する費用）

(b) 地域開発の一般的な枠組み（注）に基づいて加盟国の領域内の不利な立場にある地域に対して与えられる援助であって、対象となる地域内において第二条に規定する特定性を有しないもの。ただし、次のことを条件とする。

注 「地域開発の一般的な枠組み」とは、地域的な補助金制度が国内的に一貫し、かつ、一般的に適用される地域開発に関する政策の一部であること及び地域開発のための補助金が当該地域の開発に影響を及ぼさず又は実質的な影響を及ぼさない地理的に孤立した場所に交付されるものではないことをいう。

(i) 不利な立場にある地域は、それぞれが明確に指定された地理的な連続性を有する一の地域でなければならず、かつ、他の地域と区別することができる経済的及び行政的な同一性を有していなければならないこと。

(ii) 地域は、当該地域の困難が一時的な状況により生じているものではないことを示す中立的かつ客観的な基準（注）に基づいて不利な立場にあるものとみなされるものであること。この基準については、確認することができるように、法令その他の公文書に明確に定められなければならない。

注 「中立的かつ客観的な基準」とは、地域開発に関する政策の枠組みにおいて、地域的な不均衡を除去し又は軽減するために適当な程度を超えて特定の地域を有利に取り扱うことのない基準をいう。この点に関し、地域的な補助金制度については、補助金を交付する事業計画ごとに援助の額の上限を設定する。この上限については、援助が提供される地域の開発の程度に応じて差異を設けなければならず、また、投資又は雇用創出に関する費用に着目して設定しなければならない。この上限の範囲内において、援助については、第二条に規定する特定企業による補助金の支配的な利用又は特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付を回避するため、十分幅広く、かつ、均衡のとれた額で分配する。

(iii) (ii)の基準は、経済的な発展を評価するための指標であって次の要因の少なくとも一に基づくものを含むこと。

一人当たり若しくは一世帯当たりの所得又は一人当たりの国内総生産（この所得又は国内総生産は、関係する領域についての平均値の八十五パーセントを超えてはならない。）

失業率（この失業率は、関係する領域についての平均値の少なくとも百十パーセントでなければならない。）

これらの指標については、三年の期間にわたって算定する。もっとも、これらの指標については、複合的なものとすること及び他の要因を含めることができる。

(c) 既存の施設（注）を、法令により課される新たな環境上の要件（企業に対し一層大きな制約及び財政的な負担をもたらすもの）に適合させることを促進するための援助。ただし、次のことを条件とする。

注　「既存の施設」とは、新たな環境上の要件が課されたときに少なくとも二年間使用されている施設をいう。

(i) 援助が繰り返されることのない一回限りの措置であること。

(ii) 援助の額が新たな環境上の要件に適合するための費用の二十パーセント以下に限定されていること。

(iii) 援助が当該援助を受けた投資に係る施設の更新又は操業に関する費用（企業がすべてを負担しなければならないもの）を負担するものではないこと。

(iv) 援助が、企業が計画する有害なもの及び汚染の削減に直接の関連を有し並びに当該削減の計画と均衡のとれたものであり、かつ、製造の過程において節約することができる費用を負担するものではないこと。

(v) 援助が新たな設備又は生産工程を採用することができるすべての企業にとって利用可能なものであること。

8.3 加盟国は、補助金制度について8.2の規定を適用しようとする場合には、その実施に先立ち第七部の規定に従って委員会に通報する。その通報は、当該補助金制度が8.2の関連規定に定める条件及び基準に適合するものであることを他の加盟国が評価することができるようにするために十分正確なものとする。加盟国は、また、特に、補助金制度ごとの総額及び補助金制度の変更に関する情報を提供することにより、当該通報を毎年改定したものを委員会に提供する。その他の加盟国は、通報された補助金制度の下における個々の事例に関する情報を要請する権利を有する。（注）

注　通報に関するこの8.3の規定は、秘密の情報（業務上の秘密の情報を含む。）の提供を求めるものではないことを認める。

8.4 事務局は、加盟国の要請に基づき、8.3の規定に基づいて行われた通報を検討するものとし、また、必要な場合には、通報された補助金制度であって検討の対象となっているものに関する追加の情報を補助金を交付している加盟国に対し要請することができる。事務局は、その検討の結果を委員会に報告する。委員会は、要請に基づき、8.2に定める条件及び基準が満たされていたかいなかったかを決定するため、事務局の検討の結果（又は、事務局による検討が要請されていない場合には、通報それ自体）を速やかに検討する。この8.4に定める手続は、補助金制度に関する通報と委員会の通常会合との間に少なくとも二箇月以上の間隔が存在していることを条件として、遅くとも当該通報の後の最初の委員会の通常会合において完結させる。この8.4に規定する検討の手続は、要請に基づき、通報された補助金制度（その通報については、8.3に定めるところにより毎年改定する。）の重要な変更についても適用する。

8.5 8.4に規定する委員会の決定又は委員会が当該決定を行わないこと及び通報された補助金制度に定める条件についての個々の事例における違反については、加盟国の要請に基づき、拘束力を有する仲裁に付託する。仲裁を行う機関は、問題が当該機関に付託された日から百二十日以内にその結論を加盟国に提示する。この8.5の規定に別段の定めがある場合を除くほか、この8.5の規定に基づき行われる仲裁については、紛争解決了解を適用する。

第九条　協議及び承認された救済措置

9.1 8.2に規定する制度の実施の過程において、当該制度が8.2に定める基準に適合しているという事実にかかわらず、加盟国は、当該制度が当該加盟国の国内産業に対して回復し難い損害を生ずるような著しい要影響を及ぼしていると信ずるに足りる理由がある場合には、補助金を交付し又は維持している加盟国に対し協議を要請することができる。

9.2 関係する補助金を交付し又は維持している加盟国は、9.1の規定に基づく協議の要請を受けた場合には、できる限り速やかに協議に応ずる。協議は、事実関係を明らかにすること及び相互に受け入れることが可能な解決を得ることを目的とする。

9.3 9.2の規定に基づく協議において当該協議の要請から六十日以内に相互に受け入れることが可能な解決が得られなかった場合には、当該協議を要請した加盟国は、問題を委員会に付託することができる。

9.4 問題が委員会に付託された場合には、委員会は、直ちに事実関係及び9.1に規定する悪影響の証拠を検討する。委員会は、当該悪影響が存在すると決定する場合には、補助金を交付している加盟国に対し、当該悪影響を除去するような方法で制度を修正することを勧告することができる。委員会は、問題が9.3の規定に基づいて委員会に付託された日から百二十日以内にその結論を提示する。委員会は、その勧告が六箇月以内に実施されなかった場合には、協議を要請した加盟国に対し、存在すると決定された当該悪影響の性格及び程度に応じた適当な対抗措置をとることを承認する。

第五部　相殺措置

第十条　千九百九十四年のガット第六条の規定の適用（注）

注　第二部及び第三部の規定は、この部の規定と併せて適用することができる。もっとも、特定の補助金が輸入加盟国の国

内市場に及ぼす影響に関しては、当該補助金について一の救済形態（この部に定める要件が満たされた場合に課することができる相殺関税又は第四条若しくは第七条に規定する対抗措置のいずれか）のみを用いることができる。第三部及びこの部の規定は、第四部の規定に従って相殺措置の対象とならないとみなされた措置については、適用してはならない。もっとも、8.1(a)に規定する措置については、第二条に規定する特定性を有するものであるかないかを決定するために調査することができる。第三部又はこの部の規定は、また、8.2に規定する補助金であって8.3に規定する通報が行われていない制度に基づいて交付されるものについて適用することができるが、当該補助金が8.2に定める基準に適合するものであると認められる場合には、当該補助金は、相殺措置の対象とならないものとして取り扱う。

加盟国は、いずれかの加盟国の領域の産品であって他の加盟国の領域に輸入されるものに対する相殺関税（注1）が千九百九十四年のガット第六条の規定及びこの協定に定める条件に適合して課されることを確保するため、必要なすべての措置をとる。相殺関税は、この協定及び農業に関する協定に従って開始し（注2）、実施する調査に基づいてのみ課することができる。

注1　「相殺関税」とは、千九百九十四年のガット第六条3に定義するとおり、産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に交付される補助金を相殺する目的で課する特別の関税をいうものと了解する。

注2　以下「開始する」又は「開始」とは、加盟国が次条の規定に従って正式に調査を始めるための手続上の措置をとることをいう。

第十一条　調査の開始及び実施

11.1　11.6に規定する場合を除くほか、申し立てられた補助金の存在、程度及び影響を決定するための調査は、国内産業によって又は国内産業のために行われる書面による申請に基づいて開始する。

11.2　11.1の申請には、(a)補助金の存在及び、可能なときは、その額、(b)この協定により解釈される千九百九十四年のガット第六条に規定する損害の存在並びに(c)補助金の交付を受けた産品の輸入と申し立てられた損害との間に因果関係が存在することについての十分な証拠を含める。関連する証拠によって裏付けられない単なる主張は、この11.2に定める要件を満たすために十分なものであるとみなすことができない。この申請には、申請者が合理的に入手することができる次の事項に関する情報を含むものとする。

(i)　申請者の身元関係事項並びに当該申請者による同種の産品の国内生産の量及び価額に関する記述。書面による申請が国内産業のために行われる場合には、当該申請は、同種の産品の知られているすべての国内生産者（又は同種の産品の国内生産者の団体）の名簿を記載すること並びに可能な限り当該国内生産者による同種の産品の国内生産の量及び価額を記述することによって、申請がいずれの産業のために行われているかを明らかにする。

(ii)　補助金の交付を受けていると申し立てられた産品に関する完全な記述、関係原産国又は関係輸出国の国名、知られている輸出者又は外国の生産者のそれぞれの身元関係事項及び当該産品を輸入しているこ

とが知られている者の名簿

(iii)　当該補助金の存在、額及び性格に関する証拠

(iv)　当該補助金の交付を受けた産品の輸入が補助金の効果を通じて国内産業に対する申し立てられた損害をもたらしたという証拠。この証拠には、補助金の交付を受けていると申し立てられた産品の輸入の量の推移、これらの輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響及びこれらの輸入が国内産業に結果として及ぼす影響（国内産業の状態に関係を有する要因及び指標、例えば、15.2及び15.4に規定するものによって示されるもの）に関する情報を含む。

11.3　当局は、申請の際に提供された証拠が調査の開始を正当とするために十分なものであるかないかを決定するため、当該証拠の正確さ及び妥当性について検討する。

11.4　11.1の調査については、同種の産品の国内生産者が申請について表明した（注1）支持又は反対の程度の検討に基づき、当局が、当該申請が国内産業によって又は国内産業のために行われている（注2）と決定しない限り、開始してはならない。申請は、当該申請について支持を表明している国内生産者の生産高の合計が、当該申請について支持又は反対のいずれかを表明している国内産業の一部が生産する同種の産品の総生産の五十パーセントを超える場合には、「国内産業によって又は国内産業のために」行われたものとみなす。ただし、申請を明示的に支持している国内生産者による生産が国内産業によって生産される同種の産品の総生産の二十五パーセント未満である場合には、調査を開始してはならない。

注1　非常に多数の生産者から成る産業であって、その生産者が加盟国の領域内に広く分布するものについては、当局は、統計上有効な標本抽出の方法を用いて支持及び反対を決定することができる。

注2　加盟国は、特定の加盟国の領域内においては、同種の産品の国内生産者の被用者又はこれらの代表が11.1の調査のための申請を行い又は支持することができることを認識する。

11.5　当局は、調査を開始する旨の決定が行われない限り、調査の開始を求める申請書を公表しないようにする。

11.6　関係当局は、特別な状況において国内産業によって又は国内産業のために行われる調査の開始を求める書面による申請を受領しないで調査を開始することを決定する場合には、調査の開始を正当とする十分な証拠（11.2に規定する補助金、損害及び因果関係の存在についてのもの）があるときにのみ手続を進める。

11.7　補助金及び損害の双方についての証拠は、(a)調査を開始するかしないかを決定するに当たり同時に考慮するものとし、(b)その後の調査の過程においても、なるべくともこの協定に従って暫定措置がとられる日から、同時に考慮する。

11.8　産品が原産国から直接に輸入されず、中間国から輸入加盟国に輸入される場合については、この協定を完全に適用するものとし、この協定の適用上、取引が原産国と輸入加盟国との間において行われたものと

みなす。

11.9 関係当局は、補助金又は損害のいずれか一方についての証拠が事案に関する手続の進行を正当とするために十分でないと認める場合には、速やかに11.1の申請を却下するものとし、また、速やかに調査を取りやめる。関係当局は、補助金の額が僅少であり、又は補助金の交付を受けた産品の現実の若しくは潜在的な輸入の量若しくは損害が無視することのできるものである場合には、直ちに手続を取りやめる。この11.9の規定の適用上、補助金の額は、産品の価額の一パーセント未満である場合には、僅少であるものとみなす。

11.10 調査は、通関手続を妨げるものであってはならない。

11.11 調査については、特別の場合を除くほか、その開始の後一年以内に完結させなければならず、かつ、いかなる場合においても、その開始の後十八箇月を超えてはならない。

第十二条　証拠

12.1 相殺関税の賦課のための調査に利害関係を有する加盟国及び当該利害関係を有するすべての者は、当局が必要とする情報について通知されるものとし、また、当該調査について関連を有すると考えるあらゆる証拠を書面により提出する機会を十分に与えられる。

12.1.1 相殺関税の賦課のための調査に使用される質問書を受領する輸出者、外国の生産者又は利害関係を有する加盟国は、回答のために少なくとも三十日の期間を与えられる（注）。この三十日の期間の延長に関する要請に対しては、妥当な考慮が払われる場合には、そのような延長は、実行可能なときはいつでも認められるべきである。

注　輸出者に与えられる期間は、原則として、質問書の受領の日から起算するものとし、このため、質問書は、回答者又は輸出加盟国の適当な外交上の代表者若しくは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、輸出を行う当該関税地域の公式の代表者に送付された日から一週間で受領されたものとみなす。

12.1.2 秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、利害関係を有する一の加盟国又は一の者が書面によって提出した証拠については、調査に参加している利害関係を有する他の加盟国又は他の者が速やかに入手することができるようにする。

12.1.3 当局は、調査が開始された場合には、11.1に規定する申請書の全文を知られている輸出者（注）及び輸出加盟国の当局に速やかに提供するものとし、また、要請があったときは、利害関係を有する他の者が当該申請書の全文を入手することができるようにする。12.4に規定する秘密の情報の保護に対して、妥当な考慮を払う。

注　関係する輸出者の数が特に多い場合には、申請書の全文は、輸出者に代えて輸出加盟国の当局又は関係する貿易業者の団体にのみ提供されるべきであり、その後、当該当局又は当該団体が当該申請書の写しを関係する輸出者に送付すべきであると了解する。

12.2 利害関係を有する加盟国及び者は、また、正当な理由がある場合には、情報を口頭で提供する権利を有する。情報が口頭で提供される場合には、利害関係を有する加盟国及び者は、その後、当該情報を書面に作成するものとする。調査当局のいかなる決定も、当該調査当局が文書による記録として保有している情報及び論証であって、秘密の情報を保護する必要性に妥当な考慮を払いつつ、調査に参加する利害関係を有する加盟国及び者が入手することができるようにしたもののみに基づいて行うことができる。

12.3 当局は、実行可能なときはいつでも、利害関係を有するすべての加盟国及び者に対し、それぞれの立場の主張に関係があるすべての情報であって、12.4に規定する秘密のものではなく、かつ、相殺関税の賦課のための調査において当該当局が使用するものを閲覧する機会及びこれらの情報に基づいてそれぞれの主張について準備する機会を適時に与える。

12.4 いかなる情報も、その性質上（例えば、その開示が競争者に対して競争上の著しい利益を与えること又はその開示が情報を提供した者に対して若しくは情報を提供した者の当該情報についての情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことを理由として）秘密であるもの又は調査の当事者が秘密の情報として提供したものは、正当な理由が示される場合には、当局により秘密として取り扱われる。当該情報は、当該当事者の明示的な同意を得ないで開示してはならない（注）。

注　加盟国は、特定の加盟国の領域において厳格な保護命令に定める条件による開示が必要となることのあることを認める。

12.4.1 当局は、秘密の情報を提供した利害関係を有する加盟国又は者に対し当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する。この要約は、秘密の情報として提供されたものの実質を合理的に理解することができるように十分詳細なものとする。例外的な場合には、当該利害関係を有する加盟国又は者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならない。

12.4.2 当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、情報の提供者が当該情報の公表を望まず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、その情報の正確であることが適当な者から当局に対して十分に立証されない限り、その情報を無視することができる。（注）

注　加盟国は、秘密扱いの要請を恣意的に拒否すべきでないことを合意する。加盟国は、更に、調査当局が手続に関連を有する情報のみについて秘密扱いの免除を要請することができることを合意する。

12.5 当局は、12.7に規定する場合を除くほか、利害関係を有する加盟国又は者が提供した情報であって、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。

12.6 調査当局は、必要に応じ、他の加盟国の領域において調査を行うことができる。ただし、調査当局が当

該他の加盟国にその旨を十分な時間的余裕をもって通知し、かつ、当該他の加盟国が調査に反対しないことを条件とする。更に、調査当局は、企業の構内において調査を行うこと及び企業の記録を調べることができる。ただし、(a)当該企業が同意すること及び(b)当該他の加盟国がその旨の通知を受け、反対しないことを条件とする。企業の構内において行う調査については、附属書Ⅵに定める手続を適用する。秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に関係する企業がその結果を入手することができるようにするか又は12.8の規定に従ってこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようにすることができる。

12.7　利害関係を有する加盟国又は者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることができた事実に基づいて仮の又は最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）を行うことができる。

12.8　当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるかとらないかを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての加盟国又は者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

12.9　この協定の適用上、「利害関係を有する者」には、次のものを含む。

(i)　調査の対象となる産品の輸出者、外国の生産者、輸入者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であって、その構成員の過半数が当該産品の生産者、輸出者若しくは輸入者であるもの

(ii)　輸入加盟国における同種の産品の生産者又は貿易業者の団体若しくは業界団体であって、その構成員の過半数が輸入加盟国の領域において同種の産品を生産しているもの

(i)及び(ii)の規定は、加盟国がこれらの規定に規定する国内又は外国の関係者以外のものを利害関係を有する者に含めることを妨げるものではない。

12.10　当局は、調査の対象となる産品の産業上の使用者及び、調査の対象となる産品が一般に小売段階で販売されている場合には、代表的な消費者団体に対し、補助金、損害及び因果関係に係る調査に関連する情報を提供する機会を与える。

12.11　当局は、利害関係を有する者（特に小規模な会社）が要請された情報を提供する際に直面する困難について妥当な考慮を払うものとし、また、実行可能な援助を行う。

12.12　12.1から12.11までに定める手続は、加盟国の当局が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び仮の若しくは最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）についての手続の迅速な進行又は暫定措置若しくは最終的な措置の適用を妨げることを目的とするものではない。

第十三条　協議

13.1　11.2に掲げる事項に関して事情を明らかにするため及び相互に合意する解決を得るため、第十一条に規定する申請が受理された後できる限り速やかに、いかなる場合にも調査が開始される前に、自国の産品が調査の対象となり得る加盟国を協議に招請する。

13.2　更に、事実関係を明らかにするため及び相互に合意する解決を得るため、調査の期間を通じて、自国の産品が調査の対象となっている加盟国に対し協議を継続するための適当な機会を与える。（注）

注　この13.2の規定により、協議のための適当な機会を与えることなく肯定的な仮の又は最終的な決定を行うことが認められないことが、特に重要である。この協議は、第二部、第三部又は第十部に定める手続をとる場合の基礎となることがある。

13.3　協議に関するこの条の規定は、加盟国の当局が、この協定の関連規定に従い、調査の開始及び仮の若しくは最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）について手続を迅速に進めること又は暫定措置若しくは最終的な措置をとることを妨げるものではない。ただし、協議のための適当な機会を与える義務に影響を及ぼさないことを条件とする。

13.4　調査を開始しようとする加盟国又は調査を実施している加盟国は、要請があったときは、自国の産品が調査の対象となる加盟国が秘密でない証拠（調査の開始又は実施に当たって用いられる秘密の情報に係る秘密でない要約を含む。）を知ることができるようにする。

第十四条　補助金を受ける者の利益による補助金の額の算定

この部の規定の適用上、調査当局が1.1の規定に従い補助金を受ける者に与えられる利益を計算するために使用する方法は、当該加盟国の国内法令又は実施規則に規定する。また、加盟国は、個々の事例についてこの方法を適用するに当たって、透明性をもって実施し、かつ、適切に説明する。この方法は、次の指針に適合するものとする。

(a)　政府による出資は、その投資の決定が当該加盟国の領域内の民間投資者の投資に関する通常の慣行（危険資本の提供に関するものを含む。）と適合しないものとみなすことができない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。

(b)　政府による貸付けは、当該貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、これらの二の額の差額とする。

(c)　政府による債務保証は、当該債務保証を受けている企業が政府によって保証されている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、手数料の差を調整した後のこれらの二の額の差額とする。

(d)　政府による物品若しくは役務の提供又は物品の購入は、当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われるものでない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる国における関係する物品又は役務についての市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）との関連において決定される。

第十五条　損害（注）の決定

注　この協定において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害若しくは実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延をいい、この条の規定により解釈する。

15.1　千九百九十四年のガット第六条の規定の適用上、損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、(a)補助金の交付を受けた産品の輸入の量及び当該輸入が国内市場における同種の産品（注）の価格に及ぼす影響並びに(b)当該輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う。

注　この協定において「同種の産品」とは、同一の産品、すなわち、検討の対象となる産品とすべての点で同じである産品又は、そのような産品がない場合には、すべての点で同じではないが当該産品と極めて類似した性質を有する他の産品をいうものと解する。

15.2　調査当局は、補助金の交付を受けた産品の輸入の量については、当該輸入が絶対量において又は輸入加盟国における生産若しくは消費と比較して相対的に著しく増加したかしなかったかを考慮する。調査当局は、当該輸入が価格に及ぼす影響については、当該輸入の価格が輸入加盟国の同種の産品の価格を著しく下回るものであるかないか又は、当該輸入の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかないか若しくは当該輸入がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられているかないかを考慮する。これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

15.3　二以上の国からのある産品の輸入が同時に相殺関税の賦課のための調査の対象である場合において、調査当局は、(a)各国からの輸入について定められる補助金の額が11.9に規定する僅少であるものよりも大きく、かつ、各国からの輸入の量が無視することができるものではなく、また、(b)輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると決定したときにのみ、このような輸入の及ぼす影響を累積的に評価することができる。

15.4　補助金の交付を受けた産品の輸入の国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（生産高、販売、市場占拠率、利潤、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響又は国内価格に影響を及ぼす要因並びに農業については助成に関する政府の施策に係る負担の増大の有無を含む。）についての評価を含む。これらの要因及び指標は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。

15.5　補助金の交付を受けた産品の輸入が当該補助金の及ぼす影響（注）によりこの協定に定義する損害を与えていることが立証されなければならない。当該輸入と国内産業に対する損害との因果関係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。当局は、当該輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めを当該輸入に帰してはならない。この点について関連を有することがある要因には、特に、当該補助金の交付を受けていない同種の産品の輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。

注　15.2及び15.4に規定するところによる。

15.6　補助金の交付を受けた産品の輸入の及ぼす影響については、入手することができる資料により、生産工程、生産者の販売、利潤等に基づいて同種の産品の国内生産を他の産品の国内生産と区別することができる場合には、当該同種の産品の国内生産との関連において評価する。そのような区別を行うことができない場合には、当該輸入の及ぼす影響については、必要な情報を入手することができる最小範囲の産品（同種の産品を含む。）の生産について検討することによって評価する。

15.7　実質的な損害のおそれの決定は、事実に基づくものでなければならず、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。補助金が損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、差し迫ったものでなければならない。調査当局は、実質的な損害のおそれの存在に関する決定を行うに当たっては、特に、次の要因を考慮すべきである。

(i)　補助金の性格及び補助金により生ずることのある貿易上の影響

(ii)　補助金の交付を受けた産品の国内市場への輸入の著しい率による増加であって、輸入が相当に増加する可能性を示すもの

(iii)　輸出者の能力の十分な余力又は輸出者の能力の差し迫ったかつ相当な増加であって、補助金の交付を受けた産品の輸入加盟国の市場への輸出が相当に増加する可能性を示すもの。この点について、追加的な輸出を吸収することができる他の輸出市場の存在に考慮を払う。

(iv)　国内価格を著しく押し下げ又は国内価格の上昇を著しく妨げる影響を有する価格であって、追加的な

輸入に対する需要を増加させる可能性がある価格で輸入が行われているかいないか。

(v) 調査の対象となる産品の在庫

これらの要因のうち一の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならず、考慮された要因が、全体として、補助金の交付を受けた産品の追加的な輸出が差し迫っており、かつ、保護的な措置がとられない限り実質的な損害が生ずるという結論を導くものでなければならない。

15.8 補助金の交付を受けた産品の輸入が損害を与えるおそれがある事案に関しては、相殺措置の適用は、特別の注意をもって検討し及び決定する。

第十六条　国内産業の定義

16.1 この協定の適用上、「国内産業」とは、16.2に定める場合を除くほか、同種の産品の国内生産者の全体又はこれらの国内生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいうものと解する。もっとも、生産者が補助金の交付を受けていると申し立てられた産品の輸出者若しくは輸入者と関係を有する(注)場合又は生産者自身が補助金の交付を受けていると申し立てられた産品若しくは他の国からの同種の産品の輸入者である場合には、「国内産業」には、これらの生産者を含まないと解することができる。

注　この16.1の規定の適用上、生産者は、輸出者又は輸入者との間において、(a)両者のいずれか一方の者が他方の者を直接若しくは間接に支配している場合、(b)両者が同一の第三者によって直接若しくは間接に支配されている場合又は(c)両者が共同して同一の第三者を直接若しくは間接に支配している場合にのみ、関係を有するものとみなす。この場合において、生産者が輸出者又は輸入者と関係を有するものであるとみなすためには、その関係による影響が、当該生産者に対して、関係を有しない生産者の行動とは異なる行動をとらせるようなものであることを信じ又は疑うに足りる理由があることを条件とする。この16.1の規定の適用上、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は、当該他方の者を支配しているものとみなされる。

16.2 例外的な状況においては、一の加盟国の領域を関係産品の生産について二以上の競争的市場に分割し、各市場内の生産者を別個の国内産業とみなすことができる。もっとも、(a)各市場内の生産者が生産した当該産品の全部又はほぼ全部をそれぞれの市場で販売しており、かつ、(b)その領域の当該市場以外の場所にある生産者が当該市場に当該産品を実質的に供給していないことを条件とする。このような例外的な状況においては、国内産業全体の相当な部分に損害が生じていないときでも、このような分割された市場に補助金の交付を受けた産品の輸入が集中しており、かつ、当該輸入がその市場内の当該生産の全部又はほぼ全部を生産する生産者に損害を与えていることを条件として損害の存在を認定することができる。

16.3 国内産業が特定の地域、すなわち、16.2に規定する市場における生産者をいうものと解される場合には、相殺関税は、最終的な消費のためにその地域に仕向けられる産品についてのみ課する。輸入加盟国の憲法がこのような方法によって相殺関税を課することを認めていない場合には、輸入加盟国は、地域についての限定を付することなく相殺関税を課することができる。ただし、(a)第十八条の規定により、補助金の交付を受けている場合の価格による当該地域に対する輸出を停止する機会及びその他の保証を与える機会を輸出者に提供したにもかかわらず、この点に関し適当な保証が速やかに得られず、かつ、(b)相殺関税を当該地域に供給を行う特定の生産者の産品に対してのみ課することができない場合に限る。

16.4 二以上の国が千九百九十四年のガット第二十四条8(a)に規定する単一の統一された市場としての性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された地域全体における産業は、16.1及び16.2に規定する国内産業とみなされる。

16.5 15.6の規定は、この条について準用する。

第十七条　暫定措置

17.1 暫定措置は、次の(a)から(c)までに定める条件が満たされた場合においてのみ、とることができる。

(a) 第十一条の規定に従って調査が開始され、その旨について公告され、並びに利害関係を有する加盟国及び者が情報を提供し及び意見を表明するための十分な機会が与えられること。

(b) 補助金が存在しており、かつ、当該補助金の交付を受けた産品の輸入が国内産業に損害を与えていることについて、肯定的な仮の決定が行われること。

(c) 損害が調査中に生ずることを防止するために暫定措置が必要であると関係当局が認めること。

17.2 暫定措置は、現金の供託による又は債券等による保証の形式をとる暫定的な相殺関税とすることができるものとし、現金の供託又は債券等による保証の額は、暫定的に算定された補助金の額に等しいものとする。

17.3 暫定措置は、調査の開始の日から六十日が経過するまでは、とってはならない。

17.4 暫定措置の適用は、できる限り短い期間に限るものとし、その期間は、四箇月を超えるものであってはならない。

17.5 暫定措置の適用に当たっては、第十九条の関連規定を準用する。

第十八条　約束

18.1 次のいずれかのことを内容とする満足すべき自発的な約束を認める場合には、暫定措置をとらず又は相殺関税を課することなく、手続を停止し又は取りやめることができる。(注)

注　「手続を停止し又は取りやめることができる」とは、18.4に規定する場合を除くほか、約束の実施と併せて手続を継続することを許すものと解してはならない。

(a) 輸出加盟国の政府が、補助金の廃止、補助金の制限又は補助金の及ぼす影響に関係する他の措置をとることに同意すること。

(b)　輸出者が、補助金の与える損害が除去されると調査当局により認められる価格の修正に同意すること。約束に基づく価格の引上げは、補助金の額を相殺するために必要な範囲を超えるものであってはならない。補助金の額よりも少ない額の価格の引上げが国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、当該価格の引上げの額は、その少ない額であることが望ましい。

18.2　輸入加盟国の当局は、補助金及び補助金によって生ずる損害について肯定的な仮の決定を行わない限り、また、輸出者が行う約束については、輸出加盟国の承諾を得ない限り、約束を求め又は認めてはならない。

18.3　輸入加盟国の当局が、現実の又は潜在的な輸出者が極めて多数であることその他の理由（一般的な政策上の理由を含む。）により、約束を認めることが実際的でないとする場合には、申出のあった約束を認める必要はない。この場合において、当局は、実行可能なときは、約束を認めることが適当でないとするに至った理由を輸出者に提示するものとし、また、可能な限り、輸出者に対しその点について意見を表明する機会を与える。

18.4　約束を認めた場合であっても、輸出加盟国が希望し又は輸入加盟国が決定するときは、補助金及び損害の調査は、完結させる。この場合において、補助金又は損害について否定的な決定が行われたときは、約束は、自動的に消滅する。ただし、その決定が主として約束の存在によるものである場合は、この限りでなく、その場合には、関係当局は、この協定に合致する妥当な期間その約束を維持することを要求することができる。補助金及び損害について肯定的な決定が行われた場合には、約束は、その条件及びこの協定に従って存続する。

18.5　輸入加盟国の当局は、価格に関する約束を勧奨することができる。もっとも、いかなる輸出者も約束をすることを強制されない。政府又は輸出者が約束を申し出ず又は約束を申し出るようにとの勧奨を受け入れないことは、事案を検討する上でいかなる影響も及ぼすものではない。もっとも、当局は、補助金の交付を受けた産品の輸入が引き続き行われる場合に損害のおそれが現実のものとなる可能性が大きくなると判断することができる。

18.6　輸入加盟国の当局は、約束が認められた政府又は輸出者に対し、約束の履行に関連する情報を定期的に提供すること及び当局が関連資料の確認を行うことを認めることを要求することができる。約束の違反があった場合には、輸入加盟国の当局は、この協定に従って迅速な措置（入手可能な最善の情報を用いて暫定措置を直ちにとることを含む。）をとることができる。この場合には、暫定措置がとられた日前九十日を超えない日以後消費のために輸入された産品につき、この協定に従って確定的な税を課することができる。ただし、約束の違反があった日前に輸入された産品については、遡及して課してはならない。

第十九条　相殺関税の賦課及び徴収

19.1　加盟国は、協議を完結させるために妥当な努力を払った後、補助金の存在及び額につき並びに当該補助金の交付を受けた産品の輸入が当該補助金の及ぼす影響により損害を与えていることにつき最終的な決定を行った場合には、当該補助金が廃止されない限り、この条の規定により相殺関税を課することができる。

19.2　相殺関税を課するためのすべての要件が満たされた場合にこれを課するか課さないかの決定及び課すべき相殺関税の額を補助金の額に等しい額とするか又は補助金の額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局によって行われる。相殺関税の賦課は、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、また、補助金の額よりも少ない額の相殺関税の賦課が国内産業に対する損害を除去するために十分である場合には、相殺関税の額は、その少ない額であることが望ましい。また、相殺関税の賦課によって自己の利益が望ましくない影響を受けるおそれのある国内の利害関係を有する者（注）が表明する意見を関係当局が十分考慮することができる手続を確立することが望ましい。

注　この19.2の規定の適用上、「国内の利害関係を有する者」には、調査の対象となる輸入産品の消費者及び産業上の使用者を含む。

19.3　いずれかの産品について相殺関税を課する場合には、相殺関税については、補助金の交付を受け、かつ、損害を与えていると認定された産品の輸入（すべての輸入源からの輸入。ただし、補助金を受けることを放棄した輸入源又はこの協定に定める条件による約束が認められた輸入源からの輸入を除く。）につき、それぞれの場合において適正な額を無差別に課する。輸出者のうち、その輸出が確定的な相殺関税の対象となり、かつ、調査に協力することを拒否したこと以外の理由で実際に調査されなかったものは、調査当局が速やかに相殺関税の額を個別に定めるための迅速な見直しを受ける権利を有する。

19.4　いかなる輸入産品についても、その存在が認定された補助金の額（補助金の交付を受けて輸出された産品の単位当たりの補助金の額）を超える額の相殺関税を課してはならない。（注）

注　この協定において「課する」とは、関税又は内国税の確定的又は最終的な賦課又は徴収を法令により行うことをいう。

第二十条　遡及

20.1　暫定措置又は相殺関税は、それぞれ17.1又は19.1の規定に基づいて行われた決定が効力を生じた後に消費のために輸入される産品についてのみ課する。ただし、この条に規定する例外が適用される場合は、この限りでない。

20.2　損害の最終的な決定（損害のおそれ及び産業の確立の実質的な遅延に係るものを除く。）が行われる場合又は、損害のおそれの最終的な決定の場合であって暫定措置がとられなかったとしたならば補助金の交付を受けた産品の輸入の及ぼした影響により損害の決定が行われたであろうと認められるときは、暫定措置がとられていた期間について相殺関税を遡及して課することができる。

20.3　確定的な相殺関税の額が現金の供託又は債券等による保証の額を上回る場合には、その差額は、徴収し

ではならない。確定的な相殺関税の額が現金の供託又は債券等による保証の額を下回る場合には、超過額を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

20.4 20.2の場合を除くほか、損害のおそれ又は産業の確立の実質的な遅延の決定が行われる場合において、損害がまだ生じていないときは、確定的な相殺関税は、損害のおそれ又は産業の確立の実質的な遅延の決定が行われた日からのみ課することができる。この場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

20.5 最終的な決定が否定的である場合には、暫定措置の適用期間中に行われた供託に係る現金を迅速に還付し、債券等の担保を迅速に解除する。

20.6 当局が、補助金の交付を受けた産品につき、千九百九十四年のガット及びこの協定に反して交付された補助金による利益を受ける産品の比較的短期間における大量の輸入が回復し難い損害を与えていると認定する危機的な事態が存在する場合において、そのような損害の再発を防止するために当該産品の輸入について相殺関税を遡及して課する必要があると認められるときは、確定的な相殺関税は、暫定措置がとられた日前九十日を超えない日以後消費のために輸入された産品について課することができる。

第二十一条　相殺関税及び約束に係る期間及び見直し

21.1 相殺関税は、損害を与えている補助金に対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する。

21.2 当局は、相殺関税の賦課を継続することの必要性につき、正当な理由がある場合には、自己の発意に基づいて又は、確定的な相殺関税の賦課の日から合理的な期間が経過しているときは、見直しの必要性を裏付ける実証的な情報を提供する利害関係を有する者の要請に基づいて、見直しを行う。利害関係を有する者は、相殺関税の賦課を継続することが補助金を相殺するために必要であるかないか若しくは相殺関税が撤廃され若しくはその額が変更された場合に損害が存続し若しくは再発する可能性があるかないか又はこれらの双方について検討することを当局に要請する権利を有する。当局は、この21.2の規定に基づく見直しの結果、相殺関税を維持する正当な理由がないと決定する場合には、直ちに相殺関税を撤廃する。

21.3 21.1及び21.2の規定にかかわらず、いかなる確定的な相殺関税も、その賦課の日、21.2の規定に基づく最新の見直しの日（ただし、当該見直しが補助金及び損害の双方を対象としていた場合に限る。）又はこの21.3の規定に基づく最新の見直しの日から五年以内に撤廃する。ただし、当局が、自己の発意に基づいて又はその撤廃の日に先立つ合理的な期間内に国内産業によって若しくは国内産業のために行われた正当に裏付けられた要請に基づいて当該撤廃の日前に開始した見直しにおいて、相殺関税の撤廃が補助金及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があると決定する場合は、この限りでない（注）。相殺関税は、この見直しの結果が出るまでの間、効力を有するものとすることができる。

注　相殺関税の額を遡及して確定する場合には、最新の確定のための手続において相殺関税を課さないと認定することは、それ自体、当局に対して確定的な相殺関税の撤廃を求めるものではない。

21.4 証拠及び手続に関する第十二条の規定は、この条の規定に基づいて行われる見直しについて準用する。この見直しは、迅速に行うものとし、通常、この見直しの開始の日から十二箇月以内に完結させる。

21.5 この条の規定は、第十八条の規定に基づいて認められた約束について準用する。

第二十二条　公告及び決定の説明

22.1 当局は、第十一条の規定に基づいて調査を開始することを正当とするために十分な証拠があると認める場合には、自国の産品が当該調査の対象となる加盟国及び調査当局に知られている利害関係を有するその他の者にその旨を通知するものとし、また、その旨を公告する。

22.2 調査の開始についての公告は、次の事項に関する適切な情報を含むものとするか、又は公告とは別の報告書（注）によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。

注　当局は、この条に規定する情報及び説明を別の報告書によって提供する場合には、公衆が当該報告書を容易に入手することができることを確保する。

(i) 輸出国の国名及び関係する産品

(ii) 調査の開始の日

(iii) 調査の対象となる補助金に関する記述

(iv) 損害の申立ての根拠となる要因の要約

(v) 利害関係を有する加盟国及び者による意見の提出先

(vi) 利害関係を有する加盟国及び者が意見を表明することができる期限

22.3 仮の又は最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）、第十八条の規定に基づき約束を認めるための決定、その約束の終了及び確定的な相殺関税の撤廃は、公告する。この公告は、事実及び法令に係る問題であって調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論を十分詳細に記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行う。この公告及び別の報告書はすべて、自国の産品が決定又は約束の対象となる加盟国及び知られている利害関係を有するその他の者に送付されるものとする。

22.4 暫定措置の適用についての公告は、補助金及び損害の存在に関する仮の決定について十分詳細な説明を記載するか、又は別の報告書によって入手することができるようにして行うものとし、また、提示された論証の採用又は却下をもたらした事実及び法令に係る事項について言及する。この公告又は別の報告書には、秘密の情報の保護に関する要件に妥当な考慮を払いつつ、特に、次のものを含む。

(i) 供給者の氏名又は、これが実行可能でない場合には、関係供給国の国名

(ii) 通関上十分に明確な産品に関する記述
(iii) 定められた補助金の額及び補助金の存在が決定された根拠
(iv) 第十五条に規定する損害の決定に関連して行った検討
(v) 決定に至った主な理由

22.5 確定的な税の賦課又は約束の承認について肯定的な決定が行われた場合には、調査の完結又は停止についての公告は、秘密の情報の保護に関する要件に十分な考慮を払いつつ、最終的な措置の適用又は約束の承認をもたらした事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報を含むものとするか、又は別の報告書によってこれらの情報を入手することができるようにして行う。この公告又は別の報告書には、特に、22.4に規定する情報並びに利害関係を有する加盟国並びに輸出者及び輸入者が提示した関連する論証又は主張を採用し又は却下した理由を含む。

22.6 第十八条の規定に基づいて約束を認めた後に行う調査の完結又は停止についての公告は、その約束のうちの秘密でない部分を含むものとするか、又は別の報告書によって当該部分を入手することができるようにして行う。

22.7 この条の規定は、前条の規定に基づく見直しの開始及び完結並びに第二十条に規定する相殺関税を課及して課するための決定について準用する。

第二十三条　司法上の審査

加盟国は、自国の法令に相殺関税に係る措置に関する規定を有する場合には、特に、最終的な決定及び第二十一条に規定する決定の見直しに関する行政上の措置を速やかに審査するため、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、当該最終的な決定又は見直しについて責任を有する当局から独立したものとし、また、行政手続に関与した利害関係を有するすべての者であって、行政措置によって直接かつ個別に影響を受けているものに対し、審査に関与する機会を提供する。

第六部　機関

第二十四条　補助金及び相殺措置に関する委員会及び補助機関

24.1 この協定により、各加盟国の代表で構成する補助金及び相殺措置に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも年二回会合するほか、この協定の関連規定の定めるところによりいずれかの加盟国の要請に基づき会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

24.2 委員会は、適当な場合には、補助機関を設置することができる。

24.3 委員会は、補助金及び貿易に関係する分野において高い資質を有する独立した五人の者で構成する常設専門家部会を設置する。委員会は、同部会を構成する専門家を選出するものとし、専門家の一人は、毎年交代する。同部会は、4.5に定めるところにより、小委員会を援助するよう要請されることがある。委員会は、また、補助金の存在及び性格に関する勧告的意見を求めることができる。

24.4 加盟国は、自国が導入しようとしている補助金又は維持している補助金の性格について常設専門家部会と協議することができるものとし、同部会は、この点について勧告的意見を与えることができる。この勧告的意見は、秘密のものとして扱い、第七条に規定する手続において用いることができない。

24.5 委員会及び補助機関は、その任務を遂行するため、適当と認めるいかなる者とも協議し及びこれらの者から情報を求めることができる。もっとも、委員会又は補助機関は、いずれかの加盟国の管轄内にある者から情報を求めるのに先立ち、当該加盟国にその旨を通知する。

第七部　通報及び監視

第二十五条　通報

25.1 加盟国は、千九百九十四年のガット第十六条1の規定の適用を妨げることなく、毎年遅くとも六月三十日までに補助金の通報を行うこと及び当該通報を25.2から25.6までの規定に適合するものとすることについて合意する。

25.2 加盟国は、1.1に規定する補助金（自国の領域内において交付し又は維持しているもの）であって第二条に規定する特定性を有するものを通報する。

25.3 通報の内容は、他の加盟国が貿易上の影響を評価し及び通報された補助金制度の運用を理解することができるよう十分明確なものとすべきである。この点に関し、加盟国は、補助金に関する質問表（注）の内容及び形式に影響を及ぼすことなく、自国の通報が次の情報を含むことを確保する。

注　委員会は、ガット基本文書選集（BISD）通報第九巻の百九十三ページ及び百九十四ページに規定する質問表の内容及び形式を見直すための作業部会を設置する。

(i) 補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減等）
(ii) 産品の単位当たりの補助金の額又は、これが可能でない場合には、補助金の総額若しくは補助金のための年間の予算額（可能な場合には、前年における産品の単位当たりの補助金の額の平均を示すことができるもの）
(iii) 政策目的又は補助金の目的
(iv) 補助金の交付の期間又は当該補助金に係るその他の期間
(v) 補助金の貿易上の影響を評価することができる統計資料

25.4 25.3に規定する特定の事項を通報に含めない場合には、通報自体にその理由を記載する。

25.5 補助金が特定の産品又は部門に交付されている場合には、産品又は部門ごとに通報を行う。

25.6 加盟国は、千九百九十四年のガット第十六条1及びこの協定に基づいて通報することが求められている措置が自国の領域内に存在しないと判断する場合には、その旨を事務局に書面によって通報する。

25.7 加盟国は、措置の通報が千九百九十四年のガット及びこの協定の下における当該措置の法的地位、この協定の下で当該措置がもたらす影響又は当該措置自体の性格を予断するものではないことを認める。

25.8 いずれの加盟国も、他の加盟国が交付し又は維持している補助金（第四部に規定するものを含む。）の性格及び範囲に関する情報並びに、他の加盟国が特定の措置について通報の要件を満たしていないと認める場合には、その理由の説明をいつでも書面により要請することができる。

25.9 25.8に規定する要請を受けた加盟国は、25.8の情報をできる限り速やかに、かつ、包括的なものとして提供するものとし、また、加盟国から要請があった場合に当該加盟国に対し追加の情報を提供することができるようにしておくものとする。当該要請を受けた加盟国は、特に、自国がこの協定の規定を遵守していることを他の加盟国が評価することができるようにするため、十分詳細な情報を提供する。これらの情報が提供されていないと認める加盟国は、委員会の注意を喚起することができる。

25.10 加盟国は、補助金としての効果を有する他の加盟国の措置について千九百九十四年のガット第十六条1及びこの条の規定による通報が行われていないと認める場合には、当該他の加盟国の注意を喚起することができる。注意の喚起の後これらの申し立てられた補助金について速やかに通報が行われない場合には、当該加盟国は、自ら当該補助金について委員会に通報することができる。

25.11 加盟国は、相殺関税についてとられたすべての仮の又は最終的な措置を遅滞なく委員会に報告する。その報告は、事務局において、他の加盟国による閲覧に供する。加盟国は、また、半年ごとに、直前の六箇月の期間にとられた相殺関税についてのすべての措置に関する報告を提出する。その半年ごとの報告については、合意された標準的な様式で提出する。

25.12 各加盟国は、委員会に対し、(a)第十一条に規定する調査を開始し及び実施する権限を有する当局並びに(b)この調査の開始及び実施を規律する国内手続について通報する。

第二十六条　監視

26.1 委員会は、三年ごとに開催される特別会合において、千九百九十四年のガット第十六条1及びこの協定の25.1の規定に基づいて行われる新たなかつ完全な通報を検討する。特別会合が開催されない年に行われる通報（改定の通報）については、委員会の通常会合において検討する。

26.2 委員会は、25.11の規定に基づいて提出される報告を通常会合において検討する。

第八部　開発途上加盟国

第二十七条　開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇

27.1 加盟国は、補助金が開発途上加盟国の経済開発計画において重要な役割を果たすことがあることを認める。

27.2 補助金の禁止に関する3.1(a)の規定は、次の国については適用しない。

(a) 附属書Ⅶに規定する開発途上加盟国

(b) 世界貿易機関協定の効力発生の日から八年間についてその他の開発途上加盟国（ただし、27.4の規定を遵守することを条件とする。）

27.3 補助金の禁止に関する3.1(b)の規定は、開発途上加盟国については世界貿易機関協定の効力発生の日から五年間適用しないものとし、また、後発開発途上加盟国については同日から八年間適用しない。

27.4 27.2(b)に規定する開発途上加盟国は、八年以内に輸出補助金を廃止するものとし、当該輸出補助金の廃止は、漸進的に行われることが望ましい。もっとも、開発途上加盟国は、輸出補助金の水準を引き上げてはならないものとし(注)、また、輸出補助金の交付が自国の開発上のニーズと合致しない場合には、この27.4に定める期間よりも短い期間内に当該輸出補助金を廃止する。開発途上加盟国は、八年の期間を超えて輸出補助金を交付する必要があると認める場合には、当該八年の期間の満了の日の遅くとも一年前までに委員会と協議するものとし、委員会は、当該開発途上加盟国のすべての関連する経済上、財政上及び開発上のニーズを検討した後、当該八年の期間の延長が正当であるかないかを決定する。委員会がこの延長が正当であると決定する場合には、当該開発途上加盟国は、当該輸出補助金を維持する必要性の有無を決定するため、毎年委員会と協議を行う。当該輸出補助金を維持する必要性があると委員会が決定しない場合には、当該開発途上加盟国は、存続している輸出補助金を承認された最後の期間の満了から一年以内に段階的に廃止する。

注　この27.4の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日に輸出補助金を交付していない開発途上加盟国については、千九百八十六年に交付した輸出補助金の水準に基づいて適用する。

27.5 開発途上加盟国は、いずれかの産品について輸出競争力を得た場合には、当該産品に対する輸出補助金を二年間にわたり段階的に廃止する。もっとも、附属書Ⅶに規定する開発途上加盟国であって一又は二以上の産品について輸出競争力を得たものは、当該産品に対する輸出補助金を八年間にわたり漸進的に廃止する。

27.6 開発途上加盟国による産品の輸出が連続した二暦年の間当該産品の世界貿易の三・二五パーセント以上を占めるに至った場合には、当該産品についての輸出競争力が得られたものとする。輸出競争力は、(a)輸出競争力を得た開発途上加盟国による通報又は(b)加盟国の要請により事務局が行う算定に基づいて得られたものとする。この27.6の規定の適用上、産品は、統一システムの品目表の部に従って定められるものとする。委員会は、世界貿易機関協定の効力発生の日から五年でこの27.6の規定の運用を見直す。

27.7 第四条の規定は、27.2から27.5までの規定に合致する輸出補助金の場合には、開発途上加盟国については適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

27.8 開発途上加盟国が交付する補助金については、当該補助金が6.1の規定に従いこの協定に規定する著しい害を及ぼすと推定してはならない。著しい害は、27.9の規定を適用するに当たっては、6.3から6.8までの規定に従い、実証的な証拠によって裏付けられるものとする。

27.9 開発途上加盟国が交付し又は維持する第三部に規定する相殺措置の対象となる補助金であって6.1に規定するもの以外のものについては、第七条の規定に基づいて措置をとることは、認められない。ただし、関税譲許その他千九百九十四年のガットに基づく義務の無効化又は侵害が当該補助金の交付の結果として存在しており、その結果、当該補助金がこれを交付している開発途上加盟国の市場への他の加盟国からの同種の産品の輸入を代替しており又は当該輸入を妨げていると認定される場合及び輸入加盟国の市場において国内産業に対する損害が生じている場合は、この限りでない。

27.10 開発途上加盟国を原産国とする産品に対する相殺関税の賦課のための調査は、関係当局が次のいずれかのことを決定する場合には、速やかに完結させる。

(a) 当該産品に交付されている補助金の全般的な水準が、単位当たりで計算して当該産品の価額の二パーセント以下であること。

(b) 補助金の交付を受けた産品の輸入の量が輸入加盟国における同種の産品の輸入の総量の四パーセント未満であること。ただし、輸入の量が単独では当該輸入の総量の四パーセント未満である開発途上加盟国からの輸入の量を合計した場合において、当該輸入の量の合計が輸入加盟国における同種の産品の輸入の総量の九パーセントを超えるときは、この限りでない。

27.11 27.2(b)の対象とされている開発途上加盟国であって世界貿易機関協定の効力発生の日から八年の期間が経過する前に輸出補助金を廃止したもの及び附属書Ⅶに規定する開発途上加盟国については、27.10(a)に規定する数値は、二パーセントではなく三パーセントとする。この27.11の規定は、輸出補助金の廃止が委員会に通報された日から適用するものとし、当該通報を行った開発途上加盟国が輸出補助金を交付しない限り適用する。この27.11の規定は、同協定の効力発生の日から八年で効力を失う。

27.12 27.10及び27.11の規定は、15.3に規定する僅少であるものの決定を規律する。

27.13 債務の直接的な免除及び社会費用を負担するための補助金の交付（形態のいかんを問わず、政府収入の放棄その他債務の移転を含む。）が開発途上加盟国の民営化計画の枠組みの下で行われ、かつ、これらの補助金が当該民営化計画と直接結び付いている場合には、第三部の規定は、当該補助金については適用しない。ただし、当該民営化計画及び当該補助金の双方が限られた期間に適用され、かつ、委員会に通報されていること並びに当該民営化計画が最終的に関係企業の民営化をもたらすものであることを条件とする。

27.14 委員会は、利害関係を有する加盟国の要請があった場合には、開発途上加盟国の特定の輸出補助金が当該開発途上加盟国の開発上のニーズに合致しているかいないかを審査するため、当該輸出補助金について検討する。

27.15 委員会は、利害関係を有する開発途上加盟国の要請があった場合には、特定の相殺措置が当該開発途上加盟国に適用される27.10及び27.11の規定に適合しているかいないかを審査するため、当該相殺措置について検討する。

第九部　経過措置

第二十八条　既存の制度

28.1 加盟国が世界貿易機関協定に署名する日前に自国の領域において有していた補助金制度であってこの協定に適合しないものについては、次のとおりとする。

(a) 世界貿易機関協定が当該加盟国について効力を生ずる日の後九十日以内に委員会に通報する。

(b) 世界貿易機関協定が当該加盟国について効力を生ずる日から二年以内にこの協定に適合させるものとし、それまでの間は、第二部の規定は、適用しない。

28.2 いかなる加盟国も、28.1に規定する補助金制度の適用範囲を拡大してはならず、また、当該補助金制度の期間の満了の時において当該補助金制度を更新してはならない。

第二十九条　市場経済への移行

29.1 中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国は、この移行のために必要な制度及び措置を適用することができる。

29.2 29.1に規定する加盟国は、第三条の規定の適用を受ける補助金制度であって29.3の規定に従って通報するものを世界貿易機関協定の効力発生の日から七年以内に段階的に廃止し又は第三条の規定に適合させる。この場合には、第四条の規定は、適用しない。この期間においては、更に、次のとおりとする。

(a) 6.1(d)の規定の適用を受ける補助金制度については、第七条の規定を適用しない。

(b) 相殺措置の対象となるその他の補助金については、27.9の規定を適用する。

29.3 第三条の規定の適用を受ける補助金制度については、世界貿易機関協定の効力発生の日の後実行可能な限り早い日に委員会に通報する。このような補助金に関する追加的な通報については、同協定の効力発生の日の後二年以内に行うことができる。

29.4 29.1に規定する加盟国は、例外的な事情のある場合において、自国が通報した制度及び措置並びにこれらに係る期限について逸脱することが移行過程のために必要と認められるときは、委員会によってその逸脱を承認されることがある。

第十部　紛争解決

第三十条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

第十一部　最終規定

第三十一条　暫定的な適用

6.1の規定並びに第八条及び第九条の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から五年の期間適用する。委員会は、この期間が経過する日の遅くとも百八十日前までに、その後の期間についてこれらの規定を現在のまま又は修正して適用するかしないかを決定するため、これらの規定の運用を検討する。

第三十二条　その他の最終規定

32.1　他の加盟国の補助金に対するいかなる措置も、この協定により解釈される千九百九十四年のガットの規定による場合を除くほか、とることができない。(注)

注　この32.1の規定は、適当な場合には千九百九十四年のガットの他の関連規定による措置をとることを妨げるものではない。

32.2　この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

32.3　32.4の規定に従い、この協定は、調査及び既存の措置の見直しであって、各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に行われる申請に基づいて開始されるものについて適用する。

32.4　既存の相殺措置に21.3の規定を適用するに当たっては、当該措置は、遅くとも各加盟国について世界貿易機関協定が効力を生ずる日にとられたものとみなす。ただし、同日に効力を有する加盟国の法令が既に21.3に規定する条項と同様のものを有する場合を除く。

32.5　各加盟国は、世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続を当該加盟国について適用されるこの協定に適合したものとすることを確保するため、すべての必要な一般的又は個別的な措置をとる。

32.6　各加盟国は、この協定に関連を有する法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

32.7　委員会は、この協定の目的を考慮して、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となった期間における状況について毎年物品の貿易に関する理事会に報告する。

32.8　この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

附属書Ⅰ　輸出補助金の例示表

(a)　政府が、企業又は産業に対し、輸出が行われることに基づいて直接補助金を交付すること。

(b)　外貨資金特別割当制度その他これに類する輸出について報奨を与える措置

(c)　政府によって定められ又は義務付けられる輸出貨物の国内運送に係る料金であって、輸出貨物を国内貨物よりも有利に扱うもの

(d)　政府又は政府機関が、直接又は政府が義務付ける制度を通じて間接に、輸出される産品の生産に用いるため輸入された又は国産の物品又は役務を提供する場合において、国内消費に向けられる産品の生産に用いるため当該輸入された又は国産の物品又は役務と同種の又は直接に競合する物品又は役務を提供する場合におけるよりも有利な条件で提供すること。ただし、物品については、その条件が輸出者にとり世界市場において商業的に得られる(注1)条件よりも有利な場合に限る。

(e)　商工業を営む企業が支払う又は支払うべき直接税(注2)又は社会保障負担金につき、輸出に関連させてその額の全部又は一部の免除、軽減又は繰延べを認めること(注3)。

(f)　直接税の課税標準の計算において、国内消費向けの生産について認められる控除に加え、輸出又は輸出実績に直接に関連させて特別の控除を認めること。

(g)　輸出される産品の生産及び流通に関し、同種の産品が国内消費向けに販売される場合にその生産及び流通に関して課される間接税(注2)の額を超える額の間接税の免除又は軽減を認めること。

(h)　輸出される産品の生産に用いられる物品又は役務に対して課される前段階の累積的な間接税(注2)につき、同種の産品が国内消費向けに販売される場合において当該同種の産品の生産に用いられる物品又は役務に対して課される前段階の累積的な間接税と同種の間接税について認められる免除、軽減又は繰延べに係る額を超えて免除、軽減又は繰延べを認めること。もっとも、前段階の累積的な間接税が輸出される産品の生産において消費される投入物(利用できなかったものに対して通常の考慮を払う。)に対して課される場合には、国内消費向けに販売される同種の産品について当該間接税の免除、軽減又は繰延べが認められていないときでも、当該輸出される産品については、当該間接税の免除、軽減又は繰延べを認めることができる(注4)。この点については、附属書Ⅱに規定する生産工程における投入物の消費に関する指針に従って解釈する。

(i)　輸出される産品の生産において消費される輸入された投入物(利用できなかったものに対して通常の考慮を払う。)に対して課される輸入課徴金(注2)の額を超えて輸入課徴金の軽減又は払戻しを認めること。もっとも、特別の場合には、企業は、投入物の輸入及びこれに対応する産品の輸出の双方が合理的な期間内(二年を超えないものとする。)に行われることを条件として、前段の規定による利益を得るため、輸入される投入物と量並びに品質及び特性を同一にする国産物品を当該輸入される投入物に代えて用いることができる。この点については、附属書Ⅱに規定する生産工程における投入物の消費に関する指針及び附属

書並に規定する輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針に従って解釈する。

(j) 政府（又は政府の監督の下にある特別の機関）が、輸出信用保証制度、輸出信用保険制度、輸出される産品に係る費用の上昇に対処する保険制度若しくは保証制度又は外国為替の変動の危険に対処する制度について長期的な運用に係る経費及び損失を補てんするためには不十分な料率によってこれらの制度を運用すること。

(k) 政府（又は政府の監督の下にある若しくは政府の権限の下で活動する特別の機関）が、輸出信用に用いる資金を自ら獲得するために実際に支払わなければならない利率（又は輸出信用に用いる資金と償還期間、他の信用条件及び通貨を同一にする資金を獲得するために国際資本市場において借入れを行ったとしたならば支払わなければならなかったであろう利率）よりも低い利率で輸出信用を供与すること又は輸出者若しくは金融機関が輸出信用の供与を受けるために負担する費用の全部又は一部を支払うこと。ただし、政府が輸出信用を供与すること及び費用を支払うことが輸出信用の条件について相当な利益を与えるために行われる場合に限る。

もっとも、加盟国が千九百七十九年一月一日において少なくとも十二の原加盟国が参加している公的輸出信用に関する国際的な約束（又は当該約束を継承する約束であってこれらの原加盟国によって採択されるもの）の参加国である場合又は事実上当該約束における利率に関する規定を適用している場合には、これらの規定に合致する輸出信用の供与は、この協定により禁止される輸出補助金とはみなされない。

(l) その他公的助定による負担であって千九百九十四年のガット第十六条に規定する輸出補助金に該当するもの

注1　「商業的に得られる」とは、国産物品又は輸入された物品のいずれかの選択が、制限されておらず、かつ、商業的考慮に基づいてのみ行われることをいう。

注2　この協定の適用上、

「輸入課徴金」とは、関税その他この注2に規定していない課徴金であって輸入に対して課されるものをいう。

「間接税」とは、売上税、個別消費税、取引高税、付加価値税、フランチャイズ税、印紙税、流通税、事業資産税、国境税その他の税であって直接税及び輸入課徴金以外のものをいう。

「前段階の」間接税とは、産品の生産に直接又は関接に用いる物品又は役務に対して課される間接税をいう。

「累積的な」間接税とは、生産の一の段階において課税された物品又は役務が当該生産のその後の段階において用いられる場合に当該生産のその後の段階において税額控除を行う仕組みを有しない多段階にわたる間接税をいう。

税の「軽減」には、税の払戻しを含む。

輸入課徴金の「軽減又は払戻し」には、輸入課徴金の全部又は一部の免除又は繰延べを含む。

注3　加盟国は、例えば、適当な額の利子が徴収される場合には繰延べが輸出補助金に該当しないことを認める。加盟国は、無税上、輸出企業とその支配下にある外国の買手との間、又は輸出企業と当該輸出企業と同一の支配下にある外国の買手との間の取引における産品の価格については全く独立の立場で行動する独立の企業の間において支払われるであろう価格を用いるべきであるとの原則を再確認する。加盟国は、この原則に反するおそれがあり、かつ、輸出取引について直接税の相当な減額をもたらす行政上の措置及び他の措置につき、他の加盟国の注意を喚起することができる。この場合において、加盟国は、千九百九十四年のガットに基づく加盟国の権利及び義務（当該注意の喚起により行われることとなる協議に関する権利を含む。）を害することなく、通常、既存の二国間の租税条約その他特定の国際的な制度を利用して意見の相違を解消するよう努める。

(e)の規定は、加盟国が自国又は他の加盟国の企業の外国源泉所得に対する二重課税を防止するための措置をとることを制限するものではない。

注4　(h)の規定は、付加価値税制度及びこれに代わるような国境における税の調整については、適用しない。付加価値税の還度の軽減の問題については、専ら(i)の規定により取り扱う。

附属書Ⅱ　生産工程における投入物の消費に関する指針（注）

注　生産工程において消費される投入物とは、生産工程において輸出される産品に組み込まれ、これと一体を成している投入物、生産工程において用いられるエネルギー、燃料及び油並びに輸出される産品を得る過程で消費される触媒をいう。

Ⅰ

1　間接税払戻制度は、輸出される産品の生産において消費される投入物（利用できなかったものに対して通常の考慮を払う。）に対して課される前段階の累積的な間接税の免除、軽減又は繰延べを認めることができる。同様に、輸入課徴金に係る払戻制度は、輸出される産品の生産において消費される投入物（利用できなかったものに対して通常の考慮を払う。）に対して課される輸入課徴金の軽減又は払戻しを認めることができる。

2　この協定の附属書Ⅰの輸出補助金の例示表は、同附属書の(h)及び(i)において「輸出される産品の生産において消費される投入物」について規定している。同附属書(h)に定めるところにより、間接税払戻制度は、輸出される産品の生産において消費される投入物に対して実際に課される前段階の累積的な間接税の額を超えて当該間接税の免除、軽減又は繰延べをもたらす場合には、輸出補助金となり得る。同附属書(i)に定めるところにより、輸入課徴金に係る払戻制度は、輸出される産品の生産において消費される投入物に対して実際に課される輸入課徴金の額を超えて当該輸入課徴金の軽減又は払戻しをもたらす場合には、輸出

補助金となり得る。同附属書の(h)及び(i)の規定は、輸出される産品の生産において消費される投入物の使用に関する認定の際に、利用できなかったものに対して通常の考慮を払わなければならないことを規定している。同附属書(i)の規定は、適当な場合の代替について規定している。

Ⅱ

調査当局は、この協定に基づく相殺関税の賦課のための調査の一部として投入物が輸出される産品の生産において消費されたかされなかったかを検討するに当たっては、次の規定に従うべきである。

1　間接税払戻制度又は輸入課徴金に係る払戻制度が、輸出される産品の生産において消費される投入物に対して課された間接税又は輸入課徴金の額を超える額による払戻しによって補助金を交付するものであると申し立てられた場合には、調査当局は、どのような投入物が輸出される産品の生産において消費されているか及び消費される当該投入物の額がいかなるものであるかを確認するための制度又は手続を輸出国の政府が有しているかいないか及び適用しているかいないかを最初に決定すべきである。調査当局は、当該制度又は手続が適用されていると決定した場合には、当該制度又は手続が合理的であるかないか、意図された目的上効果的であるかないか及び輸出国における一般的に認められた商業上の慣行に基づくものであるかないかを調べるため、当該制度又は手続を検討すべきである。調査当局は、情報を確認し又は当該制度若しくは手続が効果的に適用されていることを十分に確認するため、12.6の規定に従って実際的な調査を行うことが必要であると認めることができる。

2　1に規定する制度若しくは手続が存在しない場合、当該制度若しくは手続が合理的でない場合又は当該制度若しくは手続が設けられており、かつ、合理的であると認められるが、これが適用されていないか若しくは効果的に適用されていないと認められる場合には、輸出加盟国が、超過して払戻しが行われているかいないかを決定するため、実際に消費された投入物に基づいて更に検討する必要がある。調査当局が必要と認める場合には、1の規定に従って、更に検討が行われる。

3　投入物が、生産工程において用いられ、かつ、輸出される産品の中に物理的に存在する場合には、調査当局は、当該投入物が輸出される産品に組み込まれ、これと一体を成しているものとみなすべきである。加盟国は、必ずしも投入物が生産工程に投入された時の形と同じ形で最終的な産品の中に存在する必要がないことに留意する。

4　輸出される産品の生産において消費される特定の投入物の額を決定するに当たり、「利用できなかったものに対して通常の考慮を払う」ことに留意し、当該利用できなかったものは、輸出された産品の生産において消費されたものとみなされるべきである。「利用できなかったもの」とは、投入物のうち、生産工程における独立の機能を果たさないもの、非効率等の理由により輸出された産品の生産において消費されないもの又は生産工程に係る製造業者によって回収されず、使用されず若しくは販売されないものをいう。

5　調査当局は、利用できなかったものに対する考慮が「通常の」ものであるかないかを決定するに当たり、適当な場合には、生産工程、輸出国の産業の有する平均的な経験その他の技術的要因を考慮すべきである。利用できなかった投入物の額が間接税又は関税の払戻し又は軽減に含まれることが意図されている場合には、輸出国の当局が当該利用できなかった投入物の額を合理的に計算したかしなかったかが重要な問題であるということに、調査当局は、留意すべきである。

附属書Ⅲ　輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針

Ⅰ

輸入課徴金に係る払戻制度は、産品の生産工程において消費される投入物に対する輸入課徴金の還付又は払戻しを認めることができる。輸出される産品には、輸入される投入物に代わるものとして、国産の投入物であって当該輸入される投入物と同一の品質及び特性を有するものを用いることができる。附属書Ⅰの輸出補助金の例示表の(i)に定めるところにより、代替物に係る払戻制度は、払戻しが要求されている輸入された投入物に対して最初に課される輸入課徴金の額を超える額による払戻しをもたらす場合には、輸出補助金となる。

Ⅱ

調査当局は、この協定に従って相殺関税の賦課のための調査の一部として代替物に係る払戻制度を検討するに当たっては、次の規定に従うべきである。

1　輸出補助金の例示表の(i)の規定は、国産の投入物が輸入される投入物と重並びに品質及び特性を同一にすることを条件として、輸出される産品の生産において、当該国産の投入物を当該輸入される投入物に代えて用いることができることを規定している。払戻しの要求の対象となる投入物の量が輸出される類似の産品（形状を問わない。）に用いられる量を超えないこと及び当該輸入される投入物に対して当初に課される輸入課徴金の額を超える額による輸入課徴金の払戻しがないことを輸出加盟国の政府が確保し及び立証することを可能にする確認のための制度又は手続が存在することが重要である。

2　代替物に係る払戻制度が補助金を交付するものであると申し立てられた場合には、調査当局は、輸出国政府が確認のための制度又は手続を有しているかいないか及び適用しているかいないかを最初に決定すべきである。調査当局は、当該制度又は手続が適用されていると決定した場合には、確認のための手続が合理的であるかないか、意図された目的上効果的であるかないか及び輸出国における一般的に認められた商業上の慣行に基づくものであるかないかを調べるため、当該確認のための手続を検討すべきである。当該手続がこれらの基準を満たすものであり、かつ、効果的に適用されていると決定される場合には、補助金

は、存在しないとみなすべきである。調査当局は、情報を確認し又は当該手続が効果的に適用されていることを十分に確認するため、12.6の規定に従って実際的な調査を行うことが必要であると認めることができる。

3　確認のための手続が存在しない場合、当該手続が合理的でない場合又は当該手続が設けられており、かつ、合理的であると認められるが、これが実際には適用されていないか若しくは効果的に適用されていないと認められる場合には、補助金は、存在し得るものとする。このような場合には、輸出加盟国が、超過して払戻しが行われているかいないかを決定するため、実際の取引に基づいて更に検討する必要がある。調査当局が必要と認める場合には、2の規定に従って、更に検討が行われる。

4　代替物に係る払戻制度は、輸出者に対して払戻しの要求を行う対象として特定の輸入貨物を選択することを認めるものであっても、それ自体、補助金の交付とみなされるべきではない。

5　政府が輸入課徴金に係る払戻制度に基づいて払い戻す金銭に対して利子を支払う場合には、実際に支払った又は支払うべき利子の範囲内で附属書I(i)に規定する輸入課徴金の超過払戻しが存在するものとみなすことがある。

附属書IV　産品の価額に対する補助金の総額の割合の計算（6.1(a)）（注）

注　6.1(a)の規定の適用上、この附属書に規定されていない事項又は更に明確にされる必要がある事項に関し、必要に応じ、加盟国間の了解を図るべきである。

1　6.1(a)の規定の適用上、補助金の額については、補助金を交付する政府が負担する費用により計算する。

2　3から5までに規定する場合を除くほか、補助金の全般的な割合が産品の価額の五パーセントを超えているかいないかを決定するに当たっては、当該産品の価額については、販売に係る資料の入手が可能な期間であって補助金が交付されている期間に先立つ直近の十二箇月の期間における補助金を受ける企業（注1）の販売総額として計算する（注2）。

注1　補助金を受ける企業は、補助金を交付する加盟国の領域内の企業とする。

注2　税に関連する補助金の場合には、産品の価額については、補助金を受ける企業の販売総額であって当該税に関連する措置がとられた会計年度におけるものとして計算する。

3　補助金が一の産品の生産又は販売に結び付いている場合には、産品の価額については、販売に係る資料の入手が可能な期間であって当該補助金が交付されている期間に先立つ直近の十二箇月の期間における当該補助金を受ける企業の当該一の産品の販売総額として計算する。

4　補助金を受ける企業が立ち上がり段階にある場合において、補助金の全般的な割合が投資の総額の十五パーセントを超えるときは、著しい害が存在するものとみなす。この4の規定の適用上、立ち上がり期間は、生産を行う最初の一年間を超えないものとする（注）。

注　立ち上がり段階には、生産が開始されていない場合であっても、補助金から利益を受ける産品の開発又は当該産品の製造施設の建設に対する資金面での約束が既になされている場合を含む。

5　補助金を受ける企業が所在する国の経済にインフレーションが存在する場合には、産品の価額については、当該企業の前暦年における販売総額（又は、補助金が一の産品に結び付いている場合には、当該一の産品の販売額）を補助金の交付される月に先立つ十二箇月の間におけるインフレーションの率によって調整したものとして計算する。

6　特定の年の補助金の全般的な割合の決定に当たっては、加盟国の領域内において異なる制度の下で交付される補助金の合計及び異なる当局によって交付される補助金の合計に基づいて計算する。

7　世界貿易機関協定の効力発生の日前に交付される補助金については、その利益が将来の生産に配分される場合には、補助金の全般的な割合に含める。

8　6.1(a)の規定の適用上、この協定の関連規定により相殺措置の対象とならない補助金については、補助金の額の計算に含めない。

附属書V　著しい害に関する情報を収集するための手続

1　すべての加盟国は、7.4から7.6までの規定に定める手続に従って小委員会が検討する証拠の収集に協力する。紛争当事国である加盟国及び関係する第三国である加盟国は、7.4の規定が適用されたときは、この1の規定の実施について責任を有する自己の領域内の機関及び情報提供の要請に応ずるための手続を速やかに紛争解決機関に通報する。

2　7.4の規定に基づき問題が紛争解決機関に付託された場合には、同機関は、要請に基づき、補助金の存在、補助金の額及び補助金を受けた企業の販売総額を確定するために必要な情報並びに補助金の交付を受けた産品が与える悪影響を分析するために必要な情報を補助金を交付している加盟国の政府から入手するための手続を開始する（注1）。この過程には、適当な場合には、情報を収集し及び第七部に定める通報手続を通じて紛争当事国が入手することができる情報を明確なものとし、かつ、詳細なものとするために、補助金を交付している加盟国及び申立加盟国の政府に対して質問書を提示することを含む（注2）。

注1　著しい害の存在が立証されなければならない場合に適用する。

注2　紛争解決機関が情報を収集する過程においては、その性質上秘密である情報又はこの過程に関与する加盟国が秘密のものとして提供した情報を保護する必要を考慮する。

3　第三国の市場における影響については、紛争当事国は、悪影響を分析するために必要な情報であって申立加盟国又は補助金を交付している加盟国から合理的に入手することができないものを、第三国である加盟国の政府に対する質問を含む手段を通じ収集することができる。この場合、この要請は、第三国である加盟国に対して不合理な負担を課さないような方法で行われるべきである。第三国である加盟国は、特に、そのために市場又は価格の分析を特別に行うことを期待されない。提供される情報は、当該第三国が既に入手したもの又は容易に入手することができるもの（例えば、関係する統計機関が既に収集した最新の統計であって公表されていないもの、関係産品の輸入及び申告価額に関する通関資料等）とする。ただし、紛争当事国が自国の負担で詳細な市場の分析を行う場合には、第三国である加盟国の当局は、当該分析を行う者又は企業の作業に対して便宜を与える。また、これらの者又は企業は、政府が通常秘密としている情報以外のすべての情報を入手する機会を与えられる。

4　紛争解決機関は、情報を収集するための過程を促進するための職務を遂行する代表者を指名する。当該代表者の目的は、紛争の多角的な検討を迅速に行うことを容易にするために必要な情報を適時に収集することを確保することに限られる。当該代表者は、特に、必要な情報を最も効果的に収集する方法を提案することを確保することに限られる。当該代表者は、特に、必要な情報を最も効果的に収集する方法を提案すること及び当事国の協力を奨励することができる。

5　2から4までに定める情報を収集するための過程は、7.4の規定に基づいて問題が紛争解決機関に付託された日から六十日以内に完結させる。この過程で入手された情報は、第十部の規定により同機関が設置する小委員会に提出される。当該情報は、特に、補助金の額（及び、適当な場合には、補助金を受けた企業の販売総額）、補助金の交付を受けた産品の価格、補助金の交付を受けていない産品の価格、市場に供給する他の供給者の産品の価格、補助金の交付を受けた産品の市場への供給の変動及び市場占拠率の変動に関する資料を含むべきである。当該情報は、また、反証のための証拠及び小委員会が結論を得る過程において適当とみなす補足的な情報も含むべきである。

6　情報を収集するための過程において補助金を交付している加盟国又は第三国である加盟国が協力しない場合には、申立加盟国は、入手可能な証拠に基づき、当該補助金を交付している加盟国又は第三国である加盟国が協力を行わないという事実及び状況を示すとともに著しい害に関する自国の立場を表明する。補助金を交付している加盟国又は第三国である加盟国の協力がないために情報が入手できない場合には、小委員会は、必要に応じ、その他の方法により入手可能な最善の情報によって記録を完成することができる。

7　小委員会は、決定を行うに当たり、情報を収集するための過程に関与する当事国の協力がないという事実に基づいて当該当事国に不利益な推定を行うべきである。

8　小委員会は、入手可能な最善の情報又は不利益な推定のいずれか一方を用いることを決定するに当たり、情報提供の要請の合理性及び当事国が当該要請に応ずるために協力的かつ適時に払った努力に関して、4の規定に従って指名される紛争解決機関の代表者の助言を考慮する。

9　情報を収集するためのいかなる過程も、紛争の適切な解決のために重要と認められる追加の情報であって当該手続を通じて十分に収集されなかったものを小委員会が求めることを制限するものではない。もっとも、小委員会は、特定の当事国の立場を支持する情報であって、情報を収集するための過程において当該当事国が合理的な理由なしに協力しなかった結果として記録に記載されていないものについては、通常、記録を完成するための追加の情報として提供を要請すべきではない。

附属書VI　12.6の規定に基づく現地調査に関する手続

1　調査の開始に当たっては、現地調査の実施に関する意図を輸出加盟国の当局及び関係があると知られている企業に通知すべきである。

2　例外的な状況において調査団に政府の職員ではない専門家を含めようとする場合には、企業及び輸出加盟国の当局にその旨を通知すべきである。その専門家は、秘密の取扱いに係る要件に違反した場合には、効果的な制裁の対象とされるべきである。

3　訪問調査を最終的に計画する前に輸出加盟国における関係企業の明示の同意を得ることを標準的な慣行とすべきである。

4　調査当局は、関係企業の同意を得たときは、速やかに、訪問調査を受ける企業の名称及び所在地並びに合意された訪問調査の日を輸出加盟国の当局に通知すべきである。

5　訪問調査を行う前に、関係企業に対し十分前もって通知すべきである。

6　質問書について説明するための訪問調査は、輸出企業の要請に基づいてのみ行うべきである。当該要請が行われる場合には、調査当局は、当該輸出企業のために当該訪問調査を行うことができる。当該訪問調査は、(a)輸入加盟国の当局が関係加盟国の政府の代表者にその旨を通知し、かつ、(b)その代表者が訪問調査に反対しない場合にのみ行うことができる。

7　現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみ、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出加盟国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。

8　輸出加盟国の当局又は企業が行った照会又は質問であって現地調査の成功に不可欠なものについては、

可能なときはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである。

附属書Ⅶ　27.2(a)に規定する開発途上加盟国

27.2(a)の規定に基づき3.1(a)が適用されない開発途上加盟国は、次のとおりとする。

(a)　国際連合が後発開発途上国に指定する世界貿易機関の加盟国

(b)　世界貿易機関の加盟国である次の開発途上国（ただし、一人当たりの国民総生産が年額千合衆国ドルに達したときは、27.2(b)の規定に従って他の開発途上加盟国に適用される規定が適用される。）（注）

ボリヴィア、カメルーン、コンゴー、象牙海岸共和国、ドミニカ共和国、エジプト、ガーナ、グァテマラ、ガイアナ、インド、インドネシア、ケニア、モロッコ、ニカラグァ、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、スリ・ランカ及びジンバブエ

注　開発途上加盟国を(b)の表に含めるに当たっては、一人当たりの国民総生産に関する世界銀行の最新の資料による。

セーフガードに関する協定

加盟国は、

千九百九十四年のガットに基づく国際貿易体制を改善し及び強化するという加盟国の有する全般的な目的に留意し、千九百九十四年のガットの規律、特にその第十九条（特定の産品の輸入に対する緊急措置）に定める規律を明確なものとし及び強化し、セーフガードに対する多数国間の管理を再び確立し並びにその管理を回避する措置を撤廃する必要があることを認め、

機造調整が重要であること及び国際市場における競争を制限するのではなく促進することが必要であることを認め、

更に、これらの目的のため、すべての加盟国に適用され、かつ、千九百九十四年のガットの基本原則に基づく包括的な協定が必要であることを認めて、

ここに、次のとおり協定する。

第一条　一般規定

この協定は、セーフガード措置の適用のための規則を定める。セーフガード措置とは、千九百九十四年のガット第十九条に規定する措置をいうものと了解する。

第二条　条件

1　加盟国（注）は、ある産品が、同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で、及びそのような条件で、自国の領域内に輸入されていることを当該加盟国が次の規定に従って決定した場合にのみ、当該産品についてセーフガード措置をとることができる。

注　関税同盟は、一の単位として又は一の構成国のためにセーフガード措置をとることができる。関税同盟が一の単位としてセーフガード措置をとる場合には、この協定に基づく重大な損害又はそのおそれの決定のためのすべての要件は、当該関税同盟全体に存在する条件に基づくものとする。セーフガード措置が一の構成国のためにとられる場合には、重大な損害及びそのおそれの決定のためのすべての要件は、当該構成国に存在する条件に基づくものとし、また、当該措置の適用は、当該構成国に限定する。この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガットの第十九条と第二十四条との関係についての解釈に予断を与えるものではない。

2　セーフガード措置は、輸入されている産品について、その輸入源のいかんを問わず、とられるものとする。

第三条　調査

1　加盟国は、あらかじめ定められ、かつ、千九百九十四年のガット第十条の規定に適合して公表された手続に従い当該加盟国の権限のある当局が調査を行った後にのみ、セーフガード措置をとることができる。この調査には、すべての利害関係を有する者に対する合理的な公告並びに輸入者、輸出者その他の利害関係を有する者が証拠及び自己の見解を提出することができる公聴会その他の適当な方法が含まれるものとする。このような方法には、他の関係者が提出した証拠及び見解について回答する機会並びに自己の見解を提出する機会、特にセーフガード措置の適用が公共の利益に合致するかしないかについて自己の見解を提出する機会が含まれる。権限のある当局は、事実及び法令に係るすべての関連する問題に関して得られた認定の記載及び理由を示した結論の記載のある報告を公表する。

2　いかなる情報も、その性質上秘密であるもの又は秘密の情報として提供されたものは、理由が示される場合には、権限のある当局により秘密として取り扱われる。当該情報については、提供した者の同意を得ないで開示してはならない。秘密の情報を提供した者は、当該情報の秘密でない要約を提出するよう又は、当該情報を提供した者が当該情報を要約することができないとする場合には、その理由を提出するよう要請されることがある。もっとも、権限のある当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、秘密扱いを要請した者が情報を公表させず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその開示を認めないときは、当該情報が正確であることが適当な者から当該権限のある当局に対して十分に立証されない限り、当該情報を無視することができる。

第四条　重大な損害又はそのおそれの決定

1　この協定の適用上、

(a)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(b)　「重大な損害のおそれ」とは、2の規定に従って認められる明らかに差し迫った重大な損害をいう。重大な損害のおそれの存在の決定は、事実に基づくものでなければならず、単に申立て、推測又は可能性の希薄なものに基づくものであってはならない。

(c)　損害又はそのおそれの決定上、「国内産業」とは、加盟国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

2(a)　輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているかいないか又は与えるおそれがあるかないかをこの協定に基づいて決定するための調査においては、権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての要因であって客観的なかつ数値化されたもの、特に関係産品の輸入の増加率及び増加量（絶対量におけるものであるか相対量におけるものであるかを問わない。）、増加した輸入産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を評価する。

(b)　(a)に規定する決定は、調査が、関係産品の輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを輸入の増加に帰してはならない。

(c)　権限のある当局は、前条の規定に従い、調査の対象となった事例の詳細な分析及び検討した要因の関連性について立証したものを速やかに公表する。

第五条　セーフガード措置の適用

1　加盟国は、重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度においてのみセーフガード措置をとる。数量制限が用いられる場合には、当該措置は、輸入量を最近の期間における水準（この水準は、統計が入手可能な最近の代表的な三年の輸入の平均値とする。）よりも減ずるものであってはならない。ただし、重大な損害を防止し又は救済するために異なる水準が必要であるとの明らかな理由がある場合は、この限りでない。加盟国は、これらの目的の達成のために最も適した措置を選択すべきである。

2(a)　供給国間に割当てを配分する場合には、制限を課する加盟国は、割当ての配分について、関係産品の供給について実質的な利害関係を有する他のすべての加盟国と合意することができる。この方法が事実上実行不可能な場合には、当該制限を課する加盟国は、当該産品の供給について実質的な利害関係を有する加盟国に対し、当該産品の貿易に影響を及ぼした又は及ぼしていると考えられる特別の要因に妥当な考慮を払い、過去の代表的な期間に当該実質的な利害関係を有する加盟国が当該産品の輸入の総数量又は総価額に対して供給した割合に基づいて当該産品の割当てを配分する。

(b)　加盟国は、(a)の規定から逸脱することができる。ただし、第十二条3の協議が第十三条1に定めるセーフガードに関する委員会の主催の下で行われ、かつ、(i)ある加盟国からの輸入が代表的な期間における関係産品の輸入の総増加量に対して均衡を失する比率で増加したこと、(ii)(a)の規定から逸脱する理由が正当化されること及び(iii)その逸脱の条件が当該産品のすべての供給者にとって公平であることが同委員会に対し明確に示されることを条件とする。その逸脱した措置の期間は、第七条1に規定する当初期間を超えて延長されてはならない。その逸脱は、重大な損害のおそれを理由とする場合には、認められない。

第六条　暫定的なセーフガード措置

遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、加盟国は、輸入の増加が重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、暫定的なセーフガード措置をとることができる。当該措置の期間は、二百日を超えるものであってはならず、その期間中第二条から次条まで及び第十二条に定める関連する要件が満たされるものとする。当該措置は、関税引上げの形態をとるべきであり、その後行われる第四条2に規定する調査により輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあると決定されない場合には、その引上げ分は、速やかに払い戻される。当該措置の期間は、次条1から3までに規定する当初期間及び延長期間に算入される。

第七条　セーフガード措置の適用期間及び見直し

1　加盟国は、重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な期間においてのみセーフガード措置をとる。この期間は、2の規定によって延長されない限り、四年を超えるものであってはならない。

2　1に規定する当初期間は、輸入加盟国の権限のある当局が、第二条から第五条までに定める手続に従いセーフガード措置が重大な損害を防止し又は救済するために引き続き必要であること及び産業が調整を行っているという証拠があることを決定したこと並びに次条及び第十二条の関連規定が遵守されていることを条件として、延長することができる。

3　セーフガード措置の適用期間の合計は、暫定的なセーフガード措置の適用期間、セーフガード措置の当初の適用期間及びその延長の期間を含めて、八年を超えるものであってはならない。

4　第十二条1の規定に従って通報されたセーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該措置をとる加盟国は、当該措置の適用期間中一定の間隔で当該措置を漸進的に緩和する。当該措置をとる加盟国は、当該措置の予定適用期間が三年を超える場合において、当該措置の適用期間の中間時点以前に状況の見直しを行い、適当なときは、当該措置を撤回し又は緩和の進行を速める。2の規定によって延長された措置は、当初期間の終了時点における措置よりも制限的なものであっ

てはならず、引き続き緩和されるべきである。

5　世界貿易機関協定の効力発生の日の後にとられたセーフガード措置の対象とされた産品の輸入については、当該措置がとられた期間と等しい期間が経過するまでセーフガード措置を再度とってはならない。ただし、不適用の期間は、少なくとも二年とする。

6　5の規定にかかわらず、適用期間が百八十日以内のセーフガード措置は、次の条件を満たす場合には、ある産品の輸入について再度とることができる。

(a)　当該産品の輸入についてのセーフガード措置の導入の日から少なくとも一年が経過していること。

(b)　セーフガード措置が、当該産品と同一の産品について、当該百八十日以内のセーフガード措置の導入の日の直前の五年間に三度以上とられていないこと。

第八条　譲許その他の義務の水準

1　セーフガード措置をとろうとし又はセーフガード措置の延長を求める加盟国は、第十二条3の規定に従って、自国と当該措置により影響を受ける輸出加盟国との間に千九百九十四年のガットに基づいて存在する譲許その他の義務と実質的に等価値の譲許その他の義務を維持するよう努力する。この目的を達成するため、関係加盟国は、当該措置が当該関係加盟国間の貿易に及ぼす悪影響に対する貿易上の補償の適切な方法を合意することができる。

2　第十二条3の協議において三十日以内に合意が得られない場合には、セーフガード措置により影響を受ける輸出加盟国は、当該措置がとられた後九十日以内に、かつ、物品の貿易に関する理事会が書面による停止の通報を受領した日から三十日の期間が経過した時に、当該措置をとっている加盟国の貿易について、千九百九十四年のガットに基づく実質的に等価値の譲許その他の義務であって同理事会が否認しないものの適用を停止することができる。

3　2に規定する停止の権利は、セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該措置がこの協定に適合する場合には、当該措置がとられている最初の三年間については行使されてはならない。

第九条　開発途上加盟国

1　セーフガード措置は、輸入加盟国によるある産品の輸入において一の開発途上加盟国を原産地とする当該産品の輸入の割合が当該産品の総輸入量の三パーセントを超えない場合には、当該開発途上加盟国を原産地とする当該産品についてとられてはならない。ただし、三パーセントを超えない輸入の割合を有する複数の開発途上加盟国からの輸入の割合の合計が当該産品の総輸入量の九パーセント以下であることを条件とする。(注)

注　加盟国は、この1の規定に基づいてとる行為を直ちにセーフガードに関する委員会に通報する。

2　開発途上加盟国は、第七条3に規定する最長の期間を超えて二年を限度とする期間、セーフガード措置の適用期間を延長する権利を有する。同条5の規定にかかわらず、開発途上加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後にとられたセーフガード措置の対象とされた産品の輸入について、当該措置がとられた期間の二分の一の長さの期間が経過した後セーフガード措置を再度とる権利を有する。ただし、不適用の期間は、少なくとも二年とする。

第十条　千九百四十七年のガット第十九条の規定に基づく既存の措置

加盟国は、千九百四十七年のガット第十九条の規定に基づいてとられたすべてのセーフガード措置であって世界貿易機関協定の効力発生の日に存続していたものを、当該措置が最初にとられた日の後八年以内の日又は同協定の効力発生の日の後五年以内の日のいずれか遅い日に終了させる。

第十一条　特定の措置の禁止及び撤廃

1(a)　加盟国は、千九百九十四年のガット第十九条に規定する特定の産品の輸入に対する緊急措置がこの協定に従って適用される同条の規定に適合している場合を除くほか、当該緊急措置をとり又はとろうとしてはならない。

(b)　更に、加盟国は、輸出自主規制、市場の秩序を維持するための取決めその他輸出又は輸入の面における同様の措置(注1、注2)をとろうとし、とり又は維持してはならない。これらの措置には、一の加盟国が単独でとる措置及び二以上の加盟国が締結する協定、取決め又は了解に基づいてとられる措置が含まれる。世界貿易機関協定の効力発生の日にとられているこのような措置は、2の規定に従って、この協定に適合させられ又は段階的に撤廃される。

注1　千九百九十四年のガット及びこの協定の関連規定に適合するセーフガード措置としてとられる輸入割当ては、相互の合意により輸出加盟国が管理することができる。

注2　同様の措置の例には、輸出の抑制、輸出価格又は輸入価格の監視制度、輸出又は輸入の監視、強制的な輸入カルテル及び数量的な輸出又は輸入の許可制度であって、保護を提供するものが含まれる。

(c)　この協定は、千九百九十四年のガット(第十九条の規定を除く。)及びこの協定を除く世界貿易機関協定附属書一Aの多角的貿易協定に従って又は千九百九十四年のガットの枠内で締結された譲定書、協定若しくは取決めに従って加盟国がとろうとし、とり又は維持している措置については、適用しない。

2　1(b)に規定する措置の段階的撤廃は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後百八十日以内に関係加盟国がセーフガードに関する委員会に提出する計画に従って実施される。この計画は、同協定の効力発生の日の後四年を超えない期間内に段階的に撤廃され又はこの協定に適合させられる1に規定するすべての措置について定める。ただし、各輸入加盟国(注)当たり一を超えない特定の措置の適用期間については、この限りでない。もっとも、当該特定の措置の適用期間は、千九百九十九年十二月三十一日を超えるもので

あってはならない。このような例外は、直接に関係する加盟国の間で相互に合意され、同協定の効力発生の日から九十日以内に検討及び受諾のために同委員会に通報される。このような例外に該当するものとして合意された措置は、この協定の附属書に掲げる。

注　欧州共同体に認められる唯一のこのような例外は、この協定の附属書に掲げる。

3　加盟国は、公私の企業が1に規定する措置に相等する非政府措置をとり又は維持するよう奨励し又は支持してはならない。

第十二条　通報及び協議

1　加盟国は、次の場合には、直ちにセーフガードに関する委員会に通報する。

(a)　重大な損害又はそのおそれ及びこれらの理由に関する調査を開始する場合

(b)　輸入の増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの認定を行う場合

(c)　セーフガード措置をとり又は延長する決定を行う場合

2　1の(b)及び(c)の通報を行うに当たり、セーフガード措置をとり又は延長しようとする加盟国は、すべての関連する情報をセーフガードに関する委員会に提供する。この情報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害又はそのおそれの証拠、対象となる産品及びとろうとする措置の正確な説明、措置を導入しようとする期日、予定適用期間並びに漸進的な緩和のための計画を含む。セーフガード措置の延長の場合には、関係する産業が調整を行っているという証拠も提供する。物品の貿易に関する理事会又はセーフガードに関する委員会は、セーフガード措置をとり又は延長しようとする加盟国に対し、必要と認める追加の情報を要求することができる。

3　セーフガード措置をとり又は延長しようとする加盟国は、特に、2の規定に従って提供される情報を検討し、当該措置に関し意見を交換し及び第八条1に定める目的を達成するための方法について了解に達するため、関係産品の輸出国として実質的な利害関係を有する加盟国との事前の協議のための機会を十分に与える。

4　加盟国は、第六条に規定する暫定的なセーフガード措置をとる前に、セーフガードに関する委員会に通報する。協議は、当該措置がとられた後直ちに開始する。

5　関係加盟国は、この条に規定する協議及び第七条4に規定する中間時点における見直しの結果について、第八条1に規定する補償の方法について並びに同条2の規定に従い停止しようとする譲許その他の義務について、物品の貿易に関する理事会に直ちに通報する。

6　加盟国は、セーフガード措置に関する自国の法令及び行政上の手続並びにこれらの修正をセーフガードに関する委員会に速やかに通報する。

7　第十条又は前条1に規定する措置であって世界貿易機関協定の効力発生の日に存在するものを維持している加盟国は、同協定の効力発生の日の後六十日以内に当該措置についてセーフガードに関する委員会に通報する。

8　他の加盟国がこの協定に基づいて通報することを要求されているいずれかの法令、行政上の手続及びこの協定の対象となる措置又は行為を通報していない場合には、いかなる加盟国も、これらをセーフガードに関する委員会に通報することができる。

9　いかなる加盟国も、前条3に規定する非政府措置をセーフガードに関する委員会に通報することができる。

10　この協定に規定する物品の貿易に関する理事会に対するすべての通報は、通常、セーフガードに関する委員会を通じて行う。

11　この協定における通報の規定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

第十三条　監視任務

1　物品の貿易に関する理事会の権限の下にセーフガードに関する委員会を設置する。同委員会は、参加の希望を表明するすべての加盟国による参加のために開放される。同委員会は、次の任務を有する。

(a)　この協定の一般的な実施状況について監視し及び当該実施状況を物品の貿易に関する理事会に毎年報告し並びにこの協定の改善のための勧告を行うこと。

(b)　セーフガード措置に関し、影響を受けた加盟国の要請に基づき、この協定の手続上の要件が満たされていたかいなかったかについて認定し、及びその認定を物品の貿易に関する理事会に報告すること。

(c)　加盟国が要請する場合には、この協定に基づく協議に当たり加盟国を援助すること。

(d)　第十条及び第十一条1に規定する措置を検討し、これらの措置の段階的撤廃を監視し及び、適当な場合には、物品の貿易に関する理事会に報告すること。

(e)　停止しようとする譲許その他の義務が「実質的に等価値」であるかないかをセーフガード措置をとる加盟国の要請に基づいて検討し及び、適当な場合には、物品の貿易に関する理事会に報告すること。

(f)　この協定に規定するすべての通報を受領し及び検討し並びに、適当な場合には、物品の貿易に関する理事会に報告すること。

(g)　物品の貿易に関する理事会が決定するこの協定に関連する他のすべての任務を遂行すること。

2　事務局は、セーフガードに関する委員会がその監視任務を遂行することを補佐するため、通報された情報その他の入手可能な信頼し得る情報に基づき、この協定の実施についての事実関係に関する報告を毎年作成する。

第十四条　紛争解決

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

附属書　第十一条2に規定する例外

関係加盟国	産品	終了期日
欧州共同体及び日本	乗用自動車（四輪駆動車及び小型商用車を含む。）及び車両総重量五トン以下の小型貨物自動車（四輪駆動車及び小型商用車を含む。）並びにこれらの自動車のノックダウンに用いられる部品	千九百九十九年十二月三十一日

附属書一B　サービスの貿易に関する一般協定

目次

第一部　適用範囲及び定義
第一条　適用範囲及び定義
第二部　一般的な義務及び規律
第二条　最恵国待遇
第三条　透明性
第三条の二　秘密の情報の開示
第四条　開発途上国の参加の増大
第五条　経済統合
第五条の二　労働市場の統合のための協定
第六条　国内規制
第七条　承認
第八条　独占及び排他的なサービス提供者
第九条　商慣習
第十条　セーフガード措置
第十一条　支払及び資金移動
第十二条　国際収支の擁護のための制限
第十三条　政府調達
第十四条　一般的例外
第十四条の二　安全保障のための例外
第十五条　補助金
第三部　特定の約束
第十六条　市場アクセス
第十七条　内国民待遇
第十八条　追加的な約束
第四部　漸進的な自由化
第十九条　特定の約束についての交渉
第二十条　特定の約束に係る表
第二十一条　特定の約束に係る表の修正
第五部　制度に関する規定
第二十二条　協議
第二十三条　紛争解決及び実施
第二十四条　サービスの貿易に関する理事会
第二十五条　技術上の協力
第二十六条　他の国際機関との関係
第六部　最終規定
第二十七条　利益の否認
第二十八条　定義
第二十九条　附属書
第二条の免除に関する附属書
この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書
航空運送サービスに関する附属書
金融サービスに関する附属書
金融サービスに関する第二附属書
海上運送サービスの交渉に関する附属書
電気通信に関する附属書
基本電気通信の交渉に関する附属書

サービスの貿易に関する一般協定

加盟国は、

世界経済の成長及び発展にとってサービスの貿易の重要性が増大していることを認め、

透明性及び漸進的な自由化を確保しつつサービスの貿易を拡大することを目的として、また、すべての参加国の経済成長及び開発途上国の発展を促進する手段として、サービスの貿易に関する原則及び規則の多角的枠組みを設定することを希望し、

すべての参加国の利益を互恵的な基礎の上に増進し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保することを目的として引き続き行われる多角的交渉のラウンドを通じ、国家の政策目的に十分な考慮を払いつつ、漸進的かつ早期に一層高い水準のサービスの貿易の自由化を達成することを希望し、

国家の政策目的を実現するため自国の領域内におけるサービスの提供に関して規制を行い又は新たな規制を導入する権利を有すること及びサービスの規制に係る発展の程度に関して国の間に存在する不均衡にかんがみ開発途上国にはこの権利を行使する必要が特にあることを認め、

特に開発途上国の国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力を強化することにより、開発途上国のサービスの貿易への参加の増大及びサービスの輸出の拡大を促進することを希望し、

後発開発途上国の特別な経済的事情並びにこれらの国の開発上、貿易上及び資金上のニーズにかんがみ、後発開発途上国が重大な困難を有することに特に留意して、

ここに、次のとおり協定する。

第一部　適用範囲及び定義

第一条　適用範囲及び定義

1　この協定は、サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置について適用する。

2　この協定の適用上、「サービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

(a)　いずれかの加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供

(b)　いずれかの加盟国の領域内におけるサービスの提供であって他の加盟国のサービス消費者に対して行われるもの

(c)　いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの

(d)　いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の加盟国の自然人の存在を通じて行われるもの

3　この協定の適用上、

(a)　「加盟国の措置」とは、次の措置をいう。

(i)　中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii)　非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

加盟国は、この協定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関並びに非政府機関による当該義務及び約束の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

(b)　「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(c)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

第二部　一般的な義務及び規律

第二条　最恵国待遇

1　加盟国は、この協定の対象となる措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、他の国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える。

2　加盟国は、1の規定に合致しない措置であっても、「第二条の免除に関する附属書」に掲げられ、かつ、同附属書に定める要件を満たす場合においては、当該措置を維持することができる。

3　この協定の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、加盟国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

第三条　透明性

1　加盟国は、一般に適用されるすべての措置であってこの協定の運用に関連を有し又は影響を及ぼすものを速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか遅くとも当該措置が効力を生ずる時までに公表する。サービスの貿易に関連を有し又は影響を及ぼす国際協定であって加盟国が締約国であるものも公表する。

2　1に規定する情報の公表が実行可能でない場合には、当該情報は、他の方法により公に利用可能なものとする。

3　加盟国は、この協定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しい影響を及ぼす法令又は行政上の指針の導入又は変更を速やかに、かつ、少なくとも毎年、サービスの貿易に関する理事会に通報する。

4　加盟国は、1に規定する一般に適用される自国の措置又は国際協定に関する特定の情報についての他の

加盟国の要請に対し速やかに応ずる。加盟国は、また、これらのすべての事項及び3に規定する通報の義務の対象となる事項に関する特定の情報を要請に応じて他の加盟国に提供するための一又は二以上の照会所を設置する。当該照会所は、世界貿易機関を設立する協定（この協定において「世界貿易機関協定」という。）が効力を生ずる日から二年以内に設置する。個々の開発途上加盟国について、当該照会所を設置する期限に関し適当と認める猶予について合意することができる。当該照会所は、法令の寄託所であることを要しない。

5　いずれの加盟国も、この協定の運用に影響を及ぼすと認める他の加盟国の措置をサービスの貿易に関する理事会に通報することができる。

第三条の二　秘密の情報の開示

この協定のいかなる規定も、加盟国に対し、その開示が法令の実施を妨げる等公共の利益に反することとなり又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる秘密の情報の提供を要求するものではない。

第四条　開発途上国の参加の増大

1　世界貿易における開発途上加盟国の参加の増大については、第三部及び第四部の規定に従い加盟国が行う交渉に基づく次の事項に関連する特定の約束を通じて促進する。

(a)　特に商業的な原則に基づく技術の利用による開発途上加盟国の国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化

(b)　開発途上加盟国による流通経路及び情報網の利用の改善

(c)　開発途上加盟国が輸出について関心を有する分野及び提供の態様における市場アクセスの自由化

2　先進加盟国及び可能な限り他の加盟国は、自国の市場に関連した次の事項に関する情報の開発途上加盟国のサービス提供者による利用を容易にするため、世界貿易機関協定が効力を生ずる日から二年以内に連絡所を設置する。

(a)　サービスの提供の商業的及び技術的側面

(b)　職業上の資格の登録、承認及び取得

(c)　サービスに係る技術の利用可能性

3　1及び2の規定の実施に当たっては、後発開発途上加盟国を特に優先する。後発開発途上国の特別な経済的事情並びにこれらの国の開発上、貿易上及び資金上のニーズにかんがみ、交渉に基づく特定の約束を受け入れるに際して後発開発途上国が重大な困難を有することを特に考慮する。

第五条　経済統合

1　この協定は、いずれの加盟国についても、締約国間でサービスの貿易を自由化する協定の締約国であること又は当該協定を締結することを妨げるものではない。ただし、当該協定が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限る。

(a)　相当な範囲の分野を対象とすること（注）。

注　この要件は、分野の数、影響を受ける貿易の量及び提供の態様により理解する。この要件を満たすためには、当該協定は、いずれの提供の態様についてもあらかじめ排除することを定めるものであってはならない。

(b)　第十一条、第十二条、第十四条及び第十四条の二の規定により認められる措置を除くほか、(a)の分野において、当該締約国間で第十七条の規定の意味における実質的にすべての差別が次の措置により当該協定の効力発生時に存在しないこと又は合理的な期間において撤廃されることを定めること。

(i)　現行の差別的な措置の撤廃

(ii)　新たな又は一層差別的な措置の禁止

2　1(b)の要件が満たされているかいないかを評価するに当たっては、1に規定する協定と関係国間の経済統合又は貿易の自由化の一層広範な進展との関係を考慮することができる。

3(a)　開発途上国が1に規定する協定の締約国である場合には、分野全体及び個々の分野における当該開発途上国の発展の水準に従い、1に定める要件、特に1(b)の要件を弾力的に適用する。

(b)　6の規定にかかわらず、開発途上国のみが関係する1に規定する協定については、当該協定の締約国の自然人が所有し又は支配する法人に対して一層有利な待遇を与えることができる。

4　1に規定する協定は、当該協定の締約国間の貿易を容易にすることを目的とするものとし、当該協定の締約国でない加盟国に対し、それぞれの分野におけるサービスの貿易に対する障害の一般的水準を当該協定が効力を生ずる前に適用されていた水準よりも引き上げるものであってはならない。

5　加盟国は、1に規定する協定の締結、拡大又は重大な修正を行うに当たり自国の特定の約束に係る表（この協定において「約束表」という。）に定める条件に反するような特定の約束の撤回又は修正を行うとの意図を有する場合には、その意図を当該撤回又は修正の少なくとも九十日前までに通報する。この場合において、第二十一条の2から4までに定める手続を適用する。

6　1に規定する協定のいずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人である他の加盟国のサービス提供者は、当該協定の締約国の領域内で実質的な業務を行っている場合には、当該協定に基づいて与えられる待遇を享受する権利を有する。

7(a)　1に規定する協定の締約国である加盟国は、当該協定及びその拡大又は重大な修正をサービスの貿易に関する理事会に対して速やかに通報する。当該加盟国は、また、同理事会の要請する関連情報を同理事会に提供する。同理事会は、当該協定又はその拡大若しくは修正について検討するため及びこれがこの条の規定に適合するかしないかについて同理事会に報告するための作業部会を設置することができ

る。

(b) 1に規定する協定であって締約国間の差別の撤廃が特定の期間において実施されるものの締約国である加盟国は、その実施につきサービスの貿易に関する理事会に対して定期的に報告する。同理事会は、必要と認める場合には、その報告を検討するための作業部会を設置することができる。

(c) サービスの貿易に関する理事会は、適当と認める場合には、(a)及び(b)に規定する作業部会の報告に基づき1に規定する協定の締約国に対して勧告を行うことができる。

8 1に規定する協定の締約国である加盟国は、当該協定により他の加盟国に与えられる貿易上の利益について補償を求めてはならない。

第五条の二　労働市場の統合のための協定

この協定は、いずれの加盟国についても、締約国間で労働市場の完全な統合（注）を行うための協定の締約国であることを妨げるものではない。ただし、当該協定が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限る。

注　典型的な例として、この統合は、締約国の雇用市場に自由に進出する機会を関係締約国の国民に与え、給与条件その他の雇用及び社会的給付についての条件に関する措置を含む。

(a) 当該協定の締約国の国民に対し、居住及び就労の許可のための要件の適用を免除すること。

(b) サービスの貿易に関する理事会に通報されること。

第六条　国内規制

1 加盟国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2(a) 加盟国は、影響を受けたサービス提供者の要請に応じサービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について速やかに審査し及び正当とされる場合には適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。加盟国は、当該訴訟手続が当該行政上の決定を行う機関から独立していない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

(b) (a)の規定は、加盟国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は訴訟手続の設定を要求するものと解してはならない。

3 特定の約束が行われたサービスの提供のために許可が必要な場合には、加盟国の権限のある当局は、国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。加盟国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

4 サービスの貿易に関する理事会は、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、同理事会が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成する。当該規律は、これらの要件、手続及び基準が特に次の基準に適合することを確保することを目的とする。

(a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c) 免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

5(a) 加盟国は、特定の約束を行った分野において、当該分野に関し4の規定に従って作成される規律が効力を生ずるまでの間、次のいずれかの態様により当該特定の約束を無効にし又は侵害する免許要件、資格要件及び技術上の基準を適用してはならない。

(i) 4の(a)、(b)又は(c)に規定する基準に適合しない態様

(ii) 当該分野において特定の約束が行われた時に、当該加盟国について合理的に予想され得なかった態様

(b) 加盟国が(a)に基づく義務を遵守しているかいないかを決定するに当たり、当該加盟国が適用する関係国際機関（注）の国際的基準を考慮する。

注　「関係国際機関」とは、少なくとも世界貿易機関のすべての加盟国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

6 加盟国は、自由職業サービスに関して特定の約束を行った分野において、他の加盟国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。

第七条　承認

1 加盟国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準が全部又は一部について満たされることを認める目的をもって、3に規定する義務に従い、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、当該いずれかの国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は自主的に行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である加盟国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、関心を有する他の加盟国が当該協定若しくは取決めへの自国の加入について交渉し又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。加盟国は、承認を自主的に与える場合には、他の加盟国に対し、当該他の加盟国の領域内で得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであることを明らかにするための機会を十分に与える。

3　加盟国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

4　加盟国は、次のことを行う。

(a)　世界貿易機関協定が自国について効力を生ずる日から十二箇月以内に、承認のための現行の措置をサービスの貿易に関する理事会に通報し、及び当該措置が1に規定する協定又は取決めに基づくものであるかどうかを表明すること。

(b)　1に規定する協定又は取決めの交渉が実質的な段階に入る前に他の加盟国が当該交渉に参加することについての関心を示すための機会を十分に与えるため、当該交渉の開始をできる限り早期にサービスの貿易に関する理事会に対して速やかに通報すること。

(c)　承認のための新たな措置を採用し又は承認のための現行の措置の重大な修正を行った場合には、当該措置をサービスの貿易に関する理事会に対して速やかに通報し、及び当該措置が1に規定する協定又は取決めに基づくものであるかどうかを表明すること。

5　1の承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。加盟国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準並びに自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し及び採用するため、関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

第八条　独占及び排他的なサービス提供者

1　加盟国は、その領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第二条の規定及び特定の約束に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　加盟国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該加盟国の特定の約束に基づくものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、加盟国は、当該サービス提供者が自国の領域内で当該約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　サービスの貿易に関する理事会は、加盟国が他の加盟国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該加盟国の要請に応じ、当該サービス提供者を設立し、維持し又は許可した加盟国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　加盟国は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の後に自国の特定の約束の対象となるサービスの提供に関して独占権を与える場合には、当該独占権を与える予定の遅くとも三箇月前までにサービスの貿易に関する理事会に通報する。この場合において、第二十一条の2から4までの規定を適用する。

5　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、加盟国が法令上又は事実上(a)少数のサービス提供者を許可し又は設立し、かつ、(b)自国の領域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合にも適用する。

第九条　商慣習

1　加盟国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2　加盟国は、他の加盟国の要請に応じ、1の商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた加盟国は、当該要請に対し十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することにより協力する。要請を受けた加盟国は、また、その国内法に従い、かつ、要請をした加盟国による情報の秘密の保護に関し適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請をした加盟国に提供する。

第十条　セーフガード措置

1　セーフガード措置の問題につき無差別の原則に基づいて多角的交渉を行う。この交渉の結果は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日から三年以内に効力を生ずる。

2　加盟国は、1に規定する交渉の結果が効力を生ずる前の期間において、特定の約束の修正又は撤回を第二十一条1に規定する三年の期間の経過を待って行うことができない理由をサービスの貿易に関する理事会に示す場合には、同条1の規定にかかわらず、当該約束が効力を生ずる日から一年の期間の経過の後に当該約束を修正し又は撤回するとの自国の意図を同理事会に通報することができる。

3　2の規定は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の後三年で適用されなくなる。

第十一条　支払及び資金移動

1　加盟国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための国際的な資金移動及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定の規定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もっとも、加盟国は、次条の規定に基づく場合又は同基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第十二条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、加盟国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金移動に対するものを含む。）を課し又は維持することができる。経済発展又は経済の移行の過程にある加盟国

の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該加盟国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を課することが必要となり得ることが認められる。

2　1の制限は、次の(a)から(e)までの要件を満たすものとする。

(a)　加盟国間で差別しないものであること。

(b)　国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。

(c)　他の加盟国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な制限を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　加盟国は、1の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を採用し又は維持してはならない。

4　1の規定に基づいて採用し若しくは維持する制限又はその変更については、一般理事会に対して速やかに通報する。

5(a)　この条の規定を適用する加盟国は、この条の規定に基づいて採用した制限について、国際収支上の目的のための制限に関する委員会と速やかに協議する。

(b)　閣僚会議は、関係加盟国に対し適当と認める勧告を行うことができるようにすることを目的として、定期的な協議のための手続（注）を定める。

注　この5の規定に基づく手続は、千九百九十四年のガットの手続と同一であると了解する。

(c)　(a)の協議においては、特に次の事項に考慮を払い、関係加盟国の国際収支の状況及びこの条の規定に基づいて採用し又は維持する制限を評価する。

(i)　国際収支及び対外資金の困難の性質及び程度

(ii)　協議を行う加盟国の経済及び貿易の対外的な環境

(iii)　利用可能な代替的な是正措置

(d)　(a)の協議においては、1の制限の2の規定（特に当該制限が2(e)の規定に従って漸進的に廃止されるとの要件）との適合性を取り扱う。

(e)　(a)の協議においては、国際通貨基金が提出する外国為替、資金準備及び国際収支に関連する統計その他の事実のすべての調査結果を受理するものとし、協議を行う加盟国の国際収支及び対外資金の状況についての同基金の評価に基づいて結論を出す。

6　国際通貨基金の加盟国でないこの協定の加盟国がこの条の規定を適用することを希望する場合には、閣僚会議は、検討のための手続その他の必要な手続を定める。

第十三条　政府調達

1　第二条、第十六条及び第十七条の規定は、政府機関が政府用として購入するサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のためのサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令及び要件については、適用しない。

2　この協定に基づくサービスの政府調達に関する多角的交渉を世界貿易機関協定が効力を生ずる日から二年以内に行う。

第十四条　一般的例外

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　取扱いの差異が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な（注）賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第十七条の規定に合致しない措置

注　直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、加盟国がその統制の下でとる次の措置を含む。

(i)　非居住者の租税に係る義務が当該加盟国の領域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii)　当該加盟国の領域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii) 租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(iv) 当該加盟国の領域内の源泉に基づき他の加盟国の領域内で又は他の加盟国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v) 全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi) 当該加盟国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し又は割り当てる措置

この(d)及び注に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる加盟国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e) 取扱いの差異が加盟国の拘束される二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第二条の規定に合致しない措置

第十四条の二　安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該加盟国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

2 サービスの貿易に関する理事会は、1の(b)及び(c)の規定に基づいてとられる措置並びにその終了について最大限に可能な範囲で通報を受ける。

第十五条　補助金

1 加盟国は、補助金が一定の状況においてサービスの貿易を歪めるような影響を及ぼすことのあることを認める。加盟国は、この貿易を歪めるような影響を回避するために必要な多角的規律を作成することを目的として交渉を行う（注）。この交渉においては、相殺措置の妥当性も取り扱うものとし、また、開発途上国の開発計画に対する補助金の役割を認め、及び加盟国、特に開発途上加盟国が補助金の分野において柔軟性を必要とすることを考慮する。加盟国は、当該交渉のため、国内のサービス提供者に対して与えるサービスの貿易に関連するすべての補助金に関する情報を交換する。

注　将来の作業計画は、多角的規律についての交渉を行う方法及び期間を定める。

2 他の加盟国の補助金によって悪影響を受けていると認める加盟国は、当該他の加盟国に対し、その問題について協議を行うよう要請することができる。その要請に対しては、好意的な考慮を払うものとする。

第三部　特定の約束

第十六条　市場アクセス

1 加盟国は、第一条に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の約束表において合意し、特定した制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える（注）。

注　加盟国は、第一条2(a)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。加盟国は、同条2(c)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 加盟国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず次の措置を維持し又はとってはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件、独占又は排他的なサービス提供者のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注　この(c)の規定には、サービスの提供のための投入を制限する加盟国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービスが合弁企業等の法定の事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国の株式保有比率又は個別の若しくは全体の外国投資の総額の比率の上限

を定めるもの）

第十七条　内国民待遇

1　加盟国は、その約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える（注）。

注　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、加盟国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　加盟国は、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3　加盟国が他の加盟国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他の加盟国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して当該加盟国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、当該加盟国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第十八条　追加的な約束

加盟国は、第十六条又は前条の規定に基づく約束表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、加盟国の約束表に記載する。

第四部　漸進的な自由化

第十九条　特定の約束についての交渉

1　加盟国は、この協定の目的に従い及び漸進的に一層高い水準の自由化を達成するため、世界貿易機関協定が効力を生ずる日から五年以内に引き続き交渉のラウンドを開始し、その後も定期的に行う。当該交渉は、効果的な市場アクセスを与える手段として、加盟国の措置がサービスの貿易に及ぼす悪影響を軽減し又は除去することを目的とする。この漸進的な自由化の過程は、すべての参加国の利益を互恵的な基礎の上に増進し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保することを目的として進める。

2　自由化の過程は、国家の政策目的並びに分野全体及び個々の分野における個々の加盟国の発展の水準に十分な考慮を払いつつ進める。個々の開発途上加盟国には、より少ない分野を開放し、より少ない種類の取引を自由化し及び自国の発展の状況に従い漸進的に市場アクセスを拡大すること並びに、外国のサービス提供者に対し自国における市場アクセスを認める場合には、第四条に規定する目的を達成するための条件を当該市場アクセスに付することについて適当な柔軟性が認められる。

3　ラウンドごとに、交渉の指針及び手続を定める。サービスの貿易に関する理事会は、当該指針を定めるため、この協定の目的（第四条1に規定するものを含む。）に照らして、サービスの貿易の全体の及び分野ごとの評価を行う。当該指針は、前回の交渉の後に加盟国が自主的に行った自由化の取扱い及び同条3の規定に基づく後発開発途上加盟国に対する特別の待遇の態様を定める。

4　漸進的な自由化の過程は、各ラウンドにおいて、この協定に基づいて加盟国が行う特定の約束の一般的水準を引き上げることを目的とする二国間、複数国間又は多数国間の交渉により進める。

第二十条　特定の約束に係る表

1　加盟国は、第三部の規定に基づいて行う特定の約束を約束表に記載する。その約束表は、当該約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該約束の履行のための期間

(e)　当該約束が効力を生ずる日

2　第十六条及び第十七条の規定の双方に合致しない措置は、第十六条に関する欄に記載する。この場合において、その記載は、第十七条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

3　約束表は、この協定に附属するものとし、この協定の不可分の一部を成す。

第二十一条　特定の約束に係る表の修正

1(a)　加盟国（この条において「修正を行う加盟国」という。）は、その約束表における約束が効力を生ずる日から三年の期間の経過の後いずれの時においても、この条の規定に従い、当該約束を修正し又は撤回することができる。

(b)　修正を行う加盟国は、この条の規定に従って約束を修正し又は撤回するとの自国の意図をその修正又は撤回の実施が予定される日の遅くとも三箇月前までにサービスの貿易に関する理事会に通報する。

2(a)　この協定に基づく自国の利益が1(b)の規定に従って通報された修正又は撤回の提案によって影響を受け得る加盟国（この条において「影響を受ける加盟国」という。）の要請に応じ、修正を行う加盟国は、必要な補償的な調整について合意に達することを目的として交渉を行う。これらの交渉及び合意において、関係加盟国は、当該交渉の前に約束表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

(b)　補償的な調整は、最恵国待遇の原則に基づいて行う。

3(a)　修正を行う加盟国と影響を受ける加盟国との間で交渉のために与えられる期間の満了までに合意が成

立しなかった場合には、当該影響を受ける加盟国は、その問題を裁定に付することができる。影響を受ける加盟国は、補償を受ける権利を行使することを希望する場合には、裁定に参加しなければならない。

(b) いずれの影響を受ける加盟国も裁定を要請しない場合には、修正を行う加盟国は、提案した修正又は撤回を自由に実施することができる。

4 (a) 修正を行う加盟国は、裁定の決定に従って補償的な調整を行うまでの間自国の約束を修正し又は撤回してはならない。

(b) 修正を行う加盟国が提案した修正又は撤回を実施する場合において裁定の決定に従わないときは、当該裁定に参加した影響を受ける加盟国は、当該決定に適合して実質的に等価値の利益を変更し又は撤回することができる。第二条の規定にかかわらず、その変更又は撤回は、当該修正を行う加盟国についてのみ実施することができる。

5 サービスの貿易に関する理事会は、約束表の訂正又は修正のための手続を定める。自国の約束表に記載した約束をこの条の規定に基づいて修正し又は撤回する加盟国は、当該手続に従い自国の約束表を修正する。

第五部　制度に関する規定

第二十二条　協議

1 加盟国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他の加盟国が行う申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。紛争解決了解は、当該協議について適用する。

2 サービスの貿易に関する理事会又は紛争解決機関は、1の規定に基づく協議により満足すべき解決が得られなかった問題について、加盟国の要請に応じいずれの加盟国とも協議することができる。

3 加盟国は、自国と他の加盟国との間の二重課税の回避に関する国際協定の対象となる当該他の加盟国の措置に関し、この条又は次条の規定の下で第十七条の規定を援用することができない。いずれかの措置が加盟国間の二重課税の回避に関する国際協定の対象となるかならないかについて当該加盟国間に意見の相違がある場合には、いずれか一方の加盟国は、その問題をサービスの貿易に関する理事会に付託することができる（注）。同理事会は、その問題を仲裁に付する。仲裁人の決定は、最終的なものとし、加盟国を拘束する。

注　世界貿易機関協定が効力を生ずる日に存在する二重課税の回避に関する協定については、この問題は、当該協定の両当事者の同意がある場合に限り、サービスの貿易に関する理事会に付託することができる。

第二十三条　紛争解決及び実施

1 加盟国は、他の加盟国がこの協定に基づく義務又は特定の約束を履行していないと認める場合には、その問題について相互に満足すべき解決を図るため、紛争解決了解を適用することができる。

2 紛争解決機関は、いずれかの加盟国においてその義務又は特定の約束の履行の停止を正当とするほど重大な事態が存在すると認める場合には、紛争解決了解第二十二条の規定に従い、当該加盟国の義務又は特定の約束の他の加盟国に対する履行を停止することを承認することができる。

3 加盟国は、第三部の規定に基づく他の加盟国の特定の約束に従って自国に与えられることが当然に予想された利益がこの協定の規定に反しない当該他の加盟国の措置の適用の結果無効にされ又は侵害されていると認める場合には、紛争解決了解を適用することができる。当該措置が当該利益を無効にし又は侵害したと紛争解決機関によって決定された場合には、影響を受けた加盟国は、第二十一条2の規定に基づき相互に満足すべき調整（当該措置の変更又は撤回を含むことができる。）を行う権利を有する。関係加盟国間で合意が成立しなかった場合には、紛争解決了解第二十二条の規定を適用する。

第二十四条　サービスの貿易に関する理事会

1 サービスの貿易に関する理事会は、この協定の運用を容易にし及びこの協定の目的を達成するために与えられた任務を遂行する。同理事会は、その任務を効果的に遂行するため、適当と認める下部機関を設置することができる。

2 サービスの貿易に関する理事会及び同理事会が別段の決定をしない限りその下部機関への参加は、すべての加盟国の代表に開放する。

3 加盟国は、サービスの貿易に関する理事会の議長を選出する。

第二十五条　技術上の協力

1 技術上の援助を必要とする加盟国のサービス提供者は、第四条2の連絡所を利用することができる。

2 開発途上国に対する技術上の援助は、世界貿易機関事務局が多角的に提供するものとし、サービスの貿易に関する理事会が決定する。

第二十六条　他の国際機関との関係

一般理事会は、国際連合及びその専門機関並びにサービスに関する他の政府間機関との協議及び協力のための適当な取決めを行う。

第六部　最終規定

第二十七条　利益の否認

加盟国は、次の場合に、サービスの提供又はサービス提供者に対し、この協定の利益を否認することができる。

(a) サービスが非加盟国の領域若しくは自国が世界貿易機関協定を適用しない加盟国の領域から又はこれらの領域内で提供されていることを証明する場合

(b) 海上運送サービスの提供については、そのサービスが次の船舶によって、かつ、次の者によって提供されていることを証明する場合

(i) 非加盟国の法律又は自国が世界貿易機関協定を適用しない加盟国の法律に従って登録されている船舶

(ii) (i)の船舶を運航し又はその船舶の全体若しくは一部を利用する非加盟国の又は自国が世界貿易機関協定を適用しない加盟国の者

(c) 法人であるサービス提供者が他の加盟国のサービス提供者でないこと又は自国が世界貿易機関協定を適用しない加盟国のサービス提供者であることを証明する場合

第二十八条　定義

この協定の適用上、

(a) 「措置」とは、加盟国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(b) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(c) 「サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、加盟国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 加盟国の領域内におけるサービスの提供のための他の加盟国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(d) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として加盟国の領域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(e) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束に関し、加盟国の約束表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(f) 「他の加盟国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他の加盟国の領域から又は領域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他の加盟国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は船舶を運航し若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することによってサービスを提供する他の加盟国の者が提供するサービス

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他の加盟国のサービス提供者が提供するサービス

(g) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう（注）。

注　サービスが法人によって直接提供されず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供される場合であっても、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じこの協定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(h) 「独占的なサービス提供者」とは、加盟国がその領域の関連市場においてサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(i) 「サービス消費者」とは、サービスを受け又は利用する者をいう。

(j) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(k) 「他の加盟国の自然人」とは、他の加盟国又は当該他の加盟国以外の加盟国の領域内に居住する自然人であって、当該他の加盟国の法律の下で次のいずれかの要件を満たすものをいう。

(i) 当該他の加盟国の国民であること。

(ii) 当該他の加盟国が次に掲げるいずれかの加盟国である場合には、当該他の加盟国において永住する権利を有すること。

1　国民を有しない加盟国

2　世界貿易機関協定の受諾又は加入に際して通報するところに従い、自国の永住者に対し、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関し自国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える加盟国。ただし、いかなる加盟国も、当該永住者に対し、当該他の加盟国が当該永住者に与えることとなる待遇よりも有利な待遇を与える義務を負うものではない。その通報には、当該他の加盟国が自国の法令に従い自国民に対して負う責任と同一の責任を自国の永住者に対して負うことの保証を含む。

(l) 「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係法に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(m) 「他の加盟国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他の加盟国の法律に基づいて設立され又は組織される法人であって、当該他の加盟国又は当該他の加盟国以外の加盟国の領域内で実質的な業務に従事しているもの

(ⅱ)　業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し又は支配する法人

1　他の加盟国の自然人

2　(ⅰ)に規定する他の加盟国の法人

(ⅲ)(ⅰ)　法人が加盟国の者によって「所有」されるとは、当該加盟国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ⅱ)　法人が加盟国の者によって「支配」されるとは、当該加盟国の者が当該法人の役員の過半数を指名し又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(ⅲ)　法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(o)　「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

第二十九条　附属書

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第二条の免除に関する附属書

適用範囲

1　この附属書は、この協定が効力を生ずる時に加盟国が第二条1の規定に基づく義務から免除される要件を定める。

2　世界貿易機関協定が効力を生ずる日の後に適用される新しい免除については、同協定第九条3の規定に従って取り扱う。

審議

3　サービスの貿易に関する理事会は、免除の期間が五年を超えるすべての免除を審議するものとし、第一回目の審議を世界貿易機関協定が効力を生じた後五年以内に行う。

4　サービスの貿易に関する理事会は、3の審議において次のことを行う。

(a)　免除の必要性を生じさせた条件が引き続き存在しているかいないかを審議すること。

(b)　次回の審議を行う日を決定すること。

終了

5　個々の措置に関する第二条1の規定に基づく加盟国の義務の免除は、当該免除に定める日に終了する。

6　免除の期間は、原則として十年を超えてはならない。いかなる場合にも、免除は、引き続き行われる貿易自由化のラウンドにおける交渉の対象となる。

7　免除の期間が満了する時に、加盟国は、第二条1の規定に合致しなかった措置が同条1の規定に合致するようになったことをサービスの貿易に関する理事会に通報する。

この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書

1　この附属書は、サービスの提供に関し、加盟国のサービス提供者である自然人及び加盟国のサービス提供者が雇用する加盟国の自然人に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この協定は、加盟国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、居住又は雇用に関する措置については、適用しない。

3　加盟国は、第三部及び第四部の規定に従い、この協定に基づきサービスを提供するすべての種類の自然人の移動に適用される特定の約束について交渉することができる。特定の約束の対象とされる自然人については、当該約束の条件に従ってサービスを提供することを認める。

4　この協定は、加盟国がその領域への自然人の入国又は当該領域内における自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が特定の約束の条件に従って加盟国に与えられる利益を無効にし又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする（注）。

注　特定の加盟国の自然人に対しては査証を要求し、他の加盟国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ又は侵害されているとはみなさない。

航空運送サービスに関する附属書

1　この附属書は、航空運送サービス（定期のものであるか不定期のものであるかを問わない。）及び航空運送の補助的なサービスの貿易に影響を及ぼす措置について適用する。この協定に基づく特定の約束又は義務は世界貿易機関協定が効力を生ずる日に効力を有する二国間又は多数国間の協定に基づく加盟国の義務を軽減し又は当該義務に影響を及ぼすものではないことが確認される。

2　この協定（紛争解決手続を含む。）は、3に規定する場合を除くほか、次のいずれかの事項に影響を及ぼす措置については、適用しない。

(a) 運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）

(b) 運輸権の行使に直接関係するサービス

3　この協定は、次の事項に影響を及ぼす措置について適用する。

(a) 航空機の修理及び保守のサービス

(b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(c) コンピュータ予約システム（CRS）サービス

4　この協定の紛争解決手続は、関係加盟国が義務を負い又は特定の約束を行った場合において、二国間及び他の多数国間の協定又は取決めの紛争解決手続が尽くされたときに限り、適用することができる。

5　サービスの貿易に関する理事会は、航空運送の分野におけるこの協定の適用の更なる可能性を検討することを目的として、定期的に、かつ、少なくとも五年ごとに、この分野における進展及びこの附属書の適用について検討する。

6　定義

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通等のすべての分野を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(c) 「コンピュータ予約システム（CRS）サービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、料金及び料金規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を行い又は発券を行うことによってそのシステムが提供するサービスをいう。

(d) 「運輸権」とは、いずれかの加盟国の領域から、当該領域に向けて、当該領域内で又は当該領域の上空において、運航し又は有償若しくは貸切りで、旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期のサービスのための権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配等航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

金融サービスに関する附属書

1　適用範囲及び定義

(a) この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第一条2に規定するサービスの提供をいう。

(b) 第二条3(b)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(c) 加盟国が自国の金融サービス提供者に対し(b)の(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第一条3(b)の規定の適用上、「サービス」には、当該活動を含む。

(d) 第一条3(c)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。

2　国内規制

(a) この協定の他の規定にかかわらず、加盟国は、信用秩序の維持のための措置（投資者、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、この協定の規定に適合しない場合には、この協定に基づく当該加盟国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

(b) この協定のいかなる規定も、加盟国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

3　承認

(a) 加盟国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための他の国の措置を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、当該他の国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は自主的に行うことができる。

(b) (a)に規定する協定又は取決めの当事者である加盟国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、関心を有する他の加盟国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され並びに、適当な場合には、当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの自国の加入について交渉し又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。加盟国は、承認を自主的に与える場合には、他の加盟国に対し、当該状況が存在することを明らかにするための機会を十分に与える。

(c) 加盟国が信用秩序の維持のための他の国の措置を承認することを検討している場合には、第七条4(b)

の規定は、適用しない。

4　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争のための小委員会は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとする。

5　定義

この附属書の適用上、

(a)「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって加盟国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(i)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(A)　生命保険

(B)　生命保険以外の保険

(ii)　再保険及び再々保険

(iii)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(iv)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(v)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(vi)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(vii)　ファイナンス・リース

(viii)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(ix)　保証

(x)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(A)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(B)　外国為替

(C)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(D)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(E)　譲渡可能な有価証券

(F)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(xi)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(xii)　資金媒介業

(xiii)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(xiv)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(xv)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア

(xvi)　(v)から(xv)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(b)「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し又は提供している加盟国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(c)「公的機関」とは、次のものをいう。

(i)　加盟国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は加盟国が所有し若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii)　中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行している時に限る。

金融サービスに関する第二附属書

1　第二条の規定並びに「第二条の免除に関する附属書」の1及び2の規定にかかわらず、加盟国は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の四箇月後から始まる六十日の期間において、第二条1の規定に合致しない金融サービスに関する措置を同附属書に掲げることができる。

2　第二十一条の規定にかかわらず、加盟国は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の四箇月後から始まる

六十日の期間において、自国の約束表に記載した金融サービスに係る特定の約束のすべて又は一部を改善し、修正し又は撤回することができる。

3　サービスの貿易に関する理事会は、1及び2の規定の適用のために必要な手続を定める。

海上運送サービスの交渉に関する附属書

1　第二条の規定及び「第二条の免除に関する附属書」の規定（最恵国待遇に合致しない措置であって加盟国が維持しようとするものを同附属書に掲げるための要件を含む。）は、外航海運、補助サービス並びに港湾施設へのアクセス及びこれの利用について次のいずれかの日に効力を生ずる。

(a)　海上運送サービスの交渉に関する閣僚決定4の規定に従って決定される実施の日

(b)　海上運送サービスの交渉が成功しなかった場合には、(a)の閣僚決定に規定する海上運送サービスに関する交渉部会の最終報告が行われる日

2　1の規定は、加盟国の約束表に記載されている海上運送サービスに係る特定の約束については、適用しない。

3　第二十一条の規定にかかわらず、加盟国は、1に規定する交渉の終了から1(a)の実施の日の前までに、補償することなく海上運送サービスの分野における自国の特定の約束のすべて又は一部を改善し、修正し又は撤回することができる。

電気通信に関する附属書

1　目的

加盟国は、電気通信サービスの分野の特性並びに特に、この分野が経済活動の一の分野として及び他の経済活動の基礎となる伝送手段としての二重の役割を有することを認め、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に影響を及ぼす措置に関し、この協定の規定に基づいて詳細に定めることを目的として次のとおり合意した。したがって、この附属書は、この協定の注釈及び補足規定を定める。

2　適用範囲

(a)　この附属書は、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に影響を及ぼす加盟国のすべての措置について適用する（注）。

注　この(a)の規定は、加盟国が必要なすべての措置をとることにより、この附属書の義務が公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの提供者に関して履行されることを確保することを意味するものと了解する。

(b)　この附属書は、ラジオ番組又はテレビジョン番組の有線放送又は無線放送に影響を及ぼす措置については、適用しない。

(c)　この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

(i)　加盟国が、他の加盟国のサービス提供者に対し、当該加盟国の約束表に記載する以外の電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し又は提供することを許可すること。

(ii)　加盟国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し若しくは提供すること又は加盟国がこれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

3　定義

この附属書の適用上、

(a)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(b)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、加盟国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d)　「企業内通信」とは、会社内で若しくは当該会社とその子会社、支店若しくは、加盟国の国内法令の範囲内において、提携する会社との間で又はこれらの子会社、支店若しくは、加盟国の国内法令の範囲内において、提携する会社との間で行う電気通信をいう。この(d)の規定の適用上、「子会社」、「支店」及び適用のある場合には「提携する会社」とは、加盟国の定義によるものとする。この附属書に規定する「企業内通信」には、関連の子会社、支店又は提携する会社以外の会社に提供される商業的又は非商業的なサービス及び顧客又は潜在的な顧客に提供される商業的又は非商業的なサービスを含まない。

(e)　この附属書の項又は号に言及するときは、その細分されたすべての規定を含む。

4　透明性

加盟国は、第三条の規定を適用するに当たり、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に影響を及ぼす条件に関する情報が公に利用可能であることを確保する。当該情報には、料金その他のサービスの条件、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスとの技術

的インタフェースの仕様、当該アクセス及び利用に影響を及ぼす標準の作成及び採択について責任を有する機関に関する情報、端末その他の機器の接続に適用される条件並びに届出、登録又は免許の要件を含む。

5　公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用

(a)　加盟国は、その約束表に記載するサービスの提供に関し、他の加盟国のサービス提供者が合理的な、かつ、差別的でない条件で公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用が認められることを確保する。この義務は、特に、(b)から(f)までの規定を通じて履行する。(注)

注　「差別的でない」とは、この協定に規定する最恵国待遇及び内国民待遇をいい、分野に特定して用いる場合には、「同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスの他の利用者に与えられる条件よりも不利でない条件」を指すものと了解する。

(b)　加盟国は、他の加盟国のサービス提供者について、当該加盟国内で又は当該加盟国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び伝送サービス（当該伝送網及び伝送サービスには、専用回線を含む。）へのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用を確保するものとし、このため、(e)及び(f)の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(i)　当該サービス提供者が当該伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し又は賃借し及び接続すること。

(ii)　当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(iii)　当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

(c)　加盟国は、他の加盟国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの加盟国の領域内でデータベースに含まれ又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスを利用することができることを確保する。その利用に著しい影響を及ぼす加盟国の新たな又は改正された措置については、この協定の関連規定に従い、通報し、協議に付するものとする。

(d)　(c)の規定にかかわらず、加盟国は、通信の安全及び秘密を確保するために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(e)　加盟国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に条件が課されないことを確保する。

(i)　公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(ii)　公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

(iii)　自国の約束表における約束に基づいて他の加盟国のサービス提供者がサービスを提供することが認められない場合において、当該サービスを提供しないことを確保するために必要なとき

(f)　(e)に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(i)　公衆電気通信の伝送サービスの再販売又は共同利用の制限

(ii)　公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(iii)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び7(a)に規定する目標の達成を促進するとの要件

(iv)　公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(v)　専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(vi)　届出、登録及び免許

(g)　(a)から(f)までの規定にかかわらず、開発途上加盟国は、その発展の水準に従い、国内の電気通信の基盤及びサービスに関する能力を強化し並びに電気通信サービスの国際貿易における自国の参加を増大させるために必要な合理的な条件を公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスへのアクセス並びに当該伝送網及び伝送サービスの利用に課することができるものとし、当該条件を自国の約束表に特定する。

6　技術上の協力

(a)　加盟国は、それぞれの国（特に、開発途上国）において効率的な及び進歩した電気通信の基盤が存在することが当該国のサービスの貿易の拡大にとって重要であることを認める。このため、加盟国は、先進国及び開発途上国並びにこれらの国の公衆電気通信の伝送網及び伝送サービスの提供者その他の事業体が、実行可能な限り、国際機関（国際電気通信連合、国際連合開発計画及び国際復興開発銀行を含む。）及び地域的機関の開発計画に参加することを支持し及び奨励する。

(b)　加盟国は、電気通信の分野における開発途上国間の国際的及び地域的協力を奨励し及び支援する。

(c) 加盟国は、実行可能な場合には、関係国際機関と協力して、開発途上国の国内の電気通信サービスの分野の強化を援助するため、国際電気通信サービス並びに電気通信技術及び情報技術の進展に関する情報を当該開発途上国にとって利用可能なものとする。

(d) 加盟国は、後発開発途上国がその電気通信の基盤の発展及び電気通信サービスの貿易の拡大を支援する技術移転、訓練その他の活動を援助するよう電気通信サービスの外国の提供者に奨励する機会について特に考慮する。

7　国際機関及び国際協定との関係

(a) 加盟国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を促進することを約束する。

(b) 加盟国は、国内の及び世界的な電気通信サービスの効率的な運用を確保するに当たり、政府間又は非政府の機関又は合意、特に、国際電気通信連合が果たす役割を認め、適当な場合には、この附属書の実施から生ずる問題をこれらの機関と協議するための適当な取決めを行う。

基本電気通信の交渉に関する附属書

1　第二条の規定及び「第二条の免除に関する附属書」の規定（最恵国待遇に合致しない措置であって加盟国が維持しようとするものを同附属書に掲げるための要件を含む。）は、基本電気通信について次のいずれかの日に効力を生ずる。

(a) 基本電気通信の交渉に関する閣僚決定5の規定に従って決定される実施の日

(b) 基本電気通信の交渉が成功しなかった場合には、(a)の閣僚決定に規定する基本電気通信に関する交渉部会の最終報告が行われる日

2　1の規定は、加盟国の約束表に記載されている基本電気通信に係る特定の約束については、適用しない。

日本国の特定の約束に係る表

この約束表は、英語のみを正文とする。

千九百九十四年四月十五日

明瞭性のための注釈

(a) 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS／W／一二〇）及び暫定中央生産物分類（統計文書M第七七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニュー・ヨーク、千九百九十一年）によることとする。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

(b) この約束表に記載する(1)から(4)までの提供の態様は、それぞれこの協定第一条2の(a)から(d)までに規定するサービスの提供に対応する。

I　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げるすべての分野	(4) 次のいずれかの分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。 (a) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり日本国以外の加盟国の法人によって雇用されている自然人であって、当該法人が所有し又は支配し、かつ、日本国において設立され又は登録された支店又は法人に五年を超えない期間転任するもの。ただし、当該自然人が次のいずれかの活動に従事する場合に限る。 (i) 長として支店を管理する活動 (ii) 役員又は監査役として法人を管理する活動 (iii) 法人の一又は二以上の部門を管理する活動 (iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動 (v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動 (b) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり日本国以外の加盟国の法人によって雇用されⅡ又は当該法人の社員である自然人であって、日本国	(3) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (4) 市場アクセスに係る制限の欄に規定する分類の自然人に関する措置を除くほか、約束しない。 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。	

に五年を超えない期間転任し、かつ、当該期間の満了時に当該法人に戻るもの。ただし、当該自然人が自然人としての従事することができ、被雇用者としては従事することができない次のいずれかの目的業サービスの活動に従事する場合に限る。

(i) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談

(iii) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(iv) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(v) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する公認会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(vi) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

(c) 業務連絡（サービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国に業務上の拠点を設置するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売又は自らサービスの提供に従事することなく、日本国に九〇日を超えない期間滞在する自然人

(d) (a)の制及び(b)にいう自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、(a)の自然人が、顧問として大学教育（学士号）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束

分　野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス A　自由職業サービス (a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（八六一）	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2)　業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3)　業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3)(i)　管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律及び日本国の法律に関する業務は、認めない。 (ii)　「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認めない。 (iii)　事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなけ
(a)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談 (i)　法律に関する相談には、次の事項を含まない。 (a)　裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理及びその手続についての法的な文書の作成	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2)　業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人が提供しなければならない。 (3)　業務上の拠点が必要である。 サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。	(1)　サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。 (2)　サービス提供者は、一年間に一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。 (3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 サービス提供者は、一年間に	

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明			
(c) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理			
(d) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動			
(ii) サービス提供者は、親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」又は「弁護士」と共同し言を受けることを必要とする。	一八〇日以上日本国に滞在することが必要である。	(iii) 仲裁における代理を認める。ただし、その仲裁において適用される法律が当該サービス提供者が日本国において業務を行う資格を有する法律である場合に限る。	ればならない。

明瞭性のための注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

(i) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。

(ii) サービス提供者が管轄地において少なくとも五年間弁護士としての職務に従事したこと。

(iii) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。

(iv) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。

(v) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。

(vi) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス（八六二九、八六二二八、六二三、八六二九）	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(1) 制限しない。		
	(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。		
	(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。		
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(a) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(1) 制限しない。		
	(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(2) 制限しない。		
	(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。		
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(b) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士、監査及び簿記のサービス（八六二）	(1) サービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。	(1) 制限しない。		
	(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。		
	(3) サービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。		
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		

注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、当該監査法人の業務を執行する権利及び義務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。

い。 監査法人については、業務上の拠点が必要である。				
(3) サービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。			
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
(c) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス（八六三）	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(1) 制限しない。		
	(2) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(2) 制限しない。		
	(3) サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。		
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスA 建築サービスAは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供しなければならないサービスを対象とする。 （八六七二、八六七二三、八六七三、八六七三三、八六七四、八六七四二、八六七五、八六七五七） （注） 建築物の建築のために必要なサービスを除く。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		

(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者が提供する建築サービスB 建築サービスBは、日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者が提供することができるサービスを対象とする。（建築物の建築業務上の拠点は必要でない。） （注） 建築サービスBが日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者によって提供される場合には、業務上の拠点は必要でない。	(1) 業務上の拠点が必要である (2) 業務上の拠点が必要である (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(f)、(g)、(h) 建築サービスA及びB以外の建築サービス （八六七一二、八六七一四、八六七二九、八六七二二、八六七四二）（注） 注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(i)、(j) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス（石油、ガス又は鉱物に関連するサービスを除く。） （八六七二、八六七三三）（注） 注 建築サービス及び土木相談サービスを除く。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		

(e)、(g)、F(e)、F(f) 土木相談サービス（八六七二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
B 電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。）（八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
C 研究及び開発のサービス (a) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス（八五二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
D 不動産に係るサービス (a) 所有し又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二一）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(b) 契約に基づき報酬を受けて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（八二二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(a) 所有し又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(b) 契約に基づき報酬を受けて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二二）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。		

本国内にあるもの）に係るサービス（八二二）	(3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(b) 契約に基づき報酬を受けて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（八二二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
E 運転者を伴わない貸貨サービス (c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない貸貨サービス（八三一〇、八三一〇ア、八三一〇ヲ）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）に関する運転者を伴わない貸貨サービス（八三一〇ハ、八三一〇九、八三二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
F その他の実務サービス (a) 広告サービス（八七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(b) 市場調査及び世論調査のサービス（八六四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
(c) 経営相談サービス（八六九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。		

	(d) 経営相談に関連するサービス（八六〇一、八六〇二及び八六〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
	(k) 次に掲げる二九の職業について日本国において人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (i) 芸術家 (ii) 科学技術者 (iii) 医師 (iv) 歯科医師 (v) 薬剤師 (vi) 助産婦 (vii) 看護婦 (viii) 医療技術者 (ix) 歯科医療技術者 (x) 服飾デザイナー (xi) 映画演劇技術者 (xii) 弁護士 (xiii) 公認会計士 (xiv) 弁理士 (xv) 経営管理者 (xvi) 生産電子製造技術者 (xvii) 家政婦 (xviii) 理容師 (xix) 美容師 (xx) 着物着付師 (xxi) 配ぜん人 (xxii) モデル (xxiii) 調理士 (xxiv) バーテンダー (xxv) クリーニング技術者 (xxvi) 通訳	(1) 約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。 (3) サービス提供者に与えられる許可の数は、制限され得る。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(xxvii) マネキン (xxviii) 観光バスガイド（八七一〇一、八七一〇二）			
	(k) 次に掲げる一六の種類の業務について日本国内において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下に労働に従事させるために派遣するサービスに限る。） (i) 電子計算機により機能するシステムの設計若しくは保守又は電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは保守 (ii) 機械、装置若しくは器具（以下「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図 (iii) 録画、録音等のための機械であって、放送番組の制作に使用されるものの操作 (iv) 放送番組の制作における演出 (v) 電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機械の操作 (vi) 通訳、翻訳又は速記 (vii) 法人の代表者又はこれに準ずる管理的地位にある他の者の秘書の業務 (viii) 文書、磁気テープ等の分類又はファイリングであって、高	(1) 約束しない。 (2) 約束しない（注2）。 注2　技術的に可能でないため、約束しない。 (3) サービス提供者に与えられる許可の数は、制限され得る。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない（注2）。 注2　技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするもの		
(d) 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るために行う市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析		
(e) 貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類の作成、その他財務の処理		
(f) 国際貿易その他の対外取引に関する文書又は契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成		
(g) 電子計算機、自動車その他適切な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明		
(h) 旅行者に同行して行う旅程管理、当該旅程管理に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供（車両、船舶又は航空機内において行う案内のサービスを除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎		
(i) 建築物の清掃		
(j) 建築物に設けられた電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針（以下「建築設備」という。）の運転、点検又は整備		
(k) 建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内、建築物に附属する駐車場の管理及び建築物の来訪者又は建築物に勤務し若しくは居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理（八七二三、八七二九）		
(l) 科学及び技術に関連する相談サービス（八七五一、八七五二、八七五三、八七五四、八七五五、八七五六、八七五七、八七五八、八七五九、八七六〇、八七六一、八七六二、八七六三、八七六四、八七六五、八七六六、八七六七、八七六八、八七六九、八七七〇、八七七一、八七七二、八七七三、八七七四、八七七五、八七七六、八七七七、八七七八、八七七九、八七八〇、八七八一、八七八二、八七八三、八七八四、八七八五、八七八六、八七八七、八七八八、八七八九、八七九〇、八七九一、八七九二、八七九三、八七九四、八七九五、八七九六、八七九七、八七九八、八七九九、八八〇〇、八八〇一、八八〇二、八八〇三、八八〇四、八八〇五、八八〇六、八八〇七、八八〇八、八八〇九、八八一〇、八八一一、八八一二、八八一三、八八一四、八八一五、八八一六、八八一七、八八一八、八八一九、八八二〇、八八二一、八八二二、八八二三、八八二四、八八二五、八八二六、八八二七、八八二八、八八二九、八八三〇、八八三一、八八三二、八八三三、八八三四、八八三五、八八三六、八八三七、八八三八、八八三九、八八四〇、八八四一、八八四二、八八四三、八八四四、八八四五、八八四六、八八四七、八八四八、八八四九、八八五〇、八八五一、八八五二、八八五三、八八五四、八八五五、八八五六、八八五七、八八五八、八八五九、八八六〇、八八六一、八八六二、八八六三、八八六四、八八六五、八八六六、八八六七、八八六八、八八六九、八八七〇、八八七一、八八七二、八八七三、八八七四、八八七五、八八七六、八八七七、八八七八、八八七九、八八八〇、八八八一、八八八二、八八八三、八八八四、八八八五、八八八六、八八八七、八八八八、八八八九、八八九〇、八八九一、八八九二、八八九三、八八九四、八八九五、八八九六、八八九七、八八九八、八八九九、八九〇〇、八九〇一、八九〇二、八九〇三、八九〇四、八九〇五、八九〇六、八九〇七、八九〇八、八九〇九、八九一〇、八九一一、八九一二、八九一三、八九一四、八九一五、八九一六、八九一七、八九一八、八九一九、八九二〇、八九二一、八九二二、八九二三、八九二四、八九二五、八九二六、八九二七、八九二八、八九二九、八九三〇、八九三一、八九三二、八九三三、八九三四、八九三五、八九三六、八九三七、八九三八、八九三九、八九四〇、八九四一、八九四二、八九四三、八九四四、八九四五、八九四六、八九四七、八九四八、八九四九、八九五〇、八九五一、八九五二、八九五三、八九五四、八九五五、八九五六、八九五七、八九五八、八九五九、八九六〇、八九六一、八九六二、八九六三、八九六四、八九六五、八九六六、八九六七、八九六八、八九六九、八九七〇、八九七一、八九七二、八九七三、八九七四、八九七五、八九七六、八九七七、八九七八、八九七九、八九八〇、八九八一、八九八二、八九八三、八九八四、八九八五、八九八六、八九八七、八九八八、八九八九、八九九〇、八九九一、八九九二、八九九三、八九九四、八九九五、八九九六、八九九七、八九九八、八九九九、九〇〇〇、九〇〇一、九〇〇二、九〇〇三、九〇〇四、九〇〇五、九〇〇六、九〇〇七、九〇〇八、九〇〇九、九〇一〇、九〇一一、九〇一二、九〇一三、九〇一四、九〇一五、九〇一六、九〇一七、九〇一八、九〇一九、九〇二〇、九〇二一、九〇二二、九〇二三、九〇二四、九〇二五、九〇二六、九〇二七、九〇二八、九〇二九、九〇三〇、九〇三一、九〇三二、九〇三三、九〇三四、九〇三五、九〇三六、九〇三七、九〇三八、九〇三九、九〇四〇、九〇四一、九〇四二、九〇四三、九〇四四、九〇四五、九〇四六、九〇四七、九〇四八、九〇四九、九〇五〇、九〇五一、九〇五二、九〇五三、九〇五四、九〇五五、九〇五六、九〇五七、九〇五八、九〇五九、九〇六〇、九〇六一、九〇六二、九〇六三、九〇六四、九〇六五、九〇六六、九〇六七、九〇六八、九〇六九、九〇七〇、九〇七一、九〇七二、九〇七三、九〇七四、九〇七五、九〇七六、九〇七七、九〇七八、九〇七九、九〇八〇、九〇八一、九〇八二、九〇八三、九〇八四、九〇八五、九〇八六、九〇八七、九〇八八、九〇八九、九〇九〇、九〇九一、九〇九二、九〇九三、九〇九四、九〇九五、九〇九六、九〇九七、九〇九八、九〇九九、九一〇〇、九一〇一、九一〇二、九一〇三、九一〇四、九一〇五、九一〇六、九一〇七、九一〇八、九一〇九、九一一〇、九一一一、九一一二、九一一三、九一一四、九一一五、九一一六、九一一七、九一一八、九一一九、九一二〇、九一二一、九一二二、九一二三、九一二四、九一二五、九一二六、九一二七、九一二八、九一二九、九一三〇、九一三一、九一三二、九一三三、九一三四、九一三五、九一三六、九一三七、九一三八、九一三九、九一四〇、九一四一、九一四二、九一四三、九一四四、九一四五、九一四六、九一四七、九一四八、九一四九、九一五〇、九一五一、九一五二、九一五三、九一五四、九一五五、九一五六、九一五七、九一五八、九一五九、九一六〇、九一六一、九一六二、九一六三、九一六四、九一六五、九一六六、九一六七、九一六八、九一六九、九一七〇、九一七一、九一七二、九一七三、九一七四、九一七五、九一七六、九一七七、九一七八、九一七九、九一八〇、九一八一、九一八二、九一八三、九一八四、九一八五、九一八六、九一八七、九一八八、九一八九、九一九〇、九一九一、九一九二、九一九三、九一九四、九一九五、九一九六、九一九七、九一九八、九一九九、九二〇〇、九二〇一、九二〇二、九二〇三、九二〇四、九二〇五、九二〇六、九二〇七、九二〇八、九二〇九、九二一〇、九二一一、九二一二、九二一三、九二一四、九二一五、九二一六、九二一七、九二一八、九二一九、九二二〇、九二二一、九二二二、九二二三、九二二四、九二二五、九二二六、九二二七、九二二八、九二二九、九二三〇、九二三一、九二三二、九二三三、九二三四、九二三五、九二三六、九二三七、九二三八、九二三九、九二四〇、九二四一、九二四二、九二四三、九二四四、九二四五、九二四六、九二四七、九二四八、九二四九、九二五〇、九二五一、九二五二、九二五三、九二五四、九二五五、九二五六、九二五七、九二五八、九二五九、九二六〇、九二六一、九二六二、九二六三、九二六四、九二六五、九二六六、九二六七、九二六八、九二六九、九二七〇、九二七一、九二七二、九二七三、九二七四、九二七五、九二七六、九二七七、九二七八、九二七九、九二八〇、九二八一、九二八二、九二八三、九二八四、九二八五、九二八六、九二八七、九二八八、九二八九、九二九〇、九二九一、九二九二、九二九三、九二九四、九二九五、九二九六、九二九七、九二九八、九二九九、九三〇〇、九三〇一、九三〇二、九三〇三、九三〇四、九三〇五、九三〇六、九三〇七、九三〇八、九三〇九、九三一〇、九三一一、九三一二、九三一三、九三一四、九三一五、九三一六、九三一七、九三一八、九三一九、九三二〇、九三二一、九三二二、九三二三、九三二四、九三二五、九三二六、九三二七、九三二八、九三二九、九三三〇、九三三一、九三三二、九三三三、九三三四、九三三五、九三三六、九三三七、九三三八、九三三九、九三四〇、九三四一、九三四二、九三四三、九三四四、九三四五、九三四六、九三四七、九三四八、九三四九、九三五〇、九三五一、九三五二、九三五三、九三五四、九三五五、九三五六、九三五七、九三五八、九三五九、九三六〇、九三六一、九三六二、九三六三、九三六四、九三六五、九三六六、九三六七、九三六八、九三六九、九三七〇、九三七一、九三七二、九三七三、九三七四、九三七五、九三七六、九三七七、九三七八、九三七九、九三八〇、九三八一、九三八二、九三八三、九三八四、九三八五、九三八六、九三八七、九三八八、九三八九、九三九〇、九三九一、九三九二、九三九三、九三九四、九三九五、九三九六、九三九七、九三九八、九三九九、九四〇〇、九四〇一、九四〇二、九四〇三、九四〇四、九四〇五、九四〇六、九四〇七、九四〇八、九四〇九、九四一〇、九四一一、九四一二、九四一三、九四一四、九四一五、九四一六、九四一七、九四一八、九四一九、九四二〇、九四二一、九四二二、九四二三、九四二四、九四二五、九四二六、九四二七、九四二八、九四二九、九四三〇、九四三一、九四三二、九四三三、九四三四、九四三五、九四三六、九四三七、九四三八、九四三九、九四四〇、九四四一、九四四二、九四四三、九四四四、九四四五、九四四六、九四四七、九四四八、九四四九、九四五〇、九四五一、九四五二、九四五三、九四五四、九四五五、九四五六、九四五七、九四五八、九四五九、九四六〇、九四六一、九四六二、九四六三、九四六四、九四六五、九四六六、九四六七、九四六八、九四六九、九四七〇、九四七一、九四七二、九四七三、九四七四、九四七五、九四七六、九四七七、九四七八、九四七九、九四八〇、九四八一、九四八二、九四八三、九四八四、九四八五、九四八六、九四八七、九四八八、九四八九、九四九〇、九四九一、九四九二、九四九三、九四九四、九四九五、九四九六、九四九七、九四九八、九四九九、九五〇〇、九五〇一、九五〇二、九五〇三、九五〇四、九五〇五、九五〇六、九五〇七、九五〇八、九五〇九、九五一〇、九五一一、九五一二、九五一三、九五一四、九五一五、九五一六、九五一七、九五一八、九五一九、九五二〇、九五二一、九五二二、九五二三、九五二四、九五二五、九五二六、九五二七、九五二八、九五二九、九五三〇、九五三一、九五三二、九五三三、九五三四、九五三五、九五三六、九五三七、九五三八、九五三九、九五四〇、九五四一、九五四二、九五四三、九五四四、九五四五、九五四六、九五四七、九五四八、九五四九、九五五〇、九五五一、九五五二、九五五三、九五五四、九五五五、九五五六、九五五七、九五五八、九五五九、九五六〇、九五六一、九五六二、九五六三、九五六四、九五六五、九五六六、九五六七、九五六八、九五六九、九五七〇、九五七一、九五七二、九五七三、九五七四、九五七五、九五七六、九五七七、九五七八、九五七九、九五八〇、九五八一、九五八二、九五八三、九五八四、九五八五、九五八六、九五八七、九五八八、九五八九、九五九〇、九五九一、九五九二、九五九三、九五九四、九五九五、九五九六、九五九七、九五九八、九五九九、九六〇〇、九六〇一、九六〇二、九六〇三、九六〇四、九六〇五、九六〇六、九六〇七、九六〇八、九六〇九、九六一〇、九六一一、九六一二、九六一三、九六一四、九六一五、九六一六、九六一七、九六一八、九六一九、九六二〇、九六二一、九六二二、九六二三、九六二四、九六二五、九六二六、九六二七、九六二八、九六二九、九六三〇、九六三一、九六三二、九六三三、九六三四、九六三五、九六三六、九六三七、九六三八、九六三九、九六四〇、九六四一、九六四二、九六四三、九六四四、九六四五、九六四六、九六四七、九六四八、九六四九、九六五〇、九六五一、九六五二、九六五三、九六五四、九六五五、九六五六、九六五七、九六五八、九六五九、九六六〇、九六六一、九六六二、九六六三、九六六四、九六六五、九六六六、九六六七、九六六八、九六六九、九六七〇、九六七一、九六七二、九六七三、九六七四、九六七五、九六七六、九六七七、九六七八、九六七九、九六八〇、九六八一、九六八二、九六八三、九六八四、九六八五、九六八六、九六八七、九六八八、九六八九、九六九〇、九六九一、九六九二、九六九三、九六九四、九六九五、九六九六、九六九七、九六九八、九六九九、九七〇〇、九七〇一、九七〇二、九七〇三、九七〇四、九七〇五、九七〇六、九七〇七、九七〇八、九七〇九、九七一〇、九七一一、九七一二、九七一三、九七一四、九七一五、九七一六、九七一七、九七一八、九七一九、九七二〇、九七二一、九七二二、九七二三、九七二四、九七二五、九七二六、九七二七、九七二八、九七二九、九七三〇、九七三一、九七三二、九七三三、九七三四、九七三五、九七三六、九七三七、九七三八、九七三九、九七四〇、九七四一、九七四二、九七四三、九七四四、九七四五、九七四六、九七四七、九七四八、九七四九、九七五〇、九七五一、九七五二、九七五三、九七五四、九七五五、九七五六、九七五七、九七五八、九七五九、九七六〇、九七六一、九七六二、九七六三、九七六四、九七六五、九七六六、九七六七、九七六八、九七六九、九七七〇、九七七一、九七七二、九七七三、九七七四、九七七五、九七七六、九七七七、九七七八、九七七九、九七八〇、九七八一、九七八二、九七八三、九七八四、九七八五、九七八六、九七八七、九七八八、九七八九、九七九〇、九七九一、九七九二、九七九三、九七九四、九七九五、九七九六、九七九七、九七九八、九七九九、九八〇〇、九八〇一、九八〇二、九八〇三、九八〇四、九八〇五、九八〇六、九八〇七、九八〇八、九八〇九、九八一〇、九八一一、九八一二、九八一三、九八一四、九八一五、九八一六、九八一七、九八一八、九八一九、九八二〇、九八二一、九八二二、九八二三、九八二四、九八二五、九八二六、九八二七、九八二八、九八二九、九八三〇、九八三一、九八三二、九八三三、九八三四、九八三五、九八三六、九八三七、九八三八、九八三九、九八四〇、九八四一、九八四二、九八四三、九八四四、九八四五、九八四六、九八四七、九八四八、九八四九、九八五〇、九八五一、九八五二、九八五三、九八五四、九八五五、九八五六、九八五七、九八五八、九八五九、九八六〇、九八六一、九八六二、九八六三、九八六四、九八六五、九八六六、九八六七、九八六八、九八六九、九八七〇、九八七一、九八七二、九八七三、九八七四、九八七五、九八七六、九八七七、九八七八、九八七九、九八八〇、九八八一、九八八二、九八八三、九八八四、九八八五、九八八六、九八八七、九八八八、九八八九、九八九〇、九八九一、九八九二、九八九三、九八九四、九八九五、九八九六、九八九七、九八九八、九八九九、九九〇〇、九九〇一、九九〇二、九九〇三、九九〇四、九九〇五、九九〇六、九九〇七、九九〇八、九九〇九、九九一〇、九九一一、九九一二、九九一三、九九一四、九九一五、九九一六、九九一七、九九一八、九九一九、九九二〇、九九二一、九九二二、九九二三、九九二四、九九二五、九九二六、九九二七、九九二八、九九二九、九九三〇、九九三一、九九三二、九九三三、九九三四、九九三五、九九三六、九九三七、九九三八、九九三九、九九四〇、九九四一、九九四二、九九四三、九九四四、九九四五、九九四六、九九四七、九九四八、九九四九、九九五〇、九九五一、九九五二、九九五三、九九五四、九九五五、九九五六、九九五七、九九五八、九九五九、九九六〇、九九六一、九九六二、九九六三、九九六四、九九六五、九九六六、九九六七、九九六八、九九六九、九九七〇、九九七一、九九七二、九九七三、九九七四、九九七五、九九七六、九九七七、九九七八、九九七九、九九八〇、九九八一、九九八二、九九八三、九九八四、九九八五、九九八六、九九八七、九九八八、九九八九、九九九〇、九九九一、九九九二、九九九三、九九九四、九九九五、九九九六、九九九七、九九九八、九九九九、一〇〇〇〇、一〇〇〇一、一〇〇〇二、一〇〇〇三、一〇〇〇四、一〇〇〇五、一〇〇〇六、一〇〇〇七、一〇〇〇八、一〇〇〇九、一〇〇一〇、一〇〇一一、一〇〇一二、一〇〇一三、一〇〇一四、一〇〇一五、一〇〇一六、一〇〇一七、一〇〇一八、一〇〇一九、一〇〇二〇、一〇〇二一、一〇〇二二、一〇〇二三、一〇〇二四、一〇〇二五、一〇〇二六、一〇〇二七、一〇〇二八、一〇〇二九、一〇〇三〇、一〇〇三一、一〇〇三二、一〇〇三三、一〇〇三四、一〇〇三五、一〇〇三六、一〇〇三七、一〇〇三八、一〇〇三九、一〇〇四〇、一〇〇四一、一〇〇四二、一〇〇四三、一〇〇四四、一〇〇四五、一〇〇四六、一〇〇四七、一〇〇四八、一〇〇四九、一〇〇五〇、一〇〇五一、一〇〇五二、一〇〇五三、一〇〇五四、一〇〇五五、一〇〇五六、一〇〇五七、一〇〇五八、一〇〇五九、一〇〇六〇、一〇〇六一、一〇〇六二、一〇〇六三、一〇〇六四、一〇〇六五、一〇〇六六、一〇〇六七、一〇〇六八、一〇〇六九、一〇〇七〇、一〇〇七一、一〇〇七二、一〇〇七三、一〇〇七四、一〇〇七五、一〇〇七六、一〇〇七七、一〇〇七八、一〇〇七九、一〇〇八〇、一〇〇八一、一〇〇八二、一〇〇八三、一〇〇八四、一〇〇八五、一〇〇八六、一〇〇八七、一〇〇八八、一〇〇八九、一〇〇九〇、一〇〇九一、一〇〇九二、一〇〇九三、一〇〇九四、一〇〇九五、一〇〇九六、一〇〇九七、一〇〇九八、一〇〇九九、一〇一〇〇、一〇一〇一、一〇一〇二、一〇一〇三、一〇一〇四、一〇一〇五、一〇一〇六、一〇一〇七、一〇一〇八、一〇一〇九、一〇一一〇、一〇一一一、一〇一一二、一〇一一三、一〇一一四、一〇一一五、一〇一一六、一〇一一七、一〇一一八、一〇一一九、一〇一二〇、一〇一二一、一〇一二二、一〇一二三、一〇一二四、一〇一二五、一〇一二六、一〇一二七、一〇一二八、一〇一二九、一〇一三〇、一〇一三一、一〇一三二、一〇一三三、一〇一三四、一〇一三五、一〇一三六、一〇一三七、一〇一三八、一〇一三九、一〇一四〇、一〇一四一、一〇一四二、一〇一四三、一〇一四四、一〇一四五、一〇一四六、一〇一四七、一〇一四八、一〇一四九、一〇一五〇、一〇一五一、一〇一五二、一〇一五三、一〇一五四、一〇一五五、一〇一五六、一〇一五七、一〇一五八、一〇一五九、一〇一六〇、一〇一六一、一〇一六二、一〇一六三、一〇一六四、一〇一六五、一〇一六六、一〇一六七、一〇一六八、一〇一六九、一〇一七〇、一〇一七一、一〇一七二、一〇一七三、一〇一七四、一〇一七五、一〇一七六、一〇一七七、一〇一七八、一〇一七九、一〇一八〇、一〇一八一、一〇一八二、一〇一八三、一〇一八四、一〇一八五、一〇一八六、一〇一八七、一〇一八八、一〇一八九、一〇一九〇、一〇一九一、一〇一九二、一〇一九三、一〇一九四、一〇一九五、一〇一九六、一〇一九七、一〇一九八、一〇一九九、一〇二〇〇、一〇二〇一、一〇二〇二、一〇二〇三、一〇二〇四、一〇二〇五、一〇二〇六、一〇二〇七、一〇二〇八、一〇二〇九、一〇二一〇、一〇二一一、一〇二一二、一〇二一三、一〇二一四、一〇二一五、一〇二一六、一〇二一七、一〇二一八、一〇二一九、一〇二二〇、一〇二二一、一〇二二二、一〇二二三、一〇二二四、一〇二二五、一〇二二六、一〇二二七、一〇二二八、一〇二二九、一〇二三〇、一〇二三一、一〇二三二、一〇二三三、一〇二三四、一〇二三五、一〇二三六、一〇二三七、一〇二三八、一〇二三九、一〇二四〇、一〇二四一、一〇二四二、一〇二四三、一〇二四四、一〇二四五、一〇二四六、一〇二四七、一〇二四八、一〇二四九、一〇二五〇、一〇二五一、一〇二五二、一〇二五三、一〇二五四、一〇二五五、一〇二五六、一〇二五七、一〇二五八、一〇二五九、一〇二六〇、一〇二六一、一〇二六二、一〇二六三、一〇二六四、一〇二六五、一〇二六六、一〇二六七、一〇二六八、一〇二六九、一〇二七〇、一〇二七一、一〇二七二、一〇二七三、一〇二七四、一〇二七五、一〇二七六、一〇二七七、一〇二七八、一〇二七九、一〇二八〇、一〇二八一、一〇二八二、一〇二八三、一〇二八四、一〇二八五、一〇二八六、一〇二八七、一〇二八八、一〇二八九、一〇二九〇、一〇二九一、一〇二九二、一〇二九三、一〇二九四、一〇二九五、一〇二九六、一〇二九七、一〇二九八、一〇二九九、一〇三〇〇、一〇三〇一、一〇三〇二、一〇三〇三、一〇三〇四、一〇三〇五、一〇三〇六、一〇三〇七、一〇三〇八、一〇三〇九、一〇三一〇、一〇三一一、一〇三一二、一〇三一三、一〇三一四、一〇三一五、一〇三一六、一〇三一七、一〇三一八、一〇三一九、一〇三二〇、一〇三二一、一〇三二二、一〇三二三、一〇三二四、一〇三二五、一〇三二六、一〇三二七、一〇三二八、一〇三二九、一〇三三〇、一〇三三一、一〇三三二、一〇三三三、一〇三三四、一〇三三五、一〇三三六、一〇三三七、一〇三三八、一〇三三九、一〇三四〇、一〇三四一、一〇三四二、一〇三四三、一〇三四四、一〇三四五、一〇三四六、一〇三四七、一〇三四八、一〇三四九、一〇三五〇、一〇三五一、一〇三五二、一〇三五三、一〇三五四、一〇三五五、一〇三五六、一〇三五七、一〇三五八、一〇三五九、一〇三六〇、一〇三六一、一〇三六二、一〇三六三、一〇三六四、一〇三六五、一〇三六六、一〇三六七、一〇三六八、一〇三六九、一〇三七〇、一〇三七一、一〇三七二、一〇三七三、一〇三七四、一〇三七五、一〇三七六、一〇三七七、一〇三七八、一〇三七九、一〇三八〇、一〇三八一、一〇三八二、一〇三八三、一〇三八四、一〇三八五、一〇三八六、一〇三八七、一〇三八八、一〇三八九、一〇三九〇、一〇三九一、一〇三九二、一〇三九三、一〇三九四、一〇三九五、一〇三九六、一〇三九七、一〇三九八、一〇三九九、一〇四〇〇、一〇四〇一、一〇四〇二、一〇四〇三、一〇四〇四、一〇四〇五、一〇四〇六、一〇四〇七、一〇四〇八、一〇四〇九、一〇四一〇、一〇四一一、一〇四一二、一〇四一三、一〇四一四、一〇四一五、一〇四一六、一〇四一七、一〇四一八、一〇四一九、一〇四二〇、一〇四二一、一〇四二二、一〇四二三、一〇四二四、一〇四二五、一〇四二六、一〇四二七、一〇四二八、一〇四二九、一〇四三〇、一〇四三一、一〇四三二、一〇四三三、一〇四三四、一〇四三五、一〇四三六、一〇四三七、一〇四三八、一〇四三九、一〇四四〇、一〇四四一、一〇四四二、一〇四四三、一〇四四四、一〇四四五、一〇四四六、一〇四四七、一〇四四八、一〇四四九、一〇四五〇、一〇四五一、一〇四五二、一〇四五三、一〇四五四、一〇四五五、一〇四五六、一〇四五七、一〇四五八、一〇四五九、一〇四六〇、一〇四六一、一〇四六二、一〇四六三、一〇四六四、一〇四六五、一〇四六六、一〇四六七、一〇四六八、一〇四六九、一〇四七〇、一〇四七一、一〇四七二、一〇四七三、一〇四七四、一〇四七五、一〇四七六、一〇四七七、一〇四七八、一〇四七九、一〇四八〇、一〇四八一、一〇四八二、一〇四八三、一〇四八四、一〇四八五、一〇四八六、一〇四八七、一〇四八八、一〇四八九、一〇四九〇、一〇四九一、一〇四九二、一〇四九三、一〇四九四、一〇四九五、一〇四九六、一〇四九七、一〇四九八、一〇四九九、一〇五〇〇、一〇五〇一、一〇五〇二、一〇五〇三、一〇五〇四、一〇五〇五、一〇五〇六、一〇五〇七、一〇五〇八、一〇五〇九、一〇五一〇、一〇五一一、一〇五一二、一〇五一三、一〇五一四、一〇五一五、一〇五一六、一〇五一七、一〇五一八、一〇五一九、一〇五二〇、一〇五二一、一〇五二二、一〇五二三、一〇五二四、一〇五二五、一〇五二六、一〇五二七、一〇五二八、一〇五二九、一〇五三〇、一〇五三一、一〇五三二、一〇五三三、一〇五三四、一〇五三五、一〇五三六、一〇五三七、一〇五三八、一〇五三九、一〇五四〇、一〇五四一、一〇五四二、一〇五四三、一〇五四四、一〇五四五、一〇五四六、一〇五四七、一〇五四八、一〇五四九、一〇五五〇、一〇五五一、一〇五五二、一〇五五三、一〇五五四、一〇五五五、一〇五五六、一〇五五七、一〇五五八、一〇五五九、一〇五六〇、一〇五六一、一〇五六二、一〇五六三、一〇五六四、一〇五六五、一〇五六六、一〇五六七、一〇五六八、一〇五六九、一〇五七〇、一〇五七一、一〇五七二、一〇五七三、一〇五七四、一〇五七五、一〇五七六、一〇五七七、一〇五七八、一〇五七九、一〇五八〇、一〇五八一、一〇五八二、一〇五八三、一〇五八四、一〇五八五、一〇五八六、一〇五八七、一〇五八八、一〇五八九、一〇五九〇、一〇五九一、一〇五九二、一〇五九三、一〇五九四、一〇五九五、一〇五九六、一〇五九七、一〇五九八、一〇五九九、一〇六〇〇、一〇六〇一、一〇六〇二、一〇六〇三、一〇六〇四、一〇六〇五、一〇六〇六、一〇六〇七、一〇六〇八、一〇六〇九、一〇六一〇、一〇六一一、一〇六一二、一〇六一三、一〇六一四、一〇六一五、一〇六一六、一〇六一七、一〇六一八、一〇六一九、一〇六二〇、一〇六二一、一〇六二二、一〇六二三、一〇六二四、一〇六二五、一〇六二六、一〇六二七、一〇六二八、一〇六二九、一〇六三〇、一〇六三一、一〇六三二、一〇六三三、一〇六三四、一〇六三五、一〇六三六、一〇六三七、一〇六三八、一〇六三九、一〇六四〇、一〇六四一、一〇六四二、一〇六四三、一〇六四四、一〇六四五、一〇六四六、一〇六四七、一〇六四八、一〇六四九、一〇六五〇、一〇六五一、一〇六五二、一〇六五三、一〇六五四、一〇六五五、一〇六五六、一〇六五七、一〇六五八、一〇六五九、一〇六六〇、一〇六六一、一〇六六二、一〇六六三、一〇六六四、一〇六六五、一〇六六六、一〇六六七、一〇六六八、一〇六六九、一〇六七〇、一〇六七一、一〇六七二、一〇六七三、一〇六七四、一〇六七五、一〇六七六、一〇六七七、一〇六七八、一〇六七九、一〇六八〇、一〇六八一、一〇六八二、一〇六八三、一〇六八四、一〇六八五、一〇六八六、一〇六八七、一〇六八八、一〇六八九、一〇六九〇、一〇六九一、一〇六九二、一〇六九三、一〇六九四、一〇六九五、一〇六九六、一〇六九七、一〇六九八、一〇六九九、一〇七〇〇、一〇七〇一、一〇七〇二、一〇七〇三、一〇七〇四、一〇七〇五、一〇七〇六、一〇七〇七、一〇七〇八、一〇七〇九、一〇七一〇、一〇七一一、一〇七一二、一〇七一三、一〇七一四、一〇七一五、一〇七一六、一〇七一七、一〇七一八、一〇七一九、一〇七二〇、一〇七二一、一〇七二二、一〇七二三、一〇七二四、一〇七二五、一〇七二六、一〇七二七、一〇七二八、一〇七二九、一〇七三〇、一〇七三一、一〇七三二、一〇七三三、一〇七三四、一〇七三五、一〇七三六、一〇七三七、一〇七三八、一〇七三九、一〇七四〇、一〇七四一、一〇七四二、一〇七四三、一〇七四四、一〇七四五、一〇七四六、一〇七四七、一〇七四八、一〇七四九、一〇七五〇、一〇七五一、一〇七五二、一〇七五三、一〇七五四、一〇七五五、一〇七五六、一〇七五七、一〇七五八、一〇七五九、一〇七六〇、一〇七六一、一〇七六二、一〇七六三、一〇七六四、一〇七六五、一〇七六六、一〇七六七、一〇七六八、一〇七六九、一〇七七〇、一〇七七一、一〇七七二、一〇七七三、一〇七七四、一〇七七五、一〇七七六、一〇七七七、一〇七七八、一〇七七九、一〇七八〇、一〇七八一、一〇七八二、一〇七八三、一〇七八四、一〇七八五、一〇七八六、一〇七八七、一〇七八八、一〇七八九、一〇七九〇、一〇七九一、一〇七九二、一〇七九三、一〇七九四、一〇七九五、一〇七九六、一〇七九七、一〇七九八、一〇七九九、一〇八〇〇、一〇八〇一、一〇八〇二、一〇八〇三、一〇八〇四、一〇八〇五、一〇八〇六、一〇八〇七、一〇八〇八、一〇八〇九、一〇八一〇、一〇八一一、一〇八一二、一〇八一三、一〇八一四、一〇八一五、一〇八一六、一〇八一七、一〇八一八、一〇八一九、一〇八二〇、一〇八二一、一〇八二二、一〇八二三、一〇八二四、一〇八二五、一〇八二六、一〇八二七、一〇八二八、一〇八二九、一〇八三〇、一〇八三一、一〇八三二、一〇八三三、一〇八三四、一〇八三五、一〇八三六、一〇八三七、一〇八三八、一〇八三九、一〇八四〇、一〇八四一、一〇八四二、一〇八四三、一〇八四四、一〇八四五、一〇八四六、一〇八四七、一〇八四八、一〇八四九、一〇八五〇、一〇八五一、一〇八五二、一〇八五三、一〇八五四、一〇八五五、一〇八五六、一〇八五七、一〇八五八、一〇八五九、一〇八六〇、一〇八六一、一〇八六二、一〇八六三、一〇八六四、一〇八六五、一〇八六六、一〇八六七、一〇八六八、一〇八六九、一〇八七〇、一〇八七一、一〇八七二、一〇八七三、一〇八七四、一〇八七五、一〇八七六、一〇八七七、一〇八七八、一〇八七九、一〇八八〇、一〇八八一、一〇八八二、一〇八八三、一〇八八四、一〇八八五、一〇八八六、一〇八八七、一〇八八八、一〇八八九、一〇八九〇、一〇八九一、一〇八九二、一〇八九三、一〇八九四、一〇八九五、一〇八九六、一〇八九七、一〇八九八、一〇八九九、一〇九〇〇、一〇九〇一、一〇九〇二、一〇九〇三、一〇九〇四、一〇九〇五、一〇九〇六、一〇九〇七、一〇九〇八、一〇九〇九、一〇九一〇、一〇九一一、一〇九一二、一〇九一三、一〇九一四、一〇九一五、一〇九一六、一〇九一七、一〇九一八、一〇九一九、一〇九二〇、一〇九二一、一〇九二二、一〇九二三、一〇九二四、一〇九二五、一〇九二六、一〇九二七、一〇九二八、一〇九二九、一〇九三〇、一〇九三一、一〇九三二、一〇九三三、一〇九三四、一〇九三五、一〇九三六、一〇九三七、一〇九三八、一〇九三九、一〇九四〇、一〇九四一、一〇九四二、一〇九四三、一〇九四四、一〇九四五、一〇九四六、一〇九四七、一〇九四八、一〇九四九、一〇九五〇、一〇九五一、一〇九五二、一〇九五三、一〇九五四、一〇九五五、一〇九五六、一〇九五七、一〇九五八、一〇九五九、一〇九六〇、一〇九六一、一〇九六二、一〇九六三、一〇九六四、一〇九六五、一〇九六六、一〇九六七、一〇九六八、一〇九六九、一〇九七〇、一〇九七一、一〇九七二、一〇九七三、一〇九七四、一〇九七五、一〇九七六、一〇九七七、一〇九七八、一〇九七九、一〇九八〇、一〇九八一、一〇九八二、一〇九八三、一〇九八四、一〇九八五、一〇九八六、一〇九八七、一〇九八八、一〇九八九、一〇九九〇、一〇九九一、一〇九九二、一〇九九三、一〇九九四、一〇九九五、一〇九九六、一〇九九七、一〇九九八、一〇九九九、一一〇〇〇、一一〇〇一、一一〇〇二、一一〇〇三、一一〇〇四、一一〇〇五、一一〇〇六、一一〇〇七、一一〇〇八、一一〇〇九、一一〇一〇、一一〇一一、一一〇一二、一一〇一三、一一〇一四、一一〇一五、一一〇一六、一一〇一七、一一〇一八、一一〇一九、一一〇二〇、一一〇二一、一一〇二二、一一〇二三、一一〇二四、一一〇二五、一一〇二六、一一〇二七、一一〇二八、一一〇二九、一一〇三〇、一一〇三一、一一〇三二、一一〇三三、一一〇三四、一一〇三五、一一〇三六、一一〇三七、一一〇三八、一一〇三九、一一〇四〇、一一〇四一、一一〇四二、一一〇四三、一一〇四四、一一〇四五、一一〇四六、一一〇四七、一一〇四八、一一〇四九、一一〇五〇、一一〇五一、一一〇五二、一一〇五三、一一〇五四、一一〇五五、一一〇五六、一一〇五七、一一〇五八、一一〇五九、一一〇六〇、一一〇六一、一一〇六二、一一〇六三、一一〇六四、一一〇六五、一一〇六六、一一〇六七、一一〇六八、一一〇六九、一一〇七〇、一一〇七一、一一〇七二、一一〇七三、一一〇七四、一一〇七五、一一〇七六、一一〇七七、一一〇七八、一一〇七九、一一〇八〇、一一〇八一、一一〇八二、一一〇八三、一一〇八四、一一〇八五、一一〇八六、一一〇八七、一一〇八八、一一〇八九、一一〇九〇、一一〇九一、一一〇九二、一一〇九三、一一〇九四、一一〇九五、一一〇九六、一一〇九七、一一〇九八、一一〇九九、一一一〇〇、一一一〇一、一一一〇二、一一一〇三、一一一〇四、一一一〇五、一一一〇六、一一一〇七、一一一〇八、一一一〇九、一一一一〇、一一一一一、一一一一二、一一一一三、一一一一四、一一一一五、一一一一六、一一一一七、一一一一八、一一一一九、一一一二〇、一一一二一、一一一二二、一一一二三、一一一二四、一一一二五、一一一二六、一一一二七、一一一二八、一一一二九、一一一三〇、一一一三一、一一一三二、一一一三三、一一一三四、一一一三五、一一一三六、一一一三七、一一一三八、一一一三九、一一一四〇、一一一四一、一一一四二、一一一四三、一一一四四、一一一四五、一一一四六、一一一四七、一一一四八、一一一四九、一一一五〇、一一一五一、一一一五二、一一一五三、一一一五四、一一一五五、一一一五六、一一一五七、一一一五八、一一一五九、一一一六〇、一一一六一、一一一六二、一一一六三、一一一六四、一一一六五、一一一六六、一一一六七、一一一六八、一一一六九、一一一七〇、一一一七一、一一一七二、一一一七三、一一一七四、一一一七五、一一一七六、一一一七七、一一一七八、一一一七九、一一一八〇、一一一八一、一一一八二、一一一八三、一一一八四、一一一八五

高度の測定を必要としない測量を除き、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し又は補助して実施するものをいう。		
(2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用しないで実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(m) 日本国外の土地の測量サービス（八六七三三、八六七五四）	(m)	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理のサービス（六三三、八八六一―八八六六）	(n)	
(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(o) 建築物の清掃サービス（八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九）	(o)	
(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(p) 写真サービス（八七五）	(p)	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(q) こん包サービス（八七六〇）	(q)	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(r) 印刷及び出版のサービス（八八四四二）	(r)	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(s) 会議サービス（八七九〇九）	(s)	
(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(t) 翻訳及び通訳のサービス（八七九〇五）	(t)	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(u) 専門デザイン・サービス（八七九〇七）	(u)	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
2 通信サービス		
C 電気通信サービス		
第二部電気通信事業によって提供される次に掲げる国内電気通信サービス		
(a) パケット交換データ伝送サービス（七五二一）	(a)	
(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	
(3) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(c) 回線交換データ伝送		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

サービス（七五二三）			
(d) テレックス・サービス（七五二三）			
(f) ファクシミリ・サービス（七五二九）			
(g) 専用回線サービス（七五二九）			
第二種電気通信事業によって提供される付加価値サービス。次に掲げるサービスを含む。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	
(h) 電子メール・サービス（七五三一）	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(i) ボイスメール・サービス（七五二一）			
(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス（七五三二）			
(k) 電子データ交換（EDI）サービス（七五三三）			
(l) 高度ファクシミリ・サービス（七五二九）			
(m) コード及びプロトコルの変換サービス（七五三三）			
(n) 情報及びデータのオンラインでの処理サービス（八四三）			
電気通信サービスの分野における特定の約束には、公衆交換網と接続する国内専用回線を用いることによって提供される音声伝送サービスを含まない。 第二種電気通信事業とは、第一種電気通信事業以外の電気通信事業をいう。第一種電気通信事業とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する事業をいう。電気通信回線設備とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。			

D 音響・映像サービス			
(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(b) 映画の映写サービス（九六一二）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(c) 録音サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス（紛物に関連するサービスを除く。）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
A 建築物に係る総合建設サービス（五一二）			
B 土木に係る総合建設サービス			

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（五一三）			
C　設置及び組立てのサービス （五一四、五一六）			
D　建築物の仕上げのサービス （五一七）			
E　その他 （五一八、五一九、五二八）			
4　流通サービス			
A　問屋サービス （六二一、六二二、六二三）	(1)　制限しない。		
	(2)　制限しない。		
	(3)　制限しない。		
B　卸売サービス （六二四、六二五、六二六、六二七、六二九、六三〇）	(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
C　小売サービス （六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三九、六四〇、六四二、六四三）	(1)　制限しない。		
	(2)　制限しない。		
	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。		
D　フランチャイズ・サービス （八九二九）	(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
流通サービスの分野における特定の約束には、石油、米、たばこ、塩又は酒類に関連するサービス及び公共卸売市場においてて提供されるサービスを含まない。 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。			
5　教育サービス			
日本国内で設置された学校教育機関によって提供される次に掲げる教育サービス（この学校教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。） A　初等教育サービス （九二一、九二九）	(1)　約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。		
	(2)　約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。		
	(3)　学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。 注　学校法人とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。		
B　中等教育サービス （九二二、九二三、九二四）	(1)　制限しない。		
	(2)　制限しない。		
	(3)　制限しない。		
C　高等教育サービス （九二三、九二五）	(4)　約束しない。		
D　成人教育サービス 成人のための外国語教育サービス（日本国内で設置された学校教育機関によって提供されるサービスを除く。この学校教育機関とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校をいう。）	(1)　制限しない。		
	(2)　制限しない。		
	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。		
	(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。		
6　環境サービス A　汚水サービス （九四〇一）	(1)　約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。	(1)　約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。	(1)　約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。
	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。
	(3)　制限しない。	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
	(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
B　廃棄物処理サービス （九四〇二）	(1)　約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。	(1)　約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。	(1)　約束しない（注）。 注　技術的に可能でないため、約束しない。
	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。	(2)　制限しない。
	(3)　海上における船舶からの廃油の処理サービスの提供者に与えられる許可の数は、制限され得る。	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(3)　各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
C 衛生サービス及びこれに類似するサービス（九四〇三）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
D その他		
排気ガス処理サービス（九四〇四）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
騒音除去サービス（九四〇五）		
自然及び景観の保護サービス（九四〇六）		
その他の環境保護サービス（九四〇九）		

7 金融サービス

日本国は、金融サービスに関し、この協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に加えて「金融サービスに係る約束に関する了解」(以下「了解」という。)を行う。了解は、この約束表に附属するものとし、この約束表の不可分の一部を成す。)に従い、この協定に基づく特定の約束を行う。金融サービスの分野においては、了解に基づく義務をこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負うものとする。

日本国は、金融サービスに関する附属書2(d)の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が補完的な勧誘を行うことなく日本国以外の加盟国の領域内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、この協定第一条2(b)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

A 保険及び保険関連のサービス	この協定第一条2(a)及び(b)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。
(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。
(a) 日本国内で運送される貨物	
(b) 日本国籍の船舶及び航空機	
日本国は、一九九五年に保険制度改革の不可分の一部として、国際海上運送に使用される日本国籍の船舶及び日本国籍の航空機の国境を越える保険取引の実質的な自由化を行うために必要な措置をとる意図を有する。	
保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。	
(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
(a) 日本国内で運送される貨物	
(b) 日本国籍の船舶及び航空機	
日本国は、一九九五年に保険制度改革の不可分の一部として、国際海上運送に使用される日本国籍の船舶及び日本国籍の航空機の国境を越える保険取引の実質的な自由化を行うために必要な措置をとる意図を有する。	
自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。	
保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供することが認められない。	
(3) 自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。	
保険サービスについては、日本国内の仲介を通じて提供する	

ことが認められない。	
(3) 保険の仲立人として業務上の拠点を設置することは、認められない。	(3) 外国生命保険会社は、日本国通貨で表示された保険契約の責任準備金及び支払備金に相当する額を日本国内において日本国通貨建てで保有することが必要である。
日本国は、一九九五年に保険制度改革の不可分の一部として、保険仲立制度を導入するために必要な措置をとる意図を有する。	各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。
自動車損害賠償責任保険については、政府が六〇パーセントの額を強制的に再保険する。	
保険仲介サービスについては、日本国内で免許を受けていない保険サービス提供者が行う保険契約のために提供することが認められない。	
(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	
この協定第一条2の(a)及び(b)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解の3及び4の規定に基づきこの分野においてこの協定の第三部及び金融サービスに関する附属書の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。	
(1) 投資一任に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。
(2) 外国通貨で表示された日本国外における預金契約又は信託契約であって、これらの契約の合計額が一億円相当額を超えるものの及び日本国通貨で表示された日本国外における預金契約又は信託契約については、許可が必要である。	(2) 制限しない。

次の資本取引に係るサービスについては、日本国内の外国為替公認銀行を通じて提供を受けることができ、当該外国為替公認銀行を通じて提供を受けない場合には、原則として許可が必要である。

(a) (i) 小切手、手形等の支払手段の取引

(ii) 外国為替の取引

(iii) 現物決済が行われる外国為替取引を伴う派生商品（例えば、通貨の現物オプション）の取引

(b) 相続、居住者が非居住者のために行う他の居住者に対する支払、居住者が非居住者のために行う他の居住者による支払の受領等の特殊な方法による決済

(c) スワップ

(d) 債権買取り

金融又は証券の先物又はオプションの取引サービスについては、業務上の拠点が必要である。ただし、日本国の関係法に基づき大蔵大臣の指定に従って金融機関に提供するサービスを除く。

(3) 投資信託の委託サービスの業務上の拠点については、日本国内で設立された法人でなければならない。

次の制限については、了解に基づく現状維持の義務を約束しない。

(a) 子会社又は支店の設置のために必要な免許については、外国のサービス提供者に与えない。

(b) 免許を与えられたサービス提供者が現行の業務を拡大又は新たな活動を行うための認可及び資格については、外国のサービス提供者に与えな

(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

市場アクセスに係る制限の欄に記載する(a)及び(b)の制限については、了解に基づく現状維持の義務を約束しない。

各分野に共通の約束における記載のとおり、研究及び開発に係る補助金については、約束しない。

(3) 日本国は、厚生大臣によって認定された厚生年金基金（以下「基金」という。）に関し、ニュー・マネー（注）とニュー・マネー以外の資産の区分を撤廃することにより、投資一任契約を行う会社が運用することのできる基金の資産の範囲を拡大する意図を有する。

注「ニュー・マネー」とは、厚生大臣が基金の資産の運用方法を拡大して投資一任サービスを含めるのが適当であると認定した日以後に当該基金が徴収した掛金の累積により主として構成さ

	い。		れる資産をいう。
	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス			
A 病院サービス（九三一一）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国の資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国の資本の参加に関し制限がないことを除くほか、各分野に共通の約束において記載した研究及び開発に係る補助金を含め、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国の資本の参加に関し制限がないことを除くほか、各分野に共通の約束において記載した研究及び開発に係る補助金を含め、制限しない。
	(4) 約束しない。	(4) 約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス			
A ホテル及び飲食店のサービス（仕出しサービスを除く。）（六四一、六四二、六四三、九四一、六四二、六四三、六四四、六四三）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
仕出しサービス（六四一三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
B 旅行業サービス（七四七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
C 観光客の案内サービス（七四七二）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における	

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス A 興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。）（九六一九）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
B 通信社サービス（九六二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
C 図書館及び記録保管所のサービス（九六三一、九六三二）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス（九六四一） 遊園地及び海水浴場のサービス（九六四九二）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
11 運送サービス A 海上運送サービス (a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可

む。）（七二一、七二二）		(4) 約束しない。	
海上運送サービスの分野における特定の約束には、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に終着する運送を対象とする国内営業サービスを含まない。			
A 海上運送の補助的なサービス			(i) 水先サービス (ii) 押し船及び引き船のサービス (iii) 食料供給、給油及び給水のサービス (iv) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (v) ポートキャプテン・サービス (vi) 航行補助サービス (vii) 陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。） (viii) 応急の修理サービス (ix) びょう泊及び係留のサービス
(e) 押し船及び引き船のサービス（七二四）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(f) 海上運送の代理店サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
海上運送の補助的なサービスの分野における特定の約束には、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に終着する運送を対象とする国内営業サービスを含まない。			
B 内陸水路における運送サービス			
(e) 押し船及び引き船のサービス（七二四）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（七四五四、七四五九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	
内陸水路における運送サービスの分野における特定の約束には、日本国内の港と日本国内の他の港との間の旅客若しくは貨物の運送又は旅客を乗せて日本国内の港から出発し、当該港に終着する運送を対象とする国内営業サービスを含まない。			
C 航空運送サービス			
(d) 航空運送サービスに関する附属書6(a)に規定する航空機の修理及び保守のサービス	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に与えられる許可の数は、制限され得る。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	

(e) 航空運送サービスに関する附属書6(b)に規定する航空運送サービスの販売及びマーケティング	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
(e) 航空運送サービスに関する附属書6(c)に規定するコンピュータ予約システム（CRS）サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
E 鉄道運送サービス (d) 鉄道運送機器の保守及び修理のサービス （八八六八）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
鉄道運送機器に関する運転者を伴う貸渡サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
F 道路運送サービス (b) 貨物運送サービス （七二二三）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、サービスの事業の数又はサービスの産出量を制限する数量調整措置 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス （六二二二、八八六七）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。			

	(5) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
G パイプライン輸送サービス (b) 燃料以外の物品の輸送サービス （七一三九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
H すべての形態の運送の補助的なサービス (b) 倉庫サービス（石油に関連するサービスを除く。） （七四二）	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			
(d) 日本国内の通関業サービス	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。	(1) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (2) 約束しない（注）。 注 技術的に可能でないため、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。			

（我が国以外の特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表は省略）

金融サービスに係る約束に関する了解

ウルグアイ・ラウンドの参加国は、金融サービスに関し、サービスの貿易に関する一般協定（以下「協定」という。）に基づく特定の約束を協定第三部に定める方法に代わる方法に基づいて行うことができる。この方法については次の了解に従って適用することが合意された。

(i) 当該方法は、協定の規定に抵触しないものとする。

(ii) 当該方法は、協定第三部に定める方法に従って特定の約束を記載する加盟国の権利を害さないものとする。

(iii) 当該方法に基づいて行われた特定の約束は、最恵国待遇に基づいて適用する。

(iv) 加盟国が協定に基づいて約束する自由化の程度について、予断を生ぜしめない。

関心を有する加盟国は、次に規定する方法に適合する特定の約束を、交渉に基づき、かつ、特定した条件及び制限を付して自国の約束表に記載する。

A　現状維持

次のB及びCの約束に対して課される条件及び制限は、当該約束に適合しない現行の措置に限る。

B　市場アクセス

独占権

1　協定第八条の規定に加えて、次の規定を適用する。

加盟国は、金融サービスに係る自国の約束表に現行の独占権を掲げるものとし、当該独占権を撤廃し又は当該独占権の範囲を縮小するよう努める。この1の規定は、金融サービスに関する附属書1(b)の規定にかかわらず、同附属書1(b)(iii)に規定する活動について適用する。

公的機関が購入する金融サービス

2　加盟国は、協定第十三条の規定にかかわらず、自国の公的機関が自国の領域内で金融サービスを購入し又は取得するに当たり、当該領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し最恵国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。

国境を越える取引

3　加盟国は、非居住者である金融サービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ本人として又は仲介により若しくは仲介者として次のサービスを提供することを許可する。

(a) 次の事項に関連する危険に対する保険

(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。

(ii) 国際間の運送中の貨物

(b) 再保険及び再々保険並びに金融サービスに関する附属書5(a)(iv)に規定する保険の補助的なサービス

(c) 金融サービスに関する附属書5(a)(vi)に規定する金融情報の提供、金融情報の移転及び金融データの処理並びに同附属書5(a)(vii)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）

4　加盟国は、自国の居住者が他の加盟国の領域内で次の金融サービスを購入することを許可する。

(a) 3(a)に規定する金融サービス

(b) 3(b)に規定する金融サービス

(c) 金融サービスに関する附属書5(a)の(v)から(vii)までに規定する金融サービス

業務上の拠点

5　加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者に対し、自国の領域内で業務上の拠点を設け又は拡張する権利（既存の企業の取得により業務上の拠点を設け又は拡張する権利を含む。）を与える。

6　加盟国は、5の規定に基づく自国の義務を回避せず、かつ、協定に定めるその他の義務に適合する場合には、業務上の拠点を設け又は拡張することを許可するための条件及び手続を課することができる。

新たな金融サービス

7　加盟国は、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、新たな金融サービスを当該領域内で提供することを許可する。

情報の移転及び処理

8　いかなる加盟国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この8の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する加盟国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が協定の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

人員の一時的な入国

9(a) 加盟国は、自国の領域内に業務上の拠点を設けている他の加盟国の金融サービス提供者の次の人員が自国の領域へ一時的に入国することを許可する。

(i) 金融サービス提供者のサービスの開設、管理又は営業にとって重要な専有の情報を有している上級の管理職員

(ii) 金融サービス提供者の業務上の専門家

(b) 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者の業務上の拠点に関連する次の人員が自国の領域内で有資格者として利用可能であることを条件として、自国の領域へ一時的に入国することを許可す

る。

(i) 金融サービス提供者の会計、電子計算機サービス又は電気通信サービスの専門家

(ii) 保険数理又は法律の専門家

差別的でない措置

10 加盟国は、次の措置が他の加盟国の金融サービス提供者に及ぼす著しい悪影響を除去し又は限定するよう努める。

(a) 金融サービス提供者が当該加盟国の領域内で当該加盟国が定める形態により金融サービスを提供するに当たり、当該加盟国が許容するすべての金融サービスを提供することを妨げる差別的でない措置

(b) 金融サービス提供者の活動が当該加盟国の領域全体に拡張することを制限する差別的でない措置

(c) 当該加盟国が銀行サービス及び証券サービスの双方の提供について同一の措置をとる場合において、他の加盟国の金融サービス提供者が自己の活動を証券サービスの提供に集中しているときは、当該措置

(d) 他の加盟国の金融サービス提供者が業務を行い、競争し又は当該加盟国の市場に進出する能力に対し、協定の規定を尊重する措置であっても悪影響を及ぼす他の措置

ただし、この10の規定に基づいてとられる措置は、当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を不当に差別しないものとする。

11 加盟国は、10の(a)及び(b)に規定する差別的でない措置に関し、市場への進出の機会の現在の程度及び他のすべての加盟国の金融サービス提供者が自国の領域内で一の階級として既に享受している利益を限定し又は制限しないよう努める。ただし、この約束が当該措置をとる加盟国の金融サービス提供者を結果として不当に差別することとならないことを条件とする。

C 内国民待遇

1 加盟国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域内で設立された他の加盟国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この1の規定は、加盟国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

2 加盟国は、他の加盟国の金融サービス提供者が自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するため自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し若しくはこれらを利用することを要求している場合又は金融サービスの提供に当たりこれらの組織若しくは団体に対し直接若しくは間接に特権若しくは利益を与えている場合には、当該組織又は団体が自国の領域内に居住している他の加盟国の金融サービス提供者に対し内国民待遇を与えることを確保する。

D 定義

この方法の適用上、

1 「非居住者である金融サービス提供者」とは、加盟国の領域へ他の加盟国の領域内に所在する事業所から金融サービスを提供する当該加盟国以外の加盟国の金融サービス提供者をいう。この場合において、当該金融サービス提供者が金融サービスを提供する当該加盟国の領域内に業務上の拠点を有するか有しないかを問わない。

2 「業務上の拠点」とは、金融サービスを提供するための加盟国の領域内の企業をいい、子会社（その全部又は一部が所有されているもの）、合弁企業、組合、個人企業、フランチャイズ経営、支店、代理店、代表事務所その他の組織を含む。

3 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって当該加盟国の領域内では提供されていないが他の加盟国の領域内では提供されているものをいう。

附属書一C　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

目次

第一部　一般規定及び基本原則
第二部　知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準
第一節　著作権及び関連する権利
第二節　商標
第三節　地理的表示
第四節　意匠
第五節　特許
第六節　集積回路の回路配置
第七節　開示されていない情報の保護
第八節　契約による実施許諾等における反競争的行為の規制
第三部　知的所有権の行使

第一節　一般的義務
第二節　民事上及び行政上の手続及び救済措置
第三節　暫定措置
第四節　国境措置に関する特別の要件
第五節　刑事上の手続
第四部　知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続
第五部　紛争の防止及び解決
第六部　経過措置
第七部　制度上の措置及び最終規定

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

加盟国は、

国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し、

このため、(a)千九百九十四年のガット及び知的所有権に関する関連国際協定又は関連条約の基本原則の適用可能性、(b)貿易関連の知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する適当な基準及び原則の提供、(c)国内法制の相違を考慮した貿易関連の知的所有権の行使のための効果的かつ適当な手段の提供、(d)政府間の紛争を多数国間で防止し及び解決するための効果的かつ迅速な手続の提供並びに(e)交渉の成果への最大限の参加を目的とする経過措置に関し、新たな規則及び規律の必要性を認め、

不正商品の国際貿易に関する原則、規則及び規律の多数国間の枠組みの必要性を認め、

知的所有権が私権であることを認め、

知的所有権の保護のための国内制度における基本的な開発上及び技術上の目的その他の公の政策上の目的を認め、

後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することを可能とするために、国内における法令の実施の際の最大限の柔軟性に関するこれらの諸国の特別のニーズを認め、

貿易関連の知的所有権に係る問題に関する紛争を多数国間の手続を通じて解決することについての約束の強化を達成することにより緊張を緩和することの重要性を強調し、

世界貿易機関と世界知的所有権機関（この協定において「WIPO」という。）その他の関連国際機関との間の相互の協力関係を確立することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一部　一般規定及び基本原則

第一条　義務の性質及び範囲

1　加盟国は、この協定の規定に反しないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

2　この協定の適用上、「知的所有権」とは、第二部の第一節から第七節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

3　加盟国は、他の加盟国の国民（注1）に対しこの協定に規定する待遇を与える。該当する知的所有権に関しては、「他の加盟国の国民」とは、世界貿易機関のすべての加盟国が千九百六十七年のパリ条約、千九百七十一年のベルヌ条約、ローマ条約又は集積回路についての知的所有権に関する条約の締約国であるとしたならばそれぞれの条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる自然人又は法人をいう（注2）。ローマ条約の第五条3又は第六条2の規定を用いる加盟国は、知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会（貿易関連知的所有権理事会）に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

注1　この協定において「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。

注2　この協定において、「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約をいい、「千九百六十七年のパリ条約」とは、パリ条約の千九百六十七年七月十四日のストックホルム改正条約をいい、「ベルヌ条約」とは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約をいい、「千九百七十一年のベルヌ条約」とは、ベルヌ条約の千九百七十一年七月二十四日のパリ改正条約をいい、「ローマ条約」とは、千九百六十一年十月二十六日にローマで採択された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約をいい、「集積回路についての知的所有権に関する条約」（IPIC条約）とは、千九百八十九年五月二十六日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約をいい、「世界貿易機関協定」とは、世界貿易機関を設立する協定をいう。

第二条　知的所有権に関する条約

1　加盟国は、第二部から第四部までの規定について、千九百六十七年のパリ条約の第一条から第十二条まで及び第十九条の規定を遵守する。

2　第一部から第四部までの規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではな

い。

第三条　内国民待遇

1　各加盟国は、知的所有権の保護（注）に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、千九百六十七年のパリ条約、千九百七十一年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についてのみ適用する。ベルヌ条約第六条及びローマ条約第十六条1(b)の規定を用いる加盟国は、貿易関連知的所有権理事会に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

注　この条及び次条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。

2　加盟国は、司法上及び行政上の手続（加盟国の管轄内における送達の住所の選定又は代理人の選任を含む。）に関し、1の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの協定に反しない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

第四条　最恵国待遇

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特権又は免除は、そのような義務から除外される。

(a)　一般的な性格を有し、かつ、知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの

(b)　内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める千九百七十一年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの

(c)　この協定に規定していない実演家、レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの

(d)　世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし、当該国際協定が、貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

第五条　保護の取得又は維持に関する多数国間協定

前二条の規定に基づく義務は、知的所有権の取得又は維持に関してＷＩＰＯの主催の下で締結された多数国間協定に規定する手続については、適用しない。

第六条　消尽

この協定に係る紛争解決においては、第三条及び第四条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。

第七条　目的

知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。

第八条　原則

1　加盟国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し並びに社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

2　加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

第二部　知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準

第一節　著作権及び関連する権利

第九条　ベルヌ条約との関係

1　加盟国は、千九百七十一年のベルヌ条約の第一条から第二十一条まで及び附属書の規定を遵守する。ただし、加盟国は、同条約第六条の二の規定に基づいて与えられる権利又はこれから派生する権利については、この協定に基づく権利又は義務を有しない。

2　著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではならない。

第十条　コンピュータ・プログラム及びデータの編集物

1　コンピュータ・プログラム（ソース・コードのものであるかオブジェクト・コードのものであるかを問わない。）は、千九百七十一年のベルヌ条約に定める文学的著作物として保護される。

2　素材の選択又は配列によって知的創作物を形成するデータその他の素材の編集物（機械で読取可能なものであるか他の形式のものであるかを問わない。）は、知的創作物として保護される。その保護は、当該データその他の素材自体には及んではならず、また、当該データその他の素材自体について存在する著作権を害するものであってはならない。

第十一条　貸与権

少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に

対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。コンピュータ・プログラムについては、この権利を与える義務は、当該コンピュータ・プログラム自体が貸与の本質的な対象でない場合には、適用されない。

第十二条　保護期間

著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。）の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも五十年とする。著作物の製作から五十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりから少なくとも五十年とする。

第十三条　制限及び例外

加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第十四条　実演家、レコード（録音物）製作者及び放送機関の保護

1　レコードへの実演の固定に関し、実演家は、固定されていない実演の固定及びその固定物の複製が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。実演家は、また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達が当該実演家の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を防止することができるものとする。

2　レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

3　放送機関は、放送の固定、放送の固定物の複製及び放送の無線による再放送並びにテレビジョン放送の公衆への伝達が当該放送機関の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を禁止する権利を有する。加盟国は、この権利を放送機関に与えない場合には、千九百七十一年のベルヌ条約の規定に従い、放送の対象物の著作権者が前段の行為を防止することができるようにする。

4　第十一条の規定（コンピュータ・プログラムに係るものに限る。）は、レコード製作者及び加盟国の国内法令で定めるレコードに関する他の権利者について準用する。加盟国は、千九百九十四年四月十五日においてレコードの貸与に関し権利者に対する衡平な報酬の制度を有している場合には、レコードの商業的貸与が権利者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる。

5　実演家及びレコード製作者にこの協定に基づく保護期間は、固定又は実演が行われた年の終わりから少なくとも五十年とする。3の規定に基づいて与えられる保護期間は、放送が行われた年の終わりから少なくとも二十年とする。

6　1から3までの規定に基づいて与えられる権利に関し、加盟国は、ローマ条約が認める範囲内で、条件、制限、例外及び留保を定めることができる。ただし、千九百七十一年のベルヌ条約第十八条の規定は、レコードに関する実演家及びレコード製作者の権利について準用する。

第二節　商標

第十五条　保護の対象

1　ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。加盟国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2　1の規定は、加盟国が他の理由により商標の登録を拒絶することを妨げるものと解してはならない。ただし、その理由が千九百六十七年のパリ条約に反しないことを条件とする。

3　加盟国は、使用を商標の登録要件とすることができる。ただし、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。出願は、意図された使用が出願日から三年の期間が満了する前に行われなかったことのみを理由として拒絶されてはならない。

4　商標が出願される商品又はサービスの性質は、いかなる場合にも、その商標の登録の妨げになってはならない。

5　加盟国は、登録前又は登録後速やかに商標を公告するものとし、また、登録を取り消すための請求の合理的な機会を与える。更に、加盟国は、商標の登録に対し異議を申し立てる機会を与えることができる。

第十六条　与えられる権利

1　登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

2　千九百六十七年のパリ条約第六条の二の規定は、サービスについて準用する。加盟国は、商標が広く認

議されているものであるかないかを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識（商標の普及の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。）を考慮する。

3　千九百六十七年のパリ条約第六条の二の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

第十七条　例外

加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。

第十八条　保護期間

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも七年とする。商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。

第十九条　要件としての使用

1　登録を維持するために使用が要件とされる場合には、登録は、少なくとも三年間継続して使用しなかった後においてのみ、取り消すことができる。ただし、商標権者が、その使用に対する障害の存在に基づく正当な理由を示す場合は、この限りでない。商標権者の意思にかかわりなく生ずる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限又は政府の課する他の要件等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められる。

2　他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められる。

第二十条　その他の要件

商標の商業上の使用は、他の商標との併用、特殊な形式による使用又はある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスと識別する能力を損なわせる方法による使用等特別な要件により不当に妨げられてはならない。このことは、商品又はサービスを生産する事業を特定する商標を、その事業に係る特定の商品又はサービスを識別する商標と共に、それと結び付けることなく、使用することを要件とすることを妨げるものではない。

第二十一条　使用許諾及び譲渡

加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有することを了解する。

第三節　地理的表示

第二十二条　地理的表示の保護

1　この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

2　地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a)　商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

(b)　千九百六十七年のパリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する使用

3　加盟国は、職権により（国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示に係る領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し又は無効とする。ただし、当該加盟国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限る。

4　1から3までの規定に基づく保護は、地理的表示であって、商品の原産地である領域、地域又は地方を真正に示すが、当該商品が他の領域を原産地とするものであると公衆に誤解させて示すものについて適用することができるものとする。

第二十三条　ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護

1　加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保する。（注）

注　加盟国は、これらの法的手段を確保する義務に関し、第四十二条第一段の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

2　一のぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示を含むか又は特定する地理的表示から構成される商標の登録であって、当該一のぶどう酒又は蒸留酒と原産地を異にするぶどう酒又は蒸留酒についてのものは、職権により（加盟国の国内法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、拒絶し又は無効とする。

3　二以上のぶどう酒の地理的表示が同一の表示である場合には、前条4の規定に従うことを条件として、それぞれの地理的表示に保護を与える。各加盟国は、関係生産者の衡平な待遇及び消費者による誤認防止の確保の必要性を考慮し、同一である地理的表示が相互に区別されるような実際的条件を定める。

4　ぶどう酒の地理的表示の保護を促進するため、ぶどう酒の地理的表示の通報及び登録に関する多数国間の制度であって、当該制度に参加する加盟国において保護されるぶどう酒の地理的表示を対象とするものの設立について、貿易関連知的所有権理事会において交渉を行う。

第二十四条　国際交渉及び例外

1　加盟国は、前条の規定に基づく個々の地理的表示の保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意する。4から8までの規定は、加盟国が交渉の実施又は二国間若しくは多数国間協定の締結を拒否するために用いてはならない。このような交渉において、加盟国は、当該交渉の対象となった使用に係る個々の地理的表示についてこれらの規定が継続して適用されることを考慮する意思を有するものとする。

2　貿易関連知的所有権理事会は、この節の規定の実施について検討する。一回目の検討は、世界貿易機関協定の効力発生の日から二年以内に行う。この節の規定に基づく義務の遵守に影響を及ぼすいかなる事項についても、同理事会の注意を喚起することができる。同理事会は、加盟国の要請に基づき、関係加盟国による二国間又は複数国間の協議により満足すべき解決が得られなかった事項について加盟国と協議を行う。同理事会は、この節の規定の実施を容易にし及びこの節に定める目的を達成するために合意される行動をとる。

3　この節の規定の実施に当たり、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の直前に当該加盟国が与えていた地理的表示の保護を減じてはならない。

4　加盟国の国民又は居住者が、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する他の加盟国の特定の地理的表示を、(a)千九百九十四年四月十五日前の少なくとも十年間又は(b)同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてある商品又はサービスについて継続して使用してきた場合には、この節のいかなる規定も、当該加盟国に対し、当該国民又は居住者が当該地理的表示を同一の又は関連する商品又はサービスについて継続してかつ同様に使用することを防止することを要求するものではない。

5　次のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

(a)　第六部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日

(b)　当該地理的表示がその原産国において保護される日

6　この節のいかなる規定も、加盟国に対し、商品又はサービスについての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が当該商品又はサービスの一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語と同一であるものについて、この節の規定の適用を要求するものではない。この節のいかなる規定も、加盟国に対し、ぶどう生産物についての他の加盟国の地理的表示であって、該当する表示が世界貿易機関協定の効力発生の日に自国の領域に存在するぶどうの品種の通例として用いられている名称と同一であるものについて、この節の規定の適用を要求するものではない。

7　加盟国は、商標の使用又は登録に関してこの節の規定に基づいてされる申立てが、保護されている地理的表示の不当な使用が自国において一般的に知られるようになった日の後又は、当該日よりも登録の日が早い場合には、商標が当該登録の日までに公告されることを条件として、当該登録の日の後五年以内にされなければならないことを定めることができる。ただし、当該地理的表示の使用又は登録が悪意で行われたものでないことを条件とする。

8　この節の規定は、自己の氏名若しくは名称又は事業の前任者の氏名若しくは名称が公衆を誤認させるように用いられる場合を除くほか、これらの氏名又は名称を商業上使用する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

9　加盟国は、原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示を保護する義務をこの協定に基づいて負わない。

第四節　意匠

第二十五条　保護の要件

1　加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではならないことを定めることができる。

2　加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害しないことを確保する。加盟国は、意匠法又は著作権法によりそのような義務を履行することができる。

第二十六条　保護

1　保護されている意匠の権利者は、その承諾を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており又は含んでいる製品を商業上の目的で製造し、販売し又は輸入することを防止する権利を有する。

2　加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。た

だし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

3　保護期間は、少なくとも十年とする。

第五節　特許

第二十七条　特許の対象

1　2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。第六十五条4、第七十条8及びこの条の3の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

注　この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる。

2　加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に当該加盟国の国内法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3　加盟国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)　人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b)　微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、加盟国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。この(b)の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から四年後に検討されるものとする。

第二十八条　与えられる権利

1　特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

(a)　特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利（注）

注　輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第六条の規定に従う。

(b)　特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

2　特許権者は、また、特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第二十九条　特許出願人に関する条件

1　加盟国は、特許出願人に対し、その発明をその技術分野の専門家が実施することができる程度に明確かつ十分に開示することを要求する。加盟国は、特許出願人に対し、出願日又は、優先権が主張される場合には、当該優先権に係る出願の日において、発明者が知っている当該発明を実施するための最良の形態を示すことを要求することができる。

2　加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。

第三十条　与えられる権利の例外

加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

第三十一条　特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用（政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。）（注）を認める場合には、次の規定を尊重する。

注　「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

(a)　他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。

(b)　他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。

(c)　他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。

(d)　他の使用は、非排他的なものとする。

(e)　他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

(f)　他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(g)　他の使用の許諾は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにない場合には、当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護することを条件として、取り消すことができるものとする。権限のある当局は、理由のある申立てに基づき、その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

(h)　許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

(i)　他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(j)　他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査（別個の上級機関によるものに限る。）に服する。

(k)　加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、(b)及び(f)に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は、その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には、許諾の取消しを拒絶する権限を有する。

(l)　他の特許（次の(i)から(m)までの規定において「第一特許」という。）を侵害することなしには実施することができない特許（これらの規定において「第二特許」という。）の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には、次の追加的条件を適用する。

(i)　第二特許に係る発明には、第一特許に係る発明との関係において相当の経済的重要性を有する重要な技術の進歩を含む。

(ii)　第一特許権者は、合理的な条件で第二特許に係る発明を使用する相互実施許諾を得る権利を有する。

(m)　第一特許について許諾された使用は、第二特許と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。

第三十二条　取消し又は消滅

特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられる。

第三十三条　保護期間

保護期間は、出願日から計算して二十年の期間が経過する前に終了してはならない。(注)

注　特許を独自に付与する制度を有していない加盟国については、保護期間を当該制度における出願日から起算することを定めることができるものと了解する。

第三十四条　方法の特許の立証責任

1　第二十八条1(b)に規定する特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための方法である場合には、司法当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証することを命ずる権限を有する。このため、加盟国は、少なくとも次のいずれかの場合には、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定める。

(a)　特許を受けた方法によって得られた物が新規性のあるものである場合

(b)　同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の可能性があり、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できなかった場合

2　加盟国は、1の(a)又は(b)のいずれかに定める条件が満たされる場合に限り、侵害したと申し立てられた者に対し1に規定する立証責任を課することを定めることができる。

3　反証の提示においては、製造上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の正当な利益を考慮する。

第六節　集積回路の回路配置

第三十五条　集積回路についての知的所有権に関する条約との関係

加盟国は、集積回路の回路配置（この協定において「回路配置」という。）について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第二条から第七条まで（第六条(3)の規定を除く。）、第十二条及び第十六条(3)並びに次条から第三十八条までの規定に従って保護を定めることに合意する。

第三十六条　保護の範囲

次条1の規定に従うことを条件として、加盟国は、保護されている回路配置、保護されている回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品（違法に複製された回路配置が現に含まれている場合に限る。）の輸入、販売その他の商業上の目的のための頒布が権利者(注)の許諾を得ないで行われる場合には、これらの行為を違法とする。

注　この節の規定において「権利者」とは、集積回路についての知的所有権に関する条約に定める「権利者」と同一の意味を有するものと了解する。

第三十七条　権利者の許諾を必要としない行為

1　前条の規定にかかわらず、加盟国は、同条に規定するいずれかの行為を行い又は命ずる者が、違法に複製された回路配置を組み込んだ集積回路又は当該集積回路を組み込んだ製品を取得した時において、当該集積回路又は当該製品が違法に複製された回路配置を組み込んでいたことを知らず、かつ、知ることがで

きる合理的な理由を有しなかった場合には、当該集積回路又は当該製品に関する当該行為の遂行を違法としてはならない。加盟国は、当該者が、回路配置が違法に複製されたものであることを十分に説明する通知を受領した後も手持ちの又はその受領以前に注文された在庫について当該行為を行うことができること及び、この場合において、当該回路配置について自由に交渉された利用許諾契約に基づいて支払われる合理的な利用料と同等の金額を権利者に支払わなければならないことを定める。

2　第三十一条の(a)から(k)までに定める条件は、回路配置の強制利用許諾又は権利者の許諾を得ない政府による又は政府のための使用の場合について準用する。

第三十八条　保護期間

1　保護の条件として登録を要求する加盟国においては、回路配置の保護期間は、登録出願の日又は世界における最初の商業的利用の日から十年の期間の満了する前に終了してはならない。

2　保護の条件として登録を要求しない加盟国においては、回路配置の保護期間は、世界における最初の商業的利用の日から少なくとも十年とする。

3　1及び2の規定にかかわらず、加盟国は、回路配置の創作後十五年で保護が消滅することを定めることができる。

第七節　開示されていない情報の保護

第三十九条

1　千九百六十七年のパリ条約第十条の二に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を2の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを3の規定に従って保護する。

2　自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法（注）により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

注　この2の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

(a)　当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること。

(b)　秘密であることにより商業的価値があること。

(c)　当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること。

3　加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。

第八節　契約による実施許諾等における反競争的行為の規制

第四十条

1　加盟国は、知的所有権に関する実施許諾等における行為又は条件であって競争制限的なものが貿易に悪影響を及ぼし又は技術の移転及び普及を妨げる可能性のあることを合意する。

2　この協定のいかなる規定も、加盟国が、実施許諾等における行為又は条件であって、特定の場合において、関連する市場における競争に悪影響を及ぼすような知的所有権の濫用となることのあるものを自国の国内法令において特定することを妨げるものではない。このため、加盟国は、自国の関連法令を考慮して、このような行為又は条件（例えば、排他的なグラント・バック条件、有効性の不争条件及び強制的な一括実施許諾等を含むことができる。）を防止し又は規制するため、この協定の他の規定に適合する適当な措置をとることができる。

3　加盟国は、当該加盟国の国民又は居住者である知的所有権の保有者がこの節の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反する行為を行っていると信ずる理由を有している当該他の加盟国が、当該法令の遵守を確保することを望む場合には、要請に応じ、当該他の加盟国と協議を行う。この場合において、いずれの加盟国も、自国の法令に基づく措置をとり及び完全に自由に最終決定を行うことを妨げられない。要請を受けた加盟国は、要請を行った加盟国との協議に対し、十分かつ好意的な考慮を払い、適当な機会を与える。当該要請を受けた加盟国は、国内法令に従うこと及び当該要請を行った加盟国による秘密の保護についての相互に満足すべき合意がされることを条件として、当該事案に関連する公に入手可能な秘密でない情報その他当該要請を受けた加盟国により入手可能な情報を提供することにより協力する。

4　加盟国は、自国の国民又は居住者がこの節の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反すると申し立てられて手続に服している場合には、要請に基づき、3に定める条件と同一の条件に基づいて当該他の加盟国と協議を行う機会を与えられる。

第三部　知的所有権の行使

第一節　一般的義務

第四十一条

1　加盟国は、この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

2　知的所有権の行使に関する手続は、公正かつ公平なものとする。この手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

3　本案についての決定は、できる限り、書面によって行い、かつ、理由を示す。この決定は、少なくとも手続の当事者に対しては不当に遅延することなく提供される。本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。

4　手続の当事者は、最終的な行政上の決定について及び、事件の重要性に係る加盟国の国内法上の管轄に関する規定に従い、本案についての最初の司法上の決定の少なくとも法律面について、司法当局による審査の機会を有する。ただし、刑事事件の無罪判決に関し審査の機会を与える義務を負わない。

5　この部の規定は、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する加盟国の権能に影響を及ぼすものでもない。この部のいかなる規定も、知的所有権に関する執行と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して何ら義務を生じさせるものではない。

第二節　民事上及び行政上の手続及び救済措置

第四十二条　公正かつ公平な手続

加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者（注）に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。手続の当事者は、その主張を裏付けること及びすべての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。手続においては、現行の憲法上の要請に反しない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

注　この部の規定の適用上、「権利者」には、権利を主張する法的地位を有する連合及び団体を含む。

第四十三条　証拠

1　一方の当事者がその主張を十分裏付ける合理的に入手可能な証拠を提出し、かつ、他方の当事者の有する当該主張の裏付けに関連する証拠を特定した場合には、司法当局は、適当な事案において秘密の情報の保護を確保することを条件として、他方の当事者にその特定された証拠の提示を命ずる権限を有する。

2　手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えられることを条件として、提供された情報（情報の利用の機会の拒絶によって悪影響を受けた他方の当事者が提示した申立て又は主張を含む。）に基づいて、暫定的及び最終的な決定（肯定的であるか否定的であるかを問わない。）を行う権限を司法当局に与えることができる。

第四十四条　差止命令

1　司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命ずる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない。

2　政府又は政府の許諾を受けた第三者が権利者の許諾を得ないで行う使用については、当該使用を明示的に定める第二部の規定に従うことを条件として、加盟国は、この部の他の規定にかかわらず、当該使用に対する救済措置を、第三十一条(h)の規定による報酬の支払に限定することができる。当該使用であってそのような救済措置の限定の対象とならないものについては、この部に定める救済措置が適用され、又は、当該救済措置が国内法令に抵触する場合には、宣言的判決及び適当な補償が行われるものとする。

第四十五条　損害賠償

1　司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。

2　司法当局は、また、侵害者に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を権利者に支払うよう命ずる権限を有する。適当な場合において、加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったか又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときでも、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命ずる権限を司法当局に与えることができる。

第四十六条　他の救済措置

侵害を効果的に抑止するため、司法当局は、侵害していると認めた物品を、権利者に損害を与えないような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除し又は、現行の憲法上の要請に反しない限り、廃棄することを命ずる権限を有する。司法当局は、また、侵害物品の生産のために主として使用される材料及び道具を、追加の侵害の危険を最小とするような態様でいかなる補償もなく流通経路から排除することを命ずる権限を

有する。このような申立てを検討する場合には、侵害の重大さと命ぜられる救済措置との間の均衡の必要性及び第三者の利益を考慮する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。

第四十七条　情報に関する権利

加盟国は、司法当局が、侵害の重大さとの均衡を失しない限度で、侵害者に対し、侵害物品又は侵害サービスの生産又は流通に関与した第三者を特定する事項及び侵害物品又は侵害サービスの流通経路を権利者に通報するよう命ずる権限を有することを定めることができる。

第四十八条　被申立人に対する賠償

1　司法当局は、当事者に対し、その申立てにより措置がとられ、かつ、当該当事者が行使手続を濫用した場合には、その濫用により不法に要求又は制約を受けた当事者が被った損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。司法当局は、また、申立人に対し、費用（適当な弁護人の費用を含むことができる。）を被申立人に支払うよう命ずる権限を有する。

2　知的所有権の保護又は行使に係る法の運用に関し、加盟国は、当該法の運用の過程において措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第四十九条　行政上の手続

民事上の救済措置が本案についての行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

第三節　暫定措置

第五十条

1　司法当局は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有する。

(a)　知的所有権の侵害の発生を防止すること。特に、物品が管轄内の流通経路へ流入することを防止すること（輸入物品が管轄内の流通経路へ流入することを通関後直ちに防止することを含む。）。

(b)　申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること。

2　司法当局は、適当な場合には、特に、遅延により権利者に回復できない損害が生ずるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることなく、暫定措置をとる権限を有する。

3　司法当局は、申立人が権利者であり、かつ、その権利が侵害されていること又は侵害の生ずる差し迫ったおそれがあることを十分な確実性をもって自ら確認するため、申立人に対し合理的に入手可能な証拠を提出するよう要求し、並びに被申立人を保護し及び濫用を防止するため、申立人に対し十分な担保又は同等の保証を提供することを命ずる権限を有する。

4　暫定措置が他方の当事者が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合には、影響を受ける当事者は、最も遅い場合においても、当該暫定措置の実施後遅滞なく通知を受ける。暫定措置の通知後合理的な期間内に、当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。

5　暫定措置を実施する機関は、申立人に対し、関連物品の特定に必要な情報を提供するよう要求することができる。

6　1及び2の規定に基づいてとられる暫定措置は、本案についての決定に至る手続が、合理的な期間（国内法令によって許容されるときは、暫定措置を命じた司法当局によって決定されるもの。その決定がないときは、二十執務日又は三十一日のうちいずれか長い期間を超えないもの）内に開始されない場合には、被申立人の申立てに基づいて取り消され又は効力を失う。ただし、4の規定の適用を妨げるものではない。

7　暫定措置が取り消された場合、暫定措置が申立人の作為若しくは不作為によって失効した場合又は知的所有権の侵害若しくはそのおそれがなかったことが後に判明した場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

8　暫定措置が行政上の手続の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う。

第四節　国境措置に関する特別の要件（注）

注　加盟国は、関税同盟を構成する他の加盟国との国境を越える物品の移動に関するすべての管理を実質的に廃止している場合には、その国境においてこの節の規定を適用することを要求されない。

第五十一条　税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品（注1）が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続（注2）を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

注1　この協定の適用上、

(a)　「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって、輸入国の法令上、

商標権者の権利を侵害するものをいう。

(b)「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行われたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注2　権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

第五十二条　申立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

第五十三条　担保又は同等の保証

1　権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

2　意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに従い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第五十五条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同条に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合には、担保が解除されることを了解する。

第五十四条　物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第五十一条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

第五十五条　物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから十執務日（適当な場合には、この期間は、十執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第一段から第三段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第五十条6の規定を適用する。

第五十六条　物品の輸入者及び所有者に対する賠償

関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

第五十七条　点検及び情報に関する権利

秘密の情報の保護を害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。

第五十八条　職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

(a)　当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。

(b)　輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第五十五条に定める条件を準用する。

(c)　加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第五十九条　救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第四十六条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

第六十条　少量の輸入

加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。

第五節　刑事上の手続

第六十一条

加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含む。適当な場合には、制裁には、侵害物品並びに違反行為のために主として使用される材料及び道具の差押え、没収及び廃棄を含む。加盟国は、知的所有権のその他の侵害の場合、特に故意にかつ商業的規模で侵害が行われる場合において適用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。

第四部　知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

第六十二条

1　加盟国は、第二部の第二節から第六節までに規定する知的所有権の取得又は維持の条件として、合理的な手続及び方式に従うことを要求することができる。この手続及び方式は、この協定に合致するものとする。

2　知的所有権の取得について権利が登録され又は付与される必要がある場合には、加盟国は、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、権利の登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。

3　千九百六十七年のパリ条約第四条の規定は、サービス・マークについて準用する。

4　知的所有権の取得又は維持に関する手続並びに、加盟国の国内法令が定める場合には、行政上の取消し及び異議の申立て、取消し、無効等の当事者間手続は、第四十一条の2及び3に定める一般原則により規律される。

5　4に規定する手続における最終的な行政上の決定は、司法当局又は準司法当局による審査に服する。ただし、退けられた異議の申立て又は行政上の取消しに係る決定については、これらの手続を求めた理由に基づき無効確認手続を行うことができることを条件として、当該審査の機会を与える義務を負わない。

第五部　紛争の防止及び解決

第六十三条　透明性の確保

1　この協定が対象とする事項（知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止）に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が実際的でない場合には、公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。

2　加盟国は、この協定の実施について貿易関連知的所有権理事会が検討することに資するために1に規定する法令を同理事会に通報する。同理事会は、その義務の履行について加盟国の負担を最小とするよう努めるものとし、また、当該法令についての共通の登録制度の設立に関するＷＩＰＯとの協議が成功する場合には、当該法令を同理事会に直接通報する義務を免除することを決定することができる。この関連において、同理事会は、千九百六十七年のパリ条約第六条の三に基づくこの協定上の義務に従って行われる通知について、必要となる措置を検討する。

3　各加盟国は、他の加盟国からの書面による要請に応じて、1に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は二国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信ずるに足りる理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは二国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。

4　1から3までの規定は、加盟国に対し、法令の実施を妨げる等公共の利益に反し又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるような秘密の情報の開示を要求するものではない。

第六十四条　紛争解決

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する。

2　千九百九十四年のガット第二十三条1の(b)及び(c)の規定は、世界貿易機関協定の効力発生の日から五年間、この協定に係る紛争解決については、準用しない。

3　2に規定する期間の間、貿易関連知的所有権理事会は、千九百九十四年のガット第二十三条1の(b)及び(c)に規定する種類の苦情であってこの協定に従って申し立てられるものの範囲及び態様を検討し、並びに承認のため閣僚会議に勧告を提出する。この勧告の承認又は2に規定する期間の延長は、閣僚会議がコンセンサス方式によってのみ決定する。承認された勧告は、その後の正式な受諾手続なしにすべての加盟国について効力を生ずる。

第六部　経過措置

第六十五条　経過措置

1　2から4までの規定に従うことを条件として、加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後一年の期間が満了する前にこの協定を適用する義務を負わない。

2　開発途上加盟国は、1に定めるところによりこの協定を適用する日から更に四年の期間、この協定（第三条から第五条までの規定を除く。）の適用を延期することができる。

3　中央計画経済から市場自由企業経済への移行過程にある加盟国であって、知的所有権制度の構造的な改革を行い、かつ、知的所有権法令の準備及び実施において特別な問題に直面しているものも、2に規定する延期の期間を享受することができる。

4　開発途上加盟国は、2に規定するこの協定の当該開発途上加盟国への一般的な適用の日において、この協定により物質特許の保護をその領域内で物質特許によって保護していない技術分野に拡大する義務を負う場合には、第二部第五節の物質特許に関する規定の当該技術分野への適用を更に五年の期間延期することができる。

5　1から4までに規定する経過期間を援用する加盟国は、当該経過期間の間の国内法令及び慣行の変更がこの協定との適合性の程度を少なくすることとはならないことを確保する。

第六十六条　後発開発途上加盟国

1　後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、前条1に定めるところによりこの協定を適用する日から十年の期間、この協定（第二条から第五条までの規定を除く。）を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。

2　先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。

第六十七条　技術協力

この協定の実施を促進するため、先進加盟国は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国のために、要請に応じ、かつ、相互に合意した条件により、技術協力及び資金協力を提供する。その協力には、知的所有権の保護及び行使並びにその濫用の防止に関する法令の準備についての支援並びにこれらの事項に関連する国内の事務所及び機関の設立又は強化についての支援（人材の養成を含む。）を含む。

第七部　制度上の措置及び最終規定

第六十八条　知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会

貿易関連知的所有権理事会は、この協定の実施、特に、加盟国のこの協定に基づく義務の遵守を監視し、及び加盟国に対し、知的所有権の貿易関連の側面に関する事項について協議の機会を与える。同理事会は、加盟国により与えられる他の任務を遂行し、特に、紛争解決手続において加盟国が要請する支援を提供する。その任務を遂行するに当たって、同理事会は、適当と認める者と協議し、情報の提供を求めることができる。

WIPOと協議の上、同理事会は、その一回目の会合から一年以内に、WIPOの内部機関と協力するための適当な取決めを作成するよう努める。

第六十九条　国際協力

加盟国は、知的所有権を侵害する物品の国際貿易を排除するため、相互に協力することを合意する。このため、加盟国は、国内行政機関に連絡先を設け、これを通報し、及び侵害物品の貿易に関して情報を交換することができるように準備する。加盟国は、特に、不正商標商品及び著作権侵害物品の貿易に関して、税関当局間で情報の交換及び協力を促進する。

第七十条　既存の対象の保護

1　この協定は、加盟国がこの協定を適用する日の前に行われた行為に関し、当該加盟国について義務を生じさせるものではない。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、加盟国のこの協定を適用する日における既存の保護の対象であって、当該加盟国において同日に保護されており又はこの協定に基づく保護の基準を満たし若しくは後に満たすようになるものに関し、当該加盟国について義務を生じさせる。この2から4までの規定について、既存の著作物についての著作権に関する義務は、千九百七十一年のベルヌ条約第十八条の規定に基づいてのみ決定されるものとし、また、既存のレコードに関するレコード製作者及び実演家の権利に関する義務は、第十四条6の規定に従って準用される同条約第十八条の規定に基づいてのみ決定される。

3　加盟国がこの協定を適用する日に公共のものとなっている保護の対象については、保護を復活する義務を負わない。

4　保護の対象を含む特定の物に関する行為がこの協定に合致する加盟国の国内法令に基づき初めて侵害行為となる場合であって、当該行為が世界貿易機関協定を当該加盟国が受諾する日の前に開始されたとき又は当該行為について当該日の前に相当な投資が行われたときは、加盟国は、この協定を適用する日の後継続して行われる当該行為に関し権利者が利用し得る救済措置の制限を定めることができる。ただし、その場合には、加盟国は、少なくとも、衡平な報酬の支払を定める。

5　加盟国は、この協定を適用する日の前に購入された著作物の原作品又は複製物については、第十一条及び第十四条4の規定を適用する義務を負わない。

6　加盟国は、この協定が知られる日の前に使用の許諾が政府によって与えられた場合には、権利者の許諾を得ない使用について、第三十一条の規定又は特許権が技術分野について差別することなく享受されるとの第二十七条1の要件を適用することを要求されない。

7　加盟国において登録が保護の条件となっている知的所有権の場合には、当該加盟国がこの協定を適用す

る日に係属中の保護の出願については、この協定に規定する一層広範な保護を請求するために補正をすることを認める。当該補正には、新たな事項を含まない。

8　加盟国が世界貿易機関協定の効力発生の日に第二十七条の規定に基づく義務に応じた医薬品及び農業用の化学品の特許の保護を認めていない場合には、当該加盟国は、

(a)　第六部の規定にかかわらず、同協定の効力発生の日から、医薬品及び農業用の化学品の発明の特許出願をすることができるよう措置をとる。

(b)　(a)の特許出願について、出願日又は、優先権が利用可能であり、かつ、主張される場合には、当該優先権に係る出願の日にこの協定に定める特許の対象に関する基準を適用していたものとして、この協定を適用する日に当該基準を適用する。

(c)　(a)の特許出願であって、(b)の基準を満たすものについて、特許の付与の日以後、第三十三条の規定に従い(a)の特許出願の出願日から計算した特許期間の残りの期間この協定に従って特許の保護を与える。

9　加盟国において、ある物質が8(a)の規定に従ってされた特許出願の対象である場合には、第六部の規定にかかわらず、当該加盟国において販売の承認を得た日から五年間又は当該日から当該加盟国において物質特許が与えられ若しくは拒絶されるまでの期間のいずれか短い期間排他的販売権を認める。ただし、世界貿易機関協定が効力を生じた後他の加盟国においてその物質について特許出願がされ、特許が与えられ及び販売の承認が得られている場合に限る。

第七十一条　検討及び改正

1　貿易関連知的所有権理事会は、第六十五条2に規定する経過期間が満了した後この協定の実施について検討する。同理事会は、この協定の実施により得られた経験を考慮に入れ、当該経過期間の満了の日から二年後及びその後も同一の間隔で検討を行う。同理事会は、また、この協定の修正又は改正を正当化する関連する新たな進展を考慮して検討を行うことができる。

2　他の多数国間協定で達成され、かつ、効力を有する知的所有権の一層高い保護の水準であって、世界貿易機関のすべての加盟国により当該協定に基づき受け入れられたものに適合するためのみの改正は、貿易関連知的所有権理事会のコンセンサス方式によって決定された提案に基づき、世界貿易機関協定第十条6の規定に従い閣僚会議が行動するために閣僚会議に付することができる。

第七十二条　留保

この協定のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。

第七十三条　安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置

(ii)　武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置

(iii)　戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c)　加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

附属書二

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

第一条　適用対象及び適用

1　この了解に定める規則及び手続は、附属書一に掲げる協定（この了解において「対象協定」という。）の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争について適用する。この了解に定める規則及び手続は、また、世界貿易機関を設立する協定（この了解において「世界貿易機関協定」という。）及びこの了解に基づく権利及び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決（その他の対象協定に基づく権利及び義務にも係るものとして行われるものであるかないかを問わない。）について適用する。

2　この了解に定める規則及び手続の適用は、対象協定に含まれている紛争解決に関する特別又は追加の規則及び手続（附属書二に掲げるもの）の適用がある場合には、これに従う。この了解に定める規則及び手続と同附属書に掲げる特別又は追加の規則及び手続とが抵触する場合には、同附属書に掲げる特別又は追加の規則及び手続が優先する。二以上の対象協定に定める規則及び手続に関する紛争において、検討される当該二以上の対象協定に定める特別又は追加の規則及び手続が相互に抵触する場合であって、紛争当事国が小委員会の設置から二十日以内に規則及び手続について合意することができないときは、次条1に定める紛争解決機関の議長は、いずれかの加盟国の要請の後十日以内に、紛争当事国と協議の上、従うべき規則及び手続を決定する。議長は、特別又は追加の規則及び手続が可能な限り用いられるべきであり、かつ、この了解に定める規則及び手続は抵触を避けるために必要な限度において用いられるべきであるという原則に従う。

第二条　運用

1　この了解に定める規則及び手続並びに対象協定の協議及び紛争解決に関する規定を運用するため、この了解により紛争解決機関を設置する。ただし、対象協定に係る運用について当該対象協定に別段の定めがある場合には、これによる。同機関は、小委員会を設置し、小委員会及び上級委員会の報告を採択し、裁定及び勧告の実施を継続的に監視し並びに対象協定に基づく譲許その他の義務の停止を承認する権限を有する。対象協定のうち複数国間貿易協定であるものの下で生ずる紛争に関し、この了解において「加盟国」とは、当該複数国間貿易協定の締約国である加盟国のみをいう。同機関がいずれかの複数国間貿易協定の紛争解決に関する規定を運用する場合には、当該協定の締約国である加盟国のみが、当該紛争に関する同機関の決定又は行動に参加することができる。

2　紛争解決機関は、世界貿易機関の関連する理事会及び委員会に対し各対象協定に係る紛争における進展を通報する。

3　紛争解決機関は、その任務をこの了解に定める各期間内に遂行するため、必要に応じて会合する。

4　この了解に定める規則及び手続に従って紛争解決機関が決定を行う場合には、その決定は、コンセンサス方式による（注）。

注　紛争解決機関がその審議のために提出された事項について決定を行う時にその会合に出席しているいずれの加盟国もその決定案に正式に反対しない場合には、同機関は、当該事項についてコンセンサス方式によって決定したものとみなす。

第三条　一般規定

1　加盟国は、千九百四十七年のガットの第二十二条及び第二十三条の規定の下で適用される紛争の処理の原則並びにこの了解によって詳細に定められ、かつ、修正された規則及び手続を遵守することを確認する。

2　世界貿易機関の紛争解決制度は、多角的貿易体制に安定性及び予見可能性を与える中心的な要素である。加盟国は、同制度が対象協定に基づく加盟国の権利及び義務を維持し並びに解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って対象協定の現行の規定の解釈を明らかにすることに資するものであることを認識する。紛争解決機関の勧告及び裁定は、対象協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又は対象協定に定める権利及び義務を減ずることはできない。

3　加盟国が、対象協定に基づき直接又は間接に自国に与えられた利益が他の加盟国がとる措置によって侵害されていると認める場合において、そのような事態を迅速に解決することは、世界貿易機関が効果的に機能し、かつ、加盟国の権利と義務との間において適正な均衡が維持されるために不可欠である。

4　紛争解決機関が行う勧告又は裁定は、この了解及び対象協定に基づく権利及び義務に従って問題の満足すべき解決を図ることを目的とする。

5　対象協定の協議及び紛争解決に関する規定に基づいて正式に提起された問題についてのすべての解決（仲裁判断を含む。）は、当該協定に適合するものでなければならず、また、当該協定に基づきいずれかの加盟国に与えられた利益を無効にし若しくは侵害し、又は当該協定の目的の達成を妨げるものであってはならない。

6　対象協定の協議及び紛争解決に関する規定に基づいて正式に提起された問題についての相互に合意された解決は、紛争解決機関並びに関連する理事会及び委員会に通報される。いずれの加盟国も、同機関並びに関連する理事会及び委員会において、当該解決に関する問題点を提起することができる。

7　加盟国は、問題を提起する前に、この了解に定める手続による措置が有益なものであるかないかについて判断する。紛争解決制度の目的は、紛争に関する明確な解決を確保することである。紛争当事国にとって相互に受け入れることが可能であり、かつ、対象協定に適合する解決は、明らかに優先されるべきである。相互に合意する解決が得られない場合には、同制度の第一の目的は、通常、関係する措置がいずれかの対象協定に適合しないと認められるときに当該措置の撤回を確保することである。代償に関する規定は、当該措置を直ちに撤回することが実行可能でない場合に限り、かつ、対象協定に適合しない措置を撤回するまでの間の一時的な措置としてのみ、適用すべきである。紛争解決手続を利用する加盟国は、この了解に定める最後の解決手段として、紛争解決機関の承認を得て、他の加盟国に対し対象協定に基づく譲許その他の義務の履行を差別的に停止することができる。

8　対象協定に基づく義務に違反する措置がとられた場合には、当該措置は、反証がない限り、無効化又は侵害の事案を構成するものと認められる。このことは、対象協定に基づく義務についての違反は当該対象協定の締約国である他の加盟国に悪影響を及ぼすとの推定が通常存在することを意味する。この場合において、違反の疑いに対し反証を挙げる責任は、申立てを受けた加盟国の側にあるものとする。

9　この了解の規定は、世界貿易機関協定又は対象協定のうち複数国間貿易協定であるものに基づく意思決定により対象協定について権威のある解釈を求める加盟国の権利を害するものではない。

10　調停及び紛争解決手続の利用についての要請は、対立的な行為として意図され又はそのような行為とみなされるべきでない。紛争が生じた場合には、すべての加盟国は、当該紛争を解決するために誠実にこれらの手続に参加する。また、ある問題についての申立てとこれに対抗するために行われる別個の問題についての申立てとは、関連付けられるべきでない。

11　この了解は、世界貿易機関協定が効力を生ずる日以後に対象協定の協議規定に基づいて行われた協議のための新たな要請についてのみ適用する。世界貿易機関協定が効力を生ずる日前に千九百四十七年のガット又は対象協定の前身であるその他の協定に基づいて協議の要請が行われた紛争については、世界貿易機関協定が効力を生ずる日の直前に有効であった関連する紛争解決に係る規則及び手続を引き続き適用す

る。(注)

注　この11の規定は、小委員会の報告が採択されず又は完全に実施されなかった紛争についても適用する。

12　11の規定にかかわらず、対象協定のいずれかに基づく申立てが開発途上加盟国により先進加盟国に対してされる場合には、当該開発途上加盟国は、次条から第六条まで及び第十二条の規定に代わるものとして、千九百六十六年四月五日の決定（ガット基本文書選集（BISD）追録第十四巻十八ページ）の対応する規定を適用する権利を有する。ただし、小委員会が、同決定の7に定める期間がその報告を作成するために不十分であり、かつ、当該開発途上加盟国の同意を得てその期間を延長することができると認める場合は、この限りでない。次条から第六条まで及び第十二条に定める規則及び手続と同決定に定める対応する規則及び手続とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、後者が優先する。

第四条　協議

1　加盟国は、加盟国が用いる協議手続の実効性を強化し及び改善する決意を確認する。

2　各加盟国は、自国の領域においてとられた措置であっていずれかの対象協定の実施に影響を及ぼすものについて他の加盟国がした申立てに好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のための機会を十分に与えることを約束する。(注)

注　加盟国の領域内の地域又は地方の政府又は機関によってとられる措置に関する他の対象協定の規定がこの2の規定と異なる規定を含む場合には、当該他の対象協定の規定が優先する。

3　協議の要請が対象協定に従って行われる場合には、当該要請を受けた加盟国は、相互間の別段の合意がない限り、当該要請を受けた日の後十日以内に当該要請に対して回答し、かつ、相互に満足すべき解決を得るため、当該要請を受けた日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。当該加盟国が当該要請を受けた日の後十日以内に回答せず又は当該要請を受けた日の後三十日以内若しくは相互に合意した期間内に協議を開始しない場合には、当該要請を行った加盟国は、直接小委員会の設置を要請することができる。

4　すべての協議の要請は、協議を要請する加盟国が紛争解決機関並びに関連する理事会及び委員会に通報する。協議の要請は、書面によって提出され、並びに要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を示すものとする。

5　加盟国は、この了解に基づいて更なる措置をとる前に、対象協定の規定に従って行う協議において、その問題について満足すべき調整を行うよう努めるべきである。

6　協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの加盟国の権利も害するものではない。

7　協議の要請を受けた日の後六十日の期間内に協議によって紛争を解決することができない場合には、申立てをした紛争当事国（この了解において「申立国」という。）は、小委員会の設置を要請することができる。協議を行っている国が協議によって紛争を解決することができなかったと共に認める場合には、申立国は、当該六十日の期間内に小委員会の設置を要請することができる。

8　緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、加盟国は、要請を受けた日の後十日以内に協議を開始する。要請を受けた日の後二十日以内に協議によって紛争を解決することができなかった場合には、申立国は、小委員会の設置を要請することができる。

9　緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、紛争当事国、小委員会及び上級委員会は、最大限可能な限り、手続が速やかに行われるようあらゆる努力を払う。

10　加盟国は、協議の間、開発途上加盟国の特有の問題及び利益に特別の注意を払うべきである。

11　協議を行っている加盟国以外の加盟国が、千九百九十四年のガット第二十二条1、サービス貿易一般協定第二十二条1又はその他の対象協定の対応する規定(注)によって行われている協議について実質的な貿易上の利害関係を有すると認める場合には、当該加盟国は、当該規定による協議の要請の送付の日の後十日以内に、協議を行っている加盟国及び紛争解決機関に対し、その協議に参加することを希望する旨を通報することができる。その通報を行った加盟国は、実質的な利害関係に関する自国の主張が十分な根拠を有することについて協議の要請を受けた加盟国が同意する場合には、協議に参加することができる。この場合において、両加盟国は、同機関に対しその旨を通報する。協議への参加の要請が受け入れられなかった場合には、要請を行った加盟国は、千九百九十四年のガットの第二十二条1若しくは第二十三条1、サービス貿易一般協定の第二十二条1若しくは第二十三条1又はその他の対象協定の対応する規定により協議を要請することができる。

注　対象協定の対応する協議規定は、次に掲げるとおりである。

農業に関する協定	第十九条
衛生植物検疫措置の適用に関する協定	第十一条1
繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定	第八条4
貿易の技術的障害に関する協定	第十四条1
貿易に関する投資措置に関する協定	第八条
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定	第十七条2
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定	第十九条2
船積み前検査に関する協定	第七条
原産地規則に関する協定	第七条
輸入許可手続に関する協定	第六条
補助金及び相殺措置に関する協定	第三十条
セーフガードに関する協定	第十四条

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定　第六十四条1

各複数国間貿易協定の権限のある内部機関が指定し、かつ、紛争解決機関に通報した当該協定の対応する協議規定

第五条　あっせん、調停及び仲介

1　あっせん、調停及び仲介は、紛争当事国の合意がある場合において任意に行われる手続である。

2　あっせん、調停及び仲介に係る手続の過程（特にこれらの手続の過程において紛争当事国がとる立場）は、秘密とされ、かつ、この了解に定める規則及び手続に従って進められるその後の手続においていずれの当事国の権利も害するものではない。

3　いずれの紛争当事国も、いつでも、あっせん、調停又は仲介を要請し並びに開始し及び終了することができる。あっせん、調停又は仲介の手続が終了した場合には、申立国は、小委員会の設置を要請することができる。

4　あっせん、調停又は仲介が協議の要請を受けた日の後六十日の期間内に開始された場合には、申立国は、当該六十日の期間内においては、小委員会の設置を要請することができない。紛争当事国があっせん、調停又は仲介の手続によって紛争を解決することができなかったことを共に認める場合には、申立国は、当該六十日の期間内に小委員会の設置を要請することができる。

5　紛争当事国が合意する場合には、小委員会の手続が進行中であっても、あっせん、調停又は仲介の手続を継続することができる。

6　事務局長は、加盟国が紛争を解決することを援助するため、職務上当然の資格で、あっせん、調停又は仲介を行うことができる。

第六条　小委員会の設置

1　申立国が要請する場合には、小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において、小委員会を設置する。（注）

注　申立国が要請する場合には、紛争解決機関の会合は、その要請から十五日以内にこの目的のために開催される。この場合において、少なくとも会合の十日前に通知が行われる。

2　小委員会の設置の要請は、書面によって行われる。この要請には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明示するとともに、申立ての法的根拠についての簡潔な要約（問題を明確に提示するために十分なもの）を付する。申立国が標準的な付託事項以外の付託事項を有する小委員会の設置を要請する場合には、書面による要請には、特別な付託事項に関する案文を含める。

第七条　小委員会の付託事項

1　小委員会は、紛争当事国が小委員会の設置の後二十日以内に別段の合意をする場合を除くほか、次の付託事項を有する。

「（紛争当事国が引用した対象協定の名称）の関連規定に照らし（当事国の名称）により文書（文書番号）によって紛争解決機関に付された問題を検討し、及び同機関が当該協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行うこと。」

2　小委員会は、紛争当事国が引用した対象協定の関連規定について検討する。

3　小委員会の設置に当たり、紛争解決機関は、その議長に対し、1の規定に従い紛争当事国と協議の上小委員会の付託事項を定める権限を与えることができる。このようにして定められた付託事項は、すべての加盟国に通報される。標準的な付託事項以外の付託事項について合意がされた場合には、いずれの加盟国も、同機関においてこれに関する問題点を提起することができる。

第八条　小委員会の構成

1　小委員会は、次に掲げる者その他の十分な適格性を有する者（公務員であるかないかを問わない。）で構成する。

小委員会の委員を務め又は小委員会において問題の提起に係る陳述を行ったことがある者

加盟国又は千九百四十七年のガットの締約国の代表を務めたことがある者

対象協定又はその前身である協定の理事会又は委員会への代表を務めたことがある者

事務局において勤務したことがある者

国際貿易に関する法律又は政策について教授し又は著作を発表したことがある者

加盟国の貿易政策を担当する上級職員として勤務したことがある者

2　小委員会の委員は、委員の独立性、多様な経歴及び広範な経験が確保されるように選任されるべきである。

3　紛争当事国又は第十条2に定める第三国である加盟国の国民（注）は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、当該紛争に関する小委員会の委員を務めることはできない。

注　関税同盟又は共同市場が紛争当事国である場合には、この3の規定は、当該関税同盟又は共同市場のすべての構成国の国民について適用する。

4　事務局は、小委員会の委員の選任に当たって参考となるようにするため、1に規定する資格を有する公務員及び公務員以外の者の候補者名簿を保持し、適当な場合には、その名簿から委員を選ぶことができるようにする。その名簿には、千九百八十四年十一月三十日に作成された公務員以外の者である委員の登録簿（ガット基本文書選集（BISD）追録第三十一巻九ページに規定するもの）並びに対象協定に基づいて作成されるその他の登録簿及び候補者名簿を含めるものとし、世界貿易機関協定が効力を生ずる時におけるこれらの登録簿及び候補者名簿の氏名を継続して掲載する。加盟国は、第一段の候補者名簿に掲げる

ために公務員及び公務員以外の者の氏名を定期的に提案し、並びに国際貿易及び対象協定の分野又はその対象とする問題に関するこれらの者の知識についての関連情報を提供することができる。これらの氏名は、紛争解決機関が承認した時に当該候補者名簿に追加される。当該候補者名簿には、掲載される者について、対象協定の分野又はその対象とする問題における経験又は専門知識の具体的分野を記載する。

5　小委員会は、三人の委員で構成する。ただし、紛争当事国が小委員会の設置の後十日以内に合意する場合には、小委員会は、五人の委員で構成することができる。加盟国は、小委員会の構成について速やかに通報を受ける。

6　事務局は、紛争当事国に対し小委員会の委員の指名のための提案を行う。紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない。

7　小委員会の設置の日の後二十日以内に委員について合意がされない場合には、事務局長は、いずれか一方の紛争当事国の要請に基づき、紛争当事国と協議の後、紛争解決機関の議長及び関連する理事会又は委員会の議長と協議の上、紛争において問題となっている対象協定に定める関連する特別又は追加の規則及び手続に従い、自らが最も適当と認める委員を任命することによって、小委員会の構成を決定する。同機関の議長は、当該要請を受けた日の後十日以内に、このようにして組織された小委員会の構成を加盟国に対して通報する。

8　加盟国は、原則として、自国の公務員が小委員会の委員を務めることを認めることを約束する。

9　小委員会の委員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。したがって、加盟国は、小委員会に付託された問題につき、小委員会の委員に指示を与えてはならず、また、個人として活動するこれらの者を左右しようとしてはならない。

10　紛争が開発途上加盟国と先進加盟国との間のものである場合において、開発途上加盟国が要請するときは、小委員会は、少なくとも一人の開発途上加盟国出身の委員を含むものとする。

11　小委員会の委員の旅費、滞在費その他の経費は、予算、財政及び運営に関する委員会の勧告に基づいて一般理事会が採択する基準に従い、世界貿易機関の予算から支弁する。

第九条　複数の加盟国の申立てに関する手続

1　二以上の加盟国が同一の問題について小委員会の設置を要請する場合には、すべての関係加盟国の権利を考慮した上、これらの申立てを検討するために単一の小委員会を設置することができる。実行可能な場合には、このような申立てを検討するために単一の小委員会を設置すべきである。

2　単一の小委員会は、別々の小委員会が申立てを検討したならば紛争当事国が有したであろう権利がいかなる意味においても侵害されることのないように、検討を行い、かつ、認定を紛争解決機関に提出する。一の紛争当事国が要請する場合には、小委員会は、自己の取り扱う紛争について別々の報告を提出する。いずれの申立国も、他の申立国の意見書を入手することができるものとし、かつ、他の申立国が小委員会において意見を表明する場合には、当該小委員会に出席する権利を有する。

3　同一の問題に関する申立てを検討するために二以上の小委員会が設置される場合には、最大限可能な限り、同一の者がそれぞれの小委員会の委員を務めるものとし、そのような紛争における小委員会の検討の日程については、調整が図られるものとする。

第十条　第三国

1　問題となっている対象協定に係る紛争当事国その他の加盟国の利害関係は、小委員会の手続において十分に考慮される。

2　小委員会に付託された問題について実質的な利害関係を有し、かつ、その旨を紛争解決機関に通報した加盟国（この了解において「第三国」という。）は、小委員会において意見を述べ及び小委員会に対し意見書を提出する機会を有する。意見書は、紛争当事国にも送付され、及び小委員会の報告に反映される。

3　第三国は、小委員会の第一回会合に対する紛争当事国の意見書の送付を受ける。

4　第三国は、既に小委員会の手続の対象となっている措置がいずれかの対象協定に基づき自国に与えられた利益を無効にし又は侵害すると認める場合には、この了解に基づく通常の紛争解決手続を利用することができる。そのような紛争は、可能な場合には、当該小委員会に付される。

第十一条　小委員会の任務

小委員会の任務は、この了解及び対象協定に定める紛争解決機関の任務の遂行について同機関を補佐することである。したがって、小委員会は、自己に付託された問題の客観的な評価（特に、問題の事実関係、関連する対象協定の適用の可能性及び当該協定との適合性に関するもの）を行い、及び同機関が対象協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つその他の認定を行うべきである。小委員会は、紛争当事国と定期的に協議し、及び紛争当事国が相互に満足すべき解決を図るための適当な機会を与えるべきである。

第十二条　小委員会の手続

1　小委員会は、紛争当事国と協議の上別段の決定を行う場合を除くほか、附属書三に定める検討手続に従う。

2　小委員会の手続は、その報告を質の高いものとするために十分に弾力的なものであるべきであるが、小委員会の検討の進行を不当に遅延させるべきでない。

3　小委員会の委員は、紛争当事国と協議の上、適当な場合には第四条9の規定を考慮して、実行可能な限り速やかに、可能な場合には小委員会の構成及び付託事項について合意がされた後一週間以内に、小委員会の検討の日程を定める。

4　小委員会は、その検討の日程を決定するに当たり、紛争当事国に対し、自国の意見を準備するために十

分な時間を与える。

5　小委員会は、当事国による意見書の提出について明確な期限を定めるべきであり、当事国は、その期限を尊重すべきである。

6　各紛争当事国は、意見書を事務局に提出するものとし、事務局は、当該意見書を速やかに小委員会及びその他の紛争当事国に送付する。申立国は、申立てを受けた当事国が最初の意見書を提出する前に自国の最初の意見書を提出する。ただし、小委員会が、3の検討の日程を定めるに当たり、紛争当事国と協議の上、紛争当事国がその最初の意見書を同時に提出すべきである旨を決定する場合は、この限りでない。最初の意見書の提出について順序がある場合には、小委員会は、申立てを受けた当事国の意見書を当該小委員会が受理するための具体的な期間を定める。二回目以降の意見書は、同時に提出される。

7　紛争当事国が相互に満足すべき解決を図ることができなかった場合には、小委員会は、その認定を報告書の形式で紛争解決機関に提出する。この場合において、小委員会の報告には、事実認定、関連規定の適用の可能性並びに自己が行う認定及び勧告の基本的な理由を記載する。紛争当事国間で問題が解決された場合には、小委員会の報告は、当該問題に関する簡潔な記述及び解決が得られた旨の報告に限定される。

8　小委員会の検討期間（小委員会の構成及び付託事項について合意がされた日から最終報告が紛争当事国に送付される日まで）は、手続を一層効率的にするため、原則として六箇月を超えないものとする。緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、小委員会は、三箇月以内に紛争当事国に対しその報告を送付することを目標とする。

9　小委員会は、六箇月以内又は緊急の場合は三箇月以内に報告を送付することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。小委員会の設置から加盟国への報告の送付までの期間は、いかなる場合にも、九箇月を超えるべきでない。

10　当事国は、開発途上加盟国がとった措置に係る協議において、第四条の7及び8に定める期間を延長することについて合意することができる。当該期間が満了した場合において、協議を行っている国が協議が終了したことについて合意することができないときは、紛争解決機関の議長は、当該協議を行っている国と協議の上、当該期間を延長するかしないか及び、延長するときは、その期間を決定する。更に、小委員会は、開発途上加盟国に対する申立てを検討するに当たり、開発途上加盟国に対し、その立論を準備し及び提出するために十分な時間を与える。第二十条及び第二十一条4の規定は、この10の規定の適用によって影響を受けるものではない。

11　一又は二以上の当事国が開発途上加盟国である場合には、小委員会の報告には、紛争解決手続の過程で当該開発途上加盟国が引用した対象協定の規定であって、開発途上加盟国に対する異なるかつ一層有利な待遇に関するものについていかなる考慮が払われたかを明示するものとする。

12　小委員会は、申立国の要請があるときはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、8及び9、第二十条並びに第二十一条4に定める期間は、その検討が停止された期間延長されるものとする。小委員会の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該小委員会は、その設置の根拠を失う。

第十三条　情報の提供を要請する権利

1　各小委員会は、適当と認めるいかなる個人又は団体に対しても情報及び技術上の助言の提供を要請する権利を有する。この場合において、小委員会は、いずれかの加盟国の管轄内にある個人又は団体に対して情報又は助言の提供を要請するに先立ち、当該加盟国の当局にその旨を通報する。加盟国は、小委員会が必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、速やかかつ完全に応ずるべきである。提供された秘密の情報は、当該情報を提供した個人、団体又は加盟国の当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。

2　小委員会は、関連を有するいかなる者に対しても情報の提供を要請し、及び問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。小委員会は、一の紛争当事国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家検討部会からの書面による助言的な報告を要請することができる。専門家検討部会の設置のための規則及び同部会の手続は、附属書四に定める。

第十四条　秘密性

1　小委員会の審議は、秘密とされる。

2　小委員会の報告は、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて起草されるものとし、その起草に際しては、紛争当事国の出席は、認められない。

3　小委員会の報告の中で各委員が表明した意見は、匿名とする。

第十五条　検討の中間段階

1　小委員会は、書面及び口頭陳述による反論を検討した後、その報告案のうち事実及び陳述に関する説明部分を紛争当事国に送付する。当事国は、小委員会が定める期間内に、自国の意見を書面により提出する。

2　小委員会は、紛争当事国からの意見の受理に係る定められた期間の満了の後、中間報告（説明部分並びに小委員会の認定及び結論から成る。）を当事国に送付する。当事国は、小委員会が加盟国に最終報告を送付する前に中間報告の特定の部分を検討するよう要請することができる。その要請は、小委員会が定める期間内に、書面によって行われる。小委員会は、当事国の要請がある場合には、その書面の中で明示された事項に関し、当事国との追加的な会合を開催する。要請のための期間内にいずれの当事国も要請を行わなかった場合には、中間報告は、小委員会の最終報告とみなされ、速やかに加盟国に送付される。

3　小委員会の最終報告の認定には、検討の中間段階で行われた陳述における議論を含める。中間段階での

検討は、第十二条8に定める期間内に行う。

第十六条　小委員会の報告の採択

1　小委員会の報告は、加盟国にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が加盟国に送付された日の後二十日間は紛争解決機関により採択のために検討されてはならない。

2　小委員会の報告に対して異議を有する加盟国は、小委員会の報告を検討する紛争解決機関の会合の少なくとも十日前に、当該異議の理由を説明する書面を提出する。

3　紛争当事国は、紛争解決機関による小委員会の報告の検討に十分に参加する権利を有するものとし、当該紛争当事国の見解は、十分に記録される。

4　小委員会の報告は、加盟国への送付の後六十日以内に、紛争解決機関の会合において採択される(注)。ただし、紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を同機関に正式に通報し又は同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を通報した場合には、小委員会の報告は、上級委員会による検討が終了するまでは、同機関により採択のために検討されてはならない。この4に定める採択の手続は、小委員会の報告について見解を表明する加盟国の権利を害するものではない。

注　紛争解決機関の会合が1及びこの4に定める要件を満たす期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

第十七条　上級委員会による検討

常設の上級委員会

1　紛争解決機関は、常設の上級委員会を設置する。上級委員会は、小委員会が取り扱った問題についての申立てを審理する。上級委員会は、七人の者で構成するものとし、そのうちの三人が一の問題の委員を務める。上級委員会の委員は、順番に職務を遂行する。その順番は、上級委員会の検討手続で定める。

2　紛争解決機関は、上級委員会の委員を四年の任期で任命するものとし、各委員は、一回に限り、再任されることができる。ただし、世界貿易機関協定が効力を生じた後直ちに任命される七人の者のうちの三人の任期は、二年で終了するものとし、これらの三人の者は、くじ引で決定される。空席が生じたときは、補充される。任期が満了しない者の後任者として任命された者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3　上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた者で構成する。上級委員会の委員は、いかなる政府とも関係を有してはならず、世界貿易機関の加盟国を広く代表する。上級委員会のすべての委員は、いつでも、かつ、速やかに勤務することが可能でなければならず、また、世界貿易機関の紛争解決に関する活動その他関連する活動に常に精通していなければならない。上級委員会の委員は、直接又は間接に自己の利益との衝突をもたらすこととなる紛争の検討に参加してはならない。

4　紛争当事国のみが、小委員会の報告について上級委員会への申立てをすることができる。第十条2の規定に基づき小委員会に提起された問題について実質的な利害関係を有する旨を紛争解決機関に通報した第三国は、上級委員会に意見書を提出することができるものとし、また、上級委員会において意見を述べる機会を有することができる。

5　紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を正式に通報した日から上級委員会がその報告を送付する日までの期間は、原則として六十日を超えてはならない。上級委員会は、その検討の日程を定めるに当たり、適当な場合には、第四条9の規定を考慮する。上級委員会は、六十日以内に報告を作成することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。第一段に定める期間は、いかなる場合にも、九十日を超えてはならない。

6　上級委員会への申立ては、小委員会の報告において対象とされた法的な問題及び小委員会が行った法的解釈に限定される。

7　上級委員会は、必要とする適当な運営上の及び法律問題に関する援助を受ける。

8　上級委員会の委員の旅費、滞在費その他の経費は、予算、財政及び運営に関する委員会の勧告に基づいて一般理事会が採択する基準に従い、世界貿易機関の予算から支弁する。

上級委員会による検討に関する手続

9　上級委員会は、紛争解決機関の議長及び事務局長と協議の上、検討手続を作成し、加盟国に情報として送付する。

10　上級委員会による検討は、秘密とされる。上級委員会の報告は、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて起草されるものとし、その起草に際しては、紛争当事国の出席は、認められない。

11　上級委員会の報告の中で各委員が表明した意見は、匿名とする。

12　上級委員会は、その検討において、6の規定に従って提起された問題を取り扱う。

13　上級委員会は、小委員会の法的な認定及び結論を支持し、修正し又は取り消すことができる。

上級委員会の報告の採択

14　紛争解決機関は、上級委員会の報告を、加盟国への送付の後三十日以内に採択し(注)、紛争当事国は、これを無条件で受諾する。ただし、同機関が当該報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。この14に定める採択の手続は、上級委員会の報告について見解を表明する加盟国の権利を害するものではない。

注　紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

第十八条　小委員会又は上級委員会との接触

1　小委員会又は上級委員会により検討中の問題に関し、小委員会又は上級委員会といずれか一方の紛争当事国のみとの間で接触があってはならない。

2　小委員会又は上級委員会に対する意見書は、秘密のものとして取り扱われるものとするが、紛争当事国が入手することができるようにする。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。加盟国は、他の加盟国が小委員会又は上級委員会に提出した情報であって当該他の加盟国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。紛争当事国は、また、加盟国の要請に基づき、意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。

第十九条　小委員会及び上級委員会の勧告

1　小委員会又は上級委員会は、ある措置がいずれかの対象協定に適合しないと認める場合には、関係加盟国（注1）に対し当該措置を当該協定に適合させるよう勧告する（注2）。小委員会又は上級委員会は、更に、当該関係加盟国がその勧告を実施し得る方法を提案することができる。

注1　「関係加盟国」とは、小委員会又は上級委員会の勧告を受ける紛争当事国をいう。

注2　千九百九十四年のガットその他の対象協定についての違反を伴わない問題に関する勧告については、第二十六条を参照。

2　小委員会及び上級委員会は、第三条2の規定に従うものとし、その認定及び勧告において、対象協定に定める権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又は対象協定に定める権利及び義務を減ずることはできない。

第二十条　紛争解決機関による決定のための期間

紛争解決機関が小委員会を設置した日から同機関が小委員会又は上級委員会の報告を採択するために審議する日までの期間は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、原則として、小委員会の報告につき上級委員会への申立てがされない場合には九箇月、申立てがされる場合には十二箇月を超えてはならない。小委員会又は上級委員会が第十二条9又は第十七条5の規定に従い報告を作成するための期間を延長する場合には、追加的に要した期間が、前段に定める期間に加算される。

第二十一条　勧告及び裁定の実施の監視

1　紛争解決機関の勧告又は裁定の速やかな実施は、すべての加盟国の利益となるような効果的な紛争解決を確保するために不可欠である。

2　紛争解決の対象となった措置に関し、開発途上加盟国の利害関係に影響を及ぼす問題については、特別の注意が払われるべきである。

3　関係加盟国は、小委員会又は上級委員会の報告の採択の日の後三十日以内に開催される紛争解決機関の会合において、同機関の勧告及び裁定の実施に関する自国の意思を通報する（注）。勧告及び裁定を速やかに実施することができない場合には、関係加盟国は、その実施のための妥当な期間を与えられる。妥当な期間は、次の(a)から(c)までに定めるいずれかの期間とする。

注　紛争解決機関の会合がこの期間内に予定されていない場合には、この目的のために開催される。

(a)　関係加盟国が提案する期間。ただし、紛争解決機関による承認を必要とする。

(b)　(a)の承認がない場合には、勧告及び裁定の採択の日の後四十五日以内に紛争当事国が合意した期間

(c)　(b)の合意がない場合には、勧告及び裁定の採択の日の後九十日以内に拘束力のある仲裁によって決定される期間（注1）。仲裁が行われる場合には、仲裁人（注2）に対し、小委員会又は上級委員会の勧告を実施するための妥当な期間がその報告の採択の日から十五箇月を超えるべきではないとの指針が与えられるべきである。この十五箇月の期間は、特別の事情があるときは、短縮し又は延長することができる。

注1　紛争当事国が問題を仲裁に付した後十日以内に仲裁人について合意することができない場合には、事務局長は、十日以内に、当該当事国と協議の上仲裁人を任命する。

注2　仲裁人は、個人であるか集団であるかを問わない。

4　紛争解決機関による小委員会の設置の日から妥当な期間の決定の日までの期間は、小委員会又は上級委員会が第十二条9又は第十七条5の規定に従いその報告を作成する期間を延長した場合を除くほか、十五箇月を超えてはならない。ただし、紛争当事国が別段の合意をする場合は、この限りでない。小委員会又は上級委員会がその報告を作成する期間を延長する場合には、追加的に要した期間が、この十五箇月の期間に加算される。ただし、合計の期間は、紛争当事国が例外的な事情があることについて合意する場合を除くほか、十八箇月を超えてはならない。

5　勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合には、その意見の相違は、この了解に定める紛争解決手続の利用によって解決される。この場合において、可能なときは、当該勧告及び裁定の対象となった紛争を取り扱った小委員会（この了解において「最初の小委員会」という。）にその意見の相違を付することができる。最初の小委員会は、その問題が付された日の後九十日以内にその報告を加盟国に送付する。最初の小委員会は、この期間内に報告を作成することができないと認める場合には、報告を送付するまでに要する期間の見込みと共に遅延の理由を書面により紛争解決機関に通報する。

6　紛争解決機関は、採択された勧告又は裁定の実施を監視する。加盟国は、勧告又は裁定が採択された後いつでも、これらの実施の問題を同機関に提起することができる。勧告又は裁定の実施の問題は、同機関が別段の決定を行う場合を除くほか、3の規定に従って妥当な期間が定められた日の後六箇月後に同機関

の会合の議事日程に掲げられるものとし、当該問題が解決されるまでの間同機関の会合の議事日程に引き続き掲げられる。関係加盟国は、これらの各会合の少なくとも十日前に、勧告又は裁定の実施の進展についての状況に関する報告を書面により同機関に提出する。

7　問題が開発途上加盟国によって提起されたものである場合には、紛争解決機関は、同機関がその状況に応じて更にいかなる適当な措置をとり得るかを検討する。

8　問題が開発途上加盟国によって提起されたものである場合には、紛争解決機関は、同機関がいかなる適当な措置をとり得るかを検討するに当たり、申し立てられた措置の貿易に関する側面のみでなく、関係を有する開発途上加盟国の経済に及ぼす影響も考慮に入れる。

第二十二条　代償及び譲許の停止

1　代償及び譲許その他の義務の停止は、勧告及び裁定が妥当な期間内に実施されない場合に利用することができる一時的な手段であるが、これらのいずれの手段よりも、当該勧告及び裁定の対象となった措置を対象協定に適合させるために勧告を完全に実施することが優先される。代償は、任意に与えられるものであり、また、代償が与えられる場合には、対象協定に適合するものでなければならない。

2　関係加盟国は、対象協定に適合しないと認定された措置を当該協定に適合させ又は前条3の規定に従って決定された妥当な期間内に勧告及び裁定に従うことができない場合において、要請があるときは、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該妥当な期間の満了までに申立国と交渉を開始する。当該妥当な期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意がされなかった場合には、申立国は、関係加盟国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止するために紛争解決機関に承認を申請することができる。

3　申立国は、いかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次に定める原則及び手続を適用する。

(a)　一般原則として、申立国は、まず、小委員会又は上級委員会により違反その他の無効化又は侵害があると認定された分野と同一の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

(b)　申立国は、同一の分野に関する譲許その他の義務を停止することができず又は効果的でないと認める場合には、同一の協定のその他の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる。

(c)　申立国は、同一の協定のその他の分野に関する譲許その他の義務を停止することができず又は効果的でなく、かつ、十分重大な事態が存在すると認める場合には、その他の対象協定に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる。

(d)　(a)から(c)までの原則を適用するに当たり、申立国は、次の事項を考慮する。

(i)　小委員会又は上級委員会により違反その他の無効化又は侵害があると認定された分野又は協定に関する貿易及び申立国に対するその貿易の重要性

(ii)　(i)の無効化又は侵害に係る一層広範な経済的要因及び譲許その他の義務の停止による一層広範な経済的影響

(e)　申立国は、(b)又は(c)の規定により譲許その他の義務を停止するための承認を申請することを決定する場合には、その申請においてその理由を示すものとする。当該申請は、紛争解決機関への提出の時に、関連する理事会に対しても及び、(b)の規定による申請の場合には、関連する分野別機関にも提出する。

(f)　この3の規定の適用上、

(i)　物品に関しては、すべての物品を一の分野とする。

(ii)　サービスに関しては、現行の「サービス分野分類表」に明示されている主要な分野（注）のそれぞれを一の分野とする。

注　サービス分野分類表（文書番号MTN・GNS・W―一二〇の文書中の表）は、十一の主要な分野を明示している。

(iii)　貿易関連の知的所有権に関しては、貿易関連知的所有権協定の第二部の第一節から第七節までの規定が対象とする各種類の知的所有権のそれぞれ並びに第三部及び第四部に定める義務のそれぞれを一の分野とする。

(g)　この3の規定の適用上、

(i)　物品に関しては、世界貿易機関協定附属書一Aの協定の全体（紛争当事国が複数国間貿易協定の締約国である場合には、当該複数国間貿易協定を含む。）を一の協定とする。

(ii)　サービスに関しては、サービス貿易一般協定を一の協定とする。

(iii)　知的所有権に関しては、貿易関連知的所有権協定を一の協定とする。

4　紛争解決機関が承認する譲許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

5　紛争解決機関は、対象協定が禁じている譲許その他の義務の停止を承認してはならない。

6　2に規定する状況が生ずる場合には、申請に基づき、紛争解決機関は、同機関が当該申請を却下することをコンセンサス方式によって決定する場合を除くほか、妥当な期間の満了の後三十日以内に譲許その他の義務の停止を承認する。ただし、関係加盟国が提案された停止の程度について異議を唱える場合又は申立国が3の(b)若しくは(c)の規定により譲許その他の義務を停止するための承認を申請するに当たり3に定める原則及び手続を遵守していなかったと関係加盟国が主張する場合には、その問題は、仲裁に付される。仲裁は、最初の小委員会（その委員が職務を遂行することが可能である場合）又は事務局長が任命する仲裁人（注）によって行われるものとし、妥当な期間が満了する日の後六十日以内に完了する。譲許その他の

義務は、仲裁の期間中は停止してはならない。

注　仲裁人は、個人であるか集団であるかを問わない。

7　6の規定に従って職務を遂行する仲裁人（注）は、停止される譲許その他の義務の性質を検討してはならないが、その停止の程度が無効化又は侵害の程度と同等であるかないかを決定する。仲裁人は、また、提案された譲許その他の義務の停止が対象協定の下で認められるものであるかないかを決定することができる。ただし、3に定める原則及び手続が遵守されていなかったという主張が仲裁に付された問題に含まれている場合には、仲裁人は、当該主張について検討する。当該原則及び手続が遵守されていなかった旨を仲裁人が決定する場合には、申立国は、3の規定に適合するように当該原則及び手続を適用する。当事国は、仲裁人の決定を最終的なものとして受け入れるものとし、関係当事国は、他の仲裁を求めてはならない。紛争解決機関は、仲裁人の決定について速やかに通報されるものとし、申請に基づき、当該申請が仲裁人の決定に適合する場合には、譲許その他の義務の停止を承認する。ただし、同機関が当該申請を却下することをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りでない。

注　仲裁人は、個人、集団又は最初の小委員会の委員（仲裁人の資格で職務を遂行する。）のいずれであるかを問わない。

8　譲許その他の義務の停止は、一時的なものとし、対象協定に適合しないと認定された措置が撤回され、勧告若しくは裁定を実施しなければならない加盟国により利益の無効化若しくは侵害に対する解決が提供され又は相互に満足すべき解決が得られるまでの間においてのみ適用される。紛争解決機関は、前条6の規定に従い、採択した勧告又は裁定の実施の監視を継続する。代償が与えられ又は譲許その他の義務が停止されたが、措置を対象協定に適合させるための勧告が実施されていない場合も、同様とする。

9　対象協定の紛争解決に関する規定は、加盟国の領域内の地域又は地方の政府又は機関によるこれらの協定の遵守に影響を及ぼす措置について適用することができる。紛争解決機関が対象協定の規定が遵守されていない旨の裁定を行う場合には、責任を有する加盟国は、当該協定の遵守を確保するために利用することができる妥当な措置をとる。代償及び譲許その他の義務の停止に関する対象協定及びこの了解の規定は、対象協定の遵守を確保することができなかった場合について適用する。（注）

注　加盟国の領域内の地域又は地方の政府又は機関がとる措置に関するいずれかの対象協定の規定が、この9の規定と異なる規定をきむ場合には、当該対象協定の規定が優先する。

第二十三条　多角的体制の強化

1　加盟国は、対象協定に基づく義務についての違反その他の利益の無効化若しくは侵害又は対象協定の目的の達成に対する障害について是正を求める場合には、この了解に定める規則及び手続によるものとし、かつ、これらを遵守する。

2　1の場合において、加盟国は、

(a)　この了解に定める規則及び手続に従って紛争解決を図る場合を除くほか、違反が生じ、利益が無効にされ若しくは侵害され又は対象協定の目的の達成が妨げられている旨の決定を行ってはならず、また、紛争解決機関が採択する小委員会又は上級委員会の報告に含まれている認定又はこの了解に従って行われた仲裁判断に適合する決定を行う。

(b)　関係加盟国が勧告及び裁定を実施するための妥当な期間の決定に当たっては、第二十一条に定める手続に従う。

(c)　譲許その他の義務の停止の程度の決定に当たっては、前条に定める手続に従うものとし、関係加盟国が妥当な期間内に勧告及び裁定を実施しないことに対応して対象協定に基づく譲許その他の義務を停止する前に、同条に定める手続に従って紛争解決機関の承認を得る。

第二十四条　後発開発途上加盟国に係る特別の手続

1　後発開発途上加盟国に係る紛争の原因の決定及び紛争解決手続のすべての段階において、後発開発途上加盟国の特殊な状況に特別の考慮が払われるものとする。加盟国は、特に、この了解に定める手続において、後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行う。無効化又は侵害が後発開発途上加盟国によってとられた措置に起因すると認定される場合には、申立国は、この了解に定める手続に従って代償を要求し又は譲許その他の義務の履行を停止するための承認を申請することについて、妥当な自制を行う。

2　後発開発途上加盟国に係る紛争解決の事案において、満足すべき解決が協議によって得られなかった場合には、事務局長又は紛争解決機関の議長は、後発開発途上加盟国の要請に基づき、小委員会の設置の要請が行われる前に、当事国が紛争を解決することを援助するために、あっせん、調停又は仲介を行う。事務局長又は同機関の議長は、その援助を与えるに当たり、適当と認めるいかなる者とも協議することができる。

第二十五条　仲裁

1　紛争解決の代替的な手段としての世界貿易機関における迅速な仲裁は、両当事国によって明示された問題に関する一定の紛争の解決を容易にすることを可能とするものである。

2　仲裁に付するためには、この了解に別段の定めがある場合を除くほか、当事国が合意しなければならず、当該当事国は、従うべき手続について合意する。仲裁に付することについての合意は、仲裁手続が実際に開始される前に十分な余裕をもってすべての加盟国に通報される。

3　他の加盟国は、仲裁に付することについて合意した当事国の合意によってのみ仲裁手続の当事国となることができる。仲裁手続の当事国は、仲裁判断に服することについて合意する。仲裁判断は、紛争解決機関及び関連する協定の理事会又は委員会（加盟国が仲裁判断に関する問題点を提起することができる理事

会又は委員会）に通報される。

4　第二十一条及び第二十二条の規定は、仲裁判断について準用する。

第二十六条

1　千九百九十四年のガット第二十三条1(b)に規定する類型の非違反措置に関する申立て

千九百九十四年のガット第二十三条1(b)の規定がいずれかの対象協定について適用され又は準用される場合において、小委員会又は上級委員会は、紛争当事国が、いずれかの加盟国が何らかの措置（当該対象協定に抵触するかしないかを問わない。）を適用した結果として、当該対象協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ若しくは侵害されており又は当該対象協定の目的の達成が妨げられていると認めるときに限り、裁定及び勧告を行うことができる。問題が同条1(b)の規定の適用又は準用に係る対象協定に抵触しない措置に関するものである旨を当該紛争当事国が認め、かつ、小委員会又は上級委員会がその旨を決定する場合には、その限度において、この了解に定める手続は、次の規定に従って適用される。

(a)　申立国は、当該対象協定に抵触しない措置に関する申立てを正当化するための詳細な根拠を提示する。

(b)　ある措置が当該対象協定に違反することなく、当該対象協定に基づく利益を無効にし若しくは侵害し又は当該対象協定の目的の達成を妨げていることが認定された場合には、関係加盟国は、当該措置を撤回する義務を負わない。この場合において、小委員会又は上級委員会は、当該関係加盟国に対し相互に満足すべき調整を行うよう勧告する。

(c)　第二十一条3に規定する仲裁は、同条の規定にかかわらず、いずれかの当事国の要請に基づき、無効にされ又は侵害された利益の程度についての決定を含むことができるものとし、かつ、相互に満足すべき調整を行う方法及び手段を提案することができる。これらの提案は、紛争当事国を拘束するものであってはならない。

(d)　代償は、第二十二条1の規定にかかわらず、紛争の最終的解決としての相互に満足すべき調整の一部とすることができる。

2　千九百九十四年のガット第二十三条1(c)に規定する類型に関する申立て

千九百九十四年のガット第二十三条1(c)の規定がいずれかの対象協定について適用され又は準用される場合において、小委員会は、当事国が、同条1の(a)及び(b)の規定が適用される状態以外の状態が存在する結果として、当該対象協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ若しくは侵害されており又は当該対象協定の目的の達成が妨げられていると認めるときに限り、裁定及び勧告を行うことができる。問題がこの2の規定の対象となる旨を当該当事国が認め、かつ、小委員会がその旨を決定する場合には、その限度において、この了解の手続は、小委員会の報告が加盟国に送付される時以前のものに限って適用される。勧告及び裁定の採択のための検討、監視及び実施については、千九百八十九年四月十二日の決定（ガット基本文書選集（ＢＩＳＤ）追録第三十六巻六十一ページから六十七ページまで）に含まれている紛争解決の規則及び手続が適用される。次の規定も、また、適用される。

(a)　申立国は、この2の規定が対象とする問題に関して行われる陳述を正当化するための詳細な根拠を提示する。

(b)　小委員会は、この2の規定が対象とする問題に係る紛争解決の事案において、当該事案がこの2の規定が対象とする問題以外の問題に関係すると認める場合には、それぞれの問題に関する別個の報告を紛争解決機関に送付する。

第二十七条　事務局の任務

1　事務局は、取り扱う問題の特に法律上、歴史上及び手続上の側面について小委員会を援助し並びに事務局としての支援及び技術的支援を提供する任務を有する。

2　事務局は、加盟国の要請に基づき紛争解決に関し加盟国を援助するに当たり、開発途上加盟国に対し紛争解決に関する追加的な法律上の助言及び援助を与える必要が生ずる可能性がある。事務局は、このため、要請を行う開発途上加盟国に対し、世界貿易機関の技術協力部門の能力を有する法律専門家による援助を利用することができるようにする。この専門家は、事務局の公平性が維持されるような方法で開発途上加盟国を援助する。

3　事務局は、関心を有する加盟国のために、当該加盟国の専門家が紛争解決のための手続及び慣行に関して理解を深めることができるように、これらに関する特別の研修を実施する。

附属書一　この了解が対象とする協定

(A)　世界貿易機関を設立する協定

(B)　多角的貿易協定

附属書一Ａ　物品の貿易に関する多角的協定

附属書一Ｂ　サービスの貿易に関する一般協定

附属書一Ｃ　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

附属書二　紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

(C)　複数国間貿易協定

附属書四　民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定
国際酪農品協定
国際牛肉協定

この了解は、複数国間貿易協定については、各協定についてのこの了解の適用の条件（附属書二に規定する特別又は追加の規則及び手続等）に関し当該協定の締約国が採択する決定に従って適用されるものとし、その決定は、紛争解決機関に通報される。

附属書一　対象協定に含まれている特別又は追加の規則及び手続

協定	規則及び手続
衛生植物検疫措置の適用に関する協定	第十一条2
繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定	第二条の14及び21、第四条4、第五条の2、4及び6、第六条の9から11まで、第八条の1から12まで
貿易の技術的障害に関する協定	第十四条の14.2から14.4まで、附属書一
千九百九十四年のガット第六条の実施に関する協定	第十七条の17.4から17.7まで
千九百九十四年のガット第七条の実施に関する協定	第十九条の3から5まで、附属書Ⅱの2(1)、3、9及び21
補助金及び相殺措置に関する協定	第四条の4.2から4.12まで、第六条6.6、第七条の7.2から7.10まで、第八条8.5、第十条注、第二十四条24.4、第二十七条27.7、附属書Ⅴ
サービスの貿易に関する一般協定	第二十二条3、第二十三条3
金融サービスに関する附属書	4
航空運送サービスに関する附属書	4
サービス貿易一般協定に係る特定の紛争解決手続に関する決定	1から5まで

この附属書に掲げる規則及び手続は、その一部のみが対象協定に含まれている特別又は追加の規則及び手続に該当し得るものを含む。

複数国間貿易協定の特別又は追加の規則及び手続は、各協定の権限を有する内部機関が決定し、かつ、紛争解決機関に通報する規則及び手続とする。

附属書二　検討手続

1　小委員会は、その検討において、この了解の関連規定に従う。更に、次の検討手続が適用される。

2　小委員会の会合は、非公開とする。紛争当事国及び利害関係を有する当事国は、小委員会により出席するよう招請された場合に限り、その会合に出席する。

3　小委員会の審議及び小委員会に提出された文書は、秘密のものとして取り扱われる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。加盟国は、他の加盟国が小委員会に提出した情報であって当該他の加盟国が秘密であると指定したものを秘密のものとして取り扱う。紛争当事国は、秘密の意見書を小委員会に提出した場合には、加盟国の要請に基づき、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。

4　紛争当事国は、小委員会が当該紛争当事国との間で行う第一回の実質的な会合の前に、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書を小委員会に提出する。

5　小委員会は、当事国との間で行う第一回の実質的な会合において、申立国に自国の立場を表明するよう求める。申立てを受けた当事国は、その後、同一の会合において、自国の立場を表明することを求められる。

6　すべての第三国（紛争について利害関係を有することを紛争解決機関に通報した加盟国）は、小委員会の第一回の実質的な会合中に特別に開催される会議において自国の立場を表明するよう、書面によって招請される。すべての第三国は、当該特別に開催される会議の全期間出席することができる。

7　正式の反論は、小委員会の第二回の実質的な会合において行われる。申立てを受けた当事国は、最初に発言する権利を有し、その後に申立国が続く。当事国は、反論を、当該会合の前に書面によって小委員会に提出する。

8　小委員会は、いつでも、当事国との会合において又は書面により、当事国に質問し及び当事国に説明を求めることができる。

9　紛争当事国及び第十条の規定に従って自国の立場を表明するよう要請された第三国は、その口頭による陳述を書面にしたものを小委員会が入手することができるようにする。

10　5から9までに規定する表明、反論及び陳述は、透明性を確保するために、当事国の出席しているところで行われる。更に、各当事国の意見書（小委員会の報告の説明部分に関する意見、小委員会による質問に対する回答等から成る。）については、他の当事国が入手することができるようにする。

11　（小委員会に関する特別の追加の手続がある場合には、その手続）

12　小委員会の検討の日程案

(a)　当事国の最初の意見書の受理

(1)　申立国　　三週間から六週間

(2)　申立てを受ける当事国　　二週間から三週間

(b)　当事国との間で行う第一回の実質的な会合及び第三国のために特別に開催される会議の日時及び場所　　一週間から二週間

(c)　当事国の書面による反論の受理　　二週間から三週間

(d)　当事国との間で行う第二回の実質的な会合の日時及び場所　　一週間から二週間

(e)　報告の説明部分の当事国への送付　　二週間から四週間

(f)　報告の説明部分についての当事国の意見の受理　　二週間

(g)　中間報告（認定、結論等から成る。）の当事国への送付　　二週間から四週間

(h)　当事国が中間報告の一部を検討するよう要請するための期限　　一週間

(i)　小委員会による検討（当事国との間で行うことのある追加の会合を含む。）の期間　　二週間

(j)　最終報告の紛争当事国への送付　　二週間

(k)　最終報告の加盟国への送付　　三週間

(a)から(k)までに定める日程は、予見されなかった事態の進展を踏まえて変更することができる。要請がある場合には、当事国との追加の会合が予定される。

附属書四　専門家検討部会

第十三条2の規定に基づいて設置される専門家検討部会（この附属書において「部会」という。）については、次に定める規則及び手続を適用する。

1　部会は、小委員会の権限の下に置かれる。部会の付託事項及び詳細な作業手続は、小委員会が決定するものとし、また、部会は、小委員会に対して報告を行う。

2　部会には、問題となっている分野において専門的な能力及び経験を有する者のみが参加することができる。

3　紛争当事国の国民は、紛争当事国の合意がある場合を除くほか、部会の構成員となることはできない。ただし、他の者では遂行することができない特別な科学上の専門知識が必要であると小委員会が認める場合は、この限りでない。紛争当事国の公務員は、部会の構成員となることはできない。部会の構成員は、政府又は団体の代表としてではなく、個人の資格で職務を遂行する。したがって、政府又は団体は、部会に付託された問題につき、部会の構成員に指示を与えてはならない。

4　部会は、適当と認めるいかなる者とも協議し、並びにこれらの者に対して情報及び技術上の助言の提供を要請することができる。部会は、いずれかの加盟国の管轄内にある者に対して情報又は助言の提供を要請するに先立ち、当該加盟国の政府にその旨を通報する。加盟国は、部会が必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、速やかかつ完全に応ずる。

5　紛争当事国は、部会に提供されるすべての関連情報（秘密の性質を有するものを除く。）を取得する機会を有する。部会に提供された秘密の情報は、当該情報を提供した政府、団体又は個人の正式の同意を得ないで開示してはならない。当該情報の開示が部会に対して要求された場合において、当該情報の部会による開示について同意が得られないときは、当該情報を提供した政府、団体又は個人は、当該情報の秘密でない要約を提供する。

6　部会は、紛争当事国に対し、その意見を得るために報告案を送付し、適当な場合には、最終報告（小委員会に提出される際に紛争当事国にも送付される。）において当該意見を考慮に入れる。部会の最終報告は、助言的なものにとどまる。

附属書三

貿易政策検討制度

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

A　目的

(i)　この制度の目的は、すべての加盟国が、多角的貿易協定及び複数国間貿易協定（適用がある場合に限る。）に基づく規則、規律及び約束の遵守の状況を改善し、もって、加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し並びに理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することである。したがって、この制度により、個々の加盟国の貿易政策及び貿易慣行の全般並びにこれらが多角的貿易体制の機能に及ぼす影響についての定期的なかつ共同の評価が可能となる。ただし、この制度は、これらの協定に基づく特定の義務の実施若しくは紛争解決手続の基礎となること又は加盟国に新たな政策に関する約束を行うよう要求することを目的とするものではない。

(ii)　この制度の下で行われる評価は、関係がある限りにおいて、対象となる加盟国の経済上及び開発上の広範なニーズ、政策及び目的の背景並びに当該加盟国の対外的な環境を生じさせた背景に照らして行われる。もっとも、この制度の目的は、加盟国の貿易政策及び貿易慣行が多角的貿易体制に及ぼす影響を

検討することである。

B　国内的な透明性の確保

加盟国は、貿易政策に関する政府の意思決定についての国内的な透明性の確保が加盟国の経済及び多角的貿易体制の双方にとって本質的に重要であることを認識し、かつ、自国の制度においてその透明性を一層高めることに同意する。加盟国は、国内的な透明性の確保が自発的に行われるものでなければならず、かつ、透明性の確保に当たっては、各加盟国の法制及び政治制度が考慮されなければならないことを認める。

C　検討のための手続

(i)　貿易政策に関する検討を実施するため、貿易政策検討機関を設置する。

(ii)　すべての加盟国の貿易政策及び貿易慣行は、定期的な検討の対象となる。個々の加盟国が多角的貿易体制の機能に及ぼす影響力（当該加盟国の貿易が最近の代表的な期間において世界貿易に占める割合を用いて定められる。）は、検討の頻度を決定するに当たって重要な要素となる。最大の影響力を有する四の加盟国（欧州共同体は、一の加盟国として取り扱う。）は、二年ごとに検討の対象となる。次の十六の加盟国は、四年ごとに検討の対象となる。その他の加盟国は、後発開発途上加盟国について一層長い期間が定められる場合を除くほか、六年ごとに検討の対象となる。二以上の加盟国に係る共通の対外政策を有する貿易主体に関する検討は、貿易に影響を及ぼす政策のすべての要素（個々の加盟国の関連する政策又は慣行を含む。）を対象とする。加盟国の貿易政策又は貿易慣行の変更であって、貿易の相手国に著しい影響を及ぼし得るものが行われた場合には、貿易政策検討機関は、協議の上、当該加盟国に対し同機関による次の検討を繰り上げることについて要請することができる。

(iii)　貿易政策検討機関の会合における討議は、Aに定める目的によって規律される。討議においては、加盟国の貿易政策及び貿易慣行であって、この制度による評価の対象となるものに焦点が当てられる。

(iv)　貿易政策検討機関は、検討を行うための基本計画を作成する。同機関は、また、加盟国の最新の報告について討議し及び留意することができる。同機関は、検討の対象となる加盟国（この制度において「対象国」という。）と協議の上、毎年の検討の予定を定める。同機関の議長は、対象国と協議の上、同機関において個人の資格で討議の開始に当たって議論を提起する者を選任することができる。

(v)　貿易政策検討機関は、次の文書に基づいて検討を行う。

(a)　対象国が提出する詳細な報告（Dに定めるもの）

(b)　事務局が自己の責任において作成する報告（入手可能な情報及び対象国によって提供される情報に基づくもの）。事務局は、当該対象国から情報の提供を受けるに当たり、当該対象国に対し、その貿易政策及び貿易慣行について明確な説明を求めるべきである。

(vi)　対象国及び事務局の報告は、貿易政策検討機関の会合の議事録と共に、検討の終了後速やかに公表される。

(vii)　(v)及び(vi)の文書は、閣僚会議に提出されるものとし、同会議は、これらの文書に留意する。

D　報告

各加盟国は、可能な限り最高度の透明性を確保するため、定期的に貿易政策検討機関に報告を行う。対象国は、詳細な報告において、同機関が決定する形式に従い、自国の貿易政策及び貿易慣行について記述する。この形式は、当初は、千九百八十九年七月十九日の決定によって定められた国別報告の形式の概要（ガット基本文書選集（BISD）追録第三十六巻四百六ページから四百九ページまで）に基づくものとし、同概要は、報告の対象範囲を、多角的貿易協定（世界貿易機関を設立する協定附属書一に含まれているものに限る。）及び複数国間貿易協定（適用がある場合に限る。）の対象となる貿易政策のすべての側面に拡大するため、必要に応じて改正される。同機関は、実際の経験を踏まえ、この形式を改正することができる。加盟国は、検討から検討までの間において、その貿易政策に重要な変更がある場合には、簡潔な報告を提出する。加盟国は、合意された形式に従い、毎年、最新の統計資料を提出する。後発開発途上加盟国がその報告を取りまとめるに当たっての困難については、特別の考慮が払われる。事務局は、要請に基づき、開発途上加盟国特に後発開発途上加盟国が技術的援助を利用することができるようにする。報告に含まれる情報については、最大限可能な限り、多角的貿易協定及び複数国間貿易協定（適用がある場合に限る。）に従って行われる通報との調整が図られるべきである。

E　千九百九十四年のガット及びサービス貿易一般協定の国際収支に係る規定との関係

加盟国は、千九百九十四年のガット又はサービス貿易一般協定の国際収支に係る規定に従って通常の協議をも行わなければならない政府の負担を最小にする必要性を認識する。このため、貿易政策検討機関の議長は、対象国及び国際収支上の目的のための制限に関する委員会の議長と協議の上、貿易政策に関する検討の通常の周期と国際収支に係る規定に基づく協議の日程との調整を図るものとするが、貿易政策に関する検討を十二箇月を超えて延期しないようにする。

F　制度についての評価

貿易政策検討機関は、世界貿易機関を設立する協定の効力発生の後五年以内に、この制度の運用についての評価を行う。評価の結果は、閣僚会議に提出される。貿易政策検討機関は、その後、同機関が決定する間隔で又は閣僚会議の要請により、この制度についての評価を行うことができる。

G　国際貿易環境の進展に関する概況報告

貿易政策検討機関は、多角的貿易体制に影響を及ぼす国際貿易環境の進展に関する年次概況報告を行う。この報告は、事務局長の年次報告（世界貿易機関の主要な活動について記述し、及び多角的貿易体制

に影響を及ぼす重要な政策に関する問題に焦点を当てる。）を参考にして行われるべきである。

（署名欄は省略）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

第一　本件の目的及び要旨

関税及び貿易に関する一般協定の下における第八回目の多角的貿易交渉となるウルグァイ・ラウンドは、昭和六十一年九月、ウルグァイのプンタ・デル・エステにおいて開催された閣僚会合で採択された宣言に基づき、更なる貿易自由化及び貿易ルールの強化を目的として開始された。その後、七年を超える交渉の末、平成五年十二月、ジュネーヴにおいて開催された貿易交渉委員会において実質的な妥結に至り、平成六年四月、モロッコのマラケシュにおいて開催された閣僚会合において、本協定を始め交渉の結果を収録する諸文書が附属する最終文書等への署名が行われた。

本協定は、世界貿易機関（以下「ＷＴＯ」という。）を設立し、加盟国間の貿易関係を規律する共通の制度上の枠組みを提供すること、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び国際貿易関係における差別待遇を廃止すること等を目的とし、従来の一般協定が規律していた物品の貿易に加え、サービスの貿易、知的所有権の貿易関連側面といった新しい分野を含む幅広い分野について規律を策定し、貿易ルールについて定める諸協定をすべて附属書に取り入れ一の国際約束としてまとめることにより、これらの諸協定の統一的な運用を確保するための枠組みを設定するものである。

なお、締結の対象となるのは、本協定及びその不可分の一部を成し、すべての加盟国を拘束する附属書一から三までに含まれている協定（多角的貿易協定）であり、その主な内容は次のとおりである。

一　ＷＴＯは、この協定及び多角的貿易協定の実施を円滑にすること等を行うとともに、受諾した加盟国のみ拘束する附属書四に含まれる協定（複数国間貿易協定）の実施等のための枠組みを提供すること。

二　ＷＴＯの内部機関として、閣僚会議、一般理事会、物品の貿易に関する理事会、サービスの貿易に関する理事会及び知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会を設置するとともに、事務局長を長とするＷＴＯ事務局を設置すること。

三　加盟国は、一般理事会が採択した財政規則に従い、ＷＴＯの経費に係る自国の分担金を同機関に支払うこと。

四　ＷＴＯは、法人格を有し、その任務の遂行のために必要な法律上の能力を各加盟国によって与えられること。

五　ＷＴＯにおける意思決定は、原則としてコンセンサス方式によって行うこと。

六　加盟国は、自国の法令及び行政上の手続を附属書の協定に定める義務に適合したものとすることを確保すること。

七　留保は、この協定のいかなる規定についても付することができず、多角的貿易協定の規定についての留保は、これらの協定に定めがある場合に限り、その限度において付することができること。

八　附属書一

1　附属書一Ａ　物品の貿易に関する多角的協定

(一)　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定

この協定は、現行のガット（以下「千九百四十七年のガット」という。）の規定並びにその下で効力を生じている法的文書、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「千九百九十四年のガット」という。）の一部の規定の解釈等に関する了解及びマラケシュ議定書（各国譲許表が附属するもの）から構成されること。

(一)―二　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（マラケシュ議定書）

(1)　加盟国の譲許表は、ＷＴＯを設立するマラケシュ協定（以下「ＷＴＯ協定」という。）がその加盟国について効力を生じた日から、千九百九十四年のガットに附属するその加盟国の譲許表となること。

(2)　加盟国が同意した関税の引下げは、譲許表に別段の定めがない限り、ＷＴＯ協定の発効の日の後四年以内に五回の均等な税率の引下げによって実施すること。

(二)　農業に関する協定

この協定は、公正で市場指向型の農業貿易体制の確立に向けた改革過程を開始するため、市場アクセス、国内助成及び輸出競争の分野において拘束力のある特定の約束を達成することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1)　この協定は、この協定の附属書一に掲げる農産品について適用すること。

(2)　加盟国の譲許表第四部に定める国内助成及び輸出補助金に関する約束は、千九百九十四年のガットの不可分の一部となること。

(3)　関税以外のすべての国境措置は、関税に転換すること。

(4)　指定産品で以下の一定の条件を満たすものについては、特例措置（関税化の猶予）が適用されること。

ア　基準期間（千九百八十六年から八十八年まで）中の輸入量が国内消費量の三パーセント未満であったこと。

イ　基準期間の開始時からいかなる輸出補助金も交付されていないこと。

ウ　生産制限措置がとられていること。

エ　譲許表の指定された箇所において、食糧安全保障、環境保護等の非貿易的関心事項の要素を反映する特例措置の対象として指定されていること。

オ　ミニマム・アクセス機会を実施期間（千九百九十五年に開始する六年間）の初年度国内消費量の四パーセントから毎年〇・八パーセントずつ増やし最終年度に八パーセントにすること。

(5)　特例措置の継続の可否についての交渉は、特例措置の実施期間終了一年前に開始され、継続が合意された場合、加盟国は、追加的かつ受入れ可能な譲許を与えること。終了する場合、指定産品は、通常の関税の対象となり、その関税は、特例措置が終了する年の開始時から及びその後において、実施期間を通じて少なくとも十五パーセントの引下げが毎年均等に分割して実施されていたならば適用されていたであろう税率が適用されること。

(6)　加盟国は、国内助成及び輸出補助金

を一定の条件で削減すること。

(三) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定

この協定は、衛生植物検疫措置が、貿易に対する悪影響が最小限となるような態様でかつ国際的な基準、指針及び勧告に基づき、調和のとれた態様でとられることを促進するものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1) 加盟国は、衛生植物検疫措置を、国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとること。ただし、科学的に正当な理由がある場合等においては、加盟国は、国際的な基準等よりも高い保護の水準をもたらす措置を導入し又は維持することができること。

(2) 輸入国は、輸出国の衛生植物検疫措置が自国又は第三国の措置と異なる場合であっても、輸入国の適切な保護の水準を達成することを輸出国が客観的に証明するときは、輸出国の措置を同等なものとして認めること。

(四) 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定

この協定は、これまで繊維製品の国際貿易に関する取極（ＭＦＡ）という繊維貿易独自のルールの下に置かれてきた繊維製品の国際貿易を段階的に千九百九十四年のガットに統合することにより、その一層の自由化を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1) ＭＦＡに基づいて維持又は通報されている数量制限は、ＷＴＯ協定の発効の日の後六十日以内に繊維・繊維製品監視機関に通報され、千九百四十七年のガットの締約国間で維持されている当該数量制限は、ＷＴＯ協定の発効の日からこの協定により規律されることとなる日までの間に段階的に廃止すること。

(2) ＷＴＯ協定の発効の日から六十日以内に通報されない制限は、直ちに終了すること。

(3) 加盟国は、ＷＴＯ協定の発効の日に、千九百九十年における自国の繊維及び繊維製品（衣類を含む。）の総輸入量の十六パーセント以上の産品を千九百九十四年のガットに統合し、残りの産品については、十年間で段階的に統合すること。

(五) 貿易の技術的障害に関する協定

この協定は、各国が制定している規格及び適合性評価手続が貿易に対する不必要な障害とならないようにし、もって国際貿易の一層の拡大を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

中央政府機関は、輸入産品について同種の国内産品及び他の国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でないように、かつ、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことのないように強制規格を立案し、制定し及び適用すること。

(六) 貿易に関連する投資措置に関する協定

この協定は、貿易に対し制限的及び阻害的な影響をもたらす投資措置を規律することにより、世界貿易の拡大及び漸進的自由化を促進し並びに国境を越える投資を容易にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1) この協定は、物品の貿易に関連する投資措置についてのみ適用すること。

(2) いかなる加盟国も、千九百九十四年のガットの第三条（内国民待遇）又は第十一条（数量制限の一般的廃止）の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならないこと。

(3) 加盟国は、ＷＴＯ協定の発効の日から九十日以内に、この協定に適合しない貿易関連投資措置であって現にとられているすべてのもの及びその概要を物品の貿易に関する理事会に通報し、自己が通報したすべての貿易関連投資措置は、加盟国の経済発展状況に応じて一定の期間内に廃止されること。

(七) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（ダンピング防止協定）

この協定は、千九百九十四年のガット第六条の解釈及び実施のための手続を精緻化し、ダンピング防止措置の運用に関する基準を一層明確化したものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1) ある産品の輸出価格が輸出国における同種産品の通常の商取引における比較可能な価格等よりも低い場合、その産品はダンピングされるものとみなされること。

(2) 損害の決定は、ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種産品の価格に及ぼす影響並びに同種産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行うこと。

(3) ダンピング防止税の賦課及びその額の決定は、輸入加盟国の当局によって行われ、税の額は、ダンピングの価格差に相当する額を超えてはならないこと。

(4) ダンピング防止税は、損害を与えているダンピングに対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有し、確定的なダンピング防止税は、原則として、その賦課の日等から五年以内に撤廃されること。

(八) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（関税評価協定）

この協定は、公正、画一的かつ公平な関税評価のための制度を確立することにより恣意的な又は架空の関税評価手続を排除することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

輸入貨物について一定の条件が満たされる場合には、輸入貨物の取引価額を輸入貨物の課税価額とすること。

(九) 船積み前検査に関する協定

この協定は、輸入貨物の品質、数量又は価格を審査するために必要である限りにおいて開発途上国が船積み前検査を利用する必要性を認めた上で、公正な価格の審査、迅速かつ透明な手続等を確保するとともに、船積み前検査の機関と輸出者との間の紛争を迅速に解決する独立の審査手続を定めることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1) 利用加盟国は、船積み前検査の活動が無差別な態様で実施されること並びにその活動の実施に当たって用いられる手続及び基準が客観的であり、かつ、その活動により影響を受けるすべての輸出者に対して平等に適用されること等を確保すること。

(2) 輸出加盟国は、船積み前検査の活動に関する自国の法令を無差別に適用することを確保し、船積み前検査の活動に関する適用可能なすべての法令を速やかに公表すること。

(十) 原産地規則に関する協定

この協定は、原産地規則が貿易に対す

る不必要な障害とならないよう、原産地規則の作成及び適用について、公平性、透明性、予見可能性、一貫性及び中立性を確保することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1)　加盟国は、原産地規則の調和のための作業計画が完了するまでの経過期間において、原産地規則を一貫性のある、一律の、公平な、かつ、合理的な態様で運用すること等の規律を確保し、経過期間後においては、作業計画の実施に当たり、経過期間における規律と同様の規律を確保するとともに、原産地として決定される国は、物品が完全に生産された国又は最後の実質的な変更が行われた国のいずれかとすること等の規律を確保すること。

(2)　加盟国は、WTO協定が自国について効力を生じた日に有効な自国の原産地規則等をWTO事務局に提出し、経過期間中の原産地規則の変更等を事前に公告すること。

(ヒ)　輸入許可手続に関する協定

この協定は、各国が採用する輸入許可手続についての共通の基準を定めるとともに、各国に対し輸入許可手続に関連する情報を開示する義務を課し、輸入許可手続の簡易化及び公正かつ衡平な運用並びに関連する規則の透明性を確保することにより、輸入許可手続による貿易阻害的な効果を最小限に抑えることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1)　自動輸入許可とは、申請に対する承認がすべての場合に与えられる輸入許可で、かつ、一定の要件を満たすものをいい、その手続は、輸入制限的効果を有することとなる方法で運用してはならず、その導入を必要とした事情が存続する間継続することができること。

(2)　非自動輸入許可は、輸入制限を課することによって生ずる貿易制限的又は貿易阻害的な効果等を有するものであってはならないこと。

(ミ)　補助金及び相殺措置に関する協定

この協定は、輸出補助金の禁止等補助金に関する一定の規律を定めるとともに、相殺関税の賦課に関する手続を精緻化したものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1)　特定の企業若しくは産業等に対し明示的に限定された特定性を有する補助金のうち輸出が行われることに基づいて交付される補助金及び輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて交付される補助金は、禁止し、加盟国は、そのような補助金を交付し又は維持してはならないこと。

(2)　加盟国は、特定性を有する補助金によって他の加盟国の国内産業に対する損害及び他の加盟国の利益に対する著しい害等の悪影響を及ぼすべきではなく、そのような補助金は相殺関税の対象となること。

(3)　特定性を有しない補助金及び特定性を有する補助金で一定の条件を満たす補助金は、相殺関税の対象とならないものとみなすこと。

(4)　相殺関税は、この協定及び農業協定に従って開始し、実施する調査に基づいてのみ課することができること。

(ム)　セーフガードに関する協定

この協定は、千九百九十四年のガット第十九条（特定の産品の輸入に対する緊急措置）に定める規律を明確なものとし及び強化することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(1)　加盟国は、ある産品が、同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で、及びそのような条件で輸入されていることがこの協定に従って決定された場合に限って、セーフガード措置をとることができること。

(2)　セーフガード措置は、重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な期間においてのみとることができ、一年を超える措置は、適用期間中に漸進的に緩和すること。

(3)　千九百四十七年のガットに基づいてとられた既存のセーフガード措置は、適用開始の日の後八年以内の日又はWTO協定の発効の日の後五年以内の日のいずれか遅い日までに終了させること。

(4)　加盟国は、輸出自主規制、市場の秩序を維持するための取決めその他輸出又は輸入の面における同様の措置をとろうとし、とり又は維持してはならず、既存のこのような措置は、関係加盟国の計画に従って、四年を超えない期間内に段階的に撤廃されること。

2　附属書一B　サービスの貿易に関する一般協定

この協定は、透明性及び漸進的な自由化を確保しつつサービス貿易を拡大すること並びにすべての参加国の経済成長及び開発途上国の発展を促進する手段として、サービス貿易に関する原則及び規則の多角的枠組みを設定することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(イ)　この協定の適用上のサービス貿易とは、加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービスの提供及び加盟国の領域内におけるサービスの提供で他の加盟国の消費者に対して行われるもの等をいうこと。

(ロ)　加盟国は、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、最恵国待遇及び内国民待遇を与えること。

(ハ)　加盟国は、この協定の運用に影響を及ぼす一般的な措置及び国際協定に係る情報を公表し又は公に利用可能なものとし、他の加盟国からの情報提供の要請に応ずるための照会所を設置すること。

(ニ)　加盟国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用される措置が合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること。

(ホ)　加盟国は、独占的なサービス提供者が独占的なサービスを提供するに当たり最恵国待遇を与える義務及び特定の約束に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保すること。

(ヘ)　加盟国は、市場アクセスに関し、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、特定した制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与え、約束を行った分野において、約束表で別段の定めをしない限り、サービス提供者の数及び取引総額又は資産総額の制限等を行ってはならないこと。

3　附属書一C　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

この協定は、知的所有権の保護を促進し並びに知的所有権を行使するための措置及び手続が貿易の障害とならないことを確保するものであり、その主な内容は次のとお

りである。

(一) 加盟国は、工業所有権の保護に関するパリ条約の主要な規定を遵守し、知的所有権の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇をすべての加盟国の国民に対し与えること。

(二) 加盟国は、著作権及び関連する権利について、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の主要な規定を遵守し、コンピュータ・プログラムは、ベルヌ条約に定める文学的著作物として、また、データその他の素材の編集物は知的創作物として保護されること。

(三) ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係るものから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとし、登録商標権者に与えられる権利の内容、周知商標の保護、商標の保護期間、商標の使用が他の商標との併用など特別な要件によって不当に妨げられてはならないこと。

(四) 加盟国は、地理的表示に関して、真正の原産地について公衆を誤認させるような方法での表示及び不正競争行為を構成する使用を防止するための法的手段を確保すること。

(五) 特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明について与えられ、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかを差別することなく特許が与えられ、特許権が享受されること。

(六) 加盟国は、集積回路の回路配置について、集積回路についての知的所有権に関する条約の主要な規定に従って保護を定めること。

(七) 加盟国は、知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置がとられることを可能にするため、知的所有権の行使手続を国内法において確保すること。

(八) 加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めること。

(九) 知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止に関する法令及び最終的な司法上の決定等は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法で公表し又は公に利用可能なものとし、貿易関連知的所有権理事会に通報されること。

九　附属書二　紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

この了解は、千九百四十七年のガット並びに東京ラウンドの結果作成された諸協定の下における紛争解決に係る規則及び手続を改善し強化するため、この了解に従わない一方的な措置をとってはならないことの明文化、手続における自動性の向上及び期限の明確化、上級委員会への申立ての制度の新設等を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この了解に定める規則及び手続は、対象協定（ＷＴＯ協定、その附属書三を除く多角的貿易協定及び複数国間貿易協定）の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争について適用されること。

2　この了解に定める規則及び手続等を運用するため、紛争解決機関を設置し、同機関は、小委員会及び上級委員会の報告の採択、対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の承認等についての権限を有し、同機関の決定は、コンセンサス方式によって行うこと。

3　対象協定に従って協議の要請を受けた加盟国は、その要請を受けた日の後三十日以内に協議を開始し、六十日以内に紛争を解決することができない場合には、申立てをした紛争当事国（申立国）は、小委員会の設置を要請することができること。

4　申立国が要請する場合、小委員会を設置しないことが紛争解決機関でコンセンサス方式により決定されない限り、小委員会を設置すること。

5　小委員会の報告は、加盟国への送付の後六十日以内に、紛争解決機関で採択されること。ただし、紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を同機関に正式に通報し又は同機関がその報告を採択しないことをコンセンサス方式によって決定する場合は、この限りではないこと。

6　紛争解決機関は、小委員会が取り扱った問題についての申立てを審理するための常設の上級委員会を設置すること。

7　紛争当事国が上級委員会への申立ての意思を正式に通報した日から上級委員会がその報告を送付する日までの期間は、原則として六十日を超えてはならないこと。また、紛争解決機関は、上級委員会の報告を、加盟国への送付の後三十日以内に採択し、紛争当事国は、これを無条件で受諾すること。

8　小委員会又は上級委員会により違反等があると認定された時、申立国は、まず、違反があると認定された同一の分野で対抗措置をとることができるが、この措置が効果的でないと認めた場合、同一の協定のその他の分野で対抗措置をとることができること。更に、それでも効果的でなく、かつ、十分重大な事態が存在すると認めた場合、その他の対象協定に関する分野で対抗措置をとることができること。

十　附属書三　貿易政策検討制度

この制度は、すべての加盟国がその貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し並びに理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　貿易政策に関する検討を実施するため、貿易政策検討機関を設置し、すべての加盟国の貿易政策及び貿易慣行を定期的な検討の対象とすること。

2　加盟国は、可能な限り最高度の透明性を確保するため、定期的に貿易政策検討機関に報告を行うこと。

3　貿易政策検討機関は、ＷＴＯ協定の発効の後五年以内に、この制度の運用についての評価を行うこと。

なお、本協定は、ウルグァイ・ラウンドの多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書の3に従って閣僚が決定する日に効力を生ずることになっており、千九百四十七年のガット加盟国で、本協定が効力を生ずる日の前に受諾する国については、本協定が効力を生ずる日に、また、本協定が効力を生じた後に受諾する国については、受諾した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。また、すべての国は、ＷＴＯとの間において合意した条件により本協定に加入することができることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

第二　本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国が世界の主要な貿易国であることにかんがみ、多角的貿易体制の発展に寄与するとともに、我が国の国民生活に多大の利益をもたらすこととなる見地から極めて有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成六年十月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律

（著作権法の一部改正）

第一条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演

イ　世界貿易機関の加盟国において行われる実演

ロ　次条第四号に掲げるレコードに固定された実演

ハ　第九条第四号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

第八条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード

イ　世界貿易機関の加盟国の国民（当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード

ロ　レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

第九条に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送

イ　世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ　世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われる放送

第五十八条中「加盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を、「同条約」の下に「又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を加える。

第九十五条第一項中「実演（」の下に「第七条第一号から第五号までに掲げる実演で」を加える。

第百二十一条の二第二号中「実演家等保護条約の締約国の国民」の下に「、世界貿易機関の加盟国の国民」を加える。

附則第十五条の二を削る。

（万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正）

第二条　万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「ベルヌ条約等」を「ベルヌ条約等」に改め、同条中「加盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を、「同条約」の下に「又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該著作物となる前に第五条第一項の許可を受けた者及び当該許可に係る翻訳物に対する同条から第八条までの規定の適用については、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日の翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（著作隣接権に関する規定の適用）

2　第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の二第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。

一　世界貿易機関の加盟国において行われた実演

二　次に掲げるレコードに固定された実演

イ　世界貿易機関の加盟国の国民（当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）をレコード製作者とするレコード

ロ　レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

三　次に掲げる放送において送信された実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されたものを除く。）

イ　世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

ロ　世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

3　前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の二第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4　次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十七条の二第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）附則第二項、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一　新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの

イ　世界貿易機関の加盟国の国民をレコード製作者とするレコード

ロ　レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

二　新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（附則第六項において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うもの

5　新法第九条第三号に掲げる放送で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定の適用については、平成元年改正法附則第二項の規定は、適用しない。

一　世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

二　世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

（外国原盤商業用レコードの複製等についての経過措置）

6　新法第百二十一条の二の規定は、著作権法の

施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が世界貿易機関の加盟国の国民（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の国民（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）である場合を除く。）であるレコード製作者からそのレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七号）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為であって、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

理由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演、レコード及び放送として、同協定により我が国が保護の義務を負う実演、レコード及び放送を追加するとともに、同協定により我が国が保護の義務を負う著作物について、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しない等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　著作権法の一部改正

(一)　保護を受ける実演、レコード及び放送として、世界貿易機関の加盟国（以下「加盟国」という。）に係る実演、レコード及び放送を加えること。

(二)　加盟国を本国とする著作物に係る保護期間の特例を定めること。

(三)　加盟国に係る実演については、商業用レコードの二次使用料を受ける権利を付与しないこと。

(四)　外国の商業用レコード製造業者が加盟国のレコード製作者からそのレコードの原盤の提供を受けて製造した商業用レコードを、商業用レコードとして複製等する行為に対する罰則を定めること。

(五)　レコード保護条約により保護の義務を負うレコードに係る複製権についての経過措置を廃止すること。

2　万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正

加盟国を本国とする著作物については、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこと。

3　その他

(一)　この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が我が国について効力を生ずる日の翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二)　加盟国に係る実演、レコード及び放送に対する保護は、著作権法の施行後のものについて与えること。

(三)　その他関係規定の整備を行うこと。

二　議案の可決理由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結に伴い、同協定上の保護義務を果たすために必要な規定の整備を行うことは妥当なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演、レコード及び放送として、同協定により我が国が保護の義務を負う実演、レコード及び放送を追加するとともに、同協定により我が国が保護の義務を負う著作物について、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しない等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　著作権法の一部改正

(一)　保護を受ける実演、レコード及び放送として、世界貿易機関の加盟国（以下「加盟国」という。）に係る実演、レコード及び放送を加えること。

(二)　加盟国を本国とする著作物に係る保護期間の特例を定めること。

(三)　加盟国に係る実演については、商業用レコードの二次使用料を受ける権利を付与しないこと。

(四)　外国の商業用レコード製造業者が加盟国のレコード製作者からそのレコードの原盤の提供を受けて製造した商業用レコードを、商業用レコードとして複製等する行為に対する罰則を定めること。

(五)　レコード保護条約により保護の義務を負うレコードに係る複製権についての経過措置を廃止すること。

2　万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正

加盟国を本国とする著作物については、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこと。

3　その他

(一)　この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が我が国について効力を生ずる日の翌日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二)　加盟国に係る実演、レコード及び放送に対する保護は、著作権法の施行後のものについて与えること。

(三)　その他関係規定の整備を行うこと。

二　議案の可決理由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結に伴い、同協定上の保護義務を果たすために必要な規定の整備を行うことは妥当なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成六年十月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第十三条・第十四条）」を「（第十三条―第十三条の二）」に、「（第十四条の五）」を「（第十四条―第二十七条）」に改める。

第三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、第二号の次に次の一号を加える。

二の二　事業団以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

第三条第一項第三号中「売渡し」の下に「（前号の業務に該当するものを除く。）」を加える。

第十三条中「事業団は」の下に「、前項の規定によるほか」を加え、「こえて騰貴し」を「超えて騰貴し」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業団は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。

第十四条を次のように改める。

（輸入に係る指定乳製品等の事業団への売渡し）

第十四条　指定乳製品等につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあっては、その所有者）は、その輸入申告に係る指定乳製品等を事業団に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

一　事業団又は第四条第一項の規定による事業団の委託を受けた同項第二号に掲げる者が指定乳製品等を輸入するとき。

二　指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2　政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第三項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなった場合（農林水産省令で定める場合を除く。）にはその指定乳製品等を事業団に売り渡し、及びその指定乳製品等が事業団に売り渡されることを確保する旨の契約を事業団と締結しなければならない。

3　第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を事業団に提出してしなければならない。

4　指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書

の提出があった場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5　前項の事業団の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章中第十四条の次に次の四条を加える。

（輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額）

第十四条の二　前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての事業団の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

（輸入に係る指定乳製品等の売戻し）

第十四条の三　事業団は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

2　事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たって、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3　事業団は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たって、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

（輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額）

第十四条の四　前条第一項の規定による事業団の売戻しの価額は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、事業団の買入れの価額に加えて得た額とする。

2　第十四条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

（準用）

第十四条の五　前三条の規定は、第十四条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の事業団への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十四条の二中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

第十六条を次のように改める。

第十六条　事業団は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

一　指定乳製品の価格が安定指標価格に相当する額にこれに政令で定める割合を乗じて得た額を加えて得た額を超えて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二　指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第二十条第三項、第二十条の二及び第二十一条第二項中「の業務、同項第二号の業務並びに同号」を「から第二号の二までの業務並びに同項第二号」に改める。

第二十二条の見出しを「（大蔵大臣との協議）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十四条の前の見出し及び同条を削る。

第二十五条中「第二十三条第一項」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

第二十五条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十五条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正）

第三条　肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「の業務、同項第二号の業務若しくは同号」を「から第二号の二までの業務若しくは同項第二号」に改める。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、すべての乳製品の国境措置が関税化されることにかんがみ、新たな国際的規律の下で今後とも我が国酪農が期待される役割を果たし得るような存立基盤を確保し得るようにするため、畜産振興事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　事業団が原則として一元的に行っている指定乳製品等の輸入について、事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、これらの者が指定乳製品等を輸入する場合には、これを事業団に売り渡し、事業団は当該売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻すこととすること。これに伴い、事業団の買入れの価格、売戻しの価額等、事業団の当該業務の実施方法につき、所要の規定の整備を行うこと。

2　事業団が行う指定乳製品等の輸入に関して、現行の価格高騰時の輸入のほかに、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施により、現行アクセス機会に係る数量（生乳換算で約十三万七千トン）の指定乳製品等の輸入を事業団が行うこととなることに伴い、国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を事業団が輸入する旨の規定を追加すること。

3　事業団は、指定乳製品等の売渡しに関して、若しくは騰貴するおそれがあると認められる場合に加えて、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の

理　由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、畜産振興事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、乳製品の輸入に係る事情の変化に的確に対処するため、同事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針による場合にも、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができるように規定の整備を行うこと。

4　この法律は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、畜産振興事業団以外の者が指定乳製品等の輸入を行うことができるようにするとともに、乳製品の輸入に係る事情の変化に的確に対処するため、同事業団が行う指定乳製品等の輸入に係る調整の業務を整備する等の措置を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成六年十月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律

（繭糸価格安定法の一部改正）

第一条　繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「外国産生糸の輸入及び売渡し等に関する措置（第十二条の六―第十二条の十四）」を「生糸の輸入に係る調整等に関する措置（第十二条の六―第十二条の十七）」に、「第二十条」を「第十九条」に改める。

「第二節　外国産生糸の輸入及び売渡し等に関する措置」を「第二節　生糸の輸入に係る調整等に関する措置」に改める。

第十二条の六を次のように改める。

（事業団による生糸の輸入）

第十二条の六　事業団は、農林水産大臣の承認を受けて、生糸を輸入することができる。

第十二条の七の前の見出しを「（事業団による輸入に係る生糸の売渡し）」に改め、同条第一項中「前条第二項」を「前条」に改め、「外国産の」を削り、「第十二条の十二第一項」を「第十二条の十第一項」に、「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改め、同条第二項中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改める。

第十二条の八第一項中「（第二号に掲げる場合にあつては、一般競争入札その他の生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法）」を削り、「、輸入生糸」を「、輸入によって保有する生糸」に改め、同項第二号中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「第一号及び第二号」を削り、同条第三項中「輸入生糸」を「輸入によって保有する生糸」に改め、「価格は、」の下に「同項第二号の規定による売渡しについて」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4　事業団は、第一項第二号の規定による売渡しについて前項の農林水産大臣の承認を受けて定める価格で売り渡す場合には、絹業を営む者に対する売渡しを優先的に行うものとする。

第二章中第十二条の十四を第十二条の十七とする。

第十二条の十から第十二条の十三までを削る。

第十二条の九の前の見出しを削り、同条第一項中「及び前三条」を「、第十二条の六から第十二条の八まで及び第十二条の十一から前条まで」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十二条の十六とし、同条に見出しとして「（外国産繭等に関する措置）」を付する。

第十二条の八の次に次の七条を加える。

（輸入によって保有する生糸の売渡しをしない場合）

第十二条の九　事業団は、次の各号の一に該当するときは、第十二条の七の規定による売渡しをしないものとする。

一　その売渡しを受ける旨の申込みが農林水産省令で定める荷口を単位としていないとき。

二　その売渡しを受けることが買占めその他による不当の利得を目的として行われると認められるとき。

三　その他農林水産省令で定める相当の理由があるとき。

（輸入によって保有する生糸の買換え）

第十二条の十　事業団は、輸入によって保有する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、予算の範囲内において、これを同一の種類及び数量の生糸に買い換えることができる。

2　前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行わなければならない。

（輸入に係る生糸の事業団への売渡し）

第十二条の十一　生糸につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る生糸の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下この項において「生糸輸入申告者等」という。）は、その輸入申告に係る生糸を事業団に売り渡さなければならない。ただし、生糸輸入申告者等が事業団、事業団法第二十九条の規定により事業団の委託を受けた者その他政令で定める者である場合は、この限りでない。

2　前項の規定による生糸の売渡しは、当該生糸に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

3　生糸についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4　前項の事業団の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

（輸入に係る生糸の買入れの価格）

第十二条の十二　前条第一項の規定による売渡しに係る生糸についての事業団の買入れの価格は、当該生糸について輸入申告をすべき価格とする。

（輸入に係る生糸の売戻し）

第十二条の十三　事業団は、第十二条の十一第一項の規定による生糸の売渡しをした者に対し、その生糸を売り戻さなければならない。

2　事業団は、第十二条の十一第一項の規定による生糸の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る生糸を買い戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3　事業団は、第十二条の十一第一項の規定による生糸の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

（輸入に係る生糸の売戻しの価格）

第十二条の十四　前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、一キログラムにつき三千九百十円を第十二条の十二の規定による事業団の買入れの価格に加えて得た額とする。

2　前項の規定にかかわらず、第十二条の十一第一項の規定による輸入申告に係る生糸の輸入が次条第一項の認定を受けたものであるときは、前項に規定する事業団の売戻しの価格は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、当該生糸の輸入が生糸の時価に悪影響を及ぼさないことを旨として一キログラムにつき三千九百十円を超えない範囲内で農林水産大臣が定める額を同項に規定する事業団の買入れの価格に加えて得た額とする。

3　前項の農林水産大臣が定める額は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

第十二条の十五　絹業を営む者又はその団体は、生糸を輸入しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その輸入が絹業の健全な発展を通じて生糸の需要の増進に資する見地から特に必要なものである旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2　農林水産大臣は、前項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一　その申請に係る生糸の輸入により、国内における生糸の需給が均衡を失し又は失するおそれがないこと。

二　絹業の健全な発展を通じて生糸の需要の増進に資するために前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格を調整することが必要なものであること。

三　その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第十六条中「第十二条の六第二項及び第十二条の九第三項の承認」を「第十二条の十四第二項の農林水産大臣が定める額の決定及び第十二条の十五第一項の認定」に改める。

第十七条を削る。

第十八条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「前二条」を「前条」に、「各本条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条を第十九条とする。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正）

第二条　蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号ハ中「外国産の生糸、繭又は繭短繊維」を「生糸」に、「輸入生糸又は同法第十二条の十に規定する輸入繭等」を「輸入によって保有する生糸」に、「及び外国産の繭（買換えにより保有する繭を含む。）の加工又は生糸との交換」を「並びに同法第十二条の十一に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し」に改め、同号ニ中「、繭又は繭短繊維」を「又は繭」に改める。

第二十九条中「外国産の」及び「、繭又は繭短繊維」を削る。

第三十六条第五項中「充てる場合」の下に「並びに繭糸価格安定法第十二条の十一第一項の規定による買入れ及び同法第十二条の十三第一項の規定による売戻しの業務に必要な経費に充てる場合」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　事業団は、繭糸価格安定法第十二条の十一第一項の規定による売渡し及び同法第十二条の十三第一項の規定による売戻しの対価の差額を蚕糸業振興資金に充てるものとする。

第四十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十九条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第七号中「第三十六条第五項」を「第三十六条第六項」に改める。

第五十条中「五万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

（繭糸価格安定法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際第一条の規定による改正前の繭糸価格安定法（以下「旧法」という。）第十二条の六第二項の規定による輸入によって蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）が保有する生糸（旧法第十二条の十二第一項の規定による買換えによって事業団が保有する生糸を含む。）は、第一条の規定による改正後の繭糸価格安定法第十二条の六の規定による輸入によって事業団が保有する生糸とみなす。

第三条　第二条の規定による改正前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法第二十九条の規定により事業団の輸入に関する業務の委託が行われた生糸であってこの法律の施行の際現に輸入されていないものの売渡しについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、蚕糸砂糖類価格安定事業団以外の者が生糸の輸入を行うことができるようにするとともに、生糸の価格の安定を図り、蚕糸業の経営の安定に資するため、同事業団が輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの業務を行うこととし、その買入れ及び売戻しの対価の差額を蚕糸業振興資金に充てるものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、蚕糸砂糖類価格安定事業団以外の者が生糸の輸入を行うことができるようにするとともに、生糸の価格の安定を図り、蚕糸業の経営の安定に資するため、同事業団が輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの業務を行うこととし、その買入れ及び売戻しの対価の差額を蚕糸業振興資金に充てる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　繭糸価格安定法の一部改正

(一)　蚕糸砂糖類価格安定事業団の生糸の一元輸入制度を改め、事業団以外の者でも関税相当量を支払えば生糸を輸入できることとすること。

(二)　事業団による事業団以外の者が輸入する生糸の買入れ及び売戻し措置の導入

(1)　事業団以外の者が輸入する生糸について、事業団がいわゆる瞬間タッチ方式による買入れ及び売戻しを行いその価格を調整するとともに、輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの対価の差額（売買差額）を事業団が徴収することとすること。

(2)　実需者による需給上必要な輸入量については、(一)の売買差額を減額することとすること。

(三)　事業団以外の者が関税相当量を支払えば外国産繭等を輸入できることとすること。

2　蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正

(一)　事業団が徴収した売買差額については、

事業団の蚕糸業振興資金に充てるものとすること。

㈡　外国産繭等について事業団が一元的に輸入できる規定を削除すること。

3　附則

この法律は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、蚕糸砂糖類価格安定事業団以外の者が生糸の輸入を行うことができるようにするとともに、生糸の価格の安定を図り、蚕糸業の経営の安定に資するため、同事業団が輸入に係る生糸の買入れ及び売戻しの業務を行うこととし、その買入れ及び売戻しの対価の差額を蚕糸業振興資金に充てるものとする等の措置を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

農産物価格安定法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成六年十月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

農産物価格安定法の一部を改正する法律

農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「売渡及び」を「売渡し及び」に改め、同条第二項中「売渡」を「売渡し」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項中第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二　前号に掲げる場合のほか、生産者団体が農林水産大臣の承認を受けた用途又は販路に向けるため当該生産者団体に対し売り渡すとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、農産物等の需要の増進に資する場合であつて省令で定めるとき。

四　政府の保管する農産物等の数量が省令で定める数量を超えるに至つたとき。

五　政府の保管する農産物等の保管期間が省令で定める期間を超えるに至つたとき。

附　則

この法律は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

理　由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、政府が買い入れた農産物等を農林水産大臣の定める価格で売り渡すことができる場合についての規定を拡充する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、政府が買い入れた農産物等を農林水産大臣の定める価格で売り渡すことができる場合についての規定を拡充しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　政府が買い入れた農産物等の売渡しに関し、例外的に農林水産大臣の定める価格で売り渡すことができる場合についての規定を拡充し、次の場合にも売り渡すことができるものとすること。

㈠　既存の用途又は販路向けであるが、でん粉の需要増進に資すると認められるとき

㈡　政府在庫が一定の数量を超えるとき

㈢　政府在庫の保管期間が一定の期間を超えるとき

2　この法律は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、政府が買い入れた農産物等を農林水産大臣の定める価格で売り渡すことができる場合についての規定を拡充しようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

特許法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成六年十月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

特許法等の一部を改正する法律

（特許法の一部改正）

第一条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十二条」を「第百十二条の三」に、「第百八十四条の十六」を「第百八十四条の二十」に改める。

第二条第三項第一号中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする」に改め、同項第三号中「譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第四条第一項中「又は第百二十一条第一項」を「、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」に改める。

第六条第一項第三号及び第四号並びに第二項中「、第百二十五条の二第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十五条の二第一項」に改める。

第十七条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次条から第十七条の五まで及び第六十四条（第百五十九条第二項及び第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第百二十六条第一項の審判若しくは第百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

第十七条第二項を次のように改める。

2　第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。

第十七条第四項中「第一項本文及び前項の規

定による」を「手続の」に改め、「するには」の下に「、次条第二項（第十七条の三第四項及び第六十四条第四項（第百五十九条第二項及び第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き」を加える。

第十七条の二の前に見出しとして「（願書に添付した明細書又は図面の補正）」を付し、同条第一項中「特許出願の日から一年三月を経過した後」及び「、次に掲げる場合に限り」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

第十七条の二第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項を次のように改める。

2　第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しなければならない。

第十七条の二第四項中「第百二十六条第三項」を「第百二十六条第四項」に、「前項」を「前項第二号」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「において準用する前条第二項」を削り、「第一項第四号及び第五号」を「第一項第二号及び第三号」に改め、同項第一号中「第三十六条第五項第二号」を「第三十六条第五項」に改め、同項第二号を次のように改め、同項を同条第四項とする。

二　特許請求の範囲の減縮（第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。）

第十七条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

第十七条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、その補正は次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　特許請求の範囲の減縮

二　誤記又は誤訳の訂正

三　明りようでない記載の釈明

第十七条の三第二項中「添付した明細書又は図面」の下に「（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面））を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第百二十六条第二項」を「第百二十六条第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4　前条第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正を目的とするものに準用する。

第十七条の三の次に次の二条を加える。

（要約書の補正）

第十七条の四　特許出願人は、特許出願の日（第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十五条の二第一項において同じ。）から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

（訂正に係る明細書又は図面の補正）

第十七条の五　第百二十三条第一項の審判の被請求人は、第百三十四条第一項、同条第五項において準用する第百六十五条又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

2　第百二十六条第一項の審判の請求人は、第百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、第百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

第二十七条第一項第一号中「消滅」の下に「、回復」を加える。

第二十九条の二第一項中「図面」の下に「（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）」を加え、同条第二項を削る。

第三十条第三項中「、パリ条約の同盟国」の下に「若しくは世界貿易機関の加盟国」を加え、「以外の国」を「若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国」に改める。

第三十二条中「次に掲げる」を「公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある」に改め、同条各号を削る。

第三十六条第四項中「説明には」を「説明は、通商産業省令で定めるところにより」に改め、「容易に」を削り、「、その発明の目的、構成及び効果を」を「明確かつ十分に、」に改め、同条第六項を削り、同条第五項第二号を次のように改める。

二　特許を受けようとする発明が明確であること。

第三十六条第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

三　請求項ごとの記載が簡潔であること。

第三十六条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項第四号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二　特許を受けようとする者は、前条第二項の明細書、必要な図面及び要約書

に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書に記載すべきものとされる事項を通商産業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国語で記載した書面（以下「外国語書面」という。）並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外国語で記載した書面（以下「外国語要約書面」という。）を願書に添付することができる。

2　前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願（以下「外国語書面出願」という。）の出願人は、その特許出願の日から二月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

3　前項に規定する期間内に外国語書面（図面を除く。）の同項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、取り下げられたものとみなす。

4　第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

第三十七条第二号中「構成に欠くことができない」を「請求項に記載する」に改める。

第三十九条第五項中「前四項」を「第一項から前項まで」に改める。

第四十条中「第十七条の三第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項若しくは第四項」を「第十七条の三第一項ただし書若しくは第三項又は第六十四条第一項ただし書若しくは第三項」に改める。

第四十一条第一項中「図面」の下に「（先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）」を加え、同条第二項中「添付した明細書又は図面」の下に「（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）」を加え、「パリ条約第四条D(1)」を「第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項において準用する場合を含む。）」に、「第二十九条の二第一項本文」を「第二十九条の二本文」に、「第百二十六条第四項（第十七条の二第五項及び第百三十四条第五項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」の下に「（外国語書面出願にあつては、外国語書面）」を、「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」の下に「（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）」を加え、「パリ条約第四条D(1)」を「第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「第二十九条の二第一項本文」を「第二十九条の二本文」に、「第三条の二第一項本文」を「第三条の二本文」に改め、同項後段を削る。

第四十三条第二項第三号中「前項」の下に「又は次条第一項若しくは第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三条の二　次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

世界貿易機関の加盟国	日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）
パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国	世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）

2　パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

3　前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

第四十四条第一項中「添附した」を「添付した」に改め、「時又は」を削り、同条第二項ただし書中「第三十条第四項」の下に「、第三十六条の二第二項」を加え、「前条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、「第二項」の下に「（前条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十九条第一号中「第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を「第十七条の二第三項」に改め、同条第四号中「第五項及び」を削り、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号」を「第十七条の二第一項第二号」に改める。

第五十二条第三項中「取り下げられ」を「、取り下げられ、」に改め、「みなされたとき」の下に「（更に第百十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。）」を加える。

第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」を「第十七条の二第一項第二号」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改める。

第五十四条第一項中「添附した」を「添付した」に、「第六十四条」を「第六十四条第一項から第三項まで」に改める。

第五十五条第一項ただし書中「第三十六条第五項第三号又は第三十七条」を「第三十六条第六項第四号若しくは第三十七条に規定する要件を満たしていないこと又はその特許出願が外国語書面出願である場合において、その特許出願の願書に添付した明細書若しくは図面についてした補正が第十七条の二第三項」に改める。

第六十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その補正は次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　特許請求の範囲の減縮

二　誤記又は誤訳の訂正

三　明りようでない記載の釈明

第六十四条第二項中「添付した明細書又は図面」の下に「（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（外国語書面出願にあつては、外国語書面））」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第百二十六条第二項」を「第百二十六条第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4　第十七条の二第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正を目的とするものに準用する。

第六十五条の二第二項ただし書中「又は第五号」を「から第六号まで」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項

第六十七条第一項中「出願公告」を「特許出願」に、「十五年」を「二十年」に改め、同項ただし書

を削る。

第七十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合においては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

第八十条第一項中「又は第百八十四条の十五第一項」を削り、「第百二十三条第一項各号」を「同項各号」に改める。

第九十条の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「裁定により」を「規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなったとき、又は」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第八十五条第一項」に、「、前項の場合」を「前項の規定による裁定の取消しに、第八十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消し」に改める。

第九十四条第一項及び第二項中「若しくは第九十二条第三項」を「、第九十二条第三項」に改め、「第四項」の下に「若しくは前条第二項」を加え、同条第三項中「第八十三条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、「及び相続その他の一般承継の場合」を削り、同条第四項中「若しくは第四項」を削り、「に従って」を「が実施の事業とともに移転したときはこれらに従って」に、「消滅したときは、」を「実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第九十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権に従って移転し、その特許権、実用新案権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

第百一条各号中「において」の下に「、業として」を加え、「業として生産し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第百七条第一項中「特許料として、」の下に「出願公告の日から」を加え、同項の表中

第十九年及び第二十年	一請求項につき六万七千二百円を加えた額

を

第十九年及二十年	一請求項につき六万七千二百円を加えた額
第十九年から第二十一年まで	毎年六十四万九千六百円につき六万七千二百円を加えた額
第二十二年から第二十五年まで	毎年百二十九万九千二百円につき十三万四千四百円を加えた額

に改める。

第四章第三節中第百十二条の次に次の二条を加える。

（特許料の追納による特許権の回復）

第百十二条の二　前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかったものとみなされた特許権の原特許権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかったときは、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあっては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。

2　前項の規定による特許料及び割増特許料の追納があったときは、その特許権は、第百八条第二項本文に規定する期間の経過の時若しくは存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼって存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

（回復した特許権の効力の制限）

第百十二条の三　前条第二項の規定により特許権が回復した場合において、その特許が物の発明についてされているときは、その特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。

2　前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一　当該発明の実施

二　特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

三　特許が方法の発明についてされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第百二十一条第二項中「責」を「責め」に改め、「十四日」の下に「（在外者にあっては、二月）」を加える。

第百二十三条第一項第一号中「第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたとき。

第百二十三条第一項第四号中「第五項（第三号を除く。）及び第六項」を「第六項（第四号を除く。）」に改め、同項第七号中「、第二項若しくは第三項」を「若しくは第二項から第四項まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

第百二十五条ただし書中「第百二十三条第一項第六号」を「第百二十三条第一項第七号」に改める。

第百二十六条第一項ただし書中「、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ」を削り、同項第二号中「誤記」の下に「又は誤訳」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項ただし書第一号」の下に「及び第二号」を加え、「構成される」を「特定される」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（外国語書面出願に係る特許にあつては、外国語書面））に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

第百三十四条第二項ただし書中「、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ」を削り、同項第二号中「誤記」の下に「又は誤訳」を加え、同条第五項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第百五十九条第一項中「第十七条の二第一項第四号」を「第十七条の二第一項第二号」に、「第五号」を「第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に、「第六十四条」を「第六十四条第一項から第三項まで」に、「第十七条の三」を「第十七条の三第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「第十七条の二第一項第四号」を「第十七条の二第一項第二号」に、「第五号」を「第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に改める。

第百六十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」を「第十七条の二第一項第二号」に、「第五号」を「第三号」に、「同項第四号」を「同項第二号」に、「第六十四条」を「第六十四条第一項から第三項まで」に、「第十七条の三」を「第十七条の三第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「第十七条の二第一項第二号」を「第十七条の二第一項第四号」に、「第五号」を「第三号」に、「同項第二号」を「同項第四号」に改める。

第百六十五条中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第百七十三条第二項中「責」を「責め」に改め、「十四日」の下に「（在外者にあつては、二月）」を加える。

第百七十五条第二項中「効力は、」の下に「当該審決が確定した後再審の請求の登録前における」を加え、同項各号を次のように改める。

一　当該発明の善意の実施

二　特許が物の発明についてされている場合において、善意に、その物の生産にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

三　特許が方法の発明についてされている場合において、善意に、その発明の実施にのみ使用する物を生産し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第百八十四条の二中「第百九十五条の三」を「第百九十五条の四」に改める。

第百八十四条の四第三項を削り、同条第二項中「前項」を「の翻訳文及び前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、外国語特許出願の出願人が条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

第百八十四条の四第四項を次のように改める。

4　第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

第百八十四条の四に次の一項を加える。

5　第百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

第百八十四条の五第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第百八十四条の六第二項中「明細書及び請求の範囲の出願翻訳文」を「国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文」に、「係る請求の範囲の出願翻訳文」を「係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文」に、「説明の出願翻訳文」を「説明の翻訳文」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第百八十四条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲とみなす。

第百八十四条の七の見出しを「（日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正）」に改め、同条第一項中「国際特許出願」を「日本語特許出願」に改め、「日本語特許出願に係る補正にあつては」及び「、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付した明細書に記載した特許請求の範囲について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

第百八十四条の七第三項中「国際特許出願」を「日本語特許出願」に改め、同条第四項を削る。

第百八十四条の八を次のように改める。

（条約第三十四条に基づく補正）

第百八十四条の八　国際特許出願の出願人は、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条(2)(b)の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2　前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第三十六条(3)(a)の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達され

たときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

3　第一項に規定する期間内に国際特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4　第二項の規定により外国語特許出願に係る願書に添付した明細書又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正は同条第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。

第百八十四条の九第二項第五号中「明細書、請求の範囲」を「第百八十四条の四第一項に規定する明細書」に、「出願翻訳文」を「翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文（同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）及び同条第四項に規定する翻訳文」に改め、同条第七項中「における」とあるのは「を」に、「における」とあるのは「、」に改め、「と、「第十七条の二第一項第一号又は」とあるのは「第十七条第一項又は第十七条の二第一項第一号若しくは」を削る。

第百八十四条の十六第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同条第二項第六号中「外国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「外国語書面及び外国語要約書面」とあるのは「第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約」とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加え、第九章中同条を第百八十四条の二十とする。

6　第百八十四条の三第二項、第百八十四条の六第一項及び第二項、第百八十四条の九第六項、第百八十四条の十二から第百八十四条の十四まで、第百八十四条の十五第一項、第三項及び第四項並びに第百八十四条の十七から前条までの規定は、第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百八十四条の十四及び第百八十四条の十五を削り、第百八十四条の十三を第百八十四条の十七とし、同条の次に次の二条を加える。

（拒絶理由等の特例）

第百八十四条の十八　外国語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び第百二十三条第一項の審判については、第四十九条第五号、第五十五条第一項ただし書並びに第百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第五号及び第百二十三条第一項第五号中「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

（訂正の特例）

第百八十四条の十九　外国語特許出願に係る第百二十六条第一項の審判及び第百三十四条第二項の規定による訂正の請求については、第百二十六条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第百八十四条の十一第一項中「（第百八十四条の八において準用する場合を含む。）」を「及び第百八十四条の八第二項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　外国語特許出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項及び第十七条の三第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあり、並びに第六十四条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第十七条の二第三項中「願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面）」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日（以下この項において「国際出願日」という。）における第百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項又は第四項の規定により千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）又は国際出願日における国際特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）（以下この項において「翻訳文等」という。）（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書若しくは図面）」と、第十七条の三第二項中「同条第一項の外国語書面」とあり、及び第六十四条第二項中「外国語書面」とあるのは「第百八十四条第二項中「外国語特許出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

3　国際特許出願の出願人は、第十七条の四の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

第百八十四条の十一を第百八十四条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特許要件の特例）

第百八十四条の十三　第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第二十九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願（第百八十四条の四第三項又は実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第

四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願を除く。）であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第百八十五条中「（第百八十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第百二十六条第四項」を「第百二十六条第五項」に改める。

第百八十六条第一号中「若しくは願書」を「、願書」に改め、「要約書」の下に「若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面」を加える。

第百九十三条第二項第四号を次のように改める。

四　出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面の補正（同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。）

第百九十三条第二項第五号中「除く。」の下に「又は回復（第百十二条の二第二項の規定によるものに限る。）」を加える。

第百九十五条第三項中「又は補正の却下」を削る。

別表第一号中「特許出願」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表中第十三号を第十五号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七	誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者
	一件につき一万九千円

別表第四号を同表第五号とし、同表第三号中「第百八十四条の十六第一項」を「第百八十四条の二十第一項」に改め、同号を同表第四号とし、同表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二	外国語書面出願をする者
	一件につき三万五千円

第二条　特許法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条）」を「第六十三条）」に、「（第六十五条の二・第六十五条の三）」を「（第六十四条・第六十五条）」に、「第五章　特許異議の申立て（第百十三条―第百二十条の六）」を「第五章　削除」に改める。

第四条第一項中「、第五十六条（第百六十三条第三項において準用する場合を含む。）」及び「若しくは第二項ただし書第一号」を削り、同条第二項を削る。

第五条第二項中「又は審査官」を削る。

第七条第四項中「法定代理人が」の下に「、その特許権に係る特許異議の申立て又は」を加え、「又は再審」を「若しくは再審」に改める。

第十七条第一項ただし書中「第十七条の五まで及び第六十四条（第百五十九条第二項及び第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百七十五条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十七条の二第一項中「出願公告をすべき旨の決定」を「特許をすべき旨の査定」に改め、同項第一号中「第百七十四条第一項」を「第百七十四条第二項」に改める。

第十七条の三を削る。

第十七条の四中「第六十五条の二第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条を第十七条の三とする。

第十七条の五中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第十七条の四とする。

特許権者は、第百二十条の四第一項及び同条第三項において準用する第百六十五条の規定により指定された期間内に限り、第百二十条の四第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

第十八条第一項中「若しくは第二項ただし書第一号」を削る。

第二十三条第一項中「中断し又は中止した審査」を「中断した審査、特許異議の申立てについての審理及び決定」に、「申立」を「申立て」に改める。

第二十四条中「、審査」の下に「、特許異議の申立てについての審理及び決定」を、「「審査」の下に「、特許異議ノ申立ニツイテノ審理及決定」を加える。

第二十八条第一項中「添附した」を「添付した」に改め、「旨の」の下に「決定若しくは」を加える。

第二十九条の二中「出願公告」を「第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十一条第二項中「第五十二条第二項（第百五十九条第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百六十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第六十五条の三第四項」を「第六十五条第五項」に改め、「第十七条の二第五項」の下に「、第百二十条の四第三項」を加え、同条第三項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改める。

第四十六条第三項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第四十七条第一項中「及び特許異議の申立」を削る。

第四十八条の六中「出願公告前」を削る。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

（特許査定）

第五十一条　審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

（査定の方式）

第五十二条　査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

2　特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

第五十二条の二を削る。

第五十三条第一項中「出願公告をすべき旨の決定」を「特許をすべき旨の査定」に改める。

第五十四条から第六十二条までを次のように改める。

（訴訟との関係）

第五十四条　審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2　訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第五十五条から第六十三条まで　削除

第六十四条及び第六十五条を削る。

第六十五条の二第一項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改め、同条第三項を次のように改め、第三章の二中同条を第六十四条とする。

3　特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

第六十五条の三第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第二項中「当該特許出願の出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第三項中「第五十二条第一項（第百五十九条第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百六十三条第三項において準用する場合を含む。）の権利及び」を削り、同条第四項中「第五十二条第三項及び第四項、第五十二条の二」を削り、「第百四条並びに」を「第百四条及び」に、「当該特許出願の出願公告」を「特許権の設定の登録」に、「民法第七百二十四条」を「同条」に、「当該特許出願ノ出願公告」を「特許権ノ設定ノ登録」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第六十五条とする。

4　出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかったものとみなされたとき（更に第百十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。）、第百十四条第二項の取消決定が確定したとき、又は第百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかったものとみなす。

第六十六条第三項を次のように改める。

3　前項の登録があったときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

一　特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　特許出願の番号及び年月日

三　発明者の氏名及び住所又は居所

四　願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容

五　願書に添付した要約書に記載した事項

六　特許番号及び設定の登録の年月日

七　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第六十六条に次の二項を加える。

4　第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

5　特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十七条の四中「第六十三条」を「第五十二条」に改める。

第百七条第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改める。

第百八条第一項中「（次項ただし書第一号において「特許査定等謄本送達日」という。）」を削り、同条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日（以下この項において「謄本送達日」という。）がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前三十日目に当たる日以後であるときは、その年の次の年から謄本送達日の属する年（謄本送達日から謄本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、謄本送達日の属する年の次の年）までの各年分の特許料は、謄本送達日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

第百八条第三項中「又は前項ただし書第一号」を削る。

第百十一条第一項第二号中「特許を」を「第百十四条第二項の取消決定又は特許を」に改め、同条第二項中「審決」を「第百十四条第二項の取消決定又は審決」に改める。

第百十二条第一項中「本文若しくはただし書第二号」を削り、同条第五項中「第二号」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章　特許異議の申立て

（特許異議の申立て）

第百十三条　何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号の一に該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一　その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたこと。

二　その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三　その特許が条約に違反してされたこと。

四　その特許が第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたこと。

五　外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと。

（決定）

第百十四条　特許異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2　審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めるときは、その特許を取り消すべき旨の決定（以下「取消決

定」という。）をしなければならない。

3　取消決定が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

4　審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めないときは、その特許を維持すべき旨の決定をしなければならない。

5　前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（申立ての方式等）

第百十五条　特許異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した特許異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　特許異議の申立てに係る特許の表示

三　特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

2　前項の規定により提出した特許異議申立書について第百十三条に規定する期間の経過後にする補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。

3　審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない。

4　第百二十三条第三項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。

（審判官の指定等）

第百十六条　第百三十六条第二項及び第百三十七条から第百四十四条までの規定は、第百十四条第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

（審理の方式等）

第百十七条　特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、特許権者、特許異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

2　第百四十五条第三項及び第四項、第百四十六条並びに第百四十七条の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

3　共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

（参加）

第百十八条　特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2　第百四十八条第四項及び第五項並びに第百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

（証拠調べ及び証拠保全）

第百十九条　第百五十条及び第百五十一条の規定は、特許異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。この場合において、同条中「読み替える」とあるのは、「、同法第三百三十六条中「裁判所ガ証拠調ニ依リテ心証ヲ得ルコト能ハザルトキハ」とあるのは「審判長ハ」と読み替える」と読み替えるものとする。

（職権による審理）

第百二十条　特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2　特許異議の申立てについての審理においては、審理することができない。

（申立ての併合又は分離）

第百二十条の二　同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2　前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

（申立ての取下げ）

第百二十条の三　特許異議の申立ては、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2　第百五十五条第三項の規定は、特許異議の申立ての取下げに準用する。

（意見書の提出等）

第百二十条の四　審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

2　特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　特許請求の範囲の減縮

二　誤記又は誤訳の訂正

三　明りようでない記載の釈明

3　第百二十六条第二項から第四項まで、第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項並びに第百六十五条の規定は、前項の場合に準用する。

（決定の方式）

第百二十条の五　特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一　特許異議申立事件の番号

二　特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三　決定に係る特許の表示

四　決定の結論及び理由

五　決定の年月日

2　特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

（審判の規定の準用）

第百二十条の六　第百三十三条、第百三十四条第四項、第百三十五条、第百五十二条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで及び第百七十条の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2　第百十四条第五項の規定は、前項において準用する第百三十五条の規定による決定に準用する。

第百二十三条第一項第一号の二を削る。

第百二十六条第一項中「特許権者は、」の下に「特許異議の申立て又は」を加え、同条第五項ただし書中「ただし、」の下に「特許が取消決定により取り消され、又は」を加える。

第百二十八条中「添附した」を「添付した」に改め、「、出願公告」を削る。

第百三十四条第四項中「を尋問する」を「及び参加人を審尋する」に改める。

第百五十九条第一項中「及び第五十四条」及び「と、第五十四条第一項中「第六十四条第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の三第一項

から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項まで（第百五十九条第二項及び第三項並びに第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「及び第六十四条」を削り、同条第三項中「から第五十二条の二まで、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十二条まで及び第六十四条」を削り、同項後段並びに同条第四項及び第五項を削る。

第百六十二条中「添附した」を「添付した」に改め、同条後段を削る。

第百六十三条第一項中「第四十七条第二項、」を削り、「、第五十四条及び第六十五条」を「及び第五十四条」に改め、「と、第五十四条第一項中「第六十四条第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の三第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項まで（第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」に」を削り、同条第二項中「及び第六十四条」を削り、同条第三項中「から第五十二条の二まで、第五十五条から第六十条まで及び第六十二条から第六十四条まで」を「及び第五十二条」に改め、同条第四項を削る。

第百六十四条第二項中「若しくは第五十四条第一項」及び「又は前条第三項において準用する第五十八条第一項の決定」を削る。

第百六十八条第一項中「ときは、」の下に「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。

第百七十一条第一項中「確定審決」を「確定した取消決定及び確定審決」に改める。

第百七十三条第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」を「取消決定又は審決」に改める。

第百七十四条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

第百十四条、第百十六条から第百二十条まで、第百二十条の四から第百二十条の六まで、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百五十四条、第百五十五条第一項及び第三項並びに第百五十六条の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

第百七十五条第一項中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に、「輸入し」を「輸入し、」に、「生産し」を「生産し、」に改め、同条第二項中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に改める。

第百七十六条中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に改める。

第百七十八条第一項中「審決又は」を「取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書又は」に改め、同条第二項中「当該」の下に「特許異議の申立てについての審理、」を加える。

第百八十四条の九第一項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改め、同条第三項中「第五十一条第四項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第四項中「第六十五条の二」を「第六十四条」に改め、同条第五項中「第五十一条第三項ただし書」を「第六十六条第三項ただし書」に改め、同条第六項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第七項中「第百九十三条第二項第四号」を「第百九十三条第二項第三号」に改める。

第百八十四条の十第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第二項中「第六十五条の三第二項から第四項まで」を「第六十五条第二項から第五項まで」に改める。

第百八十四条の十二第二項中「及び第十七条の三第二項」及び「あり、並びに第六十四条第二項中「外国語書面出願」と」を削り、「第十七条の二第三項」を「同条第三項」に改め、「、第十七条の三第二項中「同条第一項の外国語書面」とあり、及び第六十四条第二項中「外国語書面」とあるのは「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と」を削り、同条第三項中「第十七条の四」を「第十七条の二」に改める。

第百八十四条の十八中「第五十五条第一項ただし書」を「第百十三条第一号及び第五号」に改め、「と、第四十九条第五号」の下に「、第百十三条第五号」を加える。

第百八十四条の十九中「第百二十六条第一項の審判」を「第百二十条の四第二項」に改め、「訂正」の下に「並びに第百二十六条第一項の審判」を加え、「第百二十六条第二項」を「同条第二項」に改める。

第百八十四条の二十第五項中「第六十五条の二第一項」を「第六十四条第一項」に改める。

第百八十五条中「第五十二条第三項（第六十五条の三第四項」を「第六十五条第四項」に改め、「、第百五十九条第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百六十三条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第百十一条第一項第二号」の下に「、第百十四条第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九十三条第二項第四号」を「第百九十三条第二項第五号」に改める。

第百八十六条第一号及び第二号中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改める。

第百九十三条第二項第一号中「出願公告若しくは」を削り、同項第二号中「出願公告又は」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五　特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

六　特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決

七　訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）

第百九十四条第一項中「対し」の下に「、特許異議の申立て」を加える。

第百九十五条の四中「審決及び審判又は」を「取消決定又は審決及び特許異議申立書又は審判若しくは」に改める。

第百九十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百九十七条中「延長登録」の下に「、特許異議の申立てについての決定」を加える。

第百九十九条第二項中「査定」を「特許異議の申立てについての決定」に改める。

第二百一条中「若しくは第二項」を削る。

第二百二条中「第五十九条（第百六十三条第三項」を「第百十九条（第百七十四条第一項」に、「又は第百七十四条第一項から第三項まで」を「及び第百七十四条第二項から第四項まで」に改める。

別表中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一	特許異議の申立てをする者	一件につき八千七百円に一請求項につき千円を加えた額
十二	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき一万千円

（実用新案法の一部改正）

第三条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の十四」を「第四十八条の十六」に改める。

第二条第三項中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする」に改める。

第二条の二第四項中「第一項本文及び前項の規定による」を「手続の」に改める。

第三条の二第一項中「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改め、「図面」の下に「（同法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）」を加え、同条第二項を削る。

第五条第四項中「説明には」を「説明は、通商産業省令で定めるところにより」に改め、「容易に」を削り、「、その考案の目的、構成及び効果を」を「明確かつ十分に、」に改め、同条第六項を削り、同条第五項第二号を次のように改める。

二　実用新案登録を受けようとする考案が明確であること。

第五条第五項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

三　請求項ごとの記載が簡潔であること。

第五条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項第四号の実用新案登録請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに実用新案登録出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である記載となることを妨げない。

第六条第二号中「構成に欠くことができない」を「請求項に記載する」に改める。

第六条の二第三号中「第五条第五項第三号」を「第五条第六項第四号」に改める。

第八条第一項中「図面」の下に「（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）」を加え、同条第二項中「添付した明細書又は図面」の下に「（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）」を加え、「同項」を「前項」に、「特許法」を「同法」に、「パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条D(1)」を「同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第四十四条第一項若しくは第四十四条の二第一項本文」に、「第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」の下に「（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）」を加え、「同項」を「第一項」に、「特許法」を「同法」に、「パリ条約第四条D(1)」を「同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「第三条の二第一項本文」を「第三条の二本文」に、「第二十九条の二第一項本文」を「第二十九条の二本文」に改め、同項後段を削る。

第十条第三項ただし書中「第一項」の下に「（次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五項及び第六項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第十一条第一項中「第四十三条」の下に「から第四十四条まで」を加え、「手続」及び「第四十四条の」を「手続等及び」に改める。

第十四条第四項中「第五十一条第四項」を「第六十四条第三項」に改める。

第二十条第一項中「又は第百八十四条の十五第一項」を削り、「同法第百二十三条第一項各号」を「同項各号」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「若しくは第二十二条第三項」を「、第二十二条第三項」に改め、「第四項」の下に「若しくは前条第二項」を加え、同条第三項中「第二十一条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、「及び相続その他の一般承継の場合」を削り、同条第四項中「若しくは第四項」を削り、「に従つて」を「が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて」に、「消滅したときは、」を「実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

第二十八条中「登録実用新案」を「業として、登録実用新案」に、「業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（登録料の追納による実用新案権の回復）

第三十三条の二　前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2　前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

（回復した実用新案権の効力の制限）

第三十三条の三　前条第二項の規定により実用新案権が回復したときは、その実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登

録実用新案に係る物品には、及ばない。

2　前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一　当該考案の実施

二　当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第三十七条第一項第四号中「第五項（第三号を除く。）及び第六項」を「第六項（第四号を除く。）」に改める。

第三十九条第三項中「を尋問する」を「及び参加人を審尋する」に改める。

第四十一条中「及び第四項から第六項まで」を「、第五項及び第六項」に改める。

第四十四条第二項中「効力は、」の下に「当該審決が確定した後再審の請求の登録前における」を加え、同項各号を次のように改める。

一　当該考案の善意の実施

二　善意に、当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第四十五条中「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特許法第四条の規定は、前項において準用する同法第百七十三条第一項に規定する期間に準用する。

第四十八条の二中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第四十八条の四第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び」を「の翻訳文及び前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、外国語実用新案登録出願の出願人が条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

第四十八条の四第四項を次のように改める。

4　第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が条約第二十三条(2)又は第四十条(2)の規定による請求（以下「国内処理の請求」という。）をするときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

第四十八条の四に次の一項を加える。

5　特許法第百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

第四十八条の五第三項中「第二条の二第四項及び」を削り、「第百八十四条の五第四項」を「第百八十四条の五第三項」に改める。

第四十八条の六第二項中「明細書及び請求の範囲の出願翻訳文」を「国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文」に、「係る請求の範囲の出願翻訳文」を「係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文」に、「説明の出願翻訳文」を「説明の翻訳文」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第四十八条の四第二項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲とみなす。

第四十八条の十四第五項中「第四十八条の十四第四項」を「第四十八条の十六第四項」に改め、同条第六項を次のように改め、第七章中同条を第四十八条の十六とする。

6　第四十八条の六第一項及び第二項、第四十八条の七、第四十八条の八第三項、第四十八条の九、第四十八条の十第一項、第三項及び第四項、第四十八条の十二から第四十八条の十四まで並びに特許法第百八十四条の三第二項、第百八十四条の九第六項、第百八十四条の十二第一項及び第百八十四条の十四の規定は、第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条の十三第一項中「第百八十四条の七(二)の下に「日本語特許出願に係る」を加え、「第百八十四条の八」を「第百八十四条の八第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八第二項中「第十七条の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。

第四十八条の十三第二項中「第百八十四条の十の二」を「第百八十四条の十一」に改め、同条第三項中「第百八十四条の十一の二」を「第百八十四条の十四」に改め、同条を第四十八条の十五とする。

第四十八条の十二を削り、第四十八条の十一の二を第四十八条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（無効理由の特例）

第四十八条の十四　外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の審判については、第三十七条第一項第一号中「その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にないとき」とする。

第四十八条の十一中「第四十八条の四第三項ただし書」を「同条第四項」に改め、同条を第四十八条の十二とする。

第四十八条の十を削る。

第四十八条の九中「第百八十四条の十六第四項」を「第百八十四条の二十第四項」に改め、同条を第四十八条の十一とする。

第四十八条の八第三項中「若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）」を「又は図面」に改め、同条第五項を削り、同条を第四十八条の十とする。

第四十八条の七の次に次の二条を加える。

（補正の特例）

第四十八条の八　第四十八条の十五第一項において準用する特許法第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八第二項の規定により第二条の二第一項の規定によるものとみなされた補正については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2　国際実用新案登録出願についてする条約第二十八条(1)又は第四十一条(1)の規定に基づく補正については、第二条の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

3　外国語実用新案登録出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第二条の二第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

4　特許法第百八十四条の十二第一項の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の二第一項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十一条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第百八十四条の十二第一項中「第百九十五条第二項」とあるのは「実用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第二項」と、「納付した後であって国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

（実用新案登録要件の特例）

第四十八条の九　第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第三条の二の規定の適用については、同条中「他の実用新案登録出願又は特許出願であって」とあるのは「他の実用新案登録出願又は特許出願（第四十八条の四第三項又は特許法第百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。）であって」と、「発行又は」とあるのは「発行、」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第四十九条第一項第一号中「消滅」の下に「、回復」を加える。

第五十条の二中「ついての」の下に「第十二条第三項、」を加え、「（第四十八条の十二第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四十五条」を「第四十五条第一項」に、「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九十三条第二項第五号」を「第百九十三条第二項第四号」に改める。

第五十三条第二項中「第五号及び第七号から第九号まで」を「第四号から第六号まで、第八号及び第九号」に改め、同項後段を削る。

第五十四条第一項第一号中「の規定若しくは第三十二条第三項若しくは第四十五条第二項において準用する同法第四条」に改める。

第六十二条中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に、「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に改める。

別表第三号中「第四十八条の十四第一項」を「第四十八条の十六第一項」に改める。

（意匠法の一部改正）

第四条　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする」に改める。

第十条の二第三項ただし書中「第二項」の下に「（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三条第三項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第十三条の二第一項中「第百八十四条の十六第四項」を「第百八十四条の二十第四項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十四第四項」を「第四十八条の十六第四項」に改める。

第十五条第一項中「及び」を「、」に改め、「手続」の下に「及び第四十三条の二（パリ条約の例による優先権主張）」を加え、「同条第二項」を「同法第四十三条第二項」に改める。

第十九条中「第六十三条」を「第五十二条」に、「第六十五条」を「第五十四条」に改める。

第三十四条第三項中「若しくは第四項」を削り、「に従って」を「が実施の事業とともに移転したときはこれらに従って」に、「消滅したときは、」を「実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該意匠権、特許権又は実用新案権に従って移転し、その意匠権、特許権又は実用新案権が消滅したときは消滅する。

第三十八条中「登録意匠」を「業として、登録意匠」に、「業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第四十四条の次に次の二条を加える。

（登録料の追納による意匠権の回復）

第四十四条の二　前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかったときは、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあっては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2　前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があったときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼって存続していたものとみなす。

（回復した意匠権の効力の制限）

第四十四条の三　前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2　前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一　当該意匠又はこれに類似する意匠の実施

二　当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第四十六条第二項中「責」を「責め」に改め、「十四日」の下に「（在外者にあっては、二月）」を加える。

第五十五条第二項中「効力は、」の下に「当該審決が確定した後再審の請求の登録前における」を加え、同項各号を次のように改める。

一　当該意匠又はこれに類似する意匠の善意の実施

二　善意に、当該登録意匠又はこれに類似す

る意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第五十八条第一項中「（再審の請求期間）並びに第百七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）」を「及び第百七十四条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　特許法第百七十四条第三項の規定は、第四十八条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十条の二中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第六十一条第一項第一号中「消滅」の下に「、回復」を加える。

第六十六条第二項第一号中「除く。）」の下に「又は回復（第四十四条の二第二項の規定によるものに限る。）」を加え、同項第二号及び第三号中「取下」を「取下げ」に改め、同項第四号中「訴」を「訴え」に改める。

第六十八条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第七十五条中「第五十八条第一項において準用する特許法第百七十四条第二項において、又は」を削り、「第三項において、」の下に「又は同条第四項において準用する特許法第百七十四条第三項において、」を加える。

（商標法の一部改正）

第五条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を加え、同項第五号中「若しくはパリ条約の同盟国の政府若しくは」を「又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の政府又は」に改め、同項に次の一号を加える。

十七　日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

第四条第三項中「又は第十五号に該当する」を「、第十五号又は第十七号に該当する」に、「それぞれ同項第八号、第十号又は第十五号」を「当該各号」に改める。

第九条第一項中「、パリ条約の同盟国」の下に「若しくは世界貿易機関の加盟国」を加え、「以外の国」を「若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国」に改める。

第十条第三項中「及び第二項」の下に「（第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三条第一項中「及び第四十三条」を「、第四十三条及び第四十三条の二」に、「同条第二項」を「同法第四十三条第二項」に改める。

第十五条第四号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を加える。

第四十四条第二項中「責」を「責め」に改め、「十四日」の下に「（在外者にあつては、二月）」を加える。

第四十七条中「第四条第一項第十号」の下に「若しくは第十七号」を加える。

第五十三条の二中「同盟国」の下に「若しくは世界貿易機関の加盟国」を加える。

第六十三条の二中「第七十七条第六項」を「第七十七条第七項」に改める。

第六条　商標法の一部を次のように改正する。

第九条の三の次に次の一条を加える。

第九条の四　願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十六条の十二（第五十五条の二第二項若しくは第三項（第六十条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反しているものと商標権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた商標登録出願について商標登録がされたものとみなす。

第十三条第一項中「第四十条、」を削る。

第十六条第四項を次のように改める。

4　特許庁長官は、出願公告の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

第十六条の二の次に次の十条を加える。

第十六条の三　願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十六条の十二の規定に違反しているものと査定前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2　前項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第四十四条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

3　前条第二項の規定は、第一項の規定による却下の決定があつた場合に準用する。

（登録異議の申立て）

第十六条の四　出願公告があつたときは、何人も、その日から二月以内に、特許庁長官に登録異議の申立てをすることができる。ただし、その商標登録出願が第六条第一項に規定する要件を満たしていないことを理由としては、登録異議の申立てをすることができない。

2　登録異議の申立てをするには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した登録異議申立書を提出しなければならない。

第十六条の五　登録異議の申立てをした者は、前条第一項に規定する期間の経過後三十日を経過した後は、登録異議申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正をすることができない。

2　特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

第十六条の六　審査官は、登録異議の申立てがあつたときは、登録異議申立書の副本を商標登録出願人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

第十六条の七　審査官は、第十六条の五の規定により登録異議申立書について補正をすることができる期間及び前条の規定により指定した期間が経過した後、その登録異議の申立てについて決定をしなければならない。

2　前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3　特許庁長官は、第一項の決定があつたときは、決定の謄本を登録異議申立人に送付しなければならない。

4　第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第十六条の八　特許法第百四十六条、第百五十条、第百五十一条、第百六十九条第三項から第六項まで及び第百七十条の規定は、登録異議の申立ての審査に準用する。

第十六条の九　審査官は、第十六条の七第一項の決定をした後、その商標登録出願について

商標登録をすべき旨の査定又は拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

第十六条の十　審査官は、二以上の登録異議の申立てがあった場合において、一の登録異議の申立てについて審査した結果その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をすることとしたときは、第十六条の七第一項の規定にかかわらず、他の登録異議の申立てについては、同項の決定をすることを要しない。

2　特許庁長官は、前項の規定により第十六条の七第一項の決定をすることを要しないときは、その登録異議申立人に対し、拒絶をすべき旨の査定の謄本を送付しなければならない。

（登録異議の申立てがなかった場合の査定）

第十六条の十一　審査官は、第十六条の四第一項に規定する期間内に登録異議の申立てがなかったときは、拒絶をすべき旨の査定をするものを除き、その商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

（出願公告決定後の補正）

第十六条の十二　商標登録出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があった後に、次条において準用する特許法第五十条の規定による通知を受けたとき、又は登録異議の申立てがあったときは、同条又は第十六条の六の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は登録異議の申立ての理由に示す事項について、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について補正をすることができる。ただし、その補正は、これらの要旨を変更するものであってはならない。

第十七条中「及び第五十四条から第六十五条まで（補正の却下、特許異議の申立て、査定の方式、出願公告決定後の補正及び」を「、第五十二条（査定の方式）及び第五十四条（」に改め、同条後段を削る。

第十七条の二第二項中「第五十五条の二」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第二十二条中「第六十三条」を「第五十二条」に改める。

第三十二条第一項中「第五十五条の二」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第五十五条の二に見出しとして「（拒絶査定に対する審判における特則）」を付し、同条中「特許法第五十四条及び」を「第十六条の三及び」に、「特許法第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第六十四条（商標法第五十六条第一項において準用する特許法第百五十九条第二項及び第三項」を「第十六条の三第一項中「第十六条の十二」とあるのは「第十六条の十二（第五十五条の二第二項及び第三項」に改め、同条に次の五項を加える。

2　第十六条の十二及び特許法第五十条の規定は、第四十四条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。

3　第十六条、第十六条の四から第十六条の七まで及び第十六条の九から第十六条の十二までの規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。この場合において、第十六条の五第二項中「特許庁長官」とあり、及び第十六条の六中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

4　第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合において、その商標登録出願について既に出願公告があったときは、前項の規定にかかわらず、更に出願公告をすることなく、審決をしなければならない。

5　第三項において準用する第十六条の四の申立てがあったときは、第四十四条第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

6　次条第一項において準用する特許法第百六十条第一項の審決をするときは、第三項の規定は、適用しない。

第五十六条第一項中「第百五十九条第二項から第五項まで、第百六十条」を「第百六十条第一項及び第二項」に改める。

第六十一条第一項中「第百七十四条第二項及び第四項」を「第百七十四条第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項を削る。

第六十三条第一項中「第五十五条の二」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第六十八条の二ただし書を次のように改める。

ただし、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があった後は、第十六条の十二（第五十五条の二第二項若しくは第三項（第六十条の二第一項（前条第五項において準用する場合を含む。）又は前条第四項において準用する場合を含む。）又は前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について補正をすることができない。

第六十九条第一項中「特許法第百二十五条」を「同法第百二十五条」に、「第六十一条第一項」を「第六十一条」に、「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第七十五条第二項第五号」を「第七十五条第二項第五号」に改める。

第七十五条第二項を次のように改める。

2　商標公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一　出願公告後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願の放棄、取下げ若しくは無効

二　出願公告後における商標登録出願により生じた権利の承継

三　出願公告後における第十六条の二第一項（第五十五条の二第一項（第六十条の二第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定

四　出願公告後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面の補正

五　商標権の消滅（存続期間の満了によるものを除く。）

六　審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若しくは再審の確定審決

七　第六十三条第一項の訴えについての確定判決

第七十六条第一項第二号中「第十七条の二第二項」を「第十六条の五第二項（第五十五条の二第三項（第六十条の二第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第七十七条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「第四十五条第一項」との下に「、同法第五条第二項中「審判長」とあるのは「審判長又は審査官」と」を加える。

第八十三条中「第五十六条第一項」を「第十六条の八（第六十八条第二項において準用する場

合を含む。）若しくは第五十六条第一項」に、「第十七条（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第五十九条において、第六十一条第一項」を「第六十一条」に、「同法第百七十四条第二項」を「特許法第百七十四条第三項」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第七条　弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「若ハ第二項」を削る。

第九条第二項及び第九条ノ二第二項を削る。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）

第八条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　明細書及び請求の範囲が日本語又は前条第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

第六条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　図面（図面の中の説明に限る。）及び要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていないとき。

第六条に第一号として次の一号を加える。

一　願書が日本語又は第三条第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

（不正競争防止法の一部改正）

第九条　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号中「同盟国」の下に「又は世界貿易機関の加盟国」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中特許法第三十条第三項の改正規定、第五条の規定（商標法第十条第三項、第十三条第一項、第四十四条第二項及び第六十三条の二の改正規定を除く。）及び第九条の規定　平成七年七月一日又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日（以下「発効日」という。）のいずれか遅い日

二　第二条の規定、第三条中実用新案法第三条の二第一項の改正規定（「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る。）、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同法第五十条の二の改正規定（「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九十三条第二項第四号」を「第百九十三条第二項第四号」に改める部分に限る。）、同法第五十三条第二項の改正規定並びに同法第六十二条の改正規定（「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に改める部分に限る。）、第四条中意匠法第十三条第三項、第十九条、第五十八条、第六十八条第一項及び第七十五条の改正規定、第六条の規定、第七条中弁理士法第五条の改正規定並びに附則第八条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第十九条の規定　平成八年一月一日

三　第七条の規定（弁理士法第五条の改正規定を除く。）　発効日

（パリ条約の例による優先権についての経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十三条の二（第三条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第十一条第一項、第四条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第十五条第一項及び第五条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、発効日が平成七年七月一日後となったときは、発効日前にされた特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願については、適用しない。

（原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明についての経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願（特許をすべき旨の査定の謄本の送達があったものを除く。）であって、当該特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明が記載されていたものの出願人は、この法律の施行の日から六月以内に限り、当該発明に関する事項について願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。

2　前項の規定による補正は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正とみなす。

3　原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明についての特許権については、この法律の公布の日前に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有する。

4　新特許法第八十条第二項及び第九十九条第二項の規定は、前項の規定による通常実施権に準用する。

（存続期間の延長についての経過措置）

第四条　新特許法第六十七条第一項の規定は、この法律の施行前に存続期間（存続期間の延長登録に係る特許権にあっては、当該延長登録前の存続期間）が満了した特許権及び特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法（第三項において「昭和六十年旧特許法」という。）第七十五条第一項の独立の特許権（以下単に「独立の特許権」という。）については、適用しない。

2　この法律の施行の際現に存する存続期間の延長登録に係る特許権（独立の特許権を除く。）であって、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの当該延長登録後の存続期間がその特許出願の日から二十年に満たないときは、その存続期間はその特許出願の日から二十年をもって終了するものとする。

3　この法律の施行の際現に存する独立の特許権についての昭和六十年旧特許法第六十七条第三項の規定の適用については、同項中「原特許権の残存期間」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号。以下「改正法」という。）の施行前に原特許権が無効にされなかったもの又は消滅しなかったものとして、改正法第一条の規定による改正後の特許法第六十七条第一項並びに改正法附則第四条第一項及び第二項の規定を適用した場合における原特許権の残存期間」とする。

4　新特許法第六十八条の二の規定は、第二項の規定により特許権の存続期間が延長された場合及び前項の規定により存続期間の延長登録に係る独立の特許権であって、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの存続期間が延長された場合に準用する。

5　第二項に規定する特許権又は前項に規定する

独立の特許権に係る原特許権の存続期間の延長登録に係る新特許法第百二十五条の二第一項の審判については、同項第三号中「期間を超えているとき」とあるのは、「期間を超えたことにより、その特許権又はその特許権の追加の特許権で独立の特許権となつたものが特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　　号）の施行の際存することとなつたとき」とする。

第五条　新特許法第六十七条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定により存続期間が延長された特許権であつて、この法律の施行がないとした場合にその存続期間が平成七年七月一日から同月二十九日までに満了したものの翌年（同月二日から同月三十日までに始まる年をいう。）分の特許料の納付については、新特許法第百八条第二項中「前年以前」とあるのは、「平成七年七月三十日まで」とする。

2　この法律の施行の際現に存する特許権であつて、その存続期間がこの法律の施行により延長されたものについては、この法律の公布の日前に日本国内においてその特許権に係る発明の実施である事業の準備をしている者は、この法律の施行がないとした場合におけるその特許権の存続期間の満了の日後、その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有する。

3　新特許法第八十条第二項及び第九十九条第二項の規定は、前項の規定による通常実施権に準用する。

（明細書又は図面の補正等についての経過措置）

第六条　この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面についての補正並びに補正に係る拒絶の査定及び特許の無効並びにこの法律の施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面についての訂正及び訂正に係る特許の無効については、なお従前の例による。

2　新特許法第三十六条、第三十七条、第四十九条第四号及び第百二十三条第一項第四号の規定は、この法律の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

3　新特許法第百十二条の二の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権には、適用しない。

（外国語特許出願等についての経過措置）

第七条　この法律の施行前にした外国語特許出願（旧特許法第百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて、外国語でされたものを含む。以下同じ。）の翻訳文及びこの法律の施行前にした外国語特許出願に係る特許についての審判又は再審については、新特許法第六条、第八十条第一項、第百八十四条の四第二項から第四項まで、第百八十四条の六第二項及び第三項、第百八十四条の九第二項、第百八十四条の十八並びに第百八十四条の二十第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にした外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願（第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願であつて、外国語でされたものを含む。以下同じ。）が、新特許法第二十九条の二又は新実用新案法第三条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願である場合における新特許法第二十九条の二又は新実用新案法第三条の二の規定の適用については、新特許法第百八十四条の十三（新特許法第百八十四条の二十第六項において準用する場合を含む。）及び新実用新案法第四十八条の九（新実用新案法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願が、旧特許法第四十一条第一項又は旧実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における新特許法第二十九条の二又は新実用新案法第三条の二の規定の適用については、新特許法第百八十四条の十五第三項（新特許法第百八十四条の二十第六項において準用する場合を含む。）及び新実用新案法第四十八条の十第三項（新実用新案法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第八条　第二条の規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願であつて、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつたもの及び同条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた特許出願に係る特許、特許権、審判又は再審については、同条の規定による改正後の特許法（以下「新々特許法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　特許出願の日が、第二条及び次条第一項の規定の施行前にその決定の謄本の送達があつた出願公告をすべてが終了する日前である特許出願についての新々特許法第二十九条の二の規定の適用については、同条中「出願公開又は」とあるのは「出願公開、」と、「発行が」とあるのは「発行又は出願公告が」とする。

3　特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。次項及び次条第四項において「昭和六十二年改正法」という。）の施行前にした特許出願に係る特許についての新々特許法第百十三条の規定による特許異議の申立てについては、同条、新々特許法第百二十条第二項及び新々特許法第百二十条の三第二項において準用する新々特許法第百五十五条第三項中「請求項」とあるのは、「発明」とする。

4　昭和六十二年改正法の施行前にした特許出願に係る特許について新々特許法第百十三条の規定による特許異議の申立てをする者が納付しなければならない手数料については、新々特許法別表第十一号中「一件につき八千七百円に一請求項につき千円」とあるのは、「一件につき五千円に一発明につき五千円」とする。

（平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置）

第九条　特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であつて、第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについては、平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下この条において「平成五年旧実用法」という。）及び平成五年改正法第一条の規定による改正前の特許法（次項において「平成五年旧特許法」という。）の規定にかかわらず出願公告はしないものとし、新々特許法第五十一条の規定を準用する。

2　前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、新々特許法第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。

3　第一項に規定する実用新案登録出願に係る実用新案権の存続期間については、平成五年旧実用法第十五条第一項中「出願公告の日」とあるのは、「その設定の登録の日」とする。

4　第二項において準用する新々特許法第百十三条の規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を

加えた額（昭和六十二年改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあっては、一件につき五千五百円）の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項において準用する新々特許法第百十八条第一項の規定による参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5　新々特許法第七章の規定は、第二項において準用する新々特許法第百十四条第二項の取消決定が確定した場合に準用する。

6　第二項において準用する新々特許法第百十三条の規定による登録異議の申立てに関し第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「実用新案登録又は審決」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号。以下「改正法」という。）附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条第一項、第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査定又は審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において、第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第百六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法附則第九条第五項において準用する改正特許法附則第九条第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正特許法」とする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に伴って必要となる経過措置は、政令で定める。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る審判若しくは再審については、新実用新案法第四十五条第一項において準用する新特許法第百七十三条第二項及び第五十四条第一項の規定を除き、なお従前の例による。

2　実用新案登録出願の日が、第二条及び前条第一項の規定の施行前にその決定の謄本の送達があった出願公告のすべてが終了する日前である実用新案登録出願についての新実用新案法第三条の二の規定の適用については、同条中「発行又は」とあるのは「発行、」と、「出願公開」とあるのは「出願公開又は出願公告」とする。

3　新実用新案法第三十三条の二の規定は、旧実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したもの又は初めから存在しなかったものとみなされた実用新案権には、適用しない。

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第十一条　新意匠法第四十四条の二の規定は、第四条の規定による改正前の意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権には、適用しない。

（商標法の改正に伴う経過措置）

第十二条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している商標登録出願であって、この法律の公布の日後にしたものについての新商標法第四条第一項第十七号の規定の適用については、同条第三項中「商標登録出願の時」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条　この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和六十年旧特許法の一部改正）

第十五条　特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法の一部を次のように改正する。

第百七条第一項の表中

第十九年及び第二十年	毎年一発明につき三十五万八千四百円

を

第十九二十一	毎年一発明につき三十五万八千四百円
第二十第二十	毎年一発明につき七十一万六千八百円

に改める。

（昭和六十二年改正法の一部改正）

第十六条　特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中

第十九年及び第二十年	毎年三十五万八千四百円に一発明につき三十五万八千四百円を加えた額

を

第十二十	毎年三十五万八千四百円に一発明につき三十五万八千四百円を加えた額
第二第二	毎年七十一万六千八百円に一発明につき七十一万六千八百円を加えた額

に改める。

九年から第一年まで	毎年三十五万八千四百円に一発明につき三十五万八千四百円を加えた額
十二年から十五年まで	毎年七十一万六千八百円に一発明につき七十一万六千八百円を加えた額

（特許法施行法の一部改正）

第十七条　特許法施行法（昭和三十四年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「新法第五十二条第一項」を「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第　号）第二条の規定による改正前の特許法第五十二条第一項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号(ハ)中「第五十五条第二項」を「第二条の五第二項」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第十九条　工業所有権に関する手続等の特例に関

する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第五十一条第五項（同法第百五十九条第三項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百六十三条第三項において準用する場合を含む。）」を「第六十六条第五項」に改める。

理　由

工業所有権制度の国際的調和を図り、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の確実な実施を確保するとともに、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処するため、外国語書面により特許出願をすることができる制度を創設し、特許後に異議申立てを行う制度を採用するとともに、特許権の存続期間を延長する等工業所有権制度全般にわたり改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、工業所有権制度の国際的調和を図り、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の確実な実施を確保するとともに、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処するため、特許権の存続期間の延長、外国語書面により特許出願をすることができる制度の創設、特許後に異議申立てを行う制度の採用等工業所有権制度全般にわたる改善を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　特許権の効力の拡大

発明の実施行為に譲渡又は貸渡しの申出を追加する。

2　特許対象の追加

原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明を特許を受けることができる発明とする。

3　明細書の記載要件の緩和

(一)　発明の詳細な説明は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に、明確かつ十分に記載することとする。

(二)　特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が明確であり、請求項ごとの記載が簡潔なものとする。

4　特許出願への外国語書面出願制度の導入等

(一)　特許出願人は、日本語で記載した明細書等に代えて、通商産業省令で定める外国語で記載した明細書等（以下「外国語書面」という。）を願書に添付することができることとする。

(二)　願書に外国語書面を添付した特許出願（以下「外国語書面出願」という。）の出願人は、特許出願の日から二月以内にその翻訳文を提出しなければならない。

(三)　外国語書面の翻訳文を、願書に添付した明細書等とみなし、審査の対象とする。

(四)　特許出願人は、最初の拒絶理由通知に対する応答期間までは、明細書等についての補正をすることができることとする。

(五)　外国語書面出願の出願人は、外国語書面の範囲内で、誤訳の訂正を目的として明細書等についての補正をすることができることとする。

(六)　特許の訂正は、誤訳の訂正を目的とするものもできることとする。

5　パリ条約の同盟国以外の国からの特許出願に対する優先権の適用

(一)　世界貿易機関の加盟国からの特許出願に対して優先権主張を認める。

(二)　相互主義により日本国民に対し優先権主張を認める国からの特許出願に対して優先権主張を認める。

6　特許期間の延長

特許権の存続期間を特許出願の日から二十年とする。

7　特許請求の範囲の記載の解釈

特許請求の範囲の記載は、発明の詳細な説明及び図面の記載を考慮して解釈されることとする。

8　裁定による通常実施権の取消条件及び移転条件の改正

(一)　特許庁長官は、特許発明の不実施の場合において裁定により通常実施権を設定したときに、その裁定を維持することが適当でなくなったときは、これを取り消すことができることとする。

(二)　裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転することができることとする。

9　特許料の追納による特許権の回復

本人の責めによらない理由で特許料の納付期限を徒過し特許権が失効した場合につき、一定期間に限り、特許料の追納を認め、失効した特許権の回復ができることとする。

10　特許権付与後の特許異議申立制度の創設

(一)　特許権付与前の特許異議申立制度を廃止する。

(二)　何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内は、特許庁長官に特許異議の申立てをすることができることとする。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができることとする。

(三)　特許異議の申立てについての審理及び決定は、審判官の合議体で行い、同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合する。

11　地理的表示の保護

ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章を有する商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用するものを、商標登録を受けることができない商標とする。

12　その他

特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、弁理士法及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律並びにその他の関係規定について所要の改正を行う。

13　施行期日

この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行する。

(一)　世界貿易機関の加盟国に関する規定　平成七年七月一日又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日（以下「発効日」という。）のいずれか遅い日

(二)　特許権付与後の特許異議申立制度に関する規定　平成八年一月一日

(三)　弁理士法の改正に関する規定　発効日

二　議案の可決理由

本案は、工業所有権制度の国際的調和を図り、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の確実な実施を確保するとともに、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成六年十月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「第六条、第七条、第九条の二第一項及び第二項」を「第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号」に改める。

第五条中「から第七条まで及び第九条の二第二項」を「、次条第一項及び第二項並びに第九条第四項」に改める。

第六条を削る。

第七条の見出しを「（報復関税等）」に改め、同条中「取扱」を「取扱い」に、「の外」を「のほか」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前項第一号に規定する紛争解決機関の手続に委ねられるべき場合は、この限りでない。

第七条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下この条、次条及び第九条において「世界貿易機関協定」という。）に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を守り、又は世界貿易機関協定の目的を達成するため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、当該各号に定める承認の範囲内において、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。

一　世界貿易機関の加盟国であつて、世界貿易機関協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を無効にし、若しくは侵害し、又は世界貿易機関協定の目的の達成を妨げていると認められる状況のある国　当該国に対する譲許その他の義務の停止についての世界貿易機関協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関による承認

二　世界貿易機関の加盟国であつて、その国の世界貿易機関協定附属書一Ａの補助金及び相殺措置に関する協定（以下この条及び次条において「補助金相殺措置協定」という。）第八条8・2に規定する補助金の制度が本邦の産業に重大な損害を生じさせている国　当該国に対する対抗措置についての補助金相殺措置協定第二十四条に規定する補助金及び相殺措置に関する委員会による補助金相殺措置協定第九条の規定に基づく承認

第七条に次の一項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条を第六条とする。

第八条第一項中「（奨励金を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「及び当該貨物の輸出者又は輸出国（その一部である地域を含む。以下この条及び次条において同じ。）を指定し」を「、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。）及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

第八条第十二項を同条第三十三項とし、同条第十一項中「第五項」を「第六項」に、「第二項」を「第三項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二十項を加える。

13　第一項の規定により供給国を指定して相殺関税が課される場合において、指定貨物の供給者であつて第六項又は第十九項の調査の対象とならなかつたもの（以下この条において「調査対象外供給者」という。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される当該相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

14　政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

15　第七項、第八項（第一号を除く。）及び第九項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第七項本文中「一年以内に」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替えるものとする。

16　第十四項の調査の対象となつた調査対象外供給者に係る貨物について、当該貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なると認められる場合は、政令で定めるところにより、当該調査対象外供給者に係る貨物について同項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することができる。

17　指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される相殺関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される相殺関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一　当該指定貨物に係る補助金についての事情の変更

二　当該指定貨物の供給者若しくは輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更

18　指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

19　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第十七項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。

20　前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

21　第八項及び第九項の規定は、第十九項の調査が開始された場合について準用する。

22　第一項の規定により相殺関税が課されている場合において、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及

び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

23　指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

24　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

25　第八項、第九項及び第二十項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

26　第二十四項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

27　第一項の規定により指定された期間を第十七項又は第二十二項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

一　第十七項の規定により延長する場合　第十九項の調査が完了した日

二　第二十二項の規定により延長する場合　第二十四項の調査が完了した日

28　第十七項から第二十一項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第九項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

29　指定貨物の輸入者が納付した相殺関税の額が当該指定貨物の現実の補助金の額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する相殺関税の還付の請求をすることができる。

30　政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として相殺関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

31　前項の調査は、第二十九項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

32　関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第二十九項から前項までの規定により相殺関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第二十九項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

第八条第十項中「第七項の規定による申出に係る」を「第九項の規定により」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項の調査が開始された場合」を「第六項の調査が開始されたと認められ、かつ、十分な証拠を経過する日以後」に、「補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実があると認められ、かつ、十分な証拠（第七項の規定による申出に係る」を「十分な証拠（前項の規定により受諾された」に、「当該輸入」を「、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入」に、「第二項」を「第三項」に、「輸出者又は輸出国」を「供給者又は供給国」に、「期間内に輸入される当該指定された貨物」を「供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるもの」に、「認められる額」を「推定される額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

第八条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「場合において、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）」に、「輸出国の当局が第五項に規定する本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」を「供給国の当局が第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「輸出国」を「供給国」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「期間に限り、その期間を」を「場合には、その期間を六月以内に限り」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項の場合」を「第一項の場合」に、「第九項の規定による」を「第十項の規定による」に改め、「、前項の規定による指定がされた貨物で」を削り、「輸入されたもの」を「輸入された指定貨物」に、「第九項の規定により」を「第十項の規定により」に改め、同項第二号中「第七項の規定による申出に係る」を「第九項（第十五項、第二十一項及び第二十五項において準用し、並びに第二十一項の規定を第二十八項において準用する場合を含む。第十項及び第二十八項において同じ。）の規定により受諾された」に、「前項」を「第一項」に改め、同項第三号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この条において「補助金」とは、補助金相殺措置協定第一条に規定する補助金のうち世界貿易機関協定附属書一Aの農業に関する協定第十三条の規定並びに補助金相殺措置協定第八条8・1及び8・2の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものをいう。

第八条を第七条とする。

第九条第一項中「及び当該貨物の輸出者又は輸出国を指定し」を「、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき」に改め、「相当する額」の下に「（以下この条において「不当廉売差額」という。）」を加え、同条第二項中「、前項の規定による指定がされた貨物で」を削り、「輸入された指定貨物」に改め、同項第二号中「第七項の規定による申出に係る」を「第八項（第十四項、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに第二十四項の規定を第三十一項において準用する場合を含む。第九項及び第三十一項において同じ。）の規定により受諾された」に改め、同項第三号中「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止するため不当廉売関税を課する必要がある」を「当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難である」に改め、「九十日前の日」の下に「と調査開始の日とのいずれか遅い日」を加え、同条第六項中「期間に限り、その期間を」を「場合には、その期間を六月以内に限り」に改め、同条第八項中「場合には、その約束」を「場合において、十分な証拠により、不

当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）」に改め、「に規定する本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」を削り、同条第九項中「開始された場合」を「開始された日から六十日を経過する日以後」に、「不当廉売された貨物の輸入の事実があると認められ、かつ、十分な証拠（第七項の規定による申出に係る」を「十分な証拠（前項の規定により受諾された」に、「当該輸入」を「不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入」に、「輸出者又は輸出国」を「供給者又は供給国」に、「六月以内」を「九月以内で政令で定める期間内」に、「期間内に輸入される当該指定された貨物」を「供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるもの」に改め、同項第一号中「認められる価格」を「推定される価格と不当廉売価格」を「推定される価格と推定される価格」に改め、同条第十項中「第七項の規定による申出に係る」を「第八項の規定により」に改め、同条第十三項を同条第三十七項とし、同条第十二項を同条第三十六項とし、同条第十一項の次に次の二十四項を加える。

12　新規供給者（第一項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者及びこれと関係を有する者として政令で定めるもの以外の供給者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該新規供給者に係る貨物に課される当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

13　政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

14　第六項から第八項までの規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。この場合において、第六項本文中「一年以内に」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替えるものとする。

15　第十三項の調査が開始されたときは、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物で、当該調査が開始された日から終了する日までの期間内（第十七項及び第十八項において「調査期間内」という。）に輸入されるものについては、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による不当廉売関税を課さないものとし、同項の規定により課される不当廉売関税を次項の規定により変更し、又は継続する場合を除き、政令で定めるところにより、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税を当該調査が開始された日から廃止するものとする。

16　第十三項の調査の対象となつた新規供給者に係る貨物について不当廉売差額が認められる場合は、政令で定めるところにより、期間（当該調査の開始の日から当該調査に係る第一項の規定により課される不当廉売関税について同項の規定による指定がされた期間の末日までの期間内に限る。）を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該新規供給者に係る貨物について第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は継続することができる。

17　前項の場合において、調査期間内に輸入された貨物について課される不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとし、当該不当廉売関税の額は、第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額を限度とする。

18　政府は、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十六項の規定により変更し、又は継続することとなる場合に調査期間内に輸入された貨物について課される当該変更又は継続された第一項の規定による不当廉売関税を保全するため、政令で定めるところにより、第十三項の調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物を調査期間内に輸入しようとする者に対し、当該貨物について第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額と同額以下の額を保証する担保の提供を命ずることができる。

19　政府は、第十三項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十五項の規定により廃止するときは、前項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。同項の規定により提供された担保の額が第十六項の規定により変更された第一項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

20　指定貨物について次に掲げる事情の変更があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。第一項の規定により課される不当廉売関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

一　当該指定貨物に係る不当廉売についての事情の変更

二　当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更

21　指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

22　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。

23　前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

24　第七項及び第八項の規定は、第二十二項の調査が開始された場合について準用する。

25　第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

26　指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

27　政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は

再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

28　第七項、第八項及び第二十三項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

29　第二十七項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

30　第一項の規定により指定された期間を第二十項又は第二十五項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

一　第二十項の規定により延長する場合　第二十二項の調査が完了した日

二　第二十五項の規定により延長する場合　第二十七項の調査が完了した日

31　第二十項から第二十四項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第八項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

32　指定貨物の輸入者が納付した不当廉売関税の額が当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する不当廉売関税の還付の請求をすることができる。

33　政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

34　前項の調査は、第三十二項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

35　関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第三十二項から前項までの規定により不当廉売関税を還付する場合について準用する。この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

第九条を第八条とする。

第九条の二の見出しを「（緊急関税等）」に改め、同条第一項中「変化により、」を「変化による」に、「輸入が増加し」を「輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下この条において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり」に改め、「おそれがある」の下に「事実（以下この条において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある」を加え、「政令で定めるところにより」の下に「、貨物及び期間（第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定しようとする貨物のうちに、経済が開発の途上にある世界貿易機関の加盟国を原産地とし、その輸入量が本邦の当該貨物の総輸入量に占める比率が小さいもの（以下この項及び第八項において「輸入少量途上国産品」という。）が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

第九条の二第一項第一号中「当該貨物につき」を「指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき」に改め、同項第二号中「当該貨物につき、関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書その他これにより適用される関税及び貿易に関する一般協定」を「指定された貨物について世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定」に改め、「場合において」の下に「、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき」を、「規定」の下に「及び世界貿易機関協定附属書一Aのセーフガード協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）」を加え、同項第三号を削り、同条第五項中「又は第二項の」を「、第二項又は第四項の規定による」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第四項を削り、同条第二項中「第一項第三号又は前項第一号若しくは第二号の措置は、その効果が第一項第二号の措置の補償又は前項の外国においてとられた措置」を「第二項又は前項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定による措置の補償又は外国の緊急措置」に、「こえず」を「超えず」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の八項を加える。

6　政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7　前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

8　政府は、第六項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに輸入少量途上国産品が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

一　指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二　指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

9　政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の

規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

10　第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、同項に規定する本邦の産業が構造調整を行っていると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間と通算して八年以内に限り延長することができる。この場合において、当該延長された期間内における第一項の規定による措置は、当該延長される前の期間内における同項の規定による措置よりも輸入制限的でないものでなければならない。

11　第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

12　政府は、第一項の規定により指定された期間が三年を超える場合には、当該期間の前半において同項の規定による措置の撤回又は当該措置の緩和の促進のための検討を行うものとする。

13　第一項第一号の規定による措置又は同項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条一の規定及びセーフガード協定による措置（以下この項において「緊急措置」という。）がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は二年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、第一項又は第八項の規定による措置をとることができない。ただし、とろうとする措置が百八十日以内の期間でとられるもの（以下この項において「短期の措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一　当該短期の措置が、当該短期の措置に係る貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から一年を経過した日以後にとられる場合

二　過去五年以内に当該短期の措置に係る貨物について緊急措置が二回以上とられていない場合

第九条の二第二項中「一般協定第十九条一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定により特定貨物」を「一般協定第十九条一の規定及びセーフガード協定により特定の貨物」に改め、「その他の措置」の下に「（以下この項及び次項において「外国の緊急措置」という。）」を加え、「又は(b)」を「の規定及びセーフガード協定又は一般協定第十九条3(b)」に改め、「第十九条3(a)の規定」の下に「及びセーフガード協定」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置については、当該外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から三年を経過していない場合には、この限りでない。

第九条の二第二項第二号中「関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書その他これにより適用される」を「マラケシュ議定書又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による措置をとる場合において、同項の規定により指定しようとする期間が一年を超えるものであるときは、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに緩和されたものでなければならない。

3　特定の貨物につき第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条一の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合又はとつた場合には、一般協定第十九条2（緊急措置のための手続）の規定及びセーフガード協定に基づく協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で関税の譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は関税の譲許がされていないものにつき新たに関税の譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

15　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の二に次の一項を加える。

第九条の二を第九条の二とする。

第二十一条第一項第四号中「又は著作隣接権」を「、著作隣接権又は回路配置利用権」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「麻薬」を「麻薬及び向精神薬」に、「政府の許可を受けた者が輸入するもの」を「他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二　けん銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びにけん銃部品。ただし、他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除く。

第二十一条第二項中「又は第四号」を「、第三号又は第五号」に、「積みもどし」を「積戻し」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項の次に次の四項を加える。

4　税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに第一項第五号に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第二十一条の三までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨を通知しなければならない。

5　税関長は、前項の認定手続を経た後でなければ、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について第二項の措置をとることができない。

6　税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物（次項において「疑義貨物」という。）が第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

7　税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は回路配置利用権者に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。

一　関税法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定により当該疑義貨物が廃棄された場合

二　関税法第四十五条第一項ただし書（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除）（同法第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）、第四十一条の二（政令で定める者の所有に

係る指定保税地域）、第六十二条（保税工場）、第六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の規定により当該疑義貨物が滅却された場合

三　関税法第七十五条（外国貨物の積戻し）の規定により当該疑義貨物が積み戻された場合

四　前三号に掲げる場合のほか、当該疑義貨物が輸入されないこととなった場合

第二十一条の次に次の二条を加える。

（輸入禁制品に係る申立て手続等）

第二十一条の二　商標権者、著作権者又は著作隣接権者は、自己の商標権、著作権又は著作隣接権を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について前条第四項の認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

2　税関長は、前項の規定による申立てがあった場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

3　税関長は、第一項の規定による申立てがあった場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間（税関長がその期間中に関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに当該申立てに係る貨物があると認めるときは、その都度、当該申立てに基づき前条第四項の認定手続を執ることとなる期間をいう。）を、前項の規定により当該申立てを受理しなかったときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

4　税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について前条第四項の認定手続を執ったときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、同条第七項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

（申立てに係る供託等）

第二十一条の三　税関長は、前条第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物についての第二十一条第四項の認定手続が終了するまでの間当該貨物が輸入されないことにより当該貨物を輸入しようとする者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命ずることができる。

2　税関長は、前項の規定により供託された金銭の額が同項に規定する損害の賠償を担保するのに不足すると認めるときは、申立人に対し、期限を定めて、その不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命ずることができる。

3　前二項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができる。

4　第一項又は第二項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

5　申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6　第一項の貨物の輸入者は、申立人に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に関し、同項及び第二項の規定により供託された金銭（第二項の規定による有価証券を含む。第八項から第十項までにおいて同じ。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7　前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8　第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一　供託の原因となった貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当する旨の同条第六項本文の規定による通知を受けた場合

二　供託の原因となった貨物について第二十一条第七項の規定による通知を受けた場合

三　第一項の貨物の輸入者が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、同項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなったことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

四　第五項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

五　供託した有価証券が償還を受けることとなったことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

9　前項の規定による供託した金銭の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

10　税関長は、第一項又は第二項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、これらの規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をせず、かつ、第五項の規定による契約の締結の届出をしないときは、その供託を命じられる原因となった貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめることができる。

11　税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした者及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

別表中「、第九条の三」を削る。

別表第〇二〇八・二〇号中「一〇％」を「無税」に改める。

別表第〇二〇八・九〇号を次のように改める。

〇二〇八・九〇　その他のもの	
一　鯨のもの	無税
二　その他のもの	一〇％

別表第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までを次のように改める。

〇三・〇一　魚（生きているものに限る。）	
〇三〇一・一〇　観賞用の魚	
一　こい及び金魚	五％
二　その他のもの	二・五％
〇三〇一・九一　その他の魚（生きているものに限る。）	
ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	
一　養魚用の稚魚	無税
二　その他のもの	五％

○三〇一・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）		
	一　養魚用の稚魚	無税	
	二　その他のもの	五％	
○三〇一・九三	こい		
	一　養魚用の稚魚	無税	
	二　その他のもの	五％	
○三〇一・九九	その他のもの		
	一　養魚用の稚魚	無税	
	二　その他のもの		
	㈠　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％	
	㈡　その他のもの	五％	
○三一・〇一	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		
○三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	無税	
	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五％	
○三〇二・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	無税	
○三〇二・一九	その他のもの		
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％	
○三〇二・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五％	
○三〇二・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテッサ）	五％	
○三〇二・二三	ソール（ソレア属のもの）	五％	
○三〇二・二九	その他のもの		
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％	
○三〇三・三一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五％	
○三〇三・三二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五％	
○三〇三・三三	かつお	五％	
○三〇三・三九	その他のもの	五％	
○三〇三・四〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	一〇％	
○三〇三・五〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	一〇％	
○三〇三・六一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。） いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	一〇％	
	一　サルディノプス属のもの	五％	
	二　その他のもの	五％	
○三〇三・六二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五％	
○三〇三・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五％	
○三〇三・六四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	一〇％	
○三〇三・六五	さめ	五％	
○三〇三・六六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	一〇％	
○三〇三・六九	その他のもの	五％	
	一　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％	
	二　その他のもの	五％	
○三〇三・七〇	肝臓、卵及びしらこ		
	一　にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	一〇％	
	二　その他のもの	五％	
○三一・〇二	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		
○三〇三・一〇	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％	
○三〇三・二二	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五％	
○三〇三・二三	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％	
○三〇三・二九	その他のもの	五％	

○三〇三・三二	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%
○三〇三・三三	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五%
○三〇三・三四	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五%
○三〇三・三九	ソール（ソレア属のもの）	五%
	その他のもの	
○三〇三・四一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%
○三〇三・四二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五%
○三〇三・四三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五%
○三〇三・四九	かつお	五%
○三〇三・五〇	その他のもの	五%
	にしん（クルペア・ハレンゲス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	
○三〇三・六〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	一〇%
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
○三〇三・七一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	五%
	一　サルディノプス属のもの	一〇%
	二　その他のもの	五%
○三〇三・七二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五%
○三〇三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五%
○三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	一〇%
○三〇三・七五	さめ	五%
○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	五%
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	五%
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	一〇%
	一　メルルシウス属のもの	五%
	二　ウロフュキス属のもの	
○三〇三・七九	その他のもの	
	一　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	
	二　その他のもの	
	その他のもの	
○三〇四・一〇	生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	一　フィレ	
	㈠　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇%
	㈡　その他のもの	五%
	二　その他のもの	
	㈠　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇%
	㈡　その他のもの	五%
○三〇四・二〇	冷凍したフィレ	
	一　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇%
	二　その他のもの	五%
	その他のもの	
○三〇四・九〇	一　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラ	六%

	グラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	
○三・○五	二　その他のもの	一〇％
	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	五％
○三○五・一○	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一五％
○三○五・二○	肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	
	一　にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	一二％
	二　さけ科のものの卵	五％
	三　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ	一五％
○三○五・三○	四　その他のもの	四％
	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	
○三○五・四一	一　さけ科のもの	一二％
	二　その他のもの	一五％
	くん製した魚（フィレを含む。）	
○三○五・四二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	一五％
○三○五・四九	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一五％
	その他のもの	一五％
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	
○三○五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	一五％
○三○五・五九	その他のもの	
	一　さけ科のもの	一二％
	二　その他のもの	一五％
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚	
○三○五・六一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一五％
○三○五・六二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	
○三○五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	一五％
○三○五・六九	その他のもの	
	一　さけ科のもの	一二％
	二　その他のもの	一五％
○三○六・○六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
○三○六・一一	冷凍したもの	
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四％
○三○六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）	四％
○三○六・一三	シュリンプ及びプローン	四％
○三○六・一四	かに	六％
○三○六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	一　えび	四％
	二　その他のもの	一〇％
○三○六・二一	冷凍してないもの	
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四％
○三○六・二二	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六％
	二　その他のもの	
○三○六・二三	ロブスター（ホマルス属のもの）	四％
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六％
	二　その他のもの	
○三○六・二四	シュリンプ及びプローン	四％
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六％
	二　その他のもの	
○三○六・二九	かに	六％
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一五％
	二　その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	四％
	(一)　えび	

	(ロ) その他のもの	一〇%
	二　その他のもの	六%
	(イ) えび	一五%
〇三・〇七	(ロ) その他のもの	
	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
〇三〇七・一〇	かき	
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%
	二　その他のもの	一五%
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	
〇三〇七・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・二九	その他のもの	
	一　冷凍したもの	一〇%
	二　その他のもの	一五%
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	
〇三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・三九	その他のもの	
	一　冷凍したもの	一〇%
	二　その他のもの	一五%
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）	
〇三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・四九	その他のもの	
	一　冷凍したもの	一〇%
	二　その他のもの	一五%
〇三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの）	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%
〇三〇七・五九	その他のもの	
	一　冷凍したもの	一〇%
	二　その他のもの	一五%
〇三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	

	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%
	二　その他のもの	一五%
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	一　水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	無税
	二　貝柱	一〇%
	三　いか	一〇%
	四　その他のもの	
	(イ) はまぐり	五%
	(ロ) その他のもの	一〇%
〇三〇七・九九	その他のもの	
	一　冷凍したもの	
	(イ) 貝柱	一〇%
	(ロ) いか	一〇%
	(ハ) うに、くらげ及びなまこ	一〇%
	(ニ) その他のもの	
	A　はまぐり	五%
	B　その他のもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ) 貝柱	一五%
	(ロ) いか	一五%
	(ハ) うに、くらげ及びなまこ	一〇%
	(ニ) その他のもの	
	A　はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	七・五%
	B　その他のもの	一五%

別表第〇五一一・九一号を次のように改める。

〇五一一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物昏及び第三類の動物で生きていないもの	無税
	一　魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵	二・五%
	二　その他のもの	

別表第一五〇四・二〇号を次のように改める。

一五〇四・二〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	
	一　鯨油	無税
	二　その他のもの	一〇%

別表第一六〇二・〇〇号を次のように改める。

一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	
	一　肉エキス及びミートジュース	二〇％
	二　その他のもの	九・六％

別表第一六・〇四項及び第一六・〇五項を次のように改める。

一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
一六〇四・一一	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
	さけ	九・六％
一六〇四・一二	にしん	九・六％
一六〇四・一三	いわし	九・六％
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	九・六％
一六〇四・一五	さば	九・六％
一六〇四・一六	かたくちいわし	九・六％
一六〇四・一九	その他のもの	九・六％
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	
	一　卵	
	(一)　にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	一二・八％
	(二)　その他のもの	六・四％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	六・四％
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇	かに	
	一　気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	六・五％
	二　その他のもの	九・六％
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン	
	一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
	二　その他のもの	六％
一六〇五・三〇	ロブスター	
	一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
	二　その他のもの	六％
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	
	一　えび	
	(一)　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八％
	(二)　その他のもの	六％
	二　その他のもの	
一六〇五・九〇	その他のもの	
	一　くん製したもの	九・六％
	二　その他のもの	
	(一)　いか及びくらげ	一五％
	(二)　なまこ及びうに	一二％
	(三)　その他のもの	九・六％

別表第五部から第二二部までを次のように改める。

第五部　鉱物性生産品

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

注

1　この類の物品は、文脈又は4の規定により別に解釈される場合を除くほか、粗のもの、洗ったもの（構造を変化させることなく化学物質により不純物を除いたものをいう。）、破砕し、粉砕し、粉状にし又はふるい分けたもの及び浮遊選鉱、磁気選鉱その他の機械的又は物理的な方法により選鉱したもの（結晶法により選鉱したものを除く。）に限るものとし、焼き、混合し又は各項において定める処理方法を超えて加工したものを含まない。

この類の物品には、アンチダスティング剤を加えたもの（これを加えることにより特定の用途に適するようにしたものを除く。）を含む。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄（第二八・〇二項参照）

(b)　アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇％以上のもの（第二八・二二項参照）

(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

(d)　調製香料及び化粧品類（第三三類参照）

(e)　舗装用の石、縁石及び敷石（第六八・〇一項参照）、モザイクキューブその他これに類する物品（第六八・〇二項参照）並びに屋根用、上張り用又は防湿層用のスレート（第六八・〇三項参照）

(f)　貴石及び半貴石（第七一・〇二項及び第七一・〇三項参照）

(g)　第三八・二三項の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムから製造した光学用品（第九〇・〇一項参照）

(h)　ビリヤードチョーク（第九五・〇四項参照）

(ij)　テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク（第九六・〇九項参照）

3　第二五・一七項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二五・一七項に属す

る。		
4　第二五・三〇項には、軽石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）、アースカラー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品の破片を含む。		
二五・〇一 二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	無税
二五・〇二 二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	無税
二五・〇三 二五〇三・一〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。） 粗のもの及び精製してないもの	無税 無税
二五・〇四 二五〇四・一〇	その他のもの 天然黒鉛 粉状又はフレーク状のもの	無税 無税
二五〇四・九〇 二五・〇五	その他のもの 天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	無税 無税
二五〇五・一〇 二五〇五・九〇	けい砂 その他のもの	無税 無税
二五・〇六 二五〇六・一〇	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） 石英 けい岩	無税 無税
二五〇六・二一 二五〇六・二九	粗のもの及び粗削りしたもの その他のもの	無税 無税
二五・〇七 二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	無税
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	無税
二五〇八・一〇	ベントナイト	無税
二五〇八・二〇	デカクライジングアース及びフーラーズアース	無税
二五〇八・三〇	耐火粘土	無税
二五〇八・四〇	その他の粘土	無税
二五〇八・五〇	アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト	無税
二五〇八・六〇	ムライト	無税
二五〇八・七〇	シャモット及びダイナスアース	無税
二五・〇九 二五〇九・〇〇	白亜	一・六％
二五・一〇 二五一〇・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜 粉砕してないもの	無税 無税
二五一〇・二〇	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	無税
二五・一一 二五一一・一〇	天然の硫酸バリウム（重晶石）	無税
二五一一・二〇	天然の炭酸バリウム（毒重石）	無税
二五・一二 二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	無税
二五一三・一一	パミストーン 粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ピムスキー）を含む。）	無税 無税
二五一三・一九	その他のもの エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料	無税 無税
二五一三・二一 二五一三・二九	粗のもの及び不規則な形状のもの その他のもの	無税 三％
二五・一四 二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	無税
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法に	無税

より長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）		
大理石及びトラバーチン		
粗のもの及び粗削りしたもの	二五一五・一一	無税
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	二五一五・一二	無税
エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	二五一五・二〇	無税
花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	二五・一六	無税
花こう岩		
粗のもの及び粗削りしたもの	二五一六・一一	無税
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	二五一六・一二	無税
砂岩		
粗のもの及び粗削りしたもの	二五一六・二一	無税
のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの	二五一六・二二	無税
その他の石碑用又は建築用の岩石	二五一六・九〇	無税
小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	二五一七・一〇	無税
小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）	二五一七・二〇	無税
タールマカダム	二五一七・三〇	無税
第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
大理石のもの		
その他のもの	二五一七・四一	無税
ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。）及び凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）	二五一七・四九	無税
ドロマイト（焼いたものを除く。）	二五・一八	無税
ドロマイト（焼いたものに限る。）	二五一八・一〇	無税
凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）	二五一八・二〇	無税
天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	二五一八・三〇	無税
天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）	二五・一九	無税
その他のもの	二五一九・一〇	無税
天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	二五一九・九〇	無税
天然石膏及び天然無水石膏	二五・二〇	無税
プラスター	二五二〇・一〇	無税
一　天然石膏を焼いたもの	二五二〇・二〇	三%
二　その他のもの	二五・二一	無税
石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	二五二一・〇〇	無税
生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	二五・二二	無税
生石灰	二五二二・一〇	無税
消石灰	二五二二・二〇	無税
水硬性石灰	二五二二・三〇	無税
ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	二五・二三	無税
セメントクリンカー	二五二三・一〇	二・六%

二五・二三	ポートランドセメント	二・六%	
二五・二三・二一	白色セメント（人工着色をしてあるかないかを問わない。）	二・六%	
二五・二三・二九	その他のもの	二・六%	
二五・二三・三〇	アルミナセメント	二・六%	
二五・二三・九〇	その他の水硬性セメント	二・六%	
二五・二四	石綿	無税	
二五・二四・〇〇	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず		
二五・二五	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	無税	
二五・二五・一〇	粉	無税	
二五・二五・二〇	くず	無税	
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク		
二五・二六・一〇	破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの	無税	
二五・二六・二〇	破砕し又は粉状にしたもの	無税	
二五・二七	天然の氷晶石及びチオライト		
二五・二七・〇〇	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの	無税	
二五・二八	天然のほう酸ナトリウム及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わない。）	無税	
二五・二八・一〇	その他のもの	無税	
二五・二八・九〇	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石		
二五・二九	長石	無税	
二五・二九・一〇	ほたる石		
二五・二九・二一	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七%以下のもの	無税	
二五・二九・二二	ふつ化カルシウムの含有量が全重量の九七%を超えるもの	無税	
二五・二九・三〇	白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト	無税	
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）		
二五・三〇・一〇	蛭石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）	無税	
二五・三〇・二〇	キーゼル石及び溶利塩（天然の硫酸マグネシウム）	無税	
二五・三〇・三〇	アースカラー	無税	
二五・三〇・四〇	天然の雲母酸化鉄	無税	
二五・三〇・九〇	その他のもの	無税	

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　スラグその他工業において生ずるこれに類するくずでマカダムとして調製したもの（第二五・一七項参照）

(b)　天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかないかを問わない。第二五・一九項参照）

(c)　第二一類の塩基性スラグ

(d)　スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（第六八・〇六項参照）

(e)　貴金属のくず及び貴金属を張った金属のくず（第七一・一二項参照）

(f)　製錬工程において製造される銅、ニッケル又はコバルトのマット（第一五部参照）

2　第二六・〇一項から第二六・一七項までにおいて「鉱」とは、水銀又は第二八・四四項、第一四部若しくは第一五部の金属を採取するために冶金工業において実際に使用する種類の鉱物（冶金用以外の用途に供するものも含む。）をいう。ただし、第二六・〇一項から第二六・一七項までには、冶金工業において通常行わない工程を経た鉱物を含まない。

3　第二六・二〇項には、工業において金属の採取又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物のみを含む。

二六・〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）	
二六〇一・一一	鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）	
二六〇一・一二	凝結させてないもの	無税
二六〇一・二〇	凝結させたもの	無税
二六・〇二	焼いた硫化鉄鉱	無税
二六〇二・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含マンガン鉄鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上のものに限る。）	無税
二六・〇三	銅鉱（精鉱を含む。）	無税
二六〇三・〇〇	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇四	コバルト鉱（精鉱を含む。）	無税
二六〇四・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇五	鉛鉱（精鉱を含む。）	無税
二六〇五・〇〇	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・〇六		
二六〇六・〇〇		
二六・〇七		
二六〇七・〇〇		
二六・〇八		
二六〇八・〇〇		
二六・〇九		

二六〇九・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一〇	クロム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一〇・〇〇		
二六・一一	タングステン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一一・〇〇	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一二	ウラン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一二・一〇	トリウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一二・二〇	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一三	焼いたもの	無税
二六一三・一〇	その他のもの	無税
二六一三・九〇		
二六・一四	チタン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一四・〇〇	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六・一五		
二六一五・一〇	ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一五・九〇	その他のもの	無税
二六・一六	貴金属鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一六・一〇	銀鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一六・九〇	その他のもの	無税
二六・一七	その他の鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一七・一〇	アンチモン鉱（精鉱を含む。）	無税
二六一七・九〇	その他のもの	無税
二六・一八		
二六一八・〇〇	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	無税
二六・一九	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケールその他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	無税
二六一九・〇〇		
二六・二〇	灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）	無税
二六二〇・一一	亜鉛を主成分とするもの	無税
二六二〇・一九	ハードジンクスペルター	無税
二六二〇・二〇	その他のもの	無税
二六二〇・三〇	鉛を主成分とするもの	無税
二六二〇・四〇	銅を主成分とするもの	無税
二六二〇・五〇	アルミニウムを主成分とするもの	無税
二六二〇・九〇	バナジウムを主成分とするもの	無税
	その他のもの	無税
二六・二一	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）	無税
二六二一・〇〇		

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の有機化合物（第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）

(b)　第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品

(c)　第三三・〇一項、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素

2　第二七・一〇項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。

ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇％未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第三九類参照）。

号注

1　第二七〇一・一一号において「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四％以下の石炭をいう。

2　第二七〇一・一二号において「歴青炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が一四％を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が一キログラムにつき五、八三三キロカロリー以上の石炭をいう。

3　第二七〇七・一〇号、第二七〇七・二〇号、第二七〇七・三〇号、第二七〇七・四〇号及び第二七〇七・六〇号において「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の五〇％を超える物品をいう。

備考

1　第二七一〇・〇〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九〇％留出温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。

(b)　「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五％留出温度が三二〇度以下の石油及び歴青油（(a)のものを除く。）をいう。

(c)　「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇％留出温度が三五〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五七以下の石油及び歴青油（(a)又は(b)のものを及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇％残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二％以上のものを除く。）をいう。

(d)　「重油」とは、引火点が温度一三〇度以下（蒸留残油にあっては、引火点が温度一三〇度を超えるものを含む。）の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの（(a)から(c)までのものを除く。）をいう。

(e)　「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの

	含有量が水分を除いた全重量の一％以下のもの（(f)(iii)のものを除く。）をいう。	
	(f)　「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、(iv)のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの（(a)から(e)までのものを除く。）をいう。	
	(i)　原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの	
	(ii)　特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物	
	(iii)　含ろう留出油で流動点が温度二五度を超えるもの	
	(iv)　潤滑油再製用の廃油（使用したものに限る。）	
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	
二七〇一・一一	石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）	無税
二七〇一・一二	無煙炭	無税
二七〇一・一九	歴青炭	無税
二七〇一・二〇	その他の石炭	無税
	練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	四・六％
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	無税
二七〇二・一〇	亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）	無税
二七〇二・二〇	亜炭（凝結させたものに限る。）	無税
二七・〇三	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	無税
二七〇三・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	
二七・〇四	一　コークス及び半成コークス	三・二％
二七〇四・〇〇	二　レトルトカーボン	無税
二七・〇五	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	無税
二七〇五・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないかを問わない。）	無税
二七・〇六		
二七〇六・〇〇		
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	
二七〇七・一〇	ベンゾール	無税
二七〇七・二〇	トルオール	無税
二七〇七・三〇	キシロール	無税
二七〇七・四〇	ナフタレン	三％
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの	無税
二七〇七・六〇	フェノール	無税
二七〇七・九一	その他のもの	
二七〇七・九九	クレオソート油	無税
二七・〇八	その他のもの	無税
二七〇八・一〇	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	無税
二七〇八・二〇	ピッチ	無税
二七・〇九	ピッチコークス	無税
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	無税
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
二七一〇・〇〇	一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）	
	(一)　揮発油	
	A　低重合度の混合アルキレン	
	(a)　トリプロピレン	無税
	(b)　その他のもの	二・六％
	B　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	五％
	C　その他のもの	
	(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	一キロリットルにつき三、〇八〇

	(b) その他のもの	一キログラムにつき一、八六〇円	無税
二七・一一	㈡ 灯油		
二七一一・一一	A 低重合度の混合アルキレン	一キログラムにつき一、七九〇円	無税
二七一一・一二	B その他のもの	一キログラムにつき一、六七〇円	無税
二七一一・一三	㈢ 軽油		
二七一一・一四	A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの	一キログラムにつき六五〇円	四・六%
	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	一キログラムにつき四二〇円	九・六%
	㈣ 重油及び粗油		
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		四・八%
	B その他のもの		三・九%
	㈤ 潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
	A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの		無税
	B その他のもの		無税
	㈥ その他のもの		
	二 その他のもの		
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素		
二七一一・一一	液化したもの		
二七一一・一二	天然ガス		
二七一一・一三	プロパン		
二七一一・一四	ブタン		
	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン		
	一 エチレン	一トンにつき九三〇円	無税
	二 プロピレン、ブチレン及びブタジエン		
二七一一・一九	その他のもの		
	一 石油ガス		無税
	二 その他のもの		五%
	ガス状のもの		
二七一一・二一	天然ガス		五%
二七一一・二九	その他のもの		五%
二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）		三%
二七一二・一〇	ペトロラタム		
二七一二・二〇	パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五%未満のものに限る。）		二・二%
二七一二・九〇	その他のもの		三・二%
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物		
二七一三・一一	石油コークス		
二七一三・一二	焼いてないもの		無税
二七一三・二〇	焼いたもの		無税
二七一三・九〇	石油アスファルト		無税
二七・一四	その他の石油又は歴青油の残留物		
	一 潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度二五度以下のものに限る。）		四・六%
二七一四・一〇	二 その他のもの		無税
二七一四・九〇	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック		無税
二七・一五	歴青質頁岩、油母頁岩及びタールサンド		無税
二七一五・〇〇	その他のもの		無税
	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）		無税

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

注

1 (a) 第二八・四四項又は第二八・四五項に該当する物品は、放射性鉱物を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(b) 第二八・四三項又は第二八・四六項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。

2　投与量又は小売用にしたことにより第二〇・〇四項から第二〇・〇六項まで、第三二・一二項、第三三・〇三項から第三三・〇七項まで、第三五・〇六項、第三七・〇七項又は第三八・〇八項のいずれかに属するとみられる物品は、1の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

3　二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a)　取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b)　共に提示するものであること。

(c)　当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

注

1　この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a)　化学的に単一の元素及び化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

(b)　(a)の物品の水溶液

(c)　(a)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(d)　(a)、(b)又は(c)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(e)　(a)、(b)、(c)又は(d)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

2　この類には、炭素化合物にあっては、亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第二八・三一項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第二八・三六項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第二八・三七項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第二八・三八項参照）、第二八・四三項から第二八・四六項までの有機物並びに炭化物（第二八・四九項参照）のほか、次のもののみを含む。

(a)　炭素の酸化物及びシアン化水素、雷酸、イソシアン酸、チオシアン酸その他のシアンの酸（錯化合物のものを含む。）（第二八・一一項参照）

(b)　炭素のハロゲン化酸化物（第二八・一二項参照）

(c)　二硫化炭素（第二八・一三項参照）

(d)　チオ炭酸塩、セレノ炭酸塩、テルロ炭酸塩及びセレノシアン酸塩、テルロシアン酸塩、テトラチオシアナトジアミノクロム酸塩（ライネケ塩）その他の錯シアン酸塩（無機塩基のものに限る。第二八・四二項参照）

(e)　尿素により固形化した過酸化水素（第二八・四七項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第二八・五一項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第三一類参照）を除く。）

3　この類には、この部の注1の物品を除くほか、次の物品を含まない。

(a)　第五部の塩化ナトリウム、酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）その他の物品

(b)　オルガノインオルガニック化合物（2の物品を除く。）

(c)　第三二類の注2から注5までの物品

(d)　第三二・〇六項のルミノホアとして使用する種類の無機物

(e)　人造黒鉛（第二八・〇一項参照）、第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品、第三八・二三項の小売用の容器入りにしたインキ消し及び第三八・二三項のアルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(f)　天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びにこれらのダスト及び粉（第七一・〇二項から第七一・〇五項まで参照）並びに第七一類の貴金属及びその合金

(g)　第一五部の金属（純粋であるかないかを問わない。）及びその合金

(h)　光学用品（例えば、アルカリ金属又はアルカリ土類金属のハロゲン化物から製造したもの。第九〇・〇一項参照）

4　第二節の非金属酸と第四節の金属酸とから成る化学的に単一の錯酸は、第二八・一一項に属する。

5　第二八・二六項から第二八・四二項までには、金属又はアンモニウムの塩及びペルオキシ塩のみを含む。

複塩及び錯塩は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第二八・四二項に属する。

6　第二八・四四項には、次の物品のみを含む。

(a)　テクネチウム（原子番号四三）、プロメチウム（原子番号六一）、ポロニウム（原子番号八四）及び原子番号が八四を超えるすべての元素

(b)　天然又は人工の放射性同位元素（これらを相互に混合してあるかないかを問わないものとし、第一四部又は第一五部の貴金属又は卑金属のものを含む。）

(c)　(a)又は(b)の元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないか又はこれらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

(d)　(a)から(c)までの元素、同位元素又は無機若しくは有機の化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物で、比放射能が一グラムにつき七四ベクレル（一グラムにつき〇・〇〇二マイクロキュリー）を超えるもの

(e)　使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）

(f)　放射性残留物（使用可能であるかないかを問わない。）

この注、第二八・四四項及び第二八・四五項において「同位元素」とは、次の物品をいう。

個々の核種（天然に単核種として存在するものを除く。）

同一の元素の同位元素の混合物で、一種類又は数種類の当該同位元素を濃縮したもの（同位元素の天然の組成を人為的に変えたもの）

7　第二八・四八項には、りんの含有量が全重量の一五％を超えるりん鋼を含む。

8　元素（例えば、けい素及びセレン）を電子工業用にドープ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの及び円柱状又は棒状のものはこの類に属するものとし、円盤状、ウ

エハー状その他これらに類する形状に切つたものは第三八・一八項に属する。			
第一節　元素			
二八・〇一	ふつ素、塩素、臭素及びよう素	三％	
二八〇一・一〇	塩素	無税	
二八〇一・二〇	よう素	無税	
二八〇一・三〇	ふつ素及び臭素	無税	
二八・〇二			
二八〇二・〇〇	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	無税	
二八・〇三			
二八〇三・〇〇	炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。）	四・六％	
二八・〇四			
二八〇四・一〇	水素、希ガスその他の非金属元素	三・九％	
二八〇四・二一	水素		
二八〇四・二九	希ガス		
二八〇四・三〇	アルゴン	無税	
二八〇四・四〇	その他のもの	無税	
二八〇四・五〇	窒素	三・九％	
二八〇四・六一	酸素	三・九％	
二八〇四・六二	ほう素及びテルル	三・九％	
二八〇四・六九	けい素		
	けい素の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの		
	一　単結晶のもの	無税	
	二　その他のもの	三・九％	
二八〇四・七〇	その他のもの	無税	
二八〇四・八〇	りん	無税	
二八〇四・九〇	砒素	三・九％	
二八・〇五	セレン	四・六％	
	アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀		
二八〇五・一一	アルカリ金属		
二八〇五・一九	ナトリウム	四・六％	
	その他のもの	三％	
二八〇五・二一	アルカリ土類金属		
二八〇五・二二	カルシウム	無税	
二八〇五・二三	ストロンチウム及びバリウム	無税	
二八〇五・二〇	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	三・九％	
二八〇五・四〇	水銀	六・四％	

二八・〇六	第二節　無機酸及び無機非金属酸化物		
二八〇六・一〇	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸		
二八〇六・二〇	塩化水素（塩酸）	二％	
二八・〇七	クロロ硫酸	無税	
二八〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸	三％	
二八・〇八			
二八〇八・〇〇	硝酸及び硫硝酸	三％	
二八・〇九	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸		
二八〇九・一〇	五酸化二りん	二・九％	
二八〇九・二〇	りん酸及びポリりん酸	三・九％	
二八・一〇			
二八一〇・〇〇	ほう素の酸化物及びほう酸	無税	
二八・一一	その他の無機酸及び無機非金属酸化物		
	その他の無機酸		
二八一一・一一	ふつ化水素（ふつ化水素酸）	三・九％	
二八一一・一九	その他のもの	三・九％	
	その他の無機非金属酸化物		
二八一一・二一	二酸化炭素	三・九％	
二八一一・二二	二酸化けい素	三・九％	
二八一一・二三	二酸化硫黄	無税	
二八一一・二九	その他のもの	四・三％	
	第三節　非金属のハロゲン化合物及び硫黄化合物		
二八・一二	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	三・九％	
二八一二・一〇	塩化物及び塩化酸化物	三・九％	
二八一二・九〇	その他のもの	無税	
二八・一三	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引する物品		
二八一三・一〇	二硫化炭素	三・九％	
二八一三・九〇	その他のもの	三・九％	
	第四節　無機塩基並びに金属の酸化物、水酸化物及び過酸化物		
二八・一四	無水アンモニア及びアンモニア水	無税	
二八一四・一〇	無水アンモニア	三％	
二八一四・二〇	アンモニア水	三％	
二八・一五	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物		
二八一五・一一	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）		
二八一五・一二	固体のもの	六・四％	
	水溶液のもの（ソーダ液）	六・四％	

二八一五・二〇	水酸化カリウム（かせいカリ）	四・六%	
二八一五・三〇	ナトリウム又はカリウムの過酸化物	四・六%	
二八・一六	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		
二八一六・一〇	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物	三・九%	
二八一六・二〇	ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	三・九%	
二八一六・三〇	バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・六%	
二八・一七	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	五・二%	
二八一七・〇〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム		
二八一八・一〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）	三・九%	
二八一八・二〇	酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）	無税	
二八一八・三〇	水酸化アルミニウム	三・九%	
二八・一九	クロムの酸化物及び水酸化物		
二八一九・一〇	三酸化クロム	三・九%	
二八一九・九〇	その他のもの	三・九%	
二八・二〇	マンガンの酸化物		
二八二〇・一〇	二酸化マンガン	三・九%	
二八二〇・九〇	その他のもの	三・九%	
二八・二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物		
二八二一・一〇	鉄の酸化物及び水酸化物	三・九%	
二八二一・二〇	アースカラー	三・九%	
二八・二二	コバルトの酸化物及び水酸化物並びに商慣行上酸化コバルトとして取引する物品	無税	
二八・二三	チタンの酸化物		
二八二三・〇〇	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	四・八%	
二八・二四	一酸化鉛（リサージ）		
二八二四・一〇	鉛丹及びオレンジ鉛	五・六%	
二八二四・二〇	その他のもの	五・六%	
二八二四・九〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	無税	
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩		
二八二五・一〇	酸化リチウム及び水酸化リチウム	四・六%	
二八二五・二〇	バナジウムの酸化物及び水酸化物	無税	
二八二五・三〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	無税	
二八二五・四〇		五・八%	
二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物		
二八二五・六〇	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム		
二八二五・七〇	一　二酸化ゲルマニウム	四・六%	
二八二五・八〇	二　その他のもの	無税	
二八二五・九〇	モリブデンの酸化物及び水酸化物	五・八%	
	アンチモンの酸化物		
	その他のもの		
	一　水銀の酸化物	五・八%	
	二　酸化第二すず及び酸化第二すず	三・九%	
	三　酸化ベリリウム	無税	
	四　その他のもの	四・六%	
二八・二六	第五節　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩		
	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩		
	ふつ化物		
二八二六・一一	アンモニウム又はナトリウムのもの	三・九%	
二八二六・一二	アルミニウムのもの	三・九%	
二八二六・一九	その他のもの	三・九%	
二八二六・二〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	無税	
二八二六・三〇	ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）	無税	
二八二六・九〇	その他のもの		
二八・二七	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物		
二八二七・一〇	塩化アンモニウム	無税	
二八二七・二〇	塩化カルシウム		
	その他の塩化物		
二八二七・三一	マグネシウムのもの	三・九%	
二八二七・三二	アルミニウムのもの	三・九%	
二八二七・三三	鉄のもの	三・九%	
二八二七・三四	コバルトのもの	三・九%	
二八二七・三五	ニッケルのもの	三・九%	
二八二七・三六	亜鉛のもの	四・六%	
二八二七・三七	すずのもの	三・九%	
二八二七・三八	バリウムのもの	四・六%	
二八二七・三九	その他のもの		
	一　水銀の塩化物	五・八%	
	二　その他のもの	三・九%	
二八二七・四一	塩化酸化物及び塩化水酸化物		
	銅のもの	三・九%	

二八二七・四九	その他のもの	三・九%
二八二七・五一	臭化物及び臭化酸化物	四・六%
二八二七・五九	ナトリウム又はカリウムの臭化物	四・六%
二八二七・六〇	その他のもの	三・九%
二八・二八	よう化物及びよう化酸化物	
二八二八・一〇	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	三・九%
二八二八・九〇	商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩	三・九%
二八・二九	その他のもの	
	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	
二八二九・一一	塩素酸塩	
二八二九・一九	ナトリウムのもの	三・九%
二八二九・九〇	その他のもの	三・九%
二八・三〇	その他のもの	四・六%
二八三〇・一〇	硫化物及び多硫化物	
二八三〇・二〇	ナトリウムの硫化物	三%
二八三〇・三〇	硫化亜鉛	無税
二八三〇・九〇	硫化カドミウム	無税
	その他のもの	
二八・三一	一　水銀の硫化物	四・六%
二八三一・一〇	二　その他のもの	無税
二八三一・二〇	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	
二八三一・九〇	ナトリウムのもの	三・九%
二八・三二	その他のもの	三・九%
二八三二・一〇	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	四・六%
二八三二・二〇	ナトリウムの亜硫酸塩	
二八三二・三〇	その他の亜硫酸塩	六・六%
二八・三三	チオ硫酸塩	六・六%
	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	六・六%
二八三三・一一	ナトリウムの硫酸塩	
二八三三・一九	硫酸二ナトリウム	三・九%
	その他のもの	三・九%
二八三三・二一	その他の硫酸塩	
二八三三・二二	マグネシウムのもの	無税
二八三三・二三	アルミニウムのもの	無税
二八三三・二四	クロムのもの	無税
	ニッケルのもの	四・六%

二八三三・二五	銅のもの	四・六%
二八三三・二六	亜鉛のもの	四・六%
二八三三・二七	バリウムのもの	四・六%
二八三三・二九	その他のもの	無税
二八三三・三〇	みょうばん	無税
二八三三・四〇	ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	
二八・二四	亜硝酸塩及び硝酸塩	三・九%
二八三四・一〇	亜硝酸塩	
	硝酸塩	
二八三四・二一	カリウムのもの	四・六%
二八三四・二二	ビスマスのもの	三・九%
二八三四・二九	その他のもの	
	一　硝酸カルシウム	無税
	二　硝酸バリウム	四・六%
	三　その他のもの	三・九%
二八・三五	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩	
二八三五・一〇	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）	四・六%
	りん酸塩	
二八三五・二一	二アンモニウムのもの	四・六%
二八三五・二二	一ナトリウム又は二ナトリウムのもの	四・六%
二八三五・二三	三ナトリウムのもの	四・六%
二八三五・二四	カリウムのもの	四・六%
二八三五・二五	オルトりん酸水素カルシウム（りん酸二カルシウム）	四・六%
二八三五・二六	カルシウムのその他のりん酸塩	四・六%
二八三五・二九	その他のもの	四・六%
	ポリりん酸塩	
二八三五・三一	三りん酸ナトリウム（トリポリりん酸ナトリウム）	五・六%
二八三五・三九	その他のもの	四・六%
二八・三六	炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	一キログラムにつき一円六八銭
二八三六・一〇	商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩	三・九%
二八三六・二〇	炭酸二ナトリウム	
	一　ソーダ灰	

二八三六・三〇	二　その他のもの	三・九％
二八三六・四〇	炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）	四・六％
二八三六・五〇	カリウムの炭酸塩	四・六％
二八三六・六〇	炭酸カルシウム	三・九％
二八三六・七〇	炭酸バリウム	四・六％
	炭酸鉛	三・九％
二八三六・九一	その他のもの	
二八三六・九二	リチウムの炭酸塩	無税
二八三六・九三	炭酸ストロンチウム	三・九％
二八三六・九九	炭酸ビスマス	三・九％
二八三七・一一	その他のもの	三・九％
二八三七・一九	シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩	
二八三七・二〇	シアン化物及びシアン化酸化物	
二八三八・〇〇	ナトリウムのもの	五・二％
二八三九	その他のもの	三・九％
	シアノ錯塩	三・九％
二八三九・一一	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	三・九％
二八三九・一九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	
二八三九・二〇	ナトリウムのもの	
二八三九・九〇	ナトリウムのメタけい酸塩	三・九％
	その他のもの	三・九％
二八四〇・一一	カリウムのもの	三・九％
二八四〇・一九	その他のもの	三・九％
二八四〇・二〇	ほう酸塩及びペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	
二八四〇・三〇	四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）	無税
二八四一・一〇	無水物	無税
二八四一・二〇	その他のもの	無税
二八四一・三〇	ほう酸塩	無税
二八四一・四〇	ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）	無税
二八四一・五〇	オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	
二八四一・九〇	アルミン酸塩	三・九％
	クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）	四・八％
	二クロム酸ナトリウム	四・八％
	二クロム酸カリウム	四・八％
	その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩	
	亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩	四・八％
		四・六％

二八四一・七〇	モリブデン酸塩	三・九％
二八四一・八〇	タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）	三・九％
二八四一・九〇	その他のもの	三・九％
二八四二・一〇	その他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩（アジ化物を除く。）	
二八四二・九〇	けい酸の複塩及び錯塩	三・九％
	その他のもの	三・九％
二八・四三	第六節　その他のもの	
二八四三・一〇	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム	三％
二八四三・二一	コロイド状貴金属	三％
二八四三・二九	銀化合物	三％
二八四三・三〇	硝酸銀	三％
二八四三・九〇	その他のもの	三％
二八・四四	金化合物	無税
	その他の化合物及びアマルガム	無税
	放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物	
二八四四・一〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・二〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・四〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	無税
二八四四・五〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物	無税
二八・四五	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）	無税
	同位元素（第二八・四四項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	無税
二八四五・一〇	重水（酸化重水素）	無税
二八四五・九〇	その他のもの	無税

二八・四六	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物		
二八四六・一〇	セリウム化合物		三・九%
二八四六・九〇	その他のもの		
	一　粗製の塩化希土（希土類金属の化合物の製造原料に使用する種類のものに限る。）及び硝酸ランタン	無税	
	二　その他のもの	三・九%	
二八・四七	過酸化水素（尿素により固形化してあるかないかを問わない。）	三・九%	
二八四七・〇〇			
二八・四八	りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）		
二八四八・一〇	銅のもの（りん銅。りんの含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。）	三・九%	
二八四八・九〇	その他の金属又は非金属のもの	三・九%	
二八・四九	炭化物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		
二八四九・一〇	カルシウムのもの	三%	
二八四九・二〇	けい素のもの	三・九%	
二八四九・九〇	その他のもの	三%	
二八・五〇	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第二八・四九項の炭化物に該当するものを除く。）	三・九%	
二八五〇・〇〇			
二八・五一	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
二八五一・〇〇		三・九%	

第二九類　有機化学品

注

1　この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。

(a)　化学的に単一の有機化合物（不純物を含有するかしないかを問わない。）

(b)　同一の有機化合物の二以上の異性体の混合物（不純物を含有するかしないかを問わないものとし、飽和又は不飽和の非環式炭化水素にあつては、立体異性体以外の異性体の混合物（第二七類参照）を除く。）

(c)　第二九・三六項から第二九・三九項までの物品、第二九・四〇項の糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩並びに第二九・四一項の物品（この(c)の物品については、化学的に単一であるかないかを問わない。）

(d)　(a)、(b)又は(c)の物品の水溶液

(e)　(a)、(b)又は(c)の物品を水以外の溶媒に溶かしたもの（当該溶媒に溶かすことが安全又は輸送のため通常行われ、かつ、必要な場合に限るものとし、特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(f)　(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(g)　(a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）

(h)　ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化することができるアミン及びその塩で、アゾ染料生成用のもののうち標準的な濃度にしたもの

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一五・〇四項の物品及びグリセリン（第一五・二〇項参照）

(b)　エチルアルコール（第二二・〇七項及び第二三・〇八項参照）

(c)　メタン及びプロパン（第二七・一一項参照）

(d)　第二八類の注2の炭素化合物

(e)　尿素（第三一・〇二項及び第三一・〇五項参照）

(f)　植物性又は動物性の着色料（第三二・〇三項参照）、有機合成着色料及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（第三二・〇四項参照）並びに小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料（第三二・一二項参照）

(g)　酵素（第三五・〇七項参照）

(h)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料並びにたきこ用ライター又はこれに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）（第三六・〇六項参照）

(ij)　第三八・一三項の消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品及び第三八・二三項の小売用の容器入りにしたインキ消し

(k)　光学用品（例えば、酒石酸エチレンジアミンから製造したもの。第九〇・〇一項参照）

3　この類の二以上の項に属するとみられる物品は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

4　第二九・〇四項から第二九・〇六項まで、第二九・〇八項から第二九・一一項まで及び第二九・一三項から第二九・二〇項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。ニトロ基及びニトロソ基は、第二九・二九項においては窒素官能基としない。

5　(a)　第一節から第七節までの酸官能有機化合物とこれらの節の有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物又は有機化合物が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(b)　エチルアルコール又はグリセリンと第一節から第七節までの酸官能有機化合物とのエステルは、これを構成する酸官能有機化合物が属する項に属する。

(c)　次の塩は、この部の注1及び第二八類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

(1)　第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。

(2)　第一節から第一〇節まで又は第二九・四二項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸（フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。）が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

(d)　金属アルコラートは、エタノール及びグリセリンの場合を除くほか、これを構成するアルコールが属する項に属する（第二九・〇五項参照）。

(e)　カルボン酸の酸ハロゲン化物は、これを構成するカルボン酸が属する項に属する。

6　第二九・三〇項又は第二九・三一項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、燐素、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。

　第二九・三〇項（有機硫黄化合物）及び第二九・三一項（その他のオルガノインオルガニック化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。

7　第二九・三二項から第二九・三四項までには、エポキシドで三員環のもの、ケトンペルオキシド、アルデヒド又はチオアルデヒドの環式重合体、多塩基カルボン酸の酸無水物、多価アルコール又は多価フェノールと多塩基酸との環式エステル及び多塩基酸のイミドを含まない。

　前段の規定は、複素環構造を形成するヘテロ原子が前段の環を形成する基のみに含まれている場合に限り適用する。

号注

1　この類において化合物の誘導体は、当該誘導体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該化合物が属する号に属する。

	第一節　炭化水素並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・〇一	非環式炭化水素	
二九〇一・一〇	飽和のもの	四・六%
	不飽和のもの	
二九〇一・二一	エチレン	四・六%
二九〇一・二二	プロペン（プロピレン）	四・六%
二九〇一・二三	ブテン（ブチレン）及びその異性体	四・六%
二九〇一・二四	ブター一・三―ジエン及びイソプレン	無税
	一　ブター一・三―ジエン	二・三%
	二　イソプレン	二・三%
二九〇一・二九	その他のもの	
二九・〇二	環式炭化水素	
二九〇二・一一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素	三・九%
二九〇二・一九	シクロヘキサン	無税
	その他のもの	
	一　五―エチリデン―二―ノルボルネン	四・六%
	二　その他のもの	三%
二九〇二・二〇	ベンゼン	無税
二九〇二・三〇	トルエン	無税
	キシレン	
二九〇二・四一	オルトーキシレン	無税
二九〇二・四二	メターキシレン	無税
二九〇二・四三	パラーキシレン	無税
二九〇二・四四	キシレン異性体の混合物	六・四%
二九〇二・五〇	スチレン	無税
二九〇二・六〇	エチルベンゼン	四・六%
二九〇二・七〇	クメン	
二九〇二・九〇	その他のもの	
	一　ナフタレン、メチルナフタレン及びアントラセン	四・六%
	二　その他のもの	
二九〇三・一一	炭化水素のハロゲン化誘導体	
	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体	
二九〇三・一二	クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）	四・六%
二九〇三・一三	ジクロロメタン（塩化メチレン）	四・六%
二九〇三・一四	クロロホルム（トリクロロメタン）	四・六%
二九〇三・一五	四塩化炭素	四・六%
二九〇三・一六	一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）	四・六%
二九〇三・一九	一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロプタン	四・六%
	その他のもの	四・六%
二九〇三・二一	非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）	
二九〇三・二二	塩化ビニル（クロロエチレン）	四・六%
二九〇三・二三	トリクロロエチレン	四・六%
二九〇三・二九	テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）	四・六%
二九〇三・三〇	その他のもの	四・六%
	非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	四・六%
二九〇三・四〇	非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）	四・六%

二九〇三・五一	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体	四・六%	
二九〇三・五九	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン		
	その他のもの		
	一　オクタクロロテトラヒドロメタノインダン（クロルデン）	無税	
二九〇三・六一	二　その他のもの	四・六%	
	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体		
	クロロベンゼン、オルト―ジクロロベンゼン及びパラ―ジクロロベンゼン	四・六%	
二九〇三・六二	ヘキサクロロベンゼン及びDDT（一・一―トリクロロ―二・二―ビス（パラ―クロロフェニル）エタン）	四・六%	
二九〇三・六九	その他のもの	四・六%	
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）		
二九〇四・一〇	スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル	四・六%	
二九〇四・二〇	ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体	四・六%	
二九〇四・九〇	その他のもの	四・六%	
	第二節　アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九・〇五	飽和一価アルコール		
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	無税	
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	四・六%	
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	八・四%	
二九〇五・一四	その他のブタノール	八・四%	
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	五・六%	
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体		
	一　二―エチルヘキシルアルコール（二―エチルヘキサン―一―オール）	一キログラムにつき一円二〇銭	
	二　その他のもの	四・六%	
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	五・六%	
二九〇五・一九	その他のもの	四・六%	
二九〇五・二一	不飽和一価アルコール	四・六%	
二九〇五・二二	アリルアルコール	四・六%	
二九〇五・二三	非環式テルペンアルコール	五・三%	
二九〇五・二九	その他のもの	四・六%	
二九〇五・三一	二価アルコール	九・六%	
二九〇五・三二	エチレングリコール（エタンジオール）	八・四%	
二九〇五・三九	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	四・六%	
二九〇五・四一	その他のもの	四・六%	
二九〇五・四二	その他の多価アルコール	四・六%	
二九〇五・四三	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	二〇%	
二九〇五・四四	ペンタエリトリトール	二〇%	
二九〇五・四九	マンニトール	四・六%	
二九〇五・五〇	D―グルシトール（ソルビトール）	四・六%	
二九・〇六	その他のもの	二二・四%（その率が一キログラムにつき七二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
二九〇六・一一	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	
二九〇六・一二	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%	
二九〇六・一三	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	四・六%	
二九〇六・一四	メントール	無税	
二九〇六・一九	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	四・六%	
	ステロール及びイノシトール	五・三%	
	テルピネオール	五・三%	
	その他のもの		
	一　ボルネオール	四・六%	
	二　その他のもの		
	芳香族アルコール及びその誘導体	五・六%	

ベンジルアルコール	二九〇六・二一	五・三%
その他のもの	二九〇六・二九	四・六%
第三節　フェノール及びフェノールアルコール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九・〇七		
フェノール及びフェノールアルコール		
一価フェノール		
石炭酸（ヒドロキシベンゼン）及びその塩	二九〇七・一一	四・六%
クレゾール及びその塩	二九〇七・一二	無税
オクチルフェノール及びノニルフェノール並びにこれらの異性体並びにこれらの塩	二九〇七・一三	四・六%
キシレノール及びその塩	二九〇七・一四	無税
ナフトール及びその塩	二九〇七・一五	四・六%
その他のもの	二九〇七・一九	四・六%
多価フェノール		
レソルシノール及びその塩	二九〇七・二一	四・六%
ヒドロキノン（キノール）及びその塩	二九〇七・二二	四・六%
四・四′―イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）及びその塩	二九〇七・二三	四・六%
その他のもの	二九〇七・二九	四・六%
フェノールアルコール	二九〇七・三〇	四・六%
フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・〇八	
ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩	二九〇八・一〇	四・六%
スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル	二九〇八・二〇	四・六%
その他のもの	二九〇八・九〇	四・六%
第四節　エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
二九・〇九		
エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
ジエチルエーテル	二九〇九・一一	四・六%
その他のもの	二九〇九・一九	四・六%
飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九〇九・二〇	四・六%
芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九〇九・三〇	四・六%
エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九〇九・四一	五・八%
二・二′―オキシジエタノール（ジエチレングリコール又はジゴール）	二九〇九・四二	五・六%
エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル	二九〇九・四三	五%
エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノブチルエーテル	二九〇九・四四	五・六%
エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル	二九〇九・四九	四・六%
その他のもの	二九〇九・五〇	四・六%
エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九〇九・六〇	四・六%
アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一〇	
三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一〇・一〇	四・六%
オキシラン（エチレンオキシド）	二九一〇・二〇	五・六%
メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	二九一〇・三〇	四・六%
一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）	二九一〇・九〇	四・六%
その他のもの	二九・一一	
アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一一・〇〇	四・六%
第五節　アルデヒド官能化合物		
アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	二九・一二	
非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）		
メタナール（ホルムアルデヒド）	二九一二・一一	三・九%

二九一二・一二	エタナール（アセトアルデヒド）	四・六%
二九一二・一三	ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマル－ブチルアルデヒド）	四・六%
二九一二・一九	その他のもの	四・六%
	環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一二・二一	ベンズアルデヒド	四・六%
二九一二・二九	その他のもの	四・六%
二九一二・三〇	アルデヒドアルコール	五・三%
	アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド	
二九一二・四一	バニリン（四－ヒドロキシ－三－メトキシベンズアルデヒド）	五・三%
二九一二・四二	エチルバニリン（三－エトキシ－四－ヒドロキシベンズアルデヒド）	五・三%
二九一二・四九	その他のもの	四・六%
二九一二・五〇	アルデヒドの環式重合体	四・六%
二九一二・六〇	パラホルムアルデヒド	四・六%
二九一三	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一三・〇〇	第六節　ケトン官能化合物及びキノン官能化合物	四・六%
二九・一三	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・一四	非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一四・一一	アセトン	四・六%
二九一四・一二	ブタノン（メチルエチルケトン）	四・六%
二九一四・一三	四－メチルペンタン－二－オン（メチルイソブチルケトン）	四・六%
二九一四・一九	その他のもの	四・六%
	飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
二九一四・二二	しょう脳	無税
	一　融点が一七五度未満のもの	六・六%
	二　その他のもの	四・六%
二九一四・二三	シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	五・三%
二九一四・二九	イオノン及びメチルイオノン	四・六%
二九一四・三〇	その他のもの	四・六%
	芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）	
	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	

二九一四・四一	四－ヒドロキシ－四－メチルペンタン－二－オン（ジアセトンアルコール）	四・六%
二九一四・四九	その他のもの	四・六%
二九一四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	四・六%
	キノン	
二九一四・六一	アントラキノン	四・六%
二九一四・六九	その他のもの	四・六%
二九一四・七〇	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・一五	第七節　カルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六%
二九一五・一一	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	六・四%
二九一五・一二	ぎ酸並びにその塩及びエステル	六・四%
二九一五・一三	ぎ酸	六・四%
二九一五・二一	ぎ酸の塩	三%
二九一五・二二	ぎ酸のエステル	四・六%
二九一五・二三	酢酸及びその塩並びに無水酢酸	四・六%
二九一五・二四	酢酸	四・六%
二九一五・二五	酢酸ナトリウム	四・六%
二九一五・二九	酢酸コバルト	四・六%
二九一五・三九	無水酢酸	四・六%
二九一五・四〇	その他のもの	四・六%
二九一五・五〇	酢酸のエステル	五・六%
二九一五・六〇	酢酸エチル	五・六%
二九一五・七〇	酢酸ビニル	五・六%
	酢酸ノルマル－ブチル	五・六%
	酢酸イソブチル	五・六%
	酢酸－二－エトキシエチル	四・六%
	その他のもの	四・六%
	モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%
	プロピオン酸並びにその塩及びエステル	六・四%
	酪酸及び吉草酸並びにこれらの塩及びエステル	六・四%
	パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	三・九%
	一　ステアリン酸	

	二　その他のもの	二九一五・九〇	四・六％
	その他のもの		
	一　カプリン酸、ラウリン酸及びミリスチン酸並びにカプリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸又はステアリン酸の誘導体	二九一六・一一	四・六％
	二　その他のもの	二九一六・一二	四・六％
	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一六・一三	四・六％
	不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一六・一四	四・六％
	アクリル酸及びその塩	二九一六・一五	四・六％
	アクリル酸のエステル	二九一六・一六	四・六％
	メタクリル酸及びその塩	二九一六・一七	四・六％
	メタクリル酸のエステル	二九一六・一八	四・六％
	オレイン酸、リノール酸及びリノレン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九一六・一九	四・六％
	その他のもの	二九一六・二〇	六・四％
	飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一六・二一	六・四％
	芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一六・二二	四・六％
	安息香酸並びにその塩及びエステル	二九一六・二三	四・六％
	過酸化ベンゾイル及び塩化ベンゾイル	二九一六・三一	三・九％
	フェニル酢酸並びにその塩及びエステル	二九一六・三二	六・四％
	その他のもの	二九一六・三九	六・四％
	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一七・一一	五・八％
	非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・一二	六・四％
	しゅう酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一三	六・四％
	アジピン酸並びにその塩及びエステル	二九一七・一四	四・六％
	アゼライン酸及びセバシン酸並びにこれらの塩及びエステル	二九一七・一九	四・六％
	無水マレイン酸	二九一七・二〇	四・六％
	その他のもの		
	飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・三一	四・六％
	芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一七・三二	四・六％
	オルトフタル酸ジブチル	二九一七・三三	四・六％
	オルトフタル酸ジオクチル	二九一七・三四	四・六％
	オルトフタル酸ジノニル及びオルトフタル酸ジデシル	二九一七・三五	三・九％
	その他のオルトフタル酸エステル	二九一七・三六	六・四％
	無水フタル酸	二九一七・三七	六・四％
	テレフタル酸及びその塩	二九一七・三九	四・六％
	テレフタル酸ジメチル	二九一八・一八	四・六％
	その他のもの		
	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一八・一一	五・三％
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	二九一八・一二	四・六％
	乳酸並びにその塩及びエステル	二九一八・一三	四・六％
	酒石酸	二九一八・一四	二四％
	酒石酸の塩及びエステル	二九一八・一五	一二％
	くえん酸	二九一八・一六	四・六％
	くえん酸の塩及びエステル	二九一八・一七	四・六％
	一　くえん酸カルシウム	二九一八・一九	四・六％
	二　その他のもの	二九一八・二二	四・六％
	グルコン酸並びにその塩及びエステル	二九一八・二三	四・六％
	フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステル	二九一八・二九	四・六％
	その他のもの		
	一　コール酸		無税
	二　その他のもの		四・六％
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		四・六％
	サリチル酸及びその塩		四・六％
	オルト－アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル		四・六％
	サリチル酸のその他のエステル及びその塩		四・六％
	その他のもの		

二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	四・六％
二九一八・九〇	一　デヒドロコール酸（三・七・一二―トリケトコール酸）	四・六％
	二　その他のもの	四・六％
	その他のもの	
	第八節　無機酸のエステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	無税
二九二〇・一〇	その他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％
二九二〇・二〇	チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	四・六％
二九二〇・九〇	その他のもの	四・六％
	第九節　窒素官能化合物	
二九二一・一一	アミン官能化合物	
	非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二一・一二	メチルアミン、ジメチルアミン及びトリメチルアミン並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・一九	ジエチルアミン及びその塩	四・六％
	その他のもの	四・六％
	非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二一・二一	エチレンジアミン及びその塩	四・六％
二九二一・二二	ヘキサメチレンジアミン及びその塩	四・六％
二九二一・二九	その他のもの	四・六％
二九二一・三〇	飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六％
	芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二一・四一	アニリン及びその塩	六・六％
	一　アニリン	四・六％
	二　アニリンの塩	
二九二一・四二	アニリン誘導体及びその塩	四・六％
二九二一・四三	トルイジン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・四四	ジフェニルアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・四五	一―ナフチルアミン（アルファ―ナフチルアミン）及び二―ナフチルアミン（ベータ―ナフチルアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	四・六％
二九二一・四九	その他のもの	四・六％
	芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二一・五一	オルト―フェニレンジアミン、メタ―フェニレンジアミン、パラ―フェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	五・三％
二九二一・五九	その他のもの	四・六％
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	
二九二二・一一	アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	四・六％
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	四・六％
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	四・六％
二九二二・一九	トリエタノールアミン及びその塩	四・六％
	その他のもの	
二九二二・二一	一　アミノアルコール	無税
二九二二・二九	二　その他のもの	四・六％
	アミノナフトールその他のアミノフェノール並びにそのエーテル及びエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	
二九二二・三一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	四・六％
二九二二・三九	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	四・六％
二九二二・四一	その他のもの	四・六％
二九二二・四二	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	四・六％
二九二二・四九	アミノ酸及びそのエステル（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	四・六％
二九二二・五〇	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	四・六％
	グルタミン酸及びその塩	一六％
二九二二・五一	一　グルタミン酸ソーダ	四・六％
二九二二・五九	二　その他のもの	四・六％
	その他のもの	
二九二二・九〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	四・六％

二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド	四・六%
二九二三・一〇	コリン及びその塩	六・四%
二九二三・二〇	レシチンその他のホスホアミノリピド	四・六%
二九二三・九〇	その他のもの	
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
二九二四・一〇	非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
	一　二―アクリルアミド―二―メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド	四・六%
	二　その他のもの	
	環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九二四・二一	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二四・二九	その他のもの	四・六%
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	
二九二五・一一	イミド及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九二五・一九	サッカリン及びその塩	四・六%
二九二五・二〇	その他のもの	
	イミン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
	一　クロルヘキシジン及びその塩	三・七%
	二　その他のもの	
二九・二六	ニトリル官能化合物	
二九二六・一〇	アクリロニトリル	六・四%
二九二六・二〇	一―シアノグアニジン（ジシアンジアミド）	四・六%
二九二六・九〇	その他のもの	四・六%
二九・二七	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	四・六%
二九二七・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	四・六%
二九二八・〇〇	その他の窒素官能基を有する化合物	
二九・二九	イソシアナート	四・六%
二九二九・一〇	その他のもの	四・六%
二九二九・九〇	第一〇節　オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド	
二九・三〇	有機硫黄化合物	
二九三〇・一〇	ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	無税
二九三〇・二〇	チオカルバマート及びジチオカルバマート	五・三%
二九三〇・三〇	チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド	四・六%
二九三〇・四〇	メチオニン	四・六%
二九三〇・九〇	その他のもの	
二九・三一	その他のオルガノインオルガニック化合物	四・六%
二九三一・〇〇	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	
二九・三二	非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	無税
二九三二・一一	テトラヒドロフラン	四・六%
二九三二・一二	二―フルアルデヒド（フルフラール）	四・六%
二九三二・一三	フルフリルアルコール及びテトラヒドロフルフリルアルコール	四・六%
二九三二・一九	その他のもの	
二九三二・二一	ラクトン	五・三%
二九三二・二九	クマリン、メチルクマリン及びエチルクマリン	無税
二九三二・九〇	その他のラクトン	四・六%
	一　サントニン	四・六%
	二　その他のもの	
二九三三・一一	その他のもの	四・六%
二九三三・一九	非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%
二九三三・二一	ヒダントイン及びその誘導体	四・六%
二九三三・二九	その他のもの	四・六%
二九三三・三一	非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	無税
二九三三・三九	ピリジン及びその塩	
	その他のもの	
	一　ピコリン及びO・O―ジエチル―O―（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス）	無税

二九三三・四〇	二　その他のもの キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六%
二九三三・五一	ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物並びに核酸及びその塩 マロニル尿素（バルビツル酸）及びその誘導体並びにこれらの塩	四・六%
二九三三・五九	その他のもの 一　一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン	無税
	二　その他のもの 非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	四・六%
二九三三・六一	メラミン	四・六%
二九三三・六九	その他のもの	四・六%
二九三三・七一	ラクタム 六―ヘキサンラクタム（イプシロン―カプロラクタム）	五・六%
二九三三・七九	その他のラクタム	四・六%
二九三三・九〇	その他のもの 一　塩酸ヒドラジン、デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン	三・九%
	二　一・四―ジアザビシクロ（二・二・二）オクタン（トリエチレンジアミン）	三・二%
	三　その他のもの	四・六%
二九・三四	その他の複素環式化合物	
二九三四・一〇	非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	四・六%
二九三四・二〇	フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物	五・三%
二九三四・三〇	その他のもの	四・六%
二九三四・九〇	一　スルトン及びスルタム	無税
	二　その他のもの	四・六%
二九・三五	スルホンアミド	
二九三五・〇〇	第一一節　プロビタミン、ビタミン及びホルモン	四・六%

二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	
二九三六・一〇	プロビタミン（混合してないものに限る。）	無税
	ビタミンA及びその誘導体（混合してないものに限る。）	無税
二九三六・二一	ビタミンB_1及びその誘導体	無税
二九三六・二二	ビタミンB_2及びその誘導体	無税
二九三六・二三	D―パントテン酸及びDL―パントテン酸（ビタミンB_3又はビタミンB_5）並びにこれらの誘導体	無税
二九三六・二四	ビタミンB_6及びその誘導体	無税
二九三六・二五	ビタミンB_{12}及びその誘導体	無税
二九三六・二六	ビタミンC及びその誘導体	無税
二九三六・二七	ビタミンE及びその誘導体	無税
二九三六・二八	その他のビタミン及びその誘導体	無税
二九三六・二九	その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	無税
二九三六・九〇	ホルモン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	
二九・三七	脳下垂体前葉ホルモンその他これに類するホルモン及びこれらの誘導体	無税
二九三七・一〇	副腎皮質ホルモン及びその誘導体	
二九三七・一一	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン（デヒドロコルチゾン）及びプレドニゾロン（デヒドロヒドロコルチゾン）	無税
二九三七・一二	副腎皮質ホルモンのハロゲン化誘導体	無税
二九三七・一九	その他のもの その他のホルモン及びその誘導体並びにその他のステロイドで主としてホルモンとして使用するもの	無税
二九三七・九一	インスリン及びその塩	無税
二九三七・九二	エストロゲン及びプロゲストゲン	無税
二九三七・九九	その他のもの	無税
	第一二節　グリコシド及び植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	

二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	二・三％
二九三八・一〇	ルトシド（ルチン）及びその誘導体	四・六％
二九三八・九〇	その他のもの	
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
二九三九・一〇	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二一	キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	
二九三九・二九	キニーネ及びその塩	無税
二九三九・二九	その他のもの	無税
二九三九・三〇	カフェイン及びその塩	無税
二九三九・四〇	エフェドリン類及びその塩	無税
二九三九・五〇	テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン－エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・六〇	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・七〇	ニコチン及びその塩	無税
二九三九・九〇	その他のもの	無税
二九・四〇	第一三節　その他の有機化合物	
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖エステル、糖エーテルの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	無税
	一　糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	六・四％
	二　その他のもの	一二・八％
二九・四一	抗生物質	
二九四一・一〇	ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩	無税
二九四一・二〇	ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・三〇	テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・四〇	クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・五〇	エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九四一・九〇	その他のもの	無税
二九・四二		
二九四二・〇〇	その他の有機化合物	四・六％
	第二〇類　医療用品	

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉱水その他の飲食物（第四部参照）

(b)　歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター（第二五・二〇項参照）

(c)　精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションで、医薬用に適するもの（第三三・〇一項参照）

(d)　第三三・〇三項から第三三・〇七項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）

(e)　第三四・〇一項のせっけんその他の物品で医薬品を加えたもの

(f)　プラスターをもととした歯科用の調製品（第三四・〇七項参照）

(g)　治療用又は予防用に調製してない血液アルブミン（第三五・〇二項参照）

2　第二〇・〇三項、第二〇・〇四項及び3(d)においては、次に定めるところによる。

(a)　混合してないものには、次の物品を含む。

(1)　混合してないものの水溶液

(2)　第二八類又は第二九類のすべての物品

(3)　第一三・〇二項の一の植物性エキスで、単に標準化したもの及び溶媒に溶かしたもの

(b)　混合したものには、次の物品を含む。

(1)　コロイド状の溶液及び懸濁体（コロイド硫黄を除く。）

(2)　植物性材料の混合物を処理して得た植物性エキス

(3)　天然の鉱水を蒸発させて得た塩及び濃縮物

3　第二〇・〇六項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第二〇・〇六項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a)　外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。）

(b)　ラミナリア及びラミナリア栓（殺菌したものに限る。）

(c)　外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）

(d)　エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもので投与量にしたもの及び二以上の成分から成るもので検査用又は診断用に混合したものに限る。）

(e)　血液型判定用試薬

(f)　歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント

(g)　救急箱及び救急袋

(h)　避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）

三〇・〇一	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。）	無税
三〇〇一・一〇	腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかないかを問わない。）	無税
三〇〇一・二〇	腺その他の器官又はその分泌物の抽出物	無税
三〇〇一・九〇	その他のもの	無税

三〇・〇二	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品	無税
三〇〇二・一〇	免疫血清その他の血液分画物	無税
三〇〇二・二〇	人用のワクチン	無税
三〇〇二・三一	動物用のワクチン	無税
三〇〇二・三九	口蹄疫ワクチン	無税
三〇〇二・九〇	その他のもの	無税
三〇・〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	無税
三〇〇三・一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇三・二〇	その他の抗生物質を含有するもの	無税
三〇〇三・三一	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	無税
三〇〇三・三九	インスリンを含有するもの	無税
三〇〇三・四〇	その他のもの	無税
三〇〇三・九〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	無税
三〇・〇四	その他のもの	無税
三〇〇四・一〇	医薬品（混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。） ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	無税
三〇〇四・二〇	その他の抗生物質を含有するもの 第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	無税
三〇〇四・三一	インスリンを含有するもの	無税
三〇〇四・三二	副腎皮質ホルモンを含有するもの	無税
三〇〇四・三九	その他のもの	無税
三〇〇四・四〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	無税
三〇〇四・五〇	その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	無税
三〇〇四・九〇	その他のもの	無税
三〇〇五	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	無税
三〇〇五・一〇	接着性を有する被覆剤その他の接着層を有する製品	無税
三〇〇五・九〇	その他のもの	無税
三〇・〇六	この類の注3の医療用品	
三〇〇六・一〇	外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）	無税
三〇〇六・二〇	血液型判定用試薬	無税
三〇〇六・三〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	無税
三〇〇六・四〇	歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント	無税
三〇〇六・五〇	救急箱及び救急袋	無税
三〇〇六・六〇	避妊用化学調製品（ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	無税

第三一類　肥料

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇五・一一項の動物の血

(b)　化学的に単一の化合物（2(A)、3(A)、4(A)又は5のものを除く。）

(c)　第三八・二三項の塩化カリウムを培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）及び塩化カリウムから製造した光学用品（第九〇・〇一項参照）

2　第三一・〇二項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。

(A)　次のいずれかに該当する物品

(i)　硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）

(ii)　硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

(iii)　硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）

(iv)　硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）

(v)　硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混合物

(vi)　硝酸カルシウムと硝酸マグネシウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）又は混

	合物	
	(viii) カルシウムシアナミド（純粋であるかないか又は油により処理してあるかないかを問わない。）	
	(viii) 尿素（純粋であるかないかを問わない。）	
	(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料	
	(C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料	
	(D) (A)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料	
	3 第三一・〇三項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。	
	(A) 次のいずれかに該当する物品	
	(i) 塩基性スラグ	
	(ii) 第二五・一〇項の天然のりん酸塩を焼き又は不純物を除くための熱処理を超える熱処理をしたもの	
	(iii) 過りん酸石灰又は重過りん酸石灰	
	(iv) りん酸水素カルシウム（ふつ素の含有量が乾燥状態における無水物の全重量の〇・二%以上のものに限る。）	
	(B) (A)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料	
	(C) (A)又は(B)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料	
	4 第三一・〇四項には、次の物品（第三一・〇五項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。	
	(A) 次のいずれかに該当する物品	
	(i) 天然のカリウム塩類（粗のものに限る。例えば、カーナリット、カイナイト及びシルバイト）	
	(ii) 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、1(C)の物品を除く。）	
	(iii) 硫酸カリウム（純粋であるかないかを問わない。）	
	(iv) 硫酸マグネシウムカリウム（純粋であるかないかを問わない。）	
	(B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料	
	5 オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物は、第三一・〇五項に属する。	
	6 第三一・〇五項のその他の肥料は、肥料として使用する種類の物品で、主要成分として少なくとも、窒素、りん又はカリウムのいずれか一の肥料成分を含有するものに限る。	
三一・〇一		
三一〇一・〇〇	動物性又は植物性の肥料（これらを相互に混合してあるかないか又は化学的に処理してあるかないかを問わない。）及び動物性又は植物性の生産品を混合し又は化学的に処理して得た肥料	無税
三一・〇二		
三一〇二・一〇	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	無税
	硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	無税
三一〇二・二一	硫酸アンモニウム	
三一〇二・二九	その他のもの	無税
三一〇二・三〇	硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	無税
三一〇二・四〇	硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物	無税
三一〇二・五〇	硝酸ナトリウム	無税
三一〇二・六〇	硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物	無税
三一〇二・七〇	カルシウムシアナミド	無税
三一〇二・八〇	尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）	無税
三一〇二・九〇	その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）	無税
三一・〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
三一〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	無税
三一〇三・二〇	塩基性スラグ	無税
三一〇三・九〇	その他のもの	無税
三一・〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
三一〇四・一〇	カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）	無税
三一〇四・二〇	塩化カリウム	無税
三一〇四・三〇	硫酸カリウム	無税
三一〇四・九〇	その他のもの	無税
三一・〇五	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	
三一〇五・一〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	無税
三一〇五・二〇	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	無税
三一〇五・三〇	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	無税
三一〇五・四〇	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するも	無税

三二〇五・五一	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	無税
三二〇五・五九	その他のもの	無税
三二〇五・六〇	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	無税
三二〇五・九〇	その他のもの	無税
	第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の元素及び化合物（第三二・〇三項又は第三二・〇四項のもの、ルミノホアとして使用する種類の無機物（第三二・〇六項参照）、石英ガラスで第三二・〇七項に定める形状のもの及び第三二・一二項の小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料を除く。）

(b)　第二九・三六項から第二九・三九項まで、第二九・四一項又は第三五・〇一項から第三五・〇四項までの物品のタンナートその他のタンニン誘導体

(c)　アスファルトマスチックその他の歴青質マスチック（第二七・一五項参照）

2　第三二・〇四項には、アゾ染料を生成させるために安定化ジアゾニウム塩とカップリング成分とを混合した物品を含む。

3　第三二・〇三項から第三二・〇六項までには、着色料（第三二・〇六項にあつては、第二五・三〇項又は第二八類の着色用顔料並びに金属のフレーク及び粉を含む。）をもととした調製品で、物品（種類を問わない。）の着色に使用し又は着色用の調製品の成分として使用するものを含むものとし、顔料を水以外の媒体に分散させた液体及びペーストで、ペイント（エナメルを含む。第三二・一二項参照）の製造に使用する種類のもの及び第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項又は第三二・一五項のその他の調製品を含まない。

4　第三二・〇八項には、第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。）を含む。

5　この類において着色料には、油ペイントの体質顔料として使用する種類の物品（水性塗料の着色に適するか適しないかを問わない。）を含まない。

6　第三二・一二項においてスタンプ用のはくには、書籍の表紙、帽子のすべり革その他の物品への印捺に使用する種類の薄いシート状の物品で、次のものから成るもののみを含む。

(a)　金属の粉（貴金属の粉を含む。）及び顔料で、これらをにかわ、ゼラチンその他の結合剤により継結させたもの

(b)　金属（貴金属を含む。）及び顔料で、これらをシート状の支持物（材料を問わない。）の上に付着させたもの

三二・〇一	植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
三二〇一・一〇	ケブラチョエキス	無税
三二〇一・二〇	ワットルエキス	無税
三二〇一・三〇	オークエキス及びチェスナットエキス	無税
三二〇一・九〇	その他のもの	無税
三二・〇二	一　タンニン及びその誘導体	三％
	二　その他のもの	無税
三二・〇三	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤（天然なめし料を含有するかしないかを問わない。）及びなめし前処理用の酵素系調製品	無税
三二〇二・一〇	合成有機なめし剤	四・六％
三二〇二・九〇	その他のもの	無税
三二・〇四	植物性又は動物性の着色料（染色エキスを含み、化学的に単一であるかないかを問わないものとし、獣炭を除く。）及びこの類の注3の調製品で植物性又は動物性の着色料をもととしたもの	
三二〇四・一一	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	五・三％
三二〇四・一二	有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの	五・三％
三二〇四・一三	分散染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一四	酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一五	塩基性染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一六	直接染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一七	建染め染料（顔料としてそのまま使用することができるものを含む。）及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・一九	反応染料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・二〇	顔料及びこれをもととした調製品	五・三％
三二〇四・九〇	その他のもの（第三二〇四・一一号から第三二〇四・一九号までのうち二以上の号の着色料を混合した物品を含む。）	五・三％
三二・〇五	蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物	五・三％
三二〇五・〇〇	その他のもの	五・三％
三二・〇六	レーキ顔料及びこの類の注3の調製品でレーキ顔料をもととしたもの	五・三％
	その他の着色料、この類の注3の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	

三二〇六・一〇	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品	
	一　二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇％以上のもの	四・八％
	二　その他のもの	三・九％
三二〇六・二〇	クロム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九％
三二〇六・三〇	カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品	三・九％
三二〇六・四一	その他の着色料及び調製品	
	ウルトラマリン及びこれをもととした調製品	
	一　ウルトラマリンブルー（群青）	五・三％
	二　その他のもの	三・九％
三二〇六・四二	硫化亜鉛をもととしたリトポンその他の顔料及び調製品	
	一　リトポン	四・六％
	二　その他のもの	三・九％
三二〇六・四三	ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品	二％
三二〇六・四九	その他のもの	三・九％
三二〇六・五〇	ルミノホアとして使用する種類の無機物	三・九％
三二・〇七	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品（窯業に使用する種類のものに限る。）及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	二・二％
三二〇七・一〇	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品	二・二％
三二〇七・二〇	ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品	三・二％
三二〇七・三〇	液状ラスターその他これに類する調製品	三・二％
三二〇七・四〇	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	三％
三二・〇八	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）並びにこの類の注4の溶液	四・八％
三二〇八・一〇	ポリエステルをもととしたもの	四・六％
三二〇八・二〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・八％
三二〇八・九〇	その他のもの	
三二・〇九	ペイント及びワニス（エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水性媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。）	四・八％
三二〇九・一〇	アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの	四・八％
三二〇九・九〇	その他のもの	四・八％
三二一・一〇	その他のペイント及びワニス（エナメル、ラッカー及び水性塗料を含む。）並びに革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	
三二一〇・〇〇	一　歴青質塗料	一・六％
	二　その他のもの	四・六％
三二一・一一	調製ドライヤー	四・六％
三二一一・〇〇	顔料（金属の粉又はフレークから成るものを含むものとし、水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイント（エナメルを含む。）の製造に使用する種類のもので、液状又はペースト状のものに限る。）、スタンプ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料	
三二一二・一〇	その他の着色料	四・六％
三二一二・九〇	スタンプ用のはく	四・六％
三二一三・一〇	その他のもの	
三二一三・九〇	一　パールエッセンス	二・五％
三二一・一三	二　その他のもの	五％
三二一三・一〇	画家用、習画用、整色用又は遊戯用の絵の具、ポスターカラーその他これらに類する絵の具類（タブレット状、チューブ入り、瓶入り、皿入りその他これらに類する形状又は包装のものに限る。）	
三二一三・九〇	絵の具セット	四・六％
三二一・一四	その他のもの	四・六％
三二一四・一〇	ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料並びに建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	
三二一四・九〇	マスチック及び塗装用の充てん料	三・九％
三二一・一五	その他のもの	三・九％
	印刷用、筆記用又は製図用のインキその他のインキ（濃縮してあるかないか又は固形のものであるかないかを問わない。）	
三二一五・一一	印刷用インキ	
三二一五・一九	黒色のもの	四・六％
三二一五・九〇	その他のもの	四・六％
	その他のもの	四・六％

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第二二・〇八項の飲料の製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの

(b) 第三四・〇一項のせっけんその他の物品		
(c) 第三八・〇五項のガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他の物品		
2 第三二・〇三項から第三三・〇七項までには、これらの項の物品としての用途に適する物品のうち、当該用途に供するため小売用の包装にしたもの（混合してあるかないかを問わないものとし、精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションを除く。）を含む。		
3 第三三・〇七項において調製香料及び化粧品類には、におい袋、燃焼させて使用する香気性の調製品、香紙、化粧料を染み込ませ、塗布し又は浸漬したウォッディング、フェルト及び不織布並びに動物用の化粧品類を含む。		
備考		
1 第三二・〇二項においてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。		
三二・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	
三三〇一・一一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	
三三〇一・一二	ベルガモットのもの	無税
三三〇一・一三	オレンジのもの	無税
三三〇一・一四	レモンのもの	無税
三三〇一・一九	ライムのもの	二〇％
	その他のもの	二〇％
三三〇一・二一	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	
三三〇一・二二	ゼラニウムのもの	一〇％
三三〇一・二三	ジャスミンのもの	二〇％
三三〇一・二四	ラベンダー又はラバンジンのもの	一〇％
三三〇一・二五	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	二〇％
三三〇一・二六	その他のミントのもの	二〇％
三三〇一・二九	ベチベルのもの	一〇％
	その他のもの	
	一　ベイ油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟（しょう）油及びレモングラス油	無税
	二　その他のもの	二〇％
三三〇二・一〇	レジノイド	一〇％
三三〇二・九〇	その他のもの	一〇％
三三〇三・一〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）	
	食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの	
	一　アルコール分が一〇％以上のもの	六・二％
	二　その他のもの	五・二％
	その他のもの	五・二％
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類	五・二％
三三〇四・一〇	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	
三三〇四・二〇	唇のメーキャップ用の調製品	五・八％
三三〇四・三〇	眼のメーキャップ用の調製品	五・八％
	マニキュア用又はペディキュア用の調製品	六・六％
三三〇四・九一	その他のもの	
	パウダー（固形にしたものを含む。）	五・八％
三三〇四・九九	その他のもの	五・八％
三三〇五・一〇	頭髪用の調製品	
三三〇五・二〇	シャンプー	五・八％
三三〇五・三〇	パーマネント用の調製品	五・八％
三三〇五・九〇	ヘアラッカー	五・八％
	その他のもの	五・八％
三三一・〇六	口腔（こう）衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）	
三三〇六・一〇	歯磨き	無税
三三〇六・九〇	その他のもの	五・八％
三三一・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	
三三〇七・一〇	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品	五・八％
三三〇七・二〇	身体用の防臭剤及び汗止め	五・八％
三三〇七・三〇	芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品	五・八％
三三〇七・四一	室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）	
	アガバティその他の香気性の調製品で燃焼させて使用するも	

三三〇七・四九	の	六・六％
三三〇七・九〇	その他のもの	四・六％
	一　油、脂又はろうをもととした調製品	五・八％
	二　その他のもの	六％

第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第一五・一七項参照）

(b)　化学的に単一の化合物

(c)　せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第三三・〇五項から第三三・〇七項まで参照）

2　第三四・〇一項においてせっけんは、水溶性のせっけんに限るものとし、同項のせっけんその他の物品には、消毒剤、粉状研磨材、充てん料、医薬品その他の物品が加えてあるかないかを問わない。ただし、粉状研磨材を含有する物品のうち、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものは第三四・〇一項に属するものとし、その他の形状のものは擦り磨き用の粉その他これに類する調製品として第三四・〇五項に属する。

3　第三四・〇二項において有機界面活性剤は、温度二〇度において〇・五％の濃度で水と混合し、同温度で一時間放置した場合において、次のいずれの要件も満たす物品をいう。

(a)　不溶物を析出することなく透明若しくは半透明の液体又は安定したエマルジョンを生成すること。

(b)　水の表面張力を一メートルにつき〇・〇四五ニュートン（一センチメートルにつき四五ダイン）以下に低下させること。

4　第三四・〇三項において「石油及び歴青油」とは、第二七類の注2に定める石油及び歴青油をいう。

5　第三四・〇四項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。

(A)　化学的に得た有機物でろうの特性を有するもの（水溶性であるかないかを問わない。）

(B)　異種のろうを混合することにより得た物品

(C)　一以上のろうをもととし、脂、樹脂、鉱物性物質その他の材料を含有する物品で、ろうの特性を有するもの

ただし、第三四・〇四項には、次の物品を含まない。

(a)　第一五・一六項、第一五・一九項又は第三四・〇二項の物品（ろうの特性を有するものを含む。）

(b)　第一五・二一項の動物性又は植物性のろう（混合してないものに限るものとし、精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）

(c)　第二七・一二項の鉱物性ろうその他これに類する物品（これらを相互に混合してあるかないか又は単に着色してあるかないかを問わない。）

(d)　液状の媒体と混合し又はこれに分散させ若しくは溶解させたろう（第三四・〇五項、第三八・〇九項等参照）

三四・〇一	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せっけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せっけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	五・五％
三四〇一・一一	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	四・六％
三四〇一・一九	化粧用のもの（薬用のものを含む。）	六・四％
	その他のもの	
三四〇一・二〇	一　せっけん、有機界面活性剤及びその調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布	五・八％
	二　その他のもの	四・六％
三四・〇二	せっけん（その他の形状のもの）	
三四〇一・二〇	一　化粧用のもの（薬用のものを含む。）	六・二％
	二　その他のもの	四・六％
三四・〇二	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。）	
三四〇一・一一	有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）	
三四〇一・一二	陰イオン（アニオン）系のもの	六・二％
三四〇一・一三	陽イオン（カチオン）系のもの	六・二％
三四〇一・一九	非イオン系のもの	六・二％
三四〇一・二〇	その他のもの	六・二％
	調製品（小売用にしたものに限る。）	
三四・〇三	一　調製界面活性剤	六・二％
	二　その他のもの	四・六％
三四〇二・九〇	その他のもの	
	一　調製界面活性剤	六・二％
	二　その他のもの	四・六％
	調製潤滑剤（調製した切削油、ボルト又はナットの離脱剤、防錆防食剤及び離型剤で、潤滑剤をもととしたものを含む。）及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上で、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成す当該調製品	

三四〇三・一一	清剤及び当該調製品を含有するもの	四・八%
三四〇三・一九	石油又は歴青油を含有するもの	四・八%
	紡織用繊維、革、毛皮その他の材料の処理用の調製品	
三四〇三・九一	その他のもの	
三四〇三・九九	その他のもの	四・八%
三四・〇四	人造ろう及び調製ろう	
三四〇四・一〇	化学的に変性させたモンタンろうのもの	二・三%
三四〇四・二〇	ポリエチレングリコールのもの	四・六%
三四〇四・九〇	その他のもの	二・三%
三四・〇五	履物用、家具用、床用、車体用、ガラス用又は金属用の磨き料及びクリーム、擦り磨き用のペースト及び粉並びにこれらに類する調製品（この項の調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト、不織布、プラスチックフォーム及びセルラーラバーを含むものとし、第三四・〇四項のろうを除く。）	
三四〇五・一〇	履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	四・六%
三四〇五・二〇	木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品	四・六%
三四〇五・三〇	車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）	四・六%
三四〇五・四〇	擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品	四・六%
三四〇五・九〇	その他のもの	三・七%
三四・〇六	ろうそく及びこれに類する物品	三・九%
三四〇六・〇〇		
三四・〇七	モデリングペースト（児童用のものを含む。）、歯科用のワックス及び印象材（セットにし、小売用の包装にし又は板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに焼いた石膏又は硫酸カルシウムから成るプラスターをもととしたその他の歯科用の調製品	四・六%
三四〇七・〇〇		

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　酵母（第二一・〇二項参照）

(b)　第三〇類の血液分画物（治療用又は予防用に調製してない血液アルブミンを除く。）、医薬品その他の物品

(c)　なめし前処理用の酵素系調製品（第三二・〇二項参照）

(d)　第三四類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品

(e)　硬化たんぱく質（第三九・一三項参照）

(f)　ゼラチンに印刷した物品（第四九類参照）

2　第三五・〇五項において「デキストリン」とは、でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇%以下のものをいう。でん粉分解物で、ぶどう糖として計算した還元糖の含有量が乾燥状態において全重量の一〇%を超えるものは、第一七・〇二項に属する。

三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	
三五〇一・一〇	カゼイン	無税
三五〇一・九〇	その他のもの	一〇%
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体	
三五〇二・一〇	卵白	二〇%
三五〇二・九〇	その他のもの	一五%
三五・〇三	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	二五%
三五・〇四	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）	
三五〇四・〇〇		
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	二〇%
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉	
	一　エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	二〇%
	二　その他のもの	二五%
三五〇五・二〇	膠着剤	
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	二五%
三五〇六・一〇	膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤その他の物品	

	剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	四・六%
三五〇六・九一	その他のもの ゴム又はプラスチック（人造樹脂を含む。）をもととした接着剤	四・六%
三五〇六・九九	その他のもの	四・六%
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	四・六%
三五〇七・一〇	レンネット及びその濃縮物	四・六%
三五〇七・九〇	その他のもの	四・六%
	第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	
	注 1　この類には、2の(a)又は(b)の物品を除くほか、化学的に単一の化合物を含まない。 2　第三六・〇六項において可燃性材料の製品は、次の物品に限る。 (a)　メタアルデヒド、ヘキサメチレンテトラミンその他これらに類する物質をタブレット状、棒状その他これらに類する形状にした燃料及びアルコールをもととした燃料その他これに類する調製燃料で固体又は半固体のもの (b)　たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。） (c)　レジントーチ、付け木その他これらに類する物品	
三六・〇一	火薬	六・四%
三六・〇一・〇〇	爆薬	六・四%
三六・〇二	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	六・四%
三六・〇三	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品その他の火工品	四・八%
三六・〇四	花火	四・八%
三六〇四・一〇	その他のもの	五・三%
三六〇四・九〇	マッチ（第三六・〇四項の火工品を除く。）	三・九%
三六・〇五	フェロセリウムその他の発火性合金（形状を問わない。）及びこの類の注2の可燃性材料の製品	
三六〇五・〇〇	たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）	
三六・〇六	その他のもの	
三六〇六・一〇	第三七類　写真用又は映画用の材料	
三六〇六・九〇	注 1　この類には、くずを含まない。 2　この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。	
三七・〇一	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。）	無税
三七〇一・一〇	エックス線用のもの	無税
三七〇一・二〇	インスタントプリントフィルム	無税
三七〇一・三〇	その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）	無税
	その他のもの	
三七〇一・九一	カラー写真用のもの（ポリクローム）	無税
三七〇一・九九	その他のもの	無税
三七・〇二	感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。）	
三七〇二・一〇	エックス線用のもの	無税
三七〇二・二〇	インスタントプリントフィルム	無税
三七〇二・三二	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）	無税
三七〇二・三九	その他のもの	無税
	その他のフィルム（スプロケットホールのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）	
三七〇二・四一	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	無税
三七〇二・四二	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートルを超えるもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	無税
三七〇二・四三	幅が六一〇ミリメートルを超え、長さが二〇〇メートル以下のもの	無税
三七〇二・四四	幅が一〇五ミリメートルを超え六一〇ミリメートル以下のもの	無税
	その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	六・六%

三七〇二・五一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	無税
三七〇二・五二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	無税
三七〇二・五三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものに限る。）	無税
三七〇二・五四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの（スライド用のものを除く。）	無税
三七〇二・五五	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇二・五六	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税
三七〇二・五九	その他のもの	無税
三七〇二・九一	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの	無税
三七〇二・九二	幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの	無税
三七〇二・九三	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートル以下のもの	無税
三七〇二・九四	幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの	無税
三七〇二・九五	幅が三五ミリメートルを超えるもの	無税
三七〇三・一〇	感光性の写真用の紙、板紙及び紡織用繊維（露光してないものに限る。） ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの	無税
	一　カラー印画紙	五・三%
	二　その他のもの	無税
三七〇三・二〇	その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	五・三%
三七〇三・九〇	その他のもの	無税
三七〇四・〇〇	写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維（露光したもので、現像してないものに限る。）	無税
三七・〇五	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）	無税
三七〇五・一〇	オフセット用のもの	無税
三七〇五・二〇	マイクロフィルム	無税
三七〇五・九〇	その他のもの	無税
三七・〇六	映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか有しないか又はサウンドトラックのみを有するか有しないかを問わない。）	無税
三七〇六・一〇	幅が三五ミリメートル以上のもの	無税
三七〇六・九〇	その他のもの	無税
三七・〇七	写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）	四・六%
三七〇七・一〇	感光性の乳剤	四・六%
三七〇七・九〇	その他のもの	無税

第三八類　各種の化学工業生産品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。

(1)　人造黒鉛（第三八・〇一項参照）

(2)　第三八・〇八項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品

(3)　消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第三八・一三項参照）

(4)　2の(a)又は(c)の物品

(b)　化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第二一・〇六項に属する。）

(c)　医薬品（第三〇・〇三項及び第三〇・〇四項参照）

2　第三八・二三項には、次の物品を含むものとし、当該物品は、この表の他のいずれの項にも属しない。

(a)　酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくはアルカリ土類金属のハロゲン化物を培養した結晶（一個の重量が二・五グラム以上のものに限るものとし、光学用品を除く。）

(b)　フーゼル油及びディッペル油

(c)　小売用の容器入りにしたインキ消し

(d)　小売用の容器入りにした謄写版原紙修正剤その他の修正液

(e)　炉用溶融温度計（例えば、ゼーゲルコーン）

三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	三%
三八〇一・一〇	人造黒鉛	三%
三八〇一・二〇	コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	二・八%
三八〇一・三〇	電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの	三・二%
三八〇一・九〇	その他のもの	
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）	

三八〇一・一〇	活性炭	無税	二・九%
三八〇二・九〇	その他のもの		三%
三八・〇三			
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）	無税	
三八・〇四			
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）	無税	
三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ－テルピネオールを主成分とするものに限る。）		
三八〇五・一〇	ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油	無税	
三八〇五・二〇	パイン油	無税	
三八〇五・九〇	その他のもの	三%	
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム		
三八〇六・一〇	ロジン及び樹脂酸	無税	
三八〇六・二〇	ロジン又は樹脂酸の塩	無税	
三八〇六・三〇	エステルガム	三・九%	
三八〇六・九〇	その他のもの	無税	
三八・〇七			
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの	無税	
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）		
三八〇八・一〇	殺虫剤	四・九%	
三八〇八・二〇	殺菌剤	四・九%	
三八〇八・三〇	除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	四・九%	
三八〇八・四〇	消毒剤	四・九%	
三八〇八・九〇	その他のもの	四・九%	
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	無税	
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの		二〇%
三八〇九・九一	その他のもの		四・二%
三八〇九・九二	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		四・六%
三八〇九・九三	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		四・六%
三八・一〇	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		四・六%
三八一〇・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品	無税	四・六%
三八一〇・九〇	金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの	無税	四・六%
三八一一・一一	その他のもの	無税	
三八一一・一九	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）	無税	
三八一一・二一	アンチノック剤	無税	
三八一一・二九	鉛化合物をもととしたもの	無税	
三八一一・九〇	その他のもの	無税	
三八一二・一〇	潤滑油用の添加剤	無税	
三八一二・二〇	石油又は歴青油を含有するもの	無税	
三八一二・三〇	その他のもの	無税	
三八・一三	その他のもの	無税	
三八一三・〇〇	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	無税	
三八・一四	調製したゴム加硫促進剤	無税	五・三%
	ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	無税	三・八%
	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	無税	五・三%
	一　ゴム老化防止剤	無税	三・八%
	二　その他のもの	無税	四・六%
	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾		

三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤	四・六%
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）	
	担体付き触媒	
三八一五・一一	活性物質としてニッケル又はその化合物を使用したもの	三・二%
三八一五・一二	活性物質として貴金属又はその化合物を使用したもの	
	一　白金触媒	無税
	二　その他のもの	
	㈠　自動車の排気ガス浄化用のもの	無税
	㈡　その他のもの	三・二%
三八一五・一九	その他のもの	
	一　鉄触媒	無税
	二　その他のもの	三・二%
三八一五・九〇	その他のもの	
	一　鉄触媒及び白金触媒	無税
	二　シリカ・アルミナ触媒	四・六%
	三　その他のもの	三・二%
三八・一六		
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）	三・九%
三八・一七	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項の物品を除く。）	
三八一七・一〇	混合アルキルベンゼン	三・九%
三八一七・二〇	混合アルキルナフタレン	三・九%
三八・一八		
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの	
	一　けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの	無税
	二　その他のもの	三・八%
三八・一九		
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）	三・八%
三八・二〇		
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液	三・八%
三八・二一		
三八二一・〇〇	微生物用の調製培養剤	三%
三八・二二		
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の調合試薬（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）	三・八%
三八・二三		
	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）	三%
三八二三・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	三・九%
三八二三・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	
三八二三・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）	
	一　金属炭化物の混合物	三・二%
	二　その他のもの	
三八二三・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤	三・八%
三八二三・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート	三・八%
三八二三・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	二〇%
三八二三・九〇	その他のもの	
	一　チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）	無税
	二　セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する硫酸化鉄	無税
	三　脂肪酸混合物の誘導体	四・六%
	四　その他のもの	三・八%

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

注

1　二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次のすべての要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。

(a)　取りそろえた状態からみて、詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(b)　共に提示するものであること。

(c)　当該構成成分の性質又は相対的な量の比のいずれかにより互いに補完し合うものであることが認められること。

2　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。ただし、第三九・一八項又は第三九・一九項の物品を除く。

第三九類　プラスチック及びその製品

注

1　この表において「プラスチック」とは、第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料で、重合の段階又はその後の段階で、加熱、加圧その他の外部の作用（必要に応じ溶剤又は可塑剤を加えることができる。）の下で、鋳造、押出し、圧延その他の方法により成形することができ、かつ、外部の作用の除去後もその形を維持することができるものをいう。

この表においてプラスチックには、バルカナイズドファイバーを含むものとし、第一一部の紡織用繊維とみなされる材料を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第二七・一二項又は第三四・〇四項のろう

(b) 化学的に単一の有機化合物（第二九類参照）

(c) ヘパリン及びその塩（第三〇・〇一項参照）

(d) 第三二・一二項のスタンプ用のはく

(e) 第三四・〇二項の有機界面活性剤及び調製品

(f) ランガム及びエステルガム（第三八・〇六項参照）

(g) 第四〇類の合成ゴム及びその製品

(h) 動物用の装着具（第四二・〇一項参照）及び第四二・〇二項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器

(ij) 第四六類のさなだ、枝条細工物その他の製品

(k) 第四八・一四項の壁面被覆材

(l) 第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

(m) 第一二部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）

(n) 第七一・一七項の身辺用模造細貨類

(o) 第一六部の物品（機械類及び電気機器）

(p) 第一七部の航空機又は車両の部分品

(q) 第九〇類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）

(r) 第九一類の物品（例えば、時計のケース）

(s) 第九二類の物品（例えば、楽器及びその部分品）

(t) 第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(u) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(v) 第九六類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル）

3　第三九・〇一項から第三九・一一項までには、化学合成により製造した物品で次のもののみを含む。

(a) 減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに換算したときの温度二〇〇度における留出容量が全容量の六〇%未満の液状の合成ポリオレフィン（第三九・〇一項及び第三九・〇二項参照）

(b) 低重合のクマロン－インデン系樹脂（第三九・一一項参照）

(c) その他の合成重合体で平均五以上の単量体から成るもの

(d) シリコーン（第三九・一〇項参照）

(e) レゾール（第三九・〇九項参照）その他のプレポリマー

4　この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーのうち最大の重量を占めるコモノマーの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーは、一のコモノマーとみなす。

最大の重量を占めるコモノマーが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

「共重合体」とは、重合体の全重量の九五%以上を占める一の単量体を有しないすべての重合体をいう。

5　化学的に変性させた重合体、すなわち、重合体の主鎖に付随する部分のみを化学反応により変化させたものは、変性させてない重合体が属する項に属する。この規定は、グラフト共重合体に適用しない。

6　第三九・〇一項から第三九・一四項までにおいて一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a) 液状又はペースト状のもの（ディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液を含む。）

(b) 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

7　第三九・一五項には、一の熱可塑性材料のくずで一次製品の形状にしたものを含まない（第三九・〇一項から第三九・一四項まで参照）。

8　第三九・一七項において「管及びホース」とは、中空の物品（半製品であるか又は完成品であるかを問わない。）で、主として気体又は液体の運搬用又は配送用に供するもの（例えば、リブ付きの庭用ホース及び穴あき管）をいうものとし、ソーセージケーシングその他のへん平な管を含む。ただし、内部の横断面が円形、だ円形、長方形（長さが幅の一・五倍以下のものに限る。）又は正多角形以外のものは、へん平な管の場合を除くほか、形材とみなすものとし、管及びホースとはしない。

9　第三九・一八項において「プラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適した幅が四五センチメートル以上のロール状の物品のうちプラスチックを紙以外の材料で裏張りしたもので、プラスチック層の表面に木目付けをし、浮出し模様を付け、着色し、図案印刷をし又はその他の装飾を施したものをいう。

10　第三九・二〇項及び第三九・二一項において板、シート、フィルム、はく及びストリップは、板、シート、フィルム、はく、ストリップ（第五四類のものを除く。）及び規則正しい幾何学的形状の塊（印刷その他の表面加工をしてあるかないかを問わない。）で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（長方形（正方形を含む。）に限るものとし、更に加工したものを除く。

11　第三九・二五項には、第二節の同項よりも前の項の物品を除くほか、次の製品のみを含む。

	(a) 貯蔵槽、タンク（浄化槽を含む。）、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）	
	(b) 構造物の要素（例えば、床用、壁用、仕切り壁用、天井用又は屋根用のもの）	
	(c) 雨どい及びその取付具	
	(d) 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	
	(e) バルコニー、手すり、塀、門その他これらに類する仕切り	
	(f) よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品並びにこれらの部分品及び取付具	
	(g) 店、作業場、倉庫等において組み立て、恒久的に取り付けるための大型の棚	
	(h) 装飾用の建築用品（例えば、フルーティング、小丸屋根及びはと小屋）	
	(ij) 取付具（例えば、取手、掛けくぎ、腕木、タオル掛け及びスイッチ板その他の保護板。戸、窓、階段、壁その他の建物の部分に恒久的に取り付けるためのものに限る。）	
	号注 1　この類の各項において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）は、最大の重量を占めるコモノマーから成るホモポリマーが属する号に属し、また、この類の注5の化学的に変性させた重合体は、化学的に変性させてない重合体が属する号に属する。ただし、当該共重合体又は化学的に変性させた重合体が他のいかなる号にも含まれておらず、かつ、関連する号中に「その他のもの」を定める号がない場合に限る。ポリマーブレンドは、これを構成する単量体を同一の割合で有するホモポリマー又は共重合体が属する号に属する。	
	第一節　一次製品	
三九・〇二	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一キログラムにつき二二円四〇銭
三九〇一・二〇	二　その他のもの 比重が〇・九四以上のポリエチレン	四・一％ 一キログラムにつき二二円四〇銭
三九〇一・三〇	エチレン－酢酸ビニル共重合体	四・一％
三九〇一・九〇	その他のもの	四・一％
三九・〇三	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇二・一〇	ポリプロピレン	一キログラムにつき二五円六〇銭
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン	四・一％
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体	四・一％
三九〇二・九〇	その他のもの	四・一％
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇三・一一	ポリスチレン	四・六％
	多泡性のもの	
	その他のもの	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一一・二％
	二　その他のもの	
三九〇三・二〇	スチレン－アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体	四・一％
三九〇三・三〇	アクリロニトリル－ブタジエン－スチレン（ＡＢＳ）共重合体	四・六％
三九〇三・九〇	その他のもの	四・六％
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	
三九〇四・一〇	ポリ塩化ビニル（他の物質と混合してないものに限る。）	四・六％
	その他のポリ塩化ビニル	
三九〇四・二一	可塑化してないもの	四・六％
三九〇四・二二	可塑化したもの	四・六％
三九〇四・三〇	塩化ビニル－酢酸ビニル共重合体	四・六％
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体	四・一％
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体	四・一％
三九〇四・六一	ふつ素系重合体	
	ポリテトラフルオロエチレン	八・四％
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一％
三九〇四・六九	二　その他のもの	
	その他のもの	
	一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	八・四％
三九〇四・九〇	二　その他のもの	四・一％
三九・〇五	その他のもの	四・一％
三九〇五・一一	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	
三九〇五・一九	酢酸ビニルの重合体	四・六％
	水に分散しているもの	四・六％
	その他のもの	

三九〇五・二〇	ポリビニルアルコール（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）	四・六%
三九〇五・九〇	その他のもの 一　ポリビニルブチラールのもの（塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	四・六% 四・一%
三九・〇六	二　その他のもの	四・一%
三九〇六・一〇	アクリル重合体（一次製品に限る。）	
三九〇六・九〇	ポリメタクリル酸メチル その他のもの 一　塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	四・一%
三九・〇七	二　その他のもの ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	四・一%
三九〇七・一〇	ポリアセタール	四・一%
三九〇七・二〇	その他のポリエーテル	四・一%
三九〇七・三〇	エポキシ樹脂	四・一%
三九〇七・四〇	ポリカーボネート	四・一%
三九〇七・五〇	アルキド樹脂	四・六%
三九〇七・六〇	ポリエチレンテレフタレート	四・六%
三九〇七・九一	その他のポリエステル 不飽和のもの	四・六%
三九〇七・九九	その他のもの	四・六%
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	
三九〇八・一〇	ポリアミド―六、―一一、―一二、―六・六、―六・九、―六・一〇又は―六・一二	五・六%
三九〇八・九〇	その他のもの	五・六%
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	
三九〇九・一〇	尿素樹脂及びチオ尿素樹脂	四・六%
三九〇九・二〇	メラミン樹脂	四・六%
三九〇九・三〇	その他のアミノ樹脂	四・六%
三九〇九・四〇	フェノール樹脂	四・六%
三九〇九・五〇	ポリウレタン	四・六%
三九・一〇	シリコーン（一次製品に限る。）	五・八%
三九・一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	四・一%
三九一一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン―インデン樹脂及びポリテルペン	四・一%
三九一一・九〇	その他のもの	
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	五・五%
三九一二・一一	酢酸セルロース	四・六%
三九一二・一二	可塑化してないもの	四・六%
三九一二・二〇	可塑化したもの	四・六%
三九一二・三一	ニトロセルロース（コロジオンを含む。）	四・六%
三九一二・三九	セルロースエーテル	四・六%
三九一二・九〇	カルボキシメチルセルロース及びその塩	四・六%
三九・一三	その他のもの その他のもの	四・六%
三九一三・一〇	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	三・九%
三九一三・九〇	アルギン酸並びにその塩及びエステル	五・一%
三九・一四	その他のもの	六%
三九一四・〇〇	第二九・〇一項から第二九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	五・八%
三九・一五	第二節　くず、半製品及び製品	五・八%
三九一五・一〇	プラスチックのくず	五・八%
三九一五・二〇	エチレンの重合体のもの	五・八%
三九一五・三〇	スチレンの重合体のもの	五・八%
三九一五・九〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・三%
三九・一六	その他のプラスチックのもの	
三九一六・一〇	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	五・八%
三九一六・二〇	エチレンの重合体のもの	四・六%
三九一六・九〇	塩化ビニルの重合体のもの	五・六%
三九・一七	その他のプラスチックのもの プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチッ	

三九一七・一〇	ク製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	四・八％	五％
	硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）	無税	四・六％
	一　硬化たんぱく質製のもの		
	二　セルロース系材料製のもの		
三九一七・二一	管及びホース（硬質のものに限る。）	五・八％	六・二％
三九一七・二二	エチレンの重合体製のもの	五・八％	五・八％
三九一七・二三	プロピレンの重合体製のもの	四・六％	五・八％
三九一七・二九	塩化ビニルの重合体製のもの	五・四％	五・二％
	その他のプラスチック製のもの		
三九一七・三一	フレキシブルチューブ及びフレキシブルホース（破裂圧が二七・六メガパスカル以上のものに限る。）	四・六％	四・六％
三九一七・三二	その他のもの（継手なしのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・四％	四・六％
三九一七・三三	その他のもの（継手付きのものに限るものとし、他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・八％	四・六％
三九一七・三九	その他のもの	四・六％	四・六％
	一　塩化ビニル又は酢酸ビニルの重合体製のもの	五・四％	四・六％
	二　その他のもの	五・八％	四・六％
三九一七・四〇	継手	四・六％	四・六％
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	五・二％	四・六％
三九一八・一〇	塩化ビニルの重合体製のもの	四・六％	四・六％
三九一八・九〇	その他のプラスチック製のもの	五・四％	四・六％
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	五・八％	四・六％
	ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの	四・六％	四・六％
	その他のもの	五・四％	四・六％
三九一九・一〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、積層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	五・八％	四・六％
三九一九・九〇		三・八％	四・六％
三九・二〇		三・八％	四・六％
	エチレンの重合体製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・一〇	プロピレンの重合体製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・二〇	スチレンの重合体製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・三〇	塩化ビニルの重合体製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・四一	硬質のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・四二	軟質のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・五一	アクリル重合体製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・五九	ポリメタクリル酸メチル製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・六一	その他のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・六二	ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・六三	ポリカーボネート製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・六九	ポリエチレンテレフタレート製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・七一	その他のポリエステル製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・七二	セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・七三	再生セルロース製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・七九	バルカナイズドファイバー製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・九一	酢酸セルロース製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・九二	その他のセルロース誘導体製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・九三	その他のプラスチック製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・九四	ポリビニルブチラール製のもの	五・八％	四・六％
三九二〇・九九	ポリアミド製のもの	五・八％	四・六％
三九二一・一〇	アミノ樹脂製のもの	五・八％	四・六％
三九二一・一二	フェノール樹脂製のもの	五・八％	四・六％
三九二一・一三	その他のプラスチック製のもの	五・四％	四・六％
三九二一・一四	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	五・三％	四・六％
三九二一・一九	多泡性のもの	五・八％	四・六％
三九二一・九〇	スチレンの重合体製のもの	五・八％	四・六％
三九二一・二三	塩化ビニルの重合体製のもの	五・八％	四・六％
三九二一・一〇	ポリウレタン製のもの	五・八％	四・六％
三九二一・二〇	再生セルロース製のもの	五・八％	四・六％
三九二一・九〇	その他のプラスチック製のもの	五・八％	四・六％
三九二二・一〇	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	五・八％	五％
三九二二・二〇	浴槽、シャワーバス及び洗面台	五・八％	五・二％
三九二二・九〇	便座及び便器用の覆い	五・八％	五・二％
三九二三・一〇	その他のもの	五・八％	五・二％
三九二三・二〇	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五・八％	五・三％
三九二三・三〇		五・八％	五・八％

二九二三・一〇	箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	五・八%
二九二三・一一	袋（円すい状のものを含む。）	五・八%
二九二三・一九	エチレンの重合体製のもの	五・八%
二九二三・二〇	その他のプラスチック製のもの	五・八%
二九二三・四〇	瓶、フラスコその他これらに類する製品	三・九%
二九二三・五〇	スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物	五・八%
二九二三・九〇	栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	五・八%
二九・二四	その他のもの	
	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	
二九二四・一〇	食卓用品及び台所用品	五・八%
二九二四・九〇	その他のもの	五・八%
二九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	
二九二五・一〇	貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が二〇〇リットルを超えるものに限る。）	五・八%
二九二五・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居	五・八%
二九二五・三〇	よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品	五・八%
二九二五・九〇	その他のもの	五・八%
二九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	
二九二六・一〇	事務用品及び学用品	五・八%
二九二六・二〇	衣類及び衣類附属品（手袋を含む。）	五・八%
二九二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	五・八%
二九二六・四〇	小像その他の装飾品	五・八%
二九二六・九〇	その他のもの	
	一　自動車用のシャシばね及びそのばね板	無税
	二　その他のもの	五・八%

第四〇類　ゴム及びその製品

注

1　この表において「ゴム」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品（加硫してあるかないか又は硬質化してあるかないかを問わない。）をいう。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

(b)　第六四類の履物及びその部分品

(c)　第六五類の帽子（水泳帽を含む。）及びその部分品

(d)　第一六部の機械類及び電気機器（電気用品を含む。）並びにこれらの部分品で、硬質ゴム製のもの

(e)　第九〇類、第九二類、第九四類又は第九六類の物品

(f)　第九五類の物品（運動用の手袋及び第四〇・一一項から第四〇・一三項までの製品を除く。）

3　第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで及び第四〇・〇五項において一次製品は、次の形状の物品に限る。

(a)　液状又はペースト状のもの（ラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）その他のディスパーション及び溶液を含む。）

(b)　塊（不規則な形のものに限る。）、ベール、粉、粒、小片その他これらに類する形状のもの

4　1及び第四〇・〇二項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。

(a)　不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度一八度から二九度までにおいて、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。

(b)　チオプラスト（TM）

(c)　天然ゴムにプラスチックをグラフトし又は混合することにより変性させたもの、天然ゴムを解重合したもの及び不飽和の合成物質と飽和の合成高重合体との混合物で、(a)に定める加硫、伸長性及び復元性に係る要件を満たすもの

5(a)　第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。

(i)　加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものを除く。）

(ii)　顔料その他の着色料（単に識別のために加えたものを除く。）

(iii)　可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質（(b)の(i)から(iii)までのものを除く。）

(b)　第四〇・〇一項及び第四〇・〇二項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。

(i)　乳化剤又は粘着防止剤

(ii)　乳化剤の分解生成物（少量を含有する場合に限る。）

(iii)　主として感熱ゴムラテックスを得るための感熱剤、主として酸性ゴムラテックスを得るための陽イオン界面活性剤、老化防止剤、凝固剤、顆粒化剤、凍結防止剤、ペプタイザー、保存剤、安定剤、粘度調整剤その他これらに類する特殊な目的のための添加剤（極めて少量を含有する場合に限る。）

6　第四〇・〇四項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品をいう。

7　加硫したゴムのみから成る糸で横断面の最大寸法が五ミリメートルを超えるものは、ストリップ、棒又は形材として第四〇・〇八項に属する。

8 第四〇・一〇項には、コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の繊物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したものを含む。		
9 第四〇・〇一項から第四〇・〇三項まで、第四〇・〇五項及び第四〇・〇八項において板、シート及びストリップは、板、シート、ストリップ及び規則正しい幾何学的形状の塊で、切つてないもの及び単に長方形（正方形を含む。）に切つたもの（製品としての特性を有するか有しないか又はプリントその他の表面加工してあるかないかを問わない。）に限るものとし、その他の特定の形状に切つたもの及び更に加工したものを除く。		
第四〇・〇八項において棒及び形材は、一定の長さに切つてあるかないか又は表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしてないものに限る。		
四〇・〇一	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	無税
四〇〇一・一〇	天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）	無税
四〇〇一・一一	その他の形状の天然ゴム	無税
四〇〇一・一二	スモークドシート	無税
四〇〇一・一九	技術的格付けをした天然ゴム（TSNR）	無税
四〇〇一・二〇	その他のもの	無税
四〇・〇二	バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム	無税
四〇〇二・一一	合成ゴム、油から製造したファクチス及び第四〇・〇二項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	無税
四〇〇二・一九	スチレン－ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン－ブタジエンゴム（XSBR）	無税
四〇〇二・二〇	ラテックス	無税
四〇〇二・三一	その他のもの	無税
四〇〇二・三九	ブタジエンゴム（BR）	無税
四〇〇二・四一	イソブテン－イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）及びハロ－イソブテン－イソプレンゴム（CIIR及びBIIR）	無税
四〇〇二・四九	イソブテン－イソプレンゴム（ブチルゴム又はIIR）	無税
四〇〇二・五一	その他のもの	無税
四〇〇二・五九	クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又はCR）	無税
四〇〇二・六〇	ラテックス	無税
四〇〇二・七〇	その他のもの	無税
四〇〇二・八〇	アクリロニトリル－ブタジエンゴム（NBR）	無税
四〇〇二・九一	ラテックス	無税
四〇〇二・九九	その他のもの	無税
四〇・〇三	イソプレンゴム（IR）	無税
四〇〇三・〇〇	エチレン－プロピレン－非共役ジエンゴム（EPDM）	無税
四〇・〇四	第四〇・〇二項の物品とこの項の物品との混合物	無税
四〇〇四・〇〇	その他のもの	無税
四〇・〇五	ラテックス	無税
四〇〇五・一〇	その他のもの	無税
四〇〇五・二〇	再生ゴム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	二%
四〇〇五・九一	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	無税
四〇〇五・九九	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	三・九%
四〇・〇六	カーボンブラック又はシリカを配合したもの	三・九%
四〇〇六・一〇	ディスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液	無税
四〇〇六・九〇	一　天然ゴムのもの	三・九%
四〇・〇七	二　その他のもの	三・九%
四〇〇七・〇〇	その他のもの	無税
四〇・〇八	板、シート及びストリップ	三・九%
四〇〇八・一一	その他のもの	三・九%
四〇〇八・一九	一　天然ゴムのもの	無税
四〇〇八・二一	二　その他のもの	三・九%
四〇〇八・二九	その他のもの	三・九%
四〇・〇九	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び形材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	四・六%
	ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ	四・六%
	その他のもの	三・九%
	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	三・九%
	板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）	三・九%
	セルラーラバーのもの	三・九%
	板、シート及びストリップ	三・九%
	その他のもの	三・九%
	セルラーラバー以外のゴムのもの	三・九%
	板、シート及びストリップ	三・九%
	その他のもの	三・九%
	管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフラン	

四〇〇九・一〇	ジ）を取り付けてあるかないかを問わない。） 他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの（継手なしのものに限る。）	二・三%
四〇〇九・二〇	金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	四・六%
四〇〇九・三〇	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	
	一　自動車に使用する種類のもの	無税
	二　その他のもの	四・六%
四〇〇九・四〇	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの（継手なしのものに限る。）	
	一　自動車に使用する種類のもの	無税
	二　その他のもの	四・六%
四〇〇九・五〇	継手付きのもの	
	一　自動車に使用する種類のもの	無税
	二　その他のもの	四・六%
四〇・一〇	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）	
四〇一〇・一〇	横断面が台形のもの（Vベルト及びVベルチング）	無税
	その他のもの	
四〇一〇・九一	幅が二〇センチメートルを超えるもの	三・九%
四〇一〇・九九	その他のもの	無税
四〇・一一	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	
四〇一一・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの	無税
四〇一一・二〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一一・三〇	航空機に使用する種類のもの	無税
四〇一一・四〇	モーターサイクルに使用する種類のもの	無税
四〇一一・五〇	自転車に使用する種類のもの	無税
	その他のもの	
四〇一一・九一	杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもの	無税
四〇一一・九九	その他のもの	無税
四〇・一二	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、交換性タイヤトレッド及びタイヤフラップ	
四〇一二・一〇	更生タイヤ	無税
四〇一二・二〇	空気タイヤ（中古のものに限る。）	無税
四〇一二・九〇	その他のもの	無税
四〇・一三	ゴム製のインナーチューブ	
四〇一三・一〇	乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一三・二〇	自転車に使用する種類のもの	無税
四〇一三・九〇	その他のもの	無税
四〇・一四	衛生用又は医療用の製品（乳首を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わない。）	
四〇一四・一〇	コンドーム	無税
四〇一四・九〇	その他のもの	無税
四〇・一五	衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）	
四〇一五・一一	手袋	
	外科用のもの	無税
四〇一五・一九	その他のもの	無税
四〇一五・九〇	その他のもの	無税
四〇・一六	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	
四〇一六・一〇	セルラーラバー製のもの	四・六%
	その他のもの	
四〇一六・九一	床用敷物及びマット	無税
四〇一六・九二	消しゴム	無税
四〇一六・九三	ガスケット、ワッシャーその他のシール	無税
四〇一六・九四	防舷材（膨らませることができるかできないかを問わない。）	無税
四〇一六・九五	その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	無税
四〇一六・九九	その他のもの	無税
四〇・一七	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	無税
四〇一七・〇〇		
	第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
	第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革	

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　原皮くず（第〇五・一一項参照）

(b)　第〇五・〇五項又は第六七・〇一項の羽毛皮及びその部分

(c)　毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第四三類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除

	く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリ㈱を含む。）、シャモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第四一類に属する。 2　この表において「コンポジションレザー」とは、第四一・一一項の物品のみをいう。	
四一・〇一	牛又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	無税
四一〇一・一〇	全形の牛皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一四キログラム以下のものに限る。）	無税
四一〇一・二一	全形のもの	無税
四一〇一・二二	バット及びベンズ	無税
四一〇一・二九	その他のもの	無税
四一〇一・三〇	その他の牛皮（その他の保存に適する処理をしたものに限る。）	無税
四一〇一・四〇	馬類の動物の皮	無税
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注一(c)の規定により除かれているものを含まない。）	無税
四一〇二・一〇	毛が付いているもの	無税
四一〇二・二一	酸漬けしたもの	無税
四一〇二・二九	その他のもの	無税
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注一の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	無税
四一〇三・一〇	やぎのもの	無税
四一〇三・二〇	爬虫類のもの	無税
四一〇三・九〇	その他のもの	無税

四一・〇四	牛又は馬類の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	
四一〇四・一〇	全形の牛革（表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のものに限る。）	
	一　なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	
	(一)　クロムなめしのもの	無税
	(二)　その他のもの	六〇％
	二　パーチメント仕上げをしたもの	一五％
	三　その他のもの	
	(一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇％
	(二)　その他のもの	六〇％
四一〇四・二一	その他の牛革及び馬類の動物の革（なめしたもの及び再なめししたもので、これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	六〇％
四一〇四・二二	牛革（植物性前なめしをしたものに限る。）	六〇％
四一〇四・二九	牛革（その他の前なめしをしたものに限る。）	
	一　クロムなめしのもの	無税
	二　その他のもの	六〇％
	その他のもの	
	一　クロムなめしのもの	無税
	二　その他のもの	六〇％
四一〇四・三一	その他の牛革及び馬類の動物の革（パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したものに限る。）	
	フルグレーン及びグレーンスプリット	
	一　パーチメント仕上げをしたもの	一五％
	二　その他のもの	
	(一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇％
	(二)　その他のもの	六〇％
四一〇四・三九	その他のもの	
	一　パーチメント仕上げをしたもの	一五％
	二　その他のもの	
	(一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの	六〇％
	(二)　その他のもの	六〇％
四一・〇五	羊革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。） なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問	

四一〇五・一一	植物性前なめしをしたもの	無税
四一〇五・一二	その他の前なめしをしたもの	無税
四一〇五・一九	その他のもの	無税
四一〇五・二〇	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	
	一　パーチメント仕上げをしたもの	
	二　その他のもの	
	(一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの	一五%
	(二)　その他のもの	無税
四一・〇六	やぎ革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）なめしたもの及び再なめししたもの（これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	六〇%
四一〇六・一一	植物性前なめしをしたもの	無税
四一〇六・一二	その他の前なめしをしたもの	無税
四一〇六・一九	その他のもの	無税
四一〇六・二〇	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	
	一　パーチメント仕上げをしたもの	
	二　その他のもの	
	(一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの	一五%
	(二)　その他のもの	無税
四一・〇七	その他の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	六〇%
四一〇七・一〇	豚のもの	無税
	一　パーチメント仕上げをしたもの	
	二　その他のもの	
	(一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの	一五%
	(二)　その他のもの	一〇%
四一〇七・二一	爬虫類のもの	七・五%
四一〇七・二九	その他のもの	
	一　パーチメント仕上げをしたもの	無税
	二　その他のもの	
	(一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの	一五%
	A　わに革及びとかげ革	一二・五%
	B　その他のもの	七・五%
	(二)　その他のもの	無税
四一〇七・九〇	その他の動物のもの	一五%
	一　パーチメント仕上げをしたもの	
	二　その他のもの	
	(一)　染色し、着色し又は模様付けしたもの	七・五%
	(二)　その他のもの	無税
四一〇八	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）	二五%
四一〇八・〇〇		
四一〇九	パテントレザー、パテントラミネーテッドレザー及びメタライズドレザー	二五%
四一〇九・〇〇		三五%
	一　メタライズドレザー	
	二　その他のもの	
四一・一〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	一〇%
四一〇・〇〇		
四一・一一	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	一五%
四一一・〇〇		

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　外科用のカットガットその他これに類する縫合材（殺菌したものに限る。第三〇・〇六項参照）

(b)　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第四三・〇三項及び第四三・〇四項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したもの及び手袋を除く。）

(c)　網地から製造した製品（第五六・〇八項参照）

(d)　第六四類の物品

(e)　第六五類の帽子及びその部分品

(f)　第六六・〇二項のむちその他の製品

(g)　カフスボタン、腕輪その他の身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）

(h)　あぶみ、くつわ、真ちゅう製動物用装飾具、留金その他の動物用装着具の取付具及びトリミング（個別に提示するものに限る。主として第一五部に属する。）

(ij)　ドラムその他これに類する楽器の革、弦その他の楽器の部分品（第九二・〇九項参照）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

(l)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　第九六・〇六項のボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

2　第四二・〇二項には、1の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。 (a)　取手付きのプラスチックシート製の袋（印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第三九・二三項参照） (b)　組物材料の製品（第四六・〇二項参照） (c)　貴金属、貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品（第七一類参照） 3　第四二・〇三項において衣類及び衣類附属品には、手袋（運動用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革及び腕輪（時計用のものを除く。第九一・一三項参照）を含む。		
四二・〇一 四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	六・六%
四二・〇二 四二〇二・一九	旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	
	一　携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇%
	二　その他のもの	二二・五%
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの	
	一　携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇%
	二　その他のもの	二二・五%
四二〇二・一九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一七・五%
	(一)　革製又はパテントレザー製のもの	二〇%
	(二)　その他のもの	
	二　その他のもの	
	(一)　革製又はパテントレザー製のもの	一〇%
	(二)　その他のもの	一二・五%
四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
	一　貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	二〇%
	二　その他のもの	一〇%
四二〇二・三一	その他のもの	一〇%
四二〇二・三二	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	
	一　財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇%
	二　その他のもの	一二・五%
四二〇二・三三	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	
	一　財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	二〇%
	二　その他のもの	一〇%

四二〇一・三九	その他のもの	四・一%
四二〇一・九一	その他のもの 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	一二・五% 一〇%
四二〇一・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	三・二%
四二〇一・九九	その他のもの 一　木製のもの 二　アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの 三　その他のもの	四・一% 五・八%
四二〇三・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	
四二〇三・一〇	衣類 一　毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの 二　その他のもの	四〇% 一二・五%
四二〇三・二一	手袋、ミトン及びミット 特に運動用に製造したもの 一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの 二　その他のもの	四〇% 一二・五%
四二〇三・二九	その他のもの 一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの 二　その他のもの	四〇% 一〇%
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革 一　毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの 二　その他のもの	四〇% 一二・五%
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品 一　毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの 二　その他のもの	四〇% 一二・五%
四二〇四 四二〇四・〇〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品 一　ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー 二　その他のもの	二五% 三・九%
四二〇五	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	一二・五%
四二〇五・〇〇	臍、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品	三・九%
四二〇六・一〇	カットガット	三・九%
四二〇六・九〇	その他のもの	二〇%

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

注

1　この表において「毛皮」とは、第四三・〇一項の原毛皮を除くほか、毛が付いている獣皮をなめし又は仕上げたものをいう。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　羽毛皮及びその部分（第〇五・〇五項及び第六七・〇一項参照）

(b)　第四一類の注1(c)のただし書の毛が付いている原皮

(c)　革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋（第四二・〇三項参照）

(d)　第六四類の物品

(e)　第六五類の帽子及びその部分品

(f)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

3　第四三・〇三項には、他の材料を加えて組み合わせた毛皮及びその部分並びに衣類（部分品及び附属品を含む。）その他の製品の形状に縫い合わせた毛皮及びその部分を含む。

4　毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（2の物品及び毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを除く。）は、第四三・〇三項又は第四三・〇四項に属する。

5　この表において「人造毛皮」とは、獣毛その他の繊維を革、織物その他の材料に接着し又は縫い付けた模造の毛皮をいうものとし、織り又は編むことにより得た模造の毛皮（主として第五八・〇一項又は第六〇・〇一項に属する。）を含まない。

四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	二〇%
四三〇一・二〇	うさぎのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	二〇%
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、	

	モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	
四三〇一・四〇	ビーバーのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	一〇％	
四三〇一・五〇	マスクラットのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	一〇％	
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	一〇％	
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	一〇％	
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税	
	一　やぎのもの	無税	
	二　その他のもの	一〇％	
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの	無税	
	一　子羊又はやぎのもの	無税	
	二　うさぎ又はミンクのもの	二〇％	
	三　その他のもの	一〇％	
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）		
	全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）		
	ミンクのもの	一五％	
	うさぎのもの	一五％	
四三〇二・一一	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。）	一五％	
四三〇二・一九	その他のもの	一五％	
四三〇二・二〇	頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの	一五％	
四三〇二・三〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの	二〇％	
	一　ドロップスキン	一五％	
	二　その他のもの		
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		
四三〇三・一〇	衣類及び衣類附属品	二〇％	
四三〇三・九〇	その他のもの	二〇％	
四三・〇四	人造毛皮及びその製品		
四三〇四・〇〇		六％	

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一二・一一項参照）

(b)　第一四・〇一項の竹その他の組物材料

(c)　主として染色又はなめしに使用する木材（チップ状のもの、削りくず及び破砕し、粉砕し又は粉状にしたものに限る。第一四・〇四項参照）

(d)　活性炭（第三八・〇二項参照）

(e)　第四二・〇二項の製品

(f)　第四六類の物品

(g)　第六四類の履物及びその部分品

(h)　第六六類の物品（例えば、傘及びつえ並びにこれらの部分品）

(ij)　第六八・〇八項の物品

(k)　第七一・一七項の身辺用模造細貨類

(l)　第一六部又は第一七部の物品（例えば、機械の部分品、ケース、カバー、機械用のキャビネット及び車両）

(m)　第一八部の物品（例えば、時計のケース及び楽器並びにこれらの部分品）

(n)　火器の部分品（第九三・〇五項参照）

(o)　第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(p)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(q)　第九六類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第九六・〇三項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。）

(r)　第九七類の物品（例えば、美術品）

2　この類において「改良木材」とは、化学的又は物理的な処理（木材を相互に接着したものにあつては、接着に必要とする処理を超えたものに限る。）によつて密度又は硬度を増加させることにより、機械的強度、化学的作用に対する抵抗性又は電気抵抗特性を改善した木材をいう。

3　第四四・一四項から第四四・二一項までには、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材の製品をきむ。

4　第四四・一〇項から第四四・一二項までの物品には、第四四・〇九項に定める加工をしたもの及び曲げ、波形にし、穴をあけ、長方形（正方形を含む。）以外の形状に切り若しくは成形し又はその他の加工をしたもので、他の項に属する製品の特性を有しないものを含む。

5　第四四・一七項には、刃、作用端、作用面その他の作用する部分が第八二類の注1に定める材料から成る工具を含まない。

6　この類において木材には、1の(b)又は(f)のものを除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。

四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他こ

	れらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	無税
四四〇一・一〇	薪材	無税
四四〇一・二一	チップ状又は小片状の木材	
四四〇一・二二	針葉樹のもの	無税
四四〇一・二三	針葉樹以外のもの	無税
四四〇一・三〇	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	無税
四四・〇二		
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	無税
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	
四四〇三・一〇	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	無税
四四〇三・二〇	その他のもの（針葉樹のものに限る。）	無税
	その他のもの（次の熱帯産木材のものに限る。）	
四四〇三・三一	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	無税
四四〇三・三二	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアランクルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス	無税
四四〇三・三三	オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ及びイロコ	無税
四四〇三・三四	ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアソベ	無税
四四〇三・三五	その他のもの	
四四〇三・九一	オーク（コナラ属のもの）のもの	無税
四四〇三・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	無税
四四〇三・九九	その他のもの	
	一　桐のもの（粗く角にし又は太鼓落としししたものを除く。）	五％
	二　その他のもの	無税
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	
四四〇四・一〇	針葉樹のもの	
	一　たが材、割ったポール及びくい	七・五％
	二　木製の棒	
	三　その他のもの	
四四〇四・二〇	針葉樹以外のもの	
	一　たが材、割ったポール及びくい	無税
	二　木製の棒	五％
	三　その他のもの	七・五％
四四・〇五		
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	二・五％
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	無税
四四〇六・一〇	染み込ませてないもの	無税
四四〇六・九〇	その他のもの	
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）	八％
四四〇七・一〇	針葉樹のもの	
	一　まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	四・八％
	㈠　かんながけし又はやすりがけしたもの	八％
	㈡　その他のもの	
	A　まつ属のもの	四・八％
	B　その他のもの	六％
	二　からまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	
	㈠　かんながけし又はやすりがけしたもの	八％
	㈡　その他のもの	一〇％
	三　その他のもの	無税
四四〇七・二二	熱帯産木材（次のものに限る。）のもの	
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、メランチバカウ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ、アラン、クルイン、ラミン、カプール、チーク、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス	一〇％
	一　ふたばがき科のもの	

四四〇七・二二	二　その他のもの オクメ、オベチェ、サペリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ、イロコ、ティアマ、マンソニア、イロンバ、ジベツ、リンバ及びアゾベ	無税
四四〇七・二三	バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ	無税
四四〇七・九一	その他のもの オーク（コナラ属のもの）のもの	無税
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの	無税
四四〇七・九九	その他のもの 一　ふたばがき科のもの	一〇％
四四・〇八	二　その他のもの 薄板及び合板用単板（はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）	無税
四四〇八・一〇	針葉樹のもの 一　インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）	無税
四四〇八・二〇	二　その他のもの 熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの	五％
四四〇八・九〇	その他のもの 一　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	八％
四四・〇九	二　ジェルトン（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）又はチークのもの	無税
	三　その他のもの さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）	五％
四四〇九・一〇	針葉樹のもの 一　引抜材	七・五％
	二　玉縁及び繰形	四・八％
	三　その他のもの ㈠　まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）、とうひ属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）	八％
四四〇九・二〇	㈡　その他のもの 針葉樹以外のもの 一　引抜材	無税
	二　玉縁及び繰形	一〇％
	三　その他のもの ㈠　ふたばがき科のもの	無税
四四・一〇	㈡　その他のもの パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	四・八％
四四一〇・一〇	木材のもの 一　板状のもの	八％
四四一〇・九〇	二　その他のもの その他の木質の材料のもの 一　板状のもの	一〇％
四四・一一	二　その他のもの 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	八％
四四一一・一一	繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・八グラムを超えるものに限る。） 機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	一〇％
四四一一・一九	その他のもの 繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・五グラムを超え〇・八グラム以下のものに限る。）	五・二％
四四一一・二二	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	五・二％
四四一一・二九	その他のもの 繊維板（密度が一立方センチメートルにつき〇・三五グラムを超え〇・五グラム以下のものに限る。）	三・五％
四四一一・三二	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	三・五％
四四一一・三九	その他のもの 機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	三・五％
四四一一・九一	その他のもの 機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの	三・五％

四四一一・九九	その他のもの	三・五％
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）	
四四一二・一一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バボン、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、ブラジリアンローズウッド及びボアドローズフメルに限る。）のもの	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	(一)　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一五％
	二　その他のもの	
	(一)　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五％
	(二)　その他のもの	一〇％
四四一二・一二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	(一)　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一五％
	二　その他のもの	
	(一)　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五％
	(二)　その他のもの	一〇％
四四一二・一九	その他のもの	
	一　ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの	
	(一)　側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一五％
	二　その他のもの	
	(一)　厚さが六ミリメートル未満のもの	一五％
	(二)　その他のもの	一〇％
四四一二・二二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	一〇％

四四一二・二九	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
	その他のもの	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四一二・九一	少なくとも一層がパーティクルボードのもの	
	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
	その他のもの	
四四一二・九九	一　集成材	一五％
	二　その他のもの	二〇％
四四・一三	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	七％
四四一三・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	三・二％
四四・一四	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	
四四一四・〇〇	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム	三・四％
四四一五・一〇	パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード	五・八％
四四一五・二〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	二・六％
四四一六・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	
四四一七・〇〇	一　靴の木型	二・六％
四四・一八	二　その他のもの	三・四％
四四一八・一〇	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	無税
四四一八・二〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠	無税
四四一八・三〇	戸及びその枠並びに敷居	三・九％
四四一八・四〇	寄せ木パネル	三・九％
四四一八・五〇	コンクリート型枠	五・八％
四四一八・九〇	こけら板	五・八％
	その他のもの	
	一　セルラーウッドパネル	一〇％

	二　その他のもの	
	(一)　木製の建具及び床柱	
	(二)　その他のもの	
四四・一九		無税
四四一九・〇〇		三・九%
	木製の食卓用品及び台所用品	
	一　割りばし	五・六%
	二　その他のもの	三・二%
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	
四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品	無税
四四二〇・九〇	その他のもの	
	一　寄せ木し又は象眼した木材	二〇%
	二　その他のもの	三・二%
四四・二一	その他の木製品	
四四二一・一〇	衣類用ハンガー	四%
四四二一・九〇	その他のもの	
	一　竹製のくし	一〇%
	二　マッチの軸木	無税
	三　その他のもの	
	(一)　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	四・六%
	(二)　その他のもの	五・八%

第四五類　コルク及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六四類の履物及びその部分品

(b)　第六五類の帽子及びその部分品

(c)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

四五・〇一	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）、コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク	無税
四五〇一・一〇	天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）	無税
四五〇一・九〇	その他のもの	
四五・〇二		
四五〇二・〇〇	天然コルク（鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び長方形（正方形を含む。）の塊状、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が鋭いものを含む。）	無税
四五・〇三	天然コルクの製品	無税
四五〇三・一〇	栓	無税
四五〇三・九〇	その他のもの	無税
四五・〇四	凝集コルク（凝集剤を使用してあるかないかを問わない。）及びその製品	無税
四五〇四・一〇	塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）	無税
四五〇四・九〇	その他のもの	無税

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

注

1　この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、棉、竹、いぐさ、あし、樹皮のストリップ、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、ラフィア、細い葉及び広い葉を切つたストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のローピング及び糸並びに第五四類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第四八・一四項の壁面被覆材

(b)　ひも、綱及びケーブル（組んであるかないかを問わない。第五六・〇七項参照）

(c)　第六四類又は第六五類の履物及び帽子並びにこれらの部分品

(d)　かご細工製の乗物及びそのボデー（第八七類参照）

(e)　第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

3　第四六・〇一項において「組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品」とは、組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を並列にしたものをつなぎ合わせてシート状にしたものをいい、つなぎ合わせるために使用した材料が紡織用繊維であるかないかを問わない。

四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）	
四六〇一・一〇	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）	三%
四六〇一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	六%
	一　いぐさ製又は七島い製のもの	三・九%
	二　その他のもの	
四六〇一・九一	その他のもの 植物性材料製のもの	

	一　むしろ、こも及びアンペラ	無税
	二　その他のもの	
	(イ)　いぐさ製又は七島い製のもの	六％
	(ロ)　その他のもの	三・九％
四六〇一・九九	その他のもの	四・六％
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	
四六〇二・一〇	植物性材料製のもの	四・一％
	一　扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	三・九％
	二　瓶用のわらづと	九・六％
	三　その他のもの	
四六〇二・九〇	その他のもの	
	一　扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	二・五％
	二　その他のもの	二・八％

第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

注

1　第四七・〇二項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）」とは、水酸化ナトリウムを一八％含有するかせいソーダ溶液に温度二〇度で一時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあつては全重量の九二％以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあつては全重量の八八％以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の〇・一五％以下のものに限る。

四七・〇一	機械木材パルプ	無税
四七〇一・〇〇		
四七・〇二	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）	無税
四七〇二・〇〇		
四七・〇三	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	
	さらしてないもの	
四七〇三・一一	針葉樹のもの	無税
四七〇三・一九	針葉樹以外のもの	無税
	半さらしのもの及びさらしたもの	
四七〇三・二一	針葉樹のもの	無税
四七〇三・二九	針葉樹以外のもの	無税
四七・〇四	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）	
四七〇四・一一	さらしてないもの	
四七〇四・一九	針葉樹のもの	無税
	針葉樹以外のもの	無税
	半さらしのもの及びさらしたもの	
四七〇四・二一	針葉樹のもの	無税
四七〇四・二九	針葉樹以外のもの	無税
四七・〇五	セミケミカル木材パルプ	無税
四七〇五・〇〇	その他の繊維素繊維を原料とするパルプ	無税
四七・〇六	コットンリンターパルプ	無税
四七〇六・一〇	その他のもの	
	機械パルプ	無税
四七〇六・九一	化学パルプ	無税
四七〇六・九二	セミケミカルパルプ	無税
四七〇六・九三		
四七・〇七	古紙	
四七〇七・一〇	さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの	無税
四七〇七・二〇	その他の紙又は板紙のもの（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）	無税
四七〇七・三〇	主として機械パルプから製造した紙又は板紙のもの（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）	無税
四七〇七・九〇	その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）	無税

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三〇類の物品

(b)　第三二・一二項のスタンプ用のはく

(c)　香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第三三類参照）

(d)　せっけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第三四・〇一項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第三四・〇五項参照）

(e)　第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紙及び板紙

(f)　一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第三九類参照。第四八・一四項の壁面被覆材を除く。）

(g)　第四二・〇二項の製品（例えば、旅行用具）

(h)　第四六類の製品（組物材料の製品）

(ij)　紙糸及びその織物の製品（第一一部参照）

(k) 第六四類又は第六五類の物品

(l) 研磨紙及び研磨板紙（第六八・〇五項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第六八・一四項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。

(m) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（第一五部参照）

(n) 第九二・〇九項の物品

(o) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）及び第九六類の物品（例えば、ボタン）

2　6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇一項から第四八・〇五項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第四八・〇三項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（例えば、塗布し又は染み込ませたもの）を含まない。

3　この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしてないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の六五％以上で、各面の平滑度が二〇〇秒ベック以下、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上五七グラム以下であり、かつ、灰分の含有量が全重量の八％以下であるものをいう。

4　第四八・〇二項には、手すきの紙及び板紙のほか、主にさらしパルプ又は機械パルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

(a) 機械パルプの含有量が一〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙にあつては、

(a) 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙にあつては、

重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下であること。

2　全体を着色してあること。

(b) 灰分の含有量が八％を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　重量が一平方メートルにつき八〇グラム以下であること。

2　全体を着色してあること。

(c) 灰分の含有量が三％を超え、かつ、白色度(*)が六〇％以上であること。

(d) 灰分の含有量が三％を超え八％以下であつて、白色度(*)が六〇％未満であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。

(e) 灰分の含有量が三％以下であつて、白色度(*)が六〇％以上であり、かつ、比破裂強さが一グラム毎平方メートルの紙につき二・五キロパスカル以下であること。

重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、

(a) 全体を着色してあること。

(b) 白色度(*)が六〇％以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

1　厚さが二二五マイクロメートル（ミクロン）以下であること。

2　厚さが二二五マイクロメートル（ミクロン）を超え五〇八マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が三％を超えること。

(c) 白色度(*)が六〇％未満であつて、厚さが二五四マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が八％を超えること。

ただし、第四八・〇二項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。

＊　白色度は、エルレフォ法若しくはGEブライトネステスターを使用する方法又はこれらと同等の国際的に認められた白色度試験方法により測定する。

5　この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上の紙及び板紙をいう。

6　第四八・〇一項から第四八・一一項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

7　第四八・〇一項、第四八・〇二項、第四八・〇四項から第四八・〇八項まで、第四八・一〇項及び第四八・一一項には、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。

(a) 幅が一五センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの

(b) 折り畳んでない状態において一辺の長さが三六センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇二項に属する。

8　第四八・一四項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。

(a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が四五センチメートル以上一六〇センチメートル以下の次のもの

(i) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）

(ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの

(iii) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）

(iv) 組物材料（平行につないであるかないか又は織つてあるかないかを問わない。）で表を覆つたもの

(b) 縁又はフリーズに使用する(a)の(i)から(iv)までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

(c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの

紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第四八・一五項に属する。

9　第四八・二〇項には、特定の大きさに切つたとじてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。

10　第四八・二三項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。

11　第四八・一四項又は第四八・二一項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第四九類に属する。

号注

1　第四八〇四・一一号及び第四八〇四・一九号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上で、重量が一平方メートルにつき一一五グラムを超え、かつ、次の表の上欄のひよう量に該当するものにあつては対応する同表の下欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひよう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひよう量（グラム毎平方メートル）	ミューレン破裂強さの最低値（キロパスカル）
一一五	三九三
一二五	四一七
二〇〇	六三七
三〇〇	八二四
四〇〇	九六一

2　第四八〇四・二一号及び第四八〇四・二九号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の八〇％以上であつて、重量が一平方メートルにつき六〇グラム以上一一五グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

(a)　ミューレン比破裂強さが三八以上で、横方向の伸び率が四・五％を超え、かつ、縦方向の伸び率が二％を超えること。

(b)　次の表の上欄のひよう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び下欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひよう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひよう量（グラム毎平方メートル）	引裂き強さの最低値（ミリニュートン）		引張強さの最低値（キロニュートン毎メートル）	
	縦方向	縦方向と横方向の和	横方向	縦方向と横方向の和
六〇	七〇〇	一、五一〇	一・九	六
七〇	八三〇	一、七九〇	二・三	七・二
八〇	九六五	二、〇七〇	二・八	八・三
一〇〇	一、二三〇	二、六三五	三・七	一〇・六
一一五	一、四二五	三、〇六〇	四・四	一二・三

3　第四八〇五・一〇号において「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全繊維重量の六五％以上であり、かつ、CMT　六〇（コンコラ中しん試験で六〇分調湿後）による圧縮強さが相対湿度五〇％、温度二三度において二〇キログラム重を超えるロール状の紙をいう。

4　第四八〇五・三〇号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の四〇％を超え、灰分の含有量が八％以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが一五以上のマシングレイズした紙をいう。

5　第四八一〇・二一号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の五〇％以上で、片面の塗布量が一平方メートルにつき一五グラム以下であり、かつ、総重量が一平方メートルにつき七二グラム以下であるものをいう。

四八・〇一	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	無税	
四八〇一・〇〇	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇一項又は第四八・〇三項の紙を除く。）		
四八・〇二	手すきの紙及び板紙	三・四％	
四八〇一・一〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	五・二％	
四八〇一・二〇	カーボン原紙	五・二％	
四八〇一・三〇	壁紙原紙	五・二％	
四八〇一・四〇	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）	五・三％	
四八〇二・五一	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	四・六％	
四八〇二・五二	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの	四・六％	
四八〇二・五三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	三・一％	
四八〇二・六〇	その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）	四・六％	
四八・〇三	一　機械パルプの含有量が全繊維重量の六五％以上で、重量が一平方メートルにつき三〇グラムを超え五八グラム以下であり、かつ、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のもの	三・四％	
四八〇三・〇〇	二　その他のもの		
	トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが三六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。）	三・四％	

四八・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇二項又は第四八・〇三項のものを除く。）		
四八〇四・一一	クラフトライナー		
	さらしてないもの		
	一　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	三・五％	
	二　その他のもの	二・五％	
四八〇四・一九	その他のもの		
	一　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	三・五％	
	二　その他のもの	二・五％	
	重袋用クラフト紙		
四八〇四・二一	さらしてないもの		
四八〇四・二九	その他のもの	三・五％	
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）		
四八〇四・三一	さらしてないもの		
四八〇四・三九	その他のもの	三・五％	
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）		
四八〇四・四一	さらしてないもの		
四八〇四・四二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの	三・五％	
四八〇四・四九	その他のもの	三・五％	
	その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）		
四八〇四・五一	さらしてないもの		
	一　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	三・五％	
	二　その他のもの	二・五％	
四八〇四・五二	全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五％を超えるもの		
	一　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	三・五％	
	二　その他のもの	二・五％	
	その他のもの		
四八〇四・五九	一　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	三・五％	
	二　その他のもの	二・五％	
四八・〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限る。）		
四八〇五・一〇	段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）	九・六％	
四八〇五・二一	多層ずきの紙及び板紙		
	各層をさらしたもの		
四八〇五・二二	外層の一方のみをさらしたもの		
	一　ジュートライナー		
	二　その他のもの	二・五％	
四八〇五・二三	二層以上のもので、両外層のみをさらしたもの		
四八〇五・二九	その他のもの		
	一　ジュートライナー及び中しん原紙	八％	
	二　その他のもの	五・二％	
四八〇五・三〇	サルファイト包装紙	九・六％	
四八〇五・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード		
	一　重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	六％	
四八〇五・五〇	二　その他のもの	五・二％	
	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード		
	一　重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	六％	
四八〇五・六〇	二　その他のもの	五・二％	
	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）		
	一　中しん原紙	八％	
	二　その他のもの	五・二％	
四八〇五・七〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）	六％	
四八〇五・八〇	その他の紙及び板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）	六・四％	
四八・〇六	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）		
四八〇六・一〇	硫酸紙	三・四％	
四八〇六・二〇	耐脂紙	三・四％	
四八〇六・三〇	トレーシングペーパー	三・四％	
四八〇六・四〇	グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙	三・四％	
四八・〇七	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。）		
四八〇七・一〇	ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙	三・四％	
四八〇七・九一	その他のもの		
	わらパルプ製の紙及び板紙（わらパルプ製の紙以外の紙で被		

四八〇七・九九 四八・〇八	覆してあるかないかを問わない。） その他のもの	三・四% 三・四%
四八〇八・一〇	コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第四八・〇三項又は第四八・一八項のものを除く。）	三・四%
四八〇八・二〇	コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）	三・四%
四八〇八・三〇	重袋用クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	三・四%
四八〇八・九〇 四八・〇九	その他のクラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。） その他のもの	三・四% 三・四%
四八〇九・二〇 四八〇九・九〇 四八・一〇	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、幅が二六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一辺の長さが二六センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） カーボン紙その他これに類する複写紙 一　カーボン紙 二　その他のもの セルフコピーペーパー その他のもの 紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。） 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。） 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの 重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税 無税 無税 二・四% 無税 無税 四・一% 無税
四八一〇・一一 四八一〇・一九	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。）	無税 無税

四八一〇・二一 四八一〇・二九	軽量コート紙 その他のもの	四・一% 四・一%
四八一〇・三一	クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。） 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	無税
四八一〇・三二	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税
四八一〇・三九	その他のもの その他の紙及び板紙	無税
四八一〇・九一 四八一〇・九九	多層ずきのもの その他のもの	無税 無税
四八一一・一〇	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項、第四八・一〇項又は第四八・一八項の物品を除く。）	二・五%
四八一一・二一 四八一一・二九	タール、ピチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	三・九% 三・九%
四八一一・三一	セルフアドヒーシブのもの その他のもの	無税 無税
四八一一・三九 四八一一・四〇	プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税 無税
四八一一・九〇	その他のもの ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	二・五% 無税
四八一二・〇〇	一　ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙 二　その他のもの その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	二・五% 無税 無税
四八・一三	製紙用パルプ製のフィルタープロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート 製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）	無税 無税

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

四八一三・一〇	小冊子状又は円筒状のもの	無税
四八一三・二〇	ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）	無税
四八一三・九〇	その他のもの	無税
四八一四	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	無税
四八一四・一〇	イングレインペーパー	
四八一四・二〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）	
四八一四・三〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材（紙から成るものに限るものとし、当該紙物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。）	無税
四八一四・九〇	その他のもの	無税
四八一五	紙又は板紙をもととした床敷き（特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。）	三・四%
四八一五・〇〇	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第四八・〇九項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）	
四八一六	カーボン紙その他これに類する複写紙	三・四%
四八一六・一〇	セルフコピーペーパー	三・四%
四八一六・二〇	謄写版原紙	三・四%
四八一六・三〇	その他のもの	三・四%
四八一六・九〇	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	
四八一七	封筒	三・四%
四八一七・一〇	通信用カード	三・四%
四八一七・二〇	封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	三・四%
四八一七・三〇	製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のトイレットペーパー、ハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、乳児用のおむつ、タンポン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	三・二%
四八一八	トイレットペーパー	二・九%
四八一八・一〇	ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル	
四八一八・二〇	テーブルクロス及びナプキン	
四八一八・三〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品	
四八一八・四〇	一　タンポン、おむつ及びおむつ中敷き	無税
	二　その他のもの	二・九%
四八一八・五〇	衣類及び衣類附属品	二・九%
四八一八・九〇	その他のもの	二・六%
四八一九	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	
四八一九・一〇	段ボール製の箱及びケース	四・三%
四八一九・二〇	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）	四・三%
四八一九・三〇	袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）	四・六%
四八一九・四〇	その他の袋（円すい形のものを含む。）	四・六%
四八一九・五〇	その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）	四・三%
四八一九・六〇	書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	三%
四八二〇	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー	
四八二〇・一〇	帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品	三・四%
四八二〇・二〇	練習帳	三・四%
四八二〇・三〇	バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー	三・四%
四八二〇・四〇	転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット	三・四%
四八二〇・五〇	アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）	三・八%
四八二〇・九〇	その他のもの	三・四%
四八二一	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）	三・四%
四八二一・一〇	印刷したもの	三・四%
四八二一・九〇	その他のもの	
四八二二	製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないかを問わない。）	
四八二二・一〇	紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの	三・四%

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

四八二二・九〇	その他のもの	三・四％
四八・二三	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品	
四八二三・一一	粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）	
四八二三・一九	セルフアドヒーシブのもの	二・二％
四八二三・二〇	その他のもの	二・二％
四八二三・三〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	二・六％
四八二三・四〇	せん孔カード式機械用のカード（せん孔してないものに限るものとし、ストリップ状であるかないかを問わない。）	三・四％
四八二三・五一	自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤	二・九％
四八二三・五九	その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。）	
四八二三・六〇	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	二・二％
四八二三・七〇	その他のもの	二・二％
四八二三・九〇	紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	二・九％
	成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品	二・九％
	その他のもの	
	一　せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	無税
	二　その他のもの	二・六％

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　透明なベース上の写真のネガ及びポジ（第三七類参照）

(b)　浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第九〇・二三項参照）

(c)　第九五類の遊戯用カードその他の物品

(d)　銅版画、木版画、石版画その他の版画（第九七・〇二項参照）、第九七・〇四項の郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品及び製作後一〇〇年を超えたこつとうその他の第九七類の物品

2　この類において印刷したものには、複写機により複写したもの、写真に撮つたもの、感光複写をしたもの、感熱複写をしたもの及びタイプしたものを含む。

3　新聞、雑誌その他の定期刊行物を紙以外の物品により製本したもの及び新聞、雑誌その他の定期刊行物の二号以上を単一のカバーによりセットしたもの（広告を含んでいるかないかを問わない。）は、第四九・〇一項に属する。

4　第四九・〇一項には、次の物品を含む。

(a)　美術品、図案等を複製した印刷物を集めたもの（内容に関連する文章を伴うもので、ページを入れて書籍の作成に適するようにしたものに限る。）

(b)　書籍に補足として附属する絵画（書籍とともに提示するものに限る。）

(c)　書籍又は小冊子を構成する印刷物（束ねた若しくは単独のシート又は折り丁のもので、完成品の全体又は一部を構成し、かつ、製本に適するものに限る。）もつとも、絵又は挿絵を印刷したもの（折り丁又は単独のシートのものに限る。）で文章を伴わないものは、第四九・一一項に属する。

5　3の物品を除くほか、第四九・〇一項には、本質的に広告を目的とする出版物（例えば、小冊子、パンフレット、リーフレット、商業用カタログ、商業団体が出版した年鑑及び観光案内書）を含まない。これらの物品は、第四九・一一項に属する。

6　第四九・〇三項において「幼児用の絵本」とは、絵が主体で、文章が副次的な幼児用の本をいう。

四九・〇一	印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物（単一シートのものであるかないかを問わない。）	無税
四九〇一・一〇	単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）	無税
四九〇一・九一	その他のもの	無税
四九〇一・九九	辞典及び事典（シリーズの形式で発行するものを含む。）	無税
四九・〇二	その他のもの	
四九〇二・一〇	新聞、雑誌その他の定期刊行物（挿絵を有するか有しないか又は広告を含んでいるかいないかを問わない。）	無税
四九〇二・九〇	一週に四回以上発行するもの	無税
四九・〇三	その他のもの	無税
四九〇三・〇〇	幼児用の絵本及び習画本	無税
四九・〇四	楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してあるかないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。）	無税
四九〇四・〇〇	地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）	
四九・〇五	地球儀、天球儀その他これらに類するもの	無税
四九〇五・一〇	その他のもの	
四九〇五・九一	製本したもの	無税
四九〇五・九九	その他のもの	無税
四九・〇六	設計図及び図案（建築用、工学用、工業用、商業用、地形測量用	
四九〇六・〇〇		

	その他これらに類する用途に供するもので手書き原図に限る。）	無税
四九・〇七		
四九〇七・〇〇	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券	無税
四九・〇八	デカルコマニア	
四九〇八・一〇	デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）	無税
四九〇八・九〇	その他のもの	無税
四九・〇九		
四九〇九・〇〇	葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないかを問わない。）	無税
四九・一〇		
四九一〇・〇〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。）	無税
四九・一一		
四九一一・一〇	その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）	
	広告、商業用カタログその他これらに類する物品	無税
	その他のもの	
	絵画、デザイン及び写真	無税
四九一一・九一		
四九一一・九九	その他のもの	無税

第一一部　紡織用繊維及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇一項参照）並びに馬毛及びそのくず（第〇五・〇三項参照）

(b)　人髪及びその製品（第〇五・〇一項、第六七・〇三項及び第六七・〇四項参照。搾油機その他これに類する機械に通常使用するろ過布（第五九・一一項参照）を除く。）

(c)　第一四類のコットンリンターその他の植物性材料

(d)　第二五・二四項の石綿及び第六八・一二項又は第六八・一三項の石綿の製品その他の物品

(e)　第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品（例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材）

(f)　第三七・〇一項から第三七・〇四項までの感光性の紡織用繊維

(g)　プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの及びプラスチックのストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー）で見掛け幅が五ミリメートルを超えるもの（第二九類参照）並びにこれらの組物、織物類、かご細工物及び枝条細工物（第四六類参照）

(h)　織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第三九類のもの

(ij)　織物、メリヤス編物、クロセ編物、フェルト及び不織布で、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの並びにこれらの製品のうち、第四〇類のもの

(k)　毛が付いている獣皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照）、第四三・〇二項の毛皮製品並びに第四三・〇四項の人造毛皮及びその製品

(l)　第四二・〇一項又は第四二・〇二項の紡織用繊維の製品

(m)　第四八類の物品（例えば、セルロースウォッディング）

(n)　第六四類の履物及びその部分品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品

(o)　第六五類のヘアネット及びその他の帽子並びにこれらの部分品

(p)　第六七類の物品

(q)　研磨材料を塗布した紡織用繊維（第六八・〇五項参照）並びに第六八・一五項の炭素繊維及びその製品

(r)　ガラス繊維及びその製品（第七〇類参照。ガラス繊維の糸によりししゆうしたもので基布が見えるものを除く。）

(s)　第九四類の物品（例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具）

(t)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具、運動用具及びネット）

2

(A)　第五〇類から第五五類まで、第五八・〇九項又は第五九・〇二項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

(B)　(A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a)　馬毛をしん糸に使用したジンプヤーン（第五一・一〇項参照）及び金属を交えた糸（第五六・〇五項参照）は、単一の紡織用繊維とみなすものとし、その重量は、これを構成する要素の重量の合計による。また、織物の所属の決定に当たり、金属糸は、紡織用繊維とみなす。

(b)　所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

(c)　第五四類及び第五五類の両類を他の類とともに考慮する必要がある場合には、第五四類及び第五五類は、一の類として取り扱う。

(d)　異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

(C)　(A)及び(B)の規定は、3から6までの糸についても適用する。

3

(A)　この部において次の糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）は、(B)の物品を除くほか、ひも、綱及びケーブルとする。

(a)　絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸で、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(b)　人造繊維の糸（第五四類の二本以上の単繊維から製造した糸を含む。）で、一〇、〇〇〇

デシテックスを超えるもの

(c) 大麻糸及び亜麻糸で、次のもの

(i) 磨き又はつや出ししたもので、一、四二九デシテックス以上のもの

(ii) 磨いてなく、かつ、つや出ししてないもので、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(d) コイヤヤーンで三本以上の糸をよったもの

(e) その他の植物性繊維の糸で、二〇、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(f) 金属糸により補強した糸

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 羊毛その他の獣毛の糸及び紙糸（金属糸による補強した糸を除く。）

(b) 第五四類のマルチフィラメントヤーン（よってないもの及びより数が一メートルにつき五未満のものに限る。）及び第五五類の人造繊維の長繊維のトウ

(c) 第五〇・〇六項の天然てぐす及び第五四類の単繊維

(d) 第五六・〇五項の金属を交えた糸（金属糸により補強した糸を除く。）

(e) 第五六・〇六項のシェニールヤーン、ジンプヤーン及びループウェールヤーン

4 (A) 第五〇類から第五二類まで、第五四類及び第五五類において糸との関連で「小売用にしたもの」とは、(B)の物品を除くほか、次のいずれかの糸（単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーン）をいう。

(a) カード、リール、チューブその他これらに類する糸巻に巻いた糸で一個の重量（糸巻の重量を含む。）が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(b) ボール巻又はかせ巻の糸については、一個の重量が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び三、〇〇〇デシテックス未満の人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) 二、〇〇〇デシテックス未満のその他の糸については、一二五グラム

(iii) その他の糸については、五〇〇グラム

(c) 数個の小さなかせに区分してある等しい重量のかせ巻の糸については、一個の小さなかせの重量が次の重量以下であるもの

(i) 絹糸、絹紡糸、絹紡紬糸及び人造繊維の長繊維の糸については、八五グラム

(ii) その他の糸については、一二五グラム

(B) (A)の規定は、次の物品については適用しない。

(a) 紡織用繊維の単糸。ただし、次のものを除く。

(i) 羊毛又は繊獣毛の単糸で漂白してないもの

(ii) 羊毛又は繊獣毛の単糸で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、五、〇〇〇デシテックスを超えるもの

(b) マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、漂白してないもののうち、次のもの

(i) 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（体裁を問わない。）

(ii) その他の紡織用繊維の糸でかせ巻のもの（羊毛又は繊獣毛の糸を除く。）

(c) マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸に限る。）で、漂白し、浸染し又はなせんしたもののうち、一二三デシテックス以下のもの

(d) 紡織用繊維の単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のもの

(i) あやかせのもの

(ii) コップ、ねん糸用のチューブ、パーン、円すい状ボビン、スピンドルその他の糸巻に巻いたもの、繭の形状に巻いたものでしゆう機に使用するものその他の繊維工業において使用する体裁にしたもの

5 第五二・〇四項、第五四・〇一項及び第五五・〇八項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。

(a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が一、〇〇〇グラム以下であること。

(b) 仕上加工をしてあること。

(c) 最後にZよりをかけてあること。

6 この部において「強力糸」とは、次の糸をいう。

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルの単糸で、テナシティが一テックスにつき六〇センチニュートンを超えるもの

ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのマルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき五三センチニュートンを超えるもの

ビスコースレーヨンの単糸、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、テナシティが一テックスにつき二七センチニュートンを超えるもの

7 この部において「製品にしたもの」とは、次の物品をいう。

(a) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品

(b) 完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのままで使用することができるもの（縫製その他の加工を要しないものに限る。例えば、ダスター、タオル、テーブルクロス、スカーフ及び毛布）

(c) 縁縫いし、縁かがりをし又は縁に房を付けた物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための簡単な加工をしたものを除く。）

(d) 特定の大きさに裁断した物品で(c)に規定するもの

(e) 縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた反物及び二以上の織物類を重ね合わせた反物（詰物をしてあるかないかを問わない。）を除く。）

(f) メリヤス編み又はクロセ編みにより特定の形状に編み上げたもの（単一の物品に裁断してないもの）

8 第五〇類から第五五類まで及び、文脈により別に解釈される場合を除くほか、第五六類から第六〇類までには、7に定義する製品にしたものをきまない。第五〇類から第五五類までには、第五六類から第五九類までの物品を含まない。

9 第五〇類から第五五類までの織物には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合した物品を含む。

10 紡織用繊維にゴム糸を組み合わせたものから成る弾力性のある物品は、この部に属する。

11 この部において染み込ませたものには、浸せきしたものを含む。

12　この部においてポリアミドには、アラミドを含む。

13　文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用繊維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であつても当該各項に属する。

号注

1　この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの三倍に伸ばしても切れず、もとの長さの二倍に伸ばした後五分以内にもとの長さの一・五倍以下に戻るものをいう。

(b)　「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i)　構成繊維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの

(ii)　反毛した紡織用繊維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）

漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので単にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあつては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。

(c)　「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i)　漂白工程を経たもの、漂白した繊維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの

(ii)　漂白してない繊維と漂白した繊維とを混合したものから成るもの

(iii)　マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(d)　「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。

(i)　浸染したもの（全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したもの及び一時的に染めたものを除く。）、なせんしたもの又は浸染し若しくはなせんした繊維から成るもの

(ii)　異なる色に浸染した繊維を混合したものから成るもの、漂白してない繊維若しくは漂白した繊維と着色した繊維とを混合したものから成るもの（単糸※又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたもの

(iii)　なせんしたスライバー又はローピングから得たもの

(iv)　マルチプルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(e)　(a)から(d)までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。

(f)　「漂白してないもの」とは、漂白してない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしてないものをいうものとし、無色の仕上げをしたもの及び一時的に染めたものを含む。

(g)　織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

(i)　織つた後に漂白した糸から成るもの

(ii)　漂白してない糸と漂白した糸とから成るもの

(iii)　漂白した糸から成るもの

(h)　織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。

(i)　単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織つた後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。）

(ii)　単一の色で均一に着色した糸から成るもの

(iii)　織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。

(i)　異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）

(ii)　着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの

(iii)　単糸※又はミキスチュアヤーンから成るもの

(ij)　織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラン、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。

(k)　「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。

2　(A)　第五六類から第六三類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第五〇類から第五五類までの物品で当該二以上の紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

(B)　(A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a)　関税率表の解釈に関する通則3を適用する場合には、同通則3により当該物品の所属を決定する部分についてのみ(A)の規定を適用する。

(b)　基布とパイル又はループの面とから成る紡織用繊維製の物品については、基布を考慮しない。

(c)　第五八・一〇項のしゆう布については、基布のみを考慮する。ただし、基布が見えないしゆう布については、しゆう糸のみを考慮する。

第五〇類　絹及び絹織物

五〇・〇一		
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）	一キログラムにつき一四〇円
五〇・〇二		
五〇〇二・〇〇	生糸（よつてないものに限る。） 一　野蚕のもの 二　その他のもの	無税 一五%

五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五〇〇三・一〇	カード及びコームのいずれもしてないもの	無税
五〇〇三・九〇	その他のもの	無税
五〇・〇四	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	六％
五〇〇四・〇〇		
五〇・〇五	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	九・六％
五〇〇五・〇〇	一　絹紡糸	一五％
	二　絹紡紬糸	
五〇・〇六	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	八・四％
五〇〇六・〇〇	一　絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	四・八％
	二　天然てぐす	八・四％
五〇・〇七	絹織物	二〇％
五〇〇七・一〇	絹ノイル織物	二〇％
	一　経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇％
	二　その他のもの	八％
五〇〇七・二〇	その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	二〇％
五〇〇七・九〇	その他の織物	二〇％

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

注

1　この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「羊毛」とは、羊又は子羊の天然繊維をいう。

(b)　「繊獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。

(c)　「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の繊獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第〇五・〇二項参照）及び馬毛（第〇五・〇三項参照）を除く。

備考

1　この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。

五一・〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五一〇一・一一	脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）	無税
	剪毛したもの	無税
五一〇一・一九	その他のもの	無税
	脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）	無税
五一〇一・二一	剪毛したもの	無税
	その他のもの	無税
五一〇一・二九	化炭処理をしたもの	無税
五一〇一・三〇	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	無税
五一・〇二	繊獣毛	無税
五一〇二・一〇	粗獣毛	無税
五一〇二・二〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	無税
五一・〇三	羊毛又は繊獣毛のノイル	無税
五一〇三・一〇	羊毛又は繊獣毛のその他のくず	無税
五一〇三・二〇	粗獣毛のくず	無税
五一〇三・三〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	無税
五一・〇四	羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	無税
五一〇四・〇〇	羊毛（カードしたものに限る。）	無税
五一・〇五	羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）	三・二％
五一〇五・一〇	小塊状のもの（コームしたものに限る。）	三・二％
五一〇五・二一	その他のもの	無税
五一〇五・二九	繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	無税
五一〇五・三〇	粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）	無税
五一〇五・四〇	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	三・二％
五一・〇六	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	三・二％
五一〇六・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの	無税
五一〇六・二〇	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	無税
五一・〇七	羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの	三・二％
五一〇七・一〇	羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの	三・二％
五一〇七・二〇	紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	無税
五一・〇八	紡毛糸	無税
五一〇八・一〇	梳毛糸	無税
五一〇八・二〇	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	無税
五一・〇九	羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの	二・四％
五一〇九・一〇	一　一個の重量が一二五グラム以下のもの	三・二％
	二　その他のもの	二・四％
	その他のもの	
五一〇九・九〇	一　一個の重量が一二五グラム以下のもの	二・四％

五一・一〇 五一一〇・〇〇	二　その他のもの 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	三・二%	
五一・一一 五一一一・一一	紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。） 羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	三%	
	二　その他のもの ㈠　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	八%	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一一一・一九	㈡　その他のもの その他のもの 一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六・四%	
	二　その他のもの	八%	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一一一・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの		
	二　その他のもの ㈠　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	八%	九・六%（その率が

			一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一一一・三〇	㈡　その他のもの その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの ㈠　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	六・四%	
五一一一・九〇	㈡　その他のもの その他のもの 一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの ㈠　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	六・四%	
五一・一二	㈡　その他のもの 梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。） 羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五%以上のもの		

五一一二・一一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%
	二　その他のもの	六・四%
五一一二・一九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%
	二　その他のもの	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五一一二・二〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%
	二　その他のもの	
	(一)　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(二)　その他のもの	六・四%
五一一二・三〇	その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%
	二　その他のもの	
	(一)　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(二)　その他のもの	六・四%
五一一二・九〇	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%
	二　その他のもの	
	(一)　重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの	九・六%（その率が一平方メートルにつき一六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(二)　その他のもの	六・四%
五一・一三	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	四・二%
五一一三・〇〇		

第五二類　綿及び綿織物

号注

1　第五二〇九・四二号及び第五二一一・四二号において「デニム」とは、三枚たて綾(あや)織り又は四枚たて綾(あや)織り（破れ斜文織りを含む。）の織物で、たて糸に青色に浸染した糸を使用し、よこ糸に漂白してない糸、漂白した糸、灰色に浸染した糸又はたて糸より淡い青色に着色した糸を使用したものをいう。

五二・〇一		
五二〇一・〇〇	実綿及び繰綿（カード し又はコームしたものを除く。）	無税
五二・〇二		
五二〇二・一〇	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
	糸くず	
	その他のもの	
五二〇二・九一	反毛した繊維	無税
五二〇二・九九	その他のもの	無税
五二・〇三		
五二〇三・〇〇	綿（カード し又はコームしたものに限る。）	無税
五二・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
	小売用にしたものでないもの	
五二〇四・一一	綿の重量が全重量の八五%以上のもの	無税

一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	五二〇四・一九
二　その他のもの	四・四％	
その他のもの		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	五二〇四・二〇
二　その他のもの	四・四％	
小売用にしたもの	三・五％	五二・〇五
綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
単糸（コームした繊維製のものを除く。）		五二〇五・一一
七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇五・一二
二　その他のもの		
二三三・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
二　その他のもの		
一九二・三二デシテックス以上二三三・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）		五二〇五・一三

一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇五・一四
二　その他のもの		
一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇五・一五
二　その他のもの		
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇五・二二
二　その他のもの		
単糸（コームした繊維製のものに限る。）		
七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四		

以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	五二〇五・二三
二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
二三二・五六デシテックス以上七二四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）		五二〇五・二三
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		五二〇五・二四
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）		五二〇五・二五
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）		五二〇五・三一
構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税	

五二〇五・三二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・三三	構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・三四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・三五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・四二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が

		一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・四三	構成する単糸が一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）		
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・四四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三二デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・四五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）		
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇六・一一	綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）		
	単糸（コームした繊維製のものを除く。）		
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）		
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇六・一二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
	一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％	
	二　その他のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇六・一三	一九二・三二デシテックス以上二三二・五六デシテックス未		

満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇六・一四
二　その他のもの		
一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇六・一五
二　その他のもの		
一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇六・二一
二　その他のもの		
七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇六・二二
二　その他のもの		
二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	五二〇六・二三
二　その他のもの		
一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）		
一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％ （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
二　その他のもの		
単糸（コームした繊維製のものに限る。）		

五二〇六・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・二五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・三一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、
五二〇六・三二	構成する単糸が二三三・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・三三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三三・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・三四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二

		○円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・三五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
五二〇六・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
五二〇六・四二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％
	二　その他のもの	
		（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・四三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
五二〇六・四四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	八・四％ 二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
五二〇六・四五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 一　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を	

	合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	
	二　その他のもの	八・四% 二・八% （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二・〇七 五二〇七・一〇	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。） 綿の重量が全重量の八五%以上のもの	
	一　一個の重量が二五グラム以下のもの	三・五%
	二　その他のもの	
	㈠　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四% 二・八% （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈡　その他のもの	三・五%
五二〇七・九〇	その他のもの	
	一　一個の重量が二五グラム以下のもの	三・五%
	二　その他のもの	
	㈠　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	八・四% 二・八% （その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈡　その他のもの	三・五%
五二・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	
五二〇八・一一	漂白してないもの	
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六% （その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・一二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六% （その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・一三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六% （その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の

		五二〇八・一九	その他の織物
		五二〇八・二一	漂白したもの
			平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの
		五二〇八・二二	
			平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの
		五二〇八・二三	
			三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
		五二〇八・二九	その他の織物
		五二〇八・三一	浸染したもの
			平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの

税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五・六％（その率が四・四％及	

		び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・三二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・三三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・三九	その他の織物	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四一	異なる色の糸から成るもの	
五二〇八・四二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四三	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税

五二〇八・四三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四九	その他の織物	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五一	なせんしたもの　平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五九	その他の織物	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低

五二・〇九	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）		
五二〇九・一一	漂白してないもの		
	平織りのもの		
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇九・一九	その他の織物		
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五	

五二〇九・二一	漂白したもの		
	平織りのもの		
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・二二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇九・二九	その他の織物		
		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルに	

五二〇九・三一	浸染したもの 平織りのもの	つき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・三九	その他の織物	五・六％（その率が四・四％及び一平方

五二〇九・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの	メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・四二	デニム	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物	五・六％（その率が

			（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・四九	その他の織物		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五一	なせんしたもの	平織りのもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五九	その他の織物		五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）		一一・二％
五二二〇・一一	漂白してないもの	平織りのもの	八・四％
		一　経糸緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	五・六％（その率が四・四％及
		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
		三　その他のもの	

	び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
五二〇・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率
	三　その他のもの	八・四％（その率が五・六％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・一九	その他の織物	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率
	三　その他のもの	八・四％（その率が五・六％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・二二	漂白したもの	
	平織りのもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率
	三　その他のもの	八・四％（その率が五・六％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・二三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％

三　その他のもの	五二〇・二九	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
その他の織物		
一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	五二〇・三一	一一・二％
二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		八・四％五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
三　その他のもの		一一・二％
浸染したもの		
平織りのもの		
一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	五二〇・三一	一一・二％
二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		八・四％五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
三　その他のもの		一一・二％
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	五二〇・三一	一一・二％
一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		八・四％五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		一一・二％
三　その他のもの		八・四％五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
その他の織物	五二〇・三九	
一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		一一・二％
二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を		

合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
三　その他のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％
五二〇・四一		
異なる色の糸から成るもの		
平織りのもの		
一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％
二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
三　その他のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％
五二〇・四二		
三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％
二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
三　その他のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％
五二〇・四九		
その他の織物		
一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％
二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
三　その他のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％
なせんしたもの		

五二〇・五一	平織りのもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三　その他のもの	一一・二％
五二〇・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	一一・二％
	三　その他のもの	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇・五九	その他の織物	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三　その他のもの	一一・二％
五二一・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	
	漂白してないもの	
	平織りのもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価

	五二一一・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
		一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
		三　その他のもの
従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	一一・二％	
	五二一一・一九	その他の織物
		一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
		三　その他のもの
八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		
一一・二％		
八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		
	五二一一・二二	漂白したもの
		平織りのもの
		一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
		三　その他のもの
一一・二％		
	五二一一・二三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
		一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
		三　その他のもの
八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方		

	五二一・二九	その他の織物
メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
一一・二％		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		三　その他のもの
	五二一・三二	浸染したもの
一一・二％		一　平織りのもの
		経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		三　その他のもの
	五二一・三二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの
一一・二％		一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）		三　その他のもの
	五二一・三九	その他の織物
一一・二％		一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
		二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
八・四％ 五・六％ （その率が		三　その他のもの

	（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・四一	異なる色の糸から成るもの
	平織りのもの
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
	三　その他のもの
	一一・二％
五二一・四二	デニム
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
	三　その他のもの
	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）
	三　その他のもの
	八・四％ 五・六％ （その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・四九	その他の織物
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を
	一一・二％

	合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	三　その他のもの	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一・五一	なせんしたもの	
	平織りのもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三　その他のもの	
五二一・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りをふくむ。）のもの	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三　その他のもの	
五二一・五九	その他の織物	
	一　経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二％
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三　その他のもの	
五二一・一二	その他の綿織物	

五二二二・一一	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの 漂白してないもの 一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	一一・二％ 八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二二・一二	漂白したもの 一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	一一・二％ 八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従
五二二二・一三	浸染したもの 一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	一一・二％ 八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二二・一四	異なる色の糸から成るもの 一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	一一・二％ 八・四％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、

五二二二・一五	なせんしたもの 一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二二・二二	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの 漂白してないもの 一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二二・二三	漂白したもの 一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二二二・二五	浸染したもの 一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） 三　その他のもの	一一・二％ 八・四％ 五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

		従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一二・二四	異なる色の糸から成るもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	八・四% 五・六% （その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	三　その他のもの	一一・二%
五二一二・二五	なせんしたもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	八・四% 五・六% （その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
	三　その他のもの	

		二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	
五三・〇一	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三〇一・一〇	亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税
五三〇一・二一	亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）	無税
五三〇一・二九	破茎し又はスカッチングしたもの	無税
五三〇一・三〇	その他のもの	無税
五三・〇二	亜麻のトウ及びくず	無税
五三〇二・一〇	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三〇二・九〇	大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税
五三・〇三	その他のもの	無税
五三〇三・一〇	ジュートその他の紡織用靭皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三〇三・九〇	ジュートその他の紡織用靭皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）	無税
五三・〇四	その他のもの	無税
	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三〇四・一〇	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維（生のものに限る。）	無税
五三〇四・九〇	その他のもの	無税
五三・〇五	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	無税
五三〇五・一一	ココやしのもの（コイヤ）	無税
五三〇五・一九	生のもの	無税
	その他のもの	無税

五三〇五・二一	アバカのもの	無税
五三〇五・二九	生のもの	無税
	その他のもの	
五三〇五・九一	生のもの	無税
五三〇五・九九	その他のもの	無税
五三・〇六	亜麻糸	
五三〇六・一〇	単糸	九・六％
五三〇六・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	九・六％
五三・〇七	第五三・〇二項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の糸	
五三〇七・一〇	単糸	五％
五三〇七・二〇	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	五％
五三・〇八	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	
五三〇八・一〇	コイヤヤーン	無税
五三〇八・二〇	大麻糸	二・四％
五三〇八・三〇	紙糸	三％
五三〇八・九〇	その他のもの	九・六％
五三・〇九	亜麻織物	
五三〇九・一一	亜麻の重量が全重量の八五％以上のもの	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
五三〇九・一九	その他のもの	一六％
	亜麻の重量が全重量の八五％未満のもの	
五三〇九・二一	漂白してないもの及び漂白したもの	一六％
五三〇九・二九	その他のもの	一六％
五三・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靭皮繊維の織物	
五三一〇・一〇	漂白してないもの	一二・八％
五三一〇・九〇	その他のもの	一二・八％
五三・一一	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	
五三一一・〇〇	一　ラミー織物	一六％
	二　大麻織物及び紙糸の織物	四・二％
	三　その他の織物	三％

第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物

注

1　この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。

(a)　有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの）

(b)　繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化させることにより製造した短繊維又は長繊維（例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュプラ及びアルギネート）

この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。

人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。

2　第五四・〇二項及び第五四・〇三項には、第五五類の合成繊維の長繊維のトウ及び再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウを含まない。

備考

1　この表において「特定合成繊維」とは、ナイロンその他のポリアミド繊維、アクリル繊維、モダクリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビニロン繊維をいう。

2　この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。

3　第五四・〇八項においてアセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものには、これらのものの材料から製造したストリップその他これに類するものを含む。

五四・〇一	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	
五四〇一・一〇	合成繊維の長繊維のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
五四〇一・二〇	(二)　その他のもの	四・八％
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
五四・〇二	(二)　その他のもの	四・八％
	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
五四〇二・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）	六％
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	二　その他のもの	
	(一)　アラミド繊維のもの	四％
	(二)　その他のもの	
	A　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	B　その他のもの	四・八％
五四〇二・二〇	強力糸（ポリエステルのものに限る。）	

一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	五四〇二・三二	八％
(二)　その他のもの		四・八％
テクスチャード加工糸		
ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックス以下のものに限る。）		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	五四〇二・三三	六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する単糸が五〇テックスを超えるものに限る。）	五四〇二・三二	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
ポリエステルのもの	五四〇二・三三	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
その他のもの	五四〇二・三九	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）	五四〇二・四一	
ナイロンその他のポリアミドのもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　アラミド繊維のもの		四％
(二)　その他のもの		

A　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
B　その他のもの		四・八％
ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）	五四〇二・四二	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
その他のポリエステルのもの	五四〇二・四三	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
その他のもの	五四〇二・四九	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）	五四〇二・五一	
ナイロンその他のポリアミドのもの		
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
ポリエステルのもの	五四〇二・五二	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		
(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの		八％
(二)　その他のもの		四・八％
その他のもの	五四〇二・五九	
一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの		六％
二　その他のもの		

	(ト) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	
	(ロ) その他のもの	八%
五四〇一・六一	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	
	ナイロンその他のポリアミドのもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	
	(イ) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	六%
	(ロ) その他のもの	八%
五四〇一・六二	ポリエステルのもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	
	(イ) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	六%
	(ロ) その他のもの	八%
五四〇一・六九	その他のもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	
	(イ) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	六%
	(ロ) その他のもの	八%
五四〇二・一〇	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
五四〇三・二〇	テクスチャード加工糸	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
	(イ) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの	
	重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ロ) その他のもの	四・八%
五四・〇三	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	(イ) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ロ) その他のもの	四・八%
五四〇三・一一	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇以下のものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
五四〇三・一二	ビスコースレーヨンのもの（より数が一メートルにつき一二〇を超えるものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
五四〇三・三二	アセテートのもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
五四〇三・三三	その他のもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
	(イ) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ロ) その他のもの	四・八%
五四〇三・三九	その他のもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
	(イ) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ロ) その他のもの	四・八%
五四〇三・四一	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン	
	ビスコースレーヨンのもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
五四〇三・四二	アセテートのもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
	(イ) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ロ) その他のもの	四・八%
五四〇三・四九	その他のもの	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	四・八%
	二 その他のもの	六%
	(イ) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたもの	
	の重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ロ) その他のもの	四・八%
五四〇四・一〇	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	八%
五四〇四・九〇	単繊維	八%
五四・〇五	その他のもの	四・八%

五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	四・二%
五四・〇六	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
五四〇六・一〇	合成繊維の長繊維の糸	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	二　その他のもの	
	(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	七% 四・二%
	(二)　その他のもの	
五四〇六・二〇	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	七% 四・二%
	(二)　その他のもの	
五四・〇七	合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	
五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四% 八%
	(二)　その他のもの	
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　特定合成繊維の材料又はこれとアセテート繊維の材料を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸材のうちいずれか一方がこれらの繊維の材料のもの	
	A　特定合成繊維の材料のみから成るもの並びに特定合成繊維の材料及びアセテート繊維の材料のみから成るもの	六・四% 八%
	B　その他のもの	

五四〇七・三〇	(二)　その他のもの	一二・八%
	この部の注9の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	
	A　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四% 八%
	B　その他のもの	一二・八%
五四〇七・四一	(二)　その他のもの	
	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	
	一　漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四% 八%
	(二)　その他のもの	
五四〇七・四二	浸染したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四% 八%
	(二)　その他のもの	
五四〇七・四三	異なる色の糸から成るもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四% 八%
	(二)　その他のもの	
五四〇七・四四	なせんしたもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四% 八%
	(二)　その他のもの	
	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊	

五四〇七・五一	維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (二)　その他のもの	一〇％
五四〇七・五二	浸染したもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (二)　その他のもの	六・四％ 八％ 一〇％
五四〇七・五三	異なる色の糸から成るもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (二)　その他のもの	六・四％ 八％ 一〇％
五四〇七・五四	なせんしたもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (二)　その他のもの	六・四％ 八％ 一〇％
五四〇七・六〇	その他の織物（テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの並びにその他のもの (二)　その他のもの	六・四％ 八％ 一〇％
五四〇七・七一	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二)　その他のもの	六・四％ 一二・八％ 一〇％
五四〇七・七二	浸染したもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二)　その他のもの	六・四％ 一二・八％ 一〇％
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二)　その他のもの	六・四％ 一二・八％ 一〇％
五四〇七・七四	なせんしたもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの (一)　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたもの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二)　その他のもの	六・四％ 一二・八％ 一〇％
五四〇七・八一	浸染したもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの 異なる色の糸から成るもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの なせんしたもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％ 一〇％ 八％ 一〇％ 八％
五四〇七・八二	その他の織物 漂白してないもの及び漂白したもの	一〇％
五四〇七・八三	浸染したもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの 異なる色の糸から成るもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの なせんしたもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％ 一〇％ 八％ 一〇％ 八％
五四〇七・八四	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。） 漂白してないもの及び漂白したもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの 浸染したもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの 異なる色の糸から成るもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの なせんしたもの 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％ 一〇％ 八％ 一〇％ 八％
五四〇七・九一	その他の織物 漂白してないもの及び漂白したもの	一〇％

	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％ 八％
五四〇七・九二	㈡　その他のもの	
	浸染したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％ 八％
五四〇七・九三	㈡　その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％ 八％
五四〇七・九四	㈡　その他のもの	
	なせんしたもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％ 八％
五四・〇八	㈡　その他のもの	
	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	
五四〇八・一〇	強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
五四〇八・二二	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％ 四・八％
五四〇八・二三	㈡　その他のもの	
	浸染したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％ 四・八％
五四〇八・二四	㈡　その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％ 四・八％
	㈡　その他のもの	
	なせんしたもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％

	(ロ) その他のもの		四・八%
	その他の織物		
五四〇八・三一	漂白してないもの及び漂白したもの		
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	
	二 その他のもの		
	(イ) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		八%
	(ロ) その他のもの		四・八%
五四〇八・三二	浸染したもの		
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	
	二 その他のもの		
	(イ) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		八%
	(ロ) その他のもの		四・八%
五四〇八・三三	異なる色の糸から成るもの		
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	
	二 その他のもの		
	(イ) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		八%
	(ロ) その他のもの		四・八%
五四〇八・三四	なせんしたもの		
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%	
	二 その他のもの		
	(イ) アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		八%
	(ロ) その他のもの		四・八%

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

注

1　第五五・〇一項及び第五五・〇二項には、人造繊維の長繊維のトウで、同一の長さの平行した繊維（トウの長さに等しい長さのものに限る。）から成るもののうち、次のすべての要件を満たすもののみを含む。

(a)　長さが二メートルを超えること。

(b)　より数が一メートルにつき五未満であること。

(c)　構成する一本の長繊維が六七デシテックス未満であること。

(d)　合成繊維の長繊維のトウについては、延伸処理をしたもので、その長さの二倍を超えて伸びないこと。

(e)　一束につき二〇、〇〇〇デシテックスを超えること。

長さが二メートル以下のトウは、第五五・〇三項又は第五五・〇四項に属する。

備考

1　この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。

五五・〇一	合成繊維の長繊維のトウ	
五五〇一・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八%
五五〇一・二〇	ポリエステルのもの	八%
五五〇一・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	八%
五五〇一・九〇	その他のもの	八%
五五・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	
五五〇二・〇〇	一　アセテートのもの	七%
	二　その他のもの	四・二%
五五・〇三	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
五五〇三・一〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八%
五五〇三・二〇	ポリエステルのもの	八%
五五〇三・三〇	アクリル又はモダクリルのもの	八%
五五〇三・四〇	ポリプロピレンのもの	八%
五五〇三・九〇	その他のもの	八%
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%
	二　その他のもの	四・八%
五五・〇四	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
五五〇四・一〇	ビスコースレーヨンのもの	無税
五五〇四・九〇	その他のもの	無税
	一　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%
	二　その他のもの	
五五・〇五	人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五五〇五・一〇	合成繊維のもの	八%
五五〇五・二〇	再生繊維又は半合成繊維のもの	四・八%
五五・〇六	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をし	

五五〇六・一〇	たものに限る。）	八％
五五〇六・二〇	ナイロンその他のポリアミドのもの	八％
五五〇六・三〇	ポリエステルのもの	八％
五五〇六・九〇	アクリル又はモダクリルのもの	八％
	その他のもの	
五五・〇七	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	四・二％
五五〇七・〇〇	二　その他のもの	四・二％
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
五五・〇八	一　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	四・二％
	二　その他のもの	
五五〇八・一〇	綿糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	八％
五五〇八・二〇	合成繊維の短繊維のもの	
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	
五五・〇九	一　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	四・八％
	二　その他のもの	四・八％
	合成繊維の紡績糸（綿糸及び小売用にしたものを除く。）	
五五〇九・一一	ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五〇九・一二	単糸	八％
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八％
五五〇九・二一	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五〇九・二二	単糸	八％
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八％
五五〇九・三一	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五〇九・三二	単糸	八％
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八％
五五〇九・四一	その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
五五〇九・四二	単糸	八％
	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	八％
五五〇九・五一	その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）	
	混用繊維の全部又は大部分が再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	
五五〇九・五二	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・五三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・五九	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・六一	その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）	
	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・六二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・六九	その他のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・九一	その他の紡績糸	
	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五〇九・九二	混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％

五五〇九・九九	その他のもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・八％
五五・一〇	再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
	単糸	四・八％
	マルチプルヤーン及びケープルヤーン	四・八％
五五一〇・一一	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）	四・八％
五五一〇・二〇	その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）	四・八％
五五一〇・三〇	その他の紡績糸	四・八％
五五・一一	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
五五一一・一〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	八％
五五一一・二〇	合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）	八％
五五一一・三〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの	三・九％
五五・一二	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	
五五一二・一一	ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	六・四％
五五一二・一九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	六・四％
五五一二・二一	アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	六・四％
五五一二・二九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	六・四％

五五一二・九一	その他のもの	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	
	A　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四％
	B　その他のもの	八％
	㈡　その他のもの	
五五一二・九九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	㈠　特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	
	A　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	六・四％
	B　その他のもの	八％
	㈡　その他のもの	一二・八％
五五・一三	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	
五五一三・一一	漂白してないもの及び漂白したもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	八％
五五一三・一二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	八％
五五一三・一三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	八％
五五一三・一九	その他の織物	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	

	(ハ) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六% 八%
	(ニ) その他のもの	
五五一三・二二	浸染したもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・二二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りをさむ。）のものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・二三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・二九	その他の織物	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二 その他のもの	
	(イ) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六% 八%
	(ロ) その他のもの	
五五一三・三一	異なる色の糸から成るもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・三二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・三三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・三九	その他の織物	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二 その他のもの	
	(イ) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六% 八%
	(ロ) その他のもの	
	なせんしたもの	
五五一三・四一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・四二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・四三	ポリエステルの短繊維のその他の織物	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	
五五一三・四九	その他の織物	
	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二 その他のもの	
	(イ) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六% 八%
	(ロ) その他のもの	
五五・一四	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	一〇% 八%
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。）	
五五一四・一一	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇% 八%
	二 その他のもの	

五五一四・一二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・一三	ポリエステルの短繊維のその他の織物 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・一九	その他の織物 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの ㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。） ㈡　その他のもの 浸染したもの	一〇％ 一六％ 八％
五五一四・二二	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・二二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・二三	ポリエステルの短繊維のその他の織物 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの その他の織物 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの ㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。） ㈡　その他のもの 異なる色の糸から成るもの	一〇％ 八％ 一〇％
五五一四・二九	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一六％ 八％
五五一四・三一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・三二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・三三	ポリエステルの短繊維のその他の織物 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・三九	その他の織物 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの ㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。） ㈡　その他のもの なせんしたもの	一〇％ 八％ 一六％ 八％
五五一四・四一	ポリエステルの短繊維のもの（平織りのものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・四二	ポリエステルの短繊維のもの（三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。） 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・四三	ポリエステルの短繊維のその他の織物 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの	一〇％ 八％
五五一四・四九	その他の織物 一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの 二　その他のもの ㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうち	一〇％ 八％ 一〇％

	いずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	
	(二)　その他のもの	一六％ 八％
五五・一五	合成繊維の短繊維のその他の織物	
五五一五・一一	ポリエステルの短繊維の全部又は大部分がビスコースレーヨンの短繊維のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％ 八％
	二　その他のもの	
五五一五・一二	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％ 八％
	二　その他のもの	
五五一五・一三	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％ 八％
	二　その他のもの	
五五一五・一九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％ 八％
	二　その他のもの	
五五一五・二一	アクリル又はモダクリルの短繊維のもの	
	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％ 八％
	二　その他のもの	
五五一五・二二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％ 八％
	二　その他のもの	
五五一五・二九	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％ 八％
	二　その他のもの	
五五一五・九一	その他の織物	
	混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％ 八％
	(二)　その他のもの	

五五一五・九二	混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％ 八％
五五一五・九九	(二)　その他のもの	
	その他のもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	一六％ 八％
五五・一六	(二)　その他のもの	
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの	
五五一六・一一	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％ 四・八％
五五一六・一二	(二)　その他のもの	
	浸染したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％ 四・八％
五五一六・一三	(二)　その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	

	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
五五一六・一四	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの	四・八％
五五一六・二二	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
五五一六・二三	浸染したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	四・八％
五五一六・二四	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
	なせんしたもの	四・八％
五五一六・二五	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの	四・八％
五五一六・三一	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
五五一六・三二	浸染したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
	異なる色の糸から成るもの	四・八％
五五一六・三三	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	
	なせんしたもの	四・八％
五五一六・三四	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	一〇％
	二　その他のもの	
	(一)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八％
	(二)　その他のもの	四・八％

五五一六・四一	再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの	
	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%
	(ロ)　その他のもの	四・八%
五五一六・四二	浸染したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%
	(ロ)　その他のもの	四・八%
五五一六・四三	異なる色の糸から成るもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%
	(ロ)　その他のもの	四・八%
五五一六・四四	なせんしたもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ)　アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%
	(ロ)　その他のもの	四・八%
五五一六・九一	漂白してないもの及び漂白したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ)　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%
	(ロ)　その他のもの	四・八%
五五一六・九二	浸染したもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ)　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%
	(ロ)　その他のもの	四・八%
五五一六・九三	異なる色の糸から成るもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ)　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%
	(ロ)　その他のもの	四・八%
五五一六・九四	なせんしたもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
	二　その他のもの	
	(イ)　アセテート繊維若しくは合成繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの	八%
	(ロ)　その他のもの	四・八%

第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三三類の香料若しくは化粧料、第三四・〇一項のせっけん若しくは洗浄剤、第三四・〇五項の磨き料、クリームその他これらに類する調製品又は第三八・〇九項の織物柔軟剤等の物質又は調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆したウォッディング、フェルト及び不織布（紡織用繊維が単に媒体となつているものに限る。）

(b)　第五八・一一項の紡織用繊維の物品

(c)　天然又は人造の研磨材料の粉又は粒をフェルト又は不織布に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

(d)　凝結雲母又は再生雲母をフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

(e)　金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの（第一五部参照）

2　フェルトには、ニードルルームフェルト及び紡織用繊維のウェブから成る織物類でウェブ自体の繊維を使用してステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

3　第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、それぞれフェルト及び不織布で、プラスチック又はゴム（性状が密又は多泡性であるものに限る。）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む。 また、第五六・〇三項には、プラスチック又はゴムを結合剤として使用した不織布を含む。 ただし、第五六・〇二項及び第五六・〇三項には、次の物品を含まない。 (a)　フェルトにプラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもので紡織用繊維の重量が全重量の五〇％以下の物品及びフェルトをプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品（第三九類及び第四〇類参照） (b)　不織布をプラスチック又はゴムの中に完全に埋め込んだ物品及び不織布の両面をすべてプラスチック又はゴムで塗布し又は被覆した物品でその結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができるもの（第三九類及び第四〇類参照） (c)　フェルト又は不織布と多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該フェルト又は不織布を単に補強の目的で使用したもの（第三九類及び第四〇類参照）	
4　第五六・〇四項には、紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないものを含まない（通常、第五〇類から第五五類までに属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。	
五六・〇一	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ
五六〇一・一〇	生理用のナプキン及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する衛生用品（ウォッディング製のものに限る。）	一・五％
五六〇一・二一	その他のウォッディング製品及びウォッディング	
五六〇一・二二	綿製のもの	一・五％
五六〇一・二九	人造繊維製のもの	一・五％
五六〇一・三〇	その他のもの	一・五％
	紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ	
	一　ミルネップ	無税
	二　その他のもの	三％
五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	
五六〇二・一〇	ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した繊物類	六・七％
五六〇二・二一	その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	六・七％
五六〇二・二九	その他の紡織用繊維製のもの	六・七％
五六〇二・九〇	その他のもの	六・七％
五六〇三・〇〇	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	無税
五六・〇三	一　芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）	六・四％
	二　その他のもの	
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	三・九％
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）	四％
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）	三・九％
	一　アラミド繊維のもの	八％
	二　その他のもの	
五六〇四・九〇	イ　ゴムを染み込ませ又は塗布したもの	三・九％
	ロ　その他のもの	八％
	その他のもの	
	一　ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	三・九％
	二　その他のもの	
	イ　綿製のもの	二・八％（その率が一キログラムにつき二〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	ロ　その他のもの	四・二％
五六・〇五	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	
五六〇五・〇〇		五・六％
五六・〇六		

五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	
	一　ループウェールヤーン	六・四％
	二　その他のもの	八％
五六〇七	ひも、網及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）	
五六〇七・一〇	第五三・〇二項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの	
	サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもの	五％
五六〇七・二一	結束用又は包装用のひも	三％
五六〇七・二九	その他のもの	四・八％
五六〇七・三〇	アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの	三％
五六〇七・四一	ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの	
	結束用又は包装用のひも	六・四％
五六〇七・四九	その他のもの	六・四％
五六〇七・五〇	その他の合成繊維製のもの	六・四％
五六〇七・九〇	その他のもの	三・九％
五六・〇八	結び網地（ひも又は網から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	
五六〇八・一一	人造繊維製のもの	
	漁網（製品にしたものに限る。）	六・四％
五六〇八・一九	その他のもの	
	一　結び網地及び結び網（ひも又は網から製造したものに限る。）	六・四％
	㈠　合成繊維製のもの	三％
	㈡　その他のもの	八・二％
五六〇八・九〇	その他のもの	
	一　結び網地及び結び網（ひも又は網から製造したものに限る。）並びに漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は網から製造したものに限る。）	
	㈠　綿製のもの	三・九％
	㈡　その他のもの	四・八％
	二　その他のもの	九・一％
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、網又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	
	一　亜麻製、ラミー製、大麻製、ジュート製その他の紡織用靱皮繊維製、マニラ麻製、サイザル麻製、合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	六・四％
	二　その他のもの	三・九％

第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

注

1　この類において「じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物」とは、使用時の露出面が紡織用繊維である床用敷物をいうものとし、床用敷物としての特性を有する物品で他の用途に供するものを含む。

2　この類には、床用敷物の下敷きを含まない。

五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	
五七〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
五七〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	九・六％
五七・〇二	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	
五七〇二・一〇	ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	六％
五七〇二・二〇	ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物	五・二％
五七〇二・三一	その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）	
五七〇二・三二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
五七〇二・三九	人造繊維材料製のもの	九・六％
	その他の紡織用繊維製のもの	
五七〇二・四一	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％
五七〇二・四二	その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六％
五七〇二・四九	人造繊維材料製のもの	九・六％
	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％
	その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）	

五七〇一・五一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六%
五七〇二・五二	人造繊維材料製のもの	九・六%
五七〇二・五九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四%
	二　その他のもの	九・六%
	その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）	
五七〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六%
五七〇二・九二	人造繊維材料製のもの	九・六%
五七〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四%
	二　その他のもの	九・六%
五七・〇三	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	
五七〇三・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六%
五七〇三・二〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	九・六%
五七〇三・三〇	その他の人造繊維材料製のもの	九・六%
五七〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　綿製のもの	一三・四%
	二　その他のもの	九・六%
五七・〇四	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	
五七〇四・一〇	タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）	九%
五七〇四・九〇	その他のもの	九%
五七・〇五		
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
	一　綿製のもの	一三・四%
	二　その他のもの	九・六%

第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゆう布

注

1　この類には、第五九類の注一の紡織用繊維の織物類で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの及び第五九類のその他の物品を含まない。

2　第五八・〇一項には、よこパイル織物で、その浮糸を切らず、起毛したパイルを有しないものを含む。

3　第五八・〇三項において「もじり織物」とは、その組織の全部又は一部において地たて糸及びこれに絡まるもじりたて糸が一本以上のよこ糸ごとに一以上の絡み目を作っているものをいう。

4　第五八・〇四項には、第五六・〇八項のひも又は網から製造した結び網地を含まない。

5　第五八・〇六項において「細幅織物」とは、次のいずれかの物品をいう。

(a)　幅が三〇センチメートル以下の織物（切って幅を三〇センチメートル以下にしたものを含むものとし、両側に織込み、のり付けその他の方法により作った耳を有するものに限る。）

(b)　袋織物で平らにした幅が三〇センチメートル以下のもの

(c)　縁を折ったバイアステープで縁を広げた幅が三〇センチメートル以下のもの

織物自体の糸により縁に房を付けた細幅織物は、第五八・〇八項に属する。

6　第五八・一〇項においてしゆう布には、金属糸又はガラス繊維の糸によりしゆうした物品で紡織用繊維の織物類の基布が見えるもの及び紡織用繊維その他の材料の薄片、ビーズ又は装飾品を縫い付けてアプリケにした物品を含むものとし、手針によりつづれ織り風にした織物（第五八・〇五項参照）を含まない。

7　この類には、第五八・〇九項の物品のほか、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の物品を含む。

備考

1　この類において絹には、絹ノイルその他の絹のくずを含む。

五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	
五八〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	六・四%
五八〇一・二一	綿製のもの	
	よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	五・六%
五八〇一・二二	コール天（パイルを切ったものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・二三	その他のよこパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・二五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%

五八〇一・二六	二　その他のもの	四・五%
	シェニール織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	四・五%
五八〇一・三一	人造繊維製のもの	
	よこパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	(一)　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの、経糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの及び絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	八%
	(二)　その他のもの	六%
五八〇一・三二	コール天（パイルを切つたものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二)　その他のもの	四・八%
五八〇一・三三	その他のよこパイル織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二)　その他のもの	四・八%
五八〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切つてないものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二)　その他のもの	四・八%
五八〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切つたものに限る。）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二)　その他のもの	四・八%
五八〇一・三六	シェニール織物	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
	(二)　その他のもの	四・八%
五八〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が絹のもの	八%
	(二)　その他のもの	六・四%
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）	四・五%
五八〇二・一一	テリータオル地その他のテリー織物（絹製のものに限る。）	
	漂白してないもの	四・五%
五八〇二・一九	その他のもの	四・五%
五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）	
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%
	二　その他のもの	
	(一)　添加糸が絹のもの	八%
	(二)　その他のもの	六・四%
五八〇二・三〇	タフテッド織物類	四・五%
五八・〇三	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）	
五八〇三・一〇	絹製のもの	
	一　経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	九%
	二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	六・七%
	三　その他のもの	四・五%
五八〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　絹製のもの	
	(一)　絹ノイル製のもの	
	A　経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテー	

	卜繊維のもの		
	B　その他のもの		
	(二)　その他のもの		
	A　経糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一二・五%	一〇%
	B　その他のもの	一〇%	八%
五八・〇四	二　その他のもの	八%	
	チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限る。）		
五八〇四・一〇	チュールその他の網地		
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%	四・二%
	二　その他のもの	八%	八%
	機械製のレース		
五八〇四・二〇	人造繊維製のもの		
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%	四・二%
	二　その他のもの	一一・二%	一一・二%
	その他の紡織用繊維製のもの		
五八〇四・二九	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%	四・二%
	二　その他のもの		
	(一)　綿製のもの	一五・七%	一五・七%
	(二)　その他のもの	一一・二%	一一・二%
五八〇四・三〇	手製のレース		
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二%	四・二%
	二　その他のもの		
	(一)　綿製のもの	一五・七%	一五・七%
	(二)　その他のもの	一一・二%	一一・二%
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	八・四%	
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）		
五八〇六・一〇	パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物	六・四%	六・四%
五八〇六・二〇	その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限る。）	四・八%	九%
	その他の織物		
	綿製のもの		
五八〇六・三一	人造繊維製のもの	六・四%	六・四%
五八〇六・三二	その他の紡織用繊維製のもの		
五八〇六・三九	接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	六・四%	六・四%
五八〇六・四〇	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切つたものに限るものとし、ししゆうしたものを除く。）		
五八・〇七	織つたもの	六・四%	六・四%
	その他のもの		
五八〇七・一〇	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゆうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	一六・八%	一七・九%
五八〇七・九〇	組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）	八%	八%
五八・〇八	その他のもの		
五八〇八・一〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	五・六%	一七・九%
五八〇八・九〇	ししゆう布（モチーフを含む。）	一七・九%	一七・九%
五八・〇九	ししゆう布（基布が見えないものに限る。）		
五八〇九・〇〇	その他のししゆう布		
五八・一〇	綿製のもの	一七・九%	一七・九%
五八一〇・一〇	人造繊維製のもの		
五八・一一	その他の紡織用繊維製のもの	一七・九%	一七・九%
五八一一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゆう布を除く。）	四・二%	四・二%
	一　プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
	二　その他のもの		
	(一)　綿の重量が全重量の一〇%を超えるもの（綿製のものを除く。）		

A　経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一〇％	
B　その他のもの	八％	
(ロ)　綿製のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
(ハ)　その他のもの	六・四％	

第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

注

1　文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第五〇類から第五五類まで、第五八・〇三項又は第五八・〇六項の織物、第五八・〇八項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第六〇・〇二項のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。

2　第五九・〇三項には、次の物品を含む。

(a)　紡織用繊維の織物類で、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（一平方メートルについての重量を問わず、また、当該プラスチックの性状が密又は多泡性であるものに限る。）。ただし、次の物品を除く。

(1)　染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(2)　温度一五度から三〇度までにおいて直径が七ミリメートルの円筒に手で巻き付けたときに、き裂を生ずる物品（通常、第三九類に属する。）

(3)　紡織用繊維の織物類をプラスチックの中に完全に埋め込んだ物品及び紡織用繊維の織物類の両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆した物品で、その結果生ずる色彩の変化を考慮することなく塗布し又は被覆したことが肉眼により判別することができるもの（第三九類参照）

(4)　織物類にプラスチックを部分的に塗布し又は被覆することにより図案を表したもの（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）

(5)　紡織用繊維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類を単に補強の目的で使用したもの（第三九類参照）

(6)　第五八・一一項の紡織用繊維の物品

(b)　第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

3　第五九・〇五項には、紡織用繊維の壁面被覆材」とは、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紡織用繊維製のものに限る。）で、幅が四五センチメートル以上のもののうち裏張りしたもの及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。

もっとも、第五九・〇五項には、紡織用繊維のフロック又はダストを直接紙に付着させた壁面被覆材（第四八・一四項参照）及び当該フロック又はダストを直接紡織用繊維に付着させた壁面被覆材（主として第五九・〇七項に属する。）を含まない。

4　第五九・〇六項において「ゴム加工をした紡織用繊維の織物類」とは、次の物品をいう。

(a)　ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類で、次のいずれかの要件を満たすもの

(i)　重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラム以下であること。

(ii)　重量が一平方メートルにつき一、五〇〇グラムを超え、かつ、紡織用繊維の重量が全重量の五〇％を超えること。

(b)　第五六・〇四項の糸、ストリップその他これらに類する物品（ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）から成る織物類

(c)　平行した紡織用繊維の糸をゴムにより凝結させた織物類（一平方メートルについての重量を問わない。）

(d)　紡織用繊維の織物類とセルラーラバーの板、シート又はストリップとを結合したもので、当該紡織用繊維の織物類が単なる補強でないもの（第五八・一一項の紡織用繊維の物品を除く。）

5　第五九・〇七項には、次の物品を含まない。

(a)　染み込ませ、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができない織物類（通常、第五〇類から第五五類まで、第五八類又は第六〇類に属する。）。この場合において、染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化を考慮しない。

(b)　図案を描いた織物類（劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品を除く。）

(c)　紡織用繊維のフロック又はダスト、コルク粉その他これらに類する物品を付着させて図案を表した織物類。ただし、模造パイル織物類は、第五九・〇七項に属する。

(d)　でん粉質その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類

(e)　木製薄板を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第四四・〇八項参照）

(f)　天然又は人造の研磨材料の粉又は粒を紡織用繊維の織物類に付着させたもの（第六八・〇五項参照）

(g)　凝結雲母又は再生雲母を紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第六八・一四項参照）

(h)　金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第一五部参照）

6　第五九・一〇項には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用又はコンベヤ用のベルチング（紡織用繊維製のもので、厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）

(b) 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用繊維の糸又はコードから製造したもの（第四〇・一〇項参照）		
7　第五九・一一項には、次の物品のみを含むものとし、当該物品は、この部の他のいずれの項にも属しない。		
(a) 特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した紡織用繊維の物品及び反物状の紡織用繊維の物品（第五九・〇八項から第五九・一〇項までの物品の特性を有するものを除く。）で、次のもの		
(i) フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供するもの		
(ii) ふるい用の布		
(iii) 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（紡織用繊維製又は人髪製のものに限る。）		
(iv) 機械又はその他の技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物（シート状に織つたもので経糸のいずれかに合ねん糸を使用したものに限るものとし、フェルト化し、染み込ませ又は塗布したものであるかないかを問わない。）		
(v) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維の織物類（金属により補強したものに限る。）		
(vi) パッキング又は潤滑材料として工業において使用する種類のコード、組ひもその他これらに類する物品（染み込ませ、塗布し又は金属により補強したものであるかないかを問わない。）		
(b) 技術的用途に供する種類の紡織用繊維製品（例えば、エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）、ガスケット、ワッシャー、ポリッシングディスクその他の機械部分品。第五九・〇八項から第五九・一〇項までのものを除く。）		
五九・〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	三・九％
五九〇一・一〇	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの	四・八％
五九〇一・九〇	その他のもの	
五九・〇二	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	四・二％
五九〇二・一〇	ナイロンその他のポリアミド製のもの	
	一　プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	
	二　その他のもの	
	(一)　特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの	
五九〇二・二〇	(二)　その他のもの	六・四％
五九〇二・九〇	ポリエステル製のもの	八％
五九・〇三	その他のもの	四・二％
	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	四・二％
五九〇三・一〇	ポリ塩化ビニルを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
五九〇三・二〇	ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	四・二％
五九〇三・九〇	その他のもの	四・二％
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）	
五九〇四・一〇	リノリウム	四・六％
	その他のもの	
五九〇四・九一	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの	四・六％
五九〇四・九二	その他の紡織用繊維を基布とするもの	四・六％
五九・〇五	紡織用繊維の壁面被覆材	
五九〇五・〇〇	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	八％
五九・〇六	接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）	
五九〇六・一〇	その他のもの	四・二％
五九〇六・九一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
	一　綿製のもの	七・八％
	二　その他のもの	五・六％
五九〇六・九九	その他のもの	四・二％
五九・〇七	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	
五九〇七・〇〇		三・九％
五九・〇八	紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	
五九〇八・〇〇		五・八％
五九・〇九	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料	
五九〇九・〇〇		

五九・一〇	により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	四・六%
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。） 一　綿製のもの 二　その他のもの	五・八% 四・二%
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	
五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの 一　綿製のもの 二　その他のもの	五・八% 四・二%
五九一一・二〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。） エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）	四・二%
五九一一・三一	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの 一　製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。） 二　その他のもの ㈠　綿製のもの ㈡　その他のもの	四・八% 五・八% 四・二%
五九一一・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの 一　製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。） 二　その他のもの ㈠　綿製のもの ㈡　その他のもの	四・八% 五・八% 四・二%
五九一一・四〇	搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。） 一　綿製のもの 二　その他のもの	五・八% 四・二%
五九一一・九〇	その他のもの 一　綿製のもの 二　その他のもの	五・八% 四・二%

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第五八・〇四項のクロセ編みのレース

(b)　第五八・〇七項のメリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品

(c)　メリヤス編物及びクロセ編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの（第五九類参照）。ただし、メリヤス編み又はクロセ編みのパイル編物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、第六〇・〇一項に属する。

2　この類には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類の金属糸製の編物を含む。

3　この表においてメリヤス編みの物品には、ステッチボンディング方式により得た物品でチェーンステッチが紡織用繊維の糸のものを含む。

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一	パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六〇〇一・一〇	ロングパイル編物	九・六%
六〇〇一・二一	ループドパイル編物 綿製のもの	一五・七%
六〇〇一・二二	人造繊維製のもの	九・六%
六〇〇一・二九	その他の紡織用繊維製のもの	九・六%
六〇〇一・九一	その他のもの 綿製のもの	一五・七%
六〇〇一・九二	人造繊維製のもの 一　ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切ったもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。）	無税
六〇〇一・九九	二　その他のもの その他のもの	九・六%
六〇・〇二	その他のメリヤス編物及びクロセ編物 幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	九・六%
六〇〇二・一〇	一　模様編みの組織を有するもの ㈠　綿製のもの A　ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	七・八%
	B　その他のもの	一五・七%
	㈡　その他のもの A　ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	五・六%
	B　その他のもの	九・六%
	二　その他のもの ㈠　綿製又は人造繊維製のもの A　ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの (a)　綿製のもの	七・八%

	(b) 人造繊維製のもの	
	B その他のもの	五・六%
	(ロ) その他のもの	六・六%
	A ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	五・六%
六〇〇二・二〇	B その他のもの	六・四%
	その他のもの（幅が三〇センチメートル以下のものに限る。）	
	一 模様編みの組織を有するもの	
	(一) 綿製のもの	一五・七%
	(二) その他のもの	九・六%
	二 その他のもの	
	(一) 綿製又は人造繊維製のもの	六・六%
	(ロ) その他のもの	六・四%
六〇〇二・三〇	幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	
	一 模様編みの組織を有するもの	
	(一) 綿製のもの	
	A ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	七・八%
	B その他のもの	一五・七%
	(ロ) その他のもの	
	A ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	五・六%
	B その他のもの	九・六%
	二 その他のもの	
	(一) 綿製又は人造繊維製のもの	
	A ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	
	(a) 綿製のもの	七・八%
	(b) 人造繊維製のもの	五・六%
	B その他のもの	六・六%
	(ロ) その他のもの	
	A ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの	五・六%
	B その他のもの	六・四%
	その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。）	
六〇〇二・四一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九・六%
六〇〇二・四二	綿製のもの	一五・七%
六〇〇二・四三	人造繊維製のもの	九・六%
六〇〇二・四九	その他のもの	九・六%
	その他のもの	
六〇〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一 模様編みの組織を有するもの	六・四%
	二 その他のもの	九・六%
六〇〇二・九二	綿製のもの	
	一 模様編みの組織を有するもの	一五・七%
	二 その他のもの	六・七%
六〇〇二・九三	人造繊維製のもの	九・六%
	一 模様編みの組織を有するもの	
	二 その他のもの	
	(一) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	八%
	(ロ) その他のもの	四・八%
六〇〇二・九九	その他のもの	九・六%
	一 模様編みの組織を有するもの	六・四%
	二 その他のもの	

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注

1　この類の物品は、メリヤス編物又はクロセ編物を製品にしたものに限る。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六二・一二項の物品

(b) 第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(c) 整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二一項参照）

3　第六一・〇三項及び第六一・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a) 「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身用の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

上半身用のスーツコート又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、縫製したベストが附属しているかいないかを問わない。）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。下半身用の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた装品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には、臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製

	品） タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品） (b)　「アンサンブル」とは、第六一・〇七項から第六一・〇九項までの製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。 上半身用の衣類一点（プルオーバー一点がツインセットを構成する場合及びベスト一点と他の上半身用の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該ツインセット又は組合せを一点とみなす。） 一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート） アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第六一・一二項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。	
	4　第六一・〇五項及び第六一・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦一〇センチメートル、横一〇センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ一センチメートルにつき一〇未満である衣類を含まない。第六一・〇五項には、袖無しの衣類を含まない。 5　第六一・一一項については、次に定めるところによる。 (a)　「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。 (b)　第六一・一一項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六一・一一項に属する。 6　第六一・一二項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。 (a)　スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締めひもを有するものを含む。） (b)　スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの） アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。） ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点 スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。	
	スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。 7　第六一・一三項及びこの類の他の項（第六一・一一項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六一・一三項に属する。 8　この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。 男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。 9　この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。	
六一・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇三項のものを除く。）	一六・八％ 一四％
六一〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの 一　しし ゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二　その他のもの	一六・八％ 一四％
六一〇一・二〇	綿製のもの 一　しし ゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二　その他のもの	一六・八％ 一四％
六一〇一・三〇	人造繊維製のもの 一　しし ゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二　その他のもの	一六・八％ 一四％
六一〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの 一　しし ゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 二　その他のもの	一六・八％ 一四％
六一〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第六一・〇四項のものを除く。）	
六一〇二・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの 一　しし ゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編み	一六・八％ 一四％

	の組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇二・二〇	綿製のもの	一六・八％
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％
	二　その他のもの	一六・八％
六一〇二・三〇	人造繊維製のもの	一四％
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇二・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八％
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％
	二　その他のもの	一六・八％
六一・〇二	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	一四％
	スーツ	
六一〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	一六・八％
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％
	二　その他のもの	一六・八％
六一〇三・一二	合成繊維製のもの	一四％
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	一六・八％
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％
	二　その他のもの	一六・八％
六一〇三・二二	アンサンブル	一四％
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・二三	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	

六一〇三・二三	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・三一	ジャケット及びブレザー	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・三二	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・三三	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・四二	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・四三	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	
	二　その他のもの	
六一〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの	

	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
六一・〇四	二　その他のもの 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） スーツ	一四％
六一〇四・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・一二	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・一三	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・二一	アンサンブル	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・二二	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・二三	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・三一	ジャケット及びブレザー	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・三二	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・三三	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・四一	ドレス	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・四二	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・四三	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％

	二　その他のもの	一四％
六一〇四・五一	スカート及びキュロットスカート	
	一　羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
六一〇四・五二	綿製のもの	
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
六一〇四・五三	合成繊維製のもの	
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
六一〇四・五九	その他の紡織用繊維製のもの	
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
六一〇四・六一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
六一〇四・六二	綿製のもの	
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
六一〇四・六三	合成繊維製のもの	
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
六一〇四・六九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	二　その他のもの	一四％
六一・〇五	男子用のシャツ（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一〇五・一〇	綿製のもの	
	一　オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八％
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
	二　その他のもの	一一・二％
六一〇五・二〇	人造繊維製のもの	
	一　オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八％
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
	二　その他のもの	一一・二％
六一〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八％
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
	二　その他のもの	一一・二％
六一・〇六		
六一〇六・一〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	綿製のもの	
	一　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八％
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
	（二）その他のもの	一一・二％
六一〇六・二〇	人造繊維製のもの	
	一　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八％
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
	（二）その他のもの	一四％
	（二）その他のもの	一一・二％
六一〇六・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	一六・八％
	（一）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％

	(二)　その他のもの		一四%
六一・〇七	二　その他のもの 男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		一一・二%
六一〇七・一一	綿製のもの 人造繊維製のもの		一一・二%
六一〇七・一二	その他の紡織用繊維製のもの		一一・二%
六一〇七・一九	ナイトシャツ及びパジャマ 綿製のもの		一一・二%
六一〇七・二一	人造繊維製のもの		一一・二%
六一〇七・二二	その他の紡織用繊維製のもの		一一・二%
六一〇七・二九	その他のもの 綿製のもの		一一・二%
六一〇七・九一	一　バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		一六・八%
	(一)　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一四%
	(二)　その他のもの		一一・二%
六一〇七・九二	人造繊維製のもの 一　バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		一六・八%
	(一)　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一四%
	(二)　その他のもの		一一・二%
六一〇七・九九	その他の紡織用繊維製のもの 一　バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		一六・八%
	(一)　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一四%
	(二)　その他のもの		一一・二%
六一・〇八	二　その他のもの 女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		一六・八%
六一〇八・一一	スリップ及びペティコート 人造繊維製のもの		一一・二%
六一〇八・一九	その他の紡織用繊維製のもの ブリーフ及びパンティ		一一・二%
六一〇八・二一	綿製のもの 人造繊維製のもの		一一・二%
六一〇八・二二	その他の紡織用繊維製のもの		一一・二%
六一〇八・二九	ナイトドレス及びパジャマ 綿製のもの		一一・二%
六一〇八・三一	人造繊維製のもの		一一・二%
六一〇八・三二	その他の紡織用繊維製のもの		一一・二%
六一〇八・三九	その他のもの 綿製のもの		一一・二%
六一〇八・九一	一　ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		一六・八%
	(一)　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一四%
	(二)　その他のもの		一一・二%
六一〇八・九二	人造繊維製のもの 一　ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		一六・八%
	(一)　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一四%
	(二)　その他のもの		一一・二%
六一〇八・九九	その他の紡織用繊維製のもの 一　ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品		一六・八%
	(一)　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一四%
	(二)　その他のもの		一一・二%
六一・〇九	二　その他のもの Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		一六・八%
六一〇九・一〇	綿製のもの 一　異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの		一四%
	(一)　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの		一一・二%
			一六・八%

（ロ）その他のもの	一四％
二　その他のもの	一一・二％
六一〇九・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	
一　異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの	
（イ）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
（ロ）その他のもの	一四％
二　その他のもの	一一・二％
六一一〇・一〇　ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
羊毛製又は繊獣毛製のもの	
一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
二　その他のもの	一四％
六一一〇・二〇　綿製のもの	
一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
二　その他のもの	一四％
六一一〇・三〇　人造繊維製のもの	
一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
二　その他のもの	一四％
六一一〇・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	
一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
二　その他のもの	一四％
六一・一一　乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
羊毛製又は繊獣毛製のもの	
一　手袋、ミトン及びミット	六・四％
二　パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
（イ）パンティストッキング及びタイツ	一一・二％
（ロ）その他のもの	六・四％
三　その他のもの	
（イ）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
（ロ）その他のもの	一三％
六一一一・一〇　綿製のもの	
一　手袋、ミトン及びミット	九％
二　パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
（イ）パンティストッキング及びタイツ	一一・二％
（ロ）その他のもの	九％
三　その他のもの	
（イ）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・七％
（ロ）その他のもの	一四％
六一一一・三〇　合成繊維製のもの	
一　手袋、ミトン及びミット	六・四％
二　パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
（イ）パンティストッキング及びタイツ	一一・二％
（ロ）その他のもの	八％
三　その他のもの	
（イ）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・五％
（ロ）その他のもの	一三・六％
六一一一・九〇　その他の紡織用繊維製のもの	
一　手袋、ミトン及びミット	六・四％
二　パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
（イ）パンティストッキング及びタイツ	一一・二％
（ロ）その他のもの	六・四％
三　その他のもの	
（イ）ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
（ロ）その他のもの	一四％
六一二・一二　トラックスーツ、スキースーツ及び水着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
トラックスーツ	
綿製のもの	
一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％
二　その他のもの	一四％
合成繊維製のもの	
一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％

六一一二・一九	二　その他のもの	一四％
	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一四％
	二　その他のもの	
六一一二・二〇	スキースーツ	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一四％
	二　その他のもの	
六一一二・三一	男子用の水着	
	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一四％
	二　その他のもの	
六一一二・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一四％
	二　その他のもの	
六一一二・四一	女子用の水着	
	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一四％
	二　その他のもの	
六一一二・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一四％
	二　その他のもの	
六一・一三 六一一三・〇〇	衣類（第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項のメリヤス編物又はクロセ編物から製品にしたものに限る。）	
	一　第五九・〇六項の編物製のもの	六・七％ 一六％
	二　その他のもの	
六一・一四 六一一四・一〇	その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・五％ 一三・五％
	二　その他のもの	
六一一四・二〇	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・三％ 一二％
	二　その他のもの	
六一一四・三〇	人造繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・二％ 一三・一％
	二　その他のもの	
六一一四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一四％ 一二・六％
	二　その他のもの	
六一・一五	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	パンティストッキング及びタイツ	
六一一五・一一	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	一一・二％
六一一五・一二	合成繊維製のもの（構成する単糸が六七デシテックス以上のものに限る。）	一一・二％ 一一・二％
六一一五・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
六一一五・二〇	女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）	九・六％
	一　合成繊維製のもの	九％
	二　綿製のもの	六・四％
	三　その他のもの	
六一一五・九一	その他のもの	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	六・四％
六一一五・九二	綿製のもの	九％
六一一五・九三	合成繊維製のもの	八％
六一一五・九九	その他の紡織用繊維製のもの	六％
六一・一六	手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一六・一〇	プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した手袋	九％
	一　綿製のもの	七・八％
	(イ)　プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	六・四％
	(ロ)　その他のもの	五・六％
	二　その他のもの	
	(イ)　プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	
	(ロ)　その他のもの	

六一一六・九一	その他のもの	六・四％
六一一六・九二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九％
六一一六・九三	綿製のもの	六・四％
六一一六・九九	合成繊維製のもの	六％
六一・一七	その他の紡織用繊維製のもの	
	その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
六一一七・一〇	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	
六一一七・二〇	ネクタイ	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	
六一一七・八〇	その他の附属品	
	一　ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	
	(一)　綿製のもの	七・八％
	(二)　その他のもの	五・六％
	二　その他のもの	
	(一)　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	(二)　その他のもの	
六一一七・九〇	部分品	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注

1　この類の物品は、紡織用繊維の織物類（ウォッディングを除く。）を製品にしたものに限るものとし、メリヤス編み又はクロセ編みの物品（第六一・一二項のものを除く。）を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

(b)　整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品（第九〇・二一項参照）

3　第六二・〇三項及び第六二・〇四項においては、次に定めるところによる。

(a)　「スーツ」とは、同一の生地から製造した二点又は三点の衣類を組み合わせたもので、次の構成部分から成るものをいう。

下半身用の衣類一点（ズボン、半ズボン若しくはショーツ（水着を除く。）又はスカート若しくはキュロットスカートで、つりひも又は胸当てのないもの）

上半身用のスーツコート又はジャケット一点（袖の部分を除くほか、表生地が四以上の身ごろから成るもので、繊製したベストが附属しているかいないかを問わない。）

スーツを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。下半身用の構成部分が二点以上ある場合（例えば、ズボンと半ズボン又はスカート若しくはキュロットスカートとズボン）には、ズボン（女子用のスーツの場合には、スカート又はキュロットスカート）をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。

スーツには、前記のすべての要件を満たしているかいないかを問わず、次の衣類の組合せを含む。

モーニング（背中に十分下まで下がる丸みを持つ垂れを有する無地のジャケット（カッタウェイ）と縞模様のズボンとを組み合わせた製品）

燕尾服（テールコート。通常、黒い生地から製造し、ジャケットの正面の部分が比較的短く、正面で閉じることができず、後部には臀部から切込みのある細幅の垂れを有する製品）

タキシード（ジャケットのスタイルは、シャツの胸部の露出部分が一層大きい場合があることを除くほか、通常のジャケットに類似しているが、光沢のある絹又はイミテーションシルクの下襟を有する製品）

(b)　「アンサンブル」とは、第六二・〇七項又は第六二・〇八項の製品以外の衣類を組み合わせて小売用にした製品（スーツを除く。）で、同一の生地から製造したもののうち次の構成部分から成るものをいう。

上半身用の衣類一点（ベスト一点と他の上半身用の衣類一点とを組み合わせた場合に限り、当該組合せを一点とみなす。）

一又は二種類の下半身用の衣類（ズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ（水着を除く。）、スカート又はキュロットスカート）

アンサンブルを構成する衣類は、生地の組織、スタイル、色及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。アンサンブルには、第六二・一一項のトラックスーツ及びスキースーツを含まない。

4　第六二・〇九項については、次に定めるところによる。

(a)　「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長が八六センチメートル以下の乳幼児用のものをいうものとし、乳児用のおむつを含む。

(b)　第六二・〇九項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第六二・〇九項に属する。

5　第六二・一〇項及びこの類の他の項（第六二・〇九項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、第六二・一〇項に属する。

6　第六二・一一項において「スキースーツ」とは、全体的な外観及び風合により、主にスキー（クロスカントリー又はアルペン）を行う際に着用するものと認められる衣類及び当該衣類を組み合わせたもので、次のものをいう。

(a)　スキーオーバーオール（上下一体の全身用の衣類。袖及び襟のほか、ポケット又は足部の締

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

めひもを有するものを含む。）

(b)　スキーアンサンブル（二点又は三点の衣類を組み合わせて小売用にした製品で、次の構成部分から成るもの）

アノラック、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する衣類一点（スライドファスナー（ジッパー）で閉じるものに限るものとし、ベストが附属しているかいないかを問わない。）

ズボン（ウエストより上部まで届くか届かないかを問わない。）、半ズボン又は胸当てズボンのいずれか一点

スキーアンサンブルには、(a)のスキーオーバーオールに類似したオーバーオールとこの上に着用する詰物をした袖無しジャケットとから成る製品を含む。

スキーアンサンブルを構成する衣類は、風合、スタイル及び素材が同一のものであり、互いに適合するサイズのものでなければならない。ただし、色が同一であるかないかを問わない。

7　スカーフその他これに類する物品で正方形又は正方形に近い形状のもののうち各辺の長さが六〇センチメートル以下のものは、ハンカチとして第六二・一三項に属する。ハンカチで一辺の長さが六〇センチメートルを超えるものは、第六二・一四項に属する。

8　この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

9　この類の物品には、金属糸から製造したものを含む。

六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）	
六二〇一・一一	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇一・一二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇一・一三	人造繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇一・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇一・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇一・九二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇一・九三	人造繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇一・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二・〇二	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）	
六二〇二・一一	オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇二・一二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇二・一三	人造繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇二・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇二・九一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇二・九二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

六二〇二・九三	人造繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・〇三	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	
	スーツ	
六二〇三・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・一二	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・二一	アンサンブル	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・二二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・二三	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・二九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・三一	ジャケット及びブレザー	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・三二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・三三	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・四一	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・四二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・四三	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇三・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・〇四	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	
	スーツ	
六二〇四・一一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・一二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・一三	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・二一	アンサンブル	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・二二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％

六二〇四・二三	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・二九	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・三一	ジャケット及びブレザー	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・三二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・三三	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・四一	ドレス	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・四二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・四三	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・四四	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二〇四・五一	スカート及びキュロットスカート	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
六二〇四・五二	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	綿製のもの	
六二〇四・五三	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	合成繊維製のもの	
六二〇四・五九	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇四・六一	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ	
六二〇四・六二	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	綿製のもの	
六二〇四・六三	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	合成繊維製のもの	
六二〇四・六九	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	その他の紡織用繊維製のもの	
六二〇五・一〇	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一一・二％
	男子用のシャツ	
六二〇五・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	九％
	綿製のもの	九％
六二〇五・九〇	人造繊維製のもの	九％
	その他の紡織用繊維製のもの	九％
六二〇六・一〇	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	
	絹（絹のくずを含む。）製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	
	㈠　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	一一・二％
	㈡　その他のもの	九％
六二〇六・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	

	㈡ ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	
六二〇六・二〇	㈠ 綿製のもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	九%
	二 その他のもの	一六%
	㈡ ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	
六二〇六・四〇	㈠ 人造繊維製のもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	九%
	二 その他のもの	一六%
	㈡ ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	
六二〇六・九〇	㈠ その他のもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	九%
	二 その他のもの	一六%
	㈡ ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ	
六二・〇七	㈠ 男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	
六二〇七・一一	綿製のもの	九%
六二〇七・一九	その他の紡織用繊維製のもの	九%
六二〇七・二一	ナイトシャツ及びパジャマ	
六二〇七・二三	綿製のもの	九%
六二〇七・二九	人造繊維製のもの	九%
	その他の紡織用繊維製のもの	九%
六二〇七・九一	その他のもの	
	綿製のもの	一六%
	一 毛皮付きのもの	
	二 その他のもの	
	㈠ シングレットその他これに類する肌着	九%
	㈡ その他のもの	
六二〇七・九二	人造繊維製のもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	九%
	二 その他のもの	一六%
	㈠ シングレットその他これに類する肌着	九%
六二〇七・九九	㈡ その他のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	九%
	一 毛皮付きのもの	九%
	二 その他のもの	一六%
	㈠ シングレットその他これに類する肌着	九%
六二・〇八	㈡ その他のもの	
	女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	
六二〇八・一一	スリップ及びペティコート	
六二〇八・一九	人造繊維製のもの	九%
	その他の紡織用繊維製のもの	九%
六二〇八・二一	ナイトドレス及びパジャマ	
六二〇八・二三	綿製のもの	九%
六二〇八・二九	人造繊維製のもの	九%
	その他の紡織用繊維製のもの	九%
六二〇八・九一	その他のもの	
	綿製のもの	一六%
	一 毛皮付きのもの	
	二 その他のもの	
	㈠ シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	九%
六二〇八・九二	㈡ その他のもの	
	人造繊維製のもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	九%
	二 その他のもの	一六%
	㈠ シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	九%
六二〇八・九九	㈡ その他のもの	
	その他の紡織用繊維製のもの	一一・二%
	一 毛皮付きのもの	九%
	二 その他のもの	一六%
	㈠ シングレットその他これに類する肌着、ブリーフ及びパンティ	九%
六二・〇九	㈡ その他のもの	
	乳児用の衣類及び衣類附属品	一一・二%

六二〇九・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
	二　その他のもの	
	(一)　毛皮付きのもの	七・八%
	(二)　その他のもの	
	(1)　綿製のもの	一六%
	(2)　その他のもの	九%
六二〇九・二〇	綿製のもの	
	一　手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
	二　その他のもの	
	(一)　毛皮付きのもの	七・八%
	(二)　その他のもの	
	A　附属品	一六%
	B　その他のもの	九%
六二〇九・三〇	合成繊維製のもの	
	一　手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
	二　その他のもの	
	(一)　毛皮付きのもの	七・八%
	(二)　その他のもの	
	A　附属品	一六%
	B　その他のもの	九%
六二〇九・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　手袋、ミトン及びミット並びにパンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	
	二　その他のもの	
	(一)　毛皮付きのもの	七・八%
	(二)　その他のもの	
	A　附属品	一六%
	B　その他のもの	九%
六二一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）	
六二一〇・一〇	第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一〇・二〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。）	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一〇・三〇	その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。）	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一〇・四〇	その他の男子用の衣類	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一〇・五〇	その他の女子用の衣類	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類	
六二一一・一一	水着	
	男子用のもの	一一・二%
六二一一・一二	女子用のもの	一一・二%
六二一一・二〇	スキースーツ	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一・三九	その他の男子用の衣類	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一・三一	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一・三二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一・三三	人造繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一・四一	その他の女子用の衣類	
	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一・四二	綿製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六%
	二　その他のもの	一一・二%
六二一一・四三	人造繊維製のもの	

	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一二・二％
六二一・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの	一六％
	二　その他のもの	一二・二％
六二二・一二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）	
六二二二・一〇	ブラジャー	八・五％
六二二二・二〇	ガードル及びパンティガードル	八・五％
六二二二・三〇	コースレット	八・五％
六二二二・九〇	その他のもの	八・五％
六二・一三	ハンカチ	
六二二三・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	六・四％
六二二三・二〇	綿製のもの	六・七％
六二二三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
六二・一四	一　亜麻製又はラミー製のもの	九％
	二　その他のもの	六・四％
	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	
六二二四・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六％
	二　その他のもの	八％
六二二四・二〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六％
	二　その他のもの	八％
六二二四・三〇	合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二二四・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六％
	二　その他のもの	一一・二％
六二二四・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を使用したもの	六・六％
	二　その他のもの	一一・二％
	㈠　綿製のもの	
	㈡　その他のもの	
	A　ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを使用したもの	八％
	B　その他のもの	五・三％
六二一・一五	ネクタイ	一三・四％
六二二五・一〇	絹（絹のくずを含む。）製のもの	一三・四％
六二二五・九〇	人造繊維製のもの	一三・四％
六二一・一六	その他の紡織用繊維製のもの	七・八％
六二二六・〇〇	手袋、ミトン及びミット	
六二一・一七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二一・一二項のものを除く。）	九％
六二二七・一〇	附属品	九％
六二二七・九〇	部分品	

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注

1　第一節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。

2　第一節には、次の物品を含まない。

(a)　第五六類から第六二類までの物品

(b)　第六三・〇九項の中古の衣類その他の物品

3　第六三・〇九項には、次の物品のみを含む。

(a)　次の紡織用繊維製の物品

(i)　衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品

(ii)　毛布及びひざ掛け

(iii)　ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン

(iv)　室内用品（第五七・〇一項から第五七・〇五項までのじゅうたん及び第五八・〇五項の繊物を除く。）

(b)　履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの

ただし、第六三・〇九項には、(a)又は(b)の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。

(i)　使い古したものであることが外観から明らかであること。

(ii)　ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。

	第一節　紡織用繊維のその他の製品	
六三・〇一	毛布及びひざ掛け	
六三〇一・一〇	電気毛布	六・四％
六三〇一・二〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	六・四％

六三〇一・三〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）	九％
六三〇一・四〇	ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）	六・四％
六三〇一・九〇	その他の毛布及びひざ掛け	六・四％
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	
六三〇二・一〇	ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	
六三〇二・二一	その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）	
	綿製のもの	
	人造繊維製のもの	四・五％
六三〇二・二二	その他の紡織用繊維製のもの	六・四％
六三〇二・二九	一　亜麻製又はラミー製のもの	九・六％ 六・四％
	二　その他のもの	
六三〇二・三一	その他のベッドリネン	
	綿製のもの	
	人造繊維製のもの	四・五％
六三〇二・三二	その他の紡織用繊維製のもの	六・四％
六三〇二・三九	一　亜麻製又はラミー製のもの	九・六％ 六・四％
	二　その他のもの	
六三〇二・四〇	テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	
六三〇二・五一	その他のテーブルリネン	
	綿製のもの	九％
	亜麻製のもの	九・六％
六三〇二・五二	人造繊維製のもの	六・四％
六三〇二・五三	その他の紡織用繊維製のもの	
六三〇二・五九	一　ラミー製のもの	九・六％
	二　その他のもの	六・四％
六三〇二・六〇	トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）	九％
六三〇二・九一	その他のもの	
	綿製のもの	九％
六三〇二・九二	亜麻製のもの	九・六％
六三〇二・九三	人造繊維製のもの	六・四％
六三〇二・九九	その他の紡織用繊維製のもの	六・四％
六三・〇三	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	
六三〇三・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
	綿製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	
六三〇三・一二	合成繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	
六三〇三・一九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	
六三〇三・九一	その他のもの	
	綿製のもの	九％
六三〇三・九二	合成繊維製のもの	六・四％
六三〇三・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
	一　亜麻製又はラミー製のもの	九・六％ 六・四％
	二　その他のもの	
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	
	ベッドスプレッド	
六三〇四・一一	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	
六三〇四・一九	その他のもの	
	一　綿製のもの	九％
	二　亜麻製又はラミー製のもの	九・六％ 六・四％
	三　その他のもの	
六三〇四・九一	その他のもの	
	メリヤス編み又はクロセ編みのもの	
	一　ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	一六・八％ 一一・二％
	二　その他のもの	

六三〇四・九二	綿製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	九%
六三〇四・九三	合成繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	六・四%
六三〇四・九九	その他の紡織用繊維製のもの（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	九・六%
	一　亜麻製又はラミー製のもの	六・四%
	二　その他のもの	無税
六三・〇五	包装に使用する種類の袋	四・八%
六三〇五・一〇	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維製のもの	
六三〇五・二〇	綿製のもの	三・九%
六三〇五・三一	人造繊維材料製のもの	六・四%
	ポリエチレン又はポリプロピレンのストリップ又はこれに類するものから製造したもの	三・九%
六三〇五・三九	その他のもの	六・四%
六三〇五・九〇	その他の紡織用繊維製のもの	三・九%
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	
六三〇六・一一	ターポリン及び日よけ	六・七%
六三〇六・一二	綿製のもの	四・八%
六三〇六・一九	合成繊維製のもの	四・八%
	その他の紡織用繊維製のもの	
六三〇六・二一	テント	六・七%
六三〇六・二二	綿製のもの	四・八%
六三〇六・二九	合成繊維製のもの	四・八%
	その他の紡織用繊維製のもの	
	帆	四・八%
六三〇六・三一	合成繊維製のもの	四・八%
六三〇六・三九	その他の紡織用繊維製のもの	
	空気マットレス	六・七%
六三〇六・四一	綿製のもの	四・八%
六三〇六・四九	その他の紡織用繊維製のもの	
	その他のもの	六・七%
六三〇六・九一	綿製のもの	四・八%
六三〇六・九九	その他の紡織用繊維製のもの	
六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	六・七%
六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布	四・八%
	一　綿製のもの	七・八%
	二　その他のもの	五・六%
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯	五・六%
	一　綿製のもの	七・八%
	二　その他のもの	五・六%
六三〇七・九〇	その他のもの	七・八%
	一　綿製のもの	五・六%
	二　その他のもの	
	第二節　セット	
六三・〇八	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	四・四%
六三〇八・〇〇		
	第三節　中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	
六三・〇九	中古の衣類その他の物品	七%
六三〇九・〇〇	ぼろ及びぐず（ひも、網若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	無税
六三・一〇	選別したもの	無税
六三一〇・一〇	その他のもの	
六三一〇・九〇		

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　履物として使用する紡織用繊維製品で更に別の底を取り付けてないもの（第六一類及び第六二類参照）

(b)　第六三・〇九項の中古の履物

(c)　石綿製品（第六八・一二項参照）

(d)　整形外科用の履物その他の機器及びその部分品（第九〇・二一項参照）

(e)　がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウエア（第九五類参照）

2　第六四・〇六項において部分品には、くぎ、ブーツプロテクター、アイレット、ブーツフック、バックル、装飾品、ひも、レース、ポンポンその他のトリミング（それぞれ該当する項に属する。）及び第九六・〇六項のボタンその他の物品を含まない。

3　この類においてゴム又はプラスチックには、紡織用繊維の外面にゴム又はプラスチックを目に見える程度に塗布し又は被覆したものを含む。

4　3の規定に従うことを条件として、

(a)　甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定するものとし、附属品及び

	補強材（例えば、アンクルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー）を考慮しない。 (b) 本底の構成材料は、地面に接する面積が最も大きい材料により決定するものとし、附属品及び補強材（例えば、スパイク、バー、くぎ及び保護物）を考慮しない。 号注 1 第六四〇二・一一号、第六四〇二・一九号、第六四〇三・一一号、第六四〇三・一九号及び第六四〇四・二一号においてスポーツ用の履物は、次の物品に限る。 (a) スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの (b) スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ 備考 1 この類において「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物のほか、登山靴、乗馬靴その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ）を含まない。	
六四・〇二	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）	
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） 一 スキー靴	二七% 二〇%
六四〇一・九一 六四〇一・九二	二 その他のもの その他の履物 ひざを覆うもの くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。） 一 スキー靴	二〇%
六四〇一・九九	二 その他のもの その他のもの	二七% 二〇%
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物	二〇%
六四〇二・一一	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）	二七%
六四〇二・一九	その他のもの	二〇%
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	二〇%
六四〇二・三〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） その他の履物 くるぶしを覆うもの その他のもの	二〇%
六四〇二・九一 六四〇二・九九 六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） スポーツ用の履物 スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）	二〇% 二〇%
六四〇三・一一	一 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの 二 その他のもの	二七% 三〇%
六四〇三・一九	その他のもの 一 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二七% 三〇%
六四〇三・二〇	二 その他のもの 履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）	六〇%（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇三・三〇	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。） 一 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	六〇%（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二 その他のもの (一) スリッパ	三〇%

	㈡　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇三・五一	その他の履物（本底が革製のものに限る。） くるぶしを覆うもの 一　室内用履物	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの ㈠　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七％
	㈡　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇三・五九	その他のもの	三〇％
	一　スリッパその他の室内用履物 ㈠　スリッパ	三〇％
	㈡　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの ㈠　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七％
	㈡　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四〇三・九一	その他の履物 くるぶしを覆うもの 一　本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） ㈠　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七％
	㈡　その他のもの	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの ㈠　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	三〇％
	㈡　その他のもの	六〇％（そ

	その他のもの	
	一　本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	
	㈠　体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	
	㈡　その他のもの	
六四〇三・九九	二　その他のもの	二七％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈠　スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈡　その他のもの	三〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	一〇％
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	
	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	
六四〇四・一九	その他のもの	
	一　甲に毛皮を使用したもの	
	㈠　甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈡　その他のもの	三〇％
六四〇四・二〇	二　その他のもの	一〇％
	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	
	一　甲に毛皮を使用したもの	
	㈠　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈡　その他のもの	三〇％
	二　本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）	
	㈠　キャンバスシューズ	
	A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	三〇％
	㈡　その他のもの	
	A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、	二一・六％

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B　その他のもの		三〇％
三　その他のもの		一〇％
その他の履物		
甲が革製又はコンポジションレザー製のもの	六四・〇五	
一　本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	六四〇五・一〇	六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
(一)　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		三〇％
B　その他のもの		一〇％
(二)　その他のもの		三〇％
二　本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	六四〇五・二〇	一〇％
三　その他のもの		四・二％
甲が紡織用繊維製のもの	六四〇五・九〇	四・二％
その他のもの		
一　本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの		三〇％
(一)　甲に毛皮を使用したもの		
A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		六〇％（その率が一足

		につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B　その他のもの		三〇％
(二)　その他のもの		
A　本底が革製のもの		
(a)　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）		六〇％（その率が一足につき四、八〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
		三〇％
(b)　その他のもの		一〇％
B　その他のもの		四・三％
二　その他のもの	六四・〇六	
履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品		
甲及びその部分品（しんを除く。）	六四〇六・一〇	
一　革製のもの及び毛皮を使用したもの		二五％
二　その他のもの		四・二％
本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	六四〇六・二〇	四・二％
その他のもの		
木製のもの	六四〇六・九一	
一　毛皮を使用したもの		二五％
二　その他のもの		四・二％
その他の材料製のもの		
一　革製のもの及び毛皮を使用したもの	六四〇六・九九	二五％
二　その他のもの		四・二％

注

第六五類　帽子及びその部分品

1　この類には、次の物品を含まない。 (a)　第六三・〇九項の中古の帽子 (b)　石綿製の帽子（第六八・一二項参照） (c)　第九五類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品 2　第六五・〇二項には、縫い合わせて作つた帽体（単にストリップを螺旋状に縫い合わせて作つたものを除く。）を含まない。		
六五・〇一		
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	三・六%
六五・〇二		
六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）	三・四%
六五・〇三		
六五〇三・〇〇	フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	七%
六五・〇四		
六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	五・三%
六五・〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	三・八% 七%
六五〇五・一〇	ヘアネット	五・八%
六五〇五・九〇	その他のもの	五・三%
六五・〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	五・八%
六五〇六・一〇	安全帽子	
	一　革製のもの及び毛皮付きのもの	五・三%
	二　その他のもの	
六五〇六・九〇	その他のもの	
	ゴム製又はプラスチック製のもの	五・八%
	一　毛皮付きのもの	五・三%
	二　その他のもの	
六五〇六・九二	毛皮製のもの	六・六%
六五〇六・九九	その他の材料製のもの	
	一　革製のもの及び毛皮付きのもの	五・八%
	二　その他のもの	五・三%
六五・〇七		
六五〇七・〇〇	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	四・六%

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)　ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第九〇・一七項参照） (b)　ステッキ銃、仕込みつえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第九三類参照） (c)　第九五類の物品（例えば、がん具の傘） 2　第六六・〇三項には、紡織用繊維製の部分品、トリミング及び附属品並びにカバー、タッセル、ひも、傘のケースその他これらに類する物品（材料を問わない。）を含まない。これらの物品は、提示の際に第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品に取り付けてない場合には、当該製品を構成する部分品として取り扱わないものとし、それぞれ該当する項に属する。		
六六・〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これに類するものを含む。）	
六六〇一・一〇	ビーチパラソルその他これに類する傘	六・四%
六六〇一・九一	その他のもの 折畳み式のもの	六・四%
六六〇一・九九	その他のもの	六・四%
六六・〇二	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	四・六%
六六〇二・〇〇	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品	
六六・〇三	握り	六・四%
六六〇三・一〇	傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）	六・四%
六六〇三・二〇	その他のもの	六・四%
六六〇三・九〇		

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)　人髪製のろ過布（第五九・一一項参照） (b)　レース、ししゆう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第一一部参照） (c)　履物（第六四類参照） (d)　帽子及びヘアネット（第六五類参照）		

	(e) がん具、運動用具及びカーニバル用品（第九五類参照）	
	(f) 羽毛製のダスター、化粧用パフ及び人髪製のふるい（第九六類参照）	
	2 第六七・〇一項には、次の物品を含まない。	
	(a) 羽毛又は鳥の綿毛を詰物としてのみ使用した物品（例えば、第九四・〇四項の羽根布団）	
	(b) 衣類及び衣類附属品で、羽毛又は鳥の綿毛を単にトリミング又は詰物として使用したもの	
	(c) 第六七・〇二項の人造の花及び葉並びにこれらの部分品及び製品	
	3 第六七・〇二項には、次の物品を含まない。	
	(a) ガラス製品（第七〇類参照）	
	(b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの	
六七・〇一		
六七〇一・〇〇	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛、羽毛の部分及び鳥の綿毛並びにこれらの製品（この項には、第〇五・〇五項の物品並びに加工した羽軸及び羽茎を含まない。）	四・六%
六七・〇二		
六七〇二・一〇	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	
	プラスチック製のもの	八%
六七〇二・九〇	その他の材料製のもの	四・六%
六七・〇三		
六七〇三・〇〇	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）	無税
六七・〇四		
	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）	
六七〇四・一一	合成繊維材料製のもの	
	かつら（完成品に限る。）	無税
六七〇四・一九	その他のもの	無税
六七〇四・二〇	人髪製のもの	無税
六七〇四・九〇	その他の材料製のもの	無税
	第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	
	第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	
	注	
	1 この類には、次の物品を含まない。	
	(a) 第二五類の物品	
	(b) 第四八・一〇項又は第四八・一一項の塗布し、染み込ませ又は被覆した紙（例えば、雲母粉、黒鉛、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙）	
	(c) 第五六類又は第五九類の塗布し、染み込ませ又は被覆した紡織用繊維の織物類（例えば、雲母粉を塗布し又は被覆した織物類及びビチューメン又はアスファルトを塗布した織物類）	
	(d) 第七一類の製品	
	(e) 第八二類の工具及びその部分品	
	(f) 第八四・四二項のリソグラフィックストーン	
	(g) がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品	
	(h) 歯科用バー（第九〇・一八項参照）	
	(ij) 第九一類の物品（例えば、時計及び時計のケース）	
	(k) 第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）	
	(l) 第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）	
	(m) 第九六・〇二項の物品で第九六類の注2(b)に掲げる材料から製造したもの、第九六・〇六項の物品（例えば、ボタン）、第九六・〇九項の物品（例えば、石筆）及び第九六・一〇項の物品（例えば、石盤）	
	(n) 第九七類の物品（例えば、美術品）	
	2 第六八・〇二項において加工した石碑用又は建築用の石には、第二五・一五項又は第二五・一六項の石を加工したもののほか、その他の天然石（例えば、けい石、フリント、ドロマイト及びステアタイト）を加工したものを含むものとし、スレートを加工したものを含まない。	
六八・〇一		
六八〇一・〇〇	舗装用の石、縁石及び敷石（天然石のものに限るものとし、スレートのものを除く。）	無税
六八・〇二		
	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第六八・〇一項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する物品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉	
六八〇二・一〇		
	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	無税
六八〇二・二一	その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）	
	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税
六八〇二・二二	その他の石灰質の石	無税
六八〇二・二三	花こう岩	無税
六八〇二・二九	その他の石	無税
	その他のもの	
六八〇二・九一	大理石、トラバーチン及びアラバスター	無税
六八〇二・九二	その他の石灰質の石	無税

六八〇二・九三	花こう岩	無税
六八〇二・九九	その他の石	無税
六八・〇三		
六八〇三・〇〇	スレート（加工したものに限る。）、スレート製品及び凝結スレート製品	無税
六八・〇四	ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）	無税
六八〇四・一〇	ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）	
	一　人造研磨材料製のもの	三・四％
	二　その他のもの	二・二％
六八〇四・一一	その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品	
	凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの	三・四％
六八〇四・一二	その他の凝結させた研磨材料製のもの及び陶磁製のもの	
	一　凝結させた人造研磨材料製のもの	三・四％
	二　その他のもの	二・二％
六八〇四・二三	天然石製のもの	二・二％
六八〇四・三〇	手研ぎ用砥石	三・九％
六八・〇五	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を紡織用繊維、紙、板紙その他の材料に付着させた物品（特定の形状に切り、縫い合わせ又はその他の加工をしたものであるかないかを問わない。）	
六八〇五・一〇	紡織用繊維の織物のみに付着させたもの	五・二％
六八〇五・二〇	紙又は板紙のみに付着させたもの	五・二％
六八〇五・三〇	その他の材料に付着させたもの	五・二％
六八・〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。）	無税
六八〇六・一〇	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）	無税
六八〇六・二〇	はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）	無税
六八〇六・九〇	その他のもの	無税
六八・〇七	アスファルトその他これに類する材料（例えば、石油アスファルト及びコールタールピッチ）の製品	
六八〇七・一〇	ロール状のもの	無税
六八〇七・九〇	その他のもの	無税
六八・〇八	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、わら又はかんなくず、ウッドチップ、小片、のこくずその他の木くずをセメント、プラスターその他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。）	無税
六八〇八・〇〇	プラスター又はプラスターをもととした材料から成る製品	
六八・〇九	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）	無税
六八〇九・一一	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの	無税
六八〇九・一九	その他のもの	無税
六八〇九・九〇	その他の製品	無税
六八・一〇	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品（補強してあるかないかを問わない。）	
六八一〇・一一	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	無税
六八一〇・一九	建築用のブロック及びれんが	無税
六八一〇・二〇	その他のもの	無税
六八一〇・九一	管	
六八一〇・九九	その他の製品	
六八・一一	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	無税
六八一一・一〇	その他のもの	無税
六八一一・二〇	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	
六八一一・三〇	波板	三・九％
六八一一・九〇	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	三・九％
六八・一二	管及び管用継手	三・九％
六八一二・一〇	その他の製品	
	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第六八・一一項又は第六八・一二項の物品を除く。）	
	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物	

六八一二・二〇	及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物	三・九%
六八一二・三〇	糸	三・九%
六八一二・四〇	ひも（組んであるかないかを問わない。）	三・九%
六八一二・五〇	織物及び編物	三・九%
六八一二・六〇	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	三・九%
六八一二・七〇	紙、厚紙及びフェルト	三・九%
	ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	三・九%
六八一二・九〇	その他のもの	三・九%
六八一三	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。）	
六八一三・一〇	ブレーキライニング及びブレーキパッド	
	一　自動車の部分品	無税
	二　その他のもの	三・四%
六八一三・九〇	その他のもの	
	一　自動車の部分品	無税
	二　その他のもの	三・四%
六八・一四	雲母（加工したものに限る。）及び雲母製品（凝結雲母及び再生雲母を含むものとし、紙、板紙その他の材料により支持してあるかないかを問わない。）	
六八一四・一〇	凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）	無税
六八一四・九〇	その他のもの	無税
六八・一五	石その他の鉱物性材料の製品（泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	無税
六八一五・二〇	泥炭製品	無税
	その他の製品	
六八一五・九一	マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの	無税
六八一五・九九	その他のもの	無税

第六九類　陶磁製品

注

1　この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。

2　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第二八・四四項の物品

(b)　第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

(c)　第八一・一三項のサーメット

(d)　第八二類の物品

(e)　がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

(f)　義歯（第九〇・二二項参照）

(g)　第九一類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

(h)　第九四類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(ij)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(k)　第九六・〇六項の物品（例えば、ボタン）及び第九六・一四項の物品（例えば、喫煙用パイプ）

(l)　第九七類の物品（例えば、美術品）

六九・〇一	第一節　けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した製品及び耐火製品	
六九〇一・〇〇	れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）	無税
六九・〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	
六九〇二・一〇	マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の五〇%を超えるもの	二・二%
六九〇二・二〇	アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	二・二%
六九〇二・九〇	その他のもの	二・二%
六九・〇三	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）	
六九〇三・一〇	黒鉛その他の形態の炭素又は異なる形態の炭素の相互の混合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	五・二%
六九〇三・二〇	アルミナ（Al_2O_3）又はアルミナとシリカ（SiO_2）との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇%を超えるもの	五・二%
六九〇三・九〇	その他のもの	五・二%
六九・〇四	第二節　その他の陶磁製品	
	陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィ	

六九〇四・一〇	ラータイルその他これらに類する物品	無税
六九〇四・九〇	建設用れんが	無税
六九・〇五	その他のもの	三%
六九〇五・一〇	かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	三%
六九〇五・九〇	かわら	三%
六九・〇六	その他のもの	無税
六九〇六・〇〇	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手	無税
六九・〇七	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものを除く。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	無税
六九〇七・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	二・六%
六九〇七・九〇	その他のもの	二・六%
六九・〇八	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	三・二%
六九〇八・一〇	タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）	三・二%
六九〇八・九〇	その他のもの	無税
六九・〇九	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品、農業に使用する種類のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類のつぼ、ジャーその他これらに類する製品	無税
六九〇九・一一	陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品	無税
六九〇九・一九	磁器製のもの	無税
六九〇九・九〇	その他のもの	無税
六九・一〇	その他のもの	無税
六九一〇・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ビデ、便器、水洗用水槽その他これらに類する衛生用備付品	無税
六九一〇・九〇	磁器製のもの	無税
六九・一一	その他のもの	無税
六九一一・一〇	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	三・四%
	食卓用品及び台所用品	三・四%
六九一一・九〇	その他のもの	三・四%
六九・一二	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。）	三・四%
六九一二・〇〇	陶磁製の小像その他の装飾品	三・四%
六九・一三	磁器製のもの	無税
六九一三・一〇	その他のもの	無税
六九一三・九〇	その他の陶磁製品	無税
六九・一四	磁器製のもの	無税
六九一四・一〇	その他のもの	無税
六九一四・九〇		

第七〇類　ガラス及びその製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第三二・〇七項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）

(b)　第七一類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）

(c)　第八五・四四項の光ファイバーケーブル、がい子（第八五・四六項参照）及び第八五・四七項の電気絶縁用物品

(d)　第九〇類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品

(e)　第九四・〇五項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品

(f)　第九五類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第九五類の人形その他の物品に使用するものを除く。）

(g)　第九六類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品

2　第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までにおいては、次に定めるところによる。

(a)　焼きなまし前に経た工程は、加工としない。

(b)　板ガラスには、特定の形状に切つたものを含む。

(c)　「吸収層又は反射層」とは、ガラスの透明度又は半透明度を保持しつつ、赤外線等を吸収し又は反射特性を高めるために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。

3　第七〇・〇六項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。

4　第七〇・一九項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。

(a)　シリカ（SiO_2）の含有量が全重量の六〇%以上の鉱物性ウール

(b)　シリカ（SiO_2）又はZr_2O）の含有量が全重量の六〇%未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物（K_2O又はNa_2O）の含有量が全重量の五%を超え又は三酸化二ほう素（B_2O_3）の含有量が全重量の二%を超えるもの

(a)及び(b)に該当しない鉱物性ウールは、第六八・〇六項に属する。

5　この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

号注 1　第七〇一三・二二号、第七〇一三・三一号及び第七〇一三・九一号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛（PbO）の含有量が全重量の二四％以上のガラスのみをいう。		
七〇・〇一	ガラスのくず及び塊	無税
七〇〇一・〇〇	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	
七〇〇一・一〇	球	無税
七〇〇一・二〇	棒	無税
	管	
七〇〇一・三一	石英ガラスのもの	無税
七〇〇一・三二	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）のもの	
七〇〇一・三九	その他のもの	無税
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	無税
七〇〇三・一一	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）	
	色つきのもの、不透明のもの、色ぎせのもの及び吸収層又は反射層を有するもの	無税
七〇〇三・一九	その他のもの	無税
七〇〇三・二〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）	無税
七〇〇三・三〇	溝型ガラス	無税
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	六・三％
七〇〇四・一〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色ぎせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。）	無税
七〇〇四・九〇	その他のもの	無税
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	六・三％
七〇〇五・一〇	金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層又は反射層を有するもの	無税
	金属の線又は網を入れてないその他のガラス	
七〇〇五・二一	色つきのもの、不透明のもの、色ぎせのもの及び単に表面を粗く磨いたもの	無税
七〇〇五・二九	その他のもの	無税
	一　厚さが四ミリメートル以下のもの	四・六％
	二　その他のもの	六・三％
七〇〇五・三〇	金属の線又は網を入れたもの	六・三％
七〇・〇六	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	無税
七〇〇六・〇〇	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	
七〇・〇七	強化ガラス	
七〇〇七・一一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	無税
	一　自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状のもの	五・三％
	二　その他のもの	五・三％
七〇〇七・一九	その他のもの	無税
	合わせガラス	
七〇〇七・二一	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの	無税
七〇〇七・二九	その他のもの	五・三％
七〇・〇八	断熱用複層ガラス	無税
七〇〇八・〇〇	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	
七〇・〇九	バックミラー（車両用のものに限る。）	無税
七〇〇九・一〇	その他のもの	
七〇〇九・九一	枠付きでないもの	無税
七〇〇九・九二	枠付きのもの	無税
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	
七〇一〇・一〇	アンプル	無税
七〇一〇・九〇	その他のもの	無税
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）	
七〇一一・一〇	電灯用のもの	無税
七〇一一・二〇	陰極線管用のもの	無税
七〇一一・九〇	その他のもの	無税

七〇・一二	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	無税
七〇一二・〇〇	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	
七〇・一三	ガラスセラミックス製のもの	四・六%
七〇一三・一〇	コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	
七〇一三・二一	鉛ガラス製のもの	四・六%
七〇一三・二九	その他のもの	四・六%
七〇一三・三一	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	
七〇一三・三二	鉛ガラス製のもの	五・八%
七〇一三・三九	線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のもの	五・八%
七〇一三・九一	その他のもの	五・八%
七〇一三・九九	その他のガラス製品	
七〇・一四	鉛ガラス製のもの	五・八%
七〇一四・〇〇	その他のもの	五・八%
七〇・一五	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	無税
	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	無税
七〇一五・一〇	視力矯正眼鏡用のガラス	無税
七〇一五・九〇	その他のもの	無税
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	無税
七〇一六・一〇	ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）	無税
七〇一六・九〇	その他のもの	無税
七〇・一七	一　ステンドグラスその他これに類するガラス	無税
	二　その他のもの	
	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	
七〇一七・一〇	石英ガラス製のもの	無税
七〇一七・二〇	その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）製のもの	無税
七〇一七・九〇	その他のもの	無税
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	無税
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	一〇%
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	一〇%
七〇一八・九〇	その他のもの	一〇%
七〇・一九	一　貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	無税
	二　その他のもの	無税
七〇一九・一〇	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	無税
七〇一九・二〇	スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド	無税
七〇一九・三一	織物（細幅織物を含む。）	無税
七〇一九・三九	薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボード	無税
七〇一九・九〇	その他これらに類する織つてない物品	無税
七〇・二〇	マット	無税
七〇二〇・〇〇	薄いシート（ボイル）	無税
	その他のもの	無税
	その他のもの	無税
	その他のガラス製品	無税
	第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びに貨幣	
	にこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
	第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	

注

1　全部又は一部が次の材料から成る製品は、第六部の注1(a)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。

(a)　天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石

(b)　貴金属又は貴金属を張つた金属

2　(a)　第七一・一三項から第七一・一五項までには、貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な取付具、装飾物その他の部分（例えば、頭文字、はめ輪及び縁金）のみに使用した物品を含まない。

(b)　第七一・一六項には、貴金属又は貴金属を張つた金属を使用した製品（これらをさ細な部分に使用したものを除く。）を含まない。

3　この類には、次の物品を含まない。

(a)　貴金属のアマルガム及びコロイド状貴金属（第二八・四三項参照）

(b)　第三〇類の殺菌した外科用縫合材、歯科用充てん料その他の物品

(c)　第三三類の物品（例えば、液状ラスター）

(d)　第四二・〇二項のハンドバッグその他の製品及び第四二・〇三項の製品

(e)　第四三・〇三項又は第四三・〇四項の製品

(f)　第一一部の物品（紡織用繊維及びその製品）

(g)　第六四類又は第六五類の履物、帽子その他の物品

(h)　第六六類の傘、つえその他の物品

(ij)　第六八・〇四項、第六八・〇五項又は第八二類の研磨用品で天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト又は粉を使用したもの、第八二類の物品で作用する部分が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるもの並びに第一六部の機械類、電気機器及びこれらの部分品。ただし、第一六部の物品で全部が天然、合成又は再生の貴石又は半貴石であるものは、針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンド（取り付けられていないものに限る。第八五・二二項参照）を除くほか、この類に属する。

(k)　第九〇類から第九二類までの物品（精密機器、時計及び楽器）

(l)　武器及びその部分品（第九三類参照）

(m)　第九五類の注2の物品

(n)　第九六類の注4の規定により同類に属する物品

(o)　彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（第九七・〇三項参照）、収集品（第九七・〇五項参照）及び製作後一〇〇年を超えたこっとう（第九七・〇六項参照）。ただし、天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石を除く。

4　(a)　「貴金属」とは、銀、金及び白金をいう。

(b)　「白金」とは、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。

(c)　貴石又は半貴石には、第九六類の注2(b)の物品を含まない。

5　この類において貴金属を含有する合金（焼結したもの及び金属間化合物を含む。）のうち、貴金属のいずれか一の含有量が全重量の二%以上であるものは、貴金属の合金として取り扱う。この場合において、貴金属の合金については、次に定めるところによる。

(a)　白金の含有量が全重量の二%以上のものは、白金の合金として取り扱う。

(b)　金の含有量が全重量の二%以上で、白金の含有量が全重量の二%未満のものは、金の合金として取り扱う。

(c)　その他の合金で、銀の含有量が全重量の二%以上のものは、銀の合金として取り扱う。

6　この表において貴金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、5の規定により貴金属の合金として取り扱われる合金を含むものとし、貴金属を張つた金属及び貴金属を卑金属又は非金属にめつきした物品を含まない。

7　この表において「貴金属を張つた金属」とは、金属の一以上の面にはんだ付け、ろう付け、溶接、熱間圧延その他これらに類する機械的方法により貴金属を張つた金属をいう。ただし、文脈により別に解釈される場合を除くほか、卑金属に貴金属を象眼したものを含む。

8　第七一・一三項において「身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるかないかを問わない。）

(a)　小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるかないかを問わない。）

(b)　通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ）

9　第七一・一四項において細工品には、装飾品、食卓用品、化粧用品、喫煙用具その他家庭用、事務用又は宗教用の製品を含む。

10　第七一・一七項において「身辺用模造細貨類」とは、8(a)の身辺用細貨類（第九六・〇六項のボタンその他の物品並びに第九六・一五項のくし、ヘアスライドその他これらに類する物品及びヘアピンを除く。）で、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張つた金属を使用してないものをいう。これらの物品で、貴金属をめつきしたもの及び貴金属又は貴金属を張つた金属をさ細な部分に使用したものは、身辺用模造細貨類に含まれる。

号注

1　第七一〇六・一〇号、第七一〇八・一一号、第七一一〇・一一号、第七一一〇・一二号、第七一一〇・三一号及び第七一一〇・四一号において「粉」及び「粉状のもの」とは、目開きが〇・五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇%以上のものをいう。

2　第七一一〇・一一号及び第七一一〇・一九号において白金には、注4(b)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。

3　第七一・一〇項の合金は、白金、パラジウム、ロジウム、イリジウム、オスミウム又はルテニウムのうち含有する重量が最大の金属が属する号に属する。

七一・〇一	第一節　天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石 天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
七一〇一・一〇	天然真珠	無税
	養殖真珠	

七一〇一・二二	加工してないもの	無税
七一〇一・二三	加工したもの（ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	無税
七一〇二・一〇	選別してないもの	無税
七一〇二・二一	工業用のもの 加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	無税
七一〇二・二九	その他のもの 工業用以外のもの 加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	無税
七一〇二・三二	その他のもの	無税
七一〇二・三九	その他のもの	無税
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
七一〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの	無税
七一〇三・九一	その他の加工をしたもの ルビー、サファイヤ及びエメラルド	無税
七一〇三・九九	その他のもの 合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	無税
七一〇四・一〇	ピエゾエレクトリックオーツ	無税
七一〇四・二〇	その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）	無税
七一〇四・九〇	その他のもの 天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	無税
七一・〇五	ダイヤモンドのもの	無税
七一〇五・一〇	その他のもの	無税
七一〇五・九〇	第二節　貴金属及び貴金属を張った金属	
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税
七一〇六・一〇	粉	無税
七一〇六・九一	その他のもの 加工してないもの	無税
七一〇六・九二	一次製品	無税
七一・〇七	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七一〇七・〇〇	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	無税
七一・〇八	マネタリーゴールド以外のもの 粉	無税
七一〇八・一一	その他の形状のもの（加工してないものに限る。）	無税
七一〇八・一二	その他の形状のもの（一次製品に限る。）	無税
七一〇八・一三	マネタリーゴールド	無税
七一〇八・二〇	七一・〇九	
七一〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）	
七一一〇・一一	白金 加工してないもの及び粉状のもの	無税
七一一〇・一九	その他のもの パラジウム	無税
七一一〇・二一	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七一一〇・二九	その他のもの ロジウム	無税
七一一〇・三一	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七一一〇・三九	その他のもの イリジウム、オスミウム及びルテニウム	無税
七一一〇・四一	加工してないもの及び粉状のもの	無税
七一一〇・四九	その他のもの	無税
七一・一一	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）	無税
七一一一・〇〇	貴金属又は貴金属を張った金属のくず	無税
七一・一二	金のくず（金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）	無税
七一一二・一〇	白金のくず（白金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有する加工くずを除く。）	無税
七一一二・二〇	その他のもの	無税
七一一二・九〇	第三節　身辺用細貨類、細工品その他の製品	
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	無税

	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	
七一二三・一二	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	六・二%
七一二三・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	
	一　白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	六・二%
	二　その他のもの	六・六%
七一二三・二〇	貴金属を張った卑金属製のもの	六・六%
七一・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	
	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	
七一二四・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	六・六%
七一二四・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	三・三%
七一二四・二〇	貴金属を張った卑金属製のもの	三・三%
七一・一五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	
七一二五・一〇	触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）	無税
	その他のもの	無税
七一二五・九〇	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	
七一・一六	天然又は養殖の真珠製のもの	
七一二六・一〇	一　格付けした真珠を輸送のために一時的に糸に通したもの	無税
	二　その他のもの	六・二%
七一二六・二〇	天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの	
	一　理化学用又は工業用のもの	三%
	二　その他のもの	六・二%
七一・一七	身辺用模造細貨類	
	卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）	
七一二七・一一	カフスボタン及び飾りボタン	
	一　貴金属をめっきした金属、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	六・六%
	二　その他のもの	六・四%
	その他のもの	
	その他のもの	
七一二七・一九	一　木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめっきしたものを除く。）	一二・五%
	二　その他のもの	
	㈠　木製のもの	三・二%
	㈡　アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料性のもの	四・一%
	㈢　その他のもの	五・五%
七一・一八	貨幣	
七一二八・一〇	貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）	無税
七一二八・九〇	その他のもの	無税

第一五部　卑金属及びその製品

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　調製ペイント、インキその他の物品で金属のフレーク又は粉をもととしたもの（第三二・〇七項から第三二・一〇項まで、第三二・一二項、第三二・一三項及び第三二・一五項参照）

(b)　フェロセリウムその他の発火性合金（第三六・〇六項又は第六五・〇六項参照）

(c)　第六五・〇六項又は第六五・〇七項の帽子及びその部分品

(d)　第六六・〇三項の傘の骨その他の物品

(e)　第七一類の物品（例えば、貴金属の合金、貴金属を張った卑金属及び身辺用模造細貨類）

(f)　第一六部の物品（機械類及び電気機器）

(g)　組み立てた鉄道用又は軌道用の線路（第八六・〇八項参照）その他の第一七部の物品（車両、船舶及び航空機）

(h)　第一八部の機器（時計用ばねを含む。）

(ij)　銃砲弾用に調製した鉛弾（第九三・〇六項参照）その他の第一九部の物品（武器及び銃砲弾）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(l)　第九五類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先その他の第九六類の物品（雑品）

(n)　第九七類の物品（例えば、美術品）

2　この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。

(a)　第七三・〇七項、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項又は第七三・一八項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品

(b)　卑金属製のばね及びばね板（時計用ばね（第九一・一四項参照）を除く。）

(c) 第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇八項又は第八三・一〇項の製品並びに第八三・〇六項の卑金属製の縁及び鏡

第七三類から第七六類まで及び第七八類から第八一類まで（第七三・一五項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定めるほか用性の部分品を含まない。

第二文及び第八三類の注1の規定に従うことを条件として、第七二類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までの物品には、第八二類又は第八三類の物品を含まない。

3 合金（第七二類注1(c)又は第七四類注1(c)のフェロアロイ及びマスターアロイを除く。）については、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 卑金属合金は、含有する金属のうち重量が最大の金属の合金とする。

(b) この部の卑金属とこの部に属しない元素とから成る合金であつて、当該卑金属の含有量の合計重量が当該元素の含有量の合計重量以上であるものは、この部の卑金属の合金として取り扱う。

(c) この部において合金には、金属粉の混合物を焼結したもの、溶融により製造した金属の不均質な混合物（サーメットを除く。）及び金属間化合物を含む。

4 この表において卑金属には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、3の規定によりそれぞれの卑金属の合金とされるものを含む。

5 二以上の卑金属を含む卑金属の物品（卑金属以外の材料を混ぜた物品で、関税率表の解釈に関する通則の規定により卑金属の物品とされるものを含む。）は、項において別段の定めがある場合を除くほか、含有する金属のうち重量が最大の卑金属の物品として取り扱う。この場合においては、次に定めるところによる。

(a) 鉄及び鋼は、同一の金属とみなす。

(b) 合金は、3の規定によりその合金とされる金属とみなす。

(c) 第八一・一三項のサーメットは、一の卑金属とみなす。

6 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。

(b) 「粉」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％以上のものをいう。

第七二類　鉄鋼

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。ただし、(d)から(f)までの規定は、この表全体について適用する。

(a) 「鉄鉄」とは、実用上圧延又は鍛造に適しない鉄と炭素の合金のうち、炭素の含有量が全重量の二％を超え、鉄及び炭素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる限度を超えないものをいう。

クロム	一〇％
マンガン	六％
りん	三％
けい素	八％
その他の元素	合計一〇％

(b) 「スピーゲル」とは、マンガンの含有量が全重量の六％を超え三〇％以下である鉄と炭素の合金で、マンガン以外の元素の含有量については、(a)に定める要件を満たすものをいう。

(c) 「フェロアロイ」とは、なまこ形、ブロック、ランプその他これらに類する一次形状、連続鋳造法により得た形状又は粒状若しくは粉状（凝結させてあるかないかを問わない。）の合金であつて、他の合金製造の際の添加用又は鉄の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に通常供するもので、主として実用上圧延又は鍛造に適しないもののうち、鉄の含有量が全重量の四％以上であり、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超えるもの（鋼の含有量が全重量の一〇％を超えるものを除く。）をいう。

クロム	一〇％
マンガン	三〇％
りん	三％
けい素	八％
その他の元素（炭素を除く。）	合計一〇％

(d) 「鋼」とは、実用上圧延又は鍛造に適する鉄材（鋳造により製造した鉄材にあつては、実用上圧延又は鍛造に適しないものを含むものとし、第七二・〇三項のものを除く。）で、炭素の含有量が全重量の二％以下のものをいう。ただし、クロム鋼には、炭素の含有量が全重量の二％を超えるものを含む。

(e) 「ステンレス鋼」とは、炭素の含有量が全重量の一・二％以下で、クロムの含有量が全重量の一〇・五％以上の合金鋼（鉄、炭素及びクロム以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(f) 「その他の合金鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合以上の鋼で、ステンレス鋼の定義に該当しないものをいう。

アルミニウム	〇・三％
ほう素	〇・〇〇〇八％
クロム	〇・三％
コバルト	〇・三％
銅	〇・四％
鉛	〇・四％
マンガン	一・六五％
モリブデン	〇・〇八％
ニッケル	〇・三％
ニオブ	〇・〇六％
けい素	〇・六％
チタン	〇・〇五％
タングステン	〇・三％
バナジウム	〇・一％
ジルコニウム	〇・〇五％
その他の元素（硫黄、りん、炭素及び窒素を除く。）	〇・一％

(g)　「鉄鋼の再溶解用のインゴット」とは、フィーダーヘッド若しくはホットトップのないインゴット状又はなまこ形の粗鋳造品で、表面に明らかに欠陥があり、かつ、銑鉄、スピーゲル又はフェロアロイの化学的組成に該当しないものをいう。

(h)　「粒」とは、目開きが一ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％未満の物品で、目開きが五ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の九〇％以上のものをいう。

(ij)　「半製品」とは、中空でない連続鋳造製品（第一次の熱間圧延をしてあるかないかを問わない。）及び第一次の熱間圧延をし又は粗鍛造した中空でないその他の物品（形鋼のブランクを含むものとし、更に加工したものを除く。）をいうものとし、巻いたものを除く。

(k)　「フラットロール製品」とは、横断面が長方形（正方形を除く。）であり、かつ、中空でない圧延製品で、(ij)の規定に該当しないもののうち次のものをいう。

　連続的に層状に重ねて巻いたもの

　巻いてないもので、厚さが四・七五ミリメートル未満、幅が厚さの一〇倍以上であるもの又は厚さが四・七五ミリメートル以上で、幅が一五〇ミリメートルを超え、かつ、幅が厚さの二倍以上であるもの

　フラットロール製品には、圧延工程中に直接付けた浮出し模様（例えば、溝、リブ、市松、綾、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし又は研磨したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

　フラットロール製品で、長方形（正方形を含む。）以外の形状のもの（大きさを問わない。）のうち、他の項の物品の特性を有しないものは、幅が六〇〇ミリメートル以上の物品とみなしてその所属を決定する。

(l)　「棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）」とは、中空でない不規則に巻いた熱間圧延製品で、横断面が円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形のものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）を含む。

(m)　「その他の棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状（円形、弓形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、三角形その他凸多角形に限る。）を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(l)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいうものとし、圧延工程で節、リブ、溝その他の異形を付けたもの（鉄筋用の棒）及び圧延後ねじつたものを含む。

(n)　「形鋼」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない物品で、(ij)から(m)までの規定及び線の定義のいずれにも該当しないものをいう。

　ただし、第七二類には、第七三・〇一項又は第七三・〇二項の物品を含まない。

(o)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない冷間成形をした物品（巻いたものに限るものとし、横断面の形状を問わない。）で、フラットロール製品の定義に該当しないものをいう。

(p)　「中空ドリル棒」とは、ドリル用の中空棒であつて、横断面の外側の最大寸法が一五ミリメートルを超え五二ミリメートル以下であり、かつ、横断面の内側の最大寸法が外側の最大寸法の二分の一以下であるもの（横断面の形状を問わない。）をいうものとし、鉄鋼のその他の中空棒は、第七三・〇四項に属する。

2　材質の異なる鉄鋼によりクラッドした鉄鋼の物品は、重量が最大の鉄鋼から成るものとみなしてその所属を決定する。

3　電解法、圧力鋳造法又は焼結法により製造した鉄鋼は、その形状、組成及び外観に従い、これに類する熱間圧延をした物品が属するこの類の項に属する。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「合金銑鉄」とは、次に掲げる元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ次に掲げる割合を超える銑鉄をいう。

クロム	〇・二％
銅	〇・三％
ニッケル	〇・三％
アルミニウム、モリブデン、チタン、タングステン、バナジウム	〇・一％

(b)　「非合金快削鋼」とは、次に掲げる元素の一以上の含有量が全重量に対して硫黄及び鉛にあつてはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいい、これら以外の元素にあつてはそれぞれ次に掲げる割合を超える非合金鋼をいう。

硫黄	〇・〇八％
鉛	〇・一％
セレン	〇・〇五％
テルル	〇・〇一％
ビスマス	〇・〇五％

(c)　「けい素電気鋼」とは、けい素の含有量が全重量の〇・六％以上六％以下で、炭素の含有量が全重量の〇・〇八％以下の合金鋼（アルミニウムの含有量が全重量の一％以下のものを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。）をいう。

(d)　「高速度鋼」とは、モリブデン、タングステン及びバナジウムのうちいずれか二以上を含有し、その含有量の合計が全重量の七％以上であつて、炭素の含有量が全重量の〇・六％以上であり、かつ、クロムの含有量が全重量の三％以上六％以下である合金鋼（その他の元素を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(e)　「シリコマンガン鋼」とは、次のすべての要件を満たす合金鋼をいう。

　炭素の含有量が全重量の〇・三五％以上〇・七％以下であること。

　マンガンの含有量が全重量の〇・五％以上一・二％以下であること。

　けい素の含有量が全重量の〇・六％以上二・三％以下であること。

　ただし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを除く。

2　第七二・〇二項のフェロアロイについては、次に定めるところによりその所属を決定する。

　一の合金元素の含有量が全重量に対して注1(c)に掲げる当該元素の割合を超えるフェロアロイは、二成分系のフェロアロイとみなして、該当する号に属する。同様に、二又は三の合金元素の含有量が注1(c)に掲げる当該元素の全重量に対する割合を超える場合には、それぞれ三成分系又は四成分系のフェロアロイとみなす。

　この規定は、注1(c)に掲げるその他の元素については、それぞれの元素の含有量が全重量に対して一〇％を超える場合に限り適用する。

備考

1　この類において合金工具鋼には、タングステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の〇・五%以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを含まない。			
七二・〇一	第一節　一次材料及び粒状又は粉状の物品		無税
七二〇一・一〇	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）		無税
七二〇一・二〇	非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五%以下のものに限る。）		無税
七二〇一・三〇	合金銑鉄		無税
七二〇一・四〇	スピーゲル		無税
七二・〇二	フェロアロイ		
七二〇二・一一	フェロマンガン		
七二〇二・一九	炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの		七・七%
	その他のもの		七・七%
七二〇二・二一	フェロシリコン		
七二〇二・二九	けい素の含有量が全重量の五五%を超えるもの		無税
七二〇二・三〇	その他のもの		三%
	フェロシリコマンガン		三%
七二〇二・四一	フェロクロム		
七二〇二・四九	炭素の含有量が全重量の四%を超えるもの		七・二%
	その他のもの		七・二%
七二〇二・五〇	フェロシリコクロム		三%
七二〇二・六〇	フェロニッケル		五・九%
七二〇二・七〇	フェロモリブデン		三・九%
七二〇二・八〇	フェロタングステン及びフェロシリコタングステン		
	一　フェロタングステン		二%
	二　フェロシリコタングステン		三%
	その他のもの		
七二〇二・九一	フェロチタン及びフェロシリコチタン		三%
七二〇二・九二	フェロバナジウム		三%
七二〇二・九三	フェロニオブ		三%
七二〇二・九九	その他のもの		三%
七二・〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）		無税
七二〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼		無税
七二〇三・九〇	その他のもの		無税
七二・〇四	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット		無税
七二〇四・一〇	鋳鉄のくず		無税
七二・〇五	合金鋼のくず		
七二〇四・二一	ステンレス鋼のもの		無税
七二〇四・二九	その他のもの		無税
七二〇四・三〇	すずをめっきした鉄鋼のくず		無税
七二〇四・四一	その他のくず		無税
七二〇四・四九	切削くず及び打抜きくず（束ねてあるかないかを問わない。）		五・七%
七二〇四・五〇	その他のもの		四・一%
七二〇五・一〇	再溶解用のインゴット		
七二〇五・二一	一　合金鋼のもの		無税
七二〇五・二九	二　その他のもの		無税
七二・〇六	鉄くず、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉		無税
七二〇六・一〇	粒		
七二〇六・九〇	合金鋼のもの		無税
	その他のもの		無税
七二・〇七	第二節　鉄及び非合金鋼		
七二〇七・一一	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）		無税
七二〇七・一二	インゴット		四・六%
七二〇七・一九	一　炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの		無税
七二〇七・二〇	二　その他のもの		四・六%
	その他のもの		
七二・〇八	一　炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの		無税
	二　その他のもの		四・六%
	鉄鋼の半製品		
	炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの		無税
	横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの二倍未満のもの		無税
	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものとし、正方形のものを除く。）		無税
	その他のもの		無税
	炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上のもの		無税
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの		無税
	二　その他のもの		四・六%
	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、		

	めつきし又は被覆したものを除く。）	
七二〇八・一一	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・一二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・一三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・一四	厚さが三ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・二一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	三・九％
七二〇八・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	三・九％
七二〇八・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	三・九％
七二〇八・二四	厚さが三ミリメートル未満のもの	三・九％
七二〇八・三一	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）	四・六％
七二〇八・三二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・三三	厚さが一〇ミリメートル以下のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・三四	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・三五	厚さが三ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・四一	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・四二	その他のもの（厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のものに限る。）	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・四三	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のものに限る。）	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・四四	その他のもの（厚さが三ミリメートル未満のものに限る。）	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇八・四五	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	
七二〇八・九〇	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一、二五〇ミリメートル以下、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様のないものに限る。）	
七二〇八・九〇	その他のもの（厚さが一〇ミリメートルを超えるものに限る。）	
七二〇九・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	
	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	
	厚さが三ミリメートル以上のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
七二〇九・一二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％

七二〇九・一三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの	三・九％ 四・六％
七二〇九・一四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）	三・九％ 四・六％
七二〇九・二一	厚さが三ミリメートル以上のもの	三・九％
七二〇九・二二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	三・九％
七二〇九・二三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	三・九％
七二〇九・二四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの 厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	三・九％ 四・六％
七二〇九・三一	厚さが三ミリメートル以上のもの 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの	三・九％ 四・六％
七二〇九・三二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの	三・九％ 四・六％
七二〇九・三三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの	三・九％ 四・六％
七二〇九・三四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの その他のもの（冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）	三・九％ 四・六％
七二〇九・四一	厚さが三ミリメートル以上のもの	三・九％
七二〇九・四二	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	三・九％
七二〇九・四三	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	三・九％
七二〇九・四四	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの その他のもの	三・九％
七二〇九・九〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	三・九％ 四・六％
七二一〇・一一	すずをめつきしたもの 厚さが〇・五ミリメートル以上のもの 厚さが〇・五ミリメートル未満のもの（ターンプレートを含む。）	三・九％ 三・九％ 三・九％
七二一〇・一二	鉛をめつきしたもの	三・九％
七二一〇・二〇	亜鉛を電気めつきしたもの 厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの	三・九％ 四・六％ 三・九％
七二一〇・三一	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。） 波形にしたもの その他のもの	三・九％ 三・九％ 三・九％
七二一〇・三九	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。） 波形にしたもの その他のもの	三・九％ 三・九％ 三・九％
七二一〇・四一	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの	三・九％
七二一〇・四九	アルミニウムをめつきしたもの	三・九％
七二一〇・五〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	三・九％
七二一〇・六〇	その他のもの 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
七二一〇・七〇	二　その他のもの 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。） 厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。） 四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。） 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。） 一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの 二　その他のもの	三・九％ 四・六％ 三・九％ 四・六％
七二一〇・九〇	その他のもの	三・九％ 四・六％
七二一一・一一		
七二一一・一二		
七二一一・一九		

七二一一・二一	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
	その他のもの（熱間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
	四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの（幅が一五〇ミリメートルを超え、厚さが四ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。）	三・九％
七二一一・二二	その他のもの（厚さが四・七五ミリメートル以上のものに限る。）	三・九％
七二一一・二九	その他のもの	三・九％
七二一一・三〇	厚さが三ミリメートル未満のものにあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上のものにあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
七二一一・四一	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	三・九％
七二一一・四九	その他のもの	三・九％
七二一一・九〇	その他のもの	三・九％
七二一・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	三・九％
七二一二・一〇	すずをめつきしたもの	三・九％
	亜鉛を電気めつきしたもの	
七二一二・二一	厚さが三ミリメートル未満の鋼にあつては降伏点が二七五メガパスカル以上のもの及び厚さが三ミリメートル以上の鋼にあつては降伏点が三五五メガパスカル以上のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	三・九％
	二　その他のもの	四・六％
	その他のもの	
七二一二・二九	亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	三・九％
七二一二・三〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの	三・九％
七二一二・四〇	その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）	三・九％
七二一二・五〇	クラッドしたもの	三・九％
七二一二・六〇	一　炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	四・六％
	二　その他のもの	
七二一・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	三・九％
七二一三・一〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの	三・九％
七二一三・二〇	非合金快削鋼のもの	
	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限る。）	三・九％
七二一三・三一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）	三・九％
七二一三・三九	その他のもの	
	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）	三・九％
七二一三・四一	横断面が円形のもの（直径が一四ミリメートル未満のものに限る。）	三・九％
七二一三・四九	その他のもの	
七二一三・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）	四・六％
七二一・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）	
七二一四・一〇	鍛造したもの	三・九％
七二一四・二〇	節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの	三・九％
七二一四・三〇	非合金快削鋼のもの	三・九％
七二一四・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のものに限る。）	三・九％
七二一四・五〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のものに限る。）	三・九％
七二一四・六〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のものに限る。）	四・六％
七二一・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	
七二一五・一〇	非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
七二一五・二〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
七二一五・三〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上〇・六％未満のもので冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九％
七二一五・四〇	その他のもの（炭素の含有量が全重量の〇・六％以上のもので	三・九％

七二一五・九〇	冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・六%
	その他のもの	
	一　炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの	三・九%
	二　その他のもの	四・六%
七二一・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	
七二二六・一〇	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九%
	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
七二二六・二二	山形鋼	三・九%
七二二六・二三	T形鋼	三・九%
七二二六・三一	U形鋼、I形鋼及びH形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
七二二六・三二	U形鋼	三・九%
七二二六・三三	I形鋼	三・九%
七二二六・四〇	H形鋼	三・九%
	山形鋼及びT形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
七二二六・五〇	その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九%
七二二六・六〇	形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	三・九%
七二二六・九〇	その他のもの	三・九%
七二一七	鉄又は非合金鋼の線	
七二二七・一一	炭素の含有量が全重量の〇・二五%未満のもの	
	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	三・九%
七二二七・一二	亜鉛をめっきしたもの	三・九%
七二二七・一三	その他の卑金属をめっきしたもの	三・九%
七二二七・一九	その他のもの	三・九%
七二二七・二一	炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上〇・六%未満のもの	
	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	三・九%
七二二七・二二	亜鉛をめっきしたもの	三・九%
七二二七・二三	その他のもの	三・九%

七二二七・二三	その他の卑金属をめっきしたもの	四・六%
七二二七・二九	その他のもの	
	炭素の含有量が全重量の〇・六%以上のもの	
七二二七・三一	めっき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）	四・六%
七二二七・三二	亜鉛をめっきしたもの	四・六%
七二二七・三三	その他の卑金属をめっきしたもの	四・六%
七二二七・三九	その他のもの	四・六%
七二一八	第三節　ステンレス鋼	
七二二八・一〇	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	
七二二八・九〇	インゴットその他の一次形状のもの	四・六%
七二一九	その他のもの	四・六%
	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	
七二二九・一一	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの	
七二二九・一二	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	四・六%
	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	四・六%
七二二九・一三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二二九・一四	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの	
七二二九・二一	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの	四・六%
七二二九・二二	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの	四・六%
七二二九・二三	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二二九・二四	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
七二二九・三一	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	四・六%
七二二九・三二	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二二九・三三	厚さが一ミリメートルを超え三ミリメートル未満のもの	四・六%
七二二九・三四	厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの	四・六%
七二二九・三五	厚さが〇・五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二二九・九〇	その他のもの	四・六%
七二二〇・一	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	
	熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
	厚さが四・七五ミリメートル以上のもの	四・六%

七二二〇・一二	厚さが四・七五ミリメートル未満のもの	四・六%
七二二〇・二〇	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	四・六%
七二二〇・九〇	その他のもの	四・六%
七二二一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	四・六%
七二二二・一〇	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼 棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・六%
七二二二・二〇	棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	四・六%
七二二二・三〇	その他の棒	四・六%
七二二二・四〇	形鋼	四・六%
七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線	四・六%
七二二四・一〇	第四節　その他の合金鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒 その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品 インゴットその他の一次形状のもの 一　高速度鋼のもの	六・六%
	二　合金工具鋼のもの	五・八%
	三　その他のもの	四・六%
七二二四・九〇	その他のもの 一　高速度鋼のもの	六・六%
	二　合金工具鋼のもの	五・八%
	三　その他のもの	四・六%
七二二五・一〇	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。） けい素電気鋼のもの	四・六%
七二二五・二〇	高速度鋼のもの	六・六%
七二二五・三〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。） 一　合金工具鋼のもの	五・八%
	二　その他のもの	四・六%
七二二五・四〇	その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。） 一　合金工具鋼のもの	五・八%
	二　その他のもの	四・六%
七二二五・五〇	その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	五・八%
七二二五・九〇	その他のもの 一　合金工具鋼のもの	五・八%
	二　その他のもの	四・六%
七二二六・一〇	その他のもの 一　バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）	六・三%
	二　合金工具鋼のもの	五・八%
	三　その他のもの	四・六%
七二二六・二〇	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。） けい素電気鋼のもの	四・六%
七二二六・九一	高速度鋼のもの	六・六%
	その他のもの 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
	一　合金工具鋼のもの	五・八%
	二　その他のもの	四・六%
七二二六・九二	冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）	
	一　合金工具鋼のもの	五・八%
	二　その他のもの	四・六%
七二二六・九九	その他のもの 一　バイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）	六・三%
	二　合金工具鋼のもの	五・八%
	三　その他のもの	四・六%
七二二七・一〇	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。） 高速度鋼のもの	六・六%
七二二七・二〇	シリコマンガン鋼のもの	四・六%
七二二七・九〇	その他のもの 一　合金工具鋼のもの	五・八%
	二　その他のもの	四・六%
七二二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	
七二二八・一〇	高速度鋼の棒	六・六%
七二二八・二〇	シリコマンガン鋼の棒	四・六%
七二二八・三〇	その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。） 一　合金工具鋼のもの	五・八%
	二　その他のもの	四・六%

七二二八・四〇	その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
	一　合金工具鋼のもの	五・八％
	二　その他のもの	四・六％
七二二八・五〇	その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）	
	一　合金工具鋼のもの	五・八％
	二　その他のもの	四・六％
七二二八・六〇	その他の棒	
	一　合金工具鋼のもの	五・八％
	二　その他のもの	四・六％
七二二八・七〇	形鋼	
	一　合金工具鋼のもの	五・八％
	二　その他のもの	四・六％
七二二八・八〇	中空ドリル棒	五・八％
七二二九	その他の合金鋼の線	
七二二九・一〇	高速度鋼のもの	六・六％
七二二九・二〇	シリコマンガン鋼のもの	四・六％
七二二九・九〇	その他のもの	
	一　合金工具鋼のもの	五・八％
	二　その他のもの	四・六％

第七三類　鉄鋼製品

注

1　この類において「鋳鉄」とは、含有する元素のうち鉄の重量が最大の鋳造品で、第七二類の注1(d)に定義する鋼の化学的組成を有しないものをいう。

2　この類において「線」とは、熱間成形又は冷間成形をした製品で、横断面の最大寸法が一六ミリメートル以下のもの（横断面の形状を問わない。）をいう。

七三〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	
七三〇一・一〇	鋼矢板	
	一　合金鋼のもの	四・六％
	二　その他のもの	三・九％
七三〇一・二〇	形鋼	三・九％
七三〇一・三〇	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍叉、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	三・九％
七三〇一・四〇	レール	三・九％
七三〇一・九〇	まくら木	三・九％
七三〇二	トングレール、轍叉、転轍棒その他の分岐器の構成部分継目板及びソールプレート	三・九％
七三〇二・〇〇	その他のもの	三・九％
七三〇三	鋳鉄製の管及び中空の形材	無税
七三〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	
七三〇四・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	
	一　合金鋼製のもの	五・二％
	二　その他のもの	三・九％
七三〇四・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ	無税
	一　ドリルパイプ	
	二　その他のもの	
	(一)　合金鋼製のもの	五・二％
	(二)　その他のもの	三・九％
七三〇四・三一	その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	
	一　ドリルパイプ	無税
	二　その他のもの	
七三〇四・三九	その他のもの	三・九％
	一　ドリルパイプ	無税
	二　その他のもの	三・九％
七三〇四・四一	その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	
	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	
	一　ドリルパイプ	無税
	二　その他のもの	五・二％
七三〇四・四九	その他のもの	三・九％
	一　ドリルパイプ	無税
	二　その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	五・二％
七三〇四・五一	その他のもの	
	冷間引抜き又は冷間圧延をしたもの	
	一　ドリルパイプ	無税
	二　その他のもの	五・二％

七三〇四・五九	その他のもの	無税	五・二%
	一　ドリルパイプ		
	二　その他のもの		
七三〇四・九〇	その他のもの	無税	五・二%
	一　ドリルパイプ		
	二　その他のもの		
	㈠　合金鋼製のもの		
	㈡　その他のもの		
七三〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面の外側及び内側が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）		
七三〇五・一一	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
	縦方向にサブマージアーク溶接をしたもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三〇五・一二	その他のもの（縦方向に溶接したものに限る。）		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三〇五・一九	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三〇五・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三〇五・三一	その他の溶接管		
	縦方向に溶接したもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三〇五・三九	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三〇五・九〇	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
七三〇六・一〇	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三〇六・二〇	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング		
	一　合金鋼製のもの	五・二%	三・九%
	二　その他のもの		
七三〇六・三〇	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	無税	五・二%
七三〇六・四〇	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	無税	五・二%
七三〇六・五〇	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	無税	五・二%
七三〇六・六〇	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		
	一　合金鋼製のもの	無税	五・二%
	二　その他のもの		三・九%
七三〇六・九〇	その他のもの		
	一　合金鋼製のもの	無税	五・二%
	二　その他のもの		三・九%
七三・〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
七三〇七・一一	鋳造した継手		
	非可鍛鋳鉄製のもの	無税	
七三〇七・一九	その他のもの		
	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	無税	
七三〇七・二一	フランジ		
七三〇七・二二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	無税	
七三〇七・二三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	無税	
七三〇七・二九	その他のもの		
	その他のもの		
七三〇七・九一	フランジ	無税	
七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	無税	
七三〇七・九三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	無税	
七三〇七・九九	その他のもの		
七三・〇八	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		
七三〇八・一〇	橋及び橋げた	無税	
七三〇八・二〇	塔及び格子柱	無税	

七三〇八・三〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	無税	三・九%
七三〇八・四〇	足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品	無税	三・九%
七三〇八・九〇	その他のもの	無税	三・九%
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	三・九%	
七三一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が二〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	三・九%	
七三一〇・一〇	内容積が五〇リットル以上のもの	三・九%	
七三一〇・二二	内容積が五〇リットル未満のもの	三・九%	
七三一〇・二九	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）	三・九%	
七三一〇・三〇	その他のもの	三・九%	
七三一一・一一	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	三・九%	
七三一一・一二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	三・九%	
七三一二・一〇	より線、ロープ及びケーブル	三・九%	
七三一二・九〇	その他のもの	三・九%	
七三一三・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵に使用する種類のもの	三・九%	
七三一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	三・九%	
七三一四・一一	織つた物品 ステンレス鋼製のもの	三・九%	
七三一四・一九	その他のもの	三・九%	
七三一四・二〇	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	三・九%	
七三一四・三〇	その他のワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したもの	三・九%	
七三一四・四一	に限る。） その他のワイヤグリル、網及び柵	三・九%	
七三一四・四二	亜鉛をめつきしたもの	三・九%	
七三一四・四九	プラスチックを被覆したもの	三・九%	
七三一四・五〇	その他のもの	三・九%	
七三一五	エキスパンデッドメタル	無税	
七三一五・一一	鉄鋼製の鎖及びその部分品 連接リンクチェーン及びその部分品	無税	
七三一五・一二	ローラーチェーン	無税	
七三一五・一九	その他の鎖	無税	
七三一五・二〇	部分品	無税	
七三一五・八一	スキッドチェーン	無税	
七三一五・八二	その他の鎖	無税	
七三一五・八九	スタッド付きチェーン	無税	
七三一五・九〇	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）	無税	
七三一六	その他のもの	無税	
七三一六・〇〇	その他の部分品	無税	
七三一七	鉄鋼製のいかり及びその部分品	三・九%	
七三一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びよう、画びよう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	三・九%	
七三一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	三・九%	
七三一八・一一	ねじを切つた製品 コーチスクリュー	三・四%	
七三一八・一二	その他の木ねじ	三・四%	
七三一八・一三	スクリューフック及びスクリューリング	三・四%	
七三一八・一四	セルフタッピングスクリュー	三・四%	
七三一八・一五	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	三・四%	
七三一八・一六	ナット	三・四%	
七三一八・一九	その他のもの	三・四%	
七三一八・二二	ねじを切つてない製品 ばね座金その他の止め座金	三・四%	
七三一八・二三	その他の座金	三・四%	
	リベット	三・四%	

七三二八・二四	コッター及びコッターピン	三・四%	
七三二八・二九	その他のもの	三・四%	
七三・一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品		
七三二九・一〇	縫針、かがり針及びししゅう針	無税	
七三二九・二〇	安全ピン	無税	
七三二九・三〇	その他のピン	無税	
七三二九・九〇	その他のもの	無税	
七三・二〇	鉄鋼製のばね及びばね板		
七三二〇・一〇	板ばね及びそのばね板		
	一　自動車用のシャシばね及びそのばね板	無税	
	二　その他のもの	三・九%	
七三二〇・二〇	コイルばね		
	一　自動車用のシャシばね	無税	
	二　その他のもの	三・九%	
七三二〇・九〇	その他のもの		
	一　自動車用のシャシばね	無税	
	二　その他のもの	三・九%	
七三・二二	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）		
七三二一・一一	調理用加熱器具及び皿温め器		
	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	無税	
七三二一・一二	液体燃料用のもの	無税	
七三二一・一三	固体燃料用のもの	無税	
	その他の器具		
七三二一・八一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	無税	
七三二一・八二	液体燃料用のもの	無税	
七三二一・八三	固体燃料用のもの	無税	
七三二一・九〇	部分品	無税	
七三・二二	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）		
七三二二・一一	ラジエーター及びその部分品		
七三二二・一九	鋳鉄製のもの	無税	
七三二二・九〇	その他のもの	無税	
七三・二三	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄綱のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税	
七三三三・一〇	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		
	その他のもの		
七三三三・九一	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものを除く。）	無税	
七三三三・九二	鋳鉄製のもの（ほうろう引きのものに限る。）	無税	
七三三三・九三	ステンレス鋼製のもの	無税	
七三三三・九四	その他の鉄鋼製のもの（ほうろう引きのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	無税	
七三三三・九九	その他のもの	無税	
七三・二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	無税	
七三三四・一〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	無税	
七三三四・二一	浴槽		
	鋳鉄製のもの（ほうろう引きをしてあるかないかを問わない。）	無税	
七三三四・二九	その他のもの	無税	
七三三四・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税	
七三・二五	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）		
七三三五・一〇	非可鍛鋳鉄製のもの	無税	
	その他のもの		
七三三五・九一	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	無税	
七三三五・九九	その他のもの	無税	
七三・二六	その他の鉄鋼製品		
	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）		
七三三六・一一	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	無税	
七三三六・一九	その他のもの	無税	
七三三六・二〇	鉄鋼の線から製造したもの	無税	
七三三六・九〇	その他のもの	無税	

第七四類　銅及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「精製銅」とは、銅の含有量が全重量の九九・八五%以上である金属及び銅の含有量が全重

量の九七・五%以上であり、かつ、銅以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度(%)
銀(Ag)	〇・二五
砒素(As)	〇・五
カドミウム(Cd)	一・三
クロム(Cr_2)	一・四
マグネシウム(Mg_2)	〇・八
鉛(Pb)	一・五
硫黄(S)	〇・七
すず(Sn)	〇・八
テルル(Te)	〇・八
亜鉛(Zn)	一
ジルコニウム(Zr_2)	〇・三
その他の各元素(*)	〇・三

＊　その他の各元素とは、例えば、アルミニウム、ベリリウム、コバルト、鉄、マンガン、ニッケル及びけい素をいう。

(b)　「銅合金」とは、含有する元素のうち銅の重量が最大の金属（粗銅を除く。）で次のいずれかのものをいう。

(i)　銅以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii)　銅以外の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるもの

(c)　「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、りんの含有量が全重量の一五%を超えるりん銅は、第二八・四八項に属する。

(d)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたものは、第七四・〇二項の塊とみなす。

(e)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(f)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

もつとも、第七四・一四項の線には、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。

(g)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七四・〇三項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七四・〇九項又は第七四・一〇項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(h)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「銅・亜鉛合金（黄銅）」とは、銅と亜鉛の合金（銅及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及び亜鉛以外の元素を含有する場合には、次のすべての要件を満たすものをいう。

銅以外の含有する元素のうち亜鉛の重量が最大であること。

ニッケルの含有量が全重量の五%未満であること（銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）参照）。

すずの含有量が全重量の三％未満であること（「銅・すず合金（青銅）」参照）。

(b)　「銅・すず合金（青銅）」とは、銅とすずの合金（銅及びすず以外の元素を含有するかしないかを問わない。）をいうものとし、銅及びすず以外の元素を含有する場合には、銅以外の含有する元素のうちすずの重量が最大であるものをいう。ただし、すずの含有量が全重量の三％以上であり、かつ、亜鉛の含有量が全重量の一〇％未満である場合には、含有する亜鉛の重量がすずの重量を超えるものも含む。

(c)　「銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）」とは、銅とニッケルと亜鉛の合金（銅、ニッケル及び亜鉛以外の元素を含有するかしないかを問わない。）で、ニッケルの含有量が全重量の五％以上のものをいう（「銅・亜鉛合金（黄銅）」参照）。

(d)　「銅・ニッケル合金」とは、銅とニッケルの合金（銅及びニッケル以外の元素を含有するかしないかを問わないものとし、亜鉛の含有量が全重量の一％以下のものに限る。）をいうものとし、銅及びニッケル以外の元素を含有する場合には、銅以外の元素のうちニッケルの重量が最大であるものをいう。

七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）		
七四〇一・一〇	銅のマット	無税	
七四〇一・二〇	セメントカッパー（沈殿銅）	無税	
七四・〇二			
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	一キログラムにつき一五円	
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊		
七四〇三・一一	精製銅		
	陰極銅及びその切断片	一キログラムにつき一五円	
七四〇三・一二	ワイヤバー	一キログラムにつき一五円	
七四〇三・一三	ビレット	一キログラムにつき一五円	
七四〇三・一九	その他のもの	一キログラムにつき一五円	
	銅合金		
七四〇三・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）	無税	
七四〇三・二二	銅・すず合金（青銅）	一キログラムにつき一五円	
七四〇三・二三	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）	一キログラムにつき一五円	
七四〇二・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	無税	四・八％
七四・〇四			
七四〇四・〇〇	銅のくず	一キログラムにつき一五円	四・八％
七四・〇五			
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	無税	四・八％
七四・〇六			
七四〇六・一〇	銅の粉及びフレーク		
七四〇六・一〇	粉（薄片状のものを除く。）		五・八％
七四〇六・二〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク		五・八％
七四・〇七			
七四〇七・一〇	銅の棒及び形材		
	精製銅のもの		五・八％
	銅合金のもの		
七四〇七・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		五・八％
七四〇七・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		四・六％
七四〇七・二九	その他のもの		五・八％
七四・〇八			
七四〇八・一一	銅の線		
	精製銅のもの		
七四〇八・一九	横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの		五・八％
	その他のもの		五・八％
	銅合金のもの		
七四〇八・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの		五・八％
七四〇八・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		四・六％
七四〇八・二九	その他のもの		五・八％
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）		
	精製銅のもの		
七四〇九・一一	巻いたもの		五・二％
七四〇九・一九	その他のもの		五・二％
	銅合金（黄銅）のもの		
七四〇九・二一	巻いたもの		四・八％
七四〇九・二九	その他のもの		四・八％

七四〇九・三一	銅・すず合金（青銅）のもの		
	巻いたもの	四・八%	無税
	その他のもの	四・八%	無税
七四〇九・三九	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの		
七四〇九・四〇	その他の銅合金のもの	四・六%	無税
七四〇九・九〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	四・八%	無税
七四一〇・一一	裏張りしてないもの		
	精製銅のもの	四・八%	無税
七四一〇・一二	銅合金のもの	五・二%	無税
七四一〇・二二	裏張りしたもの		
	精製銅のもの	四・八%	無税
七四一〇・二三	銅合金のもの	四・八%	無税
七四・一一	銅製の管		
七四一一・一〇	精製銅のもの	五・二%	無税
	銅合金のもの		
七四一一・一二	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	五・二%	無税
七四一一・二二	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	五・二%	無税
七四一一・二九	その他のもの	六・六%	無税
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
七四一二・一〇	精製銅のもの	無税	無税
七四一二・二〇	銅合金のもの	無税	無税
七四・一三	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）		
七四一三・〇〇	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル	五・八%	無税
七四・一四	機械用ワイヤエンドレスバンド		
七四一四・一〇	その他のもの	無税	無税
七四一四・九〇	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品		
七四一五・一〇	くぎ、びょう、画びょう、またくぎその他これらに類する製品		
	その他のもの（ねじを切つたものを除く。）		
七四一五・二一	座金（ばね座金を含む。）		
七四一五・二九	その他のもの		
	その他のもの（ねじを切つたものに限る。）		
七四一五・三一	木ねじ		
七四一五・三二	その他のねじ、ボルト及びナット		
七四一五・三九	その他のもの		
七四一六・〇〇	銅製のばね		
七四一七・〇〇	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）		
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		
七四一八・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		
七四一八・二〇	衛生用品及びその部分品		
七四・一九	その他の銅製品		
七四一九・一〇	鎖及びその部分品		
	その他のもの		
七四一九・九一	鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）		
七四一九・九九	その他のもの		

第七五類　ニッケル及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品

で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七五・〇二項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七五・〇六項の板、シート、ストリップ及びはくには、鋳線（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ニッケル（合金を除く。）」とは、ニッケル及びコバルトの含有量の合計が全重量の九九%以上の金属で次のいずれの要件も満たすものをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の一・五%以下であること。

(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えないこと。

元素	全重量に対する限度（%）
鉄（Fe）	〇・五
酸素（O）	〇・四
その他の各元素	〇・三

(b) 「ニッケル合金」とは、含有する元素のうちニッケルの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i) コバルトの含有量が全重量の一・五%を超えるもの

(ii) ニッケル及びコバルト以外の元素の少なくとも一の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(iii) ニッケル及びコバルト以外の元素の含有量の合計が全重量の一%を超えるもの

七五・〇一		ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	無税
七五〇一・一〇		ニッケルのマット	一一・七%（その率が一キログラムにつき七二円九〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
七五〇一・二〇		焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物	
	一	焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限る。）	五・八%（その率が一キログラムにつき七二円九〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
	二	その他のもの	
		(一) 酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。）	無税
		(二) その他のもの	
七五・〇二		ニッケルの塊	
七五〇二・一〇		ニッケル（合金を除く。）	
七五〇二・二〇		ニッケル合金	

	一　ニッケルの含有量が全重量の五〇％未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇％以上のもの	無税
	二　その他のもの	八・一％
七五・〇三	ニッケルのくず	無税
七五〇三・〇〇		
七五・〇四	ニッケルの粉及びフレーク	
七五〇四・〇〇	一　真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの	無税
	二　その他のもの	
	(一)　ニッケル（合金を除く。）のもの	一キログラムにつき五二円
七五・〇五	(二)　その他のもの	四・八％
	ニッケルの棒、形材及び線	
七五〇五・一一	棒及び形材	
七五〇五・一二	ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八％
	ニッケル合金のもの	四・六％
	線	
七五〇五・二一	ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八％
七五〇五・二二	ニッケル合金のもの	四・六％
七五・〇六	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	
七五〇六・一〇	ニッケル（合金を除く。）のもの	
	一　真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの	無税
	二　その他のもの	五・八％
七五〇六・二〇	ニッケル合金のもの	四・六％
七五・〇七	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	
	管	
七五〇七・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの	五・八％
七五〇七・一二	ニッケル合金のもの	無税
七五〇七・二〇	管用継手	無税
七五・〇八		
七五〇八・〇〇	その他のニッケル製品	四・六％

第七六類　アルミニウム及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七六・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

　長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

　長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

　第七六・〇六項又は第七六・〇七項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「アルミニウム（合金を除く。）」とは、アルミニウムの含有量が全重量の九九％以上で、アルミニウム以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
鉄（Fe）及びけい素（Si）	合計　一
その他の各元素（注(1)）	〇・一（注(2)）

注(1)　その他の各元素とは、例えば、クロム、銅、マグネシウム、マンガン、ニッケル及び亜鉛をいう。

注(2)　クロム又はマンガンの含有量がそれぞれ全重量の〇・〇五％以下である場合には、銅の含有量は、全重量の〇・二％を限度として〇・一％を超えることができる。

(b)　「アルミニウム合金」とは、含有する元素のうちアルミニウムの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i)　鉄及びけい素の含有量の合計又はアルミニウム、鉄及びけい素以外の元素のうち少なくとも一の元素の含有量が全重量に対して(a)の表に掲げる限度を超えるもの

(ii)　アルミニウム以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

七六・〇一	アルミニウムの塊	
七六〇一・一〇	アルミニウム（合金を除く。）	一％
七六〇一・二〇	アルミニウム合金	一％
七六・〇二	アルミニウムのくず	無税
七六〇二・〇〇	アルミニウムの粉及びフレーク	
七六・〇三	粉（薄片状のものを除く。）	四・六％
七六〇三・一〇	粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク	四・六％
七六〇三・二〇	アルミニウムの棒及び形材	
七六・〇四	アルミニウム（合金を除く。）のもの	九・二％
七六〇四・一〇	アルミニウム合金のもの	九・二％
七六〇四・二一	中空の形材	一〇・二％
七六〇四・二九	その他のもの	九・二％
七六・〇五	アルミニウムの線	
七六〇五・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの	九・二％
七六〇五・一九	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	一〇・二％
七六〇五・二一	その他のもの	
七六〇五・二九	アルミニウム合金のもの	九・二％
七六・〇六	横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	一〇・二％
	その他のもの	
	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	
	長方形（正方形を含む。）のもの	
七六〇六・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの	三％
七六〇六・一二	アルミニウム合金のもの	
	一　大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）	無税
	二　その他のもの	三％
七六〇六・九一	その他のもの	
七六〇六・九二	アルミニウム（合金を除く。）のもの	三％
	アルミニウム合金のもの	
	一　大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）	無税
	二　その他のもの	三％
七六・〇七	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	
七六〇七・一一	裏張りしてないもの	
七六〇七・一九	圧延したもの（更に加工したものを除く。）	一〇・二％
七六〇七・二〇	その他のもの	一〇・二％
	裏張りしたもの	一〇・二％
七六・〇八	アルミニウム製の管	
七六〇八・一〇	アルミニウム（合金を除く。）のもの	一〇・二％
七六〇八・二〇	アルミニウム合金のもの	一〇・二％
七六・〇九	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	四・六％
七六〇九・〇〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、櫓げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	
七六・一〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	無税
七六一〇・一〇	その他のもの	四・一％
七六一〇・九〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか	
七六・一一	アルミニウム（合金を除く。）のもの	
七六一一・〇〇	アルミニウム合金のもの	

	ないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）		
七六・一二	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	四・六%	
七六・一二・一〇	折畳み可能なチューブ状のもの	四・六%	
七六・一二・九〇	その他のもの	四・六%	
七六・一三	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	四・六%	
七六・一四	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）		
七六・一四・一〇	しんに鋼を使用したもの	六・三%	
七六・一四・九〇	その他のもの	六・三%	
七六・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。）	無税	
七六・一五・一〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	無税	
七六・一五・二〇	衛生用品及びその部分品	無税	
七六・一六	その他のアルミニウム製品	四・一%	
七六・一六・一〇	くぎ、びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、ゴッターピン、座金その他これらに類する製品	四・一%	
七六・一六・九〇	その他のもの	四・一%	

第七八類　鉛及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七八・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

　長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

　長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

　第七八・〇四項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において「精製鉛」とは、鉛の含有量が全重量の九九・九%以上で、鉛以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度を超えない金属をいう。

元素	全重量に対する限度（%）
銀（Ag）	〇・〇二
砒素（As）	〇・〇〇五

ビスマス（Bi）	○・○五		
カルシウム（Ca）	○・○○一		
カドミウム（Cd）	○・○○一		
銅（Cu）	○・○八		
鉄（Fe）	○・○○二		
硫黄（S）	○・○○二		
アンチモン（Sb）	○・○○五		
すず（Sn）	○・○○五		
亜鉛（Zn）	○・○○二		
その他の各元素（例えば、テルル）	○・○○一		
七八・○一			
七八〇一・一〇	鉛の塊		
	精製鉛	一キログラムにつき八円	二・八％
七八〇一・九一	その他のもの		
	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの		
	一　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）		二・八％（その率が一キログラムにつき四円六四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの		五・二％（その率が一キログラムにつき四円六四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
七八〇一・九九	その他のもの		
	一　鉛合金のもの		三・八％（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの		
	一　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）		二・八％
	二　その他のもの		
七八〇二・〇〇	鉛のくず	一キログラムにつき八円	二・六％
七八〇三・〇〇	鉛の棒、形材及び線		四・六％
七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		
七八〇四・一一	板、シート、ストリップ及びはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限る。）		五・二％
七八〇四・一九	その他のもの		六・六％
七八〇四・二〇	粉及びフレーク		五・二％
七八・〇五			
七八〇五・〇〇	鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		五・八％
七八・〇六			
七八〇六・〇〇	その他の鉛製品		四・六％

第七九類　亜鉛及びその製品

注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含

む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第七九・〇二項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第七九・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

七九・〇一	亜鉛の塊	
七九〇一・一一	亜鉛（合金を除く。）	
	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	一キログラムにつき八円
七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの	一キログラムにつき八円

号注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「亜鉛（合金を除く。）」とは、亜鉛の含有量が全重量の九七・五%以上の金属をいう。

(b) 「亜鉛合金」とは、含有する元素のうち亜鉛の重量が最大の金属で、他の元素の含有量の合計が全重量の二・五%を超えるものをいう。

(c) 「亜鉛のダスト」とは、亜鉛蒸気を凝結させて得た球状の粒子で粉よりも微細なもの（目開きが六三ミクロンのふるいに対する通過率が全重量の八〇%以上のものに限る。）のうち、金属亜鉛の含有量が全重量の八五%以上のものをいう。

七九〇一・二〇	亜鉛合金	
	一　アルミニウムの含有量が全重量の二%を超えるもの	一キログラムにつき六円二四銭
	二　その他のもの	
	(一)　亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの	一キログラムにつき五円七六銭
	(二)　その他のもの	無税
七九・〇二	亜鉛のくず	無税
七九〇二・〇〇	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	四・六%
七九〇三・一〇	亜鉛のダスト	四・六%
七九〇三・九〇	その他のもの	三・八%
七九・〇四	亜鉛の棒、形材及び線	三・八%
七九〇四・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	五・八%
七九・〇五	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	三・八%
七九〇五・〇〇	その他の亜鉛製品	
七九〇六・〇〇	といし、ルーフキャッピング、天窓用枠その他加工した建築用材料	三・九%
七九・〇七	その他のもの	四・六%
七九〇七・一〇		
七九〇七・九〇		

第八〇類　すず及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、スト

八〇・〇一	すずの塊	無税
八〇〇一・一〇	すず（合金を除く。）	二・六％
八〇〇一・二〇	すず合金	
八〇・〇二	すずのくず	無税
八〇〇二・〇〇		
八〇・〇三	すずの棒、形材及び線	三％
八〇〇三・〇〇		
八〇・〇四	すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	三％
八〇〇四・〇〇		
八〇・〇五	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク	三・九％
八〇〇五・一〇	はく	三・九％
八〇〇五・二〇	粉及びフレーク	
八〇・〇六	すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	三・九％
八〇〇六・〇〇		
八〇・〇七	その他のすず製品	四・六％
八〇〇七・〇〇		

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

号注

1　第七四類の注1に規定する「棒」、「形材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。

タングステン及びその製品（くずを含む。）

八一・〇一		
八一〇一・一〇	粉	無税
	その他のもの	
八一〇一・九一	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	無税
八一〇一・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税
八一〇一・九三	線	無税
八一〇一・九九	その他のもの	無税
	モリブデン及びその製品（くずを含む。）	
八一・〇二		
八一〇二・一〇	粉	無税
	その他のもの	
八一〇二・九一	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	無税
八一〇二・九二	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第八〇・〇一項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第八〇・〇四項又は第八〇・〇五項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

1　この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「すず（合金を除く。）」とは、すずの含有量が全重量の九九％以上で、ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ次の表に掲げる限度未満の金属をいう。

元素	全重量に対する限度（％）
ビスマス（Bi）	〇・一
銅（Cu）	〇・四

(b)　「すず合金」とは、含有する元素のうちすずの重量が最大の金属で次のいずれかのものをいう。

(i)　すず以外の元素の含有量の合計が全重量の一％を超えるもの

(ii)　ビスマス又は銅の含有量が全重量に対してそれぞれ(a)の表に掲げる限度以上のもの

八一〇二・九二	線	無税
八一〇二・九九	その他のもの	無税
八一〇三	タンタル及びその製品（くずを含む。）	
八一〇三・一〇	タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）、くず及び粉	四・六%
	一　塊及び粉	無税
	二　くず	
八一〇三・九〇	その他のもの	四・六%
	一　フレーク	五・八%
	二　その他のもの	
八一〇四	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	
八一〇四・一一	マグネシウムの塊	五・二%
	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもの	五・二%
八一〇四・一九	その他のもの	二・六%
八一〇四・二〇	くず	五・八%
八一〇四・三〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	五・八%
八一〇四・九〇	その他のもの	
八一〇五	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）	
八一〇五・一〇	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊、くず及び粉	無税
八一〇五・九〇	その他のもの	無税
八一〇六	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	
八一〇六・〇〇	カドミウム及びその製品（くずを含む。）	四・一%
八一〇七	カドミウムの塊、くず及び粉	無税
八一〇七・一〇	その他のもの	無税
八一〇七・九〇	チタン及びその製品（くずを含む。）	四・一%
八一〇八	チタンの塊、くず及び粉	四・一%
八一〇八・一〇	その他のもの	五・二%
八一〇八・九〇	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	
八一〇九	ジルコニウムの塊、くず及び粉	無税
八一〇九・一〇	その他のもの	無税
八一〇九・九〇		
八一一〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	一キログラムにつき二二円四〇銭
八一一〇・〇〇		
八一一一	マンガン及びその製品（くずを含む。）	四・四%
八一一一・〇〇		
八一一二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	
八一一二・一一	ベリリウム	無税
八一一二・一九	塊、くず及び粉	無税
八一一二・二〇	その他のもの	四・一%
	クロム	五・二%
	一　塊、くず及び粉	無税
	二　その他のもの	五・二%
八一一二・三〇	ゲルマニウム	三%
八一一二・四〇	バナジウム	四・一%
	その他のもの	五・二%
八一一二・九一	塊、くず及び粉	五・二%
	一　インジウムのもの	
	二　その他のもの	
八一一二・九九	その他のもの	
八一一三	サーメット及びその製品（くずを含む。）	
八一一三・〇〇		

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

注

1　トーチランプ、可搬式かじ炉、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第八二・〇九項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。

(a)　卑金属

(b)　金属炭化物又はサーメット

(c)　卑金属製、金属炭化物製又はサーメット製の支持物に取り付けた天然、合成又は再生の貴石又は半貴石

(d)　卑金属製の支持物（卑金属製の切削歯、溝その他これらに類する作用する部分を有し、これに研磨材料を取り付けた後においてもその機能を維持する場合に限る。）に取り付けた研磨材料

2　この類の物品の卑金属製の部分品（当該物品とは別に掲げてあるもの及び第八四・六六項の手工具用ツールホルダーを除く。）は、当該物品が属する項に属する。ただし、第一五部の注2のはん用性の部分品は、すべてこの類に属しない。

電気かみそり又は電気バリカンの頭部及び刃は、第八五・一〇項に属する。

3　第八二・一一項の一以上のナイフとこれと同数以上の第八二・一五項の製品とをセットにした製品は、第八二・一五項に属する。

八二・〇一	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込	五・二%

八二〇一・一〇	みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	無税
八二〇一・二〇	スペード及びショベル	無税
八二〇一・三〇	フォーク	無税
八二〇一・四〇	つるはし、くわ及びレーキ	無税
八二〇一・五〇	なた、なたがまその他のおの類	無税
八二〇一・六〇	片手剪定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家まき切断用のものを含む。）	無税
八二〇一・九〇	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	無税
八二〇一・〇二	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	無税
八二〇一・一〇	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり	無税
八二〇一・二〇	手のこぎり	無税
八二〇一・三一	帯のこぎりのブレード	無税
八二〇一・三二	サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）	無税
八二〇一・四〇	作用する部分に鋼を使用したもの	無税
八二〇一・九一	作用する部分にその他の材料を使用したもの	無税
八二〇一・九九	チェーンソーのブレード	無税
八二・〇三	その他ののこぎりのブレード	無税
八二〇二・一〇	ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）	無税
八二〇二・二〇	その他のもの	無税
八二〇二・三〇	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	無税
八二〇二・四〇	やすりその他これに類する手工具	無税
八二・〇四	プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具	無税
	金属切断用ばさみその他これに類する手工具	無税
	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	無税
	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	無税
八二〇四・一一	スパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）	無税
八二〇四・一二	調節式でないもの	無税
八二〇四・二〇	調節式のもの	無税
	互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	無税

八二・〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	無税
八二〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	無税
八二〇五・二〇	ハンマー	無税
八二〇五・三〇	かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）	無税
八二〇五・四〇	ねじ回し	無税
八二〇五・五一	その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）	無税
八二〇五・五九	家庭用のもの	無税
八二〇五・六〇	その他のもの	無税
八二〇五・七〇	トーチランプ	無税
八二〇五・八〇	万力、クランプその他これらに類する物品	無税
八二〇五・九〇	金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	無税
八二・〇六	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）	無税
八二〇六・〇〇	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）	無税
八二・〇七	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）	無税
八二〇七・一二	削岩用又は土壌せん孔用の工具	無税
八二〇七・二〇	作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	無税
八二〇七・三〇	作用する部分にその他の材料を使用したもの	無税
八二〇七・四〇	金属の引抜き用又は押出し用のダイス	無税
八二〇七・五〇	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具	無税
八二〇七・六〇	ねじ立て用又はねじ切り用の工具	無税
八二〇七・七〇	穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）	無税
八二〇七・八〇	中ぐり用又はブローチ削り用の工具	無税
	フライス削り用工具	無税
	切削用工具	無税

八二〇七・九〇	その他の互換性工具	無税
八二・〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃	
八二〇八・一〇	金属加工用のもの	無税
八二〇八・二〇	木工用のもの	無税
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	無税
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	無税
八二〇八・九〇	その他のもの	無税
八二・〇九	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（焼結した金属炭化物又はサーメットのもので、取り付けてないものに限る。）	無税
八二・一〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税
八二〇九・〇〇	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃	四・四%
八二・一一	詰合せセット	無税
八二一一・一〇	その他のもの	無税
八二一一・九一	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）	四・四%
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	四・四%
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	四・四%
八二一一・九四	刃	三・七%
八二・一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	四・四%
八二一二・一〇	かみそり	無税
八二一二・二〇	安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	無税
八二一二・九〇	その他の部分品	無税
八二一三・〇〇	はさみ、テーラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	四・四%
八二・一四	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	
八二一四・一〇	ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃	四・四%
八二一四・二〇	マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	四・六%
八二一四・九〇	その他のもの	四・四%
八二・一五	スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	
八二一五・一〇	詰合せセット（貴金属をめっきした少なくとも一の製品をさむものに限る。）	四・六%
八二一五・二〇	その他の詰合せセット	四・六%
八二一五・九一	その他のもの 貴金属をめっきしたもの	四・六%
八二一五・九九	その他のもの	四・六%

第八三類　各種の卑金属製品

注

1　この類において卑金属製の部分品は、本体が属する項に属する。ただし、第七三・一二項、第七三・一五項、第七三・一七項、第七三・一八項又は第七三・二〇項の鉄鋼製品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで又は第七八類から第八一類までのものに限る。）は、この類の物品の部分品とはしない。

2　第八三・〇二項において「キャスター」とは、直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が七五ミリメートル以下のもの及び直径（タイヤ部分がある場合には、これを含む。）が七五ミリメートルを超えるものにあつては取り付けてある車輪又はタイヤの幅が三〇ミリメートル未満のものをいう。

八三・〇一	卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ	
八三〇一・一〇	南京錠（なんきん）	四・一%
八三〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠	無税
八三〇一・三〇	家具に使用する種類の錠	四・一%
八三〇一・四〇	その他の錠	四・一%
八三〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	四・一%
八三〇一・六〇	部分品	四・一%
八三〇一・七〇	かぎ（単独で提示するものに限る。）	四・一%
八三・〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	
八三〇二・一〇	ちょうつがい	四・一%
八三〇二・二〇	キャスター	四・一%
八三〇二・三〇	その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するもの	

八三〇一・四一	に限る。）	無税
八三〇一・四二	その他の取付具その他これに類する物品	四・一％
八三〇一・四九	建築物に適するもの	四・一％
八三〇二・五〇	その他のもの（家具に適するものに限る。）	四・一％
八三〇一・六〇	その他のもの	四・一％
八三・〇三	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	四・一％
八三〇三・〇〇	ドアクローザー	
	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	無税
八三・〇四	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	四・六％
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	
八三・〇五	書類とじ込み用金具	無税
八三〇五・一〇	ストリップ状ステープル	無税
八三〇五・二〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税
八三〇五・九〇	卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	四・六％
八三・〇六	ベル、ゴングその他これらに類する物品	四・六％
八三〇六・一〇	小像その他の装飾品	四・六％
八三〇六・二一	貴金属をめっきしたもの	無税
八三〇六・二九	その他のもの	無税
八三〇六・三〇	額縁その他これに類するフレーム及び鏡	無税
八三・〇七	卑金属製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	
八三〇七・一〇	鉄鋼製のもの	無税
八三〇七・九〇	その他の卑金属製のもの	無税
八三・〇八	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	無税
八三〇八・一〇	フック、アイ及びアイレット	無税
八三〇八・二〇	管リベット及びふたまたリベット	無税
八三〇八・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税

	一　ビーズ及びスパングル（貴金属をめっきしたものに限る。）	八％
八三・〇九	二　その他のもの	四・六％
	卑金属製の栓及びふた（王冠、ねじぶた及び注水口用の栓を含む。）、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	
八三〇九・一〇	王冠	三・九％
八三〇九・九〇	その他のもの	三・八％
八三・一〇	卑金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	無税
八三一〇・〇〇	卑金属製又は金属炭化物製の綫、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	
八三・一一	卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三一一・一〇	卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三一一・二〇	卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）	三・九％
八三一一・三〇	その他のもの（部分品を含む。）	四・六％
	第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	

注

1　この部には、次の物品を含まない。

(a)　伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチングで、第三九類のプラスチック製のもの及び加硫ゴム製のもの（第四〇・一〇項参照）並びに機械類、電気機器その他の技術的用途に供する種類の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b)　革製品及びコンポジションレザー製品（第四二・〇四項参照）並びに毛皮製品（第四三・〇三項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの

(c)　ボビン、スプール、コップ、コーン、コア、リールその他これらに類する巻取用品（材料を問わない。例えば、第三九類、第四〇類、第四四類、第四八類及び第一五部参照）

(d)　ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔カード（例えば、第三九類、第四八類及び第一五部参照）

(e)　伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト（第五九・一〇項参照）及び技術的用途に供す

る紡織用繊維のその他の製品（第五九・一一項参照）

(f) 第七一・〇二項から第七一・〇四項までの天然、合成又は再生の貴石及び半貴石並びに第七一・一六項の製品でこれらの貴石又は半貴石のみから成るもの（針用に加工したサファイヤ及びダイヤモンドで、取り付けられていないものを除く（第八五・二二項参照）。）

(g) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(h) ドリルパイプ（第七三・〇四項参照）

(ij) 金属の線又はストリップから製造したエンドレスベルト（第一五部参照）

(k) 第八二類又は第八三類の物品

(l) 第一七部の物品

(m) 第九〇類の物品

(n) 第九一類の時計その他の物品

(o) 第八二・〇七項の互換性工具、これに類する互換性工具（作用する部分を構成する材料により、例えば、第四〇類、第四二類、第四三類、第四五類、第五九類、第八八・〇四項又は第六九・〇九項に属する。）及び機械の部分品として使用する種類の第九六・〇三項のブラシ

(p) 第九五類の物品

2 機械の部分品（第八四・八四項又は第八五・四四項から第八五・四七項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第八四類の注1又は第八五類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品は、第八四類又は第八五類のいずれかの項（第八四・八五項及び第八五・四八項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。

(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第八四・七九項又は第八五・四三項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項に属する。ただし、第八五・一七項の物品及び第八五・二五項から第八五・二八項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第八五・一七項に属する。

(c) その他の部分品は、第八四・八五項又は第八五・四八項に属する。

3 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。

4 個別の構成機器から成る機械（機械を結合したものを含む。）については、当該構成機器（分離しているかいないか又は配管、伝動装置、電線その他の装置により相互に接続しているかないかを問わない。）が第八四類又は第八五類のいずれかの項に明確に規定された単一の機能を分担して有している場合には、当該機械は、当該単一の機能に基づいてその所属を決定する。

5 1から4までにおいて「機械」とは、第八四類又は第八五類の各項の機械類及び電気機器をいう。

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第六八類のミルストーン、グラインドストーンその他の物品

(b) ポンプその他の機械類及びその部分品（陶磁製のものに限る。第六九類参照）

(c) 理化学用ガラス製品（第七〇・一七項参照）並びに技術的用途に供する機械類及びその部分品（ガラス製のものに限る。第七〇・一九項及び第七〇・二〇項参照）

(d) 第七三・二一項又は第七三・二二項の物品及びこれに類する物品で鉄鋼以外の卑金属製のもの（第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類まで参照）

(e) 第八五・〇八項の手持電動工具及び第八五・〇九項の家庭用電気機器

(f) 動力駆動式でない手動床掃除機（第九六・〇三項参照）

2 第八四・〇一項から第八四・二四項までに該当する機械類で同時に第八四・二五項から第八四・八〇項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項までの該当する項に属する。ただし、第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第八四・三六項参照）

(b) 穀物給湿機（第八四・三七項参照）

(c) 糖汁抽出用浸出機（第八四・三八項参照）

(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第八四・五一項参照）

(e) 機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

また、第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(a) 袋その他これに類する容器の封口用ミシン（第八四・五二項参照）

(b) 第八四・七二項の事務用機器

3 第八四・五六項に該当する加工機械で、同時に第八四・五七項から第八四・六一項まで、第八四・六四項又は第八四・六五項のいずれかの項に該当するものは、第八四・五六項に属する。

4 第八四・五七項には、次のいずれかの方法により異なる種類の機械加工を行う金属加工機械（旋盤を除く。）のみを含む。

(a) 加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法（マシニングセンター）

(b) 固定した工作物に対し、異なるユニットヘッドが同時に又は連続して自動的に作用する方法（シングルステーションのユニットコンストラクションマシン）

(c) 工作物を異なるユニットヘッドに自動的に転送する方法（マルチステーショントランスファーマシン）

5 (A) 第八四・七一項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。

(a) 次の能力を有するディジタル式機械

(1) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。

(2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。

(3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。

(4) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。

(b) アナログ式機械（計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの）

(c)　ハイブリッド式機械（㈠ディジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でディジタル要素を有するもの）

(B)　自動データ処理機械は、ハウジングの異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。

(a)　中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。

(b)　当該システムの一部として特に設計してあり、かつ、電源用ユニット以外のユニットにあっては、少なくとも当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。

これらのユニットは、単独で提示する場合にも、第八四・七一項に属する。

第八四・七一項には、自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するものを含まない。このような機械は、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

6　第八四・八二項には、磨き鋼球（公称直径に対する最大誤差が〇・〇五ミリメートル以下で、かつ、一％以下のものに限る。）を含む。その他の鋼球は、第七三・二六項に属する。

7　二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。

主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第八四・七九項に属する。また、第八四・七九項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから網又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製網機）を含む。

号注

1　第八四八二・四〇号には、直径が五ミリメートル以下で長さが直径の三倍以上の円筒ころを有する軸受（ころの端を丸めたものを含む。）のみを含む。

八四・〇一	原子炉、原子炉用核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）及び同位体分離用機器	
八四〇一・一〇	原子炉	無税
八四〇一・二〇	同位体分離用機器及びその部分品	無税
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	無税
八四〇一・四〇	原子炉の部分品	無税
八四・〇二	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	
八四〇二・一一	蒸気発生ボイラー 水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	無税
八四〇二・一二	水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	無税
八四〇二・一九	その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	無税
八四〇二・二〇	過熱水ボイラー	無税
八四〇二・九〇	部分品	無税
八四・〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	
八四〇三・一〇	ボイラー	無税
八四〇三・九〇	部分品	無税
八四・〇四	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器	
八四〇四・一〇	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）	無税
八四〇四・二〇	蒸気原動機用復水器	無税
八四〇四・九〇	部分品	無税
八四・〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	
八四〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	
八四〇五・九〇	部分品	無税
八四・〇六	蒸気タービン	
八四〇六・一一	船舶推進用のもの	無税
八四〇六・一九	その他のもの	無税
八四〇六・九〇	部分品	無税
八四・〇七	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	
八四〇七・一〇	航空機用エンジン	無税
八四〇七・二一	船舶推進用エンジン	無税
八四〇七・二九	船外機 その他のもの	無税
八四〇七・三一	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。） シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三二	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三三	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八四〇七・三四	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるも	無税

八四〇七・九〇	の	無税
八四・〇八	その他のエンジン（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン））	無税
八四〇八・一〇	船舶推進用エンジン	無税
八四〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	無税
八四〇八・九〇	その他のエンジン	無税
八四・〇九	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品	
八四〇九・一〇	航空機用エンジンのもの	無税
八四〇九・九一	その他のもの　ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの	無税
八四〇九・九九	その他のもの	無税
八四・一〇	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	
八四一〇・一一	液体タービン及び水車　出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一〇・一二	出力が一、〇〇〇キロワットを超え一〇、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一〇・一三	出力が一〇、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一〇・九〇	部分品（調速機を含む。）	無税
八四・一一	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	
八四一一・一一	ターボジェット　推力が二五キロニュートン以下のもの	無税
八四一一・一二	推力が二五キロニュートンを超えるもの	無税
八四一一・二一	ターボプロペラ　出力が一、一〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・二二	出力が一、一〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一一・二三	その他のガスタービン　出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの	無税
八四一一・八一	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの	無税
八四一一・八二	部分品　ターボジェット又はターボプロペラのもの	無税
八四一一・九一	その他のもの	無税
八四一一・九九	その他の原動機　反動エンジン（ターボジェットを除く。）	無税
八四・一二	液体原動機　直線運動式（シリンダー式）のもの	無税
八四一二・一一	その他のもの	無税
八四一二・一九		無税

八四一二・三一	気体原動機　直線運動式（シリンダー式）のもの	無税
八四一二・三九	その他のもの	無税
八四一二・八〇	その他のもの	無税
八四一二・九〇	部分品	無税
八四・一三	液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター	
八四一三・一一	ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）　燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	無税
八四一三・一九	その他のもの	無税
八四一三・二〇	ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	無税
八四一三・三〇	燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	無税
八四一三・四〇	コンクリートポンプ	無税
八四一三・五〇	その他の往復容積式ポンプ	無税
八四一三・六〇	その他の回転容積式ポンプ	無税
八四一三・七〇	その他の遠心ポンプ	無税
八四一三・八一	その他のポンプ及び液体エレベーター　ポンプ	無税
八四一三・八二	液体エレベーター	無税
八四一三・九一	部分品　ポンプのもの	無税
八四一三・九二	液体エレベーターのもの	無税
八四・一四	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）	無税
八四一四・一〇	真空ポンプ	無税
八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	無税
八四一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）	無税
八四一四・四〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）　ファン	無税
八四一四・五一	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	無税
八四一四・五九	その他のもの	無税

八四一四・六〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）	無税
八四一四・八〇	その他のもの	無税
八四一四・九〇	部分品	無税
八四・一五	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	
八四一五・一〇	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のものに限る。）	無税
	その他のもの	
八四一五・八一	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブを自蔵するもの	無税
	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）	無税
八四一五・八二	冷却ユニットを自蔵しないもの	無税
八四一五・九〇	部分品	無税
八四・一六	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	
八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー	無税
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	無税
八四一六・三〇	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	無税
八四一六・九〇	部分品	無税
八四・一七	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）	
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	無税
八四一七・二〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	無税
八四一七・八〇	その他のもの	無税
八四一七・九〇	部分品	無税
八四・一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	無税
	家庭用冷蔵庫	
八四一八・二一	圧縮式のもの	無税
八四一八・二二	吸収式のもの（電気式のものに限る。）	無税
八四一八・二九	その他のもの	無税
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	無税
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	無税
八四一八・五〇	その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。）	無税
八四一八・六一	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	無税
八四一八・九一	圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）	無税
八四一八・九九	その他のもの	無税
八四・一九	部分品	
	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器	無税
	その他のもの	無税
	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）	
八四一九・一一	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものに限る。）	無税
八四一九・一九	瞬間ガス湯沸器	無税
八四一九・二〇	その他のもの	無税
	医療用又は理化学用の滅菌器	
八四一九・三一	乾燥機	
八四一九・三二	農産物用のもの	無税
八四一九・三九	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	無税
八四一九・四〇	その他のもの	無税
八四一九・五〇	蒸留用又は精留用の機器	無税
八四一九・六〇	熱交換装置	無税
	気体液化装置	
八四一九・八一	その他の機器	
	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	無税
八四一九・八九	その他のもの	無税
八四一九・九〇	部分品	無税
八四・二〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	
八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機	
	部分品	
八四二〇・九一	シリンダー	無税
八四二〇・九九	その他のもの	無税
八四・二二	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	
	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	無税

八四二・一一	クリーム分離機	無税
八四二・一二	衣類脱水機	無税
八四二・一九	その他のもの	無税
八四二・二一	液体のろ過機及び清浄機	
八四二・二一	水のろ過用又は清浄用のもの	無税
八四二・二二	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	無税
八四二・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	無税
八四二・二九	その他のもの	無税
八四二・三一	気体のろ過機及び清浄機	
八四二・三二	内燃機関の吸気用のろ過機	無税
八四二・三九	その他のもの	無税
八四二・九一	部分品	
八四二・九二	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	無税
八四二・九九	その他のもの	無税
八四三・一一	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）その他の包装機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	
八四三・一九	皿洗機	
八四三・二〇	家庭用のもの	無税
八四三・三〇	その他のもの	無税
八四三・三〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	
八四三・三〇	充てん用、封口用、封止用、口金取付け用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	無税
八四三・四〇	その他の包装機械	無税
八四三・九〇	部分品	無税
八四・二三	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅	
八四三・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	無税
八四三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	無税
八四三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	無税
八四三・八一	その他の重量測定機器	
八四三・八二	最大ひよう量が三〇キログラム以下のもの	無税
八四三・八九	最大ひよう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	無税
	その他のもの	無税

八四三・九〇	分銅及び重量測定機器の部分品	無税
八四・二四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）	無税
八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	無税
八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	無税
八四二四・八一	その他の機器	
八四二四・八九	農業用又は園芸用のもの	無税
八四二四・九〇	その他のもの	無税
八四・二五	部分品	無税
八四二五・一一	プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ	
八四二五・一九	プーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）	
八四二五・二〇	電動機により作動するもの	無税
八四二五・二一	その他のもの	無税
八四二五・三九	ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置	
八四二五・四一	その他のウインチ及びキャプスタン	
八四二五・四二	電動機により作動するもの	無税
八四二五・四九	その他のもの	無税
八四・二六	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト	
八四二六・一一	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）	無税
八四二六・一二	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）	無税
八四二六・一九	その他のもの	無税
	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック	
	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー	
	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	無税
	タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー	無税
	その他のもの	無税

八四二六・二〇	タワークレーン	無税
八四二六・三〇	門形ジブクレーン	無税
八四二六・四一	その他の機械（自走式のものに限る。）	無税
八四二六・四九	タイヤ付きのもの	無税
	その他のもの	無税
八四二六・九一	その他の機械	無税
八四二六・九九	道路走行車両に装備するために設計したもの	無税
八四二七	その他のもの	無税
	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	無税
八四二七・一〇	自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）	無税
八四二七・二〇	その他の自走式トラック	無税
八四二七・九〇	その他のトラック	無税
八四二八	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）	
八四二八・一〇	昇降機及びスキップホイスト	無税
八四二八・二〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	無税
	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）	無税
八四二八・三一	地下で使用するために特に設計したもの	無税
八四二八・三二	その他のもの（バケット型のものに限る。）	無税
八四二八・三三	その他のもの（ベルト型のものに限る。）	無税
八四二八・三九	その他のもの	無税
八四二八・四〇	エスカレーター及び移動式歩道	無税
八四二八・五〇	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の運車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器	無税
八四二八・六〇	ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置	無税
八四二八・九〇	その他の機械	無税
八四二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）	
八四二九・一一	ブルドーザー及びアングルドーザー	
	無限軌道式のもの	無税
八四二九・一九	その他のもの	無税
八四二九・二〇	地ならし機	無税
八四二九・三〇	スクレーパー	無税
八四二九・四〇	突固め用機械及びロードローラー	無税
	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	
八四二九・五一	フロントエンド型ショベルローダー	無税
八四二九・五二	上部構造が二六〇度回転するもの	無税
八四二九・五九	その他のもの	無税
八四三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	
八四三〇・一〇	くい打ち機及びくい抜き機	無税
八四三〇・二〇	除雪機	無税
八四三〇・三一	コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機	無税
八四三〇・三九	自走式のもの	無税
八四三〇・四一	その他のもの	無税
八四三〇・四九	その他のせん孔用又は掘削用の機械	無税
八四三〇・五〇	自走式のもの	無税
八四三〇・六一	その他のもの	無税
八四三〇・六二	その他の機械（自走式のものに限る。）	無税
八四三〇・六九	その他の機械（自走式のものを除く。）	無税
八四三一	突固め用機械	無税
八四三一・一〇	スクレーパー	無税
八四三一・二九	その他のもの	無税
八四三一・三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	無税
八四三一・四一	第八四・二五項の機械のもの	無税
八四三一・四二	第八四・二七項の機械のもの	無税
八四三一・四三	第八四・二八項の機械のもの	無税
八四三一・四九	昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの	無税
八四三一・五一	その他のもの	無税
八四三一・五九	第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のもの	無税
八四三一・六一	バケット、ショベル、グラブ及びグリップ	無税
八四三一・六二	ブルドーザー又はアングルドーザーのブレード	無税
八四三一・六三	第八四三〇・四一号又は第八四三〇・四九号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品	無税
八四三一・六九	その他のもの	無税
八四三一・七一	農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	無税
八四三一・七九	プラウ	無税
八四三一・八一	ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー	無税
八四三一・八九	ディスクハロー	無税
八四三一・九九	その他のもの	無税

八四三二・二〇	播種機、植付け機及び移植機	無税
八四三二・四〇	肥料散布機	無税
八四三二・八〇	その他の機械	無税
八四三二・九〇	部分品	
八四・三三	収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第八四・三七項の機械を除く。）	
八四三三・一一	芝生用、公園用又は運動場用の草刈機	無税
八四三三・一九	動力駆動式のもの（水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限る。）	無税
八四三三・二〇	その他のもの	無税
八四三三・三〇	その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）	無税
八四三三・四〇	その他の乾草製造用機械	無税
	わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）	無税
	その他の収穫機及び脱穀機	無税
八四三三・五一	コンバイン	無税
八四三三・五二	その他の脱穀機	無税
八四三三・五三	根菜類又は塊茎の収穫機	無税
八四三三・五九	その他のもの	無税
八四三三・六〇	卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	無税
八四三三・九〇	部分品	無税
八四・二四	搾乳機及び酪農機械	無税
八四三四・一〇	搾乳機	無税
八四三四・二〇	酪農機械	無税
八四三四・九〇	部分品	無税
八四・二五	プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）	無税
八四三五・一〇	機械	無税
八四三五・九〇	部分品	無税
八四・三六	その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器	
八四三六・一〇	飼料調製用機械	無税
	家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器	無税
八四三六・二一	家きんのふ卵器及び育すう器	無税
八四三六・二九	その他のもの	無税
八四三六・八〇	その他の機械	無税
	部分品	無税

八四三六・九一	家きんの飼育器、ふ卵器又は育すう器のもの	無税
八四三六・九九	その他のもの	無税
八四・三七	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）	
八四三七・一〇	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	無税
八四三七・八〇	その他の機械	無税
八四三七・九〇	部分品	無税
八四・三八	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	
八四三八・一〇	ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	無税
八四三八・二〇	菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	無税
八四三八・三〇	砂糖製造機械	無税
八四三八・四〇	醸造用機械	無税
八四三八・五〇	肉又は家きんの調製用機械	無税
八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械	無税
八四三八・八〇	その他の機械	無税
八四三八・九〇	部分品	無税
八四・三九	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械	
八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械	無税
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械	無税
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械	無税
八四三九・九一	部分品	無税
	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの	無税
八四三九・九九	その他のもの	無税
八四・四〇	製本用機械（製本ミシンを含む。）	無税
八四四〇・一〇	機械	無税
八四四〇・九〇	部分品	無税
八四・四一	その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）	
八四四一・一〇	切断機	無税
八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械	無税
八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）	無税
八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）	無税

八四四一・八〇	その他の機械	無税
八四四一・九〇	部分品	無税
八四四一・四一	活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	無税
八四四一・一〇	写真植字機	無税
八四四一・二〇	その他の植字用機器（活字鋳造用装置を有するか有しないかを問わない。）	無税
八四四一・三〇	その他の機器	無税
八四四一・四〇	第八四四一・一〇号、第八四四一・二〇号又は第八四四一・三〇号の機器の部分品	無税
八四四一・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	無税
八四・四三	印刷機及び印刷用補助機械	
八四四三・二一	オフセット印刷機	無税
八四四三・二九	巻紙式のもの	無税
八四四三・三〇	枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦二二センチメートル、横二六センチメートル以下のものに限る。）	無税
八四四三・四〇	その他のもの	無税
八四四三・五〇	凸版印刷機（フレキソ印刷機を除く。）	無税
八四四三・六〇	巻紙式のもの	無税
八四四三・九〇	その他のもの	無税
八四・四四	フレキソ印刷機	無税
八四四四・〇〇	グラビア印刷機	無税
八四・四五	その他の印刷機	無税
	印刷用補助機械	無税
	部分品	無税
	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	
	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第八四・四六項又は第八四・四七項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械	

八四四五・一一	紡績準備機械	
八四四五・一二	カード	無税
八四四五・一三	コーマ	無税
八四四五・一九	練条機及び粗紡機	無税
八四四五・二〇	その他のもの	無税
八四四五・三〇	精紡機	無税
八四四五・四〇	合糸機及びねん糸機	無税
八四四五・九〇	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機	無税
八四・四六	その他のもの	無税
八四四六・一〇	織機	
八四四六・二九	織幅が三〇センチメートル以下のもの（シャットル式のものに限る。）	無税
八四四六・三〇	力織機	無税
八四・四七	その他のもの	無税
八四四七・一一	織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）	無税
八四四七・一二	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、しじゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械	無税
八四四七・二〇	丸編機	無税
八四四七・九〇	シリンダーの直径が一六五ミリメートル以下のもの	無税
八四・四八	シリンダーの直径が一六五ミリメートルを超えるもの	無税
	平型編機及びステッチボンディングマシン	無税
八四四八・一一	その他のもの	無税
八四四八・一九	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）	無税
八四四八・二〇	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械	無税
八四四八・三二	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	無税
	その他のもの	無税
	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	無税
	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	無税
	針布	無税
	紡績準備機械のもの（針布を除く。）	無税

八四四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー	無税
八四四八・三九	その他のもの	無税
八四四八・四一	繊機又はその補助機械の部分品及び附属品	無税
八四四八・四二	シャットル	無税
八四四八・四九	繊機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	無税
八四四八・五一	その他のもの	無税
八四四八・五九	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品	無税
八四・四九	シンカー、針その他の物品（編目の編成に使用するものに限る。）	無税
八四四九・〇〇	その他のもの	無税
八四・五〇	フェルト又は不織布（成形したものを含む。）の製造用又は仕上げ用の機械（フェルト帽子の製造機械を含む。）及び帽子の製造用の型	無税
八四五〇・一一	家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	無税
八四五〇・一二	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	無税
八四五〇・一九	全自動のもの	無税
八四五〇・二〇	その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	無税
八四五〇・九〇	その他のもの	無税
八四・五一	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	無税
	部分品	無税
八四五一・一〇	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	無税
八四五一・一一	ドライクリーニング機	無税
八四五一・一九	乾燥機	無税
八四五一・二九	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	無税
八四五一・三〇	その他のもの	無税
八四五一・四〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	無税
	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	無税

八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	無税
八四五一・八〇	その他の機械	無税
八四・五二	部分品	無税
八四五二・一〇	ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	無税
八四五二・二一	家庭用ミシン	無税
八四五二・二九	その他のミシン	無税
八四五二・三〇	自動式のもの	無税
八四五二・四〇	その他のもの	無税
八四五二・九〇	ミシン針	無税
八四・五三	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	無税
	ミシンのその他の部分品	無税
八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	無税
八四五三・二〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	無税
八四五三・八〇	履物の製造機械及び修理機械	無税
八四五三・九〇	その他の機械	無税
八四・五四	部分品	無税
八四五四・一〇	転炉	無税
八四五四・二〇	インゴット用鋳型及び取鍋	無税
八四五四・三〇	鋳造機	無税
八四五四・九〇	部分品	無税
八四・五五	金属圧延機及びそのロール	無税
八四五五・一〇	管圧延機	無税
八四五五・二一	その他の圧延機	無税
	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	無税
八四五五・二二	冷間圧延のもの	無税
八四五五・三〇	圧延機用ロール	無税
八四五五・九〇	その他の部分品	無税
八四・五六	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械	無税
八四五六・一〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・二〇	超音波によるもの	無税

八四五六・三〇 八四五六・九〇 八四・五七	放電によるもの その他のもの 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン	無税 無税
八四五七・一〇 八四五七・二〇	マシニングセンター ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）	無税 無税
八四五七・三〇 八四・五八	マルチステーショントランスファーマシン 旋盤（金属切削用のものに限る。）	無税 無税
八四五八・一一 八四五八・一九	横旋盤 数値制御式のもの その他のもの	無税 無税
八四五八・九一 八四五八・九九 八四・五九	その他の旋盤 数値制御式のもの その他のもの 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第八四・五八項の旋盤を除く。）	無税 無税 無税
八四五九・一〇	ウェイタイプユニットヘッド機	無税
八四五九・二一 八四五九・二九	その他のボール盤 数値制御式のもの その他のもの	無税 無税
八四五九・三一 八四五九・三九 八四五九・四〇	その他の中ぐりフライス盤 数値制御式のもの その他のもの その他の中ぐり盤	無税 無税 無税
八四五九・五一 八四五九・五九	ひざ形フライス盤 数値制御式のもの その他のもの	無税 無税
八四五九・六一 八四五九・六九 八四五九・七〇 八四・六〇	その他のフライス盤 数値制御式のもの その他のもの その他のねじ切り盤及びねじ立て盤 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） 平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。） 数値制御式のもの その他のもの その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。） 数値制御式のもの その他のもの 工具研削盤 数値制御式のもの その他のもの ホーニング盤及びラップ盤 その他のもの 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 平削り盤 形削り盤及び立削り盤 ブローチ盤 歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 金切り盤及び切断機 その他のもの 鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。） 数値制御式のもの その他のもの 剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。） 数値制御式のもの その他のもの パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）	無税 無税 無税

八四六二・四一	数値制御式のもの	無税
八四六二・四九	その他のもの	
八四六二・九一	その他のもの	無税
八四六二・九九	液圧プレス	
八四・六三	その他のもの	無税
	その他の加工機械（金属、焼結した金属炭化物又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	
八四六三・一〇	引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）	無税
八四六三・二〇	ねじ転造盤	無税
八四六三・三〇	線の加工機械	無税
八四六三・九〇	その他のもの	無税
八四・六四	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	
八四六四・一〇	のこ盤	無税
八四六四・二〇	研削盤及び研磨盤	無税
八四六四・九〇	その他のもの	無税
八四・六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	
八四六五・一〇	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）	無税
八四六五・九一	その他のもの	
八四六五・九二	のこ盤	無税
	平削り盤及びフライス盤並びにモールダー（切削加工を行うものに限る。）	無税
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	無税
八四六五・九四	ベンディングマシン及び組立て用機械	無税
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	無税
八四六五・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	無税
八四六五・九九	その他のもの	無税
八四・六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	
八四六六・一〇	ツールホルダー及び自動開きダイヘッド	無税
八四六六・二〇	工作物保持具	無税
八四六六・三〇	割出台その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限る。）	無税
八四六六・九一	その他のもの	無税
八四六六・九二	第八四・六四項の機械に使用するもの	無税
八四六六・九三	第八四・五六項から第八四・六一項までの機械に使用するもの	無税
八四六六・九四	第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用するもの	無税
八四・六七	手持工具（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	
八四六七・一一	ニューマチックツール	無税
八四六七・一九	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	無税
八四六七・八一	その他のもの	無税
八四六七・八九	その他の工具	無税
八四六七・九一	チェーンソー	無税
八四六七・九二	ニューマチックツールのもの	無税
八四六七・九九	その他のもの	無税
八四・六八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	
八四六八・一〇	手持ち式トーチ	無税
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	無税
八四六八・八〇	その他の機器	無税
八四六八・九〇	部分品	無税
八四・六九	タイプライター及びワードプロセッサ	
八四六九・一〇	自動タイプライター及びワードプロセッサ	無税
八四六九・二一	その他のタイプライター（電動式のものに限る。）	無税
八四六九・二九	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの	無税
八四六九・三一	その他のもの	無税
八四六九・三九	その他のタイプライター（電動式のものを除く。）	無税
八四・七〇	重量（ケースの重量を除く。）が一二キログラム以下のもの	無税
	その他のもの	無税
八四七〇・一〇	計算機及び会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機	無税
八四七〇・二一	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）	無税
八四七〇・二九	その他の電子式計算機	無税
	印字機構を有するもの	無税
	その他のもの	無税

八四七〇・三〇	その他の計算機	無税
八四七〇・四〇	会計機	無税
八四七〇・五〇	金銭登録機	無税
八四七〇・九〇	その他のもの	無税
八四・七一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	
八四七一・一〇	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	無税
八四七一・二〇	ディジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつているかいないかを問わない。）	無税
八四七一・九一	その他のもの	無税
八四七一・九二	ディジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	無税
八四七一・九三	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	無税
八四七一・九九	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	無税
八四・七二	その他のもの	無税
	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）	
八四七二・一〇	謄写機	無税
八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	無税
八四七二・三〇	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	無税
八四七二・九〇	その他のもの	無税
八四・七三	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	
八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品	無税
八四七三・二二	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品	無税
	第八四七〇・一〇号、第八四七〇・二二号又は第八四七〇・二九号の電子式計算機のもの	
八四七三・二九	その他のもの	無税
八四七三・三〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	無税
八四七三・四〇	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機	無税
八四・七四	その他のもの	無税
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	無税
八四七四・二〇	破砕機及び粉砕機	無税
	混合機及び捏和機	
八四七四・三一	コンクリート又はモルタルの混合機	無税
八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	無税
八四七四・三九	その他のもの	無税
八四七四・八〇	その他の機械	無税
八四七四・九〇	部分品	無税
八四・七五	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	無税
八四七五・二〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四七五・九〇	部分品	無税
八四・七六	物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	
八四七六・一一	自動販売機	無税
八四七六・一九	加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	無税
八四七六・九〇	その他のもの	無税
八四・七七	部分品	
	ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	
八四七七・一〇	射出成形機	無税
八四七七・二〇	押出成形機	無税
八四七七・三〇	吹込み成形機	無税
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	無税
	その他の機械（成形用機械に限る。）	
八四七七・五一	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	無税

八四七七・五九	その他のもの	無税
八四七七・八〇	その他の機械	無税
八四七七・九〇	部分品	無税
八四・七八	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八四七八・一〇	たばこの調製用又は製造用の機械の部分品	無税
八四七八・九〇		
八四・七九	機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	無税
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	無税
八四七九・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	無税
八四七九・四〇	綱又はケーブルの製造機械	無税
八四七九・八一	その他の機械類	無税
八四七九・八二	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	無税
	混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	
八四七九・八九	その他のもの	無税
八四七九・九〇	部分品	無税
八四・八〇	金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	無税
八四八〇・一〇	金属鋳造用鋳型枠	無税
八四八〇・二〇	鋳型ベース	無税
八四八〇・三〇	鋳造用パターン	無税
八四八〇・四一	金属又は金属炭化物の成形用の型	無税
八四八〇・四九	射出式又は圧縮式のもの	無税
八四八〇・五〇	その他のもの	無税
八四八〇・六〇	ガラスの成形用の型	無税
	鉱物性材料の成形用の型	
八四八〇・七一	ゴム又はプラスチックの成形用の型	無税
八四八〇・七九	射出式又は圧縮式のもの	無税
八四・八一	その他のもの	無税
	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	
八四八一・一〇	減圧弁	無税
八四八一・二〇	油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	無税
八四八一・三〇	逆止弁	無税
八四八一・四〇	安全弁及び逃がし弁	無税
八四八一・八〇	その他の物品	無税
八四八一・九〇	部分品	無税
八四八二・一〇	玉軸受及びころ軸受	無税
八四八二・二〇	玉軸受	無税
八四八二・三〇	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	無税
八四八二・四〇	球面ころ軸受	無税
八四八二・五〇	針状ころ軸受	無税
八四八二・八〇	その他の円筒ころ軸受	無税
八四八二・九一	その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	無税
八四八二・九九	部分品	無税
八四・八三	玉、針状ころ及びころ	無税
	その他のもの	
八四八三・一〇	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	無税
八四八三・二〇	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	無税
八四八三・三〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	無税
八四八三・四〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	無税
八四八三・五〇	歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	無税
八四八三・六〇	はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	無税
八四八三・九〇	クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	無税
八四・八四	部分品	無税
	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）及び材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの	

八四八四・一〇	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	無税
八四八四・九〇	その他のもの	無税
八四・八五	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	
八四八五・一〇	船舶のプロペラ及びその羽根	無税
八四八五・九〇	その他のもの	無税
	第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　電気加熱式の毛布、ベッドパッド、足温器その他これらに類する物品並びに電気加熱式の衣類、履物、耳当てその他の着用品及び身辺用品

(b)　第七〇・一一項のガラス製の物品

(c)　第九四類の電気加熱式家具

2　第八五・〇一項から第八五・〇四項までには、第八五・一一項、第八五・一二項又は第八五・四〇項から第八五・四二項までの物品を含まない。

ただし、金属槽水銀アーク整流器は、第八五・〇四項に属する。

3　第八五・〇九項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

(a)　真空式掃除機、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）

(b)　その他の機器で重量が二〇キログラム以下のもの

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第八四・一四項参照）、遠心式衣類脱水機（第八四・二一項参照）、皿洗機（第八四・二二項参照）、家庭用洗濯機（第八四・五〇項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第八四・二〇項及び第八四・五一項参照）、ミシン（第八四・五二項参照）、電気ばさみ（第八五・〇八項参照）並びに電熱機器（第八五・一六項参照）を除く。

4　第八五・三四項において「印刷回路」とは、印刷技術（例えば、浮出し、めっき及びエッチング）又は膜回路技術により、導体、接触子その他の印刷した構成部分（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、半導体素子）を除く。）を絶縁基板上に形成して得た回路（当該構成部分をあらかじめ定めたパターンに従つて相互に接続してあるかないかを問わない。）をいう。

印刷回路には、印刷工程中に得た素子以外の素子を結合した回路を含まないものとし、印刷してない接続用部品を取り付けてあるかないかを問わない。

これらの技術により得た薄膜回路及び厚膜回路で、受動素子と能動素子とから成るものは、第八五・四二項に属する。

5　第八五・四一項及び第八五・四二項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(A)　「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

(B)　「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。

(a)　モノリシック集積回路（半導体材料（例えば、ドープ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）

(b)　ハイブリッド集積回路（単一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）と能動素子（半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。

(c)　超小形組立（個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールデッドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの）

この注5の物品の所属の決定に当たつては、第八五・四一項及び第八五・四二項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

6　第八五・二三項又は第八五・二四項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するかしないかを問わず、当該各項に属する。

八五・〇一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）	
八五〇一・一〇	電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）	無税
八五〇一・二〇	交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）	無税
	その他の直流電動機及び直流発電機	
八五〇一・三一	出力が七五〇ワット以下のもの	無税
八五〇一・三二	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	無税
八五〇一・三三	出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のもの	無税
八五〇一・三四	出力が三七五キロワットを超えるもの	無税
八五〇一・四〇	その他の単相交流電動機	無税
八五〇一・五一	その他の多相交流電動機	
八五〇一・五二	出力が七五〇ワット以下のもの	無税
八五〇一・五三	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	無税
	出力が七五キロワットを超えるもの	無税
	交流発電機	
八五〇一・六一	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一・六二	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一・六三	出力が三七五キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のもの	無税

八五〇一・六四	出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五・〇一	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	
八五〇一・一一	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）	
八五〇一・一二	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
	出力が七五キロボルトアンペアを超え三七五キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇一・一三	出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇一・二〇	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）	無税
八五〇一・三〇	発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）	無税
八五〇一・四〇	ロータリーコンバーター	無税
八五・〇三		
八五〇三・〇〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	無税
八五・〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	
八五〇四・一〇	放電管用安定器	無税
八五〇四・二一	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）	
	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・二二	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇四・二三	その他のトランスフォーマー	
	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・三一	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・三二	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇〇キロボルトアンペア以下のもの	無税
八五〇四・三三	容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	無税
八五〇四・三四	スタティックコンバーター	無税
八五〇四・四〇	その他のインダクター	無税
八五〇四・五〇	部分品	無税
八五〇四・九〇		
八五・〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	無税
	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	無税
八五〇五・一一	金属製のもの	無税
八五〇五・一九	その他のもの	無税
八五〇五・二〇	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	無税
八五〇五・三〇	電磁式のリフティングヘッド	無税
八五〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税
八五・〇六	一次電池	
八五〇六・一一	外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八五〇六・一二	二酸化マンガンを使用したもの	無税
八五〇六・一三	酸化水銀を使用したもの	無税
八五〇六・一九	酸化銀を使用したもの	無税
八五〇六・二〇	その他のもの	無税
八五〇六・九〇	外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税
八五・〇七	部分品	無税
八五〇七・一〇	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）	無税
八五〇七・二〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	無税
八五〇七・三〇	その他の鉛蓄電池	無税
八五〇七・四〇	ニッケル・カドミウム蓄電池	無税
八五〇七・八〇	ニッケル・鉄蓄電池	無税
八五〇七・九〇	その他の蓄電池	無税
八五・〇八	部分品	無税
八五〇八・一〇	手持電動工具（電動装置を自蔵するものに限る。）	無税
八五〇八・二〇	ドリル	無税
八五〇八・八〇	のこぎり	無税
八五〇八・九〇	その他の工具	無税
	部分品	無税
八五・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）	無税
八五〇九・一〇	真空式掃除機	無税
八五〇九・二〇	床磨き機	無税
八五〇九・三〇	台所用ディスポーザー	無税
八五〇九・四〇	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	無税
八五〇九・八〇	その他の機器	無税
八五〇九・九〇	部分品	無税
八五・一〇	かみそり及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）	無税
八五一〇・一〇	かみそり	無税
八五一〇・二〇	バリカン	無税
八五一〇・九〇	部分品	無税
八五・一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する	

八五一一・一〇	種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器	無税
八五一一・二〇	点火プラグ	無税
八五一一・三〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	無税
八五一一・四〇	ディストリビューター及びイグニションコイル	無税
八五一一・五〇	スターター及び始動充電発電機	無税
八五一一・八〇	その他の発電機	無税
八五一一・九〇	その他の機器	無税
八五・一二	部分品	
八五一二・一〇	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	無税
八五一二・二〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	無税
八五一二・三〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	無税
八五一二・四〇	音響信号機器	無税
八五一二・九〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	無税
八五・一三	部分品	
八五一三・一〇	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	無税
八五一三・九〇	ランプ	無税
八五・一四	部分品	
八五一四・一〇	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導式又は誘電式のものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）	無税
八五一四・二〇	抵抗加熱炉	無税
八五一四・三〇	電磁誘導式又は誘電式の炉	無税
八五一四・四〇	その他の炉	無税
八五一四・九〇	その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）	無税
八五・一五	部分品	
	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器	無税
	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	
八五一五・一一	はんだこて及びはんだ付けガン	無税
八五一五・一九	その他のもの	
八五一五・二一	金属用抵抗溶接機器	無税
八五一五・二九	全自動式又は半自動式のもの	無税
八五一五・三一	その他のもの	無税
八五一五・三九	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）	無税
八五一五・八〇	全自動式又は半自動式のもの	無税
八五一五・九〇	その他のもの	無税
八五・一六	その他の機器	無税
	部分品	
八五一六・一〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）	無税
八五一六・二一	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	無税
八五一六・二九	電気式の暖房機器及び土壌加熱器	無税
八五一六・三一	書熱式ラジエーター	無税
八五一六・三二	その他のもの	無税
八五一六・三三	電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー	無税
八五一六・四〇	ヘアドライヤー	無税
八五一六・五〇	その他の調髪用機器	無税
八五一六・六〇	手用ドライヤー	無税
八五一六・七一	電気アイロン	無税
八五一六・七二	マイクロ波オーブン	無税
八五一六・七九	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	無税
八五一六・八〇	その他の電熱機器	無税
八五一六・九〇	コーヒーメーカー及びティーメーカー	無税
八五・一七	トースター	無税
	その他のもの	無税
八五一七・一〇	電熱用抵抗体	無税
八五一七・二〇	部分品	
八五一七・三〇	有線電話用又は有線電信用の電気機器（有線搬送通信機器を含む。）	無税
	電話機	無税
	テレプリンター	無税
	電話用又は電信用の交換機	無税

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

八五一七・四〇	その他の有線搬送通信機器	無税
八五一七・八一	その他の機器	
	電話用のもの	無税
八五一七・八二	電信用のもの	無税
八五一七・九〇	部分品	無税
八五・一八	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	無税
八五一八・一〇	マイクロホン及びそのスタンド	
	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	
八五一八・二一	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	無税
八五一八・二二	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	無税
八五一八・二九	その他のもの	無税
八五一八・三〇	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン	無税
八五一八・四〇	可聴周波増幅器	無税
八五一八・五〇	電気式音響増幅装置	無税
八五一八・九〇	部分品	無税
八五・一九	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）	
八五一九・一〇	硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー	無税
	その他のレコードプレーヤー	
八五一九・二二	拡声器を有しないもの	無税
八五一九・二九	その他のもの	無税
	レコードデッキ	
八五一九・三一	自動レコード交換機構を有するもの	無税
八五一九・三九	その他のもの	無税
八五一九・四〇	トランスクライビングマシン	無税
	その他の音声再生機	
八五一九・九一	カセット式のもの	無税
八五一九・九九	その他のもの	無税
八五・二〇	磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	無税
八五二〇・一〇	ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	無税
八五二〇・二〇	留守番電話装置	無税
	その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。）	
八五二〇・三一	カセット式のもの	無税
八五二〇・九〇	その他のもの	無税
八五・二一	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）	無税
	磁気テープ式のもの	
八五二一・一〇	その他のもの	無税
八五二一・九〇	第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品及び附属品	無税
八五二二・一〇	ピックアップカートリッジ	無税
八五二二・九〇	その他のもの	無税
八五・二三	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。）	
	磁気テープ	
八五二三・一一	幅が四ミリメートル以下のもの	無税
八五二三・一二	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	無税
八五二三・一三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税
八五二三・二〇	磁気ディスク	無税
八五二三・九〇	その他のもの	無税
八五・二四	レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。）	
八五二四・一〇	蓄音機用レコード	無税
	磁気テープ	
八五二四・二一	幅が四ミリメートル以下のもの	無税
八五二四・二二	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	無税
八五二四・二三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	無税
八五二四・九〇	その他のもの	無税
八五・二五	無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）及びテレビジョンカメラ	
八五二五・一〇	送信機器	無税
八五二五・二〇	送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	無税
八五二五・三〇	テレビジョンカメラ	無税
八五・二六	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	無税

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

八五二六・一〇	レーダー	無税
八五二六・九一	その他のもの 航行用無線機器	無税
八五二六・九二	無線遠隔制御機器	無税
八五・二七	無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。）	無税
八五二七・一一	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税
八五二七・一九	その他のもの 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	無税
八五二七・二二	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税
八五二七・二九	その他のもの その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）	無税
八五二七・三一	録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税
八五二七・三二	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）	無税
八五二七・三九	その他のもの	無税
八五二七・九〇	その他の機器 テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）	無税
八五二八・一〇	カラーのもの	無税
八五二八・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	無税
八五・二九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	無税
八五二九・一〇	その他のもの	無税
八五二九・九〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	無税
八五・三〇	鉄道用又は軌道用の機器 その他の機器	無税
八五三〇・一〇		無税
八五三〇・八〇		無税
八五三〇・九〇	部分品	無税
八五・三一	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	無税
八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	無税
八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	無税
八五三一・八〇	その他の機器	無税
八五三一・九〇	部分品	無税
八五・三二	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	無税
八五三二・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。） その他の固定式コンデンサー	無税
八五三二・二二	タンタルコンデンサー	無税
八五三二・二三	アルミニウム電解コンデンサー	無税
八五三二・二四	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	無税
八五三二・二五	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	無税
八五三二・二九	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	無税
八五三二・三〇	その他のもの	無税
八五三二・九〇	可変式又は半固定式のコンデンサー	無税
八五・三三	部分品 電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）	無税
八五三三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	無税
八五三三・二二	その他の固定式抵抗器 容量が二〇ワット以下のもの	無税
八五三三・二九	その他のもの 巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	無税
八五三三・三二	容量が二〇ワット以下のもの	無税
八五三三・三九	その他のもの	無税
八五三三・四〇	その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	無税
八五三三・九〇	部分品	無税
八五・三四	印刷回路	無税
八五三四・〇〇	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税
八五・三五		無税

八五三五・一〇	ヒューズ	無税
八五三五・二一	自動遮断器	
八五三五・二九	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの	無税
八五三五・三〇	その他のもの	無税
八五三五・四〇	断路機及び開閉スイッチ	無税
八五三五・九〇	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器	無税
八五・二六	その他のもの	無税
	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	
八五三六・一〇	ヒューズ	無税
八五三六・二〇	自動遮断器	無税
八五三六・三〇	電気回路保護用のその他の機器	無税
	継電器	
八五三六・四一	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	無税
八五三六・四九	その他のもの	無税
八五三六・五〇	その他のスイッチ	無税
	ランプホルダー、プラグ及びソケット	
八五三六・六一	ランプホルダー	無税
八五三六・六九	その他のもの	無税
八五三六・九〇	その他の機器	無税
八五・二七	電気制御用又は配電用の盤、パネル（数値制御用のものを含む。）、コンソール、机、キャビネットその他の物品（第九〇類の機器を自蔵するものを含み、第八五・三五項又は第八五・三六項の機器を二以上装備するものに限るものとし、第八五・一七項の交換機を除く。）	無税
八五三七・一〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの	無税
八五三七・二〇	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの	無税
八五・二八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	
八五三八・一〇	第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）	無税
八五三八・九〇	その他のもの	無税
八五・二九	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯	
八五二九・一〇	シールドビームランプ	無税
	その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）	無税

八五三九・二一	タングステンハロゲン電球	無税
八五三九・二二	その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税
八五三九・二九	その他のもの	無税
	放電管（紫外線ランプを除く。）	
八五三九・三一	熱陰極蛍光放電管	無税
八五三九・三九	その他のもの	無税
八五三九・四〇	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	無税
八五三九・九〇	部分品	無税
八五・四〇	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	
八五四〇・一一	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）	無税
八五四〇・一二	カラーのもの	無税
八五四〇・二〇	白黒その他のモノクロームのもの	無税
	テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	
八五四〇・三〇	その他の陰極線管	無税
	マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）	
八五四〇・四一	磁電管	無税
八五四〇・四二	クライストロン	無税
八五四〇・四九	その他のもの	無税
	その他の管	
八五四〇・八一	受信管及び増幅管	無税
八五四〇・八九	その他のもの	無税
	部分品	
八五四〇・九一	陰極線管のもの	無税
八五四〇・九九	その他のもの	無税
八五・四一	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	
八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）	無税
八五四一・二一	トランジスター（光電性トランジスターを除く。）	
八五四一・二九	定格消費電力が一ワット未満のもの	無税
八五四一・三〇	その他のもの	無税
	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイス	

八五四一・四〇	を除く。）	無税
八五四一・五〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード	無税
八五四一・六〇	その他の半導体デバイス	無税
八五四一・九〇	圧電結晶素子	無税
八五・四二	部分品	無税
八五四二・一一	集積回路及び超小形組立	
	モノリシック集積回路	
	ディジタル式のもの	無税
八五四二・一九	その他のもの	無税
八五四二・二〇	ハイブリッド集積回路	無税
八五四二・八〇	その他のもの	無税
八五四二・九〇	部分品	無税
八五・四三	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
八五四三・一〇	粒子加速器	無税
八五四三・二〇	信号発生器	無税
八五四三・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税
八五四三・八〇	その他の機器	無税
八五四三・九〇	部分品	無税
八五・四四	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものをきむものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	
八五四四・一一	巻線	
	銅のもの	五・八%
八五四四・一九	その他のもの	五・八%
八五四四・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	五・八%
八五四四・三〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	
	一　自動車用のもの	無税
	二　その他のもの	五・八%
八五四四・四一	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）	
	接続子を取り付けてあるもの	五・八%
八五四四・四九	その他のもの	五・八%
	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	
八五四四・五一	接続子を取り付けてあるもの	五・八%
八五四四・五九	その他のもの	五・八%
八五四四・六〇	その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	
	一　自動車用のもの	無税
	二　その他のもの	五・八%
八五四四・七〇	光ファイバーケーブル	無税
八五・四五	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。）	
	電極	
八五四五・一一	炉に使用する種類のもの	三・九%
八五四五・一九	その他のもの	三・九%
八五四五・二〇	ブラシ	三・九%
八五四五・九〇	その他のもの	
	一　カーボン電熱抵抗体	無税
	二　その他のもの	三・九%
八五・四六	がい子（材料を問わない。）	
八五四六・一〇	ガラス製のもの	無税
八五四六・二〇	陶磁製のもの	無税
八五四六・九〇	その他のもの	無税
八五・四七	電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を導ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）	
八五四七・一〇	陶磁製の電気絶縁用物品	無税
八五四七・二〇	プラスチック製の電気絶縁用物品	無税
八五四七・九〇	その他のもの	無税
八五・四八	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	
八五四八・〇〇		無税

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

注

1　この部には、第九五・〇一項、第九五・〇三項又は第九五・〇八項の物品及び第九五・〇六項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。

2　「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。

(a)　ジョイント、ワッシャーその他これらに類する物品（構成する材料により該当する項又は第

八四・八四項に属する。）及びその他の加硫ゴム（硬質ゴムを除く。）製品（第四〇・一六項参照）

(b) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(c) 第八二類の物品（工具）

(d) 第八三・〇六項の物品

(e) 第八四・〇一項から第八四・七九項までの機器及びその部分品、第八四・八一項又は第八四・八二項の物品並びに第八四・八三項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。）

(f) 電気機器（第八五類参照）

(g) 第九〇類の物品

(h) 第九一類の物品

(ij) 武器（第九三類参照）

(k) 第九四・〇五項のランプその他の照明器具

(l) 車両の部分品として使用する種類のブラシ（第九六・〇三項参照）

3 第八六類から第八八類までにおいて部分品及び附属品は、当該各類の物品に専ら又は主として使用するものに限るものとし、これらの類の二以上の項に属するとみられる部分品及び附属品は、主たる用途に基づきその所属を決定する。

4 道路走行車両として兼用することができる航空機は、航空機とする。

水陸両用自動車は、自動車とする。

5 空気クッションビークルは、この部に属するものとし、次に定めるところにより、最も類似する物品が属する項に属する。

(a) 案内軌道走行用のもの（空気浮上式鉄道）は、第八六類に属する。

(b) 陸上走行用又は水陸走行用のものは、第八七類に属する。

(c) 水上走行用のもの（岸若しくは発着場に上陸することができるかできないか又は氷上を走行することができるかできないかを問わない。）は、第八九類に属する。

空気クッションビークルの部分品及び附属品は、当該空気クッションビークルが第一文の規定により属することとなる項の物品の部分品及び附属品が属する項に属する。

空気浮上式鉄道の軌道用装備品は、鉄道線路用装備品とするものとし、空気浮上式鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器は、鉄道の信号用、安全用又は交通管制用の機器とする。

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 木製又はコンクリート製の鉄道用又は軌道用のまくら木及びコンクリート製の空気浮上式鉄道用の案内軌道走行路（第四四・〇六項及び第六八・一〇項参照）

(b) 第七三・〇二項の鉄道又は軌道の線路用の鉄鋼製の建設資材

(c) 第八五・三〇項の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器

2 第八六・〇七項には、次の物品を含む。

(a) 車軸、車輪及び輪軸（走行装置）並びに金属タイヤ、止め輪、輪心その他の車輪部分品

(b) フレーム、アンダーフレーム、ボギー台車及びビッセル台車

(c) 車軸箱及びブレーキ装置

(d) 車両用緩衝器、フックその他の連結器及び通路連結器

(e) 車体

3 第八六・〇八項には、1の物品を除くほか、次の物品を含む。

(a) 組み立てた線路、転車台、プラットホーム用緩衝器及びローディングゲージ

(b) 腕木信号機、機械式信号板、踏切用制御機、信号用又は転轍用の制御機その他の信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含み、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限るものとし、電灯付きであるかないかを問わない。）

八六・〇一	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池により走行するものに限る。）
八六〇一・一〇	外部電源により走行するもの　無税
八六〇一・二〇	蓄電池により走行するもの　無税
八六・〇二	その他の鉄道用機関車及び炭水車
八六〇二・一〇	電気式ディーゼル機関車　無税
八六〇二・九〇	その他のもの　無税
八六・〇三	鉄道用又は軌道用の客車及び貨車（自走式のものに限るものとし、第八六・〇四項のものを除く。）
八六〇三・一〇	外部電源により走行するもの　無税
八六〇三・九〇	その他のもの　無税
八六・〇四	鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両（自走式であるかないかを問わない。例えば、工作車、クレーン車、砂利突固め車、軌道整正車、検査車及び軌道検測車）　無税
八六〇四・〇〇	
八六・〇五	鉄道用又は軌道用の客車（自走式のものを除く。）及び鉄道用又は軌道用の手荷物車、郵便車その他の特殊用途車（自走式のもの及び第八六・〇四項のものを除く。）　無税
八六〇五・〇〇	
八六・〇六	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。）　無税
八六〇六・一〇	タンク車その他これに類する車両
八六〇六・二〇	断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第八六〇六・一〇号のものを除く。）　無税
八六〇六・三〇	荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号又は第八六〇六・二〇号のものを除く。）　無税
八六〇六・九一	その他のもの
	有がい車　無税

八六〇六・九二	無がい車（高さが六〇センチメートルを超える側壁を有するものに限る。）	無税
八六〇六・九九	その他のもの	無税
八六・〇七	鉄道用又は軌道用の機関車又は車両の部分品	
八六〇七・一一	ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品	無税
八六〇七・一二	駆動ボギー台車及び駆動ビッセル台車	無税
八六〇七・一九	その他のボギー台車及びビッセル台車	無税
八六〇七・二一	その他のもの（部分品を含む。）	無税
八六〇七・二九	ブレーキ及びその部分品	無税
八六〇七・三〇	エアブレーキ及びその部分品	無税
八六〇七・九一	その他のもの	無税
八六〇七・九九	フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品	無税
八六・〇八	その他のもの	無税
八六〇八・〇〇	機関車のもの	無税
	その他のもの	無税
八六・〇九	信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器（電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。）及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品	無税
八六〇九・〇〇	コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）	無税

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、専らレール走行用に設計した鉄道用又は軌道用の車両を含まない。

2　この類において「トラクター」とは、本来、車両、機器又は貨物をけん引し又は押すために作つた車両をいい、本来の用途に関連して、道具、種、肥料その他の物品を輸送するための補助器具を有するか有しないかを問わない。

3　運転室を有する原動機付きシャシは、第八七・〇二項から第八七・〇四項までに属するものとし、第八七・〇六項には属しない。

4　第八七・一二項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第九五・〇一項に属する。

八七・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	
八七〇一・一〇	歩行操縦式トラクター	無税
八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	無税
八七〇一・三〇	無限軌道式トラクター	無税
八七〇一・九〇	その他のもの	無税
八七・〇二	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	
八七〇二・一〇	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの	無税
八七〇二・九〇	その他のもの	無税
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	
八七〇三・一〇	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両	無税
八七〇三・二一	その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）	
八七〇三・二二	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇三・二三	シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇三・二四	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
	シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税
八七〇三・三一	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）	
八七〇三・三二	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
八七〇三・三三	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの	無税
	シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの	無税
八七〇三・九〇	その他のもの	無税
八七・〇四	貨物自動車	
八七〇四・一〇	ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）	無税
	その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）	
八七〇四・二一	車両総重量が五トン以下のもの	無税
八七〇四・二二	車両総重量が五トンを超え二〇トン以下のもの	無税
八七〇四・二三	車両総重量が二〇トンを超えるもの	無税
	その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）	
八七〇四・三一	車両総重量が五トン以下のもの	無税
八七〇四・三二	車両総重量が五トンを超えるもの	無税
八七〇四・九〇	その他のもの	無税

八七・〇五	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）	無税
八七〇五・一〇	クレーン車	無税
八七〇五・二〇	せん孔デリック車	無税
八七〇五・三〇	消防車	無税
八七〇五・四〇	コンクリートミキサー車	無税
八七〇五・九〇	その他のもの	無税
八七・〇六	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	無税
八七〇六・〇〇	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	無税
八七・〇七	第八七・〇三項の車両用のもの	無税
八七〇七・一〇	その他のもの	無税
八七〇七・九〇	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	無税
八七・〇八	バンパー及びその部分品	無税
八七〇八・一〇	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品	無税
八七〇八・二一	シートベルト	無税
八七〇八・二九	その他のもの	無税
八七〇八・三一	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	無税
八七〇八・三九	ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）	無税
八七〇八・四〇	その他のもの	無税
八七〇八・五〇	ギヤボックス	無税
八七〇八・六〇	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）	無税
八七〇八・七〇	非駆動軸及びその部分品	無税
八七〇八・八〇	車輪並びにその部分品及び附属品	無税
八七〇八・九一	懸架装置用ショックアブソーバー	無税
八七〇八・九二	その他の部分品及び附属品	無税
八七〇八・九三	ラジエーター	無税
八七〇八・九四	消音装置及び排気管	無税
八七〇八・九九	クラッチ及びその部分品	無税
八七・〇九	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	無税
	その他のもの	無税
	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品	無税
八七〇九・一一	車両	無税
八七〇九・一九	電気式のもの	無税
八七〇九・九〇	その他のもの	無税
八七・一〇	部分品	無税
八七一〇・〇〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品	二二・八％
八七・一一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	
八七一一・一〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	無税
八七一一・二〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	無税
八七一一・三〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	無税
八七一一・四〇	シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	無税
八七一一・五〇	シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	無税
八七一一・九〇	その他のもの	無税
八七・一二	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	無税
八七一二・〇〇	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。）	無税
八七・一三	機械式駆動機構を有しないもの	無税
八七一三・一〇	その他のもの	無税
八七一三・九〇	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）	無税
八七・一四	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	無税
八七一四・一一	サドル	無税
八七一四・一九	その他のもの	無税
八七一四・二〇	身体障害者用又は病人用の車両のもの	無税

八七一四・九一	その他のもの	無税
八七一四・九二	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	無税
八七一四・九三	リム及びスポーク	無税
	ハブ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く。）及びフリーホイール	
八七一四・九四	ブレーキ（コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む。）及びその部分品	無税
八七一四・九五	サドル	無税
八七一四・九六	ペダル及びギヤクランク並びにこれらの部分品	無税
八七一四・九九	その他のもの	無税
八七一五・〇〇	乳母車及びその部分品	無税
八七一六・一六	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	
八七一六・一〇	トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）	無税
八七一六・二〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）	無税
八七一六・三二	貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー	無税
八七一六・三九	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー	無税
八七一六・四〇	その他のもの	無税
八七一六・八〇	その他のトレーラー及びセミトレーラー	無税
八七一六・九〇	その他の車両	無税
	部分品	無税

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機	無税
八八〇一・一〇	グライダー及びハンググライダー	無税
八八〇一・九〇	その他のもの	無税
八八・〇二	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット	
八八〇二・一一	ヘリコプター 自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの	無税
八八〇二・一二	自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの	無税
八八〇二・二〇	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの）	無税
八八〇二・三〇	飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のもの）	無税
八八〇二・四〇	飛行機その他の航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの）	無税
八八〇二・五〇	宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット	無税
八八・〇三	部分品（第八八・〇一項又は第八八・〇二項の物品のものに限る。）	無税
八八〇三・一〇	プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品	無税
八八〇三・二〇	着陸装置及びその部分品	無税
八八〇三・三〇	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	無税
八八〇三・九〇	その他のもの	無税
八八・〇四	落下傘（可導式落下傘を含む。）及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品	
八八〇四・〇〇	航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品	無税
八八・〇五	航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品	無税
八八〇五・一〇	航空用地上訓練装置及びその部分品	無税
八八〇五・二〇		無税

第八九類　船舶及び浮き構造物

注

1　船体及び未完成の船舶（組み立ててあるかないか又は分解してあるかないかを問わない。）並びに完成船舶の組み立ててないもの及び分解してあるものは、特定の船舶の重要な特性を有しないときは、第八九・〇六項に属する。

八九・〇一	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけその他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送用のものに限る。）	
八九〇一・一〇	客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート	無税
八九〇一・二〇	タンカー	無税
八九〇一・三〇	冷蔵船及び冷凍船（第八九〇一・二〇号のものを除く。）	無税
八九〇一・九〇	その他の貨物船及び貨客船	無税
八九・〇二		
八九〇二・〇〇	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶	無税
八九・〇三	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー	
八九〇三・一〇	膨脹式のもの	無税
	その他のもの	
八九〇三・九一	セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わない。）	無税
	モーターボート（船外機付きのものを除く。）	無税
八九〇三・九二	その他のもの	無税
八九〇三・九九		無税
八九・〇四	曳航用又は押航用の船舶	
八九〇四・〇〇		無税

八九・〇五	照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム	
八九〇五・一〇	しゅんせつ船	無税
八九〇五・二〇	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム	無税
八九〇五・九〇	その他のもの	無税
八九・〇六		
八九〇六・〇〇	その他の船舶（軍艦及び救命艇を含むものとし、櫂船を除く。）	無税
八九・〇七	その他の浮き構造物（例えば、いかだ、タンク、コファダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標）	
八九〇七・一〇	膨脹式いかだ	無税
八九〇七・九〇	その他のもの	無税
八九・〇八		
八九〇八・〇〇	解体用の船舶その他の浮き構造物	無税

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

注

1. この類には、次の物品を含まない。

(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第四〇・一六項参照）、革製品（第四二・〇四項参照）、コンポジションレザー製品（第四二・〇四項参照）及び紡織用繊維製品（第五九・一一項参照）

(b) 紡織用繊維製の支持用ベルトその他の支持用の製品（その弾性のみにより身体の一部を支え又は保持する効果を意図したものに限る。例えば、妊婦用ベルト、胸部支持用包帯、腹部支持用包帯及び関節用又は筋肉用のサポート）（第一一部参照）

(c) 第六九・〇三項の耐火製品及び第六九・〇九項の理化学用その他の技術的用途に供する陶磁製品

(d) 卑金属製又は貴金属製の縁で光学的に研磨してないもの（第八三・〇六項及び第七一類参照）及び第七〇・〇九項のガラス縁で光学的に研磨してないもの

(e) 第七〇・〇七項、第七〇・〇八項、第七〇・一一項、第七〇・一四項、第七〇・一五項又は第七〇・一七項の物品

(f) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(g) 第八四・一三項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第八四・二三項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第八四・二五項から第八四・二八項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第八四・四一項参照）、第八四・六六項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第八四・七〇項参照）並びに第八四・八一項の弁その他の物品

(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第八五・一二項参照）、第八五・一三項の機帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第八五・一九項及び第八五・二〇項参照）、サウンドヘッド（第八五・二一項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）、第八五・二九項のシールドビームランプ並びに第八五・四四項の光ファイバーケーブル

(ij) 第四・〇五項のサーチライト及びスポットライト

(k) 第九五類の物品

(l) 容積測定具（構成する材料により該当する項に属する。）

(m) スプール、リールその他これらに類する巻取用品（構成する材料により該当する項に属する。例えば、第三九・二三項及び第一五部）

2. この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 当該部分品及び附属品は、この類、第八四類、第八五類又は第九一類のいずれかの項（第八四・八五項、第八五・四八項及び第九〇・三三項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。

(b) (a)に定めるものを除くほか、特定の機器又は同一の項の複数の機器（第九〇・一〇項、第九〇・一三項又は第九〇・三一項の機器を含む。）に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、これらの機器の項に属する。

(c) その他の部分品及び附属品は、第九〇・三三項に属する。

3. 第一六部の注4の規定は、この類においても適用する。

4. 第九〇・〇五項には、武器用望遠照準器、潜水艦用又は戦車用の潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器用の望遠鏡を含まないものとし、これらの望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡は、第九〇・一三項に属する。

5. 第九〇・一三項及び第九〇・三一項のいずれにも属するとみられる光学式測定機器及び光学式検査機器は、第九〇・三一項に属する。

6. 第九〇・三一項には、次の物品のみを含む。

(a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器（自動調整すべき要素に伴って変化する電気現象により作動するものであるかないかを問わない。）

(b) 非電気的量の自動調整機器（調整すべき要素に伴って変化する電気現象により作動するものに限る。）及び電気的量の自動調整機器

九〇・〇一	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）

九〇〇一・一〇	光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル	無税
九〇〇一・二〇	偏光材料製のシート及び板	無税
九〇〇一・三〇	コンタクトレンズ	無税
九〇〇一・四〇	ガラス製の眼鏡用レンズ	無税
九〇〇一・五〇	その他の材料製の眼鏡用レンズ	無税
九〇〇一・九〇	その他のもの	無税
九〇・〇二	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもので機器に装着して又は機器の部分品として使用するものに限り、光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	
九〇〇二・一一	対物レンズ 写真機用、映写機用、投影機用、写真引伸機用又は写真縮小機用のもの	無税
九〇〇二・一九	その他のもの	無税
九〇〇二・二〇	フィルター	無税
九〇〇二・九〇	その他のもの	無税
九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品 フレーム プラスチック製のもの	五・六%
九〇〇三・一一	その他の材料製のもの 一　金属製のもの	五・六%
九〇〇三・一九	二　その他のもの	三・九%
九〇〇三・九〇	部分品	五・六%
九〇・〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡 サングラス	六・四%
九〇〇四・一〇	その他のもの	六・四%
九〇〇四・九〇	双眼鏡、単眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	無税
九〇・〇五	双眼鏡	無税
九〇〇五・一〇	その他の機器	無税
九〇〇五・八〇	部分品及び附属品（支持具を含む。）	無税
九〇〇五・九〇	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	無税
九〇・〇六	製版に使用する種類の写真機 文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）	無税
九〇〇六・一〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	無税
九〇〇六・二〇	インスタントプリントカメラ	無税
九〇〇六・三〇	その他の写真機 一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	無税
九〇〇六・四〇	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	無税
九〇〇六・五一	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	無税
九〇〇六・五二	その他のもの 写真用のせん光器具及びせん光電球 せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	無税
九〇〇六・五九	せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの	無税
九〇〇六・六一	その他のもの 部分品及び附属品 写真機用のもの	無税
九〇〇六・六二	その他のもの 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を内蔵するかしないかを問わない。） 撮影機	無税
九〇〇六・九一	幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	無税
九〇〇六・九九	その他のもの 映写機	無税
九〇・〇七	幅が一六ミリメートル未満のフィルムを使用するもの	無税
九〇〇七・一一	その他のもの 部分品及び附属品	無税
九〇〇七・一九	撮影機用のもの	無税
九〇〇七・二一	映写機用のもの	無税
九〇〇七・二九	投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。） スライド映写機	無税
九〇〇七・九一	マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）	無税
九〇〇七・九二	その他の投影機	無税
九〇・〇八	写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	無税
九〇〇八・一〇	部分品及び附属品	無税
九〇〇八・二〇	感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）	無税
九〇〇八・三〇		
九〇〇八・四〇		
九〇〇八・九〇		
九〇・〇九		

	る。）及び感熱式複写機	
九〇〇九・一一	静電式の感光式複写機	無税
九〇〇九・一二	原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの	無税
	原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの	無税
九〇〇九・一二	その他の感光式複写機	無税
九〇〇九・二一	光学的機構を有するもの	無税
九〇〇九・二二	密着式のもの	無税
九〇〇九・三〇	感熱式複写機	無税
九〇〇九・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一〇	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン	
九〇一〇・一〇	写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	無税
九〇一〇・二〇	その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	無税
九〇一〇・三〇	映写用又は投影用のスクリーン	無税
九〇一〇・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一一	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	
九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡	無税
九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	無税
九〇一一・八〇	その他の顕微鏡	無税
九〇一一・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一二	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	無税
九〇一二・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一三	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）	
九〇一三・一〇	武器用望遠照準器、望遠鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	無税
九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	無税
九〇一三・八〇	その他の機器	無税
九〇一三・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一四	羅針盤その他の航行用機器	
九〇一四・一〇	羅針盤	無税
九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	無税
九〇一四・八〇	その他の機器	無税
九〇一四・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一五	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	
九〇一五・一〇	測距儀	無税
九〇一五・二〇	経緯儀及び視距儀	無税
九〇一五・三〇	水準器	無税
九〇一五・四〇	写真測量用機器	無税
九〇一五・八〇	その他の機器	無税
九〇一五・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・一六	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）	
九〇一六・〇〇	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	無税
九〇・一七	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	
九〇一七・一〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	無税
九〇一七・二〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	無税
九〇一七・三〇	その他の機器	無税
九〇一七・八〇	部分品及び附属品	無税
九〇一七・九〇	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	
九〇・一八	診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）	
九〇一八・一一	心電計	無税
九〇一八・一九	その他のもの	無税
九〇一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器	無税
	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品	
九〇一八・三一	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	無税
九〇一八・三二	金属製の管針及び縫合用の針	無税
九〇一八・三九	その他のもの	無税
	その他の機器（歯科用のものに限る。）	

九〇一八・四一	歯科用エンジン（同一の台上に他の歯科用機器を取り付けてあるかないかを問わない。）	無税
九〇一八・四九	その他のもの	無税
九〇一八・五〇	その他の機器（眼科用のものに限る。）	無税
九〇一八・九〇	その他の機器	無税
九〇一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税
九〇一九・一〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器	無税
九〇一九・二〇	オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	無税
九〇・二〇	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	無税
九〇二〇・〇〇	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具	無税
九〇・二二	人造関節	無税
九〇二一・一一	その他のもの	無税
九〇二一・一九	義歯及び歯用の取付用品	無税
九〇二一・二二	義歯	無税
九〇二一・二九	その他のもの	無税
九〇二一・三〇	その他の人造の人体の部分	無税
九〇二一・四〇	補聴器（部分品及び附属品を除く。）	無税
九〇二一・五〇	心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）	無税
九〇二一・九〇	その他のもの	無税
九〇・二三	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものをを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機	無税
	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	
九〇二三・一一	医療用又は獣医用のもの	無税
九〇二三・一九	その他の用途に供するもの	無税
九〇二三・二一	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものをを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	無税
九〇二三・二九	医療用又は獣医用のもの	無税
九〇二三・三〇	その他の用途に供するもの	無税
九〇二三・四〇	エックス線管	無税
九〇二三・五〇	その他のエックス線の発生機	無税
九〇二三・九〇	その他のもの	無税
九〇二四・一〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	無税
九〇二四・二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	無税
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	無税
九〇二四・八〇	その他の機器	無税
九〇二四・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二五	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品（温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	無税
九〇二五・一一	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	無税
九〇二五・一九	その他のもの	無税
九〇二五・二〇	気圧計（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	無税
九〇二五・八〇	その他の機器	無税
九〇二五・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二六	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	無税
九〇二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	無税
九〇二六・二〇	圧力の測定用又は検査用のもの	無税
九〇二六・八〇	その他の機器	無税
九〇二六・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・二七	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム	無税
九〇二七・一〇	ガス又は煙の分析機器	無税

九〇二七・二〇	クロマトグラフ及び電気泳動装置	無税
九〇二七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	無税
九〇二七・四〇	露出計	無税
九〇二七・五〇	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	無税
九〇二七・八〇	その他の機器	無税
九〇二七・九〇	ミクロトーム並びに部分品及び附属品	無税
九〇二八・一〇	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	無税
九〇二八・二〇	ガス用計器	無税
九〇二八・三〇	液体用計器	無税
九〇二八・九〇	電気用計器	無税
九〇二九	部分品及び附属品	無税
九〇二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ	無税
九〇二九・二〇	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	無税
九〇二九・九〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	無税
九〇・三〇	部分品及び附属品	無税
	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税
九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器	無税
九〇三〇・二〇	陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ	無税
	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（記録装置を有しないものに限る。）	
九〇三〇・三一	マルチメーター	無税
九〇三〇・三九	その他のもの	無税
九〇三〇・四〇	通信選信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	無税
	その他の機器	
九〇三〇・八一	記録装置を有するもの	無税
九〇三〇・八九	その他のもの	無税
九〇三〇・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・三一	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	無税
九〇三一・一〇	釣合試験機	無税
九〇三一・二〇	テストベンチ	無税
九〇三一・三〇	輪郭投影機	無税
九〇三一・四〇	その他の光学式機器	無税
九〇三一・八〇	その他の機器	無税
九〇三一・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・三二	自動調整機器	
九〇三二・一〇	サーモスタット	無税
九〇三二・二〇	マノスタット	無税
	その他の機器	
九〇三二・八一	液体式又は気体式のもの	無税
九〇三二・八九	その他のもの	無税
九〇三二・九〇	部分品及び附属品	無税
九〇・三三		
九〇三三・〇〇	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税

第九一類　時計及びその部分品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　時計用のガラス及びおもり（構成する材料により該当する項に属する。）

(b)　携帯用時計の鎖（第七一・一三項及び第七一・一七項参照）

(c)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）及び貴金属製又は貴金属を張った金属製のこれに類する物品（主として第七一・一五項参照）。ただし、時計用ばねは、時計の部分品（第九一・一四項参照）の項に属する。

(d)　軸受用玉（第七三・二六項及び第八四・八二項参照）

(e)　第八四・一二項の物品で脱進機なしで作動するように組み立てたもの

(f)　玉軸受（第八四・八二項参照）

(g)　第八五類の物品。ただし、相互に又は他の物品と組み合わせることにより、時計用ムーブメント又は時計用ムーブメントに専ら若しくは主として使用するのに適する部分品にしたものを除く（第八五類参照）。

2　第九一・〇一項には、ケースの全体に貴金属又は貴金属を張った金属を使用した時計及びこれらの貴金属又は金属に第七一・〇一項から第七一・〇四項までの天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を取り付けた時計のみを含む。ケースに貴金属を象眼した卑金属を使用した時計は、第九一・〇二項に属する。

3　この類において「ウォッチムーブメント」とは、てん輪及びひげぜんまい、水晶その他時間間隔を決めることができる機構により調整される装置（表示部を有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる機構を有するものに限る。）であって、厚さが一二ミリメートル以下で、幅、長さ又は直径が五〇ミリメートル以下であるものをいう。

	4　ムーブメントその他の部分品で時計用及びその他の物品（例えば、精密機器）用のいずれの用途にも適するものは、1の物品を除くほか、この類に属する。	
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	無税
九一〇一・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	無税
九一〇一・一二	機械式表示部のみを有するもの	無税
九一〇一・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税
	その他のもの	無税
九一〇一・二一	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	無税
九一〇一・二九	自動巻きのもの	無税
	その他のもの	無税
九一〇一・九一	その他のもの	無税
九一〇一・九九	電池により作動するもの	無税
九一・〇二	その他のもの	無税
	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）	
九一〇二・一一	腕時計（電池により作動するものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	無税
九一〇二・一二	機械式表示部のみを有するもの	無税
九一〇二・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税
	その他のもの	無税
九一〇二・二一	その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）	無税
九一〇二・二九	自動巻きのもの	無税
	その他のもの	無税
九一〇二・九一	その他のもの	無税
九一〇二・九九	電池により作動するもの	無税
九一・〇三	その他のもの	無税
	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	
九一〇三・一〇	電池により作動するもの	無税
九一〇三・九〇	その他のもの	無税
九一・〇四	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	無税
九一〇四・〇〇	その他の時計（携帯用時計を除く。）	無税
九一・〇五	目覚まし時計	無税
九一〇五・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九一〇五・一九	その他のもの	無税
	掛時計	
九一〇五・二一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九一〇五・二九	その他のもの	無税
	その他のもの	
九一〇五・九一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九一〇五・九九	その他のもの	無税
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	
九一〇六・一〇	タイムレジスター及びタイムレコーダー	無税
九一〇六・二〇	パーキングメーター	無税
九一〇六・九〇	その他のもの	無税
九一・〇七	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	無税
九一〇七・〇〇	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	
九一・〇八	電池により作動するもの	無税
九一〇八・一一	機械式表示部のみを有するもの及び機械式表示部を組み込むことができる装置を有するもの	無税
九一〇八・一九	オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税
九一〇八・二〇	その他のもの	無税
	自動巻きのもの	無税
九一〇八・九一	その他のもの	無税
九一〇八・九九	幅、長さ又は直径が三三・八ミリメートル以下のもの	無税
九一・〇九	その他のもの	無税
	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	
九一〇九・一一	電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの	無税
九一〇九・一九	目覚まし時計のもの	無税
九一〇九・九〇	その他のもの	無税
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフ	無税

九一一〇・一一	ムーブメント	
九一一〇・一二	携帯用時計のもの	
九一一〇・一九	ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるものの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）	無税
	未完成のムーブメントで組み立てたもの	
	ラフムーブメント	無税
九一一〇・九〇	その他のもの	無税
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	
九一一二・一〇	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	無税
九一一一・二〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	無税
九一一一・八〇	その他のケース	無税
九一一一・九〇	部分品	無税
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	
九一一二・一〇	金属製のケース	無税
九一一二・八〇	その他のケース	無税
九一一二・九〇	部分品	無税
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	
	一　銀製又は白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）製のもの	六・二％
	二　その他のもの	六・六％
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	
	一　貴金属をめっきしたもの	五・六％
	二　その他のもの	一二・五％
九一一三・九〇	その他のもの	
	一　革製又はコンポジションレザー製のもの	
	㈠　毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	四〇％
	㈡　その他のもの	一二・五％
	二　その他のもの	
	㈠　二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの	一二・五％
	㈡　その他のもの	三・四％
九一・一四	その他の時計の部分品	無税
九一一四・一〇	ばね（ひげぜんまいを含む。）	無税
九一一四・二〇	石	無税
九一一四・三〇	文字板	無税
九一一四・四〇	地板及び受け	無税
九一一四・九〇	その他のもの	無税

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(b)　第八五類又は第九〇類のマイクロホン、増幅器、拡声器、ヘッドホン、スイッチ、ストロボスコープその他この類の機器に附属して使用する機器（この類の機器に取り付けてないもの及びこの類の機器と同一のキャビネットに組み込んでないものに限る。）

(c)　がん具（第九五・〇三項参照）

(d)　楽器の清掃用ブラシ（第九六・〇三項参照）

(e)　収集品及びこっとう（第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照）

2　第九二・〇二項又は第九二・〇六項の楽器の演奏に使用する弓、ばちその他これらに類する物品で、当該楽器とともに提示し、かつ、これとともに使用することが明らかなものは、当該楽器に応じて通常使用する数に限り、当該楽器が属する項に属する。

楽器とともに提示する第九二・〇九項のカード、ディスク及びロールは、別個の物品として取り扱うものとし、当該楽器の部分品としては取り扱わない。

九二・〇一	ピアノ（自動ピアノを含む。）、ハープシコードその他鍵盤のある弦楽器	
九二〇一・一〇	アップライトピアノ	無税
九二〇一・二〇	グランドピアノ	無税
九二〇一・九〇	その他のもの	無税
九二・〇二	その他の弦楽器（例えば、ギター、バイオリン及びハープ）	
九二〇二・一〇	弓で弾くもの	無税
九二〇二・九〇	その他のもの	無税
九二・〇三	鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	
九二〇三・〇〇	アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ	無税
九二・〇四	アコーディオンその他これに類する楽器	無税
九二〇四・一〇	ハーモニカ	無税
九二〇四・二〇	その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）	無税
九二・〇五	金管楽器	無税
九二〇五・一〇	その他のもの	無税
九二〇五・九〇		
九二・〇六		

九二〇六・〇〇	打楽器（例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス）	無税	
九二・〇七	電気的に音を発生し又は増幅する楽器（例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン）		
九二〇七・一〇	鍵盤楽器（アコーディオンを除く。）	無税	
九二〇七・九〇	その他のもの	無税	
九二・〇八	オルゴール、オーケストリオン、バーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器（この類の他の項に該当するものを除く。）、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛		
九二〇八・一〇	オルゴール	無税	
九二〇八・九〇	その他のもの	無税	
九二・〇九	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛		
九二〇九・一〇	メトロノーム、音さ及び調子笛	無税	
九二〇九・二〇	オルゴールの機構	無税	
九二〇九・三〇	楽器用の弦	無税	
九二〇九・九一	その他のもの ピアノの部分品及び附属品	無税	
九二〇九・九二	第九二・〇二項の楽器の部分品及び附属品	無税	
九二〇九・九三	第九二・〇三項の楽器の部分品及び附属品	無税	
九二〇九・九四	第九二・〇七項の楽器の部分品及び附属品	無税	
九二〇九・九九	その他のもの	無税	
	第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		
	第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		
	注		
	1　この類には、次の物品を含まない。		
	(a)　第三六類の物品（例えば、火管、雷管及び信号せん光筒）		
	(b)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）		
	(c)　装甲車両（第八七・一〇項参照）		
	(d)　武器とともに使用するのに適する望遠照準器その他の光学機器（第九〇類参照。火器に装備したもの及び装備する火器とともに提示するものを除く。）		
	(e)　弓、矢、フェンシング用剣及びがん具（第九五類参照）		
	(f)　収集品及びこっとう（第九七・〇五項及び第九七・〇六項参照）		
	2　第九三・〇六項の部分品には、第八五・二六項の無線機器及びレーダーを含まない。		
九三・〇一			
九三〇一・〇〇	軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）	一二・八％	
九三・〇二			
九三〇二・〇〇	けん銃（第九二・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）	一二・八％	
九三・〇三	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）		
九三〇三・一〇	口装の火器	六・六％	
九三〇三・二〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）	七・六％	
九三〇三・三〇	その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル	六・六％	
九三〇三・九〇	その他のもの	六・六％	
九三・〇四			
九三〇四・〇〇	その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）	六・六％	
九三・〇五	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品		
九三〇五・一〇	けん銃のもの		
	一　軍用の武器のもの	一二・八％	
	二　その他のもの	六・六％	
九三〇五・二一	第九三・〇二項の散弾銃又はライフルのもの		
	散弾銃の銃身	六・六％	
九三〇五・二九	その他のもの	六・六％	
九三〇五・九〇	その他のもの		
	一　軍用の武器のもの	一二・八％	
	二　その他のもの		
	(一)　革製又はコンポジションレザー製のもの	一二・五％	
	(二)　その他のもの	六・六％	
	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）		
九三〇六・一〇	弾薬筒（びょう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。）及びその部分品	一二・八％	
九三〇六・二一	散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸		
九三〇六・二九	弾薬筒	六・六％	
九三〇六・三〇	その他のもの	六・六％	
	その他の弾薬筒及びその部分品		
	一　狩猟用又はスポーツ用のもの	六・六％	
	二　その他のもの	一二・八％	
九三〇六・九〇	その他のもの	一二・八％	

九三・〇七		
九三〇七・〇〇	刀、剣　やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	一二・八％
	第二〇部　雑品	
	第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	
	注	
	1　この類には、次の物品を含まない。	
	(a)　第三九類、第四〇類又は第六三類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの	
	(b)　第七〇・〇九項の繊で床又は地面に置いて使用するように設計したもの（例えば、姿見）	
	(c)　第七一類の物品	
	(d)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）、プラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）及び第八三・〇三項の金庫	
	(e)　第八四・一八項の冷蔵用又は冷凍用の機器の部分品として特に設計した容器及びミシン用に特に設計した家具（第八四・五二項参照）	
	(f)　第八五類のランプその他の照明器具	
	(g)　第八五・一八項の機器の部分品（第八五・一八項参照）、第八五・一九項から第八五・二一項までの機器の部分品（第八五・二一項参照）又は第八五・二五項から第八五・二八項までの機器の部分品（第八五・二九項参照）として、特に設計した家具	
	(h)　第八七・一四項の物品	
	(ij)　歯科用たんつぼ（第九〇・一八項参照）及び第九〇・一八項の歯科用機器を取り付けた歯科用いす	
	(k)　第九一類の物品（例えば、時計及びそのケース）	
	(l)　家具及びランプその他の照明器具（がん具であるものに限る。第九五・〇三項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第九五・〇四項参照）、装飾品（例えば、ちょうちん、電気花飾りを除く。第九五・〇五項参照）並びに奇術用家具（第九五・〇五項参照）	
	2　第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。 ただし、次の物品は、掛け若しくは壁に取り付けて又は一方の上に他方を載せて使用するように設計したものである場合においても当該各項に属する。	
	(a)　食器棚、本箱その他の棚付き家具及びユニット式家具	
	(b)　腰掛け及び寝台	
	3　(a)　第九四・〇一項から第九四・〇三項までの部分品には、ガラス（鏡を含む。）、大理石その他の石又は第六八類若しくは第七九類のその他の材料のシート及び板（他の部分品と結合してないものに限るものとし、特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）を含まない。	
	(b)　第九四・〇四項の物品は、第九四・〇一項から第九四・〇三項までの物品の部分品であつても、単独で提示する場合は、第九四・〇四項に属する。	
	4　第九四・〇六項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。	
九四・〇一		
九四〇一・一〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	無税
九四〇一・二〇	航空機に使用する種類の腰掛け	無税
九四〇一・三〇	自動車に使用する種類の腰掛け	四・三％
	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	
	一　革張りのもの	無税
	二　その他のもの	無税
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	
	一　革張りのもの	三・八％
	二　その他のもの	無税
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	無税
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	無税
九四〇一・六九	アップホルスターのもの	無税
	その他のもの	無税
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	
	アップホルスターのもの	三・八％
	一　革張りのもの	無税
	二　その他のもの	無税
九四〇一・七九	その他のもの	
	一　革張りのもの	三・八％
	二　その他のもの	無税
九四〇一・八〇	その他の腰掛け	
	一　革張りのもの	三・八％
	二　その他のもの	無税
九四〇一・九〇	部分品	
	一　革製のもの	三・八％
	二　その他のもの	無税
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	

九四〇一・一〇	歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品	無税
九四〇一・九〇	その他のもの	無税
九四・〇三	その他の家具及びその部分品	
九四〇二・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具	無税
九四〇二・二〇	その他の金属製家具	無税
九四〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具	無税
九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具	無税
九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具	無税
九四〇三・六〇	その他の木製家具	無税
九四〇三・七〇	プラスチック製家具	無税
九四〇三・八〇	その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	無税
九四〇三・九〇	部分品	無税
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	三・八%
九四〇四・一〇	マットレスサポート	四・六%
九四〇四・二〇	マットレス	四・六%
九四〇四・二九	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	四・六%
九四〇四・三〇	その他の材料製のもの	四・六%
九四〇四・九〇	寝袋	無税
九四・〇五	その他のもの	無税
九四〇五・一〇	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。） シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	無税
九四〇五・二〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ	無税
九四〇五・三〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	無税
九四〇五・四〇	電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）	無税
九四〇五・五〇	非電気式のランプその他の照明器具	無税
九四〇五・六〇	イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	無税
	一　ガラス製、木製、陶製、ゴールドビータースキン製、ぼうこう製又は腸製のもの	五・八%
	二　その他のもの	
九四〇五・九一	部分品	
	ガラス製のもの	無税
九四〇五・九二	プラスチック製のもの	五・八%
九四〇五・九九	その他のもの	無税
九四・〇六	プレハブ建築物	三・九%
九四〇六・〇〇		

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) クリスマスツリー用ろうそく（第三四・〇六項参照）

(b) 第三六・〇四項の花火その他の火工品

(c) 第三九類、第四二・〇六項又は第一一部の糸、単繊維、ひも、ガットその他これらに類する物品で、釣り用のものを特定の長さに切つたもののうち釣糸に仕上げてないもの

(d) 第四二・〇二項、第四三・〇三項又は第四三・〇四項のスポーツバッグその他の容器

(e) 第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の運動用又は仮装用の衣類

(f) 第六三類の紡織用繊維製の帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）及び旗類

(g) 第六四類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第六五類の運動用帽子

(h) つえ、むちその他これらに類する製品（第六六・〇二項参照）及びこれらの部分品（第六六・〇三項参照）

(ij) 人形その他のがん具に使用する第七〇・一八項のガラス製の眼（取り付けてないものに限る。）

(k) 第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(l) 第八三・〇六項のベル、ゴングその他これらに類する物品

(m) 電動機（第八五・〇一項参照）、トランスフォーマー（第八五・〇四項参照）及び無線遠隔制御機器（第八五・二六項参照）

(n) 第一七部のスポーツ用車両（ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を除く。）

(o) 幼児用自転車（第八七・一二項参照）

(p) カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート（第八九類参照）及びこれらの推進用具（木製品については、第四四類参照）

(q) 運動用又は戸外遊戯用の眼鏡その他これに類する物品（第九〇・〇四項参照）

(r) おとり笛及びホイッスル（第九二・〇八項参照）

	(s) 第九三類の武器その他の物品	
	(t) 電気花飾り（第九四・〇五項参照）	
	(u) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品及び手袋（構成する材料により該当する項に属する。）	
	2　この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。	
	3　この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。	
九五・〇一		
九五〇一・〇〇	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車）及び人形用乳母車	三・八%
九五・〇二	人形（服を着せてあるかないかを問わない。）	四・六%
九五〇二・一〇	部分品及び附属品	
九五〇二・九一	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	四・六%
九五〇二・九九	その他のもの	四・六%
九五・〇三	その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	
九五〇三・一〇	電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）	四・六%
	一　串金属製又はプラスチック製のもの	三・四%
	二　その他のもの	
九五〇三・二〇	縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第九五〇三・一〇号のものを除く。）	
	一　串金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・四%
九五〇三・三〇	その他の組立てセット及び組立てがん具	
	一　串金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・四%
九五〇三・四一	がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	
	一　詰物をしたもの	
	一　紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・四%
九五〇三・四九	その他のもの	
	一　紡織用繊維の織物製、串金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・四%
九五〇三・五〇	楽器類（がん具に限る。）	
	一　紡織用繊維の織物製、串金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
九五〇三・六〇	二　その他のもの	三・四%
	パズル	
	一　串金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・四%
九五〇三・七〇	その他のがん具（セットにしたものに限る。）	
	一　紡織用繊維の織物製、串金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・四%
九五〇三・八〇	その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）	
	一　紡織用繊維の織物製、串金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・四%
九五〇三・九〇	その他のもの	
	一　紡織用繊維の織物製、串金属製又はプラスチック製のもの	四・六%
	二　その他のもの	三・四%
九五・〇四	遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	無税
九五〇四・一〇	テレビジョン受像機を使用する種類のビデオゲーム	無税
九五〇四・二〇	ビリヤード用の物品及び附属品	無税
九五〇四・三〇	その他のゲーム用のもの（硬貨又はディスクを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。）	無税
九五〇四・四〇	遊戯用カード	三・八%
九五〇四・九〇	その他のもの	
	一　ボーリングボール	四・六%
	二　チェスその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	三・八%
	三　その他のもの	無税
九五・〇五	祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）	三・八%
九五〇五・一〇	クリスマス用品	三・八%
九五〇五・九〇	その他のもの	
九五・〇六	身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール	無税
九五〇六・一一	スキーその他のスキー用具	
	スキー	

九五〇六・一二	スキーの締め具	無税
九五〇六・一九	その他のもの	無税
	水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具	
九五〇六・二一	セールボード	無税
九五〇六・二九	その他のもの	無税
	ゴルフクラブその他のゴルフ用具	
九五〇六・三一	クラブ（完成品に限る。）	無税
九五〇六・三二	ボール	無税
九五〇六・三九	その他のもの	無税
九五〇六・四〇	卓球用具	無税
	テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）	
九五〇六・五一	テニスラケット（ガットを張ってあるかないかを問わない。）	無税
九五〇六・五九	その他のもの	無税
	ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）	
九五〇六・六一	テニスボール	三・八％
九五〇六・六二	空気入れ式のもの	三・八％
九五〇六・六九	その他のもの	三・八％
九五〇六・七〇	アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）	無税
	その他のもの	
九五〇六・九一	身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具	無税
九五〇六・九九	その他のもの	無税
九五・〇七	釣りざお、釣針その他の魚釣用具及びたも網、捕虫網その他これらに類する網並びにおとり具（第九二・〇八項又は第九七・〇五項のものを除く。）その他これに類する狩猟用具	
九五〇七・一〇	釣りざお	三・八％
九五〇七・二〇	釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）	三・八％
九五〇七・三〇	釣り用リール	三・八％
九五〇七・九〇	その他のもの	三・八％
九五・〇八	回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備	無税
九五〇八・〇〇		無税

第九六類　雑品

注

1　この類には、次の物品をさまない。

(a)　化粧用鉛筆（第三三類参照）

(b)　第六六類の物品（例えば、傘又はつえの部分品）

(c)　身辺用模造細貨類（第七一・一七項参照）

(d)　第一五部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第一五部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第三九類参照）

(e)　第八二類の刃物その他の物品で彫刻用、細工用又は成形用の材料から製造した柄その他の部分品を有するもの。ただし、第九六・〇一項及び第九六・〇二項には、これらの刃物その他の物品の柄その他の部分品で単独で提示するものを含む。

(f)　第九〇類の物品（例えば、眼鏡のフレーム（第九〇・〇三項参照）、製図用からす口（第九〇・一七項参照）及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ（第九〇・一八項参照））

(g)　第九一類の物品（例えば、時計のケース）

(h)　楽器並びにその部分品及び附属品（第九二類参照）

(ij)　第九三類の物品（武器及びその部分品）

(k)　第九四類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

(l)　第九五類の物品（がん具、遊戯用具及び運動用具）

(m)　美術品、収集品及びこっとう（第九七類参照）

2　第九六・〇二項において「植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料」とは、次の物品をいう。

(a)　彫刻用又は細工用に供する種類の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料（例えば、コロゾ及びドームナット）

(b)　こはく及び海泡石（凝結させたものを含む。）並びに黒玉及び鉱物性の黒玉代用品

3　第九六・〇三項においてほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品は、獣毛、植物性繊維その他の材料を結束し又は房状にしたもので、小分けすることなく取り付けてほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために先端のトリミングその他のさ細な加工のみを必要とするものに限る。

4　この類の物品（第九六・〇一項から第九六・〇六項まで又は第九六・一五項の物品を除く。）には、全部又は一部に貴金属若しくは貴金属を張った金属、天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石を使用した物品を含む。第九六・〇一項から第九六・〇六項まで及び第九六・一五項には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用した物品を含む。

九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	六％
九六〇一・一〇	アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品	四・六％
	一　ぞうげ製のもの	
	二　その他のもの	
九六〇一・九〇	その他のもの	四・一％
	一　べっこう又はさんごの加工品及び製品	

九六・〇二 九六〇二・〇〇	二　その他のもの 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	無税
九六・〇三	一　ゼラチンカプセル	三％
	二　その他のもの ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	四・六％
九六〇三・一〇	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）	三％
九六〇三・二一	歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）	八％
九六〇三・二九	歯ブラシ（義歯用ブラシを含む。）	八％
九六〇三・三〇	その他のもの 美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	八％
九六〇三・四〇	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー	八％
九六〇三・五〇	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）	三・九％
九六〇三・九〇	その他のもの 一　床掃除機	無税
	二　羽毛ダスター	六・六％
	三　ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品	二・六％
	四　その他のもの	八％
九六・〇四 九六〇四・〇〇	手ふるい	三・八％
九六・〇五 九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	一〇％
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	六・四％
九六〇六・一〇	プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品	六・四％
九六〇六・二一	ボタン	六・四％
九六〇六・二二	プラスチック製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	三・九％
九六〇六・二九	卑金属製のもので紡織用繊維を被覆してないもの	六・四％
	その他のもの	
九六〇六・三〇	一　貝殻製のもの	無税
	二　その他のもの ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク	三・四％
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	三・四％
九六〇七・一一	スライドファスナー	三・四％
九六〇七・一九	卑金属製の務歯を取り付けたもの	
九六〇七・二〇	その他のもの 部分品	
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	無税
九六〇八・一〇	ボールペン 一　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	無税
	二　その他のもの	六％（その率が一本につき一円五一銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
九六〇八・二〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマー	

九六〇八・三一	カー 万年筆その他のペン 製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。） 一　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	四・六％
九六〇八・三九	二　その他のもの その他のもの 一　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	無税 六・六％
九六〇八・四〇	二　その他のもの シャープペンシル 一　軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	無税 六・六％
九六〇八・五〇	二　その他のもの 第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	無税 六％
九六〇八・六〇	ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	六％（その率が一本につき六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
九六〇八・九一	その他のもの ペン先及びニブポイント	無税
九六〇八・九九	その他のもの 鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	四・一％
九六〇九・一〇	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）	無税
九六〇九・二〇	鉛筆のしん（色を問わない。）	無税
九六〇九・九〇	その他のもの	無税
九六・一〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	無税
九六・一一	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印字又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	無税
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	無税
九六一二・一〇	リボン インキパッド	無税
九六一二・二〇	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	二・六％
九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	五・一％
九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	四・一％
九六一三・八〇	卓上用ライター	四・一％
九六一三・九〇	その他のライター	四・六％
九六・一四	部分品 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	四・六％
九六一四・一〇	パイプの製造用に粗く成形した木又は根の塊	六・四％
九六一四・二〇	パイプ及びパイプボール	四・六％
九六一四・九〇	その他のもの	四・六％
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品 硬質ゴム製又はプラスチック製のもの	四・六％
九六一五・一一	その他のもの	四・一％
九六一五・一九	その他のもの 一　木製のもの	三・二％
九六一五・九〇	二　鉄鋼製のもの 三　アルミニウム製又はアイボリー、骨、かめの甲、角、枝	二％

	角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用若しくは細工用の材料製のもの	四・一%
	四　その他の卑金属製のもの（貴金属をめっきしたものを除く。）	四・六%
九六・一六	五　その他のもの	五・一%
九六一六・一〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	
九六一六・二〇	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部	四・六%
九六・一七	化粧用のパフ及びパッド	四・六%
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	四・六%
九六・一八	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	無税
九六一八・〇〇		

第二一部　美術品、収集品及びこっとう

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品（本邦において通用し又は発行するもので、使用してないものに限る。第四九類参照）

(b)　劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する絵模様を描いた繊物類（第五九・〇七項参照）。ただし、第九七・〇六項に属するものを除く。

(c)　天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石（第七一・〇一項から第七一・〇三項まで参照）

2　第九七・〇二項において「銅版画、木版画、石版画その他の版画」とは、一個又は数個の原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。）をいう。

3　第九七・〇三項には、大量生産した複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を含まない。

4(a)　この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から3までに定める場合を除くほか、すべてこの類に属する。

(b)　第九七・〇六項には、この類の他の項の物品を含まない。

5　書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注5の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。

九七・〇一	書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く。）及びコラージュその他これに類する装飾板	無税
九七〇一・一〇	書画	無税
九七〇一・九〇	その他のもの	無税
九七・〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画	無税
九七〇二・〇〇		
九七・〇三	彫刻、塑像、鋳像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	無税
九七〇三・〇〇		
九七・〇四	郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（使用したもの並びに使用してないもののうち本邦において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。）	無税
九七〇四・〇〇		
九七・〇五	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）	無税
九七〇五・〇〇		
九七・〇六	こっとう（製作後一〇〇年を超えたものに限る。）	無税
九七〇六・〇〇		

付表第二号の品目欄中「(4)　別表第四三〇二・三〇号の一に掲げる物品のうちドロップスキン」を「(4)　別表第四三〇二・三〇号に掲げる物品のうちドロップスキン以外のもの」に改める。

付表第二号の品目欄中「別表第四三〇二・三〇号の一に掲げる物品」を「別表第四三〇二・三〇号に掲げる物品のうち別表第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品」に改める。

付表第二第四号の品目欄中「に掲げる物品のうち竹製のくし」を「の一に掲げる物品」に改める。

付表第二第五号の品目欄中「及び第二九一八・一四号」を「、第二九一八・一四号」に、「に掲げるもののうちくえん酸カルシウム」を「の一」に、「に掲げるもの並びに」を「及び」に、「に掲げるもの（結晶エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩を除く。）」を「の二に掲げるもの」に、

「(2)　別表第三〇類に掲げる物品
(3)　別表第三八類に掲げる物品
(4)　別表第四八類に掲げる物品
(5)　別表第六九類に掲げる物品
(6)　別表第八二類に掲げる物品
(7)　別表第八三類に掲げる物品
(8)　別表第九四類に掲げる物品
(9)　別表第九五類に掲げる物品」

を

「(2)　別表第三八類に掲げる物品
(3)　別表第四八類に掲げる物品
(4)　別表第六九類に掲げる物品
(5)　別表第八二類に掲げる物品
(6)　別表第八三類に掲げる物品
(7)　別表第九四類に掲げる物品
(8)　別表第九五類に掲げる物品」

に改める。

（関税定率法の一部改正）

第二条　関税定率法の一部を次のように改正する。

別表第一部から第四部までを次のように改める。

番号	品名	税率
	第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品	
	注	
	1　この部の属又は種の動物には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、当該属又は種の未成熟の動物をきむ。	
	2　この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものをきむ。	
	備考	
	1　第一類及び第二類において馬には、しま馬を含まない。	
	2　第一類から第一六類までにおいて牛には、水牛を含み、豚には、いのししをきむ。	
	第一類　動物（生きているものに限る。）	
	注	
	1　この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）をきむ。	
	(a)　第〇三・〇一項、第〇三・〇六項又は第〇三・〇七項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	
	(b)　第三〇・〇二項の培養微生物その他の物品	
	(c)　第九五・〇八項の動物	
	備考	
	1　第〇一〇二・一〇号及び第〇一〇三・一〇号の「純粋種の繁殖用のもの」とは、純粋種であつて改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものをいう。	
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
	馬	
〇一〇一・一一	純粋種の繁殖用のもの	無税
	一　サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税
	二　その他のもの	
	(イ)　軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税
	(ロ)　その他のもの	一頭につき四、〇〇〇、〇〇〇円
〇一〇一・一九	その他のもの	無税
〇一〇一・二〇	一　軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税
	二　その他のもの	
	(イ)　軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）	無税
	(ロ)　その他のもの	一頭につき四、〇〇〇、〇〇〇円
〇一・〇二	ろ馬、ら馬及びヒニー	無税
〇一〇二・一〇	牛（生きているものに限る。）	
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税
〇一〇二・九〇	その他のもの	
	一　水牛	無税
	二　その他のもの	
	(イ)　一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	一頭につき四五、〇〇〇円
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）	無税
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	無税
〇一〇三・九一	その他のもの	
	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	一〇％
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	一〇％
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	無税
〇一〇四・一〇	羊	無税
〇一〇四・二〇	やぎ	無税
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	
〇一〇五・一一	一羽の重量が一八五グラム以下のもの	
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税
〇一〇五・一九	その他のもの	無税
	その他のもの	
〇一〇五・九一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	無税
〇一〇五・九九	その他のもの	無税
〇一・〇六		

○二○六・○○	その他の動物（生きているものに限る。）	無税
	第二類　肉及び食用のくず肉	
	注 1　この類には、次の物品を含まない。 (a)　第○二・○一項から第○二・○八項まで又は第○二・一○項の物品で、食用に適しないもの (b)　動物の腸、ぼうこう及び胃（第○五・○四項参照）並びに動物の血（第○五・一一項及び第三○・○二項参照） (c)　動物性脂肪（第一五類参照。第○二・○九項の物品を除く。） 備考 1　この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む。	
○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○二○一・一○	枝肉及び半丸枝肉	五○%
○二○一・二○	その他の骨付き肉	五○%
○二○一・三○	骨付きでない肉	五○%
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）	
○二○二・一○	枝肉及び半丸枝肉	五○%
○二○二・二○	その他の骨付き肉	五○%
○二○二・三○	骨付きでない肉	五○%
○二・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二○三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	枝肉及び半丸枝肉	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五%
○二○三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五%
○二○三・一九	その他のもの	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五%
○二○三・二一	冷凍したもの	
	枝肉及び半丸枝肉	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五%
○二○三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五%
○二○三・二九	その他のもの	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五%
○二・○四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
	一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの	五%
○二○四・一○	子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○二○四・二一	その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	枝肉及び半丸枝肉	無税
○二○四・二二	その他の骨付き肉	無税
○二○四・二三	骨付きでない肉	無税
○二○四・三○	子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	無税
○二○四・四一	その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）	
○二○四・四二	枝肉及び半丸枝肉	無税
○二○四・四三	その他の骨付き肉	無税
○二○四・五○	骨付きでない肉	無税
○二・○五	やぎの肉	無税
○二○五・○○	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	五○%
○二・○六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二○六・一○	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	一　ほほ肉及び頭肉	一五%
	二　その他のもの	二五%
	(イ)　臓器及び舌	一五%
	(ロ)　その他のもの	二五%
○二○六・二一	牛のもの（冷凍したものに限る。）	
	舌	一五%
○二○六・二二	肝臓	一五%
○二○六・二九	その他のもの	五○%
	一　ほほ肉及び頭肉	一五%
	二　その他のもの	二五%
	(イ)　臓器	一五%
	(ロ)　その他のもの	二五%
○二○六・三○	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
	一　いのししのもの	一○%
	二　その他のもの	五%
	(イ)　臓器	
	(ロ)　その他のもの	

○二○六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。） 肝臓	無税
	一　いのししのもの	一〇％
	二　その他のもの	
○二○六・四九	その他のもの 一　いのししのもの	無税
	二　その他のもの (イ)　臓器	一〇％
	(ロ)　その他のもの	五％
○二○六・八○	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	無税
○二○六・九○	その他のもの（冷凍したものに限る。）	無税
○二・○七	肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	無税
○二○七・一○	分割してない家きん（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 一　鶏（ガルルス・ドメスティクス）	一四％
	二　七面鳥	五％
	三　あひる	一○％
	四　その他のもの	二二・五％
	分割してない家きん（冷凍したものに限る。）	
○二○七・一二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）	一四％
○二○七・一三	七面鳥	五％
○二○七・二三	あひる、がちょう及びほろほろ鳥 一　あひる	一○％
	二　その他のもの	二二・五％
	家きんの分割した肉及びくず肉（肝臓を含むものとし、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） がちょう又はあひるの脂肪質の肝臓	五％
○二○七・三一	その他のもの	
○二○七・三九	一　鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	
	(イ)　骨付きのもも	二○％
	(ロ)　その他のもの	一二％
	二　七面鳥のもの	五％
	三　あひるのもの	一○％
	四　その他のもの	一二・五％
	家きんの分割した肉及びくず肉（冷凍したものに限るものとし、肝臓を除く。）	
○二○七・四一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	
	一　骨付きのもも	二○％
	二　その他のもの	一二％
○二○七・四二	七面鳥のもの	五％
○二○七・四三	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	
	一　あひるのもの	一○％
	二　その他のもの	二二・五％
○二○七・五○	家きんの肝臓（冷凍したものに限る。）	一○％
○二・○八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
○二○八・一○	うさぎのもの	無税
○二○八・二○	かえるの脚	無税
○二○八・九○	その他のもの	無税
○二・○九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	一○％
○二○九・○○	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	
○二・一○	豚の肉	
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	一○％
○二一○・一一	ばら肉及びこれを分割したもの	一○％
○二一○・一二	その他のもの	一○％
○二一○・一九	牛の肉	
○二一○・二○	一　牛のもの	一キログラムにつき一九○円
○二一○・九○	二　その他のもの	一キログラムにつき一九○円
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	
	一　豚のもの	一○％
	二　牛のもの	一キログラムにつき一九○円
	三　その他のもの	七％

第二類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　海棲哺乳動物（第○一・○六項参照）及びその肉（第○二・○八項及び第○二・一○項参照）

(b)　生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第五類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第二三・○一項参照）

	(c) キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第一六・〇四項参照）	
	2 この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。	
○三・○一	魚（生きているものに限る。）	
○三○一・一○	観賞用の魚	
	一 こい及び金魚	五%
	二 その他のもの	二・五%
○三○一・九一	その他の魚（生きているものに限る。） ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	
	一 養魚用の稚魚	無税
	二 その他のもの	五%
○三○一・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）	
	一 養魚用の稚魚	無税
	二 その他のもの	五%
○三○一・九三	こい	
	一 養魚用の稚魚	無税
	二 その他のもの	五%
○三○一・九九	その他のもの	
	一 養魚用の稚魚	無税
	二 その他のもの	
	(一) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇%
	(二) その他のもの	五%
○三・○二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
○三○二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五%
○三○二・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五%
○三○二・一九	その他のもの ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。）	五%
○三○二・二一	(一) サルディノプス属のもの	一○%
○三○二・二二	(二) その他のもの ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五%
○三○二・二三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス） さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	五%
○三○二・二九	さめ うなぎ（アングイルラ属のもの） その他のもの	一○%
	(一) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	五%
	(二) その他のもの 肝臓、卵及びしらこ	一○%
○三○二・三一	(一) にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テ	

○三○二・二二	肝臓、卵及びしらこを除く。） ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五%
○三○二・二三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五%
○三○二・二九	ソール（ソレア属のもの） その他のもの	五%
○三○二・三一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五%
○三○二・三二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五%
○三○二・三三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五%
○三○二・三九	かつお その他のもの	五%
○三○二・四○	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	一○%
○三○二・五○	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。） その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	一○%
○三○二・六一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	一○%
○三○二・六二	一 サルディノプス属のもの	五%
○三○二・六三	二 その他のもの ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五%
○三○二・六四	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス） さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	五%
○三○二・六五	さめ うなぎ（アングイルラ属のもの） その他のもの	一○%
○三○二・六六	一 にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	五%
○三○二・六九	二 その他のもの 肝臓、卵及びしらこ	一○%
○三○二・七○	一 にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テ	五%

	ラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	一〇％
〇三・〇三	二　その他のもの	五％
〇三〇二・一〇	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％
〇三〇二・二一	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
	ます（サルモ・トルタ、サルモ・ガイルドネリ、サルモ・クラルキ、サルモ・アグアボニタ及びサルモ・ギラエ）	五％
〇三〇二・二二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％
〇三〇二・二九	その他のもの	五％
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	
〇三〇二・三一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五％
〇三〇二・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五％
〇三〇二・三三	ソール（ソレア属のもの）	五％
〇三〇二・三九	その他のもの	五％
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
〇三〇二・四一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五％
〇三〇二・四二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五％
〇三〇二・四三	かつお	五％
〇三〇二・四九	その他のもの	五％
〇三〇二・五〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）	一〇％
〇三〇三・六〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	一〇％
〇三〇三・七一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	
	一　サルディノプス属のもの	一〇％
	二　その他のもの	五％
〇三〇三・七二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五％
〇三〇三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五％
〇三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	一〇％
〇三〇三・七五	さめ	五％
〇三〇三・七六	うなぎ（アングイラ属のもの）	五％
〇三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	五％
〇三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	
	一　メルルシウス属のもの	一〇％
	二　ウロフュキス属のもの	五％
〇三〇三・七九	その他のもの	
	一　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぷり（セリオーラ属又はエングラウリス属のもの）、いわし（エトルメウス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	二　その他のもの	五％
〇三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ	
	一　にしん（クルペア属のもの）の卵	六％
	二　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	一〇％
〇三・〇四	三　その他のもの	五％
	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	
〇三〇四・一〇	生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	一　フィレ	
	(一)　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	一〇％
	(二)　その他のもの	五％
	二　その他のもの	
	(一)　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエング	

	ラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	
○三〇四・二〇	㈡　その他のもの	一〇％
	冷凍したフィレ	五％
	一　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	
	二　その他のもの	
○三〇四・九〇	その他のもの	一〇％
	一　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	五％
	二　その他のもの	
○三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一〇％
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	五％
○三〇五・二〇	肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	一五％
	一　にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	一二％
	二　さけ科のものの卵	五％
	三　たら（ガドゥス属、チラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ	一五％
	四　その他のもの	四％
○三〇五・三〇	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	
	一　さけ科のもの	一二％
	二　その他のもの	一五％
○三〇五・四一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス属のもの）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	一五％
○三〇五・四二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一五％
○三〇五・四九	その他のもの	一五％
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	
○三〇五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	一五％
○三〇五・五九	その他のもの	一二％
	一　さけ科のもの	一五％
	二　その他のもの	
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚	
○三〇五・六一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一五％
○三〇五・六二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	一五％
○三〇五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	一五％
○三〇五・六九	その他のもの	一二％
	一　さけ科のもの	一五％
	二　その他のもの	
○三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
○三〇六・一一	冷凍したもの	四％
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四％
○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）	四％
○三〇六・一三	シュリンプ及びプローン	六％
○三〇六・一四	かに	四％
○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	一〇％
	一　えび	
	二　その他のもの	
○三〇六・二二	冷凍してないもの	四％
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	六％
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	二　その他のもの	

○三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）		
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四％	四％
	二　その他のもの		六％
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン		
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四％	四％
	二　その他のもの		六％
○三〇六・二四	かに		
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	六％	六％
	二　その他のもの		一五％
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四％	四％
	(一)　えび		一〇％
	(二)　その他のもの		
	二　その他のもの	六％	六％
	(一)　えび		一五％
	(二)　その他のもの		
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
○三〇七・一〇	かき		
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇％	一〇％
	二　その他のもの		一五％
○三〇七・二一	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇％	一〇％
○三〇七・二九	その他のもの		
	一　冷凍したもの	一〇％	一〇％
	二　その他のもの	一五％	一五％
○三〇七・三一	いた貝（ミューティルス属又はペルナ属のもの）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇％	一〇％
○三〇七・三九	その他のもの		
	一　冷凍したもの	一〇％	一〇％
	二　その他のもの	一五％	一五％
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇％	一〇％
	その他のもの		一五％
○三〇七・四一	一　冷凍したもの	一〇％	一〇％
○三〇七・四九	二　その他のもの		一五％
	たこ（オクトプス属のもの）		
○三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇％	一〇％
○三〇七・五九	その他のもの		
	一　冷凍したもの	一〇％	一〇％
	二　その他のもの	一五％	一五％
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）		
	一　生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇％	一〇％
	二　その他のもの	一五％	一五％
○三〇七・九一	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇％	一〇％
	一　水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除く。）	無税	一〇％
○三〇七・九九	二　貝柱	一〇％	一〇％
	三　いか		一五％
	四　その他のもの	五％	一〇％
	(一)　はまぐり	一〇％	一〇％
	(二)　その他のもの		一五％
	その他のもの		一〇％
	一　冷凍したもの		
	(一)　貝柱		
	(二)　いか		
	(三)　うに、くらげ及びなまこ		
	(四)　その他のもの		
	A　はまぐり		
	B　その他のもの		
	二　その他のもの		
	(一)　貝柱		
	(二)　いか		
	(三)　うに、くらげ及びなまこ		
	(四)　その他のもの		

	A　はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	七・五％
	B　その他のもの	一五％
	第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
	注 1　「ミルク」とは、全乳及び部分的又は完全に脱脂した乳をいう。 2　ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次のすべての特性を有するものに限り、チーズとして第〇四・〇六項に属する。 (a)　乳脂肪分が全乾燥重量の五％以上であること。 (b)　乾燥固形分が全重量の七〇％以上八五％以下であること。 (c)　成型したもの又は成型が可能なものであること。 3　この類には、次の物品を含まない。 (a)　ホエイから得た物品で、無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九五％を超えるもの（第一七・〇二項参照） (b)　アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。第三五・〇二項参照）及びグロブリン（第三五・〇四項参照） 号注 1　第〇四〇四・一〇号において「調製ホエイ」とは、ホエイの組成分から成る物品（ホエイから乳糖、たんぱく質若しくは無機質の全部又は一部を除いたもの、ホエイにホエイの天然の組成分を加えたもの及びホエイの天然の組成分を混合して得たもの）をいう。	
〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	
〇四〇一・一〇	脂肪分が全重量の一％以下のもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五％及び一キログラムにつき六三円
〇四〇一・二〇	脂肪分が全重量の一％を超え六％以下のもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五％及び一キログラムにつき一二四円
	二　その他のもの	二五％
〇四〇一・三〇	脂肪分が全重量の六％を超えるもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三％以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	二五％及び一キログラムにつき七四七円
	㈡　脂肪分が全重量の四五％以下のもの	二五％及び一キログラムにつき七四七円
	二　その他のもの	二五％及び一キログラムにつき一、四一一円
	㈡　その他のもの	
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）	
	一　砂糖を加えたもの	
	二　その他のもの	
	㈠　小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）	三五％及び一キログラムにつき四六六円
	㈡　その他のもの	三五％及び一キログラムにつき四六六円
〇四〇二・二〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）	
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
	一　脂肪分が全重量の五％を超えるもの	一キログラムにつき四六六円
	㈡　脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	二五％及び一キログラムにつき四六六円
	一　脂肪分が全重量の二〇％を超えるもの	三〇％及び一キログラムにつき七

㈡　その他のもの	二〇円 三〇%及び一キログラムにつき一、二〇四円
二　その他のもの	
㈠　学校等給食用のもの及び飼料用のもの	一キログラムにつき五〇円
㈡　その他のもの	二五%及び一キログラムにつき五〇円
〇四〇二・二九	
その他のもの	
一　脂肪分が全重量の五%を超えるもの	
㈠　脂肪分が全重量の三〇%以下のもの	三〇%及び一キログラムにつき七二〇円
㈡　その他のもの	三〇%及び一キログラムにつき一、二〇四円
二　その他のもの	三五%及び一キログラムにつき五〇〇円
〇四〇二・九一	
その他のもの	
砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
一　脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの	
㈠　加圧容器入りにしたホイップドクリーム	三〇%
㈡　その他のもの	三〇%及び一キログラムにつき四九九円
二　その他のもの	二五%及び一キログラムにつき九九円

〇四〇二・九九	
その他のもの	
一　脂肪分が全重量の八%を超えるもの	
㈠　加圧容器入りにしたホイップドクリーム	三〇%
㈡　その他のもの	三〇%及び一キログラムにつき五九九円
二　その他のもの	三〇%及び一キログラムにつき二九九円
〇四・〇三	
バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	三五%及び一キログラムにつき一、〇七六円
〇四〇三・一〇	
ヨーグルト	
一　冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	三五% 二五%
二　その他のもの	
㈠　フローズンヨーグルト	
㈡　その他のもの	
〇四〇三・九〇	
その他のもの	
一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの	三五%及び一キログラムにつき四六六円
㈠　脂肪分が全重量の一・五%以下のもの	三五%及び一キログラム
㈡　脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のもの	

(三) 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの	○四・○四	一キログラムにつき六八五円
二 その他のもの ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	○四○四・一○	三五%及び一キログラムにつき一、二○四円
ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	○四○四・九○	二五%
(一) 脂肪分が全重量の五%以下のもの		三五%及び一キログラムにつき五○○円
(二) その他のもの		三五%及び一キログラムにつき八○八円
二 その他のもの その他のもの		二五%
一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		三五%及び一キログラムにつき四七○円
(一) 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの		三五%及び一キログラムにつき七九九円
(二) 脂肪分が全重量の一・五%を超え三○%以下のもの		三五%及び一キログラムにつき
(三) 脂肪分が全重量の三○%を超えるもの		
二 その他のもの	○四・○五	二五%
ミルクから得たバターその他の油脂 一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの	○四○五・○○	一、二○四円
二 その他のもの		二五%
チーズ及びカード	○四・○六	三五%
フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	○四○六・一○	四○%
おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。） 一 プロセスチーズのもの	○四○六・二○	三五%
二 その他のもの プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	○四○六・三○	四○%
ブルーベインドチーズ	○四○六・四○	三五%
その他のチーズ	○四○六・九○	三五%
殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）	○四・○七	無税
一 ふ化用のもの	○四○七・○○	二○%
二 その他のもの (一) 生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	○四・○八	二五%
(二) その他のもの 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	○四○八・一一	二五%
卵黄	○四○八・一九	二五%（その率が一キ
乾燥したもの		
その他のもの		

	ログラムにつき、六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
○四〇八・九一	その他のもの	
	乾燥したもの	二五％（その率が一キログラムにつき、六〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
○四〇八・九九	その他のもの	二五％
○四〇九・〇〇	天然はちみつ	三〇％
○四一〇・一〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
○四一〇・〇〇	一　あなつばめの巣	二・五％
	二　その他のもの	一五％
○四・〇九		

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

1　この類には、次の物品をさまない。

(a)　食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）

(b)　原皮及び毛皮（第四一類及び第四三類参照。第〇五・〇五項の物品並びに第〇五・一一項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）

(c)　動物性紡織用繊維（第一一部参照。馬毛及びそのくずを除く。）

(d)　ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第九六・〇三項参照）

2　第〇五・〇一項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。

3　この表において集、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。

4　この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。

○五・〇一	人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかないかを問わない。）及びそのくず	無税
○五・〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	
○五〇一・一〇	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず	無税
○五〇一・九〇	その他のもの	無税
○五・〇三	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	無税
○五〇三・〇〇		
○五・〇四	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片	無税
○五〇四・〇〇	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	無税
○五・〇五		
○五〇五・一〇	綿毛及び詰物用の羽毛	無税
○五〇五・九〇	その他のもの	無税
○五・〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	
○五〇六・一〇	オセイン及び酸処理した骨	無税
○五〇六・九〇	その他のもの	無税
○五・〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	
○五〇七・一〇	アイボリー並びにその粉及びくず	無税
○五〇七・九〇	その他のもの	無税
○五・〇八		
○五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税
○五・〇九	一　さんご	二〇％
	二　その他のもの	無税

○五〇九・〇〇	動物性の海綿	一〇％
○五・一〇	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	
○五一〇・〇〇	一　じや香及び牛黄	無税
	二　その他のもの	五％
○五・一一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの	
○五一・一〇	牛の精液	無税
	その他のもの	
○五一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	
	一　魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵	無税
	二　その他のもの	二・五％
○五一・九九	その他のもの	
	一　蚕種、動物の精液、腸、節、原皮くず及び乾燥した血	無税
	二　その他のもの	二・五％

第二部　植物性生産品

注

1　この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

注

1　この類には、第〇六・〇二項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第七類のばれいしょ、たまねぎ、シャロット、にんにくその他の物品を含まない。

2　第〇六・〇三項又は第〇六・〇四項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかんを問わない。）を含むものとし、第九七・〇一項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

○六・〇一	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第一二・一二項のものを除く。）	無税
○六〇一・一〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）	
○六〇一・二〇	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根の生鮮のもの	
○六〇一・三〇	根を有しない挿穂及び接き穂	
○六〇二・一〇	樹木及び灌木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接き木してあるかないかを問わない。）	
○六〇二・二〇	しゃくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接き木してあるかないかを問わない。）	
○六〇二・三〇	ばら（接き木してあるかないかを問わない。）	
○六〇二・四〇	その他のもの	
○六〇二・九一	きのこ菌糸	
○六〇二・九九	その他のもの	
○六・〇三	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	
○六〇三・一〇	生鮮のもの	
○六〇三・九〇	その他のもの	
○六・〇四	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	
○六〇四・一〇	こけ及び地衣	五％
	その他のもの	
○六〇四・九一	生鮮のもの	五％
○六〇四・九九	その他のもの	五％

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

注

1　この類には、第一二・一四項の飼料用植物を含まない。

2　第〇七・〇九項から第〇七・一二項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちゃ、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンスィス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。

3　第〇七・一二項には、次の物品を除くほか、第〇七・〇一項から第〇七・一一項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(a)　乾燥した豆でさやを除いたもの（第〇七・一三項参照）

(b)　第一一・〇二項から第一一・〇四項までに定める形状のスイートコーン

(c)　ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第一一・〇五項参照）

(d)　第〇七・一三項の乾燥した豆の粉及びミール（第一一・〇六項参照）

4　この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破砕し又は粉砕したものを含まな

い（第〇九・〇四項参照）。		
○七・〇一	ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%
○七〇一・一〇	種ばれいしよ	五%
○七〇一・九〇	その他のもの	
○七・〇二	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%
○七〇二・〇〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○七・〇三	たまねぎ及びシャロット	一〇%
○七〇三・一〇	一　たまねぎ	五%
	二　シャロット	五%
○七〇三・二〇	にんにく	五%
○七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの	
○七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○七〇四・一〇	カリフラワー	五%
○七〇四・二〇	芽キャベツ	五%
○七〇四・九〇	その他のもの	五%
○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○七〇五・一一	レタス	五%
○七〇五・一九	結球レタス	五%
	その他のもの	
○七〇五・二一	チコリー	五%
	ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	五%
○七〇五・二九	その他のもの	五%
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○七〇六・一〇	にんじん及びかぶ	五%
○七〇六・九〇	その他のもの	五%
○七・〇七	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五%
○七〇七・〇〇	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	
○七・〇八	えんどう（ピスム・サティヴム）	五%
○七〇八・一〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	五%
○七〇八・二〇		
○七〇八・九〇	その他の豆	五%
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
○七〇九・一〇	アーティチョーク	五%
○七〇九・二〇	アスパラガス	五%
○七〇九・三〇	なす	五%
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）	五%
○七〇九・五一	きのこ	五%
○七〇九・五二	トリフ	五%
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実	五%
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	五%
○七〇九・九〇	その他のもの	
○七・一〇	一　スイートコーン	一〇%
	二　その他のもの	五%
○七一〇・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	
○七一〇・二一	ばれいしよ	一〇%
○七一〇・二二	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	
○七一〇・二九	えんどう（ピスム・サティヴム）	一〇%
○七一〇・三〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	一〇%
○七一〇・四〇	その他のもの	一〇%
○七一〇・八〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一二・五%
○七一〇・九〇	スイートコーン	一〇%
	その他の野菜	
○七一一	野菜を混合したもの	
○七一一・一〇	一　スイートコーンを主成分とするもの	一二・五%
○七一一・二〇	二　その他のもの	一〇%
○七一一・三〇	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
○七一一・四〇	たまねぎ	一五%
○七一一・九〇	オリーブ	一五%
	ケーパー	一五%
○七一二	きゅうり及びガーキン	一五%
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	一　なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび	一〇%
	二　その他のもの	一五%
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限る	

ものとし、更に調製したものを除く。）		
○七一二・一〇	ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一五%
○七一二・二〇	たまねぎ	一五%
○七一二・三〇	きのこ及びトリフ	一五%
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	一　スイートコーン	
	㈠　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	㈡　その他のもの	一キログラムにつき一五円
	二　その他のもの	一五%
○七一三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
	えんどう（ピスム・サティヴム）	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	㈠　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇%
	㈡　その他のもの	一キログラムにつき四一七円
○七一三・二〇	ひよこ豆	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	一〇%
○七一三・三一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
○七一三・三二	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	無税
	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	一キログラムにつき四一七円
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	㈠　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇%
	㈡　その他のもの	一キログラムにつき四一七円
○七一三・三九	その他のもの	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	一〇%
	㈠　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
	㈡　その他のもの	一〇%
○七一三・四〇	ひら豆	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	一〇%
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	㈠　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一〇%
	㈡　その他のもの	一キログラムにつき四一七円
○七一三・九〇	その他のもの	
	一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの	一〇%
	㈠　播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	一キログラムにつき四一七円
	㈡　その他のもの	一〇%
○七一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしよその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切つてあるかな	無税

	いか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄	
○七一四・一〇	カッサバ芋	
	一　粉又はミールのペレット	二五％
	二　その他のもの	一五％
○七一四・二〇	かんしょ	一五％
○七一四・九〇	その他のもの	一五％

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

注

1　この類には、食用でない果実及びナットを含まない。

2　冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同一の項に属する。

3　この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。

(a)　保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）

(b)　外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）

ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。

○八・〇一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
○八〇一・一〇	ココやしの実	六％
○八〇一・二〇	ブラジルナット	四％
○八〇一・三〇	カシューナット	無税
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
○八〇二・一一	アーモンド	
	殻付きのもの	無税
	一　ビターアーモンド	四％
	二　スイートアーモンド	
○八〇二・一二	殻を除いたもの	無税
	一　ビターアーモンド	四％
	二　スイートアーモンド	
○八〇二・二一	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）	
	殻付きのもの	一〇％
○八〇二・二二	殻を除いたもの	一〇％
	くるみ	
○八〇二・三一	殻付きのもの	一〇％
○八〇二・三二	殻を除いたもの	一〇％
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）	一六％
○八〇二・五〇	ピスタチオナット	無税
○八〇二・九〇	その他のもの	
	一　ぴんろう子	無税
	二　マカダミアナット	五％
	三　ペカン	五％
○八・〇三	四　その他のもの	二〇％
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
	一　生鮮のもの	
	(一)　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	四〇％
	(二)　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％
	二　乾燥したもの	六％
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇四・一〇	なつめやしの実	無税
○八〇四・二〇	いちじく	一〇％
○八〇四・三〇	パイナップル	
	一　生鮮のもの	二〇％
	二　乾燥したもの	二二％
○八〇四・四〇	アボカドー	六％
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	六％
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇五・一〇	オレンジ	
	一　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇％
	二　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇％
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	二〇％
○八〇五・三〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア）	無税
○八〇五・四〇	グレープフルーツ	一〇％
○八〇五・九〇	その他のもの	二〇％
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
○八〇六・一〇	生鮮のもの	

○八〇六・二〇	一　毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの	二〇％
	二　毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	一三％
○八〇七・一〇	乾燥したもの	二％
	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	
○八〇七・二〇	メロン（すいかを含む。）	一〇％
	パパイヤ	四％
○八〇八・一〇	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	二〇％
	りんご	八％
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ	
○八〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）	
○八〇九・一〇	あんず	一〇％
○八〇九・二〇	さくらんぼ	一〇％
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）	一〇％
○八〇九・四〇	プラム及びスロー	一〇％
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	
○八一〇・一〇	ストロベリー	一〇％
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	一〇％
○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	一〇％
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	一〇％
○八一〇・九〇	その他のもの	八％
	一　キウイフルーツ	一〇％
○八・一二	二　その他のもの	
	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
○八一一・一〇	ストロベリー	一六％
	一　砂糖を加えたもの	二〇％
	二　その他のもの	
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	
	一　砂糖を加えたもの	一六％
	二　その他のもの	一〇％
○八一一・九〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	二八％
	(一)　パイナップル	
	(二)　ベリー	一六％
	(三)　サワーチェリー	一八・四％
	(四)　桃及びなし	一〇％
	(五)　その他のもの	二〇％
	二　その他のもの	
	(一)　パイナップル	二八％
	(二)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	一二％
	(三)　桃、なし及びベリー	一〇％
	(四)　その他のもの	二〇％
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
○八一二・一〇	さくらんぼ	二〇％
○八一二・二〇	ストロベリー	二〇％
○八一二・九〇	その他のもの	
	一　バナナ	
	(一)　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	四〇％
	(二)　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	五〇％
	二　オレンジ	
	(一)　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇％
	(二)　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇％
	三　グレープフルーツ	
	(一)　毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	二〇％
	(二)　毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	四〇％
	四　その他のもの	
	(一)　レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	一〇％

	(ロ) くり	一六％
	(ハ) その他のもの	二〇％
○八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
○八一三・一〇	あんず	一五％
○八一三・二〇	プルーン	四％
○八一三・三〇	りんご	一五％
○八一三・四〇	その他の果実	
	一　ベリー	一二％
	二　その他のもの	一五％
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
	一　ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（ぴんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	一〇％
	二　その他のもの	二〇％
○八・一四		
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	二・五％

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

注

1　第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの物品の混合物は、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a)　同一の項の二以上の物品の混合物は、その項に属する。

(b)　異なる項の二以上の物品の混合物は、第〇九・一〇項に属する。

第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの物品（(a)又は(b)の混合物を含む。）に他の物品を加えて得た混合物のうち、当該各項の物品の重要な特性を保持するものについてはその属する項は変わらないものとし、その他のものについてはこの類に属さず、混合調味料にしたものは第二一・〇三項に属する。

2　この類には、第二二・一一項のクベバ（ピペル・クベバ）その他の物品を含まない。

○九・〇一	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	
	コーヒー（いつたものを除く。）	無税
○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの	無税
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの	二〇％
○九〇一・二一	コーヒー（いつたものに限る。）	二〇％
○九〇一・二二	カフェインを除いてないもの	二〇％
○九〇一・二三	カフェインを除いたもの	無税
○九〇一・三〇	コーヒー豆の殻及び皮	二〇％
○九〇一・四〇	コーヒーを含有するコーヒー代用物（香味を付けてあるかないかを問わない。）	二〇％
○九・〇二	茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	
○九〇二・一〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	二〇％
○九〇二・二〇	一　くず（飲用に適するものを除く。）	無税
	二　その他のもの	二〇％
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	二〇％
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	
	一　くず（飲用に適するものを除く。）	無税
	二　その他のもの	
	(イ)　紅茶	五％
	(ロ)　その他のもの	二〇％
○九・〇三	マテ	二〇％
○九〇三・〇〇		
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	
○九〇四・一一	ペッパー	
	一　破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	四・二％
	二　破砕し又は粉砕したもの	無税
○九〇四・一二	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二％
	二　その他のもの	無税
○九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）	七％
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	二　その他のもの	無税
○九・〇五	バニラ豆	無税
○九〇五・〇〇		
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花	無税
○九〇六・一〇	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
○九〇六・二〇	破砕し又は粉砕したもの	無税

○九・○七			
○九○七・○○	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	四・二%	無税
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
○九・○八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類		
○九○八・一○	肉ずく	四・二%	無税
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
○九○八・二○	肉ずく花	四・二%	無税
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
○九○八・三○	カルダモン類	四・二%	無税
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
○九・○九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		
○九○九・一○	アニス又は大ういきょうの種	七%	
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
	㈠　破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	
	㈡　破砕し又は粉砕したもの	三・五%	
○九○九・二○	コリアンダーの種	七%	
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
	㈠　破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	
	㈡　破砕し又は粉砕したもの	三・五%	
○九○九・三○	クミンの種	七%	
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
	㈠　破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	
	㈡　破砕し又は粉砕したもの	三・五%	
○九○九・四○	カラウエイの種	七%	
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
	㈠　破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	
	㈡　破砕し又は粉砕したもの	三・五%	
○九○九・五○	ういきょうの種及びジュニパーベリー	七%	
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		
	㈠　破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税	
	㈡　破砕し又は粉砕したもの	三・五%	
○九・一○	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料		
○九一○・一○	しょうが	一五%	
	一　塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	一○%	
	二　その他のもの	五%	
	㈠　小売用の容器入りにしたもの	四・二%	無税
	㈡　その他のもの	一二%	
○九一○・二○	サフラン		
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%	無税
	二　その他のもの		
○九一○・三○	うこん		
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%	無税
	二　その他のもの		
○九一○・四○	月けい樹の葉及びタイム		
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%	無税
	二　その他のもの		
○九一○・五○	カレー	四・二%	無税
	その他の香辛料		
○九一○・九一	この類の注1(b)の混合物		
	一　小売用の容器入りにしたもの	四・二%	無税
	二　その他のもの		
○九一○・九九	その他のもの	四・二%	無税
	一　小売用の容器入りにしたもの		
	二　その他のもの		

第一〇類　穀物

注

1 (a)　この類の各項の物品は、穀粒があるもの（穀又は茎に付いているかいないかを問わない。）に限り、当該各項に属する。

(b)　この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第一〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出しした米、パーボイルドライス及び砕米を含む。

2　第一〇・〇五項には、スイートコーンを含まない（第七類参照）。

号注

1-　「デュラム小麦」とは、トリティクム・デュルム種の小麦及び当該種の種間交雑により生じた雑種で染色体数がトリティクム・デュルム種と同数（二八）のものをいう。

一○・○一	小麦及びメスリン	
一○○一・一○	デュラム小麦	一キログラ

一〇〇一・九〇	その他のもの	一キログラムにつき六五円
一〇・〇二 一〇〇二・〇〇	ライ麦 一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの 二　その他のもの	無税 五％
一〇・〇三 一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦	一キログラムにつき四六円
一〇・〇四 一〇〇四・〇〇	オート 一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの 二　その他のもの	無税 一〇％
一〇・〇五 一〇〇五・一〇	とうもろこし 播種用のもの 一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの 二　その他のもの	無税 一キログラムにつき一五円
一〇〇五・九〇	その他のもの 一　爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） 二　その他のもの	無税 五〇％（その率が一キログラムにつき一二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一〇・〇六 一〇〇六・一〇	米 もみ	一五％
一〇〇六・二〇	玄米	一五％
一〇〇六・三〇	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）	一五％
一〇〇六・四〇	砕米	一五％
一〇・〇七 一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム 一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの 二　その他のもの	無税 五％
一〇・〇八 一〇〇八・一〇	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 そば 一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
一〇〇八・二〇	二　その他のもの ミレット	一五％
一〇〇八・三〇	カナリーシード	無税
一〇〇八・九〇	その他の穀物 一　薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	無税
	二　その他のもの ㈠　ライ小麦	一キログラムにつき六五円
	第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン ㈡　その他のもの	五％

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　いった麦芽で、コーヒー代用物にしたもの（第〇九・〇一項及び第二一・〇一項参照）

(b)　第一九・〇一項の調製した穀粉、ミール及びでん粉

(c)　第一九・〇四項のコーンフレークその他の物品

(d)　第二〇・〇一項、第二〇・〇四項又は第二〇・〇五項の調製し又は保存に適する処理をした野菜

(e)　医療用品（第三〇類参照）

(f)　調製香料又は化粧品類の特性を有するでん粉（第三三類参照）

2　(A)　次の表の(1)欄の穀物を製粉その他これに類する方法により加工した物品で、でん粉又は灰分の含有率（乾燥状態における重量比による。）が次の(a)及び(b)のいずれの要件も満たすものはこの類に属するものとし、その他のものは第三二・〇二項に属する。

(a)　でん粉の含有率（エヴェルスの偏光計法の改良法により求めたものに限る。）が、次の表の(2)欄に掲げる率を超えること。

(b)　灰分の含有率（鉱物質が添加してあるときは、これを控除して計算する。）が、次の表の(3)欄に掲げる率以下であること。

(B)　(A)の規定によりこの類に属する物品で、次の表の(4)欄又は(5)欄に定める目開きを有するふるい（繊金網製のものに限る。）に対する通過率（重量比による。）が当該穀物について次の表の(4)欄又は(5)欄に掲げる率以上であるものは第一一・〇一項又は第一一・〇二項に属するものとし、その他のものは第一一・〇三項又は第一一・〇四項に属する。

(1) 穀物	(2) でん粉の含有率	(3) 灰分の含有率	(4) 目開きが三一五ミクロンのふるいに対する通過率	(5) 目開きが五〇〇ミクロンのふるいに対する通過率
小麦及びライ麦	四五%	二・五%	八〇%	—
大麦及び燕麦	四五%	三%	八〇%	—
オート	四五%	五%	八〇%	—
とうもろこし及びグレーンソルガム	四五%	二%	—	九〇%
米	四五%	一・六%	八〇%	—
そば	四五%	四%	八〇%	—

3　第一一・〇三項において「ひき割り穀物」及び「穀物のミール」とは、穀物を破砕して得た物品で次のものをいう。

(a)　とうもろこしから得た物品については、目開きが二ミリメートルのふるい（繊金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五%以上のもの

(b)　その他の穀物から得た物品については、目開きが一・二五ミリメートルのふるい（繊金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九五%以上のもの

一一・〇一		
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉	一キログラムにつき一〇六円
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	二五%
一一〇二・一〇	ライ麦粉	二五%
一一〇二・二〇	とうもろこし粉	二五%
一一〇二・三〇	米粉	
一一〇二・九〇	その他のもの	
	一　大麦粉及び燕麦粉	一キログラムにつき九八円
	二　ライ小麦粉	一キログラムにつき一〇六円
一一・〇三		
一一〇三・一一	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもの	一キログラムにつき一〇六円
一一〇三・一二	オートのもの	二〇%
一一〇三・一三	とうもろこしのもの	二五%
一一〇三・一四	米のもの	二五%
一一〇三・一九	その他の穀物のもの 一　大麦又は燕麦のもの	一キログラムにつき九八円
	二　ライ小麦のもの	一キログラムにつき一〇六円
	三　その他のもの	二〇%
一一〇三・二二	ペレット 小麦のもの	一キログラムにつき一〇六円
一一〇三・二九	その他の穀物のもの 一　オートのもの 二　とうもろこし又は米のもの 三　大麦又は燕麦のもの	二〇% 二五% 一キログラムにつき九八円
一一・〇四		
	四　ライ小麦のもの	一キログラムにつき一〇六円
	五　その他のもの	二〇%
一一〇四・一一	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 大麦又は燕麦のもの	一キログラムにつき一〇七円

一一〇四・一二	オートのもの	二〇％	
一一〇四・一九	その他の穀物のもの		
	一　小麦又はライ小麦のもの	一キログラムにつき一三二円	
	二　とうもろこし又は米のもの	二五％	
	三　その他のもの	二〇％	
	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）		
一一〇四・二二	大麦又は裸麦のもの	一キログラムにつき一三〇円	
一一〇四・二二	オートのもの	二〇％	
一一〇四・二三	とうもろこしのもの		
	一　コーンフレークの製造に使用するもの	一六・二％	
	二　その他のもの	二五％	
一一〇四・二九	その他の穀物のもの		
	一　小麦又はライ小麦のもの	一キログラムにつき一〇六円	
	二　米のもの	二五％	
	三　その他のもの	二〇％	
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	二〇％	
一一・〇五	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	二五％	
一一〇五・一〇	粉及びミール	二〇％	
一一〇五・二〇	フレーク、粒及びペレット		
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	一六％	
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）の粉及びミール	二五％	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール	二五％	
一一〇六・三〇	第八類の物品の粉及びミール	二五％	
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）		
一一〇七・一〇	いってないもの	一キログラムにつき二五円	
一一〇七・二〇	いってあるもの	一キログラム	

一一・〇八	でん粉及びイヌリン		
一一〇八・一一	でん粉		
	小麦でん粉	一キログラムにつき一五八円	
一一〇八・一二	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	一キログラムにつき一四〇円	
一一〇八・一三	ばれいしよでん粉	一キログラムにつき一四〇円	
一一〇八・一四	マニオカ（カッサバ）でん粉	一キログラムにつき一四〇円	
一一〇八・一九	その他のでん粉	一キログラムにつき一四〇円	
一一〇八・二〇	イヌリン	一キログラムにつき一四〇円	
一一・〇九	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	二五％	
一一〇九・〇〇			

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

注

1　第一二・〇七項には、油やしの実、パーム核、綿実、ひまの種、ごま、マスタードの種、サフラワーの種、けしの種及びシャナットを含むものとし、オリーブ（第七類及び第二〇類参照）及び第〇八・〇一項又は第〇八・〇二項の物品を含まない。

2　第一二・〇八項には、脱脂してない粉及びミールのほか、部分的に脱脂した粉及びミール並びに脱脂後完全に又は部分的にもとの油脂を加えた粉及びミールを含むものとし、第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かすを含まない。

3　ビート、牧草、観賞用の花、野菜、森林樹、果樹、ベッチ（ヴィキア・ファバ種を除く。）又はルーピンの種は、第一二・〇九項の播種用の種とみなす。

もつとも、次の物品は、播種用のものであつても、第一二・〇九項には含まない。

(a)　豆及びスイートコーン（第七類参照）

(b)　第九類の香辛料その他の物品

(c)　穀物（第一〇類参照）

(d) 第一二・〇一項から第一二・〇七項まで又は第一二・一一項の物品		
4 第一二・一一項には、バジル、ボレージ、おたねにんじん、ヒソップ、甘草、ミント類、ローズマリー、ヘンルーダ、セージ及びにがよもぎ並びにこれらの部分を含む。もつとも、第一二・一一項には、次の物品を含まない。		
(a) 第三〇類の医薬品		
(b) 第三三類の調製香料及び化粧品類		
(c) 第三八・〇八項の殺虫剤、殺菌剤、除草剤、消毒剤その他これらに類する物品		
5 第一二・一二項において海草その他の藻類には、次の物品を含まない。		
(a) 第一二・〇一項の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		
(b) 第三〇・〇二項の培養微生物		
(c) 第三一・〇一項又は第三一・〇五項の肥料		
一二・〇一	大豆（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二〇一・〇〇	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき七二六円
一二・〇二		
一二〇一・一〇	殻付きのもの	一キログラムにつき七二六円
一二〇一・二〇	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	
一二・〇三		
一二〇三・〇〇	コプラ	無税
一二・〇四		
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二・〇五		
一二〇五・〇〇	菜種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二・〇六		
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）	無税
一二・〇七		
	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）	
一二〇七・一〇	油やしの実及びパーム核	無税
一二〇七・二〇	綿実	無税
一二〇七・三〇	ひまの種	無税
一二〇七・四〇	ごま	無税
一二〇七・五〇	マスタードの種	無税
一二〇七・六〇	サフラワーの種	無税
	その他のもの	
一二〇七・九一	けしの種	無税
一二〇七・九二	シャナット	無税
一二〇七・九九	その他のもの	無税
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	七%
一二〇八・一〇	大豆のもの	七%
一二〇八・九〇	その他のもの	七%
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子	無税
一二〇九・一一	ビートの種	無税
一二〇九・一九	てん菜の種	無税
	その他のもの	
一二〇九・二一	飼料用植物の種（ビートの種を除く。）	無税
一二〇九・二二	ルーサン（アルファルファ）の種	無税
一二〇九・二三	クローバー（トリフォリウム属のもの）の種	無税
一二〇九・二四	フェスクの種	無税
一二〇九・二五	ケンタッキーブルーグラス（ポア・プラテンスィス）の種	無税
	ライグラス（ロリウム・ムルティフロルム及びロリウム・ペレネ）の種	
一二〇九・二六	チモシーの種	無税
一二〇九・二九	その他のもの	無税
一二〇九・三〇	園芸用草花の種	無税
	その他のもの	
一二〇九・九一	野菜の種	無税
一二〇九・九九	その他のもの	無税
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	無税
一二一〇・一〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	五%
一二一〇・二〇	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン	五%
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	無税
一二一一・一〇	甘草	無税
一二一一・二〇	おたねにんじん	無税
一二一一・九〇	その他のもの	無税
	一　コカ葉、ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウ	五%

ルシ実、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海蔵、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、棉花及び大黄	無税	
二　除虫菊	一四%	
三　大麻草及びけしがら	五%	
四　その他のもの	五%	
一二・一二		
海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
一二二一・一〇	無税	
一二二一・二〇		
ローカストビーン（種を含む。）		
海草その他の藻類		
一　食用のもの（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
(一)　長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	一枚につき一円五〇銭	
(二)　あまのり属のもの及びこれを交えたもの（(一)のものを除く。）	四〇%	
(三)　その他のもの	一五%	
二　その他のもの		
(一)　ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	五%	
(二)　その他のもの	無税	
あんず、桃又はプラムの核及び仁	五%	
その他のもの		
一二二一・三〇		
てん菜	無税	
さとうきび	無税	
その他のもの		
一二二一・九一		
一二二一・九二		
一二二一・九九		
一　こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	一キログラムにつき三、二八九円	
二　チコリーの根	一五%	
三　その他のもの	五%	
一二・一三		
一二二三・〇〇	無税	
穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）		
一二・一四	無税	
ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）		
一二二四・一〇	無税	
ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット		
一二二四・九〇	無税	
その他のもの		

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

注

1　第一三・〇二項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。

(a)　甘草エキスで、しょ糖の含有量が全重量の一〇%を超えるもの及び菓子にしたもの（第一七・〇四項参照）

(b)　麦芽エキス（第一九・〇一項参照）

(c)　コーヒー、茶又はマテのエキス（第二一・〇一項参照）

(d)　アルコールを含有する飲料を構成する植物性の液汁及びエキス並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（第二二類参照）

(e)　第二九・一四項又は第二九・三八項のしょう脳、グリシルリジンその他の物品

(f)　第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品及び血液型判定用試薬（第三〇・〇六項参照）

(g)　なめしエキス及び染色エキス（第三二・〇一項及び第三二・〇二項参照）

(h)　精油、コンクリート、アブソリュート及びレジノイド並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション（第三三類参照）

(ij)　天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（第四〇・〇一項参照）

備考

1　第一三・〇二項においてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。

一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム	
一三〇一・一〇	ラック	
一　セラックその他の精製ラック	二〇%	
二　シードラック	無税	
三　その他のもの	無税	
一三〇一・二〇	アラビアゴム	無税
一三〇一・九〇	その他のもの	無税

一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス	
	生あへん	無税
一三〇二・一二	甘草のもの	無税
一三〇二・一三	ホップのもの	無税
一三〇二・一四	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの	
	一　除虫菊エキス	七%
	二　その他のもの	無税
一三〇二・一九	その他のもの	
	一　飲料のもと	
	(一)　植物性の一種類の原料から得たもの	一〇%
	(二)　その他のもの	二五%
	二　その他のもの	
	(一)　生漆	無税
	(二)　大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	無税
	(三)　その他のもの	
	A　アルコール分が五〇%以上のもの	一〇%
	B　その他のもの	無税
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	五%
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	
一三〇二・三一	寒天	一キログラムにつき一六〇円
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	無税
一三〇二・三九	その他のもの	無税

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

注

1　この類には、主として紡織用繊維の製造に使用する植物性材料及び植物性繊維（調製したものを含む。）並びに紡織用繊維の材料としての用途のみに適する状態に加工したその他の植物性材料を含まないものとし、これらの物品は、第一一部に属する。

2　第一四・〇一項には、竹（割り、縦にひき、特定の長さに切り、端を丸め、漂白し、不燃加工をし、磨き又は染色したものであるかないかを問わない。）及びオージア、あしその他これらに類する植物を割ったもの並びにとうのしん及びとうを引き抜き又は割ったものを含むものとし、チップウッド（第四四・〇四項参照）を含まない。

3　第一四・〇二項には、木毛（第四四・〇五項参照）を含まない。

4　第一四・〇三項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第九六・〇三項参照）を含まない。

一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで漂白し、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）	
一四〇一・一〇	竹	一〇%
一四〇一・二〇	とう	無税
一四〇一・九〇	その他のもの	
	一　いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　くずのつる	三%
	(二)　その他のもの	五%
一四・〇二	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	
一四〇二・一〇	カポック	無税
一四〇二・九一	その他のもの	
	ベジタブルヘア	無税
一四〇二・九九	その他のもの	無税
一四・〇三	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	
一四〇三・一〇	ほうきもろこし（ソルガム・ヴルガレ変種テクニクム）	無税
一四〇三・九〇	その他のもの	無税
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
一四〇四・一〇	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	無税
一四〇四・二〇	コットンリンター	無税
一四〇四・九〇	その他のもの	
	一　除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	無税
	二　たぶの木又はへちまのもの	七%
	三　水こけ	五%
	四　その他のもの	一〇%

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一 一五〇一・〇〇	ラードその他の豚脂及び家きん脂（溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。） 一　豚脂 イ　酸価が一・三を超えるもの ロ　その他のもの 二　その他のもの	無税 一キログラムにつき一〇円 七・五％
一五・〇二 一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（粗のもの及び溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない。）	無税
一五・〇三 一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	五％
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	一〇％
一五〇四・一〇 一五〇四・二〇	魚の肝油及びその分別物 魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	一〇％（その率が一キログラムにつき六円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 一　鯨油 二　その他のもの	無税 一〇％
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。） ウールグリース（粗のものに限る。） その他のもの	二％ 五％
一五〇五・一〇 一五〇五・九〇		
一五・〇六 一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	七・五％
一五・〇七 一五〇七・一〇	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） 粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。） 一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
一五〇七・九〇	二　その他のもの その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・〇八 一五〇八・一〇	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） 粗油 一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭 一キログラムにつき一七円

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇一・〇九項の豚又は家きんの脂肪

(b)　カカオ脂（第一八・〇四項参照）

(c)　調製食料品（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超えるものに限る。主として第二一類に属する。）

(d)　獣脂かす（第二三・〇一項参照）及び第二三・〇四項から第二三・〇六項までの油かす

(e)　単一の脂肪酸、調製ろう、医薬品、ペイント、ワニス、せっけん、調製香料、化粧品類、硫酸化油その他の第六部の物品

(f)　油から製造したファクチス（第四〇・〇二項参照）

2　第一五・〇九項には、オリーブから溶剤抽出により得た油を含まない（第一五・一〇項参照）。

3　第一五・一八項には、単に変性した油脂及びその分別物を含まないものとし、これらの物品は、変性していない油脂及びその分別物が属する項に属する。

4　ソープストック、油さい、ステアリンピッチ、グリセリンピッチ及びウールグリースの残留物は、第一五・二二項に属する。

備考

1　この類において「酸価」とは、油脂一グラムのうちに含まれる遊離脂肪酸の中和に要する水酸化カリウムのミリグラム数をいう。

2　第一五・一八項において「脱水」とは、油を構成するヒドロキシ脂肪酸の水酸基を除くことをいう。

	二　その他のもの		一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五〇八・九〇	その他のもの		一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税	
一五〇九・一〇	バージン油	無税	
一五〇九・九〇	その他のもの		
一五・一〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものをきみ、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税	
一五一〇・〇〇			
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税	
一五一一・一〇	粗油	七%	
一五一一・九〇	その他のもの		
一五・一二	一　パームステアリン	四%	
	二　その他のもの	七%	
	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物		
一五一二・一一	粗油		
	一　酸価が〇・六を超えるもの		一キログラムにつき一七円
	二　その他のもの		一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一二・一九	その他のもの		一キログラムにつき二〇円七〇銭
	綿実油及びその分別物		
一五一二・二一	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		一キログラムにつき一七円
一五一二・二九	その他のもの		一キログラムにつき一七円
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		七%（その率が一キログラムにつき七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五一三・一一	やし（コプラ）油及びその分別物		
	粗油		七%（その率が一キログラムにつき七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五一三・一九	その他のもの		
	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物		
一五一三・二一	粗油		
	一　パーム核油		一キログラムにつき一七円
	二　ババス油		一キログラムにつき二〇円七〇銭
	(一)　酸価が〇・六を超えるもの		七%
	(二)　その他のもの		
一五一三・二九	その他のもの		
	一　パーム核油及びその分別物		七%
	二　ババス油及びその分別物		一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工を		

	してない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一四・一〇	粗油	
	一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一四・九〇	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
一五一五・一一	亜麻仁油及びその分別物	
	粗油	
	一　酸価が〇・六を超えるもの	一〇％（その率が一キログラムにつき一一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一五一五・一九	その他のもの	
	とうもろこし油及びその分別物	
一五一五・二二	粗油	
	一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一〇円
	二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一五・二九	その他のもの	七％
	ひまし油及びその分別物	無税
一五一五・三〇	桐油及びその分別物	一キログラムにつき一七円
一五一五・四〇	ごま油及びその分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一五・五〇	一　酸価が〇・六を超えるもの	七・五％
	二　その他のもの	無税
一五一五・六〇	ホホバ油及びその分別物	五％
一五一五・九〇	その他のもの	
	一　オイチシカ油及びその分別物	一キログラムにつき一七円
	二　カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	三　その他のもの	七・五％
	㈠　酸価が〇・六を超えるもの	四％
	㈡　その他のもの	四％
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	三五％
一五一六・一〇	動物性油脂及びその分別物	
一五一六・二〇	植物性油脂及びその分別物	
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	七・五％
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	
一五一七・九〇	その他のもの	
	一　動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	
	二　植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をし	

	たものを除く。）	
一五・一八	三　離型油	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五一八・〇〇	四　ショートニング	四・八％
	五　その他のもの	一五％
		二五％
一五・一九	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	四％
一五・一九	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール	
一五一九・一一	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸	二・五％
一五一九・一二	ステアリン酸	二・五％
一五一九・一三	オレイン酸	四％
一五一九・一九	トール油脂肪酸	二・五％
一五一九・二〇	その他のもの	二・五％
一五・二〇	工業用の脂肪性アルコール	
一五二〇・一〇	グリセリン（純粋であるかないかを問わない。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	
一五二〇・九〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	五％
一五・二一	その他のもの（合成グリセリンを含む。）	五％
	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	無税
一五二一・一〇	植物性ろう	一五％
一五二一・九〇	その他のもの	七・五％
	一　みつろう及び鯨ろう	
	二　その他のもの	
一五・二二	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	
一五二二・〇〇	一　デグラス	七・五％

	二　その他のもの	無税
	第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	
	注	
	1　この部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の三％以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。	
	第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	
	注	
	1　この類には、第二類又は第三類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。	
	2　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第一九・〇二項の詰物をした物品及び第二一・〇三項又は第二一・〇四項の調製品については、適用しない。	
	号注	
	1　第一六〇二・一〇号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第一六・〇二項の他のいかなる号にも優先する。	
	2　第一六・〇四項又は第一六・〇五項の号において、慣用名のみで定める魚及び甲殻類は、第三類において同一の慣用名で定める魚及び甲殻類と同一の種に属する。	
一六・〇一		
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	一〇％
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	
一六〇二・一〇	均質調製品	二五％
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの	二五％
	一　牛又は豚のもの	八％
	二　その他のもの	
	第〇一・〇五項の家きんのもの	
一六〇二・三一	七面鳥のもの	無税
	一　腿、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	二五％
	二　その他のもの	八％
	㈠　牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	
	㈡　その他のもの	

一六〇二・三九	その他のもの	
	一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
	(一)　牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	二五％ 八％
	(二)　その他のもの	
一六〇二・四一	豚のもの	
	もも肉及びこれを分割したもの	
	一　ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一〇％ 二五％
	二　その他のもの	
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの	
	一　ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一〇％ 二五％
	二　その他のもの	
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）	
	一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
	(一)　ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一〇％ 二五％
	(二)　その他のもの	
一六〇二・五〇	牛のもの	
	一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
	(一)　牛の臓器及び舌のもの	二五％
	(二)　その他のもの	
	A　牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの	二五％
	B　その他のもの	
	(a)　単に水煮した後に乾燥したもの	二五％
	(b)　調味した後に乾燥したもの	一〇％ 二五％
	(c)　コーンビーフ	
	(d)　その他のもの	
	イ　気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	二五％
	ロ　気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）	四五％ 五〇％
	ハ　その他のもの	
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	
	一　腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	無税
	二　その他のもの	
	(一)　牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	二五％ 八％
	(二)　その他のもの	
一六・〇三	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	
一六〇三・〇〇	一　肉のエキス及びジュース	一二・八％ 九・六％
	二　その他のもの	
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
一六〇四・一一	さけ	九・六％
一六〇四・一二	にしん	九・六％
一六〇四・一三	いわし	九・六％
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	九・六％
一六〇四・一五	さば	九・六％

一六〇四・一六	かたくちいわし	九・六%
一六〇四・一九	その他のもの	九・六%
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	
	一　卵	一二・八%
	(一)　にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	六・四%
	(ロ)　その他のもの	九・六%
	二　その他のもの	六・四%
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇	かに	
	一　気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	六・五%
	二　その他のもの	九・六%
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン	
	一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%
	二　その他のもの	六%
一六〇五・三〇	ロブスター	
	一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%
	二　その他のもの	六%
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	
	一　えび	
	(一)　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	四・八%
	(ロ)　その他のもの	六%
	二　その他のもの	九・六%
一六〇五・九〇	その他のもの	
	一　くん製したもの	九・六%
	二　その他のもの	
	(一)　いか及びくらげ	一五%
	(ロ)　なまこ及びうに	一二%
	(ハ)　その他のもの	九・六%

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ココアを含有する砂糖菓子（第一八・〇六項参照）

(b)　第二九・四〇項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品

(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

号注

1　第一七〇一・一一号及び第一七〇一・一二号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで九九・五度未満に相当する砂糖をいう。

備考

1　この表において「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。

2　号注1の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）	
一七〇一・一一	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）	一キログラムにつき二〇円
	甘しや糖	
	一　乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	一キログラムにつき四一円五〇銭
	(一)　分みつ糖	一キログラムにつき二五円五〇銭
	(ロ)　その他のもの	
	二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円
一七〇一・一二	てん菜糖	一キログラムにつき二五円五〇銭
	一　乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	一キログラムにつき二〇円
	二　その他のもの	一キログラムにつき二五円五〇銭
一七〇一・九一	その他のもの	
	香味料又は着色料を加えたもの	一キログラムにつき六

一七〇一・九九	その他のもの	
	一　氷砂糖、角砂糖、綿砂糖その他これらに類するもの	一キログラムにつき六三円五〇銭
	二　その他のもの	一キログラムにつき三五円五〇銭
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	一〇％
一七〇二・一〇	乳糖及び乳糖水	一キログラムにつき四一円五〇銭
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	
	一　かえで糖	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　かえで糖水	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	
	一　香味料又は着色料を加えたもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
	（一）　砂糖を加えたもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	（二）　その他のもの	
	A　精製したもの	二五％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	九％
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限る。）	
	一　香味料又は着色料を加えたもの	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限る。）	三五％（その率が一キログラムに

		つき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二　その他のもの		五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖を含む。）
		一　砂糖
		二　砂糖水
		三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三　人造はちみつ及びカラメル		五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
四　ハイ・テスト・モラセス		五％
(一)　グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五－リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		二五％
(二)　その他のもの		三五％（その率が一キ
五　その他のもの		
(一)　香味料又は着色料を加えたもの		

		ログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
(二)　その他のもの		
A　砂糖を加えたもの		五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B　その他のもの		二〇％
(a)　ソルボース		二五％
(b)　麦芽糖		五〇％（その率が一キログラムにつき二五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
(c)　その他のもの		
糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	一七・〇三	五％
甘しや糖みつ	一七〇三・一〇	一キログラムにつき一八円
一　グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五－リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		
二　その他のもの		
その他のもの	一七〇三・九〇	五％
一　グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五－リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		
二　その他のもの		一キログラ

		ムにつき一八円
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートをきむものとし、ココアを含有しないものに限る。）	三〇%
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）	無税
一七〇四・九〇	その他のもの	
	一　甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	無税
	二　その他のもの	三五%
	第一八類　ココア及びその調製品	
一八・〇一	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	無税
一八〇一・〇〇		
一八・〇二	カカオ豆の殻、皮その他のくず	無税
一八〇二・〇〇		
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	一〇%
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	二〇%
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	
一八・〇四	カカオ脂	無税
一八〇四・〇〇		
一八・〇五	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	二一・五%
一八〇五・〇〇		
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	
一八〇六・一〇	一　砂糖を加えたもの	三五%
	二　その他のもの	二五%
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	
	一　砂糖を加えたもの	
	(一)　チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品	三五%
	(二)　その他のもの	二八%

注

1　この類には、第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第二一・〇五項、第二二・〇二項、第二二・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の調製品を含まない。

2　第一八・〇六項には、ココアを含有する砂糖菓子及び、1の調製品を除くほか、ココアを含有するその他の調製食料品を含む。

		二五%
一八〇六・三一	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	一〇%
一八〇六・三二	詰物をしたもの	
	一　チョコレート菓子	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもの	三五%
	(二)　その他のもの	二五%
一八〇六・九〇	その他のもの	
	一　チョコレート菓子	一〇%
	二　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもの	三五%
	(二)　その他のもの	二五%
	第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの（第一六類参照。第一九・〇二項の詰物をした物品を除く。）

(b)　飼料用のビスケットその他の物品（第二三・〇九項参照）

(c)　第三〇類の医薬品その他の物品

2　第一九・〇一項において「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。

(a)　第一一類の穀粉及びミール

(b)　他の類の植物性の粉及びミール（乾燥野菜（第〇七・一二項参照）、ばれいしょ（第一一・〇五項参照）又は乾燥した豆（第一一・〇六項参照）の粉及びミールを除く。）

3　第一九・〇四項には、ココア粉の含有量が全重量の八%を超える調製品及び第一八・〇六項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で覆った調製品を含まない（第一八・〇六項参照）。

4　第一九・〇四項において「その他の調製をしたもの」とは、第一〇類又は第一一類の項又は注に定める調製又は加工の程度を超えて調製又は加工をしたものをいう。

一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）	
	一　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食	

料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）		
(一)　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの		
(二)　その他のもの		
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	二八％及び一キログラムにつき七九九円
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	二八％及び一キログラムにつき一、三六三円
二　その他のもの		
(一)　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品		
A　砂糖を加えたもの		二八％
B　その他のもの		二五％
(二)　その他のもの		
A　砂糖を加えたもの		二四％
B　その他のもの		一六％
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	二八％及び一キログラムにつき七九九円
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	二八％及び一キログラムにつき七九九円
(一)　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品		
A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの		二八％及び一キログラムにつき一、三六三円
(二)　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
A　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの		
(a)　砂糖を加えたもの		三五％
(b)　その他のもの		二五％
B　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの		一キログラムにつき一〇六円
C　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの		一キログラムにつき九八円
D　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの		
(a)　小麦でん粉を含有するもの		一キログラムにつき一五八円
(b)　その他のもの		一キログラムにつき一四〇円
(三)　米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
A　砂糖を加えたもの		三五％
B　その他のもの		二五％
二　その他のもの		
(一)　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製		

食料品		
A　砂糖を加えたもの	二八％	
B　その他のもの	二五％	
(二)　ケーキミックス		
A　砂糖を加えたもの	二八％	
B　その他のもの		
(a)　小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）	一六％	
(b)　その他のもの	二〇％	
(三)　その他のもの		
A　砂糖を加えたもの		
(a)　しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの	二四％	
(b)　その他のもの	二八％	
B　その他のもの	一六％	
一九〇一・九〇		
その他のもの		
一　穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
(一)　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		
A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき七九九円	
B　その他のもの	三五％及び一キログラムにつき	一、二六二円
(ロ)　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
A　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの		
(a)　砂糖を加えたもの	三五％	
(b)　その他のもの	二五％	
B　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき一〇六円	
C　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラムにつき九八円	
D　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの		
(a)　小麦でん粉を含有するもの	一キログラムにつき一五八円	
(b)　その他のもの	一キログラムにつき一四〇円	
(三)　もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
A　砂糖を加えたもの	三五％	
B　その他のもの	二五％	
二　その他のもの		
(一)　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製		

	食料品		
	A　砂糖を加えたもの		
	(a)　しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの		二八%
	(b)　その他のもの		三五%
	B　その他のもの		二五%
(一)	麦芽エキス		九・六%
(二)	その他のもの		
	A　砂糖を加えたもの		
	(a)　しよ糖の含有量が全重量の一五%以下のもの		二四%
	(b)　その他のもの		二八%
	B　その他のもの		一六%
一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）		
一九〇二・一一	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）		
	卵を含有するもの	一キログラムにつき四〇円	
一九〇二・一九	その他のもの		
	一　ビーフン	一キログラムにつき三二円	
	二　その他のもの	一キログラムにつき四〇円	
一九〇二・二〇	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）		
	一　砂糖を加えたもの		
(一)	ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの		六%
(二)	その他のもの		二八%
	二　その他のもの		
(一)	ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの		六%
(二)	その他のもの		二五%
一九・〇三	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）		一六%
一九〇三・〇〇			
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）及び粒状の穀物（とうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの		一五・四%
一九〇四・一〇	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品		
	一　朝食用穀物調製品（米、小麦、ライ小麦、大麦又は裸麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く。）	一キログラムにつき一〇〇円	三〇%
	二　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品		
(一)	米のもの	一キログラムにつき七五円	一九・二%
(二)	小麦（ライ小麦を含む。）のもの		
	(三)　大麦（裸麦を含む。）のもの		
	三　その他のもの		二五%
	その他のもの	一キログラムにつき一〇〇円	
	一　米のもの		
	二　小麦又はライ小麦のもの	一キログラ	
	三　大麦又は裸麦のもの		

一九・〇五	四　その他のもの パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	ムにつき七五円 二五％
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	一二％
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	三〇％
一九〇五・三〇	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー 一　スイートビスケット	二四％ 三〇％
一九〇五・四〇	二　ワッフル及びウエハー ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	一二％
一九〇五・九〇	その他のもの 一　パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	一二％
	二　聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	六・四％
	三　その他のもの ㈠　砂糖を加えたもの A　あられ、せんべいその他これらに類する米菓	四〇％
	B　ビスケット、クッキー及びクラッカー	二四％
	C　その他のもの ㈡　その他のもの A　あられ、せんべいその他これらに類する米菓	三〇％ 三五％
	B　ビスケット、クッキー及びクラッカー	二〇％
	C　その他のもの	二五％

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第七類、第八類又は第一一類に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実及びナット

(b)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照）

(c)　第二一・〇四項の均質混合調製食料品

2　第二〇・〇七項及び第二〇・〇八項には、フルーツゼリー、フルーツペースト、砂糖で覆ったアーモンドその他これらに類する物品で、砂糖菓子の形状のもの（第一七・〇四項参照）及びチョコレート菓子の形状のもの（第一八・〇六項参照）を含まない。

3　第二〇・〇一項、第二〇・〇四項及び第二〇・〇五項には、第七類、第一一・〇五項又は第一一・〇六項の物品（第八類の物品の粉及びミールを除く。）で1(d)に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののみを含む。

4　トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の七％以上のものは、第二〇・〇二項に属する。

5　第二〇・〇九項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分（第二二類の注2参照）が全容量の〇・五％以下のものをいう。

号注

1　第二〇〇五・一〇号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇五項の他のいかなる号にも優先する。

2　第二〇〇七・一〇号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第二〇・〇七項の他のいかなる号にも優先する。

二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン	一五％
	一　砂糖を加えたもの	一二％
	二　その他のもの	
二〇〇一・二〇	たまねぎ	一五％
	一　砂糖を加えたもの	一二％
	二　その他のもの	
二〇〇一・九〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	
	㈠　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一〇％
	㈡　スイートコーン	一七・五％
	㈢　ヤングコーンコブ	二八％
	㈣　その他のもの	一五％
	二　その他のもの	

(一) パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		一七・五%
(二) マンゴー及びマンゴスチン		二八%
(三) スイートコーン		一〇%
(四) ヤングコーンコブ		一六%
(五) その他のもの		二〇%
二〇・〇二		
調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		一二・五%
二〇〇二・一〇		九%
トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）		一二・五%
二〇〇二・九〇		一二%
その他のもの		九・六%
一 砂糖を加えたもの		二三・四%
二 その他のもの		二〇%
(一) トマトピューレー及びトマトペースト		九・六%
(二) その他のもの		二三・四%
二〇・〇三		
調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		一六%
二〇〇三・一〇		一一・二%
きのこ		二三・四%
一 砂糖を加えたもの		一六%
二 その他のもの		一一・二%
(一) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
(二) その他のもの		
二〇〇三・二〇		
トリフ		
一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		一六%
二 その他のもの		一一・二%
二〇・〇四		
調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇四・一〇		一〇%
ばれいしょ		
一 単に加熱による調理をしたもの		
二 その他のもの		一六%
(一) マッシュポテト		九・六%
(二) その他のもの		
二〇〇四・九〇		
その他の野菜及び野菜を混合したもの		
一 砂糖を加えたもの		
(一) スイートコーン		二八%
(二) その他のもの		一二・八%
二 その他のもの		
(一) アスパラガス及び豆		一〇%
(二) たけのこ		一六%
(三) スイートコーン		一二・五%
(四) ヤングコーンコブ		二五%
(五) その他のもの		九・六%
二〇・〇五		
調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇五・一〇		
均質調製野菜		
一 砂糖を加えたもの		二八%
二 その他のもの		一二・八%
二〇〇五・二〇		
ばれいしょ		
一 マッシュポテト及びポテトフレーク		一六%
二 その他のもの		
(一) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		一二・八%
(二) その他のもの		九・六%
二〇〇五・三〇		
サワークラウト		
一 砂糖を加えたもの		二三・四%
二 その他のもの		一二・八%
二〇〇五・四〇		
えんどう（ピスム・サティヴム）		
一 砂糖を加えたもの		
(一) さや付きのもの		二三・四%
(二) その他のもの		二八%
二 その他のもの		
(一) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
A さや付きのもの		二二・八%
B その他のもの		一六%
(二) その他のもの		
A さや付きのもの		九・六%
B その他のもの		一六%
ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
さやを除いた豆		
一 砂糖を加えたもの		
(一) 気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚		
二〇〇五・五一		

脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）		
(ロ) その他のもの	一四%	
二 その他のもの	二八%	
その他のもの	二〇%	
二〇〇五・五九		
一 砂糖を加えたもの		
二 その他のもの		
(イ) 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二二・四%	
(ロ) その他のもの		
二〇〇五・六〇		
アスパラガス		
一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一二・八%	
	九・六%	
二 その他のもの	一六%	
二〇〇五・七〇	二〇%	
オリーブ		
一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	七・二%	
	九・六%	
二 その他のもの		
二〇〇五・八〇		
スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）		
一 砂糖を加えたもの	一七・五%	
二 その他のもの	一二・五%	
二〇〇五・九〇		
その他の野菜及び野菜を混合したもの		
一 砂糖を加えたもの		
(イ) 豆（さや付きのものを除く。）		
A 気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	一四%	
	二八%	
B その他のもの	二二・四%	
(ロ) その他のもの		
二 その他のもの		
(イ) たけのこ	一六%	
(ロ) ヤングコーンコブ	二五%	
(ハ) 豆（さや付きのものを除く。）	二〇%	
(ニ) その他のもの		
A 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		
(a) にんにくの粉	一六%	
(b) その他のもの	二二・八%	
B その他のもの		

(a) にんにくの粉	一一・二%	
(b) その他のもの	九・六%	
二〇・〇六		
二〇〇六・八〇		
砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）		
一 マロングラッセ	一六・八%	
二 その他のもの	一九・二%	
二〇・〇七		
ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱による調理をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
二〇〇七・一〇		
均質調製果実		
一 砂糖を加えたもの	四〇%	
二 その他のもの	二五%	
その他のもの		
二〇〇七・九一		
一 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		
(イ) 砂糖を加えたもの	二八%	
(ロ) その他のもの	二〇%	
二 フルーツピューレー及びフルーツペースト		
(イ) 砂糖を加えたもの	四〇%	
(ロ) その他のもの	二五%	
その他のもの		
一 ジャム及びフルーツゼリー		
(イ) 砂糖を加えたもの	二八%	
(ロ) その他のもの	二〇%	
二 その他のもの		
(イ) 砂糖を加えたもの	四〇%	
(ロ) その他のもの	二五%	
果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
二〇〇八・一一		
ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
落花生		
一 砂糖を加えたもの	二〇%	
(イ) ピーナッバター		

㈡ その他のもの		二八%
二 その他のもの		
㈠ ピーナツバター		一〇%
㈡ その他のもの		二五%
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）	
一 砂糖を加えたもの		
㈠ パルプ状のもの		三五%
㈡ その他のもの		
A カシューナット及びその他のいつたナット		二二・四%
B その他のもの		二八%
二 その他のもの		
㈠ パルプ状のもの		
A カシューナット（いつたものを除く。）		一六%
B その他のもの		二〇%
㈡ その他のもの		
A アーモンド（いつたものに限る。）及びマカダミアナット（いつたものを除く。）		八%
B マカダミアナット（いつたものに限る。）及びペカン（いつたものに限る。）		五%
C ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなん		二二・八%
D その他のもの		
(a) いつたもの		六%
(b) その他のもの		二二・八%
二〇〇八・二〇	パイナップル	
一 砂糖を加えたもの		
㈠ 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）		一キログラムにつき三九円
㈡ その他のもの		
A 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものに限る。）		三〇%
B その他のもの		五五%
二 その他のもの		
㈠ 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）		一キログラムにつき三九円
㈡ その他のもの		三〇%
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実	
一 砂糖を加えたもの		
㈠ パルプ状のもの		三五%
㈡ その他のもの		二八%
二 その他のもの		
㈠ パルプ状のもの		二五%
㈡ その他のもの		二〇%
二〇〇八・四〇	なし	
一 砂糖を加えたもの		
㈠ パルプ状のもの		
A 気密容器入りのもの		二五%
B その他のもの		三五%
㈡ その他のもの		
A 気密容器入りのもの		一四・四%
B その他のもの		二〇・三%
二 その他のもの		
㈠ パルプ状のもの		
A 気密容器入りのもの		二〇%
B その他のもの		二五%
㈡ その他のもの		
A 気密容器入りのもの		一二・一%
B その他のもの		一四・六%
二〇〇八・五〇	あんず	
一 砂糖を加えたもの		
㈠ パルプ状のもの		二五%
㈡ その他のもの		一六%
二 その他のもの		
㈠ パルプ状のもの		二〇%
㈡ その他のもの		一二・八%
二〇〇八・六〇	さくらんぼ	
一 砂糖を加えたもの		
㈠ パルプ状のもの		二五%
㈡ その他のもの		一六%
二 その他のもの		

	㈡ パルプ状のもの	二〇%
	㈢ その他のもの	一二・八%
二〇〇八・七〇	桃	
	一 砂糖を加えたもの	
	㈠ パルプ状のもの	
	A 気密容器入りのもの	二五%
	B その他のもの	三五%
	㈡ その他のもの	
	A 気密容器入りのもの	
	(a) 容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	一二%
	(b) その他のもの	一四・四%
	B その他のもの	二一・四%
	二 その他のもの	
	㈠ パルプ状のもの	
	A 気密容器入りのもの	二〇%
	B その他のもの	二五%
	㈡ その他のもの	
	A 気密容器入りのもの	一二%
	B その他のもの	一六%
二〇〇八・八〇	ストロベリー	
	一 砂糖を加えたもの	
	㈠ パルプ状のもの	三五%
	㈡ その他のもの	一八・四%
	二 その他のもの	
	㈠ パルプ状のもの	二五%
	㈡ その他のもの	二〇%
二〇〇八・九一 二〇〇八・九二	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	
	パームハート	二五%
	混合したもの	
	一 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	一一・二%
	二 その他のもの	
	㈠ 砂糖を加えたもの	
	A パルプ状のもの	三五%
	B その他のもの	二八%
	㈡ その他のもの	
	A パルプ状のもの	二五%
	B その他のもの	二〇%
二〇〇八・九九	その他のもの	
	一 梅	
	二 その他のもの	
	㈠ 砂糖を加えたもの	
	A パルプ状のもの	
	(a) バナナ及びアボカドー	三〇%
	(b) その他のもの	三五%
	B その他のもの	
	(a) ベリー及びプルーン	一八・四%
	(b) バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	二二・四%
	(c) その他のもの	二八%
	㈡ その他のもの	
	A パルプ状のもの	
	(a) バナナ、アボカドー及びプルーン	二〇%
	(b) その他のもの	二五%
	B その他のもの	
	(a) プルーン	一二・八%
	(b) バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	一六%
	(c) さといも（冷凍したものに限る。）	一〇%
	(d) その他のもの	二〇%
二〇〇九・一一	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
	オレンジジュース	
	冷凍したもの	
	一 砂糖を加えたもの	
	㈠ しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三〇%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	㈡ その他のもの	
	二 その他のもの	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

(十)　しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの		
(ロ)　その他のもの		
二〇〇九・一九	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	
	(十)　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三〇%
	(ロ)　その他のもの	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二　その他のもの	
	(十)　しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三〇%
	(ロ)　その他のもの	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇九・二〇	グレープフルーツジュース	
	一　砂糖を加えたもの	
	(十)　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	三〇%
	(ロ)　その他のもの	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
二〇〇九・三〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	
	(十)　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二七%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(ロ)　その他のもの	三〇%
	二　その他のもの	
	(十)　しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二一・五%
	(ロ)　その他のもの	三〇%
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	
	一　砂糖を加えたもの	
	(十)　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二七%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(ロ)　その他のもの	二五%
	二　その他のもの	
	(十)　しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二五%
	(ロ)　その他のもの	三〇%
二〇〇九・四〇	パイナップルジュース	
	一　砂糖を加えたもの	
	(十)　しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	
	A　レモンジュース	八%
	B　ライムジュース	一六%
	C　その他のもの	二一・五%
	(ロ)　その他のもの	三〇%
	二　その他のもの	
	(十)　しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二七%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(ロ)　その他のもの	三五%
二〇〇九・五〇	トマトジュース	
	一　砂糖を加えたもの	二一・五%
	二　その他のもの	三〇%
二〇〇九・六〇	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）	
	一　砂糖を加えたもの	
	(十)　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二七%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(ロ)　その他のもの	三五%
	二　その他のもの	二五%

より低いときは、当該従量税率）	
二　その他のもの	
(一)　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％
(二)　その他のもの	三〇％
りんごジュース	二〇〇九・七〇
一　砂糖を加えたもの	
(一)　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％四〇％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
(二)　その他のもの	
二　その他のもの	
(一)　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％
(二)　その他のもの	三五％
その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	二〇〇九・八〇
一　果汁	
(一)　砂糖を加えたもの	
A　しよ糖（天然に含有するものをを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B　その他のもの	
(二)　その他のもの	
A　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％
B　その他のもの	三〇％
二　野菜ジュース	
(一)　砂糖を加えたもの	一〇・八％
(二)　その他のもの	九・六％
混合ジュース	二〇〇九・九〇
一　混合果汁	
(一)　砂糖を加えたもの	
A　しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
B　その他のもの	
(二)　その他のもの	
A　しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二一・五％
B　その他のもの	三〇％
二　混合野菜ジュース	
(一)　砂糖を加えたもの	一〇・八％
(二)　その他のもの	七・二％

第二二類　各種の調製食料品

注

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　第〇七・一二項の野菜を混合したもの

(b)　コーヒーを含有するコーヒー代用物（いつたものに限るものとし、コーヒーの含有量のいかんを問わない。第〇九・〇一項参照）

(c)　香味を付けた茶（第〇九・〇二項参照）

(d)　第〇九・〇四項から第〇九・一〇項までの香辛料その他の物品

(e)　ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照。第二一・〇三項及び第二一・〇四項のものを除く。）

(f)　飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもののうちアルコール分（第二二類の注2参照）が〇・五％を超えるもの（第二二・〇八項参照）

(g)　酵母で、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品その他の物品にしたもの

(h)　第三五・〇七項の調製した酵素

2　1(b)のコーヒー代用物のエキスは、第二一・〇一項に属する。

3　第二一・〇四項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法

用の調製品（小売用のもので正味重量が二五〇グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。		
二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
二一〇一・一〇	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	
	一　コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
	㈠　砂糖を加えたもの	二四％
	㈡　その他のもの	
	A　インスタントコーヒー	一二・三％
	B　その他のもの	一六％
	二　コーヒーをもととした調製品	
	㈠　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの	
	A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき七九九円
	B　その他のもの	三五％及び一キログラムにつき一、三六三円
	㈡　その他のもの	
	A　砂糖を加えたもの	
	(a)　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	二八％
	(b)　その他のもの	三五％
	B　その他のもの	二五％
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	
	一　茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
	㈠　インスタントティー	一六％
	㈡　その他のもの	一二・八％
	二　茶又はマテをもととした調製品	
	㈠　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの	
	A　乳脂肪分が全重量の二〇％以下のもの	三五％及び一キログラムにつき七九九円
	B　その他のもの	三五％及び一キログラムにつき一、三六三円
	㈡　その他のもの	
	A　砂糖を加えたもの	
	(a)　しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	二八％
	(b)　その他のもの	三五％
	B　その他のもの	二五％
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	八％
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）	一四％
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	六・四％
	一　酵母	無税
二一〇二・三〇	二　その他のもの 調製したベーキングパウダー	一四％
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品並びに混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	九・六％
二一〇三・一〇	醤油	
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース	
	一　トマトケチャップ	二五％
	二　その他のトマトソース	二〇％
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
	一　小売用の容器入りにしたもの	二二・二％
	二　その他のもの	一〇・三％
二一〇三・九〇	その他のもの 一　ソース	

(一) マヨネーズ		一二・八%
(二) フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		一二%
(三) その他のもの		九・六%
二 その他のもの		
(一) インスタントカレーその他のカレー調製品		九・六%
(二) その他のもの		
A グルタミン酸ソーダを主成分とするもの		一六%
B その他のもの		一四%
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	
	一 野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%
	二 その他のもの	八・四%
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	一二・八%
二一・〇五		
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	
	一 砂糖を加えたもの	
	(一) しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの	二八%
	(二) その他のもの	三五%
	二 その他のもの	二五%
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	
	一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）	三五%及び一キログラムにつき一、三五九円
	二 その他のもの	
	(一) 砂糖を加えたもの	
	A しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの	二八%
	B その他のもの	三五%
	(二) その他のもの	
	A 植物性たんぱく	一二・五%
	B その他のもの	二五%
	その他のもの	
	一 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品	三五%及び一キログラムにつき七九九円
	(一) 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの	三五%及び一キログラムにつき一、三六三円
	(二) その他のもの	
二一〇六・九〇		
	二 その他のもの	
	(一) 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品	
	A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	
	(a) 砂糖を加えたもの	三五%
	(b) その他のもの	二五%
	B その他のもの	
	(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	一キログラムにつき一〇〇円
	(b) 大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇%を超えるもの	一キログラムにつき七五円
	(二) その他のもの	
	A 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B チューインガム	五%

C　こんにやく	二五%
D　その他のもの	
(a)　砂糖を加えたもの	
イ　おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	二八%
ロ　ビタミンをもととした栄養補助食品	二二・五%
ハ　その他のもの	
(イ)　しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの	二八%
(ロ)　その他のもの	
I　小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの	三〇%
II　しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）	一キログラムにつき九〇円
III　その他のもの	
(I)　乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	三五%
(II)　その他のもの	三〇%
(b)　その他のもの	
イ　調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）	二五%
ロ　アルコールを含有しない飲料のもと	
(イ)　おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	二二%
(ロ)　その他のもの	二二%
ハ　その他のもの	
(イ)　第〇四・一〇項の物品のもの	二%
(ロ)　その他のもの	
I　ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	一二・五%

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

注	
1　この類には、次の物品を含まない。	
(a)　料理用に調製したこの類の物品（第二二・〇九項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（主として第二一・〇三項に属する。）	二五%
(b)　海水（第二五・〇一項参照）	
(c)　蒸溜水、伝導度水その他これらに類する純水（第二八・五一項参照）	
(d)　酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る。第二九・一五項参照）	
(e)　第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品	
(f)　調製香料及び化粧品類（第三三類参照）	
2　第二〇類からこの類までにおいてアルコール分は、温度二〇度におけるアルコールの容量分による。	
3　第二二・〇二項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が〇・五%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第二二・〇三項から第二二・〇六項まで又は第二二・〇八項に属する。	
号注	
1　第二二〇四・二〇号において「スパークリングワイン」とは、温度二〇度における密閉容器内のゲージ圧力が三バール以上のぶどう酒をいう。	
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	無税
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	三・二%
二二〇一・九〇	その他のもの	無税
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	
	一　砂糖を加えたもの	二二・四%
	二　その他のもの	一六%
二二〇二・九〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	二二・四%
	二　その他のもの	一六%
二二・〇三	ビール	一リットルにつき六八円
二二〇三・〇〇		四〇銭
二二・〇四	ぶどう酒（液化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除	

二二〇四・一〇	スパークリングワイン（くず）	一リットルにつき二〇一円六〇銭
二二〇四・二一	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二リットル以下の容器入りにしたもの 一　シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	一リットルにつき二二三円二〇銭＋二一・三％（その率が一リットルにつき一五六円八〇銭の従量税率より高いときは、それぞれ当該従量税率）
	二　その他のもの	
二二〇四・二九	その他のもの 一　一五〇リットル以下の容器入りにしたもの	二一・三％（その率が一リットルにつき一五六円八〇銭の従量税率より高いとき又は一リットルにつき九三円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）
	二　その他のもの	
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁 一　アルコール分が一％未満のもの ㈠　砂糖を加えたもの A　しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二七％＋三五％（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B　その他のもの	二二・五％＋三〇％
	㈡　その他のもの A　しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二・五％＋三〇％
	B　その他のもの	二二・五％＋三〇％
	二　その他のもの	一リットルにつき六四円
二二〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。） 二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき七〇円六〇銭
二二〇五・九〇	その他のもの 一　アルコール分が一％未満のもの	二二・五％＋一リットルにつき七〇円六〇銭
	二　その他のもの	
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） 一　アルコール分が一％未満のもの	三五％（それぞれ当該従量税率）
	二　その他のもの	一リットルにつき六四円

	の率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
二　その他のもの		
㈠　清酒及び濁酒		
㈡　その他のもの		
A　発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	一リットルにつき三〇円八〇銭	二三・〇七
B　その他のもの	一リットルにつき四三円一〇銭	二三〇七・一〇
エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	三二％	二三〇七・二〇
エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）		
一　アルコール分が九〇％以上のもの	一リットルにつき四四円八〇銭	
二　その他のもの		
変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	三二％	
一　アルコール分が九〇％以上のもの	一リットルにつき四四円八〇銭	
二　その他のもの		
エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの		二二・〇八
飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの		二三〇八・一〇
一　果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のもの		

のに限る。）		
二　その他のもの		二三〇八・二〇
ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		
一　アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		
二　その他のもの		二三〇八・三〇
ウイスキー		
一　バーボンウイスキー（内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）		二三〇八・四〇
二　ライウイスキー（内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。）		二三〇八・五〇
三　その他のもの		
㈠　アルコール分が五〇％以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき二〇七円二〇銭	一五・七％
㈡　その他のもの	一リットルにつき一九三円二〇銭	一三・七％
ラム及びタフィア	一リットルにつき二二七円九〇銭	一二・八％
ジン及びジュネヴァ	二円五〇銭	二〇・二％
	一九・六％（その率が一リットルにつき八六	

	円二〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	
二二〇八・九〇	その他のもの	
	一　エチルアルコール及び蒸留酒	
	(一)　フルーツブランデー	
	A　アルコール分が五〇%以上のもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）	一リットルにつき一九三円二〇銭
	B　その他のもの	一リットルにつき二二七円九〇銭
	(二)　その他のもの	
	A　エチルアルコール	一リットルにつき九六円
	B　その他のもの	一七・九%
	二　リキュールその他のアルコール飲料	
	(一)　リキュール	一リットルにつき一四一円一〇銭
	(二)　合成清酒及び白酒	一リットルにつき七〇円四〇銭
	(三)　果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）	三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	(四)　その他のもの	一リットルにつき八九円六〇銭

二二・〇九		
二三〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	八%
	第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	
	注	
	1　第二三・〇九項には、植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品（植物のくず、植物のかす及び当該処理の際に生ずる副産物を除く。）で、他の項に該当しないものを含む。	
二三・〇一		
二三〇一・一〇	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(すいせい)無脊椎(せきつい)動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	無税
二三〇一・二〇	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット	無税
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	
二三〇二・一〇	とうもろこしのもの	無税
二三〇二・二〇	米のもの	無税
二三〇二・三〇	小麦のもの	無税
二三〇二・四〇	その他の穀物のもの	無税
二三〇二・五〇	豆のもの	無税
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	
二三〇三・一〇	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす	無税
二三〇三・二〇	ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす	無税
二三〇三・三〇	醸造又は蒸留の際に生ずるかす	無税
二三・〇四		
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二三・〇五		
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	無税
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	
二三〇六・一〇	綿実油かす	無税
二三〇六・二〇	亜麻仁油かす	無税
二三〇六・三〇	ひまわり油かす	無税

二三〇六・四〇	菜種油かす	無税
二三〇六・五〇	やし（コプラ）油かす	無税
二三〇六・六〇	パーム油かす及びパーム核油かす	無税
二三〇六・九〇	その他のもの	無税
二三・〇七	ぶどう酒かす及びアーゴル	無税
二三〇七・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	
二三・〇八	かし又はとちの実	無税
二三〇八・一〇	その他のもの	無税
二三〇八・九〇	飼料用に供する種類の調製品	
二三・〇九	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	
二三〇九・一〇	一　乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに七円を加えた額
	二　その他のもの	
	(一)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税
	(二)　その他のもの	
	A　課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	無税
	B　その他のもの	
	(a)　粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	無税
	(b)　その他のもの	無税
二三〇九・九〇	その他のもの	
	一　飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	
	(一)　乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	
	A　ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	一キログラムにつき、七〇円に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに七円を加えた額
	B　その他のもの	無税
	(二)　その他のもの	
	A　第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもとにしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	無税
	B　その他のもの	
	(a)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	無税
	(b)　その他のもの	
	イ　課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	無税
	ロ　その他のもの	
	(イ)　粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重	

	量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	
	I　犬、猫その他の愛がん用又は観賞用の動物用のもの	無税
	II　その他のもの	一五％
	(ロ)　その他のもの	一キログラムにつき六〇円
	第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品	
	注	
	1　この類には、薬用の紙巻たばこを含まない（第三〇類参照）。	
二四・〇一	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	無税
二四〇一・一〇	たばこ（骨を除いてないものに限る。）	無税
二四〇一・二〇	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	無税
二四〇一・三〇	くずたばこ	無税
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	
二四〇二・一〇	葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	二〇％、八・五％及び一、〇〇〇本につき二九〇円七〇銭
二四〇二・二〇	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	四％
二四〇二・九〇	その他のもの	三五％
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	四％
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	三五％
	一　パイプたばこ	四％
	二　その他のもの	
	その他のもの	
二四〇三・九一	シートたばこ	無税
二四〇三・九九	その他のもの	無税
	一　たばこのエキス及びエッセンス	四％
	二　その他のもの	

別表第二九〇五・四三号を次のように改める。

二九〇五・四三	マンニトール	四・六％

別表第三三〇一・一四号及び第三三〇一・一九号を次のように改める。

三三〇一・一四	ライムのもの	三・二％
三三〇一・一九	その他のもの	三・二％

別表第三三〇一・二一号から第三三〇一・二六号まで、第三三〇一・二九号、第三三〇一・三〇号及び第三三〇一・九〇号を次のように改める。

三三〇一・二一	ゼラニウムのもの	無税
三三〇一・二二	ジャスミンのもの	三・二％
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの	三％
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	三・二％
三三〇一・二五	その他のミントのもの	
	一　ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したものに限る。）	無税
	(イ)　政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの	九・六％
	(ロ)　その他のもの	三％
	二　その他のペパーミント油	三・二％
	三　その他のもの	三％
三三〇一・二六	ベチベルのもの	無税
三三〇一・二九	その他のもの	
	一　ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油	無税
	二　芳油	二・五％
	三　その他のもの	三・二％
三三〇一・三〇	レジノイド	無税
三三〇一・九〇	その他のもの	無税

別表第三五〇一・九〇号を次のように改める。

三五〇一・九〇	その他のもの	六・四％

別表第三五〇二・一〇号及び第三五〇二・九〇号を次のように改める。

三五〇二・一〇	卵白	一〇％
三五〇二・九〇	その他のもの	四・九％

別表第三五・〇三項から第三五・〇五項までを次のように改める。

三五・〇三		
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むも	

のとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）		
一　ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体	三・九%	
二　魚鰾及びアイシングラス	二%	
三　その他のもの	二五%	
三五・〇四		
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものをきむ。）	
一　ペプトン、その誘導体及び皮粉	四%	
二　その他のもの	六・八%	
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとととした膠着剤	
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉	
	一　エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	八%
	二　その他のもの	二五%（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三五〇五・二〇	膠着剤	二五%（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
別表第三八〇九・一〇号を次のように改める。		
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの	二五%（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率

		より低いときは、当該従量税率）
別表第三八二三・六〇号を次のように改める。		
三八二三・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	三・八%
別表第四三〇一・一〇号及び第四三〇一・二〇号を次のように改める。		
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	七%
四三〇一・二〇	うさぎのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	無税
別表第四三〇一・四〇号、第四三〇一・五〇号、第四三〇一・六〇号及び第四三〇一・七〇号を次のように改める。		
四三〇一・四〇	ビーバーのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%
四三〇一・五〇	マスクラットのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）	三・五%「一〇%」を
別表第四三〇一・八〇号中「　」二　その他のもの	「三・五%」に改める。	
別表第四三〇一・九〇号を次のように改める。		
四三〇一・九〇	一　ミンクのもの	七%
	二　うさぎ、子羊又はやぎのもの	無税
	三　その他のもの	三・五%
別表第五〇・〇一項及び第五〇・〇二項を次のように改める。		
五〇・〇一	繭（繰糸に適するものに限る。）	一キログラムにつき二、九六八円
五〇〇一・〇〇		
五〇・〇二	生糸（よつてないものに限る。）	
五〇〇二・〇〇	一　野蚕のもの	無税
	二　その他のもの	一キログラムにつき八、二〇九

一　一円　一

付表第二第一号の品目欄中

「(5)　次に掲げる物品　別表第二二〇八・四〇号又は第二二〇八・五〇号に掲げる物品　別表第二二〇八・九〇号の一の口に掲げる物品のうち　ウオッカその他の蒸留酒　」を

「(5)　次に掲げる物品　別表第二二〇八・四〇号又は第二二〇八・五〇号に掲げる物品　」に、「別表第二二〇八・九〇　ウオッカその他の蒸留酒　別表第二二〇八・九〇号の一の口に掲げる物品のうち　」を「別表第二二〇八・九〇号の一の口のAに掲げる物品　留酒以外のもの　」に改める。

付表第二第二号の品目欄中

「別表第〇九〇二・四〇号の二の口に掲げる物品　紅茶以外のもの　」を

「別表第〇九〇二・四〇号の二の口に掲げる物品　」に、「(3)　別表第二五〇三・ゼラチン（写真〇〇号に掲げる物品のうち　用のものを除く。）及びにかわ（魚鱗及びアイシングラスを除く。）　」を「(3)　別表第二五〇三・〇〇号の三に掲げる物品　」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第八条第九項（相殺関税）及び第九条第九項第二号」を「第七条第十項（相殺関税）並びに第八条第九項第二号及び第十八項」に改める。

第六条の二第一項第二号ハを次のように改める。

ハ　関税定率法第七条第三項（相殺関税の遡及課税）若しくは第八条第二項（不当廉売関税の遡及課税）の規定により課する関税又は同条第十六項（新規供給者の不当廉売関税）の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項（不当廉売関税）の規定により課する関税（同条第十五項（新規供給者に係る不当廉売関税の課税停止）に規定する調査期間内に輸入されたものに課するものに限る。第十二条及び第十四条において同じ。）

第十二条第七項第四号中「第八条第二項（相殺関税）又は第九条第二項（不当廉売関税）」を「第七条第三項（相殺関税の遡及課税）若しくは第八条第二項（不当廉売関税の遡及課税）の規定により課する関税又は同条第十六項（新規供給者の不当廉売関税）の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項（不当廉売関税）」に改める。

第十四条中「第八条第二項（相殺関税）又は第九条第二項（不当廉売関税）」を「第七条第三項（相殺関税の遡及課税）若しくは第八条第二項（不当廉売関税の遡及課税）の規定により関税を課する場合又は同条第十六項（新規供給者の不当廉売関税）の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項（不当廉売関税）」に改める。

第六十二条、第六十二条の六第一項、第六十二条の七及び第六十二条の十五中「消滅」を「失効」に改める。

第七十二条中「第八条第九項（相殺関税）又は第九条第九項第二号」を「第七条第十項（相殺関税）又は第八条第九項第二号若しくは第十八項」に改める。

第七十九条第一項第四号中「関税定率法第九条第一項（不当廉売関税）の貨物の不当廉売者」を「不当廉売（関税定率法第八条第一項に規定する不当廉売をいう。）された貨物（同条第三十六項の規定により不当廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。）の国内における販売を行った者」に改める。

第百九条第一項中「五十万円」を「五百万円」に改める。

第百十条第一項中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改め、同条第四項中「（当該犯罪に係る貨物が関税定率法別表第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇四・二〇号又は第七一〇四・九〇号に掲げる貴石（機械用又は工業用に供するために形作ったものを除く。）である場合においては、その貨物について同法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定により計算した価格とする。以下この項及び第百十二条第二項（密輸貨物の運搬等をする罪）において同じ。）」を削り、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第百十一条第一項中「積みもどし」を「積戻し」に、「三十万円」を「二百万円」に改める。

第百十二条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「あつせん」を「あっせん」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第二項中「免かれる」を「免れる」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「三十万円をこえる」を「三百万円を超える」に、「三十万円をこえ、」を「三百万円を超え、」に改め、同条第三項中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第百十二条の二中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第百十三条中「代つて」を「代わって」に、「三十万円」を「三百万円」に改める。

第百十三条の二中「積みもどし」を「積戻し」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第百十四条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第百十五条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第百十八条第三項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　別表第一の二に掲げる物品で平成十四年十二月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

第八条第一項中「（別表第一（A）に掲げる製品にあつては、同表）」を削り、同項第二号中「第八十四類から第九十二類まで」を「第八十五類、第八十七類、第九十類及び第九十一類」に改める。

第八条の二第一項第二号中「又は（B）」を「又は第一の二」に改める。

第八条の六第一項中「第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項又は第九条の二第一項若しくは第二項又は第九条第一項、第四項若しくは第八項」に改め、同条第二項中「第九条の二第一項」を「第九条第一項」に、「次の措置をとる」を「貨物及び期間（第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとる」に、「同項の」を「同項本文の」に改め、同条第三項中「第九条の二第一項」を「第九条第一項」に、「輸入が増加し」を「輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下この条において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）」に、「見込みがあり」を「見込み」に、「次の措置をとる」を「貨物及び期間（第八項

の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとる」に、「同項の」を「同項本文の」に改め、同条第四項中「第九条の三」を「第九条の二」に改め、「別表第一（A）」の下に「又は第一の二」を加える。

第八条の七中「又は（B）」を削り、「これらの表」を「同表」に改める。

第十二条第一項中「五十万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「五百万円を超える」に、「、五十万円をこえ」を「、五百万円を超え」に改める。

第十二条の二中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第十三条中「五万円」を「五十万円」に改める。

別表第一中「、第八条」を削る。

別表第一（A）第〇二〇八・二〇号を削る。

別表第一（A）第〇二〇八・九〇号を次のように改める。

〇二〇八・九〇	無税
二　その他のもの	

別表第一（A）第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までを削る。

別表第一（A）第〇五一・九一号を削る。

別表第一（A）第一五・〇四項、第一六・〇五項、第二五・〇三項、第二五・二〇項、第二七・〇四項、第二七・〇五項、第二七・〇七項及び第二七・〇八項を削る。

別表第一（A）第二七一〇・〇〇号中

「(一)　揮発油	
A　低重合度の混合アルキレンのうち	
トリプロピレン	無税
B　政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算九五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	五％」

を

「(一)　揮発油	
———	四・八％」

に改め、「(六)　その他のもの」を削る。

別表第一（A）第二七・一一項、第二七・一三項、第二七・一五項、第二八・〇一項、第二八・〇二項、第二八・〇四項から第二八・〇六項まで、第二八・一一項、第二八・一三項及び第二八・二四項を削る。

別表第一（A）第二八・二五項を次のように改める。

二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物その他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
二八二五・八〇	アンチモンの酸化物のうち三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円未満のものに限る。）	八・五％

別表第一（A）第二八二六・九〇号を削る。

別表第一（A）第二八・三〇項、第二八・三三項、第二八・三六項、第二八・四〇項、第二八・四五項及び第二九・〇一項から第二九・〇四項までを削る。

別表第一（A）第二九・〇五項を次のように改める。

二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体その他の多価アルコール	四・六％
二九〇五・四三	マンニトール	

別表第一（A）第二九・〇六項から第二九・一〇項まで、第二九・一二項、第二九・一四項から第二九・一七項まで、第二九・二一項、第二九・二三項、第二九・二四項から第二九・二六項まで、第二九・二九項から第二九・三四項まで、第二九・三八項、第三〇・〇一項から第三〇・〇六項まで、第三一・〇二項、第三一・〇四項、第三一・〇六項から第三一・〇八項まで、第三二・〇一項、第三二・〇二項、第三二・〇五項から第三二・〇七項まで、第三四・〇二項から第三四・〇五項まで、第三七・〇一項から第三七・〇六項まで、第三八・〇一項、第三八・〇二項及び第三八・〇四項から第三八・〇六項までを削る。

別表第一（A）第三八・〇九項中

三八〇九・九一	その他のもの 繊維工業その他これに類する工業においての

使用する種類のもの　四・二％」

を削る。

別表第一（A）第三八・一一項、第三八・一二項、第三八・一五項、第三八・一八項から第三八・二〇項まで及び第三八・二二項を削る。

別表第一（A）第三八二三・三〇号、第三八二三・四〇号、第三八二三・五〇号及び第三八二三・九〇号を削る。

別表第一（A）第三九・〇一項から第三九・一三項まで、第三九・一五項から第三九・二二項まで、第三九・二三項から第三九・二六項まで、第四〇・〇五項、第四〇・〇八項から第四〇・一七項まで、第四一・〇四項から第四一・〇七項まで、第四一・〇九項、第四一・一〇項から第四一・一三項まで、第四二・〇五項、第四三・〇二項、第四四・〇三項、第四四・〇五項、第四四・〇七項から第四四・一二項まで、第四四・一四項、第四四・一五項、第四四・一八項から第四四・二二項まで、第四五・〇二項から第四五・〇四項まで、第四六・〇一項、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで、第四八・〇一項、第四八・〇二項、第四八・〇四項、第四八・〇五項、第四八・〇八項から第四八・一二項まで、第四九・一四項、第四九・一八項、第四九・〇八項から第四九・一〇項まで、第五〇・〇一項、第五〇・〇七項、第五一・〇九項、第五一・一四項から第五一・一六項まで、第五二・〇一項、第五二・〇八項、第五四・〇二項、第五四・〇七項、第五五・〇二項、第五五・一三項から第五五・一六項まで、第五六・〇一項、第五六・〇三項、第五六・〇四項、第五六・〇七項、第五八・〇一項、第五八・〇三項、第五八・〇七項、第五九・〇一項、第五九・〇五項、第五九・一一項、第六〇・〇一項、第六〇・〇二項、第六一・〇一項から第六一・一七項、第六三・〇二項から第六三・〇五項まで、第六四・〇一項から第六四・〇六項まで、第六七・〇三項、第六七・〇四項、第六八・〇一項から第六八・一〇項まで、第六八・一三項から第六八・一五項まで、第六九・〇一項、第六六八・〇六項から第六八・一〇項まで、第六九・〇一項、第

九・〇四項、第六九・〇六項、第六九・〇九項、第六九・一〇項、第六九・一四項、第七〇・〇一項から第七〇・〇四項まで、第七〇・〇六項から第七〇・一二項まで、第七〇・一四項から第七〇・二〇項まで、第七一・〇二項から第七一・〇四項まで、第七一・〇六項、第七一・〇七項、第七一・〇九項から第七一・一一項まで、第七一・一四項から第七二・一七項まで、第七二・〇一項から第七二・〇三項まで、第七二・〇五項から第七二・〇七項まで、第七三・〇四項、第七三・〇七項、第七三・〇八項、第七三・一五項及び第七三・一九項から第七三・二六項までを削る。

別表第一（A）第七四・〇二項及び第七四・〇三項を次のように改める。

七四・〇二		
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅のうち 課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え四九〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九〇円との差額
	課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	無税
七四・〇三		
七四〇三・一一	精製銅又は銅合金の塊 精製銅 陰極銅及びその切断片のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
七四〇三・一二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ワイヤバーのうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
		無税
七四〇三・一三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの ビレットのうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
		無税
七四〇三・一九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他のもののうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
		無税
七四〇三・二二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの 銅合金 銅・すず合金（青銅）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
		無税
七四〇三・二三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの 銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
		無税
七四〇三・二九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）のうち 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
		無税

別表第一（A）第七四・〇四項、第七四・一二項、第七四・一四項から第七四・一九項まで、第七五・

〇一項から第七五・〇二項まで、第七五・〇七項、第七六・〇一項、第七六・〇二項、第七六・〇六項、第七六・一〇項及び第七六・一五項を削る。

別表第一（A）第七八・〇一項及び第七九・〇一項を次のように改める。

七八・〇一	鉛の塊			
七八〇一・一〇	精製鉛のうち課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額	無税
七八〇一・九一	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの 一　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）のうち課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの		一キログラムにつき、課税価格と一七〇円との差額	無税
七八〇一・九九	課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの その他のもの 二　その他のもの ㈠　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）のうち課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの		一キログラムにつき、課税価格と一七〇円との差額	無税
	課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの ㈡　その他のもののうち課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの		一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額	無税
七九・〇一	亜鉛の塊			
七九〇一・一一	亜鉛（合金を除く。） 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもののうち課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額	無税
七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもののうち課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額	無税
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの			

別表第一（A）第七九・〇二項、第八一・〇二項、第八一・〇五項、第八一・〇九項、第八一・一二項、第八二・〇一項から第八二・一〇項まで、第八三・〇一項から第八三・〇三項まで、第八四・〇一項から第八四・八五項まで、第八五・〇一項から第八五・四八項まで、第八六・〇一項から第八六・〇九項まで、第八七・〇一項から第八七・〇九項まで、第八七・一一項から第八七・一六項まで、第八八・〇一項から第八八・〇五項まで、第八九・〇二項から第八九・〇七項まで、第九〇・〇一項、第九〇・〇二項、第九〇・〇五項から第九〇・三三項まで、第九一・〇一項から第九一・一四項まで、第九二・〇一項から第九二・〇九項まで、第九三・〇五項、第九四・〇一項から第九四・〇三項まで、第九四・〇五項、第九五・〇四項、第九五・〇六項、第九五・〇八項、第九六・〇一項、第九六・〇三項、第九六・〇五項、第九六・〇八項から第九六・一三項まで及び第九六・一八項を削る。

別表第一（B）第一六・〇三項を次のように改める。

一六・〇三	
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース

一	一	一	肉エキス及びミートジュース									一二・八％一

別表第一（B）第一六・〇四項、第一六・〇五項、第二五・〇九項、第二五・一三項、第二五・二〇項、第二五・二三項、第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二七・〇七項、第二七・一〇項から第二七・一三項まで、第二八・〇二項、第二八・〇三項から第二八・〇九項まで、第二八・一一項から第二八・二一項まで、第二八・二三項から第二八・三九項まで、第二八・四一項から第二八・四三項まで、第二八・四六項から第二八・五一項まで、第二九・〇一項から第二九・〇五項から第二九・〇九項から第二九・一三項まで、第二九・二五項、第二九・二七項、第二九・二八項、第二九・三〇項、第二九・三二項から第二九・四〇項まで、第二九・四二項、第三〇・〇一項から第三〇・〇四項まで、第三一・〇一項、第三一・〇二項、第三一・〇四項から第三一・〇七項まで、第三二・〇九項から第三二・一五項まで、第三三・〇一項、第三三・〇四項、第三三・〇五項、第三三・〇七項、第三四・〇一項から第三四・〇七項まで、第三五・〇六項、第三五・〇七項、第三六・〇一項から第三六・〇六項まで、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇七項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇五項、第三八・〇六項、第三八・〇八項から第三八・一〇項まで、第三八・一二項から第三八・一七項まで、第三八・二二項、第三九・〇一項から第三九・〇七項まで、第三九・一一項から第三九・一七項まで、第三九・二〇項から第三九・二三項まで、第三九・二五項、第三九・二六項、第四〇・〇三項、第四〇・〇五項から第四〇・〇八項まで、第四〇・一〇項、第四〇・一六項、第四二・〇二項、第四二・〇四項、第四二・〇六項、第四三・〇四項、第四四・一項、第四四・一五項から第四四・一七項まで、第四四・一九項、第四六・〇一項、第四六・〇二項、第四八・〇二項、第四八・〇五項から第四八・〇八項まで、第四八・一五項から第四八・一八項まで、第五〇・〇五項、第五〇・〇六項、第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項、第五二・〇七項、第五三・〇六項、第五三・〇八項から第五三・一一項まで、第五四・〇一項から第五四・〇八項まで、第五五・〇一項から第五五・〇四項まで、第五五・〇六項から第五五・一六項まで、第五六・〇一項、第五六・〇二項、第五六・〇四項から第五六・〇九項まで、第五七・〇一項から第五七・〇五項まで、第五八・〇一項から第五八・一一項まで、第五九・〇一項から第五九・一一項まで、第六〇・〇二項、第六一・一一項、第六一・一三項、第六一・一五項から第六一・一七項まで、第六二・〇一項から第六二・〇四項まで、第六三・〇九項まで、第六五・〇一項から第六五・〇七項まで、第六六・〇一項から第六六・〇三項まで、第六七・〇一項、第六七・〇二項、第六八・〇四項、第六八・〇五項、第六八・一一項から第六八・一三項まで、第六九・〇二項、第六九・〇三項、第六九・〇五項、第六九・〇七項、第六九・〇八項、第六九・一一項から第六九・一三項まで、第七〇・〇五項、第七〇・〇七項、第七〇・一三項、第七〇・一六項、第七一・一三項、第七一・一四項、第七一・一七項、第七一・一九項まで、第七二・〇二項、第七二・〇六項から第七二・一二項まで、第七三・〇一項から第七三・一四項まで、第七三・一六項から第七三・一八項まで、第七三・二〇項、第七四・〇五項から第七四・一一項まで、第七五・〇一項、第七五・〇二項、第七五・〇四項から第七五・〇八項まで、第七六・〇三項から第七六・〇五項まで、第七六・〇七項から第七六・一四項まで、第七八・一六項、第七八・〇一項から第七八・〇六項まで、第七九・〇一項、第七九・〇三項から第七九・〇七項まで、第八〇・〇一項、第八〇・〇三項から第八〇・〇七項まで、第八一・〇三項、第八一・〇四項、第八一・〇六項から第八一・〇八項まで、第八一・一〇項から第八一・一三項まで、第八二・一一項、第八二・一三項から第八二・一五項まで、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇六項、第八三・〇八項、第八三・〇九項、第八三・一一項、第八五・四四項、第八五・四五項、第八七・一〇項、第八九・〇三項、第九〇・〇四項、第九一・一三項、第九三・〇一項から第九三・〇七項まで、第九四・〇一項、第九四・〇四項、第九五・〇一項から第九五・〇七項まで及び第九六・〇一項から第九六・〇四項まで、第九六・〇六項から第九六・〇八項まで及び第九六・一三項から第九六・一七項までを削る。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二　段階的に暫定税率の引下げを行う革及び革を使用した履物に係る暫定関税率表（第二条、第八条の二、第八条の六関係）

注　この表において「協定が効力を生ずる日」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日をいう。

関税定率法別表の番号	品名	税率						
		協定が効力を生ずる日から同日の翌年の一月一日から同日の翌年の一月一日までの間に輸入されるもの	平成八年一月一日から平成九年一月一日までの間に輸入されるもの	平成九年一月一日から平成十年一月一日までの間に輸入されるもの	平成十年一月一日から平成十一年一月一日までの間に輸入されるもの	平成十一年一月一日から平成十二年一月一日までの間に輸入されるもの	平成十二年一月一日から平成十三年一月一日までの間に輸入されるもの	平成十三年一月一日から平成十四年一月一日までの間に輸入されるもの
四一・〇四	牛又は馬属の動物の革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	一一・二％	一〇・五％	九・八％	九・一％	八・四％	七・七％	七％
四一〇四・一〇	全彩の牛革（表面積が一枚につき二八平方フィート（二・六平方メートル）以下のものに限る。） 一　なめしたもの及び再なめしたもの（これらを越える加工をしていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） ㈠　その他のもののうち この号の一の㈠及び三の㈠、第四一〇四・二一号、第四一〇四・二九号の二、第四一〇四・三一号の二の㈠並びに第四一〇四・三九号の二の㈠に掲げる牛又は馬属の動物の革について、各年度において二五九、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの	一一・二％	一〇・五％	九・八％	九・一％	八・四％	七・七％	七％
	三　その他のもの ㈠　染色し、着色し又は模様付けしたもののうち この号の三の㈠及び第四一〇四・三一号の二の㈠並びに第四一〇四・三九号の二の㈠に掲げる牛又は馬属の動物の革について、各年度において、〇一八、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下	一一・二％	一〇・五％	九・八％	九・一％	八・四％	七・七％	七％

	この項において「共通の限度数量（第二種のもの）」という。）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈡　その他のもののうち共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇四・二二	その他の牛革及び馬類の動物の革（なめしたもの及び再なめしたもので、これらを超える加工をしてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇四・二二	牛革（植物性渋なめしをしたものに限る。）のうち共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇四・二二	牛革（その他の前なめしをしたものに限る。）	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈠　その他のもののうち共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇四・二九	その他のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈡　その他のもののうち共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	その他の牛革及び馬類の動物の革（パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したものに限る。）	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇四・三一	フルグレーン及びグレーンスプリット	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈡　その他のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈠　染色し、着色し又は模様付けしたもののうち共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	染色し又は着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	その他のもののうち共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇四・三九	その他のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈡　その他のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈠　染色し、着色し又は模様付けしたもののうち共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈡　その他のもののうち共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇五	羊革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇五・二〇	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈡　その他のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈠　染色し、着色し又は模様付けしたもののうち										
	この号の㈡㈠に掲げる羊革及び第四一〇六・二〇号の㈡㈠に掲げるやぎ革について、各年度において八〇九、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（第四一〇六・二〇号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一・〇六	やぎ革（毛が付いていないものに限るものとし、第四一・〇八項又は第四一・〇九項の革を除く。）	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
四一〇六・二〇	パーチメント仕上げをしたもの及びなめした後加工したもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈡　その他のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	㈠　染色し、着色し又は模様付けしたもののうち共通の限度数量（第二種のもの）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
六四・〇二	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）のうち										
	この号、第六四〇三・三〇号の一及び二の㈠、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号の一及び二の㈠、第六四〇三・五九号の一の㈠及び二の㈠、第六四〇三・九一号の一の㈠及び二の㈠、第六四〇三・九九号の一の㈠、第六四〇四・二〇号の一の㈠並びに二の㈠のA及びBのA、第六四〇五・一〇号の一の㈠並びに第六四〇五・九〇号の一の㈠のA及びBのA(1)に掲げる履物について、各年度において八、三四六、〇〇〇足を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項から第六四・〇五項までにおいて「共通の限度数量」という。）以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%	一五・五%	一五%	一四・五%
	室内用履物										
	その他のもの										
六四〇三・二〇	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）										
	一　本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）のうち共通の限度数量以内のもの	二六・五%	二六%	二五・五%	二五%	二四・五%	二四%	二三・五%	二三%	二二・五%	二二%
	二　その他のもの										
	㈠　その他のもののうち共通の限度数量以内のもの	二六・五%	二六%	二五・五%	二五%	二四・五%	二四%	二三・五%	二三%	二二・五%	二二%
	㈡　その他のもの	二六・五%	二六%	二五・五%	二五%	二四・五%	二四%	二三・五%	二三%	二二・五%	二二%
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）のうち										
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの										
	共通の限度数量以内のもの	二六・五%	二六%	二五・五%	二五%	二四・五%	二四%	二三・五%	二三%	二二・五%	二二%
	その他のもの	二六・五%	二六%	二五・五%	二五%	二四・五%	二四%	二三・五%	二三%	二二・五%	二二%
	その他の履物（本底が革製のものに限										

六四〇三・五一	るもの） くるぶしを覆うもの 一　室内用履物のうち 共通の限度数量以内のもの	二九・五%	二八・五%	二七・五%	二六・五%	二五・五%	二四・五%	二三・五%
	二　その他のもの ㈠　その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二九・五%	二八・五%	二七・五%	二六・五%	二五・五%	二四・五%	二三・五%
六四〇三・五九	その他のもの スリッパその他の室内用履物 ㈠　その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二九・五%	二八・五%	二七・五%	二六・五%	二五・五%	二四・五%	二三・五%
	二　その他のもの ㈠　その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二九・五%	二八・五%	二七・五%	二六・五%	二五・五%	二四・五%	二三・五%
六四〇三・九一	その他の履物 くるぶしを覆うもの 一　本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） ㈠　その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二九・五%	二八・五%	二七・五%	二六・五%	二五・五%	二四・五%	二三・五%
	二　その他のもの ㈠　その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二九・五%	二八・五%	二七・五%	二六・五%	二五・五%	二四・五%	二三・五%
六四〇三・九九	その他のもの 一　本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） ㈠　その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二九・五%	二八・五%	二七・五%	二六・五%	二五・五%	二四・五%	二三・五%
	二　その他のもの ㈠　その他のもののうち 共通の限度数量以内のもの	二九・五%	二八・五%	二七・五%	二六・五%	二五・五%	二四・五%	二三・五%
六四〇四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。） 履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） その他のもの 一　甲に毛皮を使用したもの ㈠　甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
六四〇四・一九		三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 一　甲に毛皮を使用したもの ㈠　甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	㈡　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	二　本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。） ㈠　キャンバスシューズ A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）のうち	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	その他のもの 一　本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの ㈠　甲に毛皮を使用したもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
六四〇四・〇五 六四〇五・一〇	その他の履物 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 一　本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。） ㈠　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
六四〇五・九〇	その他のもの 一　本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの ㈠　甲に毛皮を使用したもの A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	㈡　甲の一部に革を使用したもの A　本底が革製のもの (a)　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	(b)　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	B　その他のもの ㈠　甲に毛皮を使用したもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	㈡　その他のもの A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	B　その他のもの ㈠　甲に毛皮を使用したもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	㈡　その他のもの A　甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）のうち 共通の限度数量以内のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%
	B　その他のもの	三九・五%	三八・五%	三七・五%	三六・五%	三五・五%	三四・五%	三三・五%

別表第二第〇三〇一・一〇号を次のように改める。

〇三〇一・一〇	観賞用の魚
	一　その他のもの
	無税

別表第二第〇三〇五・二〇号を次のように改める。

〇三〇五・二〇	肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）
	四　その他のもの
	無税

別表第二第〇三〇六・二九号を次のように改める。

〇三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
	二　その他のもの
	㈠　えび
	四%

別表第二第〇三〇七・九一号及び第〇三〇七・九九号を次のように改める。

〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
	四　その他のもの

(二) その他のもののうち赤貝（生きているものに限る。）、うに及びくらげ	七％
〇三〇七・九九　その他のもの	
一　冷凍したもの	
(二) うに、くらげ及びなまこのうち	七％
うに及びくらげ	
二　その他のもの	
(二) うに、くらげ及びなまこのうち	七％
うに及びくらげ	
(四) その他のもののうち	
B　その他のもののうち	九％
はまぐり（乾燥したものに限る。）	
別表第二第〇五〇八・〇〇号中「五％」を「無税」に改める。	
別表第二第一二一二・二〇号を次のように改める。	
一二一二・二〇　海草その他の藻類	
一　食用のもの（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
(二) その他のもののうち	八％
ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	
別表第二第一六〇三・〇〇号を次のように改める。	
一六〇三・〇〇　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	
一　肉エキス及びミートジュース	六・四％
二　その他のもの	六・四％
別表第二第一六〇四・二〇号を次のように改める。	
一六〇四・二〇　その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	
一　卵	
(一) にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	
にしん（クルペア属のもの）のもののうち	九・六％
気密容器入りのもの	
たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもののうち	九％
気密容器入りのもの	
二　その他のもの	七・二％
別表第二第一六・〇五項を次のように改める。	
一六・〇五　甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
一六〇五・一〇　かに	

一　気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	五％
二　その他のもの	
一六〇五・二〇　シュリンプ及びプローン	
一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	七・二％
二　その他のもの	
一六〇五・三〇　ロブスター	
一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二％
二　その他のもの	五・三％
一六〇五・四〇　その他の甲殻類	
一　えび	
(一) くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二％
(二) その他のもの	五％
二　その他のもの	七・二％
その他のもの	
一　くん製したもののうち	
いか、帆立貝及び貝柱以外のもの	六・四％
二　その他のもの	
(一) いか及びくらげのうち	
いか（気密容器入りのものに限る。）	九％
くらげ	八％
(二) なまこ及びうに	八％
(三) その他のもの	七・二％

別表第三第四一〇四・一〇号中「のうち」を削り、「　」を「　」に改める。

別表第三第四一〇四・二二号及び第四一〇四・二九号中「のうち」を削り、「　」を「　」に改める。

別表第三第四二〇二・一二号中

「
二　その他のもの
(一) 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの
」

を

「
クロムなめしのもの以外のもの
クロムなめしのもの以外のもの
二　その他のもののうち
外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの
」

に改める。

別表第三第四四〇七・二一号中「　　」を「　　二　ふたばがき科のもののうち　一　ふたばがき科のもの　　」に改める。

別表第三第四四〇七・九九号中「　　」を「　　三　ふたばがき科のもののうち　一　ふたばがき科のもの　　」に改める。

別表第三第四四〇八・一〇号を次のように改める。

四四〇八・一〇	針葉樹のもの	
	二　その他のもののうち	
	合板用単板	

別表第三第四四〇八・九〇号中「　　三　その他のもののうち　　」を「　　四　その他のもののうち　　」に改める。

別表第三第四六〇一・二〇号中「のうち」を削り、「　　一　いぐさ製又は七島い製のもの　　」を「　　一　いぐさ製又は七島い製のもの　　」に改める。

別表第三第四六〇一・九一号中「のうち」を削り、「　　(一)　いぐさ製又は七島い製のもの　　」を「　　(一)　いぐさ製又は七島い製のもの　　」に改める。

別表第三第五四・〇七項中「のうち」を削り、「　　絹（絹ノイルその他の絹のくずをさむ。以下こいて同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」を「　　一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」に、「　　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」を「　　一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」に、「　　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」を「　　一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」に改める。

別表第三第五四・〇八項中「のうち」を削り、「　　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」を「　　一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」に、「　　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」を「　　一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」に改める。

別表第三第五五・一二項中「のうち」を削り、「　　絹（絹ノイルその他の絹のくずをさむ。以下この類において同じ。）の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」を「　　一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」に、「　　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」を「　　一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」に改める。

別表第三第五五・一五項及び第五五・一六項中「のうち」を削り、「　　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」を「　　一　絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの　　」に改める。

別表第三第六〇〇一・九二号を次のように改める。

六〇〇一・九二	人造繊維製のもの	
	二　その他のもの	

別表第三第六〇〇二・一〇号及び第六〇〇二・三〇号中「のうち」を削り、「　　ゴム糸の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの　　」を「　　に改める。

	一　機械編みの組織を有するもの		
		(一)　綿製のもの	
			B　その他のもの
		(二)　その他のもの	
			B　その他のもの
	二　その他のもの		
		(一)　綿製又は人造繊維製のもの	
			B　その他のもの
		(二)　その他のもの	
			B　その他のもの

別表第三第六一一三・〇〇号中「のうち」を削り、「　　第五九・〇六項の編物製のもの以外のもの　　」を「　　二　その他のもの　　」に改める。

別表第三第六一一六・一〇号中「のうち」を削り、「　　一　綿製のもの　　(一)　プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの　　二　その他のもの　　(一)　プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの以外のもの　　」を「　　ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに改める。

別表第三第六一一七・八〇号を次のように改める。

六一一七・八〇	その他の附属品	
	二　その他のもの	

別表第三第六二・〇六項中「のうち」を削り、「　　(一)　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ　　」を「　　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ　　」に改める。

別表第三第六二・〇八項中「のうち」を削り、「　　ブリーフ　　」を「　　(一)　その他のもの　　」に改める。

別表第三第六二・〇九項中「のうち」を削り、「　　附属品以外のもの　　」に改める。

」を「	B　その他のもの」に改める。
別表第三第九三〇五・九〇号を次のように改める。	
九三〇五・九〇	その他のもの
	二　その他のもの
	(一)　革製又はコンポジションレザー製のもの
別表第四第二七二一・一四号中「のうち」を削り、「」を「	一　エチレン
別表第四第二七二一・一九号中「のうち」を削り、「」を「	二　その他のもの
別表第四第三〇二一・三〇号を次のように改める。	
四三〇二一・三〇	全形のもの及び切片で、組み合わせたもの
	一　ドロップスキンのうち
	羊、やぎ又はうさぎのもの
	二　その他のもののうち
	羊、やぎ又はうさぎのもの
別表第四第五〇〇五・〇〇号中「のうち」を削り、「」を「	一　絹紡糸
別表第四第五二・〇五項及び第五二・〇六項中「のうち」を削り、「	二　その他のもの」に改める。
別表第四第五二・〇七項を次のように改める。	
五二・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、綿糸を除く。）
五二〇七・一〇	二　その他のもの
	(一)　その他のもの
五二〇七・九〇	その他のもの
	二　その他のもの
	(一)　その他のもの
別表第四第五二・〇七項を次のように改める。	
五二・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、綿糸を除く。）
五二〇七・一〇	二　その他のもの
	(一)　その他のもの
五二〇七・九〇	その他のもの
	二　その他のもの
	(一)　その他のもの
別表第四第五二〇・五一号、第五二〇・五二号、第五二〇・五九号、第五二一・五一号、第五二一・五二号、第五二一・五九号、第五二二・一五号及び第五二二・二五号中「のうち」を削り、「」を「	一　経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもののうちろうけつ染めしたもの以外のもの 二　合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）のうち ろうけつ染めしたもの以外のもの 三　その他のもののうち ろうけつ染めしたもの以外のもの」に改める。
別表第四第五八・〇一項中「のうち」を削り、「」を「	二　その他のもの」に改める。
別表第四第五八〇三・九〇号を次のように改める。	
五八〇三・九〇	その他の紡織用繊維製のもの
	一　綿製のもの
	(一)　その他のもの
別表第四第五八一・〇〇号を次のように改める。	
五八一・〇〇	綿製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のしゆう布を除く。）
	二　その他のもの
	(一)　綿製のもの

（関税暫定措置法の一部改正）

第五条　関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一（A）又は（B）」を「別表第一」に、「平成七年三月三十一日まで（別表第一（A）」を「平成八年三月三十一日まで（同表」に、「それぞれこれらの表」を「同表」に改め、同条に次の二項を加える。

3　別表第一の三に掲げる物品で平成十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

4　別表第一の四に掲げる物品で平成十二年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

第三条　削除

第七条の二第一項中「次の各号に掲げる製造用原料品」を「農業用プラストサイジン・エスの製造、イタコン酸の製造、ポリオキシアルキレンサッカロースの製造、デキストランの製造、有機界面活性剤のう

ちしよ糖脂肪酸エステルの製造又はベーターラクタム系抗生物質の中間物（セフェム環、ペナム環又はオキサセフェム環を有するものに限る。）の製造に使用するための関税定率法別表第一七〇一・一二号の一又は第一七〇一・一三号の一に掲げる甘しや糖又はてん菜糖（第三項において「甘しや糖等」という。）」に、「当該各号に掲げる製造」を「当該製造」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「製造用原料品」を「甘しや糖等」に改める。

第七条の三を次のように改める。

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三　平成七年度から平成十二年度までの各年度において、別表第一の五に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ大蔵大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の五において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び条約に規定する税率のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域をさむ。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の五に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2　前項の規定は、別表第一の五に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　第八条の六第三項の規定により政令で定める物品で別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるもの

二　関税定率法別表第〇四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第〇四〇三・一九号並びに第〇四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第〇四〇五・〇〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂のうち、南西諸島振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第二項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三　関税定率法別表第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号に掲げる小麦及びメスリン、同表第一〇〇三・〇〇号に掲げる大麦及び裸麦、同表第一〇〇八・九〇号の二の(二)に掲げるライ小麦、同表第一一〇一・〇〇号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一一〇二・九〇号の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一一〇三・一一号、第一一〇三・一九号の一及び二、第一一〇三・二一号並びに第一一〇三・二九号の三及び四に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇四・一一号、第一一〇四・一九号の一、第一一〇四・二一号及び第一一〇四・二九号の一に掲げる加工穀物、同表第一一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)並びに第一九〇一・九〇号の一の(二)のB、C及びDの(a)に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(二)及び(三)並びに第一九〇四・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第六十七条の規定により輸入するもの及び同法第七十条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

四　関税定率法別表第五〇〇一・〇〇号の二に掲げる生糸のうち、蚕糸砂糖類価格安定事業団が繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十二条の六に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び組業を営む者又はその団体が同法第十二条の十五に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの

五　関税定率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）第十九条一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）による措置がとられている物品

六　発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの

3　第一項に規定する場合に該当することとなつた別表第一の五に掲げる物品について、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、同項の規定の適用を停止することができる。

4　第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の五に掲げる物品の輸入数量を各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。以下この条において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一　平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この条において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合　平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（同表第一五項から第一九項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この条において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

二　平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合　平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれ

ない数量を控除して得た数量）

三　平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合　平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量を控除して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して控除しきれない数量があるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量）

5　前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の五の各項のうちに前年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品をさむ項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品をさむ項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

6　第一項及び第四項に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号（統計の作成）の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。

7　大蔵大臣は、別表第一の五に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

第七条の三の次に次の三条を加える。

（課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税）

第七条の四　平成七年度から平成十二年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあっては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として大蔵大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の六において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一　発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合　当該物品の数量＝（発動基準価格－課税価格）×〇・三

二　発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合　当該物品の数量＝（発動基準価格×〇・六－課税価格）×〇・五＋（発動基準価格－課税価格）×〇・三

三　発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合　当該物品の数量＝（発動基準価格×〇・四－課税価格）×〇・七＋（発動基準価格×〇・六－課税価格）×〇・五＋（発動基準価格－課税価格）×〇・三

四　発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合　当該物品の数量＝（発動基準価格×〇・二五－課税価格）×〇・九＋（発動基準価格×〇・四－課税価格）×〇・七＋（発動基準価格×〇・六－課税価格）×〇・五＋（発動基準価格－課税価格）×〇・三

2　前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が前条第二項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合又は同条の規定により加算された関税が課されている物品である場合には、適用しない。

3　別表第一の六に掲げる物品のうち、当該物品の輸入の動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるものがあるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された物品について、第一項の規定の適用を停止することができる。

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五　平成七年度から平成十二年度までの各年度において、関税定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一　当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合　その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二　当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合　当該年度の翌年度の初日（その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2　第七条の三第六項の規定は、前項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

3　大蔵大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）

第七条の六　平成七年度から平成十二年度までの各年度において、関税定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の七において「生きている豚」という。）並びに同法別表第〇一〇三・一一号の二、第〇一〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二及び第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二〇〇・一一号、第〇二〇〇・一二号、第〇二〇〇・一九号及び第〇二〇〇・九〇号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一及び第一六〇二・四九号の二の(二)に掲げるハム及びベーコン等（以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の七において「豚肉等」という。）について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の三第〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同

表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一　当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合　その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二　当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合　当該年度の翌年度の初日（その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。）から同年度の第一四半期の末日まで。

2　平成七年度から平成十二年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ大蔵大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の七に定める税率とする。

3　第一項第一号又は第二号に規定する場合に該当する場合であつて、かつ、前項に規定する場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち第一項第一号又は第二号に定める期間と前項に定める期間が重複する期間（以下この条において「重複期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の七第〇二〇三・九二号の(1)中「同表第一項第三号」とあるのは「同表第一項第四号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第二項第三号」とあるのは「同表第二項第四号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第三号」とあるのは「同表第三項第四号」と、同表第〇二〇・一一号の(1)中「同表第四項第三号」とあるのは「同表第四項第四号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

4　前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一　輸入に係る生きている豚及び豚肉等が第二項に係る発動日又は重複期間の開始の日（第一項第一号又は第二号に規定する場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。）前において本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合

二　生きている豚及び豚肉等について関税定率法第九条第一項第二号（緊急関税等）の規定による措置その他の一般協定第十九条一（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及びセーフガード協定による措置がとられている場合

5　第七条の三第四項の規定は、第二項に規定する輸入基準数量を算出する場合について準用する。

6　第七条の三第六項の規定は、第一項若しくは第二項に規定する輸入数量又は前項において準用する同条第四項に規定する国内消費量を算出する場合について準用する。

7　大蔵大臣は、平成七年度から平成十二年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ大蔵大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

第八条第一項中「（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）」を削る。

第八条の二第一項中「別表第一（A）」を「別表第一」に改める。

第八条の三第一項及び第八条の四第一項中「第八条の六第二項」を「第八条の六第三項」に改める。

第八条の六第一項中「関税暫定措置法第二条」の下に「、第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の六第二項若しくは第三項」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「別表第一（A）」を「別表第一」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条の七中「別表第一（A）」を「別表第一」に改める。

第九条から第十一条までの規定中「第三条から第五条まで」を「第四条、第五条」に改める。

別表第一　暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の六、第八条の七関係）を次のように改める。

関税定率法別表の番号	品名	税率
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）	
〇一〇二・九〇	その他のもの	
	二　その他のもの	
	(一)　一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもののうち肉用として肥育される牛について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	
〇四〇一・一〇	脂肪分が全重量の一％以下のもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうちこの号の一、第〇四〇一・二〇号の一並びに第〇四〇一・三〇号の一の(一)及び(二)に掲げるミルク及びクリーム、第〇四〇三・一〇号の一並びに第〇四〇三・九〇号の一の(一)の2、(二)の2及び(三)の2に掲げるバターミルク等、第〇四〇四・九〇号の一の(一)の(1)及び2、(二)の(1)及び(2)並びに(三)の(1)及び(2)に掲げるミルクの天然	

の組成分から成る物品、第一九〇一・一〇号の一の㈠及び㈡、第一九〇一・二〇号の一の㈠のA及びB並びに第一九〇一・九〇号の一の㈠のA及びBに掲げる調製食料品、第二一〇一・一〇号の二の㈠のA及びB並びに第二一〇一・二〇号の二の㈠のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第二一〇六・一〇号の一並びに第二一〇六・九〇号の一の㈠及び㈡に掲げる調製食料品について、一二四、六四〇トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第〇四・〇三項、第〇四・〇四項、第一九・〇一項、第二一・〇一項及び第二一・〇六項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		二五%
○四〇一・二〇	脂肪分が全重量の一%を超え六%以下のもの 一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
○四〇一・三〇	脂肪分が全重量の六%を超えるもの 一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。） ㈠　脂肪分が全重量の四五%以下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
○四〇一・一〇	㈡　その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
○四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 一　砂糖を加えたもののうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	三五%
○四〇一・一〇	この号の一並びに二の㈠及び㈡、第〇四〇一・二一号の二の㈠及び㈡並びに第〇四〇一・二九号の二に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームについて、七四、九七三トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	三五%
○四〇一・二一	二　その他のもの ㈠　小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）のうち この号の二の㈠及び第〇四〇一・二一号の二の㈠に掲げる粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリームのうち学校等給食用のものについて、七、二六四トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
○四〇一・二二	㈡　その他のもののうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	無税
	その他のもののうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	二五%
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。） 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一　脂肪分が全重量の五%を超えるもの ㈠　脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち 畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同	二五%

条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三一日までに輸入するもの	
㈡　その他のもののうち	
畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三一日までに輸入するもの	三〇％
二　その他のもの	
㈠　学校等給食用のもの及び飼料用のもののうち	
学校等給食用のもののうち学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	無税
飼料用のもののうち学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	無税
㈡　その他のもののうち	
畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三一日までに輸入するもの	二五％
その他のもの	
一　脂肪分が全重量の五％を超えるもの	
㈠　脂肪分が全重量の三〇％以下のもののうち	
畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三一日までに輸入するもの	二五％
㈡　その他のもののうち	
畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三一日までに輸入するもの	三〇％
二　その他のもののうち	
畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成	三〇％

〇四〇二・二九

一三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	三五％
学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
その他のもの	
砂糖その他の甘味料を加えてないもの	
一　脂肪分が全重量の七・五％を超えるもの	
㈠　その他のもののうち	
この号の一の㈡及び二に掲げるミルク及びクリームについて、一、五〇〇トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	三〇％
二　その他のもののうち	
共通の限度数量以内のもの	二五％
その他のもの	
一　脂肪分が全重量の八％を超えるもの	
㈠　その他のもののうち	
畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	三〇％

〇四〇二・九一

〇四〇二・九九

〇四・〇三

バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	
ヨーグルト	
一　冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）のうち	
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	

〇四〇三・一〇

	砂糖を加えたもの	三五％
	その他のもの	二五％
○四〇三・九〇	その他のもの	
	一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの	
	(一)　脂肪分が全重量の一・五％以下のもの	
	(1)　バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年二月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもの	
	(2)　その他のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもの	
	(二)　脂肪分が全重量の一・五％を超え二六％以下のもの	
	(1)　バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもののうち	
	(2)　その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもの	
	(三)　脂肪分が全重量の二六％を超えるもの	
	(1)　バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもののうち	
	(2)　その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもの	
○四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	
○四〇四・一〇	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
	一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	
	(一)　脂肪分が全重量の五％以下のもの	
	(1)　畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年二月二一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもののうち	
	(2)　その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもの	
	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	
	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
	一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	
	(一)　脂肪分が全重量の五％以下のもの	
	(1)　畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年二月二一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもののうち	
	(2)　その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもの	
	(二)　無機質を濃縮したホエイのうち	
	この号の一の(一)の(2)の(i)及び(二)の(2)の(i)に掲げる無機質を濃縮したホエイについて、一四、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの	三五％
	砂糖を加えたもの	二五％
	その他のもの	
	(ii)　その他のもの	
	1　砂糖を加えたもののうち	
	配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、この号の一の(一)の(2)の(ii)の1及び2並びに(二)の(2)の(ii)の1及び2に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮し	

たホエイ以外のものについて、四五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
2　その他のもののうち配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	無税
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、この号の一の㈠の(2)の(ⅱ)の2及び㈡の(2)の(ⅱ)の2並びに第〇四〇四・九〇号の一の㈠の(2)、㈡の(2)及び㈢の(2)に掲げるホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品について、二五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号及び第〇四〇四・九〇号において「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
㈡　その他のもの	
(1)　畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	一〇％
砂糖を加えたもの	三五％
その他のもの	二五％
(2)　その他のもの	
(ⅰ)　無機質を濃縮したホエイのうち無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの	三五％
砂糖を加えたもの	二五％
その他のもの	
(ⅱ)　その他のもの	
1　砂糖を加えたもののうち配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	無税
2　その他のもののうち配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	無税
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇％
〇四〇四・九〇	
その他のもの	
一　滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの	
㈠　脂肪分が全重量の一・五％以下のもの	
(1)　砂糖を加えたもののうち	
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
(2)　その他のもののうち	
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇％
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％
㈡　脂肪分が全重量の一・五％を超え三〇％以下のもの	
(1)　砂糖を加えたもののうち	
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
(2)　その他のもののうち	
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇％
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％
㈢　脂肪分が全重量の三〇％を超えるもの	
(1)　砂糖を加えたもののうち	
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	三五％
(2)　その他のもののうち	
乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	一〇％
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％
〇四・〇五	
〇四〇五・〇〇	
ミルクから得たバターその他の油脂	
一　脂肪分が全重量の八五％以下のもののうち畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	

第二三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三一日までに輸入するもの	三五％		
この号の一及び二に掲げるミルクから得たバターその他の油脂について、五八一トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	三五％		
二　その他のもののうち			
畜産振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で平成二三年三月三一日までに輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成二三年三月三一日までに輸入するもの	三五％		
共通の限度数量以内のもの	二五％		
チーズ及びカード		○四・○六	
フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカードのうち		○四○六・一○	
プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第○四○六・四○号のブルーベインドチーズ並びに第○四○六・九○号のその他のチーズについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税	○四○六・四○	
ブルーベインドチーズのうち			
プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの	無税	○四○六・九○	
その他のチーズのうち			
プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの	無税	○七・○三	
たまねぎ、シャロット、にんにく、リトキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
たまねぎ及びシャロット		○七○三・一○	
一　たまねぎのうち			
課税価格が一キログラムにつき六七円を超え七三円七○銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七○銭との差額	○七・一三	
課税価格が一キログラムにつき七三円七○銭を超えるもの	無税	○七一三・一○	
乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）			
えんどう（ピスム・サティヴム）			
二　その他のもの			
㈠　その他のもののうち			
この号の二の㈠に掲げるえんどう、第○七一三・三二号に掲げる小豆、第○七一三・三三号の二の㈠に掲げるいんげん豆、第○七一三・三九号の二の㈠に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第○七一三・五○号の二の㈠に掲げるそら豆及び第○七一三・九○号の二の㈠に掲げるその他の乾燥した豆について、一二○、○○○トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一○％	○七一三・三二	
ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）のうち			
共通の限度数量以内のもの	一○％	○七一三・三三	
いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）			
二　その他のもの			
㈠　その他のもののうち			
共通の限度数量以内のもの	一○％	○七一三・三九	
その他のもの			
二　その他のもの			
㈠　その他のもののうち			
共通の限度数量以内のもの	一○％	○七一三・五○	
そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）			
二　その他のもの			
㈠　その他のもののうち			
共通の限度数量以内のもの	一○％		

〇七一三・九〇	その他のもの	
	二　その他のもの	
一〇・〇一	（一）　その他のもののうち	
一〇〇一・一〇	共通の限度数量以内のもの	一〇％
	小麦及びメスリン	
	デュラム小麦のうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	無税
一〇〇一・九〇	その他のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二〇％ 無税
	メスリン	
一〇・〇三	その他のもの	
一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦のうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	無税
一〇・〇四	オート	
一〇〇四・〇〇	二　その他のもののうち	
	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	とうもろこし	
一〇・〇五	その他のもの	
一〇〇五・九〇	二　その他のもののうち	
	関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもののうち	
	当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	コーンスターチの製造に使用するもの	
	飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの	
	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	
	その他のもの	一〇％
一〇・〇六	米	無税
一〇〇六・一〇	もみ	無税
一〇〇六・二〇	玄米	無税
一〇〇六・三〇	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）	無税
一〇〇六・四〇	砕米	無税
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
一〇〇八・九〇	その他のもの	
	（一）　ライ小麦のうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	無税
一一・〇一	小麦粉及びメスリン粉のうち	
一一〇一・〇〇	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	無税
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	
一一〇二・九〇	その他のもの	
	一　大麦粉及び裸麦粉のうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％
	二　ライ小麦粉のうち	

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット		
ひき割り穀物及び穀物のミール		
小麦のもののうち		一一・〇三
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの		一一〇三・一一
その他の穀物のもの		一一〇三・一九
一　大麦又は裸麦のもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二〇%	
二　ライ小麦のもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二〇%	一一〇三・二一
ペレット		
小麦のもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	一一〇三・二九
その他の穀物のもの		
三　大麦又は裸麦のもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二〇%	一一・〇四
その他の加工穀物（例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		一一〇四・一一
ロールにかけ又はフレーク状にした穀物		
大麦又は裸麦のもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二〇%	一一〇四・一九
その他の穀物のもの		
一　小麦又はライ小麦のもの		
(1)　小麦のもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%	
(2)　ライ小麦のもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二〇%	

一一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	
	大麦又は裸麦のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	
一一〇四・二九	その他の穀物のもの	二〇％
	一　小麦又はライ小麦のもの	
	(1)　小麦のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％
	(2)　ライ小麦のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二〇％
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）	
一一〇七・一〇	いってないもののうち	
	この号のいってない麦芽及び第一一〇七・二〇号のいった麦芽について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
一一〇七・二〇	いったもののうち	
	共通の限度数量以内のもの	無税
一一・〇八	でん粉及びイヌリン	
	でん粉	
一一〇八・一一	小麦でん粉のうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％
一一〇八・一二	その他のでん粉	
	馬鈴しょでん粉のうち	
	この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）のうち	
	第一一〇八・一三号に掲げるばれいしょでん粉、第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、第一一〇八・一九号に掲げるその他のでん粉、第一一〇八・二〇号に掲げるイヌリン、第一九〇一・二〇号の一のㇺのDの(b)に掲げるベーカリー製品製造用の混合物等及び第一九〇一・九〇号の一のㇺのDの(b)に掲げる調製食料品について、一五七、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における当該物品及びコーンスターチの製造に使用するとうもろこしの需給、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項及び第一九・〇一項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	無税
一一〇八・一三	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	二五％
	その他のもの	
一一〇八・一四	ばれいしょでん粉のうち	
	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	無税
	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	二五％
	その他のもの	
一一〇八・一九	マニオカ（カッサバ）でん粉のうち	
	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	無税
	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	二五％
	その他のもの	
一一〇八・二〇	イヌリンのうち	
	でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	無税
		二五％

一二・〇二	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）		
二〇二・一〇	殻付きのもののうち この号及び第二〇二・二〇号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	一〇％	
二〇二・二〇	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち 共通の限度数量以内のもの	一〇％	
二二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
二二二・九九	その他のもの その他のもの 一　こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）のうち 二六七トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	四〇％	
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
一七〇二・九〇	その他のもののうち アルコールの製造用のもののうち、当該アルコールの製造用のハイ・テスト・モラセス並びに第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号のアルコールの製造用の糖みつについて、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量（第一七・〇三項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	無税	
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。） 甘しや糖みつ		
一七〇三・一〇	一　その他のもののうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもののうち アルコールの製造用のもので、共通の限度数量以内のもの	無税	
一七〇三・九〇	その他のもの 二　その他のもののうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもののうち アルコールの製造用のもので、共通の限度数量以内のもの	無税	
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。） 二　その他のもののうち チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税	
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	二五％	
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。） 一　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。） ㈠　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの ㈡　その他のもののうち その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％	

	一九〇一・二〇	
第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地		
一　穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）		
(一)　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）		
A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％	
B　その他のもののうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五％	
(二)　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
A　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの		
(a)　砂糖を加えたもの	二四％	
(b)　その他のもの	一六％	
B　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％	
C　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもの		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％	
D　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの		
(a)　小麦でん粉を含有するもののうち		
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％	
(b)　その他のもののうち		
でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	二五％	
砂糖を加えたもの	一六％	
その他のもの	二八％	
(三)　米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
A　砂糖を加えたもの		
その他のもの		
一　穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
(一)　第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製		

食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	
A　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもののうち	
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二一％
B　その他のもののうち	
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二一％
㈡　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	
A　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの	
(a)　砂糖を加えたもの	二四％
(b)　その他のもの	一六％
B　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％
C　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦産品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	一五％
D　米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	
(a)　小麦でん粉を含有するもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％
(b)　その他のもののうち	
でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	二五％
砂糖を加えたもの	一六％
その他のもの	
㈢　もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	
A　砂糖を加えたもの	
(1)　しょ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの	二四％
(2)　その他のもの	二八％
B　その他のもの	一六％
穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）及び粒状の穀物（とうもろこしを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの	
穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいって得た調製食料品	
二　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいって得た物品の含有量が全重量の五〇％以上の調製食料品	一九・二％
㈠　米のもの	
㈡　小麦（ライ小麦を含む。）のもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	一九・二％
㈢　大麦（裸麦を含む。）のもののうち	
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところ	一九・〇四
	一九〇四・一〇

	により農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	
一九〇四・九〇	その他のもの	一九・二%
	二　小麦又はライ小麦のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
	三　大麦又は裸麦のもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五%
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	無税
二〇〇二・九〇	その他のもの	
	二　その他のもの	
	(一)　トマトピューレー及びトマトペーストのうち	
	トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	二一・〇一
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
	パイナップル	
二〇〇八・二〇	一　砂糖を加えたもの	
	(一)　気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）のうち	
	この号の一の(一)及び二の(一)に掲げるパイナップルについて、当該年度における国内需要見込数量から国内で生産されるもの（国内産の生鮮のパイナップルを原料とするものに限る。）の見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの	二一・〇一
	二　その他のもの	
	(一)　気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）のうち	
	共通の限度数量以内のもの	無税
	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	二一〇一・一〇
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	
	二　コーヒーをもととした調製品	
	(一)　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの	二五%
	A　乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
	B　その他のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	二五%
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	
	一　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを	

除く。）のうち		
その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		一二・五％
植物性たんぱくの調製品		二五％
その他のもの		
二一〇六・九〇	その他のもの	
	一　ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品	
	㈠　乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもののうち	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	一二％
	アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	二一％
	その他のもの	
	㈡　その他のもののうち	
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限る。）のうち	
	一八、九七七トンを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	二五％
	ニュー・ジーランドを原産地とするもの	二五％
	その他のもの	
	その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	一二％
	アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	二一％
	その他のもの	
	二　その他のもの	
	㈠　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品	
	A　米の含有量が全重量の三〇％を超えるもの	
	(a)　砂糖を加えたもののうち	
	しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの（おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品を除く。）	二八％
	B　その他のもの	
	(a)　小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％
	(b)　大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の三〇％を超えるもののうち	
	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三一日までに輸入されるもの	二五％
二三・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	無税
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）	無税
	二　その他のもののうち	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）のうち、この号の二に掲げるエチルアルコール、第二二・〇八・四〇号の一の㈡に掲げるラム及びタフィア並びに第二二・〇八・九〇号の一の㈡に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒について、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量（第二二・〇八項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの	無税
二二〇八・四〇	ラム及びタフィアのうち	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）で、共通の限度数量以内のもの	無税

二二〇八・九〇	その他のもの		
	一　エチルアルコール及び蒸留酒		
	(二)　その他のもの		
	A　エチルアルコールのうち		
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）で、共通の限度数量以内のもの	無税	
	B　その他のもののうち		
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）で、共通の限度数量以内のもの	無税	
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	無税	
二四〇二・二〇	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	無税	
二七・〇九			
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）		
	(1)　平成九年三月三一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき三一五円	
	(2)　平成九年四月一日から平成一四年三月三一日までに輸入されるもの	一キロリットルにつき二一五円	
二七・一〇			
二七一〇・〇〇	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	一　石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		
	(二)　揮発油		
	C　その他のもの		
	(a)　航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	一キロリットルにつき二六、一三〇円	
	(1)　温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	一キロリットルにつき二、四〇〇円	
	(2)　その他のもの		
	(b)　その他のもの		
	(1)　政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの及びガス事業法（昭和二九年法律第五一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき二五円	
	(2)　燃料用のもの（政令で定めるものに限る。）	一キロリットルにつき七六〇円	
	(3)　その他のもの	一キロリットルにつき一、四三〇円	
	(二)　灯油		
	B　その他のもの		
	(1)　ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	無税	
	(2)　その他のもの	一キロリットルにつき五八〇円	
	(三)　軽油	一キロリットルにつき一、二九〇円	
	(四)　重油及び粗油		
	A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		
	(1)　製油の原料として使用するもの（関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業によるこれらの物品を原料とする製油により得た製品で、同法第六〇条第一項（原料課税）（同法第六二条の一五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。）	一キロリットルにつき	

	(2) その他のもの		
	(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの	無税	三二五円
	(ii) その他のもの		
	1 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	一キロリットルにつき二、七七〇円	
	2 その他のもの	一キロリットルにつき三、七五〇円	
	B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの		
	(1) 製油の原料として使用するもの	一キロリットルにつき三一五円	
	(2) その他のもの		
	(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	一キロリットルにつき二、五四〇円	
	(ii) その他のもの	一キロリットルにつき三、七五〇円	
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	八・五%	
二八二五・八〇	アンチモンの酸化物のうち		
	三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円未満のものに限る。）	無税	
二八・二六	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩		
二八二六・二〇	ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩のうち		
	フルオロけい酸ナトリウム（人造クリオライトの製造に使用するものに限る。）	無税	
五〇・〇一	繭（繰糸に適するものに限る。）のうち		
五〇〇一・〇〇	一、九九五トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	一キログラムにつき一四〇円	
五〇・〇二	生糸（よつてないものに限る。）		
五〇〇二・〇〇	二　その他のもののうち		
	蚕糸砂糖類価格安定事業団が繭糸価格安定法第一二条の六に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一二条の一五に規定する農林水産大臣の認定を受けて平成一三年三月三一日までに輸入するもの	七・五%	
七四・〇二	粗銅及び電解精製用陽極銅のうち		
七四〇二・〇〇	課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え四九〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九〇円との差額	
	課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	無税	
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊		
七四〇三・一一	精製銅		
	陰極銅及びその切断片のうち		
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税	
七四〇三・一二	ワイヤバーのうち		
	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラ	

七四〇三・一三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	ビレットのうち	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの
			課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの
七四〇三・一九	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	その他のもののうち	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの
七四〇三・二二	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	銅合金	銅・すず合金（青銅）のうち	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの
七四〇三・二三	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のうち	課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		

	ムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	無税	
	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	無税	
	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	無税	
	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	無税	
	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	無税	

七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）のうち		課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの
七八・〇一 七八〇一・一〇	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの		
七八〇一・九一	鉛の塊	精製鉛のうち	課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの
			課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの
		その他のもの	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの
七八〇一・九九			一　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）のうち
			課税価格が一キログラムにつき一六五円二七銭を超え一七〇円以下のもの
			課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの
			二　その他のもの
			㈠　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）のうち
			課税価格が一キログラムにつき一六五円二七銭を超え一七〇円以下のもの

	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額	無税
	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額	無税
	一キログラムにつき、課税価格と一七〇円との差額	無税
	一キログラムにつき、課税価格と	

	課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	一七〇円との差額 無税
	(二) その他のもののうち	
	課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額 無税
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	無税
七九・〇一	亜鉛の塊	
	亜鉛（合金を除く。）	
七九〇一・一一	課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額 無税
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	無税
七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもののうち	
	課税価格が一キログラムにつき二四二円を超え二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額 無税
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	無税
八一・〇四	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	
	マグネシウムの塊	
八一〇四・一一	マグネシウムの含有量が全重量の九九・八%以上のもののうち	
	課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭を超え六七〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と六七〇円との差額 無税
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税
八一〇四・一九	その他のもののうち	
	課税価格が一キログラムにつき六三六円八八銭を超え六七〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と六七〇円との差額 無税
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円を超えるもの	無税

別表第一の二の次に次の六表を加える。

別表第一の三　段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

関税定率法別表の番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三一日までに輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三一日までに輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三一日までに輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三一日までに輸入されるもの
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）					
〇一〇三・九二	その他のもの					
	(1) 一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	一頭につき 二、三七二円八〇銭	一頭につき 二、二二〇円六五銭	一頭につき 二、〇八一円五〇銭	一頭につき 一、九五〇円三三銭	一頭につき 一、八一六円八円
	一頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格（生きている豚に係る分岐点価格（生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める率（例えば、九・八%の場合は〇・〇九八）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの					
	(2) 一頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格（生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める率（例えば、九・八%の場合は〇・〇九八）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同					

注　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、この表中「平成七年四月一日」とあるのは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日」とする。

じ。）以下のもの

(3) 一頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの

牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

| | | |

(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・三%
○二〇三・二二 冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉 二 その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき四キログラムにつき一四四円三三銭	一キログラムにつき三キログラムにつき八二円三三銭
(2) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・八%
○二〇三・二二 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） 二 その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき五キログラムにつき五二円八三銭	一キログラムにつき五キログラムにつき三八円六七銭
(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・八%
○二〇三・二九 その他のもの 二 その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき五キログラムにつき五二円八三銭	一キログラムにつき五キログラムにつき三八円六七銭
(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・八%

食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、らば又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） ○二〇六・三〇 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 二 その他のもの (ロ) その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき五キログラムにつき五二円八三銭	一キログラムにつき五キログラムにつき三八円六七銭
(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・八%
○二〇六・四九 豚のもの（冷凍したものに限る。） 二 その他のもの (ロ) その他のもの (1) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	一キログラムにつき五キログラムにつき五二円八三銭	一キログラムにつき五キログラムにつき三八円六七銭
(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・八%
○二一〇 肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール 豚の肉 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） (1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚表第一の三の二に定める調整内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第四項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ。）を	一キログラムにつき五キログラムにつき五二円八三銭	一キログラムにつき五キログラムにつき三八円六七銭
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・八%
○二一〇・一一	一キログラムにつき五キログラムにつき五二円八三銭	一キログラムにつき五キログラムにつき三八円六七銭
(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・八%
○二一〇・一二	一キログラムにつき五キログラムにつき五二円八三銭	一キログラムにつき五キログラムにつき三八円六七銭
(2) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	四・九%	四・八%

当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の㈡に定める率（例えば、九・八％の場合は〇・〇九八）に〇・六を加えた数で除し、これに一・五を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第二六・〇二項において同じ。）			
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・八％	〇二〇・二
ばら肉及びこれを分割したもの			
(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・三％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・五％	
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・八％	〇二一〇・一九
その他のもの			
(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・二％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・五％	
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・八％	〇二〇・九〇
その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）			
一 豚のもの			
(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・三％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・五％	
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・八％	〇二一〇・一〇
(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・八％	〇四・〇二
ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			
粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）			
一 砂糖を加えたもののうち別表第一第〇四〇二・一〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・八％	〇四〇二・一二
以外のもの			
二 その他のもの			
㈠ 小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「調製用のもの」という。）のうち別表第一第〇四〇二・一〇号の二の㈠に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・二％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・五％	
㈡ その他のもののうち別表第一第〇四〇二・一〇号の二の㈡に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九・二％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	九％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	八・五％	
粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるもの（砂糖その他の甘味料を加えていないものに限る。）を除く。）			
一 脂肪分が全重量の三〇％以下のもののうち			
㈠ 別表第一第〇四〇二・二一号の一の㈠に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二九・三％	〇四〇二・二一
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二八・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二七・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二七％及び二六・三％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二五・五％	
㈡ その他のもののうち別表第一第〇四〇二・二一号の二の㈠に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二四・四％及び二三・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二三・二％及び二二・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二二・九％及び二二・三％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二一・七％及び二一・二％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二一・〇％	
㈢ その他のもののうち別表第一第〇四〇二・二一号の二の㈡に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二九・三％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二八・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二七・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二七％及び二六・三％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二五・五％	
㈣ その他のもののうち別表第一第〇四〇二・二一号の二の㈢に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二四・四％及び二三・八％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二三・二％及び二二・五％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二二・九％及び二二・三％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二二・二％及び二一・七％	
	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額に〇・六を乗じて得た額	二一・二％	
二 その他のもの			
㈠ 小学校、中学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「調製用のもの」という。）のうち別表第一第〇四〇二・一〇号の二の㈠に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一ムにつき一〇五円三三銭	九・八％	
	一キログラムにつき一ムにつき一〇二円六七銭	九・五％	
	一キログラムにつき一〇〇円	九・二％	
	一キログラムにつき九七円三三銭	九％	
	一キログラムにつき九四円六七銭	八・八％	
	一キログラムにつき九二円	八・五％	
㈡ その他のもののうち別表第一第〇四〇二・一〇号の二の㈡に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一ムにつき一〇五円三三銭	三四・一％及び三三・三％	
	一キログラムにつき一ムにつき一〇二円六七銭	三三・三％及び三二・四％	
	一キログラムにつき一〇〇円	三二・四％及び三一・五％	
	一キログラムにつき九七円三三銭	三一・五％及び三〇・七％	
	一キログラムにつき九四円六七銭	三〇・七％及び二九・八％	
	一キログラムにつき九二円	二九・八％	
㈢ その他のもののうち別表第一第〇四〇二・二一号の二の㈠に掲げる税率の適用を受けるもの	一キログラムにつき一ムにつき一〇五円三三銭	二四・四％及び二三・八％	
	一キログラムにつき一ムにつき一〇二円六七銭	二三・八％及び二三・二％	
	一キログラムにつき一〇〇円	二三・二％及び二二・五％	
	一キログラムにつき九七円三三銭	二二・五％及び二二・九％	
	一キログラムにつき九四円六七銭	二二・九％及び二一・七％	
	一キログラムにつき九二円	二一・七％及び二一・二％	
㈣ その他のもののうち別表第一第〇四〇二・二一号の二の㈡に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき一ムにつき一〇五円三三銭	二九・三％	
	一キログラムにつき一ムにつき一〇二円六七銭	二八・五％	
	一キログラムにつき一〇〇円	二七・八％	
	一キログラムにつき九七円三三銭	二七％及び二六・三％	
	一キログラムにつき九四円六七銭	二六・三％	
	一キログラムにつき九二円	二五・五％	

| | | |

別表第一第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき一一円五〇銭	三三・三％及び一キログラムにつき一〇九円	三二・四％及び一キログラムにつき一〇六円
(ロ) その他のもののうち別表第一第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき一一円五〇銭	三三・三％及び一キログラムにつき一〇九円	三二・四％及び一キログラムにつき一〇六円
〇四・〇五 〇四〇五・〇〇			
ミルクから得たバターその他の油脂 一 脂肪分が全重量の八五％以下のもののうち別表第一第〇四〇五・〇〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき一一五円八三銭	三三・三％及び一キログラムにつき一〇九円六七銭	三二・四％及び一キログラムにつき一〇六円五〇銭
二 その他のもののうち別表第一第〇四〇五・〇〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二〇四円	三三・三％及び一キログラムにつき一九九円	三二・四％及び一キログラムにつき一九四円
一〇・〇一 一〇〇一・一〇			
小麦及びメスリン デュラム小麦のうち別表第一第一〇〇一・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
一〇・〇一 一〇〇一・九〇			
その他のもののうち別表第一第一〇〇一・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二〇四円	三三・三％及び一キログラムにつき一九九円	三二・四％及び一キログラムにつき一九四円
一〇・〇三 一〇〇三・〇〇			
大麦及び裸麦のうち別表第一第一〇〇三・〇〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 その他の穀物 (二) その他のもの (ホ) ライ小麦のうち別表第一第一〇〇八・九〇号の二の(ホ)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
一〇・〇八 一〇〇八・九〇			
小麦粉及びメスリン粉のうち別表第一第一一〇一・〇〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
一一・〇一 一一〇一・〇〇			
小麦粉及びメスリン粉を除く。 その他のもの 大麦粉及び裸麦粉のうち別表第一第一一〇一・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
二 ライ小麦粉のうち別表第一第一一〇一・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもののうち別表第一第一一〇三・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
その他の穀物のもののうち別表第一第一一〇三・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
一一〇三・一九			
大麦又は裸麦のもののうち別表第一第一一〇三・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
ライ小麦のもののうち別表第一第一一〇三・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
一一〇三・一一			
ペレット 小麦のもののうち別表第一第一一〇三・二二号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
一一〇三・二九			
その他の穀物のもの 三 大麦又は裸麦のもののうち別表第一第一一〇三・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
四 ライ小麦のもののうち別表第一第一一〇三・二九号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円
一一・〇四 一一〇四・一二			
その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 大麦又は裸麦のもののうち	三四・一％及び一キログラムにつき二四〇円	三三・三％及び一キログラムにつき二三四円	三二・四％及び一キログラムにつき二二八円

別表第一第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一〇四円	三〇・七％及び一キログラムにつき一〇一円	二九・八％及び一キログラムにつき九九円
(ロ) その他のもののうち別表第一第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一〇四円五〇銭	三〇・七％及び一キログラムにつき一〇一円	二九・八％及び一キログラムにつき九九円
〇四・〇五 〇四〇五・〇〇			
ミルクから得たバターその他の油脂 一 脂肪分が全重量の八五％以下のもののうち別表第一第〇四〇五・〇〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四七円三銭	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円一七銭	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
二 その他のもののうち別表第一第〇四〇五・〇〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一九四円	三〇・七％及び一キログラムにつき一八四円	二九・八％及び一キログラムにつき一七九円
一〇・〇一 一〇〇一・一〇			
小麦及びメスリン デュラム小麦のうち別表第一第一〇〇一・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
一〇・〇一 一〇〇一・九〇			
その他のもののうち別表第一第一〇〇一・九〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
一〇・〇三 一〇〇三・〇〇			
大麦及び裸麦のうち別表第一第一〇〇三・〇〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一八九円	三〇・七％及び一キログラムにつき一八四円	二九・八％及び一キログラムにつき一七九円
そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 その他の穀物 (二) その他のもの (ホ) ライ小麦のうち別表第一第一〇〇八・九〇号の二の(ホ)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
一〇・〇八 一〇〇八・九〇			
小麦粉及びメスリン粉のうち別表第一第一一〇一・〇〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
一一・〇一 一一〇一・〇〇			
小麦粉及びメスリン粉を除く。 その他のもの 大麦粉及び裸麦粉のうち別表第一第一一〇一・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
二 ライ小麦粉のうち別表第一第一一〇一・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール 小麦のもののうち別表第一第一一〇三・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
その他の穀物のもののうち別表第一第一一〇三・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一九四円	三〇・七％及び一キログラムにつき一八四円	二九・八％及び一キログラムにつき一七九円
一一〇三・一九			
大麦又は裸麦のもののうち別表第一第一一〇三・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
ライ小麦のもののうち別表第一第一一〇三・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
一一〇三・一一			
ペレット 小麦のもののうち別表第一第一一〇三・二二号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
一一〇三・二九			
その他の穀物のもの 三 大麦又は裸麦のもののうち別表第一第一一〇三・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
四 ライ小麦のもののうち別表第一第一一〇三・二九号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円
一一・〇四 一一〇四・一二			
その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 大麦又は裸麦のもののうち	三一・五％及び一キログラムにつき一四三円	三〇・七％及び一キログラムにつき一三九円	二九・八％及び一キログラムにつき一三五円

| | | |

一七〇一・九九	その他のもの 一　氷砂糖、角砂糖、顆砂糖その他これらに類するもの	一キログラム	一円九一銭	〇円三銭	一円三銭	〇円四七銭	九円七〇銭	八円九三銭
一七・〇二	その他の蔗糖（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	一キログラム	六円三三銭	八円七四銭	七円一五銭	五円五七銭	三円九八銭	
一七〇二・九〇	その他のもの（乳化糖を含む。） 一　砂糖のうち分みつ糖 二　砂糖水のうち分みつ糖のもの	一キログラム	三四・一％（その率が一キログラムにつき二六円三三銭五円六七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三三・三％（その率が一キログラムにつき二八円七四銭五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三二・四％（その率が一キログラムにつき二四円三三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三一・五％（その率が一キログラムにつき二三円六七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇・七％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二九・八％
一九〇一・二〇	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 一　穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米菓品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。） ロ　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。） B　米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（燕麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラム	一円九一銭	〇円三銭	八円七四銭	七円一五銭	五円五七銭	三円九八銭
一九・〇一	麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 一　穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米菓品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。） ロ　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。） B　米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（燕麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラム	一円九一銭	〇円三銭	八円七四銭	七円一五銭	五円五七銭	三円九八銭
一九〇一・九〇	その他のもの 一　穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米菓品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。） ロ　米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは燕麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。） B　米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（燕麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）が最大の重量を占めるもの	一キログラム	一円九一銭	〇円三銭	八円七四銭	七円一五銭	五円五七銭	三円九八銭
	C　米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（燕麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、大麦菓品（燕麦菓品を含む。）が最大の重量を占めるもののうち別表第一第一九〇一・二〇号の一の㈡のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	一円三銭	〇円四七銭	九円七〇銭	八円九三銭	八円一七銭	七円四〇銭
	D　米菓品、小麦菓品（ライ小麦菓品を含む。）、大麦菓品（燕麦菓品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a)　小麦でん粉を含有するもののうち別表第一第一九〇一・二〇号の一の㈡のD(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラム	六円	五円	四円	三円	二円	一円
		一キログラム	九円九〇銭	八円八〇銭	七円七〇銭	六円六〇銭	五円五〇銭	四円四〇銭

| | | |

別表第一の四　段階的に暫定税率の引下げを行う水産物に係る暫定関税率表（第二条関係）

	関税定率法別表の番号	品名	税率				
			平成七年四月一日から平成八年三月三一日までに輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三一日までに輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三一日までに輸入されるもの	平成一一年四月一日以後に輸入されるもの
一	〇三・〇三	魚（冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	九・四％	八・八％	八・二％	七・六％	七％
二	〇三〇三・七四	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。） さば（スコムベル・スコムベルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	五・六％	五・三％	四・九％	四・六％	四・二％
三	〇三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ					
四	〇三・〇四	二　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵					
五	〇三〇四・九〇	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） その他のもの 一　にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のうち					

注　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、この表中「平成七年四月一日」とあるのは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日」とする。

| | | | | |

| | | |

| | | |

一一　関税率表第〇四〇二・二一号の二の㈠に掲げる物品のうち
　学校等給食用のもの
一二　関税率表第〇四〇二・二二号の二の㈠に掲げる物品のうち
　飼料用のもの
一三　関税率表第〇四〇二・二二号の二の㈡に掲げる物品
一四　関税率表第〇四〇二・二九号の一の㈠に掲げる物品
一五　関税率表第〇四〇二・二九号の一の㈡に掲げる物品
一六　関税率表第〇四〇二・二九号の二に掲げる物品
一七　関税率表第〇四〇二・九一号の一の㈡に掲げる物品
一八　関税率表第〇四〇二・九一号の二に掲げる物品
一九　関税率表第〇四〇二・九九号の一の㈡に掲げる物品
二〇　関税率表第〇四〇二・九九号の二に掲げる物品
二一　関税率表第〇四〇三・一〇号の一に掲げる物品
二二　関税率表第〇四〇三・九〇号の一の㈠に掲げる物品
二三　関税率表第〇四〇三・九〇号の一の㈡に掲げる物品
二四　関税率表第〇四〇三・九〇号の一の㈢に掲げる物品
二五　関税率表第〇四〇四・一〇号の一の㈠に掲げる物品
二六　関税率表第〇四〇四・一〇号の一の㈡に掲げる物品
二七　関税率表第〇四〇四・九〇号の一の㈠に掲げる物品
二八　関税率表第〇四〇四・九〇号の一の㈡に掲げる物品
二九　関税率表第〇四〇四・九〇号の一の㈢に掲げる物品
三〇　関税率表第〇四〇五・〇〇号の一に掲げる物品
三一　関税率表第〇四〇五・〇〇号の二に掲げる物品
三二　関税率表第〇七一三・一〇号の二の㈡に掲げる物品
三三　関税率表第〇七一三・三二号に掲げる物品
三四　関税率表第〇七一三・三三号の二の㈡に掲げる物品
三五　関税率表第〇七一三・三九号の二の㈡に掲げる物品のうち
　竹小豆
三六　関税率表第〇七一三・三九号の二の㈡に掲げる物品のうち
　竹小豆以外のもの
三七　関税率表第〇七一三・五〇号の二の㈡に掲げる物品
三八　関税率表第〇七一三・九〇号の二の㈡に掲げる物品
三九　関税率表第一〇〇一・一〇号に掲げる物品
四〇　関税率表第一〇〇一・九〇号に掲げる物品のうち
　メスリン
四一　関税率表第一〇〇一・九〇号に掲げる物品のうち
　メスリン以外のもので飼料用のもの
四二　関税率表第一〇〇一・九〇号に掲げる物品のうち
　メスリン以外のもので飼料用以外のもの
四三　関税率表第一〇〇三・〇〇号に掲げる物品のうち
　飼料用のもの
四四　関税率表第一〇〇三・〇〇号に掲げる物品のうち
　飼料用以外のもの
四五　関税率表第一〇〇八・九〇号の二の㈠に掲げる物品
四六　関税率表第一一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち
　グルタミン酸ソーダ製造用のもの
四七　関税率表第一一〇一・〇〇号に掲げる物品のうち
　グルタミン酸ソーダ製造用のもの以外のもの
四八　関税率表第一一〇二・九〇号の一に掲げる物品
四九　関税率表第一一〇二・九〇号の二に掲げる物品
五〇　関税率表第一一〇三・一一号に掲げる物品
五一　関税率表第一一〇三・一九号の一に掲げる物品
五二　関税率表第一一〇三・一九号の二に掲げる物品
五三　関税率表第一一〇三・二一号に掲げる物品
五四　関税率表第一一〇三・二九号の三に掲げる物品
五五　関税率表第一一〇三・二九号の四に掲げる物品
五六　関税率表第一一〇四・一一号に掲げる物品
五七　関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち
　小麦のもの
五八　関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品のうち
　ライ小麦のもの
五九　関税率表第一一〇四・二一号に掲げる物品
六〇　関税率表第一一〇四・二九号の一に掲げる物品のうち
　小麦のもの
六一　関税率表第一一〇四・二九号の一に掲げる物品のうち
　ライ小麦のもの
六二　関税率表第一一〇八・一一号に掲げる物品
六三　関税率表第一一〇八・一二号に掲げる物品
六四　関税率表第一一〇八・一三号に掲げる物品
六五　関税率表第一一〇八・一四号に掲げる物品
六六　関税率表第一一〇八・一九号に掲げる物品のうち
　サゴでん粉
六七　関税率表第一一〇八・一九号に掲げる物品のうち
　サゴでん粉以外のもの
六八　関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品
六九　関税率表第一二〇二・一〇号に掲げる物品のうち
　関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの
七〇　関税率表第一二〇二・二〇号に掲げる物品のうち

	関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの
七一	関税率表第一二二二・九九号の一に掲げる物品
七二	関税率表第一九〇一・一〇号の一の㈠に掲げる物品
七三	関税率表第一九〇一・一〇号の一の㈡に掲げる物品
七四	関税率表第一九〇一・二〇号の一の㈠のAに掲げる物品
七五	関税率表第一九〇一・二〇号の一の㈠のBに掲げる物品
七六	関税率表第一九〇一・二〇号の一の㈡のBに掲げる物品
七七	関税率表第一九〇一・二〇号の一の㈡のCに掲げる物品
七八	関税率表第一九〇一・二〇号の一の㈡のDの(a)に掲げる物品
七九	関税率表第一九〇一・二〇号の一の㈡のDの(b)に掲げる物品
八〇	関税率表第一九〇一・九〇号の一の㈠のAに掲げる物品
八一	関税率表第一九〇一・九〇号の一の㈠のBに掲げる物品
八二	関税率表第一九〇一・九〇号の一の㈡のBに掲げる物品
八三	関税率表第一九〇一・九〇号の一の㈡のCに掲げる物品
八四	関税率表第一九〇一・九〇号の一の㈡のDの(a)に掲げる物品
八五	関税率表第一九〇一・九〇号の一の㈡のDの(b)に掲げる物品
八六	関税率表第一九〇四・一〇号の一の㈠に掲げる物品
八七	関税率表第一九〇四・一〇号の二の㈠に掲げる物品
八八	関税率表第一九〇四・九〇号の二に掲げる物品
八九	関税率表第一九〇四・九〇号の三に掲げる物品
九〇	関税率表第二〇一・一〇号の二の㈠のAに掲げる物品
九一	関税率表第二〇一・一〇号の二の㈠のBに掲げる物品
九二	関税率表第二〇一・二〇号の二の㈠のAに掲げる物品
九三	関税率表第二〇一・二〇号の二の㈠のBに掲げる物品
九四	関税率表第二〇六・一〇号の一に掲げる物品
九五	関税率表第二〇六・九〇号の一の㈠に掲げる物品
九六	関税率表第二〇六・九〇号の一の㈡に掲げる物品のうち 調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限る。）
九七	関税率表第二〇六・九〇号の一の㈡に掲げる物品のうち 調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限る。）以外のもの
九八	関税率表第二〇六・九〇号の二の㈠のBの(a)に掲げる物品
九九	関税率表第二〇六・九〇号の二の㈠のBの(b)に掲げる物品
一〇〇	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品
一〇一	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸
一〇二	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので繊度が二一中のもので政令で定める規格のもの
一〇三	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので繊度が二一中のもので政令で定める規格以外のもの
一〇四	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので繊度が二七中及び二八中のもの
一〇五	関税率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 玉糸以外のもので繊度が二一中、二七中及び二八中のもの以外のもの

別表第一の七　生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置に係る暫定関税率表（第七条の六関係）

注　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、この表中「平成七年四月一日」とあるのは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日」とする。

関税定率法別表の番号	品名	税率					
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）						
〇二〇三・九二	その他のもの						
	(1) 一頭の課税価格が五〇キログラム以上のもの	平成七年四月一日から平成八年三月三一日までに輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三一日までに輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三一日までに輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三一日までに輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三一日までに輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三一日までに輸入されるもの
	一頭の課税価格が生きている豚に係る従量課税適用限度価格（生きている豚に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第一項第三号に定める額をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	一頭につき二九、八三二円	一頭につき二八、三〇二円	一頭につき二七、五四二円	一頭につき二六、七七二円	一頭につき二六、〇一五円五六銭	一頭につき二五、二六〇円七銭
	(2) 一頭の課税価格が生きている豚に係る従量課税適用限度価格を超え、生きている豚に係る基準輸入価格（生きている豚に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの号の(1)に定める率（例えば、一三・一％の場合は〇・一三一）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	一頭につき一九、〇七〇円二三銭	一頭につき一八、三〇七円四三銭	一頭につき一七、五四四円四銭	一頭につき一六、七七四円五六銭	一頭につき一六、〇一七円七銭	一頭につき一五、二六〇円一三銭
	(3) 一頭の課税価格が生きている豚に係る分娩点価格を超えるもの	一頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一頭につき、生きている豚に係る基準輸入価格と課税価格との差額
	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	一三・一％	一二・七％	一二・四％	一二％	一一・七％	一一・三％
〇二・〇三							

○二〇三・一一

生鮮のもの及び冷蔵したもの

枝肉及び半丸枝肉

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの

一キログラムにつき五二円四四銭	一キログラムにつき五三八円二三銭	一キログラムにつき四五九円七七銭

(2)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率（例えば、六・五％の場合は〇・〇六五）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの

一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第三項第三号に定める価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）以下のもの

一キログラムにつき七五円	一キログラムにつき七一円	一キログラムにつき六八円

(2)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率（例えば、六・五％の場合は〇・〇六五）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）以下のもの

一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

その他のもの

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

一キログラムにつき七三円一一銭	一キログラムにつき七一八円一三銭	一キログラムにつき六九九円三三銭

(2)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの

一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

冷凍したもの

枝肉及び半丸枝肉

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

一キログラムにつき五二円四四銭	一キログラムにつき五三八円二三銭	一キログラムにつき四五九円七七銭

(2)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの

一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）以下のもの

一キログラムにつき七五円	一キログラムにつき七一円	一キログラムにつき六八円

(2)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率（例えば、六・五％の場合は〇・〇六五）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）以下のもの

一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

その他のもの

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

一キログラムにつき七三円一一銭	一キログラムにつき七一八円一三銭	一キログラムにつき六九九円三三銭

(2)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの

一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

冷凍したもの

枝肉及び半丸枝肉

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

一キログラムにつき五二円四四銭	一キログラムにつき五三八円二三銭	一キログラムにつき四五九円七七銭

(2)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの

一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第二項第三号に定める価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）から当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(1)に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）以下のもの

一キログラムにつき七五円	一キログラムにつき七一円	一キログラムにつき六八円

(2)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の(3)に定める率（例えば、六・五％の場合は〇・〇六五）に一を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第〇二・〇六項において同じ。）以下のもの

一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

その他のもの

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

一キログラムにつき七三円一一銭	一キログラムにつき七一八円一三銭	一キログラムにつき六九九円三三銭

(2)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの

一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

(3)　課税価格が一キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの

冷凍したもの

枝肉及び半丸枝肉

二　その他のもの

(1)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの

一キログラムにつき五二円四四銭	一キログラムにつき五三八円二三銭	一キログラムにつき四五九円七七銭

(2)　課税価格が一キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの

一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額
六・五％	六・四％	六・三％

| | | |

〇二〇・一二	えるもの					
	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	ばら肉及びこれを分割したもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
		その他のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
〇二一〇・一九	その他のもの					
	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
〇二一〇・九〇	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）					
	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一　豚のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
		その他のもの	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
一六〇二・四二	物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）					
	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
一六〇二・四九	豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの					
	その他のもの（混合物を含む。）					
	(一) その他のもの	ハム及びベーコン（塩漬したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%
		ハム及びベーコン（塩漬したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一二%	一一・七%	一一・四%	一一・二%
	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と課税価格との差額
			一二%	一一・七%	一一・四%	一一・二%

(1)　課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの

	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格に〇・六を乗じて得た額との差額
	一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%	一一・七%

(2)　課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの

一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格に〇・六を乗じて得た額との差額	一キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に一・五を乗じて得た額と関税価格に〇・六を乗じて得た額との差額
一三・一%	一二・七%	一二・四%	一二%	一一・七%

別表第二を次のように改める。

別表第二　農水産物等特恵関税率表（第八条の二関係）

関税定率法別表の番号	品名	税率
〇三・〇一	魚（生きているものに限る。）	
〇三〇一・一〇	観賞用の魚	無税
〇三〇一・九〇	その他のもの	四%
〇三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	一〇%
〇三〇五・二〇	肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	無税
〇三〇五・四九	四　その他のもの くん製した魚（フィレを含む。）	四%
〇三〇五・五九	その他のもののうち たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）以外のもの	一〇%
〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
〇三〇六・一一	冷凍してないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）	四%
〇三〇六・一二	二　その他のもの	四%
〇三〇六・一三	ロブスター（ホマルス属のもの）	四%
〇三〇六・一四	二　その他のもの シュリンプ及びプローン	四%
〇三〇六・一九	二　その他のもの その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	四%
〇三・〇七	二　その他のもの ㈠　えび 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	四%
〇三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの）	
〇三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの	五%
〇三〇七・九一	一　冷凍したもの その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	五%
〇三〇七・九九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 四　その他のもの ㈠　その他のもののうち 赤貝（生きているものに限る。）、うに及びくらげ	七%
	その他のもの 一　冷凍したもの ㈡　うに、くらげ及びなまこのうち うに及びくらげ	七%
	二　その他のもの ㈡　うに、くらげ及びなまこのうち うに及びくらげ	七%
	㈣　その他のもの B　その他のもののうち はまぐり（乾燥したものに限る。）	九%
〇四・一〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
〇四一〇・〇〇	一　あなつばめの巣	無税

○五・〇八	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず	無税	
○五〇八・〇〇	一　さんご		
○五・〇九	動物性の海綿のうち	無税	
○五〇九・〇〇	課税価格が一キログラムにつき三、六〇〇円未満のもの		
○五・一〇	アンバーグリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	無税	
○五一〇・〇〇	二　その他のもの		
○五・一一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの	無税	
○五一一・九一	その他のもの		
	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの	無税	
○五一一・九九	二　その他のもの		
	その他のもの	無税	
○六・〇四	二　その他のもの		
	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）	無税	
○六〇四・一〇	こけ及び地衣		
	その他のもの	無税	
○六〇四・九一	生鮮のもの		
○六〇四・九九	その他のもの	無税	
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	きのこ及びトリフ	無税	
○七〇九・五一	きのこのうち		
	まつたけ	無税	
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）		
○七一二・一〇	ばれいしよ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一〇%	
○七一二・三〇	きのこ及びトリフのうち		
	しいたけ以外のもの	九%	
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	二　その他のもののうち		
	たけのこ	七・五%	
○八・〇一	その他のもの	九%	
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	無税	
○八〇一・一〇	ココやしの実	無税	
○八〇一・二〇	ブラジルナット		
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
	アーモンド		
○八〇二・一一	殻付きのもの	二・四%	
	二　スイートアーモンド		
○八〇二・一二	殻を除いたもの		
	二　スイートアーモンド	二・四%	
○八〇二・二一	（コリュルス属のもの）		
○八〇二・二二	殻付きのもの	無税	
○八〇二・九〇	殻を除いたもの	無税	
	その他のもの		
○八・〇三	二　マカダミアナット	三%	
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
	一　生鮮のもの		
	㈠　毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇%	
	㈡　毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの	二〇%	
○八・〇四	二　乾燥したもの	無税	
	なつめやし、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八〇四・二〇	いちじくのうち		
	乾燥したもの	五%	
○八〇四・三〇	パイナップル		
	二　乾燥したもの	七・二%	

○八〇四・四〇	アボカドー	
	生鮮のもの	三％
	乾燥したもの	無税
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	無税
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）	二％
○八〇七・二〇	パパイヤ	
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）	
○八一〇・九〇	その他のもの	
	二　その他のもののうち	
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	二・五％
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
○八一・九〇	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	
	㈤　その他のもののうち	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	一二％
	二　その他のもの	
	㈠　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	三・六％
	その他のもの	
○八一二・九〇	四　その他のもの	
	㈢　その他のもののうち	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	一〇％
○八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	七・五％
○八一三・四〇	その他の果実	
	二　その他のもののうち	
	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	一二％
○九・〇一	コーヒー（いつてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	
	コーヒー（いつたものに限る。）	
○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの	一〇％
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの	一〇％
○九〇一・四〇	コーヒーを含有するコーヒー代用物	無税
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）のうち	
	紅茶	無税
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	
	二　その他のもの	
	㈠　紅茶	
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	二・五％
	ペッパー	
○九〇四・一一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	無税
	一　小売用の容器入りにしたもの	
○九〇四・一二	破砕し又は粉砕したもの	無税
	一　小売用の容器入りにしたもの	
○九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
○九・〇七		

○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）	無税
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	
○九〇八・一〇	肉ずく	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
○九〇八・二〇	肉ずく花	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
○九〇八・三〇	カルダモン類	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
○九・〇九	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	
○九〇九・一〇	アニス又は大ういきようの種	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	㈠　破砕し又は粉砕したもの	無税
○九〇九・二〇	コリアンダーの種	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	㈠　破砕し又は粉砕したもの	無税
○九〇九・三〇	クミンの種	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	㈠　破砕し又は粉砕したもの	無税
○九〇九・四〇	カラウエイの種	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	㈠　破砕し又は粉砕したもの	無税
○九〇九・五〇	ういきようの種及びジュニパーベリー	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	二　その他のもの	
	㈠　破砕し又は粉砕したもの	無税
○九・一〇	しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
○九一〇・一〇	しようが	
	二　その他のもの	
	㈠　小売用の容器入りにしたもの	無税
	㈡　その他のもの	無税
○九一〇・二〇	サフラン	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
○九一〇・三〇	うこん	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
○九一〇・四〇	月けい樹の葉及びタイム	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
	その他の香辛料	
○九一〇・九一	この類の注1(b)の混合物	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
○九一〇・九九	その他のもの	
	一　小売用の容器入りにしたもの	無税
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	
一一〇三・一二	ひき割り穀物及び穀物のミール	
	オートのもの	一〇％
一一〇三・二九	ペレット	
	その他の穀物のもの	
	一　オートのもの	一〇％
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	
一一〇四・一二	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物	
	オートのもの	一〇％
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	
一一〇四・二三	オートのもの	一〇％
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	
一二一一・九〇	その他のもの	
	二　除虫菊	無税
一二・一二	四　その他のもの	無税
	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
一二一二・二〇	海草その他の藻類	
	一　食用のもの（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	無税

	㈡ その他のもののうち		
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	八%	
一三・〇二	二 その他のもの	無税	
	㈠ ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもののうち		
	ふのり属のもの	無税	
	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	無税	
一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）		
一四〇一・一〇	竹	五%	
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
一四〇四・九〇	その他のもの	無税	
	二 たぶの木又はへちまのもの		
	四 その他のもののうち		
	かしわの葉及びさるとりいばらの葉	無税	
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
一五〇五・一〇	ウールグリース（粗のものに限る。）	無税	
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五一一・一〇	粗油	無税	
一五一一・九〇	その他のもの		
	一 パームステアリン	無税	
	二 その他のもの	無税	
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
一五一五・六〇	ホホバ油及びその分別物	無税	
一五一五・九〇	その他のもの		
	三 その他のもの		
	㈠ 酸価が〇・六を超えるもののうち		
	米油及びその分別物	無税	
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	一キログラムにつき五円	
一五一六・一〇	動物性油脂及びその分別物	無税	
一五一六・二〇	植物性油脂及びその分別物	無税	
一五・一八	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
一五・一九	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール		
	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸		
一五一九・一一	ステアリン酸	無税	
一五一九・一二	オレイン酸	無税	
一五一九・一三	トール油脂肪酸	無税	
一五一九・一九	その他のもの	無税	
一五一九・二〇	工業用の脂肪性アルコール	無税	
一五・二〇	グリセリン（純粋であるかないかを問わない。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		
一五二〇・一〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	無税	
一五二〇・九〇	その他のもの（合成グリセリンを含む。）	無税	
一五・二二	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		
一五二二・九〇	その他のもの		
	一 みつろう及び鯨ろう		
	みつろう	七・五%	
	鯨ろう	無税	
	二 その他のもの		
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	四・五%	
	動物の肝臓のもの		
	二 その他のもの		
	第〇一・〇五項の家きんのもの	六%	

一六〇二・三二	七面鳥のもの		
	二　その他のもの		
	(二)　その他のもの		
一六〇二・三九	その他のもの		
	二　その他のもの		
	(二)　その他のもの		
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）		
	二　その他のもの		
	(二)　その他のもの	六%	
一六・〇三	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース		
一六〇三・〇〇	一　肉のエキス及びジュース	六・四%	
	二　その他のもの	六・四%	
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物		
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
一六〇四・一一	さけのうち		
	気密容器入りのもの	七・二%	
	気密容器入りのもの以外のもの		
一六〇四・一二	にしん	七・二%	
一六〇四・一三	いわし	七・二%	
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお		
	かつお（気密容器入りのものに限る。）	六・四%	
	その他のもの		
一六〇四・一五	さば	七・二%	
一六〇四・一六	かたくちいわし	七・二%	
一六〇四・一九	その他のもの	七・二%	
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚		
	一　卵		
	(一)　にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの		
	にしん（クルペア属のもの）のもののうち		
	気密容器入りのもの	九・六%	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもののうち		
	気密容器入りのもの	九%	
	二　その他のもの	七・二%	
	キャビア及びその代用物	四・八%	

一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
一六〇五・一〇	かに		
	一　気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	五%	
	二　その他のもの	七・二%	
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン		
	一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%	
	二　その他のもの	五・三%	
一六〇五・三〇	ロブスター		
	一　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%	
	二　その他のもの	五%	
一六〇五・四〇	その他の甲殻類		
	一　えび		
	(一)　くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	三・二%	
	(二)　その他のもの	五%	
	二　その他のもの	七・二%	
一六〇五・九〇	その他のもの		
	一　くん製したもののうち		
	いか、帆立貝及び貝柱以外のもの	六・四%	
	二　その他のもの		
	(一)　いか及びくらげのうち		
	いか（気密容器入りのものに限る。）	九%	
	くらげ	八%	
	(二)　なまこ及びうに	八%	
	(三)　その他のもの	七・二%	
一七・〇一	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	無税	
一七〇一・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	三・五%	
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	七%	
一八〇三・一〇	脱脂してないもの		
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの		

一八・〇五	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一〇・五%	
一八〇五・〇〇	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		
一八・〇六	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
一八〇六・一〇	二　その他のもの	一二・五%	
	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）		
一八〇六・二〇	二　その他のもののうち		
	別表第一第一八〇六・二〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一二・五%	
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		
一八〇六・三二	詰物をしてないもの		
	二　その他のもの	一二・五%	
	口　その他のもの		
一八〇六・九〇	その他のもの		
	二　その他のもの	一二・五%	
	口　その他のもの		
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の五〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉を含有するものにあつてはその含有量が全重量の一〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
一九〇一・九〇	その他のもの		
	二　その他のもの	一二・五%	
	口　麦芽エキス		六%
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
一九〇五・一〇	クリスプブレッド		九%
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品		一五%
一九〇五・三〇	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー		
	二　ワッフル及びウエハー		一五%
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品		九%
一九〇五・九〇	その他のもの		
	一　パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）		九%
	三　その他のもの		
	(一)　砂糖を加えたもの		
	C　その他のもの		一五%
	口　その他のもの		
	C　その他のもの		一二・五%
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分		
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン		
	一　砂糖を加えたもの		一二%
	二　その他のもの		九%
二〇〇一・二〇	たまねぎ		
	一　砂糖を加えたもの		一二%
	二　その他のもの		九%
二〇〇一・九〇	その他のもの		
	一　砂糖を加えたもの		
	(一)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン		六%
	(四)　その他のもの		一二%
	二　その他のもの		
	(一)　パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ		六%
	口　マンゴー及びマンゴスチン		三%
	(四)　ヤングコーンコブ		九%
	(五)　その他のもの		九%
二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）		七・六%
二〇〇二・九〇	その他のもの		
	一　砂糖を加えたもの		一三・四%

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二〇・〇三	二　その他のもの	七・六％
	(ロ)　その他のもの	
二〇〇三・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇・〇四	きのこ	
	一　砂糖を加えたもの	一三・四％
	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	二　その他のもの	
	(四)　ヤングコーンコブのうち	
	気密容器入りのもの	九％
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二〇〇五・一〇	均質調製野菜	
	二　その他のもの	九・六％
二〇〇五・二〇	ばれいしょ	
	二　その他のもの	
	(ト)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六％
二〇〇五・三〇	サワークラウト	
	一　砂糖を加えたもの	一三・四％
	二　その他のもの	九・六％
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	
	一　砂糖を加えたもの	
	(ト)　さや付きのもの	一三・四％
	二　その他のもの	
	(ト)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
	A　さや付きのもの	九・六％
	B　その他のもの	一二％
	(ロ)　その他のもの	
	B　その他のもの	一二％
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
二〇〇五・五九	その他のもの	
	一　砂糖を加えたもの	一三・四％
	二　その他のもの	
	(ト)　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六％
二〇〇五・七〇	オリーブ	
	一　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	五・四％
二〇〇五・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの	
	一　砂糖を加えたもの	一三・四％
	(ロ)　その他のもの	
	二　その他のもの	
	(ロ)　ヤングコーンコブのうち	
	気密容器入りのもの	九％
	(四)　その他のもの	
	A　気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
	(a)　にんにくの粉	九・六％
	(b)　その他のもの	九・六％
	B　その他のもの	八％
	(a)　にんにくの粉	
二〇・〇六	砂糖により調製した果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	
二〇〇六・〇〇	一　マロングラッセ	一二・六％
	二　その他のもの	一二・八％
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	
二〇〇八・一一	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	
	落花生	
	一　砂糖を加えたもの	一二％
	(ト)　ピーナツバター	
	二　その他のもの	
	(ト)　ピーナツバター	一〇％
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）	
	一　砂糖を加えたもの	
	(ロ)　その他のもの	
	A　カシューナット及びその他のいつたナットのうち	

	カシューナット	一一％
	B　その他のもののうち くり（気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いつたものを除く。）	一六・八％
	二　その他のもの	
	(一)　パルプ状のもの	
	A　カシューナット（いつたものを除く。）	八％
	B　その他のもののうち カシューナット（いつたものに限る。）、マカダミアナット、ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット	一〇％
	(二)　その他のもの	
	A　アーモンド（いつたものに限る。）及びマカダミアナット（いつたものを除く。）のうち マカダミアナット（いつたものを除く。）	五％
	B　マカダミアナット（いつたものに限る。）及びペカン（いつたものに限る。）のうち マカダミアナット（いつたものに限る。）	三％
	C　ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなんのうち ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット カシューナット	四％ 六％
二〇〇八・四〇	なし	
	二　その他のもの	
	(一)　パルプ状のもの	
	A　気密容器入りのもの	一二％
	B　その他のもの	一二％
	(二)　その他のもの	
	A　気密容器入りのもの	九％
	B　その他のもの	九・六％
二〇〇八・五〇	あんず	
	二　その他のもの	
	(一)　パルプ状のもの	一二％
	(二)　その他のもの	九・六％
二〇〇八・六〇	さくらんぼ	
	二　その他のもの	
	(一)　パルプ状のもの	一二％
	(二)　その他のもの	九・六％
二〇〇八・七〇	桃	
	二　その他のもの	
	(一)　パルプ状のもの	
	A　気密容器入りのもの	一二％
	B　その他のもの	一二％
	(二)　その他のもの	
	A　気密容器入りのもの	六・七％
	B　その他のもの	九・六％
二〇〇八・九一 二〇〇八・九二	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。） パームハート	一五％
二〇〇八・九九	混合したもの	
	一　ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテルのうち 砂糖を加えてないもの	四・八％
	その他のもの	
	二　その他のもの	
	(一)　砂糖を加えたもの	
	A　パルプ状のもの	一六・八％
	(a)　バナナ及びアボカドー	八・八％
	B　その他のもの	
	(a)　ベリー及びプルーン	五・五％
	(b)　バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七％
	(c)　その他のもののうち ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	九・六％
二〇〇九・〇九	(二)　その他のもの	
	B　その他のもの	
	(b)　バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンのうち 気密容器入りのもの 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	
二〇〇九・八〇		

二 野菜ジュース		
(一) 砂糖を加えたもの		八・一%
(二) その他のもの		
気密容器入りのもの		七・六%
その他のもの		七・二%
二〇〇九・九〇	混合ジュース	
二 混合野菜ジュース		
(一) 砂糖を加えたもの		八・一%
(二) その他のもの		五・四%
二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
二一〇一・一〇	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	
一 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
(一) 砂糖を加えたもの		一五%
(二) その他のもの		無税
B その他のもの		
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	
一 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
(一) インスタントティー		八%
(二) その他のもの		八%
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	六%
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）	
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	一〇%
一 酵母		三・八%
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	一〇%
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
二一〇三・一〇	醤油	六%
二一〇三・九〇	その他のもの	
一 ソース		
(三) その他のもの		六%
二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	
一 野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）		七%
二 その他のもの		八・四%
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	九・六%
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
二一〇六・九〇	その他のもの	
二 その他のもの		
(二) その他のもの		
D その他のもの		
(a) 砂糖を加えたもの		
イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと		二〇%
(b) その他のもの		
ロ アルコールを含有しない飲料のもと		
(イ) おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの		一二%
ハ その他のもの		
(ロ) その他のもの		
Ⅱ その他のもののうち		
ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）		一〇%
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	
二二〇一・一〇	鉱水及び炭酸水	無税
二二・〇三	ビール	
二二〇三・〇〇	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	無税
二二・〇四	スパークリングワイン	
二二〇四・一〇	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	一リットルにつき一四五円六〇銭
その他のもの		
二二〇四・二九		

二二〇四・三〇	二　その他のもの その他のぶどう搾汁	一リットルにつき二四円	
二二〇五	二　その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	無税	
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの	一リットルにつき五〇円四〇銭	
二二〇五・九〇	その他のもの 二　その他のもの	一リットルにつき五〇円四〇銭	
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） 二　その他のもの (一)　清酒及び濁酒 (二)　その他のもの B　その他のもの	無税	
二二〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの	無税	
二二〇八・一〇	二　その他のもの ジン及びジュネヴァ	一リットルにつき六一円六〇銭	
二二〇八・五〇		無税	
二二〇八・九〇	その他のもの 一　エチルアルコール及び蒸留酒 (二)　その他のもの A　エチルアルコールのうち 別表第一第二二〇八・九〇号の一の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一リットルにつき四八円	
	B　その他のもののうち 別表第一第二二〇八・九〇号の一の(二)のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一リットルにつき二五円二〇銭	
二二〇八・九〇	二　リキュールその他のアルコール飲料 (二)　合成清酒及び白酒	無税	
	(四)　その他のもの	無税	
二二〇九・〇九	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	四・八％	
二二〇九・〇〇	飼料用に供する種類の調製品		
二三〇九・九〇	その他のもの 一　飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	無税	

別表第二第五〇・〇一項を次のように改める。

五〇・〇一	繭（繰糸に適するものに限る。）のうち	
五〇〇一・〇〇	第八条の六第三項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの	

別表第四第三五〇三・〇〇号中「のうち」を削り、「ゼラチン（写真用のものを除く。）」を「三　その他のもの」に改める。

別表第四第四四・一二項の次に次の一項を加える。

五〇・〇一	繭（繰糸に適するものに限る。）のうち	
五〇〇一・〇〇	第八条の六第三項において準用する関税定率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの	

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条（「別表第一（A）」を「別表第一」に改める部分に限る。）、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税定率法の規定又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の関税定率法又はこれに基づく命令の相

当規定によってしたものとみなす。

2　外国において千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定第十九条1の規定により特定の貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置がとられた場合については、第一条の規定による改正前の関税定率法第九条の二第二項から第五項までの規定は、この法律の施行後においても、当分の間、なおその効力を有する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の関税暫定措置法第三条又は第七条の二第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号及び第三号中「別表第一（A）」を「別表第一」に改め、同項第四号中「関税暫定措置法別表第一（A）第二七一一・一二号から第二七一一・一四号まで又は第二七一一・一九号」を「関税定率法別表第二七一一・一二号、第二七一一・一三号、第二七一一・一四号の二又は第二七一一・一九号の二」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第一号を次のように改める。

一　沖縄県の区域内にある製造工場において政令で定める製品の製造に使用され、かつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの（政令で定める数量の範囲内において主務大臣の行う割当てを受けた当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入するもの（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第三項の規定により政令で定める物品で同法別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるものに限る。）に限る。）

第八十三条第一項第二号中「使用するもの」の下に、「（関税暫定措置法第八条の六第三項の規定により政令で定める物品で同法別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるものに限る。）」を加え、同条第三項中「第一項第二号」を「第二項」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第四項中「第十三条第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法」を削り、「第一項第二号」を「、第一項」に改め、「、それぞれ」を削る。

第八十七条第四項を次のように改める。

4　第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税定率法第二十条の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

ウルグァイ・ラウンド交渉の結果作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を実施するため、農産物のうち現在輸入制限等を行っている麦類、でん粉等の関税割当制度への移行、特別緊急関税の導入等に関し関税定率法及び関税暫定措置法について、相殺関税、緊急関税等の制度の整備、商標権等を侵害する物品に係る申立て制度の導入等に関し関税定率法について、それぞれ所要の改正を行うほか、関税率体系の見直し等を図るため関税定率法及び関税暫定措置法について、関税犯則に適用される罰金額の引上げを図るため関税法及び関税暫定措置法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、ウルグァイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施等のため、関税率及び関税制度について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置

農産物のうち現在行っている輸入制限等を関税化する品目について、関税率を引き上げるとともに、関税割当制度等及び特別緊急関税を導入する等所要の改正を行う。

2　個別品目の関税率等の改正

牛肉及び豚肉について関税率を引き下げるとともに、緊急措置を導入する等のほか、一部の熱帯産品等について特恵税率を引き下げる等所要の改正を行う。

3　関税率体系の見直し

現在実行税率となっている関税率水準を原則として基本税率とすることにより関税率体系の見直しを行う。

4　特殊関税制度の整備

相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税について課税期間の上限の設定等の制度の整備を行う等所要の改正を行う。

5　その他の改正

㈠　商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する物品について権利者からの輸入差止め申立て制度を導入する等所要の改正を行う。

㈡　向精神薬、けん銃等を輸入禁制品に追加するため所要の改正を行う。

㈢　関税法等の罰金水準の調整を行う。

㈣　その他所要の規定の整備を行う。

6　施行期日

この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、農産物及び一部の水産物に関する規定については、平成七年四月一日（当該効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

二　議案の可決理由

ウルグァイ・ラウンド交渉の結果合意された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を実施するため、農産物のうち現在輸入制限等を行っている麦類、でん粉等の関税割当制度への移行、特別緊急関税の導入等に関し関税定率法及び関税暫定措置法について、相殺関税、緊急関税等の制度の整備、商標権等を侵害する物品に

係る申立て制度の導入等に関し関税定率法について、それぞれ所要の改正を行うほか、関税率体系の見直し等を図るため関税定率法及び関税暫定措置法について、関税犯則に適用される罰金額の引上げを図るため関税法及び関税暫定措置法について、それぞれ所要の改正を行おうとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

右国会に提出する。

平成六年十月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

目次

第一章　総則（第一条－第三条）
第二章　米穀の需給及び価格の安定を図るための措置
　第一節　基本計画（第四条）
　第二節　計画的な流通の確保に関する措置
　　第一款　生産者（第五条）
　　第二款　出荷取扱業（第六条－第二十七条）
　　第三款　自主流通法人（第二十八条－第三十四条）
　　第四款　販売業（第三十五条－第四十七条）
　　第五款　自主流通米価格形成センター（第四十八条－第五十八条）
　第三節　政府の買入れ及び売渡し等（第五十九条－第六十五条）
第三章　麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第六十六条－第七十一条）
第四章　雑則（第七十二条－第八十三条）
第五章　罰則（第八十四条－第九十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの計画的な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）

第二条　政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、計画的にかつ整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2　政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

（定義）

第三条　この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）その他政令で定める食糧（これらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものを含む。）をいう。

2　この法律において「米穀の生産調整」とは、農林水産大臣が定めた米穀の生産の目標を基礎として政令で定めるところにより農業者ごとに定められた面積の水田（災害により稲の作付けが著しく困難となった土地その他農林水産省令で定める土地を含む。）で農林水産省令で定める要件に該当するものについて、政令で定めるところにより、稲以外の作物の作付けその他の農林水産省令で定める方法による米穀（飼料の用その他農林水産大臣が定める用途に供するものを除く。）の生産活動の調整を行うことをいい、「生産調整実施者」とは、当該生産活動の調整を実施した者をいう。

3　この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

4　この法律において「計画流通数量」とは、消費者に対し計画的な供給を図るものとして、農林水産大臣が定める米穀の数量をいう。

5　この法律において「計画出荷数量」とは、生産者からの計画的な出荷がなされるものとして、農林水産大臣が計画流通数量を勘案して定める米穀の数量をいう。

6　この法律において「自主流通米」とは、計画出荷数量に係る米穀のうち生産者から登録出荷取扱業者に売り渡され、又は売渡しが委託されるものであって、第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、流通するものをいう。

7　この法律において「政府米」とは、計画出荷数量に係る米穀のうち生産調整実施者から政府が買い入れ、売り渡すもの及び輸入に係る米穀であって政府が取得し、売り渡すものをいう。

8　この法律において「計画流通米」とは、自主流通米及び政府米をいう。

9　この法律において「第一種出荷取扱業」とは、米穀の生産者から第五条第一項の計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う業務をいい、「第一種登録出荷取扱業者」とは、第一種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第二十七条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

10　この法律において「第二種出荷取扱業」とは、第一種登録出荷取扱業者から第五条第一項の計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う業務をいい、「第二種登録出荷取扱業者」とは、第二種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第二十七条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

11　この法律において「出荷取扱業」とは、第一種出荷取扱業及び第二種出荷取扱業をいい、「登録出荷取扱業者」とは、第一種登録出荷取扱業者及び第二種登録出荷取扱業者をいう。

12　この法律において「卸売業」とは、計画流通米の卸売の業務をいい、「登録卸売業者」とは、卸売業を行うことについて第三十五条第一項又は第四十一条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

13　この法律において「小売業」とは、計画流通米の小売の業務をいい、「登録小売業者」とは、小売業を行うことについて第三十五条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者をいう。

14　この法律において「販売業」とは、卸売業及び小売業をいう。

第二章　米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節　基本計画

（基本計画）

第四条　農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2　基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

二　米穀の需給の見通しに関する事項

三　米穀の生産の目標その他米穀の生産調整に関する事項
四　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項
五　計画出荷数量及び計画出荷数量のうち米穀の備蓄の運営のために政府が買い入れる米穀の種類別の数量に関する事項
六　計画流通数量並びにその国内産又は外国産の別、自主流通米又は政府米の別及びその種類別の数量に関する事項
七　前号に掲げる数量について、政令で定めるところにより、地域別又は期間別に定める数量に関する事項
八　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項
九　その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

3　農林水産大臣は、基本計画を作成するに当たっては、当該基本計画が米穀の生産者の適確な営農活動に資するものとなるよう、政令で定めるところにより、あらかじめ、前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項につき、その計画的な生産及び出荷の指針となるべきものを定め、これを公表するものとする。

4　農林水産大臣は、基本計画（第二項第七号に掲げる事項を除く。第六項において同じ。）を定めようとするときは、米穀の需給事情等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

5　農林水産大臣は、第二項第七号に掲げる地域別の数量を定めようとするときは、あらかじめ、その関係部分について関係都道府県知事の意見を聴くものとし、当該数量を定めたときは、遅滞なく、当該関係部分について関係都道府県知事に通知するものとする。

6　農林水産大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　農林水産大臣は、米穀の需給事情その他の経済事情に変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、基本計画を変更することができる。

8　第四項から第六項までの規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

第二節　計画的な流通の確保に関する措置

第一款　生産者

（米穀の売渡先等）

第五条　米穀の生産者は、その生産した米穀のうち、基本計画において定められた計画出荷数量を基礎として、政令で定めるところにより、農林水産大臣が米穀の生産者ごとに定める数量（以下「計画出荷基準数量」という。）に係る米穀（以下「計画出荷米」という。）について、政令で定めるところにより、自主流通米として第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、若しくは売渡しを委託し、又は政府米として政府に売り渡し、若しくは第一種登録出荷取扱業者に売渡しを委託しなければならない。この場合において、当該売渡し（委託による売渡しを含む。）に係る米穀は、農林水産省令で定めるところにより計画出荷米である旨の表示が付された米穀でなければならない。

2　前項の規定による政府米としての売渡し（委託による売渡しを含む。）は、米穀の生産者が生産調整実施者である場合において、基本計画において定められた政府が買い入れる米穀の数量を基礎として、政令で定めるところにより、農林水産大臣が当該生産調整実施者ごとに定める数量に係る米穀について、行うことができる。

3　米穀の生産者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に計画出荷基準数量の変更を申請することができる。この場合において、農林水産大臣は、米穀の計画的な流通の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして政令で定める場合を除き、その変更を承認するものとする。

4　米穀の生産者（政令で定める者に限る。）は、第一項の規定により計画出荷米について第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、又は売渡しを委託しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、第一種登録出荷取扱業者と米穀の出荷に係る契約（以下「出荷契約」という。）をして、するものとする。

5　米穀の生産者は、その生産した米穀で計画出荷米以外のものを売り渡す場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該売渡しに係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

第二款　出荷取扱業

（出荷取扱業の登録）

第六条　出荷取扱業を行おうとする者は、農林水産大臣の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、第一種出荷取扱業及び第二種出荷取扱業の区分により、都道府県の区域ごとに行う。

（第一種出荷取扱業の登録の申請）

第七条　第一種出荷取扱業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　営業所の所在地
三　法人にあっては、第一種出荷取扱業を行う役員の氏名
四　第一種出荷取扱業を行う都道府県の区域
五　第一種出荷取扱業に必要な施設の状況

2　前項の申請書には、第一種出荷取扱業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第九条第一項第五号から第七号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

（第一種出荷取扱業の登録の実施）

第八条　農林水産大臣は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第一種登録出荷取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号

2　農林水産大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（第一種出荷取扱業の登録の拒否）

第九条　農林水産大臣は、第一種出荷取扱業の登

録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第七条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　第一種出荷取扱業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者

二　第一種出荷取扱業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを権原に基づいて利用できない者

三　申請者と出荷契約を締結しているその申請に係る都道府県の区域内の米穀の生産者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該申請者と出荷契約を締結している当該区域内の米穀の生産者が農林水産省令で定めるところにより当該申請者に売渡し又は売渡しの委託（以下「売渡し等」という。）をしようとする当該年産の計画出荷米の数量が政令で定める数量以上であると認められない者

四　申請に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者若しくは第一種出荷取扱業の登録を受けようとする者又は第二十八条第三項の自主流通法人若しくは同項の自主流通法人の指定を受けようとする者と、農林水産省令で定めるところにより、第三十条第一項の自主流通計画に係る売渡し等についての契約（以下「自主流通契約」という。）を締結している者でない者

五　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

六　第十九条（第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により出荷取扱業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

七　法人であって、第一種出荷取扱業を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

八　第一種登録出荷取扱業者で第一種出荷取扱業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該第一種出荷取扱業を譲り受けて引き続き当該第一種出荷取扱業を行おうとする者である場合にあっては、当該第一種登録出荷取扱業者から当該第一種出荷取扱業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2　農林水産大臣は、前項の規定により第一種出荷取扱業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（第一種出荷取扱業の登録の有効期間等）

第十条　第一種出荷取扱業の登録は、毎年、農林水産省令で定める期日に行うものとし、その有効期間は、当該期日から起算して三年とする。ただし、第一種登録出荷取扱業者の行う第一種出荷取扱業を譲り受けて当該第一種出荷取扱業を行おうとする者に係る登録の有効期間は、三年を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところによる。

2　前項の有効期間の満了後引き続き第一種出荷取扱業を行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

3　第七条から前条まで及び第一項前段の規定は、前項の更新の登録について準用する。

（第一種出荷取扱業の承継）

第十一条　第一種登録出荷取扱業者について相続又は合併があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により第一種出荷取扱業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その第一種登録出荷取扱業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第九条第一項第五号から第七号までの一に該当するときはこの限りでない。

2　前項の規定により第一種登録出荷取扱業者の地位を承継した者は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（第一種出荷取扱業の登録事項の変更の届出）

第十二条　第一種登録出荷取扱業者は、第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（第一種出荷取扱業の廃止の届出）

第十三条　第一種登録出荷取扱業者は、第一種出荷取扱業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（第一種登録出荷取扱業者が売渡し等を受ける者の特定）

第十四条　第一種登録出荷取扱業者は、出荷契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の米穀の生産者以外の者から自主流通米の売渡し等を受けてはならない。

2　第一種登録出荷取扱業者は、出荷契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の生産調整実施者以外の者から政府米の売渡しの委託を受けてはならない。

（第一種登録出荷取扱業者が売渡し等を行う者の特定）

第十五条　第一種登録出荷取扱業者は、第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者若しくは第二十八条第三項の自主流通法人に自主流通米の売渡し等をし、又は登録卸売業者その他政令で定める者に自主流通米を売り渡さなければならない。

2　第一種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米を政府に売り渡さなければならない。この場合において、当該第一種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者又は第二十八条第三項の自主流通法人に委託をして当該政府米を売り渡すことができる。

（遵守事項）

第十六条　第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定める場合を除き、第五条第一項後段の表示が付された米穀でなければ、計画出荷米として売渡し等をしてはならない。

2　前項に規定するもののほか、計画出荷米の出荷の取扱いに当たり第一種登録出荷取扱業者の遵守すべき事項は、農林水産省令で定める。

（報告等）

第十七条　第一種登録出荷取扱業者は、農林水産

省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2　第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（改善命令）

第十八条　農林水産大臣は、第一種登録出荷取扱業者の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該第一種登録出荷取扱業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（第一種出荷取扱業の登録の取消し等）

第十九条　農林水産大臣は、第一種登録出荷取扱業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九条第一項第五号又は第七号に該当することとなったとき。

二　第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　前条又はこの条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により第一種出荷取扱業の登録を受けたとき。

（第一種出荷取扱業の登録の抹消）

第二十条　農林水産大臣は、第十三条の規定による届出があったとき、又は前条の規定により第一種出荷取扱業の登録を取り消したときは、その登録を抹消しなければならない。

（聴聞の特例）

第二十一条　農林水産大臣は、第十九条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2　第十九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3　前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（第二種出荷取扱業の登録の申請）

第二十二条　第二種出荷取扱業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　営業所の所在地

三　法人にあっては、第二種出荷取扱業を行う役員の氏名

四　第二種出荷取扱業を行う都道府県の区域

2　前項の申請書には、第二種出荷取扱業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第二十四条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

（第二種出荷取扱業の登録の実施）

第二十三条　農林水産大臣は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第二種登録出荷取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　農林水産大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（第二種出荷取扱業の登録の拒否）

第二十四条　農林水産大臣は、第二種出荷取扱業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第二十二条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　第二種出荷取扱業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者

二　申請に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者又は第一種出荷取扱業の登録を受けようとする者及び第二十八条第三項の自主流通法人又は同項の自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結している者でない者

三　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　第十九条（第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により出荷取扱業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五　法人であって、第二種出荷取扱業を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

六　第二種登録出荷取扱業者で第二種出荷取扱業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該第二種出荷取扱業を譲り受けて引き続き当該第二種出荷取扱業を行おうとする者である場合にあっては、当該第二種登録出荷取扱業者から当該第二種出荷取扱業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2　農林水産大臣は、前項の規定により第二種出荷取扱業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（第二種登録出荷取扱業者が売渡し等を受ける者の特定）

第二十五条　第二種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者以外の者から自主流通米の売渡し等を受け、又は政府米の売渡しの委託を受けてはならない。

（第二種登録出荷取扱業者が売渡し等を行う者の特定）

第二十六条　第二種登録出荷取扱業者は、第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、自主流通契約を締結している第二十八条第三項の自主流通法人に自主流通米の売渡し等をし、又は登録卸売業者その他政令で定める者に自主流通米を売り渡さなければならない。

2　第二種登録出荷取扱業者は、売渡しの委託を受けた政府米を政府に売り渡さなければならな

い。この場合において、当該第二種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結している第二十八条第三項の自主流通法人に委託をして当該政府米を売り渡すことができる。

（準用）

第二十七条　第十条の規定は第二種出荷取扱業について、第十一条から第十三条まで及び第十六条から第二十条までの規定は第二種登録出荷取扱業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	第一種登録出荷取扱業者	第二種登録出荷取扱業者
第十条第三項	第七条から前条まで	第二十二条から第二十四条まで
第十一条第一項、第十三条、第十九条第四号及び第二十条	第一種出荷取扱業	第二種出荷取扱業
第十一条第一項	第九条第一項第五号から第七号まで	第二十四条第一項第三号から第五号まで
第十二条	第七条第一項第一号から第三号まで	第二十二条第一項第一号から第三号まで
第十九条第一号	第九条第一項第五号又は第七号	第二十四条第一項第三号又は第五号

2　第二十一条の規定は、前項において準用する第十九条の規定による命令及び処分について準用する。

第三款　自主流通法人

（指定）

第二十八条　農林水産大臣は、次条に規定する業務及び第三十条第一項の自主流通計画の作成に関し次に掲げる基準に適合すると認められる法人を、その申請により、当該業務及び当該自主流通計画の作成を行う者として指定することができる。

一　次条に規定する業務及び第三十条第一項の自主流通計画の作成を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二　政令で定める区域において政令で定める数量以上の自主流通米の売渡し等を受けることができると認められること。

三　登録出荷取扱業者又は第一種出荷取扱業者しくは第二種出荷取扱業の登録を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

四　自主流通契約の締結及び次条第一項第一号に掲げる業務に関し、不当に差別的な取扱いを行わないと認められること。

2　農林水産大臣は、前項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一　農業協同組合連合会、協同組合連合会その他の営利を目的としない法人以外の者であること。

二　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

三　第三十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四　その役員のうちに、第二号に該当する者があること。

3　農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「自主流通法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

4　自主流通法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5　農林水産大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務）

第二十九条　自主流通法人は、次条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、次に掲げる業務を行うものとする。

一　自主流通契約を締結している登録出荷取扱業者から自主流通米の売渡し等を受け、当該自主流通米を登録卸売業者その他政令で定める者に売り渡すこと。

二　前号の規定により売渡し等を受けた自主流通米の一部について、備蓄及び調整保管（米穀の生産量の増大による供給の過剰に対応して必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。）を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　自主流通法人は、前項各号に掲げる業務を行うほか、自主流通契約を締結している登録出荷取扱業者から売渡しの委託を受けた政府米を政府に売り渡すことができる。

（自主流通計画の認可）

第三十条　自主流通法人は、自主流通米の計画的な流通を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、当該自主流通法人、自主流通契約を締結している第二種登録出荷取扱業者その他政令で定める者が行う登録卸売業者その他政令で定める者に対する自主流通米の売渡しに関する計画（以下「自主流通計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　自主流通計画においては、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　用途別及び種類別の自主流通米の買入れ又は売渡しの受託に係る数量に関する事項

二　用途別、種類別及び都道府県別の自主流通米の売渡しに係る数量に関する事項

三　第四十九条第一号の価格形成施設において売り渡すべき自主流通米の数量に関する事項
四　自主流通米の備蓄の数量に関する事項
五　その他農林水産省令で定める事項

3　農林水産大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、その自主流通計画が基本計画に即したものであることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認可をするものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の認可をした自主流通計画が前条第一項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その自主流通計画を変更すべきことを命ずることができる。

（報告等）

第三十一条　自主流通法人は、農林水産省令で定めるところにより、自主流通米の売渡しに係る数量その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告するとともに、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第三十二条　自主流通法人は、第二十九条第一項に規定する業務に係る経理と同条第二項に規定する業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（改善命令）

第三十三条　農林水産大臣は、第二十九条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、自主流通法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第三十四条　農林水産大臣は、自主流通法人が次の各号の一に該当するときは、第二十八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて当該自主流通法人の第二十九条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二十九条に規定する業務又は自主流通計画の作成を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二　指定に関し不正の行為があったとき。
三　この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
四　第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従わないで第二十九条第一項各号に掲げる業務を行ったとき。

2　農林水産大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十九条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四款　販売業

（販売業の登録）

第三十五条　販売業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

2　前項の登録は、卸売業及び小売業の区分により行う。

（卸売業の登録の申請）

第三十六条　卸売業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　営業所の所在地
三　法人にあっては、卸売業を行う役員の氏名
四　申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量
五　卸売業に必要な施設の状況

2　前項の申請書には、卸売業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第三十八条第一項第四号から第六号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

（卸売業の登録の実施）

第三十七条　都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録卸売業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号

2　都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（卸売業の登録の拒否）

第三十八条　都道府県知事は、卸売業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第三十六条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　卸売業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者
二　卸売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを権原に基づいて利用できない者
三　申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量が政令で定める数量以上であると認められない者
四　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
五　第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条の規定により販売業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
六　法人であって、卸売業を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの
七　登録卸売業者で卸売業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該卸売業を譲り受けて引き続き当該卸売業を行おうとする者である場合にあっては、当該登録卸売業者から当該卸売業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2　都道府県知事は、前項の規定により卸売業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録卸売業者の買受先の特定）

第三十九条　登録卸売業者は、自主流通法人、登

録出荷取扱業者その他政令で定める者以外の者から自主流通米を買い受けてはならない。

2　登録卸売業者は、政府その他政令で定める者以外の者から政府米を買い受けてはならない。

（登録卸売業者の販売先の特定）

第四十条　登録卸売業者は、登録小売業者その他政令で定める者以外の者に計画流通米を販売してはならない。

（準用）

第四十一条　第十条の規定は卸売業について、第十一条から第十三条まで及び第十六条から第二十条までの規定は登録卸売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	第一種登録出荷取扱業者	登録卸売業者
第十条第三項	第七条から前条まで	第三十六条から第三十八条まで
第十一条第一項、第十三条、第十九条第四号及び第二十条	第一種出荷取扱業	卸売業
第十一条第一項	第九条第一項第五号から第七号まで	第三十八条第一項第四号から第六号まで
第十一条第二項、第十二条、第十三条第二項及び第十七条から第二十条まで	農林水産大臣	都道府県知事
第十二条	第七条第一項第一号から第三号まで	第三十六条第一項第一号から第三号まで
第十六条第一項	計画出荷米として売渡し等をしてはならない	計画流通米（輸入に係る米穀を除く。）として販売してはならない
第十六条第二項	計画出荷米の出荷の取扱い	計画流通米の販売
第十九条第一号	第九条第一項第五号又は第七号	第三十八条第一項第四号又は第六号

2　第二十一条の規定は、前項において準用する第十九条の規定による命令及び処分について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（小売業の登録の申請）

第四十二条　小売業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　販売所の所在地

三　法人にあっては、小売業を行う役員の氏名

四　小売業に必要な施設の状況

2　前項の申請書には、小売業について農林水産省令で定める事項を記載した事業計画書及び第四十四条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

（小売業の登録の実施）

第四十三条　都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録小売業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（小売業の登録の拒否）

第四十四条　都道府県知事は、小売業の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第四十二条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　小売業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者

二　小売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを権原に基づいて利用できない者

三　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条の規定により販売業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五　法人であって、小売業を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

六　登録小売業者で小売業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようとするものから当該小売業を譲り受けて引き続き当該小売業を行おうとする者である場合にあっては、当該登録小売業者から当該小売業に係る債権債務のすべてを承継する者でない者

2　都道府県知事は、前項の規定により小売業の登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（小売業の変更登録）

第四十五条　登録小売業者は、第四十二条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2　前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3　第四十二条第二項、第四十三条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「事業計画書及び」とあるのは「事業計画書、」と、第四十三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第四十二条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類」とあるのは「変更登録に係る申請書若しくはその添付書類」と読み替えるものとする。

（登録小売業者の買受先の特定）

第四十六条　登録小売業者は、登録卸売業者その他政令で定める者以外の者から計画流通米を買い受けてはならない。

（準用）

第四十七条　第十条の規定は小売業について、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十七条第一項及び第十八条から第二十条までの規定は登録小売業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条第一項	第一種登録出荷取扱業者	登録小売業者
第十条第三項	第七条から前条まで	第四十二条から第四十四条まで
第十一条第一項、第十三条、第十九条第四号及び第二十条	第一種出荷取扱業	小売業
第十一条第一項	第九条第一項第五号から第七号まで	第四十四条第一項第三号から第五号まで
第十一条第二項、第十二条、第十三条及び第十八条から第二十条まで	農林水産大臣	都道府県知事
第十二条	第七条第一項第一号から第三号まで	第四十二条第一項第一号又は第三号
第十六条第一項	計画出荷米として売渡し等をしてはならない	計画流通米（輸入に係る米穀を除く。）として販売してはならない
第十六条第二項	計画出荷米の出荷の取扱い	計画流通米の販売
第十九条第一号	第九条第一項第五号又は第七号	第四十四条第一項第三号又は第五号
第十九条第二号	又は虚偽の届出をしたとき	若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第四十五条第一項の変更登録を受けなかったとき

2　第二十一条の規定は、前項において準用する第十九条の規定による命令及び処分について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五款　自主流通米価格形成センター

（指定）

第四十八条　農林水産大臣は、自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、自主流通米価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3　センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4　農林水産大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務）

第四十九条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一　自主流通米の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務規程の認可）

第五十条　センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が前条第一号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

（売買取引を行うことができる者）

第五十一条　価格形成施設において自主流通米の売渡しを行うことができる者は、自主流通法人、第二種登録出荷取扱業者その他政令で定める者とする。

2　価格形成施設において自主流通米の買受けを行うことができる者は、登録卸売業者その他政令で定める者とする。

（売買取引）

第五十二条　価格形成施設における自主流通米の売買取引（以下「売買取引」という。）は、入札の方法によらなければならない。

2　価格形成施設においては、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項各号に掲げる取引及びこれに類似した取引を行ってはならない。

3　センターは、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限をすることができる。

4　センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（売買取引数量等の公表）

第五十三条　センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

（事業計画等）

第五十四条　センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第五十五条　センターの役員の選任及び解任は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　センターの役員が、この款の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第五十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第四十九条第一号に掲げる業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務）

第五十六条　センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第四十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（改善命令）

第五十七条　農林水産大臣は、第四十九条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第五十八条　農林水産大臣は、センターが次の各号の一に該当するときは、第四十八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　第四十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があったとき。

三　この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四　第五十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第四十九条第一号に掲げる業務を行ったとき。

2　農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三節　政府の買入れ及び売渡し等

（米穀の政府買入れ）

第五十九条　政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、政令で定めるところにより、生産調整実施者又は生産調整実施者から直接若しくは間接に委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、その生産した米穀を買い入れるものとする。

2　前項の規定による政府の買入れの価格（以下この条において「政府買入価格」という。）は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、自主流通米の価格の動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

3　農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

4　農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5　農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府買入価格を改定することができる。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定について準用する。

（米穀等の輸入を目的とする買入れ）

第六十条　政府は、米穀等（米穀及び米穀を加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第六十二条及び第六十三条において同じ。）の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2　政府は、必要があると認める場合には、前項の米穀等の買入れを他に委託することができる。

（米穀の政府売渡し）

第六十一条　政府は、政府米を、登録卸売業者その他政令で定める者に対し随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

2　前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3　前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定める。

4　農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5　農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めたときは、遅滞なく、農林水産省令で定める米穀についてこれを告示するものとする。

6　農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準売渡価格を改定することができる。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定について準用する。

8　前条第一項の輸入を目的とする買入れ又は第六十五条第二項の場合における買入れに係る米穀を第一項の規定により売り渡す場合の価格

は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）

第六十二条　政府は、米穀等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る米穀等の買受けを行おうとする登録卸売業者その他政令で定める者（次項において「買受資格者」という。）の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る米穀等を買い入れることができる。

2　政府は、前項の規定により買い入れた米穀等を同項の申込みを行った買受資格者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3　前項の規定による売渡しには、前条第一項から第七項まで（第一項本文を除く。）の規定は適用せず、同条第一項本文中「政府米を、登録卸売業者その他政令で定める者」とあるのは、「次条第一項の規定により買い入れた米穀等を、同項の申込みを行った買受資格者」とする。

4　第一項の規定により買い入れた米穀等を第二項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

（米穀等の輸出を目的とする売渡し）

第六十三条　政府は、特に必要があると認めるときは、米穀等の輸出を目的とする売渡しを行うことができる。

2　第六十条第二項の規定は、前項の米穀等の売渡しについて準用する。

（政府売渡しの附帯条件等）

第六十四条　農林水産大臣は、前三条の規定により米穀を売り渡す場合には、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に関し、その時期、相手方等の制限その他必要な条件を付することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定により条件を付されて米穀の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る米穀の売渡価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて得られる金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

（米穀の輸入又は輸出の許可）

第六十五条　米穀の輸入又は輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

一　第六十条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による政府の委託を受けた場合

二　第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀を輸入する場合

三　その他政令で定める場合

2　前項の許可を受けて米穀を輸入した者は、国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、その輸入した米穀を政府に売り渡さなければならない。

3　前項の場合における政府の買入れの価格は、当該米穀の輸入価格を基準として農林水産大臣が定める。

4　前三項に規定するもののほか、第一項の許可に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章　麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置

（麦の政府買入れ）

第六十六条　政府は、政令で定めるところにより、麦をその生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買い入れなければならない。

2　前項の規定による政府の買入れの価格（次項において「政府買入価格」という。）は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。この場合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の品質の改善に資するよう配慮するものとする。

3　第五十九条第三項から第六項までの規定は、麦の政府買入価格について準用する。

（麦等の輸入を目的とする買入れ）

第六十七条　政府は、麦等（麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第六十九条及び第七十条において同じ。）の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2　第六十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

（麦の政府売渡し）

第六十八条　政府は、その保有する麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

2　第六十一条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第三項中「米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情」とあるのは、「家計費及び米価その他の経済事情」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十九条　第六十三条の規定は麦等の売渡しについて、第六十四条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「前三条」とあるのは、「前条及び第六十八条」と読み替えるものとする。

（麦等の輸入）

第七十条　麦等の輸入（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条に定める輸入をいう。以下この項において同じ。）を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、第六十七条第二項において準用する第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。

2　前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。

3　第一項の納付金の納付手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し）

第七十一条　政府は、第六十条、第六十二条及び第六十七条の規定によるほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。

2　政府は、第六十二条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。

3　第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により買い入れた米穀及び麦以外の主要食糧について前項の売渡しを行う場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外の主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

第四章　雑則

（主要食糧の交付等）

第七十二条　政府は、政令で定めるところにより、主要食糧の交付又は貸付けを行うことができる。

2　政府は、必要があると認める場合には、主要食糧の貯蔵、交換、加工又は製造を行うことができる。

（情報の提供）

第七十三条　政府は、主要食糧の適正かつ円滑な流通の確保に資するため、次条の調査の結果その他主要食糧の需給及び価格に関し必要な情報の提供に努めなければならない。

（調査）

第七十四条　農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

（報告及び立入検査）

第七十五条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者、登録小売業者若しくはセンターその他業として主要食糧の販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録卸売業者若しくは登録小売業者その他業として主要食糧の販売、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任）

第七十六条　農林水産大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方公共団体又は地方公共団体の長に委任することができる。

（異議申立て）

第七十七条　第五条第一項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する処分については、政令で定めるところにより、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条の期間についての特例を設けることができる。

2　前条の規定による委任に基づいてされる処分については、政令で定めるところにより、行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第七十八条　第五条第一項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（経過措置）

第七十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（緊急時における対応）

第八十条　政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、基本計画に即した米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第八十三条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

2　政府は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

（自主流通法人等に対する命令）

第八十一条　農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、自主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者又は登録小売業者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による命令に基づいて行われた米穀の譲渡、移動又は保管については、その範囲内において、自主流通計画の変更の認可を受けたものとみなす。

（米穀の生産者に対する指示等）

第八十二条　農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀であって当該米穀の生産者に係る計画出荷基準数量の範囲内のものを、農林水産大臣が指定する第一種登録出荷取扱業者に売り渡すべきことを指示することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた米穀の生産者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、当該米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産した米穀であって当該米穀の生産者に係る計画出荷基準数量の範囲内のものを、政府

に売り渡すべきことを命ずることができる。

3　前項の場合における政府の買入れの価格は、第五十九条第二項の政府買入価格に準拠して農林水産大臣が定める。

4　第一項の規定による指示又は第二項の規定による命令に基づいて行われた米穀の売渡しについては、前条第二項の規定を準用する。

5　第一項の規定による指示又は第二項の規定による命令に基づいて行われた売渡しに係る米穀については、第五条第四項及び第十四条の規定は適用しない。この場合において、当該売渡しに係る米穀についてすでに締結されている出荷契約は、当事者の責めに帰すべからざる事由により解除されたものとみなす。

6　第二項の規定により生産調整実施者以外の米穀の生産者から政府が買い入れた米穀の売渡しについては、第六十一条第一項から第七項までの規定を準用する。

（米穀の割当て又は配給等）

第八十三条　前二条に規定する措置をもってしては、第八十条第一項に規定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合においては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2　前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超えるものであってはならない。

第五章　罰則

第八十四条　第八十二条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第八十五条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　自主流通法人が第三十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした自主流通法人の役員又は職員

二　第六十五条第一項の規定に違反して農林水産大臣の許可を受けずに米穀の輸入若しくは輸出を行った者又は同条第二項の規定に違反した者

三　第八十一条第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条　第五十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十七条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　農林水産大臣の出荷取扱業の登録を受けないで出荷取扱業を行った者

二　第十九条（第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三　都道府県知事の販売業の登録を受けないで販売業を行った者

第八十八条　第十八条（第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条　第七十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十一条　第八十三条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する旨の規定を設けることができる。

第九十二条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第五条第一項前段の規定に違反した者

二　第五条第五項、第十一条第二項（第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条（第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。）又は第十三条（第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第十六条第一項（第二十七条第一項、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第六十条、第六十一条第八項、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第六十八条第二項中第六十一条第八項の準用に係る部分、第六十九条中第六十三条の準用に係る部分、第七十条、第七十一条第三項、第八十五条（第二号に係る部分に限る。）及び第九十条中第八十五条第二号に係る部分の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、附則第十条、附則第十三条（食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第一条の改正規定中「食糧管理」を「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改める部分を除く。）並びに附則第十六条の規定　平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、政令で定める日）

二　附則第二条、附則第四条、附則第十一条（附則第二条に係る部分に限る。）及び附則第十二条の規定　平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、政令で定める日）

（食糧管理法の一部改正）

第二条　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第三十二条第一項第一号中「又ハ第十一条第二項」を削り、同条第一項第四号及び同条第二項を削る。

（食糧管理法の廃止）

第三条　食糧管理法は、廃止する。

（政府の売渡しに関する経過措置）

第四条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、この法律の施行の日までの間における同号に掲げる規定の適用については、第六十一条第八項中「第一項の規定」とあるのは「食糧管理法第四条第一項の規定」と、第六十二条第一項中「登録卸売業者その他政令で定める者」とあるのは「食糧管理法第八条ノ三第一項の許可を受けて米穀の卸売の業務を行う者又は政府が指定する者」と、同条第三項中「前条第一項から第七項まで（第一項本文を除く。）」とあるのは「食糧管理法第四条（第一項本文を除く。）及び第五条」と、「同条第一項本文中「政府米を、登録卸売業者その他政令で定める者」とあるのは「次条第一項の規定により買い入れた米穀等を、同項の申込みを行った買受資格者」とあるのは「同法第四条第一項中「其ノ買入レタル米穀」とあるのは「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十二条第一項ノ規定ニ依リ買入レタル米穀等」と、「第八条ノ三第一項ノ許可ヲ受ケテ米穀ノ卸売ノ業務ヲ行フ者又ハ政府ノ指定スル者」とあるのは「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十二条第一項ノ申込ヲ為シタル買受資格者」と、第六十八条第二項において準用する第六十一条第八項中「第一項の規定」とあるのは「食糧管理法第四条ノ三第一項の規定」と、第七十一条第三項中「前項」とあるのは「食糧管理法第五条第一項」とする。

（旧法の暫定的効力）

第五条　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日がこの法律の施行の日後となる場合には、この法律による廃止前の食糧管理法（以下「旧法」という。）の附則第二条による改正前の第六条、第十一条及び第三十二条中第十一条に係る部分の規定並びに旧法第三十七条の規定は、附則第一条第一号の政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

（基本計画に関する経過措置）

第六条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後第四条の規定に基づき最初に基本計画が定められるまでの間について、農林水産大臣は、政令で定めるところにより、米穀の輸入の実施に関する計画（次項において「輸入計画」という。）を定めるものとする。

2　この法律の施行の日（附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後である場合には、同号に掲げる規定の施行の日）以後においては、輸入計画を、第四条の規定に基づき定められた基本計画の一部とみなす。

3　この法律の施行の日以後第四条の規定に基づき最初に基本計画が定められるまでの間においては、旧法第二条ノ二の規定に基づき定められた米穀の管理に関する基本計画及び旧法第八条の規定に基づき定められた米穀の供給に関する実施計画を、第四条の規定に基づき定められた基本計画とみなす。

（出荷取扱業の登録等に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に旧法第八条ノ二第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から八月間は、第六条第一項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく登録又は登録の拒否の処分がある日まで、同様とする。

2　この法律の施行の際現に旧法第八条ノ三第一項の許可を受けている者は、この法律の施行の日から八月間は、第三十五条第一項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく登録又は登録の拒否の処分がある日まで、同様とする。

（出荷取扱業の登録の取消し等に関する経過措置）

第八条　旧法第八条ノ二第五項の規定による指定の取消しは、第九条第一項又は第二十四条第一項の規定の適用については、第十九条（第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消しとみなす。

2　旧法の規定に基づく食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第一条の四第三項の規定による指定の取消しは、第二十八条第二項の規定の適用については、第三十四条第一項の規定による指定の取消しとみなす。

3　旧法第八条ノ二第五項の規定による許可の取消しは、第三十八条第一項又は第四十四条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条の規定による登録の取消しとみなす。

4　旧法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられた者は、第九条第一項、第二十四条第一項、第二十八条第二項、第三十八条第一項又は第四十四条第一項の規定の適用については、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

（自主流通法人の指定の申請等に関する経過措置）

第九条　第二十八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、この法律の施行の日前においても、その申請を行うことができる。第五十条第一項の業務規程の認可の申請についても、同様とする。

（麦の輸入に関する経過措置）

第十条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に旧法第十一条第一項の規定により輸入の許可を受けた麦であって、同条第二項の規定により政府に売り渡すための契約をしているものは、第六十七条の規定により輸入されるものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条　この法律（附則第二条については同条、附則第五条の規定によりなお効力を有することとされる規定については附則第一条第一号に掲げる規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（食糧管理特別会計法の一部改正）

第十三条　食糧管理特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧管理」を「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改め、「貯蔵」の下に「並麦等ノ輸入ニ係ル納付金ノ受入」を加える。

第六条中「売渡代金」の下に「、麦等（飼料用ヲ除ク）ノ輸入ニ係ル納付金」を加え、同条に次の二項を加える。

前項ニ定ムルモノノ外国内米管理勘定ニ於テハ輸入食糧管理勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入食糧管理勘定ニ於テハ国内米管理勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ国内米管理勘定ヘノ繰入金ハ同勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ヲ補塡スル為輸入食糧管理勘定ニ於ケル輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ生ズル利益ノ額ヲ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入食糧管理勘定ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ二ノ二中「売渡代金」の下に「、麦等（飼料用ニ限ル）ノ輸入ニ係ル納付金」を加える。

（食糧緊急措置令の廃止）

第十四条　食糧緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十六号）は、廃止する。

（米穀の政府買入価格の特例に関する法律の一部改正）

第十五条　米穀の政府買入価格の特例に関する法律（昭和二十七年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第　号）第五十九条第二項」に改める。

（飼料需給安定法の一部改正）

第十六条　飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「基き、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第十一条第二項」を「基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第　号）第六十七条第一項」に、「を買い入れるの外」を「の輸入を目的とする買入れを行うほか、」に、「以下この条」を「次項、第五条第二項」に改める。

第五条第四項中「売渡」を「売渡し」に、「食糧管理法第四条ノ三第一項の規定を」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十八条第二項において準用する同法第六十一条第二項から第七項までの規定は」に改める。

（経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正）

第十七条　経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表甲号第四号を次のように改める。

四　削除

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第十八条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二　削除

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第十二号中「食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第八条ノ四」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第　号）第八十三条第一項」に改める。

（地価税法の一部改正）

第二十条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中イを次のように改める。

イ　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第　号）第五十九条第一項（米穀の政府買入れ）、第六十条第一項（米穀等の輸入を目的とする買入れ）、第六十二条第一項（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）、第六十五条第二項（米穀の輸入又は輸出の許可）、第六十六条第一項（麦の政府買入れ）又は第六十七条第一項（麦等の輸入を目的とする買入れ）の規定に基づき政府が買い入れた米穀又は麦を保管するための施設

（農林水産省設置法の一部改正）

第二十一条　農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十五号中「統制」を「安定」に改める。

第五条第六号中「主要食糧の使用、加工、譲渡、譲受又は引渡」を「米穀の使用、譲渡又は譲受」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　米穀の譲渡、移動又は保管に関し、命令すること。

第五条第四十六号を次のように改める。

四十六　米穀の売渡しを指示し、又は命ずること。

第二十二条第一項中「国家管理並びに」を「需給及び価格の安定を図るとともに、」に改める。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、近年における米穀の生産・流通・消

理由

主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営及び米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貿をめぐる諸情勢の大きな変化並びに世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴う新たな国際的規律に対応するため、今後とも米穀の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ、生産者の自主性を活かした稲作生産の体質強化、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等が図られるよう、食糧管理法を廃止し、新たな制度を構築しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　政府は、米穀の需給の適格な見通しを定め、これに基づき、計画的にかつ整合性をもって、米穀の生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営及び適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うこととし、農林水産大臣はこれに必要な基本計画を策定すること。

2　自主流通米及び政府米を計画流通米として位置付け、米穀の生産者に関しては、現行の政府への売渡義務を廃止し、消費者の必要とする数量の米穀が計画的かつ安定的に出荷されるよう、その売渡先を特定するとともに、計画出荷米以外のものは、その数量の届出を要件として自由に販売できることとすること。また、自主流通米及び政府米の適正かつ円滑な流通を確保するため、その出荷取扱及び販売を行う業者については、現行の指定・許可制に代えて登録制とするほか、自主流通米を計画的に流通させる主体として自主流通法人を法律上位置付けることとすること。これに併せて、その流通ルートについても、流通実態に沿うよう多様化・弾力化すること。

3　入札を通じて自主流通米の取引の指標とすべき適正な価格の形成が図られるよう、その機能を担う自主流通米価格形成センターを法律上位置付けるとともに、政府米の買入価格については、自主流通米価格の動向等を反映させるほか、生産条件等を参酌し、再生産の確保を旨として定めることとすること。

4　政府は、民間流通による自主流通米を主体とする制度の下で、政府米の操作を通じて、備蓄の運営及びミニマム・アクセスの運用を行うため、生産調整実施者から政府米を買い入れるとともに、政府により輸入された米穀等の売買差額が国際約束に従って農林水産大臣が定めた額の範囲内となるよう、売渡しを行うこととすること。

5　麦等について、国際約束に従って、政府以外の者が関税相当量を支払えば輸入することができるものとするほか、政府により輸入された麦等の売買差額について米穀等の場合と同様の規定の整備を行うこと。

6　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、輸入関係の規定等は、平成七年四月一日(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該協定が日本国について効力を生ずる日以後の政令で定める日)から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の実施に伴い、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営及び米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成六年十二月一日

世界貿易機関設立協定等に関する特別委員長　佐藤　孝行

衆議院議長　土井たか子殿

〔別紙〕

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案に対する附帯決議

主要な食糧である米穀及び麦は、国民の主食としての役割を果たすとともに、我が国農業における重要な農産物としての地位を占めるほか、国土の保全に資するなど多面的な役割を果たしている。このため、これら主要食糧の生産基盤を強化し、需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定を期することは、国の重大な責務である。

よって政府は、本法の施行に当たっては左記事項の実現に努め、本制度の円滑な運営に遺憾なきを期すべきである。

記

一　米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画を定めるに当たっては、国民生活の安定を期するとともに、生産者の意向を十分踏まえ、農業経営の中・長期的安定に配慮すること。

二　生産調整の円滑な推進が本制度の運営に不可欠であることにかんがみ、生産調整目標面積については、米穀の生産力、流通・在庫量、消費量等を的確に把握し、かつ、営農の安定にも配慮し、全体需給の調整が図られるよう適切に決定するとともに、生産調整の実施に当たっては、生産者の自主的な判断を尊重しつつ、行政と農業団体等が一体となり推進すること。

また、生産調整の実効を確保する等の観点を踏まえ、生産調整助成金についてはその水準を適正に設定するとともに、米穀の政府買入価格については、需給動向等を反映させつつ、再生産が確保されるよう決定すること。

三　ミニマム・アクセスによる輸入米については、国産米の需給及び価格の安定が確保されるよう、新たに加工用、海外援助用などへの活用を真剣に検討するとともに、その売渡価格については国産米との品質格差等を適正に勘案して設定すること。

また、平成五年産米の著しい不作に対処するために緊急輸入した米穀についても、適切に処理すること。

四　米穀の備蓄制度の意義にかんがみ、政府が第一義的責任をもってその運営を行うとともに、備蓄数量については、百五十万トンの確保を基本としつつも、需給及び価格の安定を図る見地から弾力的に運用すること。また、備蓄に伴うコスト負担につき国民の理解が得られるよう努めること。

五　農林水産大臣が生産者ごとに計画出荷基準数量を決定するに当たっては、生産者の意向を十分反映させるとともに、出荷契約については作況変動等による事情の変化を反映し得る仕組みとすること。

また、計画流通制度の円滑な運営に資するため、計画出荷米が安定的に供給されるよう米穀の生産者等に対し適切な助成措置を講ずること。

さらに、計画出荷米以外の米穀の売渡しに係る生産者の届出については、極力その手続きを簡素化すること。

六　流通規制の緩和に当たっては、産地間の過当な競争、流通の混乱、不当な価格操作等不測の事態が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、小売業者等販売業者の業種転換や体質強化等が円滑に図られるよう、その対策に万全を期すること。

また、万一の緊急事態に備えるため、配給等を実施し得る体制の整備に配意すること。

七　米穀の品質・安全性等に対する国民の関心の高まりに対応するため、国営検査がこれまで果たしてきた役割に配慮し、必要な施設、効率的体制の整備を促進するとともに、農産物検査制度の在り方について検討すること。

また、年産・産地品種銘柄などの表示については、消費者の商品選択のよりどころとなるとともに、米穀の適正かつ円滑な流通を確保する上で不可欠であることから、一層の整備を図ること。

八　豊作等により米価が著しく低落する場合等には、備蓄の運用と国の支援の下に自主流通法人が行う調整保管を適切に関連付けて実施する等により、その対策に万全を期すること。

また、自主流通米の取引の指標となる価格が適正に形成されるよう自主流通米価格形成センターの公正な運営に努めること。

九　我が国における麦作の重要性にかんがみ、国内農業における麦作の位置付けを明確化し、品質の改善と生産振興対策を充実すること。

右決議する。

世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議案

右の議案を提出する。

平成六年十二月二日

提出者

仲村　正治　　谷垣　禎一
額賀福志郎　　木村　義雄
坂井　隆憲　　吹田　愰
森本　晃司　　山崎広太郎
永井　孝信　　山下八洲夫
佐藤謙一郎　　越智　伊平
川崎　二郎　　田中　直紀
中川　昭一　　小平　忠正
畑　英次郎　　日笠　勝之
伊藤　茂　　辻　一彦
前原　誠司　　遠藤　利明

賛成者

福永　信彦外四十三名

世界貿易機関設立協定の受諾等に伴う国内対策の確立等に関する決議

本院は、世界貿易の発展並びに自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益等を慎重に考慮し、農業協定を含む世界貿易機関設立協定を承認し、また、これに関連する国定法を可決した。しかしながら、これに伴い、農業をはじめとする分野で少なからぬ影響が生ずるおそれがある。

よって政府は、これらの影響を極力緩和し新たな国際環境に対応し得る構造を構築するとともに、特に農業については、予算措置について特別の配慮を払う等万全の国内対策を講ずるほか、食料自給力の強化、食品の安全性の確保等を図り、国民生活の安定に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

原子爆弾被爆者援護法案

右の議案を提出する。

平成六年十一月二十四日

提出者

栗屋　敏信　　西岡　武夫
冬柴　鐵三　　高木　義明
柳田　稔　　初村謹一郎
斉藤　鉄夫

賛成者

青山　二三外五十一名

原子爆弾被爆者援護法

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　援護
第一節　援護の種類（第三条）
第二節　健康管理（第四条－第六条）
第三節　医療（第七条－第二十条）
第四節　被爆者年金等の支給（第二十一条－第三十条）
第五節　特別給付金の支給（第三十一条－第三十六条）
第六節　福祉事業（第三十七条－第三十九条）
第三章　平和祈念事業（第四十条）
第四章　原子爆弾被爆者援護審議会（第四十一条－第四十三条）
第五章　費用（第四十四条・第四十五条）
第六章　雑則（第四十六条－第五十七条）
附則

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとえ一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我らは、再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意

を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国家補償的配慮に基づき、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（被爆者）

第一条　この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一　原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

二　原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者

三　前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四　前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者

（被爆者援護手帳）

第二条　被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3　被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　援護

第一節　援護の種類

第三条　この法律による援護の種類は、次のとおりとする。

一　健康診断の実施

二　医療の給付

三　一般疾病医療費の支給

四　被爆者年金の支給

五　医療手当の支給

六　介護手当の支給

七　葬祭料の支給

八　特別給付金の支給

九　相談事業

十　居宅生活支援事業

十一　養護事業

第二節　健康管理

（健康診断）

第四条　都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（健康診断に関する記録）

第五条　都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（指導）

第六条　都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節　医療

（医療の給付）

第七条　厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2　前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六　移送

3　第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（認定）

第八条　前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2　厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第九条　厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局を指定する。

2　指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があったとき、その他指定医療機関に第七条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4　厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十条　指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第七条第一項に規定する医療を担当

しなければならない。

2　指定医療機関は、第七条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十一条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2　前項に規定する診療方針又は診療報酬の例によることができないとき又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

（診療報酬の審査及び支払）

第十二条　厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3　厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4　国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（報告の請求及び検査）

第十三条　厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（医療費の支給）

第十四条　厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2　前項の規定により支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（一般疾病医療費の支給）

第十五条　厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第七条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第七条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3　被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があったときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があったものとみなす。

5　社会保険各法の規定による被保険者又は組合

員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（被爆者一般疾病医療機関）

第十六条　都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局を指定する。

2　被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第十七条　厚生大臣は、第十五条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2　国は、第十五条第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

（報告の請求等）

第十八条　第十三条の規定は、第十五条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第十九条　被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十条　被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によって負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

第四節　被爆者年金等の支給

（被爆者年金の支給）

第二十一条　被爆者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、被爆者年金を支給する。

一　第八条第一項の認定を受けた者（以下「第一号受給者」という。）

二　造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかっている者（前号に該当する者を除く。以下「第二号受給者」という。）

三　原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者（第一号又は前号に該当する者を除く。以下「第三号受給者」という。）

2　被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3　被爆者年金の額は、次の各号に掲げる被爆者年金の受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一号受給者　六十万円（原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者（小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。）にあっては、その額に五十五万九千二百円を加算した額）

二　第二号受給者　三十九万九千六百円

三　第三号受給者　二十万四百円（厚生省令で定める範囲の身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）がある者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び孫のいずれもない七十歳以上の者であって、その者と同居している者がいないものにあっては、その額に十九万九千二百円を加算した額）

4　厚生大臣は、第二号受給者が第一項第一号に規定する要件に該当しないこととなった場合において同項第二号に規定する要件に該当しないこととなった場合又は同項第三号に規定する要件に該当しないこととなった場合に、第三号受給者が同項第一号若しくは第二号に規定する要件に該当しないこととなった場合又は第一号受給者若しくは第三号受給者が前項第一号若しくは第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当しないこととなった場合には、職権により、又は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づき、当該被爆者年金の額を改定する。

（被爆者年金の支給期間及び支給月）

第二十二条　被爆者年金の支給は、被爆者年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2　前条第四項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始める。

3　被爆者年金は、毎月、それぞれその月の分を支給する。

（被爆者年金を受ける権利の消滅）

第二十三条　被爆者年金を受ける権利は、当該被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合又は第二号受給者に係る被爆者年金を受ける権利を有する者が第二十一条第一項第二号に規定する要件に該当しないこととなった場合（同項第一号に規定する要件に該当することとなった場合又は同項第三号に規定する要件に該当する場合を除く。）に、消滅する。

（時効）

第二十四条　被爆者年金を受ける権利は、五年間行わないときは、時効によって消滅する。

（未支給の被爆者年金）

第二十五条　被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2　未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3　未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（医療手当の支給）

第二十六条　都道府県知事は、第八条第一項の認定を受けた者であって、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療手当を支給する。

2　前項に規定する者は、医療手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3　医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八万五千四百円とする。

4　医療手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

（介護手当の支給）

第二十七条　都道府県知事は、被爆者であって、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者（その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。）が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

（葬祭料の支給）

第二十八条　都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（被爆者年金額等の自動改定）

第二十九条　被爆者年金及び医療手当（以下この条において「被爆者年金等」という。）については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による被爆者年金等の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該被爆者年金等の額を改定する。

2　前項の規定による被爆者年金等の額の改定の措置は、政令で定める。

（届出）

第三十条　第二十一条第二項の裁定を受けた者は厚生大臣に対し、第二十六条第二項の認定を受けた者は都道府県知事に対し、それぞれ、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2　厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支給を一時停止することができる。

3　都道府県知事は、医療手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく第一項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。

第五節　特別給付金の支給

（特別給付金の支給）

第三十一条　次の各号のいずれかに該当する者（次条から第三十六条までにおいて「死亡者」という。）の遺族である者には、特別給付金を支給する。

一　昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した第一条各号に掲げる者

二　昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者（当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。）による葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。）

2　特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3　前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成九年六月三十日までに行わなければならない。

4　前項の期間内に第二項の請求をしなかった者には、特別給付金は、これを支給しない。

（特別給付金の支給を受けることができる遺族の範囲）

第三十二条　特別給付金の支給を受けることができる遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2　死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡者の死亡の当時における子とみなす。

（特別給付金の支給を受けることができる遺族の順位）

第三十三条　特別給付金の支給を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序とし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第三十四条　特別給付金の額は、死亡者一人につき十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（国債の償還金の支払）

第三十五条　前条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（準用）

第三十六条　第二十五条第三項の規定は、死亡者に同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給又は第三十四条第一項に規定する国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合における当該記名者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求若しくはその支払若しくは同項に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。

第六節　福祉事業

（相談事業）

第三十七条　都道府県は、被爆者の心身の健康に関する相談、被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができる。

（居宅生活支援事業）

第三十八条　都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一　被爆者であって、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

二　被爆者であって、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三　被爆者であって、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

（養護事業）

第三十九条　都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であって、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第三章　平和祈念事業

第四十条　国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第四章　原子爆弾被爆者援護審議会

（設置及び権限）

第四十一条　厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療その他の被爆者の援護に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、被爆者の医療その他の被爆者の援護に関する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

（委員）

第四十二条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

（政令への委任）

第四十三条　この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　費用

（都道府県の支弁）

第四十四条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一　医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用

二　第三十七条から第三十九条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用

（費用の交付等）

第四十五条　国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用を当該都道府県に交付する。

2　国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲げる費用の全部又は一部を補助することができる。

第六章　雑則

（放射線影響研究所に対する助成）

第四十六条　国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（以下この条において「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進を図るため、この法律の施行の際現に広島県に主たる事務所を有する

財団法人放射線影響研究所（以下この条において「研究所」という。）に対し、研究所が行う原爆放射能影響調査研究に必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2　国は、予算の範囲内において、研究所が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第四十七条　この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第四十八条　この法律に基づく給付を受ける権利及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

（非課税）

第四十九条　租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2　特別給付金に関する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（不正利得の徴収）

第五十条　偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣（当該給付が都道府県知事により行われた場合にあっては、都道府県知事）は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（戸籍事項の無料証明）

第五十一条　市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する者又は第三十一条第一項に規定する遺族である者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（広島市及び長崎市に関する特例）

第五十二条　この法律の規定（第五十四条を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

（再審査請求）

第五十三条　広島市又は長崎市の長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（権限の委任）

第五十四条　この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に属する事務であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することができる。

（省令への委任）

第五十五条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第五十六条　第四条に規定する健康診断、第六条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条　第七条第二項各号に掲げる医療を行った者又はこれを使用する者が、第十四条第三項（第十八条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第三項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年七月一日から施行する。

（国債の発行の日）

第二条　第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年八月一日とする。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止）

第三条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

二　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧原爆医療法」という。）第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をしている者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二条第二項の規定により交付された被爆者援護手帳とみなす。

第五条　旧原爆医療法第四条の規定により行った健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保存については、なお従前の例による。

第六条　施行日前に行われた旧原爆医療法第七条第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第七条　この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七条第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第七条第三項に規定する指定医療機関又は第十五条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第八条　この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八条第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第八条第一項の認定を受けた者とみなす。

第九条　施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧原

爆医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

第十条　この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された委員である者は、第四十一条第二項の規定により任命された委員とみなす。

2　前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された日から、起算する。

（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第十一条　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項又は第三条第二項の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第四条の二第二項の認定を受けている者及び旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により医療特別手当又は特別手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、第二十一条第二項の第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定を受けた者とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五条第二項又は第五条の二第二項の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書の認定を受けている者及び旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、それぞれ、第二十一条第二項の第二号受給者又は第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定を受けた者とみなす。

3　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第四条の二第二項の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により原子爆弾小頭症手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、第二十一条第二項の同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定を受けた者とみなす。

4　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により保健手当の支払を差し止められている者を除く。）は、第二十一条第二項の同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定を受けた者とみなす。

5　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により医療特別手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、第二十六条第二項の認定を受けたものとみなす。

6　前項の規定により第二十六条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療手当の支給は、同条第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

第十二条　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項又は第三条第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一条第二項の第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五条第二項又は第五条の二第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、それぞれ、第二十一条第二項の第一号受給者又は第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなす。

3　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第四条の二第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一条第二項の同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなす。

4　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一条第二項の同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなす。

5　第一項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により第二十一条第二項の裁定を受けた者（第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により同条第二項の裁定を受けた者（以下この項において「原子爆弾小頭症加算適用者」という。）を除く。）に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は旧原爆特別措置法による特別手当と、第一項及び第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により同条第二項の裁定を受けた者のうち原子爆弾小頭症加算適用者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は旧原爆特別措置法による特別手当及び原子爆弾小頭症手当と、第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により同条第二項の裁定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金（同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る部分に限る。）は旧原爆特別措置法による原子爆弾小頭症手当とみなす。

6　第二項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により第二十一条第二項の裁定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による健康管理手当とみなす。

7　第二項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により第二十一条第二項の裁定を受けた者（第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により同条第二項の裁定を受けた者（次項において「保健手当加算適用者」という。）を除く。）に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなす。

8　第二項及び第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により第二十一条第二項の裁定を受けた者のうち保健手当加算適用者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなし、当該保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書に規定する額とする。

9　第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の裁定の請求とみなされた請求により第二十一条第二項の裁定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金（同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る部分に限る。）は、旧原爆特別措置法による保健手当とみ

なし、当該保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書に規定する額から旧原爆特別措置法第五条第三項本文に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

10　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十六条第二項の認定の申請とみなす。

11　前項の規定により第二十六条第二項の認定の申請とみなされた申請により同項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の医療手当は、旧原爆特別措置法による医療特別手当とみなし、当該医療特別手当の額は、旧原爆特別措置法第二条第三項に規定する額から旧原爆特別措置法第三条第三項に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

第十三条　第二十一条第二項の規定により被爆者年金を受ける権利（この法律の施行後に支給事由が生じたものを除く。）の裁定を受けた者（附則第十一条第一項から第四項までの規定により裁定を受けた者とみなされた者を含む。）に対する被爆者年金の支給は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

第十四条　平成七年六月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、附則第十二条第八項、第九項又は第十一項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十五条　この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七条第一項の規定によりされた届出は、第三十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十六条　施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八条に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十七条　施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九条の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

（健康診断の特例）

第十八条　原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第四条の規定の適用については、被爆者とみなす。

2　厚生大臣は、速やかに、前項に規定する者の状況について調査しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第十九条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　旧原爆医療法第四条に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合においては、第四条に規定する健康診断及び第六条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密を漏らしたものとみなして、第五十六条の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（老人保健法の一部改正）

第二十一条　老人保健法の一部を次のように改正する。

第四十九条中「十分の二」の下に「（原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）第十五条第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用については、その十分の三）」を加え、「十二分の四」の下に「（同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用については、その十二分の六）」を加える。

第五十条中「」に要する費用」の下に「（原子爆弾被爆者援護法第十五条第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用を除く。）」を加え、「老人保健施設療養費等に要する費用」の下に「（同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用を除く。）」を加える。

第五十二条中「十分の二」の下に「（原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）第十五条第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用については、その十分の三）」を加え、「十二分の四」の下に「（同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用については、その十二分の六）」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第二十二条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二十三条　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）第十二条第三項若しくは第十七条第一項」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者援護法第十二条第四項若しくは第十七条第二項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十四条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十五条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六条第一項に

規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正）

第二十七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）」に改める。

第七十二条の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　法人の事業税の課税標準の算定に当たっての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給付につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2　個人の事業税の課税標準の算定に当たっての前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要な経費への算入については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三十条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）」に、「被爆者健康手帳」を「被爆者援護手帳」に改め、「並びに」を削り、「質問させる」を「質問させ、並びに被爆者等に対して医療手当等を支給する」に改める。

別表第三第一号十の三を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

第三十一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」及び「、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を削り、「及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」を「、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）及び原子爆弾被爆者援護法（平成六年法律第　号）」に改める。

第六条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改め、「並びに」を削り、「定めること」を「定め、並びに被爆者年金を受ける権利を裁定し、及び被爆者年金の額を改定すること」に改める。

理　由

国家補償的配慮に基づき、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずるとともに、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成七年度において約千七百億円の見込みである。

原子爆弾被爆者援護法案（栗屋敏信君外六名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、恒久平和を念願するとともに、国家補償的配慮に基づき、被爆者の放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として被爆死没者の尊い犠牲を銘記しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　被爆者とは、原子爆弾投下の際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域内に在った者等であって被爆者援護手帳の交付を受けたものをいうものとすること。

2　都道府県知事は、申請に基づき、被爆者援護手帳を交付するものとすること。

3　被爆者に対し、次のとおり援護を行うものとすること。

㈠　この法律による援護の種類は、健康診断の実施、医療の給付、被爆者年金の支給、医療手当の支給、特別給付金の支給等とするものとすること。

㈡　都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うものとすること。

㈢　厚生大臣は、認定疾病及び一般疾病について、必要な医療の給付及び一般疾病医療費の支給を行うものとすること。

㈣　国は、被爆者年金の支給を行うものとすること。

(1)　被爆者であって、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し又は疾病にかかっているとされるもの（以下「第一号受給者」という。）、造血機能障害等を伴う疾病にかかっているもの（第一号受給者であるものを除く。以下「第二号受給者」という。）又は原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在ったもの等（第一号受給者又は第二号受給者である者を除く。以下「第三号受給者」という。）に対し支給する。

(2)　被爆者年金額は、第一号受給者にあっては六十万円（原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者にあっては五十五万九千二百円を加算した額）、第二号受給者にあっては三十九万九千六百円、第三号受給者にあっては二十万四百円（障害者又は単身の高齢者にあっては十九万九千二百円を加算した額）とする。

㈤　都道府県知事は、次の手当等の支給を行うものとすること。

(1)　医療手当　原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し又は疾病にかかっていると認定された者であって現にその状態にあ

るものに対し支給する。

(2) 介護手当　精神上又は身体上の障害のため介護を受けている要介護被爆者に対し支給する。

(3) 葬祭料　被爆者が死亡したとき葬祭を行う者に対し支給する。

(六) 原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域に在った者等であって、昭和四十四年三月三十一日以前に死亡したもの及び昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡したもの(当該死亡した者の葬祭を行う者が葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。)の遺族には、特別給付金を支給するものとすること。

(1) 特別給付金の支給を受けようとする者は、平成九年六月三十日までに、請求を行わなければならないものとすること。

(2) 遺族の範囲及び順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とすること。

(3) 特別給付金の額は、死亡した者一人につき十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付するものとすること。

(七) 都道府県は、被爆者に対し次の福祉事業を行うことができるものとすること。

(1) 被爆者の援護に関する相談事業

(2) 被爆者に対する居宅生活支援事業

ア　日常生活に支障がある被爆者に対し、居宅における入浴、排せつ、食事等の介護などの便宜を供与する事業

イ　日常生活に支障がある被爆者に対し、施設に通わせて入浴、食事の提供、機能訓練等の便宜を供与する事業

ウ　居宅において介護を受けることが一時的に困難になった被爆者について、施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(3) 居宅で養護を受けることが困難な、養護を必要とする被爆者を適当な施設に入所させ、必要な養護を行う事業

4　国は、原子爆弾による尊い犠牲を銘記し、恒久平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行うものとすること。

5　厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の援護に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者援護審議会を置くものとすること。

6　国は、都道府県が支弁する医療手当等の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用を交付するものとし、この法律の規定により都道府県が行う事業に要する費用の全部又は一部を補助することができるものとすること。

7　国は、原爆放射能影響調査研究の推進を図るため、放射線影響研究所(以下「研究所」という。)に対し、研究所が行う原爆放射能影響調査研究に必要な助言その他の援助を行うよう努めるとともに、予算の範囲内において、研究所が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができるものとすること。

8　この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとすること。

9　施行期日等

(一) この法律は、平成七年七月一日から施行すること。

(二) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を廃止すること。

(三) 被爆者の一般疾病医療費につき、老人保健法に基づき都道府県及び市町村が負担するものとすることとされている費用を国が負担すること。

(四) その他本法の施行に伴う所要の規定を整備するとともに、関連法律について所要の改正を行うこと。

二　議案の否決理由

原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、国家補償的配慮に基づき、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて国として、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行おうとするものであるが、妥当でないものと認め、本案は、否決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成七年度において約千七百億円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して井出厚生大臣より「政府としては、反対である」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成六年十二月一日

厚生委員長　岩垂寿喜男

衆議院議長　土井たか子殿

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案

右

国会に提出する。

平成六年十一月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

目次

前文
第一章　総則(第一条・第二条)
第二章　原子爆弾被爆者医療審議会(第三条―第五条)
第三章　援護
第一節　通則(第六条)
第二節　健康管理(第七条―第九条)
第三節　医療(第十条―第二十三条)
第四節　手当等の支給(第二十四条―第三十六条)
第五節　福祉事業(第三十七条―第三十九条)
第四章　調査及び研究(第四十条)
第五章　平和を祈念するための事業(第四十一条)

第六章　費用（第四十二条・第四十三条）
第七章　雑則（第四十四条―第五十四条）
附則

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我らは、再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（被爆者）

第一条　この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一　原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

二　原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者

三　前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四　前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であった者

（被爆者健康手帳）

第二条　被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。）の都道府県知事に申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3　被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　原子爆弾被爆者医療審議会

（設置及び権限）

第三条　厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

（委員）

第四条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

（政令への委任）

第五条　この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　援護

第一節　通則

（援護の総合的実施）

第六条　国は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。

第二節　健康管理

（健康診断）

第七条　都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（健康診断に関する記録）

第八条　都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（指導）

第九条　都道府県知事は、第七条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節　医療

（医療の給付）

第十条　厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2　前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六　移送

3　第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第十二条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（認定）

第十一条　前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2　厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第十二条　厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第十条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局を指定する。

2　指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があったとき、その他指定医療機関に第十条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4　厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十三条　指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第十条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2　指定医療機関は、第十条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十四条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2　前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が審議会の意見を聴いて定めるところによる。

（診療報酬の審査及び支払）

第十五条　厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3　厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4　国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5　第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（報告の請求及び検査）

第十六条　厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（医療費の支給）

第十七条　厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第十条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2　前項の規定により支給する医療費の額は、第十四条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

（一般疾病医療費の支給）

第十八条　厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病（第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。）につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）若しくは日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定により医療に

関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3　被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があったときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があったものとみなす。

5　社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（被爆者一般疾病医療機関）

第十九条　都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局を指定する。

2　被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十条　厚生大臣は、第十八条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2　国は、第十八条第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

（報告の請求等）

第二十一条　第十六条の規定は、第十八条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十七条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

（一般疾病医療費の支給の制限）

第二十二条　被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十三条　被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によって負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

第四節　手当等の支給

（医療特別手当の支給）

第二十四条　都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者であって、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する。

2　前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3　医療特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、十三万五千四百円とする。

4　医療特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

（特別手当の支給）

第二十五条　都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者に対し、特別手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2　前項に規定する者は、特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3　特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五万円とする。

4　特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

（原子爆弾小頭症手当の支給）

第二十六条　都道府県知事は、被爆者であって、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの（小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。）に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。

2　前項に規定する者は、原子爆弾小頭症手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3　原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万六千六百円とする。

4　原子爆弾小頭症手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が死亡した日の属する月で終わる。

（健康管理手当の支給）

第二十七条　都道府県知事は、被爆者であって、

造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2　前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3　都道府県知事は、前項の認定を行う場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、第一項に規定する疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとする。

4　健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万三千三百円とする。

5　健康管理手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき第三項の規定により定められた期間が満了する日（その期間が満了する日前に第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の属する月で終わる。

（保健手当の支給）

第二十八条　都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2　前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3　保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千七百円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であって、現に当該各号のいずれかに該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、三万三千三百円とする。

一　厚生省令で定める範囲の身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）がある者

二　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第三十三条第二項において同じ。）、子及び孫のいずれもいない七十歳以上の者であって、その者と同居している者がいないもの

4　保健手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

5　第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における保健手当の額の改定は、その認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

6　第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなった場合における保健手当の額の改定は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から行う。

（手当額の自動改定）

第二十九条　医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下この条において単に「手当」という。）については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2　前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

（届出）

第三十条　第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2　都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。

（介護手当の支給）

第三十一条　都道府県知事は、被爆者であって、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者（その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。）が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

（葬祭料の支給）

第三十二条　都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（特別葬祭給付金）

第三十三条　被爆者であって、次の各号のいずれかに該当する者（次項において「死亡者」という。）の遺族であるものには、特別葬祭給付金を支給する。

一　昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した第一条各号に掲げる者

二　昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者（当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。）による葬祭料の支給を受け、

又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。）

2　前項の遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

3　特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

4　前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成九年六月三十日までに行わなければならない。

5　前項の期間内に第三項の請求をしなかった者には、特別葬祭給付金は、これを支給しない。

（特別葬祭給付金の額及び記名国債の交付）

第三十四条　特別葬祭給付金の額は、十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（国債の償還を受ける権利の承継）

第三十五条　前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の償還金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

（国債の償還金の支払）

第三十六条　第三十四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

第五節　福祉事業

（相談事業）

第三十七条　都道府県は、被爆者の心身の健康に関する相談、被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができる。

（居宅生活支援事業）

第三十八条　都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一　被爆者であって、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

二　被爆者であって、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三　被爆者であって、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

（養護事業）

第三十九条　都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であって、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第四章　調査及び研究

（調査及び研究）

第四十条　国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（次項において「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進に努めなければならない。

2　国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であって、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

第五章　平和を祈念するための事業

（平和を祈念するための事業）

第四十一条　国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第六章　費用

（都道府県の支弁）

第四十二条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一　医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用

二　第三十七条から第三十九条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用

（国の負担等）

第四十三条　国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用（介護手当に係るものを除く。）を当該都道府県に交付する。

2　国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

3　国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲げる費用の一部を補助することができる。

第七章　雑則

（譲渡又は担保の禁止）

第四十四条　この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第四十五条　この法律に基づく給付を受ける権利

及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

（非課税）

第四十六条　租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2　特別葬祭給付金に関する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（不正利得の徴収）

第四十七条　偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣（当該給付が都道府県知事により行われた場合にあっては、都道府県知事）は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（戸籍事項の無料証明）

第四十八条　市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三十三条第一項に規定する遺族である者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（広島市及び長崎市に関する特例）

第四十九条　この法律の規定（第六条及び第五十一条を除く。）中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

（再審査請求）

第五十条　広島市又は長崎市の長が行う被爆者健康手帳の交付又は医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

（権限の委任）

第五十一条　この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に属する事務であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することができる。

（省令への委任）

第五十二条　この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第五十三条　第七条に規定する健康診断、第九条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　第十条第二項各号に掲げる医療を行った者又はこれを使用する者が、第十七条第三項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（国債の発行の日）

第二条　第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年八月一日とする。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止）

第三条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

二　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧原爆医療法」という。）第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をしている者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

2　施行日前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

第五条　この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された委員である者は、第四条第二項の規定により任命された委員とみなす。

2　前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された日から、起算する。

第六条　旧原爆医療法第四条の規定により行った健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保存については、なお従前の例による。

第七条　施行日前に行われた旧原爆医療法第七条第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第八条　この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七条第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第十条第三項に規定する指定医療機関又は第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第九条　この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八条第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第十一条第一項の認定を受けた者とみなす。

第十条　施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第十一条　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けている者

（旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなす。

2　前項の規定により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給は、第二十四条第四項、第二十五条第四項、第二十六条第四項、第二十七条第五項及び第二十八条第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

3　第一項の規定により第二十七条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、その者が旧原爆特別措置法第五条第二項の認定の申請をした日から起算してその者につき同条第三項の規定により定められた期間が満了する日（その期間が満了する日前に第二十七条第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の属する月で終わる。

第十二条　この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請をしている者に係る当該申請は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請とみなす。

2　前項の規定によりこの法律による申請とみなされた申請により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、それぞれ旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当とみなす。

3　第一項の規定により第二十八条第三項ただし書の認定の申請とみなされた申請により同項ただし書の認定を受けた者に係る当該申請をした日の属する月の翌月から平成七年六月までの間の旧原爆特別措置法による保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書に規定する額とする。

第十三条　平成七年六月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、前条第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十四条　この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七条第一項の規定によりされた届出は、第三十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十五条　施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八条に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十六条　施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九条の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

（健康診断の特例）

第十七条　原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第七条の規定の適用については、被爆者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　旧原爆医療法第四条に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合においては、第七条に規定する健康診断及び第九条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密を漏らしたものとみなして、第五十三条の規定を適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二十条　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（平成六年法律第　号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十一条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第　号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第　号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六条第一項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正）

第二十四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する

法律（平成六年法律第　　号）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第　　号）」に改める。

第七十二条の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　法人の事業税の課税標準の算定に当たっての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給付につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2　個人の事業税の課税標準の算定に当たっての前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要な経費への算入については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第二十七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第　　号）」に改め、「並びに」を削り、「質問させ」を「質問させ、並びに被爆者等に対して医療特別手当等を支給する」に改める。

別表第三第一号十の三を削る。

（厚生省設置法の一部改正）

第二十八条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」及び「、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を削り、「及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」を「、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第　　号）」に改める。

第六条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

理　由

原子爆弾の被爆者の高齢化の進行等の状況にかんがみ、被爆者に対して、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずるとともに、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、恒久平和を念願するとともに、国の責任において、被爆者の放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として被爆死没者の尊い犠牲を銘記しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　被爆者とは、原子爆弾投下の際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域内に在った者等であって被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうものとすること。

2　都道府県知事は、申請に基づき、被爆者健康手帳を交付するものとすること。

3　被爆者の医療等に関する重要事項の調査審議のため、原子爆弾被爆者医療審議会を置くものとすること。

4　被爆者に対し、次のとおり援護を行うものとすること。

㈠　国は、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとすること。

㈡　都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うものとすること。

㈢　厚生大臣は、認定疾病及び一般疾病について、必要な医療の給付及び一般疾病医療費の支給を行うものとすること。

㈣　都道府県知事は、次の手当等の支給を行うものとすること。

(1)　医療特別手当　認定疾病患者であって、現にその状態にあるものに対し支給する。

(2)　特別手当　医療特別手当の支給を受けている者以外の認定疾病患者に支給する。

(3)　原子爆弾小頭症手当　被爆者であって、放射能の影響による小頭症患者に支給する。

(4)　健康管理手当　造血機能障害等の被爆者に対し支給する。

(5)　保健手当　被爆者のうち、原子爆弾投下時に爆心地から二キロメートルの区域内に在った者等に対し支給する。

(6)　介護手当　精神上又は身体上の障害のため介護を受けている要介護被爆者に対し支給する。

(7)　葬祭料　被爆者が死亡したとき葬祭を行う者に対し支給する。

㈤　被爆者であって、昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める地域に在った者等（当該死亡した者の葬祭を行う者が葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。）の遺族には、特別葬祭給付金を支給するものとすること。

(1)　遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とすること。

(2)　特別葬祭給付金の支給を受けようとする者は、平成九年六月三十日までに、請求を行わなければならないものとすること。

(3)　特別葬祭給付金の額は、十万円とし、

二年以内に償還すべき記名国債をもって交付するものとすること。

(六) 都道府県は、被爆者に対し次の福祉事業を行うことができるものとすること。

(1) 被爆者の援護に関する相談事業

(2) 被爆者に対する居宅生活支援事業

ア 日常生活に支障がある被爆者に対し、居宅における入浴、排せつ、食事等の介護などの便宜を供与する事業

イ 日常生活に支障がある被爆者に対し、施設に通わせて入浴、食事の提供、機能訓練等の便宜を供与する事業

ウ 居宅において介護を受けることが一時的に困難になった被爆者について、施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(3) 居宅で養護を受けることが困難な、養護を必要とする被爆者を適当な施設に入所させ、必要な養護を行う事業

5 国は、原爆放射能影響調査研究の推進に努めるとともに、当該調査研究を主たる目的とする民法法人に対し、補助することができるものとすること。

6 国は、原子爆弾による尊い犠牲を銘記し、恒久平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行うものとすること。

7 国は、都道府県が支弁する医療特別手当等の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用を交付若しくは負担するものとし、この法律の規定により都道府県が行う事業に要する費用の一部を補助することができるものとすること。

8 この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとすること。

9 施行期日等

(一) この法律は、平成七年七月一日から施行すること。

(二) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を廃止すること。

(三) その他本法の施行に伴う所要の規定を整備するとともに、関連法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

原子爆弾被爆者における放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、国の責任において、高齢化の進行している被爆者に対して、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

また、本案に対して、日本共産党より、本法に基づく各種の給付が国家補償として行われること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して井出厚生大臣より日本共産党の修正案に対して「政府としては、反対である」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成六年十二月一日

厚生委員長　岩垂寿喜男

衆議院議長　土井たか子殿

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案に対する附帯決議

政府は、保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者援護対策を講じるとの本法案の趣旨を踏まえ、次の諸点について特にその実現に努めるべきである。

一 平成七年度に予定されている原爆被爆者実態調査について、内容の充実に努め、原子爆弾被害の実態及び被爆者の現状の把握に遺漏なきを期すこと。

二 放射線影響研究所の運営及び予算配分について、その改善を図るとともに、移転対策を推進するよう努めること。

三 被爆者の老人医療費負担に係る地方公共団体への財政措置については、被爆者の高齢化が進展していることを踏まえ、その在り方について検討を行うこと。

四 被爆地域の指定の在り方について、原爆放射線による健康影響に関する研究の進展を勘案し、科学性、合理性に配慮しつつ検討を行うこと。

五 被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

六 相談事業及び居宅生活支援事業を始めとする被爆者に対する福祉事業について、法定化の趣旨を踏まえ一層の推進を図ること。

七 原爆死没者慰霊等施設のできるだけ早い設置を図るとともに、被爆者及び死没者の遺族の共感が得られる施設となるよう努めること。

八 広島、長崎の医療・研究機関が放射線医療の分野において、世界的に貢献できるよう研究機能の充実に努めること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部二、八八四円（税八四円を含む）（配送料別）